

仕 様 書

行財政局税務部税制課

(担当：羽田、宇衛、織戸、原 電話：075-222-3155)

件 名	京都市税務システム再構築等業務委託
契約期間	契約の日の翌日～令和 12 年 1 月 31 日
契約条件	1 調達範囲及び要件 仕様書等(本仕様書及び京都市税務システム再構築等業務委託仕様書(以下「個別仕様書」という。))並びに標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書、京都市情報セキュリティ対策基準、電子計算機による事務処理等(システム開発・保守)の委託契約に係る共通仕様書及び個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書)に記載のとおり。 ただし、次の資料(2種類)については、契約課窓口で別途交付する。 ・標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書 ・京都市情報セキュリティ対策基準 また、各共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。 2 落札者選定方法 本件及び本件に付随して見込まれる業務の実施に係る価格並びに企画提案の内容を複数の評価員で評価する総合評価一般競争入札により行う。 仕様書、京都市税務システム再構築等業務に係る落札者決定基準及び企画提案書作成要領を確認のうえ企画提案書等を提出するとともに、企画提案に係るヒアリングに応じること。 3 予定価格について 予定価格は契約期間中の物価等の変動予想額も含めて設定しており、契約期間中に物価等の変動があっても、原則として契約変更は行わない。 4 仕様の変更等について 京都市総合評価競争入札の実施に関する要領第 19 条に基づき、原則として受託者の企画提案の内容により仕様の一部を定め、又はあらかじめ定めた仕様を変更する。 落札者の責めに帰すべき事由により、提案等に虚偽又は錯誤があることが判明した場合又は提案等の全部若しくは一部が履行不能となった場合、委託者は、実際に確認できた内容に基づいて評価項目の再評価を行い、次に定める算式により得られた額(円未満切り捨て)を違約金として請求する。 $\text{入札価格} \times (1 - \text{実際に確認できた内容に基づく技術点(基礎点を除く)} / \text{企画提案書に基づく技術点(基礎点を除く)})$ なお、技術点のうち基礎点が減点された場合は契約を解除する。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

京都市税務システム
再構築等業務
委託仕様書

令和8年4月
京都市行財政局税務部税制課

目次

第 1	案件名	1
第 2	履行期間.....	1
第 3	履行場所（納入場所）	1
第 4	調達背景及び目的	1
第 5	基本方針.....	1
1	標準準拠システムへの移行	1
2	ガバメントクラウドの利用	2
3	市民サービスの向上	2
4	安定稼働・長期稼働	2
5	デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しと効率化.....	2
6	本市独自税目も含めたシステムの再構築等.....	2
第 6	業務委託概要	3
1	調達範囲.....	3
2	役割分担.....	5
3	前提条件（留意点）	8
4	別途契約予定案件.....	10
第 7	体制要件.....	10
1	プロジェクト体制要件.....	10
第 8	機能要件.....	11
1	業務機能要件	11
2	共通機能要件	12
第 9	帳票要件.....	12
第 10	連携要件.....	12
1	連携要件一覧への対応.....	13
第 11	非機能要件	13
1	非機能要件一覧への対応	13
2	非機能要件一覧以外への対応.....	13
第 12	開発・構築業務内容	16
1	プロジェクト工程定義.....	16
2	プロジェクト管理要件（共通）	16
3	設計・構築要件.....	19
4	システム環境構築.....	20
5	システム移行・運用構築.....	21
第 13	成果物	27
1	本件調達における成果物.....	27
2	成果物の体裁	27
3	権利の帰属.....	28

4	第三者の権利の使用	28
5	本契約・運用保守契約の範囲及び適合基準の整理.....	28
6	検収・支払	28
第 14	その他	29
1	仕様の調整.....	29
2	記録・報告資料の作成補助等.....	29
3	データの取り扱いについて	29

添付資料

業務フロー

連携要件一覧

京都市運用保守業務委託仕様書（案）

様式第 1 号 業務従事メンバー状況表（体制図）

様式第 2 号 業務従事メンバー状況表（従事メンバーの役割詳細）

様式第 3 号 提案するパッケージシステムに類似・関連する案件の実績一覧表

様式第 4 号 提案書記載項目対応表

様式第 5 号 機能要件一覧

様式第 6 号 帳票要件一覧

様式第 7 号 非機能要件一覧

様式第 8 号 システム構成図

様式第 9 号 ソフトウェア構成一覧表

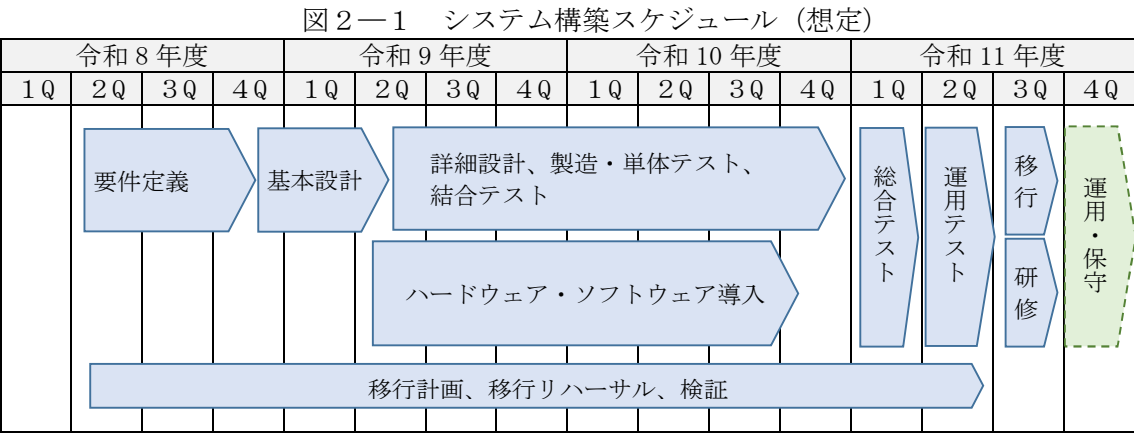
様式第 10 号 業務システムサーバ構成一覧表

第 1 案件名

京都市税務システム再構築等業務委託

第 2 履行期間

契約の日の翌日から令和 12 年（2030 年）1 月 31 日までとする。
令和 12 年（2030 年）1 月 4 日にシステムの利用を開始することとし、それまでの各工程のスケジュールについては、受託者の提案を踏まえ、本市と受託者との協議のうえで決定するが、現段階における本市の想定は以下のとおりである。



第 3 履行場所（納入場所）

京都市行財政局税務部税制課（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地）その他本市が指定又は承認する場所

第 4 調達の背景及び目的

地方公共団体の情報システムは、これまで各地方公共団体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各地方公共団体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の地方団体を中心に、同一ベンダーのシステムを利用する地方公共団体間でもシステムの内容が異なることが多く、様式・帳票も異なることが、それを作成・利用する住民・企業・地方団体等の負担にも繋がっているという事態が生じている。

このような地方公共団体の基幹業務システムの状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付け、標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用することを推奨する地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下、「標準化法」という。）が令和 3 年（2021 年）5 月に成立し、標準化法に基づき、税業務を含む地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとされた。

また、本市のシステム状況として、現行システムは平成 5 年の運用開始から 30 年以上にわたる長期利用により、システム構成が陳腐化し、近年の急速なデジタル化や法改正、制度変更への迅速な対応が困難になっているという課題が発生している。加えて、独自開発によるカスタマイズの増加や運用コストの上昇も招いている。

これらの課題を解決するため、本市では、国の方針に基づき、対象事務の標準準拠システムへの移行を着実に進めることで、将来に向けたデジタル環境を整えるためシステムを刷新する。また、業務プロセスの見直しを併せて行い、行政運営の効率化と市民の利便性向上を目指す。

第 5 基本方針

1 標準準拠システムへの移行

標準化法に基づき、税務システムについて、現在稼働している大型汎用コンピュータ（メインフレーム）や一部オープン化システムを基盤とした現行システムから、国が定めた標準仕様書に準拠したパッケージシステムへ移行する。

2 ガバメントクラウドの利用

本システムは、原則として国が整備するガバメントクラウドを利用して構築する。ただし、イメージ管理等の特定機能について、ガバメントクラウドの利用により費用が高騰する場合や、他の方法が本市にとってより合理的かつ経済的であると認められる場合は、代替案の提案を認める。

なお、代替案を採用する場合は、事前に京都市の承認を得るものとする。

3 市民サービスの向上

デジタル手続きの推進や、様式・帳票の標準化を進め、市民や企業の負担を軽減するとともに、利用者目線で利便性の高いサービスを提供する。

4 安定稼働・長期稼働

税システムは、課税・徴収、証明発行、他業務における税情報の活用といった面で市民生活に直結する基幹システムであることから、標準化に当たっては、安定稼働による業務の継続性を最優先に確保する。

5 デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しと効率化

標準準拠システムへの移行を契機に、業務プロセスを見直し、非効率な業務を削減するとともに、最新のデジタル技術を活用した業務の効率化を徹底する。

6 本市独自税目も含めたシステムの再構築等

標準化対象とされている税目以外に、本市では事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税を課税しており、さらに今後、非居住住宅利活用促進税についても課税を開始する予定であることを踏まえ、それらの税目に関する宛名管理・収納管理・滞納管理についても一体的に管理を行う必要があることから、それらに関するシステムも含めて一体的にシステム再構築等を行う。

第6 業務委託概要

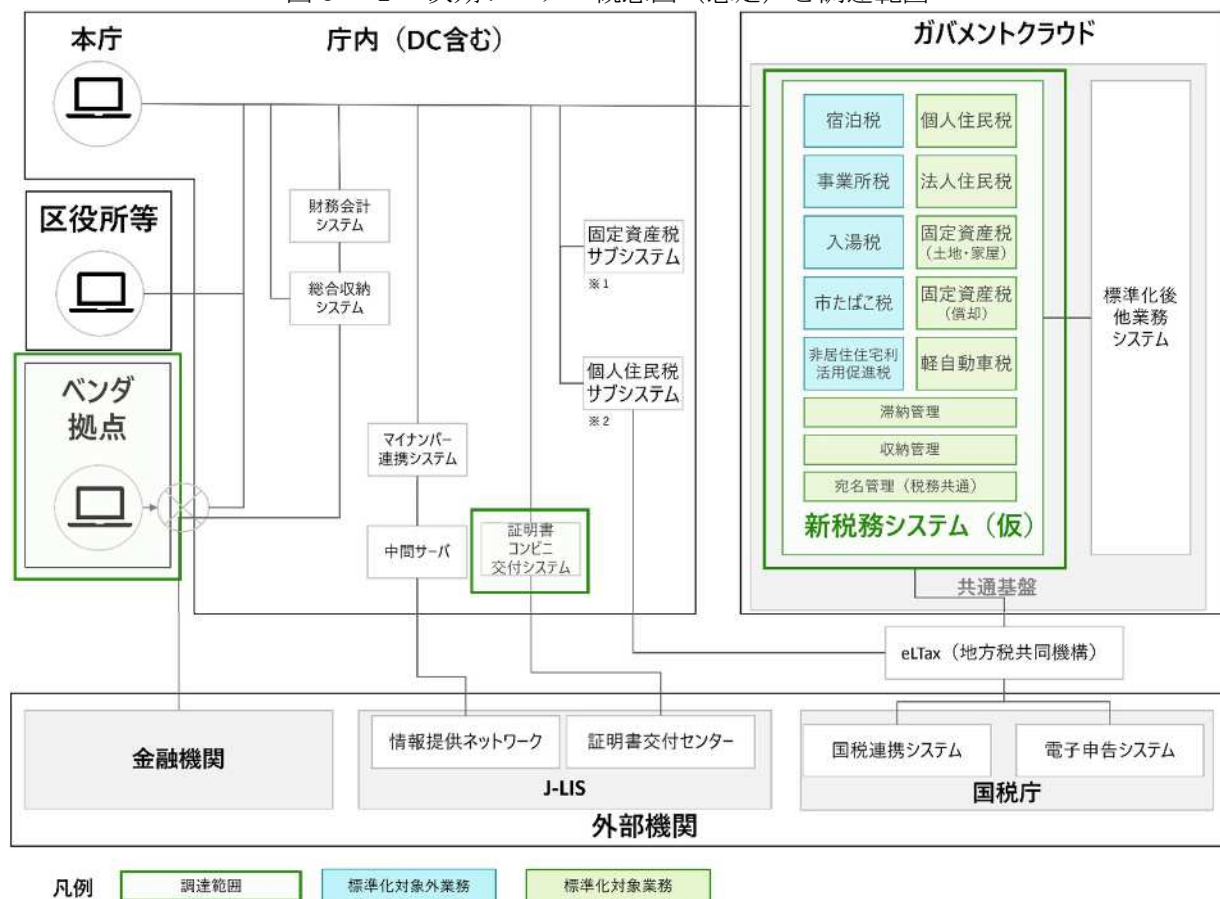
1 調達範囲

本業務におけるシステム構築に関する調達範囲を以下に示す。

本業務には、本システム全体の設計を含み、その設計には本システム単体の構築にとどまらず、関連する既存システムや外部連携システムとの統合・連携を含む全体的な調整を含むものとする。また、調達範囲外の業務については別途対応を行うが、本システムの利用開始に際して各事業者との調整が必要となる場合には、調整に必要な事項について適宜支援を行うものとする。

また、以下に示す標準化対象外業務に関する再構築等についても調達の範囲に含める。

図6-1 次期システム概念図（想定）と調達範囲



※1 両備システムズ社製「マルコポーロ」

※2 リードコナン社製「税務LAN」

（1）対象システムの導入及び設定

本件調達では、要件を満たす標準準拠パッケージシステム（新税務システム（仮））および必要なOSやミドルウェアを受託者が選定し、業務実施に必要な各種設定を行ったうえで、ガバメントクラウド上でシステムを稼働させるものとする。

なお、本市が求める要件を標準準拠パッケージシステムのみでは満たせない場合は、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、標準準拠システムとは別のシステム（外付けシステム等）として実装するものとする。

ガバメントクラウド環境上のサーバリソースおよびOSはガバメントクラウドから提供されるため、本件調達物品には含めない。また、ガバメントクラウドは単独利用方式（本市が割り当てを受けたクラウドサービス等提供単位に係る管理および利用権限を事業者に付与する方式）を想定しており、受託者はガバメントクラウドからのサーバ払出に必要な情報を

提供するものとする。

導入システムを利用するための業務端末（クライアント端末）の機器およびソフトウェアの調達は本件調達範囲外とする。ただし、本書で示す要件を満たす業務端末を利用できるパッケージを選定すること。また、端末要件の検討および設計、ならびにサーバ側の設定については、受託者の業務範囲に含めるものとする。

（２）他システムとの連携構築

ア 標準準拠システムとの連携構築

他の標準準拠システム（住民記録システム等）等と、国が定めるデータ要件・連携要件に基づく連携を行えるようにすること。

イ 関連システムとの連携構築

現行システムが連携している国等の外部機関のシステムや庁内の関連するシステムについて、国の定める仕様書や本書等を踏まえて必要な連携を構築すること。

また、中間サーバへの副本登録や情報照会を中継するマイナンバー連携システムについては、現在再整備を進めているため、導入予定のシステムの機能等を踏まえて受託者が個別に連携を構築するほか、共通基盤上の認証基盤・文字基盤・共通データとの連携・同期等を行うこと。

さらに、データ要件・連携要件、標準仕様書もしくは国が仕様を定める要件の変更または本市関連システム構成の変更等が生じた場合も、各連携インターフェース等について受託者は柔軟に対応して実現すること。

ウ 他業務システムの標準化完了までの対応（過渡期対応）

本業務の標準準拠システム導入時点で、関連する他業務が標準化未対応システムで稼働している場合、標準準拠システムとのインターフェースとは別に、過渡期対応として対向先システムの標準化対応が完了するまでの間の連携を担う、現行保証インターフェースを整備する必要がある。過渡期対応を行うにあたっては、原則として、標準化未対応システム側が自身の仕様や運用方法を考慮しつつ、標準準拠システムの仕様に可能な限り適合させる形で暫定的な連携対応を行うものとする。

また、連携に伴うデータの整合性やセキュリティの確保に十分配慮し、業務の継続性を損なわないよう運用体制を整備することが求められる。過渡期が終了し、関連システムも標準化対応が完了した際には、旧システムとの連携を段階的に解消し、標準化された新業務システムへの完全移行を目指す。

なお、業務やシステムの状況によっては新システム側で過渡期対応を吸収し、旧システムとの連携を最小限に抑える形で対応することも考慮する。その際の対応方針については、関係課と十分に協議を行い、最適な方法を決定するため、これに従うこと。

表 6－1 主な他業務システムの標準システム稼働予定時期

業務システム	稼働予定時期
住民記録システム	令和 7 年 1 月※稼働済
国民健康保険システム	令和 12 年 1 月
後期高齢者医療システム	令和 12 年 1 月
介護保険システム	令和 12 年 1 月
障害者福祉システム	令和 12 年 1 月
生活保護システム	時期未定

※移行時期の変更により連携方式の大幅な見直し等が必要となる場合は、その影響を整理したうえで協議のうえ対応を決定するものとする。

※生活保護システムについては、税システムの標準化移行完了前に標準化移行することを前提に、本業務に必要な連携機能の構築及び費用積算を行うこと。

(3) システム環境構築

受託者はガバメントクラウドおよび本市のオンプレミス環境などを利用する場合、導入するシステムが正常に稼働し、関連するシステムと連携できるよう、必要なサーバやネットワーク環境の構築・設定を行うこと。ただし、ガバメントクラウドと本市を接続するネットワーク回線については、本市が別途整備するものとする。

ア リモート開発環境のネットワーク構築

受託者は、リモート拠点からガバメントクラウド上の環境へ安全に接続するため、VPNを含むネットワーク環境を構築すること。

イ 端末設計

受託者は、本システムを動作させるために必要な端末及び周辺機器等の要件を整理し、市が端末機器等を調達する支援を行うこと。またシステムの動作に必要な端末環境を設計し、構築に必要な手順書等を整備するとともに、端末納入業者の構築作業を支援すること。

(4) システム移行・運用構築

ア データ移行

受託者は、本市が提供する現行システムから抽出したデータについて、移行に必要なデータ内容を調査し、マッピング、文字やコードの変換、コードの割り当て、付随データの統合、導入システムへの取り込み、および整合性の確認等のデータ移行に必要な作業を行うこと。

イ システム移行の実施

受託者は、データを移行した導入システムを本番稼働させ、現行システムから導入システムへの業務切替えを行うこと。

ウ 運用設計、研修、運用引継ぎ

受託者は、システム稼働後の安定運用を実現するため、運用フローや手順、役割分担、障害対応、バックアップなどの運用体制を設計すること。

管理者やユーザを対象に、システム操作や運用ルールに関する研修を実施し、マニュアル等を通じて円滑な利用を支援すること。

運用開始に向けた体制整備や情報共有を行い、マニュアルや設定情報を提供すること。

2 役割分担

(1) 主な工程と役割分担

本件受託業務において想定される工程について、受託者と本市との主な役割分担について下表に示す。必要に応じて、これら以外の工程を実施する又は工程を実施しない場合は、本市と協議のうえ役割分担を定める。

なお、各工程の定義は、標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書別紙「プロジェクト計画書（サンプル）」に記載の工程とする。

表6-2 想定される主な工程と役割分担

(凡例：◎主担当、○支援、△承認)

グループ	主な工程	役割分担	
		受託者	本市
共通	プロジェクト計画	◎	△
	全体テスト計画	◎	△
システム構築	要件定義	◎	△
	基本設計	◎	△
	詳細設計	◎	—
	製造・単体テスト	◎	—
	結合テスト	◎	△
	総合テスト/システム間連携テスト	◎	△
	運用テスト	○	◎
	運用テスト	○	◎
基盤・運用	基本設計	◎	△
	詳細設計	◎	—
	基盤処理開発・開発環境構築	◎	—
	本番環境構築	◎	○
	インフラ総合テスト	◎	△
移行	全体移行計画	◎	△
	移行設計	◎	△
	移行開発	◎	—
	移行テスト	◎	△
	移行リハーサル	◎	△
	研修計画	◎	△
	マニュアル準備	◎	○
	研修・運用引継ぎ※1	◎	○
	本番切替	◎	△

※1 「研修」については別途調達を行うため、本業務の対象外である。詳細は後述する「第12 5 (7) 研修」の項目を参照すること。

(2) 受託者と端末事業者の役割分担

システム全体の設計及びプロジェクト推進は受託者が主導する。端末事業者は、受託者の設計・指示に基づき、機器の調達、納入、物理的な設置作業および初期セットアップを担当することを原則とする。

サーバ・ネットワーク機器の論理構築・設定は受託者が主担当とし、端末機器の物理設置・初期セットアップは端末事業者が主担当とする。

ただし、役務分担外の事項について受託者が関与する必要がある場合は、本市と協議のうえに対応方法を決定するものとする。受託者は、例外的な状況においても円滑な業務遂行を最優先とし、端末事業者等と連携・協調して柔軟に対応すること。

なお、リース契約が残っている既存端末を使用できる場合は、これを活用する場合もあるため、その場合は既存端末事業者と協力の上、既存端末への設定等の対応を行うこと。

ア 受託者の役割

(ア) 設計の実施

受託者は、各要件に基づき、オンプレミス環境で整備が必要なサーバおよびネットワーク機器及び端末機器の設計を実施する。

(イ) 端末事業者との調整

端末事業者が納入・設置する機器が仕様に適合するよう調整し、設計・構築フェーズの全体進捗を管理する。

(ウ) サーバ・ネットワーク機器の構築・設定

オンプレミス環境で整備が必要なサーバ・ネットワーク機器について、構築・設定作業を実施し、要件に準拠したシステム環境を構築する。

(エ) 端末機器の設計

端末機器については設計を実施し、必要に応じて設定・構築作業の監修または補助を行う。

(オ) テストの実施と品質確保

受託者は、システム全体のテスト（動作確認、負荷テスト、セキュリティテストなど）を実施し、業務要件を満たす品質を確保する。これには、サーバおよびネットワーク機器の動作確認に加え、端末機器との連携テストも含まれる。

イ 端末事業者の役務

(ア) 機器の納入

本市または受託者が提示した仕様に基づき、端末機器、ネットワーク機器、およびオンプレミス環境で必要なサーバ機器を納入する。

(イ) 物理設置の実施

納入した機器（端末機器、ネットワーク機器、サーバ機器）の物理的な設置及び初期セットアップ作業を担当する。ただし、ガバメントクラウド環境に依存する部分については対象外とする。

(ウ) 初期動作確認

機器が正常に動作することを確認する。

表 6－3 受託者と端末事業者の役割分担

(凡例：◎主担当、○支援)

工程（業務内容）	工程説明	受託者	端末事業者
端末設計（マスタイメージ仕様策定・手順書作成）	利用する端末の標準的な設定内容（マスタイメージ）や、設定・展開作業の手順書などを作成する工程。要件を満たす端末像を具体化し、以降の作業指針とする。	◎	
端末設定（仕様・手順書に基づく設定の適用）	設計で定めた仕様や手順書にもとづき、端末に必要な設定（OS、アプリケーション、ネットワーク等）を実際に適用する工程。	○	◎
端末展開（現地設置・セットアップ等）	設定済み端末を現地へ搬入し、設置・初期セットアップ・動作確認を行う工程。利用者が端末を使える状態にする。	○	◎
サーバ・ネットワーク設計・構築 ※該当する内容がある場合のみ	端末と連携するサーバやネットワーク機器について、要件に基づく設計・構築作業を行う工程。システム全体の基盤を整備する。	◎	
サーバ・ネットワーク納入・物理設置	サーバやネットワーク機器を現地に納入し、ラックへの設置や配線などの物理的な作業を行う工程。	○	◎

※該当する内容がある場合のみ			
システム全体テスト (連携・動作確認等)	端末・サーバ・ネットワークを含めたシステム全体が要件どおりに動作するかを検証する工程。連携テスト・動作確認・性能テストなどを含む。	◎	○
ユーザ受け入れテスト (UAT)	実際のユーザ（発注者側）が、システムが業務要件を満たしているか最終確認・検証する工程。	○	○
ドキュメント作成・引継ぎ	設計・設定・構築・テストの手順書や結果報告書、運用マニュアルなどのドキュメントを作成し、発注者や運用保守ベンダーへ正式に引き継ぐ工程。	◎	○

3 前提条件（留意点）

（１）本市の体制

本市では、標準化対応に当たり関係部署の緊密な連携を図り、事業の確実かつ効果的な推進を確保することを目的とする「京都市システム標準化・オープン化庁内連携会議」を設置し、庁内の情報連携及び総合調整を図っている。また、本会議に紐づく実務担当者レベルのワーキンググループとして、「標準化移行チーム連絡会議」を設置し、各システムの進捗状況の把握、標準化プロジェクトの全体調整、共通課題への対応方針の検討などを実施しているため、受託者はこれらの会議に必要な資料作成等の支援を行うこと。

また、税務事務を統括する税制課と、情報システムを統括するデジタル化戦略推進室とが連携し、対象システムの標準化を行う体制を構築している。本件受託業務に関する各種会議体への出席や提出資料の承認等は、原則として税制課およびデジタル化戦略推進室の担当者が行うものとするが、必要に応じて受託者が関係業務課の担当者への説明、資料確認、意見聴取等も行うこと。

表 6－4 本業務に関わる本市の体制

部署	担当業務
行財政局税務部税制課	本業務における統括とりまとめ等
行財政局税務部税制課・資産税課、市税事務所法人諸税室・納税室、軽自動車税事務所	各個別業務における導入後の運用計画（運用体制、業務フロー、運用マニュアル等）の検討等
デジタル化戦略推進室(情報システム担当)	共通基盤やネットワークなど基盤部分の整備、各業務システムの移行支援等
デジタル化戦略推進室（標準化企画担当）	各局間の連絡調整、各局の進捗状況の掌握、業務横断的な課題への対応、全体スケジュールの調整等

（２）作業場所

本件受託業務に係る作業は、セキュリティや個人情報保護の観点から踏まえて本市が書面で許可した場所で行うこととし、物理的、人的及び技術的に十分なセキュリティが確保されていることを本市が確認できること（なお、本番データを扱う作業は、原則として本市施設外での作業は認めない。）。また、データの送受信が必要な場合は、必要に応じて専用回線の接続等を指示する場合がある。

本市庁舎内等での作業及び本市ネットワークや稼働環境の利用を希望する場合は、本市と協議のうえ必要性が認められる範囲において、作業場所及び作業可能日時等の指定を行う。

なお、本市庁舎内等で実施する作業は下表を想定する。また、受託者の事業所内または受託者が用意した施設のセキュリティの構築等は、全て受託者の負担で実施すること。

表 6—5 作業場所の想定

主な作業内容	作業場所
会議・レビュー等	設計等の打合せやレビュー、進捗会議については原則として本市の会議室とする。 本市で会議室の確保が困難な場合は受託者事業所の会議室やオンライン会議も可とする。
アプリケーションの導入作業	受託者の事業所内または受託者が用意した施設（リモート保守で使用予定の作業場所等含む）
運用テスト	運用テストの作業場所については、本市と協議の上、決定すること。

（３）作業用端末

作業用端末は受託者が用意するものとする。また、本番データを使用する場合や、本市のネットワークに接続する場合は、事前に本市の許可を得なければならない。その際、本市のセキュリティポリシー等に基づき、必要な対策を指示する場合がある。

なお、現行システムの端末を利用する場合は、本市との協議のうえ必要性が認められた場合に限り許可される。その際、利用する端末、操作者、場所、日時について本市が指定するものとする。

（４）現行システムの利用状況

本プロジェクトの実施にあたり、現行システムの利用環境および運用条件を以下の通り前提条件として定義する。受託者は、これらの条件を踏まえた上で、仕様に基づく設計・構築・運用を適切に行うこと。

なお、利用時間については繁忙期等の業務都合により適宜時間帯を延長している場合もあることに留意すること。

表 6—6 現行システムの利用状況

項目	内容
利用場所	本市役所内（本庁舎および各区支所、出張所）および一部の外部施設（例：市税事務所、証明書発行コーナーなど）
利用時間	平日（開庁日） 8:30～19:00
利用者数	約 1,000 名（会計年度任用職員、外部委託事業者等含む）

（５）イメージ管理機能の解釈

本仕様書において言及するイメージ情報（画像データ、PDF 等）の取扱いに関する要件については、特に記載のない限り、基幹システム内への機能実装を必須とするものではなく、基幹システム外のイメージ管理システム等と連携して実現する形でも可能なものとする。

（６）標準仕様の改定

本件受託期間中に、国が定める標準仕様書やデータ要件・連携要件、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書、地方公共団体情報システム標準化基本方針、地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドの利用に関する基準等の改定があった場合は、受託者の負担において、必要に応じた連携の修正やパッケージの更新対応を行うこと。また、パッケージの更新がシステム移行後となる場合は、本市及び保守事業者と協議のうえ対応すること。

原則として、本番移行時点において標準仕様書上の適合基準日が到来している実装必須機能については、すべて実装するものとする。ただし、受託者の責によらない事由により対応が困難な場合は、速やかに本市へ報告し、協議のうえ対応方針を決定するものとする。

また、オプション機能の実装方針や、標準仕様書等の改訂による各機能への影響については、改訂の都度、受託者から本市へ報告し、協議のうえ対応方針を決定するものとする。

(7) 計画変更時の対応

受託者の責に帰さない予測しがたい外部要因（国による抜本的なスケジュールや仕様の変更、大規模災害等）により、やむを得ずスケジュール又は仕様の変更が必要になった場合は、本市と受託者で協議のうえ対応方針を定める。

スケジュール又は仕様の変更に関する対応は、原則として本受託業務の範囲として行うこととする。ただし、変更の程度が極めて大きく、受託業務の継続に著しい支障が生じる場合等においては、費用及び作業の分担等について別途協議して定める。

4 別途契約予定案件

本件業務遂行に関連する下表の案件については、システムの具体的な要件等が確定した後でなければ詳細な契約条件を定めることが困難であるため、本件調達には含まず、受託者と別途随意契約を締結することを予定している。

当該随意契約の締結に当たっては、本市と受託者との協議により、契約金額、契約期間、業務内容その他契約条件を定めることとする。運用保守については、現時点の想定を記載した「京都市税務システム運用保守業務委託仕様書（案）」を踏まえて受託者から提案された金額を踏まえつつ、当該随意契約の締結時点における物価水準等の社会経済情勢も考慮のうえ、適切な契約金額を設定するものとする。

また、当該随意契約について、受託者が他の事業者と共同して履行する必要がある場合は、受託者及び当該事業者により構成するコンソーシアム等を契約の相手方とする。ただし、契約書第13条の「非落札者」に該当する者は、同条の規定に準じて、原則として契約の相手方を含めることはできないものとする。

表6—7 受託者と別途随意契約を予定する案件

案件概要	案件詳細
研修	本件調達において作成する研修計画に基づき、本番移行までに実施する。
運用保守	本件調達において作成する運用保守計画に基づき、本番移行後の運用保守を実施する。

第7 体制要件

1 プロジェクト体制要件

受託者は、プロジェクト責任者を配置するとともに、必要なスキルを持った要員を配置し、本件受託業務を確実に履行できる体制を設けること。広く能力を有する者が複数の責任者を兼任することも差し支えない。

要員の変更に当たっては、必ず事前に本市の承諾を得るとともに、変更後の要員が前任者と同等以上のスキルを有することを担保すること。また、本市が適切な品質を期待できないと判断し、要員の変更又は追加を要請した場合は、速やかに応じること。

表7—1 プロジェクト体制一覧

役割名称	役割	要件
プロジェクト責任者	・本プロジェクトの責任者	業務責任者として、プロジェクトマネージャ及び各責任者を管理し、本件受託業務を確実に遂行するために受託者としての責任を負える者。
品質管理責任者	・品質管理の責任者	プロジェクト実施計画及び受注者の定める品質管理規準等に従い、プロジェクトを離れて客観的にプロジェクト全般の品質状況を監査し、

		評価・改善する能力を有する者。
プロジェクト管理者	・スケジュール、体制等、プロジェクト全体の管理、調整 ・進捗、品質状況の管理	プロジェクト計画書に基づき、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、各ステークホルダー間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有する者。
システム開発統括リーダー	・スケジュール、体制、仕様に関する本市との調整	プロジェクト計画書に基づき現場での進捗管理、タスク割り振り、課題解決を行う実務的な管理能力を有する者とする。
アプリケーション構築チームリーダー	・アプリケーション構築の全体管理、仕様調整	導入するソフトウェア（OS、ミドルウェアを含む。）及び税務業務に精通していること。過去のシステム環境構築事例等を提供し、業務改善や品質向上に資する能力を有する者。
インフラチームリーダー	・インフラ構築の全体管理、仕様調整	ネットワーク及びクラウド環境に関する専門知識を有することに加え、導入するソフトウェアに精通していること。本件受託業務の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計、構築、運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有する者。
移行チームリーダー	・移行業務の全体管理、仕様調整	データベースの構築、変換等に関する専門知識を有することに加え、大型汎用コンピュータ系の独自システムからパッケージシステムへのデータ移行を円滑に行う能力を有する者。
運用チームリーダー	・運用設計の全体管理、仕様調整	導入するソフトウェアに精通し、かつ、クラウド環境下の情報システム保守に係るリスク管理に十分な経験を有すること。更に、既存システムへの影響を最小限に抑えるよう、本市関係課での業務を含む運用フローを十分に踏まえ、適切な運用保守計画の設計、提案、調整を行う能力を有する者。

第8 機能要件

受託者は本書に示す機能要件等を踏まえて標準準拠システムを導入し、調達すること。また、必要なOS、ミドルウェア、付属ソフトウェア等（ガバメントクラウドから払出を受けるものを除く）を併せて調達し、導入システムをガバメントクラウド上で本市の業務において利用できるように設定を行うこと。

1 業務機能要件

本システムが備えるべき業務機能要件は「様式第5号 機能要件一覧」のとおりである。

標準仕様書範囲内の要件については標準仕様書に準拠するものとする。また、これらの機能の実現にあたっては、可能な限り単一のソフトウェアで対応することが望ましいが、円滑なデータ連携が可能であり、一体的な運用・保守が行えることを前提に、一部機能を別のソフトウェア（EUC機能による対応を含む）で実現することも許容する。

標準仕様書範囲外の要件については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、標準準拠システムとは別のシステム（外付けシステム等）として疎結合で構築し実現すること。

標準化対象外税目（事業所税、入湯税、市たばこ税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）の業務については「業務フロー」を提示するため、これを参照し当該業務フローに沿った業務運用が出来るようにシステム構築を行うこと。

各要件の実装・実現方法やコード体系、マスタ・パラメータ設定等の具体事項については、要件定義又はシステム設定の工程において本市と協議のうえ定めること。また、端末・職員・権限情報等についても、本市の指示に従い受託者が初期セットアップを行うこと。

なお、機能要件一覧に挙げる機能の実装に EUC を利用する場合は、当該設定は本件受託業務内で行うこととし、EUC は、納品後に職員が運用及びメンテナンスを行うことも念頭に、可能な限り保守性を考慮した設計とすること。

2 共通機能要件

本システムが備えるべき共通機能要件は「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の「住登外者宛名番号管理機能」と「EUC 機能」のとおりである。（ただし、税務共通の要件については上記 8.1 に含むことに留意すること。）

住登外者宛名番号管理機能の実装にあたっては、本市の付番ルールに対応させること。

また、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の機能のうち、「庁内データ連携機能」に用いる環境や「団体内統合宛名管理機能」は本市が提供するため、これらの環境や機能と適切に連携を行うこと

第 9 帳票要件

本システムが備えるべき帳票要件は「様式第 6 号 帳票要件一覧」のとおりである。

外部帳票については、標準仕様で統一された様式や印字項目が定められているため、標準仕様に準拠すること。ただし、本市の運用に合わせて、定型文言の追加や項目間の位置調整など、標準仕様のレイアウトと大きな差異がない範囲での追加・修正が必要となる場合があるため、これには柔軟に対応すること。

内部帳票についても、標準仕様で定義されている帳票は外部帳票と同様に取り扱うものとする。標準仕様に定義されていない内部帳票については、ベンダー提供のパッケージシステムに内部帳票出力機能が備わっている場合、原則としてその機能を活用するものとする。ただし、この方法で帳票要件を満たせない場合には、EUC 機能で対応可能であればこれを優先的に活用すること。

また、帳票要件一覧に挙げる帳票の実装に EUC を利用する場合は、当該設定は本件受託業務内で行うこととし、EUC は納品後に職員が運用及びメンテナンスを行うことを前提として、可能な限り保守性を考慮した設計とすること。

なお、各帳票について、上記により実現出来ない場合は、標準準拠システムとは別のシステム（外付けシステム等）として疎結合で構築し実現することとする、

加えて、上記の対応に必要な実装費用は、すべて本調達に含めるものとする。

表 9－1 外部帳票と内部帳票の考え方

帳票種類	帳票種類の考え方
外部帳票	住民や他市区町村、事業者等の外部機関に向けて通知送付等を行う帳票をいう。
内部帳票	事務運用に併せて必要となる担当主管課内で使用する確認用リスト等の帳票をいう。

第 10 連携要件

本システムの連携要件を実現するため、受託者は各システムとの連携に関する全体設計を行うとともに、対向先システムの所管課やベンダーとの調整業務を担うこと。調整の窓口は税制課が

担当するが、受託者も必要な場面では積極的かつ主体的に打合せや説明などの調整業務に参加し、対向先システムの所管課やベンダーと連携要件の実現に向けて必要な調整を主体的に行うこと。

また、標準化に伴い複数業務が同時に進行することから、対向先システムの所管課やベンダー等よりテストや検証作業への参加・協力要請が行われることが想定される。これらのテストや検証作業等への参加・協力も受託者の役務に含まれるものとし、関係するシステムとの円滑な連携の確保に努めること。

業務運用において、連携要件一覧に記載されていない事項が判明した場合は、運用に支障をきたさないよう関係者と協議の上、必要な対応を検討すること。

1 連携要件一覧への対応

本システムが備えるべき連携要件は「連携要件一覧」のとおりである。

(1) 標準準拠システムとの連携

標準仕様に準拠した他業務システムとの連携については、国が定めるデータ要件・連携要件に基づく連携を行える仕組みを構築すること。

(2) 標準準拠システム以外のシステムとの連携

標準仕様に基づかない連携については、現行運用を踏襲することを原則とし、受託者が対向先システムの所管課やベンダーと協議し、必要な仕様を決定して連携を構築すること。その後、決定した仕様に基づき、インターフェース設計、データマッピング、通信プロトコルの設定を行い、適切な連携を実現するものとする。

これらの連携の構築にあたっては、原則として受託者は連携先の関連システムに改修が発生しないように対応するものとする。ただし、既存のインターフェースが著しく不合理である場合には、連携先の関連システムの改修を提案することができる。その際、作業内容、役割分担、スケジュールを明確に提示し、関係者間で十分に協議を行った上で進めること。

第11 非機能要件

1 非機能要件一覧への対応

「様式第7号 非機能要件一覧」に記載の非機能要件を満たすこと。

ただし、国の定める「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準」の改定により、非機能要件の項目及び標準的に求められるレベルに変更があった場合は、当該改定に準じて指定項目及びレベルを変更する必要があるため、受託者はこれに対応すること。

2 非機能要件一覧以外への対応

上記で定められていない非機能要件について、以下の内容を満たすこと。

表 11-1 非機能要件（その他委託業務等）

非機能要件一覧			内容
1	基本	(1) システム形態	・システム基盤がガバメントクラウド上に構築された形態で利用できること。

2	要件	(2) 認証	・本市の認証基盤にある「Smart On」の仕組みに対応できること。 ・Smart On による端末ログオン時の二要素認証に対応すること。 (システム個別の二要素認証対応は不要) ・デジタル化戦略推進室が提供する AD クラウド基盤を通じて、ユーザ認証及びアクセス管理を行うこと。 ・システムのサーバは独自のドメインを利用すること。 ・端末を使用する職員が交代する際は、Windows サインアウトにより再サインインが必須となるため、ユーザ切替に要する時間が現行システムと比較して著しく増加しないよう対策を講じること。(いわゆる窓口端末の利用を想定)
3		(3) ユーザインターフェース	以下の点を考慮した画面及び帳票が提供されること。 ・データの表示と入力に一貫性をもつこと。(画面及び帳票) ・利用者が効果的に情報を得ることができること。(画面及び帳票) ・利用者が再入力や記憶する情報量を極小化すること(画面が遷移する時、必要な情報は引き継ぐ等)。(画面) ・ユニバーサルデザインに配慮すること。(画面) ・一般的なショートカットキー (Ctrl+C、Tab 等) が利用できること。また、頻出機能のファンクションキーへの割り当て等が考慮されていること。
4		(4) システム利用環境	・最新の Windows に対応すること。 ・クライアント端末、OS、Web ブラウザのバージョンアップがあった場合にも、システムの稼働を保証すること。 ・Microsoft Edge 以外のソフトウェアのインストールを必要としない Web 型システムとして利用できること(機能強化等のために付属的に外部ソフトウェアを利用する場合を除く。)。ただし、別の既存システムとのポリシー競合が発生するなど、解決できない問題が発生した場合は、協議の上、対応するものとする。 ・選定パッケージについて、少なくともシステム稼働後 10 年間に於いて、メーカーのメインサポート対象となる OS、ミドルウェア、ブラウザでの動作を保証するためのバージョンアップが予定されていること。 ・本システムで使用する文字フォントはデジタル庁が整備する「行政事務標準当用明朝フォント」を使用すること。ただし、文字に関する経過措置期間中については、別途提示する標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書に従った対応も差し支えないが、「行政事務標準当用明朝フォント」を使用できない理由、「行政事務標準当用明朝フォント」と使用するフォントの差異、追加費用の発生有無やその内容について、本市に説明し、事前に承認を得ること。
5		(5) 業務端末	・ベンダー固有の技術や、一般に流通していない内製ソフトウェア等を用いることなく業務端末の構築ができること。また、任意に端末監視、資源管理・配付に係る環境を構築できること。 ・スクリーンショットの保存や外部記録媒体への書出し機能の制限又は当該機能利用時の操作ログ取得を可能とする仕組みを構築できること。 ・スキャナ等の付属機器の接続・切断を容易に行えること。 ・デスクトップ型 PC 及びノート型 PC のいずれも採用できること。

			・共通基盤システムを利用した端末管理、認証、文字情報・パターンファイル・OS 更新プログラムの適用等の機能に対応できること。 ・パッケージを利用するために必要となる端末情報を提示すること。
6		(6) ネットワーク	・庁内 LAN については既設のネットワーク網、機器を利用すること。 ・京都市データセンターからガバメントクラウドへの接続のためのネットワークについては、本業務とは別で全庁的に整備されることを前提とすること。 ・リモート開発拠点からのネットワークについては、市 VPN ルータを責任分界点とし、内側は自治体が管理・運用、外側（閉域網および受託者側 VPN ルータ）は受託者が責任を負うものとする。なお、本市デジタル化戦略推進室所管の市 VPN ルータへの接続作業が本業務の範囲となる点に留意すること。
7		(7) アクセス拠点	・本庁 ・区役所（11 拠点）・支所（3 拠点）・出張所（5 拠点） ・市税事務所、証明発行センター等（9 拠点）
8		(8) その他機器	以下の機器の初期設定は端末調達側で行うものとするが、パッケージを利用するために必要となる端末設定情報を提示すること。 ・プリンタ（本庁、各区支所、出張所及びサービスセンター） ・スキャナ（各区支所、出張所）
9		(9) 拡張性要件	・本番データ量及びユーザ数が増加した場合でも対応可能な拡張性を備えること。 ・取得したアクセスログ（操作ログ等）は、過去 7 年分を保管すること。
10		(10) 他システムとの連携	・住民記録システムとの連携については、現行の住民記録システム仕様にに基づき、準リアルタイム連携（約 5 分間隔）を前提とする。 なお、今後、住民記録システム側の仕様変更等により連携方式の見直しが必要となった場合には、その対応方針について別途協議のうえ決定する。 ・準リアルタイム連携は、5 分程度の遅延が許容される場合に適用し、他システムとのデータ同期が頻繁に必要な業務（例：税務システムから福祉システムへの税額情報の反映、納税データの更新）などに用いる。 ・準リアルタイム連携を必要としない業務については、原則として日次処理を採用すること。ただし、業務要件やシステム負荷の観点から、例外的に他の処理頻度（例：週次処理、月次処理）を採用する場合は、別途調整の上、仕様を決定すること。

11	ステージング（検証）環境	・本システムが稼動する本番環境とは別に、ステージング（検証）環境を構築すること。 ・ステージング（検証）環境とは、本番環境とは別に以下用途での使用を想定した環境を指す。 ・試験 ・操作研修等 ・システム改善作業や障害発生時のプログラム修正等の保守作業 ・法改正対応に伴うシステム改修作業 ・本番リリース前の動作確認環境 ・ステージング（検証）環境は、原則前日の業務終了時点の本番環境と同じ状態であること。 ただし、試験・研修用に利用する際には特定のデータ時点とする場合がある。また、必要に応じて個人情報のマスキングが可能であること ・現時点ではステージング（検証）環境として1環境構築する想定であるが、検証のしやすさ等を鑑み、別途環境が必要と考えられる場合は協議により決定する。

第12 開発・構築業務内容

1 プロジェクト工程定義

本プロジェクトにおける工程の区分・名称については、標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書別紙「プロジェクト計画書（サンプル）」において定義しているので、これに従うこと。

2 プロジェクト管理要件（共通）

（1）プロジェクト計画書

受託者は本業務の進捗管理や品質管理、リスク管理、課題管理等のプロジェクト管理を行うこと。

プロジェクト管理の実施にあたっては、事業開始後速やかに「プロジェクト計画書」を作成し、本市の承認を得ること。

本市の承認後、事業期間中のすべての業務実施において、プロジェクト計画書を遵守すること。

プロジェクト計画書の作成にあたっては、プロジェクト計画書（サンプル）を参考にし、本業務における各作業等の本市と受託者の役割分担、プロジェクト体制、プロジェクトスケジュール、各工程のスコップ定義、各工程の開始・完了条件、成果物および検収条件等、必要な事項を定義すること。また、事業期間中に変更要件が発生した場合や本市が適切な品質を期待できないと判断し、プロジェクト計画書等の修正を要請した場合は、速やかに対応し、本市の承認を得ること。

（2）プロジェクト管理

以下の観点でプロジェクトの管理を行うこと。

表 12—1 プロジェクト管理項目

管理項目	内容
コミュニケーション管理	本市及びその他ステークホルダー（関係システム事業者等）受託者間の連絡を取り合うルールを検討を行うこと。また、「(3) 会議体」に記載する会議体を設置・運営すること。 会議を開催するたびに議事録を作成し、本市の承認を得ること。 受託者と本市とのやり取りにおいて、要件の確定や作業の承認、その他重要な事項の確認等については連絡票等を起票し、書面により記録を残すこと。
進捗管理	プロジェクト計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施すること。 受託者は、実施スケジュールと状況の差を把握し、進捗の自己評価を実施し、定例報告会において本市に報告すること。 進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。
品質管理	プロジェクト計画書策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 受託者は、品質基準と状況の差を把握し、品質の自己評価を実施し、各工程完了報告会において本市に報告すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。
課題管理	課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、本市と協議の上、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。
リスク管理	プロジェクト計画書時に抽出したリスクを管理し、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。 受託者は、リスクが実際に発生したかどうかを監視し、リスクが実際に発生した場合には、速やかに本市に報告すること。
変更管理	プロジェクト計画書や各種設計書、各種テスト計画書、各種テスト仕様書等で規定した事項に関し、変更の必要が生じ、又は変更が生じる要求事項があった場合、要件確定後に要件変更の必要が生じた場合には、変更管理プロセスに基づき、変更管理を行うこと。 変更管理においては、受託者はその影響範囲及び対応に必要な工数等を識別した上で、変更管理会議を開催し、本市と協議の上、対応方針を確定すること。 なお、標準仕様書又は関連システムに関する国の仕様書等の改定・更新への対応は、予期し難い極めて大幅な設計変更が発生するような場合（法令改正等に応じた機能や環境の改修を要する場合で国補助金が措置されるときや、本市固有の機能追加を要するとき）を除いて、本件受託業務の範囲内として実施すること。
構成管理	システム開発期間中の納品物（ドキュメント、プログラムソース等）について版数管理及び管理期間を明確にし、納品物の管理責任の範囲を明確にすること。
文書管理	プロジェクト計画書策定時に定義した本情報システム導入に係る全てのドキュメントにおけるその様式（テンプレート）や記載方法及び文書番号の採番ルール等に基づくドキュメント管理を実施すること。 受託者は、各種納品物の格納場所を体系化し、ドキュメント一覧を作成すること。また、各種追加、変更作業に伴い、各種納品物に対する追加、変更が生じる場合、これらの内容を反映すること。 なお、更新に当たっては、本市の承認を得ること。

管理項目	内容
セキュリティ管理	本プロジェクトの実行に際して受託者が管理することとなる情報資産の取り扱いに関して、「京都市セキュリティ対策基準」の規定を遵守し、適切な情報セキュリティ水準を維持することを目的に、情報資産の取扱い方針、体制やセキュリティ対策の手続きを定めること。
貸与品管理	貸与品管理においては、貸与品に関する全ての記録や管理台帳について、その様式（テンプレート）や記載方法、管理番号の採番ルール等に基づき、一貫性のある管理を実施すること。 受託者は、貸与品の情報を体系的に整理し、貸与品一覧を作成すること。また、貸与品の追加や変更が生じた場合には、これらの内容を台帳や記録に速やかに反映すること。 なお、更新に当たっては、本市の承認を得ること。

（３）会議体

以下の会議体の構成を想定しているが、会議体の機能を整理のうえ、より効率的な構成としても差し支えない。また、本市側出席者については、税制課及びデジタル化戦略推進室の担当者を原則とし、議題共有の必要性に応じて、関係所管課や共通基盤システム担当者等の参集を行うこと。

表 12－２ 会議体一覧

#	会議名	目的	開催頻度
1	キックオフ会議	プロジェクトの概要・目的等の認識をプロジェクト関係者へ共有する。	プロジェクト開始時
2	定例報告会議	プロジェクト実施に基づき、プロジェクトの全体管理を行う。 なお、必要に応じて、作業部会やその他の会議と併せて開催しても差し支えない。	月に１回
3	個別検討会議	個別検討項目の対策及び調整事項について検討を行う。 各作業計画の確認、進捗管理、作業内容の確認、実施結果等の報告、課題の管理及び解決に向けた検討・調整等を行う。	随時
4	工程完了判定会議	各工程の作業完了・品質確認後、次工程開始可否を判定する。 各工程計画の策定時及び各工程（又は主要なマイルストーン）の完了時には必ず実施し、計画の承認及び成果物の品質検査確認等を行う。	適宜
5	移行判定	移行リハーサル、運用テスト等の結果をもとに切替作業の実施判定を行う	本番切替前
6	本番稼働判定会議	本番移行作業の結果をもとに、本番稼働判定を行う。	本番稼働前
7	変更管理会議	変更要求の対応を協議する。 仕様の変更が必要になる際に、具体的な対応策等の検討を行う。	随時

3 設計・構築要件

(1) 要件定義

受託者は本書に示した要件に関して、関係所管課への詳細なヒアリング（運用目的の確認も含む）、標準準拠システムにおける機能説明や運用想定等の説明、構築に必要な詳細な要件の調査・分析を行ったうえで、要件定義書を作成し、本市の承認を得るものとする。また、本書で提示した機能要件、帳票要件、連携要件、非機能要件などの各種要件について、実現方法（例：標準準拠システム、外付システム、EUC 機能の活用など）や制約事項を明確にし、要件の実現範囲について本市の承認を得るものとする。

移行業務およびマニュアル作成・研修業務については、受託者がその実施範囲や実施方法を定義した上で、本市の承認を得ることとする。要件定義の実施にあたっては、受託者が本市の関係所管課、本システムを運用する上で関係する他機関および関連業務受託者と調整を行い、プロセス全体を円滑に進めるものとする。

(2) 基本設計

要件定義工程で合意した要件を実現するために、「基本設計書」を作成すること。基本設計書を基に、本市が要件の実現方式や実現イメージを正確に理解できるよう、必要に応じて説明を行うものとする。

なお、標準仕様書やパッケージシステムの仕様書等に記載されている内容については、本市と協議の上、基本設計書への記載を省略し、別の資料を基に説明する対応も可能とする。基本設計終了後は、受託者が成果物のレビューを実施した上で、本市の承認を得るものとする。

(3) 詳細設計

基本設計書に基づき、アプリケーション、システムインフラ、運用方法などの「詳細設計書」を作成すること。詳細設計が終了した後、受託者が成果物のレビューを実施し、その内容について本市へ報告するものとする。

なお、本市が本システムの詳細な内部構造を全て確認することは困難であるため、本市が確認および判断すべき事項を明確に示した上で報告を行うこと。

(4) 製造・単体テスト

詳細設計書に基づき、標準準拠システムの設定、外付システムや運用ツールの開発、EUC の設定などを実施するものとする。これらの作業により作成されたプログラム、運用ツール、EUC 定義については、「単体テスト仕様書」を作成し、単体テストを実施すること。さらに、単体テストの結果を分析・評価し、その内容を「単体テスト結果報告書」として取りまとめた上で、本市へ提出するものとする。

(5) 結合テスト

標準準拠システム、外付システム、運用ツール、EUC 設定などがそれぞれ連動し、機能として正しく動作するかを確認すること。また、機能要件だけでなく、単体性能や可用性対策などを含む非機能要件の実現状況についても、可能な範囲で確認するものとする。結合テストの実施に先立ち、「結合テスト計画書」を作成し、本市の承認を得ること。さらに、結合テスト計画書に基づいて「結合テスト仕様書」を作成し、同様に本市の承認を得た上で、結合テストを実施するものとする。

結合テストの実施にあたっては、テスト中に発見された不具合について原因を究明し、必要に応じて改善を行うこと。テストの網羅性や発生した不具合の傾向を踏まえ、テスト結果を分析し、その内容を結合テスト結果報告書として取りまとめること。この際、標準準拠システム（パッケージシステム）に起因する不具合も分析対象に含め、品質に問題がある場合は、受託者が速やかに本市に報告し、適切な対策を講じるものとする。

結合テストが終了した後は、「結合テスト結果報告書」を基に品質状況を本市に報告し、本市の承認を得るものとする。

(6) 総合テスト・システム間連携テスト

受託者は整備したシステム環境上で開発したシステム機能が正しく動作するかを確認すること。これに加え、非機能要件の充足状況を確認するシステム基盤テストと、機能要件の充足状況および実際の業務運用への適合性を確認する総合テストの両方を実施するものとする。また、関連する業務システムとのシステム間連携テストを行い、連携データの内容確認だけでなく、他システムや他部署との運用を含めた確認も実施すること。

受託者は総合テストの実施に先立ち、「総合テスト計画」を作成し、本市の承認を得ること。その後、総合テスト計画に基づいて「総合テスト仕様書」を受託者が作成し、同様に本市の承認を得るものとする。総合テストで実施するテストシナリオについては、受託者が作成するとともに事前に十分に検討し、その内容を本市のレビューを受け、実施の承認を得ること。総合テスト計画書および総合テスト仕様書に基づいて総合テストを実施し、テスト中に発見された不具合については原因を究明し、適切な改善を行うものとする。

また、受託者はテストの網羅性や発生した不具合の傾向を踏まえたテスト結果を分析し、その内容を総合テスト結果報告書にまとめること。この際、標準準拠システム（パッケージシステム）に起因する不具合も分析対象に含め、品質に問題がある場合は、受託者が速やかに本市へ報告し、必要な対策を講じるものとする。総合テスト終了後は、「総合テスト結果報告書」をもとに品質状況を報告し、本市の承認を得るものとする。

なお、性能テスト及び障害発生時のテストについて、テスト工程の初期において優先して実施すること。あわせて、本テスト結果は速やかに本市に提出し、必要に応じて改善・再実施を行うものとする。

(7) 運用テスト

要件定義で合意した要件が適切に実現されているか、また実際の業務運用において問題が生じないかを、本市が実際にシステムを操作して確認するものとする。この確認には、関連するシステムや部署を含めた検証を実施する必要があるため、受託者はその際に必要な調整や支援を行うものとする。

なお、運用テストには「システム運用テスト」と「ユーザ受け入れテスト（UAT）」を含むものとする。

運用テストの実施に先立ち、本市と協議の上、テストの目的、スケジュール、体制、テスト対象範囲、テスト実施環境、使用するデータ等を明記した「運用テスト計画」を作成し、本市の承認を得ること。

なお、UAT に関する確認項目については、受託者がサンプルを提示し、本市が必要に応じて補強・追加を行うものとする。

受託者は、本市が行う運用テストの合格基準やテストシナリオ・テストケースを明記した「運用テスト仕様書」を作成し、同様に本市の承認を得るものとする。

なお、UAT に関する箇所については本市にて作成するため、他市の参考資料等の提供を行うこと。

受託者は、運用テストに必要なテスト環境やテストデータを整備するとともに、本市がテストを円滑に実施できるよう、問い合わせ対応や必要な支援を行うこと。また、運用テスト中に発生した不具合については、受託者が発生箇所や原因を究明し、適切な改善を行うものとする。

さらに、テストの網羅性や発生した不具合の傾向を踏まえ、テスト結果を分析し、その内容を運用テスト結果報告書に取りまとめること。この際、標準準拠システム（パッケージシステム）に起因する不具合も分析対象に含め、品質に問題がある場合は、受託者が責任を持って本市に報告し、改善に努めるものとする。

運用テスト終了後は、「運用テスト結果報告書」を基に品質状況を本市に説明し、本市の承認を得るものとする。

4 システム環境構築

(1) 環境構築

受託者は本書に示す非機能要件に基づき、導入システムを支障なく利用できるように、本市ネットワーク運用管理事業者等と連携しながら、サーバ及びネットワーク関連の設計・設定（リソースや回線品質、管理・監視、負荷分散等を含む。）を行うこと。

また、受託者はガバメントクラウド及び本市ネットワーク環境を前提として、各ネットワーク間、環境間、サーバ間、業務間を問題なく接続・連携するとともに、区役所等に設置する業務端末から導入システムの業務利用が可能となるように構築すること。

各環境の配置環境及び用途は下表のとおり想定しているが、システム全体構成を検討するに当たり、より効果的と考えられる構成ある場合は本市に提案を行い、事前に承認を得ること。

なお、AWS 等クラウド環境を利用する場合、インフラ構築完了後、総合テスト工程に先立ち、できるだけ早いタイミングで性能テスト（初期性能検証）を実施すること。性能要件が未達の場合は、設計・設定を見直し、再度検証を行うこと。テスト結果は速やかに本市に提出し、必要に応じて改善・再実施を行うものとする。

表 12-3 環境の種類と作業想定

	本番環境	検証環境	保守環境	バックアップ
環境	ガバメントクラウド	ガバメントクラウド	ガバメントクラウド	オンプレミス又はクラウド(※1)
データ	本番データ	テストデータ	テストデータ	本番データ（同期）
システム移行前用途	テスト	研修、テスト	テスト	—
システム移行後用途	業務稼働	研修、保守	保守、開発	本番環境障害発生時の業務稼働(※2)

※1 ガバメントクラウド又はその他のクラウド環境（ISMAP クラウドサービスリストの登録事業者が提供するもの）に設置する場合は、バックアップ用のネットワーク環境を個別に確保すること。

※2 原則として、窓口で行う全ての業務処理が行えることを想定。

(2) 端末設計

受託者は本書に示す要件を踏まえ、業務端末及び運用保守端末の利用に必要な機器・ソフトウェア要件及びパラメータ等設定内容を整理した端末設計書を作成すること。その際、既存端末の利用や端末の拡張性（他業務との共用を含む。）についても検討し、最も効果的かつ汎用的な構成となるように設計を行うこと。また、設計書において、他の業務システム端末との共用を検討する際の制限事項や前提条件を明確にすること。

ただし、端末機器等の調達及び設定、展開については、本件調達外とする。

5 システム移行・運用構築

システム移行は、通常業務への影響を最小限にとどめるとともに、関係システムへの影響についても抑制するように調整すること。

(1) 全体移行計画の策定

受託者は、移行業務全体の作業プロセス、品質保証の考え方（移行テストを含む）、全体スケジュール、移行対象範囲や制約、移行方式、切り戻し方針、工程の開始および終了条件、実施体制、役割分担、結果報告のタイミング、緊急時の対応方法を含む「全体移行計画」を作成するものとする。

なお、この計画には、データ移行に加え、システム切り替えおよび運用切り替えに関する検討内容を含めることとする。

なお、データ移行における文字コード変換等の方針については、各サブシステムを含む新

システム全体での一貫性および整合性を確保する観点から、受託者が責任をもって全体方針を定義するものとする。現行システム事業者が文字コード変換等の作業を実施する場合であっても、受託者はその内容および結果を確認し、新システムにおいて利用上の支障が生じないことを確認するものとする。

関連する他業務システムの移行時期に応じて段階的な移行や過渡期対応が必要になる場合は、その対応方針を全体移行計画に整理すること。

また、現行システムで管理されていないデータの取り扱い、および現行システムにおけるデータクレンジングの要件を明確化し、本市および関係事業者との調整・協議を行うこと。

データ移行、システム切り替え、運用切り替えの対象を洗い出し、一覧化した上で計画を具体化することとする。

移行計画書は、要件定義または基本設計の期間中に作成し、本市に説明し承認を得るものとし、データ移行に関しては、以下に記載した役割分担に基づき作業を進めるものとする。

表 12-4 データ移行に関する役割分担表

(凡例：◎主担当、○支援)

カテゴリ	項番	作業項目	主な内容	役割分担		
				現行事業者	受託者	本市
全体移行計画	1-1	全体移行計画の策定	全体スケジュール、体制、進め方の策定		◎	
移行設計・移行開発	2-1	現行システムデータ仕様提供	現行システム設計書の提供			◎
	2-2	データ抽出機能の設計・開発	現行システムからのデータ抽出機能の設計・構築・テスト	◎		
	2-3	文字コード変換機能の設計・開発	新システムが読み取れる文字コードへの変換機能の設計・構築・テスト	◎		
	2-4	現行システムマスクデータ提供	データ分析・設計のためのデータを抽出しマスク加工	◎		
	2-5	現行システムデータ調査・分析	現行データ・設計書の調査、データ構造・コード体系・ファイル間関連性の確認、不整合の有無確認	◎		
	2-6	移行要件定義	移行対象データ・ファイル・期間・範囲の確定、新旧項目のマッピング、業務コード変換ルール等の定義		◎	
	2-7	新システムデータ仕様提供	新システムのデータ項目、コード体系等の仕様説明		◎	
	2-8	業務システム固有外字の同定	固有外字の洗い出し・一覧化		◎	
	2-9	文字コード変換テーブルの整備	現行システムから新システムに文字コード変換を行うための変換テーブルの作成		◎	○
	2-10	データ移行ツールの設計・開発	データ移行仕様のすり合わせ、変換ルールの定義、移行ツールの作成・テスト、移行結果の確認・調整		◎	
	2-11	ファイル変換機能の設計・開発	新システム用レイアウトへのデータ変換機能の設計・構築・テスト		◎	

	2-12	移行エラーデータの整理・取りまとめ	移行エラーとなったデータの取りまとめ及び発注者への提供		◎	
	2-13	現行システムデータ修正要件の定義	データ修正の実施主体（移行処理／現行システム）の取り決め		◎	
	2-14	現行システムデータの修正対応	現行システム側エラーの原因特定 修正手段の選定（オンライン機能による修正／手入力／一括取込等） 現行システム側におけるデータ修正・不足データの追補登録	○		◎
移行テスト・リハーサル	3-1	テスト、リハーサルのデータ抽出	テスト・リハーサル用にマスク加工なしの本番データ抽出	◎		
	3-2	テスト、リハーサルの実施・検証	テスト、リハーサルの実施・検証		◎	
	3-3	テスト、リハーサルの実施支援	問い合わせ対応やエラーデータのクリーニング	○		◎
	3-4	データ変換ルール、移行プログラム見直し	テスト結果に基づくルール・プログラムの修正		◎	
本番移行	4-1	本番データ抽出	現行システム本番環境からデータ抽出	◎		
	4-2	本番データ変換・移行	新システム本番環境へのデータ変換・登録		◎	
	4-3	本番データ移行支援	問い合わせ対応やエラーデータのクリーニング	○		◎

（２）移行設計

受託者は、移行計画書で識別した移行対象ごとに、具体的な移行方法、使用する移行ツール、役割分担、移行後の確認方法などを取りまとめた「移行設計書」を作成するものとする。この移行設計書には、移行作業で使用する移行ツールに関する詳細仕様も含め、適切に定義すること。

移行テスト、移行リハーサル、本番移行を実施する際には、作業ごとのタイムチャートを作成し、作業内容やスケジュールを明確にすること。また、現行システム事業者への依頼事項を整理し、必要に応じて本市や現行事業者と協力しながら、現行システムのデータ形式や状態を詳細に調査・確認すること。特に、文字コード変換等については、移行設計書において新旧システム間の対応関係、変換方法、確認方法を明確に定義し、各サブシステムも含めて不整合が生じないようにすること。

移行設計書は、詳細設計の期間中に作成し、本市に説明した上で承認を得るものとし、移行作業および関連する調査・確認は移行設計書に基づき計画的に進めるものとする。

（３）移行開発

受託者は、移行設計書に基づき、移行ツールおよび移行作業の手順書を作成すること。移行ツールについては、単体テストを実施し、ツールが正しく動作することを確認すること。移行手順書には、移行後の結果確認手順を含め、移行作業全体を適切に実行するための具体的な手順を記載するものとする。

また、移行手順書の作成にあたっては、移行設計書で定義された仕様や要件を反映し、本市および関係事業者との調整を行いながら進めることとする。移行開発にあたっては、サブシステムを含む現行事業者により実施された文字コード変換結果等についても、移行設計書で定義された方針および確認観点に基づき、受託者が受入確認を行うものとする。受入確認の結果、問題が認められた場合は、本市および関係事業者と協議の上、必要な是正を行うこと。

移行ツールの単体テストは、移行作業の信頼性を確保するための重要な工程として位置づけ、テスト結果を記録し、必要に応じて改善を行うこと。

(4) 移行テスト

受託者は移行ツールおよび移行手順書の妥当性を検証するため、移行テストを実施すること。

移行テストにおいては、各サブシステムにおける文字コード変換等について、個別システム単位での確認にとどまらず、新システム全体としての整合性および妥当性の観点から検証を行うこと。

受託者は移行テストの実施に先立ち、本市と協議の上、テストの目的、スケジュール、体制、テスト対象範囲、テスト実施環境、使用するデータ等を明記した「移行テスト計画」を作成し、本市の承認を得ること。その後、本市と協議の上、移行テストのテストシナリオ・テストケースを明記した「移行テスト仕様書」を作成し、同様に本市の承認を得るものとする。

なお、移行テスト計画、移行テスト仕様書の作成にあたっては、現行システム事業者からのデータ提供や情報共有が必要となる場合があるため、本市および関連事業者と適切に調整を行いながら進めること。

移行テストは、仕様書に基づいて計画的に実施し、テスト中に発生した不具合についてはその原因を分析した上で、移行ツールや移行手順書に必要な修正を反映すること。移行テストの結果をもとに移行ツールおよび移行手順書の品質を評価・分析し、その内容を「移行テスト結果報告書」に取りまとめること。移行テスト結果報告書には、移行ツールや移行手順書の改善内容や品質評価を含めるとともに、移行テストの網羅性や実施状況についても記載するものとする。

(5) 移行リハーサル

本番移行を円滑に実施するため、受託者は、移行リハーサルを実施すること。移行リハーサルは、試行実施で確立した手順および予定時間を踏まえ、本番移行と同等の手順を実施すること。これにより、データバックアップ、確認ポイント、必要時間などを整理し、本番移行実施計画を策定するための最終確認工程とする。

移行リハーサルには、移行テストで品質を確認した移行ツールおよび移行手順書を使用し、本番移行に準じたスケジュールで実施すること。

移行リハーサルの実施に先立ち、受託者は移行リハーサルにおける観点、実施手順、合格基準、実施スケジュール、実施体制および役割分担を整理した「移行リハーサル計画書」を作成し、本市の承認を得ることとする。また、現行システム事業者を含めた関係者へ事前に説明を行い、必要な調整を実施することで円滑な実施体制を整備すること。

移行リハーサルは、移行リハーサル計画書に基づいて実施し、リハーサル中に発生した不具合についてはその原因を分析した上で、移行ツールや移行手順書に必要な修正を反映する。移行リハーサルにおいては、移行ツールおよび移行手順書の品質保証に加え、移行スケジュールの妥当性を検証することを目的とする。さらに、リハーサル実施時には、現行システムおよび本市の他システムの稼働に影響を及ぼさないよう最大限の配慮を行うこととする。

受託者は移行テストの結果を基に、移行ツールおよび移行手順書の品質を再評価し、その内容を「移行テスト結果報告書」に取りまとめる。移行テスト終了後には、移行テスト結果報告書を本市に提示し、結果を説明した上で承認を得ることで、本番移行に向けた準備を整えることとする。

(6) 本番移行

リハーサルまでの結果を踏まえ、本番移行実施計画に基づき、データの本番移行を実施する。本番移行では、受託者は移行テストおよび移行リハーサルを通じて品質が保証された移行ツール、移行手順書、移行スケジュールを基に、移行作業を計画的かつ確実に遂行すること。

本番移行に先立ち、移行の詳細スケジュールや結果の確認手順、開始条件および終了条件、実施体制、役割分担、報告タイミング、緊急時の対応方針などを取りまとめた「本番移行計画書」を受託者が作成し、本市の承認を得るものとする。

また、本番移行の開始前および終了後には、それぞれ開始判定および終了判定（稼動判定）を行い、移行作業の進捗や結果について本市の承認を得るものとする。

本番移行が完了した後は、受託者が移行結果を「移行結果報告書」に取りまとめ、終了判定時に本市へ報告すること。移行結果報告書には、本番移行の全体的な進捗状況、移行作業で発生した課題やその対応内容、最終的な移行結果の詳細を記載する。

なお、本番移行作業に関連して事前移行や事後移行、業務端末の更新など、本番移行期間外に実施する作業がある場合、それらの作業についても個別の「移行計画書（または導入計画書）」や「移行結果報告書」に含めて作成し、本番移行全体に関する作業内容を網羅的に整理し、適切に報告することとする。

（７）研修

受託者は、本システムの運用開始にあたり、研修計画の策定及び研修実施に用いる研修用テキストの作成を行うものとする。ただし、実際の研修実施及び研修実施に必要な会場、設備、端末等の手配・準備は本調達の対象外し、受託者と別途随意契約を締結することを予定している。

研修計画の策定にあたっては、以下「研修計画」「研修環境」「研修方法」に記載の内容を踏まえて最適と考えられる研修方法を提案すること。ただし、社会情勢や技術動向、業務環境等の変化に応じて、より効率的・効果的な研修方法がある場合は、これを柔軟に取り入れて計画を立案すること。

ア 研修計画

受託者は利用者が導入システムを使って業務を遂行できることを目的とした研修や運用引継ぎの計画を立てること。

研修計画の作成にあたっては、表 12－5 を参考に役割等に応じて利用者をグループ分けし、各グループに対して研修の内容やスケジュール、実施場所、実施方法を明確にすることとし、研修の詳細は本市と協議のうえ定める。

なお、当該研修はシステム移行の３箇月前までに完了させることを予定しており、本市がカリキュラム等の承認に要する期間も見込んだうえで、余裕を持ったスケジュールを策定すること。

また、研修に当たっては、通常業務に影響が出ないように受講職員を分散させるため、数人程度を対象とした同一の研修を、複数回実施すること。

加えて、研修終了後から本番稼働までの期間において、本庁、区支所等の各拠点にて職員等が自主学習をできるよう、研修用端末・環境を構築すること。

表 12－5 研修のグループ分け（想定）

No.	参加者の役割	所属(対象者)	研修内容のテーマ(想定)
1	システム管理者	・ 税制課 ・ デジタル化戦略推進室	システム設定、権限管理、トラブル対応、EUC 等の横断的处理等
2	業務責任者	・ 各業務所管課長及び係長	決裁機能操作（申請内容の確認、承認、却下等）
3	一般ユーザ	・ 市税事務所等職員 ・ 外部委託事業者等	基本操作（データ入力、検索、帳票出力等）

イ 研修環境

受託者は研修用のシステム環境を構築すること。また、研修に必要な会議室及び研修に必要な機材（プロジェクター、スクリーン、端末等）は原則として受託者の施設及び機材を使用すること。

ウ 研修方法

業務内容を踏まえ、本市職員がシステム移行後確実に業務遂行できるように研修を実施すること。研修方法の詳細は要件定義終了後に決定するものとする。また、研修資料は研修時に使用する説明資料全般を指すものとし、研修とは別に職員各自が操作の習熟を図る際に活用できる操作マニュアルとは区別すること。操作マニュアルは、職員からの操作方法の問い合わせや法改正等に応じて都度更新すること。

研修スケジュール・人数・内容に応じた研修講師を派遣すること。研修講師の育成及びサポート要員については、受託者の負担と責任において準備を行うこととする。

エ マニュアル準備

操作マニュアルには、以下の表に示す項目を含めるものとする。また、業務初任者でもシステムの操作概要を理解できるよう、内容を簡潔かつ分かりやすく作成すること。

研修用テキストについては、研修時に使用する資料として各研修グループの業務上の役割に応じて適切な資料を作成すること。

表 12-6 操作マニュアルに含める項目（想定）

項目名	概要
システム概要	システムの目的、基本的な仕組み、利用範囲などを簡潔に説明する。
ログイン/初期設定	システムへのログイン手順、初期設定（例：パスワード変更、基本情報の登録）を記載する。
機能説明	システムが提供する主要な機能について、概要と利用目的を説明する。
基本操作説明	各機能の具体的な操作手順を、図表やスクリーンショットを用いて分かりやすく説明する。
FAQ（問い合わせ先）	利用者がよくある質問への回答をまとめ、問い合わせ窓口や対応方法について記載する。

（８）運用保守準備

本番稼働後の運用保守は本件調達外とし、受託者と別途随意契約を締結することを予定している。受託者においては、本番稼働後の運用保守業務に従事する者（以下「運用保守担当者」という。）に適切な引継を行うこと。

ア 運用保守マニュアル策定

受託者が作成する運用保守マニュアルは、本市及び運用保守担当者がシステム運用および保守を円滑かつ確実に実施できるよう、必要な情報を過不足なく記載した内容とすること。マニュアルは、日常業務や障害発生時の対応において、運用保守担当者が適切かつ迅速に行動できるよう、実務に即した具体的な手順や指針を含むものとする。

イ 保守テスト

受託者は、作成した運用保守マニュアルが導入システムおよび本市の業務プロセスの実態に即した内容であることを確認するため、障害発生時を想定した保守テストを実施すること。この保守テストでは、システムダウンなどの重大な障害を想定し、運用保守マニュアルに基づいて迅速かつ適切な対応が可能であることを検証する。

また、現行の関連システムを含めた運用フローを踏まえ、総合的な運用保守テストを

行い、システム間の整合性や業務への影響を検証する。保守テストの結果を基に、必要に応じて運用保守マニュアルの修正を行い、本市の承認を得るものとする。

第13 成果物

1 本件調達における成果物

受託者は標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書の添付資料である「納入成果物一覧」に記載している成果物を作成し、納品すること。ただし、本件業務の目的及び要件を達成するうえで必要となる場合は、下表の記載に関わらず、追加で成果物の作成及び納品を指示する。

受託者は、成果物の納品に当たり、本市に対して十分に内容の説明を行い、あらかじめ本市の承認を得ることとする。ただし、受託者は、本件業務の目的及び要件を達成するうえで合理的と認められる場合、成果物の統合等による効率化案を提案できる。提案にあたっては、納入成果物一覧との対応関係が確認できる資料を添付し、事前に本市の承認を得ること。承認が得られない場合は、納入成果物一覧どおりに作成・納品すること。

2 成果物の体裁

(1) 使用言語

サービス名等が外国語である場合等を除き、原則として日本語で記載すること。

(2) 提出部数

成果物等は電子データを格納した媒体（CD-R、DVD-R、DVD-RAM等）を、各年度末までに正副1部ずつ提出すること。また、受渡し時期及び方法は、別途本市と協議して決定すること。ただし、一部の成果物等について、個別に紙媒体での提出を求める場合があるので、適宜対応すること。

なお、最終年度の成果物等については、各年度末に提出を受けた内容の最新化などの対応を含め、具体的な取扱いについては、事前に本市と協議して決定すること。

(3) 電子データの形式

成果物等は、原則として日本マイクロソフト株式会社製 Word、Excel、PowerPoint のいずれかで利用できる形式（docx 形式、xlsx 形式、pptx 形式）又は pdf 形式（文字情報を埋め込んだもの）のうち、その管理等に最適なものを選択して作成すること。

なお、その他の形式による提出が必要な場合又は適切と考えられる場合は、本市と協議して決定すること。

(4) 書類の綴じ方

関連資料等を書類で提出する場合は、原則としてA4縦、両面印刷、横書とする。ただし、やむを得ずA3用紙を使用する場合は、A4の大きさにファイルに折り畳んで提出すること。

その他の体裁等については、提出に当たり、事前に本市と協議して決定すること。

(5) 見出し符号

提出する成果物等における見出し符号の使い方は、原則として、以下の「京都市文書作成の要領」の「見出し符号の使い方」によること。

（見出し符号の使い方）

1 項目を細分するときは、次の例によります。ただし、項目が少ない場合は、「第1」を省略して「1」から用います。

第1

1

(1)

ア

(7)

a

(a)

2 見出し符号には、句読点などは付けないで、1 字分を空けて次の字を書き出します。

3 権利の帰属

本業務により作成される全ての成果物等（成果物及び関連資料）について、受託者又は第三者が従前から保有する著作権に係る部分を除き、受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果物等の引渡時に無償で本市に譲渡されるものとする。受託者は、当該成果物等に関し著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者が自らの内部利用を目的とする場合に限り、成果物等の引渡後であっても、本市の承諾を要することなく、受託者は当該成果物等を自由に利用することができる。

また、成果物等に受託者又は第三者が従前から保有する著作権を有する著作物が含まれている場合、当該著作物に係る著作権は、受託者又は第三者に留保されるものとする。この場合であっても、当該著作物を含む成果物等を本市が内部利用する目的に限り、受託者又は第三者の承諾を要することなく、本市は当該成果物等を自由に利用することができるものとし、受託者又は第三者はこれを許諾するものとする。

なお、本市が当該成果物等を公表、変更又は第三者に提供しようとする場合は、事前に受託者の承諾を得なければならない。

4 第三者の権利の使用

成果物等について、受託者が第三者の有する無体財産権を使用する場合は、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

5 本契約・運用保守契約の範囲及び適合基準の整理

本契約の契約期間は令和 12 年 1 月 31 日までとし、移行作業の完了日は営業日の前日である令和 12 年 1 月 3 日までとする。本契約期間中に適合すべき内容は本体契約の対象とし、それ以外の内容は運用保守契約の対象とする。

なお、本契約期間中に適合すべき内容とは、原則として新税務システムの稼働時点で施行されている法令改正（適合基準日が到来している内容）を指す。ただし、税制改正は、毎年度の税制改正大綱に基づき継続的に実施されるものであり、その内容や確定時期によっては、システム対応に一定の作業負荷を要し、本番稼働に向けた準備に影響を及ぼす可能性があることから、改正後の運用が未開始であり、かつ、直ちに業務運用に支障を及ぼさない内容に限り、本市と受託者が事前に協議し合意した場合には、改正後の運用開始前までの対応を認めるものとする。

6 検収・支払

（1）検収

各工程の完了後、受託者は検査依頼書を添えて当該工程で作成した 成果物等（主に設計書、報告書等）を納品し、本市担当者は計画書及び仕様書に基づきこれを検査して、当該工程に係る可否の判定を行う。不合格とする場合は、要件を満たさない管理項目とその理由を指摘するため、受託者は当該工程の再実施、追加作業等を行い、速やかに成果物等を再納品すること。

工程定義並びに各成果物等について検査すべき管理項目、品質評価基準、目標指標、検査方法及び期間は、本市と受託者とで協議のうえ、原則としてプロジェクト計画書又は各テスト仕様書において定める。

（2）支払

成果物等の検査に合格した場合に、受託者からの適法な請求を受けてから 30 日以内に支

払を行う。支払は、年度ごとに、当該年度中に合格した工程に対応する金額及び下表に示す支払上限の範囲内で行うこととする。各年度の合格範囲は、受託者が請求時に提出する「成果物一覧（各年度分）」（納品した成果物等の名称、概要及び検査合格日等を記載したもの。）をもとに確認を行う。受託者は、「表 6—2 想定される主な工程と役割分担」の工程や各工程のスケジュール等を踏まえて各年度の支払額の内訳を作成し、受託者決定後 2 日以内に提示すること。

表 13—1 各年度の支払金額の上限

年度	支払上限（税抜）
令和 8 年度	625,250 千円
令和 9 年度	3,392,300 千円
令和 10 年度	3,908,460 千円
令和 11 年度	5,361,421 千円

第 14 その他

1 仕様の調整

本業務の実施にあたり、仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、本市と受託者が別途協議の上で定めるものとする。

2 記録・報告資料の作成補助等

受託者は、標準準拠システムへの移行に伴って必要となる、本市内部で実施するセキュリティ監査に係る手続など、本市が必要とする資料等の作成に当たり、本市の求めに応じて、その記録や報告に係る資料の作成を補助すること。

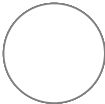
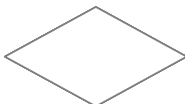
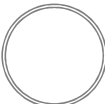
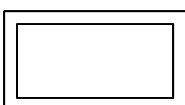
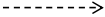
3 データの取り扱いについて

本システムに移行する全てのデータ、及び本システムを用いて作成された管理データ・帳票データ等の所有権は本市が有する。（各種システムログ・アプリケーションログデータは除く）、また、個人情報など機密性の高いデータを受託者が取り扱う必要がある場合は、データにアクセスできる従事者のリストを本市に提出し、当該データは厳格に管理すること。

業務フロー(事業所税)

凡例

各要素の説明

分類	説明	分類	説明	分類	説明
	開始イベント (業務の開始を表す)		条件分岐(XOR条件) (条件に基づきいずれかの経路に流れる)		書類
	中間イベント (業務の中間を表す)		処理 (手動の処理及び業務を表す)		CSVデータ
	終了イベント (業務の終了を表す)		システム処理 (情報システムを使う処理を表す)		帳票
	処理の流れ		情報システム・データベース		
	データの流れ				

事業所税業務フロー一覧

No	業務プロセス
1	申告勧奨
2	減免
3	申告受付
4	更正決定
5	未申告催告
6	課税情報管理
7	調査事務－貸付申告管理
8	統計資料－調定集計資料作成
9	統計資料－課税状況調作成
10	統計資料－交付税資料作成
11	統計資料－各種リスト作成

業務フロー図	業務プロセス				業務概要		備考		
	1_申告勧奨				申告を行うべき納税義務者に対し申告書等を出力し送付する				
住民・外部機関等		主管課				情報システム		補足説明	
									
		申告書出力				事業所税システム eLTAX ※プレ申告データ送		・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分: 決算月の25日に発送 ・eLTAXシステムにアップロードするためのプレ申告データの作成ができること	
						送付書 申告書等 納付書 減免申請書 お知らせ		・登録情報により出力帳票を選択すること。(別紙5.6は事業者によって送付要否に違いあり) ・「送付書」は、例月分は定型とし、随時は自由記入欄が必要。 ・各種送付物を送付する際の送付書印刷ができること ・「発送簿兼受付簿」は、対象者の情報、送付物の種類(申告書、納付書、別表必要枚数等)が確認できること。「発送簿兼受付簿」は行政区・決算期ごとの申告者ベースのもの(発送者ベースではない)。	
		送付							
受領									
									
		発送管理				事業所税システム		・送付、受領の管理ができること	
									

業務フロー図	業務プロセス			業務概要	備考	
	2-1_減免			納税義務者より提出された減免申請の入力を行う		
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明
						・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分:決算月の25日に発送
						eltaxの申告については、eltax専用PC(事業所税システム外)からPDF形式で直接受領し、当該PDFの内容に基づき、郵送等による紙申告と同様に入力していく

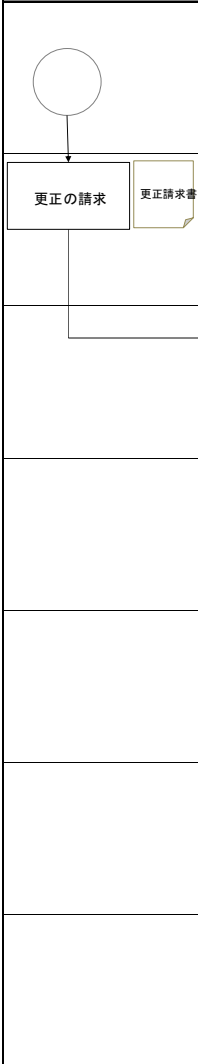
業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考		
		2-2_減免			納税義務者より提出された減免申請の入力を行う					
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
										
		減免情報入力			事業所税システム ↓ 減免決定書 (文書決裁要旨) ↓ 減免決定			・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分:決算月の25日に発送		
		文書決裁			文書管理システム					
		決定日入力			事業所税システム ↓ 減免決定 ↓ 収納管理システム			・減免後の調定額を収納管理システムに連携		
		送付								
	受領 ↓ 減免決定通知書									
	 3-1.申告受付へ									

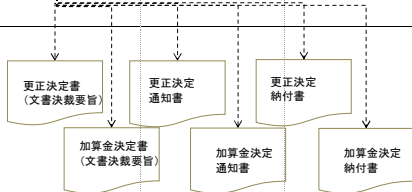
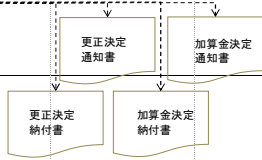
業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考		
	3-1 申告受付			納税義務者より提出された申告書の入力を行う(納税義務者確認・登録)			納税義務者より提出された申告書を基に申告情報の登録を行なう。 ①宛名情報の「照会」、基本台帳管理にて納税義務者の「照会」を行う。 ②新規納税義務者の場合、宛名情報の「登録」を行う。 ③新規納税義務者(事業所情報なし)の場合、基本台帳管理にて「登録」を行う。		
住民・外部機関等		主管課		情報システム			補足説明		
							・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分: 決算月の25日に発送		
							eltaxの申告については、eltax専用PCで直接受領する。		

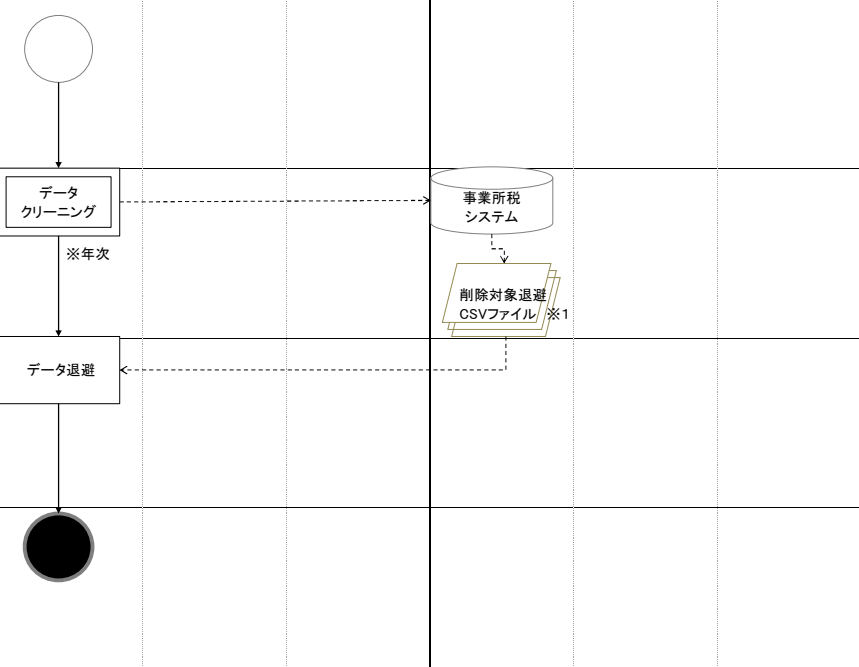
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	3-1_申告受付	納税義務者より提出された申告書の入力を行う(納税義務者確認・登録)	納税義務者より提出された申告書を基に申告情報の登録を行なう。 ①宛名情報の「照会」、基本台帳管理にて納税義務者の「照会」を行う。 ②新規納税義務者の場合、宛名情報の「登録」を行う。 ③新規納税義務者(事業所情報なし)の場合、基本台帳管理にて「登録」を行う。

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
		<pre>graph TD; Start(()) --> D1{新規納税義務者の場合}; D1 -- YES --> P1[宛名情報登録]; P1 -.-> DS1[(事業所税システム)]; D1 -- No --> D2{新規納税義務者(事業所税)の場合}; D2 -- YES --> P2[事業所税基本情報登録]; P2 -.-> DS2[(事業所税システム)]; D2 -- No --> End((())); DS3[(法人市民税システム)] -.-> DS1; DS4[(住基システム)] -.-> DS1;</pre>						

業務フロー図		業務プロセス	業務概要	備考	
		3-3.修正申告受付	納税義務者より提出された修正申告書の入力を行う (申告書入力等)	④申告書及び別表の情報を登録し、調定する。	
住民・外部機関等		主管課		情報システム	補足説明
		郵送等での修正申 	電子修正申告 		
		                                      			

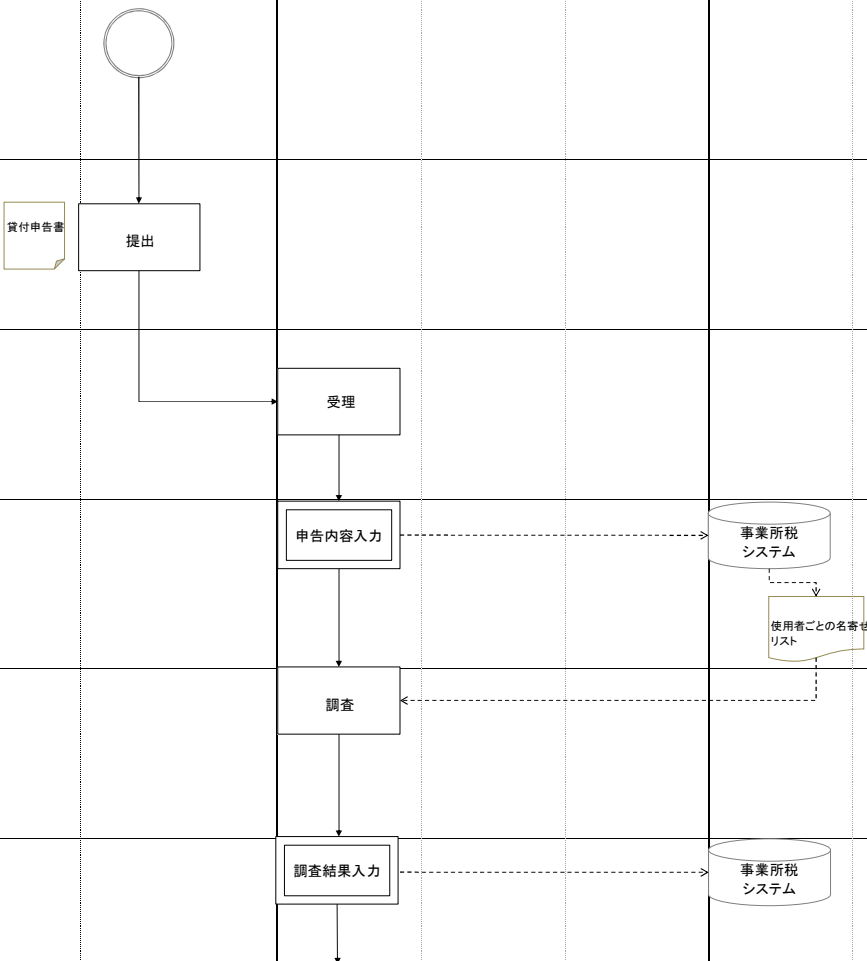
業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考	
	4-2.更正決定(減額更正)			各種調査結果及び納税義務者より提出された更正の請求を基に更正・決定を行う(更正・決定入力、更正・決定関連帳票出力)			④更正決定情報の入力を行い、更正決定書、更正決定通知書、調定還付決定書を出 力する。	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								
		受理						
		更正・決定入力			事業所税システム			仮登録内容から変更があった場合のみ更新する
					更正決定書 (文書決裁要旨) 更正決定通知書 調定還付決定書 (歳入・歳出)			決定通知書を出力(日付等はblank)する
								
								
		文書決裁			文書管理システム			

業務フロー図		業務プロセス		業務概要		備考
		4-3_更正決定(税額決定・増額更正)		各種調査結果を基に更正・決定を行う(更正・決定入力、更正・決定関連帳票出力)		④更正決定情報の入力を行い、更正決定書、更正決定通知書、納付書等を出力する。
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明
						
		更正必要性の把握				・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分:決算月の25日に発送
		更正・決定入力		事業所税システム		・加算金が発生する場合には、同時に加算金計算も実施 ・修正申告サンプル等のデータを引用できること。
					決定通知書を出力(日付等はblank)する	
		文書決裁		文書管理システム		
		決定日入力		事業所税システム	収納管理システム	確定したデータは更正した内容のみではなく、正しい申告のデータとして保管し、次年度は更正後のそれを引用できるようにすること
		送付				
受領						
						

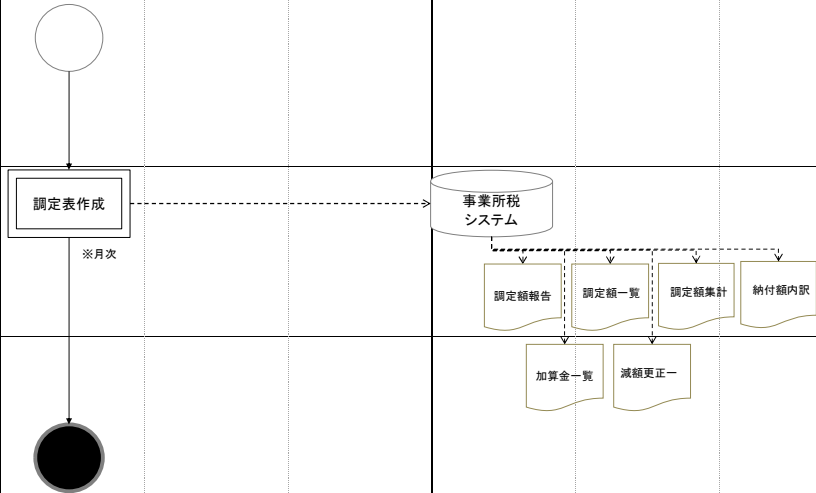
業務フロー図		業務プロセス		業務概要			備考
		6.課税情報管理		誤入力等による修正、削除及び取消を行う。 7年経過した申告データを整理する			①課税台帳管理(照会)では登録されている申告内容の「照会」を行う。 ②課税台帳管理(修正・削除・取消)では誤入力等による申告情報の「修正」「削除」「取消」を行い、税額に変更がある場合は収納管理へ連携する。
住民・外部機関等		主管課		情報システム			補足説明
							・任意に「完結フラグ」を立てたものについて、7年経過後に削除 ・基本情報については、申告勧奨をしてしていない(送付していない)場合で保存する課税情報がなく、完結年度に入力があり当該年度と一致するものを削除。(対象案件についてはシステムまたは対象リスト(紙又はCSV)で確認できること。)

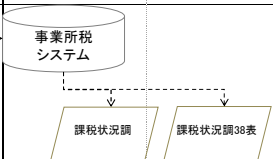
業務フロー図	業務プロセス		業務概要		備考	
	7-1 調査事務		固定資産税及び法人市民税情報から調査票送付対象を特定し、調査票を送付する			
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明
提出 固定資産税室 異動対象物件 年1回 法人市民税担当 均等割区デー 年1回 法人市民税担当 従業者数デー 年1回 法人市民税担当 異動届 都度(月に数回)		受領 調査票等送付対象有無チェック 宛名情報照会 基本台帳管理照会 新規納税義務者の場合 YES No 宛名情報登録		事業所税システム 事業所税システム 事業所税システム 法人市民税システム 住基システム		・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分:決算月の25日に発送 課税捕捉の資料として、毎年固定資産の異動、法人市民税の均等割課税区と従業者数(及び7.2、貸付)を確認しているが、都度確認すべき対象者について、調査票を送付している。

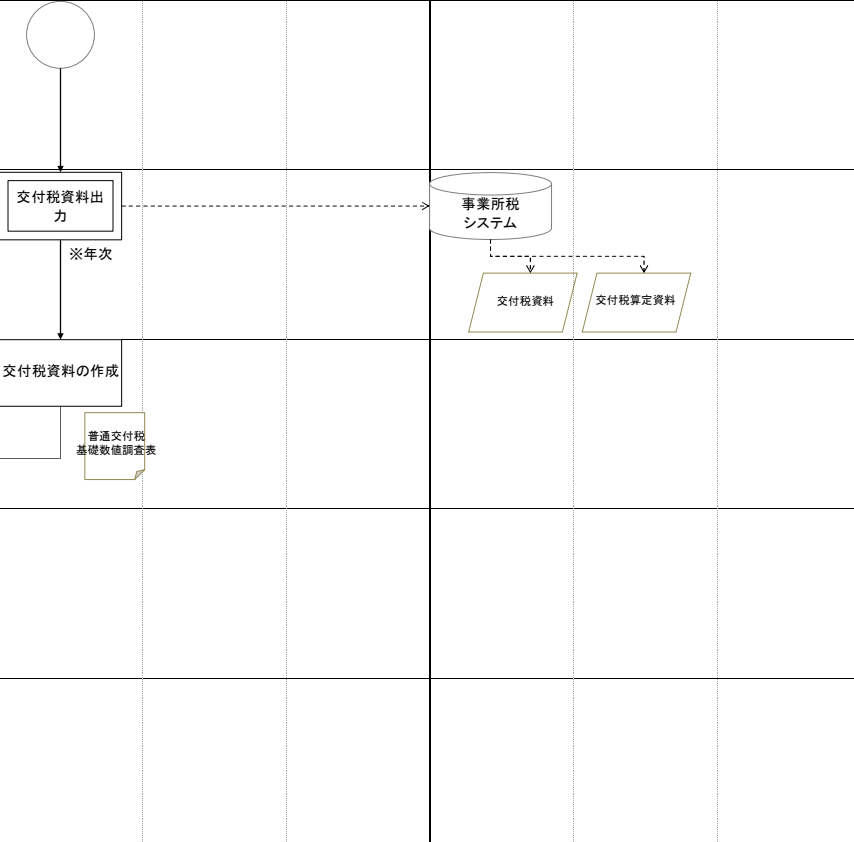
業務フロー図		業務プロセス		業務概要		備考	
		7-1 調査事務		固定資産税及び法人市民税情報から調査票送付対象を特定し、調査票を送付する			
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明	
		事業所税 基本情報登録		事業所税 システム			
		貸付申告書					
		調査票or貸付申告					
		調査票					
		調査予定登録		事業所税 システム			調査予定を登録できること
		送付票 出力		事業所税 システム			送付票を出力できること 調査予定登録が一定数溜まった段階で送付票を一括出力し、調査票と併せて送付する
		送付		送付票			
		調査票					
		送付票					
		受領					
		調査票					
		送付票					
		回答内容に応じて 1.申告勧奨へ					

業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考	
	7-2 調査事務－貸付申告管理			貸付申告書の管理を行う			①事業所用家屋の新増築情報等をもとに、貸付申告書、貸付明細書、貸付申告書発 送者リスト貸付申告書送付票を出力する。 ②事業所用家屋所有者より提出された貸付申告書の内容を貸付情報管理で入力す る。また貸付申告書の発送区分(発送済、発送不要、返戻、申告済、対象外、調査)の変 更を行う。 ③使用者ごとに名寄せし合計面積が500㎡超・800㎡超のものを抽出したリストを出力す る。	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								
								以前にも貸付申告の実績がある場合は、前回の申告情報を呼び出して、それを下書きとして申告 内容を入力する。

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考
		7-2_調査事務－貸付申告管理			貸付申告書の管理を行う			①事業所用家屋の新増築情報等をもとに、貸付申告書、貸付明細書、貸付申告書発送者リスト貸付申告書送付票を出力する。 ②事業所用家屋所有者より提出された貸付申告書の内容を貸付情報管理で入力する。また貸付申告書の発送区分(発送済、発送不要、返戻、申告済、対象外、調査)の変更を行う。 ③使用者ごとに名寄せし合計面積が500㎡超・800㎡超のものを抽出したリストを出力する。
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								
		※申告勧奨へ						

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考		
		8.統計資料－調定集計資料作成			調定状況把握のため調定集計資料の作成を行う					
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
								・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分:決算月の25日に発送		

業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考	
	9.統計資料－課税状況調作成			国提出用の課税状況調を作成する			①課税状況調(第36表)及び課税状況調(第38表)のCSVファイルより、国提出用の課税状況調を作成する。	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分:決算月の25日に発送
		※年次						
		報告						
		課税状況調作成						
		課税状況調						
	受領							
	府へ提出							

業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考
	10.統計資料－交付税資料作成			交付税資料を作成する			① 交付税資料及び交付税算定資料CSVファイルより、普通交付税基礎数値調査表を作成する。
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明	
							
		交付税資料出力		事業所税システム		・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分:決算月の25日に発送	
		※年次		交付税資料 交付税算定資料			
		交付税資料の作成					
		普通交付税基礎数値調査表					
	受領						
	府へ提出						

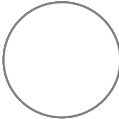
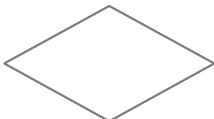
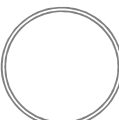
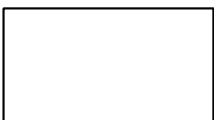
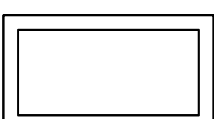
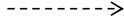
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	11.統計資料－各種リスト作成	各種リストを作成する	各種リスト出力処理は各処理(調定表作成や申告書出力)にて出力するリストとそれに関連する各処理をまとめたものとする。各帳票は以下に記載。 事業所税規模別資産割資料／○年度分 事業所税 一部非課税内訳表／○年度分 事業所税 特例控除内訳表／○年度分 事業所税 特例控除内訳表(現年度) ○年度分 事業所税 特例控除内訳表(過年度)／○年度分 事業所税 減免内訳表／○年度分 事業所税 納税義務者数集計表／○年度分 事業所税 負担額調 非課税内訳リスト／特例内訳リスト／減免内訳リスト／高額納税者一覧／○年度分 事業所税 調定額集計表 現年度／○年度分 事業所税 調定額集計表 過年度 ○年度分 事業所税 納付額集計表 現年度／○年度分 事業所税 納付額集計表 過年度／○年度分 事業所税 業種別・資本金別課税内容表 業種別 ○年度分 事業所税 業種別・資本金別課税内容表 合計／事業所税 オンライン減額マスタリスト

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
		○ 各種リスト出力			事業所税システム 各種リスト			・例月処理、随時(単発)でできること。 ・例月処理は、対象月、対象行政区(全市も可)単位でできること。 ※例月処理分:決算月の25日に発送
		各種リスト作成 ○ 各種リスト						

業務フロー(入湯税)

凡例

各要素の説明

分類	説明	分類	説明	分類	説明
	開始イベント (業務の開始を表す)		条件分岐(XOR条件) (条件に基づきいずれかの経路に流れる)		書類
	中間イベント (業務の中間を表す)		処理 (手動の処理及び業務を表す)		CSVデータ
	終了イベント (業務の終了を表す)		システム処理 (情報システムを使う処理を表す)		帳票
	処理の流れ		情報システム・データベース		
	データの流れ				

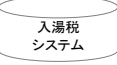
入湯税業務フロー一覧

No	業務プロセス
1	基本台帳管理
2	申告書等収受
3	申告書等出力
4	更正処理
5	調定表出力
6	未申告催告
7	課税状況調作成
8	DBクリーニング

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	1.基本台帳管理	鉱泉浴場及び特別徴収義務者情報の管理を行う	鉱泉浴場経営申告書の記載内容を確認し、オンライン入湯税台帳管理で施設情報及び特別徴収義務者情報の管理を行う。 ※注意事項:複数の鉱泉浴場を経営する特別徴収義務者について、鉱泉浴場毎に宛名情報と入湯税の基本情報の登録を行う必要がある。

住民・外部機関等	主管課	情報システム	補足説明
<pre>graph TD; Start(()) --> A[経営申告書の提出]; A --> B[記載内容の確認]; B --> C{新規or既存}; C -- 既存 --> D[基本台帳管理 修正]; C -- 新規 --> E[基本台帳管理 登録]; D -.-> F[(入湯税 システム)]; E -.-> G[(入湯税 システム)]; E --> End((()));</pre>			
			記載内容に応じて、課税対象かどうかも判別する ※日帰りかつ1,500円以内の施設は対象外
			課税対象外の施設については、使い勝手が悪くなるのであればシステム外管理(Excelファイル等)も可

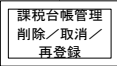
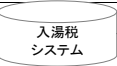
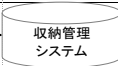
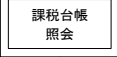
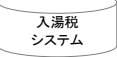
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	1.基本台帳管理	鉱泉浴場及び特別徴収義務者情報の管理を行う	鉱泉浴場経営申告書の記載内容を確認し、オンライン入湯税台帳管理で施設情報及び特別徴収義務者情報の管理を行う。 ※注意事項:複数の鉱泉浴場を経営する特別徴収義務者について、鉱泉浴場毎に宛名情報と入湯税の基本情報の登録を行う必要がある。

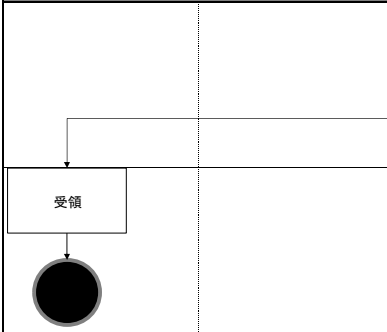
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								
		基本台帳管理 削除						
								
								
		基本台帳管理 照会						
								

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	2_申告書等收受	申告書情報の管理を行う	・特別徴収義務者から提出された入湯税納入申告書の記載内容を確認し、オンライン申告書等入力より課税情報の登録を行う。 ・登録済み課税情報の削除、取消、再登録及び照会については、オンライン課税台帳管理より行う。

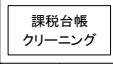
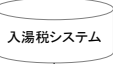
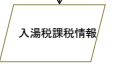
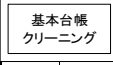
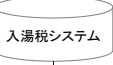
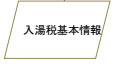
住民・外部機関等	主管課	情報システム	補足説明
		eLTAX	eltaxの申告については、eltax専用PCで直接受領する。
		申告書	
		不備チェック	
		入湯税システム	
		入湯税システム	
		入湯税システム	
		収納管理システム	調定の都度決裁は行わず、月締めで行う（7_課税状況調作成）

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	2_申告書等收受	申告書情報の管理を行う	・特別徴収義務者から提出された入湯税納入申告書の記載内容を確認し、オンライン申告書等入力より課税情報の登録を行う。 ・登録済み課税情報の削除、取消、再登録及び照会については、オンライン課税台帳管理より行う。

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								
								
								
								
								
								
								
								
								

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考	
		4-2_加算金決定			加算金決定を行い、特別徴収義務者へ通知する			オンライン加算金決定情報の入力と、加算金決定通知書の出力を行い、特別徴収義務者へ通知する。	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明	
		送付							

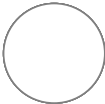
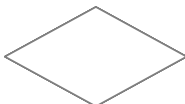
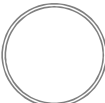
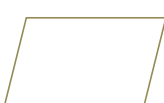
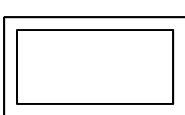
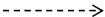
業務フロー図	業務プロセス				業務概要				備考			
	5.調定表出力				入湯税の調定集計表・調定内訳表・調定明細表を出力する				—			
住民・外部機関等		主管課			情報システム				補足説明			
												
		調定表出力			入湯税システム ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 調定・申告履歴 調定原簿 徴収簿 課税状況一覧 (入湯客別) 調定額一覧 (施設別)				月毎、年毎で出力できるようにする			
												

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考	
		8_DBクリーニング			保有年限をコンスタントで指定し、基本台帳データ・課税台帳データを削除する			ー	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明	
									
									
									
								・申告情報について、7年保存経過後に削除。	
									

業務フロー(市たばこ税)

凡例

各要素の説明

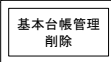
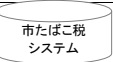
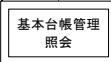
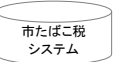
分類	説明	分類	説明	分類	説明
	開始イベント (業務の開始を表す)		条件分岐(XOR条件) (条件に基づきいずれかの経路に流れる)		書類
	中間イベント (業務の中間を表す)		処理 (手動の処理及び業務を表す)		CSVデータ
	終了イベント (業務の終了を表す)		システム処理 (情報システムを使う処理を表す)		帳票
	処理の流れ		情報システム・データベース		
	データの流れ				

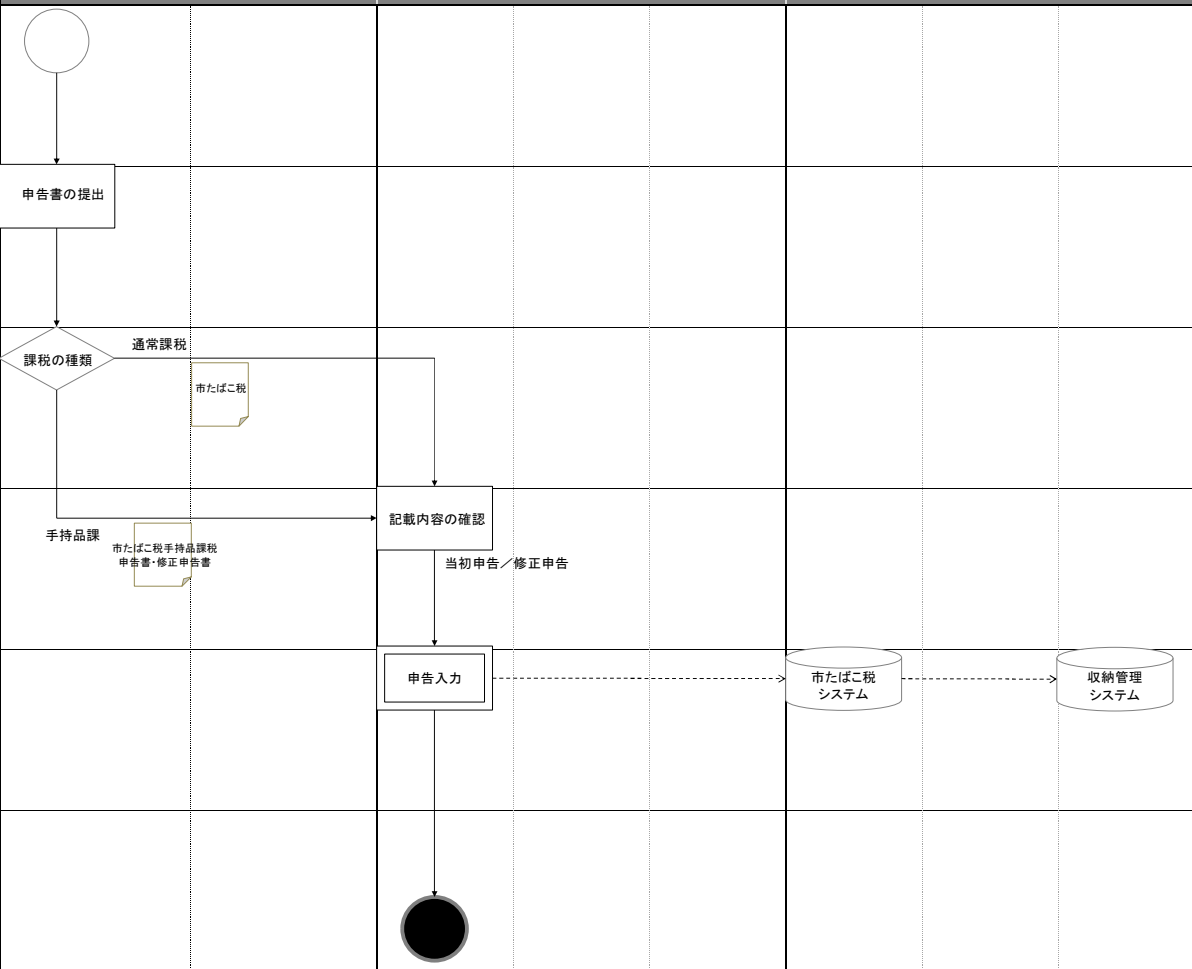
市たばこ税業務フロー一覧

No	業務プロセス
1	基本台帳管理
2	申告書等収受
3	納付書発行
4	更正処理
5	調定表出力
6	未申告催告
7	税務統計資料出力
8	交付税資料出力
9	DBクリーニング

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	1_基本台帳管理	通常課税及び手持品課税の納税義務者情報の管理を行う	納税義務者からの新規事業者の連絡(手持品課税の場合は申告書)をもとに、オンライン市たばこ税台帳管理で納税義務者情報の管理を行う。 ※注意事項:基本台帳登録時に選択する「課税対象区分(通常課税／手持品課税)」は変更不可である。

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考	
		1.基本台帳管理			通常課税及び手持品課税の納税義務者情報の管理を行う			納税義務者からの新規事業者の連絡(手持品課税の場合は申告書)をもとに、オンライン市たばこ税台帳管理で納税義務者情報の管理を行う。 ※注意事項:基本台帳登録時に選択する「課税対象区分(通常課税／手持品課税)」は変更不可である。	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明	
									
									
									
									
									
									

業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考	
	2. 申告書等收受			通常課税及び手持品課税の申告書情報の管理を行う			・通常課税又は手持品課税の納税義務者から提出された申告書及び修正申告書の記載内容を確認し、オンライン申告書等入力より課税情報の登録を行う。 ・登録済み課税情報の修正、削除、取消及び照会については、オンライン課税台帳管理より行う。	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
 <pre>graph TD Start(()) --> Submit[申告書の提出] Submit --> Decision{課税の種類} Decision -- 通常課税 --> Confirm[記載内容の確認] Decision -- 手持品課 --> Confirm Confirm -- 当初申告／修正申告 --> Input[申告入力] Input -.-> CityTax[(市たばこ税システム)] CityTax -.-> Storage[(収納管理システム)] Input --> End((()))</pre>								
申告書の提出								
課税の種類								
通常課税								
市たばこ税								
手持品課								
市たばこ税手持品課税申告書・修正申告書								
記載内容の確認								
当初申告／修正申告								
申告入力								
市たばこ税システム								
収納管理システム								

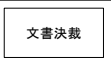
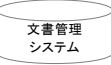
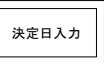
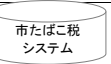
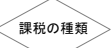
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	2.申告書等收受	通常課税及び手持品課税の申告書情報の管理を行う	・通常課税又は手持品課税の納税義務者から提出された申告書及び修正申告書の記載内容を確認し、オンライン申告書等入力より課税情報の登録を行う。 ・登録済み課税情報の修正、削除、取消及び照会については、オンライン課税台帳管理より行う。

住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明
		○				
		課税台帳管理 修正／削除／ 取消		市たばこ税 システム	収納管理 システム	
		●				
		○				
		課税台帳 照会		市たばこ税 システム		
		●				

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	3_納付書発行	通常課税及び手持品課税の納付書を発行する	・通常課税の納付書を随時発行する必要がある場合、オンライン基本台帳管理(照会)より単件出力する。 ※注意事項:納付書の年度、申告区分、年度分、月別、税額等の金額欄及び納期限は必要に応じて手書きする。

住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明	
		基本台帳管理 照会		市たばこ税 システム		手持ち品課税の場合は、市たばこ税システム外で納付書を発行	
		基本台帳管理 - 納付書発行		市たばこ税 システム			
		差し込み印刷					
		発送					
受領							

業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考		
	4.更正処理			通常課税及び手持品課税の更正、決定及び加算金決定を行い、納税義務者へ通知する			オンライン更正(決定)で通常課税及び手持品課税の更正、決定又は加算金決定情報の入力と、更正(決定)通知書の出力を行い、納税義務者へ通知する。		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明	
									

業務フロー図		業務プロセス	業務概要				備考
		4_更正処理	通常課税及び手持品課税の更正、決定及び加算金決定を行い、納税義務者へ通知する				オンライン更正(決定)で通常課税及び手持品課税の更正、決定又は加算金決定情報の入力と、更正(決定)通知書の出力を行い、納税義務者へ通知する。
住民・外部機関等		主管課		情報システム			補足説明
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	5.調定表出力	市たばこ税の調定集計表・調定内訳表・調定明細表を出力する	—

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明

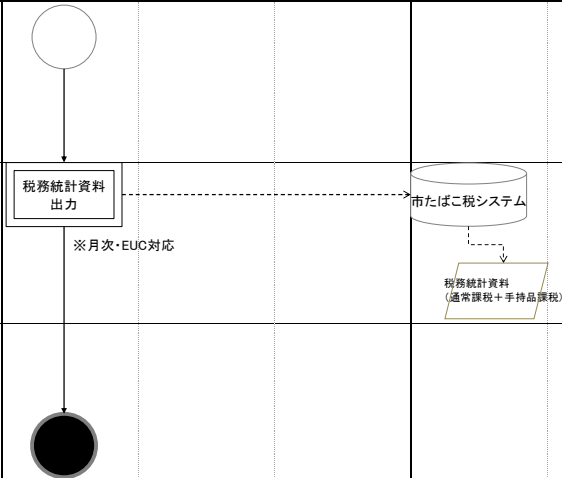
```
graph TD; Start(( )) --> Process[調定表出力]; Process -.-> DataStore[(市たばこ税システム)]; DataStore --> Output1[調定表]; DataStore --> Output2[調定内訳表]; DataStore --> Output3[調定明細表]; DataStore --> Output4[未登録外字あり 桁オーバーリスト]; Process --> End((( )));
```

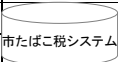
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	6_未申告催告	月別の申告書等未登録の申告者一覧表を出力する	—

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明

```
graph TD; Start(( )) --> Process[未申告一覧表出力]; Process -.-> DataStore[(市たばこ税システム)]; DataStore -.-> Output1[未申告一覧表]; DataStore -.-> Output2[外字・オーバー一覧]; Process --> End((( )));
```

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	7_税務統計資料出力	税務統計資料を出力する	月別に納税義務者数・売り渡し本数・調定額等を集計したCSVファイルを出力する。 ※通常課税と手持品課税を合わせて集計する。

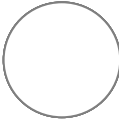
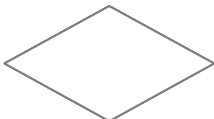
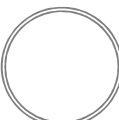
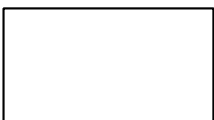
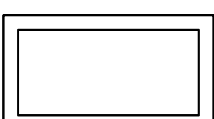
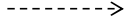
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明	
									
		 税務統計資料 出力 ※月次・EUC対応 市たばこ税システム 税務統計資料 (通常課税 + 手持品課税)							
									

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考	
		8. 交付税資料出力			交付税資料第5表総括表、附表を出力する			—	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明	
									
		交付税資料 出力							
									
		交付税資料の作成							
									
	受領								
	府へ提出								
									

業務フロー(宿泊税)

凡例

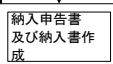
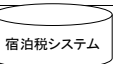
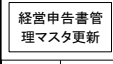
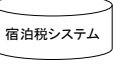
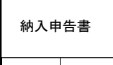
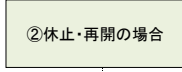
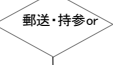
各要素の説明

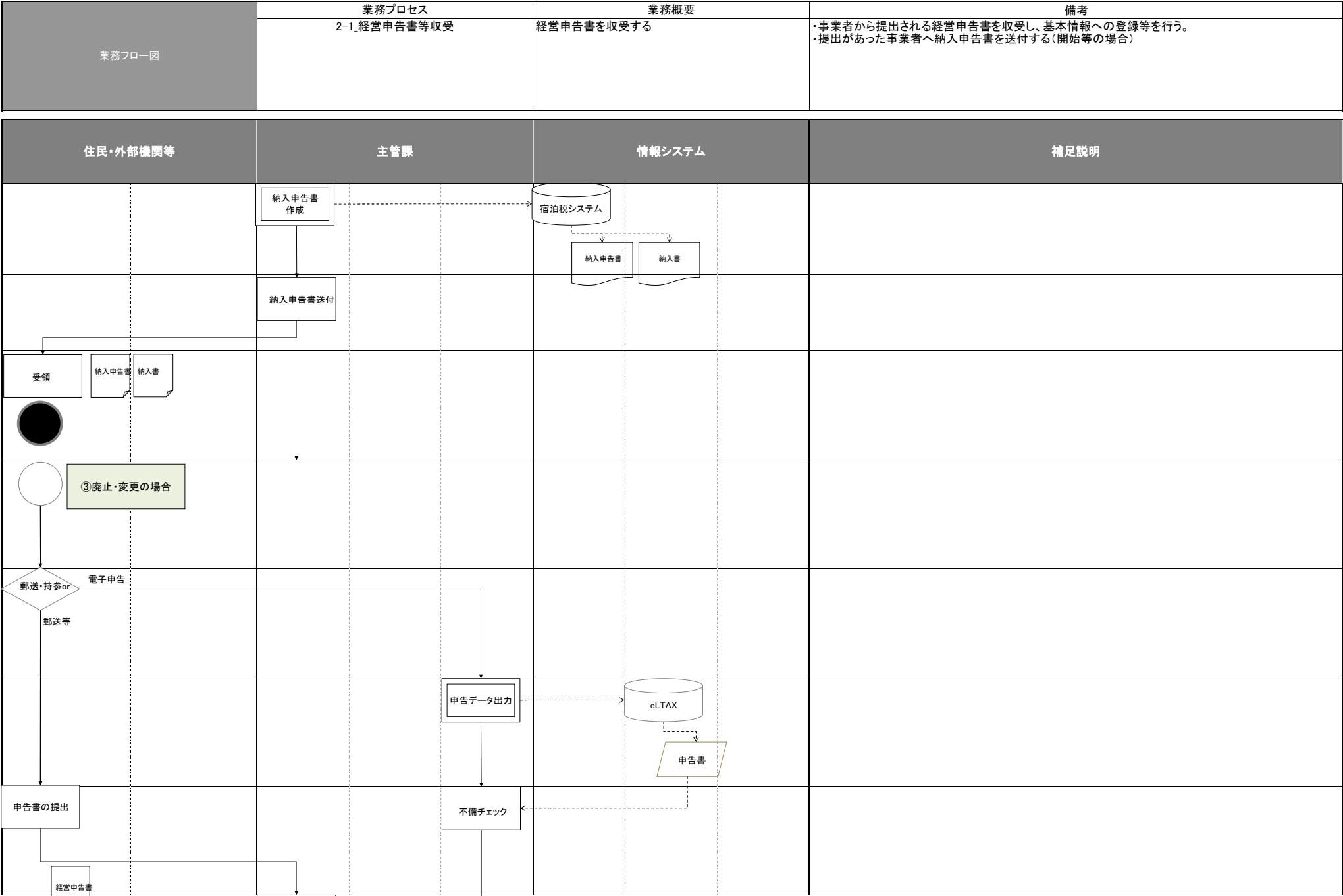
分類	説明	分類	説明	分類	説明
	開始イベント (業務の開始を表す)		条件分岐(XOR条件) (条件に基づきいずれかの経路に流れる)		書類
	中間イベント (業務の中間を表す)		処理 (手動の処理及び業務を表す)		CSVデータ
	終了イベント (業務の終了を表す)		システム処理 (情報システムを使う処理を表す)		帳票
	処理の流れ		情報システム・データベース		
	データの流れ				

宿泊税業務フロー一覧

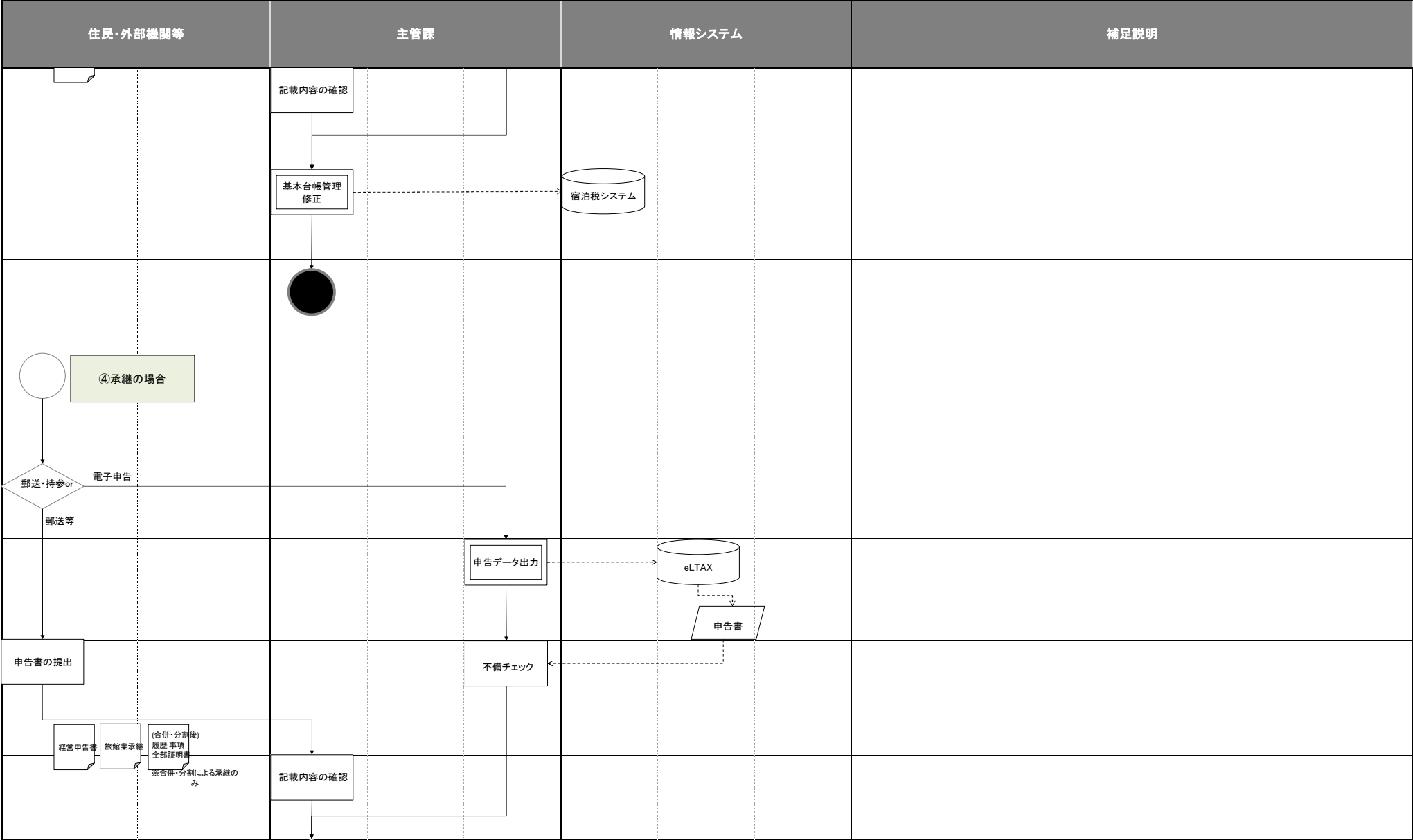
No	業務プロセス
1	許可申請書(写)收受
2	経営申告書等收受
3	指定申請書收受
4	特例申請書收受
5	納税管理人
6	納入申告書收受
7	加算金・更正決定
8	未申告指導・警告
9	対応記録
10	宿泊税特別徴収事務補助金
11	調定表出力
12	申告納入期限延長

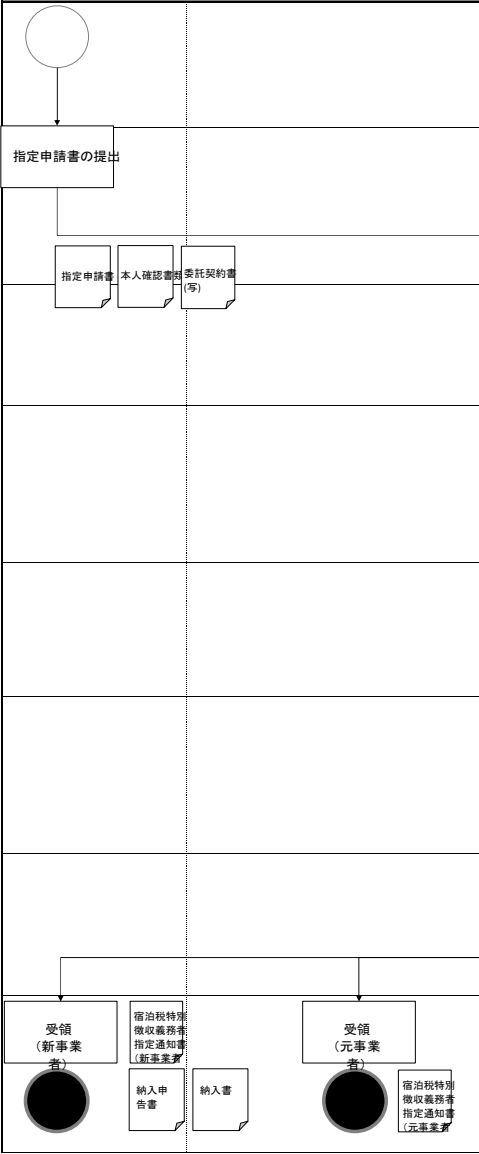
業務フロー図	業務プロセス		業務概要		備考	
	2-1_経営申告書等収受		経営申告書を収受する		・事業者から提出される経営申告書を収受し、基本情報への登録等を行う。 ・提出があった事業者へ納入申告書を送付する(開始等の場合)	
住民・外部機関等	主管課		情報システム		補足説明	
①新規開始の場合 電子申告 郵送・持参or 申告書の提出 経営申告書 本人確認書類 旅館業による許可書(写) or 住宅宿泊事業法による届出番号通知書	申告データ出力 不備チェック 記載内容の確認 基本台帳管理登録		eLTAX 申告書 宿泊税システム			

業務フロー図	業務プロセス				業務概要				備考			
	2-1_経営申告書等收受				経営申告書を収受する				・事業者から提出される経営申告書を収受し、基本情報への登録等を行う。 ・提出があった事業者へ納入申告書を送付する(開始等の場合)			
住民・外部機関等		主管課				情報システム				補足説明		
												
						  						
												
												
   												
 												
 												



業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	2-1_経営申告書等收受	経営申告書を収受する	・事業者から提出される経営申告書を収受し、基本情報への登録等を行う。 ・提出があった事業者へ納入申告書を送付する(開始等の場合)

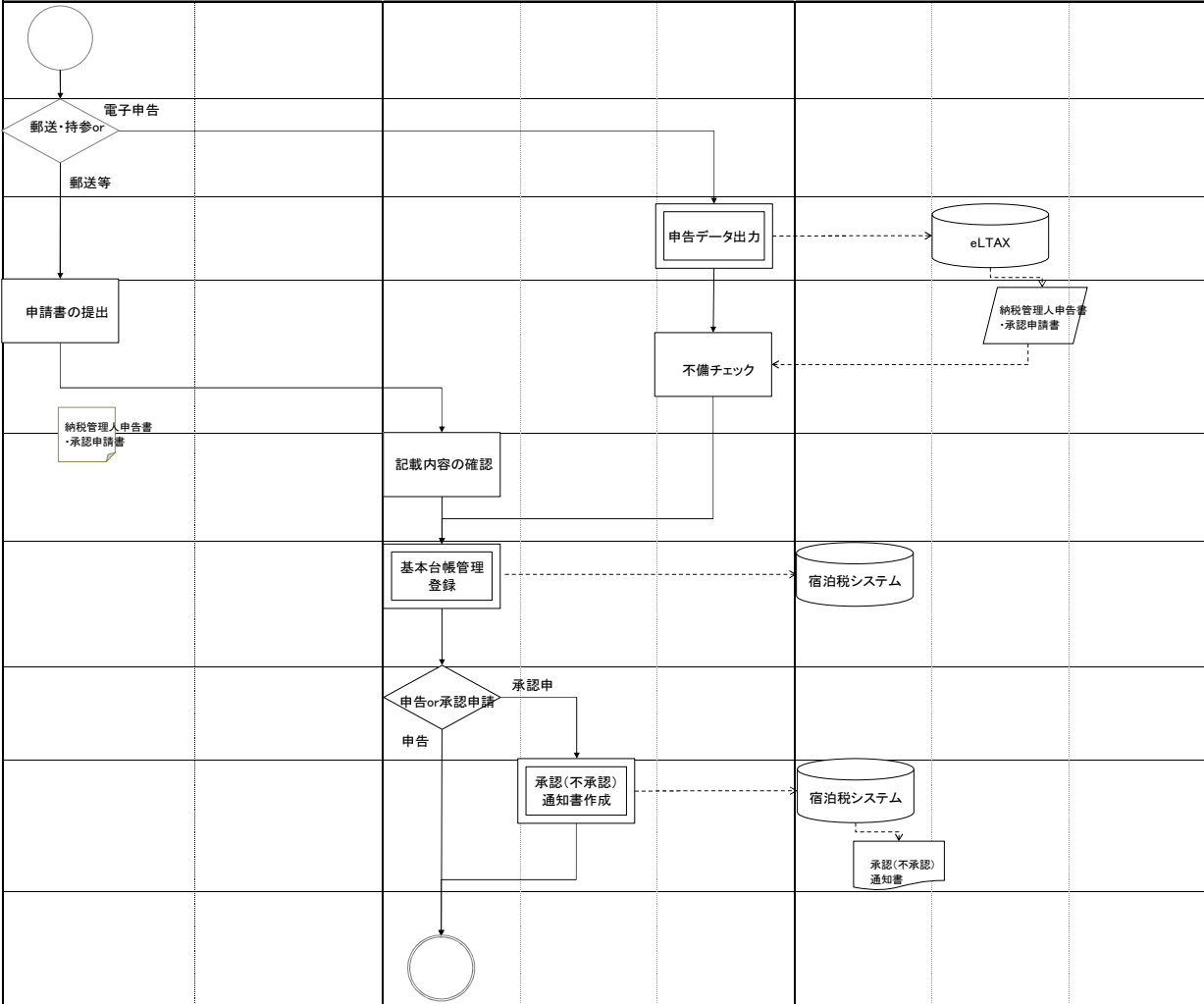


業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考
	3_指定申請書等收受			指定申請書を収受する			・事業者から提出される指定申請書を収受し、基本情報への登録等を行う。
住民・外部機関等		主管課			情報システム		補足説明
							本フローでは指定申請に対する決定のフローを明示しているが、指定解除の場合も(一部帳票は異なるものの)同様のフローにより処理される
							文書番号や日付はblankとして出力
							文書番号と日付(文書管理システム上の決定日)を入力し、出力する
							新事業者には指定通知書及び納入申告書、納入書を同封して送付、元事業者向けには指定通知書(指定番号を記載しない)のみを送付

業務フロー図	業務プロセス				業務概要			備考
	4_特例申請書收受				特例申請書を収受する			事業者から提出される特例申請書を収受し、基本情報への登録等を行う。
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
	特例申請書の提出							
								
		記載内容の確認						
		申請内容入力			宿泊税システム			
		滞納有無確認			滞納管理システム			宿泊税担当において滞納管理システムを参照する(全税目の確認が必要)
		判定			宿泊税システム 承認(不承認)通知書 判定結果資料			申請者が特例適用の要件に該当するかどうかを判定し、要件を満たす場合は「承認通知書」(日付・文書番号はblank)、要件を満たさない場合は「不承認通知書」(日付・文書番号はblank)を出力する。 また、いずれの場合も判定結果資料(文書決裁用の証跡資料)を出力する
		基本台帳管理修正			宿泊税システム			納期限情報を修正する
								
								

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考		
		4_特例申請書收受			特例申請書を収受する			事業者から提出される特例申請書を収受し、基本情報への登録等を行う。		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
		文書決裁			文書管理システム					
		承認(不承認)通知書出力			宿泊税システム			文書番号と日付(文書管理システム上の決定日)を入力し、出力する。 納入申告書は3段書きの様式。毎月納付の場合は3段のうち最上段のみを使用するが、特例承認の場合3段で3か月分の情報を印字して出力する		
		通知書送付			承認(不承認)通知書 納入申告書 納入書					
受領	承認(不承認)通知書 納入申告書 納入書									

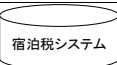
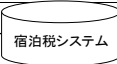
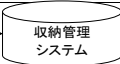
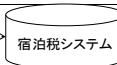
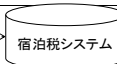
業務フロー図		業務プロセス		業務概要			備考
		4-2_特例取消		特例取消の決定を行う			
住民・外部機関等		主管課		情報システム			補足説明
							
特例取消申請書の提出		特例要件を満たさないことの把握					取消には取消申請によるものと、職権取消が想定される
		記載内容の確認					
		基本台帳管理 修正		宿泊税システム			特例取消を入力し、納期限を修正する。 取消理由を選択する。 取消通知書を出力(日付・文書番号はblank)する
							
		文書決裁		文書管理 システム			
		取消通知書 出力		宿泊税システム			文書番号と日付(文書管理システム上の決定日)を入力し、出力する
							
		通知書送付					
受領							
	  						

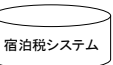
業務フロー図	業務プロセス				業務概要				備考			
	5.納税管理人				納税管理人申告書・承認申請書を収受する				・事業者から提出される納税管理人申請書・承認申告書を収受し、基本情報への登録等を行う。			
住民・外部機関等		主管課				情報システム				補足説明		
 <pre>graph TD Start(()) --> Input{電子申告 郵送・持参or 郵送等} Input --> Submit[申請書の提出] Submit --> Doc1[/納税管理人申告書 ・承認申請書/] Doc1 --> Check[記載内容の確認] Check --> Reg[基本台帳管理 登録] Reg --> Decision{申告or承認申請 承認申 申告} Decision -- 承認申 --> Notice1[承認(不承認) 通知書作成] Notice1 --> Doc2[/承認(不承認) 通知書/] Decision -- 申告 --> End(()) Reg -.-> DB1[(宿泊税システム)] Notice1 -.-> DB2[(宿泊税システム)] DB2 -.-> Doc2 DB1 -.-> DB3[(eLTAX)] DB3 -.-> Doc3[/納税管理人申告書 ・承認申請書/] Doc3 -.-> Check Check --> Output[申告データ出力]</pre>										納税管理人が市内に住所を有する場合は「申告」、市街に住所等を有する場合は「承認の申請」		
										承認(不承認)通知書を出力(日付・文書番号はblank)する		

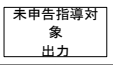
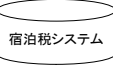
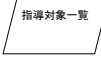
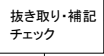
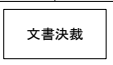
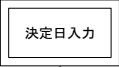
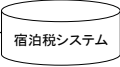
業務フロー図		業務プロセス	業務概要			備考		
		5. 納税管理人	納税管理人 申告書・承認申請書を収受する			・事業者から提出される納税管理人申請書・承認申告書を収受し、基本情報への登録等を行う。		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
		文書決裁			文書管理システム			
		申告or承認申請						
		承認(不承認) 通知書作成			宿泊税システム			文書番号と日付(文書管理システム上の決定日)を入力し、出力する。 申告の場合は文書決裁までで手続き完了
		承認(不承認) 通知書						通知書は申請者に対して送付
		通知書送付						
		受領						

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	6_納入申告書収受	納入申告書を収受する	・事業者から提出される納入申告書を収受する
住民・外部機関等	主管課	情報システム	補足説明

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	7-1_加算金・更正決定	申告データに基づき、加算金対象者の抽出し、申告額（更正額・決定額）及び申告年月日から加算金の金額の計算を行う。	

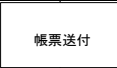
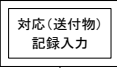
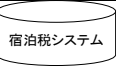
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								
		加算金対象抽出						月次で期限後に納入申告があった者且つ加算金が1,000円以上の者の一覧を抽出する ※申告期限は毎月末に到来
		収入日確認						期限後に納入申告があった者の収入日及び収入額を確認する
		9項適用確認						9項適用候補者リストを出力する 9項適用の確認として、以下の要件に該当するものを加算金対象から除外する。 (要件) ・ 申告期限から1箇月以内に宿泊税納入申告書を提出している。 ・ 納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。 ・ 過去5年において、加算金の決定を受けていない。 ※ただし、上記要件適用により不申告加算金が未適用となるのは、過去5年において1回限り
		加算金計算						加算金対象者の加算金を計算する(9項適用者も0円で計算する)
								

業務フロー図	業務プロセス				業務概要			備考		
	7-2_加算金・更正決定				納税義務者より提出された更正の請求を基に更正・決定を行う(更正・決定入力、更正・決定関連帳票出力)			①宿泊税システムに更正・決定情報の入力を行い、一覧表を出力する。 ②当該一覧表を基に、基幹システムへ更正・決定情報の入力を行い、通知書、納入書、一覧表を出力のうえ、内部決裁を経て通知書を発送する。		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
										
		決定日 文書番号入力			 宿泊税システム			文書番号と日付(文書管理システム上の決定日)を入力し、出力する		
		通知書送付			更正(決定) 通知書 納入書 加算金決定通知書 (加算金) 納入書			電子公印を押印した帳票の出力を希望		
更正(決定) 納入書 加算金決定通知書 (加算金)										
受領										
										

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考		
		8-1_未申告指導・警告			月別の申告書等未登録の申告書一覧表を出力する			—		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
										
					  			・申告書提出期限までに納入申告がなかった事業者を抽出 ・指導文の日付は発付日基準で出力 ・任意のタイミングで出力できるようにする。		
										
										
								指導文は大量反復のため、印刷は1回のみ 発付対象分のみ、発付記録を残す。		
										
 										

業務フロー図	業務プロセス				業務概要				備考			
	8-2_未申告指導・警告				月別の申告書等未登録の申告書一覧表を出力する				—			
住民・外部機関等		主管課				情報システム				補足説明		
		未申告警告対象 出力				宿泊税システム						
		事業者へ架電				警告対象一覧						
		対応内容記録 発付除外登録				宿泊税システム				事業者とのやり取り結果を記録し、警告文の対象から除外すべき事項が確認された場合には、対象から除外する		
		警告文出力				宿泊税システム				警告文は発付日基準で日付を入力し出力する。		
						未申告 一覧表						

業務フロー図	業務プロセス		業務概要			備考		
	9-1_対応記録		事業者からの問合せ等の対応記録を宿泊税システムに入力する			ー		
住民・外部機関等		主管課		情報システム			補足説明	

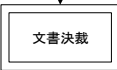
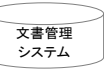
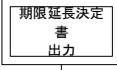
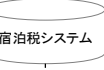
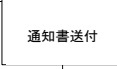
業務フロー図		業務プロセス	業務概要			備考		
		9-2_対応記録	事業者への帳票送付(警告文、更正・決定通知以外)記録を宿泊税システムに入力する			ー		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								
								
								
								

業務フロー図		業務プロセス		業務概要		備考	
		10.宿泊税特別徴収事務補助金		宿泊税特別徴収事務補助金の交付を決定する		—	
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明	
		補助金対象候補出力		宿泊税システム		宿泊税システムに登録されている事業者全てを補助金対象候補として出力する。	
		補助金対象判定		候補者一覧		補助金対象・対象外の判定をシステム外で整理	
		補助金対象者取込		宿泊税システム			
		補助金申請書等出力		宿泊税システム		補助金申請書等の発送は年2回、申請に基づく決定手続き(決定書の発送)は年4回実施。2回目に申請書を発送する際には、「2回目」であることがわかるように表記する。	

業務フロー図	業務プロセス				業務概要			備考		
	10.宿泊税特別徴収事務補助金				宿泊税特別徴収事務補助金の交付を決定する			—		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
										
		交付要件確認 補助金申請書			宿泊税システム 滞納者一覧			宿泊税システムで、ある時点の滞納者一覧を出力し、申請日時点で市税などの徴収金を滞納していないことを確認（宿泊税担当が滞納管理システムを閲覧）		
		滞納有無 申告 滞納あ								
		滞納者へのお知らせ出力			宿泊税システム 滞納者へのお知らせ					
		送付								
	滞納者へのお知らせ 滞納がなくなれば 交付対象となる 受領 									
										
										

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	12_申告納入期限延長	事業者からの申請に基づき、申告納入期限の延長を決定する	—

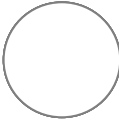
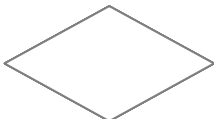
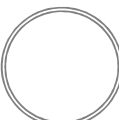
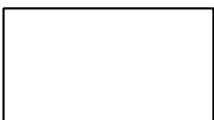
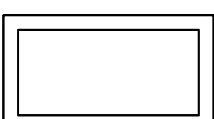
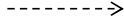
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
<pre> graph TD Start(()) --> A[申告納入 期限延長の申請] A --- B[期限延長] A --> C[受領] C --- D[期限延長] C --> E[申請内容登録 申告納入期限 修正] E -.-> F[(宿泊税システム)] E --> G[期限延長決定 書 出力] G -.-> H[(宿泊税システム)] H -.-> I[期限延長] G --> End((())) </pre>								
								申請内容の登録し、当該申請に基づき申告納入期限及び納期限を修正する
								調定後の出力時点では、決定通知書等の文書番号や日付はプランクで出力

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考	
		12_申告納入期限延長			事業者からの申請に基づき、申告納入期限の延長を決定する			ー	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明	
									
									
					 			文書番号と日付(文書管理システム上の決定日)を入力し、出力する	
									
 									
									

業務フロー(非居住住宅利活用促進税)

凡例

各要素の説明

分類	説明	分類	説明	分類	説明
	開始イベント (業務の開始を表す)		条件分岐(XOR条件) (条件に基づきいずれかの経路に流れる)		書類
	中間イベント (業務の中間を表す)		処理 (手動の処理及び業務を表す)		CSVデータ
	終了イベント (業務の終了を表す)		システム処理 (情報システムを使う処理を表す)		帳票
	処理の流れ		情報システム・データベース		
	データの流れ				

非居住住宅利活用促進税業務フロー一覧

No	業務プロセス
1	住宅台帳管理
2	住民住所マッチング
3	歴史的建築物マッチング
4	固定資産税課税状況判定
5	免税点判定
6	個人住民税情報取込
7	調査
8	課税免除
9	当初賦課処理
10	課税台帳管理(納税管理人登録)
11	減免
12	徴収猶予
13	納税義務免除
14	更正処理

15	証明書発行
16	統計情報

業務フロー図	業務プロセス		業務概要		備考	
	1.住宅台帳管理		市街化区域内に所在する住宅に該当する家屋及びその敷地に係る固定資産税データを固定資産税課税支援システムから取り込み、非居住税の課税に必要なデータを管理するための「住宅台帳」を作成する。		分類1:住宅台帳管理／分類2:調査対象の特定／機能要件:1.1.住宅台帳管理	
住民・外部機関等	主管課		情報システム		補足説明	
	住宅データ 取込		非居住税 システム		・固定資産税課税支援システムから出力された住宅データ(住宅に該当する家屋のデータ及びその家屋に対応する土地のデータ)を取り込み、住宅台帳を作成する ・取り込む住宅情報の詳細については、機能要件に記載あり ・取込方法はスケジューリングによる自動取込を想定(システム連携の想定はなし) ・固定資産税システムの仕様想定との整合が必要 ・取込と併せて、住所コードをABRに変換する	
	登録or更新 登録					
	履歴作成		非居住税 システム 住宅台帳 履歴		・「更新」処理の場合には、更新前の住宅台帳を履歴として退避したうえで、更新を行う。 ・更新処理にあたっては、各世代(11月台帳、3月台帳)の情報を比較でき、更新内容が課税標準に影響がある場合は、住宅台帳にサインを立てる ・住宅データの取込は、11月(当初処理時)、3月(固定資産税データ確定後)、4月以降の例月処理タイミングを予定 ・課税運用開始後、毎年11月に翌年度の住宅台帳を新たに作成する。ただし、非居住税で独自に管理している情報は、翌年度に引き継ぐ。	
	内容確認					

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	1.住宅台帳管理(案2)	市街化区域内に所在する住宅に該当する家屋及びその敷地に係る固定資産税データを固定資産税課税支援システムから取り込み、非居住税の課税に必要なデータを管理するための「住宅台帳」を作成する。	※本フローは固定資産税課税支援システムから、家屋と土地が紐づいたデータを抽出できない場合のフローであり、固定資産税支援システムから土地及び家屋データそれぞれを抽出し、非居住住宅税担当で土地と家屋を紐づけたうえで、非居住住宅税システムへ取り込むもの

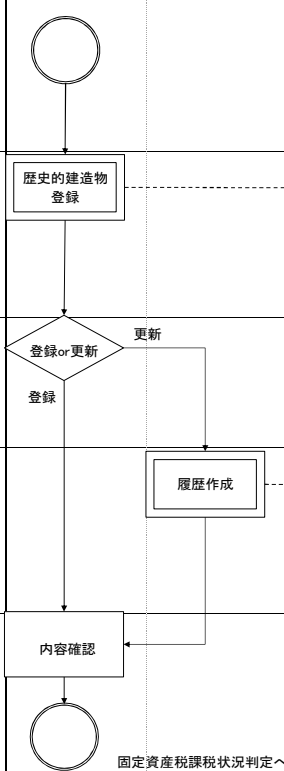
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明	
							
		固定資産税 家屋データ 抽出依頼					
	※固定資産税部門						
	家屋データ抽出			固定資産税 課税支援システム			
	※データ抽出完			家屋データ			
		受領		ファイルサーバ			
							
							

業務フロー図	業務プロセス				業務概要			備考		
	1.住宅台帳管理(案2)				市街化区域内に所在する住宅に該当する家屋及びその敷地に係る固定資産税データを固定資産税課税支援システムから取り込み、非居住税の課税に必要なデータを管理するための「住宅台帳」を作成する。			※本フローは固定資産税課税支援システムから、家屋と土地が紐づいたデータを抽出できない場合のフローであり、固定資産税支援システムから土地及び家屋データそれぞれを抽出し、非居住住宅税担当で土地と家屋を紐づけたうえで、非居住住宅税システムへ取り込むもの		
住民・外部機関等		主管課				情報システム			補足説明	
		実所在地 キーコード作成	実所在地 キーコード データ						・コード体系は固定資産税システムの標準化による検討状況を踏まえ判断する ・実所在地キーコード作成処理のインプットとして、マルコポーロ(固定資産税課税支援システム)から実所在地番管理テーブルのデータもらう。 実所在地番管理テーブルのデータは区・学区・町コードで管理されており、標準準拠システムで管理されているコードとは異なるため、本作成処理では、区・学区・町コードをアドレス・ベース・レジストリに変換して、実所在地キーコードデータを作成する。	
		固定資産 税 土地データ								
		※固定資産税部門								
	土地データ抽出					固定資産税 課税支援システム		土地データ		
	※データ抽出完									
		受領				ファイルサーバ			土地と家屋それぞれのデータを紐づける	
		住宅データ 取込				非居住税 システム		住宅台帳	・紐づけを行った土地及び家屋データを取り込み、住宅台帳を作成する ・土地と家屋の紐づけは、非居住税システム外でマクロ等により実施するのではなく、非居住税システム内で実施する想定。 非居住税システム内で、家屋データ、土地データ、実所在地キーコードデータを保有し、家屋ごとに住宅台帳を作成する際に、実所在地キーコードを確認し、土地データを紐づけていくイメージ。	

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	1_住宅台帳管理(案2)	市街化区域内に所在する住宅に該当する家屋及びその敷地に係る固定資産税データを固定資産税課税支援システムから取り込み、非居住税の課税に必要なデータを管理するための「住宅台帳」を作成する。	※本フローは固定資産税課税支援システムから、家屋と土地が紐づいたデータを抽出できない場合のフローであり、固定資産税支援システムから土地及び家屋データそれぞれを抽出し、非居住住宅税担当で土地と家屋を紐づけたうえで、非居住住宅税システムへ取り込むもの

住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明
		登録or更新 登録	更新 履歴作成	非居住税システム 住宅台帳履歴		・「更新」処理の場合には、更新前の住宅台帳を履歴として退避したうえで、更新を行う。 ・更新処理にあたっては、各世代(11月台帳、3月台帳)の情報を比較でき、更新内容が課税標準に影響がある場合は、住宅台帳にサインを立てる ・住宅データの取込は、11月(当初処理時)、3月(固定資産税データ確定後)、4月以降の例月処理タイミングを予定 ・課税運用開始後、毎年11月に翌年度の住宅台帳を新たに作成する。ただし、非居住税で独自に管理している情報は、翌年度に引き継ぐ。 ・住宅台帳は固定資産税のデータを基に作成するが、住宅台帳の作成後、非居住税担当側で住宅台帳の値を更新することが考えられる。非居住税担当側で住宅台帳の更新を行っている場合に、住宅台帳を固定資産税データで上書き、更新内容が消失してしまうことを防ぐため、住宅台帳の履歴を作成するもの。
		内容確認				

業務フロー図	業務プロセス		業務概要		備考	
	2.住民住所マッチング		「住民住所マッチング」を行うため、税務システムで保持する住民記録データを参照し、非居住税システムにおいて管理する。 ・非居住住宅(居住者のいない住宅)の候補(＝文書調査の対象)を特定するため、固定資産税データにおける住宅所在地と住民記録データにおける住民住所地をマッチングし、住宅所在地に住民票が置かれていない住宅を特定する。		分類1:住宅台帳管理／分類2:調査対象の特定／機能要件:1.8.住民記録データの取込、1.9.住民住所とのマッチング	
住民・外部機関等	主管課		情報システム		補足説明	
	突合処理 11月：住宅データ（11月）×住民記録データ（11月） 1月：住宅データ（11月）×住民記録データ（1月） 3月：住宅データ（3月）×住民記録データ（1月）		非居住税システム		・住宅台帳の住宅所在地と住民記録データの住民所在地をマッチングし、住民記録データにおいて住宅が住民住所として登録されているかを判定する ・住宅台帳(固定資産税)データと住民記録データ間での表記ゆれの正規化が必要 ・標準基盤システムでは、アドレス・ベース・レジストリによる住所コードにより管理されているため、住所コード(ABR)により突合する	
	一致or不一致 一致 不一致				・アパート1棟を所有し賃貸運営をしている場合、1室でも入居があれば非居住住宅に該当しないため、住民記録データで番地まで一致するデータと1件でもマッチングすれば非居住住宅には該当しないと判定する ・分譲マンション(区分所有住宅)は1戸単位で判断するため、住民記録データと部屋番号まで一致する必要がある	
	履歴作成		履歴作成 非居住税システム			
	内容確認		内容確認			
	○ 歴史的建築物住所とのマッチング		●			

業務フロー図	業務プロセス		業務概要		備考		
	3. 歴史的建築物マッチング		・歴史的建築物は、所有者からの申告を要しない課税免除の対象となるため、文書調査の対象から除外する。そこで、固定資産税データにおける住宅所在地と歴史的建築物リストにおける歴史的建築物の所在地をマッチングし、歴史的建築物に該当する住宅を特定する。 ・景観重要建造物等の歴史的な価値を有する建築物(歴史的建築物)について、その所管課から提供を受けたデータに基づき、同システムで管理する。		分類1:住宅台帳管理／分類2:調査対象の特定／機能要件:1.10.歴史的建築物リストの取込		
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明	
							

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	4_固定資産税課税状況判定	固定資産税が非課税又は課税免除とされている住宅は、納税義務者からの申告を要しない課税免除の対象となるため、文書調査の対象から除外する。そこで、固定資産税が非課税又は課税免除とされている住宅を特定する。	分類1:住宅台帳管理／分類2:調査対象の特定／機能要件:1.11.固定資産税課税状況の判定

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
		判定処理			非居住税システム			住宅台帳の住宅のうち、固定資産税非課税や課税免除とされる住宅データを判定する
		課税or非課税等						
		履歴作成			非居住税システム			・11月時点では非課税・課税免除だったため非居住税の課税対象外だったが、3月時点になり固定資産税が課税されることになったため非居住税についても課税対象となるということや、その逆の状況があり、課税対象の判定や調査等に変更が生じることがあるため、履歴を保持する。
		内容確認						
		免税点判定へ						

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考		
		5.免税点判定			免税点未満(制度導入から当初5年間は、固定資産評価額が100万円未満)の住宅には課税されないため、文書調査の対象から除外する。そこで、免税点未満の住宅を特定する。併用住宅については、住宅部分に相当する固定資産評価額により免税点未満か否かを判定する。			分類1:住宅台帳管理／分類2:調査対象の特定／機能要件:1.12.免税点判定		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
								・住宅台帳の住宅のうち、家屋の固定資産評価額が20万円(導入当初5年間は100万円)未満のものを、免税点による非課税として判定する ・併用住宅にあっては、居住割合を踏まえて免税点判定できる必要がある。なお居住割合は固定資産税データから取得するものとするが、文書調査などの結果に基づき、入力することがある。 ・免税点の変更される可能性があるため、任意の値に設定できる必要がある ・固定資産税課税支援システムに、居住割合(=住宅部分床面積÷評価床面積)の項目はある(基幹系にはない)。しかし、住宅用地特例の認定に当たっては必ずしも詳細な数値が必要ではなく、全ての物件に数値が入力されているわけではない。		
								・11月時点では免税点未満だったが、3月時点では免税点以上となり非居住税の課税対象となるということや、その逆の状況があり、課税対象の判定や調査等に変更が生じることがあるため、履歴を保持する。		

業務フロー図	業務プロセス				業務概要				備考			
	6-2.住登外者の居住判定				住登外者(本市に住民登録されていないが、個人住民税は本市に納付している者)が居住する住宅を特定するため、固定資産税データにおける住宅所在地と個人住民税データにおける住登外者居住所在地をマッチングし、住登外者が居住する住宅を特定する。 ※当初課税において非居住住宅と判断されたものについては、引き続き課税対象とする想定。ただし、審査請求などに備えて情報を管理する必要がある。				分類1:住宅台帳管理／分類2:調査対象の特定／機能要件:1.14.住登外者の居住判定			
住民・外部機関等		主管課				情報システム				補足説明		
		突合処理				非居住税システム				・個人市民税データのうち、住登外者の住所情報と住宅台帳の住宅所在地情報を突合する ・住所は住所コード(ABR)により突合する ・本市から他都市に294-3通知を送信した対象者(他都市に住基があるが本市で課税することとなった者)について、税宛名の住所を確認し、その住所に該当する住宅はどれかを特定する。		
		一致or不一致										
		一致(居住者あり) 不一致(居住者なし)										
		履歴作成				履歴作成				非居住税システム		
		内容確認				内容確認						
										①不一致(居住者なし)のケース:住登外者については、賦課期日時点で本市に住民票がないため、住民住所マッチングで不一致となり、当初調査の対象となっていると考えられる。したがって、追加調査は不要。 ②一致(居住者あり)のケース:当初調査で非居住住宅と判断されたものについては、引き続き課税対象とする想定(文書調査・現地調査の結果、非居住と判断されているため、そちらを優先する)。したがって、追加調査など特段の対応は不要。		

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	6-3_他団体課税者の居住判定	・「他団体課税者住所の居住判定」を行うため、「個人住民税データの取込み」により取り込んだ他団体課税者情報に基づき、住民記録システムから他団体課税者の住民票上の住所地を取り込み、「他団体課税者の住所データ」を作成する。 ・非居住住宅とは、その所在地に住所を有する者がいない住宅をいうところ、この「住所」の考え方は個人住民税と同様である。本市に住民票があるものの、他の自治体で個人住民税が課税されている者（他団体課税者）については、本市に住所（生活の本拠）がないと考えられる。そこで、住宅所在地に住民票が置かれているが、実際には居住者のいない住宅（＝住民住所マッチングで特定できない調査対象候補）を特定するため、他団体課税者が所有する住宅に居住者が存在するか（他団体課税者本人以外の住民票が置かれているか）を判定する。「居住者なし」と判定された住宅については、文書調査対象とする（以降、調査の流れは当初課税分に同じ）。	判定手順は以下のとおり ①住宅台帳から、他団体課税者住所と一致する住宅を抽出する。 ②1月時点の住民記録データにおいて、抽出した住宅に他団体課税者本人以外の住民住所が置かれているかを判定する。 ③他団体課税者本人以外の住民住所が置かれていない場合は、居住者なしと判定する。 分類1:住宅台帳管理／分類2:調査対象の特定／機能要件:1.15.他団体課税者の住所データ作成、1.16.他団体課税者住所の居住判定

住民・外部機関等		主管課		情報システム			補足説明
							・住宅台帳の住宅所在地と個人住民税情報内の他団体課税者情報を突合し、住所が一致する住宅を抽出 ・住所は住所コード(ABR)により突合する ・他都市から294-3通知を受信した対象者(本市に住基があるが他都市で課税することとなった者)について、住基データの住所を確認し、その住所に該当する住宅はどれかを特定する。
							・1月時点の住民記録データにおいて、抽出した住宅に他団体課税者本人以外の住民住所が置かれているかを判定する。 ・他団体課税者本人以外の住民住所が置かれていない場合は、居住者なしと判定する。

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	6-3.他団体課税者の居住判定	・「他団体課税者住所の居住判定」を行うため、「個人住民税データの取込み」により取り込んだ他団体課税者情報に基づき、住民記録システムから他団体課税者の住民票上の住所を取り込み、「他団体課税者の住所データ」を作成する。 ・非居住住宅とは、その所在地に住所を有する者がいない住宅をいうところ、この「住所」の考え方は個人住民税と同様である。本市に住民票があるものの、他の自治体で個人住民税が課税されている者（他団体課税者）については、本市に住所（生活の本拠）がないと考えられる。そこで、住宅所在地に住民票が置かれているが、実際には居住者のいない住宅（＝住民住所マッチングで特定できない調査対象候補）を特定するため、他団体課税者が所有する住宅に居住者が存在するか（他団体課税者本人以外の住民票が置かれているか）を判定する。「居住者なし」と判定された住宅については、文書調査対象とする（以降、調査の流れは当初課税分に同じ）。	判定手順は以下のとおり ①住宅台帳から、他団体課税者住所と一致する住宅を抽出する。 ②1月時点の住民記録データにおいて、抽出した住宅に他団体課税者本人以外の住民住所が置かれているかを判定する。 ③他団体課税者本人以外の住民住所が置かれていない場合は、居住者なしと判定する。 分類1：住宅台帳管理／分類2：調査対象の特定／機能要件：1.15.他団体課税者の住所データ作成、1.16.他団体課税者住所の居住判定

住民・外部機関等		主管課	情報システム	補足説明	
					・「居住者あり」と判定されたものについては、住民住所マッチングにおける「居住者あり」の扱いとの整合性から、追加調査の対象とはしない想定。

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	7-1.調査台帳の作成・調査(文書調査)	・住民住所マッチングなどの結果、課税対象候補(＝調査対象)と判定された住宅について、調査台帳を作成する。 ・住民住所マッチングなどの結果、課税対象候補と判定された住宅の所有者に対して、文書により居住実態の調査を行う。文書調査の結果をもとに審査し、課税対象を判定する。判定ができなかった場合は、現地調査の対象とする。	分類1:調査台帳管理／分類2:文書調査／機能要件:1.2.調査台帳管理、1.18.文書調査

住民・外部機関等	主管課				情報システム			補足説明
		提出状況確認		督促状送付				
				督促状出力	非居住税システム			・提出期限を過ぎても文書調査票の提出がない調査対象住宅について、督促状を出力する。 ・文書調査のステータス(発送済み、回答受領済み、担当者確認済みなど)を管理できる必要がある。
		提出or未提出	未提出					
		提出						

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	7-1.調査台帳の作成・調査(文書調査)	・住民住所マッチングなどの結果、課税対象候補(＝調査対象)と判定された住宅について、調査台帳を作成する。 ・住民住所マッチングなどの結果、課税対象候補と判定された住宅の所有者に対して、文書により居住実態の調査を行う。文書調査の結果をもとに審査し、課税対象を判定する。判定ができなかった場合は、現地調査の対象とする。	分類1:調査台帳管理／分類2:文書調査／機能要件:1.2.調査台帳管理、1.18.文書調査

住民・外部機関等	主管課			情報システム	補足説明
	文書調査票 回答取込			非居住税 システム 文書調査票 文書調査票 (webフォーム回答分)	・提出された文書調査票の回答者及び回答内容のパンチデータを取り込み、オンラインフォームにより回答があった文書調査票についてはCSV形式またはXML形式により取り込む。 ・文書調査票に根拠資料などの資料が添付されている場合は、添付文書についても取り込める必要がある ・取り込んだ添付文書は文書調査票の回答と紐づけて、ファイルイメージとして管理できる必要がある
	審査			非居住税 システム	・文書調査により把握した住宅の用途を住宅台帳に設定する。 ・用途が「別荘」である場合など、あらかじめ設定した判定条件により非居住住宅と判定できる場合は、課税対象として住宅台帳にサインを立て、課税台帳を作成する ・文書調査票の回答内容について、職員が電話等による追加確認を行った場合は、確認日や確認内容などを自由記入により記録できる必要がある ・決裁は非居住税システム内のWFで回付することをも想定(以下、全ての審査等決裁が必要なものについて同様)
	審査結果 登録			非居住税 システム	・審査の結果非居住住宅と判定した場合に、課税対象として登録する ・審査を行った職員の氏名、審査日を登録する ・審査結果のパターンは以下を想定。 ① 非居住との回答→課税対象(現地調査不要のフローに流れる) ② 居住との回答→挙証資料の確認 ②-1 机上調査により居住を確認(例:学生が賃貸で居住、賃貸借契約書の提出あり)→課税対象外(現調不要) ②-2 机上調査により居住を確認できない⇒現地調査 ③ 課税免除の申告⇒課税免除フローへ(場合によっては現調も必要?) ④ 減免の申請⇒減免フローへ ⑤ 回答がない⇒督促⇒それでも回答がなければ現地調査 ⑥ 郵便り⇒現地調査
	現地調査 現地調査要否				
	現地調査				現地調査へ

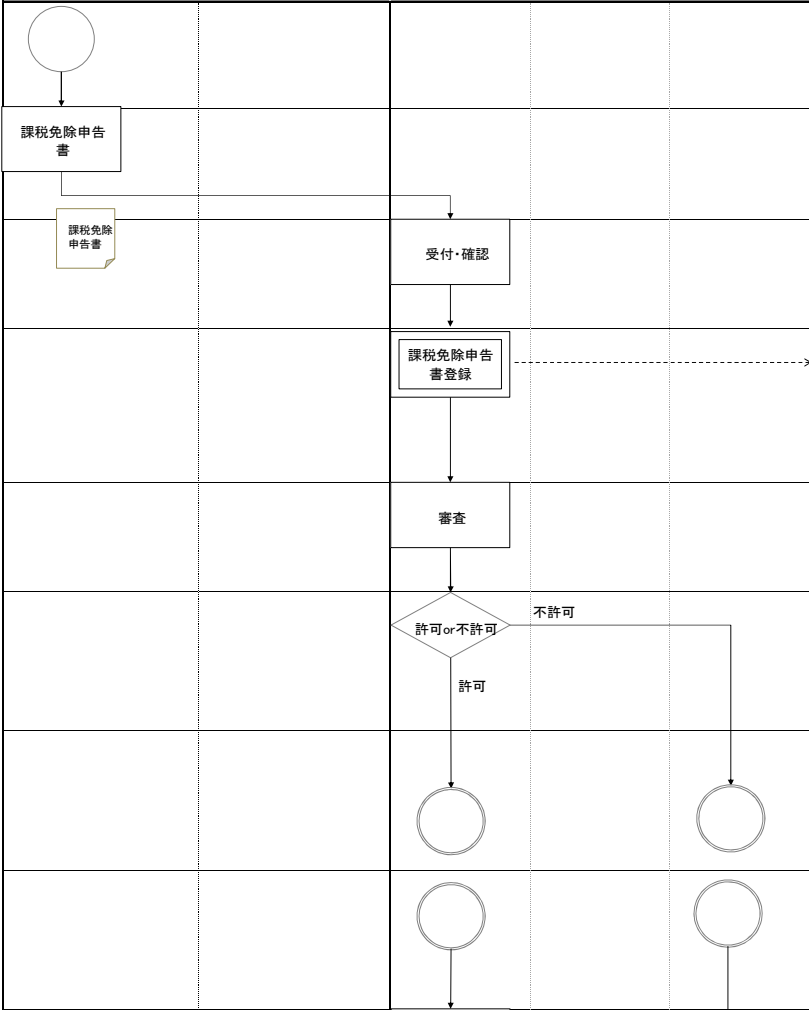
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	7-2_調査(現地調査_戸建て)	文書調査の結果、居住／非居住の判定ができなかった住宅(戸建て)を現地調査の対象として設定のうえ、現地調査を行う。調査の結果をもとに職員が審査を行い、非居住住宅と判定した住宅について、課税対象として登録する。 現地調査は外部委託により実施する。	分類1:調査台帳管理／分類2:現地調査／機能要件:1.19.現地調査

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
								文書調査票の回答内容や電話等による追加確認の内容を基に、職員が審査した結果、現地調査を要する住宅と判定した場合は、現地調査対象としてサインを立てる。
								現地調査対象住宅のリストと現地調査票を出力する。 現地調査票には文書調査の結果や現地調査で確認すべき事項を明示する。
								・現地調査票をCSV形式のデータ又はパンチデータで取り込む。 ・現地調査票に写真等の根拠資料が添付されている場合は、添付文書についても取り込める必要がある。 ・現地調査票について、手書きの紙の調査票のほか、タブレット等でのフォーム入力やEXCEL入力と考えられるため、一般的な形式でデータの取込みができるようにしておく。
								・現地調査の結果を基に、職員が審査した結果、非居住住宅と判定した住宅について、課税対象として登録する。 ・事業の用に供している又は賃借人を募集しているなどの理由により、課税免除と判定した住宅について、課税免除となる理由等を選択肢又は自由記入欄により記録する ・非居住住宅ではないと判定した住宅について、その判定の理由等を選択肢及び自由記入欄により記録する 審査を行った職員の氏名、連絡先、審査日を記録する
								・審査の結果非居住住宅と判定した場合に、課税対象として登録する ・事業の用に供している又は賃借人を募集しているなどの理由により、課税免除と判定した住宅について、課税免除となる理由等をコードにより登録及び必要に応じて自由記入欄に記録する ・課税免除とする住宅については、課税免除のサインが立てられること。 ・審査を行った職員の氏名、審査日を記録する

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	7-3_調査(現地調査_区分所有)	文書調査の結果、居住／非居住の判定ができなかった住宅(区分所有)を現地調査の対象として設定のうえ、管理会社に対し、現地調査票を送付する。 回答内容をもとに職員が審査を行い、非居住住宅と判定した住宅について、課税対象として登録する。	

住民・外部機関等	主管課				情報システム			補足説明
<pre>graph TD Start(()) --> Response[調査票回答] Response --> Reminder[督促状] Response --> Check[提出状況確認] Check --> Delivery[督促状送付] Check --> Decision{提出or未提出} Decision -- 未提出 --> Delivery Decision -- 提出 --> End1(()) Delivery --> Output[督促状出力] Output <--> System[(非居住税システム)] System --> Reminder2[督促状] End1 --> End2(())</pre>								
								・提出期限を過ぎても調査票の提出がない調査対象住宅(管理会社)について、督促状を出力する。 ・調査のステータス(発送済み、回答受領済み、担当者確認済みなど)を管理できる必要がある。

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考		
		7-3_調査(現地調査_区分所有)			文書調査の結果、居住／非居住の判定ができなかった住宅(区分所有)を現地調査の対象として設定のうえ、管理会社に対し、現地調査票を送付する。 回答内容をもとに職員が審査を行い、非居住住宅と判定した住宅について、課税対象として登録する。					
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
		現地調査票 回答取込			非居住税 システム 現地調査票 (CSV)			・現地調査票をCSV形式のデータ又はパンチデータで取り込む。 ・現地調査票に写真等の根拠資料が添付されている場合は、添付文書についても取り込める必要がある。 ・WEBフォームでの回答も想定 ・現地調査票について、手書きの紙の調査票のほか、タブレット等でのフォーム入力やEXCEL入力が考えられるため、一般的な形式でデータの取込みができるようにしておく。 - また、区分所有家屋については各戸に個別に確認するのではなく、管理事業者にまとめて確認を依頼することも考えられる。		
		審査			非居住税 システム			・現地調査の結果を基に、職員が審査した結果、非居住住宅と判定した住宅について、課税対象として登録する。 ・事業の用に供している又は賃借人を募集しているなどの理由により、課税免除と判定した住宅について、課税免除となる理由等を選択肢又は自由記入欄により記録する ・非居住住宅ではないと判定した住宅について、その判定の理由等を選択肢及び自由記入欄により記録する 審査を行った職員の氏名、連絡先、審査日を記録する		
		審査結果 登録			非居住税 システム			・審査の結果非居住住宅と判定した場合に、課税対象として登録する ・課税免除とする住宅については、課税免除のサインが立てられること。 ・審査を行った職員の氏名、審査日を登録する		

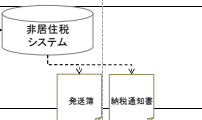
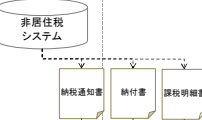
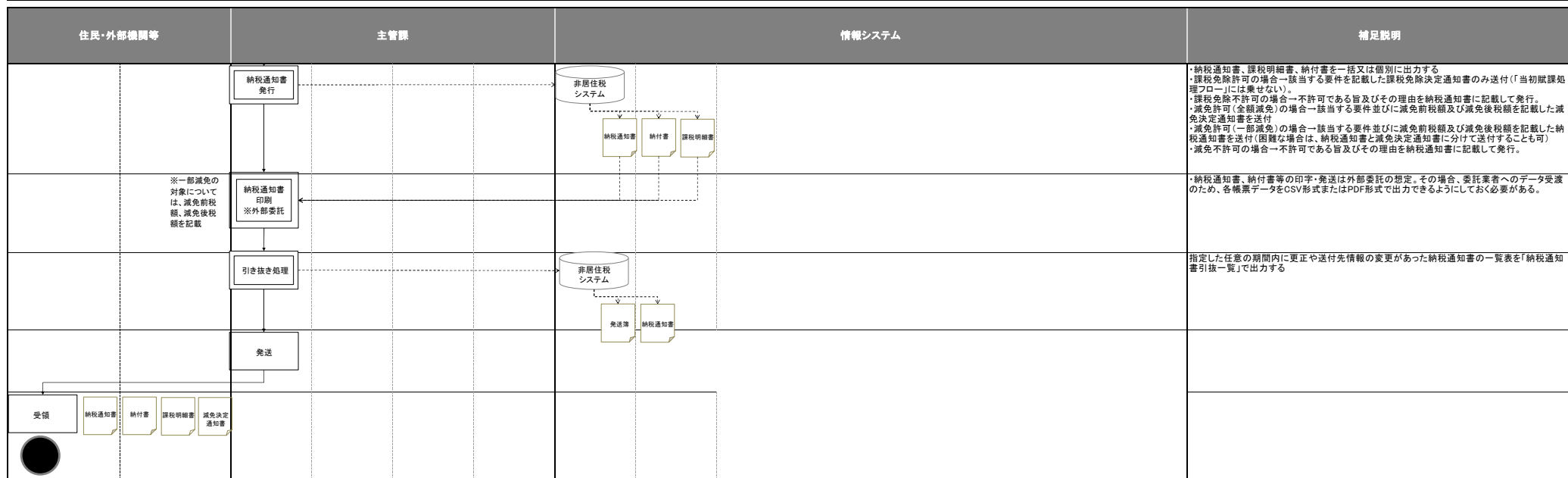
業務フロー図	業務プロセス				業務概要			備考
	8_課税免除				文書調査の結果、課税免除の申告がなされたものについて審査し、要件を満たすか否か判断する。課税免除を認める場合は決定通知を行い、課税免除を認めない場合の理由の提示は、納税通知書により行う。			分類1: 課税台帳管理／分類2: 課税免除／機能要件: 1.20課税免除
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
 <pre>graph TD Start(()) --> A[課税免除申告書] A --> B[課税免除申告書] B --> C[受付・確認] C --> D[課税免除申告書登録] D -.-> E[(非居住税システム)] E -.-> F[/課税免除リスト/] D --> G[審査] G --> H{許可or不許可} H -- 許可 --> I(()) H -- 不許可 --> J(()) I --> K(()) J --> L(())</pre>								
								・申告書に基づき課税免除申告の情報を登録する ・課税免除としている住宅を抽出する
								・非居住税システムにおいて、前年度の申告内容を参照できる必要がある(1年以内の事業利用予定や1年以内の賃貸・売却予定の要件での申告が2年連続でなされていないかを確認する必要がある)

業務フロー図	業務プロセス		業務概要		備考	
	8_課税免除		文書調査の結果、課税免除の申告がなされたものについて審査し、要件を満たすか否かを判断する。課税免除を認める場合は決定通知を行い、課税免除を認めない場合の理由の提示は、納税通知書により行う。		分類1: 課税台帳管理／分類2: 課税免除／機能要件: 1.20課税免除	
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明
		課税免除許可決定		非居住税システム		・課税免除許可(不許可)決定の情報を登録する
			課税免除不許可決定	非居住税システム		
		課税免除許可通知書出力		非居住税システム		・課税免除許可した住宅について、課税免除許可通知書を発行する
				課税免除決定		
			可決定通知書	非居住税システム		・課税免除不許可した住宅について、課税免除不許可通知書を発行する ※運用として、当初課税前の決定の場合は、不許可の旨及びその理由を納税通知書に記載して発行する想定。
		課税免除不許可決定				
		発送				
受領	課税免除決定	課税免除不許可決定				

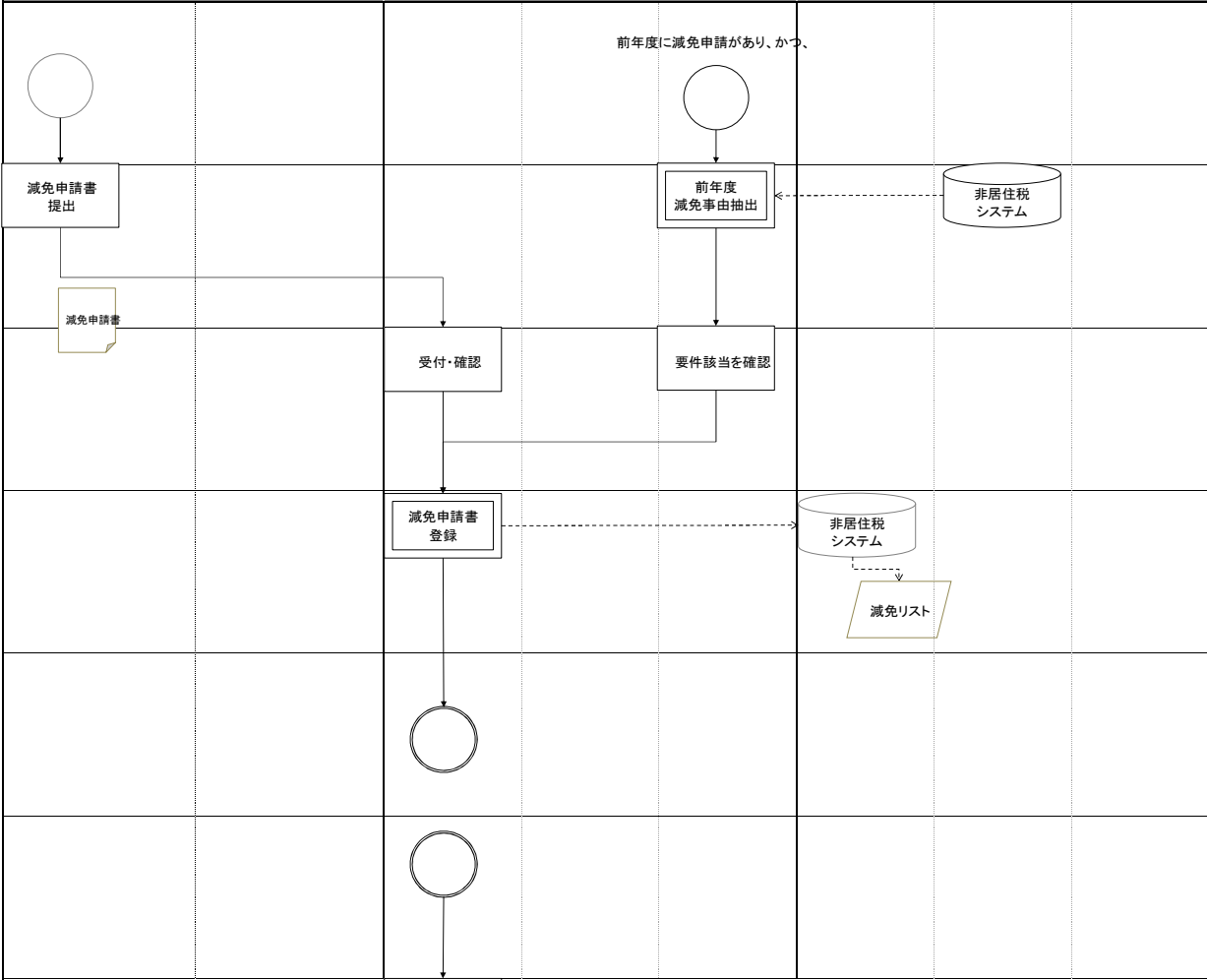
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	9.当初賦課処理	・住民記録データ等とのマッチング及び文書調査・現地調査の結果により非居住住宅(課税対象住宅)と判定された住宅について、備考欄に記載のとおり非居住住宅活用促進税の税額計算を行い、調定処理を行う。 ・なお、以下の理由から調定は物件ごとに行う。 ※ 同一人物が複数の非居住住宅を所有する場合、徴収猶予の対象であるか否か、また、対象である場合の猶予期間は、物件ごとに異なり得る。また、徴収猶予の対象物件は、調定しないこととしている。以上から、調定は物件ごとに行う。 ・調定内容に基づき納税通知書を出しし発送する。	(税額計算方法) ・家屋価値割(非居住住宅の固定資産評価額×税率0.7%)と立地床面積割(非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る1㎡当たり固定資産評価額×当該非居住住宅の延べ床面積×税率0.15%～0.6%)の合算により税額を算出する。 ・税額は、物件ごとに算出する。 ・併用住宅に係る家屋価値割については、住宅部分に相当する固定資産評価額に基づき算出する。 分類1:課税台帳管理／分類2:税額の算出、調定、納税の告知／機能要件:2.1.賦課処理、2.2.調定処理、2.3.名寄せ処理、2.4.納税通知書等発行

住民・外部機関等		主管課	情報システム			補足説明
		※減免前税額、減免後税額を記載 減免決定通知書発行 減免決定通知書印刷 ※外部委託		非居住税システム 減免決定通知書		
		調定処理	非居住税システム	収納管理システム		物件単位で調定処理(課税免除や減免、徴収猶予の適用可否が物件によって異なる場合があるため)
		名寄せ処理	非居住税システム			納税義務者ごとに調定情報を集約(調定額の総額計算等は実施しない)
		エラー・アラートチェック				
		訂正・確認処理	非居住税システム			

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	9.当初賦課処理	・住民記録データ等とのマッチング及び文書調査・現地調査の結果により非居住住宅(課税対象住宅)と判定された住宅について、備考欄に記載のとおり非居住住宅利活用促進税の税額計算を行い、調定処理を行う。 ・なお、以下の理由から調定は物件ごとに行う。 ※ 同一人物が複数の非居住住宅を所有する場合、徴収猶予の対象であるか否か、また、対象である場合の猶予期間は、物件ごとに異なり得る。また、徴収猶予の対象物件は、調定しないこととしている。以上から、調定は物件ごとに行う。 ・調定内容に基づき納税通知書を出し発送する。	〈税額計算方法〉 ・家屋価値割(非居住住宅の固定資産評価額×税率0.7%)と立地床面積割(非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る1㎡当たり固定資産評価額×当該非居住住宅の延べ床面積×税率0.15%~0.6%)の合算により税額を算出する。 ・税額は、物件ごとに算出する。 ・併用住宅に係る家屋価値割については、住宅部分に相当する固定資産評価額に基づき算出する。 分類1:課税台帳管理／分類2:税額の算出、調定、納税の告知／機能要件:2.1.賦課処理、2.2.調定処理、2.3.名寄処理、2.4.納税通知書等発行



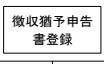
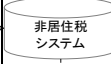
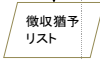
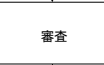
業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考		
	10_納税管理人登録			納税管理人を登録する。納税管理人は固定資産税と連携する。			分類1:課税台帳管理／分類2:納税の告知／機能要件:1.3.課税台帳管理		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明	
 納税義務者	申告書送付								
	納税管理人 申告書								
		受領							
		受付・審査							
		納税管理人 登録			非居住税 システム			・納税管理人情報を課税台帳に登録する	
		固定資産税での 固定資産税での							
		固定資産税での 納税管理人登録なし							
		固定資産税室へ							
									

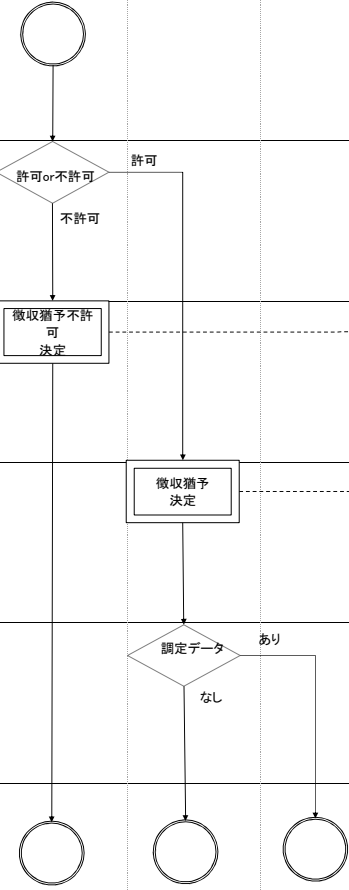
業務フロー図	業務プロセス		業務概要		備考	
	11-1_減免(当初賦課処理前)		文書調査の結果、減免の申請がなされたものについて審査し、要件を満たすか否かを判断する。		分類1:課税台帳管理／分類2:減免／機能要件:3.1.減免	
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明
 <pre>graph TD Start(()) --> Submit[減免申請書提出] Submit --> Doc[減免申請書] Doc --> Receive[受付・確認] Receive --> Register[減免申請書登録] Register --> End1((())) Register --> End2((())) Register -.-> System[非居住税システム] System -.-> List[/減免リスト/] Previous[前年度減免事由抽出] --> Receive Previous -.-> System System -.-> Previous</pre>			前年度に減免申請があり、かつ、			当初賦課処理の前段階で減免申請の処理を行う場合(文書調査の結果により申請書の提出がある想定)のフローとして作成
						課税台帳から前年度の減免情報を抽出し、職権により要件適用の継続が確認できるものを特定(生活保護)
						前年度に納税義務者が生活保護を受給していることを理由に減免申請があった場合は、2年目以降は京都市において当該者が引き続き生活保護受給者かどうかを確認し、生活保護受給者であることが確認できたら、減免申請によらず減免認定する。
						減免申請書及び職権確認結果の内容に基づき、減免情報を登録する

業務フロー図	業務プロセス			業務概要		備考	
	11-1_減免(当初賦課処理前)			文書調査の結果、減免の申請がなされたものについて審査し、要件を満たすか否か判断する。		分類1:課税台帳管理／分類2:減免／機能要件:3.1.減免	
住民・外部機関等	主管課 審査 許可or不許可 減免許可決定 減免不許可決定 9.当初賦課処理へ			情報システム 非居住税システム 非居住税システム		補足説明 ・減免でも、5年以内の転勤減免のように期間が制限されているものがある(施設入所などもあくまで「一時的」)ため、非居住税システムにおいて、前年度以前の申請内容を参照できる必要がある。ただし、転勤減免(や施設入所などその他の減免)について生活保護を受給していることを理由とした減免のように職権減免を認めるか、毎年申請を求めるかは要検討。 減免許可(不許可)決定の情報を登録する	

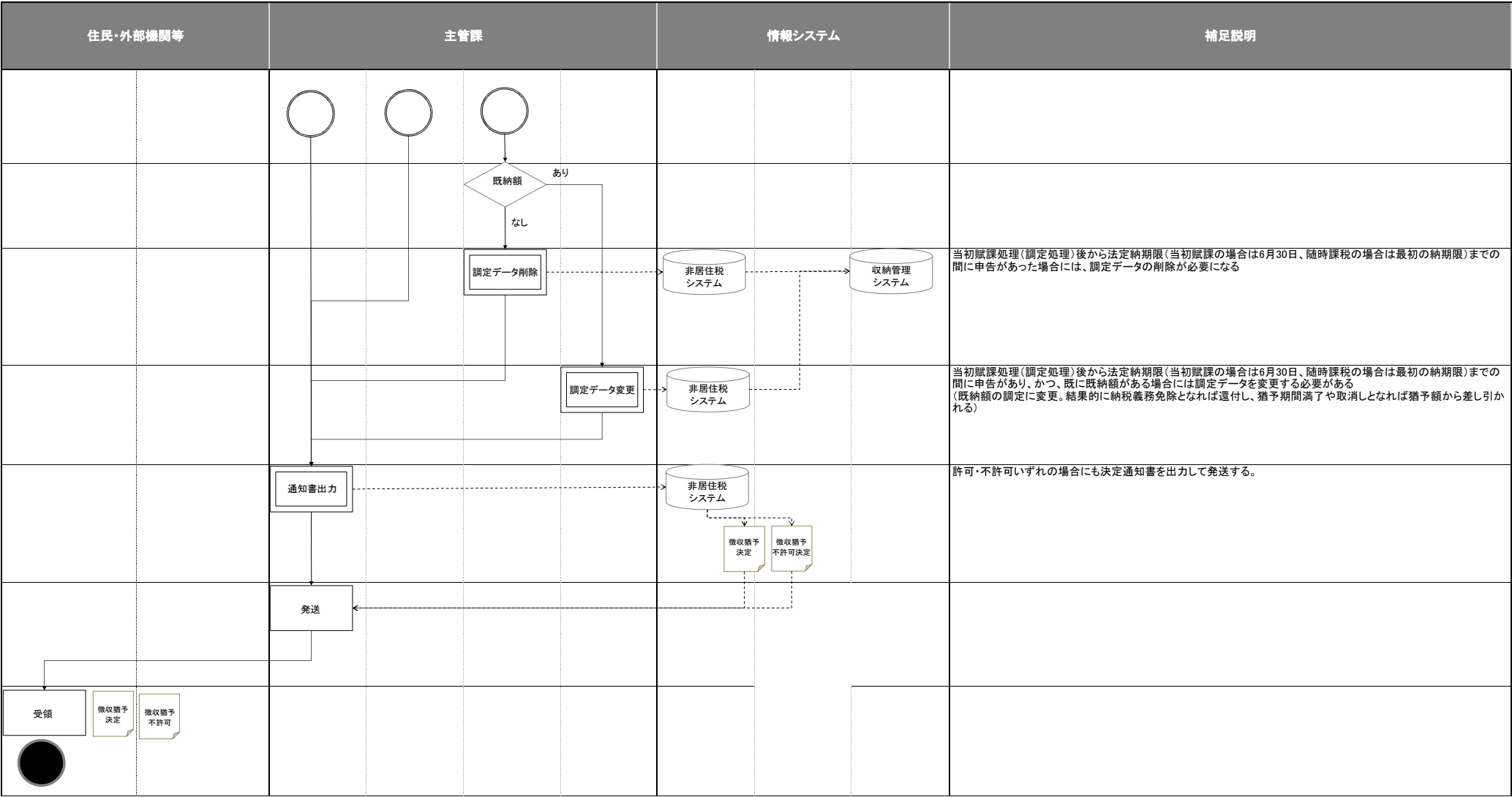
業務フロー図	業務プロセス				業務概要			備考
	11-2.減免(当初賦課処理後)				当初賦課処理後(納税通知書送付後)に減免申請書が提出された場合は、(納税通知書ではなく)減免許可(不許可)通知書により通知する。			分類1:課税台帳管理／分類2:減免／機能要件:3.1.減免
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
<pre>graph TD; Start(()) --> Submit[減免申請書提出]; Submit --> Confirm[受付・確認]; Confirm --> Register[減免申請書登録]; Register -.-> System[(非居住税システム)]; System --> List[/減免リスト/]; Register --> Review[審査]; Review -- 許可 --> End1((()); Review -- 不許可 --> End2((());</pre>		受付・確認						
		減免申請書登録			非居住税システム			減免申請書の内容に基づき、減免情報を登録する
		審査			減免リスト			
		許可or不許可						
		許可						
		不許可						

業務フロー図	業務プロセス		業務概要		備考	
	11-2.減免(当初賦課処理後)		当初賦課処理後(納税通知書送付後)に減免申請書が提出された場合は、(納税通知書ではなく)減免許可(不許可)通知書により通知する。		分類1:課税台帳管理／分類2:減免／機能要件:3.1.減免	
住民・外部機関等	主管課		情報システム		補足説明	
						減免許可(不許可)決定の情報を登録する
						減免決定通知書を出力する
						減免不許可決定通知書を出力する
						本フローの場合、一度調定が行われている想定となるため、減免を許可する場合には更正処理が必要となる。 減免は許可決定時点から適用されるため、既納分の還付は制度上想定なし ※申請日時点の未到来納期分が減免対象。ただし、生保減免に係る固定資産税の運用として、生活保護申請日と生活扶助受給開始決定日の間に既到来納期がある場合は、当該既到来納期分も減免対象とされる。

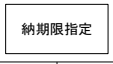
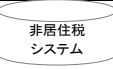
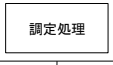
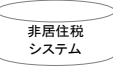
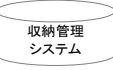
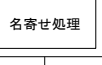
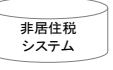
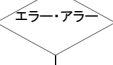
業務フロー図	業務プロセス					業務概要			備考			
	12-1.徴収猶予					非居住住宅の居住者又は所有者が死亡してから最大3年間は、当該非居住住宅の処分、活用を図る期間として、徴収を猶予することとしている(市税を一時に納付することが困難な納税者のために設けられている一般的な「徴収猶予」とは趣旨を異にする)。この徴収猶予の申告がなされたものについて審査し、その結果を納税義務者に通知する。徴収を猶予した税額は調定しない(調定後に申告された場合は、当該調定データを削除し、又は変更する)。			分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.2.徴収猶予			
住民・外部機関等		主管課					情報システム			補足説明		
												
										基本的には、文書調査の段階で納税義務者が徴収猶予に該当することを認識し、当初賦課処理前に申告書を提出する想定。		
												
							 			徴収猶予申告書の内容に基づき、徴収猶予情報を登録する		
												
												

業務フロー図	業務プロセス					業務概要			備考		
	12-1_徴収猶予					非居住住宅の居住者又は所有者が死亡してから最大3年間は、当該非居住住宅の処分、活用を図る期間として、徴収を猶予することとしている（市税を一時に納付することが困難な納税者のために設けられている一般的な「徴収猶予」とは趣旨を異にする）。この徴収猶予の申告がなされたものについて審査し、その結果を納税義務者に通知する。徴収を猶予した税額は調定しない（調定後に申告された場合は、当該調定データを削除し、又は変更する）。			分類1：課税台帳管理／分類2：徴収猶予／機能要件：3.2.徴収猶予		
住民・外部機関等		主管課					情報システム			補足説明	
											
										・徴収猶予不許可決定の情報を登録する ・不許可の場合は不許可決定通知書を出力し、発送して終了	
										・徴収猶予決定の情報を登録する ・許可の場合には調定データの有無及び既納額の有無により処理内容が異なる	

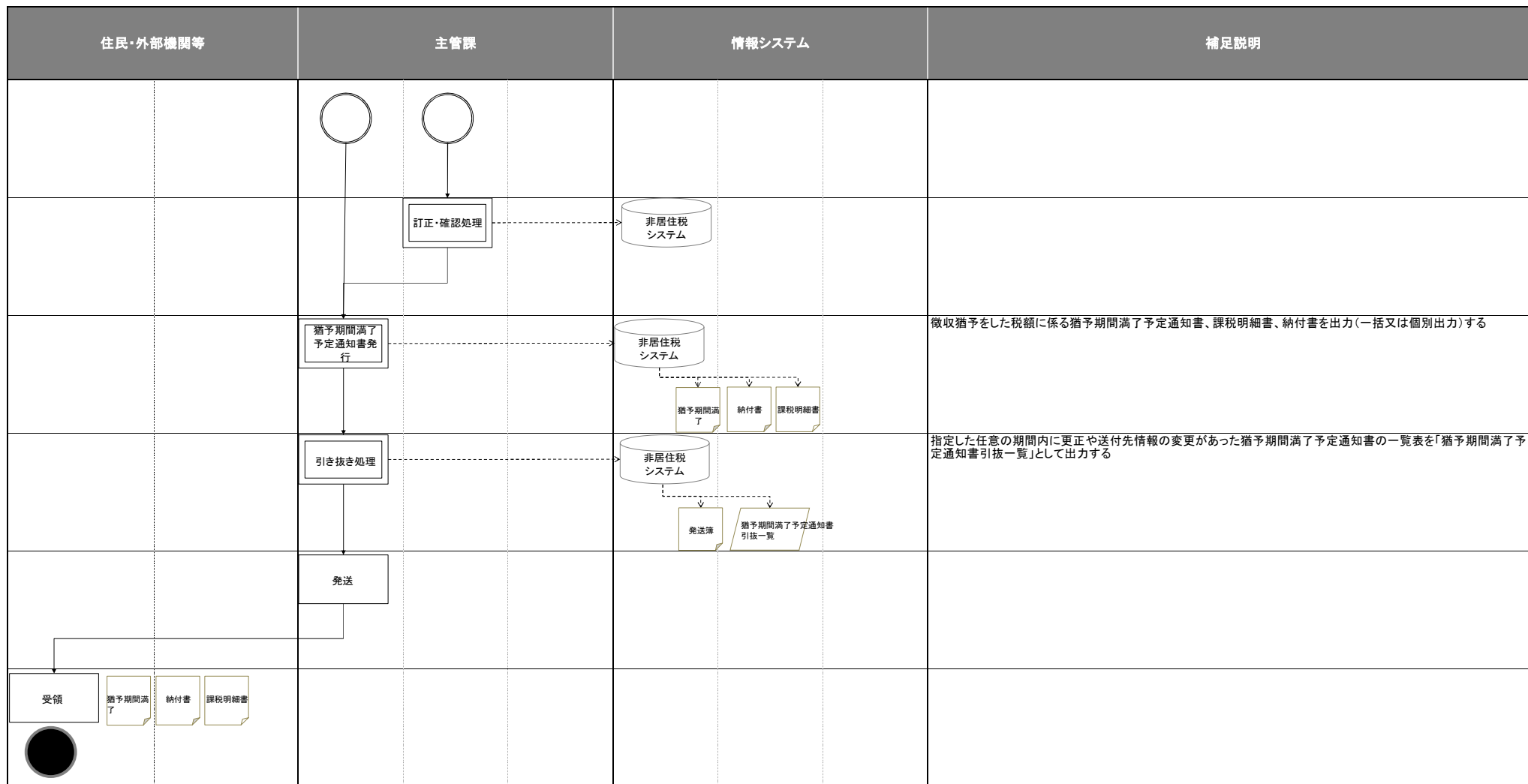
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	12-1_徴収猶予	非居住住宅の居住者又は所有者が死亡してから最大3年間は、当該非居住住宅の処分、活用を図る期間として、徴収を猶予することとしている（市税を一時に納付することが困難な納税者のために設けられている一般的な「徴収猶予」とは趣旨を異にする）。この徴収猶予の申告がなされたものについて審査し、その結果を納税義務者に通知する。徴収を猶予した税額は調定しない（調定後に申告された場合は、当該調定データを削除し、又は変更する）。	分類1：課税台帳管理／分類2：徴収猶予／機能要件：3.2.徴収猶予



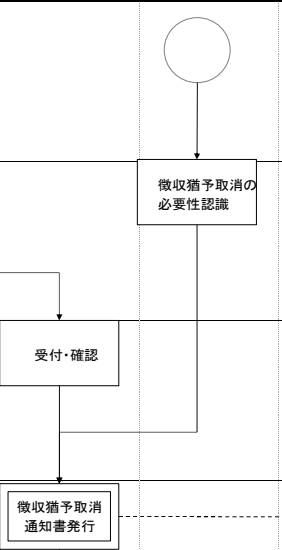
業務フロー図		業務プロセス	業務概要			備考		
		12-2.徴収猶予(試算書通知)	納税義務者の便宜に資するため、猶予期間中の毎年度、徴収猶予に係る税額を試算し、徴収猶予税額試算書により通知する(あくまで試算であり、納税義務を確定する効力を有するものではない)。			分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.2.:徴収猶予		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
		9.当初賦課処理から						・当初賦課処理のフローにより、税額計算が完了した後に実施する ・徴収猶予2年目と3年目の当初課税のタイミングでも当該時点での猶予額を記載した試算書を発行する。
		猶予税額計算						当該年度及び猶予対象である過年度の税額計算を実施し、計算結果を保持する(ただし、計算後調定処理は実施しない)。
		エラー・アラ	あり					
		なし						
		訂正・確認処理			非居住税システム			
		名寄せ処理			非居住税システム			納税義務者ごとに試算情報を集約

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考		
		12-3_徴収猶予(猶予期間満了予定通知書送付)			徴収猶予期間の経過後も当該住宅が引き続き非居住住宅であった場合、納税者は、徴収猶予を受けた非居住税で既に本来の納期が経過した分を一括して納付しなければならない。 そこで、猶予期間満了の1箇月前を目途に、猶予期間満了予定通知書を送付する。この通知書は、納税義務を確定する効力を有する納税通知書であり、徴収を猶予した税額を算出し、調定する。			分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.2.徴収猶予		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
										
								猶予期間満了日を徴収猶予税額の納期限として設定する		
					 			物件単位で調定処理		
								納税義務者ごとに調定情報を集約(調定額の総額計算等を実施しない)		
										
										

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	12-3.徴収猶予(猶予期間満了予定通知書送付)	徴収猶予期間の経過後も当該住宅が引き続き非居住住宅であった場合、納税者は、徴収猶予を受けた非居住税で既に本来の納期が経過した分を一括して納付しなければならない。 そこで、猶予期間満了の1箇月前を目途に、猶予期間満了予定通知書を送付する。この通知書は、納税義務を確定する効力を有する納税通知書であり、徴収を猶予した税額を算出し、調定する。	分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.2.徴収猶予



業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	12-4.徴収猶予(取消し)	①猶予期間経過後も非居住住宅であることが明らかになったとき、又は②徴収猶予事由の一部に変更があることが明らかになったときは、徴収の猶予を取り消し、猶予した税額の算出及び調定を行ったうえで、納税通知書及び徴収猶予取消通知書を送付する。 徴収猶予の取消しに当たっては、あらかじめ、弁明を記載した書面の提出を求める方法により、徴収猶予を受けた者に対して弁明の機会を付与する。 ※ ①について、納税者自身が期間内に活用する見込みがないと判断して、負担額を平準化するために猶予期限を待たずに納付することを申し出る場合が想定される。この場合、徴収猶予取消申出書の提出を求める(弁明機会の付与は不要)。②について、具体的にどのようなケースが想定されるか未整理。	分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.2.徴収猶予

住民・外部機関等	主管課	情報システム	補足説明
			申請によらず職権での取消しが必要となる具体的なケースは現時点では想定されない
			徴収猶予取消し通知書を出力する
			
			

	業務プロセス	業務概要	備考
	12-4.徴収猶予(取消し)	①猶予期間経過後も非居住住宅であることが明らかになったとき、又は②徴収猶予事由の一部に変更があることが明らかになったときは、徴収の猶予を取り消し、猶予した税額の算出及び調定を行ったうえで、納税通知書及び徴収猶予取消通知書を送付する。 徴収猶予の取消しに当たっては、あらかじめ、弁明を記載した書面の提出を求める方法により、徴収猶予を受けた者に対して弁明の機会を付与する。 ※ ①について、納税者自身が期間内に利活用する見込みがないと判断して、負担額を平準化するために猶予期限を待たずに納付することを申し出る場合が想定される。この場合、徴収猶予取消申出書の提出を求める(弁明機会の付与は不要)。②について、具体的にどのようなケースが想定されるか未整理。	分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.2.徴収猶予
業務フロー図			

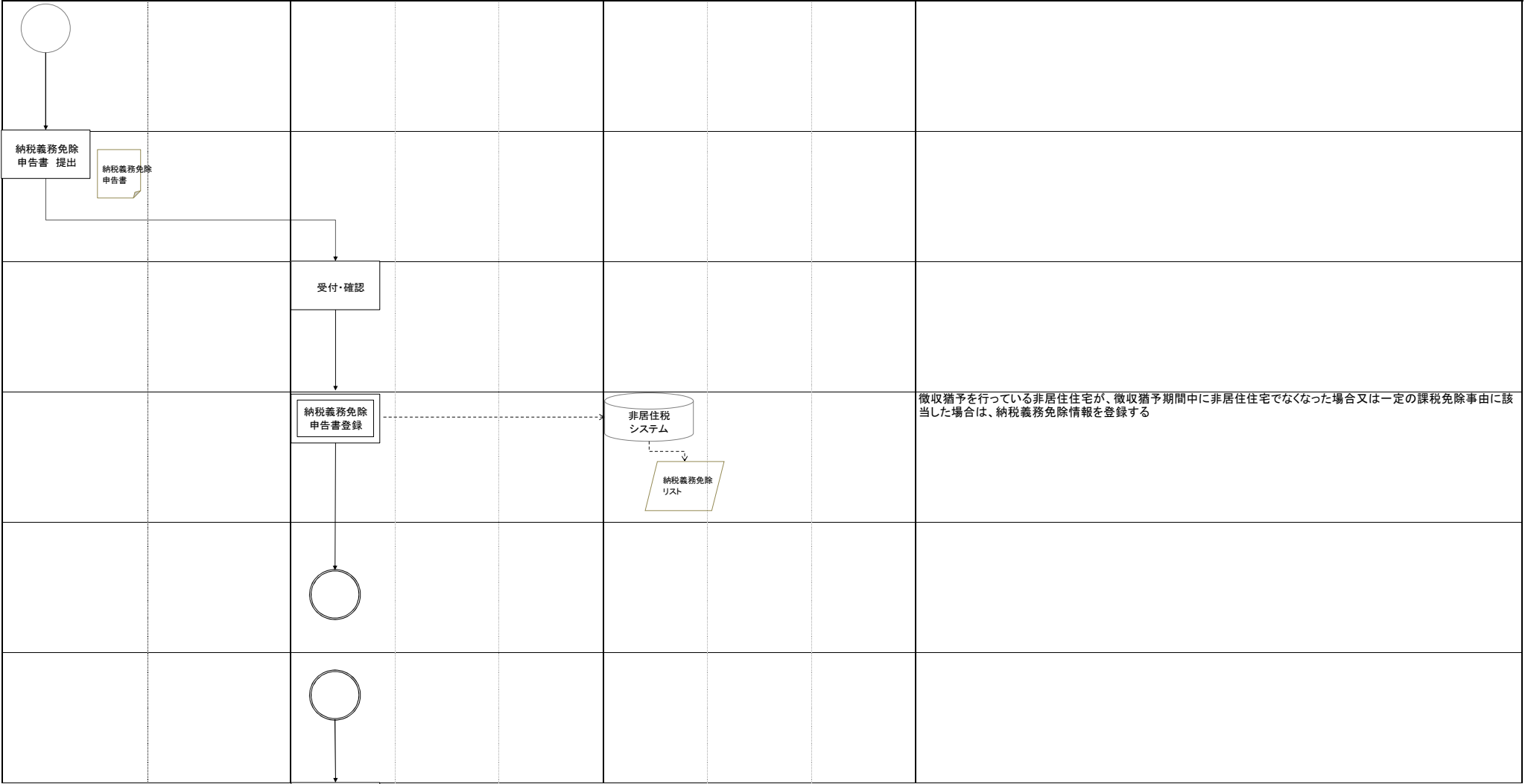
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明
		徴収猶予 税額計算		非居住税 システム		徴収猶予額を計算する ※毎年度実施している税額計算結果は保持されているが、過年度分を含め猶予期間中全ての税額を計算する
		エラー・アラ-	あり			
		なし				
		訂正・確認処理		非居住税 システム		
		調定処理		非居住税 システム	収納管理 システム	物件単位で調定処理
		名寄せ処理		非居住税 システム		納税義務者ごとに調定情報を集約(調定額の総額計算等は実施しない)

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	12-4.徴収猶予(取消し)	①猶予期間経過後も非居住住宅であることが明らかになったとき、又は②徴収猶予事由の一部に変更があることが明らかになったときは、徴収の猶予を取り消し、猶予した税額の算出及び調定を行ったうえで、納税通知書及び徴収猶予取消通知書を送付する。 徴収猶予の取消しに当たっては、あらかじめ、弁明を記載した書面の提出を求める方法により、徴収猶予を受けた者に対して弁明の機会を付与する。 ※ ①について、納税者自身が期間内に活用する見込みがないと判断して、負担額を平準化するために猶予期限を待たずに納付することを申し出る場合が想定される。この場合、徴収猶予取消申出書の提出を求める(弁明機会の付与は不要)。②について、具体的にどのようなケースが想定されるか未整理。	分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.2.徴収猶予

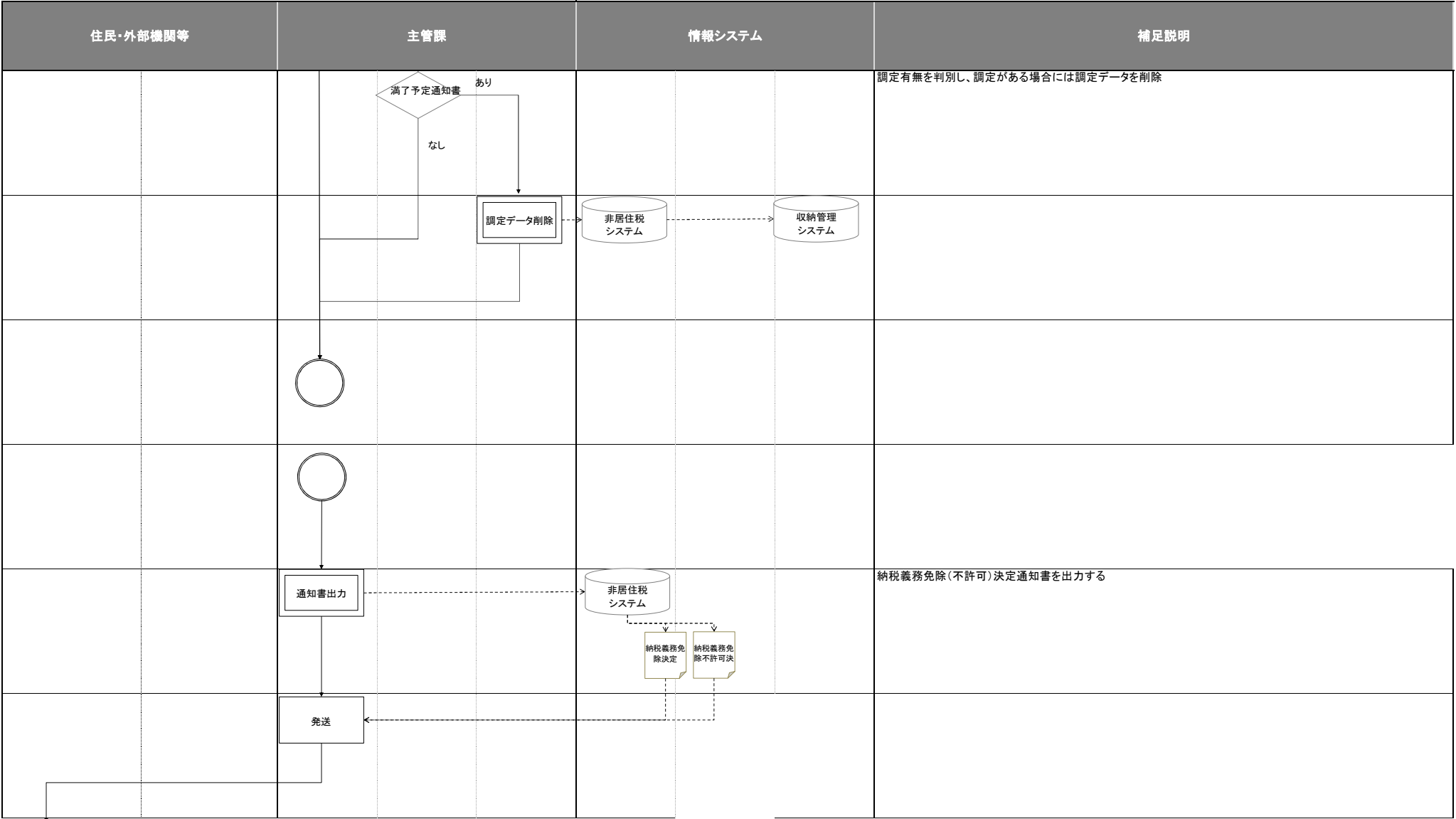
住民・外部機関等	主管課	情報システム	補足説明
	エラー・アラ- あり なし		
	訂正・確認処理	非居住税システム	
	納税通知書発行	非居住税システム 納税通知書 納付書 課税明細書	徴収猶予を取り消した税額に係る納税通知書、課税明細書、納付書を出力する
	引き抜き処理	非居住税システム 発送簿 納税通知書引抜一覧	指定した任意の期間内に更正や送付先情報の変更があった納税通知書の一覧表を「納税通知書引抜一覧」で出力する

業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	12-4_徴収猶予(取消し)	①猶予期間経過後も非居住住宅であることが明らかになったとき、又は②徴収猶予事由の一部に変更があることが明らかになったときは、徴収の猶予を取り消し、猶予した税額の算出及び調定を行ったうえで、納税通知書及び徴収猶予取消通知書を送付する。 徴収猶予の取消しに当たっては、あらかじめ、弁明を記載した書面の提出を求める方法により、徴収猶予を受けた者に対して弁明の機会を付与する。 ※ ①について、納税者自身が期間内に活用する見込みがないと判断して、負担額を平準化するために猶予期限を待たずに納付することを申し出る場合が想定される。この場合、徴収猶予取消申出書の提出を求める(弁明機会の付与は不要)。②について、具体的にどのようなケースが想定されるか未整理。	分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.2.徴収猶予

住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
受領 納税通知書 徴収猶予取消通知書 納付書 課税明細書	発送							

業務フロー図	業務プロセス				業務概要			備考		
	13_納税義務免除				徴収猶予を受けた非居住住宅について、猶予期間内に居住者が現れるなど、非居住住宅でなくなったときは、猶予された税額を免除する。 この納税義務の免除の対象である旨の申告がなされたものについて審査し、その結果を納税義務者に通知する。納税義務を免除する場合で、①既に猶予期間満了予定通知書を送付している場合は、調定データを削除し、②既に非居住税を徴収している場合は、還付・充当する。			分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.3:納税義務免除		
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
										
納税義務免除 申告書 提出										
納税義務免除 申告書										
		受付・確認								
		納税義務免除 申告書登録			非居住税 システム ↓ 納税義務免除 リスト			徴収猶予を行っている非居住住宅が、徴収猶予期間中に非居住住宅でなくなった場合又は一定の課税免除事由に該当した場合は、納税義務免除情報を登録する		
										
										

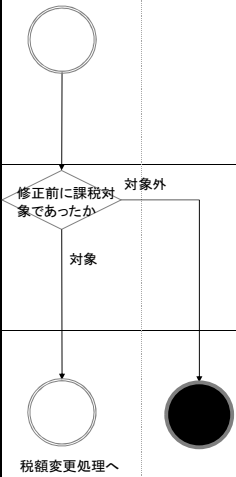
業務フロー図	業務プロセス	業務概要	備考
	13_納税義務免除	徴収猶予を受けた非居住住宅について、猶予期間内に居住者が現れるなど、非居住住宅でなくなったときは、猶予された税額を免除する。 この納税義務の免除の対象である旨の申告がなされたものについて審査し、その結果を納税義務者に通知する。納税義務を免除する場合で、①既に猶予期間満了予定通知書を送付している場合は、調定データを削除し、②既に非居住税を徴収している場合は、還付・充当する。	分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.3:納税義務免除



業務フロー図	業務プロセス			業務概要			備考	
	13_納税義務免除			徴収猶予を受けた非居住住宅について、猶予期間内に居住者が現れるなど、非居住住宅でなくなったときは、猶予された税額を免除する。 この納税義務の免除の対象である旨の申告がなされたものについて審査し、その結果を納税義務者に通知する。納税義務を免除する場合で、①既に猶予期間満了予定通知書を送付している場合は、調定データを削除し、②既に非居住税を徴収している場合は、還付・充当する。			分類1:課税台帳管理／分類2:徴収猶予／機能要件:3.3:納税義務免除	
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明
受領 納税義務免除決定 納税義務免除不許可決								

業務フロー図	業務プロセス			業務概要		備考	
	14-1_更正処理			①固定資産評価額に修正があった場合又は②非居住住宅に紐づけられた土地(敷地)に誤りがあった場合に、非居住税の税額を修正する。 ※ ②について、現在の固定資産税実務では、家屋データと(その敷地となる)土地データの紐づけが必要とされていないため、家屋と土地に紐づけ誤りがあることは非居住税の課税事務においてはじめて判明する。		分類1:課税台帳管理／分類2:税額の修正／機能要件:3.4.更正処理	
住民・外部機関等		主管課			情報システム		補足説明
		<pre>graph TD; A[異動データ
(住宅)取込] -.-> B((非居住税
システム)); B --> C{固定資産評価額
修正有無}; C -- なし --> D(()); C -- あり --> E{増額or減額}; E -- 増額 --> F((増額修正へ)); E -- 減額 --> G((減額修正へ));</pre>					・固定資産税課税支援システムから出力された異動データを取り込み、住宅台帳を更新する ・取込方法は手動又はスケジューリングによる自動取込を想定(システム連携の想定はなし)
							更新前後の住宅台帳を比較し、固定資産税評価額の修正有無を判別する。

業務フロー図		業務プロセス		業務概要		備考	
		14-2 更正処理（増額修正）		固定資産評価の見直し等があった場合に、更正処理を行う			
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明	
							文書調査、現地調査を実施

業務フロー図		業務プロセス	業務概要	備考
		14-3_更正処理（減額修正）	固定資産評価の見直しがあった場合に、更正処理を行う	
住民・外部機関等		主管課	情報システム	補足説明
				

業務フロー図		業務プロセス			業務概要			備考		
		14-4_更正処理(税額変更処理)			減免の適用や固定資産評価の見直し等があった場合に、税額変更処理を行う					
住民・外部機関等		主管課			情報システム			補足説明		
								固定業務フロー9.1「更正(税額変更)処理／更正入力／税額変更／通知」ベース		
								評価額変更や減免による税額変更情報を入力する		
								正しい税額への再計算をするとともに、期別税額も再計算する		

業務フロー図		業務プロセス		業務概要		備考	
		14-4_更正処理(税額変更処理)		減免の適用や固定資産評価の見直し等があった場合に、税額変更処理を行う			
住民・外部機関等		主管課		情報システム		補足説明	
		名寄せ処理		非居住税システム		納税義務者ごとに調定情報を集約(調定額の総額計算等は実施しない)	
		↓					
		納税通知書等 発行		非居住税システム			
		↓		↓	↓	↓	
				納税通知書	納付書	課税明細書	更正決定 (税額変更) 通知書
		引き抜き処理		非居住税システム			指定した任意の期間内に更正や送付先情報の変更があった納税通知書の一覧表を「納税通知書引抜一覧」で出力する
		↓		↓	↓		
				発送簿	納税通知書 引抜一覧		
		発送					
		↓					
受領	納税通知書 納付書 課税明細書 更正決定 (税額変更)						
							

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事項等
001o005	00	0100009/0100010/010011/0100019	住民記録システムへの住民基本台帳の戸籍情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②住民記録システムに、③住民基本台帳の戸籍情報を、④照会する。	○	必要	
011o002	00	0100078	法人住民税システムへの情報参照のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②法人住民税システムから、③法人基本情報を、④参照する。	○	必要	他税目で作成した事業所情報を個人住民税で利用（入力）する場合に、法人マスタ情報を流用できる等、入力の一助となる機能があれば良い。
014o002	00	0100668	収納管理（税務システム）への納付済額照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②収納管理（税務システム）から、③最新の調定収納情報を、④参照する。	◎	必要	
014o006	00	0100683	収納管理（税務システム）への振替口座情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②収納管理（税務システム）に、③最新の振替口座情報を、④照会する。	◎	必要	
014o009	00	0100683	収納管理（税務システム）への収納管理のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②収納管理（税務システム）から、③納組情報を、④参照する。	○	不要	
014o010	00	0100683	収納管理（税務システム）への収納管理のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②収納管理（税務システム）から、③納税組合所属情報を、④参照する。	○	不要	
014o023	00	0100047	収納管理（税務システム）への還付口座情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②収納管理（税務システム）から、③還付口座情報を、④参照する。	◎	必要	
021o001	00	0100002/0100031/0100032/0100033	納税義務者の基本情報取得に伴う生活保護システムへの生活保護情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②生活保護システムに、③納税義務者の基本情報作成に伴い生活保護情報を、④照会する。	◎	必要	
022o010	00	0100002/0100039/0100040/0100041/0100042	申告情報登録に伴う障害者福祉システムへの身体障害者手帳情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②障害者福祉システムに、③納税義務者からの申告情報登録に伴い身体障害者手帳情報を、④照会する。	◎	必要	
022o012	00	0100002/0100039/0100040/0100041/0100042	申告情報登録に伴う障害者福祉システムへの療育手帳情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②障害者福祉システムに、③納税義務者からの申告情報登録に伴い療育手帳情報を、④照会する。	◎	必要	
022o013	00	0100002/0100039/0100040/0100041/0100042	申告情報登録に伴う障害者福祉システムへの精神障害者保健福祉手帳情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②障害者福祉システムに、③納税義務者からの申告情報登録に伴い精神障害者保健福祉手帳情報を、④照会する。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事項等
022o015	00	0100002/0100039/0100040	申告情報登録に伴う障害者福祉システムへの精神通院医療情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②障害者福祉システムに、③納税義務者からの申告情報登録に伴い精神通院医療情報を、④照会する。	◎	必要	
022o022	00	0100002/0100039/0100040	申告情報登録に伴う障害者福祉システムへの更生医療情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②障害者福祉システムに、③納税義務者からの申告情報登録に伴い更生医療情報を、④照会する。	◎	必要	
022o061	00	0100002/0100039/0100040	申告情報登録に伴う障害者福祉システムへの育成医療情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②障害者福祉システムに、③納税義務者からの申告情報登録に伴い育成医療情報を、④照会する。	○	必要	
023o002	00	0100002/0100027/0100029	納税義務者の基本情報取得に伴う介護保険システムへの介護保険情報照会の連携インターフェース		①個人住民税システムが、②介護保険システムに、③基本情報を取得するために被保険者情報を、④照会する。	◎	必要	
023o003	00	0100002/0100027/0100028	納税義務者の基本情報取得に伴う介護保険システムへの介護保険情報照会の連携インターフェース		①個人住民税システムが、②介護保険システムに、③基本情報を取得するために賦課基本情報を、④照会する。	◎	必要	
023o021	00	0100002/0100027/0100466	課税計算に伴う介護保険システムへの特別徴収依頼情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②介護保険システムに、③特別徴収依頼処理を行うための特別徴収依頼に関する情報を、④照会する。	◎	必要	
023o021	01	0100002/0100027/0100466		課税計算に伴う介護保険システムへの情報照会 - 特別徴収対象者情報	①個人住民税システムが、②介護保険システムに、③課税計算に伴い特別徴収対象者情報（介護保険情報）を、④照会する。	◎	必要	
023o021	02	0100002/0100027/0100466		課税計算に伴う介護保険システムへの情報照会 - 特別徴収依頼情報	①個人住民税システムが、②介護保険システムに、③課税計算に伴い特別徴収依頼情報（介護保険情報）を、④照会する。	◎	必要	
023o021	03	0100002/0100027/0100466		課税計算に伴う介護保険システムへの情報照会 - 特別徴収結果情報	①個人住民税システムが、②介護保険システムに、③課税計算に伴い特別徴収結果情報（うち、追加候補者）（介護保険情報）を、④照会する。	◎	必要	
023o021	04	0100002/0100027/0100466		課税計算に伴う介護保険システムへの情報照会 - 特別徴収各種異動情報	①個人住民税システムが、②介護保険システムに、③課税計算に伴い特別徴収各種異動情報（追加依頼情報）（介護保険情報）を、④照会する。	◎	必要	
023o027	00	0100002/0100027/0100028	納税義務者の基本情報取得に伴う介護保険システムへの介護保険情報照会の連携インターフェース		①個人住民税システムが、②介護保険システムに、③基本情報を取得するために収納履歴情報を、④照会する。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事項等
024o001	00	0100002/0100023/0100025	納税義務者の基本情報取得に伴う国民健康保険システムへの国民健康保険情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②国民健康保険システムに、③基本情報を取得するために国保被保険者資格情報を、④照会する。	◎	必要	
024o003	00	0100002/0100023/0100024	納税義務者の基本情報取得に伴う国民健康保険システムへの国民健康保険情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②国民健康保険システムに、③基本情報を取得するために国民健康保険税（料）の納付履歴情報を、④照会する。	◎	必要	
024o017	00	0100002/0100023/0100467	年金特別対象者検索に伴う国民健康保険システムへの特別徴収依頼情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②国民健康保険システムに、③特徴判定結果に伴い、特別徴収依頼情報（国民健康保険情報）を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
024o017	01	0100002/0100023/0100467		特別徴収依頼（本算定）に伴う国民健康保険システムへの情報照会 - 特別徴収依頼情報	①個人住民税システムが、②国民健康保険システムに、③特徴判定結果（本算定）に伴い、特別徴収依頼情報（国民健康保険情報）を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
024o017	02	0100002/0100023/0100467		特別徴収依頼（特別徴収追加補足）に伴う国民健康保険システムへの情報照会 - 特別徴収依頼情報	①個人住民税システムが、②国民健康保険システムに、③特別徴収追加補足の特徴判定結果に伴い、特別徴収依頼情報（国民健康保険情報）を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
025o005	00	0100002/0100035/0100037	納税義務者の基本情報取得に伴う後期高齢者支援システムへの後期高齢者医療情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②後期高齢者支援システムに、③基本情報を取得するために被保険者情報を、④照会する。	○	必要	
025o058	00	0100002/0100035/0100037	住民情報異動等による資格異動に伴う庁内基幹業務システムへの被保険者情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②後期高齢者支援システムに、③基本情報を取得するために被保険者情報を、④照会する。 ※連携対象データ含む詳細な連携インターフェースについては、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書によること。	◎	必要	
025o009	00	0100002/0100035/0100467	年金特別対象者検索に伴う後期高齢者支援システムへの特別徴収依頼情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②後期高齢者支援システムに、③特徴判定結果に伴い、特別徴収依頼情報（後期高齢者情報）を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
025o009	01	0100002/0100035/0100467		特別徴収依頼（本算定）に伴う後期高齢者支援システムへの情報照会 - 特別徴収依頼情報	①個人住民税システムが、②後期高齢者支援システムに、③特徴判定結果（本算定）に伴い、特別徴収依頼情報（後期高齢者情報）を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
025o009	02	0100002/0100035/0100467		特別徴収依頼（特別徴収追加補足）に伴う後期高齢者支援システムへの情報照会 - 特別徴収依頼情報	①個人住民税システムが、②後期高齢者支援システムに、③特別徴収追加補足の特徴判定結果に伴い、特別徴収依頼情報（後期高齢者情報）を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事項等
025o011	00	0100002/0100035/0100036	納税義務者の基本情報取得に伴う後期高齢支援システムへの後期高齢者医療情報照会の連携インターフェース		①個人住民税システムが、②後期高齢支援システムに、③基本情報を取得するために収納履歴情報を、④照会する。	◎	必要	
032o001	00	0100053/0100055/010186/0100420/0100653	情報照会等に関する団体内統合宛名機能からの各種情報受信のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②団体内統合宛名機能より、③情報照会等に関する各種情報を、④受信する。	◎	必要	
036o005	00	0100683	統合収納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）照会の連携インターフェース		①個人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③調定収納情報（統合収滞納管理）を、④照会する。	○	不要	
036o010	00	0100683	統合収納管理機能への振替口座情報（統合収滞納管理）照会の連携インターフェース		①個人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③振替口座情報（統合収滞納管理）を、④照会する。	○	不要	
036o016	00	0100683	統合収納管理機能への還付口座情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③還付口座情報（統合収滞納管理）を、④照会する。	○	不要	
010i010	00	0100212/0100256/0100734	申告情報登録・課税計算・交付に伴うeLTAXシステムへの情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②eLTAXシステムに、③納税義務者からの申告情報登録に伴い各種申告書を、④照会する。 ※eLTAXの項目に準拠すること ※機能ID：0100734については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	◎	必要	
010i011	00	0100156/0100186/0100229/0100386	申告情報登録・交付に伴う他市区町村への情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②他市区町村に、③年金保険者からの申告情報登録に伴い年金受給者情報を、④照会する。	◎	必要	
010i011	01	0100186/0100229		申告受付登録に伴う他市区町村への情報照会 - 年金受給者情報	①個人住民税システムが、②他市区町村に、③賦課年度の申告情報を登録するために、賦課期日時点の年金受給者情報を、④照会する。 ※総務省の「公的年金等支払報告書（磁気ディスク・光ディスク）」の標準仕様の項目に準拠すること	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事項等
010i011	02	0100186		申告受付登録に伴う他市区町村への情報照会 - 個人住民税申告書	①個人住民税システムが、②他市区町村に、③賦課年度の申告情報を登録するために、申告内容が記載された個人住民税申告書を、④照会する。 ※eLTAXの項目に準拠すること	◎	必要	
010i011	03	0100156/0100186		未申告／修正申告受付登録（普通徴収者）に伴う他市区町村への情報受領 - 確定申告書	①個人住民税システムが、②他市区町村から、③未申告者に一部未申告の旨を通知するために、未申告者の情報が記載された確定申告書を、④受領する。 ※国税庁の様式の項目に準拠すること	◎	必要	
010i011	04	0100186/0100229		申告受付登録に伴う他市区町村への情報提供 - 年金受給者情報	①個人住民税システムが、②他市区町村から、③賦課年度の申告情報を登録するために、賦課期日時点の年金受給者情報を、④受領する。 ※総務省の「公的年金等支払報告書（磁気ディスク・光ディスク）」の標準仕様の項目に準拠すること	◎	必要	
010i011	05	0100186/0100229		申告受付登録に伴う他市区町村への情報受領 - 年金支払報告書	①個人住民税システムが、②他市区町村から、賦課年度の申告情報を登録するために、申告内容が記載された年金支払報告書を、④受領する。 ※総務省の「公的年金等支払報告書（磁気ディスク・光ディスク）」の標準仕様の項目に準拠すること	◎	必要	
010i011	07	0100386		294条通知情報受取に伴う他市区町村への情報照会 - 294条通知	①個人住民税システムが、②他市区町村に、③他の市区町村での課税が実施されているか否かを判別するために、賦課期日時点の課税有無が判断可能な294条通知を、④照会する。 ※eLTAXの項目に準拠すること	◎	必要	
010i012	00	0100229	申告情報登録に伴う年金保険者への情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②年金保険者から、③賦課年度の申告情報を登録するために、申告内容が記載された電子データ公的年金等支払報告書を、④受領する。 ※総務省の「公的年金等支払報告書（磁気ディスク・光ディスク）」の標準仕様の項目に準拠すること	◎	必要	
010i013	00	0100156	申告情報登録に伴う税務署への確定申告書情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②税務署に、③納税義務者からの申告情報登録に伴い確定申告書を、④照会する。 ※国税庁の様式の項目に準拠すること ※機能ID：0100200や0100201については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事項等
010i014	00	0100186/0100229/0100237/0100253/0100278/0100468	申告情報登録・課税計算に伴う経由機関への情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②経由機関から、③申告情報登録・課税計算に伴う各種データを、④照会する。	◎	必要	
010i027	00	0100721/0100457/0100459/0100462	年金特別徴収情報の更新に伴うeLTAXシステムへの情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②eLTAXシステムに、③年金特別徴収情報の更新に伴い各年金特別徴収処理結果情報を、④照会する。 ※eLTAXの項目に準拠すること	◎	必要	
010i028	00	0100225/0100448/0100743	eLTAXシステムへの情報照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申告書等を、④受領する。 ※eLTAXの項目に準拠すること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
010i031	00	0100239	申告情報登録・課税計算に伴う経由機関への情報（添付資料データ）照会のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②経由機関から、③賦課年度の申告情報を登録するために、申告内容が記載された確定申告書の添付資料データ（eLTAX）を、④受領する。 ※国税庁の様式の項目に準拠すること（国税連携データ（e-Taxの添付資料データ）のこと）	○	必要	

■京都市独自仕様

					①個人住民税システムが、②eLTAXシステムに、③利用届出情報を、④照会する。	◎	必要	
					①個人住民税システムが、②国税連携システムに、③法定調書データ、源泉徴収義務者一覧ファイルを、④照会する。	◎	必要	
					①個人住民税システムが、②マイナンバー連携システムに、③副本 I F（個人住民税情報）を、④照会する。	◎	必要	
					①個人住民税システムが、②申告支援システムに、③課税資料データ、当初課税データを、④照会する。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
010o001	00	0100668/0100683/0100703	税額決定に伴う庁内基幹業務システムへ個人住民税賦課（期別単位調定）情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③当初・更正含めた税額決定に伴い個人住民税賦課（期別単位調定）情報を、④提供する。	◎	必要	
010o002	00	0100590/0100684	申告情報登録・課税計算に伴う経由機関への情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②経由機関に、③課税計算に伴い特別徴収依頼情報（個人住民税情報）を、④提供する。	◎	必要	
010o002	01	0100590/0100684		当初課税（合算含）に伴う経由機関への情報提供 - 特別徴収依頼情報（個人住民税情報）	①個人住民税システムが、②経由機関に、③公的年金からの特別徴収対象者を判定するために、賦課期日時点の特別徴収依頼情報（個人住民税情報）を、④提供する。	◎	必要	
010o002	02	0100590/0100684		更正（税額変更）に伴う経由機関への情報提供 - 特別徴収依頼情報（個人住民税情報）	①個人住民税システムが、②経由機関に、③公的年金からの特別徴収対象者を中止する対象者を連携するために、更正後の特別徴収依頼情報（個人住民税情報）を、④提供する。	◎	必要	
010o002	03	0100590/0100684		更正（税額変更）に伴う経由機関への情報照会/提供 - 特別徴収各種異動情報	①個人住民税システムが、②経由機関に、③公的年金からの特別徴収対象者を中止する対象者を連携するために、更正前後の特別徴収各種異動情報を、④提供する。	◎	必要	
010o003	00	0100572	申告情報登録・課税計算・交付に伴うeLTAXシステムへの情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②eLTAXシステムに、③納税義務者からの申告情報登録に伴い特別徴収税額通知・変更通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子データを、④提供する。	◎	必要	
010o004	00	0100684/0100273/0100736	申告情報登録・課税計算に伴う他市区町村への情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②他市区町村に、③納税義務者からの申告情報登録に伴い他団体への回送用データを、④提供する。	◎	必要	
010o005	00	0100684	扶養否認登録に伴う扶養是正情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②経由機関に、③扶養否認処理に伴い扶養是正情報を、④提供する。	◎	必要	
010o005	01	0100366/0100684		扶養否認登録に伴う経由機関への情報提供 - 扶養是正情報	①個人住民税システムが、②経由機関に、③扶養否認処理に伴い扶養是正情報を、④提供する。	◎	必要	
010o005	02	0100366/0100684		扶養否認登録に伴う経由機関への情報提供 - 扶養是正情報（変更後）	①個人住民税システムが、②経由機関に、③扶養否認処理の結果修正した内容を連携するために、変更後の内容が記載された扶養是正情報を、④提供する。	◎	必要	
010o006	00	0100684	情報照会等に関する団体内統合宛名機能への各種情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②団体内統合宛名機能に、③情報照会等に関する各種情報を、④提供する。	◎	必要	
010o007	00	0100683	税額決定に伴う庁内基幹業務システムへの個人住民税納税義務者情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③納税義務者情報を、④提供する。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
010o008	00	0100683	税額決定に伴う庁内基幹業務システムへの個人住民税課税情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③当初・更正含めた税額決定に伴い個人住民税課税情報を、④提供する。	◎	必要	
010o009	00	0100683	税額決定に伴う庁内基幹業務システムへの個人住民税扶養情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③当初・更正含めた税額決定に伴い個人住民税扶養情報を、④提供する。	◎	必要	
010o011	00	0100272	他市区町村への情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②他市区町村に、③国税連携システムで回送可能なデータを、④提供する。	◎	必要	
010o012	00	0100683	納付書発行に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②収納管理（税務システム）に、③納付書発行に伴う情報を、④提供する。	◎	必要	
010o013	00	0100683	庁内基幹業務システムへの事業所個人管理情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③事業所個人管理情報を、④提供する。	◎	必要	
010o014	00	0100683	年金特別徴収情報の更新に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③年金特別徴収情報の更新に伴い各年金特別徴収処理結果情報を、④提供する。	◎	必要	
010o014	01	0100721/0100683		年金特別徴収情報の更新に伴う庁内基幹業務システムへの情報照会/提供 - 年金特別徴収処理結果情報（22通知）	①個人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③年金特別徴収情報の更新に伴い年金特別徴収処理結果情報（22通知）を、④提供する。	◎	必要	
010o015	00	0100683	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への事業所基本情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理に伴い事業所基本情報を、④提供する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
010o016	00	0100683	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への所得情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理に伴い所得情報を、④提供する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
010o017	00	0100683	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への控除情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理に伴い控除情報を、④提供する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
010o018	00	0100683	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への税額控除情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理に伴い税額控除情報を、④提供する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
010o020	00	0100683	税額決定に伴う健康管理システムへの個人住民税税額控除情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②健康管理システムに、③当初・更正含めた税額決定に伴い個人住民税税額控除情報を、④提供する。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
010o021	00	0100668/0100683/0100703	調定情報登録に伴う（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②収納管理（税務システム）に、③期別マスタ情報を、④提供する。	◎	必要	
010o022	00	0100683	統合滞納管理機能への調定収納情報（統合収納管理）送信のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②統合滞納管理機能に、③調定収納情報（統合収納管理）を、④提供する。	○	不要	
010o023	00	0100683	統合収納管理機能への納付書発行情報（統合収納管理）送信のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③納付書発行情報（統合収納管理）を、④提供する。	○	不要	
010o024	00	0100683	統合収納管理機能への期別マスタ情報（統合収納管理）送信のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③期別マスタ情報（統合収納管理）を、④提供する。	○	不要	
010o025	00	0100683	統合収納管理機能への調定情報（統合収納管理）送信のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③調定情報（統合収納管理）を、④提供する。	○	不要	
010o026	00	0100744	個人住民税課税情報照会に伴うeLTAXシステムへの情報登録のための連携インターフェース		①個人住民税システムが、②eLTAXシステムに、③照会があった個人住民税課税情報に対する回答を、④提供する。	○	必要	

■京都市独自仕様

					①個人住民税システムが、②イメージ管理システムに、③宛名データ・住民番号対応TBL・事業所データを、④提供する。	◎	必要	
					①個人住民税システムが、②国税連携システムに、③住登外通知、扶養是正データを、④提供する。	◎	必要	
					①個人住民税システムが、②マイナンバー連携システムに、③副本IF（個人住民税情報当初分）、副本IF（個人住民税情報例月分）、自動応答不可フラグ・不開示フラグを、④提供する。	◎	必要	
					①個人住民税システムが、②申告支援システムに、③宛名データ・住民番号対応TBL・事業所データを、④提供する。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
					①個人住民税システムが、②コンビニ交付システムに、③証明書データ（個人住民税情報当初分）、証明書データ（個人住民税情報例月分）、証明書発行停止フラグを、④提供する。	◎	必要	

（参考）次期システムと他システム（税業務のうち調達対象外のシステム、本市の他業務システム又は外部機関のシステム）との連携一覧

No.	市税システム業務名	方向	連携先システム名	連携情報名	連携方式	連携タイミング	現行取扱の有無	備考
1	個人住民税（基幹）	→	e L T A X	電子申告分特徴税額通知 C S V	伝送（ネットワーク）	月次	●	
2	税務LAN	←	e L T A X	給与支払報告書（個人別明細書）	伝送（ネットワーク）	随時	●	当初課税時期
3	税務LAN	←	e L T A X	給与支払報告書（総括表）	伝送（ネットワーク）	随時	●	当初課税時期
4	税務LAN	←	e L T A X	公的年金等支払報告書（個人別明細書）	伝送（ネットワーク）	随時	●	当初課税時期
5	個人住民税（基幹）	←	e L T A X	特別徴収対象者情報（00通知）	伝送（ネットワーク）	年次	●	
6	個人住民税（基幹）	→	e L T A X	特別徴収税額通知（01通知）	伝送（ネットワーク）	年次	●	
7	個人住民税（基幹）	←	e L T A X	特別徴収税額通知処理結果（02通知）	伝送（ネットワーク）	年次	●	
8	個人住民税（基幹）	←	e L T A X	特別徴収結果通知（月次）（22通知）	伝送（ネットワーク）	月次	●	
9	個人住民税（基幹）	→	e L T A X	特別徴収停止通知（41通知）	伝送（ネットワーク）	月次	●	
10	個人住民税（基幹）	←	e L T A X	特別徴収停止処理結果通知（42通知）	伝送（ネットワーク）	月次	●	
11	個人住民税（基幹）	→	e L T A X	特別徴収変更通知（63通知）	伝送（ネットワーク）	月次	●	
12	個人住民税（基幹）	←	e L T A X	特別徴収変更処理結果通知（64通知）	伝送（ネットワーク）	月次	●	
13	個人住民税（基幹）	←	e L T A X	給与支払報告書（総括表及び支払報告書）異動期 e L T A X 分	伝送（ネットワーク）	随時	●	例月課税時期

No.	市税システム業務名	方向	連携先システム名	連携情報名	連携方式	連携タイミング	現行取扱の有無	備考
14	個人住民税（基幹）	←	e L T A X	公的年金等支払報告書（総括表及び支払報告書）異動期 e L T A X 分	伝送（ネットワーク）	随時	●	例月課税時期
15	個人住民税（基幹）	←	e L T A X	利用届出情報	伝送（ネットワーク）	日次		
16	税務LAN、個人住民税（基幹）	←	マイナポータル申請管理	個人住民税申告データ	外部記憶媒体	随時		※当初課税時期は税務LAN、例月課税時期は基幹系想定
17	個人住民税（基幹）	→	税務LAN（イメージ管理システム含む）	宛名データ	伝送（ネットワーク）	日次	●	
18	個人住民税（基幹）	→	税務LAN（イメージ管理システム含む）	住民番号対応 T B L	伝送（ネットワーク）	随時	●	
19	個人住民税（基幹）	→	税務LAN（イメージ管理システム含む）	事業所データ	伝送（ネットワーク）	随時	●	
20	税務LAN、個人住民税（基幹）	←	国税連携システム	確定申告書データ（確定申告書 T I F F あり、確定申告書 T I F F なし、e - T A X）例月分	伝送（ネットワーク）	月次	●	※当初課税時期は税務LAN、例月課税時期は基幹系想定
21	個人住民税（基幹）	←	国税連携システム	住登外通知	伝送（ネットワーク）	月次	●	
22	個人住民税（基幹）	→	国税連携システム	住登外通知	伝送（ネットワーク）	月次	●	
23	個人住民税（基幹）	←	国税連携システム	法定調書データ	伝送（ネットワーク）	年次	●	
24	個人住民税（基幹）	←	国税連携システム	源泉徴収義務者一覧ファイル	伝送（ネットワーク）	年次	●	
25	個人住民税（基幹）	→	国税連携システム	扶養是正データ	伝送（ネットワーク）	年次	●	
26	個人住民税（基幹）	←	生活保護システム	1月1日現在被保護者データ	伝送（ネットワーク）	年次	●	

No.	市税システム業務名	方向	連携先システム名	連携情報名	連携方式	連携タイミング	現行取扱の有無	備考
27	個人住民税（基幹）	←	生活保護システム	生活保護開廃データ	伝送（ネットワーク）	月次	●	
28	個人住民税（基幹）	→	他業務システム	課税マスタ	伝送（ネットワーク）	随時	●	
29	個人住民税（基幹）	→	マイナンバー連携システム	副本 I F（個人住民税情報当初分）	伝送（ネットワーク）	年次	●	
30	個人住民税（基幹）	→	マイナンバー連携システム	副本 I F（個人住民税情報例月分）	伝送（ネットワーク）	月次	●	
31	個人住民税（基幹）	→	マイナンバー連携システム	自動応答不可フラグ・不開示フラグ	伝送（ネットワーク）	日次	●	
32	個人住民税（基幹）	←	マイナンバー連携システム	副本 I F（個人住民税情報）	伝送（ネットワーク）	日次	●	
33	個人住民税（基幹）	←	宛名システム	宛名データ	伝送（ネットワーク）	即時	●	
34	個人住民税（基幹）	←	税務LAN	課税資料データ	伝送（ネットワーク）	随時	●	
35	個人住民税（基幹）	←	税務LAN	当初課税データ	伝送（ネットワーク）	随時	●	
36	個人住民税（基幹）	→	コンビニ交付システム	証明書データ（個人住民税情報当初分）	伝送（ネットワーク）	年次	●	
37	個人住民税（基幹）	→	コンビニ交付システム	証明書データ（個人住民税情報例月分）	伝送（ネットワーク）	月次	●	
38	個人住民税（基幹）	→	コンビニ交付システム	証明書発行停止フラグ	伝送（ネットワーク）	日次	●	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（法人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
014o002	00	0110111/0110112	収納管理（税務システム）への納付 済額参照のための連携インター フェース		①法人住民税システムが、②収納管理（税務システム）か ら、③最新の納付済額を、④参照する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされ ていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェ ースの実装を省略できる。
014o002	00	0110146/0110147/01101 48	収納管理（税務システム）への納付 済額参照のための連携インター フェース	申告登録に伴う収納管理（税務シ ステム）への情報照会 - 見込納付	①法人住民税システムが、②収納管理（税務システム）か ら、③見込納付額を、④参照する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされ ていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェ ースの実装を省略できる。
014o025	00	0110148/0110176	収納管理（税務システム）への収納 履歴情報照会のための連携インター フェース		①法人住民税システムが、②収納管理（税務システム）か ら、③収納履歴情報を、④参照する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされ ていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェ ースの実装を省略できる。
014o023	00	0110001	収納管理（税務システム）への還付 口座情報照会のための連携インター フェース		①法人住民税システムが、②収納管理（税務システム）か ら、③還付口座情報を、④参照する。	◎	必要	
036o005	00	0110295	統合収納管理機能への調定収納情報 （統合収滞納管理）照会のための連 携インターフェース		①法人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③調定収 納情報（統合収滞納管理）を、④照会する。	○	不要	
036o016	00	0110001/0110295	統合収納管理機能への還付口座情報 照会のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③還付口 座情報（統合収滞納管理）を、④照会する。	○	不要	
011i001	00	0110045/0110186	eLTAXシステムへの申告データ受領 のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申 告書データを、④受領する。 ※eLTAXで定めるインターフェースに準拠すること	◎	必要	
011i001	01	0110045/0110189		申告書登録・課税作成に伴うeLTAX システムへの情報受領 - 確定申告 書データ	①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申 告書の受付及び審査を行うために確定申告書データを、④受 領する。	◎	必要	
011i001	02	0110045/0110189		申告書登録・課税作成に伴うeLTAX システムへの情報受領 - 修正確定 申告データ	①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申 告書の受付及び審査を行うために修正確定申告データを、④ 受領する。	◎	必要	
011i001	03	0110045/0110189		申告書登録・課税作成に伴うeLTAX システムへの情報受領 - 中間申告 書データ	①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申 告書の受付及び審査を行うために中間申告書データを、④受 領する。	◎	必要	
011i001	04	0110045/0110189		申告書登録・課税作成に伴うeLTAX システムへの情報受領 - 修正中間 申告データ	①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申 告書の受付及び審査を行うために修正中間申告データを、④ 受領する。	◎	必要	
011i001	05	0110045/0110189		申告書登録・課税作成に伴うeLTAX システムへの情報受領 - 予定申告 書データ	①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申 告書の受付及び審査を行うために予定申告書データを、④受 領する。	◎	必要	
011i001	06	0110045/0110189		申告書登録・課税作成に伴うeLTAX システムへの情報受領 - 修正予定 申告データ	①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申 告書の受付及び審査を行うために修正予定申告データを、④ 受領する。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（法人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
011i001	07	0110045/0110189		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 均等割申告書データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために均等割申告書データを、④受領する。	◎	必要	
011i002	00	0110045/0110190	eTAXシステムへの申告データ受領のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書データを、④受領する。 ※eTAXで定めるインターフェースに準拠すること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	01	0110045/0110191		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 修正均等割申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために修正均等割申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	02	0110045/0110192		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 退職年金積立金に係る確定申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために退職年金積立金に係る確定申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	03	0110045/0110193		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 退職年金積立金に係る修正確定申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために退職年金積立金に係る修正確定申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	04	0110045/0110194		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 特定信託に係る予定申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために特定信託に係る予定申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	05	0110045/0110195		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 特定信託に係る確定申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために特定信託に係る確定申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	06	0110045/0110196		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 特定信託に係る修正確定申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために特定信託に係る修正確定申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	08	0110045/0110197		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 清算予納申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために清算予納申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	09	0110045/0110198		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 修正清算予納申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために修正清算予納申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	10	0110045/0110199		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 残余財産分配等予納申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために残余財産分配等予納申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	11	0110045/0110200		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 修正残余財産分配等予納申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために修正残余財産分配等予納申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i002	12	0110045/0110201		申告書登録・課税作成に伴うeTAXシステムへの情報受領 - 清算確定申告データ	①法人住民税システムが、②eTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために清算確定申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（法人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
011i002	13	0110045/0110202		申告書登録・課税作成に伴うeLTAXシステムへの情報受領 - 修正清算確定申告データ	①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申告書の受付及び審査を行うために修正清算確定申告データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i003	00	0110045/0110203	eLTAXシステムへの各種申告書別表データ受領のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種申告書別表データを、④受領する。 ※eLTAXで定めるインターフェースに準拠すること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i003	01	0110045/0110203	eLTAXシステムへの電子申請・届出データ受領のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③各種電子申請・届出データを、④受領する。 ※eLTAXで定めるインターフェースに準拠すること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011i004	00	0110045/0110205	eLTAXシステムへの還付口座情報受領のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③還付口座情報を、④受領する。 ※eLTAXで定めるインターフェースに準拠すること	○	任意	
011i005	00	0110045/0110206	eLTAXシステムへの課税標準額通知データ受領のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②eLTAXシステムから、③課税標準額通知データを、④受領する。 ※eLTAXで定めるインターフェースに準拠すること	○	任意	

■京都市独自仕様

-	-	-	-	-	-	-		

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（法人住民税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
011o001	00	0110219/0110222/0110269/0110295	各種調査に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③各種調査に伴う賦課期日時点の法人住民税調定情報を、④提供する。	◎	必要	
011o002	00	0110219/0110222/0110269/0110295	法人基本情報管理に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②庁内基幹業務システムに、③法人基本情報を、④提供する。	◎	必要	
011o003	00	0110205/0110295	収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②収納管理（税務システム）に、③還付口座情報を、④提供する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011o004	00	0110295	納付書発行に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②収納管理（税務システム）に、③納付書発行に伴う情報を、④提供する。	◎	必要	
011o005	00	0110092/0110296	eLTAXシステムへの情報提供のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②eLTAXシステムに、③eLTAX利用法人のプレ申告データを、④提供する。	◎	必要	
011o006	00	0110093/0110296	eLTAXシステムへの情報提供のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②eLTAXシステムに、③法人基本情報の予定・中間区分で「中間」の法人の中間申告書プレ申告データを、④提供する。	○	不要	
011o007	00	0110295	法人支店情報管理に伴う軽自動車税システムへの情報提供のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②軽自動車税システムに、③法人支店情報を、④提供する。	◎	必要	
011o008	00	0110295	統合滞納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②統合滞納管理機能に、③調定収納情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
011o009	00	0110295	統合収納管理機能への納付書発行情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③納付書発行情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
011o011	00	0110295	統合収納管理機能への調定情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①法人住民税システムが、②統合収納管理機能に、③調定情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	

■京都市独自仕様

			法人市民税システムへの宛名情報照会のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②法人市民税システムに、③法人基本情報を、④照会する。		必要	「機能要件一覧【事業所】」中「1.1.1 基本台帳管理」に記載の内容を実現できること。また、「業務フロー【事業所】」の以下項目を参照のうえ、当該事務を運用できるよう構築すること。 2-1_減免 3-1_申告受付 4-1_更正決定 7-1_調査事務

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（固定資産税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
011o002	00	0120295	法人基本情報管理に伴う法人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②法人住民税システムに、③法人基本情報を、④照会する	◎	必要	
014o002	00	0120215	収納情報登録に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②収納管理（税務システム）に、③最新の調定収納情報を、④照会する	◎	必要	
014o006	00	0120302	口座情報登録に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②収納管理（税務システム）に、③最新の口座情報を、④照会する	◎	必要	
014o009	00	0120261	収納情報登録に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②収納管理（税務システム）に、③納組情報を、④照会する	○	不要	
014o010	00	0120261	収納情報登録に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②収納管理（税務システム）に、③納税組合所属情報を、④照会する	○	不要	
014o014	00	0120261	収納情報登録に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②収納管理（税務システム）に、③通知書番号単位振替口座情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
021o001	00	0120262	減免審査に伴う生活保護システムへの情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②生活保護システムに、③減免の審査の基となる生活保護情報を取得するために最新の生活保護受給情報を、④照会する	○	必要	
036o005	00	0120261	統合収納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②統合収納管理機能に、③調定収納情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
036o010	00	0120261	統合収納管理機能への振替口座情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②統合収納管理機能に、③振替口座情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
012i001	00	0120166/0120189	eLTAXへの情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②eLTAXに、③eLTAX情報を、④照会する ※eLTAXの項目に準拠すること	◎	必要	
012i001	01	0120166	償却資産申告受付に伴うeLTAXへの情報受付 - 償却資産申告書（eLTAX）		①固定資産税システムが、②eLTAXに、③課税客体を把握するために賦課期日時点の償却資産申告書（eLTAX）を、④受領する	◎	必要	
012i001	02	0120166	更正申告受付登録に伴うeLTAXへの情報受領 - 問合せ（eLTAX）		①固定資産税システムが、②eLTAXに、③更正等に関する申請を受け付けるために当該課税年度の間合せ（eLTAX）を、④受領する	◎	必要	
012i001	03	0120189	eLTAXへの所得税確定申告情報受領		①固定資産税システムが、②eLTAXに、③償却資産申告書の申告誤りや申告漏れ等の資産がないか確認するために、所得税確定申告情報を、④受領する ※令和8年度から利用開始予定	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（固定資産税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
012i001	04	0120189		eLTAXへの法人税確定申告情報受領	①固定資産税システムが、②eLTAXに、③償却資産申告書の申告誤りや申告漏れ等の資産がないか確認するために、法人税確定申告情報を、④受領する ※令和8年度から利用開始予定	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
012i001	05	0120333		eLTAXへの国税局及び税務署の固定資産税課税情報照会データ受領	①固定資産税システムが、②eLTAXから、③固定資産税課税情報の照会に伴い照会データを、④受領する。 ※地方税共同機構の「eLTAX5期更改における見積参考資料」及び「eLTAX5期更改に係る仕様書」の項目に準拠すること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
012i001	06	0120335		eLTAXへの住宅用地に関する申告情報受領	①固定資産税システムが、②eLTAXから、③住宅用地に関する申告情報を、④受領する。 ※機能ID：0120335については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	◎	必要	
012i002	00	0120005/0120083	登記情報取得に伴う登記所への情報照会のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②登記所に、③地方税法第382条の通知（登記済通知書電子データ）を、④照会する	◎	必要	
012i002	01	0120005		土地登記情報取得に伴う登記所への情報照会 - 地方税法第382条の通知（登記済通知書電子データ）	①固定資産税システムが、②登記所に、③課税客体を把握するために新規登録・更新があった地方税法第382条の通知（登記済通知書電子データ）を、④照会する	◎	必要	
012i002	03	0120083		家屋登記情報取得に伴う登記所への情報照会 - 地方税法第382条の通知（登記済通知書電子データ）	①固定資産税システムが、②登記所に、③課税客体を把握するために新規登録・更新があった地方税法第382条の通知（登記済通知書電子データ）を、④照会する	◎	必要	

■京都市独自仕様

					①個人住民税システムが、②課税支援システムに、③課税データを、④照会する。	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（固定資産税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
012o002	00	0120261	共有管理情報登録に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②庁内基幹業務システムに、③共有管理情報を、④提供する	◎	必要	
012o003	00	0120254/0120261	調定情報登録に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②庁内基幹業務システムに、③固定資産税調定情報を、④提供する	◎	必要	
012o004	00	0120261	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理に伴い土地基本情報を、④提供する	◎	必要	
012o005	00	0120261	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理に伴い家屋基本情報を、④提供する	◎	必要	
012o006	00	0120261	審査に伴う就学援助システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②就学援助システムに、③減免有無情報を、④提供する	○	不要	
012o007	00	0120171	納税義務者への送付に伴うeLTAXへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②eLTAXに、③プレ申告データを、④提供する	◎	必要	
012o008	00	0120243	登記所への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②登記所に、③各種情報を、④提供する	◎	必要	
012o008	01	0120243		登記所への情報提供 - 評価額決定通知書	①固定資産税システムが、②登記所に、③評価額決定通知書を、④提供する	◎	必要	
012o008	02	0120243		登記所への情報提供 - 固定資産課税台帳に登録された者の死亡等に関する情報	①固定資産税システムが、②登記所に、③固定資産課税台帳に登録された者の死亡等に関する情報を、④提供する	◎	必要	
012o009	00	0120244	都道府県への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②都道府県に、③固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の各種通知情報を、④提供する	◎	必要	
012o009	01	0120244		都道府県への情報提供 - 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（新築家屋等通知（新築・増築・改築家屋に係る通知））	①固定資産税システムが、②都道府県に、③固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（新築家屋等通知（新築・増築・改築家屋に係る通知））情報を、④提供する	◎	必要	
012o009	02	0120244		都道府県への情報提供 - 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（承継取得通知（土地））	①固定資産税システムが、②都道府県に、③固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（承継取得通知（土地））情報を、④提供する	◎	必要	
012o009	03	0120244		都道府県への情報提供 - 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知	①固定資産税システムが、②都道府県に、③固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（承継取得通知（家屋））情報を、④提供する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（固定資産税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
012o009	04	0120244		都道府県への情報提供 - 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知	①固定資産税システムが、②都道府県に、③固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（現況情報通知（土地））情報を、④提供する	◎	必要	
012o009	05	0120244		都道府県への情報提供 - 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知	①固定資産税システムが、②都道府県に、③固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（現況情報通知（家屋））情報を、④提供する	◎	必要	
012o010	00	0120245	税務署への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②税務署に、③所轄税務署宛ての相続税法第58条通知情報を、④提供する	◎	必要	
012o012	00	0120261	審査に伴う生活保護システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②生活保護システムに、③土地基本情報を、④提供する	◎	必要	
012o013	00	0120261	審査に伴う生活保護システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②生活保護システムに、③土地評価情報を、④提供する	◎	必要	
012o014	00	0120261	審査に伴う生活保護システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②生活保護システムに、③家屋基本情報を、④提供する	◎	必要	
012o015	00	0120261	審査に伴う生活保護システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②生活保護システムに、③家屋評価情報を、④提供する	◎	必要	
012o016	00	0120261	納付書発行情報登録に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②収納管理（税務システム）に、③納付書発行情報を、④提供する	◎	必要	
012o017	00	0120261	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理に伴い土地評価情報を、④提供する	◎	必要	
012o018	00	0120261	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理に伴い家屋評価情報を、④提供する	◎	必要	
012o019	00	0120261	調定情報登録に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②収納管理（税務システム）に、③期別マスタ情報を、④提供する	◎	必要	
012o020	00	0120261	調定情報登録に伴う国民健康保険システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②国民健康保険システムに、③国民健康保険料の資産割算定に使用するために土地課税情報を、④提供する	○	不要	
012o021	00	0120261	調定情報登録に伴う国民健康保険システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②国民健康保険システムに、③国民健康保険料の資産割算定に使用するために家屋課税情報を、④提供する	○	不要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（固定資産税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
012o022	00	0120261	調定情報登録に伴う国民健康保険システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②国民健康保険システムに、③国民健康保険料の資産割算定に使用するために償却資産合計情報を、④提供する	○	不要	
012o023	00	0120261	調定情報登録に伴う国民健康保険システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②国民健康保険システムに、③国民健康保険料の資産割算定に使用するために減免情報を、④提供する	○	不要	
012o031	00	0120261	調定情報登録に伴う国民健康保険システムへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②国民健康保険システムに、③国民健康保険料の資産割算定に使用するために資産割固定資産税額情報を、④提供する	○	不要	
012o027	00	0120261	統合滞納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②統合滞納管理機能に、③調定収納情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
012o028	00	0120261	統合収納管理機能への納付書発行情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②統合収納管理機能に、③納付書発行情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
012o029	00	0120261	統合収納管理機能への期別マスタ情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②統合収納管理機能に、③期別マスタ情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
012o030	00	0120261	統合収納管理機能への調定情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②統合収納管理機能に、③調定情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
012o032	00	0120334	国税局及び税務署の固定資産税課税情報照会に伴うeLTAXへの情報提供のための連携インターフェース		①固定資産税システムが、②eLTAXに、③固定資産税課税情報を、④提供する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■京都市独自仕様

					①固定資産税システムが、②課税支援システムに、③宛名データと通知書番号を、④提供する。	◎	必須	

（参考）次期システムと他システム（税業務のうち調達対象外のシステム、本市の他業務システム又は外部機関のシステム）との連携一覧

No.	市税システム業務名	方向	連携先システム名	連携情報名	連携方式	連携タイミング	現行取扱の有無	備考
1	固定資産税（基幹）	→	課税支援システム（マルコポーロ）	宛名データ 通知書番号	外部記憶媒体	月次	●	
2	固定資産税（基幹）	←	課税支援システム（マルコポーロ）	課税情報	外部記憶媒体	月次	●	
3	固定資産税（基幹） ※償却資産のみ	←	eLTAX	電子申告情報	伝送（ネットワーク）	月次	●	
4	固定資産税（基幹）	→	税務署システム（名称不明） （eLTAX経由が想定されている）	相続税法第58条通知情報	伝送（ネットワーク）	月次	なし	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（軽自動車税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
011o002	00	0130173	法人住民税システムへの情報参照のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②法人住民税システムから、③法人基本情報を、④参照する。	◎	必要	
011o007	00	0130173	法人住民税システムへの情報参照のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②法人住民税システムから、③法人支店情報を、④参照する。	◎	必要	
014o002	00	0130173	収納管理（税務システム）への納付済額参照のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②収納管理（税務システム）から、③最新の納付済額を、④参照する。	◎	必要	
014o006	00	0130021	収納管理（税務システム）への口座情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②収納管理（税務システム）に、③最新の口座情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
014o009	00	0130173	収納管理（税務システム）への収納管理のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②収納管理（税務システム）から、③納組情報を、④参照する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
014o010	00	0130173	収納管理（税務システム）への収納管理のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②収納管理（税務システム）から、③納税組合所属情報を、④参照する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
014o014	00	0130021	収納管理（税務システム）への収納管理のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②収納管理（税務システム）から、③通知書番号単位振替口座情報を、④参照する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o021	00	0130197/0130203/0130212	滞納管理（税務システム）への滞納処分の停止情報等照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③滞納明細情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o022	00	0130197/0130204	滞納管理（税務システム）への滞納処分の停止情報等照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③差押情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o023	00	0130197/0130205	滞納管理（税務システム）への滞納処分の停止情報等照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③参加差押情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o024	00	0130197/0130206	滞納管理（税務システム）への滞納処分の停止情報等照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②滞納管理（税務システム）に、③交付要求（交付破産）情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
021o021	00	0130100/0130192	生活保護システムへの情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②生活保護システムに、③最新の生活保護情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（軽自動車税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
022o012	00	0130101/0130103	障害者福祉システムへの療育手帳情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②障害者福祉システムに、③最新の療育手帳情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
022o013	00	0130101/0130103	障害者福祉システムへの精神障害者保健福祉手帳情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②障害者福祉システムに、③最新の精神障害者保険福祉手帳情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
022o015	00	0130101/0130103	障害者福祉システムへの精神通院医療情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②障害者福祉システムに、③最新の精神通院医療情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
022o019	00	0130101/0130103	障害者福祉システムへの身体障害者手帳情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②障害者福祉システムに、③最新の身体障害者手帳情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
022o022	00	0130101/0130103	障害者福祉システムへの情報照会のための更生医療情報連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②障害者福祉システムに、③最新の更生医療情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
022o061	00	0130101/0130103	障害者福祉システムへの情報照会のための育成医療情報連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②障害者福祉システムに、③最新の育成医療情報を、④照会する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
036o005	00	0130173	統合収納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②統合収納管理機能に、③調定収納情報（統合収滞納管理）を、④照会する。	○	不要	
036o010	00	0130173	統合収納管理機能への振替口座情報（統合収滞納照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②統合収納管理機能に、③振替口座情報（統合収滞納管理）を、④照会する。	○	不要	
032o001	00	0130100/0130101/0130191	情報照会等に関する団体内統合宛名機能からの各種情報受信のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②団体内統合宛名機能より、③情報照会等に関する各種情報を、④受信する。	◎	必要	
013i008	00	0130208	軽OSS連携システムへの情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②軽OSS連携システムから、③車両登録をするために申請内容が記載された軽自動車税（種別割）申告書（報告書）_第三十三号の四の二様式（三輪以上の種別のみ）を、④受領する。	◎	必要	
013i010	00	0130182	J-LISへの検査情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②J-LISに、③最新の検査情報を、④照会する。 ※軽自動車検査情報市区町村提供システムのファイルレイアウトに準拠すること	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（軽自動車税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
013i011	00	0130072/0130209	全国軽自動車協会連合会への検査情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②全国軽自動車協会連合会に、③最新の検査情報を、④照会する。 ※統一フォーマット（軽自協会）の項目に準拠すること	○	不要	
013i012	00	0130183	一般財団法人自動車検査登録情報協会への検査情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②一般財団法人自動車検査登録情報協会に、③最新の軽自動車検査情報（2輪の小型自動車）を、④照会する。 ※自動車検査登録情報提供サービス インタフェース仕様書の項目に準拠すること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
013i014	00	0130055	軽OSS連携システムへの情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②軽OSS連携システムから、③車検証データを、④受領する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
013i015	00	0130215	eLTAXシステムへの軽自動車課税情報照会のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②eLTAXシステムから、③軽自動車課税情報の照会に伴い照会データを、④受領する。 ※地方税共同機構の「eLTAX 5 期更改における見積参考資料」及び「eLTAX 5 期更改に係る仕様書」の項目に準拠すること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■京都市独自仕様

-	-	-	-	-	-	-		

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（軽自動車税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
013a001	00	0130163/0130173	税額処理に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②庁内基幹業務システムに、③税額処理に伴う相当年度の軽自動車税調定情報を、④提供する。	◎	必要	
013a002	00	0130173	納付書発行に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②収納管理（税務システム）に、③納付書発行に伴う情報を、④提供する。	◎	必要	
013a003	00	0130173	生活保護システムへの情報提供のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②生活保護システムに、③軽自動車税システム保有情報の利用のために、軽自動車税車両情報管理情報を、④提供する。	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
013a005	00	0130173	証明発行処理・滞納整理に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②庁内基幹業務システムに、③証明発行処理・滞納整理に伴い車両情報を、④提供する。	◎	必要	
013a006	00	0130163/0130173	証明発行処理に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②庁内基幹業務システムに、③証明発行処理に伴い減免申請情報を、④提供する。	◎	必要	
013a008	00	0130163/0130173	調定情報登録に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②収納管理（税務システム）に、③期別マスタ情報を、④提供する	◎	必要	
013a009	00	0130173/0130190	情報照会等に関する団体内統合宛名機能への各種情報提供のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②団体内統合宛名機能に、③情報照会等に関する各種情報を、④提供する。	◎	必要	
013a010	00	0130173	統合滞納管理機能への調定収納情報（統合収滞納送信のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②統合滞納管理機能に、③調定収納情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
013a011	00	0130173	統合収納管理機能への納付書発行情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②統合収納管理機能に、③納付書発行情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
013a012	00	0130173	統合収納管理機能への期別マスタ情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②統合収納管理機能に、③期別マスタ情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	
013a013	00	0130173	統合収納管理機能への調定情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②統合収納管理機能に、③調定情報（統合収滞納管理）を、④提供する。	○	不要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（軽自動車税）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
013o014	00	0130216	軽自動車税課税情報照会に伴うeLTAXシステムへの情報提供のための連携インターフェース		①軽自動車税システムが、②eLTAXシステムに、③軽自動車税課税情報を、④提供する。	○	必要	

■京都市独自仕様

-	-	-	-	-	-	-		

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（収納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※収納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、収納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
010o001	00	0140416/0140419	調定情報登録に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③調定情報を取り込むために個人住民税調定情報を、④照会する	◎	必要	
010o012	00	0140416/0140419	納付書発行情報登録に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③納付書発行情報を、④照会する	◎	必要	
010o013	00	0140003	調定情報登録に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③事業所個人管理情報を、④照会する	◎	必要	
010o014	00	0140426	年金特別徴収情報の更新に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③年金特別徴収情報の更新に伴い各年金特別徴収処理結果情報を、④照会する ※eLTAXの項目に準拠すること	◎	必要	
010o014	01	0140426		年金特別徴収情報の更新に伴う個人住民税システムへの情報照会 - 年金特別徴収処理結果情報（22通知）	①収納管理システムが、②個人住民税システムに、③年金特別徴収情報の更新に伴い年金特別徴収処理結果情報（22通知）を、④照会する	◎	必要	
010o021	00	0140413	調定情報登録に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③期別マスタ情報を、④照会する	◎	必要	
011o001	00	0140416/0140419	調定情報登録に伴う法人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②法人住民税システムに、③調定情報を取り込むために法人住民税調定情報を、④照会する	◎	必要	
011o002	00	0140416/0140419	調定情報登録に伴う法人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②法人住民税システムに、③法人基本情報を、④照会する	◎	必要	
011o003	00	0140235	調定情報登録に伴う法人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②法人住民税システムに、③還付口座情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011o004	00	0140416/0140419	納付書発行情報登録に伴う法人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②法人住民税システムに、③納付書発行情報を、④照会する	◎	必要	
012o002	00	0140416/0140419	調定情報登録に伴う固定資産税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、③共有管理情報を、④照会する	◎	必要	
012o003	00	0140416/0140419	調定情報登録に伴う固定資産税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、③調定情報を取り込むために固定資産税調定情報を、④照会する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（収納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位 ※収納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。なお、収納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。								
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
012o016	00	0140416/0140419	納付書発行情報登録に伴う固定資産税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、③納付書発行情報を、④照会する	◎	必要	
012o019	00	0140413	調定情報登録に伴う固定資産税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、③期別マスタ情報を、④照会する	◎	必要	
013o001	00	0140416/0140419	調定情報登録に伴う軽自動車税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③調定情報を取り込むために軽自動車税調定情報を、④照会する	◎	必要	
013o002	00	0140416/0140419	納付書発行情報登録に伴う軽自動車税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③納付書発行情報を、④照会する	◎	必要	
013o005	00	0140416/0140419	証明発行処理に伴う軽自動車税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③車両情報を、④照会する	◎	必要	
013o006	00	0140416/0140419	証明発行処理に伴う軽自動車税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③減免申請情報を、④照会する	◎	必要	
013o008	00	0140413	調定情報登録に伴う軽自動車税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③期別マスタ情報を、④照会する	◎	必要	
015o001	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、滞納明細管理情報を、④照会する	◎	必要	
015o002	00	0140361/0140469	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、分割納付計画情報を、④照会する	◎	必要	
015o003	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、徴収（換償）猶予情報を、④照会する	◎	必要	
015o004	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、延滞金減免情報を、④照会する	◎	必要	
015o005	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、差押情報を、④照会する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（収納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位 ※収納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。なお、収納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。								
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
015o006	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、参加差押情報を、④照会する	◎	必要	
015o007	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、線上徴収情報を、④照会する	◎	必要	
015o008	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、交付要求（交付破産）情報を、④照会する	◎	必要	
015o009	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、滞納処分の停止情報を、④照会する	◎	必要	
015o010	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、不納欠損期別情報を、④照会する	◎	必要	
015o011	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、充当明細情報を、④照会する	◎	必要	
015o012	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、納付書発行情報を、④照会する	◎	必要	
015o015	00	0140413	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③承継納義務者情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o017	00	0140413	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③納付受託情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o018	00	0140469	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③分割納付誓約情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o019	00	0140469	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③分割納付期別情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o020	00	0140468	滞納整理に伴う滞納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③時効管理情報を、④照会する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（収納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位								
※収納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。 なお、収納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。								
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
037o002	00	0140413	統合滞納管理機能への滞納明細情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③滞納明細情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o003	00	0140413	統合滞納管理機能への分割納付計画情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③分割納付計画情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o004	00	0140413	統合滞納管理機能への徴収（換価）猶予情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③徴収（換価）猶予情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o005	00	0140413	統合滞納管理機能への延滞金減免情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③延滞金減免情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o006	00	0140413	統合滞納管理機能への差押情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③差押情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o007	00	0140413	統合滞納管理機能への参加差押情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③参加差押情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o008	00	0140413	統合滞納管理機能への繰上徴収情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③繰上徴収情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o009	00	0140413	統合滞納管理機能への交付要求（交付破産）情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③交付要求（交付破産）情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o010	00	0140413	統合滞納管理機能への滞納処分の停止情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③滞納処分の停止情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o011	00	0140413	統合滞納管理機能への不納欠損期別情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③不納欠損期別情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o012	00	0140413	統合滞納管理機能への充当明細（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③充当明細（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o013	00	0140413	統合滞納管理機能への納付書発行情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③納付書発行情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（収納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位								
※収納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。 なお、収納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。								
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
037o014	00	0140413	統合滞納管理機能への承継納税義務者情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③承継納税義務者情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
037o015	00	0140413	統合滞納管理機能への時効管理情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③時効管理情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
014i005	00	0140055	消込データ作成に伴う金融機関への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②金融機関に、③消込用データを作成するために最新の納付データを、④照会する	◎	必要	
014i008	00	0140079	消込データ作成に伴うeLTAXへの情報照会のための連携インターフェース（共通納税）		①収納管理（税務システム）が、②eLTAXに、③消込用データを作成するために各種データを、④照会する ※共通納税のフォーマットの項目に準拠すること	◎	必要	
014i009	00	0140143	口座振替情報の各種異動に伴う金融機関への情報照会のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②金融機関に、③照会結果を基に納付方法を登録するために結果の反映された口座情報を、④照会する	◎	必要	
014i009	03	0140143		口座振替状況受取に伴う金融機関への情報照会 - 口座振替結果情報	①収納管理（税務システム）が、②金融機関に、③口座振替依頼の結果を把握するために判定後の口座振替結果情報を、④照会する	◎	必要	
014i010	00	0140063/0140070	収納代行業者から受領する消込情報照会のためのインターフェース		①収納管理（税務システム）が、②収納代行業者に、③消込情報を、④照会する	◎	必要	
032o001	00	0140264	情報照会等に関する団体内統合宛名機能からの各種情報受信のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②団体内統合宛名機能より、③情報照会等に関する各種情報を、④受信する。	◎	必要	
■京都市独自仕様								
-	-	-	-	-	-	-		

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（収納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※収納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、収納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
014o001	00	0140131	口座振替情報の各種異動に伴う金融機関への情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②金融機関に、③納税義務者の口座振替を依頼するために依頼内容が記載された口座情報を、④提供する	◎	必要	
014o001	03	0140131		口座振替情報作成に伴う金融機関への情報提供 - 口座振替情報	①収納管理（税務システム）が、②金融機関に、③市税の口座振替を請求する（依頼する）ために口座振替対象となる納税義務者の口座振替請求情報を、④提供する	◎	必要	
014o002	00	0140413/0140467	収納管理に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②庁内基幹業務システムに、③最新の調定収納情報を、④提供する	◎	必要	
014o003	00	0140413/0140467	収納管理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③収納履歴情報を、④提供する	◎	必要	
014o004	00	0140413/0140467	収納管理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③督促情報を、④提供する	◎	必要	
014o005	00	0140413/0140467	収納管理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③督促停止情報を、④提供する	◎	必要	
014o006	00	0140413/0140467	口座情報照会に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②庁内基幹業務システムに、③振替口座情報を、④提供する	◎	必要	
014o007	00	0140387	納付データ登録に伴う軽JNKSへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②軽JNKSに、③軽JNKS納付データを、④提供する	◎	必要	
014o008	00	0140390	納付書情報アップロードに伴うeLTAXへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②eLTAXに、③納付書情報を登録するために納付書情報を、④提供する	◎	必要	
014o009	00	0140413	収納管理に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②庁内基幹業務システムに、③納組情報を、④提供する	○	不要	
014o010	00	0140413	収納管理に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②庁内基幹業務システムに、③納税組合所属情報を、④提供する	○	不要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（収納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※収納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、収納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
014o011	00	0140413/0140467	収納管理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③共有管理情報を、④提供する	◎	必要	
014o012	00	0140079	消込データ作成に伴うeLTAXへの情報提供のための連携インターフェース（共通納税）		①収納管理（税務システム）が、②eLTAXに、③消込用データを作成するために各種データを、④提供する	◎	必要	
014o013	00	0140467	収納管理に伴う滞納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②滞納管理（税務システム）に、③督促停止期別情報を、④提供する	◎	必要	
014o014	00	0140467	口座情報照会に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②庁内基幹業務システムに、③通知書番号単位振替口座情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
014o015	00	0140063/0140069	収納代行業者への情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②収納代行業者に、③収納依頼情報を、④提供する	◎	必要	
014o016	00	0140413	統合滞納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③調定収納情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
014o017	00	0140413	統合滞納管理機能への収納履歴情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③収納履歴情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
014o018	00	0140413	統合滞納管理機能への督促情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③督促情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
014o019	00	0140413	統合滞納管理機能への督促停止情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③督促停止情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
014o020	00	0140413	統合滞納管理機能への振替口座情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③振替口座情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
014o021	00	0140413	統合滞納管理機能への共有管理情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③共有管理情報（統合収滞納管理）送を、④提供する	○	不要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（収納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※収納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、収納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
014o022	00	0140413	統合滞納管理機能への督促停止期別情報（統合収納管理）送信のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②統合滞納管理機能に、③督促停止期別情報（統合収納管理）を、④提供する	○	不要	
014o023	00	0140413	口座情報照会に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②庁内基幹業務システムに、③還付口座情報を、④提供する	◎	必要	
014o024	00	0140264	情報照会等に関する団体内統合宛名機能への各種情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②団体内統合宛名機能に、③情報照会等に関する各種情報を、④提供する。	◎	必要	
014o025	00	0140413	収納管理に伴う法人住民税システムへの情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②法人住民税システムに、③収納履歴情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
014o026	00	0140239	口座振込依頼に伴う金融機関への情報提供のための連携インターフェース		①収納管理（税務システム）が、②金融機関に、③還付の口座振込依頼データを、④提供する	◎	必要	

■京都市独自仕様

-	-	-	-	-	-	-		

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
010o001	00	0150047	滞納整理に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③滞納整理の元となる情報を取得するために、個人住民税賦課（期別単位調定）情報を、④照会する	◎	必要	
010o013	00	0150309	滞納整理に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③滞納整理に伴い事業所個人管理情報を、④照会する	○	必要	
010o015	00	0150309	滞納整理に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③滞納整理に伴い事業所基本情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
010o016	00	0150309	滞納整理に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③滞納整理に伴い所得情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
010o017	00	0150309	滞納整理に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③滞納整理に伴い控除情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
010o018	00	0150309	滞納整理に伴う個人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②個人住民税システムに、③滞納整理に伴い税額控除情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
011o001	00	0150047	滞納整理に伴う法人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②法人住民税システムに、③滞納整理の元となる情報を取得するために、賦課期日時点の法人住民税調定情報を、④照会する	◎	必要	
011o002	00	0150047	法人基本情報管理に伴う法人住民税システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②法人住民税システムに、③滞納整理の元となる情報を取得するために、法人基本情報を、④照会する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
012o003	00	0150047	滞納整理に伴う固定資産税システム への情報照会のための連携インター フェース		①滞納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、 ③滞納整理の元となる情報を取得するために、固定資産税調 定情報を、④照会する	◎	必要	
012o004	00	0150332	滞納整理に伴う固定資産税システム への情報照会のための連携インター フェース		①滞納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、 ③滞納整理に伴い土地基本情報を、④照会する	◎	必要	
012o005	00	0150332	滞納整理に伴う固定資産税システム への情報照会のための連携インター フェース		①滞納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、 ③滞納整理に伴い家屋基本情報を、④照会する	◎	必要	
012o017	00	0150332	滞納整理に伴う固定資産税システム への情報照会のための連携インター フェース		①滞納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、 ③滞納整理に伴い土地評価情報を、④照会する	◎	必要	
012o018	00	0150332	滞納整理に伴う固定資産税システム への情報照会のための連携インター フェース		①滞納管理（税務システム）が、②固定資産税システムに、 ③滞納整理に伴い家屋評価情報を、④照会する	◎	必要	
013o001	00	0150047	滞納整理に伴う軽自動車税システム への情報照会のための連携インター フェース		①滞納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、 ③滞納整理の元となる情報を取得するために、相当年度の軽 自動車税調定情報を、④照会する	◎	必要	
013o005	00	0150332	滞納整理に伴う軽自動車税システム への情報照会のための連携インター フェース		①滞納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、 ③滞納整理に伴い車両情報を、④照会する	◎	必要	
014o002	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務シス テム）への情報照会のための連携イ ンターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システ ム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、最新 の調定収納情報を、④照会する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
014o003	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、最新の収納履歴情報を、④照会する	◎	必要	
014o004	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、督促情報を、④照会する	◎	必要	
014o005	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、督促停止情報を、④照会する	◎	必要	
014o006	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、最新の振替口座情報を、④照会する	◎	必要	
014o009	00	0150004	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、納組情報を、④照会する	○	不要	
014o010	00	0150004	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、納税組合所属情報を、④照会する	○	不要	
014o011	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、共有管理情報を、④照会する	◎	必要	
014o013	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、督促停止期別情報を、④照会する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
014o014	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、通知書番号単位振替口座情報情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
021o001	00	0150315	滞納整理に伴う生活保護システムへの情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②生活保護システムに、③生活保護の有無を確認する為に最新の生活保護受給情報を、④照会する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
036o005	00	0150315	統合収納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、調定収納情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
036o006	00	0150315	統合収納管理機能への収納履歴情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、収納履歴情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
036o007	00	0150315	統合収納管理機能への督促情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、督促情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
036o008	00	0150315	統合収納管理機能への督促停止情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、督促停止情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
036o009	00	0150315	統合収納管理機能への督促停止期別情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、督促停止期別情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
036o010	00	0150315	統合収納管理機能への振替口座情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、振替口座情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位								
※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。 なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。								
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
036o011	00	0150315	統合収納管理機能への共有管理（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の元となる情報を取得するために、共有管理（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
036o015	00	0150315	統合収納管理機能への期別マスタ情報（統合収滞納管理）のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③期別マスタ情報（統合収滞納管理）を、④照会する	○	不要	
015i001	00	0150342	財産調査に伴う金融機関への情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②金融機関に、③財産調査の結果を把握するために調査結果が記載された預貯金等調査結果を、④照会する	◎	必要	
015i002	00	0150361	eLTAXへの国税局及び税務署の滞納情報の照会データ受領のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②eLTAXから、③国税局及び税務署の滞納情報の照会に伴い照会データを、④受領する ※eLTAXの項目に準拠すること（2025年4月時点においては、「eLTAX 5 期更改における見積参考資料」に準拠することを想定）	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015i003	00	0150364	eLTAXへの滞納情報照会のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②eLTAXに、③滞納情報を、④照会する ※eLTAXの項目に準拠すること（2025年4月時点においては、「eLTAX 5 期更改における見積参考資料」に準拠することを想定）	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
■京都市独自仕様								
-	-	-	-	-	-	-		

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
 なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
015o001	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、滞納明細情報を、④提供する	◎	必要	
015o002	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、分割納付計画情報を、④提供する	◎	必要	
015o003	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、徴収（換価）猶予情報を、④提供する	◎	必要	
015o004	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、延滞金減免情報を、④提供する	◎	必要	
015o005	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、差押情報を、④提供する	◎	必要	
015o006	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、参加差押情報を、④提供する	◎	必要	
015o007	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、繰上徴収情報を、④提供する	◎	必要	
015o008	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、交付要求（交付破産）情報を、④提供する	◎	必要	
015o009	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、滞納処分の停止情報を、④提供する	◎	必要	
015o010	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）へのへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、不納欠損期別情報を、④提供する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
 なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
015o011	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、充当明細情報を、④提供する	◎	必要	
015o012	00	0150352	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために、納付書発行情報を、④提供する	◎	必要	
015o013	00	0150021	地方税滞納整理機構への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②地方税滞納整理機構に、③移管する滞納者の情報を、④提供する	○	不要	
015o014	00	0150021	都道府県への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②都道府県に、③移管する滞納者の情報を、④提供する	○	不要	
015o015	00	0150315	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③承継納税義務者情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o016	00	0150342	財産調査に伴う金融機関への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②金融機関に、③財産調査の結果を把握するために預貯金等調査依頼を、④提供する	◎	必要	
015o017	00	0150315	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を反映させるために納付受託情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o018	00	0150327	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、分割納付誓約情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o019	00	0150327	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、分割納付期別情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o020	00	0150315	滞納整理に伴う収納管理（税務システム）への情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②収納管理（税務システム）に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、時効管理情報を、④提供する	◎	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位 ※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。 なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。								
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
015o021	00	0150315	滞納整理に伴う軽自動車税システムへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③滞納整理の結果を反映させるために、滞納明細情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o022	00	0150315	滞納整理に伴う軽自動車税システムへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③滞納整理の結果を反映させるために、差押情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o023	00	0150315	滞納整理に伴う軽自動車税システムへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③滞納整理の結果を反映させるために、参加差押情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o024	00	0150315	滞納整理に伴う軽自動車税システムへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②軽自動車税システムに、③滞納整理の結果を反映させるために、交付要求（交付破産）情報を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o025	00	0150315	統合収納管理機能への滞納明細情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、滞納明細情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o026	00	0150315	統合収納管理機能への徴収猶予情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、徴収（換価）猶予情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o027	00	0150315	統合収納管理機能への延滞金減免情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、延滞金減免情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o028	00	0150315	統合収納管理機能への差押情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、差押情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o029	00	0150315	統合収納管理機能への参加差押情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、参加差押情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o030	00	0150315	統合収納管理機能への繰上徴収情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、繰上徴収情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位 ※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。 なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。								
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
015o031	00	0150315	統合収納管理機能への交付要求（交付破産）情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、交付要求（交付破産）情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o032	00	0150315	統合収納管理機能への滞納処分の停止情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、滞納処分の停止情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o033	00	0150315	統合収納管理機能への不納欠損期別情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、不納欠損期別情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o034	00	0150315	統合収納管理機能への充当明細（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、充当明細情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o035	00	0150315	統合収納管理機能への納付書発行情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を反映させるために、納付書発行情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o036	00	0150315	統合収納管理機能への承継納税義務者情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③承継納税義務者情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o037	00	0150315	統合収納管理機能への時効管理情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、時効管理情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o038	00	0150315	統合収納管理機能への分割納付計画情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②統合収納管理機能に、③滞納整理の結果を収納管理に反映させるために、分割納付計画情報（統合収滞納管理）を、④提供する	○	不要	
015o039	00	0150362	国税局及び税務署の滞納情報照会に伴うeLTAXへの情報提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②eLTAXに、③国税局及び税務署から照会があった滞納情報に対する回答を、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。
015o040	00	0150363	滞納情報照会に伴うeLTAXへの照会データ提供のための連携インターフェース		①滞納管理（税務システム）が、②eLTAXに、③滞納情報の照会に伴い照会データを、④提供する	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■京都市独自仕様

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（滞納管理）【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※滞納管理に関する機能は、税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）すべてに共通して利用されるものとし、当該機能の利用に必要な連携要件を満たすこと。
なお、滞納管理に関する機能は特定の税目のみに限定して利用するものではないことに留意すること。

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
-	-	-	-	-	-	-		

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（地方税（共通））【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）で全てに共通する連携機能を規定する

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情
001o006	00	0160001	納税義務者の基本情報取得に伴う住民記録システムへの情報照会のための連携インターフェース		①税務システムが、②住民記録システムに、③納税義務者の情報を把握するために住民の住基情報（個人番号あり）を、④照会する	◎	必要	
001o009	00	0160052	納税義務者の基本情報取得に伴う住民記録システムへの情報照会のための連携インターフェース		①税務システムが、②住民記録システムに、③納税義務者の情報を把握するために支援措置対象者情報を、④照会する	◎	必要	
031o001	00	0160002	住登外者宛名番号管理からの住登外者宛名番号受信のための連携インターフェース		①税務システムが、②住登外者宛名番号管理機能より、③住登外者宛名番号を、④受信する	◎	必要	機能ID0160002の要件の考え方・理由に記載のとおり、住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を税務システムに個別に実装する場合は、必ずしも本要件に定めたとおりデータ連携機能を実装する必要はない。
031o002	00	0160002	住登外者宛名番号管理からの住登外者宛名基本情報受信のための連携インターフェース		①税務システムが、②住登外者宛名番号管理機能より、③住登外者宛名基本情報を、④受信する	◎	必要	機能ID0160002の要件の考え方・理由に記載のとおり、住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を税務システムに個別に実装する場合は、必ずしも本要件に定めたとおりデータ連携機能を実装する必要はない。
036o012	00	0160084	統合収納管理機能からの返戻情報受信のための連携インターフェース		①税務システムが、②統合収納管理機能より、③返戻情報を、④受信する	◎	必要	
036o013	00	0160084	統合収納管理機能からの代理人情報受信のための連携インターフェース		①税務システムが、②統合収納管理機能より、③代理人情報を、④受信する	◎	必要	
036o014	00	0160084	統合収納管理機能からの送付先情報受信のための連携インターフェース		①税務システムが、②統合収納管理機能より、③送付先情報を、④受信する	◎	必要	
016i003	00	0160086	納税義務者の基本情報取得に伴うeLTAXへの情報照会のための連携インターフェース		①税務システムが、②eLTAXに、③納税義務者の情報取得に伴い利用届出情報を、④照会する ※eLTAXの項目に準拠すること	◎	必要	
016i007	00	0160085	返戻調査に伴う住基ネットへの各種情報照会のための連携インターフェース		①税務システムが、②住基ネット（CS）に、③返戻調査に伴い、各種情報を、④照会する ※連携対象データ含む、詳細な連携インターフェースについては「既存住基システム改造仕様書（インタフェース編）」によること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（地方税（共通））【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）で全てに共通する連携機能を規定する								
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情
016i008	00	0160132/0160133	個人番号カードによる証明書等の交付に伴うコンビニ交付用証明発行サーバへの交付履歴情報照会のための連携インターフェース		①税務システムが、②コンビニ交付用証明発行サーバに、③交付履歴を、④照会する ※連携インターフェースについては「証明発行サーバ等の外部IF」によること ※機能ID：0160133に規定するその他証明書については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差	◎	必要	
016i009	00	0160027	住所（町字）情報取得に伴うアドレス・ベース・レジストリへの情報照会のための連携インターフェース		①税務システムが、②アドレス・ベース・レジストリに、③住所（町字）情報を、④照会する ※連携インターフェースについては「アドレス・ベース・レジストリのデータ項目定義書」によること	○	必要	本要件は、関連する機能IDによって業務要件が満たされていると本市が判断できる場合は、当該連携インターフェースの実装を省略できる。

■京都市独自仕様

-	-	-	-	-				

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（地方税（共通））【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）で全てに共通する連携機能を規定する

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
016o001	00	0160002	住登外者宛名基本情報送信のための連携インターフェース		①税務システムが、②住登外者宛名番号管理機能に、③住登外者宛名基本情報の更新に伴い、住登外者宛名基本情報を、④送信する	◎	必要	機能ID0160002の要件の考え方・理由に記載のとおり、住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を税務システムに個別に実装する場合は、必ずしも本要件に定めたとおりデータ連携機能を実装する必要はない。
016o002	00	0160081	団体内統合宛名番号の付番に伴う宛名情報送信のための連携インターフェース		①税務システムが、②団体内統合宛名機能に、③団体内統合宛名番号の付番に伴い、宛名基本情報を、④送信する	◎	必要	
016o003	00	0160132/0160133	個人番号カードによる証明書等の交付に伴うコンビニ交付用証明発行サーバへの各種情報提供のための連携インターフェース		①税務システムが、②コンビニ交付用証明発行サーバに、③各種情報を、④提供する	◎	必要	
016o003	01	0160132/0160133		個人番号カードによる証明書等の交付に伴うコンビニ交付用証明発行サーバへの情報提供 - 証明書発行の抑止設定及び解除情報	①税務システムが、②コンビニ交付用証明発行サーバに、③証明書発行の抑止設定及び解除情報を、④提供する	◎	必要	
016o003	03	0160132/0160133		個人番号カードによる証明書等の交付に伴うコンビニ交付用証明発行サーバへの情報提供 - 証明書発行に必要な各種情報を	①税務システムが、②コンビニ交付用証明発行サーバに、③証明書発行に必要な各種情報を、④提供する	◎	必要	
016o004	00	0160081	団体内統合宛名の更新・削除依頼のための連携インターフェース		①税務システムが、②団体内統合宛名機能に、③団体内統合宛名の更新・削除依頼を、④送信する	◎	必要	
016o005	00	0160002	住登外者宛名番号付番依頼のための連携インターフェース		①税務システムが、②住登外者宛名番号管理機能に、③住登外者宛名番号付番依頼情報を、④送信する	◎	必要	機能ID0160002の要件の考え方・理由に記載のとおり、住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を税務システムに個別に実装する場合は、必ずしも本要件に定めたとおりデータ連携機能を実装する必要はない。

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（地方税（共通））【第8.0版】

水色行：連携IFの規定単位

※税務システム（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納管理、滞納管理、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税）で全てに共通する連携機能を規定する

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	要望分類	固有の事情等
016o006	00	0160002	住登外者宛名基本情報照会依頼のための連携インターフェース		①税務システムが、②住登外者宛名番号管理機能に、③住登外者宛名基本情報照会依頼情報を、④送信する	◎	必要	機能ID0160002の要件の考え方・理由に記載のとおり、住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を税務システムに個別に実装する場合は、必ずしも本要件に定めたとおりデータ連携機能を実装する必要はない。
016o007	00	0160002	住登外者宛名基本情報（住民宛番号引継ぎ）送信のための連携インターフェース		①税務システムが、②住登外者宛名番号管理機能に、③住登外者宛名基本情報（住民宛番号引継ぎ）を、④送信する	◎	必要	機能ID0160002の要件の考え方・理由に記載のとおり、住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を税務システムに個別に実装する場合は、必ずしも本要件に定めたとおりデータ連携機能を実装する必要はない。
016o008	00	0160084	住登外者宛名基本情報送信のための連携インターフェース		①税務システムが、②庁内基幹業務システムに、③住登外者宛名基本情報を、④送信する	○	不要	
016o012	00	0160005	税共通法人宛名情報送信のための連携インターフェース		①税務システムが、②庁内基幹業務システムに、③税共通法人宛名情報の更新に伴い、税共通法人宛名情報を、④送信する	○	不要	
016o013	00	0160084	庁内基幹業務システムへの代理人情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①税務システムが、②庁内基幹業務システムに、③代理人情報（統合収滞納管理）を、④送信する	○	不要	
016o014	00	0160084	庁内基幹業務システムへの送付先・連絡先情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①税務システムが、②庁内基幹業務システムに、③送付先・連絡先情報（統合収滞納管理）を、④送信する	○	不要	
016o015	00	0160084	庁内基幹業務システムへの返戻情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェース		①税務システムが、②庁内基幹業務システムに、③返戻情報（統合収滞納管理）を、④送信する	○	不要	

■京都市独自仕様

001	—	—	財務会計システムへの情報提供のための連携インターフェース		①税務システムが、②財務会計システムに、③収入・支出に係る各種情報を、④提供する		必須	EUC機能により出力した連携用データによる媒体連携を想定している。

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（事業所税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			法人市民税システムへの宛名情報照会のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②法人市民税システムに、③法人基本情報を、④照会する。		2-1_減免 3-1_申告受付 4-1_更正決定 7-1_調査事務	1.1.1 基本台帳管理	必要	
			住基システムへの宛名情報照会のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②住基システムに、③住民基本台帳情報を、④照会する。		2-1_減免 3-1_申告受付 4-1_更正決定 7-1_調査事務	1.1.1 基本台帳管理	必要	
			収納管理システムへの期限後納入申告に関する収入情報照会のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②収納管理システムに、③期限後納入申告に関する収入情報を、④照会する。		4-4_加算金決定	1.1.3課税台帳管理 (加算金決定)	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（事業所税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			申告勧奨に伴うeLTAXへのプレ申告データの送付のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②eLTAXに、③プレ申告データを、④提供する。		1-1_申告勧奨	2.1.1 申告勧奨 (申告書・納付書発行)	必要	
			減免申請に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		2-2_減免	3.1.1 課税台帳管理 (減免情報管理)	必要	
			申告受付に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		3-2_申告受付	2.2.7 調定事務 (収納管理へ連携)	必要	
			申告修正受付に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		3-3_修正申告受付	1.1.5 課税台帳管理 (修正申告)	必要	
			更正決定に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		4-2_更正決定（減額更正） 4-3_更正決定（増額更正）	1.1.4 課税台帳管理 (更正・決定)	必要	
			加算金決定に伴う収納管理システムへの加算金情報提供のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②収納管理システムに、③加算金データを、④提供する。		4-4_加算金決定	1.1.3 課税台帳管理 (加算金決定)	必要	
			課税台帳管理に伴う収納管理システムへの課税台帳の修正または削除、取消情報提供のための連携インターフェース		①事業所税システムが、②収納管理システムに、③課税台帳の修正または削除、取消情報を、④提供する。		6_課税情報管理	2.2.4 課税台帳管理 (訂正・削除)	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（入湯税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			法人市民税システムへの宛名情報照会のための連携インターフェース		①入湯税システムが、②法人市民税システムに、③法人基本情報を、④照会する。		1_基本台帳管理	1.1.1 基本台帳管理	必要	
			収納管理システムへの期限後納入申告に関する収入情報照会のための連携インターフェース		①入湯税システムが、②収納管理システムに、③期限後納入申告に関する収入情報を、④照会する。		4-2_加算金決定	1.1.3課税台帳管理 (加算金決定)	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（入湯税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			申告受付に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①入湯税システムが、②収納管理システムに、③調定データ（徴収簿）を、④提供する。		2_申告書等収受	3.1.1 決算資料 各種調定資料 (調定表出力 課税状況調作成)	必要	
			申告受付に伴う収納管理システムへの課税台帳の削除または取消、再登録情報提供のための連携インターフェース		①入湯税システムが、②収納管理システムに、③課税台帳の削除または取消、再登録データを、④提供する。		2_申告書等収受	1.1.2 課税台帳管理 (申告書登録・調定入力・収納管理連携)	必要	
			調定処理に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①入湯税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		4-1_更正処理	1.1.4 課税台帳管理 (更正・決定)	必要	
			加算金決定に伴う収納管理システムへの加算金額情報提供のための連携インターフェース		①入湯税システムが、②収納管理システムに、③加算金データを、④提供する。		4-2_加算金決定	1.1.3 課税台帳管理 (加算金決定)	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（市たばこ税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			法人市民税システムへの宛名情報照会のための連携インターフェース		①市たばこ税システムが、②法人市民税システムに、③法人基本情報を、④照会する。		1_基本台帳管理	1.1.1 基本台帳管理	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（市たばこ税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			申告受付に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①市たばこ税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		2_申告書等収受	2.2.1. 申告入力	必要	
			申告修正受付に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①市たばこ税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		2_申告書等収受	2.2.2. 修正申告入力	必要	
			申告受付に伴う収納管理システムへの課税台帳の修正または削除、取消情報提供のための連携インターフェース		①市たばこ税システムが、②収納管理システムに、③課税台帳の修正または削除、取消データを、④提供する。		2_申告書等収受	1.1.1. 基本台帳管理	必要	
			更正処理に伴う収納管理システムへの更正情報提供のための連携インターフェース		①市たばこ税システムが、②収納管理システムに、③更正データを、④提供する。		4_更正処理	3.1.1. 更正処理	必要	
			加算金決定に伴う収納管理システムへの加算金額情報提供のための連携インターフェース		①市たばこ税システムが、②収納管理システムに、③加算金データを、④提供する。		4_更正処理	3.1.3. 加算金決定	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（宿泊税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			住民記録システム・宛名システムへの宛名情報照会のための連携インターフェース		①宿泊税システムが、②住民記録システム・宛名システムに、③宛名情報を、④照会する。		－	2.1.2 宛名情報	必要	
			eLTAXシステムから出力された納入申告データを取り込むための連携インターフェース		①宿泊税システムが、②eLTAXシステムから出力された、③納入申告書情報を、④取り込む。		6_納入申告書収受	3.2.1.2 申告登録	必要	
			収納管理システムへの期限後納入申告に関する収入情報照会のための連携インターフェース		①宿泊税システムが、②収納管理システムに、③期限後納入申告に関する収入情報を、④照会する。		7-1_加算金・更正決定	4.2.1.1 加算金処理	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（宿泊税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			調定処理に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①宿泊税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		6_納入申告書收受 7-1_加算金・更正決定 7-2_加算金・更正決定	11.1.1. 1 調定処理	必要	
			申告修正受付に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①宿泊税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		6_納入申告書收受	3.2.1.申告登録	必要	
			申告受付に伴う収納管理システムへの課税台帳の修正または削除、取消情報提供のための連携インターフェース		①宿泊税システムが、②収納管理システムに、③課税台帳の修正または削除、取消データを、④提供する。		6_納入申告書收受	3.2.1.申告登録	必要	
			更正処理に伴う収納管理システムへの更正情報提供のための連携インターフェース		①宿泊税システムが、②収納管理システムに、③更正データを、④提供する。		7-1_加算金・更正決定	4.1.1.更正処理登録	必要	
			加算金決定に伴う収納管理システムへの加算金額情報提供のための連携インターフェース		①宿泊税システムが、②収納管理システムに、③加算金データを、④提供する。		7-2_加算金・更正決定	4.2.1.加算金処理	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（非居住住宅利活用促進税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			住宅データ取込のための連携インターフェース		①非居住住宅利活用促進税が、②固定資産税課税支援システムに、③住宅データを、④照会する。		1_住宅台帳管理	1.1.1. 住宅台帳管理	必要	
			個人住民税データ取込のための連携インターフェース		①非居住住宅利活用促進税システムが、②個人住民税システムに、③個人住民税データを、④照会する。		6-1_個人住民税情報取込	1.13.1 個人住民税データの取込	必要	
			納税義務者の基本情報取得に伴う住民記録システムへの情報照会のための連携インターフェース		①非居住住宅利活用促進税が、②住民記録システムに、③納税義務者の情報を把握するために住民の住基情報を、④照会する。		2-2_住民住所マッチング 6-3_他団体の課税者の居住判定	1.13.2 個人住民税データの取込	必要	
			納税義務者の基本情報取得に伴う税務システムへの宛名情報照会のための連携インターフェース		①非居住住宅利活用促進税システムが、②税務システム（宛名システム）に、③納税義務者の情報を把握するために必要な宛名情報を、④照会する。		6-2_住登外者の居住判定	7.1.1.納税義務者管理	必要	

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（非居住住宅利活用促進税）

水色行：連携IFの規定単位

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	業務フローシート	機能要件	要望分類	固有の事情等
			調定処理に伴う収納管理システムへの調定情報提供のための連携インターフェース		①非居住税システムが、②収納管理システムに、③調定データを、④提供する。		9_当初賦課処理 12-3_徴収猶予（猶予期間満了予定通知書送付） 12-4_徴収猶予（取消し） 14-4_更正処理（税額変更処理）	5.1.1. 収納管理	必要	
			徴収猶予に伴う収納管理システムへの調定情報変更のための連携インターフェース		①非居住税システムが、②収納管理システムに、③調定変更データを、④提供する。		12-1_徴収猶予	3.2.3. 徴収猶予	必要	
			徴収猶予または納税義務免除に伴う収納管理システムへの調定情報削除のための連携インターフェース		①非居住税システムが、②収納管理システムに、③調定削除データを、④提供する。		12-1_徴収猶予 13_納税義務免除	3.2.3. 徴収猶予 3.3.1. 納税義務免除	必要	

京都市税務システム 運用保守業務委託仕様書（案）

注意事項

本運用保守仕様書（案）は、令和8年4月現在の情報および状況に基づき作成した暫定案です。今後の法令改正、技術進展、運用方針の変更等により、内容が見直される可能性があるのでご注意ください。

令和〇年〇月

京都市行財政局税務部税制課

目 次

第 1 業務の概要	1
1 目的	1
2 委託期間	1
3 システム利用時間	1
4 システム利用者	1
5 業務委託作業の概要	1
6 運用保守対象	1
7 作業場所	1
8 業務に使用する機材等	2
第 2 運用要件	2
1 運用体制・運用計画	2
(1) 体制	2
(2) 作業計画	2
2 問合せ対応業務	2
(1) 問合せ業務内容	2
(2) 対応時間	3
3 作業指示書に基づく作業	3
(1) 作業内容	3
(2) 対応時間	3
(3) 定例・随時作業	3
4 バックアップ・リストア	3
5 システム監視	4
6 障害管理	5
7 セキュリティ管理	6
8 利用者管理	6
9 ドキュメント管理	6
10 年度切替・組織変更対応	7
11 改善活動	7
第 3 保守要件	7
1 ソフトウェア保守対象・体制・計画	7
(1) ソフトウェア保守対象	7
(2) ソフトウェア保守体制	7
(3) ソフトウェア保守計画	7
2 ソフトウェア改修・予防処置	8
3 ライブラリ管理	8
4 構成管理・変更管理	8
第 4 定期報告	9
第 5 サービスレベル合意 (SLA)	9
第 6 運用保守工程における納品物	9
1 納品形態及び部数	10
2 納入場所	11

第 7 留意事項	11
1 ガバメントクラウドサービス利用料見積への対応.....	11
2 業務の引き継ぎに関する事項	11
3 非常時の対応	11
4 個人情報の保護及びセキュリティの確保.....	11
第 8 法制度改正対応要件等	11
1 運用時における法制度改正対応	11
2 標準仕様書への適合確認	12
第 9 添付書類	12
第 10 その他	12
1 検収・支払	12
2 委託作業への疑義	13

第1 業務の概要

1 目的

税務システム（以下「本システム」という）は、本市と受託者が XX 年 XX 月 XX 日付で締結した「京都市税務システム再構築等業務委託契約書（仮）」に基づき開発されたシステムである。本システムは、税務事務を効率化することを目的として構築されており、その機能要件や非機能要件等は、開発業務の仕様書に準拠している。

本契約では、本システムの安定的な運用を確保するために必要な業務を委託するものとする。

2 委託期間

委託期間は令和 12 年 1 月 4 日（金）から令和 17 年 1 月 3 日（水）までの 60 ヶ月とする。

3 システム利用時間

システム利用時間については、以下の時間内の利用を原則とすること。

平日 7:45～20:00

※「平日」とは、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日以外の日をいう（以下同じ。）。

4 システム利用者

システム利用者は京都市職員及び委託事業者であり、利用者数は約 1,000 名、端末台数は約 700 台である。

5 業務委託作業の概要

本業務については、ガバメントクラウドの運用基準に準ずること。委託する範囲は、以下のとおり。また、「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」を参照すること。運用保守の詳細な作業内容については、今後、国から提示される資料、新システム導入時の運用設計及び運用保守業務におけるプロジェクト計画書において整理し本市と協議のうえ決定すること。

なお、プロジェクト計画書の内容を変更する場合も、事前に本市の承認を得ること。

分類	委託範囲
運用・保守	システム運用保守作業 （問い合わせ対応、依頼に基づく業務、バックアップ・リストア、システム監視等）

6 運用保守対象

対象	内容
業務ソフトウェア	本システムとして導入した業務ソフトウェア。
その他必要なソフトウェア	本システムとして導入した業務ソフトウェア以外の市販ソフトウェア全般。バックアップソフト、クラスタリングソフト及びセキュリティソフト等。
基盤ソフトウェア	業務ソフトウェアやその他市販ソフトウェアが動作するために必要なソフトウェア。OS や DBMS 等のミドルウェア。
ガバメントクラウド 関連	「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」参照。

7 作業場所

作業場所については、受託者の負担において、京都市情報セキュリティ対策基準を遵守した環境を準備するものとする。また、受託者の準備した場所については、本市のセキュリティ監査として、立入検査を行うことがある。

8 業務に使用する機材等

- (1) 本市にて賃貸借契約を締結している機材（サーバ機器、プリンタ及び端末等）を業務に使用するものとする。
- (2) (1)以外に業務に使用する機材を受託者が用意した場合は、受託者は経費を負担するものとする
- (3) (1)にかかる機材の運用、事務用品等は受託者の負担とする。
- (4) 帳票印刷などで用いる専用用紙・トナー等については本市にて準備する。その他消耗品については、保守事業者にて対応すること。
- (5) 運用保守期間中の運用管理用端末に求められる認証に必要となる装置・ライセンス等は、受託者にて準備すること。

第2 運用要件

本システムは、ガバメントクラウド上で稼働する。

1 運用体制・運用計画

(1) 体制

以下の項目について、従業者名、連絡先等の記載された作業体制図（案）を作成すること。

なお、運用開始までに確定した作業体制図を提出すること。

また、障害発生時の連絡・対応方法を明示することとし、ガバメントクラウド運用管理補助者も含めた作業体制図を作成すること。

項目	役割
運用担当責任者	システムの運用に関する全責任を担うこと。
運用担当管理者	システムの運用に関して、例外運用等の運用担当者では判断ができない場合等の判断及び指示等を行うこと。
運用担当者	システムの運用において定められた運用を行うこと。

(2) 作業計画

以下の作業計画を立案し実行すること。

項目	内容
年間計画	システムの年間計画を作成すること。また、本市の承認を得ること。
月間計画	システムの月間計画を作成すること。また、本市の承認を得ること。
週間計画	システムの週間計画を作成すること。また、本市の承認を得ること。
利用者教育支援計画	システムの利用方法及び質問等の問合せが多い事項に関し、利用者教育に係る計画を本市と協議のうえ作成すること。また、本市の承認を得ること。
運用担当職員教育支援計画	運用担当職員に対し、システムをマニュアル通りに運用するための教育計画を作成すること。また、本市の承認を得ること。

2 問合せ対応業務

(1) 問合せ業務内容

本市職員からの問合せは、本市税制課を問合せ窓口（以降、一次問合せ窓口）として受け付け、問合せの内容に応じて切り分けを行い、各関係者へエスカレーションする運用を想定している。そのため、受託者は、1次問合せ窓口からの受付先として、問合せ業務を行うこと。

作業	内容
受付	1次問合せ窓口からの電話・メール等による問合せについて、受付・回答を行うこと。

調査	問合せ内容に関して、ノウハウ集（マニュアル／過去事例）を調査し、既存事象か否かを判断すること。既存事象でない場合には調査するように手配すること。
回答	調査結果が既存事象であった場合には、速やかにユーザーに回答すること。
記録／報告	問合せ・要求・依頼内容（日時、内容、連絡者、回答内容）等を記録し、作業実績報告書にて、本市に報告すること。 なお、問合せ内容については、ナレッジ管理を行い、頻繁に問合せのあった内容等については、「FAQ」等に取りまとめ、本市 1 次問合せ窓口へ提供すること。

（２）対応時間

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分を基本とする。

3 作業指示書に基づく作業

（１）作業内容

運用作業について、本市からの依頼に基づき作業を行うこと。定例外の作業については工数を見積もり、本市と事前協議のうえで作業を実施すること。障害時等で緊急作業が必要な場合は保守作業依頼票等の起票前に作業を実施できることとする。

作業	内容
受付	作業指示書を受付け、内容確認を実施すること。
作業	作業指示書に従った作業を実施すること。
納品	作業指示書に従った作業の結果、適宜必要な納品物を納品すること。
記録／報告	作業指示書に従った作業の結果を作業報告書に記載し、報告すること。

（２）対応時間

平日の午前 7 時 45 分から午後 6 時 30 分の対応を基本とするが、詳細については、本市と協議により決定するものとする。

（３）定例・随時作業

定例・随時作業として、以下の内容を実施すること。

自動化または職員向けマニュアルに基づく簡易な操作で対応できないシステムオペレーションについては、本業務において実施すること。但し本市の都合で突発的に発生する調査やデータメンテナンス、設定変更作業等については、月 1 回程度を目安とし、それを大幅に上回る場合は別途対応を協議する。

作業
マスタメンテナンス作業
外部データ取込み・出力作業
データ更新作業等
ログの調査、報告
マニュアルに基づく定型オペレーション
その他突発的に発生する調査やデータメンテナンス、設定変更作業等

4 バックアップ・リストア

ガバメントクラウド上のシステムバックアップ等については、「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」及び非機能要件一覧を参照のうえ、目標復旧時点までリストアできるように、バックアップを実施すること。

作業	内容
バックアップ計画の策定	障害発生時に決められた復旧時点（RPO）へデータ回復ができるよう、システムの定期的なバックアップ計画（バックアップ対象・時間・世代数）を策定すること。
バックアップ取得間隔	バックアップ実施インターバルは、障害発生時に決められた復旧時点（RPO）へ戻せる状態にできる頻度とすること。 本市として想定頻度は次のとおり ・システムバックアップ 月次、システム変更時 ・データバックアップ 日次（業務終了時）、日次（ジョブ終了時）、システム変更時 ・遠隔地保管 月次、システム変更時 バックアップについては、ガバメントクラウドの機能を活用することとし、詳細については運用設計等で定め、本市の承認を得ること。 なお、必要に応じて見直しを行うことを前提に、本システム構築の際に策定した運用計画書を用いることは妨げない。
バックアップ実施時間帯	バックアップ処理が本来機能の性能に影響を及ぼすような場合については、本市開庁時間（平日 8:45～17:30）及びその前後 4 時間の時間帯以外をバックアップ実施時間帯とすること。
世代バックアップ	バックアップデータの世代管理については、ガバメントクラウドの機能に準ずること。 過去にさかのぼってデータの調査や復旧が可能なようバックアップデータは複数世代を管理すること。世代数や保管期限については本市と相談のうえ決定すること。
リストア作業	仕様書記載の目標復旧時点までデータを復元すること

5 システム監視

以下の内容について、監視設定を行うこと。ガバメントクラウド上の CPU 使用率等のメトリクス監視、イベント監視等については、ガバメントクラウド運用管理補助者にて実施する。ガバメントクラウド上に構築する場合は、「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」を参照し、システムの安定稼働に必要な項目に対して監視設定を行うこと。システム監視におけるガバメントクラウド統合運用管理補助者と受託事業者のカバー範囲は、「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」にて示すので、そちらを参照し対応すること。

作業	内容
監視対象選定	システムの安定稼働のため、監視対象、監視方法や異常状態の設定、及び監視間隔等を選定すること。また、監視対象、監視内容の詳細については運用計画書で定め、本市に説明すること。 なお、詳細については、「標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書」等を参照すること 障害発生部位が本委託業務の範囲外である場合にもシステムが正常に稼働していることを確認できるよう監視対象や監視方法を選定すること。
監視時間	システム稼働時間中とする。 ※システム稼働時間は 1.3 システム利用時間にシステムの起動・終了処理やバッチ処理・バックアップ処理の

作業	内容
	時間を含む
監視対象	以下の項目は最低限監視対象とすること。
ソフトウェア	以下の監視対象となるソフトウェアを監視すること。
業務システム	業務システムの稼働状態を監視すること。カスタマイズ部分も含む。
独自開発業務ソフトウェア	独自開発した業務ソフトウェアを監視すること。
その他必要なソフトウェア	上記以外のソフトウェアを監視すること。
OS・ミドルウェア	監視対象となるOSやミドルウェアを監視すること。
OS	OSの稼働状態を監視すること。
各種ミドルウェア	監視対象として選定した各種ミドルウェアを監視すること。
ハードウェアの監視項目	以下の項目で監視対象となるハードウェアを監視すること。
CPU	CPU使用率の閾値を本市と協議のうえ設定し、監視すること。
メモリ	メモリ使用率の閾値を本市と協議のうえ設定し、監視すること。
ハードディスク	ハードディスク使用率の閾値を本市と協議のうえ設定し、監視すること。
異常時の検知	異常の検知について本市から連絡を受けた場合、即座に異常に対応する必要性の有無を判断し、必要な場合には対応すること。 ガバメントクラウドの提供する監視機能を利用すること。
記録／報告	検知した異常に対して、対応結果（日時、内容、監視内容、異常対応）等を記録し、報告書を作成すること。また、報告書を本市に提出すること。

6 障害管理

障害を検知または、本市から障害発生との連絡を受けた際には、12 時間以内に障害の一次切り分けを行うと共に、障害が発生して3営業日以内に修正対象の特定と修正計画を立てるよう努めること。障害原因が標準仕様書要件に起因する可能性がある場合、国への調査依頼等の資料作成支援を行うこと。

作業	内容
障害監視対象	障害を検知すべき対象を設定すること。
障害時連絡体制	障害発生を検知した際の連絡体制を設定すること。
障害受付時間	システム稼働時間中とする。
障害情報収集	障害発生時に本市と連携し、情報収集を行うこと。
障害内容解析／箇所特定	障害発生内容の解析及び発生箇所を特定すること。
一次対処	障害復旧のための一次対処を行うこと。
復旧	暫定対処又は本格対処を行うこと。
再発防止策／記録	障害内容と対処内容を記録し、再発防止策を講ずること。

7 セキュリティ管理

作業	内容
事前準備	以下の項目でセキュリティ管理の準備作業を実施すること。
セキュリティ指針	システムのセキュリティ対策の前提となる上位方針を設定すること。
インシデント範囲	インシデント発生時に、対応の要否を判断する基準を設定すること。 なお、要対応の場合にはインシデントして取扱うこと。
インシデント発生時体制	インシデント発生時に対応するための体制を設定すること。
インシデント発生時対応計画	インシデント発生時に対応する手順等を示す計画を立案すること。
リスク管理	事前に考えられるインシデントをリスクとして管理すること。
対策方法	以下の項目で、セキュリティインシデントへの対応策を立案・実施すること。
物理的対策	設備環境等への対策を実施すること。
技術的対策	I Tによる対策を実施すること。
運用的対策	利用者等の運用による対策を実施すること。
事象／証跡管理	セキュリティインシデント発生時の事象及びログ等を取得すること。
セキュリティチェック	ソフトウェアに関するセキュリティ更新情報を定期的にチェックすること。特に、OS・ミドルウェア等の脆弱性が発見された場合は、速やかに本市に報告し、30日以内に対処方針を検討の上、本市に説明すること。 なお、定義ファイルやOS、アプリケーションのセキュリティパッチが公開された場合は、内容について速やかに本市へ報告すること。また、情報公開に伴い対象のパッチ等の調査を本市から依頼された場合は対応し、報告すること。

8 利用者管理

作業	内容
登録	利用者情報を登録すること。
削除	不要となった利用者情報を削除すること。
アクセス制御	利用者の利用内容や権限に適したアクセス制御を設定すること。

9 ドキュメント管理

作業	内容
運用手順書・マニュアル管理	- 各システムを運用するうえで必要となる手順書や操作マニュアルを策定すること。 - 運用手順に変更があった場合は最新化を行うこと。 - 手順書や操作マニュアルのバージョンや、所在を管理すること。
ユーザー向け操作マニュアル	- ユーザー向けの操作マニュアルについて、システムの操作性に変更があった場合は最新化を行うこと。 - 操作マニュアルのバージョンや所在を管理すること。
ジョブネット図の作成・管理	業務処理の関連性・依存関係を視覚化した図を作成し、ジョブ管理システム等で使用できるように管理すること。

10 年度切替・組織変更対応

年度末等に発生する異動情報や組織変更情報を本システムに反映する目的から、以下の内容を実施すること。

- ・組織変更等マスタ情報の反映
- ・異動、兼務、退職等職員情報の反映

※ データベースへの手動登録作業が必要になった場合は、本市と協議のうえ、動作確認等も合わせて実施することとする。

11 改善活動

SLA の遵守、品質の向上に向けて本市と受託者の双方が継続的に取り組めるよう、SLA 定期報告の結果から、改善案等を検討すること。定期報告において改善案が双方の合意のもと確定した後、受託者は改善計画書を本市に提出すること。

改善案の検討にあたっては、運用実績等を踏まえた次年度予算要求への見直し（本運用保守契約における見積上の積算と運用実績の比較等により過剰な工数となっている作業の見直し）方針は本市にて検討するが、システム全体としてのトータルコストの削減を図る案（リソースや稼働時間の見直し、運用保守作業の削減等）を提案すること。

特に、問い合わせ対応に要する工数については、2 年目以降は減少するものと想定しているので、そのことについて十分留意して提案すること。

第3 保守要件

1 ソフトウェア保守対象・体制・計画

(1) ソフトウェア保守対象

管理項目	内容
業務ソフトウェア	本調達で導入した業務ソフトウェア。
その他必要なソフトウェア	本調達で導入した業務ソフトウェア以外の市販ソフトウェア全般。バックアップソフト、クラスタリングソフト及びセキュリティソフト等。
基盤ソフトウェア	業務ソフトウェアやその他市販ソフトウェアが動作するために必要なソフトウェア。OS や DBMS 等のミドルウェア。

(2) ソフトウェア保守体制

管理項目	内容
責任者	ソフトウェア保守に関する全責任を担うこと。
管理者	ソフトウェア保守に関する作業の管理を行うこと。
担当者	ソフトウェア保守に関する作業を行うこと。

(3) ソフトウェア保守計画

各種ソフトウェアの保守実施計画を策定すること。また、仕様書記載のシステム稼働時間が担保されるよう実施すること。

管理項目	内容
機能追加計画	追加機能の開発計画を本市と協議のうえで立案すること。また、本市の承認を得ること。
機能改善計画	機能改善の開発計画を本市と協議のうえで立案すること。また、本市の承認を得ること。
不具合改修計画	不具合改修に係る対応計画を本市と協議のうえで立案すること。また、本市の承認を得ること。

管理項目	内容
ライフサイクル計画	各種ソフトウェア等のバージョンアップに関する計画を本市と協議の上で立案すること。また、本市の承認を得ること。

2 ソフトウェア改修・予防処置

本システムのソフトウェアの改修や不具合に係る措置等について、以下の通り実施すること。

なお、機能追加計画・機能改善計画のうち軽微なものについては、本市と協議及び承認の上で、年間 xx 人日に相当する工数まで、本業務の範囲内においてソフトウェア改修を実施すること。但し、性能改善のための各種チューニングや軽微なマスタ修正（コード追加等）の作業は通常の保守業務の範囲とし、本工数を対象としないこと。

タイミング	内容
定期	機能改善や不具合対応等の是非を判断し、保守計画に沿って定期的に改修を実施すること。
随時	ソフトウェアに不具合がある場合は、改修等の是非を判断し、必要に応じて改修を実施すること。

3 ライブラリ管理

ソフトウェア改修・予防処置に従い変更したソフトウェアについて、下表のとおりライブラリ管理、リリース手順管理を実施すること。

作業	内容
ライブラリ管理	各種ソフトウェアに関する改修履歴を管理し、本番環境、保守環境にそれぞれ適用されているバージョンを明確にすること。
リリース手順管理	本番環境、保守環境に、適切なバージョンのソフトウェアがリリースされるようにすること。

4 構成管理・変更管理

受託者は、最新の資源情報（パッチ、定義ファイル等）を、資源配付対象のソフトウェアに適用すること。また、受託者は、ドキュメント（設計書、結果報告書、手順書等）のバージョン、所在等を管理し、変更があった場合は最新化を行うこと。

管理項目・作業	内容
資源管理	各種ソフトウェアに関する改修履歴を管理し、開発環境、研修環境、保守環境、本番環境にそれぞれ適用されているバージョンを明確にすること。
保守手順書管理	各種ソフトウェアに関する保守（開発、試験及びリリース等）手順が定められた保守手順書の管理を実施すること。
利用状況管理	各種ソフトウェアの利用状況、利用者等に関する情報を管理すること。
ガバメントクラウド利用状況管理	A S P事業者としてのガバメントクラウドの利用状況、利用者等に関する情報を管理すること。（アウトプットは、発行アカウント一覧、利用報告等を想定）
構成情報管理	システムの構成情報（各種ソフトウェアの情報及び実装機器との関係等）の管理を実施すること。
ソフトウェア構成	各種ソフトウェアに関する構成情報を管理すること。
ソフトウェア一覧	導入済みソフトウェアの一覧を管理すること。
ソフトウェア環境設定書	ソフトウェアの設定情報等を管理すること。
ソフトウェア連携定義	ソフトウェア間の連携情報等（インターフェース仕様書

管理項目・作業		内容
	書	等) を管理すること。
	ガバメントクラウドに関する設計書	ガバメントクラウドに関する構成情報を管理すること。

第4 定期報告

受託者は、運用保守業務に係る定期報告の会議体として、定例報告会を設置することとし、必要な報告書類を会議開催までに完備しつつ、会議終了後、会議内容を書面で本市へ報告し、その了承を得るものとする。

なお、規定した以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。

会議体	実施内容
定例報告会	【目的】 運用保守計画策定時に定義した管理対象についての報告を実施すること。 【参加者】 本市、受託者（運用保守責任者、運用保守担当者） 【開催サイクル】 定例的（月1回）に開催すること。 【報告書類】 運用報告書、保守報告書、その他必要と思われる資料等

第5 サービスレベル合意（SLA）

本業務については、以下のとおり目標型の SLA を設定することから、受託者は定例報告会において SLA 及び「非機能要件一覧」の達成状況を報告すること。また、目標を達成できなかった場合は、1ヶ月以内に改善策の方針について報告し、3ヶ月以内に改善策を完了するよう努めること。

SLA 評価項目	目標とするサービスレベル
サービス時間	6:00～24:00（平日、土日休日を問わない。但し、保守・バックアップ等による計画停止は除く）
応答時間	同時接続数 500 台の状態で、DB の更新や検索等の処理を伴わない通常の画面遷移に関わる端末応答時間を 3 秒以内とする。 なお、本市が提供するサーバ仮想化基盤やネットワークの影響及び縮退運転時については除外とする。
サービス稼働時間	99.5%（6:00～24:00） ※上記時間以外は、SLA 対象外とする
オンライン中断（障害発生時）	1 回あたり 6 時間以内
障害発生原因の一次切り分け	障害発生後、6 時間以内
障害検知から本市への通知時間	障害検知後、3 時間以内

第6 運用保守工程における納品物

運用保守工程の納品物について、以下に示す。スケジュールは当該一覧の「納入時期」を目安とし、承認を得て納品するものとする。

また、納入後 1 年間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受託者の責任において納入納品物の複製物を保管すること。

納品物件は、検収直前に整備するのではなく、納品物件の整備方法について本業務開始当初に本市と協議のうえ定め、日常の運用保守において適宜・適切に整備し、本市の求めに応じていつでも内容を確認できるようにしておくこと。

作成ドキュメント	内容	納入時期
業務計画書	運用保守プロジェクトを運営するための計画書 (サービスレベル定義含む)	年度当初
運用保守報告書	下記に例示する定例報告をまとめたもの。	定例会開催時
工数予実報告	運用保守作業に関する集計・分析報告（分類、実施作業、予定工数、実績工数、差異分析、今後の増減見通し等） 「2.11 改善活動に記載の主旨」を踏まえて、以下のとおり、記載粒度を例示する。様式は受託者が管理する際の任意様式とし、本市の求めに応じて、提示及び説明できるようにしておくこと。（記載粒度を一定細分化し、作業工数の増減について、本市が確認できる状態としておくことを目的としている）	
ガバメントクラウド運用実績	リソース使用状況、稼働時間、コスト等の予定・実績管理 ※本システムにおける構築環境（ガバメントクラウド）は住民記録システムと一体で運用されていることから、同システムと一体的に対応することも差し支えない。	
案件（問合せ・調査依頼、改善工数見積り、障害）一覧		
課題・問題点一覧		
作業計画書兼作業結果報告書	作業計画、作業実績、作業結果報告等をまとめたもの	随時
障害報告書兼復旧完了報告書	障害報告、復旧完了報告等をまとめたもの	随時
作業依頼書兼報告書	本市から提示した作業依頼書に、作業実績、作業報告等をまとめたもの	随時
問い合わせ実績・報告書	問い合わせ実績等をまとめたもの	随時
簡易な仕様変更・標準仕様書への適合確認に係る納品物	ソース、モジュール、設計書、マニュアル等一式、適合確認（機能標準化基準への適合性確認及び共通標準化基準への適合性確認）に係る報告書等	随時

（参考）記載粒度の例

区分	作業対象	項目	内容・想定時間	実施時期	計画工数	実績工数	差異要因
業務支援	〇〇サーバ	事前準備	4 時間/回	毎週月曜	〇〇h	〇〇h	〇〇の減少により
監視	〇〇機器	〇〇〇	2 時間/回	毎月月末	〇〇h	〇〇h	〇〇の増加により

1 納品形態及び部数

電子で1部納入すること。

なお、電子データ提出時には、発注者が指定する納品書を合わせて提出するものとする。

また、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。

2 納入場所

本市が指定する場所とする。

第7 留意事項

1 ガバメントクラウドサービス利用料見積への対応

次年度（年度が明記できる場合は明記する）において必要となるクラウドサービス利用料について見積を行い、積算でを使用した CSP 料金見積りツールの結果と併せて提出すること。

なお、見積にあたっては、リソースや稼働時間の見直し等、デジタル庁の示すガバメントクラウド関連文書群に示される要件等に従い、コスト最適化を図ること。

2 業務の引き継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じる必要があるため、業務引き継ぎに伴うデータ移行等に必要となるデータを汎用的なデータ形式（CSV 等）に加工し提供する機能を実装すること。

3 非常時の対応

本業務の受託者は、地震、火災等の天災、停電、テロ、疫病、事故などにより、非常事態が発生した場合には、本市が本システムを継続して使用できるよう、本市と協力しながら緊急体制を整備するなど必要な措置をとるよう努めること。

特に、京都市域において震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、受託者の責任者から本市の指定する連絡先へ、業務担当者の作業場所への出務体制等あらかじめ指定された内容を連絡すること。

4 個人情報の保護及びセキュリティの確保

受託者は、委託契約書第 xx 条及び第 xx 条に定めるもののほか、以下の事項を遵守しなければならない。

- ・本市の庁舎内で作業する際は、業務責任者及び業務従事者は、常に身分証明書を携行するものとし、また、業務に従事している間は名札を着用すること。
- ・業務で使用する端末機及び個人情報や秘密を記録した磁気媒体や帳票等の情報資産を作業場所から持ち出してはならない。ただし、書面にて本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・個人情報等の機密情報を扱うため、本市が指定する場所で、本市が用意する機器を使用して業務を行う。所有する機器を本市の許可なく作業場所に持ち込み、管理するネットワークに接続してはならない。
- ・本業務に際して、個人情報若しくは法令の規定により守秘義務を課せられた法人等の情報を扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「京都市個人情報保護条例」及び「京都市情報セキュリティ対策基準」などの関連規程等を遵守すること。

第8 法制度改正対応要件等

1 運用時における法制度改正対応

既存の法制度の改正については、基本的にソフトウェアのバージョン（リビジョン）アップや機能追加等により対処し、ソフトウェア保守業務の標準対応の範囲に含まれるものとする。ただし、新法によるものは、別途本市と協議のうえ、対応を定めるものとする。

なお、標準準拠システムについては、当該システムのバージョンアップ等により対応が可能なものは本委託の範囲内での対応とすること。具体例は、以下のとおり。

(1) 本委託業務の範囲内とするもの

- ・原則、以下のような法制度改正これらに相当するものに関しては、本委託業務の範囲内での対応すること。
なお、本市の要求によりアドオン対応等を実施した機能（EUC を除く）に関与する部分はこの限りではない。
- ・提供時期は、都度調整を行う。
- ア 定期的に行われている法制度改正（通常規模の改正）
- イ 中間標準レイアウト、自治体システム標準化に係るデータ要件・連携要件等のマイナー改版
- ウ 市規則・条例対応、市要望等による軽微な修正（コード追加等）

(2) 本委託業務の範囲外（別途本市と協議）とするもの

- ・対応内容については本市と協議のうえ、有償対応含めて対応方針を定める。
- ア 国や県等から補助金や交付金が措置される大規模改修
- イ 関連する情報システムとの連携に関する対応
- ウ 中間標準レイアウト、自治体システム標準化に係るデータ要件・連携要件等のメジャー改版

2 標準仕様書への適合確認

標準準拠システムのバージョンアップ等により、適合性確認が必要となる場合は、当初開発業務委託時と同様、以下のとおり、本委託の範囲内で、必要な支援を行うこと。ただし、今後、国が示す適合性確認の内容によっては、別途本市と協議のうえ、対応を定めるものとする。

(1) 機能標準化基準への適合性確認

各業務システムの標準仕様書に基づき、本システムが機能標準化基準に確実に適合していることを確認のうえ、結果を本市に提出すること。（機能 ID ごとの実装確認）本システムが機能標準化基準に適合していることを本市が確認する際、その確認作業への支援を行うこと。

(2) 共通標準化基準への適合性確認

デジタル庁が提供するツールを用いて、本システムが標準準拠システムとして適合していることを確認のうえ、結果を本市に提出すること。

第9 添付書類

- ・別紙 標準準拠システム移行業務に係る共通仕様書
- ・別紙 非機能要件の標準（京都市版）（または各業務にて作成した非機能要件一覧）

第10 その他

1 検収・支払

(1) 検収

各検収対象期間（原則として月次）終了後、受託者は検査依頼書を添えて、当該期間に係る納品物を提出する。

本市担当者は業務計画書に基づき、当該期間の役務提供の実績と提出物を検査して合否の判定を行う。不合格とする場合は、要件を満たさない管理項目とその理由を指摘するものとし、受託者は是正作業・追加対応を行い、速やかに提出物を再提出すること。

検査すべき管理項目、品質評価基準、目標指標（SLA/KPI）、検査方法及び測定期間は、本市と受託者で協議のうえ、原則として業務計画書において定める。

(2) 支払

検査に合格した検収対象期間に対応する金額について、受託者からの適法な請求を受けてから 30 日以内に支払を行う。

なお、年度ごとに、当該年度中に合格した検収対象期間に対応する金額を支払うことを予定している。各年度の合格範囲は、受託者が請求時に提出する「運用実績一覧（各年度分）」（検収対象期間、提出物の名称・概要及び検査合格日等を記載したもの）をもとに確認する。

本市の各年度の支払金額の上限は下表を想定しているため、受託者はこれを踏まえ、契約金額に対する各年度（令和 12 年度から令和 16 年度まで）の支払額の内訳を提示すること。

また、当該役務の対価が月額を基礎とされている場合において、検収対象月に本役務が当該月の全期間にわたり提供されないときは、当該月の対価は次式により日割計算とする。

対価＝月額単価×（サービス提供日数／当該月の暦日数）

- ・令和 12 年度 支払上限（税抜）xxxx 千円
- ・令和 13 年度 支払上限（税抜）xxxx 千円
- ・令和 14 年度 支払上限（税抜）xxxx 千円
- ・令和 15 年度 支払上限（税抜）xxxx 千円
- ・令和 16 年度 支払上限（税抜）xxxx 千円

2 委託作業への疑義

委託作業において指示内容に関して疑義が生じた場合は、必ず本市と協議を行い、承認を得ること。

また、上記に記載されていない業務等については、必要に応じて別途協議し、定めるものとする。

電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書

（総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

- 第2条** 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 契約目的物
 - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

- 第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三

者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第6条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

（教育の実施）

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督する

ための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

（データ等の適正な管理）

第 10 条 乙は、システムフローチャート、入出力帳票設計書、ファイル設計書、プログラム説明書、プログラムフローチャート、プログラムリスト、コードブックその他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対し委託業務の履行に着手する前に、甲の電子計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、業務内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。

- 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。

- 5 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。

- 6 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。

(1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。

(2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。

(3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。

- 7 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

- 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。

- 9 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。

- (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 13 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 14 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（データ等の廃棄）

- 第 11 条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
 - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
 - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

- 第 12 条** 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生の通知）

第 13 条 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

第 14 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

第 15 条 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち合わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、契約書第 4 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約

書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第18条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第3項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第3項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第19条 委託業務の履行に必要なとなる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第4条 受注者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書

(提出日) 年 月 日
(申出者)

個人情報保護法に基づく安全管理措置について、下記のとおり申し出ます。

記

《個人情報の取扱い状況及び確認事項》

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定 必須

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等を御記入ください。併せて、当該規程を御提出ください。

.....

.....

.....

2 組織的安全管理措置

(1) 個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者の設置 必須

個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者を記載した書類を御提出ください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。
なお、付箋等で該当箇所を御教示願います。

(2) 事件・事故における報告連絡体制 必須

事件・事故における貴社の報告連絡体制が以下の項目の内容に合致しているか、☒のチェックで示してください。

☐ 漏えい等事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等を決め、従業員に周知している。

3 人的安全管理措置 必須

貴社の従業員教育が以下の項目の内容に合致しているか、☒のチェックで示してください。

☐ 個人情報の適正な取扱いに関し、朝礼の際に定期的な注意喚起を行う、定期的な研修を行うといった、従業員への啓発を実施している。

4 物理的安全管理措置

(1) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 必須

設定している管理区域について御記入ください。□欄は管理区域に当該装置を設置している場合、☑のチェックで示してください。

【管理区域の例】

- ・サーバ等の重要な情報システムを管理する区域 ・個人情報を保管する区域
- ・その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

・管理区域の名称(1)

管理区域に設置している装置

☐ 施錠装置 ☐ 警報装置 ☐ 監視装置 ☐ その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

・管理区域の名称(2)

管理区域に設置している装置

☐ 施錠装置 ☐ 警報装置 ☐ 監視装置 ☐ その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

・管理区域の名称(3)

管理区域に設置している装置

☐ 施錠装置 ☐ 警報装置 ☐ 監視装置 ☐ その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

(2) 機器の盗難を防止するための措置の実施 必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

☐ 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体又は個人情報が記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管している。

☐ 個人情報を取り扱う機器及び個人情報が記録された電子媒体にパスワードを設定している。

(3) 搬送時の漏えい等を防止するための措置の実施 **必須**

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- ☐ 個人情報を搬送する場合は、管理責任者が個人情報の所在、搬送方法を把握している。
- ☐ 個人情報が記録された電子媒体を持ち運ぶ場合、盗難、置き忘れ等に対応する措置として、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ 個人情報が記録された書類等を持ち運ぶ場合、盗難、置き忘れ等に対応する措置として、施錠した鞆に入れている。

(4) 個人情報を破棄するための措置の実施 **必須**

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- ☐ 個人情報を破棄する場合は、個人情報が記録された電子媒体の物理的破壊、個人情報が記録された書類の裁断等、復元不可能な方法で破棄している。
- ☐ 個人情報の破棄に当たっては、管理責任者が破棄の対象となる個人情報、破棄の方法を事前に確認し、事後に復元不可能な方法で破棄されたことを確認している。

5 技術的安全管理措置 **必須**

パソコン等の機器を使用して個人情報を取り扱う際に、貴社のセキュリティが各項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- ☐ 個人情報を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化している。
- ☐ 個人情報を取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別したうえで、ユーザーアカウントの認証している。
- ☐ 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェアを導入する等、外部からの不正アクセスを防止する措置を講じている。
- ☐ メール等により個人情報を含むファイルを送信する場合、当該ファイルにパスワードを設定している。

6 外的環境の把握

(1) 外国で設置されているサーバ等の利用 **必須**

外国に設置されているサーバの利用や外国のクラウドサービスの利用を行っているか、☒のチェックで示してください。

☐ 外国で設置されているサーバ等の利用を行っていない。

☐ 外国で設置されているサーバ等の利用を行っている。

(行っている場合) 貴社の当該国についての法令理解が以下の内容に合致しているか、☒のチェックで示してください。

☐ 当該国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。

当該国名（複数ある場合はすべて） _____

(2) 外国での個人情報の取扱い **必須**

外国での個人情報の取扱い（個人情報の入力、編集、分析、出力等の処理）を行っているか、☒のチェックで示してください。

☐ 外国での個人情報の取扱いを行っていない。

☐ 外国での個人情報の取扱いを行っている。

(行っている場合) 当該国について、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会が定めるものであるか、☒のチェックで示してください。

☐ 個人情報保護委員会が定めるものである。

☐ 個人情報保護委員会が定めるものではない。

(行っている場合) 貴社の当該国についての法令理解が以下の内容に合致しているか、☒のチェックで示してください。

☐ 当該国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。

当該国名（複数ある場合はすべて） _____

7 委託先の監督 必須

個人情報を取り扱う事務の一部について、貴社から更に委託（再委託）を行う場合、貴社の監督が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

☐ 委託先に対し、以下の例示のような形で、必要かつ適切な監督を行っている。

（例示）

- ・ この申出書で定めている措置と同水準の措置が、委託先において確実に実施されるか確認している。
- ・ 委託契約書に、個人情報を安全に管理するために必要な対応として両社同意した内容及び委託先での取り扱い状況を委託元が把握できる規定がある。
- ・ 定期的に監査を行う等により、委託契約書に盛り込んだ内容が適切に実施されているかを調査し、必要に応じ委託内容を見直している。

8 セキュリティ関連の認証 任意

情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証について御記入ください。また、認証を受けたことが分かる書類の写しを御提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称

認証年月日 最終更新年月日

名称

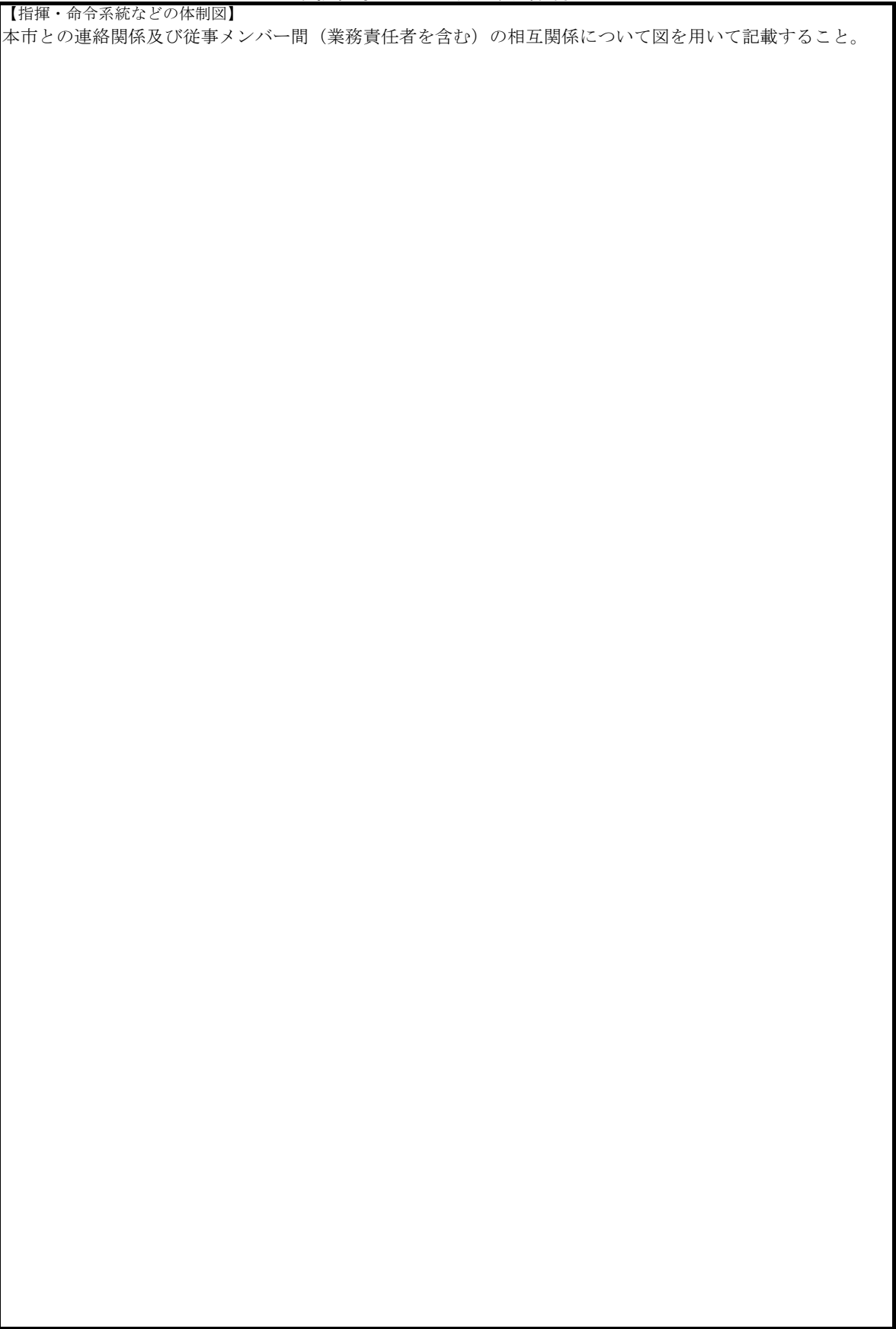
認証年月日 最終更新年月日

名称

認証年月日 最終更新年月日

業務従事メンバー状況表(体制図)

【指揮・命令系統などの体制図】
本市との連絡関係及び従事メンバー間（業務責任者を含む）の相互関係について図を用いて記載すること。



業務従事メンバー状況表(従事メンバーの役割詳細)				
本業務での役職（立場）及び分担業務（役割）の内容	氏名・年齢・所属・役職	実務経験年数・資格 (実務経験年数は類似業務分野における経験年数を記入すること)	これまでの同種又は類似業務実績	申請日現在、他の業務に従事している場合、件数及び内容
	氏名	実務経験年数	(業務名)	_____性
				(業務名)
	年齢	資格名称及び資格取得日	(発注者)	(発注者)
		・		
	所属	・	(業務内容)	(業務内容)
		・		
	役職		(契約期間)	(契約期間、契約金額、従事役職（立場）)
			(契約金額)	
			(従事役職（立場）)	(進捗状況及び本業務に従事するための対応)

注)
1.従事メンバーの数に応じて、適宜、表の項目を増やすこと。
2.所属・役職については、貴団体における役職等を記載するものとし、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、その旨が分かるように記載すること。
3.分担業務(役割)については、事業において担当者が担う役割を記載すること。(例:プロジェクトマネジャー、実施責任者 など)
4.取得している資格・免許等については、本案件の業務に関連するものを記載し、確認できる資格者証・免許証等の写しを添付すること(添付がない場合は取得していると認めない。)
5.これまでの同種又は類似業務実績については、代表的なものを1件記載する(複数ある場合は同種業務を優先して記入)。
6.記載しきれない場合、必要に応じ、複写または別紙に記載することは可とする。

提案するパッケージシステムに類似・関連する案件の実績一覧表

番号	発注者名	発注者種	契約期間	業務名・業務概要	契約金額（千円）
1			～	【業務名】	
				【業務概要（規模・内容や技術的特徴について）】	
2			～	【業務名】	
				【業務概要（規模・内容や技術的特徴について）】	
3			～	【業務名】	
				【業務概要（規模・内容や技術的特徴について）】	

注1) 発注者名は具体的に記入すること（例：〇〇県〇〇市）。

注2) 政令指定都市を中心に実施した実績について最大10件までを記載すること。（件数に応じて適宜表の項を増やすこと。）それぞれについて、これを証するものとして契約書の写し等を添付すること。

提案書記載項目対応表

項番	大項目	中項目	小項目		記載ページ	備考
1	I 目的・基本方針	1.業務理解・基本方針	①			
2	II 提案概要	1.提案システムの概要	①			
3		2 システム移行業務	①			
4		3 .業務スケジュール	①			
5		4 成果物	①			
6	III 提案者の実績	1 提案するパッケージシステムに類似・関連する案件の実績	①			
7		2 責任者の実績と本業務での役割	①			
8	IV 提案システムの詳細	1 機能要件	①			
9		2 帳票要件	①	帳票要件		
10			②	EUC機能の概要		
11		3 連携要件	①			
12		4 非機能要件	①	非機能要件		
13			②	セキュリティ要件		
14	V 開発・移行業務内容	1 プロジェクト管理要件	①			
15		2 設計・構築業務要件	①	開発工程		
16			②	テスト要件		
17		3 移行要件	①	データ移行スケジュールと課題		
18			②	データ移行全般		
19	VI 運用保守業務委託	1 業務の概要	①			
		2 ランニングコスト	①			落札者決定基準3(3)②に関する価格は提案書本体に記載すること。

【様式第5号】

（記入要領）

※シート「機能要件一覧」に基づいて記載しています。シート「機能要件一覧（指定都市）」については内容を適宜読み替えて参照ください。

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ別）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
1.個人住民税基本情報管理												
1.1.基本情報管理												
1.1.1.		基本情報管理	0100001	賦課期日現在の住民記録情報、住在外情報及び前年度の課税情報などに基づいて、新年度課税対象者を抽出できること。	実施必須機能		新年度の課税対象者の台帳を作成する機能を想定している。	正確な課税を実施するため、新年度の課税対象者を抽出し、新年度の台帳作成に必要な情報の取得及び台帳に情報反映する機能。	必須			
	1.1.2.		0100002	賦課期日現在の他業動情報（住民記録情報、住在外情報、国民健康保険情報、介護保険情報、生活保護情報、後期高齢者医療情報及び障害者情報）及び前年度の課税情報から、課税の根拠となる情報を抽出し、新年度の基本情報を一括で更新・管理（設定・保持・修正）できること。 個別で更新・管理（設定・保持・修正）もできること。	実施必須機能		1.1.1.処理と連動して、作成した新年度の台帳に、課税業務に必要な情報を反映する（直接的に課税情報として反映させるものではない）機能を想定している。		必須			
	1.1.3.		0100003	新年度の基本情報を一括で更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目についての処理結果、エラー及びアラートを確認するためのチェックリストが出力できること。	実施必須機能				必須			
	1.1.4.		0100004	基本情報として、基礎年金番号を管理（設定・保持・修正）できること。	実施必須機能				必須			
	1.1.5.		0100005	個人ごとに、優先課税資料情報(確定申告書・住民税申告書・特別徴収給与支払報告書・普通徴収給与支払報告書・公的年金等支払報告書など)を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能			実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・どの課税資料が優先で使用されたか確認できること サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。		
	1.1.6.		0100006	住民記録情報を取り込み、個人住民税・森林環境税の「課税の根拠となる情報、支援措置対象者、送付先及び世帯情報」に利用できること。	実施必須機能	1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	新年度の台帳作成に必要な住民記録情報の取得及び台帳に情報反映する機能。 1.1.2で規定した情報の内、住民記録情報について、取得方法や活用方法の詳細を記載している。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・住基情報を税の基幹システムに取り込み、課税対象者の把握や世帯情報を把握できること			
	1.1.7.		0100007	住民記録情報を基に各種情報を自動更新した対象者の一覧を出力できること。	標準オプション機能			業務運用上、自動更新した情報の確認を実施したい場合に必要となる機能。 原則は、住民記録業務にて、情報の正確性は確認されているため、個人住民税業務としては、標準オプション機能としている。	任意	（補足） 別途ID0100121にて、「通知（予定）転出・退及転入者」の管理については、一覧出力ができること。詳細はID0100121参照。		
1.1.8.	1		0100008	住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ＜住民記録情報＞ ・住所 ・氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名、併記名） ・性別 ・生年月日 ・婚姻 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したのか） ・住民番号 ・支援措置対象者 ・転出予定日 ・転出異動日 ・転出確定日 ・転入元住所 ・転入先住所 ・消除届出日 ・消除異動日 ・消除事由 ・異動事由 ・異動年月日 ・過称 ・個人番号	実施必須機能				必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・住基情報を基幹システムに取り込み、サブシステムに翌日取り込めること。 ・住基情報に本名と通名がある場合、納税通知書や税証明等の税情報の氏名について、併記ができること。		
	2		0100009	住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ＜住民記録情報＞ ・筆頭者	標準オプション機能			本籍地等の戸籍情報については、機密情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	必須			
	2		0100010	住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ＜住民記録情報＞ ・戸籍の修正履歴	標準オプション機能			本籍地等の戸籍情報については、機密情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	必須			
	2		0100011	住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ＜住民記録情報＞ ・氏名の履歴	標準オプション機能			本籍地等の戸籍情報については、機密情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	必須			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市重要事項		重要事項への対応予定（ベンチマーク）	
									国固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
			2	0100013 住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ・住民記録情報＞ ・在留資格	標準オプション機能		本籍地等の戸籍情報については、機微情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	必須				
			2	0100014 住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ・住民記録情報＞ ・在留期間	標準オプション機能		本籍地等の戸籍情報については、機微情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	必須				
			2	0100015 住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ・住民記録情報＞ ・優先氏名	標準オプション機能		本籍地等の戸籍情報については、機微情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・本名、通名のどちらを優先するかを管理できること。ただし、優先氏名を宛名情報から採用する場合、各税目毎に設定した固有宛名情報の内容を基に氏名を選択することも問題ない。			
			2	0100016 住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ・住民記録情報＞ ・当該者の当該年度の区分(住数者・転出確定・住民登録外)	標準オプション機能		本籍地等の戸籍情報については、機微情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・区分については1月1日現在の区分とすること ・住基あり（住基なし）、転出予定、転出確定、の情報を取り込みできること			
			2	0100017 住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ・住民記録情報＞ ・世帯番号	標準オプション機能		本籍地等の戸籍情報については、機微情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・世帯番号は、住基情報の世帯番号と同一の番号とすること			
			2	0100018 住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ・住民記録情報＞ ・郵便番号	標準オプション機能		本籍地等の戸籍情報については、機微情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	必須				
			2	0100019 住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ・住民記録情報＞ ・本籍地	標準オプション機能		本籍地等の戸籍情報については、機微情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	必須				
			2	0100020 住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ・国籍	標準オプション機能		本籍地等の戸籍情報については、機微情報であり、税務システムでの保持の可否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 また、氏名の履歴、在留資格等の課税の根拠として直接利用しない情報についても標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.9.			0100022 住民記録情報の取り込みは下記に対応できること。 （実施頻度：即時　実施手法：自動） なお、脱課期日時点の情報を取り込んだ場合は、基本情報の自動更新をしないよう制御できること（機能の詳細は「通知」（予定）転出・遷及転入者管理」の機能に定義した通り）。	実装必須機能			必須				
	1.1.10.			0100023 国民健康保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。	実装必須機能	1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	新年度の台帳作成に必要な国民健康保険情報の取得及び台帳に情報反映する機能。 1.1.2.で規定した情報の内、国民健康保険情報について、取得方法や活用方法の詳細を記載している。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・課税の根拠とする情報は、住基外の国保情報とすること。			
	1.1.11.	1		0100024 国民健康保険情報として以下の情報を取り込みできること。 なお、選付がある場合は選付後納付額を取り込むこと。 ・国民健康保険情報＞ ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）	実装必須機能			必須				
	1.1.12.			0100025 国民健康保険情報として以下の情報を取り込みできること。 ・国民健康保険情報＞ ・現在の加入有無	標準オプション機能		前年中の納付額に係る選付額等の参考情報として、一定程度の利用は見込めるが、課税の根拠として直接利用しない情報については、標準オプション機能としている。	任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		審査事項への対応予定（ベンダ回答）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.13.		0100027	介護保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。	実装必須機能	1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	新年度の台帳作成に必要な介護保険情報の取得及び台帳に情報反映する機能。 1.1.2で規定した情報の内、介護保険情報について、取得方法や活用方法の詳細を記載している。	必須				
	1.1.14.	1	0100028	介護保険情報として以下の情報を取り込みできること。 なお、遡付がある場合は遡付後納付額を取り込むこと。 ＜介護保険情報＞ ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）	実装必須機能			必須				
		2	0100029	介護保険情報として以下の情報を取り込みできること。 ＜介護保険情報＞ ・現在の加入有無	標準オプション機能		「現在の加入有無」は、問い合わせ対応の際に、関係部門との円滑な連携などを目的とした項目であり、実装することで住民サービスの向上が一定程度見込める。ただし、基本的には加入条件が65歳以上と明確であり、問い合わせ頻度も多くないことが想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.15.		0100030	介護保険情報の取り込みを任意の日付を指定して実施できること。	実装必須機能			必須				
	1.1.16.		0100031	生活保護情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。	実装必須機能	1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	新年度の台帳作成に必要な生活保護情報の取得及び台帳に情報反映する機能。 1.1.2で規定した情報の内、生活保護情報について、取得方法や活用方法の詳細を記載している。	必須				
	1.1.17.	1	0100032	生活保護情報として以下の情報を取り込みできること。 ＜生活保護情報＞ ・生活扶助対象者情報	実装必須機能			必須				
		2	0100033	生活保護情報として以下の情報を取り込みできること。 ＜生活保護情報＞ ・生活保護の受給開始 ・生活保護の受給開始 ・生活保護の受給停止 ・生活保護の受給停止解除 ・生活保護以外の扶助（住宅扶助・医療扶助等）	標準オプション機能		生活保護の受給開始・廃止・停止・停止解除は、最新状況の把握のための参考情報であり、課税の根拠として直接利用しない情報であるため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・オンライン入力ではなく、一括処理によるデータ取込とすること。			
	1.1.18.		0100034	生活保護情報の取り込みを任意の日付を指定して実施できること。	実装必須機能	1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。		必須				
	1.1.19.		0100035	後期高齢者医療保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。	実装必須機能	1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	新年度の台帳作成に必要な後期高齢者医療保険情報の取得及び台帳に情報反映する機能。 1.1.2で規定した情報の内、後期高齢者医療保険情報について、取得方法や活用方法の詳細を記載している。	必須				
	1.1.20.	1	0100036	後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取り込みできること。 なお、遡付がある場合は遡付後納付額を取り込むこと。 ＜後期高齢者医療保険情報＞ ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）	実装必須機能			必須				
		2	0100037	後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取り込みできること。 ＜後期高齢者医療保険情報＞ ・現在の加入有無	標準オプション機能		「現在の加入有無」は、問い合わせ対応の際に、関係部門との円滑な連携などを目的とした項目であり、実装することで住民サービスの向上が一定程度見込める。ただし、基本的には加入条件が明確であり、問い合わせ頻度も多くないことが想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.21.		0100038	後期高齢者医療保険情報の取り込みを任意の日付を指定して実施できること。	実装必須機能			必須				
	1.1.22.		0100039	障害者情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。	実装必須機能	1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	新年度の台帳作成に必要な障害者情報の取得及び台帳に情報反映する機能。 1.1.2で規定した情報の内、障害者情報について、取得方法や活用方法の詳細を記載している。	必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	本市要請事項		請求事項への対応予定（ペナリ回答）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.23.	1	010004 0	障害者情報として以下の情報を取り込みできること。 ・<障害者情報> ・障害者情報（該当者及び控除の判定に必要な情報） ※障害者情報には以下の2点も含む。 ・障害者控除認定書の情報及び障害者控除認定書の区分 ・障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている者	実施必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・障害者非課税とすべき対象者も把握できること。			
		2	010004 1	障害者情報として以下の情報を取り込みできること。 ・<障害者情報> ・障害者手帳の種類 ・障害者手帳の等級	標準オプション機能			任意				
		3	010004 2	障害者情報として以下の情報を取り込みできること。 ・<障害者情報> ・初回手帳交付年月日 ・手帳返還年月日 ・手帳再交付年月日 ・有効期間終了年月日	標準オプション機能		1.1.2.の機能により、賦課期日時点で課税業務に必要な障害者情報を取得するものとしていたことから、手帳交付年月日等の参考情報としての利用を主目的とする情報については、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.24.		010004 3	障害者情報の取り込みを任意の日付を指定して実施できること。	実施必須機能	1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。		必須				
	1.1.25.	1	010004 4	住在外者全てを引き継ぐか、前年課税のある対象者又は前年課税の被扶養実職がある者（通関地被扶養者を含む）を引き継ぐかを選択できること。	実施必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・前年課税者を引き継ぎ対象（連携による管理等）とすること。			
		2	010004 5	住在外者で、転出届を提出しているが転入通知が未着の対象者を住民として引き継ぐか選択できること。（離世消除者を除く）	標準オプション機能		住在外者で、転出届を提出済みで転入届未提出の者や普通徴収の者、事業所・家庭教師課税に該当する場合の取り扱いについては、対象者の賦課期日時点の状況を調査後に新年度の台帳に反映する運用や、新年度台帳に反映後に状況確認を実施のうえで結果を反映（台帳からの削除等）を実施する運用が想定され、団体の状況（職員数や対象者数等）により、最適な運用が異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 なお、対象者の抽出は、前年度情報を基からEUCでの抽出が可能であるため、選択して反映不要とする機能がなくても、対象者を確認して登録の削除の運用は可能と判断している。	必須				
		2	010004 6	住在外者で、普通徴収や事業所・家庭教師課税を引き継ぎの対象外とすることを選択できること。	標準オプション機能		住在外者で、転出届を提出済みで転入届未提出の者や普通徴収の者、事業所・家庭教師課税に該当する場合の取り扱いについては、対象者の賦課期日時点の状況を調査後に新年度の台帳に反映する運用や、新年度台帳に反映後に状況確認を実施のうえで結果を反映（台帳からの削除等）を実施する運用が想定され、団体の状況（職員数や対象者数等）により、最適な運用が異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。 なお、対象者の抽出は、前年度情報を基からEUCでの抽出が可能であるため、選択して反映不要とする機能がなくても、対象者を確認して登録の削除の運用は可能と判断している。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・機能ID 0100044にて引き継ぐ選択をしなれば、引き継ぎ対象外とすること。 ・本市において引き継ぎの対象外として設定しているかを勘案し、条件に応じて任意に変更できること。			
	1.1.26.	1	010004 7	納税義務者の選付口座情報については、収納管理システムの口座情報を参照できること。	実施必須機能		納税義務者の正確な口座情報の把握は、収納業務で実施するものであるため、課税業務では登録済の情報を確認する機能を実装必須機能とした。	必須				
		2	010004 8	納税義務者の選付口座情報については、収納管理システムの口座情報を管理（設定・保持・修正）できると。	標準オプション機能		申告書等の記載を基にした登録や更新は収納業務の範囲と判断し、標準オプション機能としている。	不要				
	1.1.27.		010004 9	課税資料の関連付けや被扶養者として課税対象者との関連付けを行うため、前年中の死亡・転出・消除者を含めて、基本情報を登録できること。	実施必須機能		賦課期日時点の住民ではない者の課税根拠資料を収受した際に、他団体回送等の後続処理を実施するため、実装必須機能としている。	必須				
	1.1.28.		010005 0	既に課税情報の登録があるものについて削除の操作をした際に、注意喚起のアラートがあること。	実装必須機能		課税漏れを防止、正確な課税を実施するため、実装必須機能としている。	必須				
	1.1.29.		010005 1	課税対象者個人に対して、メモを管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		台帳項目で管理しきれない情報や引継ぎ内容等を記録するため、実装必須機能としている。	必須				
	1.1.30.		010005 2	資料番号に対する検索結果から個人を指定し、基本情報の修正、削除及び照会ができること。	標準オプション機能		課税根拠資料の資料番号から個人を特定する際に利用する機能を想定しているが、必要性が業務状況により異なるものであるため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・資料番号検索により個人情報画面に遷移できること。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		重要事項への対応予定（ベンダ評価）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	1.1.31.		010005 3	社会保険・税番号制度対応を実施していること。 ・個人番号（マイナンバー）の管理 ・他団体等との所得情報の照会事務 ・マイナンバー真正性確認事務 ・個人番号未付番の住登外課税者を任意の条件で抽出し、住基CSへの一括照会データを出力できること など ※個人番号（マイナンバー）の管理については、社会保険・税番号制度対応に必要な機能を実装できていれば、団体内統合宛名等のサブシステムでの管理を想定する仕様も可とする。	実装必須機能		社会保険・税番号制度に対応するため必須となる機能であるため、実装必須機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・マイナンバー検索も可能とすること。			
	1.1.32.		010005 4	住登外情報として、賦課期日現在住所及び賦課期日住登地をそれぞれ管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		住登外情報として、賦課期日時点の住所及び住登地を管理し、照会先団体を正確に把握するため、実装必須機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・マイナンバー検索も可能とすること。			
	1.1.33.		010005 5	情報提供ネットワークシステムを用いて、住登外課税者の障害手帳情報及び生活保護情報の照会が行えること。	標準オプション機能		住登地の業務状況により、情報の取得可否が異なる場合があり、手作業での照会業務や本人等からの申告情報を基に情報を登録する業務も想定されることから、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.70.		010070 4	基本情報として、合併市、市区町村コードを管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能			任意				
	1.1.34.	世帯管理	010005 6	配偶者、被扶養者及び専従者等の関連付けを行い、世帯の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、所得金額調整控除の対象となる者で、他の納税者の扶養親族等とされている「扶養控除」または「障害者控除」の対象とならない扶養親族であって、特別障害者または23歳未満である者についても同様の関連付けによる管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能		課税業務に必要な世帯情報を把握するための機能であり、住民記録情報の世帯とは別に、世帯外や住登外の被扶養者、配偶者についても管理する機能を実装必須機能としている。 また、個別及び一括にて世帯を管理することを想定している。	必須				
	1.1.35.		010005 7	寡婦対象者情報として離別・死別を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		申告相談の際に通順な手続きを案内するための参考情報としての利用を想定しているが、システムでの管理がなくとも業務の実施は可能なため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・当機能で離別・死別の管理を行うこと。			
	1.1.36.		010005 8	扶養重複の調査のため、被扶養者等の二重登録（被扶養者として登録済みの個人を別の課税対象者の被扶養者として登録すること）ができること。 相互扶養の管理（設定・保持・修正）ができること。 被扶養者と専従者の二重登録ができること	実装必須機能	扶養重複の調査を目的に、一時的に扶養重複となる状態を許容するための機能としている。		必須				
	1.1.37.		010005 9	世帯外被扶養者の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 住登外被扶養者についても管理（設定・保持・修正）できること。 世帯外配偶者を管理（設定・保持・修正）する機能を有すること（被扶養者でない者を含む）。	実装必須機能			必須				
	1.1.38.		010006 0	基本情報から、世帯情報が確認できること。	実装必須機能		基本情報と同一画面に世帯情報が表示される。基本情報から世帯情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。	必須				
	1.1.39.		010006 1	世帯情報から、個人の基本情報が確認できること。	実装必須機能		世帯情報と同一画面に個人の基本情報が表示される。世帯情報から個人の基本情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・世帯番号から、世帯情報の画面を表示でき、個人の情報管理の確認できること。			
	1.1.40.	1	010006 2	被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているかの確認できること。	実装必須機能		被扶養者の所得情報や被扶養者から見た扶養情報と同一画面に扶養者の情報（誰の被扶養者となっているかを確認できる情報）が表示される。扶養者の情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。	必須				
		2	010006 3	所得金額調整控除対象の扶養親族から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているかの確認できること。	標準オプション機能		必須機能とは別に、制度上の取り扱いを明確にした画面遷移とすることで、事実調査等の業務を円滑に実施することを目的とした機能であるが、当該業務での必要性については、事務の実施方法により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。	必須				
		2	010006 4	専従者の所得情報や専従者から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているか又は専従主は誰か確認できること。	標準オプション機能		必須機能とは別に、制度上の取り扱いを明確にした画面遷移とすることで、事実調査等の業務を円滑に実施することを目的とした機能であるが、当該業務での必要性については、事務の実施方法により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。	必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		重要事項への対応予定（ベンダ指摘）		
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項		
	1.1.41.		0100065	同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認すること。 扶養重複のチェック結果は任意のタイミングで確認できること。	実装必須機能	当初課税時期に、一時的に扶養重複となる状態を許容できるよう、任意のタイミングでのチェック機能としている。		必須					
	1.1.42.		0100066	個別に扶養情報を登録する場合、前年の扶養者情報から引き継いで（前年の扶養者情報から、任意の情報を選択して）登録できること。	標準オプション機能		扶養情報の個別登録が多い場合は必要性が高い機能だが、扶養情報登録を電子データ取込みを主体とする場合は、必要性は低くなる想定であるため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・個別に前年データを閲覧参照したうえで、オンラインで登録できること。				
	1.1.43.		0100067	住民記録世帯とは別に税世帯を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能			必須					
	1.1.44.		0100068	世帯台帳を一括作成できること（世帯ごとの情報（前年の賦課情報）一覧の台帳）	標準オプション機能		システムより出力した紙の世帯台帳を管理する運用を想定した機能だが、可能であれば紙票での管理はせず、ペーパーレス化が望ましいため、標準オプション機能としている。	不要					
	1.1.45.	物件情報管理	0100069	家屋数・事業所課税対象者の物件情報（所在地、方書き、郵便番号及び電話番号）を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能（※）	本機能により、物件の存在確認のため所在地等でのリストを作成（EUC出力を想定）し課税資料や所在地の実地調査に利用できるような情報を管理できること。 ※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	家屋数・事業所課税対象者の物件情報を管理する必須機能であるため、実装必須機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・事業所・家屋数の区分、及び、事業所であれば、開業日及び廃止年月日の設定もできること。				
	1.1.46.	事業所情報管理	0100070	事業所情報として、納入区分（特別徴収・普通徴収）を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		実現性評価や他の機能から判断できることから、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	必須					
	1.1.47.	1	0100071	事業所情報には、基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 なお、特別徴収義務者指定番号は、自動付番のほかに、個別指定にも対応すること。 ＜基本情報＞ ・法人番号（個人事業主の場合は個人番号） ・事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字・ふりがな） ・連絡先 ・所在地 ・送付先 ・メールアドレス ・個人事業主・法人の区分 ・電子申告 ・特別徴収義務者指定番号 ・eTAXの納税者ID	実装必須機能			必須					
		1	0100075	事業所情報には、基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ・eTAXの納税者ID（※同一事業者にて複数の納税者IDが登録できること）	標準オプション機能			任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・同一事業者にて複数の納税者IDを登録できること。				
		2	0100072	事業所情報には、基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 なお、特別徴収義務者指定番号は、自動付番のほかに、個別指定にも対応すること。 ＜基本情報＞ ・返戻有無 ・休業 ・納税区分（法人・個人・廃業・解散及び取消） ・除税年月 ・異動入力日 ・旧法人名 ・旧所在地 ・メモ	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須					
		3	0100073	事業所情報には、基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・事業所名（「・」等の記号）	標準オプション機能		事業所情報として、一定の必要性があるが、管理項目として必須としなくとも運用が可能な項目について、標準オプション機能としている。	必須					
		3	0100074	事業所情報には、基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・本店（所在地・方書き・郵便番号・電話番号）	標準オプション機能		事業所情報として、一定の必要性があるが、管理項目として必須としなくとも運用が可能な項目について、標準オプション機能としている。	任意					

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		経費事項への対応予定（ベンダ開拓）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
		3	0100075	事業所情報には、基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・除籍区分（被合併）	標準オプション機能		事業所情報として、一定の必要性があるが、管理項目として必須としなくとも運用可能な項目について、標準オプション機能としている。	任意				
		3	0100076	事業所情報には、基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・eTAXの利用者ID	標準オプション機能		事業所情報として、一定の必要性があるが、管理項目として必須としなくとも運用可能な項目について、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.47.	3	0100706	事業所情報には、基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・eTAXの利用者ID（※同一事業者にて複数の利用者が登録できること）	標準オプション機能		事業所情報として、一定の必要性があるが、管理項目として必須としなくとも運用可能な項目について、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.48.		0100077	特別徴収税額決定、変更通知の送付希望を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜送付希望＞ 電子媒体での受取希望（eTAX以外）、早期発送希望、手渡し希望（同じ市役所関係の特別徴収など）、特別徴収税額決定通知の納税義務者用（3号別表）のみ希望	標準オプション機能	電子媒体での受取希望（eTAX以外）は令和5年度以前の区分を管理すれば、本機能要件を満たすこととする	詳細な送付希望の管理は、事業者要望に於いて、柔軟に対応することを目的とした機能であり、管理する事業者数や団体の体制により、柔軟な対応の可否や必要性が異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。	必須				
	1.1.49.		0100078	他税目で作成した事業所情報を反映して、個人住民税の事業所情報を一括又は個別に登録できること。	標準オプション機能		他税目で作成した事業所情報を個人住民税で利用したい場合を想定した機能であり、他税目の更新状況や管理項目により、機能の必要性が異なることから、標準オプション機能としている。	任意	他税目で作成した事業所情報を個人住民税で利用（入力）する場合に、法人マスタ情報を活用できる等、入力の一助となる機能の実装を希望する			
	1.1.50.		0100079	事業所情報から送付先を確認できること。	実装必須機能		事業所情報と同一画面に送付先情報が表示される、事業所情報から送付先情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。	必須				
	1.1.51.		0100080	eTAXからの利用履歴情報の連携が行えること。新規に登録が必要な事業所については、取り込んだ情報から登録ができること。	標準オプション機能		単一の利用年度で、複数の指定番号に対応する場合や利用年度の内容から新規と判断される場合であっても実際は既に指定番号を取得済みの場合があるなど、取り込む場合に正確な管理が図れるようになる可能性もあることから、標準オプション機能としている。	必須				
	1.1.52.		0100081	eTAXでの利用届出及び給付支払報告書を取り込み、現年度の特別徴収義務者情報の自動更新を行った場合は、更新した項目をリストに出力できること。	標準オプション機能			必須	システムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.1.82.	1	0100082	税務システムの事業者情報と、法人基本3情報データ（事業所名・住所・法人番号 ※国税庁法人番号公表サイトよりダウンロードして入手）を統合し、以下の差異がある事業者を出力（紙またはCSV）すること。 ＜差異＞ ・基本3情報と統合したが税務システムに法人番号登録なし ・基本3情報と統合したが税務システムの法人番号と差異あり ・基本3情報と統合した事業所が複数あり ・基本3情報と統合し同一法人番号であるが、事業所名または住所（〒番き・ビル名等有無）が異なるもの ・税務システムに法人番号が登録されているにもかかわらず、基本3情報と統合なし	標準オプション機能		事業所情報の登録数が多く、登録頻度も高い団体等においては、業務の効率化を目的に必要とされる場合があることを考慮し、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100707	税務システムの事業者情報と、法人基本3情報データ（事業所名・住所・法人番号 ※国税庁法人番号公表サイトよりダウンロードして入手）を統合し、一括もしくは個別で税務システムの事業者情報を更新できる。	標準オプション機能			任意				
	1.1.53.	特別徴収義務者情報管理	0100083	事業所情報から特別徴収義務者情報を確認できること。	実装必須機能		事業所情報と同一画面に特別徴収義務者情報が表示される、事業所情報から特別徴収義務者情報を呼び出す等を想定した機能として記載している。 また、特別徴収義務者情報は事業者情報で納入区分（特別徴収・普通徴収）を管理しない場合には、事業所情報に包含して管理されることを想定している。 画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、要件を定義している。 課税業務に必要な特別徴収義務者情報を把握するのに必須機能であるため、実装必須機能としている。	必須				
	1.1.54.	1	0100084	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・給付支払報告書の個人明細件数（実際に提出された個人明細件数と差異が認められる場合には、総括表の個人明細件数を訂正可能とすること） ・△モ（事業所情報との共通とすることも可）	実装必須機能			必須				

009005_4_機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		重要事項への対応予定（ベンチマーク）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2		0100085	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・電話番号(会社経理担当、税理士・会計士及び給与事務委託先)	標準オプション機能			必須				
	2		0100086	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・内線番号	標準オプション機能			任意				
	2		0100087	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・担当係	標準オプション機能			必須				
	2		0100088	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・会計事務所情報(名称及び電話番号)	標準オプション機能			必須				
	2		0100089	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・給与受領関係(受領年月日、提出市区町村数、受給者総人数及び報告書人員)	標準オプション機能			必須				
	2		0100090	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・特別徴収の指定・不指定	標準オプション機能			任意				
	2		0100091	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・給与支払報告書形態区分(紙・電子媒体・eTAX)	標準オプション機能			必須				
	2		0100092	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・市区町村内外区分	標準オプション機能			必須				
	2		0100093	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・支払者区分(法人、白色個人、青色個人、年金支払者及び退職所得)	標準オプション機能			任意				
	2		0100094	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・各種サイン(私製納入書、総括表、催告状、税額決定書及び新年度削除)	標準オプション機能			必須				
	2		0100095	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・他年度台帳の有無	標準オプション機能			任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・台帳に係る賦課決定の情報を5年間保持すること。			
	2		0100096	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・給与支払報告書番号	標準オプション機能			任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		事業計画への対応予定（ベンチマーク）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び満足事項	対応方針の詳細及び満足事項
	1.1.54.	2	0100097	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・納付書送付要否	実装必須機能			必須				
		2	0100098	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・税額通知(特別徴収義務者用の送付形態(紙/電子))	実装必須機能			必須				
		2	0100686	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・税額通知(納税義務者用の送付形態(紙/電子))	実装必須機能			必須				
	1.1.55.	2	0100099	特別徴収義務者情報の基本情報として次の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜基本情報＞ ・収納情報	標準オプション機能			必須				
			0100100	特別徴収義務者ごとに納入期間を通知日の翌月ではなく、通知日の翌々月とするかの設定を管理（設定・保持・修正）できること。 当初試算、更正時に設定に応じて、納入開始月、変更開始月等を判断できること。 また、年度途中での設定変更が可能なこと。	標準オプション機能			任意				
			0100101	特別徴収義務者宛に行う照会（住民登録地や扶養）状況の確認ができること。	標準オプション機能		照会に関する事業所からの相談等に対し、回答する際の参考情報としての利用を目的とした機能であるが、必ずしも参照が必要とは限らないため、標準オプション機能としている。	必須				
	1.1.57.		0100102	当該年度の給与支払報告書の提出、特別徴収税額決定通知書の発送がある場合、特別徴収義務者情報を削除できないこと。	実装必須機能			必須				
	1.1.58.		0100103	給与支払報告書の個人別明細の内訳内数（特別徴収・普通徴収（退職）・普通徴収（その他））を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須					
	1.1.59.		0100104	個人別明細なしの給与支払報告書について、受付の有無を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須					
	1.1.60.		0100105	個人事業主について、特別徴収義務者情報と事業主個人の基本情報は分けて管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能			必須				
	1.1.61.		0100106	特別徴収義務者情報と事業主個人の住民記録情報を関連付け、異動情報の分類（死亡、転居、及び削除）を確認できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須					
	1.1.62.	1	0100107	特別徴収義務者単位での調定情報（月割額及び特別徴収総額（年額））を確認できること。	実装必須機能			必須				
		2	0100108	特別徴収義務者単位での調定情報（退職分離課税分の調定額）を確認できること。 ＜調定情報＞ ・個人ごとの税額	標準オプション機能		退職分離課税分の調定額については、必ずしも参照が必要な情報ではないため、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100109	特別徴収義務者単位での調定情報（退職分離課税分の調定額）を確認できること。 ＜調定情報＞ ・特別徴収義務者の納入額	標準オプション機能		退職分離課税分の調定額については、必ずしも参照が必要な情報ではないため、標準オプション機能としている。	任意				

009005_4.機能要件 010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調整）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2		0100110	特別徴収義務者単位での調定情報（退職分離課税分の調定額）を確認できること。 ＜調定情報＞ ・納入月ごとの調定額	標準オプション機能		退職分離課税分の調定額については、必ずしも参照が必要な情報ではないため、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.63.		0100111	事業所ごとに①特別徴収納入書や給与支払報告書（総括表）送付の要・不要、②eTAX税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の送付方法を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能			必須				
	1.1.64.		0100112	eTAX税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の送付方法の設定及びeTAX税額通知用のメールアドレスを給与支払報告書の情報に基づき管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能			必須				
	1.1.65.		0100113	eTAX利用者情報より納税者IDに紐づく事業所の指定番号を特定し、一括又は個別に管理（設定・保持・修正）ができること ※資料登録における事業所指定番号の特定、eTAX税額通知の送付時に使用	標準オプション機能		eTAX利用者情報を取り込み情報を更新する運用とeTAX利用者情報を参照しながら事業所の指定番号の正誤を確認しつつ個別に登録する運用が想定されるため、標準オプション機能としている。	必須				
	1.1.66.		0100114	納期特例情報（適用、解除）、納期の特例の開始月、終了月を管理（設定・保持・修正）できること	実装必須機能			必須				
	1.1.67.		0100115	納期特例を承認した事業者に対して、納期特例承認通知書（決定内容の記載あり）を出力できること。	標準オプション機能		対象事業者数の多い等の団体の状況により、システムからの出力の必要性が高まることが想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.68.		0100116	納期特例を取り消した事業者に対して、納期特例取消通知書を出力できること。	標準オプション機能		対象事業者数の多い等の団体の状況により、システムからの出力の必要性が高まることが想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				
	1.1.69.	1	0100117	特別徴収義務者情報に紐づく、異動のあった個人を確認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 ＜抽出条件＞ ・氏名 ・かな氏名 ・生年月日 ・事業所内一連番号（特別徴収税額通知に印字するため自動採番される事業所内個人の通し番号） ・受給者番号（事業所から提出される給与支払報告書等に記載されている受給者番号） ・月額額（登録されている月額額を、月を指定して抽出する） ・年税額 ・個人番号	実装必須機能			必須				
	2		0100118	特別徴収義務者情報に紐づく、異動のあった個人を確認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 ＜抽出条件＞ ・異動年月日（バッチ処理日ごとに異動があった人の抽出が可能） ・異動事由 ・入力日（範囲指定可能） ・月次処理ごとの更新対象者	標準オプション機能		特別徴収義務者からの問い合わせに柔軟に対応することを目的とした機能であり、管理する事業者の問い合わせ状況により、柔軟な対応の可否や必要性が高まることが想定されるため、標準オプション機能としている。	必須				
	1.1.70.		0100119	特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を確認できること。 また、特別徴収義務者に紐づく個人を以下の条件を指定して抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・氏名、かな氏名 ・生年月日 ・事業所内一連番号（自動採番される事業所内個人の通し番号） ・受給者番号 ・月額額 ・年税額 ・個人番号	実装必須機能		特別徴収義務者からの問い合わせに柔軟に対応することを目的として、基本的な抽出条件となる項目を実装必須機能としている。	必須				
	1.1.71.	年金特別徴収義務者情報管理	0100120	年金特別徴収義務者の以下の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜年金特別徴収義務者情報＞ ・年金特別徴収義務者名 ・eTAX年金保険者コード ・法人番号	実装必須機能		年金特別徴収義務者情報を管理する必須機能であるため、実装必須機能としている。	必須				
1.1.72.	1	遡及（予定）給出・遡及・給入者管理	0100121	遡及（予定）給出・遡及・給入者の情報を自動又は任意で抽出し、基本情報（賦課期日現在住民）として個別及び一括にて管理（設定・保持・修正）できること。 ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認すること。	実装必須機能		住民記録情報を基にした遡及異動（データ取込みによる一括処理を想定）及び個別に把握した遡及異動情報に対応するための個別の管理とすることは必須であるが、既に課税情報が登録されているものについては、職員が確認の上、対応することとして整理している。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・「遡及（予定）給出・遡及・給入者」の管理については、一度でも確認できること。			

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要否分類	本庁要求事項	要求事項への対応予定（ベンゾ回答）		
										固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
		2		010012	2	国及更新された氏名・納税・世帯の情報を自動又は任意で抽出し、基本情報（賦課期日現在在員）として個別及び一括にて管理（設定・保持・修正）できると。ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認できること。	標準オプション機能		氏名・納税・世帯の情報を一括で、本人からの申告等ではなく、住民記録情報に基づき自動で対応するため、標準オプション機能としている。	不要			
				010012	3	外国からの転入者について、出国から一年未満での入国であるかを確認、抽出ができること。	標準オプション機能			任意			
		1.1.7.1.		1	010012	4	納税承継人、納税管理人・成年後見人・保佐人・補助人、相続人、相続人代表者及びその他を管理（設定・保持・修正）できると。 納税承継人等の設定は、既に登録されている宛名との紐付けを行うことができ、直接送付先を入力することも可能であること。	実装必須機能	「納税承継人・納税管理人・成年後見人・保佐人・補助人・相続人・相続人代表者」以外の肩書きの場合は、「その他」を選択して、登録することを想定している。	納税承継人・納税管理人・成年後見人等の情報を正確に把握し、納税通知書の送付等を確実に実施するために必要な機能を実装必須機能としている。	必須		
					010012	5	破産管財人、代表者及び法定相続人を管理（設定・保持・修正）できると。 相続人及び相続人代表者は、納税義務者が死亡している場合のみ入力可能とする機能	標準オプション機能		その他としての管理も可能であるが、団体により、個別項目として管理が必要な頻度で発生している場合に対応するため、標準オプション機能としている。	不要		
		1.1.7.5.			010012	6	納税承継人等に紐づく、全ての納税義務者を確認できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差があること等を勘案し、当分の間、「標準オプション機能」へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準情報システムへの移行期における過渡的なものも整理しており、今後、標準情報システムの間接・輸入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、報道段階で決定される。	必須			
		1.1.7.6.			010012	7	納税管理人等に送付する場合、宛先を「〔納税管理人等肩書き〕〔納税管理人等氏名〕様」様（課税対象者氏名様）分」として印字できると。 ただし、肩書きにその他が選択されている場合は、「〔納税管理人等肩書き〕」は印字されないよう制御できると。 （例）「納税管理人 山田太郎」、課税対象者：山田一郎の場合、宛先の印字は以下の通りとなる。 「納税管理人 山田太郎 様（山田一郎 様のみ）」	標準オプション機能	「様」について、以下のどちらかとするかについては、事業者のワークフローに合わせることでよい。 「〔送付先氏名〕様（〔納税義務者氏名様〕分）」 「〔送付先氏名〕様（〔納税義務者氏名様〕分）」	納税管理人等が宛名の記載から、どの課税対象者分かを判断するための機能であり、住民等へのサービス向上を目的とした機能だが、送付物の本文等を確認すれば把握可能な情報であるため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本庁運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 -課税対象者氏名について印字、非印字の制御ができること。	
	1.1.7.7.		010012	8	相続人代表者届出書や納税管理人届出書の依頼状況（どれに、いつ依頼したのか）を管理（設定・保持・修正）できると。	標準オプション機能		依頼状況を確認したうえで、実際の届出状況の確認や届出のないもの抽出、同様の依頼を実施する他部門への状況の共有を想定した機能だが、直接課税業務に必須となる機能ではないため、標準オプション機能としている。	任意				
		1.1.7.8.	送付先管理	010012	9	個人住民税・森林環境税の送付先（氏名、住所、名称、所在地、電話番号、郵便番号及び設定理由）を管理（設定・保持・修正）できると。 ・特別徴収義務者と「納税義務者」それぞれ別の送付先を設定できること。	実装必須機能		各種通知書作成に必要な送付先情報の管理は、必須の機能として整理しています。 なお、個人住民税と森林環境税とで同一の送付先が管理できれば本機能要件を満たすものとする。	必須	当機能の本庁運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・特徴徴収者に対して納税告知を行う際には、納税義務者の住所について「（住基住所）や」支援措置対象者から申出のあった送付先」ではなく、本人が特徴徴収者に提出している住所（給報住所）の記載で通知を行っている。（支援措置対象者の住所情報保護のため） そのため、特徴徴収者の通知（書面、電子）に記載する住所については、給報住所を印字する。		
		1.1.7.9.		010013	0	送付先が設定されている場合、宛先を「〔送付先氏名〕様方（〔課税対象者氏名様〕分）」として印字できると。 （例）「送付先氏名：山田太郎」、課税対象者：山田一郎の場合、宛先の印字は以下の通りとなる。 「山田太郎 様（山田一郎 様分）」	標準オプション機能		送付先の受取人等が宛名の記載から、どの課税対象者分かを判断するための機能であり、住民等へのサービス向上を目的とした機能だが、送付物の本文等を確認すれば把握可能な情報であるため、標準オプション機能としている。	不要	当機能の本庁運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 -課税対象者を非印字とする。 （例）左記の場合「山田太郎 様」※山田一郎については印字しない。		
		1.1.8.0.		010013	1	特別徴収義務者の送付先に特別徴収に関する各種通知書の書類を送付する場合、宛先を「〔送付先宛所〕〔送付先氏名〕様（特別徴収義務者） 様分」として印字できると。	標準オプション機能		送付先の受取人等が宛名の記載から、どの特別徴収義務者分かを判断するための機能であり、サービス向上を目的とした機能だが、送付物の本文等を確認すれば把握可能な情報であるため、標準オプション機能としている。	不要	当機能の本庁運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・特別徴収義務者を非印字とする。 （例）左記の場合「〔送付先宛所〕〔送付先氏名〕様」		
		1.1.8.1.	送付先期間の管理	010013	2	送付先を変更する期間（変更開始日及び変更終了日）を管理（設定・保持・修正）し、通知書等へ反映できると。	標準オプション機能		送付先の移転、移設、転居等の予定を把握が可能な場合を想定した機能として、標準オプション機能としている。	任意			
1.2. 給与支払報告書（総括表）作成管理													
1.2.1.	1	給与支払報告書（総括表） 発送対象抽出	010013	3	以下から任意の条件を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・総括表発送対象の抽出時で特別徴収対象者あり ・総括表発送対象年度の前年に特別徴収対象者がいた事業者 ・総括表の送付の要・不要 ・前年の申告が電子申告（eTAX等）または紙の申告	実装必須機能		給与支払報告書（総括表）発送対象者の管理に必要な発送希望や送付設定の確認が必要となる抽出条件について、実装必須機能としている。	必須	当機能の本庁運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・以下の条件等も含め、その他抽出条件については本庁に任意で設定できること。 例：個人事業主で既に定まっている方を除外、特例を設けているが一定の規模以上の事業者			
			010013	4	一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できると。 <抽出条件> ・前々年退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所及び電子媒体での提出事業所以外の前年度給与支払報告書提出事業所	標準オプション機能		抽出日時点の総括表発送対象者（送付設定の抜け漏れ）を確認するために必要な機能であり、特別徴収義務者数が多い場合は効率的なために必要性は高いが、EUC等の汎用抽出機能での運用も可能と考えられるため、詳細な条件については、標準オプション機能としている。	必須				
			010013	5	一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・給与支払報告書（個人別明細書）の出力希望	標準オプション機能		抽出日時点の総括表発送対象者（送付設定の抜け漏れ）を確認するために必要な機能であり、特別徴収義務者数が多い場合は効率的なために必要性は高いが、EUC等の汎用抽出機能での運用も可能と考えられるため、詳細な条件については、標準オプション機能としている。	必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		事業者への対応予定（ベンダ別）	
								機能割当分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
			010013 6	一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。 ・＜抽出条件＞ ・送付が必要ない対象事業所を任意で指定できる。	標準オプション機能		抽出日時点の総括表発送対象者（送付設定の抜け漏れ）を確認するために必要な機能であり、特別徴収義務者数が多い場合は効率化のために必要性は高いが、EUC等の汎用抽出機能での運用も可能と考えられるため、詳細な条件については、標準オプション機能としている。	必須			
			010013 7	一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。 ・＜抽出条件＞ ・給与支払報告書（総括表）の発送希望	標準オプション機能		抽出日時点の総括表発送対象者（送付設定の抜け漏れ）を確認するために必要な機能であり、特別徴収義務者数が多い場合は効率化のために必要性は高いが、EUC等の汎用抽出機能での運用も可能と考えられるため、詳細な条件については、標準オプション機能としている。	必須			
			010013 8	一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。 ・＜抽出条件＞ ・新規登録事業所	標準オプション機能		抽出日時点の総括表発送対象者（送付設定の抜け漏れ）を確認するために必要な機能であり、特別徴収義務者数が多い場合は効率化のために必要性は高いが、EUC等の汎用抽出機能での運用も可能と考えられるため、詳細な条件については、標準オプション機能としている。	必須			
			010013 9	一定の条件（前年度情報等）を指定し、給与支払報告書（総括表）発送対象者を抽出できること。 ・＜抽出条件＞ ・普通徴収対象者しかない事業所	標準オプション機能		抽出日時点の総括表発送対象者（送付設定の抜け漏れ）を確認するために必要な機能であり、特別徴収義務者数が多い場合は効率化のために必要性は高いが、EUC等の汎用抽出機能での運用も可能と考えられるため、詳細な条件については、標準オプション機能としている。	必須			
			1.2.2.								
			010014 0	給与支払報告書（総括表）の発送情報（発送及び停止希望情報）を管理（設定・保持・修正）し、給与支払報告書（総括表）の作成処理に反映（停止希望のある事業者を作成対象から除外し、発送希望としたものは作成対象として処理）ができること。	実装必須機能			必須			
			1.2.6.								
			010014 1	システム外の一覧を取り込むことで、発送・発送停止情報を一括で登録・変更できること	標準オプション機能		特別徴収義務者の個別の発送希望に基づいた設定を原則とするが、一定の条件により一括で発送停止を入力する運用も想定され、この運用に対応するための機能を標準オプション機能としている。	必須			
			1.2.3.								
			010014 2	給与支払報告書（個人別明細書）の出力希望（発送希望及び発送希望なし）を管理（設定・保持・修正）し、給与支払報告書（総括表）の作成処理に反映（発送希望としたものは作成対象とし、発送希望なしの事業者は作成対象から除外して処理）ができること。	標準オプション機能		個人明細書をシステムから出力しているかについては、運用により異なるため、出力対象の管理機能についても標準オプション機能としている。	任意			
		1.2.4.	1	給与支払報告書（総括表）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 ・＜抽出条件＞ ・退職者のみの事業所、商業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給与支払報告書提出事業所 ・給与支払報告書（総括表）の発送希望	実装必須機能		当初課税対象者分の給与支払報告書の作成機能は必須であり、実装必須機能としている。	必須			
			2	給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。 ・＜抽出条件＞ ・退職者のみの事業所、商業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給与支払報告書提出事業所	標準オプション機能		データ出力や詳細な抽出条件については、印刷委託の有無等の運用差異により必要性が異なる（自庁内で大量印刷する場合は必須ではない等）と考えられるため、標準オプション機能としている。	任意			
		2	5	給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。 ・＜抽出条件＞ ・給与支払報告書（総括表）の発送希望	標準オプション機能		データ出力や詳細な抽出条件については、印刷委託の有無等の運用差異により必要性が異なる（自庁内で大量印刷する場合は必須ではない等）と考えられるため、標準オプション機能としている。	任意			
			6	給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。 ・＜抽出条件＞ ・給与支払報告書（個人別明細書）の発送希望	標準オプション機能		データ出力や詳細な抽出条件については、印刷委託の有無等の運用差異により必要性が異なる（自庁内で大量印刷する場合は必須ではない等）と考えられるため、標準オプション機能としている。	任意			
		2	7	給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。 ・＜抽出条件＞ ・期中に特別徴収切替届出書を提出し、新規で指定番号を採番（給与支払報告書の提出実績は無し）した事業所	標準オプション機能		データ出力や詳細な抽出条件については、印刷委託の有無等の運用差異により必要性が異なる（自庁内で大量印刷する場合は必須ではない等）と考えられるため、標準オプション機能としている。	必須			
			8	給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を一定の出力条件を指定し、作成できること。 ・＜抽出条件＞ ・前々年に給与の支払がなく給与支払報告書がないが、前年度（6月～12月）に特別徴収実績がある事業所	標準オプション機能		データ出力や詳細な抽出条件については、印刷委託の有無等の運用差異により必要性が異なる（自庁内で大量印刷する場合は必須ではない等）と考えられるため、標準オプション機能としている。	必須			
		1.2.5.	9	給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を随時印刷することができ、その時点での事業所登録状況により事業所指定番号を指定して出力できること。	標準オプション機能		印刷設定、住所登録の誤りや給与支払報告書（総括表）の芳名などの対応の再印刷や印刷印刷後に情報の修正を実施したもので給与支払報告書（総括表）送付までの期間で変動があった事業者等への対応を想定しているが、発生件数が多いことが予想されるため、標準オプション機能としている。	任意			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		事業計画への対応予定（ベンチマーク）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.3.申告書作成管理												
	1.3.1.	1	申告書発送対象抽出	0100709	以下の条件の要否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・年齢 ・未申告者 ・発送希望者 ・生活保護の有無 ・前年個人住民税申告書提出有無 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・前年度、確定申告提出者 ・事業所課税対象者 ・住外課税者 ・死亡者	実装必須機能		必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・前年度外交員報酬所得があった者も対象とできること。 ・前年度報酬の支払調書のあった者の把握ができること。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
				0100710	以下の条件の要否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・前年度情報（前年度の優先資料が個人住民税申告書であること）「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」 ・支援措置対象の設定有無 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・現年課税取消 ・他団体課税者	標準オプション機能		必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・申告案内書発送コードの一括設定を行うための入力ファイルをEUC機能にて抽出できること。 ・除外要件に該当する者でも対象者を絞って抽出対象とできること。			
				0100711	以下の条件の要否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・外国人 ・転出者 ・他団体課税者 ・前年度給与特例対象者	標準オプション機能		任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・申告案内書発送コードの一括設定を行うための入力ファイルをEUC機能にて抽出できること。 ・除外要件に該当する者でも対象者を絞って抽出対象とできること。			
	1.3.2.	1	申告書発送情報管理	0100152	個人住民税申告書の発送希望（発送及び停止希望情報）の管理（設定・保持・修正）ができ、一括で登録・削除ができること。また、前年の発送及び停止希望情報を引継ぎできること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準承認システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準承認システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必要な申告書の出力を防ぎ、効率的な帳票印刷を実現するため、個人住民税申告書の発送、発送停止の設定を管理する機能を実装必須機能としている。	必須			
				0100153	個人住民税申告書の発送希望（発送及び停止希望情報）の引継ぎ期間（永年又は単年）の設定できること。 送付実績の編集及び管理（設定・保持・修正）ができること	標準オプション機能		引継ぎ期間の設定は、年度ごとの設定の手間を省略し、効率的な運用を目的とするが、前年情報の引継ぎによる一括登録での対応でも運用は可能なため、標準オプション機能としている。	不要	・引継ぎ期間を設定できる機能は不要であるが、以下の対象者については抽出できること ・全引継ぎ対象者の一覧（かつ、営業・農業・不動産の収入がある対象者がわかる項目）を確認してチェックできること。 ・申告書を送付する対象者について、前年度の所得に営業、農業、不動産を有するかが確認できると		
	1.3.3.			0100154	個人住民税申告書の発送希望（発送及び停止希望情報）に応じて、申告書の作成処理（発送希望者分は出力し、停止希望分は出力しない制御）ができること。	実装必須機能		必須				
	1.3.4.			0100155	個人住民税申告書の発送希望者で、前年の営業・農業・不動産の収入がある対象者を抽出できること。	標準オプション機能		抽出日時点の申告書発送希望者を確認するために必要な機能であるが、詳細な条件については、各団体での対象者数等の状況によるため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・全引継ぎ対象者の一覧（かつ、営業・農業・不動産の収入がある対象者がわかる項目）を確認してチェックできること。（EUCで出力した一覧で確認できればよい）。		
	1.3.5.			0100156	税務署から受領する確定申告書の送付データを取り込み、「かな氏名」、「生年月日」を条件に業務システムデータと突き合わせ、同一人と判断できる分については、個人住民税申告書を出力しないよう制御できること。	標準オプション機能		税務署から確定申告書を送付済みの対象者への重複を避けることで、申告書の枚数を削減することを目的とした機能であるが、税務署データの受領と申告書の印刷スケジュールが合わない場合やそもそも税務署との調整をしていないことも想定されるため、標準オプション機能としている。	任意			
	1.3.6.			0100157	税務署から受領する確定申告書の送付データを取り込み、同一人と判断できなかった対象、安全条件に複数の個人が含れた場合の対象者を確認できること。	標準オプション機能			不要			
	1.3.7.	1	申告書作成	0100712	個人住民税申告書を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 ＜抽出条件＞ ・年齢 ・未申告者 ・発送希望者 ・生活保護の有無 ・前年住民税申告書提出有無 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・前年度、確定申告提出者 ・事業所・家庭数課税対象者 ・住外課税者 ・死亡者	実装必須機能		当初課税対象者分の個人住民税申告書の作成のために必要な機能について、実装必須機能としています。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・前年度確定申告ありや住外者の者でも今年度作成対象とできること。		

009005_4_機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.3.7.	2		010073	個人住民税申告書を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 ＜抽出条件＞ ・「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類（農業所得・営業所得・不動産所得の区分）」「更正事由」「転入・出時期（年月日での期間指定）」の指定	標準オプション機能			任意				
	2		0100161	個人住民税申告書を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 ＜抽出条件＞ ・支援措置対象の設定有無	標準オプション機能			任意				
	2		0100162	個人住民税申告書を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・異動届より転勤→一括処理対象者（現年度課税の転勤や一括徴収の対象者を除外する）	標準オプション機能			任意				
	2		0100163	個人住民税申告書を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・現年課税取消分	標準オプション機能			任意				
	2		0100164	個人住民税申告書を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・他団体課税者	標準オプション機能			任意				
	3		0100166	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜抽出条件＞ ・「前年住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類（農業所得・営業所得・不動産所得の区分）」「更正事由」「転入・出時期（年月日での期間指定）」の指定	標準オプション機能			不要				
	3		0100167	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜抽出条件＞ ・支援措置対象の設定有無	標準オプション機能			不要				
	3		0100168	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜抽出条件＞ ・年齢	標準オプション機能			不要				
	3		0100169	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜抽出条件＞ ・未申告者	標準オプション機能			不要				
	3		0100170	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜抽出条件＞ ・発送希望者	標準オプション機能			不要				
	3		0100171	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜抽出条件＞ ・生活保護の有無	標準オプション機能			不要				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	本市要求事項		請求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									国等の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
			3	010017 2	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・前年度、確定申告提出者	標準オプション機能			不要			
			3	010017 3	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・事業所・家庭数課税対象者	標準オプション機能			不要			
			3	010017 4	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・住外登録者	標準オプション機能			不要			
			3	010017 5	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・異動届より転勤・一括処理対象者（現年度課税の転勤や一括徴収の対象者を除外する）	標準オプション機能			不要			
			3	010017 6	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・死亡者	標準オプション機能			不要			
			3	010017 7	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・現年課税取消分	標準オプション機能			不要			
			3	010017 8	個人住民税申告書（簡易申告書）を以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 直接的に以下の条件での出力が出来ない場合は、類似の条件で対象者を抽出した後に個別での追加・削除が可能なこと。 ＜申告書発送者からの除外条件＞ ・他団体課税者	標準オプション機能			不要			
	1.3.8.	1	010017 9	事業所・家庭数課税分の申告書を一定の出力条件（前年度情報、未申告者、発送希望者及び事業所・家庭数課税の物件情報等）を指定し、作成できること。	標準オプション機能		事業所・家庭数課税分の申告書を対象に送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、標準オプション機能としている。	必須				
2		010018 0	事業所・家庭数課税分の申告書をデータで一括出力できること。	標準オプション機能		事業所・家庭数課税分の申告書を対象に送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、標準オプション機能としている。	必須					
1.3.9.	1	010018 1	申告案内文書（はがき含む）・個人住民税申告書を一定の出力条件（前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者及び生活保護の有無等）を指定し、作成できること。	標準オプション機能		申告書の送付とは別に申告の勧奨を送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・出力条件については、行政区ごとに指定し、出力日についても選択できること。				
	2	010018 2	申告案内文書（はがき含む）・個人住民税申告書をデータで一括出力できること。	標準オプション機能		申告書の送付とは別に申告の勧奨を送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、標準オプション機能としている。	任意					
1.3.10.			010018 3	申告案内文書の発送希望（発送及び停止希望）は、通常の申告書の発送希望（発送及び停止希望）と分けて管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		申告書の送付とは別に申告の勧奨を送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、標準オプション機能としている。	任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ別）	
								機能属性分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.4. 申告情報等登録処理	1.3.12.		010018 5	事業所・家庭教師等の申告の発送希望（発送及び停止希望）は、通常の申告書の発送希望（発送及び停止希望）と分けて管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		申告書の送付とは別に申告の助奨を送付する場合に利用する機能だが、全ての団体で対応している業務ではないため、標準オプション機能としている。	任意			
	1.3.13.	1	010073 3	個人住民税申告書を一括及び個別で発行できること。 なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。	実装必須機能			必須			
	1.4.1.		010018 6	以下の課税資料の電子データを取り込み、該当する個人（以下の紐づけに使用する項目を組み合わせて特定）及び事業者の基本情報と紐付けて、一括又は個別に管理（設定・保持・修正）ができること。 ＜課税資料＞ ・確定申告書・住民税申告書・特別徴収給与支払報告書・普通徴収給与支払報告書・公的年金等支払報告書・法定調書・ふるさと納税ワンストップ特例申告書 ＜電子データ＞ ・パソコンデータ・申告支援システムデータ・eTAX・媒体（光ディスク・磁気ディスク） ＜資料と個人の紐づけに使用する項目＞ ・個人番号・生年月日・カナ氏名	実装必須機能	課税資料と個人の紐づけは、申告の際の「個人番号の登録並び」や「同一カナ氏名かつ同一生年月日」を考慮した設定（項目の組み合わせや優先順位）であること。	課税資料情報を各種基本情報と紐づけて管理する機能は、正確な課税を実現するために必須であり、実装必須機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・課税資料宛名情報の「個人番号及び生年月日」、「生年月日及び氏名カナ」が一致する個人に紐づけできること。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。		
	1.4.2.		010018 7	電子データ（パソコンデータ及び申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人、事業者の基本情報を一括更新した際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・取り込んだデータが課税上のエラーに該当する場合や課税上申告された内容の要件をみたしているか等の確認を要する場合にアラートされること。		
	1.4.3.		010018 8	課税資料ごとにメモを設定、更新、参照ができること。	標準オプション機能		課税資料に対するメモの設定はサブシステムで実現している運用もあるため、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。		
	1.4.4.	1	010018 9	給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）については、以下の情報を管理できること。 ＜給与支払報告書情報＞ ・給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）の受付年月日	標準オプション機能			任意			
		2	010019 0	給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）については、以下の情報を管理できること。 ＜給与支払報告書情報＞ ・複数回提出（訂正給与支払報告書等）する事業所の提出日ごとの受付年月日	標準オプション機能			任意			
		3	010019 1	給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）については、以下の情報を管理できること。 ＜給与支払報告書情報＞ ・給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）の受付年月日ごとの提出枚数	標準オプション機能			不要			
		4	010019 2	給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）については、以下の情報を管理できること。 ＜給与支払報告書情報＞ ・複数回提出（訂正給与支払報告書等）する事業所の提出日ごとの受付年月日ごとの提出枚数	標準オプション機能			不要			
		5	010019 3	給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）については、以下の情報を管理できること。 ＜給与支払報告書情報＞ ・異動届出書による異動年月日	標準オプション機能			不要			
	1.4.5.		010019 4	課税対象者ごとに登録済みの資料を確認できること。 また、個別に課税資料の追加・修正・削除が行えること。	実装必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・各個人の基本画面から各資料の閲覧ができること。 また、各個人の課税資料のイメージの閲覧については、サブシステムでの実現を含めて対応する場合も可とする。		
	1.4.6.	1	010019 5	申告支援システムから出力される全ての課税資料データについて、一括での取り込みができること。	実装必須機能			必須	本市においては以下の運用を想定する。 下記明示の内容（当初課税以外の取込、年間通しての取込）が、特に必要な機能である。 ・ID0100195当初取り込みにおいては、税額計算用の合算データ、課税資料情報、被扶養者情報が取り込みできること。なお、年間通しての取込までは不要である。 ・各課税資料のデータを保持できること。		
		2	010019 6	申告支援システムから出力される全ての課税資料データ（被扶養者及び配偶者情報を含む）について、一括及び個別での取り込みを年間通して実施できること。	標準オプション機能		年間通しての取り込みは製品により実装有無がわかれるところであるほか、取り込むデータも、資料情報、合算データ、扶養情報等と多岐にわたるため、標準オプション機能としている。	必須	本市においては以下の運用を想定する。 下記明示の内容（当初課税以外の取込、年間通しての取込）が、特に必要な機能である。 ・ID0100195当初取り込みにおいては、税額計算用の合算データ、課税資料情報、被扶養者情報が取り込みできること。なお、年間通しての取込までは不要である。		

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市重要事項		重要事項への対応予定（ベンダ別）	
									国等の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
			2	0100197 ・申告支援システムから年間通して課税根拠となる合算データの取り込みが行えること。	標準オプション機能		年間通しての取り込みは製品により実装有無がわかれるところであるほか、取り込むデータも、資料情報、合算データ、扶養情報等と多岐にわたるため、標準オプション機能としている。	任意				
			2	0100198 ・申告支援システムから年間通して扶養情報の取り込みが行えること。	標準オプション機能		年間通しての取り込みは製品により実装有無がわかれるところであるほか、取り込むデータも、資料情報、合算データ、扶養情報等と多岐にわたるため、標準オプション機能としている。	必須	本市においては以下の運用を想定する。 下記明示の内容（当初課税以外の取込、年間通しての取込）が、特に必要な機能である。 ・ID0100195当初取り込みにおいては、税額計算用の合算データ、課税資料情報、被扶養者情報が取り込みできること。なお、年間通しての取込までは不要である。 ・税務システムで扶養関係の照合文書の作成及び出力が可能となること。			
	1.4.7.	1	0100199 確定申告書第一表、二表、三表の申告情報について、電子データ（OCRデータ等）を取り込み、一括更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。 当初及び例月（異動）のタイミングで実施出来、一括及び個別の更新に対応できること	実装必須機能		紙の確定申告書分やK S K 分の第二表等のイメージデータをベンダ等により電子データ化した場合の取込み機能であるため、実装必須機能としています。	必須					
			2	0100200 確定申告書第一表、二表、三表の申告情報について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ等）を取り込み、一括更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須					
			3	0100201 確定申告書第四表の申告情報について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ及びOCRデータ等）を取り込み、一括更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須					
	1.4.8.	1	0100202 専従主の提出した確定申告書取込時に第二表記載の専従情報を元にした専従者給与支払報告書と類似資料のイメージ化を行うこと。	標準オプション機能	イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とする。	確定申告書の取込時に専従者情報を自動生成するだけでなく、イメージ化して管理し、その他課税資料との比較等の運用もしている場合に必要となる機能であるが、全ての団体で、専従者情報の給与支払報告書イメージ化で対応しているものではないため、標準オプション機能としている。	不要					
			2	0100203 専従主の提出した確定申告書取込時に第二表記載の専従情報を元にした専従者給与支払報告書と類似資料のイメージ化した情報を専従者へ提供できること。	標準オプション機能	イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とする。	確定申告書の取込時に専従者情報を自動生成するだけでなく、イメージ化して管理し、その他課税資料との比較等の運用もしている場合に必要となる機能であるが、全ての団体で、専従者情報の給与支払報告書イメージ化で対応しているものではないため、標準オプション機能としている。	不要				
	1.4.9.	専従者情報登録	0100204 申告書のデータから専従者情報（専従者の氏名、生年月日、続柄）、専従者給与収入及び専従主のみを抽出し、専従者の情報として自動更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。 自動更新は、当初及び例月（異動）のタイミングで実施出来、一括及び個別の更新に対応できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	事業主の確定申告情報等から、専従者を把握し、個人の基本情報や世帯情報を確実に更新するための機能について、実装必須機能としています。	必須					
	1.4.10.		0100205 関連する申告書情報を確認しながら、専従者情報の管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能			必須					
	1.4.11.		0100206 任意の条件を指定し、該当する申告情報（専従者情報の登録に必要な情報）の出力ができること。	標準オプション機能		自動での更新はせずに個別に更新する運用としている場合に必要となる機能であるが、全ての団体で実施している運用ではないため、標準オプション機能としている。	必須	EUCで対象者を特定することを想定。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。				
	1.4.12.		0100207 専従者情報の自動更新ができなかった対象を（専従者の特定不可）抽出し、関連する申告情報（「事業主の申告書」や事業所から提出される「給与支払報告書」等から抽出した専従者、専従者給与収入及び専従主にかかる情報）を出力できること。	実装必須機能（※）			必須					
1.4.13.	1	0100208 専従者の特定はされているが同額の別資料がある対象者を抽出し、関連する申告情報を出力できること。	標準オプション機能		既に給与支払報告書が提出されている専従者の給与情報については、合算処理の中で一方の課税資料を自動的に無効にする運用と、該当者の資料情報を確認して個別に対応する運用があり、対象者数や担当部署の体制により適当な対応が異なるため、双方に対応できるよう、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。					
		2	0100209 専従者の特定はされているが同額の別資料がある対象者の抽出は、合算処理と併せて実施できること。	標準オプション機能	既に給与支払報告書が提出されている専従者の給与情報については、合算処理の中で一方の課税資料を自動的に無効にする運用と、該当者の資料情報を確認して個別に対応する運用があり、対象者数や担当部署の体制により適当な対応が異なるため、双方に対応できるよう、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・専従者情報から得た給与額と同額または同一の支払者である場合も抽出できること サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。					
	1.4.14.		0100210 既に同額の給与支払報告書が提出されている場合は専従主の確定申告書から作成した専従給与支払報告書のデータを無効（非合算）とするがを選択できること	標準オプション機能			必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調整）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	対応方針の詳細及び補足事項
		電子データ給与支払報告書登録	1.4.15.	10100211 自動更新された専任者給与支払報告書をもつ個人へ、給与支払報告書が提出された場合において、給与支払報告書の給与支払額の比較を行い、提出給与支払報告書と専任者給与支払報告書が同一であると判定したもについて取消処理を行うこと。	標準オプション機能			必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
			1.4.16.	10100212 電子データ給与支払報告書（光ディスク・磁気ディスク・eTAX）による申告情報（摘要欄を含む）を取り込み、一括更新、管理（設定・保持・修正）できること。 ただし、摘要欄については一括での修正は対象外とする。	実装必須機能		電子データ給与支払報告書（光ディスク・磁気ディスク・eTAX）は、取込のデータ仕様も全国共通であり、利用も推進されているため、正確なデータ取り込みに必要な機能は、実装必須機能としている。	必須				
			2	10100213 電子データ給与支払報告書（OCR・パンチ・申告支援システムデータ）による申告情報（摘要欄を含む）を取り込み、一括更新及び管理（設定・保持・修正）できること。 ただし、摘要欄については一括での修正は対象外とする。	標準オプション機能		OCR・パンチデータ・申告支援システムデータの取込みは、団体毎の運用に機能のより要否が異なるものであるため、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
			1.4.17.	10100214 eTAXによる申告情報の取込について、特別徴収をしない事業所についても電子で一括取込ができること。	実装必須機能			必須				
			1.4.18.	10100215 eTAXで提出された電子給与支払報告書のファイルを取り込み、給与支払報告情報の一括更新用データを作成できること。 その際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目についてエラー及びアラートとして通知できること。 一括更新用データのうちエラー及びアラートの対象データ項目を修正し、給与支払報告情報を更新できること。 また、取込不要としたもののリストを出力できること。	実装必須機能			必須				
			1.4.19.	10100216 eTAX給与支払報告書データの指定番号がプランクだった場合、納税者IDや法人番号等から事業所を特定し、税務システムで登録済みの特別徴収義務者指定番号があれば、自動で紐づけができること。	実装必須機能			必須				
			1.4.20.	10100217 給与支払報告書は紐づいた事業所ごとに管理（設定・保持・修正）することができ、特定の指定番号を指定し、一括して別の指定番号に資料を付け替えることができること。	実装必須機能			必須				
			1.4.21.	10100218 電子データ給与支払報告書（OCR・パンチ・申告支援システムデータ）による申告情報を取り込んだ事業者の内、総括表の発送希望が発送停止で登録されているものを抽出できること。	標準オプション機能			必須				
			1.4.22.	10100219 電子（eTAX・媒体）で提出された給与支払報告書データについて、以下の項目を指定して、抽出ができること。 EUCでの対応でも可とする。 ＜抽出条件＞ ・「乙欄」の設定	標準オプション機能			任意				
			2	10100220 電子（eTAX・媒体）で提出された給与支払報告書データについて、以下の項目を指定して、抽出ができること。 EUCでの対応でも可とする。 ＜抽出条件＞ ・「普通徴収区分」の設定	標準オプション機能			任意				
			3	10100221 電子（eTAX・媒体）で提出された給与支払報告書データについて、以下の項目を指定して、抽出ができること。 EUCでの対応でも可とする。 ＜抽出条件＞ ・「摘要欄」の任意の文言（特別徴収/国外/外国/海外/非居住/出国/丙欄/普通徴収/退職日）	標準オプション機能			任意				
			4	10100222 電子（eTAX・媒体）で提出された給与支払報告書データについて、以下の項目を指定して、抽出ができること。 EUCでの対応でも可とする。 ＜抽出条件＞ ・「国外住所表示」の設定	標準オプション機能			任意				
			5	10100223 電子（eTAX・媒体）で提出された給与支払報告書データについて、以下の項目を指定して、抽出ができること。 EUCでの対応でも可とする。 ＜抽出条件＞ ・「条約免除」の設定	標準オプション機能			任意				
			6	10100224 電子（eTAX・媒体）で提出された給与支払報告書データについて、以下の項目を指定して、抽出ができること。 EUCでの対応でも可とする。 ＜抽出条件＞ ・「就退区分」の設定	標準オプション機能			任意				

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本庁要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	1.4.23.		0100225	電子データ給与支払報告書は、給与支払報告書の個人別明細書だけでなく、総括表データも申告情報として取り込めること。	標準オプション機能		個人明細書だけでなく、総括表を参照しながら内容確認を実施する運用も考えられるため、標準オプション機能としている	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.24.		0100226	電子データ給与支払報告書は、納入書要・不要情報を事業所の情報として取り込めること。	標準オプション機能		納入書の要否の情報は、給与支払報告書（総括表）に含まれる情報であるため、上記機能と合わせ、取り込みは、標準オプション機能としている	必須	電子データ給与支払報告書における納入書要・不要情報は、サブシステムと連携することで対応できる場合も可とする。			
	1.4.26.	1	0100227	取り込んだ電子データ給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の疑似イメージ（換要欄を含む）を生成し、参照及び削除ができること。	標準オプション機能		イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に含ませたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
		2	0100228	取り込んだ電子データ給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の疑似イメージを出力ができること。	標準オプション機能		イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に含ませたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.27.	1	0100229	電子データ公的年金等支払報告書（光ディスク・磁気ディスク・eTAX（90通知を含む））による申告情報を取り込み、一括更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。 ただし、換要欄については一括での修正は対象外とする。	実装必須機能		電子データ公的年金等支払報告書（光ディスク・磁気ディスク・eTAX）は、取込のデータ仕様も全国共通であり、利用も推進されているため、正確なデータ取り込みに必要な機能は、実装必須機能としている。	必須				
		2	0100230	電子データ公的年金等支払報告書（OCR・PDF・申告支援システムデータ）による申告情報を取り込み、一括更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。 ただし、換要欄については一括での修正は対象外とする。	標準オプション機能		OCR・PDF・申告支援システムデータの取込みは、団体毎の運用に機能のより要否が異なるものであるため、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.28.		0100231	eTAXで提出された電子公的年金等支払報告書のファイルを取り込み、公的年金等支払報告書情報の一括更新用データを作成できること。 その他、業務上、調査・確認が必要なデータ項目についてエラー及びアラートとして通知できること。 一括更新用データのうちエラー及びアラートの対象データ項目を修正し、公的年金等支払報告書情報を更新できること。 また、取込不要と修正しもののリストを出力できること。	実装必須機能			必須				
	1.4.30.	1	0100714	取り込んだ電子データ公的年金等支払報告書の疑似イメージ（換要欄を含む）を生成し、参照及び削除ができること。	標準オプション機能		イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に含ませたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
		2	0100233	取り込んだ電子データ公的年金等支払報告書の疑似イメージを出力できること。	標準オプション機能		イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に含ませたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.31.		0100234	当初、例月、過年分のXMLデータ、CSVデータ（決算書データ及び法定調査等含む）を疑似イメージ化して管理（設定・保持・修正）し、システムへの取り込み日等の任意の条件を指定し、出力することができること。	標準オプション機能		イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に含ませたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 なお、疑似イメージ化の対象はXTX等のデータを含むものとして想定している。			
	1.4.32.	1	0100235	印刷の際、「紙で印刷」「PDF化」が選択でき、その後「全表印刷」「第一～二表のみ印刷」「第二表のみ印刷」が選択できること。	標準オプション機能			必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
		2	0100236	印刷の際に確定申告書の種別（訂正・削除・更正）が分かるような文言が入ること。	標準オプション機能			必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.33.	1	0100237	eTAXと連携して国税連携データ（e-Tax及びKSKの第一～四表）を取り込み、一括更新できること。また、当該情報を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		eTAX経由の申告データを取り込むための機能について、実装必須機能としている。	必須				
		2	0100238	eTAXと連携して国税連携データ（e-Taxの添付資料データ）を取り込み、一括更新できること。	標準オプション機能		e-Taxの添付資料データについては、団体の規模により要否が異なるものであるため、標準オプション機能としている。	不要				
		2	0100239	eTAXと連携して国税連携データ（e-Taxの添付資料データ）を取り込み、管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		e-Taxの添付資料データについては、団体の規模により要否が異なるものであるため、標準オプション機能としている。	不要				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		重要事項への対応予定（ベンチマーク）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	1.4.34.		010024 0	当初の課税計算後においてもデータ取込み及び帳の反映→一括更新及びエラー抽出が行えること。	標準オプション機能		当初課税計算後もデータ取り込みによる一括更新とすることで、事務量の低減が期待できるが、団体により対象データの多寡が異なり効果が低い可能性もあるため、標準オプション機能としている。	必須				
	1.4.35.		010024 1	確定申告書の第一表→四表のOCRデータ、パンチデータの取り込みができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事項システムとの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事項システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	税務署でOCR処理していない第二表等については、国税連携システムのオプションサービスを購入してOCRデータを作成する場合や各団体税作家ですべての種類の申告書をOCR処理する場合、国税連携データはすべて印刷処理しパンチデータ化する場合など、団体により対応が異なるものであるが、機能として具備することで正確な業務の実現が期待できることから本要件を実装必須機能としている。	必須				
	1.4.36.	1	010024 2	KSK第一表データを取り込んだ後にKSK第二表データを税務システムに取り込んだ場合は、双方のデータの紐づけが可能のこと。	標準オプション機能			不要				
		2	010024 3	KSK第一表データを取り込んだ後にKSK第二表データを税務システムに取り込んだ際、双方のデータの紐づけがすでに紐づけられた場合、KSK第一表、第二表のデータも取り込めること。	標準オプション機能			不要				
	1.4.37.	1	010024 4	KSK訂正、KSK削除、e-Tax連携不可データ及びe-Tax連携不可の取消データを利用し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・データの取込日が最新のデータが有効とする。 ※KSKデータの取込日は、個別に指定もできること	標準オプション機能		確定申告書データが複数ある場合に自動判定することで業務の効率化が見込めるが、個別に優先を判断する運用もあり得るため、標準オプション機能としている。	不要	サブシステムで実用する(運用する)想定で基幹システムでの実装は不要とする。			
		2	010024 5	KSK訂正、KSK削除、e-Tax連携不可データ及びe-Tax連携不可の取消データを利用し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・有効・無効の判断において、KSKは、「年分、局番番号、整理番号、台帳番号」、e-TaxIdは、「年分、局番番号、利用者識別番号、受付番号」が一致するデータはセットで判断する。	標準オプション機能		確定申告書データが複数ある場合に自動判定することで業務の効率化が見込めるが、個別に優先を判断する運用もあり得るため、標準オプション機能としている。	不要	サブシステムで実用する(運用する)想定で基幹システムでの実装は不要とする。			
		3	010024 6	KSK訂正、KSK削除、e-Tax連携不可データ及びe-Tax連携不可の取消データを利用し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・KSK新規とKSK訂正ではKSK訂正を有効とする。	標準オプション機能		確定申告書データが複数ある場合に自動判定することで業務の効率化が見込めるが、個別に優先を判断する運用もあり得るため、標準オプション機能としている。	不要	サブシステムで実用する(運用する)想定で基幹システムでの実装は不要とする。			
		4	010024 7	KSK訂正、KSK削除、e-Tax連携不可データ及びe-Tax連携不可の取消データを利用し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・データの取込日が最新のデータが「KSK削除」又は「e-Tax連携不可データ」の場合は、そのデータを無効とする。	標準オプション機能		確定申告書データが複数ある場合に自動判定することで業務の効率化が見込めるが、個別に優先を判断する運用もあり得るため、標準オプション機能としている。	不要	サブシステムで実用する(運用する)想定で基幹システムでの実装は不要とする。			
		5	010024 8	KSK訂正、KSK削除、e-Tax連携不可データ及びe-Tax連携不可の取消データを利用し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効（非合算）を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効（非合算）を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 ＜自動判定条件＞ ・データの取込日が最新のデータが「e-Tax連携不可の取消データ」の場合は、そのデータとセットとなっているe-Taxを有効とする。	標準オプション機能		確定申告書データが複数ある場合に自動判定することで業務の効率化が見込めるが、個別に優先を判断する運用もあり得るため、標準オプション機能としている。	不要	サブシステムで実用する(運用する)想定で基幹システムでの実装は不要とする。			
		1.4.38.		010024 9	国税連携（KSK分）データに含まれる納税者番号(税務署整理番号・局番番号・受付番号・台帳番号・異動日)を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		納税者番号のシステム管理の要否が団体により異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実用を含めて対応できる場合でも可とする。		
	1.4.39.		010025 0	連絡不可（取消）データの受付番号と取込済みの確定申告書の受付番号でマッチングができ、処理結果を出力できること。	標準オプション機能		1.4.37の要件でデータの無効（非合算とする）を判断した結果出力する要件として定めたもの。	不要	サブシステムで実用する(運用する)想定で基幹システムでの実装は不要とする。			
	1.4.65.		010025 1	確定申告書K S Kデータのうち、第二表のTIFFデータよりイメージを印刷できること。	標準オプション機能		確定申告書情報の登録にあたり、イメージの印刷を基にパンチ入力する運用も想定されるため、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実用を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.40.	年金特別徴収情報登録（eLTAX連携）	010025 2	eLTAXと連携して特別徴収対象者情報(00通知)を取り込み、一括管理（設定・保持・修正）できること。 また、年金特別徴収課決定処理時に、仮徴収期間中に年金特別徴収中止者となった者についても、前年度の年金特別徴収対象者とできること。	実装必須機能		eLTAX経由の電子データを取り込むための機能について、実装必須機能としている。	必須				
	1.4.41.	他団体回送情報登録（国税連携）	010025 3	他団体から国税連携システムで回送されたデータの取り込みができること。	実装必須機能		他団体から回送された国税連携データを取り込み、課税資料として活用するための機能について、実装必須機能としている。	必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		事業者への対応予定（ベンダ選定）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	機能要件対応方針
	1.4.42.		010074 1	総務省形式のCSVレアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書、公的年金等支払報告書又は住民税申告書の形式で出力できること。	標準オプション機能		印刷した帳票を用いた内容確認等を実施する場合に必要な機能だが、全ての団体で帳票出力を必要とするわけではないため、標準オプション機能としている。	必須	システムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.43.		010025 5	総務省形式のCSVレアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の形式で疑似イメージ化して管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能	イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。		必須				
	1.4.44.	申告特例情報登録	010025 6	電子データ申告特例（eLTAX・パンチ）による申告情報を取り込み、一括更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能		申告特例に係る電子データの取り込みに必要な機能を実装必須機能としている。	必須				
	1.4.45.		010025 7	取り込んだ電子データ申告特例の疑似イメージ生成し、管理（設定・保持・修正）ができること。 また、作成した疑似イメージは出力ができること。	実装必須機能	イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。		必須				
	1.4.47.		010025 8	申告特例通知を受理した対象者について、必要に応じて、特例対象外となる者については、自動的に一括して否認するとともに、対象者のリストを出力できること。また、寄附先、寄附金額及び否認理由等を記載した通知を出力できること。	実装必須機能	寄附先が6か所以上で否認した場合、確定申告がされた場合などに必要		必須				
	1.4.48.	登録情報アラート修正、削除	010025 9	各種資料情報の登録の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な課税処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須				
	1.4.49.		010026 0	取り込んだデータが誤った個人と紐づいていないかの確認（生年月日、氏名が同じ人物が複数いる場合等の対象者の確認）のためのリストが出力できること。	実装必須機能		システムの仕様としては問題なく処理されているが、誤った個人と課税資料が紐づけられている可能性があるものを抽出するためのリスト出力機能であり、多くの団体で必要となることから実装必須機能としている。	必須				
	1.4.50.		010026 1	申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署調査要否及び税務署調査内容の管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能		申告情報に対して、修正した内容や修正のための調査の要否、調査が必要内容の管理といった、業務上必須となる情報の管理機能として、実装必須機能としている。	必須				
	1.4.51.		010026 2	税務署調査が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署調査内容の確認が可能なリスト（帳票）の出力ができること。調査完了や調査中アラートを実施し、調査状況の管理やリストへの出力制限を可能にすること。	実装必須機能		上記機能で管理している税務署調査対象の調査状況の把握、調査実施時の対象者の把握のために必要な機能であることから、実装必須機能としている。	必須				
	1.4.52.		010026 3	取り込んだ資料データの内、個人又は事業者との紐づけができなかった対象分のデータもシステムで保持し、資料データの検索、指定した資料データの個別のエラー修正、他団体回送又は住登外課税の対象としての設定ができること。	実装必須機能			必須				
	1.4.53.	資料取込み	010026 4	課税資料の資料番号（課税資料ごとに付番し、個人との紐づけに利用する番号。資料番号は、資料の取り込み順に連番で付番されると）の自動付番ができること。 また、課税資料の資料番号を個別に管理（設定・保持・修正）（自動付番した資料番号を含む）もできること。	実装必須機能		課税資料と対応する個人を正確に紐づけて管理するため、課税資料番号の管理に係る機能は実装必須機能としている。	必須				
	1.4.54.		010026 5	システム上で付番した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐づけて管理できること。	標準オプション機能		システムの利用は、団体により実態が異なるため標準オプション機能としている。	必須	システムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.55.		010026 6	事業所毎や取込を行った単位で課税資料を一括削除でき、削除後に再度取り込みができること。	実装必須機能			必須				
	1.4.56.		010026 7	前年度の受給者番号を個別に修正できること。	標準オプション機能		受給者番号を振りなおす事業者があることを想定した機能であり、該当事業者がない場合は必要性は低いため、標準オプション機能としている。	必須	システムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.57.		010026 8	県庁や警察・市役所など4月に大規模な人事異動を行った事業所分の給与支払報告書について、前年度の受給者番号の取り込み（前年度とは異なる受給者番号の紐づけ）ができること。	標準オプション機能		年度切り替えに伴う大規模な人事異動に合わせ、受給者番号も振りなおす事業者があることを想定した機能だが、事業者要望がなければ必要性は低いため、標準オプション機能としている。	必須				
	1.4.58.		010026 9	給与収入金額及び所得金額調整控除により給与所得を自動算出できること。	実装必須機能			必須				
	1.4.59.		010027 0	年金収入金額及び年金以外の合計所得により年金雑所得を自動算出できること。	実装必須機能			必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		重要事項への対応予定（ベンダ回答）	
									国等の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	対応方針の詳細及び補足事項
	1.4.60.	他団体回送	010027 1	他団体回送用に、回送対象として回送先団体名又は納税義務者住居地等を設定できること。住民基本台帳に転入した場合はその情報をもとに各種資料登録時に一括で回送先を設定できること。	実装必須機能 (※)	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	他団体回送が必要な対象の情報を基に回送業務を実施するための機能について、実装必須機能としている。	必須				
	1.4.61.		010027 2	国税連携システムで回送可能なデータ形式で個別の出力及び回送先の団体ごと一括で出力できること。	実装必須機能 (※)	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須				
	1.4.62.	1	010027 3	他団体への回送用データとして給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、総務省形式のCSVレアウトを個別の出力及び回送先の地方団体ごと一括で出力できること。また、確定申告書については回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報（年分、届番号、整理番号、カテ氏名、生年月日、住所、台帳番号及び通達データ作成年月日等）を出力できること。	実装必須機能 (※)	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須				
	2		010027 4	登録された電子データ給与支払報告書や公的年金等支払報告書などの疑似イメージを個別の出力及び回送先の団体ごと一括で出力できること。	標準オプション機能	イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に含ませたレアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。	イメージデータの回送処理を税務システムで実施しているとは限らないため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・PDF形式で各市町村ごとに出力→PDF出力のうえ、送付団体ごとにフォルダ分けができること。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
			010027 5	投入資料が他団体回送に該当する場合、「回送先」、「送付文書」、「送付資料」及び「事業所返送」が個別の出力及び回送先の団体ごと一括で出力（集票）できること。	標準オプション機能		原則は、電子での対応とするため帳票出力の機能は、標準オプション機能としている。	任意	（補足）本市運用として送付文書等出力していない。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.64.		010027 6	資料回送の回送情報（回送履歴・回送有無・回送日）」の管理（設定・保持・修正）ができること。	標準オプション機能		回送先からの問い合わせ対応等を想定した機能であるが、問い合わせの有無が団体により異なることや、回送処理を実施しているシステムを参照する方法も可能であることから、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.66.		010027 7	eLTAxで提出された給与支払報告書を回送する場合は、納税者の、納入書の要否及び税額通知の受取方法を設定できること。	標準オプション機能		他団体から必要な情報として資料回送と合わせて提供を求められる場合もあることから、標準オプション機能としている。	任意				
	1.4.67	電子データ住民税申告書	010074 4	電子データ住民税申告書（eLTAx）による申告情報を取り込み、一括更新、管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能 (※)	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須				
	1.4.68		010074 5	電子データ住民税申告書（パンチ、申告支援システム）による申告情報を取り込み、一括更新、管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		OCR・パンチデータ・申告支援システムデータの取込みは、団体毎の運用やシステムの構成により要否が異なるものであるため、標準オプション機能としている。	任意				
	1.4.69		010073 6	他団体への回送用データとして住民税申告書について、総務省形式のCSVレアウトを個別の出力及び回送先の地方団体ごと一括で出力できること。	実装必須機能 (※)	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須				
	1.4.70		010073 7	取り込んだ電子データ住民税申告書の疑似イメージを生成し、参照及び削除ができること。	標準オプション機能	イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に含ませたレアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。	電子データを帳票の課税原票と同等の様式で確認し、業務の効率化や確認漏れの防止等を目的とした機能であるが、税務システムを利用して実施しているかは、システムの構成により異なるため、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	1.4.71		010073 8	取り込んだ電子データ住民税申告書の疑似イメージを出力できること。	標準オプション機能	イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に含ませたレアウトで表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とします。	電子データを帳票の課税原票と同等の様式で確認し、業務の効率化や確認漏れの防止等を目的とした機能であるが、税務システムを利用して実施しているかは、システムの構成により異なるため、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
2. 当初課税準備												
2.1. 所得・税額決定												
	2.1.1.	合算処理	010027 8	各種資料の名寄せ、自動合算処理を行い、徴収区分（特別徴収・普通徴収・併用徴収）の設定ができること。 また、任意で合算処理結果の修正及び削除ができること。 自動合算後、個別の合算処理も実行できること。	実装必須機能		税額計算等のため必須の名寄せした資料の合算処理及び合算の際に対応を必須とする条件等について、実装必須機能としている。	必須				
	2.1.2.		010027 9	一括及び個別にかかわる複数回の合算処理をできること。	実装必須機能			必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	役所	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		請求事項への対応予定（ベンダ別）	
									国等の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
2.1.3.	1		0100280	個別資料のエラーチェック処理後のみを対象に再合算処理ができること。	標準オプション機能		資料単票でのチェックは、資料取り込みに合わせての実施も想定しており、資料合算までに修正対応ができていない状況となるかは、団体の体制や業務スケジュールにより異なるため標準オプション機能としている。	任意				
			0100281	エラーチェック中の個別資料を抽出できること。	標準オプション機能		資料単票でのチェックは、資料取り込みに合わせての実施も想定しており、資料合算までに修正対応ができていない状況となるかは、団体の体制や業務スケジュールにより異なるため標準オプション機能としている。	任意				
2.1.4.			0100282	給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のみ先行して課税資料の合算ができること。	標準オプション機能		合算処理の際については、団体の体制や業務スケジュールにより異なるため標準オプション機能としている。	必須	標準仕様書に記載された機能については、サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 ただし、合算処理を税務システムで行う場合は、可能であれば、以下の機能を希望する。 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のみ先行して課税資料の合算ができること。ただし、当該合算処理は、前年度に確定申告書が提出されていない場合に限り行うこと。			
2.1.5.			0100283	所得控除の記入を省略した確定申告書に年末調整済みの給与支払報告書から所得控除の内訳（第一表の控除額・第二表の各種支払額や扶養の情報・本人該当区分等。ただし住宅借入金等特別控除は含まない）が反映できること。	実装必須機能			必須				
2.1.6.			0100284	専従者給与、申告特例制度、配当割額及び株式等譲渡所得割額における控除額等についても自動合算処理ができること。	実装必須機能	配当割額及び株式等譲渡所得割額については、自動合算処理で優先される確定申告・住民税申告で申告された金額が反映されればよい。		必須				
2.1.7.			0100285	合算処理時に、原則として以下の順により、処理ができること。 なお、①と②の優先順位については、導入時に選択できること。 ＜優先順位＞ ①個人住民税申告 ②確定申告 ③年末調整済給与支払報告書 ④年末調整未済給与支払報告書及び公的年金等支払報告書 ただし、確定申告に給与収入または年金収入の申告がなく、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の登録がある場合、該当資料の給与または年金収入及び社会保険料を自動で加算する。	実装必須機能				必須	標準仕様書に記載された機能については、サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 ただし、合算処理を税務システムで行う場合は、可能であれば、以下の機能を希望する。 ・給与支払報告書と年金支払報告書のみの場合は社会保険料の自動合算はしないこと。 ・年末調整済給与支払報告書の場合、人的控除は最大値を採用すること。		
2.1.8.			0100286	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該期間内は、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須	標準仕様書に記載された機能については、サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 ただし、合算処理を基幹システムで行う場合は、可能であれば、以下の機能を希望する。 ・本市任意の条件に従った優先順位を設定できること			
2.1.10.			0100288	課税資料毎に異なる所得の合算ができること。重複資料等について課税資料毎に非合算とする設定ができること。	実装必須機能			必須				
2.1.11.			0100289	確定申告書について選付・省略申告の判定を行い、判定されたものについては所得控除内訳を合算結果に反映させること。 その際に、給与支払報告書については主従判定も合わせて行い、主と判定された給与支払報告書の所得控除内訳を反映させること。	標準オプション機能		控除額の合計額が主給与支払報告書と一致したもののについては、主給与支払報告書判定された給与支払報告書の控除内訳を反映させることにより合算結果を確認する際に訂正入力や確認作業の低減が期待できるが、該当する確定申告書を確認のうえ個別に訂正等を実施する運用も考えられるため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・給報主従判定においては、重複のあった明細（エラーリスト）を確認し、個別に訂正することもできること。 主とされたもの、判定できなかったものも確認できること。 ・処理結果（判定結果）の内容を確認できること。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
2.1.12.			0100290	併用徴収データの自動作成ができること。	実装必須機能			必須	標準仕様書に記載された機能については、サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 ただし、合算処理を基幹システムで行う場合は、可能であれば、以下の機能を希望する。 ・併用徴収にする場合に特例別に合算する項目条件を整理しシステム反映すること（随申2表に自分で納付、徴収方法選択なしの場合）。			
2.1.13.			0100291	自動合算の結果を個別修正（徴収区分を特別徴収、普通徴収又は併用徴収に変更）できること。	実装必須機能			必須				
2.1.14.			0100292	主たる給与の給与支払報告書の摘要欄に記載されている前職給与額、前職社会保険料額、前職源泉徴収控除の3項目から非合算の判定に使用する項目を選択（単一または複数）し、選択した項目と同額の給与支払報告書が別の事業所から提出されている場合、同額の給与支払報告書の収入額を無効（非合算）とすること。	実装必須機能			必須				
2.1.15.			0100293	合算後、追加資料を入力した際又は合算済資料を取り消した際は、任意のタイミングで再合算処理ができること。	実装必須機能			必須	標準仕様書に記載された機能については、サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 ただし、合算処理を基幹システムで行う場合は、可能であれば、以下の機能を希望する。 ・併用徴収にする場合に特例別に合算する項目条件を整理しシステム反映すること（随申2表に自分で納付、徴収方法選択なしの場合）。			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2.1.16.	合算アラート チェック	010029 4	合算処理の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な課税処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。 エラー及びアラートとして、合算処理時点で確認可能となるものだけでなく、資料登録時点で実施したチェックも含め実施が必要な団体もある（業務スケジュールや体制の都合で処理実施までにアラート及びエラーの解消ができない状況を想定する）ため、主なエラー及びアラートに含めている。	必須				
	2.1.17.		010029 5	主たる給与の給与支払報告書の摘要欄に記載されている前職給与額と同額の給与支払報告書が同一事業所から出ている対象者を抽出できること	標準オプション機能		業務上確認が必要な対象の抽出機能であるが、団体により対象の補足から調査等の必要な作業を実施できる体制であるが異なるため、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	2.1.18.		010029 6	主たる給与の給与支払報告書の摘要欄に記載されている前職給与額と、別の複数事業所から提出されている給与支払報告書の給与の合計額が同額の場合（前職が複数である場合を想定）、複数事業所の収入額を無効（非合算）とすること	標準オプション機能		合算処理にかかる自動判定の条件であるが、本条件により自動で非合算とせず、資料内容を確認している運用もあることから、標準オプション機能としている。	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	2.1.19.		010029 7	課税資料のうち、宛名番号が不明な申告情報は、未処理分、保留（処理したが調査に時間がかかるもの）の少額の給与支払報告書等）及び放棄（海外へ出国するなど調査の必要のないもの）に区分して管理（設定・保持・修正）できること。 なお、保留については、複数の理由を設定でき、理由ごとに管理（設定・保持・修正）できること。複数の理由はメモでの管理も可とする。	実装必須機能			必須				
	2.1.20.		010029 8	宛名番号が不明な申告情報で、保留及び放棄とした対象は、合算処理及び税額計算処理の対象外とできること。	実装必須機能			必須				
	2.1.21.	合算エラー修正	010029 9	「一定の条件」又は「システムで規定されている条件」で、エラー・アラートを一括修正する等の効率化な修正が可能であること。	標準オプション機能		当初課税時期において、団体規模によっては、短期間で大量の課税処理を実施する必要があり、効率的な事務運用を実現が必要である。本機能は以下の様な効率的な運用を実現するための機能を求めるものである（以下の機能は併示であり、記載のとおりに実装を求めるものではない）。 ①エラー・アラートリスト（データ）に記号を付記し、システムに取り込むことで、記号ごとに定められた修正処理を実行する（記号例：○＝複数ある給与支払報告書の合算処理において足し込みOKな場合／×＝複数ある給与支払報告書の合算処理において足し込みNGな場合／＃＝システムによる合算判定を直接修正する場合／記号なし＝システム画面より個別に修正） ②導入時にエラー・アラートの条件を設定し、指定したエラー・アラートに対して一括修正の条件を設定する ③エラー・アラートリスト（データ）を基に修正内容を付記したバッチデータを作成し、データ取り込みによる一括修正を実施	任意				
	2.1.22.	1	徴収区分設定	010030 0	徴収区分（特別徴収（給与・年金）、普通徴収及び併用徴収）について、徴収希望に基づき自動的に設定できること。	実装必須機能		合算処理において徴収区分を自動判定する機能であり、実装必須機能としている。	必須	標準仕様書に記載された機能については、サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 ただし、合算処理を基幹システムで行う場合は、可能であれば、以下の機能を希望する。 ・自動設定においては、以下本市実務を勘案した処理ができること。 ＞確定申告書の徴収方法が空白の場合は自動で設定せず、任意で設定できること。 ＞個人ごとに併用徴収希望の設定をしておけば、自動で併用徴収とすることが可能となること。		
		2		010030 1	徴収区分（特別徴収（給与・年金）、普通徴収及び併用徴収）について、前年度の給与所得以外の所得の徴収方法に基づき自動的に設定できること。	標準オプション機能		前年度の給与所得以外の所得の徴収方法を判定条件に含めることで、納税者からの問合せやトラブルが減少することが想定されるが、原則は本人からの申告情報を優先するため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・前年度の徴収方法を設定したののについて、対象者が把握できること。		サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。
	2.1.23.	1	税額計算（税額決定）	010071 5	地方税法及び森林環境税法（森林環境税及び森林環境課税に関する法律）に準拠した税額計算（期前計算、併用徴収表額計算、年金特別徴収税額計算及び退職所得に係る所得割額の計算（退職所得と勤労年数から算定）、損益通算、繰越控除計算、課税標準計算、税額控除計算を含む）等ができること。 また、計算結果を管理（設定・保持・修正）できること（ただし、退職所得に係る分離課税の対象となる所得割額を除く）。	実装必須機能		正確な税額計算に必要な機能については、実装必須機能としている。	必須			
		2		010030 3	税額計算の結果（退職所得に係る分離課税の対象となる所得割額の計算結果）を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能			不要			
	2.1.24.			010030 4	標準税率とは異なる税率を任意に設定できること。	実装必須機能		超過課税を実施している場合などに必要とする機能	必須			
	2.1.25.			010030 5	税額計算の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な課税処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。 エラー及びアラートとして、税額計算までに確認可能なチェックも含め実施が必要な団体もある（業務スケジュールや体制の都合で処理実施までにアラート及びエラーの解消ができない状況を想定する）ため、主なエラー及びアラートに含めている。	必須			
	2.1.27.			010030 6	期前計算の期数は、4期と異なる期数も設定が可能なこと。	標準オプション機能		条例により、4期と異なる期前での対応が必要な場合があるため、標準オプション機能としている。	任意			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		請求事項への対応予定（ベンチマーク）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.28.	1	0100307	外国税額控除について、控除余額額及び控除限度額の参照、登録及び修正ができること。	標準オプション機能		サブシステムを利用しての運用もあり得るため、標準オプション機能としている。	必須				
		2	0100308	外国税額控除について、登録内容に基づき、税額計算ができること。	標準オプション機能		サブシステムを利用しての運用もあり得るため、標準オプション機能としている。	必須				
	2.1.29.		0100309	当初税額計算時、事業所内一連番号の付番設定ができること。	標準オプション機能		給与支払報告書提出後、中途退職等により当初通知前に普通徴収に切り替わった分が空き番号となる設定の場合、事業所から空き番号の理由の問い合わせが発生することを考慮した機能だが、団体により問い合わせの有無が異なるため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・給報の並び順（資料ID順）に付番するか、受給者番号順に付番するかを選択できること。 ・受給者番号順を採用する場合、受給者番号がブランクの者は後ろに回す等の設定もできること。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	2.1.30.		0100310	例月で新規に当該事業所で特別徴収になった者は、当初通知の番号の続きから付番すること。	標準オプション機能			任意				
	2.1.31.		0100311	免税牛の所得控除計算等に対応すること。	実装必須機能			必須				
	2.1.32.	1	0100312	純損失などの繰越控除について、翌年度への繰越額の管理（設定・保持・修正）ができること。 メモによる管理も可とする。	実装必須機能			必須				
		2	0100313	純損失などの繰越控除について、翌年度への繰越額をメモで管理する場合は、当年度の課税資料情報からメモ登録が必要な対象者の抽出及び一括でのメモ登録が出来ること。	標準オプション機能			任意				
		2	0100314	純損失などの繰越控除について、翌年度への繰越額をメモで管理する場合は、翌年度の課税処理時にメモ情報を保持する対象の確認ができること。	標準オプション機能			任意	機能要件ID0100314の繰越額メモまたは機能要件ID0100315の整合性チェックのいずれかを実装すること			
	2.1.33.		0100315	繰越控除について、年度間の整合性チェックができること。	標準オプション機能			任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・機能要件ID0100314の繰越額メモまたは機能要件ID0100315の整合性チェックのいずれかを実装すること			
	2.1.34.		0100316	資料合算後の課税データ（申告支援システムデータ）を取り込み、取り込んだ情報を基に税額計算ができること。	標準オプション機能		サブシステムを利用しているかは団体の運用により異なるため、標準オプション機能としている。	必須				
	2.1.35.		0100317	本書処理前に税額計算処理の検証ができること。	実装必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・検証結果を一覧で確認できること。 サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	2.1.36.		0100318	個人の課税額の計算（シミュレーション）を個別に実施できること。	標準オプション機能		住民等からの問い合わせに対応するための機能であるが、問い合わせが多くなければ機能の必要性も低くなるため、標準オプション機能としている。	必須				
	2.1.37.		0100319	最新の課税台帳の情報から、全額控除となる寄附金額の上限を算定できること。	標準オプション機能		住民等からの問い合わせに対応するための機能であるが、問い合わせが多くなければ機能の必要性も低くなるため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・最新の課税台帳の情報は税務システムの課税内容とすること サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
	2.1.38.		0100320	前年度に納税義務者に通知済みの翌年度仮徴収額を、翌年度の税額計算時に仮徴収額として設定すること。	実装必須機能			必須				
	2.1.42.	1	0100321	複数事業者から給与支払いを受けている納税義務者について、以下の条件から、有効とする条件及び優先順位を設定し、給与特別徴収義務者を自動で設定できること。 優先順位は、複数事業者からの給与支払報告書の提出を把握した時点（資料取り込み又は給与支払報告書分の資料合算時を想定）で設定できること。 ＜条件＞ ①前年度実績 ②年末調整済（控除額の記載があるもの） ③給与支払額の多寡 ④控除額の計の多寡	実装必須機能		複数事業者から給与支払いを受けている納税義務者について、単一の事業者から特別徴収されるよう処理の際に、本要件で設定した優先順位で自動判定するための機能として実装必須機能としている。	必須	標準仕様書に記載された機能については、サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 ただし、合算処理を税務システムで行う場合は、可能であれば、以下の機能を希望する。 ・本市任意の条件に従った設定ができること			
	2.1.43.		0100322	給与所得のうち一部だけを特別徴収とする併用徴収処理を設定することが可能であり、特別徴収及び普通徴収の割合計算ができること。	実装必須機能			必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ別）	
									国等の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2.1.61.		0100716	1/1月再婚の場合は寡婦・ひとり親控除を適用し、1/1月1日離婚の場合は寡婦・ひとり親控除は適用せず、税額計算ができること。	実施必須機能		1/1離婚の場合、12月31日現況のため寡婦・ひとり親の適用ができないが、1/1現況により非課税の適用ができる。 1/1再婚の場合、12月31日現況のため寡婦・ひとり親控除の適用ができるが、1/1現況により非課税の適用ができない。 課税計算にて上記の判定を正確に実施するための要件として、実施必須機能としている。	必須				
	2.1.62.		0100324	均等割（市区町村民税）の免除額を個別一括で設定できること。	実施必須機能			必須				
	2.1.63.		0100325	所得税の生命保険料控除から支払額をシステムで算定し、その支払額から住民税の生命保険料控除を作成し、税額計算に反映できること。	実施必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなわない実装があることを留意し、当分の間、【標準オプション機能】へと類似して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	生命保険料控除に関して、控除額と支払金額が合わないケース（支払金額の記載がない場合も含む）が発生する状況を考慮した機能であるが、システム外で計算したうえで個別に修正する運用も想定されるため、実施必須機能（※）としている。	必須	標準仕様書に記載された機能については、システムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。 ただし、合算処理を税務システムで行う場合は、可能であれば、以下の機能を希望する。 ・複申1票と2票が不一致の場合、どちらを優先するが設定できると			
	2.1.64.		0100687	公的年金等にかかる所得からの森林環境税の特別徴収について、令和6年度の経過措置に対応し、税額の計算ができること。	実施必須機能		新設される森林環境税に係る要件について、機能上必要なものを要件化している。	必須				
	2.1.65.		0100688	均等割における非課税の算定に利用する場地区分ごとの基本額と、森林環境税における非課税の算定に利用する基本額をそれぞれ保持できること。	実施必須機能		新設される森林環境税に係る要件について、機能上必要なものを要件化している。 森林環境税の非課税基準は個人住民税と異なる準拠基準によらないため、市町村によっては森林環境税と個人住民税とで異なる非課税基準となる場合が想定される。そのため、森林環境税と個人住民税において、それぞれ異なる非課税基準を設定できるものとして要件化している。	必須				
	2.1.44.	控除不足額還付処理	0100326	算出所得割額がある場合はまず所得割控除額として控除し、控除不足額がある場合は均等割・所得割に充当、森林環境税に委託納付することができること。	実施必須機能		控除不足額を確実に把握し、還付や充当といった対応を実施するための機能を実施必須機能とした。 外国税額控除や寄附金税額控除について、市区町村民税と道府県民税の一方のみ適用となる場合等、他方の所得割に充当するケースがあることを想定して要件化している。	必須				
	2.1.45.		0100327	併用徴収対象者であっても、税額計算（税額決定）の結果として控除不足額が生じる場合の管理（設定・保持・修正）もできること	実施必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・同一自然人について、併用徴収においても、適切に控除不足額の管理ができること			
	2.1.46.		0100328	当初課税時の控除不足額は、均等割・所得割への自動充当又は委託納付ができること。なお、年金特別徴収対象者は自動充当又は委託納付の対象外とできること。	標準オプション機能		控除不足額が発生した場合の対応として、①該当者を確認しながら個別に充当処理を実施、②自動で均等割額への充当処理を実施した結果を確認するの2通りの運用が想定され、②の運用の場合は自動充当の機能が必要となるため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・【ID0100327、ID0100328、ID0100329】は一連の処理を想定しており、ID0100328自動充当処理について、ID0100329における充当可否設定を前提とする場合、いずれのIDも必須となる。			
	2.1.47.		0100329	徴収区分毎に充当又は委託納付の可否（自動充当又は委託納付を含む）を設定できること。	標準オプション機能			任意	ID0100328と同様			
	2.1.48.		0100330	控除不足額を均等割・所得割・森林環境税に充当又は委託納付に充当してもなお、控除すべき額が存在する場合に過額納税として管理（設定・保持・修正）できること。	実施必須機能			必須				
	2.1.50.		0100331	非課税者で還付額がある者、戻入額が生じる者及び課税者で還付額がある者について、還付通知とは別に通知文書を作成できること。	標準オプション機能		還付通知は、収納業務で作成する整理としているが、収納業務での還付通知の送付より前に、該当者に対して還付が発生する旨の案内を実施している場合に対応するための機能であり、標準オプション機能としている。 なお、戻入は、一度還付した金額が、更正等により充当してもなお控除すべき額が減少する場合（控除すべき額がなくなる場合を含む）を想定している。	任意				
	2.1.51.		0100332	配当割額控除の充当又は委託納付・還付が発生した場合、控除額計算、充当金額又は委託納付及び還付金額を明記した、控除計算書を納税通知書と合わせて出力できること。	標準オプション機能		配当割額控除の充当・還付が発生した場合、既存の納税通知書では充当金額などの内容がわかりにくいので、別途計算書を作成して、納税通知書に同封し送付している団体もあるため、標準オプション機能としている。	任意				
	2.1.52.	1	0100740	租税条約に係る減免・租税条約非課税を管理（設定・保持・修正）し、個人住民税のみ（森林環境税は適用対象外）で一部減免又は税額が発生しないようにできること。 なお、租税条約に特化した管理とせず、他の減免と同様の汎用的な管理でも可とする。 ただし、汎用的な管理とする場合は租税条約の適用による減免であることを判別でき、対象者の抽出もできること。	実施必須機能		租税条約にかかる減免または非課税に対応するための機能について、実施必須機能としている。	必須				
		2	0100334	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できること <非課税情報> 届出税務署名	標準オプション機能		租税条約の減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等に利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100335	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できること <非課税情報> 届出日	標準オプション機能		租税条約の減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等に利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	事件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2	0100336	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 届出様式番号	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100337	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 租税条約適用国、該当条文	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100338	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 国籍	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100339	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 日本国内における居所	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100340	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 入国日	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100341	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 在留期間	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100342	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 在留資格	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100343	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 恒久的施設の有無（有なら所在地・名称等）	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100344	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 報酬・給与の支払者に関する事項（氏名又は名称、住居又は本店の所在地、個人番号【法人番号】、日本国内にある事務所）	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100345	租税条約に係る減免・租税条約に係る非課税の情報について下記項目を管理（設定・保持・修正）できると ＜非課税情報＞ 支払者から支払を受ける報酬・給与で租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	必須				
2.1.53.	1		0100346	各所得ごとに、根拠(省令・通知(通達))別に「免除」「非課税」の設定ができる。「うち課税所得・非課税所得」「課税所得有で免除により税額なし」「給与収入（租税条約該当収入分を含む・含まない）」別の管理もできること。	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
	2		0100347	各所得ごとに、根拠(省令・通知(通達))別に「免除」「非課税」の設定ができる。「うち課税所得・非課税所得」「課税所得有で免除により税額なし」「給与収入（租税条約該当収入分を含む・含まない）」別の宜を、通称に所得証明書に表示させることができること。	標準オプション機能		租税条約減免・租税条約非課税に係る管理項目として、税務署への届け出情報の詳細を管理して、情報照会等を利用する場合に必要な情報の機能について、標準オプション機能としている。	任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市重要事項		重要事項への対応予定（ベンダ別）	
									国等の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
2.1 扶養・控除対象配偶者の確認	2.1.55.	事業所・家庭教師課税	010034 8	住所はないが課税団体内に事業所又は家庭教師を有する者を対象に、住所地での課税とは別に均等割課税ができること。	実装必須機能		事業所・家庭教師課税を正確に実施するために必要であり、実装必須機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・事業所・家庭教師課税の対象者には7月に税額通知が発送されるため、個人市民税の税額通知の対象から除く等の設定ができること。 ・家庭教師・事業所課税分と住所地分課税（本課税）のどちらも課税される納税義務者については紐づけできること。			
	2.1.56.	名寄台帳出力	010034 9	名寄台帳を一括作成できること （課税資料を世帯ごとの一覧で確認できる台帳）	標準オプション機能		紙の帳票でチェック作業をされている団体が見受けられるため、標準オプション機能としている。	不要				
	2.1.57.	課税台帳出力	010035 0	課税台帳を一括作成できること （賦課の情報を個人ごと確認できる台帳）	標準オプション機能		紙の帳票でチェック作業をされている団体が見受けられるため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・オンライン画面から課税状況を確認できること ・課税台帳について履歴管理ができること。			
	2.1.58.	1	予納処理	010035 1	予納対象者について、以下の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ・予納であること（予納の希望を含む）	標準オプション機能	予納があった場合に必要となる機能であるが、団体により予納の実績がない又は少なく、機能の必要性に差異があるため、標準オプション機能としている。	不要				
				010035 2	予納対象者について、以下の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ・予納があった年月日	標準オプション機能	予納があった場合に必要となる機能であるが、団体により予納の実績がない又は少なく、機能の必要性に差異があるため、標準オプション機能としている。	不要				
	2.1.59.			010035 3	予納対象者について、予納額の計算ができること。	標準オプション機能		不要				
	2.1.60.			010035 4	予納対象者について、予納額を計算し、納付書の出力ができること。	標準オプション機能		不要				
	2.2 扶養・控除対象配偶者の確認											
	2.2.1.		扶養・控除対象配偶者否認	010035 5	配偶者・被扶養者の所得や年齢区分によって自動で扶養・控除対象配偶者・特別控除対象配偶者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養の否認処理ができること。 また、処理に基づき否認データが自動で作成され、再度扶養が取り直しされたら更新することができること。 ※自動否認は、当該配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる所得を超えている、及び当該被扶養者が扶養控除の対象となる所得を超えている、専従者であるものを対象に実施する。	実装必須機能		各種課税資料の情報は、法令の基準に照らして控除の妥当性を確認する処理について、実装必須機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・自動否認された場合は、対象者が抽出できること。 ・所得要件を満たすようになった場合に、再び被扶養者として設定されること。		
	2.2.2.			010035 6	否認処理を自動で実施するか、手動とするかの選択ができること。	実装必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・自動とした場合、確申の配偶者所得と本人の所得に差があるときはどちらを優先して判断するか任意で設定できること。		
2.2.3.			010035 7	生年月日に応じて扶養控除の区分、配偶者控除及び老人配偶者控除の切替を自動で判断できること。	実装必須機能			必須				
2.2.4.			010035 8	否認処理は配偶者・被扶養者を分けてそれぞれ任意のタイミングでできること。	標準オプション機能		被扶養者の特定について、事業所や本人等への照会が必要な場合等で、配偶者の特定より時間がかかる場合に、それぞれ処理が可能となるよう、標準オプション機能としている。	任意				
2.2.5.			010035 9	否認対象が扶養障害者であれば同時に否認すること。	標準オプション機能		団体により、扶養障害者情報の税務システムでの管理の要否が異なるため、標準オプション機能としている。	必須				
2.2.6.			010036 0	配偶者控除と配偶者特別控除の双方方向への自動及び手動で切り替えができること。	実装必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・本市任意の条件にて判断できるように設定できること。			
2.2.7.			010036 1	扶養者が記載している「配偶者の合計所得」と「配偶者の総課データにある合計所得」のうち高い方を優先し、扶養・控除対象配偶者否認の処理と合わせて、配偶者特別控除額の区分の自動判定も実施できること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須					
2.2.8.			010036 2	控除額の変化する配偶者特別控除から配偶者特別控除への自動切り換え（控除額が下がる場合に限り）ができること。	標準オプション機能		団体により、システム判断での自動切り替えの要否が異なるため、標準オプション機能としている。	必須				
2.2.9.	1		010036 3	配偶者控除から同一生計配偶者（控除なし）への手動での切り替えができること。	実装必須機能			必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	扶養	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項			
								機能要請分類	固有の事情等	要件事項への対応予定（ペナジ指摘）	
									機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
			2		0100364	配偶者控除から同一生計配偶者（控除なし）への自動での切り替えができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかんがりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの間接・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須		
			2.2.10.		0100365	国外居住親族に係る扶養控除等の適用に必要な書類の提出状況を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかんがりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの間接・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須		
			2.2.11.	扶養・控除対象配偶者否認データ連携	0100366	扶養・控除対象配偶者否認データを、地方税共同機構が指定する国税連携用CSVで作成できること。	実装必須機能	2.2.1.の機能で作成したデータを国税連携で送付するための機能を想定している。	必須		
			2.2.12.	被扶養者の推定特定	0100367	各資料のマイナンバー及びカナ氏名により世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。 上記の判定ができない場合は、前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。 また、扶養区分相違者の抽出もできること。	実装必須機能	扶養調査の基礎情報として、前年度実績情報等を活用することで、各種課税資料との扶養情報の差分を踏まえた調査対象の抽出が可能となり、効率的な業務が実現できるため、実装必須機能としている。	必須	当機能の本市適用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・自動登録となった対象者を抽出できること	
			2.2.13.		0100368	各資料の登録情報及び税額計算処理で確定した情報に基づき、世帯情報（配偶者）を更新できること。	実装必須機能		必須	当機能の本市適用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・世帯情報の画面で、控除対象配偶者が配偶者特別控除対象が判別できること	
			2.2.14. 1		0100369	被扶養者について、同一世帯内で自動設定されたもの、前年度実績で自動設定されたもの及び調査結果として登録されたものの別が判別可能なよう管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能	推定特定の根拠を明確にすることで、問い合わせ対応や追加の情報照会が必要となった際に円滑な対応が可能となる場合もあるため、標準オプション機能としている。	任意		
			2		0100370	被扶養者について、マイナンバー等により個人が特定できる形で設定されたものと、人数や年齢から推定し設定されたものが判別可能なよう管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能	推定特定の根拠を明確にすることで、問い合わせ対応や追加の情報照会が必要となった際に円滑な対応が可能となる場合もあるため、標準オプション機能としている。	任意		
			2.2.15.		0100371	自動判定により、被扶養者及び配偶者等の世帯情報を更新したものをリスト（テーブル）で抽出ができること。	実装必須機能		必須		
			2.2.16.		0100372	自動判定により、被扶養者及び配偶者等の世帯情報情報を一括更新した際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		必須		
			2.2.17.	特定不能扶養者抽出	0100373	世帯の内外を問わず、特定不能の被扶養者等の扶養者を抽出し、確認ができること。	実装必須機能	特定不能分の扶養情報を確認する機能について、実装必須機能としている。	必須		
			2.3. 住外課税処理								
			2.3.1. 1	住外課税管理通知作成	0100374	他団体に送付する、住外課税通知（eTAXデータ）を自動（一括）又は任意で作成ができること。	実装必須機能	地方税法第294条第3項により、住外者に対して課税した場合に、当該課税対象者の住民基本台帳登録地となる他団体宛に通知するための機能について、実装必須機能としている。	必須		
			2		0100375	他団体に送付する、住外課税通知（eTAXデータ）を過年度であっても自動（一括）又は任意で作成ができること。	標準オプション機能	他団体からの問い合わせ等で、過年度に関しても必要となる場合に対応する機能として、標準オプション機能としている。	必須		
			2.3.2.		0100376	他団体に送付する、住外課税通知（紙）を現年度及び過年度を問わず任意で作成ができること。	標準オプション機能	原則はeTAXの活用とするが、団体により、紙での送付を望まれる場合を考慮して、標準オプション機能としている。	任意		
			2.3.3.		0100377	住外通知の通知結果（未通知・通知済）を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能	通知状況の確認が容易になることで効率的な運用が期待できるため、標準オプション機能としている。	必須		
			2.3.4. 1		0100378	住外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、再度住外通知の作成ができること。	実装必須機能		必須		
			2		0100379	住外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、過年度であっても再度住外通知の作成ができること。	標準オプション機能	他団体からの問い合わせ等で、過年度に関しても必要となる場合に対応する機能として、標準オプション機能としている。	必須		

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能要領分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンチマーク）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.3.5.		0100380	住登外通知が通知済みの対象者について、通知先団体の変更の有無を問わず、再度住登外課税通知の作成ができること。			再送や取消の旨を記載した通知送付の依頼が出る可能性を考慮して、標準オプション機能としている。	任意				
	2.3.6.		0100381	住登外通知を作成した際に、住登外通知の通知結果を自動で更新（通知済として登録）できること。	実装必須機能			必須				
	2.3.7.	1	0100382	住民記録情報及び住登外者情報に紐づけできないまま残っている特別徴収の対象者データを住登外者として自動的に登録できること。	標準オプション機能		事業所への照会および登録を1件ずつ行う場合、団体の状況によっては、相当量の業務の発生が想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100383	住登地の登録がない場合は特別徴収義務者宛に住所照会の文書を作成できること。	標準オプション機能		事業所への照会および登録を1件ずつ行う場合、団体の状況によっては、相当量の業務の発生が想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				
	2.3.8.	1	0100384	他団体からの住登外課税通知に基づき、他団体課税対象者を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		他団体からの地方税法第294条第3項による通知に基づき、他団体での課税対象者を管理する機能を実装必須機能としている。	必須				
		2	0100385	他団体課税対象者の市区町村コードを管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能			必須				
	2.3.9.		0100386	他団体からの住登外課税通知（eLTAXデータ）を取り込めること。	実装必須機能			必須				
	2.3.10.		0100387	取り込んだ電子データ住登外課税通知の疑似イメージを生成し、管理（設定・保持・修正）できること。作成したイメージは出力ができること。	実装必須機能		イメージ化については、疑似イメージの作成（システムに保持する課税データを課税資料に合わせてシリアル化で表示）とその印刷を目的としており（本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り）、イメージデータの管理（画像データの保持、修正等）は本機能の範囲外とする。	必須				
	2.3.11.		0100388	住登外通知された対象者が既に課税となっている場合（二重課税）及び対象者が特定できない場合、通知が重複したもの、被扶養者であるものの確認ができること。	標準オプション機能			必須				
	2.4. 転勤退職処理											
	2.4.1.	1	0100389	同年度の転勤退職者異動情報を把握し、同年度異動処理が必要な対象者に対し、前年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。当初試算作業期間については、異動届の異動年月日より徴収区分を判定すること。 また、転勤・退職の更新対象は以下の条件で抽出すること。 ＜抽出条件＞ ・【転勤】前年度の最新異動履歴が転勤処理、かつ前年度の異動前の事業所と新年度の特別徴収義務所が一致するもの。 ・【退職】前年度の最新異動履歴が退職処理、かつ前年度退職処理前と今年度の特別徴収義務者が同一の者。	実装必須機能		同年度の転勤退職情報に基づき、新年度に反映（徴収方法変更等）するために必要な機能を実装必須機能としている。	必須				
	2	0100390	上記の徴収区分の判定の際に、異動届の異動年月日の他に、給与支払報告書の退職日、就職日を参照し、後から提出された資料を優先して判定ができること。	標準オプション機能			任意					
2.4.2.		0100391	特別徴収切替届出による異動情報を把握し、同年度異動処理が必要な対象者に対し、前年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。	標準オプション機能		事業所への照会および登録を1件ずつ行う場合、団体の状況によっては、相当量の業務の発生が想定されるため、標準オプション機能としている。	任意					
2.4.3.		0100392	転勤退職処理について、申告支援システムで入力した情報を取り込めること。	標準オプション機能		実質性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	任意					
2.4.4.		0100393	当初試算作成後に任意の徴収区分へ一括処理ができること	標準オプション機能			任意					
2.4.5.		0100394	同年度異動処理を実施した際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能			必須					
2.4.6.		0100395	同年度異動処理の結果、新年度試算情報を変更した対象の一覧を出力できること。	標準オプション機能		処理結果の全てを確認する運用としている場合に必要となるリストについて、標準オプション機能としている。	任意					

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		事業計画への対応予定（ベンチマーク）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2.4.7.	010039 6	前年度異動届出書が提出があったものうち、両年度異動処理で前年度処理できなかった対象の一覧を出力できること。	標準オプション機能			任意				
		2.4.8.	010039 7	両年度異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること。	標準オプション機能		処理の事前に対象者を確認する運用としている場合に必要となる機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2.4.9.	010039 8	両年度異動処理の除外対象の設定ができること。	標準オプション機能		個別の理由により、強制的に両年度異動処理の対象外とする対応が必要な場合の機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2.4.10.	010039 9	新年度のみ受給者番号を変更する場合や、旧年度一括徴収しても新年度特別徴収になったケースにも対応できること。	標準オプション機能		事業所から、新年度のみ受給者番号を変更する場合や、旧年度一括徴収しても新年度特別徴収とする要望があるため、標準オプション機能としている。	任意				
		2.4.11.	010040 0	同一人に対して、両年度異動処理の対象期間内に複数回の異動が行われた場合、自動反映の対象から外し、確認リストの出力対象とすること。	標準オプション機能		両年度処理の対象期間中に複数回の異動があった場合に、個別の確認を実施する運用を想定し、標準オプション機能としている。	任意				
		2.4.12.	010040 1	両年度異動処理の対象期間を任意に設定できること。	標準オプション機能		業務スケジュールに応じて、両年度異動処理の対象とする期間を柔軟に変更したい場合に対応する機能について、標準オプション機能としている。	任意				
		2.4.13.	010040 2	給与支払報告書と異動届での特別徴収・普通徴収の優先順位を確認するため、一定期間に処理した納税・育休異動者のリストを両年度処理にて出力できること。	標準オプション機能		事業所への問合せおよび登録を1件ずつ行う場合、団体の状況によっては、相当量の業務の発生が想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				
		2.4.14.	010040 3	現年度と新年度で取扱いが異なる異動届の場合に現年度は特別徴収の一括徴収とし新年度は普通徴収に切り替える処理や新年度を再度特別徴収に切り替える処理ができること。	標準オプション機能	以下のようケースを想定している。 ・過期により現年度は特別徴収の一括徴収処理とし、新年度は普通徴収に切替える ・過期により現年度特別徴収の一括徴収処理をし、新年度は普通徴収に切替えたが、新年度は再雇用のため同一事業者のもとで特別徴収とする	任意					
		2.4.15.	010040 4	両年度処理の後の再就職したもについて、最新の異動情報に基づき一括で翌年分も特別徴収とできること。	実装必須機能			必須				
		2.4.16.	010040 5	退職者が再就職により再度特別徴収となった対象の一覧を出力できること。	標準オプション機能		処理結果の全てを確認する運用としている場合に必要となるリストについて、標準オプション機能としている。	任意				
		2.4.17.	010040 6	退職者が再就職により再度特別徴収となったが、徴収区分の変更ができなかった対象の一覧を出力できること。	標準オプション機能			任意				
3. 算定												
3.1 未申告・修正申告処理												
3.1.1.		未申告者管理	010040 7	一定の条件（前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主及び法定調書（報酬等の支払調書））を指定し、未申告者として管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事項システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事項システムとの関係・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	本未申告すべき対象で課税資料の登録がない者に対して、申告の案内や緊急申告書（税額は発生しないが申告が必要な対象に送付する想定）を送付するために必要な機能を実装必須機能としている。	必須				
3.1.2.	1		010040 8	未申告者について、一部未申告（営業・農業・不動産）及び完全未申告の別を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		未申告の状況を明確にすることで、必要な申告勧奨の対象を容易に判断できる等の効率化が期待できるが、団体ごとに未申告者の発生状況が異なるため、標準オプション機能としている。	任意				
	2		010040 9	未申告者について、個別に、一覧抽出や未申告通知の発送の対象とすることが、設定ができること。	標準オプション機能		未申告の状況を明確にすることで、必要な申告勧奨の対象を容易に判断できる等の効率化が期待できるが、団体ごとに未申告者の発生状況が異なるため、標準オプション機能としている。	必須				
3.1.3.			010041 0	除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事項システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事項システムとの関係・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須				
3.1.4.			010041 1	国外に出国していると過去に申告があった者の出国期間を入力でき、抽出できること。	標準オプション機能		未申告者の調査を実施する際の前提情報として管理できていることが望ましいが、対象者が多くないものと想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ別）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	対応方針の詳細及び補足事項
	3.1.5.	1	未申告案内通知書（催告書）・簡易申告書等作成	0100412	抽出した未申告者について、未申告案内通知書（催告書）及び個人住民税申告書の作成ができること。	実装必須機能		未申告者への申告勧奨等の出力機能を実装必須機能としている。	必須			
		2		0100413	抽出した未申告者について、未申告案内通知書（催告書）及び個人住民税申告書（簡易申告書）の作成ができること。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用を実施している場合に必要になるものであるため、標準オプション機能としている。	任意			
		2		0100414	抽出した未申告者について、データで一括出力が可能なこと。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用を実施している場合に必要になるものであるため、標準オプション機能としている。	任意			
	3.1.6.			0100415	未申告者について、一部未申告（富集・農集・不動産）及び完全未申告の別で、条件指定し、一覧・通知の出力ができること。	標準オプション機能		未申告の状況を明確にすることで、必要な申告勧奨の対象を容易に判断できる等の効率化が期待できるが、団体ごと未申告者の発生状況が異なるため、標準オプション機能としている。	任意			
	3.1.7.			0100416	外部データを取り込み、未申告案内通知書（催告書）及び個人住民税申告書（又は簡易申告書）の作成対象者とできること。	標準オプション機能		システム外で未申告案内の送付対象者を管理している場合に必要となる機能だが、全ての団体に実施している管理方法ではないため、標準オプション機能としている。	任意			
	3.1.8.			0100417	未申告案内等を送付してもなお未申告のものに対し、調査書（催告書）を作成できること。	標準オプション機能		未申告者への申告書送付（催告）の後も未申告の住民に対し、調査書（再催告）の送付をしている場合に必要となる機能だが、全ての団体に実施している運用ではないため、標準オプション機能としている。	任意			
	3.1.9.		申告情報管理	0100418	未申告者等から送付されてくる簡易申告書及び修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能		未申告・修正申告情報に基づき、各種情報を更新し、更正処理等を正確に実施するために必要な機能を実装必須機能としている。	必須			
	3.1.10.			0100419	申告等の異動があり、更正処理があったものの内、未申告者のままである対象を抽出できること。	標準オプション機能		更正処理結果を確認する運用を実施している場合に必要となるリストであり、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市適用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・未申告者で、かつ、申告書等の提出があったが未処理のままであるものを抽出できること。		
	3.2.調査課税処理											
	3.2.1.	1	調査情報管理	0100420	各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：納税義務者】 ・本人特定のための調査 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の特定のための調査 ・課税対象者、被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象：被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等】 ・所得の確認のための調査 ・障害情報の確認のための調査 【対象：特別徴収義務者】 ・課税対象者特定のための調査 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の特定のための調査 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の所得の確認のための調査 ・課税対象者、被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象：他団体】 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の所得の確認のための調査（被扶養者が管外（居住者の場合）） ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査（被扶養者が管外の居住者の場合）	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを考慮し、当分の間、「標準オプション機能」へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムとの関係・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	各種調査の調査結果の登録のための機能について実装必須機能としている。	必須	当機能の本市適用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・併せて、各種調査結果を画面にて確認できること。		
		2		0100421	各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：納税義務者】 ・二重扶養調査（2名以上の同一生計者のうまいずれか1名の扶養とするため、納税義務者へ扶養主をどちらとするか照会をする。）	標準オプション機能		課税対象者の状況等により調査の実施有無が異なる可能性がある調査の種類について、標準オプション機能としている。	任意			
		2		0100689	各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：自団体の戸籍所管課】 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等との続柄確認のための戸籍調査	標準オプション機能		課税対象者の状況等により調査の実施有無が異なる可能性がある調査の種類について、標準オプション機能としている。	任意			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
		2	0100690	各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：他団体】 ・被扶養、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等との納税確認のための戸籍調査（納税義務者の本籍が管外の居住者の場合）	標準オプション機能		課税対象者の状況等により調査の実施有無が異なる可能性がある調査の種類について、標準オプション機能としている。	任意				
	3.2.1.	3	0100717	各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：納税義務者】 ・家庭数・事業所課税に該当する事業所の有無等に関する確認のための調査	標準オプション機能		課税対象者の状況等により調査の実施有無が異なる可能性がある調査の種類について、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市適用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・家庭数課税分のXは別で管理できること。			
	3.2.1.	3	0100718	各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：納税義務者】 ・税務署へ連絡が必要な被扶養者等に関する調査	標準オプション機能		課税対象者の状況等により調査の実施有無が異なる可能性がある調査の種類について、標準オプション機能としている。	不要				
	3.2.1.	3	0100719	各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：納税義務者】 ・寡婦の事由等に関する確認のための調査	標準オプション機能		課税対象者の状況等により調査の実施有無が異なる可能性がある調査の種類について、標準オプション機能としている。	不要				
	3.2.3.		0100423	寡婦・ひとり親の適用条件に合致しない対象のうち、死別・離別の状況等の戸籍情報の確認が必要なものを抽出し、調査リストを出力できること。	標準オプション機能			任意				
	3.2.4.	1	0100424	給与支払報告書に就職日、退職日が記載されているものについて、就職日、退職日及び給与収入額を指定し、抽出ができること。	標準オプション機能			任意				
		2	0100425	給与支払報告書に就職日、退職日が記載されている該当者に対して、調査書を出力できること。	標準オプション機能			不要				
	3.3.減免・免除処理											
	3.3.1.	減免・免除情報管理	0100426	減免の許可を決定した事実を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		減免決定した対象や減免額を算出するための区分の管理等の減免処理に必要な情報の管理のための機能を実装必須機能としている。	必須	当機能の本市適用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・本市においては、2 項減免と 1 項減免があるため、別管理ができること。 ＞ 1 項減免 生活保護、失業者、所得減少者、災害者、中国残留邦人等 ＞ 2 項減免 原子爆弾被害者（申請要）、 障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生（申請不要）→申請不要のものについては、自動的に減免後の税額計算ができること			
		3.3.15		0100720	森林環境税の納税義務者からの免除申請に基づき、免除の許可を決定した事実を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		森林環境税の免除については、個人住民税と独立して判定・免除されるものであることから、以下、個人住民税の減免と同様の機能において、あえて別機能として新規追加しております。なお、機能を分ける必要が無いものについては、併記としております。	必須			
	3.3.2.		0100427	減免の区分を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能			必須	当機能の本市適用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・年度ごとに減免区分の管理を分けることができること。 ・減免の区分として、例えば本市における減免の種類（失業減免・災害者減免等）の区別に該当する区分として設定できること。 ・区分については、複数かつ任意の条件で設定が可能であること。			
	3.3.16		0100692	森林環境税の免除に該当する場合、免除事由について管理できること。	実装必須機能			必須				
	3.3.3.		0100428	減免・免除決定後に更正処理があった対象の抽出ができること。	標準オプション機能		減免決定後に更正処理があった対象の課税情報を個別に確認する運用の場合に必要な機能であり、標準オプション機能としている。	任意				
3.3.4.	1	減免・免除額入力	0100429	所得割・均等割（市区町村税、都道府県民税別）の減免額を個別入力できること。	実装必須機能		減免は条例により規定が可能なため、減免許可した課税対象者の減免額の入力、団体ごとの設定による算出に必要な機能を実装必須機能としている。	必須	当機能の本市適用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・下記本市任意の条件に対応できること（所得制限あり）。 ＞ 1 項減免 生活保護（1 0 割）、失業者（1 0 割、5 割）、所得減少者（5 割、3 割）、災害者（1.25～1 0 割）、中国残留邦人等（1 0 割） ＞ 2 項減免 原子爆弾被害者（5 割）、 障害者・寡婦・ひとり親（5 割）、勤労学生（1 0 割）			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市重要事項		重要事項への対応予定（ベンダ別）	
								機能属性分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.3.4.	2	010043 0	所得割・均等割（市区町村税・都道府県民税別）の減免額を一括入力できること。	標準オプション機能		震災減免など、一定の条件に該当する多数の対象者に減免処理を実施する場合に必要な機能だが、機能が必要な状況に限られることから標準オプション機能としている。	必須			
	3.3.4.	3	010069 3	森林環境税の免除額を個別入力できること。	実装必須機能			必須			
	3.3.4.	4	010069 4	森林環境税の免除額を一括入力できること。	標準オプション機能			不要			
	3.3.6.		010043 1	全体の減免額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること。	実装必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・指定した期で、自動で減免後の期割計算までできる機能と想定し、下記本市任意の条件に対応できると（所得制限あり）。 ＞1項減免 生活保護（10割）、失業者（10割、5割）、所得減少者（5割、3割）、災害者（1.25～10割）、中国残留邦人等（10割） ＞2項減免 原子爆弾被害者（5割）、障害者・寡婦・ひとり親（5割）・勤労学生（10割）		
	3.3.7.		010043 2	減免の区分ごとに減免割合を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・下記本市任意の条件に対応できると（所得制限あり）。 ＞1項減免 生活保護（10割）、失業者（10割、5割）、所得減少者（5割、3割）、災害者（1.25～10割）、中国残留邦人等（10割） ＞2項減免 原子爆弾被害者（5割）、障害者・寡婦・ひとり親（5割）・勤労学生（10割）		
	3.3.8.		010043 3	減免区分ごとの減免割合に応じて、減免額を計算できること。	標準オプション機能		同上	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・下記本市任意の条件に対応できると（所得制限あり）。 ＞1項減免 生活保護（10割）、失業者（10割、5割）、所得減少者（5割、3割）、災害者（1.25～10割）、中国残留邦人等（10割） ＞2項減免 原子爆弾被害者（5割）、障害者・寡婦・ひとり親（5割）・勤労学生（10割）		
	3.3.9.	1	010043 4	減免額を手入力し、手入力した値で減免処理ができること。	実装必須機能			必須			
		2	010043 5	減免額の手入力は、徴収区分及び期別ごとに個別入力できること。	標準オプション機能		実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	必須			
		3	010069 5	森林環境税の免除額を手入力し、手入力した値で免除処理ができること。	実装必須機能			必須			
		4	010069 6	森林環境税の免除額の手入力は、徴収区分及び期別ごとに個別入力できること。	標準オプション機能			必須			
	3.3.10.		010043 6	減免前所得割額を端数切り捨て前で保持できること。減免後端数が生じる場合は、所得割として端数保持できること。	実装必須機能			必須			
	3.3.11.	期別減免・免除処理	010043 7	減免決定後の更正処理で、自動で減免期間を判定できること。	標準オプション機能		実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	不要	減免対象期間は、直接に入力指示することで対応する前提で要件としては不要とする。		
	3.3.17		010069 7	森林環境税の免除決定後の更正処理で、自動で免除対象期間を判定できること。	標準オプション機能			不要	減免対象期間は、直接に入力指示することで対応する前提で要件としては不要とする。		
	3.3.12.	1	010043 8	減免の開始期を任意に指定できること。	標準オプション機能		実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	必須			
		2	010069 8	森林環境税の免除の開始期を任意に指定できること。	標準オプション機能			必須			
		3	010043 9	減免の開始期を指定した対象については、減免期間の自動判定の対象外とすること。	標準オプション機能		実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	不要	減免対象期間は、直接に入力指示することで対応する前提で要件としては不要とする。		
	4	010069 9	森林環境税の免除の開始期を指定した対象については、免除期間の自動判定の対象外とすること。	標準オプション機能			不要	自動判定機能不要とする前提で要件としては不要とする。			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		事業事項への対応予定（ベンダ固有）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.3.13.	1		010044 0	減免決定通知書及び減免許可・不許可通知書を個別又は一括で出力できること。	標準オプション機能		減免決定及び却下通知書をシステム出力している場合に必要な機能であるが、団体により対象者数が異なり、システム外での対応も考えられることから標準オプション機能としている。	任意				
	2		010070 0	森林環境税の免除に係る決定・却下通知書を個別又は一括で出力できること。 なお、当該通知書は、個人住民税の減免許可・不許可通知書と同一の様式によることができること。	標準オプション機能			任意				
	3		010044 1	減免決定通知書は、通知日を指定して発行できること。	標準オプション機能		減免決定及び却下通知書をシステム出力している場合に必要な機能であるが、団体により対象者数が異なり、システム外での対応も考えられることから標準オプション機能としている。	任意				
	4		010070 1	森林環境税の免除決定・却下通知書は、通知日を指定して発行できること。	標準オプション機能			任意				
	3.3.14.		010044 2	障害者や生活保護受給者等の減免対象者を抽出し、一括又は個別で申請書の作成ができること。	標準オプション機能		申請書の送付の対応をしている場合に必要な機能であるが、全ての団体で対応している事務ではないため、標準オプション機能としている。	不要				
	3.3.18		010070 2	統計情報として、森林環境税の免除件数や免除額を免除事由ごとに管理し、抽出できること。	実装必須機能		統計については「課税状況等の調」を想定している。	必須				
	3.4.特別徴収異動処理											
	3.4.1.	特別徴収異動 情報管理	010044 3	特別徴収義務者から送付されてくる各種申請情報（異動届出書、特別徴収切替申請及び所在地変更申請等）に基づき、該当する個人、事業者の基本情報等の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、個別での更新及び管理（設定・保持・修正）ができること。なお、履歴情報の管理もできること。	実装必須機能		特別徴収義務者から提出される各種異動情報にかかる届出等の管理は、特別徴収義務者及び納税義務者を正確に把握するために必須のため、実装必須機能としている。	必須				
	3.4.2.		010044 4	合併や事業引継等により年度の途中で特別徴収義務者が変更となる場合、従業者のデータを一括で移転（転動処理）できること。	標準オプション機能			必須				
	3.4.3.	1	010044 5	事業所単位に所属する個人を複数指定し、転動・退勤の登録ができること。	標準オプション機能		同一事業所内での大人数の異動に対応するための機能だが、団体内で管理している事業所の規模等により、複数対象者の指定を実施しているが異なることが想定されることから、標準オプション機能としている。	必須				
		2	010044 6	異動届等による更新処理は数十件単位で一括更新できること。	標準オプション機能		同一事業所内での大人数の異動に対応するための機能だが、団体内で管理している事業所の規模等により、複数対象者の指定を実施しているが異なることが想定されることから、標準オプション機能としている。	必須				
	3.4.4.		010044 7	特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）を取り込み、登録済みの受給者番号を登録及び修正できること。	標準オプション機能		異動届出書や特別徴収切替申請データを税務システムで取り込み、登録済みの受給者番号を更新している場合に必要となる機能であるが、届出情報等を確認し、個別に異動登録をする運用もあることから、標準オプション機能としている。	必須				
	3.4.5.	1	010044 8	eLTAXと連携して異動届出書及び特別徴収切替申請データを取り込み、該当する事業所情報及び特別徴収義務者情報を一括更新できること。	標準オプション機能		実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	任意				
		2	010044 9	eLTAXと連携して異動届出書及び特別徴収切替申請データを取り込み、該当する事業所情報及び特別徴収義務者情報の一括更新の結果をリストで出力できること。なお、出力したリストでは、全件、更新できた対象、更新できなかった対象の絞り込みができること。	標準オプション機能		実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	任意				
	3.4.6.		010045 0	特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）に基づき、登録済みの受給者番号を個別に登録及び修正できること。	実装必須機能			必須				
	3.4.7.	納期特例情報 管理	010045 1	納期特例の情報については、前年情報を基に引継も可能であること。	実装必須機能		納期限を正確に管理するため、納期特例の申請に基づく、該当の特別徴収義務者の管理は実装必須機能としている。	必須				
	3.4.8.		010045 2	年度の途中からでも納期特例の対象事業所の納期変更に対応できること。	実装必須機能			必須				
	3.4.10.		010045 3	納期特例適用の事業所について、納期限から一定期間経過後に準納引継された場合に、納期特例適用を一括処理で取り消すことができること。	標準オプション機能			任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.4.11.			010045 4	納期特例を適用又は解除した特別徴収義務者の税額について、測定情報に反映できること。	実施必須機能			必須				
3.5.年金特例異動処理												
3.5.1.	1	年金特別徴収 処理結果情報 管理（eLTAX 連携）	010072 1	eLTAXと連携して年金特別徴収処理結果情報（22通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。 また、取り込んだ年金特別徴収処理結果情報を用いて、各年金保険者に関する依頼データと入金データの突合チェックができること。	実施必須機能		eLTAXとの連携仕様は共通であり、全国で同一の仕様での実施が可能と考えられるため、年金特別徴収処理結果情報の取り込み機能は実施必須機能としている。	必須				
			010045 6	eLTAXと連携して年金特別徴収処理結果情報（22通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。	標準オプション機能	取り込みの結果、更新があった対象者の全てを確認する運用としている場合に必要となる機能となるため、標準オプション機能としている。	必須					
3.5.2.	1	年金特別徴収 停止処理結果 情報管理 （eLTAX連 携）	010045 7	eLTAXと連携して年金特別徴収停止処理結果情報(42通知)を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	実施必須機能			必須				
			010045 8	eLTAXと連携して年金特別徴収停止処理結果情報(42通知)を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。	標準オプション機能		必須					
3.5.3.	1		010045 9	取り込んだ情報から、年金特別徴収停止の根拠を管理（設定・保持）できること。	標準オプション機能		問い合わせ等の際に税務システムで詳細を確認するために必要な機能であり、問い合わせ発生状況により機能の必要性が異なることから、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・年金特徴の停止結果（42通知）を一覧にて確認可能とすること（EUCでも可）			
3.5.4.	1		010046 0	eLTAXと連携して特別徴収税額等変更通知の処理結果情報(64通知)を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	実施必須機能			必須				
			010046 1	eLTAXと連携して特別徴収税額等変更通知の処理結果情報(64通知)を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。	標準オプション機能		必須					
3.5.5.	1		010046 2	eLTAXと連携して特別徴収税額通知処理結果情報(02通知)を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	実施必須機能			必須				
			010046 3	eLTAXと連携して特別徴収税額通知処理結果情報(02通知)を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。	標準オプション機能		必須					
3.5.6.			010046 4	年金特別徴収のeLTAXとの連携処理履歴（通知の種類・各種区分・処理結果等）を参照できること。	標準オプション機能		問い合わせ等の際に税務システムで詳細を確認するために必要な機能であり、問い合わせ発生状況により機能の必要性が異なることから、標準オプション機能としている。	必須				
3.5.7.		介護保険情報 に基づく年金特 別徴収対象者 更新処理	010046 5	01通知処理において、4月1日時点の介護保険料の特別徴収対象者でない場合には年金特別徴収を停止し、その理由を管理（設定・保持・修正）できること。	実施必須機能		介護保険の特別徴収対象者の情報を01通知の作成に利用するための機能を実施必須機能としている。	必須				
3.5.8.			010046 6	介護保険システムから、介護保険の特別徴収対象者情報を取り込めること。	実施必須機能			必須				
3.5.9.		国民健康保険、 後期高齢情報 に基づく年金特 別徴収対象者 更新処理	010046 7	01通知処理において、国民健康保険、後期高齢者医療の特別徴収対象者情報を取り込み、住民税額及び森林環境税額が所得税・介護保険料及び国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を控除した後の年金支払額を超える場合には年金特別徴収を非対象として通知し、その理由を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		法令上は、介護保険の特別徴収の対象者が個人住民税の年金特別徴収の対象者となるため、国民健康保険、後期高齢を加味する必要があるが、年金受給額と国民健康保険、後期高齢、介護保険の特別徴収金額を年金特別徴収の対象者の抽出に利用する運用とする団体もあることから、標準オプション機能とした。	必須				
3.6.更正（当初・毎月）処理												
3.6.1.		更正処理	010046 8	未申告・修正申告処理、各種調査課税処理、減免処理及び特別徴収異動処理等に基づき、更正処理（課税情報の更新）を行い、更新結果を管理（設定・保持・修正）できること。	実施必須機能		未申告者の申告、申告済み情報に対して修正申告、減免申請、調査結果等による各種異動情報に基づき、随時課税や課税額の増減額する等の課税情報を更新し、管理するために必要な機能を実施必須機能としている。	必須				
3.6.2.	1		010046 9	異動入力があり、更正処理の対象となるものを出力できること。	標準オプション機能		処理結果の全てを確認する運用としている場合に必要となるリストについて、標準オプション機能としている。	不要				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									国等の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
		2		010047 0		異動入力があり、更正処理の対象となるものを出力した内容から、異動対象者と対象者ごとの異動内容を確認できること。	標準オプション機能	処理結果の全てを確認する運用としている場合に必要となるリストについて、標準オプション機能としている。	任意			
	3.6.3.	1		010047 1		eLTAXと連携して国税連携データ（e-Tax、KSKの第一～四表）を取り込み、取り込んだ資料を基に更正処理が行えること。	実装必須機能		必須			
		2		010047 2		eLTAXと連携して国税連携データ（e-Taxの添付資料データ）を取り込み、取り込んだ資料を基に更正処理が行えること。	標準オプション機能	e-Taxの添付資料データについては、団体の規模により要否が異なるものであるため、標準オプション機能としている。	必須			
		3		010047 3		eLTAXと連携して国税連携データ（金帳票要聞型データ）を取り込み、取り込んだ資料を基に更正処理が行えること。	標準オプション機能		必須			
	3.6.4.			010047 4		同一更正期間内に、複数回の更正処理ができること。	実装必須機能		必須			
	3.6.5.			010047 5		課税情報の前後が記載されている課内で決裁をとるための帳票が発行できること。	標準オプション機能	決裁用の書類について、システム出力することが必要という団体があったが、決裁用の必要書類は団体により異なり、効率的な運用を一意に規定することも困難であるため、標準オプション機能としている。	必須			
	3.6.6.	1		010047 6		更正処理に基づき、税額計算（期前（月前）計算含む）ができること。	実装必須機能		必須			
		2		010047 7		更正処理に基づき、一括で税額計算（期前（月前）計算含む）ができること。	標準オプション機能	本機能を実装しない場合は、更正の基となる情報を登録する都度、登録された情報に基づく税額が計算され、通知書発行等のタイミングで月次の税額を確定する運用となる。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・入力の際度、更正後税額が確認できること		
	3.6.7.			010047 8		更正処理に基づき、一括で不足税額計算（期別（月前）計算及び不足税額に係る延滞金含む）ができること。	標準オプション機能	不足額計算にかかる延滞金を含めて通知するために必要との団体要望に対応するための機能だが当該業務を収納側で実施する運用も考えられることから標準オプション機能としている。	任意	延滞金計算については、収納システムでの実装で差し支えない。		
	3.6.8.			010047 9		配偶者所得更正処理時に配偶者特別控除の適用額の切替が自動でできること。	実装必須機能		必須			
	3.6.9.	1		010048 0		変更がない情報を含め、以下の情報を確認可能な様式で出力できること。 ＜確認が必要な情報＞ ・更正の対象年度 ・更正の対象者 ・更正前後の課税情報 ・更正対象者の特別徴収義務者 ・併用徴収の対象者の場合は徴収方法ごとの課税情報 ・更正の結果に基づき変更を開始する徴収月（期）	実装必須機能		必須			
		2		010048 1		変更がない情報を含め、以下の更正前後の情報を確認可能な様式で出力できること。 ＜確認が必要な情報＞ ・更正日	標準オプション機能	更正日や更正理由は出力時の抽出条件や出力後に個別に画面確認する運用も想定され、データ出力による確認が必要とした団体も一部であったため、標準オプション機能としている。	任意			
		2		010048 2		変更がない情報を含め、以下の更正前後の情報を確認可能な様式で出力できること。 ＜確認が必要な情報＞ ・更正理由	標準オプション機能	更正日や更正理由は出力時の抽出条件や出力後に個別に画面確認する運用も想定され、データ出力による確認が必要とした団体も一部であったため、標準オプション機能としている。	任意			
	3.6.10.	1		010048 3		承継人が複数設定され、代表者の届け出がない場合は、税額を按分した承継人宛の通知書を作成できること。	標準オプション機能	実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	任意			
		2		010048 4		承継人が複数設定され、代表者の届け出がない場合は、按分した税額について収滞納業務への受け渡しも可能なこと。	標準オプション機能	実現性評価や団体の運用を鑑み、要件を緩和し、標準オプション機能としている。	任意			
	3.6.11.			010048 5		個別に即時の更正処理、税額計算ができること。	実装必須機能		必須			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側）	
								機能属性分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.6	3.6.12.		0100486	課税権の無いことが判明した者の賦課を更新（税額確定）後であっても取り消すことができること。	実施必須機能			必須			
	3.6.13.		0100487	課税処理保留の機能を有し、課税処理保留としたものについては、課定に計上されないこと。（収納対象から除外する）	標準オプション機能	法令に規定がない事務の取り扱いについて、全体方針を整理したため、要求事項の再精査を予定している。	課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・保留することで課税台帳の対象とされないこと。（証明発行や統計の対象からも除外されること）		
	3.6.14.	更正（アラートチェック）	0100488	更正処理の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実施必須機能		正確な課税処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実施必須機能としている。エラー及びアラートとして、更正処理までに確認可能なチェックも含め実施が必要な団体もある（業務スケジュールや体制の都合で処理実施までにアラート及びエラーの解消ができない状況を想定する）ため、主なエラー及びアラートに含めている。	必須			
	3.6.15.	更正日、更正事由	0100722	異動事由、異動日、更正日、確定申告日、通知事由及び納税通知書送付日を管理（設定・保持・修正）できること。 ・異動事由：異動登録が必要となった事由 ・異動日：当該異動事由が発生した日付 ・更正日：異動登録の情報に基づき、更正処理を実施した日付 ・確定申告日：確定申告書の提出がされた日 ・通知事由：通知書に印字する通知事由 ・納税通知書発送日：納税通知書を発送した日	実施必須機能		更正日、更正事由は、通知内容（通知書への印字情報）や還付加算金の計算等に必要となるため、実施必須機能としている。	必須			
	3.6.16.	更正（帳票印刷）	0100490	更正結果に基づき、各種通知書（税額変更通知書・納税通知書等）を作成できること。 通知書の発送者一覧が出力（紙・データ）できること。	実施必須機能		更正処理結果を反映し、通知書の作成に必要な機能であるため、実施必須機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・更正処理を行った対象者の一覧を確認できること（更正処理した各種通知が発行されない方について、その処理内容を確認したい場合）		
	3.6.17.	更正（徴収方法と期割）	0100491	個人の所得や税額の変更を行わず、期割（月割）税額及び納期間を変更できること。 納期間については一括又は個別に変更できること。	実施必須機能		更正処理による徴収方法や期割、月割額の変更に対応するために必要な機能について、実施必須機能としている。	必須			
	3.6.18.		0100492	年度ごとに更正処理時に参照する、変更開始月（又は変更開始期）ごとの納期間を設定できること。	実施必須機能			必須			
	3.6.19.		0100493	期割、月割の計算について、全ての徴収方法で徴収済月（又は徴収済期）までの期割は変更せず、変更開始月（又は変更開始期）から残りの税額を期割（月割）計算できること。 また、変更開始月（又は変更開始期）が確認できるよう、収納状況を参照できること。	実施必須機能			必須			
	3.6.20.		0100494	退職等により徴収方法に変更があった場合には特別徴収から普通徴収、又は普通徴収から特別徴収へ変更できること（当該処理や新規課税の対応のため年金特別徴収に係る変更を含む）。	実施必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・65歳以上の者の年度途中の普通徴収、特別徴収を切替できること		
	3.6.21.		0100495	普通徴収での納期到来分で徴収済の期割は変更せず、変更開始月から残りの普通徴収税額を異動後の特別徴収義務者で期割（月割）計算ができること。	実施必須機能			必須			
	3.6.22.	更正（異動と期割）	0100496	異動元の特別徴収義務者での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収税額を異動後の特別徴収義務者において期割（月割）計算ができること。	実施必須機能		更正処理による徴収方法や期割、月割額の変更に対応するために必要な機能について、実施必須機能としている。	必須			
	3.6.23.		0100497	異動元の特別徴収義務者（年金特別徴収含む）での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収税額を普通徴収において期割計算ができること。	実施必須機能			必須			
	3.6.24.		0100498	一括徴収処理として任意の月を指定すると、翌月以降の徴収額を設定した月に寄せられること。	実施必須機能			必須			
3.6.25.		0100499	徴収済月（期）及び変更開始月（期）を任意に指定できること。	実施必須機能			必須				
3.6.26.		0100500	徴収済月（期）及び変更開始月（期）を任意に指定が可能な期間を徴収方法ごとに設定できること。	実施必須機能		一括として、年金特別徴収の徴収済月・変更開始月については、年金保険者への通知の作成時期等を考慮し、実態に指定できる月が限られており、任意に指定できようとは処理誤り・徴収誤りなどにつながることを想定される。 このため、更正の時期により、年金特別徴収は、指定された月以外は選べない等の処理誤りを防ぐ機能として実施必須機能としている。	必須				
3.6.27.		0100501	当初及び例月を問わず、年金特別徴収の対象が非対象かを任意選択することができること。	標準オプション機能		更正処理等の事前特別徴収による徴収が困難である状況が利用している場合に、特別徴収の対象外とする運用をしている場合に必要となる機能だが、個別に徴収方法を変更する運用も考えられるため、標準オプション機能としている。	必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.6.28.		更正（併用徴収）	0100502	普通徴収又は特別徴収対象者を併用徴収対象者として設定することができること。	実装必須機能		併用徴収の設定、変更に係る機能であり、実装必須機能としている。	必須				
3.6.29.			0100503	普通徴収税額、給与特別徴収税額及び年金特別徴収税額を任意に設定することができること。	実装必須機能			必須				
3.6.30.			0100504	特別徴収対象者の一部の給与分のみを普通徴収とすることが出来ること。	標準オプション機能	副業等により複数箇所から給与支払いを受けている対象者に、給与の一部を普通徴収としたい等の要望に対応する機能として、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・併用徴収希望者についてフラグで管理できること。				
3.6.31.			0100505	~~特別徴収時の計算方法と同様に、併用徴収時の税額を算定できること。~~	実装必須機能		必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・全体分の市民税、府民税、均等割、所得割、森林環境税を当初と同様に計算し、給与特徴分にかかるそれぞれ差し引いた金額を併用徴収時の普通徴収税額とすること				
3.6.33.			0100506	普通徴収を行っている者に対して特別徴収を追加し、併用徴収とする場合には、特別徴収及び普通徴収の期割（月割）計算ができること。	実装必須機能		必須					
3.6.34.			0100507	併用徴収対象者も、普通徴収又は特別徴収のみの課税に変更することができること。 また変更後に再度併用徴収にできること。	実装必須機能		必須					
3.6.35.			0100508	併用徴収から普通徴収のみに変更した場合、普通徴収期割に普通徴収の変更開始期から特別徴収課税額の残額を追加した期割税額に変更できること。	実装必須機能		必須					
3.6.36.			0100509	給与特別徴収、年金特別徴収及び普通徴収を組み合わせた全ての徴収方法（単一、二種及び三種のいずれかへの変更や二種から三種への変更等）に対応できること。	実装必須機能	＜徴収方法変更の例＞ ・給与特別徴収対象者に普通徴収又は年金特別徴収の追加 ・普通徴収対象者に給与特別徴収又は年金特別徴収の追加 ・給与特別徴収及び年金特別徴収の併用徴収対象者を普通徴収及び年金特別徴収の併用徴収対象者への変更（退職等の対応） ・給与特別徴収及び年金特別徴収の併用徴収対象者や普通徴収及び年金特別徴収の併用徴収対象者の年金特別徴収の停止 ・普通徴収及び年金特別徴収に給与特別徴収の追加（三併用徴収への変更）等	必須					
3.6.37.			0100510	併用徴収に関する徴収区分の変更を行ったとき、変更開始期（月）以前の期割（月割）額を変更しないことができること。	実装必須機能		必須					
3.6.38.	1	更正（例月）	0100511	今回月次処理による通知発送の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。 死亡者には相続人代表者（納税承継人）の設定有無を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		相続人代表者の指定がない納税義務者に対して、届け出の勘定等の業務の実施に必要な機能について、実装必須機能としている。	必須				
2	0100512		今回月次処理による通知発送の対象となっている者のうち、出国者・職権消除者一覧を作成できること。	標準オプション機能	出国者や職権消除については、団体により発生状況に差異があり、必要性も異なることから、標準オプション機能としている。	必須	EUCによる代替も可とする。 なお、職権消除対象者については、任意とする。					
3.6.39.	1		0100513	死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・納税義務者の氏名、住所、生年月日、死亡日	標準オプション機能		死亡者一覧として確認したい情報は団体により異なることが想定されるため、詳細項目については、標準オプション機能としている。	任意				
2	0100514		死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・口座の登録情報	標準オプション機能	死亡者一覧として確認したい情報は団体により異なることが想定されるため、詳細項目については、標準オプション機能としている。	不要						
3	0100515		死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・配偶者の有無	標準オプション機能	死亡者一覧として確認したい情報は団体により異なることが想定されるため、詳細項目については、標準オプション機能としている。	任意						

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市重要事項		重要事項への対応予定（ベンチマーク）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		4	0100516	死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・世帯員の有無	標準オプション機能		死亡者一覧として確認したい情報は団体により異なることが想定されるため、詳細項目については、標準オプション機能としている。	不要				
		5	0100517	死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・相続代表人指定情報	標準オプション機能		死亡者一覧として確認したい情報は団体により異なることが想定されるため、詳細項目については、標準オプション機能としている。	任意				
	3.6.40.	1	0100518	相続人代表者設定後初めて通知書を発行する際に、相続人代表者指定通知書を自動で出力できること。	標準オプション機能		相続人代表者指定通知書をシステム出力することで、効率的な運用となることが一定程度期待できるが、EUCと組み合わせて既存様式への差し込み印刷する等の運用も想定されることから、標準オプション機能としている。	不要				
		2	0100519	相続人代表者指定通知書の発行履歴を手動で登録及び修正できること。	標準オプション機能		相続人代表者指定通知書をシステム出力することで、効率的な運用となることが一定程度期待できるが、EUCと組み合わせて既存様式への差し込み印刷する等の運用も想定されることから、標準オプション機能としている。	不要				
	3.6.41.		0100520	更正時の情報として管理（設定・保持・修正）する全ての項目について選択年度の前年度との比較ができること。	実装必須機能		前年度情報や収納情報等の更正時の参考情報として確認が必要な情報の参照に必要な機能を実装必須機能としている。	必須				
	3.6.42.		0100521	繰越損失に関して、選択年度以前 5 年度からの比較ができること。	実装必須機能			必須				
	3.6.43.		0100522	同年度内で通知済みの異動情報について、更正時の情報として管理（設定・保持・修正）する全ての項目の全課税履歴（最新情報までの経緯）を確認できること。	標準オプション機能		参考情報として確認できることが望ましいが、画面確認項目が多くなることで、煩雑となる可能性もあり、運用により要否に差異が出ることが想定されるため、実装することで標準オプション機能としている。	任意				
	3.6.44.		0100523	更正時の情報として管理（設定・保持・修正）する全ての項目について選択年度以前過去 7 年度との比較ができること。	標準オプション機能			任意				
	3.6.45.		0100524	収納情報との比較ができること。	実装必須機能			必須				
	3.6.46.		0100525	更正決定前でも、特別徴収義務者毎に月別の納付額が集計できること。	標準オプション機能		問い合わせの際の参考情報としての算出を想定した機能だが、団体の状況により必要性が異なるため、標準オプション機能としている。	必須				
	3.6.47.	生活保護	0100526	1 月 1 日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、当初課税では、個人住民税及び森林環境税を自動的に非課税とすることができること。 また、（1 期更正を含む）当初課税後は、個別の入力により指定の税額を免除とすることができること。	実装必須機能		1 月 1 日時点の生活保護対象者を非課税とすることは必須であり、自動判定や個別の修正等の正確な賦課業務を実現することがするために必要な機能を実装必須機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・当初課税後であっても、1 月 1 日現在生活扶助者であることが判明した場合は、さかのぼって非課税とすることができること			
	3.6.48.	1	0100527	不正受給等により、遡って同日改廃となった者について、一覧等の出力やアラート表示による特定が可能なこと。	標準オプション機能		同日開廃のものについて、減免対象外として、処理されていればよく、対象を抽出し、確認する運用は必ずしも必要なものではないため、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100528	不正受給等により、遡って同日改廃となった者がすでに減免済みの場合は減免を取り消すまで、上記の対象者として特定が可能であること。	標準オプション機能		同日開廃のものについて、減免対象外として、処理されていればよく、対象を抽出し、確認する運用は必ずしも必要なものではないため、標準オプション機能としている。	任意				
	3.6.49.		0100529	1 月 1 日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けており、個人住民税及び森林環境税を非課税とする対象者について、個別に追加又は取消ができること。	実装必須機能			必須				
	3.6.50.		0100530	個別に生活扶助による個人住民税及び森林環境税を非課税対象者の追加又は取消を行ったものについて、非課税に変更又は非課税の取消ができること。	実装必須機能			必須				
	3.6.51.	租税条約にかかわる処理	0100531	租税条約により課税が免除となる者について、（1 期更正を含む）当初課税後は、個別の入力により指定の税額を免除とすることができること。	実装必須機能		租税条約に係る課税の免除等の対応のために必要な機能であり、実装必須機能としている。	必須				

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	未市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ固形）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.6.その他更正機能	3.6.52.		010053 2	租税条約により課税が免除となる者について、個別に追加又は取消ができること。	実施必須機能			必須				
	3.6.53.		010053 3	個別に租税条約による課税免除対象者の追加又は取消を行ったものについて、課税免除に変更又は課税免除の取消ができること。	実施必須機能			必須				
	3.7.1.	過年度更正	010053 4	過去 8 年分の更正（見年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調定年度を管理すること）。 但し、3 年超の増更正や 5 年超の減更正については、チェックができること。	実施必須機能		現年度を含め、8 年分の更正は、法令上対応が必要な期間であるため、過年度更正に必要な機能を実施必須機能としている。	必須				
	3.7.2.		010053 5	過年度更正が、増額・減額（税額が変わらないものも含む）の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期の制限無くできること。	実施必須機能			必須				
	3.7.3.		010053 6	過年度更正について、必要に応じ任意に入力時期の制限をできること。	標準オプション機能		運用上の理由から、法令上必要となる期限とは別に入力制限が必要な場合を想定した機能だが、団体の状況により必要性が異なるため、標準オプション機能としている。	任意				
	3.7.4.		010053 7	過年度更正において特別徴収の税額が増加になった場合、増額分を自動で普通徴収の随時徴収とすることが	実施必須機能			必須				
	3.7.5.		010053 8	過年度普通徴収を過年度特別徴収に切り替えること。	標準オプション機能		過年度で退職等により特別徴収から普通徴収に変更になっている場合で、徴収済月を修正する異動届が提出された場合に、特別徴収に再度切り替えることがあるとの団体要望に対応するための機能として、標準オプション機能としている。	任意				
	3.7.6.		010053 9	過年度減額を行う場合、現年度調定減、過年度調定減又は滞納繰越調定減のいずれ（重複する場合もあり）になるかを自動で判断し、調定額に適切に反映できること。	実施必須機能			必須				
	3.7.7.		010054 0	過年度減額処理を取消した場合に、収納側に連携して過年度の調定額の減額を取り消せること。	実施必須機能			必須				
	3.7.8.	強制修正	010054 1	以下の対象項目について、勘帳による強制入力ができること。勘帳による強制入力の場合でも異動履歴（異動履歴画面でシステムユーザーが確認可能な情報を想定）は残すことができること。 ＜対象項目＞ ・月額額 ・月額充当又は委託納付額 ・回数割額 ・翌年度徴収額 ・期割額 ・期割充当又は委託納付額 ・年金特徴分期割額 ・年金特徴徴収済月 ・均等割の強制課税 ・強制非課税	実施必須機能		操作誤り、誤入力があった場合で、システム都合の制限により通常入力できない状況の発生を想定した機能であり、対象項目は多くのシステムにおいて対応が可能な項目のみに限定して実施必須機能としている	必須				
	3.7.9.		010054 2	個人の課税台帳ごとと課税内容の強制入力(自動計算によらない直接入力)ができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。	実施必須機能			必須				
	3.7.10.		010054 3	すべての徴収区分における期前（月前）税額を強制入力(直接入力)することができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。	実施必須機能			必須				
	3.7.11.		010073 9	1 人の納税義務者に対し、複数の特別徴収義務者を紐づけた上、それぞれの特別徴収義務者より支払給付額で税額を按分できること。	標準オプション機能			不変				
4.交付												
4.1.給与特別徴収税額通知発行												
4.1.1.	1	特別徴収税額決定・変更通知書発行	010054 4	当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者・納税義務者用）（当初・更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。 なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。	実施必須機能		当初処理、更正処理の結果に基づいた各種通知書の発行のための機能について、実施必須機能としている。	必須				

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		事業者への対応予定（ベンダ側）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2		010054 5	当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者・納税義務者用）（当初・更正分）を通知日を指定してデータで一括出力が可能なこと。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	必須				
	2		010054 6	特別徴収税額決定・変更通知書のデータでの一括出力対象の発送者一覧が出力できること。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	必須				
	2		010054 7	特別徴収税額決定・変更通知書の一括発行前に個別発行したときは、データでの一括発行の対象外とできること。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	必須				
	4.1.2.	1	010054 8	非課税等の通知書（特別徴収義務者用）の対象者を抽出できること。	標準オプション機能			任意				
	2		010054 9	全対象者が非課税の事業所に対する税額通知書の作成について、非課税等の通知書（特別徴収義務者用）の作成対象から除外するを選択できること。	標準オプション機能			不要				
	4.1.3.		010055 0	税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を一括発行するかどうか、指定できること。 特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の一括発行を指定した場合は、当該特別徴収義務者の税額、期前月前額及び徴収区分の変更がない場合であっても特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）を併せて発行できること。	実装必須機能			必須				
	4.1.4.		010055 1	事業所ごとの税額、期前月前額及び徴収区分の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）は一括発行の対象外となること。 ただし、転勤による変更又は新規非課税事業所には特別徴収通知を発行する。	実装必須機能			必須				
	4.1.5.		010055 2	事業所情報の送付希望に応じて、通知書等の発行ができること。	標準オプション機能		事業所情報の送付希望の管理に係る機能と同様に、詳細な送付希望の管理は、事業者要望に対して、柔軟に対応することを目的とした機能であり、対応の可否が団体ににより異なることが想定されるため、標準オプション機能としている。	任意				
	4.1.6.		010055 3	新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は更正処理に基づく一括発行の対象外とするかを選択できること。	標準オプション機能		更正処理時に新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を送付していない団体に対応するための機能として、標準オプション機能としている。	任意				
	4.1.7.	1	010055 4	同一事業者に対して発行する、特別徴収義務者用の通知書について、即時処理での個別発行（即時処理とはせず例月処理の対象とする受給者分は更正前の情報で出力）、例月処理時の一括発行（例月処理前に即時処理した分は通知済みとして反映した情報で出力）でそれぞれ出力できること。	標準オプション機能		納税義務者①～⑤が所属するA社の税額通知書出力する際に、①は即時決定で更正し、②は次の例月処理で更正する予定であった場合に、以下の取り扱いとなることを定義している。 ・即時処理での個別発行 ①更正後の内容を通知に反映、②更正前の内容を通知に反映、③から⑤前回送付時と変更なし ・例月処理での一括発行 ①更正後（即時処理時と同一）の内容で通知に反映、②更正後の内容を通知に反映、③から⑤前回送付時と変更なし	不要				
	2		010055 5	同一事業者に対して発行する、特別徴収義務者用の通知書について、更正通知の出力時点で金額変更がない納税義務者分を出力対象外とすること。	標準オプション機能		納税義務者①～⑤が所属するA社の税額通知書出力する際に、①は即時決定で更正し、②は次の例月処理で更正する予定であった場合に、以下の取り扱いとなることを定義している。 ・即時処理での個別発行 ①更正後の内容を通知に反映、②更正前の内容を通知に反映、③から⑤前回送付時と変更なし ・例月処理での一括発行 ①更正後（即時処理時と同一）の内容で通知に反映、②更正後の内容を通知に反映、③から⑤前回送付時と変更なし	不要				
	4.1.8.		010055 6	発送日を通知書の種類ごとに任意に変更ができること。	標準オプション機能		業務スケジュールにより、納税通知書と税額変更通知書ごとに印刷から発送までに日数異なる場合に対応するため、標準オプション機能としている。	任意				
	4.1.21.		010055 7	特別徴収義務者ごとに特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の出力順を以下の条件から指定できること。 ＜出力順＞ ・給与支払報告書の個人明細の資料番号順 ・受給者番号順 ・受給者氏名の五十音順	実装必須機能			必須				
	4.1.9.	1	特別徴収納入書発行	010055 8	任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書（紙）を一括又は個別に発行できること。 また、例月処理により、新たに特別徴収義務が発生した事業所を対象として、納入書を一括発行する場合、税額が発生した月分以降を自動で判定して発行すること。 なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。	実装必須機能		特別徴収義務者に対して、特別徴収納入書を発行するために必要な機能を実装必須機能としている。	必須			

009005_4.機能要件 010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	未実装事項		請求事項への対応予定（ベンダ側）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2	0100559	任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書（データ）を一括又は個別に発行できること。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100560	明月処理により、新たに特別徴収義務が発生した事業所を対象として、納入書（データ）を一括発行する場合、税額が発生した月分以降を自動で判定して発行すること。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	任意				
		2	0100561	納入書（データ）を一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	任意				
	4.1.10.		0100562	更正処理の結果、非課税から課税又は均等割・森林環境税のみから増額となった事業所を対象に、特別徴収納入書を一括発行するかを選択できること。	標準オプション機能		詳細な特別徴収納入書の発行条件等については、対象の特別徴収事業者の要望により、条件の可否が異なるものであることから、標準オプション機能としている。	任意				
	4.1.11.		0100563	任意に複数の事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書（紙）を一括で発行できること	標準オプション機能			任意				
	4.1.12.		0100564	特別徴収納入書の一括発行とあわせて、予備分の特別徴収納入書を発行できること。 なお、予備分の枚数については、一括発行時に設定できること。	実装必須機能			必須				
	4.1.13.		0100565	納期特例を承認した事業者に対して、開始日以降の総務省指定様式の特別徴収納入書（紙）の前期、後期分（12月以降は後期分のみ）を一括又は個別に発行できること。	標準オプション機能			任意				
	4.1.14.		0100566	税額が発生しない月や納付済みの月分の特別徴収納入書は出力しない。	標準オプション機能		実質性評価や団体の運用を鑑み、標準オプション機能としている。	任意				
	4.1.15.		0100567	納期特例を承認した事業者について、年度の途中で納期特例を解除した場合、送付済みの納入書を除く、納期未到来分の納入書を出力できること。	標準オプション機能			任意				
	4.1.16.		0100568	税額の印字の有無を任意で設定し、特別徴収納入書の一括又は個別の発行ができること。	標準オプション機能			任意				
	4.1.17.		0100569	特別徴収納入書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	実装必須機能			必須				
	4.1.18.		0100570	前年度の特別徴収納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。	実装必須機能			必須				
4.1.20.		電子データ通知作成（eLTAX連携用）	0100572	eLTAX連携用の特別徴収税額通知・実更通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子データが一括又は個別に作成できること。	実装必須機能			必須				
4.2. 普通徴収納税通知発行												
4.2.1.	1	普通徴収納税通知書等発行	0100573	当初処理又は更正処理の結果に基づいた、普通徴収納税（決定・変更）通知書（当初・更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること（現年度分及び過年度分）。 通知書の発送者一覧が出力できること。 なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。	実装必須機能		当初処理、更正処理の結果に基づいた各種通知書の発行のための機能について、実装必須機能としている。	必須				
	2		0100574	当初処理又は更正処理の結果に基づいた、普通徴収納税（決定・変更）通知書（当初・更正分）を通知日を指定してデータで一括出力も可能なこと。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	必須				
4.2.2.	1		0100575	簡便で相続人が登録されている場合、「相続人代表者指定通知」もあわせて出力できること。	標準オプション機能		「相続人代表者指定通知」を納税通知と合わせて送付している場合に必要な機能として整理しているが、システム外での出力や納税通知とは別に送付する団体もあるため、標準オプション機能としている。	不要				

45 / 57 ページ

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要件事項への対応予定（ベンダ側）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
4.2.13.	1		010057	年税一括納付済みかつ年税額減にもかわらず、期割の端数調整のために一部の期別に増があった該当者の抽出ができること。	標準オプション機能		内部確認用の抽出機能については、全ての団体に必要となる機能ではないため、標準オプション機能としている。	任意				
	2		010058	年税一括納付済みかつ年税額減にもかわらず、期割の端数調整のために一部の期別に増があった該当者については、納付書の一括発行の対象外にできること。	標準オプション機能		内部確認用の抽出機能については、全ての団体に必要となる機能ではないため、標準オプション機能としている。	不要				
	4.2.14.		010059	普通徴収納税通知書の発送日に納期間を経過している期割の納付書は、一括発行の対象外となること。	実装必須機能			必須				
4.3.年金特別徴収通知発行												
4.3.1.		年金特別徴収税額通知作成（eLTAX連携）	0100590	eLTAX連携用の年金特別徴収税額通知情報(01通知)をデータで自動作成できること。	実装必須機能		eLTAX経由での各種通知データの作成に必要な機能を実装必須機能としている。	必須				
4.3.2.			0100591	通知対象者の一覧を出力できること。	標準オプション機能		起案用の書類について、システム出力することが必要という団体があったが、必要書類は団体により異なり、効率的な運用を一意に規定することが困難であるため、標準オプション機能としている。	必須				
4.3.3.		年金特別徴収停止通知作成（eLTAX連携）	0100592	eLTAX連携用の年金特別徴収停止通知情報（死亡者・転出者を含む）(41通知)をデータで自動作成できること。 死亡により停止となる場合は死亡日と年金支給日より徴収済月を判定し、未徴収月分については普通徴収に切り替えること。 既に普通徴収になっているが、死亡により停止となるはずの月前額が残っている場合は普通徴収に切り替えること。	実装必須機能		死亡日以降の年金からの特別徴収は無効であるため、特別徴収済みの金額は遺族（年金関係の法令で規定する遺族）が年金保険者に還付し、普通徴収として相続人や承継人から徴収しなければならないため、詳細化して実装必須機能としている。	必須				
4.3.4.			0100593	通知対象者の一覧を出力できること。	標準オプション機能		起案用の書類について、システム出力することが必要という団体があったが、必要書類は団体により異なり、効率的な運用を一意に規定することが困難であるため、標準オプション機能としている。	必須				
4.3.5.		年金特別徴収変更通知作成（eLTAX連携）	0100594	eLTAX連携用の年金特別徴収税額等変更通知情報(63通知)をデータで作成できること。	実装必須機能			必須				
4.3.6.			0100595	通知対象者の一覧を出力できること。	標準オプション機能		起案用の書類について、システム出力することが必要という団体があったが、必要書類は団体により異なり、効率的な運用を一意に規定することが困難であるため、標準オプション機能としている。	必須				
4.3.7.		年金特別徴収税額に係る通知書発行	0100724	翌年度の仮徴収税額のみ停止となる場合の通知（地方税法第221条の7の9第3項）として、納税通知書又は年金特別徴収停止通知書のいずれかによりを発行できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。 納税通知書を出力する場合は、税額変更がない納税通知書を一括発行の対象外に設定している場合においても、一括発行が可能なおこと。	実装必須機能		年金特別徴収税額決定通知に必要な機能を実装必須機能としている。	必須				
4.3.8.			0100725	当初処理、更正処理の結果に基づいた、納税（決定・変更）通知書（当初・更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。 通知書の発送者一覧が出力できること。 なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。	実装必須機能			必須				
4.3.9.	1		0100726	当初処理、更正処理の結果に基づいた、納税（決定・変更）通知書（当初・更正分）を通知日を指定して、データで一括出力も可能なこと。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	必須				
	2		0100599	一括発行前に個別発行したときは、データでの一括発行の対象外とできること。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	必須				
	3		0100727	当初処理、更正処理の結果に基づいた、納税（決定・変更）通知書（当初・更正分）の発送者一覧が出力できること。	標準オプション機能		データ出力については、印刷委託等の運用により必要性が異なる（自庁内で印刷する場合は必須ではない）ため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・更正処理を行った対象者の一覧を確認できること（更正処理した各種通知が発行されない方について、その処理内容を確認したい場合）			
4.3.10.			0100601	当初課税で非課税が確定した年金特別徴収の仮徴収がある者に仮徴収を中止し還付することを通知する通知書を一括及び個別で発行できること。	実装必須機能			必須				
4.4.通知書再発行												

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ別）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
4.4.1.	1	通知書再発行	010060 2	各通知書（特別徴収税額決定・変更通知書、特別徴収納入書、普通徴収納税（決定・変更）通知書、普通徴収納付書及び年金特別徴収税額決定通知書等）の再発行ができること。 納税通知書再発行時には、発行日の指定ができること。	実装必須機能		各種通知書等の再発行（月損、当初通知送付前の税額変更等の対応）に必要な機能について、実装必須機能としている。	必須				
			010060 3	通知書を再発行した場合は、「再発行」であることが明示的であること。	標準オプション機能			不要				
	4.4.2.		010060 4	eTAX連携用の特別徴収税額決定・変更通知電子データを希望する特別徴収義務者に対して紙媒体の特別徴収税額通知・変更通知を再作成できること。	実装必須機能			必須				
		4.4.3.		010060 5	税額変更があった場合は、納入状況と連動し差額の特別徴収納入書が発行できること。	標準オプション機能		納入状況を踏まえた特別徴収納入書の出力は特別徴収義務者の要望に対応するために必要な機能だが、標準オプション機能としている。	必須	オンライン処理で個別に発行できれば差し支えない。		
	4.4.4.		特別徴収税額通知書の任意再発行	010060 6	特別徴収について、納税義務者を任意で抽出し、抽出した対象者に対して特別徴収税額（決定・変更）通知書の再発行ができること。	実装必須機能			必須			
		4.4.5.	特別徴収税額通知書の電子化	010060 7	eTAX連携用の特別徴収税額決定・変更通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子データの再作成ができること。	実装必須機能			必須			
	4.4.6.		前回通知分情報の管理	010072 8	本人に通知した情報（通知書作成時点の情報ではなく、本人に通知した情報であり、通知書発行後に差し替えが発生した場合は、差し替え後の情報）を管理（設定・保持・修正）し、税額変更の通知を作成する際に前回通知情報として印字できること。 また、本人に通知した時点の情報は、課税情報の確認画面からも確認できること。 なお、前回通知情報が印字できない場合は、以下のいずれかに対応できること。 ・税額の変更通知を作成する際に、通知書の内容を任意に修正できること。 ・通知履歴から任意の通知時点の情報を選択し、印字できること。	実装必須機能			必須			
		4.4.7.	当初通知書の再発行	010060 9	当初通知書の印刷後から発送までの間に税額変更が発生したものは税額変更通知書ではなく、当初の税額決定通知書として発行が可能なこと。	実装必須機能			必須			
4.4.8.			010061 0	課税取消を行った者に対して改めて税額が発生したものは給与所得からの特別徴収税額変更通知書（納税義務者用）ではなく、新規の給与所得からの特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）として発行が可能なこと。	実装必須機能			必須				
4.5. 証明書発行												
4.5.1.		所得証明書（課税証明、非課税証明）発行	010072 9	所得証明書（課税証明又は非課税証明としても利用）の最低9年（現年度＋過年度7年）分の発行ができること。	実装必須機能		各種証明書の発行に必要な機能について、実装必須機能としている。	必須				
			010074 2	導入時に指定する連携先システムとの連携に対応できること。 ・連携先システム ・証明書自動交付機 ・総合証明システム	標準オプション機能		コンビニ交付システムとの連携については、税務共通の機能要件にて包括的に規定している。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・市税事務所、区役所・支所・出張所、証明書発行コーナー、郵送サービスセンターで総合証明システムを利用して証明書が発行できること。			
4.5.3.			010061 3	所得のみの出力など、全項目証明と一部項目証明（控除情報なし）を選択できること。	実装必須機能	出力を選択する項目は、概要出力項目定義に規定した通りとする。		必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・初期設定では、全て項目を出力するよう設定されていること。			
4.5.4.		当日発行	010061 4	個別に申告情報登録、賦課決定等の対応をした場合（当日申告又は当日賦課を想定）でも、即時に証明書の発行ができること。	実装必須機能			必須				
4.5.5.		証明書再発行	010061 5	証明書の再発行ができること。 ※再発行とは、証明書を再度、印刷（同一人物に対して同一種類の証明書を複数回印刷）することという。	実装必須機能			必須				
4.5.6.		出先機関への出力	010061 6	本庁舎から出先の窓口で証明書を発行できること。	標準オプション機能		本庁舎とは別に出張所や支署がある場合に必要となる機能として、標準オプション機能としている。	任意	（補足） 本庁舎や区役所で出力の処理を行い、他の出先の窓口で出力をするような運用は想定していない			
4.5.7.			010061 7	出先機関の窓口でも証明書は発行できること。	標準オプション機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・本庁舎とは別の支所・区役所等でも出力できること。（市税事務所、区役所・支所・出張所、証明書発行コーナー、郵送サービスセンターで総合証明システムを利用して証明書が発行できること。）			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市重要事項		重要事項への対応予定（ペナジ図解）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
4. 証明書の発行	4.5.8.	1	発行禁止・警告8	0100618 年度ごとに処理注意者の設定ができること。 証明発行時に処理注意者の設定を前に、警告メッセージを表示すること。 また、翌年度以降も自動で引き継ぐことができること。	実施必須機能		発行すべきではない対象者に誤って発行することを防ぐため、発行禁止・警告の制御に必要な機能を実施必須機能としている。	必須				
		2		0100619 処理注意者の設定事由（未申告者・返戻者等）を登録すること。	標準オプション機能		発行禁止の事由を含めた管理を実施している場合に必要となる機能だが、全ての団体会で管理を必須としている情報ではないため、標準オプション機能としている。	任意				
	4.5.9.			0100620 警告メッセージには事由及び備考記載内容を表示し、どのような理由で停止されているかその場で判断できること。	標準オプション機能		警告の表示については、画面要件であるため原則検討対象外となるが、詳細確認が必要となるの団体があり、業務影響が大きいことも考慮し、標準オプション機能としている。	不要	（補足） 処理注意である旨の警告メッセージは必要だが、事由及び備考記載内容まで表示されると不都合なメモの内容（証明担当者が閲覧すべきでない機密情報）が表示される恐れがあるため、不要とする。			
	4.5.10.			0100621 被扶養者の指定特定に該当する場合は、発行できない制御ができること。	標準オプション機能		被扶養者の指定特定に該当する者への証明発行に際して、実態の確認を合わせて実施している場合に必要となる機能であり、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 被扶養者については本市として被扶養者として特定していないと証明書が出力できない等の設定ができること。 現行の機能として指定特定による制御は行っていない。			
	4.5.11.			0100622 個人ごとの処理注意者設定解除を本人からの申し出に応じて設定でき、本人以外には証明書発行禁止とするよう管理（設定・保持・修正）できること。	実施必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須				
	4.5.12.	発行		0100623 個人住民税及び森林環境税の課税情報に基づき、それぞれ課税及び非課税の別を判断の上、適切な証明書を発行できること。	実施必須機能		各種証明書の発行の際に特に考慮が必要な条件等について詳細化した機能を実施必須機能としている。	必須				
	4.5.13.			0100624 賦課期日時点の世帯員の課税情報と証明書の発行可否と、発行できない場合はその理由を確認できること。	標準オプション機能		住民等からの問い合わせ時に本人と合わせて世帯員の状況の確認が必要となる場合に必要機能だが、問い合わせの発生状況により要否が異なるため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・世帯一覧画面から証明書が発行できること。			
	4.5.14.			0100625 新年度の課税証明書について、賦課決定がされていない場合の発行制御ができるよう、発行不可とする期間や発行可能な日付の設定ができること。	実施必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・全体として交付開始の設定ができること。 ・個人別にも交付の制限ができ、期間を定めず発行不可の設定が出来ること。			
	4.5.15.			0100626 更正入力のあると、賦課決定（通知書発布）がまだされていない場合、アラート表示（変更前の内容で発行して良いか）することができること。	実施必須機能			必須				
	4.5.16.			0100627 証明書の項目（所得、税額は対象外）について、発行前にシステムで管理する情報を更新することなく書き換えて発行することができること。	標準オプション機能	書き換え可能な項目は以下を想定している。 氏名、住所、生年月日、備考欄	本機能要件は機能ID：0100628と異なり、データを書き換えず証明発行する機能を想定している。	任意	当機能の本市運用では以下の事項について総合証明システムにて実施できることを前提とする。 ・書き換え履歴も保存されること。 （基本的には、使用しないことを想定しているが、個別の事業により備考欄の修正等が必要となる事例が想定される。） 書き換えのパターンとして、以下を想定している。 ー 通称名を使用する者が、本名のみ・通称のみ・併記を切り替えて交付するよう請求。 ー その他、住基宛名と税宛名を切り替えて証明交付			
	4.5.17.			0100628 証明書の項目について、発行前に氏名及び住所の修正ができること。	実施必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項について総合証明システムにて実施できることを前提とする。 ・修正した履歴が残ること。 ・アクセス権限を設定できること。 上記0100627と同じ意見。			
	4.5.18.			0100629 未申告の場合は発行できない制御ができること。	実施必須機能			必須				
	4.5.19.			0100630 自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている、未申告者に対しても証明書（非課税）を発行できること。	実施必須機能			必須				
	4.5.20.			0100631 氏名については外国人の住民基本台帳登録上の氏名・英字表記・通称名・併記名の選択ができること。	実施必須機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・証明書発行時に、（1）本名、（2）通称名、（3）本名と通称名の併記のパターンから選択できること			
4.6. 発行情報管理												
4.6.1.		発行情報管理	0100730	税額等の課税情報と他業務システムに連携する場合、通知書の発行対象分については、システムからの連携日を選択できること。	実施必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須				
5. 総合												
5.1. 他団体等への照会												

009005_4.機能要件 010個人住民税

項目	扶養	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		事業者への対応予定（ベンダ調整）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
5.1.1.	1	扶養情報照会	010063 3	扶養情報等（戸籍照会等含む）に係る照会対象者を任意の条件（管外の被扶養者、寡婦及びひとり親）を指定し、抽出できること。	実装必須機能		正確な課税業務の実施のため照会対象者の把握に必要な機能を実装必須機能としている。	必須				
			010063 4	扶養情報等（戸籍照会等含む）に係る照会対象者を任意の条件（扶養情報照会要否、扶養情報照会実績、同一生計配偶者、所得金額調整控除対象扶養親族等、他団体294条課税者、障害及び他市町村で住登外課税されている被扶養者）を指定し、抽出できること。	標準オプション機能	照会対象（被補）者として把握が必要な対象については、団体ごとに詳細な条件が異なることから、把握できた条件については、標準オプション機能としている。	任意					
5.1.2.			010063 5	扶養情報照会の要否（照会対象者の抽出時に利用する情報）を設定できること。	標準オプション機能			任意				
5.1.3.			010063 6	扶養情報照会実績（未実施又は実施済み）を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能			必須				
5.1.4.		所得情報照会	010063 7	所得情報等に係る照会対象者を任意の条件（管外の被扶養者等）により抽出できること。	実装必須機能			必須				
5.1.5.			010063 8	所得情報等に係る照会対象者を任意の条件（管外の被扶養者及び個人番号利用者等）により抽出し、住民CSへの一括照会データを出力できること	標準オプション機能			必須				
5.1.6.		照会対象者抽出	010063 9	前年度課税実績をもとに企業等への照会対象者を任意の条件を指定し、抽出できること。 ＜抽出条件＞ ・前年度課税実績があり給与支払報告書の提出があったもの（退職給与支払報告書以外）で当年度未申告者 ・前年度特別徴収実績があり、現年度給与収入がない対象者のいる事業者	標準オプション機能			必須	EUCによる代替も可とする。 また、EUCについても追加開発までは不要であり、パッケージ範囲での対応で差し支えない。			
5.1.7.	1		010064 0	各種課税資料に記載された情報から、条件を指定し照会対象者を抽出できること。 なお、以下と同等の条件での抽出が可能であれば、EUCでの対応も可とする。 ＜抽出条件＞ ・被扶養者が不明 ・被扶養者について、特定済かつ賦課期日前に転出済 ・被扶養者の障害情報が不明 ・控除対象配偶者、同一生計配偶者が不明 ・同一生計配偶者の障害情報が不明 ・被扶養者の所得が不明 ・控除対象配偶者、同一生計配偶者の所得が不明 ・管外の被扶養者の障害情報が不明	実装必須機能			必須				
			010064 1	各種課税資料に記載された被扶養者が不明の対象者を、国外居住扶養親族と区分して抽出できること。	標準オプション機能		任意					
5.1.8.			010064 2	同一生計配偶者について、特定済かつ賦課期日前に転出済の対象者を抽出できること。 なお、同等の条件での抽出が可能であれば、EUCでの対応も可とする。	実装必須機能			必須				
5.1.9.			010064 3	給与支払報告書に記載された情報から照会対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。 なお、以下と同等の条件での抽出が可能であれば、EUCでの対応も可とする。 ＜抽出条件＞ ・被扶養者が不明 ・被扶養者が不明 ・控除対象配偶者、同一生計配偶者が不明 ・被扶養者の所得が不明 ・控除対象配偶者の所得が不明	実装必須機能			必須				
5.1.10.			010064 4	同一人を扶養親族として申告している複数の納税義務者（扶養者の調査により一時的に許容する被扶養者の重複）を重複照会の対象者として抽出できること。	実装必須機能			必須				
5.1.11.			010064 5	同一人を扶養親族として申告している複数の納税義務者（扶養者の調査により一時的に許容する被扶養者の重複）が給与特別徴収義務者の対象者の場合は、特別徴収義務者ごとに重複照会の対象者を抽出できること。	実装必須機能			必須				
5.1.12.			010064 6	以下の条件に該当する対象者を抽出できること。抽出結果では、どの条件に該当したかも確認できること。 ＜抽出条件＞ ・外部から取り込んだ本人の障害者情報と確定申告書の本人障害の情報が不一致 ・給与支払報告書に障害者控除のみ人数が記載されている ・給与支払報告書に記載されている障害者控除にかかる情報に問題はないが、登録済みの課税情報等の障害者情報と区分が不一致	標準オプション機能			任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		事業者への対応予定（ベンジ回答）	
								機能属性分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
5.1. 住民税の算出・徴収	5.1.13.		0100647	被扶養者が不明の場合の照会文書（納税義務者宛・特別徴収義務者宛）を出力できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須			
	5.1.14.		0100648	被扶養者が重複している場合の照会文書（納税義務者宛）を出力できること。	標準オプション機能		照会対象者（送付先を含む）を抽出し、システム外での印刷（差し込み印刷等）による対応とする運用もあることから、照会文書の発行については、標準オプション機能としている。	任意			
	5.1.15.		0100649	被扶養者の所得が不明な場合の照会文書（被扶養者が管内の居住者の場合は本人宛、管外の場合は居住地の団体宛）を出力できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須			
	5.1.16.		0100650	控除対象配偶者が不明の場合の照会文書（納税義務者宛・特別徴収義務者宛）を出力できること。	標準オプション機能			必須			
	5.1.17.		0100651	控除対象配偶者の所得が不明な場合の照会文書（他団体宛）を出力できること。	標準オプション機能			任意			
	5.1.18.		0100652	確定申告の損失額に係る繰越があるもののうち、前年度住民登録がない場合は、前住所へ照会文が作成できること。	標準オプション機能		繰越等があるもので、前年度住民登録がないものについて、前年度の課税情報等の確認のため、前住所地の課税団体に照会を実施している団体もあるため、標準オプション機能としている。	不要			
	5.1.19.		0100653	情報提供NWSへの一括照会データを出力できること。 ＜照会対象＞ ・生活保護情報 ・障害情報 ・地方税関係情報又は住民票関係情報 ・戸籍関係情報	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須			
	5.1.20.		0100654	情報提供NWSにより一括照会した所得情報について、照会結果データを取り込み、照会結果リストを一括で作成すること。	標準オプション機能			必須			
	5.1.21.		0100655	死亡者のうち、継承人が設定されていない者を抽出し、照会通知等が作成できること。	標準オプション機能			任意			
	5.1.23.		0100656	各種照会文書の通知文に根拠法令を印すことができること。 なお、根拠要件で規定している根拠名称と根拠法令の対応を以下に例示する。 ＜根拠法令の対応（一例）＞ 当初課税資料確認用文書：地方税法第298条 課税に係る住所等について（照会・回答）：地方税法第298条 住外扶養照会通知（照会）：地方税法第20条の11、地方税法第298条 扶養調査に関する照会文書：地方税法第298条 扶養税額決定の状況について（照会）【事業所】：地方税法第298条 扶養税額の所得状況等について（照会・回答）：地方税法第298条 所得照会書（事業所・家庭数課税者）：地方税法第298条 重複扶養申告確認照会文書(両世帯)：地方税法第298条、地方税法施行令第46条の3 重複扶養申告確認照会文書(別世帯)：地方税法第298条、地方税法施行令第46条の4	標準オプション機能		根拠法令の記載がないことで照会対象者からの回答がされなくなことを懸念する団体があることを把握したが、全ての団体において必要とされる要件ではないため、標準オプション機能としている。	必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・当該機能が実装されない場合は、各種照会文書のテンプレートに自由記載欄を設け、根拠法令を手入力できること。		
	5.2. 他団体等からの照会										
	5.2.1.	1	0100657	他団体等からの扶養情報照会、所得情報照会等に対して、必要な情報を出力した回答書等が作成できること。（過年度分も含む）。	標準オプション機能		原則は、情報連携による照会とするため、標準オプション機能としている。	必須			
		2	0100658	他団体等からの扶養情報照会、所得情報照会等に対して、回答した書類の履歴が残り、後で確認することができるようにすること。	標準オプション機能		原則は、情報連携による照会とするため、標準オプション機能としている。	必須			
	5.2.2.	税務署への情報提供	0100659	国税連携等の所得税額と個人住民税システムで計算した所得税額が異なる対象者の条件を指定し、税務署への情報提供が必要な対象者を抽出できること。	実装必須機能		国税連携システム経由での税務署への情報提供に必要な機能について、実装必須機能としている。	必須			
	5.2.3.		0100660	国税連携システムで送付する扶養修正情報等データを作成できること。	実装必須機能			必須			

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		審査事項への対応予定（ベンダ回答）	
											固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	5.2.4.			0100661	扶養是正情報等データは、各税務署管轄ごとに出力されること。	標準オプション機能			任意				
	5.2.5.			0100662	国税連携システムで送付する扶養是正情報等データの作成に必要な情報を管理（設定・保持・修正）できること。 また、登録されている情報を基に、扶養是正情報等データを一括で作成できること。	実装必須機能			必須				
	5.2.6.			0100663	相続税法第58条に準じて、税務署への通知が必要な死亡者の課税情報をデータで出力できること。	標準オプション機能		住民記録情報や戸籍情報を主管する部門で対象者を出力し、税務署に情報提供が必要な情報を税務担当が補記する運用も考えられることから、標準オプション機能としている。	任意				
6. 測定・統計													
6.1. 測定処理													
	6.1.1.	1	測定処理	0100664	当初賦課処理は、測定処理を一括で行うことができること。また、当初課税後の更正処理では、測定処理を一括又は即時で行うことができること。	実装必須機能		測定処理に必要な機能を実装必須機能としている。	必須				
				0100703	測定情報を管理（設定・保持・修正）できること。 測定情報は、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」における「個人住民税_基本データリスト」の「事業所測定情報」、「個人住民税測定情報」、「個人住民税期別単位測定情報」の規定に準ずる。	実装必須機能	収納管理システムを有する統合パッケージの場合は、個人住民税システムではなく、収納管理システム内で同等機能を実装することも可とする。	必須					
	6.1.2.		0100665	当初賦課処理、当初課税後の更正処理する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。 ＜主なエラー及びアラート＞ ・前回と処理時と測定処理結果の差異が大きく不整合が疑われるもの	標準オプション機能			必須					
	6.1.3.		0100666	税額計算後の課税データ（申告支援システムデータ）を取り込み、取り込んだ情報を基に測定処理ができること。	標準オプション機能		申告支援システムの有無や申告支援システムの利用範囲が団体により異なるため、標準オプション機能としている。	不要					
	6.1.4.		統計資料作成	0100667	次年度予算編成用の資料の作成に必要な情報として、翌年度の測定額試算結果（測定シミュレーション結果）を出力できること。	標準オプション機能		次年度の予算編成については、税務部門での業務範囲ではない団体もあることから、税務システムとしては、標準オプション機能としている。	任意				
7. 賦課情報等受渡													
7.1. 賦課情報等受渡													
	7.1.1.		賦課（測定）情報受渡	0100668	収溜納業務と連携し、賦課（測定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を受け渡すことができること。 月次処理は一括で日次処理の場合は個別に連携ができること。 受渡情報は森林環境税額、年金特別徴収の受入年度徴収額、配当割・株式譲渡所得割の還付額及び配当割・株式譲渡所得割の控除額、控除不足額及び充当又は委託納付額、控除不足額の均等割への充当又は委託納付情報（充当又は委託納付、還付、充当又は委託納付取消及び返納）、納期特例情報並びに返納所得も含むこと。 ただし、配当割・株式譲渡所得割の控除額、配当割・株式譲渡所得割の控除不足額、返納所得については課税業務画面の参照をすることも可とする。	実装必須機能		賦課情報の収溜納業務への連携するために必要な機能であり、実装必須機能としている。	必須				
8. 検索													
8.1. 検索													
	8.1.1.		検索対象	0100669	個人住民税及び森林環境税に係る諸情報（個人、世帯、事業所、特別徴収義務者の基本情報、宛先情報、口座情報、基礎年金番号、課税資料（疑似イメージデータ含む）及び課税情報等）及び異動履歴（帳票発行履歴及びメモ等を含む）、過年度情報を照会できること。	実装必須機能		登録されている情報の参照、更新の際に必要な検索機能を実装必須機能としている。	必須				
	8.1.2.	1	検索条件	0100701	下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名、外国人通称名カナ、併記名） ・旧姓（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名、併記名） ・事業所名（カナ・漢字・アルファベット） ・課税対象となる年度 ・生年月日 ・性別 ・住所（現住所、賦課期日住所） ・旧住所 ・住居番号 ・通知番号 ・個人番号 ・法人番号 ・事業所の指定番号 ・特別徴収の税額決定通知書で使用している宛先番号 ・eTAXの納税者ID ・口座番号 ・口座名義人（カナ） ・住民区分（住居内・住居外・日本人・外国人） ・課税資料（資料番号・資料名）	実装必須機能			必須				
		2		0100670	下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・旧事業所名（カナ・漢字・アルファベット）	標準オプション機能		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを標準オプション機能としている。	任意				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ選定）	
									固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2	010067 2	下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・電話番号	標準オプション機能		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを標準オプション機能としている。	任意				
		2	010067 3	下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・支店名	標準オプション機能		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを標準オプション機能としている。	任意				
		2	010067 4	下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・郵便番号	標準オプション機能		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを標準オプション機能としている。	任意				
		2	010067 5	下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・屋号	標準オプション機能		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを標準オプション機能としている。	任意				
		2	010067 6	下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・店舗名	標準オプション機能		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを標準オプション機能としている。	任意				
		2	010073 2	下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・基礎年金番号	標準オプション機能		検索に必要な条件等の詳細のうち、一部団体の要望として確認できたものを標準オプション機能としている。	任意				
9.その他												
	9.1.1.	1	010067 8	各種基本情報、課税情報等の異動履歴（オンライン画面での入力、データ取込による一括更新を含む）情報を管理（データ更新時自動登録及びシステム画面上での参照）ができること。	実装必須機能		台帳の異動履歴の管理は事務の正確性を保つうえで必要な基本的機能として、実装必須機能としている。	必須				
		2	010067 9	決裁（発付、収納反映）前など、一定の条件下において、誤操作等により更新された異動データを無効化又は削除できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを鑑み、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理して、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		必須				
	9.1.3.	被災地の納期延長・再設定	010068 0	大規模災害があった場合に、被災地を指定して一括で納期間の延長・再設定ができること。	標準オプション機能			必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・住所等による対象を抽出できること。なお、バッチ処理による一括変更処理がない場合に、EUCとの組み合わせでオンライン処理の運用でも問題は無い。			
	9.1.5.	メモ情報管理	010068 1	各種基本情報として登録したメモ情報について、重要度を設定して管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		各種基本情報で設定したメモ情報にかかる共通の機能として、実装必須機能としている。	必須				
	9.1.6.		010068 2	個人単位（経年）で管理するメモについて、再転入時に転出前のメモ情報を紐づけできること。	標準オプション機能		再転入時に転出前のメモ情報について「紐づけが必要な情報は限定的であることから、再転入後に個別登録も可能なため、標準オプション機能としている。	任意	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 ・別宛名番号の場合、オンライン画面で宛名番号を名寄せできること。			
	9.1.7.	他の標準準拠システムへの連携	010068 3	市内データ連携機能（デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する市内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	実装必須機能	統合収納管理機能・統合滞納管理機能との連携は、デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能・統合滞納管理機能に従うこととする。		必須				
	9.1.8.	独自施策システム等への連携	010068 4	標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づき連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等のある外部システムとのデータ連携についても、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能		税務システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。	必須				

009005_4.機能要件_010個人住民税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ別）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	対応方針の詳細及び補足事項
	9.1.0.	税務署情報管理	0100685	自治体内の税務署名、連絡先、沿革番号及び管轄税務署区域を管理（設定・保持・修正）でき、「申告特別不適用のお知らせ文書」及び「扶養正情報」に管理する情報を設定できること。	標準オプション機能				必須	当機能の本市運用では以下の事項についても実施できることを前提とする。 本市の場合、管轄税務署が複数存在しているため、先送先の税務署の振り分けができること。 （ただし、当要件は法令指定都市要件 ID0108033で対応している想定） サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。		
10.京都市独自要件												
10.1.独自要件												
	10.1.1.	1 個人住民税基本情報管理	0109001	①課税上不要な資料、重複資料の確認ができること。 ②確定申告書に記載されている資料、記載されていない資料の判別が個人ごとができること		実施方針：必須 【参考】 標準仕様_1.個人住民税基本情報管理ID0100005に開通	本市独自に必須で求めたい要件	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
		2 個人住民税基本情報管理	0109002	・転出届を提出したが転入届を提出していない繼續消除者にかかる消除異動事由のステータス(90)について確認ができること ・ホスティングは住記システムからの連携データとして保持していることを想定		実施方針：必須 【参考】標準仕様_1.個人住民税基本情報管理ID0100045に開通	本市独自に必須で求めたい要件	必須				
		3 個人住民税基本情報管理	0109003	送付先設定期間が終了した者を抽出できること		実施方針：任意 【参考】 標準仕様_1.個人住民税基本情報管理ID0100132に開通	標準仕様書では読み取れない内容であったが、実現したい要件であり、可能な限りPKGの中で実現または代替案等により実現したい要件	任意				
		4 個人住民税基本情報管理	0109004	外部委託できるようCSVデータでも出力できること		実施方針：必須 【参考】 標準仕様_1.個人住民税基本情報管理ID0100143に開通	本市独自に必須で求めたい要件	必須				
		5 当初課税準備	0109005	・給付支払報告書と年金支払報告書のみの場合は社会保険料が両方にある場合、アラートを出せること （機能要件の以下記載に開通） ただし、確定申告に給付収入または年金収入の申告がなく、給付支払報告書及び公的年金等支払報告書の登録がある場合、該当資料の給付または年金収入及び社会保険料を自動で加算する。		実施方針：必須 【参考】 標準仕様_2.当初課税準備ID0100285に開通	本市独自に必須で求めたい要件	必須	サブシステムでの実現を含めて対応できる場合でも可とする。			
		6 交付	0109006	所得証明書の備考欄への記載について、特定条件に合致する際、定型文を上記で表示すること（減免の場合は、元のデータを参照し、「地方税法〇条の規定により減免」と自動入力する等）。		実施方針：必須 【参考】 標準仕様_4.交付ID01000729に開通	本市独自に必須で求めたい要件	必須				
		7 交付	0109007	修正申告が可能なのは過去5年分であるため、5年超のデータは保有するものの、原則課税内容は変更不可能又は変更不可とのアラートが出る機能となっていること。 ・令和6年度、7年度の定額減税前の税額についても印字できること。（備考欄への表示でも可）		実施方針：任意 【参考】 標準仕様_4.交付ID01000729に開通	標準仕様書では読み取れない内容であったが、実現したい要件であり、可能な限りPKGの中で実現または代替案等により実現したい要件	任意				
		8 交付	0109008	・全項目証明と一部項目証明（控除情報なし）を選択する際、初期設定では全項目を出力するよう設定されていること。		実施方針：任意 【参考】 標準仕様_4.交付ID01000613に開通	標準仕様書では読み取れない内容であったが、実現したい要件であり、可能な限りPKGの中で実現または代替案等により実現したい要件	任意				
		9 交付	0109009	住所の書き換えについては、あらかじめ登録された情報（税宛名、住基通称名等）から選択して切り替えられること。		実施方針：任意 【参考】 標準仕様_4.交付ID0100627に開通	標準仕様書では読み取れない内容であったが、実現したい要件であり、可能な限りPKGの中で実現または代替案等により実現したい要件	任意				
		10 当初課税準備	0109010	区支所コードではなく、行政区ごとに課税できること		実施方針：必須 【参考】 標準仕様_2.当初課税準備ID0108017に開通	本市独自に必須で求めたい要件	必須				
		11 更正	0109011	本市では、2項減免と1項減免の減免があり、2項減免適用後1項減免が適用されるため、本市運用に合わせた設定ができること。 ・2項減免：障害者・寡婦・ひとり親5割減、勤労学生免除、被爆者5割減 ・1項減免：生活保護、失業者、所得減少者、災害者、中国残留邦人		実施方針：必須 【参考】 標準仕様_3.更正ID0108020に開通	本市独自に必須で求めたい要件	必須				
		12 住基転入確認機能	0109012	住基転入確認 住基外者で住基転入があった者を抽出し、一覧を出力できること		実施方針：必須	本市独自に必須で求めたい要件	必須				
		13 宛名印刷機能	0109013	宛名印刷機能 納税義務者、特別徴収義務者の宛名（郵便番号、住所、氏名等）の印刷ができること（送付先等がある場合は、選択できること）		実施方針：必須	本市独自に必須で求めたい要件	必須				

009005_4_機能要件_010個人住民税（指定都市要件）

項番	機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 当初課税準備									
1.1. 基本情報管理									
1.1.1.	基本情報管理	0108001	賦課期日現在の住民記録情報に基づき、新年度の課税対象者の基本情報として、課税区（住所のある区又は所在している区）の管理（設定・保持・修正）、一括及び個別での更新ができること。 また、事業所・家屋敷課税の課税区と本税の課税区の双方を管理（設定・保持・修正）できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.1.2.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での管理ができること		
1.1.2.		0108002	住民記録情報として以下の情報を取り込みできること。 ＜住民記録情報＞ ・区間異動履歴	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.1.8.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須			
1.1.3.	世帯管理	0108003	同一世帯内や世帯相互間の扶養重複の確認用のリストを課税区ごとに出力できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.1.41.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での管理ができること		
1.1.4.	物件情報管理	0108004	事業所・家屋敷課税対象者の物件情報（課税区）を管理（設定・保持・修正）できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.1.45.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での管理ができること		
1.1.5.	特別徴収義務者情報管理	0108005	特別徴収義務者単位での調定情報（月割額及び特別徴収総額（年額））を特別徴収義務者の所在区別に容易に確認できること。 特別徴収義務者単位での調定情報（退職分離課税分の調定額）を特別徴収義務者の所在区別に容易に確認できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.1.62.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須			
1.1.6.	遡及（予定）転出・遡及転入者管理	0108006	遡及（予定）転出・遡及転入者の対象者の抽出においては区間異動及び区間転居も対象とすること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.1.72.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での管理ができること		
1.2. 申告書作成管理									
1.2.1.	申告書作成	0108007	個人住民税申告書及び簡易申告書を課税区ごとに作成できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.3.7.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での管理ができること		
1.2.2.		0108008	事業所・家屋敷課税分の申告書を一定の出力条件（前年度情報、未申告者、発送希望者及び事業所・家屋敷課税の物件情報等）を指定し、賦課期日時点の住所が属する行政区ごとに作成できること。データで一括出力もできること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.3.8.に付随	指定都市の制度上の理由から行政区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須			
1.2.3.		0108009	申告案内文書（はがき含む）を個人住民税申告書を一定の出力条件（前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者及び生活保護の有無等）を指定し、賦課期日時点の住所が属する行政区ごとに作成できること。 データで一括出力もできること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.3.9.に付随	指定都市の制度上の理由から行政区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須			
1.3. 申告情報等登録処理									
1.3.1.	他団体回送	0108010	他団体回送の対象について、市外分と区外分を分けて管理（設定・保持・修正）できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.4.60.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須			

009005_4_機能要件_010個人住民税（指定都市要件）

項番	機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.3.2.		0108011	他区への移管が必要な対象（課税資料に記載されている区と課税区が異なる対象）を抽出し、リスト出力できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.4.61.に付随している。	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須		
2. 当初課税準備									
2.1. 所得・税額決定									
	2.1.1.	税額計算（税額決定）	0108012	所得割の税率(市民税 8 %・道府県民税 2 %)の計算に加え、税源移譲前の税率(市民税 6 %・道府県民税 4 %)についても自動で計算ができること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の2.1.23.に付随	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
	2.1.2.	外国税額控除の管理	0108013	外国税額控除を適切に管理でき、税情報の外部提供（所得回答書、課税（非課税）証明書及び特定個人情報の情報提供データ）について、税源移譲前所得割額を記載するために、税源移譲前の値も管理（設定・保持・修正）できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の2.1.28.に付随	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
	2.1.5.		0108016	控除不足額を均等割・所得割・森林環境税に充当又は委託納付し てもなお、控除すべき額が存在する場合に過誤納額として管理（設定・保持・修正）できること。	同上	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
	2.1.6.	事業所・家屋敷課税	0108017	住所はないが課税団体内に事業所や家屋敷を有する者を対象に、住所地での課税とは別に均等割課税ができること。また、行政区ごとに課税できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の2.1.55.に付随	指定都市の制度上の理由から行政区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須		
2.2. 住登外課税処理									
	2.2.1.	住登外課税管理通知作成	0108018	他団体に送付する、住登外課税通知（eLTAXデータ）を課税地市町村コードに行政区コードでなく市町村コードを設定して、自動（一括）または個別で作成ができること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の2.3.1.に付随	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
2.3. 転勤退職処理									
	2.3.1.	前年度異動処理	0108019	前年度異動届出書の提出があったもののうち、前年度異動処理で前年度処理できなかった対象の一覧を住所のある行政区ごとに出力できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の2.4.7.に付随	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
3. 更正									
3.1. 減免処理									
	3.1.1.	減免額入力	0108020	減免において、税源移譲前の税率での減免額及び減免後の市民税額を管理（設定・保持・修正）できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の3.3.7.に付随	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
3.2. 特別徴収異動処理									
	3.2.1.	特別徴収異動情報管理	0108021	特別徴収義務者から送付されてくる各種申請情報（異動届出書、特別徴収切替申請、所在地変更申請等）に基づき、所在区の変更ができること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の3.4.1.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須		
3.3. 更正（当初・例月）処理									
	3.3.1.	更正処理	0108022	課税情報の前後が記載されている課内で決裁をとるための帳票を課税区ごとに出力できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の3.6.5.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・実装する場合は11区ごとに出力できること	
4. 交付									
	4.1. 給与特別徴収税額通知発行								

009005_4_機能要件_010個人住民税（指定都市要件）

項番	機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.1.1.	特別徴収税額決定・変更通知書発行	0108023	データで一括出力する場合は、課税区の単位に分割して出力できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の4.1.1.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須		
	4.2. 証明書発行								
	4.2.1.	出先機関への出力	0108024	本庁舎又は区役所（市税事務所）から出先の窓口にて証明書を発行できること。 発行にあたっては、対象者の課税区に関わらずどの発行場所でも発行が可能なこと。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の4.5.6.に付随	指定都市の制度上の理由から課税区単位の管理が必要となるため、本機能を定義している。	必須		
	4.2.2.	証明書出力項目	0108025	証明書出力項目のうち、以下の項目について、税源移譲前後の値がわかるように、証明書が出力されること。 <対象項目> ・市区町村住民税所得割額 ・市区町村住民税住宅借入金等特別税額控除 ・市区町村住民税寄附金税額控除 ・市区町村住民税減免額 ・都道府県住民税所得割額		指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
5. 調定・統計									
	6.1. 調定処理								
	5.1.1.	統計資料作成	0108026	各種統計資料を課税区ごとに一括で作成できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の6.1.4.に付随	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
	5.1.2.	統計資料作成	0108027	住所のある行政区別の非課税者集計リストを出力できること。	市町村全体の機能要件（個人住民税）の6.1.4.に付随	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須		
6. 検索									
	6.1. 検索								
	6.1.1.	検索条件	0108028	下記の検索項目での検索ができること。 <検索項目> ・課税区/市税事務所	市町村全体の機能要件（個人住民税）の8.1.2.に付随	指定都市が事務を行う上で、各種調査や問合せ対応等を効率的に行うため、課税区及び（複数の市税事務所を担当地区を割り振る指定都市にあっては）市税事務所単位で検索することが必要となることから、本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での設定・検索、出力、印字ができること。	
7. 帳票出力全般									
	7.1. 帳票出力								
	7.1.1.	内部帳票出力	0108029	各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に指定した課税区/市税事務所単位の出力及び集計ができること。		指定都市の制度上の理由から課税区及び（複数の市税事務所を担当地区を割り振る指定都市にあっては）市税事務所単位の出力及び集計が必要となるため本機能を定義している。 ※指定都市の帳票印字項目については、標準仕様書【1.0版】策定後に改めて検討を行う予定。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での設定・検索、出力、印字ができること。	
	7.1.2.	外部帳票出力	0108030	各種証明書や通知書を含む外部帳票を一括で作成する際に指定した課税区/市税事務所単位の出力ができること。		指定都市の制度上の理由から課税区及び（複数の市税事務所を担当地区を割り振る指定都市にあっては）市税事務所単位の出力機能が必要となるため本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での設定・検索、出力、印字ができること。	
	7.1.3.		0108031	住民税申告書、普通徴収の納税通知書及び税額変更通知書の省令様式上にある「○○市町村長殿」の欄について、指定都市の場合、「○○市□□区長殿」とも印字できること。	※地方税法第3条の2により、長の権限を委任している場合を想定している。	指定都市の制度上の理由から課税区及び（複数の市税事務所を担当地区を割り振る指定都市にあっては）市税事務所単位の印字が必要となるため本機能を定義している。	必須	市長課税のため当機能について活用の想定はない。	

009005_4_機能要件_010個人住民税（指定都市要件）

項番	機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）		
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	7.1.4.	0108032	外部帳票における以下の項目について課税区/市税事務所/その他の所属（〇〇センター等の事務を集約している場合を想定）単位での制御ができること。 <対象項目> 処分庁名（通知者） 公印 問い合わせ先		指定都市の制度上の理由から課税区及び（複数の市税事務所を担当地区を割り振る指定都市にあっては）市税事務所単位等における制御が必要となるため本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での設定・検索、出力、印字ができること。			
	7.2. 帳票印字項目									
	7.2.1	外部帳票	0108034	外部帳票に以下の項目を印字できること。 ・行政区名称 ・行政区コード		指定都市においては、各帳票について、行政区を印字する必要があるため、要件化している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での設定・検索、出力、印字ができること。 ・事業所・家屋敷課税分についての納税通知書においては、「～区分」といった印字ができること		
	8. 税務署への情報提供									
8.1. 税務署への情報出力										
	8.1.1.	扶養是正情報等データ作成	0108033	扶養是正情報等データは、各税務署管轄ごとに出力されること。 指定都市の場合は、区ごと・税務署管轄ごとに出力されること。	指定都市の制度上の理由から必要となる機能であるため、本機能を定義している。	必須	以下の機能を実装していることが望ましい。 ・課税区/市税事務所単位より細かい単位での設定・検索、出力、印字ができること。			

【様式第5号】

（記入要領）

※シート「機能要件一覧」に基づいて記載しています。シート「機能要件一覧（指定都市）」については内容を適宜読み替えて参照ください。

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定 （ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

009005_4_機能要件_011法人住民税

本市要求事項								要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）				
項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
1. 法人基本情報管理												
1.1. 基本情報登録・修正												
1.1.1.	1	法人基本情報管理	0110001	法人設立（設置）届、異動届及び申告書等に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。 < 法人基本情報 > ・法人番号 ・法人管理番号 ・宛名番号 ・法人名（漢字・カナ・ひらがな・英数字）及び法人名カナ ・代表者名（漢字・カナ・ひらがな） ・本店区分及び本店所在地（所在地、郵便番号及び電話番号） ・市町村内の主たる事務所（名称、所在地、電話番号及び郵便番号） ・市町村内事務所（名称、所在地、電話番号及び郵便番号） ・異動事由（申請届出（電子）／申請届出（紙）／申告／職権／その他） ・届出年月日 ・異動年月日 ・設立年月日、設置年月日、廃止年月日、解散年月日、合併解散年月日及び清算終了年月日 等 ・異動区分（設立／設置／異動／事務所等廃止／解散／破産／合併解散／清算終了／事務所等なし／登記のみ／除却／復活 等） ・法人区分（普通法人、公益法人 等） ・組織区分（株式会社、有限会社 等） ・前後区分（前／後／その他） ・書類送付先 ・施設区分（事業所／寮等） ・決算期（半年決算法人の管理を含む）又は事業年度 ・資本金の額、資本金及び資本準備金の合算額並びに資本金等の額 ・全従業員数（第20号様式の9）、当該団体従業員数（第20号様式の8）及び税率適用従業員数（第20号様式の5） ・均等割税率（自動計算する項目） ・分割区分（単独法人／本市本店／他市本店） ・産業分類コード（大分類及び中分類） ・合併法人情報（法人名及び所在地） ・連署親法人名/連結親法人名、連署親法人所在地/連結親法人所在地、連署親子区分/連結親子区分（親法人／子法人）、連署加入（開始）年月日及び連署離脱（終了）年月日/連結開始（加入）年月日及び連結離脱（終了）年月日、連署親法人の事業年度又は決算期 ・税理士情報（氏名、住所及び電話番号等） ・申告期限延長月数（0～120月数） ※3月以上の延長申告月数についても入力ができ、延長後の申告期間が計算がされること。 ・翌期中間申告の要否 ・収益事業開始年月日及び廃止年月日 ・减免区分 ・課税区分 ・申告書送付区分（要／不要）（申告毎に設定する） ・納付書送付区分（要／不要） ・選付口座情報 ・eTAX納税者ID ※ 市町村内事務所は複数登録できること。	実装必須機能	法人名は登記事項の法人名称を、法人名カナはフリガナを表す。以降の要件について同し。 選付口座情報については、収納管理システム等のシステムからの参照も可とする。	実装必須機能及び標準オプション機能で、設立・設置届及び異動届の情報を概ね網羅する。主に登記事項など法人の基本的な情報を登録するが、統計や検索照会の利便性などを踏まえて資本金等の額など、課税に関わる情報を一部管理している。 内部との連携では、番号法に定める法人番号を主たるキー番号として活用する。 個別に年月日を登録できる異動処理以外は、異動事由と異動年月日の組合せで履歴の確認が可能と想定。また、帳票等で法人の現況を確認する場合は、異動区分のうち、解散や事務所廃止、事務所等なしなど、現況に関わる最新の異動区分を出力することで足りるため、「現況区分」のような現況を表すための特別な項目は設けない。 異動処理について、設立、事務所設置、事務所廃止、解散など課税計算やみなし事業年度に影響するものは異動区分及び各種年月日を定義しているが、法人名称の変更や所在地変更、資本金変更などこれに影響がない異動については汎用的な区分として「異動」及び「異動日」を定義している。なお、資本金異動は、電子申告の義務のある特定法人の判断でも活用できるが、この判断は前事業年度末日時点の資本金で代用することも許容されるため、資本金異動日を専用の項目とする必要はなかった。 分割区分は、課税状況調の区分を用いており、実務上もこれで問題ないことを確認した。 寮等の区分は、均等割のみを課税する場合にも第20号様式確定申告書を送付し、申告登録をすることから、その管理を短期的かつ正確に行うために区分を設けている。また、収益事業の開始年月日を管理項目として定義することで、公益法人等が収益事業を開始した場合にも正確な管理を行う。 eTAXと基幹システムとの連携を行う際に必要な情報は地方団体の実務及びIDの変更可能性を考慮し、eTAX納税者IDとすることを標準として定義する。 寮等の区分については、清算終了年月日は登記事項であるが、事業年度などに影響がないため、主に最新異動区分を表すための項目として管理している。また、残余財産確定の日については、申告情報として管理できれば問題ないとして、法人基本情報上では明記しない。 連署親法人については、「連署親法人名」、「連署親子区分（親法人／子法人）」、「連署加入（開始）年月日」及び「連署離脱（終了）年月日」を管理が必要な項目として定義している。「連署親法人事業年度」は、連署親法人の事業年度を自動で参照することを通じて納期限や税額を自動で計算するために管理が必要な項目として定義している。また、総務省が定める中間標準シフトワーク仕様v2.7には、親法人が協同組合かどうか等のコード区分もあるが、実務上の必要性に鑑みて定義なしとした。連結法人についても同し。 なお、令和4年4月1日以後、最初に開始する事業年度からグループ適用制度の適用が始まり、制度移行後も連結納税制度による申告が見込まれるため、標準仕様書第2.0版時点ではグループ適用制度と連結納税制度を併記することとする。これは、連結納税制度による申告が標準仕様書第2.0版時点ですでに終了していること及びグループ適用制度へ移行した後も修正申告等への対応が必要であることを踏まえた暫定的な対応であり、連結納税制度に係る記述は、両制度の併記が不要となる時点で残すこととする。 合併処理では、当該法人が被合併法人の場合は、合併法人の情報を実装必須機能として登録可能とした。また、合併年月日は異動情報として定義していることから、合併法人の関連情報としては不要。 1.1.1で列挙する項目を別名管理システムで管理することは妨げない。	必須	（1）法人管理番号については、以下を前提とする。なお、当該対応が出来ない場合、代替となる運用方法を提示すること。 ・登録後、年度や所在地（行政区）が変更された場合であっても、同一法人である限り番号が変更されないこと ・当該番号をキーとして、年度を跨いだ法人情報の継続的な管理・参照が可能であること （2）法人区分及び組織区分は下記のとおり設定できること。 法人区分：1. 普通法人 2. 公共公益法人 3. 準法人（人格なき社団等） 4. 寮等のみ 5. 課税信託 6. 協同組合 7. 連署法人 組織区分：1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合資会社 4. 合名会社 5. 相互会社 6. 合同会社 7. 一般社団法人 8. 一般財団法人 9. 公益財団法人 10. 公益財団法人 11. 社団法人 12. 財団法人 13. 医療法人 14. 学校法人 15. 社会福祉法人 16. 宗教法人 17. 監査法人 18. 独立行政法人 19. 中間法人 20. 協同組合 21. 企業組合 22. 労働組合 23. 健康保険組合 24. 信用組合 25. 協業組合 26. 商工組合 27. 商業組合 28. 工業組合 29. 共済組合 30. 振興組合 31. 医療法人社団 32. 特定非営利活動法人 33. 税理士法人 34. 弁護士法人 35. 司法書士法人 36. 国立研究開発法人			
				2	0110002	以下の法人基本情報を登録できること。 < 法人基本情報 >	標準オプション機能	整理番号と表現される番号が現行運用上で複数確認されているため、本標準仕様書（法人住民税）においては、以下の分類に基づき用語を定義する。 【用語整理】 ①届出整理番号（法人設立届出等の管理番号。庁内処理用） ②発行整理番号（申告書の発行番号） ③申告整理番号（申告書の登録連番） ④税務署整理番号（税務署で利用される整理番号） ※旧法源番号	任意			
				2	0110003	・代表者住所	標準オプション機能	法人の代表者住所については、eTAXで使用する法人設立・設置届及び異動届には記載欄があることから管理項目としている地方団体があるため、標準オプション機能とする。	任意			
				2	0110004	・税務署整理番号	標準オプション機能	税務署整理番号は、今後重要性が下がるものの、現在も税務署とのやり取りで利用している地方団体があるため、標準オプション機能とする。	不要			
				2	0110005	・eTAX利用者ID	標準オプション機能	eTAX利用者IDについては、納税者との連絡や問い合わせ対応に使用するため法人基本情報として管理する運用も想定されることから、標準オプション機能とした。	必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.1.	2		011006	・主要法人フラグ（市町村が任意に定める法人）	標準オプション機能		—	任意			
				011007	・支店ごとの開業年月日	標準オプション機能		—	必須			
		2		011008	・予定・中間区分（予定／中間）	標準オプション機能		—	不要			
				2	011009	・届出整理番号（庁内処理用に届出処理に付番）	標準オプション機能	届出整理番号（庁内処理用に届出処理に付番する番号）は、自動・手動付番などの付番形態を問わない。	—	任意		
		2			011010	・被合併法人情報（法人名、所在地及び合併年月日）	標準オプション機能		—	任意		
				2	011011	・管轄税務署の名称	標準オプション機能		—	不要		
	1.1.2.	1		011012	法人基本情報を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。	実装必須機能		—	必須	法人管理番号については、以下を前提とする。なお、当該対応が出来ない場合、代替となる運用案等を提示すること。 （１）8桁以上であること （２）既に登録されている法人管理番号を入力しようとした際にエラーで登録できないよう重複チェックができること		
				011013	法人基本情報を新規作成する際、法人管理番号を自動付番か手動付番が選択できること。	標準オプション機能		原則として自動付番されるものの、統合的な宛名管理を行う場合などで任意の番号を付番する運用を行う地方団体が一部あるため、手動付番を標準オプション機能とした。	任意			
		2		011014	法人基本情報を新規作成する際、法人管理番号を手動付番としたときも、キー情報としての整合性は保たれること。	標準オプション機能		—	任意			
	1.1.3.			011015	法人基本情報の登録時に、以下で重複チェックができること。重複している場合は、該当法人を表示して注意喚起を行い、処理継続もできること。 < 重複チェック条件 > ・法人番号 ・組織区分＋法人名＋設立年月日	実装必須機能		重複登録を防ぐ仕組みとして、以下のパターンがある。 ①登録前に検索して、目視で重複登録を防ぐ。 ②登録時の更新処理で重複チェックを行う。 ②については、当該市町村外への転出後の再転入があった場合などにも、法人番号により法人の特定が可能であり、重複チェックのキー情報として法人番号を活用する機能として定義している。 ただし、法人番号を持たない法人や、未記入の法人もいるため、組織区分、法人名及び設立年月日で重複チェックを行う仕組みも必須とした。	必須			
				011016	法人番号の登録時に、チェックデジットをもとに確認ができること。誤りがある場合は、エラーとすること。	実装必須機能		各種届出に記載された法人番号又は国税庁法人番号公表サイトで確認した法人番号を手入力で基幹システムに入力する場合に、誤記入や誤入力を防ぐ仕組みとして、法人番号の先頭に付番されたチェックデジットの計算を行える機能を定義している。	必須			
	1.1.5.	1		011017	登録した法人の法人管理番号を別の番号に変更できること。	標準オプション機能		原則として自動付番されるものの、統合的な宛名管理を行う場合などで法人管理番号を変更する地方団体が一部いるため、手動付番を標準オプション機能とした。	必須			
				011018	登録した法人の法人管理番号を別の番号に変更した場合にもキー情報としての整合性は保たれること。	標準オプション機能		—	必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.6.	1	0110019	検索結果画面から、法人の新規登録又は異動登録ができること。	標準オプション機能		重複登録を防ぐ仕組みとして、以下のボタンがある。 ①登録前に検索して、目視で重複登録を防ぐ。 ②登録時の更新処理で重複チェックを行う。 ③について、検索画面で検索してから、登録・異動処理にメニューを経由して戻る場合と、メニューを経由せずに戻る場合がある。画面遷移については定義しないため、詳細な記述を行わないが、検索画面から登録や異動処理ができることが業務効率上は望ましく、また②の段階で重複と分かるよりも早いタイミングで重複確認ができることから、標準オプション機能として定義した。	必須			
			0110020	法人区分は、法人税法第2条の分類に基づいて管理できること。（普通法人、協同組合、人物なき社団等、公営法人及び公益法人等） また、公共法人、公益法人等は地方税法第296条第1項に掲げられるものとそれ以外に区別できること。	実装必須機能		法人税法の分類に基づいて管理することで、予定申告の義務などを含め、管理が容易になるため、実装必須機能として定義した。 また、非課税となる法人、均等割のみ課税の対象となる法人を管理するため、公共法人及び公益法人等は地方税法第296条第1項に掲げる法人とそれ以外に区別できることとしている。	必須			
			0110021	法人税額信託の受託者についても区別して管理できること。	標準オプション機能		法人税額のみ課税となる法人税額信託の引き受けを行う受託者についても区分して管理できることが望ましいが、発生件数が僅少であること、また、実務運用上代替的な運用が可能であることが確認できたことから、標準オプション機能として定義した。	必須	現行システムでは信託財産ごとに宛名を設定し管理しているため、新システムにおいても同一の受託者が複数の信託財産を管理する場合は、信託財産ごとに課税情報を管理できること。		
	1.1.8.	1	0110022	法人区分とは別に、課税区分にて課税の種別を把握できること。 減免区分を登録できること。 課税区分は、「課税／非課税／均等割課税」とする。	実装必須機能		課税区分の登録業務には、大きく以下のパターンがあるが、そのいずれであっても業務上は対応が可能と判断して、判定方式は固定しない。 ①1.1.7の法人区分をもとに非課税などを自動判定 ②法人区分とは別に、課税区分を手動で設定 減免は条例規定事項であり、全国的に見るとその対象は公益法人等、清算中の普通法人など様々である。そのため、減免管理を法人区分から判断することは困難であるため、減免区分を職員による手入力とした。 地方団体によっては、非課税を登録して、登記上のみ本店の管理を行う場合もあり、これらの運用対応を可能としている。	必須			
			0110023	課税区分にて「課税免除」を登録できること。	標準オプション機能		条例で課税免除を実施する地方団体があることから、課税免除については標準オプション機能として定義している。	任意			
			0110024	課税免除の法人であっても課税状況調においては納税義務者としてカウントされることから、非課税と分けて管理している。 また、何らかの理由により課税情報を登録する可能性があることを考慮して、申告登録時にはアラートに留めることとした。	標準オプション機能		課税免除の法人であっても課税状況調においては納税義務者としてカウントされることから、非課税と分けて管理している。 また、何らかの理由により課税情報を登録する可能性があることを考慮して、申告登録時にはアラートに留めることとした。	任意			
			0110025	課税区分にて「法人税割課税」を登録し、法人税割課税に対応できること。	標準オプション機能		－	任意			
	1.1.9.	1	0110026	関与税理士の情報を一覧で閲覧して登録できること。なお、個別の承認入力ではなくマスタ管理を前提とし、法人住民税システムでマスタ管理する以外に、宛名管理システムにおいて管理している税理士情報を関連付けして表示することも許容する。	実装必須機能		税務システム等標準化検討会の議論においては、必ずしも税理士情報をマスタ管理する必要はなく、また、ある税理士情報がマスタ登録されていない場合に当該税理士情報も法人住民税システムに登録できないなど柔軟性を欠くのも慮もあつたが、現状パッケージシステムの多くがマスタ管理をしており、当該機能を利用する団体も多いことを踏まえ、データ移行の円滑化の観点からマスタ管理を基本とした。	必須			
			0110027	申告書等の送付先として、本店、関与税理士又はその他を選択できること。 本店を選択した場合は法人所在地が、関与税理士を選択した場合は税理士住所が送付先に登録されること。 その他を選択した場合、任意の住所を入力できること。	実装必須機能		送付先の多くは本店所在地であり、法人の所在地をそのまま送付先に適用又は複写できることが業務効率上は望ましいとして本機能を定義した。 税理士宛に関与法人の事務をまとめて送付する運用を行う地方団体があることを考慮して、マスタ管理とした上で、送付先に税理士を設定できることとした。 その他、清算中には代表清算人に送付する、事務所名では郵送物が届かないため別で指定する住所に送付するなどの運用対応として、その他区分を設けて、任意の住所を登録できることとしている。 なお、送付先が適用される外部機関については、いずれの外部機関も法人基本情報に登録した送付先が必ず出力される仕様など、現状のパッケージシステムによる実装状況に差があることが確認できたが、税務システム等標準化検討会では、この実装の差がカスタマイズの要因になるという意見は見られなかったことから、送付先の出力割拠に関する詳細な仕様は定義せず、パッケージシステムの実装に委ねることとしている。	必須			
	1.1.10.										

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.11.	2		0110299	申告書については、更正決定通知書や減免決定通知書等とは別に送達先が管理できること。	標準オプション機能		納税義務者以外の者（代理人、税理士、家族等）に申告書を送付する運用を想定した機能である。 必ず納税義務者に送付する必要がある納税通知書と異なり、申告書は納税義務者以外（代理人、税理士、家族等）に送付する運用が往々にして存在していることが確認された。（申告書は、税理士等が代理で記載することも法定上許容されているため） この運用運用を踏まえて、地方団体における運用を効率的かつ効果的にするため、申告書を別途に管理する機能を設けるものである。	任意			
				0110028	事業年度開始の日時点の法人区分、組織区分、資本金から電子申告義務のある特定法人を識別し、その旨を法人基本情報の照会画面で確認できること。なお、資本金については事業年度開始の日時点の他、確定申告情報に基づく「前事業年度の資本金の額」による判定を可能とする。	標準オプション機能		特定法人の識別ができれば、問合せ対応のほか、申告書発送時や申告登録時にその旨を確認することが可能になり、電子申告義務化法人に紙を送付したり、紙で申告を受け付けることを防止できる。 ただし、業務上は必須であるとは言えず、関連する機能も同様に標準オプション機能としている。	不要			
				0110029	法人基本情報にメモ機能を有すること。メモが登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。 メモは、法人基本情報ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上2000字以内の任意文字列の入力、メモタイトル、入力年月日及び入力者が登録できること。 過去に登録したメモの修正、削除もできること。	実装必須機能		管理項目のみでは足りない情報を記録するためにメモ機能を定義している。	必須	・文字列だけでなくデータ添付（画像データやPDF等）も可能であること。 ・異動届を疑似イメージとしてシステム取り込みできること。 ・その他、法人基本情報とイメージ管理システム内ファイルとの紐づけについて、職員負担が少なくなるような機能を備えていること。（イメージの一括取込、システム内で取込後のファイルのグループ分け、後付けの紐づけができる等を想定しているが、対応が困難な場合は代替案を提案すること。） なお、イメージ情報（画像データ、PDF 等）の取扱いに関する要件については、「京都府税務システム再構築等業務委託仕様書」第6.3前提条件（留意事項）を踏まえること。（以下、同じ。）		
	1.1.13.		法人基本情報修正	0110030	法人基本情報画面は最新情報が初期表示され、異動入力は最新基本情報のみを修正できること。 法人基本情報の情報を履歴（面出年月日・異動年月日・処理年月日を含む）を含めて照会できること。	実装必須機能		税務システム等標準化検討会においても、履歴修正の必要性がある一方で、履歴を修正できることにより過去の経緯が不明になってしまうという懸念もあることから、基本的に履歴の修正は行わない前提で仕様書を作成している。	必須			
	1.1.14.			0110031	最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。	実装必須機能		軽微な入力ミスなどの対応として、最新の法人基本情報については訂正処理を可能としている。通常の異動処理では履歴が作成されるが、訂正では、履歴を作成せず、軽微な入力ミスなどで履歴が積みあがらないようにしている。	必須			
	1.1.15.			0110032	法人基本情報を削除できること。法人基本情報を削除する際に、課税情報が登録されている場合はエラーメッセージを表示し、削除不可とすること。	実装必須機能		法人基本情報が不要である場合、登録誤りなどの対応として法人基本情報の削除機能を定義するが、誤って削除することを防ぐため、現に利用されている法人基本情報は削除できないこととした。	必須			
	1.1.16.	1	通算法人管理 及び 連結法人管理	0110033	（通算法人管理） 通算子法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を親法人として登録できること。 該当法人がシステムに登録されていない場合には、通算親法人の法人名、所在地、通算開始日、事業年度又は決算期及び当該通算子法人の通算加入日を登録できること。 （連結法人管理） 連結子法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を親法人として登録できること。 該当法人がシステムに登録されていない場合には、連結親法人の法人名、所在地並びに連結開始日及び当該連結子法人の連結加入日を登録できること。	実装必須機能	通算親法人の法人基本情報から通算子法人の法人基本情報へ事業年度などが自動反映できない場合にも検索及び参照を容易にするため、通算親法人の法人基本情報の登録がある場合には、通算子法人の法人基本情報と紐づけて管理する機能を定義している。 通算法人については、通算親法人が市町村内に必ずしもいるとは限らないため、通算親法人の法人基本情報の登録がない場合にも通算親法人名や所在地を独立して管理できる機能が必要との意見があり定義している。 連結法人についても同様である。	必須				
	1.1.16.	2		0110034	（通算法人管理） 通算親法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を子法人として登録できること。	標準オプション機能		通算親法人を登録する際に同じグループの通算子法人を関連付けて管理するための機能を定義した。法人市町村民税は、グループ通算制度の影響を基本的には遮断していることから、親法人の登録内容においてその子法人を管理する必要が業務運用上必ずしも認められないことから、標準オプション機能としている。	任意			
	1.1.16.	2		0110035	（通算法人管理） 通算親法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索した結果、該当法人がシステムに登録されていない場合には、通算子法人の法人名、所在地及び通算加入日を登録できること。	標準オプション機能		同上。	任意			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.16.	2		0110036 （連結法人管理） 連結親法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を子法人として登録できること。	標準オプション機能		同上。	不要			
	1.1.16.	2		0110037 （連結法人管理） 連結親法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索した結果、該当法人がシステムに登録されていない場合には、連結子法人の法人名、所在地及び連結加入日を登録できること。	標準オプション機能		同上。	不要			
	1.1.17.	1	合併法人管理	0110038 合併情報の登録の際、合併法人の法人基本情報が法人住民税システムに登録されている場合には、被合併法人の法人基本情報に合併法人の法人基本情報を紐づけて表示されること。 被合併法人は、合併日以降に開始する事業年度は申告登録です。2.1.1から2.1.4まで定める申告書及び納付書の作成及び2.1.21に定めるプレ申告データ作成（eLTAX連携）の対象とならず、申告登録できないこと。	実装必須機能		合併により消滅する被合併法人について、合併法人が法人基本情報に登録されている場合には紐づけ管理を行うこととしている。予定申告書発送時の引抜き作業など、業務運用上での様々な用途を想定して当該機能を定義した。 被合併法人は、合併日以降に開始する事業年度が存在しないため、申告登録を不可とし、申告書等の発送対象にもならないこととしている。	必須			
	1.1.17.	2		0110039 合併法人の法人基本情報でも被合併法人の情報が照会できること。	標準オプション機能		—	任意			
	1.1.18.			0110040 合併法人の法人基本情報に、被合併法人の支店登録内容を引き継いで、合併法人の事業所として一括登録する機能を有すること。	標準オプション機能		—	任意			
	1.1.19.	1	事業年度異動	0110041 法人住民税システム上登録した異動内容にあわせて決算期（半年決算法人の管理を含む）又は事業年度を手入力で設定できること。	実装必須機能		事業年度については、解散などの法人異動処理に伴い、法人税法第13条及び第14条の規定に基づいて確定されるが、法人基本情報の異動処理に基づいてシステム上で自動的に事業年度を計算できない場合（1.1.19.2の機能を実装していない場合）にも手動で修正を可能とすることは運用上必須の機能であるため、本機能を実装必須機能として定義している。	必須			
	1.1.19.	2		0110042 法人基本情報の異動登録に際して、以下の異動区分、組織区分、連結親区分及び各種年月日の情報をもとに、事業年度が課税台帳に自動で反映されること。 また、法人住民税システム上計算された事業年度の修正登録もできること。 ■株式会社等の解散（連結子法人を除く） 当該組織区分、連結親区分の法人が、異動区分「解散」で、「解散年月日」を登録した場合 ・事業年度開始の日～解散年月日までで事業年度を自動計算 ・清算事業年度については、解散年月日の翌日～解散年月日の応当日（1年間）自動計算 ■合併解散 異動区分「合併解散」で、「合併年月日」を登録した場合 ・事業年度開始の日～合併年月日の前日で自動計算 ■株式会社等以外の解散（連結子法人を除く）、株式会社等の破産 当該組織区分、連結親区分の法人が異動区分「解散」で、「解散年月日」を登録した場合又は当該組織区分の法人が異動区分「破産」で、「解散年月日（破産手続開始決定の日）」を登録した場合 ・事業年度開始の日～解散年月日（又は破産手続開始決定の日）までで事業年度を自動計算 ・清算事業年度については、解散年月日の翌日～その事業年度終了の日まで（定款上の事業年度末日）で自動計算	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へ補強して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	法人税法第13条及び第14条の規定に基づく事業年度について、標準仕様書では、法人基本情報の情報を正として事業年度を確定すべきとの考え方に基づき、比較的多く発生する異動処理について、事業年度の課税台帳への自動反映機能を定義している。 本機能について、一部の事業者から実装困難とのご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
	1.1.19.	3		0110043 実装必須機能とされたもの以外の異動処理に係る法人税法第14条の規定に基づく事業年度が課税台帳に自動で反映されること。	標準オプション機能		一方で、全てのパターンを網羅することはシステムを複雑にすることから、その他の異動処理は標準オプション機能とした。 例として、清算法人の事業継続、公益法人等又は人倫のない社団等の収益事業開始、公益法人等が普通法人又は協同組合等になった場合又はその逆、過算（連結特税）加入又は脱税、その他の異動処理等があるが、本機能は業務効率化に大きく寄与することから、標準オプション機能とすることで実装を妨げず、各社の創意工夫に委ねている。	任意			
	1.1.19.	3		0110044 実装必須機能とされたもの以外の異動処理に係る法人税法第14条の規定に基づく事業年度として課税台帳に自動で反映された内容を手入力によっても修正ができること。	標準オプション機能		—	必須			

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）			
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項		
		1.1.20.	eTAX連携	0110045	eTAXから電子申請・届出データを取り込み、法人基本情報及び宛名管理システムの異動及び更新ができること。	標準オプション機能	eTAX電子申請・届出データの取込みによる異及び更新機能。	eTAX電子申請・届出データの取込みについては、現状のパッケージシステムにおける実装例が少数であることや、宛名管理システムと連携する場合には、更新項目によっては技術的ハードルが高いことを確認しており、実務における処理件数等も鑑み、標準オプション機能として定義している。	任意					
		1.1.21.	1	除却処理	0110046	法人基本情報の除却処理ができること。除却された法人については法人基本情報及び課税情報の照会のみ可能とし、当該事業年度以降の申告書の発送及び課税の対象とならないこと。除却状態を解除する、復活処理もできること。 除却法人一覧が出力できること。	実装必須機能	法人の除却とは、法人基本情報及び課税情報の照会のみを可能とし、課税対象から外すことにより業務の効率化を図っている。ただし、調査等で法人の所在が明らかになった場合には、除却の解除（復活）を行うため、これらの運用に関して要件化を行う。 なお、地方団体の取扱いとして、除却を未来の日付で登録し、当該登録日の到来とともに除却する運用が存在することから、当該機能を標準オプション機能として定義することとした。ただし、必ずしも当該登録日の到来とともにイベント駆動して、職員が特に処理を行わない「自動」での除却までを求めるものではなく、自動で行うことも、当該登録年月日（予定）が到来しておりかつ除却状態となっていない法人を抽出して一括で処理できる画面を用意することも差し支えない。	必須					
		1.1.21.			2	0110047	除却年月日については、未来日での登録ができ、当該登録日が到来した法人を一括で除却できること。	標準オプション機能	—	任意				
2. 申告書受付														
2.1. 申告書内・納付書作成														
		2.1.1.	1	申告書、納付書作成（一括処理）	0110048	指定した決算年月の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 ＜一括出力対象＞ ・予定申告書（第20号の3様式） ・確定申告書（第20号様式） ・均等前申告書（第22号の3様式） 決算年月と関連付けられた申告書作成年月日を保持する場合は、決算月の替わりに当該項目により指定することを許容する。	実装必須機能	紙の申告書を効率的に発送するため、一括作成の機能を定義している。 なお、申告期間で作成対象を抽出するシステムも存在していたが、特例延長法人について同じ決算年月の法人と送付時期が交わってしまうことから、決算年月で揃えることが望ましいとして定義している。	必須	予定申告書において、単独法人の場合、「事業年度開始時期から6か月」を出力時期に設定できること。				
		2.1.1.			2	0110049	中間申告書（第20号様式）を一括作成の対象に含められること。	標準オプション機能	地方税法上は予定申告書を義務としており、中間申告は法人の意思によること。中間申告書を送付していない地方団体も多いため、中間申告書の印刷機能は標準オプション機能として定義している。	不要				
		2.1.1.			2	0110050	清算予納申告書（第21号様式）を一括作成の対象に含められること。	標準オプション機能	清算予納申告書についても、平成22年9月30日以前に解散した法人に限られ、現在は申告数が多くないことから標準オプション機能としている。	不要				
		2.1.1.			3	0110051	通算子法人の予定・中間申告書については、当該通算親法人の決算年月等を基に自動判定して作成対象とできること。	標準オプション機能	グループ通算制度が開始することに伴う対応として、機能を定義している。 なお、実務上の処理件数に鑑み、標準オプション機能としている。	必須	親法人の事業年度開始日から6か月を経過した日を基準日として一括作成できること			
		2.1.2.	1	0110052	指定した決算期の申告書に対応する納付書（第22号の4様式）を一括で作成できること。 確定申告について、申告期間の延長が登録されている法人には、申告書用と見込納付用の2部を同時に出力できること。 ＜一括出力対象＞ ・予定申告書用 ・確定申告書用 ・見込納付用 ・均等前申告書用 決算期と関連付けられた納付書作成年月日を保持する場合は、決算月の替わりに当該項目により指定することを許容する。	実装必須機能	申告書の一括作成に合わせた納付書を一括作成する機能を定義している。 なお、特例延長法人については、通例として見込納付を行う法人が多いことから、納付書の発送を要する場合に納付書を2部（見込納付分及び確定申告分）出力して送付する地方団体が多数である。 これについて、全国意見照会では2部出力を必須とせず、地方団体の運用に合わせてほしいとの意見があったことから、税務システム等標準化検討会などその運用方法を確認したところ、現状のパッケージシステムでは以下のような実装状況であることが確認できた。これは、そのいずれであっても運用上の支障はないと考えられること。また、共通納税の普及により、相対的に納付書の発送事務が減少していくことが見込まれることから、いずれの仕様を実装することも可能であることとしている。 ＜特例延長法人の納付書出力仕様のオプション＞ ①同一法人に、2部連続して出力（出力部数の選択不可） ②同一法人に、2部連続して出力すること又は1部のみを出力することのいずれかを選択可能 ③納付書一体系申告書及び見込納付分の納付書出力	必須	予定申告書について事業年度開始日から6か月を経過した日を基準日として一括作成できること					
2.1.2.	2	0110053	中間申告書用の納付書を一括作成の対象に含められること。		標準オプション機能	—	不要							

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.1.2.	2		0110054	清算予納申告書用の納付書を一括作成の対象に含められること。	標準オプション機能		—	不要			
	2.1.1.		0110055	清算法人の予定・中間申告書用の納付書については、当該清算税法人の決算年月等を基に自動判定して作成対象とできること。	標準オプション機能		グループ清算制度が開始することに伴う対応として、機能を定義している。 なお、実務上の処理件数に鑑み、標準オプション機能としている。	必須	税法人の事業年度開始日から6カ月を経過した日を基準日として一括作成できること		
	2.1.3.		0110056	指定した決算年月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順を制御できること。 申告書と納付書は、同一の開序で印刷できること。 <選択可能な出力順> ・法人管理番号順 ・単独／分納法人順（延長の場合は延長有無を組み合わせる）に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対応（郵便番号での出力） 決算年月と期連付けされた申告書等作成年月日を保持する場合は、決算月の終わりに当該項目により指定することを許可する。	実装必須機能			必須			
	2.1.3.		0110057	社会福祉法人、更生保護法人及び学校法人を選択して一括作成ができること。	標準オプション機能		地方税法施行令第7条の4ただし書の適用により、収益事業を行っている場合でも非課税となる社会福祉法人、更生保護法人、学校法人について、同封物を変更する団体もあることから、標準オプション機能として定義した。	任意			
	2.1.3.		0110058	社会福祉法人、更生保護法人及び学校法人を選択して一括作成ができる機能に際して、税理士別での出力対応ができること。	標準オプション機能		税理士ごとの関与法人について、関与税理士にまとめて申告書等を送付する団体の一部いることから税理士別での出力を標準オプション機能とした。	不要			
	2.1.4.		0110059	法人基本情報をもとに、地方税法第321条の8第31項の規定により申告納付を行う法人については、均等割申告書（第22号の3様式）が出力されること。	実装必須機能		均等割のみ課税となる法人には、法人基本情報をもとに均等割申告書を作成する機能を定義している。作成対象は、法人区分や課税区分をもとに判断する。	必須			
	2.1.5.		0110060	法人基本情報で、申告書送付区分が「不要」と登録されている法人は、申告書一括作成の対象外となること。 法人基本情報で、納付書送付区分が「不要」と登録されている法人は、納付書一括作成の対象外となること。	実装必須機能		法人基本情報に登録する申告書及び納付書の送付区分のうち「不要」を設定した場合は、申告書等の一括作成の対象から外れることで、不要な紙を送付しないことが可能。	必須			
	2.1.6.		0110061	予定申告書の一括作成（プレ申告データを含む）は、以下に該当する法人を自動的に対象とできること。対象は普通法人のみとする。 ・前事業年度の法人税法の規定によって計算した法人税額（使途切実金の支出がある場合の法人税額の加算額、土地課税税額等及び税額控除超過額相当額等の加算額を除く。）＋前事業年度の月数（端数切上）×6（※注）＞10万 ※注 清算子法人の場合は、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（前に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6以外であるときは、「6」を当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数に読み替える。	実装必須機能		予定申告書の作成対象（紙・電子）を定めたものであり、これがシステム上は「予定申告の義務のある法人」とみなしている。 なお、法人税別表1「差引所得に対する法人税額」など、地方税法上の予定申告義務を正確に把握するための法人税額又は連結法人税個別増減支払額は都道府県税通知などから把握するものであり、予定申告書の発送時期に間に合わない可能性があることから、第20号様式から判定できる中でもっとも近い法人税額を使用することとした。	必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側機能）	
								機能要請分類	図外の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.1.7.	1		0110062	翌期中間申告の要否が「要」となっている法人は、前年度の法人税額が2.1.6に定める金額以下の場合でも予定申告書・納付書の一括作成（ﾌﾟﾘ申告ﾃﾞｰﾀを含む）の対象とできること。 ＜予定申告書の出力判断＞ （１）2.1.6に定める法人税額を超え、翌期中間申告の要否が「要」の場合、出力対象とする （２）2.1.6に定める法人税額以下で、翌期中間申告の要否が「要」の場合、出力対象とする （３）2.1.6に定める法人税額を超え、翌期中間申告の要否が「否」の場合、出力対象外とする （４）2.1.6に定める法人税額以下で、翌期中間申告の要否が「否」の場合、出力対象外とする 翌期中間申告の要否が指定なし（又は空欄で）登録されている場合は、2.1.6に定める法人税額を上回る可否かで出力対象を判断すること。 なお、この法人税額に基づき予定申告書の出力対象とする判断は、予定申告書の一括作成時に行う仕様のほか、確定申告又は事業年度開始日から6月経過日の前日までの間に提出のあった修正申告の登録時に行う仕様も許容される。その場合は、2.2.18の機能を実現する際に「指定なし」の区分を作成しない仕様で問題ない。	実装必須機能		翌期中間申告の要否について、法人基本情報又は確定申告等の登録画面から登録することで、予定申告書の発送対象に個別に指定することを可能とした。 また、法人基本情報だけでなく、確定申告入力の流れで登録できることで画面操作を減らし、業務効率化を可能としている。	必須			
	2		0110063	翌期中間申告の要否が「要」となっている法人で、法人基本情報の予定・中間区分が「中間」となっている法人は、前年度の法人税額が2.1.6に定める金額以下の場合でも中間申告書・納付書の一括作成の対象とできること。	標準オプション機能		—	不要			
2.1.8.			0110064	法人基本情報に、翌期中間申告の要否が「要」となっている場合でも、前事業年度の確定申告書が未申告の場合は、予定申告書又は中間申告書（ﾌﾟﾘ申告ﾃﾞｰﾀを含む）の一括作成の対象外とできること。	標準オプション機能		標準仕様書では、翌期中間申告の要否が申告情報として登録された場合、法人基本情報に反映される仕様としている。したがって、法人基本情報における翌期中間申告の要否は、法人基本情報を直接修正するほか、最新の確定申告書の情報に基づき更新されていくため、仮に最新の確定申告書が未提出の場合には、それまでに登録されていた翌期中間申告の要否の情報が残ることが想定される。 そのような場合には、前事業年度の確定申告書が未提出の法人に対して、それ以前の確定申告書等の情報に基づき予定申告書の発送がなれてしまふことから、これを防止するため、本機能を定義している。 ただし、その対象法人が限られること、また未申告法人一覧等を活用して個別に法人基本情報を修正する運用も考えられることから、標準オプション機能として定義している。	任意			
2.1.9.	1		0110065	法人基本情報の予定・中間区分で、「中間」と登録されている法人は、予定申告書・納付書一括作成の対象外となること。	標準オプション機能		仮決算による中間申告書の提出は、法人の意思によることから、一括作成・個別発行ともに標準オプション機能としている。 法人より中間申告書の送付を求められている場合には、法人基本情報の予定・中間区分で中間申告を選択することで、予定申告書の送付ではなく中間申告書を送付する（排他関係）。	不要			
	2		0110066	法人基本情報の予定・中間区分で、「中間」と登録されている法人は、リスト等で発送月別に抽出できること。	標準オプション機能		—	不要			
2.1.10.	1		0110067	以下の法人を作成対象外とするかを一括設定できること。 ・eTAX利用法人（申告書は作成対象外。納付書は一括作成の対象としない／指定なしを選択可能） ・事務所等なしの法人（事務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること。）	実装必須機能		申告書の送付は各地方団体で行政サービスの一環として行われているものであり、法人基本情報には個別の設定機能を定義しているところであるが、地方団体及び納税者双方の業務効率化、ペーパーレス化の観点から、eTAX利用法人には申告書・納付書の送付をしないといった運用を行っている地方団体も多いため、各地方団体の方針に合わせた一律の設定を可能としている。 また、「事務所等なし」の状態となる法人についても、一律に申告書等の作成対象外とできるようにしている。	必須	eTAXで電子納付した法人（共通納税）について、納付書出力対象外とできること。 また、共通納税対象者であっても納付書の出力を個別で実施できること。		
	2		0110068	申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを一括設定できること。 ・電子申告義務のある特定法人（申告書は作成対象外。納付書は一括作成の対象としない／指定なしを選択可能）	標準オプション機能		電子申告義務のある特定法人については、そのほとんどが既に電子申告を利用しているという場合が多く、申告書作成時に当該法人の特定を行う必要は必ずしもないが、実体金算動に引継がれた特定法人となつた法人等は、納付書送付時点で電子申告の利用を開始していない場合も考えられることから、eTAX利用法人とは区分して作成する機能を標準オプション機能として定義している。	任意			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.1.11.	1	申告書同時資料作成	0110069	決算期を指定して、法人基本情報に登録されている送付先宛名（窓突き封筒対応）を出力した申告書送付案内（法人送付）を一括出力できること。 法人基本情報で、申告書・納付書ともに送付不要の法人については、申告書送付案内が作成されないこと。 個別での出力もできること。 <対象申告書> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 申告書送付案内に自由記述欄を設け、職員が任意に記述内容を保守できる機能を有すること。 決算期と関連付けられた申告書等作成年月日を保持する場合は、決算月の替わりに当該項目により指定することを許可する。	実装必須機能		決算年月を指定して申告書・納付書を作成する際、窓突き封筒に対応した送付状を作成して送付する運用への対応機能を定義している。 また、再送や引換後の個別発送への対応として、法人や事業年度に対応する案内文書を個別出力できる機能も定義している。	必須			
	2		0110070	税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）を一括出力できること。	標準オプション機能		—	不要			
	2		0110297	税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）を個別出力できること。	標準オプション機能		—	不要			
	2		0110071	中間申告書を対象とできること。	標準オプション機能		—	不要			
	2		0110072	清算予納申告書を対象とできること。	標準オプション機能		—	不要			
	2		0110073	納付書一体型申告書を送付する団体において、申告書送付案内を作成しない運用が可能なこと。	標準オプション機能		納付書一体型申告書では、送付先が用紙に出力されることから、申告案内文書を使用しない運用を行う場合があるため、申告書送付案内を作成しない運用が可能なように機能を定義している。納付書一体型申告書の作成機能は標準オプション機能であることから、本機能においても同様に標準オプション機能として定義している。	不要			
2.1.12.	1	申告書・納付書送付対象法人抽出	0110074	指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書作成法人一覧を作成できること。 申告書作成法人一覧は、予定申告、確定申告、均等割申告を対象とし、申告区分別に一元化できること。 決算年月と関連付けられた申告書作成年月日を保持する場合は、決算月の替わりに当該項目により指定することを許可する。	実装必須機能		申告書・納付書の送付要否に関わらず、申告義務のある法人を抽出する。	必須			
	2		0110075	申告書作成法人一覧で、中間申告書（予定申告の義務があるとシステム上判断されており、法人基本情報で「予定・中間区分」が中間の法人）の申告義務のある対象法人を確認できること。	標準オプション機能		予定申告書と中間申告書は非他の関係にあることから、どちらを送付するか確認できることが望ましいが、標準仕様書では中間申告書の作成機能を標準オプション機能としていることから、本機能においてもその考え方を踏襲する。	不要			
	2		0110076	申告書作成法人一覧で、清算予納申告書の申告義務のある対象法人を確認できること。	標準オプション機能		—	不要			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.13.	1	申告書・納付書発送情報管理	0110077	申告書、納付書及び申告書送付案内の発送履歴（発送年月日及び発送有無）が法人ごとかつ事業年度ごとに管理できること。 発送状況は帳票出力年月日（又は任意の日付）で設定する。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	法人からの問合せに迅速に対応するため、全国意見照会でも要望が多かった申告書の発送履歴管理を実装必須機能として定義している。 本機能について、一部の事業者から実装困難とすることが見られたものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須		
				0110078	発送状況は帳票出力年月日（又は任意の日付）で自動設定され、発送年月日及び発送有無の修正登録もできること。	標準オプション機能		運用の効率性などに鑑み、発送情報の自動設定機能を標準オプション機能として定義した。なお、各地方団体の運用上で一括作成後に引当処理を行なっていることや、出力から発送までのタイムラグがあり、出力履歴と発送状況とが厳密には異なるため、発送日の任意設定機能及び発送履歴の修正機能も標準オプション機能としている。	任意		
				0110079	発送履歴は、CSV等の加工可能なデータ形式で輸出できること。（EUC機能でも可）	標準オプション機能		—	任意		
	2.1.15.		申告書・納付書発行（個別処理）	0110080	対象となる法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分についても再発行できること。	実装必須機能		—	必須		
				0110081	納付書を個別に発行する際、出力する税額を任意に修正できること。	標準オプション機能	納付書の出力内容の編集機能。個別発行する際に金額等を入力して、納付書に出力できる機能。	問合せを受けて個別に納付書を発行する際に、金額情報を入力することで、納税者の税額記載の負担軽減や正確性の向上に寄与する。ただし、手書きの納付書で運用することも足りるため、標準オプション機能とした。	任意		
	2.1.17.	1	予定申告書出力項目	0110082	一括作成時の出力項目は地方団体ごとに任意に設定が可能なこと。 項目設定の画面を機能として提供する他、保守作業として対応することも許容される。 また、個別作成において、プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号・法人番号・申告区分のみの発行もできること。	実装必須機能	予定申告書において、システムから出力・計算可能な項目は、出力できることを実装必須機能とする。均等割額を出力していない地方団体もあるが、予定申告書に均等割額を出力しない場合、均等割額の申告納付書れが多発するという意見が多く、均等割額を出力可能とした。ただし、こうした地方団体ごとの運用差異に対応できるよう、出力項目は地方団体ごとに設定できる機能を必須とした。 また、適格合併した合併法人などで法人住民税システムで予定申告額が計算できないケースなどへの対応として、個別作成時には金額情報を出力しない申告書を作成できることとした。	必須			
				0110083	申告書の整理番号欄に、発行整理番号を出力できること。	標準オプション機能	申告書の「整理番号」欄は、各地方団体の用途に応じて利用している。概ね、以下の2つの用途に大別できるが、いずれも各地方団体の実装運用上、必須の機能ではないとして、標準オプション機能とした上で、いずれの実装でも可能としている。 【整理番号の主たる実装パターン】 ・申告書の登録順に番号を付番して、課税状況検索などに活用する申告整理番号 ・申告書の発行番号として付番して、発送時の確認や問合せ対応に活用する発行整理番号	任意			
				0110084	発行整理番号を利用して、申告書作成画面一覧などの発行管理画面又は画面で対象申告書が特定できること。	標準オプション機能	—	不要			
	2.1.18.	1	確定申告書出力項目	0110085	一括作成時の出力項目は団体ごとに任意に設定が可能なこと。 項目設定の画面を機能として提供する他、保守作業として対応することも許容される。 また、個別作成において、プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号・法人番号・申告区分（確定・修正）のみの発行もできること。	実装必須機能	—	必須			

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.18.	2		0110086	申告書の整理番号欄に、発行整理番号を出力できること。	標準オプション機能		申告書の「整理番号」欄は、各地方団体の用途に応じて利用している。概ね、以下の2つの用途に大別できるが、いずれも各地方団体の実務運用上、必須の機能ではないとして、標準オプション機能とした上で、いずれの実装でも可としている。 【整理番号の主たる実装パターン】 ・申告書の登録順に番号を付番して、課税状況検索などに活用する申告整理番号 ・申告書の発行番号として付番して、発送時の確認や問合せ対応に活用する発行整理番号	不要			
		2		0110087	発行整理番号を利用して、申告書作成法人一覧などの発行管理画面又は画面で対象申告書が特定できること。	標準オプション機能	—	不要				
	2.1.19.	1	納付書出力項目	0110088	一括作成時の出力項目は地方団体ごとに任意に設定が可能なこと。 項目設定の画面を機能として提供する他、保守作業として対応することも許容される。 また、個別作成においてプランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。	実装必須機能	—	必須				
				2	0110089	納付書の処理事項欄に、発行整理番号を出力できること。	標準オプション機能	【整理番号の主たる実装パターン】 ・申告書の登録順に番号を付番して、課税状況検索などに活用する申告整理番号 ・申告書の発行番号として付番して、発送時の確認や問合せ対応に活用する発行整理番号	不要			
				2	0110090	発行整理番号を利用して、申告書作成法人一覧などの発行管理画面又は画面で対象納付書が特定できること。	標準オプション機能	—	不要			
	2.1.20.			0110091	予定申告の納付書には、以下を出力するかを地方団体ごとに任意に設定できること。 項目設定の画面を機能として提供する他、保守作業として対応することも許容される。 ・法人税割額 ・均等割額 ・合計額	実装必須機能	予定申告書では、納付税額を市町村で計算して送付することが可能なため、同対する申告書には税額出力も可能とすることで、納付税額のミス防止などの業務効率化に繋げる。 また、2.1.18のとおり均等割額の出力は、地方団体により運用が分かれるため、出力項目は任意に選択できるとを必須とした。	必須				
	2.1.21.	1	プレ申告データ作成（eTAX連携）	0110092	eTAX利用法人について、プレ申告データを抽出及び作成し、eTAX連携ファイルが作成できること。 プレ申告データ作成対象法人をリストで出力できること。	実装必須機能	eTAXの普及に鑑み、プレ申告データの作成機能を実装必須機能として定義した。	必須				
				2	0110093	法人基本情報の予定・中間区分で、「中間」の法人には、中間申告書のプレ申告データを抽出及び作成し、eTAX連携ファイルが作成できること。	標準オプション機能	—	不要			
	2.2. 申告書登録・課税作成											
	2.2.1.	1	申告登録基本	0110094	該当する法人、事業年度及び申告区分を指定して、法令に定める申告書、みなす申告、見込納付等の課税情報の登録及び管理ができること。 申告ごとに、申告年月日が管理できること。 同一事業年度内の課税情報は、修正申告、更正・決定、再更正も含めて時系列に管理できること。	実装必須機能	期限内・期限後の判断を行うため、申告年月日を登録できる機能を必須としている。なお、申告年月日は延滞金の計算に影響する。 仮決算による中間申告については、申告書の作成機能は標準オプション機能としているが、申告区分及び申告登録は実装必須機能と整理している。 同一事業年度内に、予定申告、確定申告、修正申告、更正・決定があった場合には時系列で管理し、課税状況照会などのシステム画面上で事業年度ごとどのような課税状況かを一目で確認できる状態が望ましいことから、時系列管理の機能要件を必須としている。	必須				
					0110095	以下の課税情報の登録及び管理ができること。 <対象申告>	標準オプション機能	予定申告・中間申告・みなす申告・確定申告・修正申告・均等割申告・見込納付以外の申告情報については、現在課税が停止されている退職年金積立金に係る申告又は改正前の地方税法の規定による申告である。 これらは、現在その申告の提出がない、或いは対象となる法人が現存する法人から増加することはないため、標準オプション機能とした。ただし、これらの専用の申告画面を用意しない場合も、実装必須機能とした申告区分で対応することが必要になる。	不要			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.1.	2		0110096	・退職年金積立金に係る確定申告	標準オプション機能		—	不要			
				0110097	・退職年金積立金に係る修正確定申告	標準オプション機能		—	不要			
		2		0110098	・特定信託に係る予定申告	標準オプション機能		—	不要			
		2		0110099	・特定信託に係る確定申告	標準オプション機能		—	不要			
		2		0110100	・特定信託に係る修正確定申告	標準オプション機能		—	不要			
		2		0110101	・清算予納申告	標準オプション機能		—	任意			
		2		0110102	・修正清算予納申告	標準オプション機能		—	任意			
		2		0110103	・残余財産分配等予納申告	標準オプション機能		—	不要			
		2		0110104	・修正残余財産分配等予納申告	標準オプション機能		—	不要			
		2		0110105	・清算確定申告	標準オプション機能		—	任意			
	2	0110106	・修正清算確定申告	標準オプション機能		—	任意					
	2.2.2.		重複管理	0110107	課税情報の登録時に、同法人・同事業年度・同申告区分が入力されている場合は重複申告のチェックができ、入力できないこと。（修正申告・更正処理を除く） みなす申告、予定申告及び中間申告については同一申告区分として重複申告のチェックができ、入力できないこと。	実装必須機能		同一事業年度における同一申告区分は、再修正又は再更正のみであり、それ以外のものについては重複チェックを掛けることで、調定の整合性を担保する。仮に、確定申告書が複数回提出された場合には、どの申告書を採用するかを判断して登録することが求められる。 なお、みなす申告、予定申告及び中間申告は排他関係にあることから、同様に重複チェックの対象とする。	必須			
				2.2.3.	1	訂正・削除	0110108	各事業年度の最新の申告情報について、訂正入力（入力内容の修正）及び削除ができること。	実装必須機能	修正申告と区別するため、修正ではなく「訂正」としている。	申告入力の誤りなどにより、事後的に申告情報の訂正入力を行う場合がある。標準仕様では、原則として同一事業年度内の最新の課税情報について訂正できることとしており、例として確定申告後に修正申告の提出がある場合は、修正申告の情報を訂正できるとしている。 前提として、調定という意思決定行為を行ったあとの申告情報をむやみに変更できることは望ましくないものの、主に調定額に影響がない情報について、何らかの理由で事後的に情報を変更すべき場合もあることから、一定の柔軟性を持たせる趣意である。 また、申告期限内に、確定申告書が再提出される場合も運用上は発生することから、最新事業年度の申告情報の削除をして再登録を行うなどの運用を可能としている。 この場合においても、調定年月が過年度にあたる申告情報を変更することは、決算済の情報を変更することになるため、訂正・削除処理は、現年度内に限定している。	必須
	2	0110109	調定の締め処理を実施後は、対象申告の削除を制御できること。				標準オプション機能		機能要件7.1.5にて、調定の「締め処理」を実施する地方団体の運用に際して、締め処理後に申告調定の削除が行えると、その締め処理の目的が達成できないことから、締め処理を行う場合には申告調定の削除を制御できる機能を定義した。機能要件7.1.5と併せて標準オプション機能として定義している。	任意		
2.2.4.			0110110	申告の訂正入力又は削除を行った場合、調定の訂正又は削除などで調定の整合性が保てること。	実装必須機能		—	必須				

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.5.		0110111	収納管理システムでの決算処理により、会計年度が切り替わった後は、調定年月が過去の会計年度となる申告情報は訂正文は削除できないよう制御すること。 但し、申告登録した「当期の納付すべき税額」（又は調定額）に変更を及ぼさない項目の場合は、会計年度が切り替わった後の訂正処理もアラートを表示した上で実施可能であること。また、申告期間の延長月数、法人税の修正申告年月日などの申告基礎、更正決定通知年月日及び更正請求年月日など、延滞金及び過付加算金の計算に影響がある項目を修正する場合は収納管理システムに連携できること。	実装必須機能		各種申告登録した内容については、登録後にも調定額の変更の有無に関わらず申告情報の訂正が発生するため、訂正の場合には一定の柔軟性が必要であるため、実装必須機能としている。 しかし、決算後の情報を訂正できることは望ましくないとの意見もあり、また、収納管理システムにおける会計年度の切替えにより申告情報の訂正に制約をかける事業者が多いことから、法人住民税システムの機能として訂正可能な申告情報は現会計年度の調定分に留めることとした。一方で決算情報に影響がない項目まで無条件に訂正不可すると業務の柔軟性を損ねる可能性があることから、（税務システム等標準化検討会での意見をもとに）調定額及び決算情報に影響がない項目についてはアラートを表示した上で訂正可能とする仕様とした。 なお、訂正した項目が延滞金計算に影響する場合には、延滞金を再計算する必要があることから、収納管理システムとの連携を必須として定義した。	必須			
			0110112	調定の訂正文は削除の処理を行う際、収納管理システムを参照して当該調定に対する納付がある（収納管理システムで消込されている）場合はエラーはアラートとする仕組みを有すること。	標準オプション/機能		—	任意			
	2.2.7.	メモ機能	0110113	課税情報にメモ機能を有すること。 メモは、法人ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上2000文字以内の任意文字列の入力、メモタイトル、入力年月日及び入力者の登録ができること。 過去に登録したメモの修正及び削除もできること。	実装必須機能		—	必須	文字列だけでなくデータ添付（画像データやPDF等）も可能であること。		
	2.2.8.	申告書入力様式	0110114	申告書の様式ごとに入力画面を用意し、様式別に申告入力ができること。（異なる申告書でも、入力項目を共通化できる場合はこの限りではない）	実装必須機能		各申告区分の入力項目は、申告書様式に対応したものである。 予定申告と確定申告など入力画面が異なるものがあるが、併して確定申告と修正申告において、確定申告時には申告基礎項目は表示されるものの非活性にするなど、各申告区分で適切な入力処理が行える場合は共通的な画面を実装することでも差し支えない。	必須			
	2.2.9.	1	申告入力（共通）	0110115	均等割税率について、法人基本情報から取得した均等割税率を自動表示できること。 法人税割税率については、当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。 ただし、修正申告及び更正の際は、元となる申告の税率を自動表示すること。 また、申告の資本金の額・従業員数等が変わる場合は、変更後の情報をもとに税率の再取得が行えること。	実装必須機能		必須	法人基本情報の登録内容をもとに、適切な申告受付処理ができることが求められることから、非課税や適用税率についても自動で判定することとしている。		
	2.2.9.	2		0110116	課税免除の対象となる法人は、申告登録の際にアラートとすることができると。	標準オプション機能	—	不要			
	2.2.9.	2		0110117	課税免除の対象となる法人の申告登録時にアラートが出力された後も当該申告登録処理を継続できること。	標準オプション機能	—	不要			
	2.2.9.	3		0110118	非課税法人については入力時にアラートを出力できること。	標準オプション機能	—	不要			
	2.2.10.		0110119	申告登録時に、事業年度開始日及び終了日を自動表示して入力できること。 均等割月数、資本金等、申告延長月数及びその他の申告に必要な項目について、法人基本情報から活用できる情報が初期設定されること。	実装必須機能		法人基本情報をもとに計算できる内容については、正確性の確保の観点から自動設定ができる機能としている。	必須			
	2.2.11.		0110120	法定納期限及び申告期間の延長を加味した申告期間を自動計算できること。	実装必須機能		申告期限や法定納期限は、法人基本情報などから自動計算できるものであるから、職員による修正は想定せず、自動計算項目としている。	必須			
	2.2.13.		0110121	不均一課税を採用する地方団体においても、申告登録時の自動計算チェック機能などに対応できること。	実装必須機能		法人税割の税率については公益上その他の理由から、不均一の税率による課税を実施している地方団体があるため、これに対応する機能を定義した。	必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.14.		0110122	法人基本情報で管理する資本金、従業員数等を参照して申告書入力を行えること。資本金等の額又は資本金及び資本準備金の合算額もしくは出資金と市町村内の従業員数から、均等割の税率判定を自動で行い、自動計算及び入力できるとともに申告入力の際チェックができること。均等割税率は手動でも変更できること。	実装必須機能		標準仕様書では、資本金等の項目について、申告書と法人基本情報を相互に反映する仕組みを想定している。法人基本情報で登録されている資本金等から、均等割の税率を自動で計算することで、業務の効率化と正確性を確保している。	必須			
	2.2.15.	1	0110123	最新事業年度の確定申告書の入力に合わせて、以下の項目を法人基本情報に反映する／しないを選択できること。 <法人基本情報への反映項目> ・全従業員数（第20号様式の9） ・当該団体従業員数（第20号様式の20） ・税率適用従業員数（第20号様式の50） ・均等割税率 ・分割区分 ・資本金 ・資本金等の額 ・資本金及び資本準備金の額の合算額	実装必須機能	実装必須機能に関して、以下のように様々な方式があるが、実装方法については問わない。 ・全申告で一律設定する方式 ・申告ごとに一律で反映有無を選択できる方式 ・申告ごと及び項目ごとに反映有無を選択できる方式	確定申告書のうち、法人基本情報と共通する項目について、申告情報の登録を行い法人基本情報へ反映する機能を定義する。法人基本情報への反映要否は、地方団体ごとの考え方が異なることから、設定により地方団体ごとに変更できることとしている。	必須			
	2.2.15.	2	0110124	法人基本情報への反映は、全確定申告に対する一律の設定とできること。	標準オプション機能		法人基本情報へ反映する方式は、大きく以下の3パターンが考えられるが、そのいずれでも業務運用が可能となるから実装必須機能では方式は問わない。ただし、申告ごとに変更できると同一団体内でも業務担当者に運用が変わる可能性があることから、一律設定できることを標準オプション機能とした。 <法人基本情報へ反映させる方式> ・全申告で一律設定する方式 ・申告ごとに一律で反映有無を選択できる方式 ・申告ごと及び項目ごとに反映有無を選択できる方式	任意			
	2.2.15.	2	0110125	法人基本情報と異なる場合は、登録時に注意喚起を行うことや帳票出力を行うなど、法人基本情報を更新したことを確認できる仕組みを有すること。	標準オプション機能		申告書の情報を一律で反映させても問題ないと考える地方団体であっても、資本金等、電子申告の義務に影響する項目が誤って登録される可能性があることから、法人基本情報の登録内容を変更した箇所はリスト等で確認できることが望ましいとして、標準オプション機能を定義した。 なお、標準仕様書の基本的な考え方として、事業年度は法人基本情報をもとに作成されるものであり、申告登録に起因して事業年度や決算期、法人区分などの基本的な情報を法人基本情報へ反映させることはないこととする（例外的に、残余財産確定事業年度においては申告登録時に事業年度を変更するが、これも法人基本情報へ反映するものではない。）。	任意			
	2.2.16.		0110126	申告情報を個別登録する際に申告登録から法人基本情報を更新する場合、異動登録（更新履歴）を作成できること。 この場合、通常の法人基本情報の異動登録と同様に異動履歴を管理し、異動事由は「申告」とし、異動年月日も登録できること。 異動年月日は「申告年月日」、「申告登録年月日」又は「事業年度末」のいずれも可とする。	実装必須機能		申告登録に基づき、法人基本情報を更新する場合において、履歴が作成できないと必要な履歴を上書きしよう可能性があることから、履歴作成は必須とした。 なお、履歴を作成する際の更新日は、申告日、申告登録日、事業年度末日など、バリエーションにより違いがあるが、業務への影響が軽微であることからいずれの方式も可とする。	必須			
	2.2.17.	1	0110127	最新事業年度の申告登録時に、法人基本情報で管理する事業年度と異なる事業年度を申告情報として登録する場合には、アラートを出力すること。	実装必須機能		機能の意図としては、法人基本情報と異なる事業年度を申告情報だけで入力してしまうことを防ぐため、一度法人基本情報に立ち戻って情報を更新後に申告情報を更新するという業務運用を確立するものである。	必須			
	2.2.17.	2	0110128	申告登録時に変更した決算期（半年決算法人の管理を含む）又は事業年度を、法人基本情報へ反映できること。	実装不可機能	実装不可機能について、法人基本情報の登録内容を事業年度算定の正とするため。	本機能は、申告書に記載された事業年度が法人基本情報と組紐がある場合に、申告書の事業年度を正として法人基本情報を上書きする機能であるが、仮に申告書に記載された事業年度が法人基本情報と異なる場合には、申告税額について強制入力による一時的な対応を認めることがあったとしても、当該事業年度が修正申告書について法人への確認や調査を行うべきであり、当該事業年度を正として法人基本情報を更新すべきではないことから、標準仕様書では、法人基本情報の登録内容に基づく事業年度を正とすべきであるとの考え方を採用し、実装不可機能とした。	任意			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.18.		0110129	課税情報登録の際に、翌期中間申告の要否（要／否／指定なし）を登録できること。 翌期中間申告の要否を登録することで、法人基本情報に反映されること。	実装必須機能		予定申告義務のある法人は、申告登録情報から自動判定できる機能を定義しているが、申告書の「翌期中間申告の要否」を「要」として申告した法人について確定申告の申告登録時に入力できる機能を定義した。これにより、事前に予定申告義務のある法人として登録され、申告書又は力申告書一々の発送対象となる。 なお、地方団体の運用により、当該申告内容を登録せずに申告書の法人税額等をもとに判定する場合もあることから、指定なしを選択できることとしている。 なお、法人基本情報だけでなく、確定申告入力の流れで登録することで画面操作を減らし、業務効率化を可能としている。	必須			
			0110130	特例延長法人の申告期限延長の有無とは区別して、災害等による申告期限延長の有無及び期間（延長後の申告期間）を登録できること。 特例延長法人の申告期限延長の有無及び期間は法人基本情報に反映されること。 災害等による申告期限延長については、法人基本情報には反映されないこと。（翌事業年度の申告時に継続しないため）	実装必須機能		特例延長法人については、法人基本情報及び申告登録のいずれからも登録でき、申告情報として登録されたものは法人基本情報に反映され、当該事業年度以降に開始する事業年度においても申告期間を延長する。収納管理で個別に納期間を延長する運用も存在していたが、業務効率化の観点から課税業務で登録可能とした。 また、災害等による申告期間の延長については、複数の事業年度に渡り継続して期間延長を認めるものではないことから、特例延長法人とは明確に区別するとともに、次の事業年度に影響させないため法人基本情報へも反映しないこととした。	必須			
			0110131	均等割の月割計算に関して、事業年度の特例が適用される場合や、事業年度途中の事務所開設又は廃止により12か月に満たない場合は、法人基本情報の登録内容から月割計算が自動でき、設定されること。 また、手動で月数を変更した場合、再計算され、自動で設定されること。法人基本情報から自動計算した月数と異なる申告については、注意喚起をした上で、継続処理もできること。	実装必須機能		法人基本情報の事務所開設日や、みなし事業年度をもとに、均等割月数を自動計算することで、業務の正確性と効率性を確保する。	必須			
	2.2.21.	1	0110132	以下の最新異動区分の法人について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力でき、修正した場合も月数から均等割額が自動計算されること。 ・事務所等なし ・清算中	標準オプション機能		当該事業年度内に事務所廃止や人的・物的設備、継続性を有する事務所等の要件をない法人について、事業年度と異なる均等割月数で申告される場合があることから、任意の月数を入力できるとともに、その申告の妥当性の確認を促すため注意喚起を行うこととしている。	必須			
			0110133	以下の最新異動区分の法人について、均等割月数は自動表示せずに任意に入力し、事業年度の月数と均等割月数が異なる場合は注意喚起をした上で処理の継続もできること。 ・事務所等なし ・清算中	標準オプション機能		任意での入力とは、個別入力する際に初期表示されるのではなく、申告税額の確認を促すため、空白で表示することを意図するとともに、自動計算される月数と異なる場合には注意喚起をする仕組みを定義する。	必須			
	2.2.22.	1	0110134	課税標準額、法人税割額、各種控除額及び分析基準等を入力し、申告額が自動計算結果と合っているかをチェックした上で登録処理が行えること。入力した金額に誤りがある場合はアラートとなり、不一致箇所を表示できること。 自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。	実装必須機能		強制入力については、地方団体固有の政策的な減税による他、確定申告書等が提出された際に税額誤りがある申告書を一時的に受理できる状態を作るために必要との意見が地方団体、事業者等にも見られたことから、実装必須機能として定義している。 なお、システムによっては、開定前に、システムで自動計算した金額と実際の申告額が不一致となる申告分のエラーを解消する必要があるが、申告額が不一致となる申告書は、一時的な登録はできても開定処理が不可となる仕様も考えられるが、本機能を実装する意図としては、申告額がシステム計算と不一致であっても、一時的に受理・登録できることが求められる状況に対応するものである。	必須			
			0110135	強制入力を行った申告情報は、課税情報照会画面で強制入力のが表示できること。	標準オプション機能		—	必須			
			0110136	帳票やEUC等により、強制入力を行い、法人住民税システム上の計算結果と合わないまま申告登録されている申告情報を抽出できること。	標準オプション機能		—	必須			
	2.2.23.		0110137	申告入力時に、電子申告である旨の登録ができること。eLTAX連携により登録されたデータは、自動的に電子申告の旨が登録されること。課税情報を照会した際に、電子申告による申告が否かが画面上で確認できること。	実装必須機能		電子申告の旨を管理項目として有することで、問合せへの対応や電子申告の利用状況の把握に活用することを想定する。	必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2.2.24.		0110138	申告登録時に、特定法人であることが画面上で判別できること。株式会社等、公益法人等及び協同組合等については、「前事業年度の資本金の額」による判定を可能とする。	標準オプション機能		電子申告の義務のある特定法人については、画面上の申告書で本来受けしないことから、申告登録時に該当の特定法人かを判別できる機能を定義する。また、当該事業年度開始時点の資本金を判定する費用対効果を踏まえ、申告情報として登録されている前事業年度末日時点の資本金の金額を代用することでも問題ないとした。 なお、大法人を中心に既にeLTAXの利用が一定程度進んでいることから、実際上は必須ではないとして標準オプション機能とした。	任意			
		2.2.25.	1	0110139	申告整理番号を管理できること。	標準オプション機能		申告整理番号を、申告書の登録時に付番して、画面上の申告書の編組後の検索を容易にするなどの運用がある。利用していない地方団体も一定数あり、実際上は必須の機能はないことから、標準オプション機能とした。	任意			
		2.2.25.	2	0110140	申告整理番号は、課税状況検索や帳票出力時のシート項目としても利用できること。	標準オプション機能	※自動通番、手動付番等の詳細は問わない。	申告整理番号は、以下のように様々な実装方法があるが、このいずれでも業務上の支障がないことから、付番方法は問わず、この他の方式も許容する。 【整理番号の実装例】 ・自動で通番を振る（年度でリセット、設定で通番・年度切替可、など） ・申告区分ごとに申告書登録順に年間・月間で通番を自動付番 ・自動通番に加えて、手動で番号設定もできる（重複チェックあり） ・課定内訳（申告書）一覧や申告チェックリストを申告整理番号順に出力可 ・申告整理番号を課税状況照会で確認可能	任意			
		2.2.26.	1	0110141	課定年度を管理できること。	実装必須機能		事業者が管理する年度情報の表記がそれぞれ異なることから、標準仕様書で用語の統一を行う。課定を計上した年度は「課定年度」とする。	必須			
		2.2.26.	2	0110142	課税年度を管理できること。	標準オプション機能		システム上で税事業年度・通事業年度を判別する項目を「課税年度」とする。 「課税年度」は、システムで集計等を行う際に活用する項目であり、業務で活用する項目ではないことから、標準オプション機能としている。	必須	「課税年度」を検索項目として選択できること。EUC等による代替でも問題ない。		
		2.2.27.		0110143	残余財産確定事業年度に係る申告書の登録時に、残余財産確定の日を登録して事業年度涯を設定できること。ただし、法人基本情報で残余財産確定の日を基に事業年度を管理する場合はこの限りではない。	実装必須機能		事業年度は本来、法人基本情報を正とすべきであるが、残余財産確定事業年度に係る申告書においては、申告書からその情報を取得することから申告登録の流れで処理できる当該機能を定義した。 ただし、法人基本情報に当該年月日を登録した上で、申告書登録を行う事務フローとしても業務上の負担は無いため、システム上はそのどちらの挙動としても問題ない。	必須			
		2.2.28.	申告入力 （確定申告）	0110144	第20号様式（第20号様式別表1及び第20号様式別表102を含む）に規定する重要欄の各種項目を管理（設定・保持・修正）できること。以下の情報についても管理（設定・保持・修正）できること。 なお、分割基準を基にした課税標準額や均等割額など、自動計算及び表示が可能な項目は自動計算及び表示を行うこと。 <管理項目を含む> ・使途転居金税額等 ・法人税法の規定によって計算した法人税額 ・試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ・還付法人税額等の控除額 ・退職年金等積立金に係る法人税額 ・市町村民税の特定寄附金税額控除額 ・税額控除超過額相当額の加算額 ・外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ・外国の法人税等の額の控除額 ・仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ・租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	実装必須機能	連結事業年度に限り、計算の結果法人税額がマイナスとなった場合に、マイナス額を入力できることは妨がない。	必須	第20号様式別表1の項目（通算親法人の法人番号を除く全て）を管理できること			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ四宮様）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.2.29.	1		0110145	申告入力時に同一事業年度の「既に納付の確定した当期分の法人税割額・均等割額」など、前回の課税情報から引用できる項目は自動的に初期設定されること。 当該事業年度に申告区分「見込納付」として申告登録が入力されている場合は、確定申告の登録時に見込納付額も初期表示するが、見込納付額は確定申告入力時に、第20号様式の申告額に合わせて金額を修正して登録もできること。	実装必須機能		前回の課税情報から引用できる項目は、業務効率化及び正確性向上のために引用して登録する。 見込納付については、申告情報としての登録を2.2.30において標準オプション機能としているが、仮に登録されている場合には確定申告の登録時に修正が必要とした。	必須			
			0110146	確定申告の登録時に、収納管理システムで管理する申告区分「見込納付」の納付データを参照して表示し、申告登録できること。このとき、見込納付額は修正して登録もできること。	標準オプション機能		—	任意	見込み調定額（調定なしの場合も含む）と確定申告の見込み納付額の不一致がある場合を抽出するEUCが実装されていること		
			0110147	見込納付は、確定申告とは別に申告区分「見込納付」として登録され、申告日は収納管理システムで管理する納付日で設定されること。	標準オプション機能		—	必須			
	1		0110148	当該事業年度における収納管理システムにて登録及び管理している申告区分「見込納付」の納付額データを取り込み、法人住民税システムに見込納付の申告情報が一括で登録できること。	標準オプション機能		見込納付は申告ではないことから、調定処理していない地方団体と、収納管理システムにおける納付額データをもとに法人住民税システムで調定処理を行う運用をしている地方団体とがあるため、これに対応する機能を定義した。	任意			
			0110149	申告区分は「見込納付」として、確定申告とは別に登録されること。	標準オプション機能		ここで登録する見込納付額は確定申告の入力時に用いるのではなく、あくまで調定処理や調定見込の算定という団体固有の運用を目的としたものであることから、確定申告入力時の見込納付額の表示とは明確に区別して定義した。	必須	「見込納付」として登録する際、法人税割額、均等割額それぞれの金額を別々に登録できること。		
			0110150	申告年月日は、収納管理システムで管理する納付日で登録されること。	標準オプション機能		見込納付額については、収納管理システムの機能として、「未調定分」あるいは申告区分「見込納付」として納付されたデータを抽出することで確認することが可能であり、本機能が実装されない場合であっても代替運用の検討が可能である。	任意			
	1		0110151	外国の法人税等の額の控除に関する明細書の内容が管理できること。	標準オプション機能		外国の法人税等の額の控除について、明細を詳細に管理する要望と、全ての項目を入力することへの事務負担を考慮し、入力必須のものとは言いえず、標準オプション機能とした。	必須	eTAX経由で提出されたxml形式の申請書等は疑似イメージとして取り込み、紙やPDF等で提出された申請書等はスキャンしてイメージ管理が出来ること。		
			0110152	外国の法人税等の額の控除額について、控除外国税額（市町村民税分）、市町村内従業員数及び全従業員数を入力することで、控除額が自動計算されること。	標準オプション機能		—	必須			
			0110153	控除外国税額（市町村民税分）、市町村内従業員数及び全従業員数を入力せず、控除額のみを入力して税額計算することもできること。	標準オプション機能		—	任意			
	1		0110154	控除額のうち標準税率相当分及び超過税率相当分を自動計算できること。	標準オプション機能		—	任意			
			0110155	外国の法人税等の額の控除額について、控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の管理（設定・保持・修正）ができること。	標準オプション機能		控除未済額についても、明細情報をシステム管理せずに運用する地方団体もいることから、標準オプション機能とした。	必須			
			0110156	翌事業年度以降の申告においても計算後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額が参照ができること。	標準オプション機能		—	必須			
2.2.31.	2		0110157	更正等の処理時にも控除未済額が適切に管理できること。	標準オプション機能		—	必須			

項目			検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
										機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
			2.2.32.	1	0110158	特定寄附金税額控除額及び仮装経理に基づく控除額の金額を入力し、税額計算が行えること。租税条約の実施に係る控除額を入力し、税額計算が行えること。 特定寄附金の額を管理できること。寄附件数を管理できること。	実装必須機能		課税状況調の集計に活用するために、第20号様式に規定する各種控除項目を入力する機能を定義した。これらは、控除明細を入力せず、第20号様式の全欄に付でも申告を登録出来ることを前提とする。 なお、特定寄附金の額、寄附件数は課税状況調に必要な項目であるが、多くの地方団体では特定寄附金控除があった申告書をもって金額及び件数を確認していたことから、申告登録時に第20号の5様式「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」における寄付額、寄附件数及び控除額を法人ごとに入力することを可能とした。	必須			
					0110159	仮装経理に基づく控除額の未済額が管理（設定・保持・修正）でき、翌事業年度以降の申告においても計算後の控除未済額の参照ができること。	標準オプション機能		仮装経理の控除未済額については、明細情報をシステム管理せずに運用する地方団体もいることから、標準オプション機能とした。	任意			
					0110160	更正等の処理時にも控除未済額が適切に管理できること。	標準オプション機能	—		任意			
			2.2.33.		0110161	法人基本情報が分割法人となっている法人の申告は分割基準の内容（全従業員数及び当該申付村分の従業員数）を入力でき、入力した内容が法人税額の計算に適用されること。分割法人については分割基準が入力されていない場合、アラートとなり、処理は継続できること。 申告入力時に法人基本情報の分割区分の登録内容を表示し、申告入力時に修正できること。	実装必須機能		分割法人については、支店の開廃等により、事業年度単位で状況が変わることがあるため、法人基本情報を参照しつつも申告登録時に変更できる機能を定義した。 特種の届出等がなく単独・分割の変更をしている場合もあるため、法人基本情報との不一致には注意喚起のみ行うことで、申告チェックの正確性と効率性を担保している。	必須			
					0110162	確定申告入力と同等の入力機能を有し、申告額を入力して既に確定した税額との差額を自動計算できること。	実装必須機能	—		必須			
			2.2.34.	申告入力 （修正確定申告）	0110163	修正確定申告の入力時に、以下を管理できること。 ・国税の申告基礎（更正決定／修正申告） ・国税処理日（更正年月日／修正申告年月日）	実装必須機能		修正申告の登録時には、申告基礎の内容を入力することで、延滞金の計算に必要な情報を収納管理に連携する。 なお、申告基礎については、地方税法第321条の8第23項に規定する修正申告（法人税の修正申告書を提出又は法人税で更正・決定あり、いわゆる「義務修正」）かそれ以外（いわゆる「自主修正」）か、あるいは義務修正が法人税の更正決定に基づくか否かを判断することにも活用でき、修正申告の提出期限及び延滞金計算にも影響する項目となることを想定する。	必須			
			2.2.35.		0110164	期間制限を経過した日以後に提出のあった修正申告及び期限後申告であっても、アラートを表示した上で登録が可能なこと。	実装必須機能		除斥期間を超えた申告を誤って入力してしまうことを防止するため、チェックを行うこととした上で、法人住民税においては租税条約や後発的事由等、システムで判定できない期間制限の特例が存在するため、エラーではなくアラートとしている。原則である法定納期限から5年間は実装必須機能としている。	必須			
			2.2.36.	1	0110165	期間制限を経過した日以後に提出のあった修正申告及び期限後申告の登録が可能なこと。 ・< 期間制限 > ・法定納期限の翌日から5年以内（地方税法第17条の5第1項）	標準オプション機能		特例については標準オプション機能とした。	任意			
					0110166	修正申告の入力時は、「この申告により納付すべき市町村民税額」（第20号様式の添欄）が減額となる入力エラーとすること。	実装必須機能	—		必須			
			2.2.37.										

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）		
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2.2.38.		0110167	「更正（減額）」の課税情報がある事業年度で、税額を増額させる修正又は再更正を入力する際には、法人税の前払減額理由（1.勘繰更正、2.更正請求）を登録でき、平成28年度税制改正における延滞金の除算期間の計算に使用できること。	標準オプション機能		平成28年度の税制改正において、法人税で減額更正があった後の更正、修正申告では延滞金の除算期間が変わることとなった。このとき、法人税の減額更正が「勘繰更正」なのか「更正の請求」なのかにより、延滞金の計算が変わることを踏まえて本機能を定義している。ただし、本事例事項が発生するものではなく、また市町村の法人課税実数では実務上、勘繰更正か更正請求に基づく更正かを判断する情報が十分でない場合があることも踏まえて、標準オプション機能としている。	任意				
	2.2.39.	申告入力 （中間・修正中間申告）	0110168	確定申告入力と同等の入力機能を有し、仮決算による中間申告書を入力及び修正できること。	実装必須機能		—	必須				
	2.2.40.	申告入力 （予定・修正予定申告）	0110169	予定申告入力時に予定申告額を自動表示できること。	実装必須機能		—	必須				
	2.2.41.		1	0110170	予定申告額は、手入力及び自動表示後の金額の修正もできること。	実装必須機能		—	必須			
	2		0110171	過算子法人における予定申告の申告期限及び納期限は、当該過算親法人の事業年度の6月経過日から2月で設定し、税額計算ができること。 1.1.16.1.で関連付けした過算親法人の事業年度又は決算期を参照するほか、法人申告単位での手動による設定も許容される。	実装必須機能		グループ過算制度の開始に伴い、過算子法人における予定申告の対象期間は、過算子法人の過算事業年度開始の日から当該過算親法人の事業年度の6月経過の日までの月数となる。これにより、過算子法人の事業年度開始の日から6月を経過する日よりも前に申告納付期限が到来するケースが発生し得るが、当該ケースが発生した際にも適切に申告入力及び税額の計算を行い、その納期限を延滞金の計算にも反映させる必要がある。 また、この過算子法人の申告納付期限は、1.1.16.1.で関連付けする過算親法人の事業年度から自動計算できることが望ましいため、当該機能を定義している。ただし、当該ケースは過算加入事業年度に限る対応であるため、その処理件数は多くないと想定されることを踏まえて、過算親法人の事業年度を参照して自動計算する方式に限らず、予定申告書の適正な登録が出来ることが担保されるのであれば手動での申告期限及び納期限の登録を許容するものとしている。	必須				
			2.2.42.	0110172	修正予定申告書を入力する場合は、前回予定申告額を「既に納付の確定した当期分の法人税割額」に自動表示した上で、差額の計算及び入力処理ができること。	実装必須機能		—	必須			
	2.2.43.	申告入力 （みなす申告）	0110173	予定申告対象法人について、未申告の法人は、みなす申告処理ができること。 申告入力時は申告期限（申告年月日）及び予定申告額を自動表示し、予定申告入力と同等の処理で入力できること。	実装必須機能		予定申告の義務があるとしてシステム上で対象になる法人について、未申告法人を確認してみなす処理を行うことを想定している。	必須				
	2.2.44.		0110174	みなす申告入力後に、みなす予定通知書、みなす予定決議書及びみなす納付書が出力できること。	標準オプション機能		みなす予定通知書は法律上求められる事務ではなく、地方団体のサービスの一端、あるいは納付交渉前の連絡手段として利用されるものである。みなす申告処理自体は行政処分が当たらず、納付がない場合には通知書を送付しない地方団体もあることから、標準オプション機能としている。	必須	オプション実装が不可である場合、みなす予定通知書、みなす予定決議書及びみなす納付書の作成対象者をEUCで抽出できる機能を実装すること。			
	2.2.45.	1	0110175	予定申告の義務がある法人のうち、未申告のものについて、複数選択するなど一括でみなす申告の処理ができること。	標準オプション機能		予定申告の義務がある法人のうち、未申告法人でみなす申告を行う必要がある場合、実装必須機能では通常の予定申告と同様に1件ずつ処理することを想定している。 当該機能は、未申告であるみなす申告処理対象法人をシステム画面上で一覧化して複数選択することで、大量にみなす申告処理を行う地方団体において、業務効率性を向上させるための機能であり、その処理件数によって必要性が変わることから標準オプション機能としている。	必須				
	2	0110176	収納管理システムと連携し、予定申告分の納付を行っており予定申告の確定がされていない（申告がない）法人を、一括でみなす申告として登録できること。	標準オプション機能		当該機能が無い場合は、収納管理システムから予定申告額のみがある法人の納付情報を一覧出力して、各法人の予定申告義務の有無を判断のうえ、これをもとに法人住民税システムで個別入力する運用が想定されている。 当該機能を実装することにより、みなす申告の件数が多い地方団体においては業務の効率化を図ることができるが、現在のパッケージシステムにおける対応度等に鑑み、標準オプション機能として定義する。 なお、実装方法については、APIによる連携、CSVファイルを取り込む方式などいずれの方式でも機能要件を満たせば問題ない。	必須					

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.2.46.	1	(均等割申告・修正均等割申告)	0110177	第22号の3様式で申告のあった内容の入力ができること。 申告入力時に申告期限が4月30日（休日を考慮）で設定されること。	実装必須機能		均等割申告の申告期限は定款上の事業年度の末日から2月ではなく、4月30日であることから、確定申告とは異なる制御を行う。	必須			
			0110178	修正均等割申告の入力ができること。	標準オプション機能		—	必須	法人より修正した内容にて均等割申告があった場合に、金額についてデータ修正ができ、かつ収納側と連携ができること。		
	2.2.47.	申告一括処理（パンチデータ等入力処理）	0110179	申告書/パンチデータファイル（OCRデータを含む）を一括で取り込み、課税情報の更新及び調定を行い、申告一括処理結果を作成できること。	標準オプション機能		eLTAxでの申告が普及していることから、eLTAxデータの取込を必須化する一方で、紙申告書についてはオンライン画面での個別登録処理を想定している。 ただし、紙申告書の件数が多い一部地方団体では、申告書のシステム入力業務を外部に委託していたり、複写式等の申告書を活用してOCR読み取りをしているケースがあり、任意のレイアウトに基づくCSVファイルでの一括取込を必要とする。これについて、限られた地方団体でのみ実施する業務であることから標準オプション機能としている。	必須			
			0110180	申告された事業年度、法人税額などをもとに、法人基本情報の登録有無や事業年度等の形式チェック、申告税額が適正かをチェックできること。	標準オプション機能		—	必須			
			0110181	誤りがある申告書についてはエラーとなり、申告一括処理結果に出力されること。	標準オプション機能		—	必須			
			0110182	申告書/パンチデータ及びOCRデータの一括取込でエラーとなった申告情報については、個別にシステム上で修正して登録できること。修正登録された情報により課税情報の更新及び 《最新事業年度の申告入力か》とするとエラー分の申告内容が初期表示される。申告整理番号を自動付番してそれを基に申告エラー修正画面に展開できるなど方式は問わない	標準オプション機能		—	必須			
	2.2.48.	2	0110183	法人基本情報がない申告情報については、法人基本情報を登録した後の法人管理番号で紐づけることで課税情報に登録及び調定できること。	標準オプション機能		—	不要			
			0110184	申告書/パンチデータ及びOCRデータファイルを一括で取り込んだ際、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録（更新履歴）ができること。	標準オプション機能		申告登録に基づき、法人基本情報を更新する場合において、履歴が作成できないと必要な履歴を上書きしてしまう可能性があることから、履歴作成は必要である。ただし、パンチデータ及びOCRデータの取込自体が標準オプション機能としているため、同様に標準オプション機能としている。	不要			
	2.2.49.	2	0110185	通常の法人基本情報の異動登録と同様に異動履歴を管理し、異動事由は「申告」とし、異動年月日も登録できること。 異動年月日は「申告年月日」、「申告登録年月日」又は「事業年度末」のいずれも可とする。	標準オプション機能		履歴を作成する際の更新日は、申告日、申告登録日、事業年度末日など、バリエーションにより違いがあるが、業務への影響が軽微であることからいずれの方式も可とする。	不要			
			0110186	eLTAxと連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新及び調定ができること。取り込んだデータについて、エラーチェックを行い、登録結果をリスト出力できること。 ・eLTAx連携エラー ・税額計算エラー（申告データとシステム上計算された税額の不一致） ・ID紐づけエラー（法人基本情報に登録がない納税者ID） ・重複データエラー（同一年度かつ同一申告区分のデータがあるもの） ・事業年度エラー	実装必須機能		—	必須			

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
			2.2.51.	0110187 eLTAXの一括取込でエラーとなった申告情報については、法人住民税システム上に仮登録され、エラーとなった申告書情報を選択して個別に法人住民税システム上で修正して登録できる。 修正登録された情報により課税情報の更新及び判定ができること。 （最新事業年度の申告入力を行うとエラー分の申告内容が初期表示される。申告処理番号を自動付番してそれを基に申告エラー修正画面に展開できるなど方式は問われない） 法人基本情報がない、納税者IDの紐づけができない申告情報についても法人住民税システム上は仮登録を行い、法人基本情報に納税者IDを登録して再度取込処理を行うことで、課税情報の更新及び判定ができること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いはいくまで標準システムへの移行期における適宜的なものと整理しており、今後、標準システムとの関係・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	eLTAXデータの取込後、エラーとなった申告書が否かで業務内容が変わるが、ここではエラーとなった申告書を隔々に個別処理で確認し、正しい運用を想定している。 エラーが解消されたのには、通常の申告書取込と同様に課税登録、確定処理がされることを定義している。 全国意見照会及び指定都市へのプリングにて、eLTAXの申告データを取り込んだ際のエラーとなったデータについても、課税情報として本登録及び判定をせずにデータベース上に当該エラーとなった申告データを保持し、その申告データを呼び出して、修正が必要な項目のみを変更するような形式が業務運用上は望ましいとの意見が多く、エラーとなった申告データを再度通常の紙申告と同様にオンライン画面で手入力していく様は避けるべきとの意見が見られた。 これについて、ほとんどの事業者にて、課税情報として本登録されない申告データを「仮登録」状態のような形式で保持して確認・登録できることを確認できたため、当該仕様を実装必須機能として定義している。 本機能について、一部の事業者から実装困難とする意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
				0110188 eLTAX取込した申告登録から法人基本情報を更新する場合、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録（更新履歴）ができること。 通常の法人基本情報の異動登録と同様に異動履歴を管理し、異動事由は「申告」とし、異動年月日も登録できること。 なお、異動年月日は「申告年月日」、「申告登録年月日」又は「事業年度末」のいずれも可とする。	実装必須機能		申告登録に基づき、法人基本情報を更新する場合において、履歴が作成できない必要な履歴を上書きしよう可能性があることから、履歴作成は必須とした。 なお、履歴を作成する際の更新日は、申告日、申告登録日又は事業年度末日など、パッケージにより違いがあるが、業務への影響が軽微であることからいずれの方式も可能とする。	必須			
			2.2.53.	0110189 eLTAXから以下の申告書データを取り込めること。 ＜対象申告書＞ ・確定申告書 ・修正確定申告 ・中間申告書 ・修正中間申告 ・予定申告書 ・修正予定申告 ・均等割申告書	実装必須機能		eLTAXからは、申告書データ取込を必須として、入力自体が必須とならない各種明細は標準オプション機能とした。	必須			
				0110190 ＜対象申告書＞	標準オプション機能	—		不要			
			2.2.53.	0110191 ・修正均等割申告	標準オプション機能	—		不要			
			2.2.54.	0110192 ・退職年金積立金に係る確定申告	標準オプション機能	—		不要			
			2.2.55.	0110193 ・退職年金積立金に係る修正確定申告	標準オプション機能	—		不要			
			2.2.56.	0110194 ・特定信託に係る予定申告	標準オプション機能	—		不要			
			2.2.57.	0110195 ・特定信託に係る確定申告	標準オプション機能	—		不要			
			2.2.58.	0110196 ・特定信託に係る修正確定申告	標準オプション機能	—		不要			
			2.2.59.	0110197 ・清算予納申告	標準オプション機能	—		必須			
			2.2.60.	0110198 ・修正清算予納申告	標準オプション機能	—		必須			
			2.2.61.	0110199 ・残余財産分配等予納申告	標準オプション機能	—		不要			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.62.	2	0110200	・修正残余財産分配等予納申告	標準オプション機能		—	不要			
	2.2.63.	2	0110201	・清算確定申告	標準オプション機能		—	必須			
	2.2.53.	2	0110202	・修正清算確定申告	標準オプション機能		—	必須			
	2.2.54.		0110203	eLTAXから、各種申告書別表データを取り込めること。	標準オプション機能		—	必須	下記の機能を実装すること （１）第20号様式関係の各種式・別表を全て取り込めること。全てが難しい場合、別表も別表1-3、別表1-2、20号の5の取り込みが可能であること （２）eLTAXからダウンロードした電子申告データのXML形式ファイルを疑似イメージとして取り込みできること。またXML形式以外のファイルについてはスキャンしてイメージ管理が出来ること。		
	2.2.55.		0110204	税額計算は、「実装必須機能」として定義する申告区分について適用する。eLTAXで対応している申告区分のエラーチェックのうち、2.2.53.2で定めるものは、同様に「標準オプション機能」とする。	実装必須機能		実装必須機能として管理する申告区分でのエラーチェックは必須であり、eLTAXにおいても同様の考えである。	必須			
	2.2.56.		0110205	eLTAX等の外部データを取り込み、送付口座情報を更新できること。	標準オプション機能		—	不要			
2.3. 都道府県連携・申告承認											
2.3.1.		課税標準 額通知データによる申告承認 （一括処理）	0110206	都道府県からeLTAX経由で入手する課税標準額通知データを取り込み、通知データと法人住民税システム内の各課税情報を突き合わせて、申告課税内容のチェックができること。 課税標準額通知データが過去の取込データと重複する場合は、重複エラーとする。	標準オプション機能		都道府県から6eLTAX経由で届く課税標準額通知データを取り込み、課税情報と突き合わせることで、適正課税の推進に寄与する。本機能は、以下の2点を達成するための機能である。 1、通知との不一致箇所の抽出 2、確認（処理）済情報の状態管理 これまで都道府県からeLTAX経由で課税標準額通知データを受領しても、法人住民税システムと連携できないことから紙資料以上に業務上の負担が大きいという意見もあり、全国普及委員会でも必要が大きい機能であることを確認した。 なお、eLTAXからの取込ファイルは統一されているものの、各項目に入力されているデータについて都道府県ごとに解釈が異なる場合があることも考慮した設計としている。 ※当該機能の詳細な考え方は、補足資料1、補足資料2を参照のこと。 なお、機能要件2.3 都道府県連携・申告承認に関しては、基礎自治体が都道府県から6eLTAX経由で受領した課税標準額通知データ（紙媒体）自体をもって管理することで代替運用が達成できる状況であり、かつ現時点で全ての都道府県がeLTAXを経由して課税標準額通知を送付している訳ではない事情も鑑みて、標準オプション機能として整理している。全都道府県がeLTAX経由して、基礎自治体宛てに課税標準額通知を送付する運用が確認された場合には、当該機能を実装必須機能として整理することも検討する。	必須	都道府県から6eLTAX経由で入手する課税標準額通知データを疑似イメージとして取り込み、かつ保存できること。		
	2.3.2.	1	0110207	法人番号や納税者IDをキーにして、法人基本情報に登録されている法人が否かをチェックできること。	標準オプション機能		課税標準額通知が送られてきた法人について、法人住民税システムに登録されているかを確認することで、未登録法人の検定などに繋げる。	必須			
	2.3.2.	2	0110208	未登録の場合は、未登録エラーとして、未登録法人リストを出力できること。	標準オプション機能		—	必須			
	2.3.3.	1	0110209	法人基本情報等の各項目と、課税標準額通知の以下の項目を照合してチェックできること。 <チェック対象項目> ・法人名 ・清算区分/連結区分 ・法人区分 ・法人税申告期限延長月数 ・災害等延長の申告期限	標準オプション機能		課税標準額通知が送られてきた法人について、法人住民税システムに登録されている法人基本情報と突き合わせることで、法人の異動状況を確認する。	必須			
	2.3.3.	2	0110210	法人基本情報等の各項目と、課税標準額通知のチェック対象項目を照合してチェックした結果、不一致の場合は、不一致箇所をリスト出力できること。	標準オプション機能		—	必須	オプション機能の実装が不可な場合、法人基本情報等の各項目と法人名簿との実合機能を実装すること		

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）		
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
2.3.4.	1		0110211	各事業年度の最新の課税情報と実合し、課税計算チェックができること。実合先の課税情報がない場合は、エラーとして該当の通知を確認できること。	標準オプション機能			システムコストや業務効率性を考慮して、実合対象は各事業年度の最新課税とする。したがって、同一事業年度に修正申告がある場合に、都道府県から確定申告に関するデータが送付されてきた場合は、課税標準額の不一致などでエラーとして個別確認の対象とする。 仮後経理や租税条約の対象となる法人税額がある場合には法人住民税においても更正対象となることから、適正な処理を促すため確認対象としている。	必須				
			0110212	課税標準額や資本金など、税額計算に影響がある内容を実合し、不一致の場合は不一致箇所を確認できること。	標準オプション機能		—	必須	資本金と法人税資本金等のほか資本合算、資本金等についても実合チェックを実施できること				
			0110213	重加算税及び重加算金対象所得等、仮後経理に基づく法人税額等及び租税条約対象法人税額等がある場合はエラーとして、リスト等で確認できること。	標準オプション機能		重加算税がある場合には延滞金の除算期間に影響があることから、収納担当へ連携する必要があるため、同様に確認対象としている。なお、通知元の都道府県によっては、課税標準額通知の重加算税対象税額を必ず通知対象としているとは限らないことを想定して、事業税の重加算金対象所得等がある場合にも念のため確認対象としている。	不要					
			0110214	該当事業年度の申告基礎がある場合は、内容を実合し、不一致箇所はリスト等で確認できること。	標準オプション機能		—	任意					
	2		0110215	申告が適正と認められる申告課税情報を選択して、処理済の状況にできること。	標準オプション機能		都道府県から課税標準額通知が送付されたものについては、確実な処理を行う必要がある。そのため、実合・確認済か否かを法人住民税システム上でも管理できることが望ましいとして、当該要件を定義した。 機能の考え方として、都道府県から送付された課税標準額通知はその全てを確認対象として適正に処理することが求められることから、どの課税標準額通知を処理したか（又は未処理か）を検索できることが必要となる。	必須	課税標準額通知を課税台帳からスキャンして取り込んだうえで、オプションの機能要件記載の機能を実装すること				
			0110216	課税標準額通知データの有無、処理済及び未処理などの検索ができ、複数の課税情報を選択して一括及び個別で処理済に変更できること。処理済の状況の取消（未処理に変更）もできること。	標準オプション機能		—	必須					
	3		0110217	一括で処理済にする場合に、処理結果情報を登録でき、個別に登録・修正もできること。 <処理結果情報> ・処理年月日（処理済にした日） ・処理事由（課税標準額通知／国税更正／実在調査／不申告調査／その他調査） ・処理区分（差認／更正／決定／その他）	標準オプション機能		—	必須					
			0110218	処理結果情報の「処理区分」とは処理済にした課税標準額通知に基づき、どのような処理を行うかを管理する内部用の項目としてEUC等で出力できること。 <処理結果情報> ・処理年月日（処理済にした日） ・処理事由（課税標準額通知／国税更正／実在調査／不申告調査／その他調査） ・処理区分（差認／更正／決定／その他）	標準オプション機能		—	必須					
	2.3.6.			0110219	法人税における重加算税対象税額または重加算金対象税額の有無が管理でき、収納管理システムへ連携されること。	標準オプション機能			重加算税の対象税額を管理項目として設定し、収納管理システムに連携することで、収納業務において延滞金の適正な計算を促すこととしている。	任意			
	2.3.7.			課税標準額通知による申告差認（個別処理）	0110220	課税標準額通知データと法人住民税システム上の課税情報のチェックを法人単位で個別に行い、法人住民税システムの課税情報を個別に処理済に変更できること。	標準オプション機能			都道府県からの課税標準額通知による申告差認処理を、一括だけでなく個別にも行えるように定義している。これは、e-TAX経由で届いた課税標準額通知データだけでなく、都道府県から書面等による課税標準額通知を受け取っている地方団体等、その確認結果を管理することにも対応可能な機能となっている。	必須	課税標準額通知を課税台帳からスキャンして取り込んだうえで、オプションの機能要件記載の機能を実装すること	
2.3.7.		0110221	紙で受領した課税標準額通知とチェックした結果として、法人住民税システム上の課税情報を個別に処理済に変更できること。		標準オプション機能		—	必須	課税標準額通知を課税台帳からスキャンして取り込んだうえで、オプションの機能要件記載の機能を実装すること				

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）		
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
		2.3.8.		0110222	法人税における重加算税対象税額が管理でき、収納管理システムへ連携されること。	標準オプション機能		重加算税の対象税額を管理項目として設定し、収納管理システムに連携することで、収納業務において延滞金の適正な計算を促すこととしている。	必須				
		2.3.9.	1	0110223	処理済にする際、以下の処理結果情報を登録でき、修正もできること。 <処理結果情報> ・処理年月日（処理済にした日） ・処理事由（課税標準額通知／国税更正／実在調査／不申告調査／その他調査） ・処理区分（差控／更正／決定／その他）		一部の地方団体において、更正・決定や申告差控の処理が何を起こ因として処理されたもののかを管理し、統計資料等に活用していることから、当該情報を管理する機能を定義している。	任意					
					2	0110224	処理結果情報の「処理区分」とは処理済にした課税標準額通知に基づき、どのような処理を行うかを管理する内部用の項目としてEUC等で出力できること。 <処理結果情報> ・処理年月日（処理済にした日） ・処理事由（課税標準額通知／国税更正／実在調査／不申告調査／その他調査） ・処理区分（差控／更正／決定／その他）		処理事由と処理区分の組み合わせで、「当該更正は課税標準額通知に基づき処理されたもの」などの情報が管理できることを想定している。	必須			
							2.3.10.	申告差控の実実施法人抽出	0110225	未チェック法人をリスト化できること。	標準オプション機能	—	必須
		2.3.11.	繰越データによる未登録法人抽出	0110226	課税標準額通知データと法人住民税システムの保有情報の安全により、法人基本情報に未登録の法人を抽出できること。	標準オプション機能	—	必須					
		3. 更正・決定											
3.1. 更正・決定処理													
		3.1.1.	1	0110227	対象年度について前課税情報を自動表示し、国税の申告基礎（修正申告／更正決定）、国税処理日（法人税更正年月日／法人税の修正申告書の提出日）及び更正事由を入力して更正処理ができること。	実装必須機能		更正・決定を行うにあたり、延滞金計算に影響する申告基礎及び申告基礎日を入力する。 更正の場合は前回申告情報が存在するため、その内容を表示して効率的に入力を行う。決定の場合は、前回申告が存在しないため、すべて入力を行う。 更正請求に基づく更正の場合は、過付加算金の算定に影響するため更正請求日を入力する。 また、更正決定の通知日について、随時で処理する地方団体と、一定の期間でまとめて処理する地方団体があり、そのいずれにも対応できるように通知書この入力としている。一定の期間でまとめて処理する地方団体は、任意の締め日を手入力することで、同様の運用が可能になる。 また、指定納期限は、更正決定の通知日の翌日から起算して1月を経過する日と定まっていることから、自動計算する項目としている。	必須	更正請求書等を疑似イメージとして管理し、課税台帳と紐づけること			
					2	0110300	更正・決定処理にて更正通知書の通知日を設定する場合に、地方団体にて任意に設定した日付を初期表示できること。	標準オプション機能		地方団体の中には、月次処理として月に1回にまとめて更正処理を実施する運用が確認された。当該処理の入力件数が膨大（数百件）に至ることから、更正決定通知書の通知日に事前に設定した日付を初期表示することで、入力業務にかかる業務負担と誤入力のリスクを低減するために定義している。 但し、全ての地方団体が利用する機能とまでは至らないものであることも確認されたため標準オプション機能としている。	任意		
		3.1.2.		0110228			「更正（減額）」の課税情報がある事業年度で、税額を増額させる修正又は再更正を入力する際には、法人税の前回減額理由（1. 職権更正、2. 更正請求）を登録でき、平成28年度税制改正における延滞金の除算期間の計算に使用できること。	標準オプション機能		平成28年度の税制改正において、法人税で減額更正があった後の更正又は修正申告では延滞金の除算期間が変わることとなった。このとき、法人税の減額更正が「職権更正」なのか「更正の請求」なのかにより、延滞金の計算が変わることを踏まえて本機能を定義している。 ただし、本事例事例が頻発に発生するものではなく、また市町村の法人課税業務では実務上、職権更正か更正請求に基づく更正かを判断する情報が欠ける場合が多いことも踏まえて、標準オプション機能としている。	任意		
					3.1.3.		0110229	更正・決定処理時に、更正・決定事由の選択ができること。更正・決定事由については、「仮装経理に基づく更正」及び「租税条約の実施に係る更正」についても区分して管理できること。 また、選択した更正事由に加えて、任意の文字列を入力して、更正決定通知書に出力できること。	実装必須機能	更正・決定事由の区分が不足した場合の対応や、詳細な理由の記載が必要になった場合の対応	独自調査に基づく更正や決定など、法人にその経緯を的確に伝える必要がある処理を想定し、更正決定通知書に、その根拠や経緯を記載できると、法人への説明能力を向上させている。 ただし、誤記によるトラブルも想定されることから、自由入力欄への記載は必須とせず、必要に応じて記載できるようにしている。 更正・決定事由の区分は通知書に出力するために使用し、「法人税の更正・決定」、「更正の請求」、「分納基準の修正」、「計算誤り」及び「その他」が想定される。 また、申告義務のない法人が誤って申告した場合には、申告取消で対応することも想定される（標準オプション機能としている「課税免除」について、機能がなくても同様に課定取消とする運用を想定。課税自体がないため納付日の翌日から起算して1月を経過した日から起算。）。	必須	

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.1.4.		0110230	更正・決定の根拠となる条文を選択して、更正決定通知書に出力できること。	実装必須機能		法人の市町村民税について、更正・決定は第321条の11第1項から第3項に定めがある。これについて、更正決定通知書の発行時に、第1項（更正）、第2項（決定）、第3項（再更正）を選択又は自動判定して更正決定通知書に出力することで、法人へ根拠条文を効率的に通知することを可能とした。 「第321条の11に基づき」と固定の文字列で出力している地方団体もあるが、正確な根拠条文を出力したいという要請に応える機能とした。	必須			
	3.1.5.		0110231	更正・決定処理は、随時だけでなく、地方団体ごとの設定によりカレンダー機能（または締め処理後に設定される次回日付）で指定した日付で一括処理ができること。	標準オプション機能		※3.1.1.のとおり。	任意			
	3.1.5.		0110232	更正・決定を登録しても即時で確定はせず、指定日に一括して確定すること。また、更正・決定の登録時に指定した通知年月日が初期表示され、調定予定の更正・決定に関する更正決定通知書も一括で作成できること。	標準オプション機能		※3.1.1.のとおり。	任意			
	3.1.6.	1	0110233	課税標準額、各種控除額及び分前基準を入力し、増額及び減額更正の額が自動計算できること。各種控除額については、確定申告と同等の管理機能を有すること。 自動計算した金額について、手動で変更もでき、その変更をもとに再計算し設定されること。	実装必須機能		—	必須			
	3.1.6.	2	0110234	更正入力時に以下の項目を入力できること。 ・仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除額 ・租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除額	標準オプション機能		—	必須			
	3.1.6.	2	0110235	更正入力時に入力した以下の項目の金額を、更正年月日の属する事業年度から控除未済額として管理できること。 ・仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除額 ・租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除額	標準オプション機能		—	任意			
	3.1.7.	1	0110236	更正・決定の取消処理ができること。調定について、調定取消又は減額調定などにより整合性を取れること。	実装必須機能		更正・決定について、登録処理を行うと通知日を待たずに即時調定されるシステムが多いことから、取消しを行う場合には、既に調定されている場合にも調定取消などを行い調定の整合性を保つことを必須とする。	必須			
	3.1.7.	2	0110237	更正・決定の取消履歴を管理し、課税情報照会画面で取消履歴が照会できること。	標準オプション機能		地方団体によっては通知後に返戻などがあると更正・決定を取り消す運用を行っている。このとき、一度通知した更正・決定を取り消したことを課税情報照会等で確認することで、その処理の経緯を把握できる機能を定めた。本来は既に通知したものののみ取消履歴を照らすことが望ましいものの、実務上は必須ではないこと、システム上対応が難しいとする事業者の一部意見もあることから、標準オプション機能とした。	任意			
	3.1.8.	1	0110238	更正決定通知書の通知年月日以降に、当該更正・決定情報の通知年月日、指定納期限を変更して再度、更正・決定通知書を発行できること。	標準オプション機能		標準仕様書の実装必須機能では、更正・決定処理を行い更正決定通知書を法人宛に発送した後に、返戻があった場合の処理について、課税情報の取消や公平迅速を想定した機能要件としており、取消の場合は、課税（調定）情報を取り消し、更正決議を再起草して更正決定通知書を再発行する流れを想定した機能要件としている。 一方で、課税情報の取消は行わずに通知日及び納期限変更での対応が可能システムも存在することから、標準オプション機能として定義した。	任意			
	3.1.8.	1	0110239	再度、更正・決定通知書を発行すると、前回の調定年月日を変更でき、変更した情報を収納管理システムに連携できること。	標準オプション機能		同上。	任意			
	3.1.8.	1	0110240	減免決定通知書の通知年月日以降に、当該減免の決定情報の通知年月日を変更して再度、減免決定通知書を発行できること。	標準オプション機能		減免登録についても、機能要件3.1.8枝1の更正決定通知書の再発行と同旨の機能を定義するものである。	不要			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側機能）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.1.8.	1	0110241	再度、減免決定通知書を発行するとき、前回の調定年月日を変更でき、変更した情報を収納管理システムに連携できること。	標準オプション機能		同上。	不要			
	3.1.8.	2	0110242	調定の締め処理を実施後は、更正・決定処理の取消及び変更を制御できること。	標準オプション機能		機能要件7.1.5として、調定の「締め処理」を実施する地方団体の運用に照して、締め処理後に更正・決定処理の取消や変更が行える。その締め処理の目的が達成できないことから、締め処理を行う場合には更正・決定処理の取消や変更を制御できる機能を定義した。機能要件7.1.5と併せて標準オプション機能として定義している。	任意			
	3.1.9.	1	0110243	期間制限を経過した日以後の更正・決定であっても、アラートを表示した上で登録が可能なこと。 < 期間制限 > ・法定納期限の翌日から5年以内（法第17条の5 第1項）	実装必須機能		納付期間を超えた更正・決定を認めて入力してしまうことを防止するため、チェックを行うこととした上で、法人住民税においては租税条約や後発的事由等、システムで判定できない期間制限の特例が存在するため、エラーではなくアラートとしている。原則である法定納期限から5年間は実装必須機能としている。	必須			
	3.1.9.	2	0110244	期間制限を経過した場合であっても、アラートを表示した上で更正・決定の登録が可能なこと。 < 期間制限 > ・更正請求日から6月以内（法第17条の5 第2項） ・法人税の更正・決定や期間後申告・修正申告から2年以内（法第17条の6 第3項）	標準オプション機能		特例については標準オプション機能とした。	任意			
	3.1.10.		0110245	更正処理と同様の入力機能で、確定申告が未申告の法人に、地方税法第321条の11第2項に基づく決定処理が行えること。	実装必須機能		更正と未申告法人への決定について、以下のような差はあるものの、求められる機能は概ね同等であることから、更正・決定処理と同等の入力機能と定義した。 < 更正との主な差 > ・申告基礎、法人税区分、更正請求日等入力項目が異なる ・前申告情報が存在しないため、納付額との差額計算が必要ない など	必須			
	3.1.11.		0110246	更正・決定処理後に、更正決定決議書を出力できること。 また、再発行もできること。	実装必須機能		—	必須			
	3.1.12.	1	0110247	更正・決定処理後に、更正決定通知書を発行できること。再発行もできること。	実装必須機能		—	必須			
	3.1.12.	2	0110248	通知書は、個別発行だけでなく、一括での発行もできること。	標準オプション機能		更正・決定を一定期間でまとめて処理する団体のために、更正決定通知書を一括発行する機能を標準オプション機能で定義した。	必須			
	3.1.13.		0110249	増額更正・決定の場合は、納付額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。	実装必須機能		更正・決定処理では、更正決定通知書の発行に合わせて納付書を送付する運用を想定している。このとき、更正決定により納付すべき税額を納付書に出力することで、法人の正確な納税を促進する。	必須			
4. 未申告調査											
4.1. 未申告法人調査											
4.1.1.	1	未申告法人抽出	0110250	課税情報（予定申告・中間申告、確定申告、均等割申告）を基に申告期限が到来し未申告となっている法人を抽出し、未申告法人一覧が作成できること。 申告区分ごとに抽出して確認できること。 非課税法人や決定処理、みなす申告の登録をした法人は、申告書が未提出でも出力されないこと。	実装必須機能		みなす申告処理のための予定申告の未申告法人の抽出や、確定申告の態勢のためなど、それぞれの目的に応じて活用するため、申告区分ごとに未申告法人の抽出する機能を定義した。 ただし、確定申告が未提出であっても既に決定処理を行っている場合や、非課税であり申告納付の義務自体がない法人を出力する必要はないため、出力不要な条件を定義している。 また、地方団体によっては未申告法人の所在等を調査し、その経緯をシステム管理することで帳票作成などに活用していることから、当該調査結果を登録する機能を定義している。	必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目		検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）		
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	4.1.1.	2		0110251	未申告の法人に対して、調査した結果を管理できること。	標準オプション機能		地方団体によっては未申告法人の所在等を調査し、その経緯をシステム管理することで帳票作成などに活用していることから、当該調査結果を登録する機能を定義している。	任意				
		4.1.1.		2	0110252	未申告法人の調査結果を登録するに際しては、既に法人基本情報としてシステム登録している情報を参照して登録することもできること。	標準オプション機能		—	任意			
	4.1.2.	1	申告動員通知	0110253	一定の期間を指定して、当該期間内に申告義務はあるが申告はない法人に対して、申告動員通知（未申告通知書）を一括で作成できること。該当の法人を選択して個別での申告動員通知の発行もできること。	実装必須機能		未申告法人への申告動員通知については、法令上の義務がある運用ではないものの、全国意見照会でも高い需要が認められたことから、実装必須機能とした。 法人の自主的な申告納付を促し、適正な税務行政の推進に寄与する。	必須	当該期間内全期間ではなく、月単位で指定できること			
		4.1.2.		2	0110254	申告動員通知の作成の際に、複数年度未申告の法人については複数年度分まとめた通知が作成できること。	標準オプション機能		複数年度分の通知を送付する際に1枚にまとめて郵送する運用を想定して定義している。	必須	当該期間内全期間ではなく、特定の月を指定できること		
	4.1.3.	1		0110255	申告動員通知の発送履歴（発送年月及び発送有無）を法人及び事業年度ごとに管理できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須					
		4.1.3.		2	0110256	発送状況は帳票出力年月日（又は任意の日付）で自動設定され、発送年月日及び発送有無の修正登録もできること。	標準オプション機能		—	任意			
	5. 証明書発行												
	5.1. 証明書発行												
	5.1.1.	1	証明書発行	0110257	法人向けに証明書の発行ができること。 本店・支店の切替ができ、支店ごとの出力もできること。	実装必須機能	法定帳票ではないが、営業証明書等の名称で利用している団体がある。	一部の地方団体では、営業車両の車庫証明取得時に法人住民税に関する証明書を求められる場合があり、法人住民税システムから法人基本情報を証明書形式で出力する機能を定義した。 本証明書は法定帳票ではなく、独自の行政サービスの一環として実施されているものであり、証明書の名称を統一する必要性も高くないことから、証明書の文書タイトルを各団体で変更、設定できる機能を定義している。	必須				
		5.1.1.		2	0110258	証明書の発行時に、備考に任意の文字列を入力して帳票に出力できること。	標準オプション機能		システム登録されている情報を出力することが基本的な考え方であるが、地方団体によっては任意の文字列を出力する場合があることを想定して、「標準オプション機能」として証明書出力時に備考欄へ任意の文字列を出力する機能を定義した。	任意			
	5.1.2.		発行チェック	0110259	証明書発行時に、最新異動区分が事務所等なし、解散、清算終了や売却など営業が確認できない場合は発行不可の制限又は警告メッセージが表示される機能を有すること。	実装必須機能		—	必須				
	5.1.3.		証明書記載変更	0110260	証明書の再発行ができること。	実装必須機能		—	必須				
	5.1.4.			0110261	証明書の文書タイトル及び証明文を任意に設定できること。	実装必須機能		—	必須				
	6. 減免												
6.1. 減免基本情報管理													

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ四宮様）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.1.1.	減免対象抽出	0110262	減免対象法人（前年度減免した法人及び法人基本情報にて「減免」と登録した法人）を特定し、抽出できること。	実装必須機能		法人基本情報で減免区分を登録されている法人について、減免処理を行うために対象を抽出する機能を定義している。	必須			
	6.1.2.		0110263	減免対象法人に対して、均等割申告書及び納付書を一括で作成できること。 減免対象法人とそれ以外の均等割申告法人を分けて作成すること又は出力順により振分けが可能なこと。 個別での作成もできること。	実装必須機能		減免対象法人には減免申請書を同封する運用をしている地方団体も多いため、減免対象法人の印刷処理を別で定義している。 なお、減免申請書は法人住民税システムから出力する項目がほとんどなく、法人住民税システム外で作成、印刷すれば足りるとの意見が多数であったため、システム側として定義していない。	必須			
	6.1.3.	減免情報管理	0110264	法人基本情報で減免の対象となる法人の減免内容を登録できること。 減免申請年月日が登録でき、減免登録時に減免額を確認できること。 減免登録時に、減免決定にて減免理由を選択して通知書に出力できること。 減免登録の修正、削除もできること。 減免決議書が出力できること。	実装必須機能		法人基本情報で減免対象として登録されている法人にのみ減免処理を行うことができる仕様とすることで、減免対象外の法人から減免申請があった場合にチェックできる仕組みとしている。 また、減免申請年月日は減免決定通知書への出力項目でもあり、項目管理を必須とする。 減免登録の方式として、申告時に合わせて処理する場合や、減免処理を申告処理と明確に分けて行う場合などがあるが、業務運用上はいずれも支障がないため、減免額が明確になれば、その方式は問わないこととした。	必須			
	6.1.4.	減免決定通知書発行	0110265	減免決定者に対し、減免決定通知書を出力できること。	実装必須機能		—	必須			
7. 調定処理・税計資料作成											
7.1. 調定処理											
7.1.1.	1	調定処理	0110266	課税情報をもとに調定額を確定し、調定処理を行えること。 申告処理、更正決定処理及び減免処理に係る調定は収納システムに連携されること。	実装必須機能		—	必須			
			0110268	調定情報を管理（設定・保持・修正）できること 調定情報は、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件 標準仕様書」における「法人住民税_基本データリスト」の「法人住民税調定情報」の規定に準ずる。	実装必須機能	収納管理システムを有する統合パッケージの場合は、法人住民税システムではなく、収納管理システム側で同等機能を実装することも可とする。	—	必須			
7.1.2.	1		0110267	申告処理に基づく調定は、即時調定／一括調定を団体ごとに選択して設定できること。	標準オプション機能		即時調定とするか期日を指定しての一括調定とするかは、全国意見照会でも、地方団体ごとに運用が異なることから即時調定又は一括調定のどちらにも対応できることが望ましいとする意見があったが、即時調定とする場合でも申告取消に連動して調定が取り消されることを必須としていること、調定決議自体は財務会計システム（税システム外）で行うことが一般的であることなどから、法人住民税システムとしての即時調定又は一括調定の選択機能は標準オプション機能とした。 なお、現状のバージョンシステムでは、即時調定又は一括調定のどちらにも対応可能なシステム、即時調定のみとしているシステム及び一括調定のみとしているシステムのいずれも確認できている。	必須			
			0110268	更正・決定に基づく調定（みなす申告及び減免処理を含む。）は、即時調定が行えること。	標準オプション機能		—	必須			
7.1.3.			0110269	申告書の一括調定を行うシステムであっても、個別に特定の申告情報を選択して、随時調定により収納管理システムに連携できること。（納税証明書の即時発行のため）	標準オプション機能		収納管理システムで納税証明書を発行する際に調定データを蓄積するシステム構成を想定するに、申告情報を一括でまとめて調定処理を行うシステムの場合は、証明に必要な申告情報が収納管理システムにデータ連携されていない場合がある。こうした場合に、納税証明書の即日発行を依頼されるケースに対応するための機能である。 申告書の一括調定機能は、標準オプション機能として定義することから、このとき一部の申告情報を選択して収納連携する機能も同様に標準オプション機能とした。	任意			
7.1.4.			0110270	課税情報（更正・決定及び減免を含む）登録時に、調定年月が自動で初期設定されること。手動での変更もできること。	実装必須機能		申告登録の際に、当該申告情報ごとの調定年月に属するかを都度入力することは業務負担が大きいことから、調定年月の自動実行を行う。ただし、申告期限の属する月よりも早く申告書が提出された場合など、運用上調定月を調整したいケースも想定されることから、申告情報の登録単位で手動変更を行える機能も定義した。	必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	7.1.5.		0110271	調定締め処理を行える機能を有すること。	標準オプション機能		地方団体の運用の方式として、会計年度内においても月次等の周期で調定の「締め処理」を行う場合があるため定義している。 ただし、締め処理を行わない地方団体も一定数存在することから、標準オプション機能としている。 調定締め処理の対象期間は標準仕様書で厳格に定めるものではない。なお、調定の「締め処理」実施後に当該締め処理の結果を失する処理が行われることを防ぐ目的から、申告調定の削除を制御する機能を機能要件2.2.3.枝2にて定め、更正・決定の調定年月日の変更を制御する機能を機能要件3.1.8.枝2にて定めている。	任意			
7.2. 調定表作成											
	7.2.1.	調定表作成	0110272	調定表(即年度分及び過年度分)を作成できること。調定表は、月計又は年計を指定して集計できること。	実装必須機能		—	必須			
8. システム共通											
8.1. 検索											
	8.1.1.	検索照会	0110273	法人基本情報及び課税情報を検索及び照会できること。 法人基本情報は、異動履歴を含めて照会できること。該当する法人が複数ある場合は、検索結果一覧に法人管理番号、法人名及び所在地等が表示されること。 課税情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。	実装必須機能		—	必須			
	8.1.2.		0110274	法人基本情報及び課税情報の照会画面から、該当法人の収納状況を照会できること。	実装必須機能		—	必須			
	8.1.3.	1	検索条件	0110275	検索条件を指定して、法人を検索できること。検索条件には以下を含むこととする。 <検索条件> ・法人名（漢字・カナ・ひらがな・英数字） ・法人番号 ・法人管理番号 ・宛名番号 ・所在地（本店(所在地が管轄外も含む)・支店） ・eTAX納税者ID	実装必須機能		必須	機能ID0110001、0110012の本市固有の事情を踏まえた番号検索ができること。なお、当該対応が出来ない場合、代替となる運用案等を提示すること。		
		2		0110276	検索条件を指定して、法人を検索できること。検索条件には以下を含むこととする。 <検索条件>	標準オプション機能		任意			
	8.1.3.	2		0110277	・市町村内事務所の名称	標準オプション機能		任意			
	8.1.3.	2		0110278	・決算月	標準オプション機能		任意			
	8.1.3.	2		0110279	・申告月	標準オプション機能		任意			
	8.1.3.	2		0110280	・eTAX利用者ID	標準オプション機能		任意			
	8.1.3.	2		0110281	・代表者名	標準オプション機能		任意			
	8.1.4.			0110282	複合検索ができること。 (例：法人名「〇〇建設」かつ所在地が「A県B市」など)	標準オプション機能		必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	8.1.5.		0110283	法人基本情報検索及び課税情報検索において、一度照会した法人の検索履歴を保持し、検索履歴から選択して照会画面を開くことができること。	実装必須機能		—	必須			
			0110284	最新の法人基本情報における法人名だけでなく、旧法人名及び旧法人名カナでの検索ができること。	実装必須機能		過年度の修正申告や更正が発生する場合に、変更前の法人名称で検索ができなければ法人の特定が難しい場合があるなどの意見を受け、法人名称は、履歴（旧法人名称）を含めて検索できることを必須とする。 なお、ここでの旧法人名称とはあくまで法人の商号変更に際してのものであり、被合併法人を検索する際に合併法人の名称で検索できることを指しているものではない。	必須			
	8.1.7.	検索文字入力	0110285	氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	実装必須機能		—	必須			
	8.2. 保守機能										
	8.2.1.	1	マスタ保守	0110286	各種設定コードのメンテナンスができること。	実装必須機能		具体的にどのコードを職員が変更可能とするかは実装に委ねることとする。	必須		
		2		0110287	管理情報やコードの一覧表が発行できること。	標準オプション機能	—	任意			
	8.2.2.			0110288	法人税割及び均等割の税率の設定ができること。 法人税割及び均等割の不均一課税の税率の適用条件設定ができること。 法人税割及び均等割の適用税率に対する適用期間を登録及び修正等が管理できること。	実装必須機能	不均一課税については、団体ごとに適用条件が異なることから、団体ごとの適用条件をセットアップ作業等で対応することでも差し支えない。これは、地方団体が独自に定める条例に基づく不均一課税に係る適用条件設定の機能を実装必須機能として求めるもの、地方団体によって当然に異なるその適用条件の詳細が標準仕様書によって拘束されないために定義するものとなる。	必須			
	8.2.3.			0110289	法人税割の税率改正に係る経過措置対応ができること。 具体的には、経過措置の対象となる予定申告書の出力及び申告登録では、事業年度の開始日をもとに税率を自動判定できること。	実装必須機能	税率引下げにおける予定申告の経過措置対応を定義した。 なお、過去の税率引下げにおいて、一部地方団体では予定申告書の様式内に「令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については3.7」という印字をシステム対応した地方団体もあったが、業務上必須ではなく同封物や各種広報手段で対応していることから、要件には含めていない。	必須			
	8.2.4.			0110290	過去の事業年度について、計算式及び適用税率を管理できること。	実装必須機能	過去の事業年度の更正・決定などを行う場合にも、処理の都度税率を入力するのではなく、事業年度開始の日などの条件をもとに判定することで業務の正確性を担保する。	必須			
	8.2.5.			0110291	法人基本情報に登録する税理士情報のマスタ管理ができること。	標準オプション機能	税務システム等標準化検討会では、税理士情報のマスタ外による登録（法人基本情報への直接入力）はデータ移行費の嵩増の懸念があるとして、避けるべきとの意見が多くあられた。 一方で、実装方法として、法人住民税システムの税理士マスタによる管理だけでなく、宛名管理システムで登録した税理士情報を法人基本情報に関連付けする実装も考えられ、いずれの方法でもデータ移行の円滑化の観点からは問題ないという意見があるため、税理士マスタを定義した本機能は標準オプション機能とすることが妥当である。	任意			
	8.2.5.			0110292	税理士情報は、税理士番号、氏名、住所及び電話番号を登録、修正及び削除できること。	標準オプション機能	—	必須			
	8.3. 他システム連携										
	8.3.1.	1	宛名連携	0110293	宛名管理システムと連携して、法人基本情報を登録及び修正できること。 宛名管理システムでのみ管理する場合は、この限りではない。	実装必須機能	データ管理の効率性の観点から、宛名管理システムに既に登録されている法人基本情報を参照（読み込み）して、法人住民税の法人基本情報を登録できることは必須とする。ただし、法人の名称や所在地など共通性の項目を宛名管理システムで一元管理している場合はこの限りでなく、どちらのシステム構成でも可能とする。	必須			

009005_4_機能要件_011法人住民税

項目			検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査欄）	
										機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
8.3.1.			2		0110294	法人住民税システムで更新した法人基本情報を、宛名管理システムに連携して更新できること。 宛名管理システムでのみ管理する場合は、この限りではない。	標準オプション機能		法人住民税システムで自動登録した法人の宛名を、税目共通の宛名管理システムへ上書きする（法人課税優先の考え方） ことについて、必須とすべきとの意見も多くみられる一方で、他業務で異なる送付先を登録できるなど、他業務との調整が必要になることから、慎重にすべきとの意見も見られた。 デジタル庁が作成する機能別連携仕様に定める内容を参照するが、実装時のシステム構成を拘束する旨では無いため、標準オプション機能として位置付けている。	任意			
			3	他の標準準拠システムへの連携	0110295	庁内データ連携機能（デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。庁内データ連携機能（デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。	実装必須機能		統合収納管理機能・統合準拠管理機能との連携は、デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能・統合準拠管理機能に従うこととする。	必須			
			4	独自施策システム等への連携	0110296	標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。 共有アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能		税務システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。	任意			

009005_5_機能要件（指定都市）_011法人住民税

項番	機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.法人基本情報管理									
1.1.基本情報登録・修正									
1.1.1.	法人基本情報管理	0118001	法人設立（設置）届、異動届、申告書等に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。 <法人基本情報> ・行政区コード ・行政区名称 ・行政区ごとの事務所有無 ・行政区ごとの従業者数 ・市税事務所コード ・市税事務所名称 ・支店ごとの開廃年月日 ・支店ごとの届出年月日	市町村全体の機能要件（法人住民税）の1.1.1に付随	複数の市税事務所で法人課税業務を行う地方団体にあっては、市税事務所を管理する項目が必須。 支店ごとの開廃年月日は、指定都市以外では「標準オプション機能」としているが、指定都市では行政区ごとの均等割の管理を確実なものにするために必要性が高いことから、指定都市の機能要件として改めて定義している。同様に、支店の開廃に係る届出の管理を的確に行うため、支店ごとの届出年月日の管理を指定都市要件として定義している。	必須	同一行政区に複数の事務所が設置されることもあるため、事務所ごとに行政区と開設廃止日が登録できること		
1.1.2.		0118002	法人基本情報の「行政区ごとの事務所有無」及び「行政区ごとの従業者数」は、最新の確定申告から更新又は参照できること。	市町村全体の機能要件（法人住民税）の1.1.1に付随	法人基本情報にて、「行政区ごとの事務所有無」及び「行政区ごとの従業者数」を参照可能とすることで、統計処理や問合せへの対応を円滑化する目的で要件化している。このとき、個別に法人基本情報からオンライン登録を行うと事務量の増加に繋がることから、最新の確定申告の申告情報から自動的に更新ないし参照できる機能として定義している。	必須	本市では利用想定はない。		
1.1.3.		0118003	法人基本情報で管理する支店は一覧表示でき、行政区の昇順・降順などで並び替え可能なこと。	市町村全体の機能要件（法人住民税）の1.1.1に付随	指定都市では、行政区ごとに均等割の課税があることから、その他の市町村と比較して市内の支店情報を管理、確認する需要が大きい。業務運用として、行政区別に事務所等の有無を確認する場面があることから、画面要件ではあるが、行政区ごとに市内の支店を並び替えて確認する機能を定義している。	必須			
2.申告書受付									
2.1.申告案内・納付書作成									
2.1.1.	申告書・納付書一括作成	0118004	指定した決算年月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 <出力順> ・行政区ごとに法人管理番号順	市町村全体の機能要件（法人住民税）の2.1.3に付随	-	必須			
2.2.申告書登録・課税作成									

009005_5_機能要件（指定都市）_011法人住民税

項番		機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）		
							機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2.2.1.	申告入力（共通）	0118005	行政区ごとに均等割登録ができること。行政区ごとに、均等割の月数及び従業者数を登録し、税額計算ができること。前事業年度の最新申告情報をもとに行政区ごとの均等割月数を表示し、入力時に修正もできること。 月数計算は、行政区ごとの事務所開設・廃止年月日を登録して自動計算ができること。 法人の行政区ごとの課税状況が参照できること。	市町村全体の機能要件（法人住民税）の2.2.20に付随	指定都市では、行政区ごとに均等割の課税があることから、当該機能を定義している。事務所の開設・廃止年月日の管理について、一部の指定都市からは、支店ごとの登録が必要との意見もあったが、他の指定都市の業務運用や事務負担等を踏まえて、課税計算を行う上では行政区単位で管理できれば足りることから行政区ごとの登録機能を定義している。	必須	各事務所ごとの開設廃止日を勘案して各行政区ごとの月数計算を行うこと			
	2.2.2.		0118015	法人基本情報で管理する支店情報の所在地から、市内の支店が所在する行政区を判別し、入力中申告書の事業年度末時点における行政区ごとの均等割課税の有無と照合できること。不一致箇所については、アラートを表示でき、処理の継続も可能なこと。		法人基本情報で支店が登録されている行政区において、均等割の課税がない、あるいはその逆に、システム上での不一致を気づく仕組みを定義。なお、法人基本情報の支店情報は法人の現況を網羅的に登録できているとは限らず、課税計算上は申告された情報を優先して扱うことから、あくまでアラートとして定義することが妥当としている。	必須				
3.減免											
3.1.減免基本情報管理											
	3.1.1.	減免情報管理	0118007	減免額の登録は、行政区ごとの課税額に対して、行政区ごとに行えること。例として、均等割額がA区25,000円、B区25,000円となる法人の事業年度において、どの区からいくらの均等割額を減額するかを任意に登録して、調定集計表に反映されること。	市町村全体の機能要件（法人住民税）の6.1.3に付随	指定都市では、調定額の集計を行政区ごとに行っている場合がある。そのうち、一部の指定都市では、減免を行った際の減免額を行政区ごとの調定額から減額しており、減額する均等割額がいずれの行政区の課税によるものかを管理する必要があるとして、当該機能を定義している。	必須	本市では利用想定はない。			
4.システム共通											
4.1.検索条件											
	4.1.1.	検索条件	0118008	以下の条件で検索できること。 ・行政区指定／市内全域 ・市税事務所	市町村全体の機能要件（法人住民税）の8.1.3に付随	指定都市が事務を行う上で、各種調査や問合せ対応等を効率的に行うため、行政区、複数の市税事務所で担当地区を割り振る指定都市にあっては市税事務所単位で検索することが必要となることから、本機能を定義している。	必須				
5.帳票出力全般											
5.1.帳票出力											
	5.1.1.	内部帳票出力	0118009	各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に指定した行政区単位の出力及び集計ができること。行政区を指定しない市単位での出力及び集計もできること。		指定都市においては、各種統計や調定表の集計、業務上の事務分掌（行政区単位で担当者を割り振っている場合）などで行政区単位での帳票出力を要する場面があることから、内部帳票の共通的な機能として定義している。	必須				

009005_5_機能要件（指定都市）_011法人住民税

項番		機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）		
							機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	5.1.2.	外部帳票出力	0118010	通知書を含む外部帳票を一括で作成する際に指定した行政区単位の出力ができること。行政区を指定しない市単位での出力もできること。		指定都市においては、制度上行政区単位で均等割の課税を行うため、外部帳票の出力の際に行政区単位での条件指定が必要となることから、本機能を定義している。	必須				
	5.1.3.		0118011	外部帳票における以下の項目について行政区単位での制御ができること。市単位で同一の制御もできること。 <対象項目> 通知者名 公印 問合わせ先		指定都市の制度上、均等割が行政区単位での課税となることから、左記の機能要件に記載した印字項目については行政区単位で制御を行う必要がある。	必須	本市では利用想定はない。			
	5.2.帳票印字項目										
	5.2.1.	予定申告書	0118012	指定都市に申告する場合の⑥の計算 ・行政区名称 ・行政区コード ・月数 ・従業者数 ・均等割額		-	必須	下記の項目については印字は不要 ・月数 ・従業者数 ・均等割額			
	5.2.2.	納付書	0118013	・行政区名称 ・行政区コード	行政区ごとに調定処理を行う指定都市のみ必要となる項目。	行政区ごとに調定処理を行っている指定都市が存在することから、納付書の消込業務等に必要として定義している。	必須	本市では利用想定はない。			
5.2.3.	更正決定通知書	0118014	・行政区ごとの均等割月数 ・行政区ごとの従業者数 ・行政区ごとの均等割額	行政区ごとの均等割額に関する内容を通知する指定都市の場合のみ必要となる項目。	当該内容を通知している指定都市があることから出力項目として定義している。ただし、行政区の数により帳票レイアウト上の印字スペースが確保できないなど、指定都市固有の事情に要否が依存することから、全指定都市で必要となる項目ではなく、その要否を選択できることが必要である。	必須	本市では利用想定はない。				

【様式第5号】

（依頼概要）

1. オプションの機能の提供予定をお知らせください。
2. 標準仕様書で定義されていない詳細な要件や、本市固有の要件について、貴社システムでの提供予定をお知らせください。
3. 要求している機能のうち、貴社システムにおいて提供に遅れや制約が生じるものがあればお知らせください。

（記入要領）

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装できれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

								本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンチマーク）	
項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 土地管理											
1.1. 土地登記情報マスタ管理											
1.1.1.	1	土地登記情報管理	0120267	土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。同一の地番に複数の土地登記情報がある場合には区別して管理（設定・保持・修正）できること。課税台帳上で年度管理ができること。 ＜土地登記情報＞ ・不動産番号 ・所在地 ・地番（数字だけでなく漢字（甲、乙、丙など）、半角アルファベット、ひらがな、合併地番（・など）、カタカナ表記に対応できること。） ・地目 ・地積 ・権利者情報（住所、氏名、持分） ・義務者情報（住所、氏名、持分） ・受付番号 ・受付年月日（受付年月日が不詳なものも管理できること） ・作成年月日 ・発行番号 ・整理番号 ・管轄登記所コード ・登記の目的 ・登記原因年月日（登記済通知書上の「原因」のうち年月日部分、登記原因年月日が不詳なものも管理できること） ・登記事由（登記済通知書上の「原因」のうち年月日以外の部分） ・備考 ・地上権設定の有無 ・敷地権の設定の有無 ・敷地権等の割合 ・敷地権割合に相当する区分家屋の建物番号または家屋番号 ・納税義務者番号	実装必須機能	・権利者＝所有権移転時における新所有者 ・義務者＝所有権移転時における旧所有者 同一の地番に複数の土地登記情報がある場合は、所有者からの申請選れや申請誤り等により法務局の登記簿上、同一の地番に複数の土地が存在する場合があることを指している。なお、法務局の登記簿上、このような矛盾した情報が管理されているケースを、本標準仕様書は「改正不適合」ということとする。	土地登記情報マスタを管理する機能。固定資産税システムで管理する必要のある登記簿上の各項目について要件化している。主に登記所から課税庁に通知される登記済通知書の各項目である。 土地の「特記事項（メモ）」、「国土調査実施年月日」、「国土調査地積」、「国土調査地目」、「現況情報」については、システム上の土地課税台帳の情報として管理する整理とした。 同一の地番に複数の土地登記情報がある場合は、所有者からの申請選れや申請誤り等により登記簿上、同一の地番に複数の土地が存在する場合があることを指している。なお、法務局の登記簿上、このような矛盾した情報が管理されているケースを、本標準仕様書では「改正不適合」ということとする。それぞれ別の土地として課税するため、区別する必要がある。 課税台帳において、登記情報を参照する方式にする、画面表示や証明書発行のために毎年管理している登記情報の中から該当する情報を参照する必要がある。システムへの負荷や職員の利便性の観点から適切ではないことから、課税台帳上で年度管理ができることを実装必須機能としている。	必須			
	1		0120330	土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。同一の地番に複数の土地登記情報がある場合には区別して管理（設定・保持・修正）できること。課税台帳上で年度管理ができること。 ＜土地登記情報＞ ・権利者情報（生年月日） ・義務者情報（生年月日）	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口管理や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事項システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事項システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	本項目は機能ID 0120002に規定する検索用情報に含まれるとの意見もあったが、当該項目の詳細について法務局から示されておらず、実装区分も異なる整理とする想定であるため、改めて要件化する。なお、機能ID：0120267に規定する権利者情報（住所、氏名、持分）と同等の項目として実装区分を実施必須としているものの、事業者のリソースを鑑み、実装区分は「実装必須機能（※）」とする。	不要			
	2		0120002	土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。同一の地番に複数の土地登記情報がある場合には区別して管理（設定・保持・修正）できること。課税台帳上で年度管理ができること。 ＜土地登記情報＞ 【以下の事項は、令和4年度税制改正で追加】 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」	標準オプション機能	以下の項目については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に規定する日から施行される。 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報	-	不要			
	3		0120003	土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 ＜土地登記情報＞ ・地図番号	標準オプション機能		「地図番号」については、実務上、必要とする地方団体が少数であったことから標準オプション機能とした。	不要			
	4		0120268	土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 ＜土地登記情報＞ ・表題部所有者情報	標準オプション機能	保存登記のない表示登記のみの物件については、所有者側を管理できないとの要望を受けて、本要件を追加した。		不要			
1.1.2.			0120004	土地登記情報を管理（設定・修正）する際に、実務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
1.1.3.			0120005	登記所からの登記済通知書電子データ（不動産番号、地上権、賃権などの項目を含んだもの、以下同じ。）を取り込み（登記簿管理システムまたは土地評価システム等の他のシステムを介する場合を含む）、土地登記情報マスタに自動で反映されること。紐付けできない等の理由で自動反映できない場合は手動で反映できること。	実装必須機能		登記済通知書の情報を固定資産税システムへ自動反映する機能を要件化したもの。 各地方団体の現行運用では、登記所から課税庁に通知される登記済通知書については、紙のみ、紙及び電子データ、電子データのみの運用がある。本要件は、電子データでの運用を想定している。 登記済通知書電子データの取り込みに関しては、登記簿管理システムまたは土地評価システム等の他のシステムを介する場合も許容している。	必須			

009005_5_機能要件_012固定資産税

								本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
項番	柱番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	要望分類	国有的事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.2 土地（補充）課税台帳管理			0120006	登記所からの登記済通知書電子データを取り込み、土地登記情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
		1	0120007	区分所有家屋と当該区分所有家屋の敷地の用に供する土地の納税義務者情報が連動していること。	標準オプション機能		-	必須	・家屋の所有者と区分所有者のアンマッチリストを出力できること（EUC可）		
		1	0120008	区分所有家屋の所有者が変更された場合、自動的に当該区分所有家屋の敷地の用に供する土地の所有者も変更すること。	標準オプション機能		-	不要			
		1	0120009	物件ごとに自動連携の可否を選択できること。	標準オプション機能		-	不要			
			0120010	複数の土地を選択し、一括で所有者を変更できること。	標準オプション機能		業務効率性を向上させるための機能。 土地登記情報については、登記済通知書電子データの取り込み及び土地登記情報マスタに自動で反映する機能があるため、標準オプション機能としている。	不要			
		1	0120011	閉鎖処理ができること。 閉鎖処理に誤りがあった場合、閉鎖処理そのものの履歴を維持したまま、閉鎖である旨のフラグを解除する処理（閉鎖解除）ができること。	実装必須機能	閉鎖解除については、誤操作を想定したもの。 閉鎖解除について、履歴を削除する閉鎖異動の取り消し機能ではなく、閉鎖を取り消す異動（復活）を行える機能を指す。	改正不適合の場合等、登記情報マスタについても手動で閉鎖処理を実施することが想定されるため、本要件は実装必須機能としている。	必須			
		2	0120012	登記情報マスタの閉鎖処理を行った際に、課税台帳も自動で閉鎖処理されること。	標準オプション機能		登記情報として閉鎖した場合に、課税台帳を閉鎖する処理が漏れることを防ぐために、課税台帳も自動で閉鎖処理する機能を要件化している。地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能としている。	不要			
		2	0120013	システム導入時に、自動で閉鎖処理をしない設定もできること。	標準オプション機能		-	不要			
		1	0120014	分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、再異動により元の状態に戻すことが可能であること）ができること。	実装必須機能	分筆・合筆処理とは、以下のような処理を指すもの。なお、以下の処理以外での実装も可とする。 <分筆処理> ・元となる筆を選択する。 ・分筆数を選択する。 ・地積を手入力する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目は分筆先へ引き継がれる。 ・元となる筆、分筆した筆が紐づけられること。（分筆した筆同士も紐づけられること。） ・分筆処理の履歴が管理（保持）される。 <合筆処理> ・元となる筆を複数選択する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目を合筆先へ引き継がれる。 ・地積を手入力する。 ・元となる筆は閉鎖される。 ・合筆先となる筆で、元となった筆の履歴が管理（保持）される。 ・合筆処理の履歴が管理（保持）される。	改正不適合の場合等、登記情報マスタについても手動で分筆処理を実施することが想定されるため、本要件は実装必須機能としている。	必須			
		2	0120269	分筆・合筆処理において、合筆によって地番が存在しなくなった筆については閉鎖とすること。 また、分筆・合筆処理に誤りがあった場合には、分筆により誤って作られた筆については閉鎖とし、合筆によって誤って削除された筆については閉鎖を解除できるようにすること。	標準オプション機能			不要			
		3	0120270	分筆・合筆処理に係る異動履歴を削除できること。	標準オプション機能	再異動の機能とは別に、履歴の削除機能を設けた。 機能ID：0120269において、誤操作を想定した、分筆・合筆の閉鎖(復活可)を行える機能を要件化しているが、一部事業者より誤操作による、分筆・合筆の削除を行える機能を要件化してほしいとの意見があったため、標準オプションにて要件化した。		不要			

1.2 土地（補充）課税台帳管理

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側面）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	12.1.	1	課税台帳作成	01200271 課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できると、当該決定以降、任意のタイミングで隔年度の土地（補充）課税台帳を生成し、次年度向け土地（補充）課税台帳の作成ができること。再異動により元の状態に戻すことが可能であること。次年度向け課税台帳を作成する際には特例および非課税情報を継続して適用できること。（現年度と同じ特例または非課税が適用されること。） <土地（補充）課税台帳情報> ・土地登記情報 ・土地現況情報 ・土地評価情報（評価額） ・課税標準額関連情報（固定資産税の課税標準額（負担調整措置の適用がある場合は適用後の額）、課税標準額の特例措置による軽減額、本則課税標準額） ・負担調整措置関連情報 ・税額関連情報（相当税額、減免税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・納税義務者区分（登記上の権利者、地主権者、賃権者、現所有者、使用者） ・適用する固定資産税の特例類型、根拠、特例率、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける地域 ・適用する固定資産税の非課税類型、根拠、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける地域 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、根拠、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける地域 ・適用する固定資産税の減免類型、根拠、減免率、適用を受ける地域、適用を開始した日（もしくは開始期）及び終了した日（もしくは終了期） ・異動事由及び異動年月日 ・更正事由及び更正年月日 ・メモ ・課税処理保留フラグ ・物件番号（自動採番を前提としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） 特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。 軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。 減免期間を経過した場合に、減免措置が適用されなくなること。 ・出力除外フラグ	実装必須機能	・異動事由と異動年月日は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 ・特例類型について、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 ・メモも年度課税台帳作成時に引き継がれるもの。 ・適用する固定資産税の特例類型については、特例関連情報として設定した課税標準特例と税額特例（軽減）どちらも管理の対象としている。	システム上の土地（補充）課税台帳を管理する機能。一筆または一画地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、業務上、管理が必要な項目を要件化している。 ① 1画地ごとに課税台帳を作成 ② 1筆ごとと課税台帳を作成 次年度向け土地（補充）課税台帳は、課税決定以降に作成することとしている。なお、次々年度向け土地（補充）課税台帳の作成機能は不要として整理している。 「土地登記情報」の各項目については、土地登記情報管理の機能を参照。 「土地現況情報」の各項目については、土地現況情報管理の機能を参照。 「土地評価情報」について、土地評価額算出までの機能は標準仕様書の対象外としているため、仕様書上明記している項目は「評価額」のみ。 「納税義務者情報」の各項目については、納税義務者マスタ管理の機能を参照 特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型については、それぞれ別途類型マスタにて作成した類型を課税台帳に登録することを想定している。 「異動事由及び異動年月日」は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。「課税処理保留フラグ」は左記課税処理保留に該当する場合に設定するフラグを指す。 「物件番号」について、一つ一つの資産ごとに固有の番号を管理している地方団体が多いため、実装必須機能としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従うこととした。 「出力除外フラグ」については、各通知CSVの出力対象から任意の履歴情報を除外するための機能として想定している。上記機能を充足できれば本項目を実装できているものとみなす。 例：都道府県の固定資産台帳に登録された不動産の価格等の通知において、異動分のCSV出力が必要となるが、誤って入力した異動分のCSVデータを除外する機能が満たされていれば、出力除外フラグとして要件化しなくても実装できているものとみなす。） ※機能ID：01203200の「入力力等による履歴を削除できること。」を実装している場合にも、上記明示を充足することができれば「出力除外フラグ」は同様に不要とみなす。	必須			
		2		0120016 課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 <土地（補充）課税台帳情報>	標準オプション機能	-	-	任意			
		2		0120017 ・土地評価情報（区分所有家屋の敷地の用に供する土地における持分割合で按分した評価相当額）	標準オプション機能	-	-	任意			
		2		0120018 ・課税標準額関連情報（区分所有家屋の敷地の用に供する土地における持分割合で按分した課税標準相当額）	標準オプション機能	-	-	任意			
		2		0120019 ・税額関連情報（軽減税額）	標準オプション機能	-	-	必須			
		2		0120020 ・担当者（入力者）	標準オプション機能	-	-	不要			
		2		0120021 ・住居表示	標準オプション機能	-	-	不要			
		2		0120022 ・区画整理事業地区名称	標準オプション機能	-	-	不要			
		2		0120023 ・国土調査実施年月日	標準オプション機能	-	-	不要			
		2		0120024 ・国土調査地積	標準オプション機能	-	-	不要			
		2		0120025 ・国土調査地目	標準オプション機能	-	-	不要			
		2		0120026 ・修正予定フラグ	標準オプション機能	-	-	不要			
		2		0120027 ・更正決定日	標準オプション機能	-	-	必須			
		2		0120028 ・合併前、市区町村コード	標準オプション機能	-	-	不要			

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンチマーク）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2		0120029・評価額の登録年月日	標準オプション機能		-	不要			
		2		0120030通年度分の課税標準額については、強制修正できること。	標準オプション機能		-	不要			
		3		0120272住居者・住居外者において、納税義務者（登記名義人）として登録されている場合、納税義務者を現所有者である者に変更するときは、変更前の納税義務者（登記名義人）の死亡年月日（不詳等の入力も可）を入力しなければ変更処理を行えないこととする。	実装必須機能		住居者については、住民記録システム（宛名管理システム等を経由する場合も含む）と連携し、死亡年月日を取得することを想定している。不動産登記法改正に伴い、登記官が地方団体へ必要な情報の提供を求める規定が新設され、地方団体から登記所に対して、死亡の符号等(死亡年月日を含む。)の通知を行う運用を想定しているため、死亡年月日は確実に管理してもらうため、本要件を追加した。なお、死亡年月日の入力に伴い、不詳入力も許容する。	必須			
		4		0120032物件番号を自動採番に加えて、手入力によっても付番できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】Aと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事例システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事例システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、パッケージ標準の機能における自動採番ルールに従う運用を想定している。	本機能について、一部の事業者から実装困難とのご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	不要			
		5		0120033適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】Aと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事例システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事例システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は以下の運用を想定している。 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型について、あらかじめ類型ごとに複数適用されるパターンを1つの類型としてマスタに登録しており、複数適用する場合はその類型を設定する。	本機能について、一部の事業者から実装困難とのご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
		6		0120273以下の項目を強制修正入力できること。 <土地（補充）課税台帳情報> ・土地評価情報（評価額）	実装必須機能			必須			
	1.2.2.			0120034土地（補充）課税台帳情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
	1.2.3.			0120274次年度の課税台帳が既に作成されている場合、現年度の課税台帳上の情報を修正した際に、次年度の課税台帳上の情報に自動又は選択して反映できること。 当該機能を用いて次年度の課税台帳を自動で更新する場合、その旨をエラー及びアラートとして通知できること。	標準オプション機能		業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として要件化している。	不要			
	1.2.4.			0120036納税義務者マスタに保持されている一の納税義務者を選択して、課税台帳上の納税義務者情報を設定・修正できること。	実装必須機能		納税義務者マスタを基に、各土地（補充）課税台帳に納税義務者を設定することを想定した機能。	必須			
	1.2.5.			0120037一の納税義務者に係る特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型の情報を、課税台帳上に一括で設定・修正できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】Aと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事例システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事例システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、個別に設定する運用を想定している。	納税義務者をキーとして一括で特例類型等を設定する場合があるため、要件化している。 本機能について、一部の事業者から実装困難とのご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	不要			
	1.2.6			0120038複数の土地を選択し、一括で所有者を変更できること。	実装必須機能		複数資産を所有している者が死亡した場合等に、一括で所有者を変更する必要があるため、要件化している。	必須			
	1.2.7.			0120039所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該土地に係る土地課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。なお、共有者グループが所有者として設定されている場合は、共有者グループ内の共有者を自動で更新できること。ただし、協議決定以降の課税台帳は自動更新の対象から除く。	標準オプション機能		業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として要件化している。	不要			
	1.2.8.	1		0120040区分所有家屋と当該区分所有家屋の敷地の用に供する土地の納税義務者情報が連動していること。	標準オプション機能		-	不要			

009005_5_機能要件_012固定資産税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査）	
								要望分類	国等の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		1		0120041 区分所有家屋の所有者が変更された場合、自動的に当該区分所有家屋の敷地の用に供する土地の所有者も変更すること。	標準オプション機能		-	不要			
		1		0120042 物件ごとに自動連携の可否を選択できること。	標準オプション機能		-	不要			
	1.2.9.	未登記土地情報管理	0120043	登記土地又は未登記土地であるか判別できること。	実装必須機能	実現方法は事業者のパッケージに委ねることとする。		必須			
	1.2.10.	閉鎖処理	0120275	閉鎖処理ができること。 閉鎖処理に振りがあった場合、閉鎖処理そのものの履歴を維持したまま、閉鎖である旨のフラグを解除する処理（閉鎖解除）ができること。	実装必須機能	閉鎖解除については、誤操作を想定したもの。 閉鎖解除について、履歴を削除する閉鎖異動の取り消し機能ではなく、閉鎖を取り消す異動（復活）を行える機能を指す。	土地が存在しなくなる場合等、土地（補充）課税台帳を閉鎖する必要があるため、要件化している。	必須			
	1.2.11.	1 土地現況情報管理	0120045	土地現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。 手動で入力できるほか、土地（筆又は画地）と家屋が紐づいている場合には、家屋の戸数及び住宅用地認定地積（小規模、一般、非住宅）は自動計算もできること。 <土地現況情報> ・現況地番（未登記の土地又は登記地番とスレが生じている土地の地番管理を実施するため） ・現況地目 ・現況地積 ・家屋の戸数 ・住宅用地認定地積（小規模、一般、非住宅） ・現況所在 ・市町村境フラグ（例：市町村境に存している家屋の敷地の有無） ・原因事由（登記によらない所有権移転の事由）	実装必須機能		土地登記情報は別に、現況調査等により判明した地積等を登録する必要があるため、要件化している。 「現況地番」については、未登記の土地又は登記地番とスレが生じている土地の地番管理を実施するためのもの。 土地（筆又は画地）と家屋の紐づきの機能については、土地（補充）課税台帳と家屋（補充）課税台帳の紐づきの機能を参照。 「原因事由」について、登記によらない所有権移転の事由を記載するもの。	必須	①「課税標準額の区分」を管理できること。 ②「地積相違理由」を管理でき、その内容を証明書などの帳票に印字できること ■参考 下記5帳票の備考欄に地積相違理由が印字できることを詳細要件として記載している。 No.1 土地（補充）課税台帳（閲覧用） No.58 名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋） No.98 資産証明書 No.101 評価証明書（土地・家屋） No.106 公簿証明書（土地・家屋）		
		2		0120046 土地現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <土地現況情報>	標準オプション機能		「現況調査年月日」については、みそで管理できればよいとする地方団体が多数存在していることから、標準オプション機能として要件化している。なお、土地、家屋に係る現況調査のための機能（調査対象の出力機能等）については、評価額算出のための機能であるため、標準化検討対象外である。 「生産緑地区分」については、実務上不要とする地方団体も多数いることから、標準オプション機能として要件化している。	必須			
		2		0120047 現況調査年月日	標準オプション機能		-	不要			
		2		0120048 都市計画区分（市街化区域、市街化調整区域、非緑引き、都市計画区域外、その他）	標準オプション機能		-	必須			
		2		0120049 都市計画区分の編入年度	標準オプション機能		-	不要			
		2		0120050 生産緑地区分（生産緑地、特定生産緑地）	標準オプション機能		-	必須			
		2		0120051 生産緑地区分の編入年度	標準オプション機能		-	不要			
		2		0120052 生産緑地終了年度	標準オプション機能		-	任意			
	1.2.12.	1 負担調整措置	0120276	負担調整措置に関する情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <負担調整措置関連情報> ・下落率 ・前年度（比率）課税標準額（小規模・一般・非住宅ごと） ・負担水準（小規模・一般・非住宅ごと） ・負担調整率（小規模・一般・非住宅ごと） ・宅地比率土地であるかの別	実装必須機能		負担調整措置に必要な項目を要件化している。 前段で要件化済みの項目（住宅用地認定地積等）は本要件に記載していない。	必須			
		2		0120054 負担調整措置に関する情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <負担調整措置関連情報>	標準オプション機能		負担区分とは、土地における負担水準を、分布ごとに分けてグループ分けしたもの。負担調整措置における計算上は不要だが、データ項目としては必要であるとするもの。地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として整理している。 （例：小規模住宅用地・一般住宅用地では負担水準が100％を超えるか否か、商業地等の宅地・非住宅用地では負担水準が60％未満／60～70％／70％超など。） 「選定された類似土地」について、比率課税標準額を算出する際に、選定した類似土地を確認できた方が良いとの意見が地方団体からあったため、標準オプション機能として整理している。 「前年度（比率）課税標準額算出区分」について、平均負担水準方式で課税している団体もあることから、標準オプション機能として整理している。	必須			
		2		0120055 負担区分	標準オプション機能		-	不要			

								本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンチマーク）		
項番	柱番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2		0120056	・選定された類似土地	標準オプション機能		-	必須				
	2		0120057	・前年度（比準）課税標準額算出区分（実際の前年度課税標準額、比準課税標準額、平均負担水準により算出した課税標準額の別）	標準オプション機能		-	不要				
	1.2.13.	1	0120058	分筆・合筆処理（図った処理を行った場合には、再算動により元の状態に戻すことが可能であること）ができること。 分筆処理について、分筆される筆を最低でも5 0 筆は一度に入力できること。 合筆処理について、合筆される筆を最低でも5 0 筆は一度に入力できること。	実装必須機能	分筆・合筆処理とは、以下のような処理を指すもの。なお、以下の処理以外での実装も可とする。 < 分筆処理 > ・元となる筆を選択する。 ・分筆数を選択する。 ・地積を手入力する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目は分筆先へ引き継がれる。 ・元となる筆、分筆した筆は紐づいていること。（分筆した筆同士も紐づくこと。） ・分筆処理の履歴が管理（保持）される。 < 合筆処理 > ・元となる筆を複数選択する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目を合筆先へ引き継がれる。 ・地積を手入力する。 ・元となる筆は閉鎖される。 ・合筆先となる筆で、元となった筆の履歴が管理（保持）される。 ・合筆処理の履歴が管理（保持）される。	土地の分合筆に対応するための機能である。業務効率化のため、分合筆処理で入力できる筆数は最低でも50筆としている。なお、50筆以上の筆数に分筆する場合は、処理を分けて実施する想定である。	必須				
	4		0120277	分筆・合筆処理において、合筆によって地番が存在しなくなった筆については閉鎖とすること。 また、分筆・合筆処理に誤りがあった場合には、分筆により図って作られた筆については閉鎖とし、合筆によって図って削除された筆については閉鎖を解除できるようにすること。	標準オプション機能			不要				
	2		0120059	分筆・合筆処理後に税額の再計算が行われていない土地については、システム画面上で確認できること。	標準オプション機能		-	不要				
	2		0120060	確認帳票（チェックリスト）として出力し、紙でも確認できること。	標準オプション機能		-	不要				
	2		0120061	分筆・合筆処理（図った処理を行った場合には、再算動により元の状態に戻すことが可能であること）の際に引き継いだ地目を変更できること。	標準オプション機能		-	不要				
	3		0120062	分筆・合筆処理を行う際に、メモを入力できること。	標準オプション機能			不要				
	5		0120278	分筆・合筆処理に係る算動履歴を削除できること。	標準オプション機能	機能ID：0120277において、図操作を想定した、閉鎖を取り消す算動（復活）を行える機能を要件化しているが、一部事業者より、誤操作等による、閉鎖を取り消す機能（削除）を行える機能を要件化してほしいとの意見があったため、標準オプションにて要件化した。		不要				
	1.2.14.		0120063	土地登記情報マスタ上で分合筆処理を行った場合に、次年度課税台帳に手動反映するか自動反映するか選択できること。ただし、登記原簿年月日が賦課期日後から次年度課税台帳が作成されるまでの間においては自動反映されないこと。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じた機能の実装状況にかなりの差があること等を勘案し、当初の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事項システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事項システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、個別に異動処理をする運用を想定している。	土地登記情報マスタ上で分合筆処理を課税台帳にも反映させるための機能である。 なお、登記原簿年月日が賦課期日後の場合は、反映不要のため、自動反映しないことも記載している。 本機能について、一部の事業者から実装困難とすること意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	不要				
	1.2.15.	1	仮換地等の設定	0120064	土地区画整理事業に伴う仮換地等の設定ができること。	標準オプション機能		土地区画整理事業を実施していない地方団体も多数存在していることから、標準オプション機能として整理している。	必須	換地処分日を管理できること。		
	1			0120065	一仮換地と従前地を設定し、紐づけできること。	標準オプション機能		-	必須			
	1			0120066	一仮換地・従前地いずれか（または両方）に課税するか選択できること。	標準オプション機能		-	不要			
	1			0120067	一保留地を設定できること。	標準オプション機能		-	必須			
	1			0120068	一保留地について課税するか否か選択できること。	標準オプション機能		-	不要			
	1.2.16.			0120069	CSV等の汎用的な形式のファイルから仮換地、従前地、保留地情報を取り込み、土地課税台帳上の従前地に対応する仮換地、保留地情報を一括で更新できること。	標準オプション機能		土地区画整理事業を実施していない地方団体も多数存在していることから、標準オプション機能として整理している。	不要			

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.2.17.		0120070	仮設地の課税台帳を基に換地後の課税台帳を作成すること。	標準オプション機能		土地地区画整理事業を実施していない地方団体も多数存在していることから、標準オプション機能として整理している。	不要			
	1.2.18	1	土地（補地）課税台帳と家屋（補地）課税台帳の紐づけ	複数の筆で画地を形成している場合には、それぞれ紐づけができること。 筆または画地の上に家屋がある場合は、当該筆または画地と家屋がそれぞれ紐づけができること。	実装必須機能		本機能により、土地と家屋がそれぞれ紐づくことを要件化している。なお、本機能の実装方法については事業者のバリエーションに委ねることとしている。（紐づけのためのキー項目等）	必須			
		2	0120072	土地評価システムと連携し、上記の紐づけ情報を取り込み、一括更新できること。	標準オプション機能		-	必須			
	1.2.19.	1	土地評価システム連携 （入力）	土地評価システムと連携し、以下の紐づけ設定及び土地評価額を取り込み、一括更新できること。 ・一筆を複数画地とする場合の紐づけ ・複数筆を一画地とする場合の紐づけ ・画地上に家屋がある場合の紐づけ	標準オプション機能	評価システムと固定資産税システムとの紐付け番号については、システム運用に必要なデータ項目であり、また、その実装については、ベンダーの実装に委ねられる。	どのシステムを用いて評価額を算出しているのかは、地方団体によって運用が異なることから、「標準オプション機能」として要件化している。	必須	一括更新機能は不要である。		
		2	0120074	土地評価システムから評価データを取り込み、課税台帳情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	標準オプション機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を要件化している。	不要			
	1.2.20		0120079	土地評価情報等に基づき、固定資産税の課税標準額の算出ができること。 平均負担水準を計算できること。 「自治体平均負担水準方式及び類似土地負担水準方式」又は「みなし方式」のどちらかを選択して、小規模・一般・非住宅区分の課税標準額の算出ができること。 負担調整措置が適用される場合には、本則課税標準額と負担調整後の課税標準額の算出ができること。 ※固定資産税システム内に課税標準額の算出機能を実装することを想定しているが、土地評価システム側で同等機能を実装することも可とする。	実装必須機能（※）	本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、パッケージ標準の機能における計算方式を利用して課税標準額を算出することを想定している。	課税標準額の算出機能を要件化している。類似土地負担水準方式、自治体平均負担水準方式、みなし方式により算出ができることとしている。 なお、負担調整措置に係る詳細の要件は、固定資産税の商業地等に対する減額機能等を参照。 システム事業者から、自治体平均負担水準・類似土地負担水準方式の計算方法を実装するのに大規模な改修が見込まれるとの意見があったので、【※実装必須機能】とした。 また、導入時にいずれかを設定することも本機能要件が実装されているとみなす。	不要			
			0120292	区分所有の土地を管理でき、部屋ごとの使用用途による住宅用地特例の設定や課税標準額及び税負担額の自動計算ができること。	標準オプション機能	共用土地に住宅用地と非住宅用地が混在している場合（地方税法第352条の2第1項に規定されている特定共用土地）に、住宅・非住宅の割合を計算し、部屋ごとの使用用途に応じて各納税義務者の課税標準額及び税額を計算できること。	-	必須	本市独自の補正率を適用できること。		
	1.2.21.		0120076	課税標準額の算出の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
	1.2.22.		0120077	手動で入力できるほか、複数筆を一画地とした場合、住宅用地に対する課税標準の特例について、筆ごとに地域に基づき自動でも按分できること。	実装必須機能		住宅用地に対する課税標準の特例を、筆ごとに自動で按分できる機能を要件化している。	必須			
	1.2.23.	1	0120078	課税標準額、税額等の試算	実装必須機能		問合せ時や、過年度更正を行う際の確認のための機能を想定しており、当初賦課処理の前のハールサルを想定した機能ではない。	必須			
		2	0120079	試算結果を保存できること。	標準オプション機能		-	不要			
2. 家屋管理											
2.1. 家屋登記情報マスタ管理											

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.1.	1	家屋登記情報管理	0120080 登記所からの登記済通知書に基づき、家屋登記情報を管理（設定・保持・修正）できること。 課税台帳上で年度管理ができること。 <家屋登記情報> ・不動産番号 ・所在地（最低100の所在地を管理できること） ・家屋番号 ・棟号 ・構造（構造、屋根、階層の情報が含まれる。例：木造かわらぶき2階建） ・床面積 ・建築年月日（建築年月日が不詳なものも管理できること） ・受付年月日 ・受付番号 ・作成年月日 ・発行番号 ・整理番号 ・管轄登記所コード ・1棟の建物番号 ・専有の建物番号 ・建物の名称 ・権利者氏名、住所、持分 ・義務者氏名、住所、持分 ・登記目的 ・登記原四年年月日（登記済み通知書上の「原因」のうち年月日部分） ・登記事由（登記済み通知書上の「原因」のうち年月日以外の部分） ・備考 ・敷地権の主たる土地の所在及び地量、地目 ・敷地権の種類、割合 ・納税義務者番号	実施必須機能	・権利者＝所有権移転時における新所有者 ・義務者＝所有権移転時における旧所有者	家屋登記情報マスタを管理する機能。固定資産税システムで管理する必要がある登記簿上の各項目について要件化している。主に登記所から課税庁に通知される登記済通知書の各項目である。 「所在地」については、複数の土地に跨る家屋について、最低100以上の所在地を管理できることとした。 「建築年月日」については、不詳の場合があるため、不詳の場合であっても管理できることとした。 課税台帳において、登記情報を参照する方式にする。画面表示や証明書発行のたびに毎年管理している登記情報の中から該当する情報を参照する必要がある。システムへの負荷や職員の利便性の観点から適切ではないことから、課税台帳上で年度管理ができることを実施必須機能としている。	必須			
		1		0120332 登記所からの登記済通知書に基づき、家屋登記情報を管理（設定・保持・修正）できること。 課税台帳上で年度管理ができること。 <家屋登記情報> ・権利者情報（生年月日） ・義務者情報（生年月日）	実施必須機能（※）	※本要件については、団体の人口増減や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	本項目は機能ID 0120081に規定する検索用情報に含まれるとの意見もあったが、当該項目の詳細について法務局から示されておらず、実施区分も異なる整理とする想定であるため、改めて要件化する。なお、機能ID：0120080に規定する権利者情報（住所、氏名、持分）と同等の項目として実施区分を実施必須としているものの、事業者のリソースを鑑み、実施区分は「実施必須機能（※）」とする。	不要			
	2.1.1.	2		0120061 登記所からの登記済通知書に基づき、家屋登記情報を管理（設定・保持・修正）できること。 課税台帳上で年度管理ができること。 【以下の事項は、令和4年度税制改正で追加】 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」	標準オプション機能	以下の項目については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に規定する日から施行される。 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報	-	不要			
		3		0120280 家屋登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋登記情報> ・表題部所有者情報	標準オプション機能	保存登記のない表示登記のみの物件については、所有者欄を管理できないとの要望を受けて、本要件を追加した。		不要			
	2.1.2.			0120082 家屋登記情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実施必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実施必須機能としている。	必須			
	2.1.3.			0120063 登記所からの登記済通知書電子データを取り込み（登記履歴管理システムまたは家屋評価システム等の他のシステムを介する場合も含む）、家屋登記情報マスタに自動で反映されること。紐付けできない等の理由で自動反映できない場合は手動で反映できること。	実施必須機能		登記済通知書の情報を固定資産税システムへ自動反映する機能を要件化したもの。 各地方団体の運用では、登記所から課税庁に通知される登記済通知書については、紙のみ、紙及び電子データ、電子データのみの運用がある。本要件は、電子データの運用を想定している。 登記済通知書電子データの取り込みに限っては、登記履歴管理システムまたは家屋評価システム等の他のシステムを介する場合も許容している。	必須			
	2.1.4.			0120064 登記所からの登記済通知書電子データを取り込み、家屋登記情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実施必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実施必須機能としている。	必須			

								本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.5.			0120085		複数の家屋を選択し、一括で所有者を変更できること。	標準オプション機能	業務効率性を向上させるための機能。 家屋登記情報については、登記済通知書電子データの取り込み及び家屋登記情報マスタに自動で反映する機能があるため、標準オプション機能としている。	不要		
	2.1.6.	1		0120281		閉鎖事由を設定の上、閉鎖処理ができること。 閉鎖処理に誤りがあった場合、閉鎖処理そのものの履歴を維持したまま、閉鎖である旨のフラグを解除する処理（閉鎖解除）ができること。	実装必須機能	閉鎖解除については、誤操作を想定したもの。 閉鎖解除について、履歴を削除する閉鎖異動の取り消し機能ではなく、閉鎖を取り消す異動（復活）を行える機能を指す。	必須		
		2		0120087		登記情報マスタの閉鎖処理を行った際に、課税台帳も自動で閉鎖処理されること。	標準オプション機能	登記情報として閉鎖した場合に、課税台帳を閉鎖する処理が流れることを防ぐために、課税台帳も自動で閉鎖処理する機能を要件化している。地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能としている。	不要		
		2		0120088		システム導入時に、自動で閉鎖処理をしない設定もできること。	標準オプション機能	-	不要		
	2.1.7.	1	分合棟処理	0120089		分棟・合棟処理（誤った処理を行った場合には、再異動により元の状態に戻すことが可能であること）ができること。 <分棟処理> ・元となる棟を選択する。 ・分棟数を選択する。 ・床面積を手入力する。 ・家屋登記情報の各項目のうち、床面積以外の項目は分棟先へ引き継がれる。 ・分棟処理の履歴が管理（設定）される。 <合棟処理> ・元となる棟を複数選択する。 ・代表となる棟一つを選択する。 ・代表となる家の家屋登記情報の各項目のうち、床面積以外の項目について、合棟先へ引き継がれる。 ・床面積を手入力する。 ・元となる棟は閉鎖される。 ・合棟先となる棟で、元となった棟の履歴が管理（設定）される。 ・合棟処理の履歴が管理（設定）される。	事業者から本機能をパッケージ標準の機能として実装しておらず改修規模が大きいためご意見を受けたことに加え、業務上必須とする地方団体も少ないことから、標準オプション機能とした。	不要			
		3		0120282		また、分棟・合棟処理に誤りがあった場合には、分棟により誤って作られた家屋番号の家屋については閉鎖とし、合棟によって誤って削除された家屋番号の家屋については閉鎖を解除できるようにすること。	標準オプション機能		不要		
		4		0120283		分棟・合棟処理に係る異動履歴を削除できること。	標準オプション機能		不要		
		2		0120090		分棟・合棟処理を行う際に、メモを入力できること。	標準オプション機能	-	不要		
2.2. 家屋（補完）課税台帳管理											
2.2.1.	1	課税台帳作成	0120284	課税台帳は、一棟ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。就課決定以降、任意のタイミングで現年度の家屋（補完）課税台帳をコピーし、次年度向け家屋（補完）課税台帳の作成ができること。再異動により元の状態に戻すことが可能であること。次年度向け課税台帳を作成する際には特例および非課税情報を継続して適用できること。（現年度と同じ特例または非課税が適用されること。） ＜家屋（補完）課税台帳情報＞ ・家屋登記情報 ・家屋現況情報 ・家屋評価情報 ・課税標準額関連情報 ・税額関連情報（相当税額、減免税額、軽減税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・納税義務者区分（登記上の権利者、賃借者、現所有者、使用者） ・区分所有情報（持分割合、部屋番号、軽減対象床面積、専有部分の床面積（居住部分及びその他部分）、共用部分の床面積、1棟全体の床面積） ・適用する固定資産税の特例類型、特例率、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積、軽減対象戸数 ・適用する固定資産税の非課税類型、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、根拠、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の減免類型、減免率、適用を受ける床面積、適用を開始した日（もしくは開始期）及び終了した日（もしくは終了期） ・異動事由及び異動年月日 ・更正事由及び更正年月日 ・メモ ・増改築フラグ	実装必須機能	・異動事由と異動年月日は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 ・特例類型について、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 ・メモも次年度課税台帳作成時に引き継がれるもの。 ・評価関連機能のうち、多くの地方団体において評価システムでなく固定資産税システムで実装しているもの（毎年減点補正など）については、標準化検討対象外であるが、固定資産税システムで実装することも可である。 ・区分所有家屋においては、一部屋を一棟として扱う運用も可とする。その場合は、同一の区分所有家屋内の各専有部分について、相互に紐づくこと。 ・適用する固定資産税の特例類型については、特例関連情報として設定した課税標準特例と税額特例どちらも管理の対象としている。	システム上の家屋（補完）課税台帳を管理する機能。一棟ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、業務上、管理が必要な項目を要件化している。 増改築があった場合において、地方団体の運用上以下の2通りの管理方法があるが、①と②の間のシステム移行について、データ阻害要因にならないことが確認できたため、仕様書上、①及び②どちらの運用も許容されるものとする。 ①法庫部分とは別に増改築部分の課税台帳を作成 ②法庫の課税台帳の情報として増改築部分を登録（増改築部分の課税台帳を追加することはしない。） 次年度向け家屋（補完）課税台帳は、就課決定以降に作成することとしている。なお、次々年度向け家屋（補完）課税台帳の作成機能は不要として整理している。 「家屋登記情報」の各項目については、家屋登記情報管理の機能を参照。 「家屋現況情報」の各項目については、家屋現況情報管理の機能を参照。 「納税義務者情報」の各項目については、納税義務者マスタ管理の機能を参照。 特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型については、それぞれ別途類型マスタにて作成した類型を課税台帳に登録することを想定している。 「異動事由及び異動年月日」は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている。課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。「課税処理保留フラグ」は左記課税処理保留に該当する場合に設定するフラグを指す。 「物件番号」について、一つ一つの資産ごとに固有の番号を管理している地方団体が多いため、実装必須機能としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従うこととした。	必須			

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
				・附属家フラグ ・家屋処理保留フラグ ・物件番号（自動採番を前提としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） ・特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。 ・軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること ・減免期間を経過した場合に、減免措置が適用されなくなること。 ・出力除外フラグ			「出力除外フラグについては、各通知CSVの出力対象から任意の履歴情報を除外するための機能として想定している。上記機能を先立できれば本項目を実装できているものとみなす。 例：都道府県別の固定資産台帳に登録された不動産の届出等の通知において、異動分のCSV出力が必要となるが、誤って入力した異動分のCSVデータを除外する機能が満たされていれば、出力除外フラグとして要件化しなくても実装できているものとみなす。） ※機能ID：01203200「入力力等による履歴を削除できること。」を実装している場合にも、上記例示を充足することができれば「出力除外フラグ」は同様に不要とみなす。				
2.2.1.	2		0120092	課税台帳は、一律ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋（補充）課税台帳情報>	標準オプション機能		-	必須			
2.2.1.	2		0120093	・担当者（入力者）	標準オプション機能		-	不要			
2.2.1.	2		0120094	・住居表示	標準オプション機能		-	不要			
2.2.1.	2		0120095	・他市町村跨りフラグ	標準オプション機能		-	必須			
2.2.1.	2		0120096	・修正予定フラグ	標準オプション機能		-	不要			
2.2.1.	2		0120097	・更正決定日	標準オプション機能		-	必須			
2.2.1.	2		0120098	・合併前_市町村コード	標準オプション機能		-	不要			
2.2.1.	2		0120099	・評価額の登録年月日	標準オプション機能		-	不要			
2.2.1.	3		0120285	住居者・住居外者において、納税義務者（登記名義人）として登録されている場合、納税義務者を現所有者である者に変更するときは、変更前の納税義務者（登記名義人）の死亡年月日（不詳等の入力も可）を入力しなければ変更処理を行えないこととする。	実装必須機能		住居者については、住民登録システム（宛名管理システム等を経由する場合も含む）と連携し、死亡年月日を管理することを想定している。不動産登記法改正に伴い、登記官が地方団体へ必要な情報の提供を求める規定が新設され、地方団体から登記所に対して、死亡の符号等（所と年月日を含む。）の通知を行う運用を想定しているため、死亡年月日は確実に管理してもらうため、本要件を追加した。なお、死亡年月日の入力に伴い、不詳入力も許容する。	必須			
2.2.1.	4		0120101	家屋評価情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋評価情報> ・評価額 ※区分所有家屋においては1 棟全体の評価額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価額当額 ※タワーマンションにおいてはタワーマンション補正前の額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価額当額（タワーマンション補正後） ・再建築評点数 ・評点一点当たりの価額	実装必須機能		-	必須			
	4		0120286	以下の項目を強制修正入力できること。なお、評価額においては、区分所有建物に係る項目に限らず自動計算された後、修正入力ができること。 <家屋評価情報> ・評価額 ※区分所有家屋においては1 棟全体の評価額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価額当額 ※タワーマンションにおいてはタワーマンション補正前の額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価額当額（タワーマンション補正後） ・再建築評点数 ・評点一点当たりの価額	実装必須機能			必須			
2.2.1.	5		0120264	家屋評価情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋評価情報> ・タワーマンションフラグ	標準オプション機能		-	必須			
2.2.1.	6		0120102	課税標準額関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <課税標準額関連情報> ・固定資産税の課税標準額 ※区分所有家屋においては1 棟全体の課税標準額 ・課税標準額の特例措置による軽減額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準額当額 ※タワーマンションにおいてはタワーマンション補正前の額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準額当額（タワーマンション補正後） ・区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準額の特例措置による軽減額	実装必須機能		-	必須			

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.2.1.	7		0120103	以下の項目が自動で計算され、計算結果が保持されること。 ・区分所有家屋の一律全体の評価額 ・区分所有家屋の一律全体の課税標準額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価額当額※タワーマンションにおいてはタワーマンション補正前の額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの評価額当額（タワーマンション補正後）※タワーマンションのみ ・区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準額当額※タワーマンションにおいてはタワーマンション補正前の額 ・区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準額当額（タワーマンション補正後）※タワーマンションのみ	実装必須機能		-	必須			
2.2.1.	8		0120104	物件番号を自動採番に加えて、手入力によっても付番できること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口簡便や組織体制に依りて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、パッケージ標準の機能における自動採番ルールに従う運用を想定している。	本機能について、一部の事業者から実装困難とする意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	不要			
2.2.1.	9		0120105	適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口簡便や組織体制に依りて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は以下の運用を想定している。 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型について、あらかじめ類型ごとに複数適用されるパターンを1つの類型としてマスタに登録しており、複数適用する場合はその類型を設定する。	本機能について、一部の事業者から実装困難とする意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
2.2.2.			0120106	家屋（補充）課税台帳情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
2.2.3.			0120107	他の家屋の家屋（補充）課税台帳上の情報を転写して、新規に家屋の情報を作成することができると	標準オプション機能		未登記家屋の場合、類似の家屋情報をコピーした上で、新規に作成することを想定した機能。 不要とする地方団体もいるため、標準オプション機能としている。	不要			
2.2.4.			0120287	次年度の課税台帳が既に作成されている場合、現年度の課税台帳上の情報を修正した際に、次年度の課税台帳上の情報に自動で反映又は選択して反映できること。 当該機能を用いて次年度の課税台帳を自動で更新する場合、その旨をエラー及びアラートとして通知できること。	標準オプション機能		業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として要件化している。	不要			
2.2.5.			0120109	非区分所有家屋を区分所有家屋とする場合には、従前の課税台帳を閉鎖等し、従前の課税台帳と紐付いた新たな課税台帳を作成でき、また、区分所有家屋を非区分所有家屋とする場合には、従前の課税台帳を閉鎖等し、従前の課税台帳と紐付いた新たな課税台帳を作成できること。 この場合において、従前の家屋台帳の情報を履歴等を介して参照可能であること。	標準オプション機能		非区分所有家屋（一般的な家屋）から、区分所有家屋にすること、又はその逆の処理を想定した機能。 地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として整理した。	不要			
2.2.6.			0120110	納税義務者マスタに保持されている一の納税義務者を選択して、課税台帳上の納税義務者情報を設定・修正できること。	実装必須機能		納税義務者マスタを基に、各家屋（補充）課税台帳に納税義務者を設定することを想定した機能。	必須			
2.2.7.			0120111	一の納税義務者に係る特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型の情報を、課税台帳上に一括で設定・修正できること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口簡便や組織体制に依りて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、個別に設定する運用を想定している。	納税義務者をキーとして一括で特例類型等を設定する場合があるため、要件化している。 本機能について、一部の事業者から実装困難とする意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	不要			
2.2.8.			0120112	複数の家屋を選択し、一括で所有者を変更できること。	実装必須機能		複数資産を所有している者が死亡した場合等に、一括で所有者を変更する必要があるため、要件化している。	必須			
2.2.9	所有者変更に伴う家屋課税台帳の自動更新		0120288	所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該家屋に係る家屋課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。なお、共有者グループが所有者として設定されている場合は、共有者グループ内の共有者を自動で更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は除く。	標準オプション機能		業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として要件化している。	不要			
2.2.10.	未登記家屋情報管理		0120114	登記家屋又は未登記家屋であるか判別できること。	実装必須機能	実現方法は事業者のパッケージに委ねることとする。		必須			

009005_5_機能要件_012固定資産税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	国等の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.11.	閉鎖処理	0120289	閉鎖事由を設定の上、閉鎖処理ができること。 閉鎖処理に切りがあった場合、閉鎖処理そのものの履歴を維持したまま、閉鎖である旨のフラグを解除する処理（閉鎖解除）ができること。	実施必須機能	閉鎖解除については、誤操作を想定したもの。 閉鎖解除について、履歴を削除する閉鎖異動の取り消し機能ではなく、閉鎖を取り消す異動（復活）を行える機能を指す。	家屋が滅失した場合などに課税台帳を閉鎖するため、要件化している。	必須			
	2.2.12.	1 家屋現況情報管理	0120290	家屋現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋現況情報> ・建築年月日（建築年月日が不詳なものも管理できること） ・建築区分 ・登録年月日 ・構造 ・主たる用途区分 ・屋根種類区分 ・地上階数 ・地下階数 ・床面積1階 ・床面積1階以外 ・専有部分の床面積 ・共用部分の床面積 ・合計床面積 ・滅失区分（全部滅失、一部滅失） ・滅失年月日（滅失年月日が不詳なものも管理できること） ・住宅戸数 ・住宅部分の床面積 ・費率区分 ・改築年 ・一部滅失部分床面積 ・現況地番（未登記の家屋又は登記地番とズレが生じている家屋の地番管理を実施するため） ・所在（最低でも1000の所在を管理できること） ・原状事由（登記によらない所有権移転の事由） ・原状年月日（登記によらない所有権移転の場合の当該所有権移転の年月日） ・増改築年月日 ・増築・改築前の床面積 ・増築・改築前の住宅部分の床面積 ・棟数 ・計算用建築年	実施必須機能	・各項目について変更とすることも可能であること。 ・登記情報における「種類」が、現況情報においては「主たる用途区分」に該当する。 ・「経年減点補正率の適用区分としての用途」等の評価額計算に係る情報について、標準化検対象外であるが、固定資産税システムで実施することとしてもよい。 ・「計算用建築年」とは「用途が途中で変更となった場合に用いる経年減点補正率の経過年を計算するための建築年」を指す。	家屋登記情報とは別に、現況調査等により判明した床面積等を登録する必要があるため、要件化している。 「現況地番」については、未登記の家屋又は登記地番とズレが生じている家屋の地番管理を実施するためのもの。 土地（筆又は面地）と家屋の紐づけの機能については、土地（補充）課税台帳と家屋（補充）課税台帳の紐づけの機能を参照。 「現況調査年月日」については、地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として要件化している。なお、土地、家屋に係る現況調査のための機能（調査対象の出力機能等）については、評価額算出のための機能であるため、標準化検対象外である。 「原因事由」について、登記によらない所有権移転の事由を記載するもの。	必須			
	2.2.12	2	0120117	家屋現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋現況情報>	標準オプション機能		「建物全体の用途区分」とは、2以上の用途の家屋に対して家屋（補充）課税台帳を用途ごとに分けて作成している場合に、いずれの家屋（補充）課税台帳に設定された用途が、当該家屋を1棟全体で見た場合の用途であるかを管理するための項目。（下記例の2の場合に必要な項目） 例：1階部分が事務所（50㎡）、2階部分が居宅（50㎡）である家屋（主な用途は事務所とした場合）について ①事務所部分と居宅部分で併せて1つの家屋（補充）課税台帳を作成し、課税台帳の「用途」は事務所を設定する。 ②事務所部分と居宅部分でそれぞれ家屋（補充）課税台帳を作成し、課税台帳の「用途」はそれぞれ設定する。その上で、当該家屋を1棟全体で見た場合の用途を事務所として設定する。 複合用途家屋における経年減点補正率のかけ方が、「1棟全体で見た場合の用途によりかける方法」と「複合用途家屋のうち、用途が異なる部分ごとにかける方法」があり、家屋（補充）課税台帳をどの単位で作成するかが団体によって異なることから、本機能について「標準オプション機能」として整理した。 「行政界をまたぎ、評価を市ごとに分けているフラグ」については、現行メモ管理としている地方団体もいるため、標準オプション機能として整理した。	必須			
	2.2.12	2	0120118	・現況調査年月日	標準オプション機能	-	-	不要			
	2.2.12	2	0120119	・市街化区域・市街化調整区域・非線引き・都市計画区域外・自治体独自の区分	標準オプション機能	-	-	必須			
	2.2.12	2	0120120	・行政界をまたぎ、評価を市ごとに分けているフラグ	標準オプション機能	-	-	不要			
	2.2.12	2	0120122	・建物全体の用途区分	標準オプション機能	-	-	不要			
	2.2.12	2	0120291	・用途変更年度	標準オプション機能	-	-	不要			
	2.2.13.		0120123	主線と附属線を設定し、紐づけできること。	実施必須機能	-	-	必須			

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側面）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.14.	分合棟処理	0120124	分棟・合棟処理（設った処理を行った場合には、再実行により元の状態に戻すことが可能であること）ができること。	標準オプション機能	<分棟処理> ・元となる棟を選択する。 ・分棟数を選択する。 ・床面積（1階・1階以外）を手入力する。 ・家屋登記情報及び家屋現況情報の、「床面積（1階・1階以外）」以外の項目は分棟先へ引き継がれる。 ・分棟処理の履歴が管理（設定）される。 <合棟処理> ・元となる棟を複数選択する。 ・家屋登記情報及び家屋現況情報の、「床面積（1階・1階以外）」以外の項目を合棟先へ引き継がれる。 ・床面積（1階・1階以外）を手入力する。 ・元となる棟は閉鎖される。 ・合棟先となる棟で、元となった棟の履歴が設定される。 ・合棟処理の履歴が設定される。	事業者から本機能をパッケージ標準の機能として実装しておらず改修規模が大きいためご意見を受けたことに加え、業務上必須とする地方団体も少ないことから、標準オプション機能とした。	不要			
	2.2.15.	1 家屋評価システム連携（入力）	0120125	家屋評価システムと連携し、家屋評価情報を取り込み、一括更新できること。	標準オプション機能	評価システムと固定資産税システムとの紐付け番号については、システム運用に必要なデータ項目であり、また、その実装については、ベンダーの実装に委ねられる。	どのシステムを用いて評価額を算出しているのかは、地方団体によって運用が異なることから、「標準オプション機能」として要件化している。	不要			
	2.2.15.	2	0120126	家屋評価システムから評価データを取り込み、課税台帳情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	標準オプション機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を要件化している。	不要			
	2.2.16.	1 固定資産税の課税標準算出	0120127	評価情報及び課税標準額関連情報により、課税標準額の算出ができること。	実装必須機能		-	必須			
	2.2.17.	課税標準額算出に係るチェック	0120128	課税標準額の算出の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
	2.2.18.	1 課税標準額、税額等の試算	0120129	現年度及び過年度の固定資産税に係る課税標準額、税額等の試算ができること。	実装必須機能		開合せ時や、過年度更正を行う際の確認のための機能を想定しており、当初課税処理の前のリハーサルを想定した機能ではない。	必須			
		2	0120293	試算結果を保存できること。	標準オプション機能		-	不要			
5 償却資産管理											
5.1 償却資産課税台帳管理											
3.1.1.	1	課税台帳作成	0120328	償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 <償却資産課税台帳情報> ・申告情報 ・申告内容確認調査結果情報 ・増加償却率情報 ・税額関連情報（相当税額、減免税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・申告書等の発送情報 ・一品ごとの適用する特例類型、特例率、適用開始年度、適用終了年度 ・一品ごとの適用する非課税類型、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける割合 ・適用する固定資産税の不均一・課税類型、適用開始年度、適用終了年度 ・一品ごとの適用する減免類型、減免率、適用を開始した日（もしくは開始期）及び終了した日（もしくは終了期） ・更正事由及び更正年月日 ・申告受付日 ・申告区分（全資産申告、増減資産申告） ・電算処理フラグ ・サマリ入力フラグ ・申告種類（普通、eLTAX） ・管理方法区分（資産なし、廃棄等（市外転出を含む）、・新規） ・価格決定区分（市町村、総務大臣、都道府県知事、その他） ・課税区分（申告、みなし課税、推計課税） ・償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがき・種類別明細書（閲覧用）作成停止フラグ ・PL申告データの作成停止フラグ	実装必須機能	・申告受付日により、申告有無が画面上で確認できること。 ・申告受付日により、修正申告の有無が画面上で確認できること。 ・申告内容により、資産の増減が画面上で確認できること。 ・課税標準額により、免税点以上又は免税点未満が画面上で確認できること。 ・特例類型について、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 ・事業用家屋の所有区分について、空欄でも可とする。 ・メモも次年度課税台帳作成時に引き継がれるもの。 ・電算処理とは、納税義務者が所有する全ての償却資産について、評価額等で計算して申告する処理方式のこと。 ・サマリ入力とは、種類別明細書を登録せずに、償却資産申告書のみを登録すること。 ・適用する固定資産税の特例類型については、特例関連情報として設定した課税標準特例と税額特例どちらを管理の対象としている。 ・「償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがき作成停止フラグ」について、増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション帳票となる。	システム上の償却資産課税台帳を管理する機能であり、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項）に加え、業務上、必要な項目を管理できることとしている。 「申告内容確認調査結果情報」の各項目については、申告内容確認調査結果情報管理の機能を参照。 「増加償却率情報」の各項目については、増加償却率管理の機能を参照。 「納税義務者情報」の各項目については、納税義務者マスタ管理の機能を参照。 「申告書等の発送情報」の各項目については、申告書発送情報管理の機能を参照。 特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型については、それぞれ別途類型マスタにて作成した類型を課税台帳に登録することとしている。 「申告書発送情報」の各項目については、本申告書事業者報告処理の機能を参照。 「種類別明細書を登録せずに、償却資産申告書のみを登録するフラグ」を設定することで、一品ごとの特例類型を設定した場合であっても、賦課処理時には反映しないことができる。 「償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがき作成停止フラグ」、「PL申告データの作成停止フラグ」については、申告書発送情報管理の機能に記載している条件により、設定できることとしている。 「1/1（元日）取得フラグ」について、1月1日取得分の資産は前年度取得分として減価償却を行うため、要件化している。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客に係る情報が不明である場合に課税処理を保留することを想定している。「課税処理保留フラグ」は左記課税処理保留に該当する場合に設定するフラグを指す。 「物件番号」について、一つの資産ごとに固有の番号を管理している地方団体が多いため、実装必須機能としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに設定とした。 「特記事項（メモ）」は償却資産課税台帳単位のメモ。 「対応経過の記録」は苦情のみならず、電話での確認事項や税務調査等で判明したことを記録するもの。	必須			

項番	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
				・1/1（元日）取得フラグ ・課税処理保留フラグ ・資産増減区分（増減あり、増減なし） ・催告書発送情報 ・一品ごとの登録年度（入力時に自動登録されること） ・メモ ・対応経過の記録 ・物件番号（自動採番を前提としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） ・法人基本情報							
3.1.1.	2		0120131	償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 <償却資産課税台帳情報>	標準オプション機能		-	必須			
3.1.1.	2		0120132	・大規模の償却資産フラグ（新設大規模償却資産含む）	標準オプション機能		-	不要			
3.1.1.	2		0120133	・修正予定フラグ	標準オプション機能		-	不要			
3.1.1.	2		0120134	・更正決定日	標準オプション機能		-	必須			
3.1.1.	2		0120135	・合併前市町村コード	標準オプション機能		-	不要			
3.1.1.	2		0120136	課税区分については、一括入力できること。	標準オプション機能		-	必須			
3.1.1.	2		0120137	申告年月日が未設定の場合に、自動で課税区分がみなし課税と設定されること。	標準オプション機能		-	必須	システム管理者権限により、自動設定のON/OFFを切り替えることができること。		
3.1.1.	3		0120138	物件番号を自動採番に加えて、手入力でも付番できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事例システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事例システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、パッケージ標準の機能における自動採番ルールに従う運用を想定している。	本機能について、一部の事業者から実装困難とご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須	償却資産課税台帳管理について、物件番号が「西暦＋0001」のルールで自動採番することは可能か、ご提案ください。		
3.1.2.	1		0120139	特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。 軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。 減免期間を経過した場合に、減免措置が適用されなくなること。 作成停止フラグについては、償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがきごとに個別及び一括で設定できること。	実装必須機能	・「作成停止フラグについては、償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがきごとに個別及び一括で設定できること。」について、増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション機能となる。	-	必須			
3.1.2.	2		0120140	適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱い、あくまで標準事例システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事例システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は以下の運用を想定している。 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型について、あらかじめ類型ごとに複数適用されるパターンを1つの類型としてマスタに登録しておき、複数適用する場合はその類型を設定する。	本機能について、一部の事業者から実装困難とご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
3.1.3.			0120141	償却資産課税台帳情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
3.1.4.	1		0120142	一品情報について、新規入力を行う場合に、類似した一品情報を複数選択又は全選択し、複写し設定することができること。	標準オプション機能		一品情報の入力時の業務効率化のための機能であるが、地方団体の規模により運用が異なることから、標準オプション機能として整理した。	必須			
3.1.4.	1		0120143	類似する資産を所有する納税義務者の一品情報から、複数選択又は全選択し、複写し設定することができること。	標準オプション機能		-	必須			
3.1.5.			0120144	資産一品を複数選択又は全選択し、一品ごとの課税台帳上の情報を管理（修正）できること。	実装必須機能		納税義務者が法人である場合等に、合併等により所有者が変更になったとき限、所有する資産を複数選択又は全選択し、一品ごとの課税台帳上の情報を管理（修正）できることとする。	必須			

009005_5_機能要件_012固定資産税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.1.6.			0120145	納税義務者マスタを基に、課税台帳上の納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		納税義務者マスタを基に、各課税台帳に納税義務者を設定することができることとする。納税義務者マスタを基に、各課税台帳に納税義務者を設定することを想定した機能。	必須			
			0120146	一の納税義務者に係る特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型の情報を、課税台帳上に一括で設定・修正できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口構成や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	納税義務者をキーとして一括で特例類型等を設定する場合があるため、要件化している。本機能について、一部の事業者から実装困難とご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
	1	次年度向け償却資産課税台帳作成	0120294	配課決定以降、任意のタイミングで現年度の償却資産課税台帳をコピーし、次年度向け償却資産課税台帳を作成できること。その際、現年度申告書の償却資産課税台帳のみをコピーするか、現年度申告書・無の償却資産課税台帳どちらもコピーするか選択できること。 産業や資産属性等により申告すべき資産を所有しなくなった事業者に係る償却資産台帳についてはコピーの対象外とするか選択できること。 また、現年度の償却資産課税台帳上の評価額及び減価残存率を自動で更新し、次年度向け償却資産課税台帳に設定できること。次年度向け課税台帳を作成する際には特例および非課税情報を継続して適用できること。（現年度と同じ特例または非課税が適用されること。）	実装必須機能		地方団体によって、現年度申告の有無で、現年度の償却資産課税台帳をコピーして、次年度の償却資産課税台帳を作成するかどうか運用が分かれるため、選択できる機能としている。 また、評価額、減価残存率を自動で更新できることとしている。	必須			
	2		0120295	償却資産に係る新規対象者を把握するため、法人住民税システムと連携し、法人住民税システム上で任意の期間で新規に設定された以下の法人基本情報を固定資産税システムに取り込み、固定資産税システム上の償却資産課税台帳に反映できること。 <法人基本情報> ・法人番号 ・法人名（漢字・カナ・ひらがな・英数字）及び法人名カナ ・代表者名（漢字・カナ・ひらがな） ・本支店区分及び本店所在地（所在地、郵便番号及び電話番号） ・収益事業開始年月日及び廃止年月日	実装必須機能	・法人住民税システム上の法人基本情報の電子データを出力し、固定資産税システムに取り込む運用でも可とする。 ・固定資産税システム上の償却資産課税台帳に、固定資産税システムを利用している職員の承認なしに自動で反映しないこと。自動で反映され、上書きされる場合はシステム上承諾を得ること。なお、承諾に関する実装方法は事業者に必要なこととする。	法人住民税側の情報を基に、新規設立法人を把握することを想定した機能。	必須			
	2		0120329	「次年度課税台帳作成対象外フラグ」等の項目を用いて、次年度向け償却資産課税台帳作成処理の対象外と判定できること。	標準オプション機能	当該項目の使用しない対象外判定も差し支えないものとする。		必須			
	3		0120149	償却資産に係る新規対象者を把握するため、法人住民税システムと連携し、法人住民税システム上で現年度に新規に設定された以下の法人基本情報を固定資産税システムに取り込み、固定資産税システム上の償却資産課税台帳に反映できること。 <法人基本情報>	標準オプション機能	・法人住民税システム上の法人基本情報の電子データを出力し、固定資産税システムに取り込む運用でも可とする。 ・固定資産税システム上の償却資産課税台帳に、固定資産税システムを利用している職員の承認なしに自動で反映しないこと。自動で反映され、上書きされる場合はシステム上承諾を得ること。なお、承諾に関する実装方法は事業者に必要なこととする。	同上	必須			
	3		0120150	・整理番号（税務署の管理番号）	標準オプション機能	-	-	不要			
	3		0120151	・事業種目	標準オプション機能	-	-	必須			
	3		0120331	・事業種目コード	標準オプション機能	-	-	必須			
	3		0120152	・資本金等の額	標準オプション機能	-	-	必須			
	3		0120153	・当該団体従業員数	標準オプション機能	-	-	必須			
	3		0120154	・設立年月日、設置年月日	標準オプション機能	-	-	必須			
3.1.8.			0120155	法人住民税システムの法人基本情報を取り込み、償却資産課税台帳情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		-	必須			
	申告書作成		0120156	次年度向け償却資産課税台帳の情報を基に償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがき・種類別明細書（簡覧用）が作成できること。作成する帳票の種類を選択できること（例：増減確認はがきを作成しない等）。 作成にあたっては以下の条件を選択できること。 ・取得価額の印字有無 ・次年度向け課税台帳の情報を基に仮算定した評価額、決定価格、課税標準額について、それぞれの印字有無 以下の帳票は、摘要欄への一品ごとの適用する特例類型、一品ごとの適用する非課税類型、一品ごとの適用する減免類型の印字有無を選択できること。 ・種類別明細書（全資産用・Z1申告用） ・種類別明細書（増減資産用）	実装必須機能	・増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション機能となる。	次年度向け償却資産課税台帳作成の機能により作成した償却資産課税台帳を基に、償却資産申告書、種類別明細書、増減確認はがきを作成できることとしている。 取得価額等の印字有無について、地方団体の運用が異なるため、選択できることとしている。	必須			

項目	校舎	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ面談）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.1.10.			0120157	次年度向け償却資産課税台帳の情報を基に償却資産申告書・種類別明細書・増減確認がきき・種類別明細書（閲覧用）が一括で作成できること。作成する帳票の種類を選択できること。（例：増減確認はがきは作成しない等） 作成にあたっては以下の条件を選択できること。 ・取得価額の印字有無 ・次年度向け課税台帳の情報を基に仮算定した評価額、決定価格、課税標準額について、それぞれの印字有無 以下の帳票は、摘要欄への一品ごとの適用する特例類型、一品ごとの適用する非課税類型、一品ごとの適用する減免類型の印字有無を選択できること。 ・種類別明細書（全資産用・プレ申告用）	実装必須機能	・増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション機能となる。	同上	必須			
3.1.11.			0120158	償却資産申告書の印刷時に個人番号の登録がある場合は「*****」を印字し、登録がない場合は空白とする	実装必須機能		償却資産申告書の印字項目として、個人番号の記載があるが、申告書を印刷し、納税義務者へ送付する際には伏字とする対応を行うため、実装必須機能としている。	必須			
3.1.12.	1	申告書 発送情報 管理	0120296	償却資産申告書及び種類別明細書・増減確認はがき・プレ申告データ・種類別明細書（閲覧用）ごとに発送情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <申告書等の発送情報> ・発送日 ・発送物名称（償却資産申告書及び種類別明細書（全資産用・プレ申告用）・増減確認はがき・プレ申告データ・種類別明細書（閲覧用）の別）	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、「標準オプション機能」へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション機能となる。	納税義務者ごとに発送物が異なるため、それを管理することとしている。 事業者から発送物ごとの発送日の管理について、一部の事業者から実装困難とご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。 『種類別明細書（閲覧用）』は次年度向け償却資産申告書を送付する際に、行政サービスの一端として、前年度の『種類別明細書（閲覧用）』を同時している自治体がいるため、要件化している。	不要			
3.1.12.	2		0120297	1つ以上の申告書等の発送情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <申告書等の発送情報> ・発送日 ・発送物名称（償却資産申告書及び種類別明細書（全資産用・プレ申告用）・増減確認はがき・プレ申告データ・種類別明細書（閲覧用）の別）	実装必須機能	3.1.12.1が実装されない場合は本機能を用いて運用する想定である。 増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション機能となる。	同上	必須			
3.1.12.	3		0120298	申告書等の発送情報における発送物名称として、「償却申告案内（汎用紙）・償却申告案内（はがき）の別」も管理ができること。	標準オプション機能			不要			
3.1.13.	1		0120299	償却資産申告書・種類別明細書（全資産用・プレ申告用）・増減確認はがき・プレ申告データ・種類別明細書（閲覧用）について、以下の条件を指定し、それぞれ一括で設定できること。 <送付停止条件> ・前年度の課税標準額が一定額以下の場合 ・底金や資産減価等により申告する資産がない場合 ・プレ申告データを作成した納税義務者の場合、紙の申告書等を作成しないこと	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、「標準オプション機能」へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、個別に設定する運用を想定している。 増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション機能となる。	一定の条件により、発送物の送付停止を判別しているため、その条件を記載している。 「前年度の課税標準額が一定額以下の場合」については、前年度の課税標準額が一定額以下の事業者には申告書を送付しない運用等を実現するための条件である。 なお、課税標準額が一定額以下の条件については、地方団体において、課税標準額を設定できているが、本機能について、一部の事業者から実装困難とご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
3.1.13.	2		0120162	償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがき・プレ申告データ・種類別明細書（閲覧用）について、以下の条件を指定し、それぞれ一括で設定できること。 <送付停止条件> ・前年度の決定価格が一定額以下の場合	標準オプション機能	本機能が実装されない場合は、個別に設定する運用を想定している。 増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション機能となる。	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における課税標準の特例措置適用者のように、特例等の適用が無い場合免税点以上となる納税義務者に対し申告書等を送付する運用を可能とすることを想定している。	不要			
3.1.14.	1		0120163	申告情報の電子データ（パンチデータやOCRデータ）の取り込みができること。 取り込んだ申告情報を、現年度の償却資産課税台帳に一括で反映できること。反映に際して前年度の償却資産課税台帳との差分が表示され、確認できること。	実装必須機能		申告情報の電子データ（パンチデータやOCRデータ）を大量処理する際に、バッチ処理等で固定資産税システムに取り込む運用を行っているため、実装必須機能としている。	必須		取り込んだ申告情報をオンライン上で更新ができること。	
3.1.14.	2		0120300	取り込んだ申告情報を、現年度（賦課処理後）・過年度の償却資産課税台帳に一括で反映できること。反映に際して、反映前の償却資産課税台帳との差分が表示され、確認できること。	標準オプション機能			必須			
3.1.15.			0120164	申告情報の電子データ（パンチデータやOCRデータ）の取り込み、現年度の償却資産課税台帳情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
3.1.16.			0120301	複数年にわたる更正の際は、現年（または過去年）に登録した情報を基に資産一品ごと他年度へ転写登録できること。	実装必須機能		申告漏れ資産等について、一品情報を過去年に転写入力することを想定している。	必須			

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.1.17.	1	電子申告情報登録（eLTAX連携）	0120166	eLTAXと連携して、電子申告情報を更新・管理（設定・保持・修正）できること。 修正申告についても取り込むことができること。 資産多数による複数回数の分割申告の随時別明細書についても取り込むことができること。 取り込んだ申告情報を、現年度の償却資産課税台帳に一括で反映できること。	実装必須機能	本機能の実現にあたって、外付けツールを用いた実装方法でも可とする。	eLTAXとの連携を想定した機能。 事業者から複数回申告が行われる場合（修正申告）や、資産多数により分割申告となる場合があることから、実装必須機能として対応できるとしている。	必須		
	3.1.17.	2		0120167	eLTAXから取り込んだ申告情報を現年度の償却資産課税台帳に一括で反映する際に、前年度の償却資産課税台帳との差分が表示され、確認できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】Aと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事例システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事例システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	本機能について、一部の事業者から実装困難とご意見があったものの、必要とする地方団体も多いためから備考欄に※の記載を追加した。	必須		
	3.1.18.			0120168	eLTAXの一括取込でエラーとなった申告情報については、固定資産税システム上に仮登録され、エラーとなった申告書情報を選択して個別に固定資産税システム上で修正して登録できること。修正登録された情報により課税情報の更新ができること。（最新年度の申告入力をしてしまうとエラー分の申告内容が初期表示される、教習番号を自動付番してそれを基に申告エラー修正画面に展開できるなど方式は問わない） 納税義務者情報がない、納税者IDの能力がない申告情報についても固定資産税システム上は仮登録を行い、納税義務者情報に納税者IDを登録して再度取込処理を行うことで、課税情報の更新ができること。	実装必須機能		eLTAXデータの取込後、エラーとなった申告書が否かで業務内容が変わるが、ここではエラーとなった申告書を隔々に個別処理で確認していく運用を想定している。 エラーが解消されたのちに、通常の申告書取込と同様に課税登録がされることを定義している。	必須		
	3.1.19.	1		0120169	電子申告情報に基づき、評価額の再計算ができること。	実装必須機能		電算処理（納税義務者が所有する全ての償却資産について、評価額等まで計算して申告する処理方式のこと。）の場合であっても、固定資産税システム上で評価額を再計算できるとしたため。	必須		
	3.1.19.	2		0120170	電子申告情報の評価額と、電子申告情報に基づき固定資産税システムで再計算した評価額を突合できること。	標準オプション機能		電子申告情報の評価額と、電子申告情報に基づき固定資産税システムで再計算した評価額の実合機能については、地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として整理した。	必須		
	3.1.20.		電子申告情報出力（eLTAX連携）	0120171	次年度向け償却資産課税台帳の情報を基に、プレ申告データを作成できること。	実装必須機能		eLTAX経由で納税義務者宛に送付するプレ申告データを作成できるとしている。	必須		
	3.1.21.	1	申告内容確認調査結果情報管理	0120172	申告内容確認調査（電話確認、資料提供依頼、実地調査）結果情報を管理（設定・保持・修正）できること。 < 申告内容確認調査結果情報 > ・調査日 ・確認結果 ・調査方法（電話確認、資料提供依頼、実地調査）	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】Aと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事例システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事例システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、3.1.1の償却資産課税台帳情報におけるメモにて管理する運用を想定している。	申告内容を調査した結果を管理できるとし、「確認結果」については、自由記載欄として、任意に記載できることとしている。 本機能について、一部の事業者から実装困難とご意見があったものの、必要とする地方団体も多いためから備考欄に※の記載を追加した。	必須		
	3.1.21.	2		0120173	申告内容確認調査（電話確認、資料提供依頼、実地調査）結果情報を管理（設定・保持・修正）できること。 < 申告内容確認調査結果情報 >	標準オプション機能		任意に地方団体の職員が設定した調査区分（調査予定なし、調査予定、調査中、調査済み 等）を1つ、償却資産課税台帳上で管理する機能を必要とする地方団体があるものの、業務上不要とする地方団体もあるため標準オプション機能とした。	必須		
	3.1.21.	2		0120174	・調査区分	標準オプション機能	-	-	必須		
	3.1.21.	2		0120175	・調査担当者	標準オプション機能	-	-	必須		
	3.1.21.	3		0120176	償却資産に係る調査の類型ごと調査区分の名称を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能	-	-	必須		
	3.1.22.	1	配分資産管理	0120177	大臣配分、知事配分通知に基づき、配分資産の管理（設定・保持・修正）ができること。 大臣配分、知事配分の申告について同一宛名で管理でき、市長決定分と別途処理できること。 大臣配分、知事配分の申告について同一宛名で管理でき、市長決定分と合算して認識できること。	実装必須機能	大臣配分・知事配分・市長決定分については、それぞれ納税通知書を分けて運用することも可能であること。	大臣配分と知事配分の資産については、システム上、市長決定分の資産とは別に管理している地方団体と市長決定分の資産と合算して管理している地方団体に、運用が分かっているため、それぞれ実装必須機能として整理している。	必須		
	3.1.23.	1	増加償却率管理	0120178	1つの資産について、増加償却率の設定を任意で更新できること。 < 増加償却率情報 > ・増加償却率出力グラフ ・例外耐用年数適用区分（中古見積耐用年数、耐用年数令第3条の規定により見積もった耐用年数、短縮耐用年数、耐用年数の短縮について国税局員の承認を受けた時の耐用年数） ・適用月数（2つ以上保持できること。） ・増加率（2つ以上保持できること。）	実装必須機能		適用月数と増加率については、決算月を跨いで増加率が変わる場合も想定されるため、複数保持できるとしている。	必須		

009005_5_機能要件_012固定資産税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
4. 納税義務者管理	3.1.24.	償却資産評価情報管理	0120179	償却資産の評価額・決定価格・課税標準額の算出ができること。	実装必須機能		評価額、課税標準額、決定価格を算出機能を要件化している。	必須			
	3.1.25.		0120180	事業所別に本社にまとめて価格決定でき、各支社（店）毎の申告データを管理（設定・保持・修正）して合算処理を行えること。	実装必須機能		事業所別に申告があった場合でも、本社にまとめて価格決定できる機能であり、各支社（店）で申告されたデータも管理（設定・保持・修正）するとともに、合算処理できる機能も実装必須機能と整理した。	必須			
	3.1.26.	大規模償却資産管理	0120181	地方税法第349条の4及び同法第349条の4の規定（大規模の償却資産及び新設大規模償却資産に対する課税標準の特例等）に基づき、大規模の償却資産及び新設大規模償却資産の課税標準額の算出ができること。	標準オプション機能	管理項目については、事業者側の実装に変わる。	-	不要			
	3.1.27.	1	取得価額及び評価額の補正	0120182	固定資産評価基準第3章第1節十一に基づき、評価額の補正ができること。 また、同節十二の規定に基づき、取得価額の補正ができること。 補正の方法は以下のとおり。 評価額を強制修正する。（手入力を前提としたもの。）	実装必須機能		評価額、取得価額の補正機能を要件化している。	必須		
	3.1.27.	2		0120183	固定資産評価基準第3章第1節十一に基づき、評価額の補正ができること。 また、同節十二の規定に基づき、取得価額の補正ができること。 補正の方法は以下のとおり。	標準オプション機能		一部の事業者から補正の方法について、評価額の強制機能を実装必須機能とし、それ以外は実装困難なため標準オプション機能としてほしいとのご意見があったため、要件を緩和している。	必須		
	3.1.27.	2		0120184	評価額に対して一定の割合を乗じて補正する。	標準オプション機能	-	任意			
	3.1.27.	2		0120185	評価額から一定の価額を減額して補正する。	標準オプション機能	-	任意			
	3.1.28.	1	課税標準額、税額等の試算	0120186	償却資産課税台帳上の情報に基づいて、評価額、課税標準額、税額等の試算ができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準標準シス テムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準標準システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 本機能が実装されない場合は、Excel等で手計算する運用を想定している。	納税義務者からの問合せ時や、過年度更正を行う際の確認のための機能であり、当初賦課処理の前のリハーサルを想定した機能ではない。 本機能について、一部の事業者から実装困難とするご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須		
	3.1.28.	2		0120187	試算結果を保存できること。	標準オプション機能		本機能は複数人による検証又は事後検証を行う場合や、更正処理前後で試算結果が異なる場合があるため必要な機能である。ただし、試算結果の画面を印刷することや代替運用が可能なため標準オプション機能としている。	任意		
	3.1.29.	耐用年数管理	0120188	耐用年数の変更に対応できること。（誤謬訂正・法令変更）	実装必須機能		制度改正等により、耐用年数の変更があった場合に、対応できることとしている。	必須			
	3.1.30.	確定申告情報登録（eLTAX連携）	0120189	【令和8年度から利用開始予定】 eLTAXと連携して、所得税確定申告情報、法人税確定申告情報を取り込み、管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能	※今後、詳細化予定。	償却資産申告書の申告額りや申告漏れ等の資産がないか確認するための機能。	必須			
4. 納税義務者管理											
4.1. 納税義務者マスタ管理											

項番	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査）	
								要望分類	国々の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.1.1.	1	納税義務者マスタ管理	0120302 納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <納税義務者情報> ・宛名情報（宛名番号を含む。） ・納税義務者番号 ・納税者ID（eLTAX） ・振替口座情報（金融機関名、金融機関の支店名、口座番号、預金種別、口座名義人） ・宛名に係る異動日、異出日及び異動事由 ・課税処理保留フラグ（課税保留の該当の有無） ・閉鎖フラグ（納税義務者情報の閉鎖の有無） ・代理人等情報（開書（相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承認人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他）、氏名、住所、電話番号、特記事項（メモ）） ・納税通知書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所又は居所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承認人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他、納税義務者、担当税理士、担当支社）） ・償却資産申告書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承認人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他、納税義務者、担当税理士、担当支社）） 【令和4年度税制改正関係】 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申告をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」 ・非課税類型 ・減免該当者フラグ ・別段の意思表示フラグ ・メモ	実装必須機能	・償却資産申告書等送付先情報は、納税通知書等送付先情報と送付先が異なる場合にのみを設定するもの。 ・固定資産税システム内に納税義務者マスタ機能を実装することを想定しているが、宛名システム側で同等機能を実装することも可とする。 ・宛名システムから宛名情報を連携している場合においては、宛名システムの全件データ（納税義務者以外の個人または法人のデータを含む。）を納税義務者マスタに設定することも可とする。 ・「DV被害者等の「住所に代わる事項」は、土地登記情報及び家屋登記情報における項目と同一のものである。 ・振替口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。 ・「送付先を設定する理由」はメモでの代替も可とする。	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳に登録する納税義務者情報のマスタとして管理する項目を要件化している。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。「課税処理保留フラグ」は左記課税処理保留に該当する場合に設定するフラグを指す。	必須			
	4.1.1.	2		0120303 一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <納税義務者情報>	標準オプション機能			必須			
	4.1.1.	2		0120192 ・減免類型	標準オプション機能	-	-	不要			
	4.1.1.	2		0120193 ・汎用的なフラグ	標準オプション機能	「汎用的なフラグ」について、管理する項目数は最大5つであり、用途としては国外輸出者等のフラグとして活用することを想定している。		必須			
	4.1.1.	3		0120194 納税義務者番号について、任意の付番ルールに基づき付番管理ができること。また、任意の番号による付番管理ができること。	標準オプション機能		納税義務者番号については、各団体にて多様な採番ルールを採用しているため、機能として明確に定義しないこととした。一方で、現行の採番ルールを活かし、各団体にて効率的な業務運用ができるよう、各パッケージ製品に標準的に実装されている自動採番機能については、事業者の実装に委ねるため「標準オプション機能」として定義している。	不要			
	4.1.1.	4		0120304 「土地・家屋」と「償却資産」について、それぞれの納税承認人・納税管理人等を設定できること。	標準オプション機能			必須			
	4.1.1.	5		0120305 「土地・家屋」と「償却資産」それぞれ別の送付先を設定できること。	標準オプション機能			必須			
	4.1.2.			0120195 納税義務者情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
	4.1.3.	1		0120306 住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること。 宛名情報の更新については、自動更新と手動更新を選択できること。 <宛名情報> ・宛名番号 ・個人番号・法人番号 ・個人・法人の別 ・氏名・名称 ・氏名カナ・名称カナ ・郵便番号・住所・所在地 ・生年月日・設立年月日 ・死亡年月日・閉鎖等年月日（事業終了、廃業、合併） ・死亡年の届出日（住民記録システム・宛名システムにおける宛名情報上の「異動事由」が「死亡」の場合の「異動に関する届出日」） ・性別 ・電話番号 ・支援措置情報・要注情報 ・住民記録システム ・屋号	実装必須機能	・性別については、空欄とすることも許容する。 ・納税義務者情報として住民記録システム・宛名システムから宛名情報を参照している場合は、本要件を満たすものとする。 ・死亡年の届出日について、住民記録システムの標準仕様書における異動に関する届出日のうち、異動事由が死亡であるものを対象としている。 ・生年月日については、生年月日不詳とすることも許容する。	固定資産税システムで必要とする宛名情報を要件化している。 各項目については、業務共通要件の宛名情報に引る。	必須			

009005_5_機能要件_012固定資産税

								本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
項目	様番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.1.3.	2		0120197 住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること <宛名情報> ・転出先住所（予定）	標準オプション機能	納税義務者情報として住民記録システム・宛名システムから宛名情報を参照している場合は、本要件を満たすものとする。	-	必須			
	4.1.4.			0120198 住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能	納税義務者情報として住民記録システム・宛名システムから宛名情報を参照している場合は、本要件を満たすものとする。	正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
	4.1.5.	1		0120199 納税義務者マスタが更新された場合、課税台帳上の納税義務者情報を自動で更新できること。	実装必須機能			必須			
	4.1.5.	2		0120200 課課処理をした年度の課税台帳については、納税義務者マスタが更新された場合であっても、課税台帳上の納税義務者情報を自動で更新しないこと。	標準オプション機能		-	不要			
	4.1.5.	3		0120201 同一の納税義務者に複数の納税義務者番号が存在する場合に、納税義務者番号の関連付けを行い、代表して使用する納税義務者情報を管理（設定・解除）できること。	標準オプション機能		-	不要			
	4.1.6.			0120202 現年度の課税台帳を複写して、次年度の課税台帳を作成する際に、現年度の相続人代表者又は相続人を次年度の共有代表者又は納税義務者として一括設定できること。	標準オプション機能	現年度において、納税義務者である者が死亡した場合は、その相続人を現年度の課税台帳に設定することとなるが、次年度においても所有権移転登記がされていないれば、現年度の課税台帳に設定している相続人を次年度の課税台帳に納税義務者として一括で設定できる機能である。 死亡した登記名義人からの所有権移転がなされていない場合における次年度の納税義務者の決定に関する取扱い、は、地方団体によって運用が異なることから、「標準オプション機能」として要件化している。	不要				
4.2. 共有者管理											
4.2.1.	1	共有者管理		0120203 複数の個人または法人（以下、「共有者」という。）が同一の固定資産を共有（区分所有を含む。）している場合、納税義務者マスタ上、共有者グループごとに、共有情報を管理（設定・保持・修正）できること。 各共有者について、それぞれの納税義務者情報と紐づいていること。 一般共有の場合は、共有持分または一部共有者が不明の場合であっても設定できること。 共有者の人数は、紐づいた各共有者の人数に基づき自動算出されること。一般共有の場合は、一部共有者が不明の場合も想定されるため、手入力で人数を変更できること。 他の共有者グループの情報を複写して、新規に共有者グループを作成することができること。 <共有情報> ・共有者グループの宛名番号 ・各共有者の宛名番号 ・納税義務者番号 ・共有区分（一般共有、区分所有） ・代表者のフラグ ・当該共有者グループが所有する資産ごとの各共有者の登記持分割合及び現況持分割合 ・異動年月日 ・異動事由 ・共有者の人数 ・納税通知書等発行対象フラグ	実装必須機能	異動年月日、異動事由とは、共有構成員の中で、特定の者のみの所有権移転があった場合を想定したもの、共有者グループの宛名番号について、共有者グループを一意に特定する番号として、必ずしも庁内全体で利用する宛名番号と一致するものを用いる必要はない（例：納税義務者番号）。	固定資産税については、同一の固定資産を複数の者で共有することもあるため、同一の固定資産を所有する共有者どうしを紐付けて、共有者グループを作成できるとしている。 特定共用土地について、共有者管理機能の共有情報において「共有区分（一般共有、区分所有）」及び「当該共有者グループが所有する資産ごとの各共有者の持分割合（登記持分、現況持分）」を「実装必須機能」として要件化しており、管理可能である想定。 「納税通知書等発行対象フラグ」により、共有者グループのうち、一部の者に対して納税通知書を送付する場合等に対応できるとしている。	必須			
4.2.1.	2			0120204 複数の個人または法人（以下、「共有者」という。）が同一の固定資産を共有（区分所有を含む。）している場合、納税義務者マスタ上、共有者グループごとに、共有情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <共有情報>	標準オプション機能		「共有区分（相続共有）」、「区分所有に係る部屋番号」、「代表者のフラグの適用期間」については、地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として整理している。	不要			
4.2.1.	2			0120205 ・共有区分（相続共有）	標準オプション機能		-	不要			
4.2.1.	2			0120206 ・区分所有に係る部屋番号	標準オプション機能		-	不要			
4.2.1.	2			0120207 ・代表者のフラグの適用期間	標準オプション機能		-	不要			
4.2.2.				0120208 共有情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
5. 特例・非課税税額マスタ管理											
5.1. 特例・非課税税額マスタ管理											

								本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）		
項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	5.1.1.	特例類型マスタ管理	0120307	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、対象年度内の年度に特例率を予め設定できること。また、対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。） <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	実装必須機能	主な特例の種類については、システム上にあらかじめ設定されていることも可とする。	特例の種類をマスタとして作成するための機能。	必須				
	5.1.2.	非課税類型マスタ	0120308	固定資産税について、非課税の種類ごとに非課税関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。また、非課税について、対象年度内の年度に予め設定できること。 <非課税関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・対象年度 ・非課税期間 ・備考	実装必須機能	主な非課税の種類については、システム上にあらかじめ設定されていることも可とする。	非課税の種類をマスタとして作成するための機能。	必須	土地や償却資産の一部が非課税の場合には、課税台帳にて一部が非課税であることを管理できること。			
6. 賦課処理												
6.1. 税率等の設定												
	6.1.1.	固定資産税の税率設定	0120211	固定資産税の税率を設定できること。	実装必須機能		-	必須				
	6.1.2.	1	0120212	固定資産税に係る不均一課税の種類ごとに固定資産税不均一課税情報を設定できること。 <固定資産税不均一課税情報> ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・税率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	実装必須機能	対象年度、軽減期間とは、「〇〇までに取得した固定資産について、△△年度分の課税標準を1/2とする。」との特例があった場合に、「〇〇まで」が対象年度、「△△年度分」が軽減期間となる。	不均一課税の種類をマスタとして作成するための機能。	必須				
		2	0120309	不均一課税の種類として課税免除を設定できること。	標準オプション機能			不要				
	6.1.3.	免税点の設定	0120213	土地、家屋、償却資産毎に免税点を設定できること。	実装必須機能		-	必須				
	6.1.4.	納期限の設定	0120214	条件に基づき、納期限を設定できること。	実装必須機能		-	必須				
6.2. 名寄処理												
6.2.1.	1	名寄処理	0120215	当年度の名寄処理を行い、納税義務者又は共有者グループごとに名寄情報が管理（設定・保持・修正）できること。 更正処理後は、以下の情報が再計算されること。 類型ごとの減免額については、強制修正できること。 <名寄情報> ・土地課税（補充）台帳上の課税標準額の総額 ・家屋課税（補充）台帳上の課税標準額の総額 ・償却資産課税台帳上の課税標準額の総額 ・上記の総額 ・固定資産税の税額特例措置による軽減額 ・固定資産税額（当初賦課処理後の税額及び更正後の税額） ・適用を受ける減免の種類、類型ごとの減免額 ・返戻者情報 ・納付済額（収滞納システムから受け取る連携情報） ・差引納付額（収滞納システムから受け取る連携情報） ・納期限 ・期別税額	実装必須機能	・「納税通知書発送日」とは、納税通知書を発送した日 ・「賦課決定日」とは、名寄処理を行い、名寄情報を修正した日	賦課処理を行うため、納税義務者又は共有者グループごとに名寄せした情報を管理できることとしている。 「返戻者情報」の各項目については、共通要件を参照。 「類型ごとの減免額」については、地方団体によってはシステム上計算が困難な減免制度を定めていることが想定されるため、強制修正できることを実装必須機能としている。	必須	③区分所有家屋敷地などの共用土地については、一般土地と別に名寄せして免税点未満かどうかの判定が行えること。 ②「課税区分のみ」と「課税区分・支所（出張所）」の両方で名寄せ処理や課税処理を行うことができること			

009005_5_機能要件_012固定資産税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側面）	
								要望分類	国等の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.2.1.	2	0120216	当年度の名寄処理を行い、納税義務者ごとに名寄情報が管理（設定・保持・修正）できること。 <名寄情報>	標準オプション機能		「納税通知書発送日」、「賦課決定日」を名寄情報として管理することについては、地方団体によって運用が異なることから、標準オプション機能として整理している。	不要			
	6.2.1.	2	0120217	・納税通知書発送日	標準オプション機能		-	不要			
	6.2.1.	2	0120218	・賦課決定日	標準オプション機能		-	不要			
	6.2.2.		0120219	名寄情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能		正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
6.3.当初賦課処理											
	6.3.1.		固定資産税当初賦課処理	0120220	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の賦課期日時点の情報を基に、当初賦課処理（法令の規定に基づいた税額計算・期別税額計算が実施され、計算結果が名寄帳に設定される）ができること。	実装必須機能	-	必須			
	6.3.2.			0120221	当初賦課処理をする際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能	正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
6.4.負担調整措置											
	6.4.1.		固定資産税の商業地等に対する減額機能	0120222	地方税法附則第21条の規定による減額措置について、課税標準となるべき価格に乘じる割合を設定できること。	実装必須機能	-	必須	当該機能に該当する要件は課税支援システムで処理するため、標準準拠システムに搭載された機能は利用しない。		
	6.4.2.		固定資産税の住宅用地等に対する減額機能	0120223	地方税法附則第21条の2の規定による減額措置について、前年度の課税標準額に乘じる割合を設定できること。	実装必須機能	-	必須	当該機能に該当する要件は課税支援システムで処理するため、標準準拠システムに搭載された機能は利用しない。		
	6.4.3.		固定資産税の農地等に対する減額機能	0120310	地方税法附則第29条の2の規定による減額措置について、差額に相当する額を計算・更正できること。	標準オプション機能	軽減（税額特例）税額の強制入力機能による実装も可	必須	三大都市圏に必要な機能であり、また本来特定市街化区域農地である土地を一般市街化区域農地とみなして計算する機能を要件化している。しかしベンダ事業者から、計算方法において手入力による修正機能を要件化してほしいとの意見があったので強制入力による対応も可能とした。		
6.5.更正（税額変更）処理											
	6.5.1.		更正処理	0120224	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の異動入力後の情報を基に、更正処理（法令の規定に基づいた税額再計算が実施され、再計算結果が名寄帳に設定される）ができること。	実装必須機能	-	必須			
	6.5.2.			0120225	更正処理をする際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。	実装必須機能	正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装必須機能としている。	必須			
	6.5.3.			0120226	選択した年度分の課税台帳上の情報を一括して更正処理できること。	標準オプション機能	一括ではなく、年度ごとに更正処理を行うため、本機能は不要とする地方団体もあり、標準オプション機能として整理している。	必須			
	6.5.4.			0120326	減免について、減免類型ごとに、期前に対応することができ、期別の減免額を自動で算出できること。	実装必須機能	減免については、各地方団体の条例に規定されており、期前又は月割については、地方団体によって運用が異なるため、どちらも要件化している。	必須			
				0120327	減免について、減免類型ごとに、月割に対応することができ、月別の減免額を自動で算出できること。	標準オプション機能	減免については、各地方団体の条例に規定されており、期前又は月割については、地方団体によって運用が異なるため、どちらも要件化している。	不要			
	6.5.7.			0120311	任意の税額を強制的に減免できること。	標準オプション機能		必須			

009005_5_機能要件_012固定資産税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ固形）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.5.5.		012028	更正処理に際して、期別税額が再計算されること。その場合、到来済みの納期限に係る期別税額ではなく、未到来の納期限に係る期別税額が変更されること（税額がゼロとなるなど、到来済みの納期限に係る期別税額の変更が避けられない場合を除く。）。	実装必須機能		期別税額の再計算時の条件を記載している。 到来済みの納期限に係る期別税額を更正処理時に変更した場合、事務処理が煩雑になるため、未到来の納期限に係る期別税額を優先して変更することとしている。	必須			
	6.5.6.		0120312	更正処理を行う際、更正開始期を選択できること。	標準オプション機能		公示送達を行う前に納期延長（更正開始期を手動で変更）し送付先の調査をするための期間を設けるための機能を想定している。	不要			
	6.6 償却課税処理（償却資産）										
	6.6.1.	1	未申告事業者抽出	0120229 前年度の申告情報を基に、未申告事業者を抽出し、リスト等で確認できること。 納税通知書を発行済みの事業者については、未申告事業者の抽出対象外とできること。	実装必須機能		償却資産の未申告事業者を抽出するための機能であり、抽出したものはリスト等で確認できることとしている。	必須			
	6.6.1.	2		0120230 前年度において事業所別に申告を受け付けている場合、当年度においても各事業所の申告状況を確認できること	標準オプション機能		-	必須			
	6.6.1.	3		0120231 【令和8年度から利用開始予定】 所得税確定申告情報、法人税確定申告情報を基に、未申告事業者等を抽出し、リスト等で確認できること。 ※今後、詳細化予定。	標準オプション機能		償却資産申告書の申告誤りや申告漏れ等の資産がない確認するための機能。	必須			
	6.6.2.	前年申告漏れ資産抽出	0120232	本年申告情報を基に、前年申告漏れの資産を抽出できること。	実装必須機能		更正処理の必要性を確認するための機能。	必須			
	6.6.3.	未申告事業者催告処理	0120233	抽出した未申告事業者に対し、催告書を作成できること。 催告書の発送情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 ＜催告書発送情報＞ ・催告年月日 ・発送停止フラグ	実装必須機能		償却資産の未申告事業者に対して、催告書を作成できることとしている。	必須			
	7.減免等処理										
	7.1.減免類型マスタ管理										
	7.1.1.	減免類型マスタ管理	0120234	固定資産税について、減免の類型ごとに減免関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜減免関連情報＞ ・減免名称 ・減免割合 ・対象資産（土地、家屋、償却資産） ・減免期間	実装必須機能	・主な減免類型については、システム上あらかじめ設定されていることも可とする。 ・減免期間とは、「△△年度分の税額を1/2とする。」との減免があった場合に、「△△年度分」が減免期間となる。	減免の類型をマスタとして作成するための機能。	必須			
	8. 交付										
	8.1.通知書・納付書発行										
	8.1.1.	納税通知書等発行	0120235	当初賦課処理後または更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）を一括または個別で発行できること。 課税明細書をCSV形式で出力できること。	実装必須機能		-	必須			
	8.1.2.	1	0120236	下記の優先順位に基づいて送付先が自動で設定されること。 優先順位①：代理人等情報 優先順位②：納税通知書等送付先情報 ※ただし、償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがきを送付する場合においては、償却資産申告書等送付先情報を優先する。 優先順位③：宛名情報	実装必須機能	・本要件は、共有者グループにおける各構成員への送付先も対象としている。 ・増減確認はがきは標準オプション帳票であるため、当該帳票に係る機能は標準オプション機能となる。	納税義務者情報として設定した送付先に係る情報について、優先順位を設けているもの、業務共通の要件としても要件化しているが、償却資産申告書等送付先情報については、固定資産税業務固有のため要件化している。	必須	代理人等情報が送付先に設定された場合に、対象データを抽出できること。 【発行運用】 現在、代理人（第三者納付者）と納税義務者の二重納付を防ぐために、納付書等の発送時に引き置きを行っている。		
	8.1.2.	2	0120237	送付先が設定されている場合、宛先を「〔送付先氏名〕 様方（〔納税義務者氏名様〕 分）」として印字できること。 （例）「送付先氏名：山田太郎」、「納税義務者：山田一郎」の場合、宛先の印字は次のとおりとなる。 「山田太郎 様（山田一郎 様分）」	実装必須機能	「様」について、以下のどちらかとするかについては、事業者のバリエーションに委ねることとする。 「〔送付先氏名〕 様（〔納税義務者氏名様〕 分）」 「〔送付先氏名〕 様方（〔納税義務者氏名様〕 分）」	送付先の受取人等が宛名の記載から、どの課税対象者分かを判断するための機能であり、住民等へのサービス向上を目的とした機能である。 また本機能は、送付先の者と納税義務者が異なる場合の機能である。	必須			
	8.1.3.		0120238	納税通知書、課税明細書、納付書及び更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）について、それぞれ組み合わせて帳票を出力できること。	標準オプション機能		地方団体によっては、納税通知書等をそれぞれ組み合わせて帳票を出力し、市チキス止めや欄付けによって冊子化している団体もあることから要件化している。 本要件が実装されない場合は、個別に各帳票を出力する運用を想定している。	不要			

項番	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側面）	
								要望分類	国々の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
8.1.4.	1	共有者等への納税通知書等発行	0120313	共有者グループに対して、当初賦課処理後または税額更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正（価格）決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）、更正賦課決定通知書（税額以下）の出力設定を、共有者グループごとに設定できること。 <出力設定> ・共有者の代表者に対してのみ、納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 ・共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 ・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（共有者の持ち分で区分した税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行 ・共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行	実装必須機能		地方団体によっては、共有者グループごとに納税通知書等の発行パターンが異なるため、それぞれ出力設定として実装化している。 「納税通知書等発行対象フラグ」については、共有者管理の機能を参照。	必須			
	2		0120314	共有者グループに対して、当初賦課処理後または税額更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）を、以下の出力設定で、一括または個別で発行できること。 以下の出力設定を、共有者グループごとに設定できること。	標準オプション機能			必須			
	2		0120315	・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行	標準オプション機能			必須	納付書の発行は不要とする		
	2		0120316	・納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行	標準オプション機能			必須	納付書の発行は不要とする		
	2		0120317	・納税承継人全員に対して納税通知書（地方税法第9条に基づく按分税額分）、課税明細書、納付書（地方税法第9条に基づく按分税額分）、更正（賦課）決定通知書、更正（価格）決定通知書を発行	標準オプション機能			不要			
		減免決定通知	0120240	減免申請に対する減免決定通知書を一括または個別で発行できること。	実装必須機能		-	必須			
		発送者一覧出力	0120241	納税通知書を一括で発行した際に、発送簿が出力できること。	実装必須機能		発行した納税通知書の封入番号や対応する送付先住所等を確認するための機能。	必須			
		名寄帳出力	0120242	名寄帳をA3サイズの用紙で拡大印刷できること。	標準オプション機能		-	不要			
		登記所への通知	0120243	以下の通知をCSV形式で出力できること。 ・登記所宛の評価額決定通知書 ・固定資産課税台帳に登録された者の死亡等に関する情報の登記所宛ての通知 ※通知の詳細については、別途検討中であり、標準仕様書に検討結果を反映する予定。	実装必須機能	「登記所宛の評価額決定通知書」は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の委任を受けて制定する総務省令と合わせて施行する予定。 「固定資産課税台帳に登録された者の死亡等に関する情報の登記所宛ての通知」の詳細については、現在検討中。	-	必須			
		都道府県への通知	0120244	都道府県宛ての固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知をCSV形式で出力できること。	実装必須機能		-	必須			
		税務署への通知	0120245	所轄税務署宛ての相続税法第58条通知をCSV形式で出力できること。	実装必須機能			必須			
		記載変更	0120246	通知書及び証明書の「通知書本文」、「証明書本文」を任意に設定できること。	実装必須機能			必須			
8.1.12.		共有者選択	0120247	共有物件の外部帳票出力の際に、どの共有者の氏名で発行できるか選択できること。	実装必須機能		共有代表者の氏名だけでなく、共有者の中から印字する氏名を選択するための機能。	必須			
8.1.13.		農地法所管部署への通知	0120248	農地法施行規則第102条に基づく照会に対する回答をCSV形式で出力できること。	実装必須機能			必須			

009005_5_機能要件_012固定資産税

項目	検査	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	8.1.14.	帳票出力	0120325	帳票出力の際に印字する必要がない項目において、空白ではなく印字していない旨がわかる情報を印字できること。	標準オプション機能	（例：項目を斜線で表示する／項目を「」で囲む／空白ではなく印字していない旨のメッセージを帳票に印字する／黒塗りで表示する）等		不要			
8.2. 証明書発行											
8.2.1.	1	証明書発行	0120249	各種証明書等を発行できること。	実装必須機能		-	必須			
8.2.1.	2		0120250	土地登記情報又は家屋登記情報マスタに「D V被害者等の住所に代わる事項」が設定されている固定資産についての証明書等を発行する際は、住所に代わる事項が印字されること。	実装必須機能	宛名情報に「支援措置情報・要注意情報」が設定されている場合における発行抑制機能等は、税共通機能ID:0160049-0160051を参照。		必須	公示用住所が設定されているDV支援対象者（支援措置対象者）等の証明書は発行停止とできること		
8.2.1.	3		0120251	D V被害者等の住所に代わる事項」が設定されている納税義務者が所有する固定資産についての証明書等を発行する際は、アラートが表示されること。	実装必須機能			必須	・証明書の発行停止措置を納税義務者単位、物件単位で設定できること。 ・証明書等発行停止措置を類型ごとにコード管理できること。 ・証明書等発行停止措置が設定された場合は、証明書等を発行する際のアラートに停止措置の内容が表示されること。 ・証明書等発行停止措置が設定されているかを確認するために、物件地コードなどで検索し、簡便に照会できること。		
8.2.1.	6		0120318	新年度の証明書について、賦課決定または価格決定がされていない場合の発行制御ができるよう、発行不可とする期間や発行可能となる日付の設定ができること。	標準オプション機能			必須			
8.2.1.	7		0120319	更正入力のみと、賦課決定（通知書発布）がまだされていない場合、アラート表示（変更前の内容で発行して良いか）することができると。	標準オプション機能			必須			
8.2.1.	4		0120252	証明書を発行する際に、備考欄を強制修正（手入力）できること。	実装必須機能		土地の所有者は、固定資産税が非課税の土地の登記申請を法務局宛にする場合に、法務局から近傍宅地価格が記載された書類を求められることがある。この場合に、土地の所有者は、固定資産税の課税庁宛に近傍宅地価格が記載された証明書の発行を求めることとなる。これに対応するため、課税庁側は土地の所有者から近傍宅地価格を証明を求められた後、近傍宅地価格を計算し、証明書の発行時に備考欄に印字又は手入力して発行している。また、固定資産課税台帳に登録された事項の証明書は、請求人によって、固定資産課税台帳に登録されている事項のうち、どの情報までを証明できるかが異なっているため、地方団体において備考欄を適宜修正する運用を想定している。	必須			
8.2.1.	5		0120253	証明書を発行する際に、納税義務者の氏名・名称、住所・所在地を強制修正（手入力）できること。	実装必須機能		証明書発行時における事務の円滑化のために要件化した機能。	必須			
9. 調定・統計											
9.1. 調定処理											
9.1.1.	1	調定処理	0120254	当初賦課処理後、又は更正処理後に、調定処理ができること。	実装必須機能		調定とは地方団体の歳入を徴収しようとする場合に、当該歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為であり、税務システムの標準仕様書において、調定処理と表記する場合は、課税部門で決定した課税情報を内部的な意思決定として収納部門へ連絡する態様を含む。 調定処理行った情報は収納管理システムへ連携されるが、頻度等の要件については当該情報を必要としている収納管理システムでの整理を行うこととする。	必須			
9.1.1.	2		0120265	調定情報を管理（設定・保持・修正）できること。 調定情報は、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」における「固定資産税_基本データリスト」の「固定調定情報」の規定に準ずる。	実装必須機能	収納管理システムを有する統合パッケージの場合は、固定資産税システムではなく、収納管理システム側で同等機能を実装することも可とする。		必須			
9.2. 固定資産税関係統計資料											
9.2.2.	次年度予算見込み作成		0120255	次年度予算見込み作成のために、課税シミュレーションができること。	標準オプション機能		次年度予算見込み資料作成のための機能であり、問合せ時や過年度更正を行う際の確認のための機能、当初賦課処理の前のリールロールを想定した機能ではない。 次年度予算見込み作成のための課税シミュレーション機能が必要とするか否かは、地方団体によって異なることから、標準オプション機能として整理した。	不要			
10. 履歴・検索・照会											
10.1. 履歴・検索・照会											
10.1.1.	1	履歴管理	0120256	半標準仕様書上で管理（設定・保持・修正）することとしている全ての情報について、履歴を保持できること。ただし、特例類型マスタ、非課税類型マスタ、不均一課税類型マスタ、減免類型マスタの履歴管理は不要とする。	実装必須機能		-	必須			
10.1.1.	2		0120320	誤入力等による履歴を削除できること。	標準オプション機能			必須	賦課データの削除は不要		

009005_5_機能要件_012固定資産税

項番	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ調査）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	10.1.2.	検索対象	0120257	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の情報、納税義務者情報及びそれらの異動履歴について、検索・照会できること。 閉鎖された土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の情報及び納税義務者情報についても検索・照会できること。	実装必須機能		窓口や問い合わせへの対応の際に、固定資産税システム上管理している情報を検索するために必要な機能である。	必須			
	10.1.3.	1	0120258	賦課状況照会画面において、共有者で検索した場合も、その共有者が共有者グループに含まれている固定資産（区分所有を含む。）に紐づく賦課情報を検索することができること。	実装必須機能			必須			
	10.1.3.	4	0120321	賦課状況照会画面において、同一納税義務者で複数の納税義務者番号を保持している場合で、関連付けを行っている（機能ID：0120201）納税義務者番号において検索できること。	標準オプション機能			必須			
	10.1.3.	5	0120322	賦課状況照会画面において、納税管理人で検索した場合に、納税義務者について検索することができること。	標準オプション機能			必須			
	10.1.3.	6	0120323	賦課状況照会画面において、相続人・登記名義人で検索した場合も、関連付けを行っている納税義務者の固定資産（区分所有を含む。）に紐づく賦課情報を検索することができること。	標準オプション機能			必須	登記名義人での検索は不要		
	10.1.3.	2	0120259	名寄帳について、更正履歴ごとの賦課情報に基づいて発行できること。	標準オプション機能		更正処理を行った場合に、更正前後の固定資産税に係る情報を確認するために、更正履歴ごとに名寄帳兼《補充》課税台帳を発行できる機能を「標準オプション機能」として要件化している。	必須			
	10.1.3.	3	0120266	「通知書番号」を検索キーとして、調定情報を検索できること。	実装必須機能			必須			
11. 都市計画税											
11.1. 都市計画税											
11.1.1.	1	都市計画税	0120260	都市計画税の機能については、固定資産税の機能要件の例によるものとする。	標準オプション機能		都市計画税の機能について、固定資産税の機能と明確に書き分ける必要がないことが確認できたため、固定資産税の機能要件の例によるものとした。	必須			
12. その他											
12.1. 他システム連携											
12.1.1.	1	他の標準事業システムへの連携	0120261	庁内データ連携機能（デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する「庁内データ連携機能」をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準事業システムへの情報連携、または他の標準事業システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	実装必須機能	統合収納管理機能・統合滞納管理機能との連携は、デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能・統合滞納管理機能に従うこととする。		必須			
12.1.1.	2		0120262	納税義務者について、生活保護システム上の生活保護情報を照会できること。 <生活保護情報> ・決定年月日 ・履歴番号 ・個人開始年月日 ・個人廃止年月日	標準オプション機能		減免申請に対する審査を行うための機能。	必須			
12.1.2.		独自施策システム等への連携	0120263	標準事業システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準事業システムを利用する地方公共団体が標準事業システムとのデータ連携を認めるものとデータの連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能		税務システムから独自施策システム等の標準事業システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。	必須	課税支援システムで作成した基本データベースに基づくデータを、任意のタイミングで標準事業システムに取り込むこと。		

009005 5 機能要件（指定都市） 012固定資産税

項番	機能名称	改定種別	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）		
							要望分類	国等の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
1. 土地管理											
1.1. 土地登記情報マスタ管理											
1.1.1.	土地登記情報管理		0128001	行政区ごとに、土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 <土地登記情報> ・行政区	市町村全体の機能要件（固定資産税）の1.1.1に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須				
1.2. 土地（補充）課税台帳管理											
1.2.1.	課税台帳作成		0128002	行政区ごとに、土地（補充）課税台帳を管理（設定・保持・修正）できること。 <土地（補充）課税台帳情報> ・行政区	市町村全体の機能要件（固定資産税）の1.2.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区ごとに賦課処理を行うことから、管理項目として行政区を実装必須機能とした。	必須				
2. 家屋管理											
2.1. 家屋登記情報マスタ管理											
1.2.1.	家屋登記情報管理		0128003	行政区ごとに、家屋登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋登記情報> ・行政区（所在地の行政区と異なる行政区も入力できること）	市町村全体の機能要件（固定資産税）の2.1.1に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須				
2.2. 家屋（補充）課税台帳管理											
2.2.1.	課税台帳作成		0128004	行政区ごとに、家屋（補充）課税台帳を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋（補充）課税台帳情報> ・行政区	市町村全体の機能要件（固定資産税）の2.2.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区ごとに賦課処理を行うことから、管理項目として行政区を実装必須機能とした。	必須				
3. 償却資産管理											
3.1. 償却資産課税台帳管理											
3.1.1.	償却資産課税台帳管理		0128005	行政区ごとに、償却資産課税台帳を管理（設定・保持・修正）できること。 <償却資産課税台帳情報> ・行政区	市町村全体の機能要件（固定資産税）の3.1.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区ごとに賦課処理を行うことから、管理項目として行政区を実装必須機能とした。	必須				
3.1.2.	電子申告情報登録（eLTAX連携）		0128006	行政区ごとに、eLTAXと連携して、電子申告情報を更新・管理（設定・保持・修正）できること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の3.1.17に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須				
3.1.3.	償却資産評価情報管理		0128007	同一行政区内に本社や事業所が存在する場合、事業所別に本社にまとめて価格決定でき、各支社（店）毎の申告データを管理（設定・保持・修正）して合算処理を行えること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の3.1.25に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須				
4. 納税義務者管理											
4.1. 納税義務者マスタ管理											
4.1.1.	納税義務者マスタ管理		0128008	行政区ごと、一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <納税義務者情報> ・行政区	市町村全体の機能要件（固定資産税）の4.1.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区ごとに賦課処理を行うことから、行政区ごとに納税義務者情報を管理できることを実装必須機能とした。	必須				
4.1.2.			0128009	住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、行政区ごとに、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の4.1.3に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須				
4.2. 共有者管理											
4.2.1.	共有者管理		0128010	行政区ごと、共有者グループごとに、共有情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <共有情報> ・行政区	市町村全体の機能要件（固定資産税）の4.2.1に付随 行政区ごとに賦課処理できる場合には本要件を満たしているものとする。	指定都市においては、制度上、行政区ごとに賦課処理を行うことから、行政区ごとに共有情報を管理できることを実装必須機能とした。	必須				
5. 賦課処理											
5.1. 名寄処理											

				本市要求事項			要求事項への対応予定（ベンダ回答）			
	5.1.1.	名寄せ処理		0128011	行政区ごとに、当年度の名寄せ処理を行い、納税義務者又は共有者グループごとに名寄せ情報が管理（設定・保持・修正）できること。 <名寄せ情報> ・行政区	市町村全体の機能要件（固定資産税）の6.2.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区ごとに賦課処理を行うことから実装必須機能とした。	必須		
	5.2 当初賦課処理									
	5.2.1.	当初賦課処理		0128012	行政区ごとに、土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の賦課期日時点の情報を基に、当初賦課処理（法令の規定に基づいた税額計算・期別税額計算が実施され、計算結果が名寄せ帳に設定される）ができること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の6.3.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区ごとに賦課処理を行うことから実装必須機能とした。	必須		
	5.3 更正（税額変更）処理									
	5.3.1	更正処理		0128013	行政区ごとに、土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の異動入力後の情報を基に、更正処理（法令の規定に基づいた税額再計算が実施され、再計算結果が名寄せ帳に設定される）ができること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の6.5.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区ごとに賦課処理を行うことから実装必須機能とした。	必須		
6 交付										
6.1 通知書・納付書発行										
	6.1.1.	納税通知書等発行		0128014	行政区ごとに、当初賦課処理後または更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ。）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）を一括または個別で発行できること。 行政区ごとに、課税明細書をCSV形式で出力できること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の8.1.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区単位で課税を行うため、実装必須機能とした。	必須		
	6.1.2.	登記所への通知		0128015	行政区ごとに、以下の通知をCSV形式で出力できること。 ・登記所宛の評価額決定通知書 ・固定資産課税台帳に登録された者の死亡等に関する情報の登記所宛での通知 ※通知の詳細については、別途検討中であり、標準仕様書に検討結果を反映する予定。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の8.1.8に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須		
	6.1.3.	都道府県への通知		0128016	行政区ごとに、都道府県宛での固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知をCSV形式で出力できること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の8.1.9に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須		
	6.1.4.	税務署への通知		0128017	行政区ごとに、所轄税務署宛での相続税法第58条通知をCSV形式で出力できること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の8.1.10に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須		
	6.1.5.	送付先管理		0128027	行政区ごとに、「土地・家屋」と「償却資産」それぞれ別の送付先を設定できること。			必須		
6.2 証明書発行										
	6.2.1.	証明書発行		0128028	行政区、市（発行者）又は市税事務所ごとに各種証明書等を発行できることを市町村において選択できること。（行政区ごとに発行しなければならない証明書を除く。）	市町村全体の機能要件（固定資産税）の8.2.1に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須		
7 調定・統計										
7.1 調定処理										
	7.1.1.	調定処理		0128019	行政区ごとに、当初賦課処理後、又は更正処理後に、調定処理ができること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の9.1.1に付随	指定都市においては、制度上、行政区単位で課税を行うため、実装必須機能とした。	必須		
7.2 固定資産税関係統計資料										
	7.2.1.	次年度予算見込み作成		0128020	次年度予算見込み作成のために、行政区ごとに、課税シミュレーションができること。	市町村全体の機能要件（固定資産税）の9.2.2に付随	指定都市においては、行政区ごとに業務を実施しているため、本機能を定義している。	必須		
8 帳票出力全般										
8.1 帳票出力										
	8.1.1.	内部帳票出力		0128021	各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に指定した行政区単位の出力及び集計ができること。		指定都市においては、制度上、行政区単位で課税を行うため、内部帳票の出力の際に行政区単位での条件指定が必要となることから、実装必須機能とした。	必須		

					本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）				
	8.1.2.	外部帳票出力		0128022	各種証明書や通知書を含む外部帳票を一括で作成する際に指定した行政区単位の出力ができること。		指定都市においては、制度上、行政区単位で課税を行うため、外部帳票の出力の際に行政区単位での条件指定が必要となることから、実装必須機能とした。	必須			
	8.1.3.			0128023	外部帳票における以下の項目について行政区単位での制御ができること。 <対象項目> 処分庁名（通知者） 公印 問い合わせ先		指定都市においては、制度上、行政区単位での課税となることから、左記の機能要件に記載した印字項目については行政区単位で制御を行う必要がある。	必須			
	8.1.4.			0128024	以下の帳票について、1枚のはがき（又は汎用紙）で複数の行政区に事業所がある事業者に送付できるように、該当する行政区がわかるように印字することができること。 ・償却申告案内 ・償却資産の申告について（催告）			必須			
	8.1.5.			0128025	以下の帳票について、複数の行政区内に本社や事業所が存在する場合に、行政区ごと分けた上で1つの納税義務者に集約して出力できること。その際、ページ番号については以下の表記となること。 「行政区ごとの種類別明細書の合計枚数のうち○枚目」 ・種類別明細書	市町村全体の機能要件（固定資産税）の3.1.9に付随	1 納税義務者のすべての行政区の償却資産申告書及び種類別明細書を一つの封筒で送付する運用を想定したものである。	必須			
8.2. 帳票印字項目											
	8.2.1.	帳票印字項目		0128026	以下の外部帳票に行政区名称・行政区コードが印字できること。 ・土地（補充）課税台帳 ・家屋（補充）課税台帳 ・償却資産の申告案内 ・増減確認はがき（明細なし） ・増減確認はがき（明細あり） ・償却資産申告書 ・種類別明細書 ・償却資産の申告について(催告) ・名寄帳票（補充）課税台帳 ・納税通知書 ・課税明細書 ・減免決定通知書 ・更正（価格）決定通知書 ・更正（賦課）決定通知書 ・資産証明書 ・償却資産証明書 ・無資産証明書 ・評価証明書 ・公課証明書 ・課税証明書 ・台帳登録登記事項証明書 ・減失証明書		指定都市においては、各帳票について、行政区を印字する必要があるため、実装必須機能とした。	必須			

【様式第5号】

（記入要領）

※シート「機能要件一覧」に基づいて記載しています。シート「機能要件一覧（指定都市）」については内容を適宜読み替えて参照ください。

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装できれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.軽自動車税（種別割）基本情報管理（当初課税・税額変更）											
1.1.車両台帳情報管理											
1.1.1.	1	車両情報管理	0130176	車両情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <車両情報> 軽自管理番号 車両番号（標識番号） 異動年月日（登録年月日や取得年月日） 種別 燃料の種類 型式認定番号 型式 年式 車名 排気区分 総排気量又は定格出力 原動機の型式 営業用・自家用区分 用途 車台番号 初年度検査（届出）年月 所有形態区分 被けん引車両情報（該当区分・車輪数） ×モ 長さ 幅 最高速度	実装必須機能	・軽自管理番号は職員で直接修正できる必要はなく、参照のみできれば良い。 ・画面表示上の実装方法として、種別、営業用・自家用区分及び用途を組み合わせて車種とすることは問題ない。（例：軽4輪自家用乗用）	税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。 上記のうち、原則として「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）（第33号の4の2様式（第16条関係））」及び「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（第33号の5様式（第16条関係））」の記載項目については、実装必須機能としている。 被けん引車両情報の管理については、経年率重課判定や適用税率判定の際に考慮する情報であるため、実装必須機能としている。ただし、当該項目への登録有無は地方団体の実情を踏まえ判断するものとして整理した。	必須			
	2		0130002	車両情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <車両情報>	標準オプション機能	税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。 上記のうち、原則として「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）（第33号の4の2様式（第16条関係））」及び「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（第33号の5様式（第17条関係））」の記載項目以外については標準オプション機能としている。 フルアシスト自転車該当区分については、当該車両は新製品・新規経路での市場への流通やメーカー回収などの不確定要素も多いため、事務効率の観点で種別とは別途判別可能な区分を設けることが有効という意見があったことから、標準オプション機能とする。 試乗車区分については、試乗車の車両情報を軽自動車税の車両台帳とは別途管理している事例もあることから、標準オプション機能とする。 受付拠点及び入力拠点は、大規模団体で分けて管理を行う必要がある場合があるため、標準オプション機能とした。 一括納税対象車両区分は、一部の地方団体において実施されている複数車両の納税を一括で行うための納付書を交付する運用があるが、当該運用に際して対象となる車両かどうかを判別するための区分である。運用する地方団体が限定されることから、標準オプション機能とした。	必須				

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本庁要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.1.	2	0130009	車両の通称名	標準オプション機能		上記参照	不要			
		2	0130010	車体の形状	標準オプション機能		上記参照	不要			
	1.1.2.	1	標準情報管理 0130011	標識情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 < 標識情報 > 標識番号 交付年月日 標識回収区分 標識返納年月日	実装必須機能		各団体の条例に基づき、「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（第33号の5様式（第16条関係））」に記載のある種別においては、市町村での標識発行を行っていることから発行した標識の管理を行うにあたり必要な機能の定義を行った。 なお、標識番号の採番ルールは地方団体の規定に附り、アルファベットの使用も可能である。	必須			
	1.1.2.	2	0130012	標識情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 < 標識情報 >	標準オプション機能		ご当地ナンバーについては、導入地域が限定的であることから標準オプション機能とする。 標識交付証明書回収区分については、廃車受付時には標識の回収が必要であるが、その際の標識交付証明書の回収有無は各団体における有効性や事務負担等を勘案し判断するものとして、標準オプション機能とする。	不要			
	1.1.2.	2	0130013	ご当地ナンバー該当区分	標準オプション機能		上記参照	不要			
	1.1.2.	2	0130014	標識交付証明書回収区分	標準オプション機能		上記参照	不要			
	1.1.2.	2	0130177	特定原付用標識区分	標準オプション機能		特定原付区分については、基本的に特定原付用の標識を交付する運用であり、別途、標識情報の区分として管理する必要がある地方団体が限定的であるため、標準オプション機能とする。	不要			
	1.1.2.	2	0130016	弁償金額 弁償金支払年月日 弁償金支払い有無	標準オプション機能		弁償金情報管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係しないが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において弁償金徴収事務に関する機能は有用である旨の意見があったことから、標準オプション機能とする。	不要			
	1.1.3.		0130017	試乗標識を管理（設定・保持・修正）できること。 < 試乗標識情報 > 申請情報（申請者情報（氏名（名称）、所在地、電話番号）、申請年月日、申請事由、メモ） 交付年月日 車両番号（標識番号） 貸与期間 標識回収区分 標識返納年月日	標準オプション機能		試乗標識管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税のデータベースとは別途管理している事例もあるが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされていれば有用である旨の意見があったことから、標準オプション機能とする。	必須			
	1.1.4.		名義人情報管理 0130018	各種名義人（所有者/使用者）情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 < 名義人情報 > 宛名基本情報	実装必須機能	・「宛名基本情報」は、業務共通要件に記載のものを指す。 特に軽自動車税業務では以下の項目を意図しているが、業務共通要件に記載のある項目が管理できれば問題ない。（以降同様） 宛名字号 氏名（名称）（カナ・漢字） 住所（所在地）（郵便番号・方書含む。） 生年月日	「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）（第33号の4の2様式（第16条関係））」及び「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（第33号の5様式（第16条関係））」における名義人（所有者、使用者）の項目について、必要な管理機能の定義を行った。	必須			
	1.1.5.	1	0130019	使用者について、所有者と同一人の場合は所有者の情報を複写して設定できること。	実装必須機能	・使用者について、所有者と同一人の情報を初回値設定とする対応も可とする。	多くの場合は所有者と使用者が同一となるため、税務システム等標準化検討会において当該機能は有用であるという結論となった。 基本的に上記の事情は地方団体間の差が小さいと想定されることから実装必須機能とする。 なお、設定方法などの操作性に係る部分はシステムを実装する事業者の創意工夫の範囲として想定している。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.5.	2		0130020	所有者について、使用者と同一人の場合は使用者の情報を複写して設定できること。	実装必須機能		リース車両について、契約満了後に使用者が車両を取得して所有者となる等で、使用者情報を所有者に複写するケースがあるため、使用者を所有者へ複写する機能については実装必須機能として定義を行った。	必須		
	1.1.6.	1	納税義務者情報管理	0130021	納税義務者情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <納税義務者情報> 宛名基本情報 口座振替対象区分 振替口座情報	実装必須機能	-振替口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。	「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）（第33号の4の2様式（第16条関係））」及び「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（第33号の5様式（第16条関係））」における納税義務者の項目について、必要な管理機能の定義を行った。	必須	現行では、同一人物の場合においても、納税者コード単位（区学区町コード＋氏名コード単位）で納付方法を登録している。 例：レンタル・事業者について、事業に供する車両と営業車について、納付方法を別管理とする 等 標準化後も、「納税義務者＋課税区単位」で分けて、納付方法の管理が必要となる。なお、当該機能がない場合、代替運用案を提案すること。	
	1.1.6.	2		0130022	納税義務者情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <納税義務者情報> 一括納税対象者区分 一括納税対象者情報	標準オプション機能	-一括納税対象者情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。	一括納税に係る要件については、一部の地方団体で必要となる機能であるため、標準オプション機能としている。	不要		
	1.1.7.			0130023	納税義務者について、所有者又は使用者と同一人の場合は当該情報を複写して設定できること。	実装必須機能	-納税義務者について、所有者又は使用者と同一の情報を初期値設定とする対応も可とする。	納税義務者について、多くの場合は所有者又は使用者と同一となるため、税務システム等標準化検討会において当該機能は有用であるという結論となった。 基本的に上記の事情は地方団体間の差が少ないと想定されることから実装必須機能とする。 なお、設定方法などの操作性に係る部分はシステムを実装する事業者の創意工夫の範囲として想定している。	必須		
	1.1.8.	1	定置場情報管理	0130024	定置場について、納税義務者又は各種名義人（所有者/使用者）の住所（所在地）を設定できること。 また、直接入力による登録もできること。	実装必須機能	-定置場を納税義務者又は各種名義人の住所での初期値設定とする対応も可とする。	軽自動車税（種別割）申告書（報告書）（第33号の4の2様式（第16条関係））及び「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（第33号の5様式（第16条関係））」における主たる定置場の項目について、必要な管理機能の定義を行った。	必須		
	1.1.8.	2		0130025	定置場について、納税義務者又は各種名義人（所有者/使用者）の住所（所在地）をもとに「当該地方団体内」と設定できること。	標準オプション機能	-当該地方団体内」の表記については、「〇〇市町村内」のような登録も可とする。	主たる定置場は地方団体が課税を行う標識となるが、地方団体の運用によっては当該地方団体内の住所地を確認済みであるのみ管理するケースがあったため、標準オプション機能とした。	必須		
	1.1.9.	1	課税区分管理	0130178	課税区分及び事由の管理（設定・保持・修正）ができ、税額計算、調定処理等に反映できること。 なお、課税区分について調定処理が行われるまでの間は未調定であることが参照できること。 <課税区分> 課税 課税取消 非課税 課税免除 減免 課税情報の調査中	実装必須機能	軽自動車税の事務上想定される課税区分の管理要件について定義を行った。 なお、全国意見照会の中で同じ課税区分においても当該区分の事由によって分けて管理を行う必要があるという意見があったため、事由についても要件化を行う。 課税情報の調査中にはいわゆる課税処理保留を含む。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。 各課税区分について、税額変更に係る異動が行われた際に収納管理システムへ連携済みかどうかを把握できる必要があるといった意見が税務システム等標準化検討会で挙がったため、未調定状態の参照についても実装必須機能へ定義した。	必須			
		2		0130179	課税区分及び事由の管理（設定・保持・修正）ができ、税額計算、調定処理等に反映できること。 なお、課税区分について調定処理が行われるまでの間は未調定であることが参照できること。 <課税区分> 不均一課税	標準オプション機能		軽自動車税の事務上想定される課税区分の不均一課税について、地方団体によって管理の要否が異なるため、標準オプション機能として定義した。	不要		
	1.1.10.			0130027	特定の団体を非課税対象として管理（設定・保持・修正）できること。 また、非課税対象とした団体の所有する車両について、非課税以外の課税区分を設定した場合はアラートとして通知できること。	実装必須機能		地方税法第445条（国等に対する軽自動車税の非課税）に基づく事務を行う際に、当該法令が国、非課税独立行政法人等の特定の団体を非課税対象として挙げていることから、税務システム等標準化検討会において当該機能が業務効率上有用であるという結論になった。 また、本機能は課税事務の正確さを担保するうえで有意義と考えられることから税務システム等標準化検討会における議論を踏まえて実装必須機能とした。	必須		

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.1.			0130028	課税区分を「課税情報の調査中」としているものについて、調査に係る情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <調査に係る情報> 開始年月日 開始事由 終了年月日 終了事由 調査結果	実装必須機能		納税義務者の所在地調査、課税客体の確認等監課事務に必要な調査を行っている課税情報の管理を行う。終了事由については、「調査による」、「本人申出による」などの管理を想定している。	必須			
	1.1.12.	軽自動車税種別割管理		0130029	初度検査年月（又は年）から法定年月が経過した車両について、経年車重課対象区分として一括及び個別で自動判定できること。 ただし、地方税法に基づき経年車重課対象とならない車両は除外すること。 また、個別に経年車重課対象区分を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能	・平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、年のみ判明している場合は12月として取扱う。上記に該当しない軽自動車については、各地方団体で確認の上、適宜登録を行う。	平成28年度より適用開始となった経年車重課対象区分の判定機能を記載している。 基本的には初度検査年月等の要素からシステムでの経年車重課の自動判定が行われることを意図しているが、必要に応じて経年車重課対象区分を個別設定する場合も考えられることから、後者の機能についても記載を行う。	必須			
	1.1.14.			0130030	地方税法に則ったグリーン化特例（軽課）対象区分の管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能		平成28年度より適用開始となったグリーン化特例（軽課）対象区分の管理機能を記載している。 当該区分の自動判定については、検査情報が必要となることから当該箇所ではなく1.3.の機能項目で検査情報取込と合わせて定義を行っている。	必須			
	1.1.15.	廃車車両管理		0130031	廃車済みの車両を管理（設定・保持・修正）できること。 <廃車済み車両情報> 車両情報 異動年月日（廃車年月日） 廃車事由	実装必須機能		廃車済みの車両についても業務上管理を行う必要性があることから実装必須機能としている。	必須			
	1.1.17.	送付先管理		0130032	軽自動車税各種通知書等送付先を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能	・送付先は、特段の申告がない限りは納税義務者の住所となる。	軽自動車税の課税事務において、各種通知書を送付する際に送付先情報が必要となることから実装必須機能として定義をしている。	必須			
				0130180	複数車両に対して同一の送付先を一括して登録できること。	標準オプション機能		地方団体によっては、複数車両に対し同一の送付先を設定する際、一括で登録を行うことが業務効率化に繋がるため、標準オプション機能として定義する。	必須			
	1.1.18.			0130033	対象者が期限付きで転出している場合などに、送付先を適用する期間（開始年月日・終了年月日）を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		納税義務者が特定の期間転出するなど送付先が変更される期間が判明している場合の送付先管理方法として有用な面があるが、税務システム等標準化検討会の構成員によって当該機能の要否が異なることから標準オプション機能とする。	不要			
1.2.異動情報登録処理												
	1.2.1.	1	申告情報管理	0130034	申告に係る情報を管理（設定・保持・修正）ができること。 <申告情報> 申告区分（新規取得・移転・転入等） 申告年月日	実装必須機能		軽自動車税の異動処理を行うにあたって、申告に関する項目の記載を行った。	必須			
	1.2.1.	2		0130035	申告に係る情報を管理（設定・保持・修正）ができること。 <申告情報> 申告者情報（申告者区分（本人・代理人等）、氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号）	標準オプション機能		申告者とは、申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者を想定した要件だが、地方団体によっては当該情報を管理していないケースもあるため標準オプション機能とした。	不要			
	1.2.2.		新規登録	0130036	各種異動情報（地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等）に基づき、新規登録ができること。	実装必須機能		申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装必須機能とした。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.2.3.	1	0130037	名義人、納税義務者等の情報を維持したまま連続して新規登録できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口増減や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準標準システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準標準システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	同上	必須			
		2	0130181	過去の車両情報をコピーして登録ができること。	標準オプション機能		車両情報をコピーするキーとなる項目は車両番号及び軽自動車管理番号になる想定である。	必須			
	1.2.4.		0130038	異動年月日を過去の日付に遡り新規登録ができること。	実装必須機能		同上申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、実装必須機能として定義を行う。	必須			
	1.2.5.		0130039	燃料の種類ごとに用いる排気区分を設定できること。 当該設定に基づき、燃料の種類に応じた排気区分を判定できること。	実装必須機能	-排気区分はガソリン車であればCCやkW等、電気自動車であればkWといった自動車の総排気量の単位を指す。 -判定の方法について、入力した燃料の種類に応じて排気区分の初期値が設定される方法と規定値以外の入力に対するエラー（アラート）チェックによる対応のどちらでも問題ない。 -以下の例で示す方法については画面構成を踏まえた実装となっていれば良い。 例1）燃料の種類を「ガソリン」として、排気区分を「Kw」とするとエラー（アラート）となる。 例2）排気区分を「Kw」として、燃料の種類を「ガソリン」とするとエラー（アラート）となる。	ガソリン車の場合はCCとしの両方のパターンで申告がされる可能性があるが、税務システム等標準化検討会において燃料の単位を統一して管理できた方がよいとする結論となったため実装必須機能として記載を行う。 また、上記の事情もあり事務上申告された単位で管理を行うケースも考えられることから、排気区分の判定として要件を定めた。	必須			
	1.2.6.		0130040	新規登録を行う際に、特定の項目から関連する情報を判定し入力省略できること。 <実装例> ・型式認定番号から、型式や車名を判定する。 ・型式から、車名、排気量、燃料の種類や型式認定番号を判定する。 ・車両番号から、型式や車名を判定する。 等	標準オプション機能		地方団体における事務負担軽減に寄与することから機能要件としての記載を行った。 実装にあたっては、入力インターフェースの設計などを考慮する必要があることから詳細は一例として示す形としおり、システム事業者の創意工夫に委ねる範囲として標準オプション機能としている。	必須			
	1.2.7.	変更登録	0130041	各種異動情報（地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等）に基づき変更登録ができること。	実装必須機能		申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装必須機能とした。 また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装必須機能として定義を行う。	必須			
	1.2.8.		0130042	異動年月日を過去の日付に遡り変更登録ができること。	実装必須機能		同上	必須			
	1.2.9.		0130043	名義人の変更時に、旧車両情報を更新することで、廃車登録と新規登録ができること。	実装必須機能		廃車登録を行った車両と同一車両を新規登録する際に、入力作業を省略することを想定しているため、当該要件は実装必須機能とした。 例えば、名義人変更の際にナンバープレートを引き継ぐケースと変更を行うケースがあるが、いずれの場合においても当該機能は必要となる。	必須			
	1.2.10.		0130044	複数の車両について、一括で名義人を変更できること。	標準オプション機能		当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、標準オプション機能とする。	必須	一括変更処理結果のリストが出力されること		
	1.2.11.		0130045	同一車種（原付・小型特殊のみ）での車体変更時に、同一ナンバープレートの引き継ぎができること。 名義人変更と同時にを行う場合でも対応できること。	標準オプション機能	・車体変更とは、原付の買い替え等に際して名義人情報・標準番号を維持したまま車両情報のみ変更する手続を想定している。	運用地方団体が限定される状況のため、標準オプション機能の整理とする。	不要			
	1.2.12.		0130046	複数車両の定置場等を一括で変更できること。	標準オプション機能		当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、標準オプション機能とする。	必須	一括変更処理結果のリストが出力されること		

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本庁要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.2.13.	商車登録	0130047	各種異動情報（地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等）に基づき、商車登録ができること。	実装必須機能		申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装必須機能とした。 また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装必須機能として定義を行う。	必須			
	1.2.14.		0130048	異動年月日を過去の日付に遡り商車登録ができること。	実装必須機能		同上	必須			
	1.2.15.		0130049	複数の車両を一括で商車できること。	標準オプション機能		当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、標準オプション機能とする。	必須	一括変更処理結果のリストが出力されること		
	1.2.16.		0130050	同日付の新規登録・変更登録・商車登録が可能であること。	実装必須機能		税務システム等標準化検討会において、事例は少ないが制度上同日での新規登録・変更登録・廃車登録の手続きが発生する可能性があるため、エラー・アラートチェックの範囲の基準として同日分が対象とならないようにする意図で当該要件を実装必須機能とした。	必須			
	1.2.17.		0130051	商車処理を行った車両情報の復元ができること。	実装必須機能		誤操作や申告誤りなどのケースを想定して実装必須機能とした。	必須			
	1.2.18.	申告書/パンチデータ取込	0130052	申告書/パンチデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、車両台帳情報の更新ができること。	標準オプション機能		本機能要件は申告書の入力事務を外部委託している団体で必要となることを想定している。 団体によって委託の実施有無は異なるため、標準オプション機能とする。	必須			
	1.2.19.		0130053	申告書/パンチデータ取込結果についてリストを出力できること。	標準オプション機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.9_車両異動登録一覧 No.18_パンチデータ取込済みリスト No.19_パンチデータ取込エラーリスト	同上	必須			
	1.2.20. 1	軽自動車OSS連携	0130208	軽自動車OSSと連携し、電子申告データを一括取込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新が一括及び個別でできること。	実装必須機能		令和5年1月より開始されている軽自動車税関係手続きの電子化のうち種別割の申告の電子化に対応した機能を意図している。	必須			
	1.2.20. 2		0130055	軽自動車OSSと連携し、車検証データを一括取込みできること。 なお、車検証データの取込有無は選択できること。	標準オプション機能		同上	不要			
	1.2.21. 1		0130056	電子申告データの取込結果についてリストを出力できること。	実装必須機能	令和5年1月までに本機能が実装されることを想定している。 -以下の帳票要件に関連する。 No.9_車両異動登録一覧 No.14_電子申告データ取込済みリスト No.15_電子申告データ取込エラーリスト	同上	必須			
	1.2.21. 2		0130057	車検証データの取込結果についてリストを出力できること。	標準オプション機能	令和5年1月までに本機能が実装されることを想定している。 -以下の帳票要件に関連する。 No.16_車検証データ取込済みリスト No.17_車検証データ取込エラーリスト	同上	不要			
	1.2.22. 1	重複登録へのエラーアラート	0130058	○重複登録に関するチェック 新規登録及び変更登録の際に、台帳情報と重複チェックができること。	実装必須機能		本来固有の番号が重複登録されてしまうことによる課税誤りなどの課税事務上の問題を避けるため、エラー及びアラートチェックの機能を定義した。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.2.22.	2		0130059	◇重複登録に関するチェック 標識番号は、重複チェックの範囲を種別ごととするか選択できること。	標準オプション機能		一部の地方団体においては種別が異なる場合は同一の標識番号の標識を交付する運用を行っているため、標準オプション機能とした。	不要			
1.2.23.		未入力項目へのエラー・アラート	0130060	◇未入力項目に関するチェック 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。 また、種別ごとにチェック対象とするか選択できること。	実装必須機能	・各種別において、課税計算上必要な項目に対しての未入力項目に関するチェックができれば良い。	車両管理や課税上必要な項目が適切に入力されていることを担保するため、実装必須機能（実装必須管理項目）のうち、税務システム等標準化検討会において必要と結論付けた対象項目について、未入力に対するエラー及びアラートチェックの機能を定義した。	必須			
1.2.24.			0130061	◇未入力項目に関するチェック 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 また、種別ごとにチェック対象とするか選択できること。	実装必須機能		同上	必須			
1.2.25.		想定値外の入力へのエラー・アラート	0130062	◇種別ごとの入力可能値との整合性チェック 種別ごとに対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時のチェックができること。	実装必須機能		車両管理や課税上必要な項目が適切に入力されていることを担保するため、種別ごとに想定される値の範囲を逸脱するような入力に対するエラー及びアラートチェックの機能を定義した。	必須			
1.2.26.			0130063	◇異動年月日の入力可能値との整合性チェック 新規登録、変更登録及び廃車登録の際に、異動年月日のチェックができること。	実装必須機能		同上	必須			
1.2.27.		登録事項間の不整合へのエラー・アラート	0130064	◇登録日付間の整合性チェック 異動時の取得年月日と廃車年月日について、整合性のチェックができること。	実装必須機能		車両管理や課税事務上、適切なデータ管理を行うためシステム内の項目について論理的に整合が取れているかどうかのエラー及びアラートチェックの機能を定義した。	必須			
1.2.28.			0130065	◇経年車重課・グリーン化特例（軽課）対象区分の整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、初度検査年月（又は年）をもとに、対象車両の経年車重課対象区分又はグリーン化特例（軽課）対象区分との整合性チェックができること。	実装必須機能		同上	必須			
1.2.29.			0130066	◇所有形態の整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、所有形態に応じた各種項目との整合性チェックができること。	実装必須機能		同上	必須			
1.2.30.			0130067	◇その他整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、各種設定内容について整合性チェックができること。	標準オプション機能		車両管理や課税事務上、適切なデータ管理を行うためシステム内の項目について、論理的に整合が取れているかどうかのエラー及びアラートチェックの機能を定義した。 当該機能要件は事業者の創意工夫の範囲とも重複するため、標準オプション機能とした。	必須			
1.2.31.		職権管理	0130068	台帳上の全項目について職権による管理（強制修正）ができること。	実装必須機能		申告がないケースにおいても、職員が任意のタイミングで車両台帳情報の更新を行う機能が実務上必要となることから、実装必須機能として定義を行った。 なお、税額に係る項目に対して修正を行った場合は税額変更処理の対象となる。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.2.32.	eLTAx連携データ出力	0130069	期間を指定して以下のデータを出力できること。 ・原付・小型特殊に係る異動データ（課税物件異動通知） ・軽二輪・小型二輪に係る異動データ（課税物件異動通知）	実装必須機能	令和8年度に利用開始されることを想定している。	従来は、二輪車の軽自動車税について、所有者が他の市町村に引っ越した場合等には、新旧の両市町村に対して、申告が必要であった。 令和8年度以降は、新市町村への申告に基づき、新市町村から旧市町村にその旨を電子的に通知する仕組みを構築することで、納税義務者の手続負担の軽減と同時に地方団体間の情報伝達のオンライン化・効率化を図る。 情報伝達の仕組みとしてはeLTAXを活用する方針であるため、上記の意図も踏まえ、eLTAX審査システムへ連携する異動データの出力を実装必須機能とした。	必須			
	1.2.33.	eLTAx連携データ取込	0130070	eLTAxと連携し、異動データ（課税物件異動通知）を一括取込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（廃車登録）ができること。	実装必須機能	令和8年度に利用開始されることを想定している。	他の地方団体にて登録された異動データを取り込む機能として想定しているが、地方団体間の異動データのやり取りを円滑に進めるため当該要件についても実装必須機能としている。	必須			
	1.3.J-LIS等との連携										
	1.3.1.	1	検査情報取込処理	0130182	J-LISからの検査情報を取り込めること。 ※J-LISからダウンロードするCSVファイルをそのまま軽自動車税システムに取り込めること	実装必須機能	申告書の内容の適否を確認するうえで、J-LISを通じて提供される軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を軽自動車税システムに取込む機能は、事務の効率性の観点で有用と考えられるため、実装必須機能とする。	必須			
	1.3.1.	2		0130072	全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込めること。	標準オプション機能	一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは標準オプション機能とする。	不要			
		2		0130209	全国軽自動車協会連合会からの検査情報を任意のレイアウトに加工した情報を取り込めること。	標準オプション機能	一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を各地方軽自動車協会が加工した情報で取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは標準オプション機能とする。	不要			
		2		0130183	自動車検査登録情報協会から小型二輪に係る検査情報を取り込めること。	標準オプション機能	一部の団体では自動車検査登録情報協会から小型二輪に係る検査情報を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは標準オプション機能とする。	必須			
	1.3.2.	1		0130073	J-LISから提供された情報及び車両情報をもとに軽年車重課・グリーン化特例（軽課）対象区分の自動判定ができること。	実装必須機能	申告書の内容の適否を確認するうえで、J-LISを通じて提供される軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を軽自動車税システムに取込む機能は、事務の効率性の観点で有用と考えられるため、実装必須機能とする。	必須			
	1.3.2.	2		0130074	全国軽自動車協会連合会から提供された情報及び車両情報をもとに軽年車重課・グリーン化特例（軽課）対象区分の自動判定ができること。	標準オプション機能	一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは標準オプション機能とする。	不要			
	1.3.3.			0130184	J-LIS、全国軽自動車協会連合会又は自動車検査登録情報協会からの検査情報を取り込む際、同日内での新規登録・廃車登録がされている車両の除外有無を選択できること。	標準オプション機能	全国意見照会を踏まえ、一部の地方団体で同日内の登録・廃車の車両をシステムへ登録しない運用を行っていることから、当該機能を標準オプション機能として記載した。	不要			
	1.3.4.			0130076	取込済み又は取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。	実装必須機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.20_検査情報取込エラーリスト No.21_検査情報取込済みリスト	取込結果の確認や職員判断で、当該情報の必要な修正を行うために必要な機能となる。	必須	取り込んだ検査情報に対する各種処理機能は、J-LISからの検査情報に加えて、自動車検査登録情報協会からの小型二輪に係る検査情報も対象であること。	
	1.3.5.	1		0130077	取り込んだ検査情報を個別に削除できること。	実装必須機能		当該要件は、検査情報を軽自動車税システムへ取り込んだ際に、内容を確認した時点でデータに不備のある車両を後続の対象車両特定処理から除外する運用を意図したものである。 職員判断で取り込んだ検査情報の削除を行うために必要な機能となる。	必須		
	1.3.5.	2		0130078	取り込んだ検査情報を一括で削除できること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	軽自動車税システムへ取り込んだ検査情報のうち、任意の車両を選択して一括で削除する運用を想定しているが、前提として多数の車両に対する処理と考えられることから一括で削除できる機能を実装必須機能としている。	必須		

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本庁要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.3.6.	対象車両特定処理	0130079	取り込んだ軽自動車税検査情報について、車両台帳上の情報と以下の項目で実合し、対象車両の特定ができること。 実合対象項目は選択できること。 <対象項目> 車台番号 車両番号（標識番号）	実装必須機能		当該要件は、J-4I5から取り込んだ車両と軽自動車税システムで管理している車両の紐づけを行う機能を想定している。 なお、地方団体によって車両同士を特定できるキーが異なることから実合項目の選択についても実装必須機能とした。	必須			
	1.3.7.		0130080	対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両を抽出しリスト出力できること。 また、アンマッチ分の車両について取込済みの検査情報を任意に修正・削除ができること。	実装必須機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.22_アンマッチリスト	アンマッチ分の車両の確認や対象データを職員判断で修正・削除するために必要な機能となる。	必須			
	1.3.8.		0130081	特定を行った対象車両について、任意に実更（特定（付け替え）/特定解除）できること。	実装必須機能		対象車両の特定について、職員判断でも実施できる必要があることから、当該要件は実装必須機能としている。	必須			
	1.3.9.	対象宛名特定処理	0130185	取り込んだ検査情報の所有者及び使用者について、車両台帳上の情報と以下の項目で実合し、宛名候補の特定ができること。 実合対象項目は選択できること。 <対象項目> 氏名 住所	標準オプション機能	・検査情報における住所の記載方法について、「1丁目15番地22号」や「1-15-22」等の「バターン」の表記がある。	当該要件は、J-4I5から取り込んだ車両の所有者及び使用者と軽自動車税システム又は宛名管理システム等で管理している宛名の紐づけを行う機能を想定している。 誤って既存宛名と重複した宛名を作成してしまうリスクを軽減できることから有用ではあるが、実合精度に課題があり、地方団体の事情によって当該機能を用いた事務への対応可否が異なることから標準オプション機能とした。	必須			
	1.3.10.	差分抽出	0130083	対象車両を特定済みの検査情報と車両台帳情報について、対象項目を選択し不一致項目をリスト出力できること。 また、不一致項目について取り込んだ情報を任意に修正できること。	実装必須機能	・検査情報における住所の記載方法について、「1丁目15番地22号」や「1-15-22」等の「バターン」の表記がある。 ・以下の帳票要件に関連する。 No.23_検査情報不一致項目リスト	当該要件は、紐づけ済みの検査情報の車両と軽自動車税システムの車両で登録事項に差分がないかのチェックを行う機能を想定している。 申告内容の適否を確認するうえで必要な機能となるため実装必須機能としている。	必須	不一致項目として「車台番号」を判定できること。		
	1.3.11.	台帳情報更新処理	0130084	年度当初の一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の車両台帳情報を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。	実装必須機能	車両台帳情報を更新する際に検査情報で不足する内容については適宜登録を行う。	申告書の田舎にタイムラグがあることから、一般的に当初課税処理の実施タイミングは賦課期日以降の日付としている地方団体が多いと考えられる。 そのため、当該機能の利用タイミングについても賦課期日以降となることを念頭にしている。	必須	取込結果において、検査情報と車両台帳情報の車両番号（標識番号）が一致かつ車体番号が不一致の場合に、検査情報の車体番号で車両台帳情報を自動更新すること。		
	1.3.12.		0130085	随時の異動分については、取込結果をもとに車両台帳情報を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。	実装必須機能	車両台帳情報を更新する際に検査情報で不足する内容については適宜登録を行う。	検査情報と軽自動車税システムの登録情報に差異がある場合の対応は、不一致の内容等によって異なるものと想定されるが、台帳更新まで行うケースもあり得ることを踏まえ実装必須機能としている。 ただし、当該機能の使用は導入地方団体において申告書との内容の整合について担保していることを前提としている。	必須	取込結果において、検査情報と車両台帳情報の車両番号（標識番号）が一致かつ車体番号が不一致の場合に、検査情報の車体番号で車両台帳情報を自動更新すること。		
	1.3.13.		0130086	更新を行った対象車両の項目ごとに更新前/更新後の情報をリストで出力できること。	実装必須機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.24_検査情報更新結果確認リスト	同上	必須			
	1.A.異動履歴等管理										
	1.A.1.	異動履歴管理	0130087	異動履歴（異動内容・異動年月日・処理年月日・操作者）を管理できること。 また、最新の異動履歴を削除することで当該操作等により更新された情報を更新前に戻せること。	実装必須機能		台帳情報の異動処理を行った際に当該履歴を管理していることで、仮に課税事務上の問題が生じた場合等に迅速な原因究明が可能となることから実装必須機能とした。 また、システム入力時の誤記などの微細な修正は、当該履歴を削除して修正前の状態に戻すことで訂正可能になるよう定義を行った。 課税額に影響のある異動履歴を削除した場合は、税額変更処理の対象となる。納付済みの課税において減額となる税額変更処理を行う場合であっても、収納側へ連携される調定情報の変更内容をもとに収納側の事務として運付や充当の対応を行う整理となる。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.4.2.		0130088	異動に関する附帯情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <異動に関する附帯情報> 異動事由 メモ	実装必須機能		同上	必須			
	1.4.3.	取込履歴管理	0130089	取込み処理の履歴を管理できること。	実装必須機能		バンチデータやJ-LIS連携で取込処理を実行したログを管理する意図で実装必須機能としている。	必須			
2. 当初課税											
2.1. 当初課税処理											
	2.1.1.	一括処理	0130090	賦課期日現在の登録車両（課税対象車両のみ。非課税、課税情報の調査中、課税免除等は除く）の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。	実装必須機能		軽自動車税の課税を効率的に行う上で、賦課期日現在の登録車両に対し税額計算や納期限の設定等の当初課税処理を一括で行う機能が必要である。	必須	課税データの抽出において、納税義務者情報が条件に含まれていないこと。（納税義務者が死亡又は転出していた場合にも当初課税処理の対象とする。）		
	2.1.2.		0130091	当初課税の対象者について、納税義務者ごとに税額の一覧を出力できること。	実装必須機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.26_当初課税対象者税額一覧	同上	必須			
	2.1.3.	税額計算	0130092	地方税法及び条例に基づく税額計算ができること。	実装必須機能		同上	必須			
	2.1.4.	一括納期限設定	0130093	条例で定められている納期限を一括で設定できること。	実装必須機能		同上	必須			
3. 税額変更											
3.1. 税額変更申告受付処理											
	3.1.1.	1	税額変更申告情報管理	0130186	課税取消、随時課税、課税免除、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理（設定・保持・修正）できること。 また、履歴管理できること。 <税額変更申告情報> 申告年月日 申告区分 申告事由 メモ	実装必須機能		課税取消等の税額変更に係る申告受付を行う上で管理が必要な項目を実装必須機能とした。	必須		
				0130187	不均一課税の税額変更に関する各種申告情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <税額変更申告情報> 申告年月日 申告区分 申告事由 メモ	標準オプション機能	不均一課税の税額変更に係る申告受付を行う上で管理が必要な項目を標準オプション機能とした。	不要			
	3.1.1.	2		0130188	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理（設定・保持・修正）できること。 また、履歴管理できること。 <税額変更申告情報> 申告者情報（氏名（名称）・住所（所在地）・電話番号） 合併前の市町村	標準オプション機能	申告者とは、種別割課税取消等を受けようとする者以外に当該申告に関わる者を想定した要件だが、地方団体によっては当該情報を管理していないケースもあるため標準オプション機能とした。 また、税率が合併前後で異なることがあるため、市町村ごと（新・旧）に管理する必要がある地方団体向けに、合併前の市町村の情報についても標準オプション機能とした。	不要			
				0130096	各種申告内容の審査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 <審査結果情報> 許可事由（税額変更の事由） 税額変更決定年月日	実装必須機能	税額変更の申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし、許可事由の項目を標準オプション機能とする。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.1.2.	2		0130097	各種申告内容の審査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 <審査結果情報> 審査結果 不許可事由	標準オプション機能			各団体における審査事務によって要否に差異がある審査結果、不許可事由の項目は標準オプション機能とする。	不要			
			0130194	商用車の課税免除に係る審査（決定/却下等）および解除登録が一括できること。	標準オプション機能		軽自動車税の課税を効率的に行う上で有用と判断したが、使用している地方団体が限られるため標準オプション機能としている。	必須	課税免除の情報を以下の類型で管理できること。 ・商品車 ・学校法人が所有する車両 ・社会福祉法人等が所有する車両 ・青色防犯パトロール車			
3.2.減免処理												
3.2.1.		減免マスタ管理	0130099	減免対象区分ごとに当該区分に係る情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <減免マスタ情報> 減免対象区分の名称 減免割合 減免額 車年度/継続区分	実装必須機能	-減免対象区分の名称については以下のようなものを想定している。 <減免対象区分の名称の例> 生活保護 公益使用 障害者（本人が運転/生計を一にするものが運転/常時介護者が運転） 構造が専ら身体障害者等の利用に供する 戦傷病者 福祉車両 災害その他	地方税法第463条の23（種別割の減免）により、地方団体の条例の定めに応じ必要な減免区分をマスタ管理する機能が必要となる。 当該機能要件によって各団体の条例に応じた減免事務が可能となることから実装必須機能とした。	必須				
			0130100	生活保護システムからの生活保護情報の取込ができること。	標準オプション機能		減免要件を満たす対象者の抽出を行う際に、各団体内の関連する業務システムからの情報連携機能を有することで効率的に事務が実施できる。 ただし関連システムを含めたシステム構成によって実現性が左右されことや、業務情報管理における団体の方針に違いがあること、生活保護対象者の減免区分を設けていない団体もあることから、標準オプション機能とする。	必須				
			0130101	障害福祉システムからの障害福祉情報の取込ができること。	標準オプション機能		減免要件を満たす対象者の抽出を行う際に、各団体内の関連する業務システムからの情報連携機能を有することで効率的に事務が実施できる。 ただし関連システムを含めたシステム構成によって実現性が左右されことや、業務情報管理における団体の方針により要否に差異も生じると考えられるため、標準オプション機能とする。	必須				
			0130190	情報提供ネットワークへの一括照会データを出力できること。 <照会対象> ・生活保護情報 ・障害情報	標準オプション機能		情報提供ネットワークを通じて、マイナンバー情報等により、障害情報及び生活保護情報を照会するためのデータを一括で取得し、納税義務者等の該当する情報を更新できる。	不要				
			0130191	情報提供ネットワークからの照会結果データを取り込み、照会結果リストを一括で作成すること。	標準オプション機能		同上	不要				
			0130192	生活保護法による保護の実施に関する情報の照会ができること。	標準オプション機能		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2（第19条、第21条関係）に基づく照会を行うことを意図した機能だが、運用している地方団体が一部であるため標準オプション機能とした。	不要				
			0130103	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報の照会ができること。	標準オプション機能		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2（第19条、第21条関係）に基づく照会を行うことを意図した機能だが、運用している地方団体が一部であるため標準オプション機能とした。	不要				
			0130104	抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を個別に作成できること。	実装必須機能	-以下の帳票要件に関連する。 NP-52～53_減免申請書	減免制度はどの地方団体にもあり、共通して申請のプロセスを経ることから申請書作成の機能を実装必須機能としている。 ただし、減免申請書の一括作成は対象者へ申請書を送付する運用を想定した機能であり、当該運用の有無は地方団体間で差異があるため標準オプション機能とした。	必須				
3.2.8.	2		0130105	抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を一括して作成できること。	標準オプション機能	同上	同上	必須				

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.2.8.	3		0130106	減免申請書（バーコードの印字を行い、申請があった場合に当該バーコードを読み込むことで申請情報の登録ができること。	標準オプション機能		人口規模の大きい地方団体等の申請件数が多い場合には有用であるため、標準オプション機能とした。	不要			
	1	減免情報管理	0130107	減免に係る情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <減免情報> 申請年月日 減免対象区分 車両情報（種別、車台番号、車両番号（標識番号）、用途及び使用目的、減免に係る形状） 納税義務者情報（宛名基本情報、名称人区分） 障害者情報（宛名基本情報、障害程度（障害名、障害等級）） 運転者情報（宛名基本情報） 許可事由 メモ	実装必須機能		特に障害者情報や運転者情報、減免の審査に関連する項目については、全国意見所会で多数の要望があったが、標準仕様書全体として要求過大となることは望ましくないため、以下の観点で整理を行った。 ・納税義務者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、名称人区分を実装必須機能とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるため標準オプション機能とする。 ・障害者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、障害名を実装必須機能とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるため標準オプション機能とする。 ・運転者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、電話番号を実装必須機能とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるため標準オプション機能とする。 ・減免の審査に関する項目 減免申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし、許可事由の項目を実装必須機能とする。各団体における減免審査事務によって要否に差異がある審査結果、不許可事由、減免期間の項目は標準オプション機能とする。	必須	翌年度の減免に係る申請情報を入力できること。		
	2		0130108	減免に係る情報を管理（登録、修正、削除）できること。 <減免情報>	標準オプション機能		上記参照	必須			
	2		0130109	納税義務者情報（罹災届出証明提出の有無）	標準オプション機能		上記参照	不要			
	2		0130110	納税義務者情報（生活保護受給情報の確認有無）	標準オプション機能		上記参照	必須			
	2		0130193	障害者情報（納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無、個別等級、総合等級、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、手帳の有効期限（再認定・次回判定）、公費負担番号）	標準オプション機能		上記参照 複数の手帳を持っている場合の手帳の有効期限（再認定・次回判定）の管理は当該障害者の障害名に紐づいて管理される想定である。	必須	障害者情報のうち、下記は不要とする。 ・生計を一にする親族の有無 ・個別等級 ・手帳の有効期限（再認定・次回判定） ・公費負担番号		
	2		0130112	運転者情報（運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種別、免許番号、免許の条件、障害者との関係等）	標準オプション機能		上記参照	必須	運転者情報のうち、下記は不要とする。 ・運転免許証交付年月日及び有効期限 ・運転免許の種別 ・免許番号 ・免許の条件		
	2		0130113	申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号）	標準オプション機能		上記参照 申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号）は団体による要否の差がある状況であるため標準オプション機能とする。	不要			
	2		0130114	審査結果 不許可事由	標準オプション機能		上記参照 審査結果、不許可事由は団体による要否の差がある状況であるため標準オプション機能とする。	必須			
	2		0130115	減免期間（開始年度、終了年度、開始決定年月日、終了決定年月日）	標準オプション機能		上記参照 減免期間（開始年度、終了年度、開始決定年月日、終了決定年月日）は団体による要否の差がある状況であるため標準オプション機能とする。	必須			
3.3. 税額変更処理											
3.3.1.		税額変更処理	0130116	税額変更申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の一括及び個別更新ができること。 更新内容に基づき、税額計算ができること。	実装必須機能		軽自動車税の課税を効率的に行う上で、当初課税時より変更があった対象情報を更新し、更新内容をもとに税額計算を行う機能は必要である。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.3.2.		0130117	賦課期日後に、賦課期日へ過及して新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。 複数年度分を遡及しての登録・廃車を行った際も、一括及び個別で年度ごとに税額計算を実施し、それぞれの年度での課税額が決定できること。	実装必須機能		同上	必須			
	3.3.3.		0130118	条例で定められている納期限を一括で設定できること。 また、個別に納期限を設定できること。	実装必須機能		税額変更時は当初課税の納期限も変更されることが当該機能を実装必須機能としている。 基本的には税額変更処理を行った対象者に対して、条例で定められる納期限を一括で設定することを想定しているが、全国意見照会を受けて個別に対応するケースもあることから個別設定の機能も定義を行った。	必須			
	3.3.4.		0130210	税額変更処理を行った対象者を抽出し、税額変更処理結果確認用一覧を出力できること。 <抽出条件> 税額変更年月	実装必須機能	-以下の帳票要件に関連する。 帳票ID0130072税額変更処理結果確認用一覧	税額変更対象者の確認や決裁等で当該一覧が必要になるため、実装必須機能としている。 抽出条件は、当該処理を月次で一括で行うことや年度単位での統計等を念頭に定義を行った。	必須			
	3.4.	その他税額変更処理									
	3.4.1.	過年度税額変更	0130120	法定年限に基づく税額変更（税金含む。）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、税額変更ができること。	実装必須機能		過年度の税額変更を行う場合は、法定年限に基づくシステムの制御が必要となるため機能要件での定義を行った。	必須			
	3.4.2.	職権による税額変更	0130121	異動情報登録の際に入力した項目について、職権による強制修正ができること。 なお、職権による強制修正を行う場合も法定年限に基づく制御が行われること。	実装必須機能		申告による税額変更以外にも職員の判断により職権での税額変更を行うケースが想定されることから実装必須機能の機能要件として定義を行った。	必須			
4. 交付											
4.1. 納税通知発行											
	4.1.1.	納税通知書（兼納付書兼納税証明書）発行	0130122	当初課税時又は税額変更時に、一括又は個別に納税通知書（兼納付書兼継続検査用納税証明書）を出力できること。	実装必須機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.36～41_納税通知書 No.42_課税明細	納税通知書の出力条件や出力順については、各地方団体の事情で運用の差異が大きい部分だが、原則として取扱いに留意すべき死亡者とDV支援措置対象者に加え、税務システム等標準化検討会において汎用的な条件として同意が得られたものを実装必須機能とし、個別の意見で運用例が確認できたものを標準オプション機能として定義した。 なお、外部委託を前提とした要件については共通要件を参照することとする。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須	外部委託先にデータを提供して印刷することを想定しているため、納税通知書データ（一括、個別）をCSVファイルで出力できること。		
	4.1.2.		0130123	当初課税時の納税通知書（兼納付書兼継続検査用納税証明書）を発行する際に、任意の期間に台帳情報の更新(新規登録、変更登録など)があった車両を抽出して、一括及び個別に納税通知書(兼納付書兼継続検査用納税証明書)の発行ができること。 任意の期間は、異動年月日、登録年月日などで指定ができること。	標準オプション機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.36～41_納税通知書 No.42_課税明細	事務処理の関係上、特に人口規模の大きい地方団体では、納税通知書を2回に分けて作成しているケースがあることから2回目の作成に係る要件の記載を行った。	不要			
4.2. 各種通知発行											
	4.2.1.	減免決定通知書発行	0130124	減免対象者に対し、一括又は個別に減免決定通知書を出力できること。	実装必須機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.56～59_減免決定通知書	減免の申請があった対象者に対し、当該帳票をもって減免が決定した旨を知らせる必要があることから実装必須機能としている。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須			
	4.2.2.	減免不許可通知書発行	0130125	減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、一括又は個別に減免不許可通知書を発行できること。	標準オプション機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.61～62_減免不許可（却下）通知書	一部の地方団体では、減免の申請があった対象者に対し、審査の結果が不許可となった旨を知らせる運用を行っていることから標準オプション機能としている。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須			
	4.2.3.	1 税額変更決定通知書発行	0130126	税額変更処理の結果税額が変更となったものに対し、個別に税額変更決定通知書を発行できること。	実装必須機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.73～74_税額変更通知書	税額変更を行う対象者に対し、当該帳票をもって左記の旨を知らせる必要があることから実装必須機能としている。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	技術	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本庁要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
4.2.3.	2		0130127	税額変更処理の結果税額が変更となったものに対し、一括で税額変更決定通知書を発行できること。	実装必須機能 (※)	-以下の機能要件に関連する。 No.73～74_税額変更通知書 ※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	本機能について、一部の事業者から実装困難とする意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須	所在不明等で一旦課税を保留していたものに対する課税等、当初課税処理以外で臨時で課税するものについて、期別毎に一括で納税通知書等が発行できること。		
			0130128	税額変更決定に際し税額変更決議書及び税額変更に関する連絡票を出力できること。	標準オプション機能	-「税額変更決議書」と「税額変更に関する連絡票」は、税額変更決定通知書と類似レイアウトの画素を想定している。 -以下の機能要件に関連する。 No.69_税額変更決議書 No.71_税額変更に関する連絡票					
4.2.4.			0130129	課税免除申請者のうち審査の結果、課税免除が認められた者に対し、一括又は個別に課税免除決定通知書を出力できること。	標準オプション機能	-以下の機能要件に関連する。 No.79～80_課税免除決定通知書	一部の地方団体では、当該標準をもって課税免除が決定した旨を知らせる運用を行っていることから標準オプション機能としている。 標準の詳細については標準要件参照。	必須			
4.2.5.		他の地方団体の課税していた標準車両の廃車申告情報	0130211	他の地方団体の課税していた車両について、「小型二輪及び軽二輪」又は「原付及び小型特殊」に係る廃車申告内容の項目を管理（設定・保持・修正）できること。 <他の地方団体の課税していた標準車両の廃車申告情報> 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 他の地方団体情報（地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日） 納税義務者区分 旧所有者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧使用者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧標準番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 <他の地方団体の車両情報> 種別 車台番号 車名 総排気量又は定格出力 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式	実装必須機能		他の地方団体の廃車受付を行った場合には、重複課税を避けるために、旧地方団体に対し当該課税物件（車両）の廃車を行った旨を通知する必要があることから、当該廃車受付に係る情報管理機能を実装必須機能とする。 車両情報については、原則として自団体で新規登録された情報と同じ内容となるが、以下のケースがあることからデータの管理自体は別途行う必要があるとした。 ・他の地方団体の課税交付を行った車両の廃車受付のみを行い、自団体への新規登録がない場合 ・自団体への転入と同時に改造等で課元が変更されている場合 なお、当該事務の前提として、旧標準が回収できない場合には標準発行を行った地方団体における弁償金徴収が適切に実施できなくなることから、廃車受付を行うべきではないと考えられる。 そのため、標準回収区分については回収済み以外の区分は想定されず、事務上あえて入力する必要はないことから管理項目として定義不要の整理とした。 令和8年度開始予定の2輪申告の簡素化の実施に際して、軽2輪及び小型2輪も対象とする予定である。	必須			
4.2.6.		課税物件異動通知発行	0130131	他の地方団体の発行された標準の車両について、廃車受付を行い、課税物件異動通知を発行できること。	実装必須機能	-以下の機能要件に関連する。 No.82～83_課税物件異動通知書	同上	必須			
4.2.7.			0130132	課税物件異動通知発行と同時に、以下の標準を選択し発行できること。 <対象標準> 標準交付証明書 廃車申告受付書	実装必須機能 (※)	-以下の機能要件に関連する。 No.96_標準交付証明書 No.100_廃車申告受付書 ※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	同上	不要			
4.2.8.		各種手続通知発行	0130133	異動のあった対象者を抽出しリスト出力できること。	実装必須機能	-以下の機能要件に関連する。 No.85_異動者一覧	登録車両の納税義務者又は名義人に異動があった場合は、所定の手続きが必要となるため該当者の抽出機能を実装必須機能とした。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本庁要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）		
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	4.2.9.	1	0130134	抽出した異動者について一括又は個別に、各種手続通知書を発行できること。 <各種手続通知書> 名義変更依頼書 転出者実変依頼書	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.86～87_転出者実変依頼書 No.89～90_名義変更依頼書	異動のあった対象者に対し、所定の手続きが必要となる旨を通知するため該当する帳票の出力機能を実装必須機能としている。	必須				
	4.2.9.	2	0130195	抽出した異動者について一括又は個別に、各種手続通知書を発行できること。 <各種手続通知書> 定置場変更依頼書	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 帳票ID0130120～0130121_定置場変更依頼書	転出以外の場合の定置場変更のあった対象者に対し、所定の手続きが必要となる旨を通知するため該当する帳票の出力機能を標準オプション機能としている。	不要				
	4.2.10.		0130135	名義変更依頼書を作成した車両に対して、一括で課税区分を「課税情報の調査中」に変更できること。	標準オプション機能		特に処理件数が膨大となる大規模団体では、有用な機能であることから標準オプション機能とした。	不要				
	4.2.11.		0130136	転出者実変依頼書を作成した車両に対して、一括で定置場の住所を「当該地方団体外」へ変更できること。 また、あわせて課税区分も「課税情報の調査中」に変更できること。	標準オプション機能		一部の地方団体においては、納税義務者が転出した際に左記の事務を一括で実施しているため、標準オプション機能として定義を行った。 なお、対象の種別としては主に原付・小型特殊を想定している。	不要				
	4.2.12.		0130137	放置バイク通知に関する情報を管理（登録、修正、削除）できること。 <管理対象項目> 受付年月日 放置場所 放置場所管理者の連絡先 引き取り期限 備考	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.92～93_放置バイク通知	一部の地方団体から要望のあった放置バイクに係る情報の管理については課税事務の範囲ではないが、システムの車両情報を利用することで事務の効率性が見込めることから標準オプション機能としている。	必須				
	4.2.13.		0130138	一括又は個別に、放置バイク通知書を発行できること。	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.92～93_放置バイク通知	一部の地方団体から要望のあった放置バイク通知については課税事務の範囲ではないが、システムの車両情報を利用することで事務の効率性が見込めることから標準オプション機能としている。	不要				
4.3. 証明書等発行												
4.3.1.	1	標識交付証明書発行	0130139	標識交付証明書を発行できること。	実装必須機能	・以下の機能要件に関連する。 No.96_標識交付証明書	地方団体及び行政区で標識を交付した際に、その旨を証明する必要があることから実装必須機能としている。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須				
4.3.1.	2		0130140	試験車用標識交付証明書を発行できること。	標準オプション機能	・以下の機能要件に関連する。 No.97_試験用標識交付証明書	試験標識管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試験車の車両情報を軽自動車税のデータベースとは別途管理している事例もある。税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされていれば有用である旨の意見があったことから、標準オプション機能としている。	不要				
4.3.2.		廃車申告受付書発行	0130141	廃車登録を行い、廃車申告受付書の発行ができること。	実装必須機能	・以下の機能要件に関連する。 No.100_廃車申告受付書	地方団体及び行政区で交付した標識を廃車した際にその旨を証明する必要があることから実装必須機能としている。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須				
4.3.3.			0130142	廃車申告受付書の発行時に譲渡証明書欄の有無を選択できること。	実装必須機能		譲渡証明書について、別途帳票として出力されるよりも廃車申告受付書と一体の様式となっている方が窓口での対応時間を短縮できるという点で望ましい。 ただし、譲渡証明書の欄の要否は申告書によって異なるため、印字有無を選択する機能を実装必須機能とした。	必須				
4.3.4.			0130143	廃車申告受付書の発行と同時に該当車両を廃車登録できること。	標準オプション機能		通常は廃車登録を行うことで廃車申告受付書が発行される流れとなるが、一部の地方団体で窓口の人員体制等の事情で廃車に係る入力作業を廃車申告受付書の交付後に実施しているケースがあることから、標準オプション機能とした。	必須	未廃車の車両（登録車両）についても廃車申告受付書が発行できること。			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.3.5.		0130144	変更登録（名義人変更・標識番号変更）の際に、新登録情報の標識交付証明書と同時に旧登録情報の廃車申告受付書を発行できること。	実装必須機能 （※）	・以下の帳票要件に関連する。 No.96_標識交付証明書 No.100_廃車申告受付書 ※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	名義人変更や標識番号変更といった変更登録の際には、新名義人や新標識の新規登録と同時に旧名義人や旧標識への廃車登録を行うこととなる。 その際に、関連する標識交付証明書と廃車申告受付書が同時に出力できることで、窓口事務の効率化が図られることから、実装必須機能とした。 本機能について、一部の事業者から実装困難とするご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
	4.3.6.		0130145	同一車種での車体変更登録の際に、新車体に対しての標識交付証明書と同時に旧車体への廃車申告受付書を発行できること。	標準オプション機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.96_標識交付証明書 No.100_廃車申告受付書	全国意見照会の際に要望のあった機能だが、申告書の変更の区分に車体変更はなく、運用地方団体が限定される状況のため、標準オプション機能とした。	不要			
4.4.発行管理											
	4.4.1.	通知書発行リスト作成	0130146	一括作成を行った各種通知書等について、発行者リストを作成できること。	実装必須機能	標準オプション帳票を含む。	一括発行を行った帳票については送付前の確認や引き抜き等の作業が有用であるため、リスト作成の機能を実装必須機能とした。 対象となる帳票は、帳票要件で各種通知書等に関連する形で記載。	必須			
	4.4.2.	1 引き抜き対象者リスト作成	0130147	一括作成を行った納税通知書について、引き抜き対象者リストを作成できること。	実装必須機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.48_納税通知書引き抜き対象者一覧（納付書払い） No.49_納税通知書引き抜き対象者一覧（口座変更分） No.95_通知書（共通）引き抜き対象者一覧	一括発行を行った納税通知書については送付前に引き抜き作業が発生するケースがあるため、該当する条件を指定したリスト作成の機能を実装必須機能とした。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須			
	4.4.2.	2	0130148	一括作成を行った各種通知書について、引き抜き対象者リストを作成できること。	標準オプション機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.95_通知書（共通）引き抜き対象者一覧	納税通知書以外の孔用紙帳票については帳票アウトソーシングに出すケースが大規模団体等に限定されると想定されることから、標準オプション機能とした。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須			
	4.4.3.	通知書再発行	0130149	各種通知書の再発行ができること。	実装必須機能	標準オプション帳票含む。	発行済みの通知書を再発行する運用は地方団体共通で想定されるため、再発行の際に指定が必要な条件も含め実装必須機能とした。 なお、過去に発行した帳票において、最新の情報で発行できれば良い。	必須			
	4.4.4.		0130150	当初分の納税通知書再発行時に一括又は個別に出力できること。 ただし、納付済み、過年度分の納税通知書は除外すること。	実装必須機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.36～41_納税通知書 No.42_課税明細	同上	必須			
	4.4.5.		0130151	税額変更分の納税通知書再発行時に一括又は個別に出力できること。	実装必須機能	・以下の帳票要件に関連する。 No.36～41_納税通知書 No.42_課税明細	同上	必須			
	4.4.6.	証明書等再発行	0130152	各種証明書等の再発行ができること。	実装必須機能	標準オプション帳票含む。	証明書等については標識交付証明書と廃車申告受付書等を意図しているが、再発行する運用は地方団体共通で想定されるため、実装必須機能とした。	必須			
	4.4.7.	通知書編集	0130153	各種通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 <対象項目> 送付先	実装必須機能		帳票発行事務において、地方団体それぞれの事情に合わせた柔軟な運用が求められることを想定し実装必須機能とした。	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.4.8.	証明書等編集	0130196	各種証明書等の項目について、発行時に任意に編集できること。 <対象項目> 氏名 住所 備考	実装必須機能		証明書等については標識交付証明書と廃車申告受付書等を意図している。また、帳票発行事務において、地方団体それぞれ事情に合わせて柔軟な運用が求められることを想定し実装必須機能とした。	必須			
	4.4.9.	証明書等発行制関	0130155	以下の条件により、各種証明書等発行時のエラー又はアラート設定ができること。 <制関条件> 種別 未納者 支援措置対象者 処理注意者 廃車済み	実装必須機能		同上	必須			
5. 照会											
5.1. 物件照会											
5.1.1.	1	物件照会への回答（回答書作成）	0130156	他の地方団体、税務署等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	実装必須機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.103_照会事項回答書 回答様式に指定のない他機関からの事調照会全般への対応を想定している。	外部機関からの照会があった際の回答書作成について、標準仕様として要件化されることで事務負担の軽減や地方団体の回答書式統一による対外的な分りやすさが向上する点を考慮して実装必須機能とする。	必須			
	2		0130157	警察（公安委員会）等からの回答様式を指定した物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	標準オプション機能		警察（公安委員会）等からの照会については一部都道府県において、照会機関側が回答様式を指定するケースがあることから当該照会への回答書作成は標準オプション機能とする。	必須			
			0130158	回答書については照会のあったもののみに回答できるよう表示項目を選択できること（空欄出力可）。	実装必須機能		外部機関からの照会があった際の回答書作成について、標準仕様として要件化されることで事務負担の軽減や地方団体の回答書式統一による対外的な分りやすさが向上する点を考慮して実装必須機能とする。	必須			
			0130159	警察（公安委員会）等からの照会データを取り込み、該当する車両を判定できること。判定した車両に対し一括で照会事項回答書を作成できること。 なお、該当なしの場合はその旨回答できること。	標準オプション機能		一部都道府県の公安委員会ではデータで照会情報が提供されている状況であり、現行当該データをシステムに取り込む運用を行う機能を実装している地方団体がある。 利用する団体が一部に限定されることから当該要件については、標準オプション機能とした。	不要			
		物件照会（調査票作成）	0130160	陸運支局、軽自動車検査協会、入国管理局、法務局、他の地方団体等の行政機関に対して、物件調査票の作成が行えること。	標準オプション機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.105_物件調査票	調査票の様式は外部機関ごとに指定される場合があることから、標準オプション機能とする。	不要			
		住民票・戸籍照会	0130161	通知書等の返戻があった対象者について、一括又は個別で住民票照会又は戸籍照会ができること。	実装必須機能	-以下の帳票要件に関連する。 No.101_住民票の照会について No.102_戸籍の照会について	通知書等の返戻があった際に他の地方団体に対して住民票又は戸籍の照会が必要となるケースが考えられるため、実装必須機能とした。	必須			
5.2. 収納状況照会											
5.2.1.		収納状況照会	0130197	収納状況にかかわらず以下の情報を確認できること。 <収納情報>	標準オプション機能		軽自動車税の課税や標識管理に係る事務を行う際に、各自団体によって、収納から課税に連携が必要な項目が異なることが想定されるため、標準オプション機能として定義を行った。 各自団体の組織体制に合わせて連携する項目を選択する想定。	必須			
			0130198	未納の有無	標準オプション機能		同上	必須			
			0130199	納付日（又は充当日）	標準オプション機能		同上	必須			
			0130200	納付額	標準オプション機能		同上	必須			

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
				0130201	納付方法	標準オプション機能		同上	必須			
				0130202	速報データ・確認データ	標準オプション機能		同上	必須			
				0130203	執行停止	標準オプション機能		同上	必須			
				0130204	差押	標準オプション機能		同上	必須			
				0130205	参加差押	標準オプション機能		同上	必須			
				0130206	交付要求	標準オプション機能		同上	必須			
				0130212	不納欠損	標準オプション機能		同上	必須			
				6. 調定								
6.1. 調定処理												
6.1.1.	1	調定処理	0130163	一括で当初課税処理に係る調定処理をできること。 また、個別に税額変更処理に係る調定処理をできること。 なお、調定処理については収納管理システムへ連携されること。	実装必須機能		当初課税処理に係る調定の場合は、主に該当者を一括で処理することを想定しているが、税額変更の場合は個別に対応するケースも想定されることから個別で調定を行う機能も実装必須機能とした。 当初課税処理に係る調定の場合は、該当者を一括で処理することを想定しているため一括での調定処理機能を実装必須機能とした。 また、税額変更の場合は個別に調定処理を行って収納管理システムへ課税情報を連携させる場合と月次等の対象者を一括で調定処理するケースが考えられるため、それぞれ要件の定義を行うこととする。 なお、調定処理を行った情報は収納管理システムへ連携されるが、連携頻度（即時又は月次など）は当該機能の運用方法によって使い分けを行う整理とする。	必須				
			0130164	一括で税額変更処理に係る調定処理をできること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、 【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	調定処理を行った情報は収納管理システムへ連携されるが、連携頻度（即時又は月次など）は当該機能の運用方法によって使い分けを行う整理とする。 本機能について、一部の事業者から実装困難とすることがあったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須				
			0130207	調定情報を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能	収納管理システムを有する統合パッケージの場合は、軽自動車税システムではなく、収納管理システム側で同等機能を実装することも可とする。	調定情報は、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」における「軽自動車税_基本データリスト」の「軽自動車税調定情報」の規定に準ずる。	必須				
6.1.2.		調定表作成	0130165	条件を指定して調定表を作成できること。	実装必須機能	以下の帳票要件に関連する。 No.106_調定表（集計表）	調定表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで調定表作成事務の効率化を図る。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須				
			0130166	指定の項目別に集計表を作成できること。 また、複数年度の集計を行った場合は各年度の合計値を算出できること。	実装必須機能	以下の帳票要件に関連する。 No.106_調定表（集計表）	調定表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで調定表作成事務の効率化を図る。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須				
6.1.4.			0130167	異動分について、指定の項目別に増減集計表を作成できること。	実装必須機能	以下の帳票要件に関連する。 No.107_調定表（増減集計表）	調定表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで調定表作成事務の効率化を図る。 帳票の詳細については帳票要件参照。	必須				
7. 検査												
7.1. 検索												

009005_4_機能要件_013軽自動車税（種別割）

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								要望分類	固有の事情等	要求対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	7.1.1.	検索対象	0130168	軽自動車税に係るすべての情報（車両台帳情報・異動情報）を照会できること。	実装必須機能		窓口や問い合わせへの対応など、通常の業務で軽自動車税システムで管理している情報を検索する機能は有用であるため実装必須機能とした。 基本的には、システムで管理しているすべての情報に対し検索を行うことを想定している。 検索に係る機能全般については共通要件も参照。	必須			
	7.1.2.	検索条件	0130169	検索対象とする軽自動車税システムの管理項目を検索キーとして指定できること。 また、検索対象の範囲として以下の検索条件を設定できること。 < 検索条件 > 住民登録/住民登録外区分 個人/法人区分 除票者（転出・死亡等）対象区分 外国人区分 名義人/納税義務者区分 廃車済み車両の該当区分（含む/含まない/廃車済みのみ） 課税年度 賦課年度	実装必須機能		同上	必須			
8. その他											
8.1 システム管理											
	8.1.1.	課税情報管理	0130170	当初課税及び税額変更処理を行った課税情報について年度ごとに管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能	-各年度における適用税率等の課税算出根拠となる情報の保持を含む。 -課税情報の修正を行った場合は税額変更対象となる。	適用税率など各年度における課税算出根拠の管理などを念頭に当該機能要件の定義を行った。 税務システム等標準化検討会において確認した結果、直接税額を入力して修正する機能も必要であったため左記の通り要件化を行った。	必須			
8.2 その他機能											
	8.2.1.	税額シミュレーション	0130171	システム内で管理している軽自動車に係る情報（経年車重課・グリーン化特例（軽課）対象区分含む。）をもとに、翌年度の税額のシミュレーションができること。	実装必須機能		各地方団体で輸入予測を行う際などに当該機能を活用することを想定している。 実装方法として検証環境を用意することでの代替も考えられるが、その場合は本量産環境のデータを適切なタイミングで実施することが前提となる。	必須			
	8.2.2.	駐留米軍人車属私有車両に係る課税対応	0130172	駐留米軍人車に係る課税に対応する機能として以下を有すること。 ・米軍車両区分について管理（登録、修正、削除）できること。 ・対応した車両情報を管理できること。 ・当初課税対象から除外し、日米地位協定に基づく課税額の算出ができること。 ・米軍車両区分を指定して調定集計表および増減集計表を作成できること。 ・駐留米軍用軽自動車税納付書の発行ができること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙を発行できること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る収納情報を管理できること。（収納管理システムでの実現可） ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る調定処理ができること。（収納管理システムでの実現可）	標準オプション機能	以下の検索要件に関連する。 No.115. 駐留米軍属人私有車両軽自動車税証紙 No.116. 納付書（米軍車両）	管轄区域内に米軍基地がある地方団体に限定して必要な機能となるため、標準オプション機能とした。	不要			
	8.2.3.	他の標準準拠システムへの連携	0130173	庁内データ連携機能（デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	実装必須機能	統合収納管理機能・統合滞納管理機能との連携は、デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能・統合滞納管理機能に従うこととする。	必須				
	8.2.4.	独自施策システム等への連携	0130174	標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様によることとする。	標準オプション機能		税務システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。	必須			

009005_5_機能要件（指定都市）_013軽自動車税（種別割）

項番	機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実装必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
						要望分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 軽自動車税（種別割）基本情報管理（当初課税・税額変更）									
1.1. 車両台帳情報管理									
1.1.1.	車両情報管理	0138001	車両情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 < 管理対象項目 > 行政区名称・行政区コード	市町村全体の機能要件（軽自動車税）の1.1.1.に付随	指定都市においては、制度上、行政区単位で課税を行うため、行政区の項目を実装必須機能としている。	必須			
1.1.2.		0138002	以下の住所（所在地）を指定し、当該項目をもとに行政区を自動判定できること。 < 指定条件 > 定置場 納税義務者の住所（所在地）	市町村全体の機能要件（軽自動車税）の1.1.8.に付随	行政区の判定については、定置場所在地が基準となる。 一方で、定置場のシステムへの入力方法によっては行政区を判定することが難しいと想定されるため、運用する地方団体の判断で納税義務者の住所（所在地）での判定も選択できる要件とした。	必須			
1.2. 異動情報登録処理									
1.2.1.	行政区間の異動	0138003	市内における行政区間の定置場の異動について、地方団体の運用に応じて以下を選択できること。 < 標識管理のパターン > (1)行政区単位で標識管理を行う場合 異動後の行政区で旧標識の廃車登録を行った後、新規登録を行う。 (2)市全体で標識管理を行う場合 当該市内における定置場の変更登録を行う。	・地方団体において標識交付を行う車両が対象となる。 ・当該機能要件は異動処理の際に都度設定するのではなく、システム導入時に一律で設定することを想定している。	指定都市において、標識管理を行う単位を行政区とする場合と市全体とする場合がある。 軽自動車税システムを運用する際には、当該地方団体の標識管理の運用に合わせていずれかを選択する必要があるため、実装必須機能とした。	必須			
1.2.2.		0138004	他の行政区標識の廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。 < 管理対象項目 > 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 旧行政区名称・旧行政区コード 旧納税義務者情報（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧標識番号 種別 車台番号 車名 総排気量 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式	・市全体で標識管理を行う場合は左記の要件は不要となる。	他の行政区標識の廃車受付を行った場合には、当該廃車受付に係る情報管理機能が別途必要となるため、実装必須機能とする。 他の地方団体の廃車申告については、市町村全体の機能要件（軽自動車税）4.2.5に記載の通りとなる。 なお、他の行政区の廃車申告受付の際は、同一地方団体内での異動となるため、課税物件異動通知書の送付は行わない。	必須			
2. 帳票出力全般									
2.1. 帳票出力									
2.1.1.	内部帳票出力	0138005	各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に指定した行政区又は市税事務所単位の出力及び集計ができること。		指定都市においては、制度上、行政区単位で課税を行うため、内部帳票の出力の際に行政区単位での条件指定が必要となることから、実装必須機能とした。	必須			
2.1.2.	外部帳票出力	0138006	各種証明書や通知書を含む外部帳票を一括で作成する際に指定した行政区又は市税事務所単位の出力ができること。		指定都市においては、制度上、行政区単位で課税を行うため、外部帳票の出力の際に行政区単位での条件指定が必要となることから、実装必須機能とした。	必須	帳票出力の際のソート順を行政区単位で設定できること。		
2.1.3.		0138007	外部帳票における以下の項目について行政区又は市税事務所単位での制御ができること。 < 対象項目 > 処分庁名（通知者） 公印 問い合わせ先		指定都市の制度上、行政区単位での課税となることから、左記の機能要件に記載した印字項目については行政区単位で制御を行う必要がある。	必須			

【様式第5号】

（記入要領）

※シート「機能要件一覧」に基づいて記載しています。シート「機能要件一覧（指定都市）」については内容を適宜読み替えて参照ください。

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.賦課・収納情報管理											
1.1.賦課・収納情報管理											
1.1.1.	1	賦課情報取込（当初）	0140416	各課税システムから当初課税データ（個人住民税・森林環境税(給付特徴・年金特徴・普通徴収)、法人住民税、固定資産税、軽自動車税（種別割））、課税データ（法人住民税）を即時又は任意の日付を指定して一括で受け取り、調定情報として取り込めること。 取り込み際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。 <調定情報> ・課税年度 ・賦課年度 ・通知書番号 ・期別 ・調定額 ・納期限 ・法定納期限・申告区分 ・事業年度 ・事業期間 ・課税更正日 ・修正申告年月日 ・特別徴収指定番号 ・車両番号・申告期限の延長月数 ・年金保険者 ・種別	実装必須機能		調定情報のうち、「法定納期限」については、課税システムからの連携ではなく、収納管理システム内での管理でも可とする。	収納に必要な調定情報の連携は、実装必須機能としている。「種別」については、継続検査用納税証明書の出力要件を判定するために必要な管理項目として定義している。	必須	—	
1.1.1.	2		0140417	<調定情報> ・通知年月日	標準オプション機能				必須	—	
1.1.1.	2		0140418	個人住民税・森林環境税については、非課税の賦課情報を取り込む・取り込まないを選択できること。	標準オプション機能			非課税の情報は大規模団体で不要なデータを連携しないために標準オプション機能とした。	不要	—	
1.1.2.	1		0140003	税目の固有の要件に対応して取り込めること。 税目の固有の要件は、税額更正取込においても同様とする。 ・個人住民税については、事業所（特別徴収義務者）と従業員（特別徴収該当者）の情報を紐づけて取り込めること。退職所得に係る所得割についての内訳を取り込めること。納期特例の事業者（特別徴収義務者）について、納期特例の納付月に調定情報が連携されること。退職所得分離課税分の調定情報、控除超過額（配当割、株式等譲渡所得割控除額）を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		個人住民税の「事業所（特別徴収義務者）と従業員（特別徴収該当者）の情報を紐づけて表示する」という機能については、個人住民税システムを参照する運用でも可とする。	税目固有の要件についても、収納に必要な調定情報の連携は、実装必須機能としている。	必須	納期特例について、当初賦課と同様に調定データは年2回に限定しない連携が可能とすること。 特別徴収義務者の従業員の情報を確認できること。 上記要件は任意とする。	
1.1.2.	1		0140004	・法人住民税については、申告区分、事業年度及び均等割/法人税割の内訳を表示できること。みなす申告対象者を把握できること。	実装必須機能				必須	—	
1.1.2.	1		0140005	・固定資産税については、土地・家屋と償却資産の内訳も取り込めること。共有者の情報を取り込み、納税義務者を検索した時、共有分を名寄せし、一覧表示できること。	実装必須機能				必須	—	

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.2.	2		0140006 固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。 固定資産税については、共有者の納税通知書の発行情報を取り込めること。	標準オプション機能		固定資産税・都市計画税の内訳については、各課税システムを参照する運用でも問題ないと想定されるため、標準オプション機能とした。	任意	機能実装が困難な場合、例月精算や決算における固定資産税と都市計画税の内訳管理について、現行運用を確認の上、代替運用の提案を行うこと。		
	1.1.3.	1		0140419 各課税システムから税額更正データ（個人住民税・森林環境税（給与特徴・年金特徴、普通徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税（種別割））を受け取り、調定情報として取り込めること。	実装必須機能		1.1.1.で取り込んだ課税情報について、更正が発生した場合には更新が必要なため実装必須機能としている。 取り込む期間については、地方団体の運用に合わせて任意に指定できることとしている。	必須	—		
	1.1.3.	1		0140008 税額が変わらない異動情報についても取り込めること。	実装必須機能			必須	—		
	1.1.3.	対応方針の詳細及び補足事項		0140009 取り込む期間について、税目単位で即時または任意のタイミングで一括処理ができること。	実装必須機能			必須	—		
	1.1.3.			0140010 取り込む際、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。	実装必須機能			必須	—		
	1.1.4.	1		0140011 現年度分、過年度分の調定情報の異動履歴を取り込めること。	実装必須機能			必須	—		
	1.1.4.	1		0140012 異動前後の差額が照会できること。	実装必須機能			必須	—		
	1.1.4.	1		0140013 調定情報が異動になった対象者を把握できること。	実装必須機能			必須	—		
	1.1.4.	1		0140420 給与特別徴収義務者の調定に異動があった場合、異動の対象を収納管理システムまたは個人住民税システムにて参照できること。	実装必須機能		異動の対象を参照は、給与特別徴収義務者の調定に異動があった場合、納税義務者個人が特定できることを意図している。 個人住民税システムを参照する運用も考えられることから、参照システムを選択できるとしている。	必須	—		
	1.1.5.	1	納付情報管理	0140015 納税義務者ごとに調定情報・納付情報・充当予定情報が管理（設定・保持・修正）できること。 複数税目の情報がある場合は、名寄せして表示されること。	実装必須機能		納税義務者ごとに複数税目の情報を照会できることは業務上必須であるため実装必須機能としている。 充当予定情報は、二重納付・督促発送等を防止するために実装必須機能としている。	必須	—		
	1.1.5.	2		0140421 納税管理人が設定されている場合は、名寄せして表示されること。	標準オプション機能		納税管理人を設定した場合、名寄せするかどうかは地方団体により運用が異なるため標準オプション機能としている。	必須	—		
		2		0140422 年金保険者である場合は、その旨が表示されること。	標準オプション機能			不要	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.6.	1	0140017	税目、会計年度、収納年月日、領収年月日、期別単位で納付毎の納付状況が期間を指定して照会できること。 照会結果は一覧で抽出できること。	実装必須機能			必須	—		
	1.1.7.	1	0140018	納税義務者、税目、年度、期別ごとに督促、滞納処分の停止、不納欠損等の処分情報を照会できること。	実装必須機能			必須	—		
	1.1.8.	1	未納情報管理	0140423	納期限・税目・抽出期間を指定し、未納者台帳を出力できること。 同一納税義務者が含まれる場合は、名寄せして表示できること。 世帯員や固定資産税の共有者、個人住民税・森林環境税(特別徴収)の特別徴収事業所を表示できること。	実装必須機能	納税義務者ごとに複数税目の未納情報を照会できることは業務上必須であるため実装必須機能としている。	必須	—		
	1.1.9.	1		0140020	納税義務者が他の納税義務者の納税管理人・相続人等の代納を行っている場合、その納税義務者が納めるべき未納額・滞納額をまとめて表示すること。	実装必須機能		必須	—		
	1.1.10.	1	履歴表示	0140021	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報による仮消込含む）、各納付チャネル（一般納付（OCR・パンチ）/口座振替/コンビニ納付/クレジットカード納付/スマートフォン納付/マルチペイメントネットワーク/共通納税/年金特別徴収）、過誤納金の還付充当履歴・時効履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書・合算納付書・督促状・口座振替不能通知・再振替のお知らせ）が表示されること。	実装必須機能	納税義務者ごとに調定履歴、納付履歴の詳細・それに伴う滞納処分や通知等を照会できることは業務上必須であるため実装必須機能としている。	必須	—		
	1.1.10.	1		0140022	納付チャネルのうち口座振替については、納付された金融機関情報、コンビニ納付については、コンビニ店舗・支店情報を表示できること。	実装必須機能	コンビニ店舗・支店情報については、コードまたは名称で特定することを想定している。	必須	—		
		1		0140424	共通納税においては各種納付方法別情報を表示できること。	標準オプション機能	「オンライン方式」「ダイレクト方式」「情報リンク方式」「一括伝送方式」「クレジットカード決済」「API利用決済」の各納付方法別表法を表示できることを想定している。 納付方法を管理する必要がない地方団体も複数存在するため、標準オプション機能としている。	必須	—		
	1.1.10.	1		0140023	速報の履歴については、確報の履歴で更新できること。 同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付毎に表示できること。	実装必須機能		必須	—		
	1.1.10.	1		0140024	完納、滞納処分の停止及び不納欠損後のデータであっても全ての情報が表示されること。	実装必須機能		必須	—		
	1.1.10.	1		0140025	税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	実装必須機能		必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）		
									機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	1.1.10.	2		0140026	発行した帳票（一括納付書）が表示されること。	標準オプション機能			不要	—			
	1.1.10.	2		0140027	納付された金融機関の支店情報が表示されること。	標準オプション機能		金融機関の支店情報は問合せ等で必要な情報となり得るが、データで自動登録されるものではないため、標準オプション機能としている。	不要	—			
	1.1.11.	1	メモ管理	0140028	納税義務者別にメモを管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		管理項目のみでは足りない情報を地方団体の運用等に応じて記録できるようにメモ機能を定義している。	必須	—			
	1.1.12.	1	処理注意者管理	0140029	納税義務者別に処理注意者情報を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		処理注意者情報の地方団体の運用に合わせた権限設定による管理ができることとしている。	必須	—			
	1.1.13.	1	納期限管理	0140030	各課税システム側から納期限及び法定納期限の情報が連携され、設定されること。	実装必須機能			必須	—			
	1.1.13.	1		0140031	また、任意に納期限及び法定納期限を変更できること。 督促状発送後に変更しようとした場合は、エラーまたはアラートとして通知できること。	実装必須機能		納期限及び法定納期限は、各課税システムから連携され、自動で設定されることとしているが、以下のようなイレギュラー対応を想定し、収納管理システムで任意に変更できることとしている。 課税システムの更正決定が間に合わない場合等に収納管理システムで個別で変更することを想定している。	必須	—			
	1.1.13.	2		0140032	対象者を抽出して一括で納期限及び法定納期限を変更できること。	標準オプション機能		標準オプション機能の「対象者を抽出して一括で納期限を変更できること。」は、災害対応で地域等を指定して一括で変更することを想定している。	不要	—			
2.収納													
2.1入金・消込処理													
	2.1.1.	1	消込用データの作成・管理	0140033	各納付チャネル（一般納付（OCR・バンチ・郵便振替）/口座振替/コンビニ納付/クレジットカード納付/スマートフォン納付/マルチペイメントネットワーク/共通納税/年金特別徴収/差押による充当）の納付データを取り込めること。合算納付書に対応した納付データの取込ができること。	実装必須機能		パッケージが備えるOCRのインターフェースに合わせて、OCRの処理を対応いただく想定。	各納付チャネルに応じた納付データの取り込み、消込データの作成ができることとしている。	必須	—		
	2.1.1.	1		0140474	取り込んだ納付データを基に、各税目の消込用データを作成できること。 ＜主な消込用データ＞ ・基本データリストの項目 ・消込処理日	実装必須機能			必須	—			
	2.1.1.	1		0140035	全期前納及び合算納付書の納付データから、期別ごとの消込用データが自動で作成できること。	実装必須機能		6.1.1.で定める複数期別を纏めた合算納付書及び全期前納に対応した納付データの取り込みができ、期別の消込データが作成できることとしている。	必須	—			

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.1.	1	0140036	契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行い、消込用データの連携が行えること。	実装必須機能		地方団体により納付手段が異なるため、契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整は個別にできるとして。	必須	—		
	2.1.1.	1	0140037	クレジットカードやコンビニ納付などで複数回の納付があった場合、複数納付データを管理し、2回目以降の納付は過誤納となること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.1.	2	0140038	軽自動車税（種別割）の一括納付書の納付データから、対象車両の調定ごとの消込用データが自動作成できること。	標準オプション機能		一部の地方団体において、複数車両の納付書を名寄せした一括納付書の運用を行っているため、当該納付書に対応した消込用データの作成については標準オプション機能とした。	任意	軽自動車税の口座振替の登録作業は、車両単位ではなく、税目・区コード単位での処理を可能とすること。ただし、口座情報管理、口座振替依頼データ作成については車両単位とすること。機能実装が難しい場合、代替運用の提案を行うこと。		
	2.1.2.	1	0140039	取り込んだ消込用データの管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.2.	1	0140040	収入年月日、徴収年月日、税目、通知書番号、納付済通知書を一意に特定する番号、納付区分（入金/配当等）、賦課年度、会計年度で特定し、修正ができること。	実装必須機能		消込処理前にOCR読み取り間違い等を修正することを想定しており、修正を行う対象を特定するための条件を設定している。	必須	—		
	2.1.2.	1	0140041	任意の消込用データの追加ができること。	実装必須機能		任意のデータ追加は、破損等によりOCRの読み込みができない納付済通知書が銀行から返送されるケースがあるため、OCR読み込みをした後に新規データの追加が必要となることを想定している。	必須	—		
	2.1.2.	1	0140042	消込処理前の収入集計表を出力できること。 出納閉鎖期間において、会計年度を分けた収入集計表が出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.2.	1	0140043	仮消込の対象を把握できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.2.	2	0140044	期間を指定し、修正履歴の一覧が抽出できること。	標準オプション機能			任意	機能実装が困難な場合、消込データの修正履歴を把握するための代替運用の提案を行うこと。		
	2.1.3.	1	0140045	消込処理前に、消込用データのエラーチェックを行い、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーとして通知できること。 エラー結果を照会できること。	実装必須機能	・本機能要件で想定している業務フローは以下の通り。 ①消込データ作成時に、取り込データ単位で公金日（収納日）・合計件数・金額をチェック（取込データ誤り・データ破損がないこと、二重取込、取込データの誤り（ヒューマンエラー）がないことを確認する旨旨） ②①がクリアした上で、消込可能なものは先に本消込し、消込先調定が見つからない等のエラーデータのみ、任意のタイミングで訂正する（エラーデータ以外には本消込済のため、最新の収納状況をエラーデータ訂正前に反映できる） ・想定しているエラーの例は以下の通り。 「業務上、取りえない値となっているデータが存在する」 「調定情報と納付情報における両項目において不整合がある」等	消込処理前に消込データのエラーチェックできるとして。	必須	法人市民税の申告区分を修正可能とすること。 上記要件は任意とする。		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.4	1	0140046	エラーの対象データ項目を収入年月日、領収年月日、納付済通知書を一意に特定する番号、納付区分（入金/配当等）、賦課年度、で抽出し、手動で修正・削除ができること。	実装必須機能		2.1.17のエラーチェック結果を基に修正することを想定しており、修正を行う対象を特定するための条件を設定している。	必須	—		
			0140409	エラーの対象データ項目を会計年度で抽出し、手動で修正・削除ができること。	標準オプション機能			不要	—		
			0140410	手動で修正・削除した後、消込用データを一括更新できること。	標準オプション機能			必須	—		
	2.1.5	1	0140475	一般納付（OCR・パンチ）の消込処理ができること。本税と延滞金をそれぞれの調定に対して一括又は個別に消込処理ができること。消込処理の結果、集計表が出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.5	1	0140048	窓口で納付があった場合、仮消込処理ができること。本税と延滞金をそれぞれの調定に対して仮消込できること。	実装必須機能		窓口納付の際、オンライン登録により仮消込状態にすることを想定している。	必須	—		
	2.1.5	1	0140049	収納履歴について、手動で修正できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.5	1	0140050	法人住民税の均等割・法人税割額の納付内訳誤りの場合、内訳の入れ替えができること。	実装必須機能			必須	内訳入れ替えの自動修正が可能であること。 上記要件は任意とする。		
	2.1.5	2	0140051	督促手数料の消込処理ができること。	標準オプション機能		督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—		
	2.1.5	2	0140052	窓口納付で領収書をシステム出力した期別について、自動で仮消込処理がされること。	標準オプション機能		収納管理システムから領収書を出力し、それを契機として仮消込状態になることを想定している。	不要	—		
	2.1.5	2	0140053	窓口で納付があった場合、督促手数料の仮消込処理ができること。	標準オプション機能			不要	—		
	2.1.5	2	0140054	CSV等の仮消込データを取り込むことで、一括で仮消込処理ができること。	標準オプション機能		CSV等の取込みによる一括処理は大規模団体にて必要なため標準オプション機能としている。	不要	—		
	2.1.6	1	0140055	口座振替の消込処理が一括及び個別でできること。	実装必須機能		消込処理は、収入年月日で処理されることを想定している。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2.1.6.	1	0140056	消込処理の結果、集計表が出力できること。	実装必須機能			必須	—		
		2.1.6.	1	0140057	口座振替の領収年月日と収入年月日を管理できること。	実装必須機能		領収年月日と消込処理時の収入年月日が異なることが考えられるため、別途管理できることとしている。	必須	—		
		2.1.6.	1	0140058	全期前納で第1期に年税額が口座振替となった場合、自動的に各期に分割して消込できること。	実装必須機能			必須	1期が0円で、2期以降に設定がある場合にも口座振替が可能であること。 上記要件は任意とする。		
		2.1.7.	1	0140425	個人住民税・森林環境税（年金特別徴収）の消込処理が一括及び個別でできること。	実装必須機能		給与特別徴収については、一般納付に含まれることとし、本項では言及していない。	必須	—		
		2.1.7.	1	0140060	年金保険者毎に収入年月日を設定して、消込処理ができること。	実装必須機能			必須	—		
		2.1.7.	1	0140061	消込処理の結果、年金保険者別の納付額を集計できること。	実装必須機能			必須	—		
		2.1.7.	1	0140426	年金保険者ごとに、依頼データ（特別徴収税額通知（01通知））と入金データ（特別徴収結果通知（22通知））の突き合わせができること。	実装必須機能	本要件については個人住民税の機能として実装することも可とする。		必須	—		
		2.1.8.	1	0140063	コンビニ納付の消込処理が一括及び個別でできること。本税と延滞金をそれぞれの調定に対して消込処理ができること。	実装必須機能			必須	—		
		2.1.8.	1	0140064	消込処理の結果、集計表が出力できること。	実装必須機能			必須	—		
		2.1.8.	1	0140065	コンビニバーコードによるコンビニ納付とクレジット納付・スマートフォン納付とは区別して管理できること。	実装必須機能			必須	—		
		2.1.8.	1	0140066	スマートフォン納付について、決済手段を納付区分として識別できること。メーカーコードを簡便に追加できること。	実装必須機能		スマートフォン納付の決済手段は、PayPay等の電子マネーの種別を意図している。また、地方団体が決済手段を増やすことに対応できるよう、メーカーコードを簡便に追加できることとしている。	必須	—		
		2.1.8.	1	0140067	契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整ができること。	実装必須機能		「契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整ができること。」について、地方団体ごとに契約相手方が異なるため、その地方団体に必要なインターフェース調整を個別に実施することを想定している。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2.1.8.	2		0140068	督促手数料の消込処理ができること。	標準オプション機能		不要	—		
		2.1.9.	1		0140069	納付書発行データ（請求データ）をサービス事業者へ登録できること。	実装必須機能		必須	—		
		2.1.9.	1		0140070	クレジットカード納付、マルチペイメントネットワークの一括及び個別で消込処理ができること。本税と延滞金をそれぞれの調定に対して消込処理ができること。	実装必須機能		必須	—		
		2.1.9.	1		0140071	消込処理の結果、集計表が出力できること。	実装必須機能		必須	—		
		2.1.9.	1		0140072	都度払いに対応できること。	実装必須機能		必須	—		
		2.1.9.	1		0140073	契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。	実装必須機能		必須	—		
		2.1.9.	2		0140074	継続払いに対応できること。	標準オプション機能	クレジットカード納付の継続払いについては、必要とする団体が限られていることから、標準オプション機能として定義している。	任意	機能実装が困難な場合、継続払いを実現するための代替運用の提案を行うこと。		
		2.1.9.	2		0140075	クレジットカード納付の申込者・契約者情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、一覧表を作成できること。	標準オプション機能		不要	—		
		2.1.9.	2		0140076	督促手数料の消込処理ができること。	標準オプション機能	一部の地方団体では条例により督促手数料について定めているため、標準オプション機能としている。	不要	—		
		2.1.10.	1	消込処理（共通納税）	0140077	共通納税の消込処理が一括及び個別でできること（退職所得分離課税分を含む。）。本税と延滞金をそれぞれの調定に対して消込処理ができること。	実装必須機能	共通納税の対象税目拡大により、地方団体での対応が必須になることから、実装必須機能として定義している。	必須	—		
		2.1.10.	1		0140078	消込処理の結果、集計表が出力できること。	実装必須機能		必須	—		
		2.1.10.	1		0140079	納付情報管理ファイル、納税情報ファイル（納付日ベース）、納付情報ファイル（入金日ベース）の取り込み、管理ができること。	実装必須機能		必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.10.	1	0140476	納付情報管理ファイル、納付情報ファイル（納付日ベース）、納付情報ファイル（入金日ベース）の取り込み、管理にあたっては、税目・料金番号等により必要な納付データのみを取り込み、管理ができること。また、取り込み後に取り込み対象外のデータをファイル出力できること。	標準オプション機能		共通納税の公金対応に伴い納付情報ファイル等に地方税以外の情報も含まれるようになるため、税務システムにおいて必要な情報のみ取り込むための要件として定義している。また、取込漏れを防止する観点から、取込の際に不要な情報として取込まなかった情報や何らかの理由で取り込めなかった情報を別ファイル（元ファイルの形式）で確認できるとしたい。 なお、システム対応に限らず委託事業者等によるファイル加工等も想定されるため標準オプション機能としている。	必須	—		
		1	0140080	納付情報管理ファイルに含まれる納税者IDから、システム内の納税義務者を特定し、紐づけている通知書番号（指定番号）を自動的に補い、納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報の有無にかかわらず、自動的に補った通知書番号（指定番号）を基に消込処理ができること。	実装必須機能			必須	納税者IDの入力のみで通知書番号の紐づけができること。 eLTAXに通知書番号をアップロード可能であること。 上記要件は任意とする。		
		1	0140427	納税者IDによる消込先の特定が行えない場合は納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報を基に消込処理ができること。 なお、指定番号情報をもとに消込処理を行った場合は、その旨が把握できること。	標準オプション機能			必須	—		
	2.1.10.	2	0140081	督促手数料の消込処理ができること。	標準オプション機能			不要	—		
		1	0140082	消込処理により、納付額（本税・延滞金）が最新の状態となり、確定延滞金の確定が自動で行われること。また、延滞金調定額が1円以上で確定になった対象者リストが出力されること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.11.	1	0140083	消込処理により、調定額＝納付額となった場合に、確定延滞金調定額の計算を行うこと。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.11.	1	0140084	地方税法の規定に従い、確定延滞金が計算されること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.11.	2	0140085	消込のタイミングで本税未納であるが、延滞金のみ納付された場合、正しく消込処理ができること。 消込処理後、自動で連付保留され、抽出できること。	標準オプション機能		消込のタイミングで本税未納であるが、延滞金のみ納付される場合は、以下の場合等を想定している。 ・滞納処分を執行し換価代金を滞納市税に充当処理を行う前に、納税者が窓口に来庁し残額として延滞金を納付する場合 ・分納相談である期月を複数に分割し最後の納付回に延滞金を追加したが、納税者が納付する際番を間違えた場合	必須	—		
		1	0140086	法人住民税において調定情報がない場合、課税システムから収納管理システムに調定情報が連携されるまで納付を保留扱いとする、または暫定的な消込扱いとする（ただし過誤納扱いとしない）こと。 調定情報連携後、消込処理されること、または正規の消込扱いとなること。	実装必須機能		調定情報がない場合、納付を保留とするが暫定的な消込扱いとするかは地方団体の運用により異なるものと想定している。 調定情報連携後、保留扱いとしていたものは自動で消込処理され、暫定的な消込としていたものは正規の消込扱いとなることとしている。	必須	—		
	2.1.12.	1	0140087	保留、暫定的な消込扱いの対象者を把握できること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.12.	1	014008 8	消込結果は法人税割、均等割に振り分けできること。また、均等割・法人税割額の合計額でも消込処理ができること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.12.	1	014008 9	予定納税の額が、確定申告で確定した額との差額が生じた際、その差額が未納又は過振納扱いとなること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.12.	1	014009 0	これらについて、共通納税による納付についても同様であること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.12.	2	014009 1	納付額＝調定額として調定情報を作成して、消込を行えること。 また、保留扱いとなっているものを現年収入としてとらえ、通付充当の際に歳入通付として扱うこと。	標準オプション機能			任意	調定連携前の消込データを取り込む際、消込エラーにはせずに、調定額 0 円の調定データを作成して消込みを行い、その後調定連携があった場合、自動的に調定額に反映させること。 上記の実現が困難である場合、要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
	2.1.12.	2	014009 2	見込納付分について、作成した納付書データを基に、調定の作成や消込処理を一括でできること。	標準オプション機能			不要	—		
	2.1.13.	1	014042 8	個人住民税において調定情報がない場合、課税システムから収納管理システムに調定情報が連携されるまで納付を保留扱いとする、または暫定的な消込扱いとする（ただし過振納扱いとしない）こと。 調定情報連携後、消込処理されること、または正規の消込扱いとなること。 個人住民税において調定情報がない場合、退職分離課税分の消込を行えること。 退職分離課税分の調定情報を作成できること。	実装必須機能		調定情報がない場合、納付を保留とするが暫定的な消込扱いとするかは地方団体の運用により異なるものと想定している。 調定情報連携後、保留扱いとしていたものは自動で消込処理されると、暫定的な消込としていたものは正規の消込扱いとなることとしている。	必須	—		
	2.1.13.	1	014009 4	保留、暫定的な消込扱いの対象者を把握できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.13.	1	014009 5	個人住民税本体と退職分離課税で内訳に誤りがある場合、内訳の移動ができること。	実装必須機能			必須	—		
	2.1.13.	1	014009 6	調定を作成するタイミングについて、任意に設定できること。（収入年月日等）	実装必須機能			必須	—		
	2.1.13.	2	014009 7	納付額＝調定額として調定情報を作成して、消込を行えること。 また、保留扱いとなっているものを現年収入としてとらえ、通付充当の際に歳入通付として扱うこと。	標準オプション機能		上記のように保留等とはせず、納付額＝調定額として調定情報を作成して、消込を行う運用もあり得ることから標準オプション機能としている。	任意	収納側で0円調定を作成し、賦課側から賦課更正を連携可能とすること。 または、賦課側からの0円調定の作成・連携を可能とすること。 上記の実現が困難である場合、要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
2.1.14.	1	納期特例分の消込 （個人住民税）	014042 9	個人住民税・森林環境税の納期特例分については、納付データの月から前期分または後期分を判断し、前期分又は後期分の該当月分へ消込処理できること。	標準オプション機能		大規模団体で必要な機能のため、標準オプション機能としている。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンタ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.15.	1	速報データ管理	014009	コンビニ納付、クレジットカード納付、スマートフォン納付、マルチペイメントネットワーク、共通納税の速報データを取り込み、管理（参照）できること。取り込んだ際、仮消込処理ができること。	実装必須機能		必須	—		
	2.1.15.	1		014010	速報データの集計機能を有すること。	実装必須機能		必須	—		
	2.1.15.	2		0140101	同一納付書に対する複数の速報データを管理できること。	標準オプション機能	複数データの管理は、確報データについては選付充当処理のため必須であるが、速報データは必須ではなく一部の地方団体にて管理しているため、標準オプション機能としている。	不要	—		
	2.1.16.	1		0140102	速報データに対する取消データが連携された場合は、速報データを削除もしくは取消データを最新の履歴として保持できること。	実装必須機能	確報データが連携される前に、速報データに対する取消データが連携された場合を想定している。 取消データが連携された場合には、速報データを基にした集計や帳票出力を制御するために本機能を定義した。	必須	—		
	2.1.17.	1	消込エラー抽出処理	0140103	全ての納付チャネルについて、消込処理でエラーが発生した場合、年度・税目・期間・納付チャネルを指定して収納消込エラーのリストが出力できること。 エラー修正後、再消込処理ができること。	実装必須機能	消込処理でエラーが発生した場合、エラーリストで収納情報を特定し、修正後に再消込処理ができることとしている。	必須	—		
	2.1.17.	1		0140104	エラー状態は保留状態として管理し、エラー修正または調定連動後に再消込処理ができること。保留状態のリストが出力できること。	実装必須機能	エラーとなった消込データについては、保留状態として管理し把握できることとしている。	必須	—		
	2.1.18.	1	日計/月計表作成	0140105	収入年月日・会計年度毎に税目の収入金の集計表（日計表）の出力ができること。 日計表は、消込日当日から出力できること。また、日付を指定して出力できること。 日計表は、出納閉鎖期間中は旧年度・新年度ともに出力できること。	実装必須機能	納付情報の詳細の把握及び集計は業務上必須であるため、実装必須機能としている。 納付委託分・充当分については、通常の納付と滞納処分による納付を統計等で区別して把握する必要があることから、実装必須機能としている。	必須	—		
	2.1.18.	1		0140106	収入年月日・会計年度毎に税目の収入金の集計表（月計表）の確認ができること。 月計表は、出納閉鎖期間中は旧年度・新年度ともに出力できること。 月計表においては、滞納繰越分を年度別に出力できること。	実装必須機能		必須	—		
	2.1.18.	1		0140107	退職分贈課税分の納付情報を集計できること。 納付委託分・充当分を区別できること。	実装必須機能		必須	—		
	2.1.18.	2		0140108	普通徴収と年金特別徴収を区別できること。	標準オプション機能		必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.18.	2	014047 7	都道府県税と市区町村税と森林環境税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。固定資産税と都市計画税も同様に作成できること。なお、1円未満の端数を切り捨てられること。	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。		
	2.1.19.	1	014011 0	収入金更正等内訳（財務会計）：指定した期間（処理日）別に地方自治法施行規則第15条別表（現年滞繰別税目別）の「どここの項目から」「どここの項目へ」収入金を移したか、本税、延滞金ごとに、金額と件数の情報が得られること。 <項目の移動> ・税目及び現年滞繰の収入金誤りを修正（金額の訂正） ・違う税目等へ収入した場合の修正（税目・年度の修正） ・ある「税目・現年滞繰」から別の「税目・現年滞繰」へ充当（税目別・年度別の収入金振り替え） ・歳入から還付（税目別・年度別の収入金の支出） ・歳出から還付（税目別・年度別の収入金の支出） ・歳入還付しようとしたが、還付できず収入金を戻入（税目別・年度別の収入金の支出） ・歳出からある「税目・現年滞繰」へ充当	実装必須機能		財務会計処理を行うために、必要なデータの把握について定義している。	必須	—		
	2.1.19.	2	014011 1	督促手数料の、金額と件数の情報が得られること。	標準オプション機能		財務会計処理を行うために、必要なデータの把握について定義している。 督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—		
2.2 口座振替処理											
	2.2.1.	1	口座情報管理	014043 1	宛名、対象税目毎に、口座情報、納付方法（金期前納/期別）、メモを管理（設定・保持・修正）できること。 <口座情報> ・宛名番号 ・税目コード ・振替種別 ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・名義人氏名 ・振替開始日 ・自治体受付日 ・口座申込日 ・廃止日	実装必須機能	納税義務者、税目ごとの口座情報管理ができ、登録・変更・停止・廃止の区分及びその理由を管理できるとしている。	必須	—		
		1		014043 2	・振替終了日	標準オプション機能		不要	—		
	2.2.1.	1		014011 3	口座情報区分（登録/変更/停止/廃止）のそれぞれの事由を管理（設定・保持・修正）できること。未来日で口座情報を変更することができること。停止・廃止口座を含めて、履歴を管理できること。	実装必須機能	口座の停止は一時的なもの、廃止は口座振替登録の解約を意図している。 仮受付状態（地方団体のシステム上で振替口座登録がされているが、金融機関で振替口座登録処理が終わっていない状態）や金融機関からの照会に対して不備返却等はメモで管理することを想定している。 振替口座の変更開始日が未来日のことも想定されるため、未来日で変更することができることとしている。	必須	—		
	2.2.1.	1		014011 4	名義人カナ氏名については、全銀協フォーマットの文字制限に対応すること。	実装必須機能		必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	技術	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.1.	1	0140115	登録の際、登録履歴より参照作成ができること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.1.	1	0140433	個人住民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、固定資産税それぞれについて、口座情報を管理できること。 軽自動車税（種別割）、固定資産税の口座は宛名単位で管理できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.1.	1	0140117	複数の税目で使用される口座がある場合、一括で登録・修正ができること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.1.	1	0140434	分割納付用の口座は別途管理できること。	標準オプション機能			不要	—		
	2.2.1.	1	0140119	口座情報から口座振替を行っている対象者抽出ができること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.1.	1	0140120	口座振替可能な金融機関情報を管理できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.1.	2	0140121	<口座情報> ・停止開始日 ・停止終了日	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	口座情報区分として「停止」は管理できることは必須であるが、口座情報として「停止開始日」「停止終了日」は、一部の地方団体でのみ管理していることと現在実装している事業者も少ないため、備考欄に※の記載を追加した。	必須	—		
	2.2.1.	3	0140122	口座情報区分（仮登録）の事由を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		ワーキングチームにてステータス管理や通知書番号ごとの口座管理が必要との意見が出たが、一部の地方団体であるため、標準オプション機能としている。	不要	—		
	2.2.1.	3	0140435	軽自動車税（種別割）の口座は通知書番号単位で管理できること。	標準オプション機能		車両ごとに口座情報を管理するために、車両を一意に特定可能な番号（通知書番号）単位で口座管理を行う。	任意	軽自動車税の口座振替の登録作業は、車両単位ではなく、税目・区コード単位での処理を可能とすること。ただし、口座情報管理、口座振替依頼データ作成については車両単位とすること。機能実装が難しい場合、代替運用の提案を行うこと。		
		3	0140436	固定資産税の口座は通知書番号単位で管理できること。	標準オプション機能		固定資産税の通知書番号は、土地・家屋/償却、単有分/共有分等で異なり、口座も別で管理している地方団体があるため、通知書番号単位で管理できることとしている。	任意	固定資産税の口座振替の登録作業、口座情報管理、口座振替依頼データ作成については、通知書番号（現行の納税者コード）単位での処理を可能とすること。機能実装が難しい場合、代替運用の提案を行うこと。		
2.2.1.	3		0140124	システム外で作成したCSV等の申込データを取り込み納税義務者を特定した上で、口座情報を一括で登録できること。 申込データがWeb等からの申込みまたは紙での申込が管理できること。	標準オプション機能		外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なくも想定されるため、標準オプション機能とした。	不要	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.1.	3	0140125	期別を指定し、口座振替を停止できること。	標準オプション機能		期別を指定した口座の停止について、一時的な転出等の場合あらかじめ期間を指定し管理する運用を行う地方団体もあるため、一時的な転出等の場合、その期間のみ口座振替を停止するという運用を行う地方団体もあるため、標準オプション機能とした。	不要	—		
	2.2.1.	3	0140437	税務共通機能で同一人として関連付けられた宛名情報（名寄せ元、名寄せ先のいずれかに口座登録されているものに限る。）の口座情報を抽出できること。	標準オプション機能			任意	機能実装が困難な場合、名寄せを行った宛名の口座を抽出するための代替運用の提案を行うこと。		
	2.2.1.	3	0140127	口座振替の廃止について、廃止のお知らせと同時に未到来の納期の納付書の出力について選択できること。	標準オプション機能			任意	自動または一括で納付書の出力を可能とすること。 上記機能実装が困難である場合については、現行運用のヒアリングを行った上で要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
	2.2.2.	1	0140128	口座情報のうち名義人氏名等で口座を指定し、誰のどの税目が振替対象となっているか確認できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.3.	1	0140129	宛名番号・税目・納税通知書番号・納税義務者を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.3.	1	0140130	固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を抽出できること。	実装必須機能		固定資産税については、相続人代表者に口座振替の手続きを依頼するために抽出することが必要のため定義している。	必須	—		
	2.2.5.	1	口座振替依頼書作成 0140131	登録された口座情報に基づき、全期前納もしくは期別を指定し、金融機関別に口座振替依頼データを作成できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.5.	1	0140132	振替日、税目ごとの振替依頼件数、金額が金融機関別に確認できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.5.	1	0140133	口座振替情報を一意に特定できる番号を管理できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.5.	1	0140134	口座振替依頼データは、全銀協フォーマットで作成可能なこと。 ただし、地方団体の契約する指定金融機関等の仕様に対応できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.5.	1	0140438	期別の定期的な振替日以外での口座振替（随時振替）依頼データを作成できること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.5.	1	0140136	除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。除外条件は、税目及び期別単位で判定されること。また、個別にデータ除外ができること。 <除外条件> ・納付済 ・分割納付中 ・徴収（換面）発予中 ・滞納処分停止中 ・繰上徴収 ・仮消込中 ・証券受託中 ・納税通知書返戻ありかつ公示未送達 ・時効完成	実装必須機能		「納付済」とは、指定した対象納期の期別税額から納付済期別税額を差し引いた税額が0円以下のデータのことを指しており、1円以上のデータはその差し引き後の金額を口座振替依頼データの振替税額にすることを想定している。	必須	—		
	2.2.5.	1	0140137	データ除外したリストを作成できること。データ除外された状況を確認できること。	実装必須機能		口座振替データ作成の除外条件を定義し自動で除外しリストで対象を確認できるとともに、納税義務者ごとの情報に応じて個別でもデータ除外できるとしている。	必須	—		
	2.2.5.	1	0140138	除外条件のうち納付済の範囲（コンビニ送報データ及び確報データ有、MPN等の確報データ有、充당予定有、等）は地方団体ごとに任意選択できること。	実装必須機能			必須	—		
		2	0140478	登録された口座情報に基づき、金融機関別に分割納付用の口座振替依頼データを作成できること。	標準オプション機能		分割納付を口座振替で対応するかは地方団体により運用が異なるため標準オプション機能としている。	不要	—		
	2.2.5.	2	0140139	口座情報を基に抽出し、伝送未対応の金融機関向けに、口座振替依頼書の帳票出力ができること。	標準オプション機能		口座振替依頼データは、データ伝送のため全額協フォーマットで作成可能なことを実装必須機能としているが、伝送未対応の金融機関がある場合には口座振替依頼書を出力できることを標準オプション機能としている。	任意	自動または一括で納付書の出力を可能とすること。 上記機能実装が困難である場合については、現行運用のヒアリングを行った上で要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
	2.2.5.	2	0140140	口座振替依頼データは、任意のグループに集約して作成できること。	標準オプション機能		サービス事業者ごとにデータを作成、送信するため、任意のグループに集約できることを標準オプション機能としている。	任意	非媒体の金融機関分は自動または一括で納付書の出力を可能とすること。 上記機能実装が困難である場合については、現行運用のヒアリングを行った上で要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
	2.2.6.	1	0140141	口座振替の停止を登録することで口座振替の対象外とすることができること。	実装必須機能		2.2.1.にて口座情報の停止の登録をした場合は、2.2.5.口座振替依頼書作成の対象外とする。	必須	—		
	2.2.6.	2	0140142	任意の日付で、納付、更正、口座情報変更があったものを抽出し、口座振替依頼データ作成後の緊急依頼・停止を行うための依頼書が出力できること。	標準オプション機能		口座振替依頼データ作成後に、納税義務者からの依頼で任意のタイミングでの口座振替への対応ができることを標準オプション機能としている。	任意	EUC対応も可とする。		
	2.2.7.	1	0140143	口座振替結果の消込後、振替結果（振替済み、振替不能分）を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		金融機関からの口座振替結果による消込処理後、振替結果詳細の確認、集計できることとしている。 重複納付を避けるため、消込・仮消込がある場合は、口座振替結果による消込はされず、過振納となることを想定している。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.7.	1	014014 4	振替結果の集計ができること。振替結果は税目、期別、通知書番号等を確認できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.7.	1	014014 5	金融機関別の金額・件数の集計ができること。また、税目単位で件数集計できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.7.	1	014014 6	口座振替／再振替、全期前納／期別納付の区別ができること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.8.	1	014014 7	口座振替不能者データについて、期間、税目、不能区分（金銀協フォーマットで定める不能区分）で抽出できること。	実装必須機能		口座振替不能者について、地方団体により口座不納通知を送付し口座振替以外の納付手段による納付を求める運用と再振替を行う運用で別れると考えられるため、口座振替不能データ／再振替データのいずれかいずれかを作成することを想定している。	必須	—		
	2.2.8.	1	014014 8	口座解約者を抽出できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.8.	1	014014 9	口座振替不能対象者について、口座振替不能データまたは再振替データのいずれかを作成できること。再振替の詳細について、対象期別の収納調定額情報を参照すること。停止、廃止、収納調定額が0円についてデータを作成しないこと。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.8.	1	014015 0	再振替データについて、管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.8.	1	014015 1	振替不能対象者については、地方団体により条件を設定できることとする。 <主な条件> ・不能区分が残高の不足 ・再振替までの期間で延滞金の発生有無 ・再振替が可能な金融機関であること等	実装必須機能		地方団体ごとに、不能理由により再振替を行うかどうかの判断が異なるため条件を設定できることとしている。	必須	—		
	2.2.9.	1	各種通知書作成 014015 2	振替口座の登録ができたデータを登録期間・税目毎・異動事由毎に抽出できること。 抽出した該当データを基に、口座振替開始（変更）通知を個別又は一括で出力できること。また、再発行もできること。	実装必須機能		口座振替開始（変更・停止・廃止）通知の送付は、地方団体ごとに異動事由により送付するかどうかの判断が分かれるため、異動事由毎に抽出及び出力を選択できることとしている。	必須	—		
	2.2.9.	1	014015 3	口座振替開始通知の送付状況を管理できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.9.	1	014015 4	停止、廃止となった口座については、出力の対象とするかを選択できること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.10.	1	014015 5	口座振替できたデータを期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データを基に、口座振替済通知を出力できること。各税目の 口座振替済通知を、暦年及び年度で出力できること。 また、再発行もできること。 納税義務者単位でも出力できること。	実装必須機能		複数税目を口座振替としている納税義務者もいるため、納税義務者単位でも出力で可 ることとしている。	必須	—		
	2.2.10.	1	014015 6	口座振替済通知の送付可否を管理できること。	標準オプション機 能		地方団体の規模等により、口座振替済み通知の発送有無が異なるため、送付可否を管 理できることとしている。	不要	—		
	2.2.11.	1	014015 7	口座振替不能データを、期間・税・不能事由毎に抽出できること。 抽出した該当データを基に、口座振替不能通知／再振替のお知らせを個 別及び一括で出力できること。また、再発行もできること。	実装必須機能		2.2.8で口座不能／再振替データのいずれかを作成し、それを基に口座振替不能通知／ 再振替通知のいずれかを出力することを想定している。 帳票要件では、口座振替不能通知および口座振替不能通知兼納付書の両方を定義し ている。	必須	—		
	2.2.11.	1	014043 9	全期前納の口座不能については、不納となった場合、再振替を行わない 場合は期別納付に切り替えできること。切り替える場合は1期分の納付 書を出力できること。	実装必須機能			必須	—		
		1	014044 0	全期前納の口座不能については、不納となった場合、再振替を行わない 場合も期別納付に切り替えない選択ができること。 切り替えない場合は全期分の納付書データが出力できること。	標準オプション機 能			不要	—		
	2.2.11.	1	014015 9	口座振替不能通知の送付可否を管理できること。	標準オプション機 能		帳票要件では、口座振替不能通知および口座振替不能通知兼納付書の両方を定義し ている。	任意	機能実装が困難な場合、口座振替不能通知の送付可否を管 理するための代替運用の提案を行うこと。		
	2.2.12.	1	014016 0	口座振替を勧奨するため、口座の申込書を出力できること。	標準オプション機 能		口座振替を勧奨する運用を行う地方団体もあるため、標準オプション機能として定義して いる。	任意	口座振替勧奨対象の抽出を可能とすること。 EUC対応も可とする。 上記機能実装が困難である場合については、現行運用のヒアリン グを行った上で要求要件実現のための代替運用の提案を行うこ と。		
	2.2.12.	1	014016 1	口座登録のない納税義務者を抽出できること。 税目等で抽出条件を選択できること。	標準オプション機 能			任意	機能実装が困難な場合、口座登録のない納税義務者を抽出す るための代替運用の提案を行うこと。		
	2.2.13.	1	014016 2	振替不能口座や死亡・転出等により使用されていない口座等について、 未使用となっている期間を特定して抽出し、強制的に口座の停止・廃止 処理が個別または一括でできること。対象者のリストを出力できること。	実装必須機能		口座振替不能を減らすため、使用されていない口座対象者を確認するとともに、停止・廃 止処理ができることとしている。	必須	—		
	2.2.13.	1	014016 3	住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているものを、期間や連続 不能回数・税目等で抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出で きること。	実装必須機能			必須	—		
	2.2.13.	2	014016 4	特定の期間を経過した、使用されていない口座等について対象を抽出し、 自動で口座の停止・廃止処理がされること。	標準オプション機 能		地方団体の規模等により、一定期間使用されていない口座を自動で停止・廃止処理す ることも考えられるため標準オプション機能としている。	任意	EUC対応も可とする。		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.13.	2		0140165課税システムにおいて、宛名付替（再転入などで同一人と判定されたものに限り）したもについて、口座情報を自動で引き継ぐことができること。	標準オプション機能			不要	—		
	2.2.14.	1	金融機関統合への対応	0140166金融機関や支店の統合に合わせて、口座情報を一括及び個別に更新できること。統合前後の口座情報のリストを出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	2.3 軽自動車税（種別割）一括納税										
	2.3.1.	1	対象者情報管理	0140167軽自動車税（種別割）の一括納税の対象者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <一括納税対象者情報> 納税義務者の宛名基本情報 対象車両台数 車両情報 審査結果 予約区分 ×モ	標準オプション機能		一部の地方団体において、複数車両の納付書を名寄せした一括納付書の運用を行っているため、当該納付方法の対象者情報の管理については標準オプション機能とした。 収納管理システムにて、申請情報を登録することとしている。 本機能については、共通納税で対応できない一般納付やコンビニ納付等への対応を想定している。	不要	—		
	2.3.2.	1	利用可否判定	0140168条件を指定して一括納税利用可否の判定ができること。 <判定条件> 対象車両台数	標準オプション機能		一部の地方団体において、複数車両の納付書を名寄せした一括納付書の運用を行っているため、当該納付書の利用可否の判定に用いる機能を標準オプション機能とした。 なお、一括納税の判定機能については、地方団体によっては窓口対応で完了するなど運用上の必要性がないケースも想定されるが、運用されているケースも確認されたため要件化を行った。	不要	—		
3.滞付充当											
3.1 過誤納対象者抽出											
	3.1.1.	1	過誤納抽出	0140169税目・期間・過誤納発生事由等を指定して、過誤納データ（納付額が調定額以上となる状態及び時効調定に対して納付がされた状態）を抽出できること。 延滞金の過誤納も抽出できること。	実装必須機能	過誤納発生事由判定方法の具体的な実装方法はベンダの実装に委ねることとする。	選付対象者一覧の抽出について、誤納と過納で対応組織が異なるなどの運用があることから、過誤納発生事由についても条件として定義している。 選付充当処理を行うため、本税、延滞金、督促手数料の過誤納データを抽出し、詳細の把握ができることを実装必須機能としている。	必須	—		
	3.1.1.	1		0140170過誤納情報を一意に特定する番号（過誤納番号）を管理できること。 また、その番号で過誤納情報の抽出ができること。その番号は、年度ごとの付番管理ができること。	実装必須機能			必須	—		
	3.1.1.	1		0140171過誤納が発生した事由、過誤納発生日を管理できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.1.1.	1		0140172過誤納抽出結果について、年金特徴義務者への返納候補は識別できること。滞納期別の有無、選付先口座の有無が把握できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.1.1.	1		0140173更正処理や消込処理により、過誤納となったデータの整理票を出力できること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.1.1.	1	0140174	賦課年度、相当年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に過誤納一覧を抽出することができること。	実装必須機能			必須	—		
	3.1.1.	2	0140175	督促手数料の過誤納も抽出できること。	標準オプション機能			不要	—		
	3.1.1.	3	0140176	還付・充当予定日を未来日にした場合など、還付・充当が完了していない場合でも、還付・充当入力を行った時点で過誤納一覧の抽出から除外されること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、[標準オプション機能]へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	還付・充当予定日を未来日にした場合などの過誤納一覧の抽出から除外は大規模団体にて必要な機能のため、備考欄に※の記載を追加した。	必須	—		
	3.1.2.	1	0140177	過誤納状態を一括及び個別で保留にできること。保留状態の場合、還付充当処理が行えないこと。保留状態の対象者を抽出できること。	実装必須機能		調定運動前に納付があった場合など、還付充当がなされないように保留状態にし、調定運動後、保留状態から消込む運用を想定している。	必須	—		
	3.2 充当処理										
	3.2.1.	1	0140178	抽出した過誤納一覧を基に、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別（他税目含む）へ充当入力ができること。	実装必須機能		過誤納の一覧を基に、充当入力を個別に行う運用を想定している。その際、充当額は過誤納額から自動で設定され、手動による変更もできることとしている。充当入力の詳細を管理し、処理日を納付日として自動で反映されることとしている。	必須	—		
	3.2.1.	1	0140179	過誤納一覧に換らず、直接充当元・充当先の税目・期別を検索・指定して充当入力ができること。	実装必須機能			必須	—		
	3.2.1.	1	0140180	過誤納になっていない税目・期別からも強制的に充当できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.2.1.	1	0140181	充当額は過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。充当額設定後、残額は自動的に還付できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.2.1.	1	0140182	充当入力を行った日付、充当を決定した日（決算日）、充当日（予定日）、通知日、充当理由、メモを入力できること。充当日は収納履歴に反映できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.2.1.	1	0140183	納付済額、調定額、充当額の計算に誤りがある場合、エラーまたはアラートが表示されること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.2.1.	2	0140184	充当後、充当先の期別に未納がある場合、未納額分の納付書を出力できること。 充当処理の決裁日・通知日の初期値は自動設定され、手動で変更もできること。	標準オプション機能		充当処理の機会を捉え納付をしてもらうため、未納額分の納付書を出力できることを標準オプション機能としている。	必須	—		
	3.2.2.	1	0140441	充当の決議日に即時で充当できること。 また、未来日の充当登録が可能なこと。ただし、通知書発送までの期間は充当情報の修正・削除が可能なこと。 個人住民税・森林環境税の給与特徴の不一致リストを抽出し、組替処理ができること。 個人住民税の株式配当割・株式譲渡割を一括充当できること。 充当処理結果の照会ができること。 充当の履歴管理ができること。	実装必須機能		充当入力に基に、決議処理を行う運用を想定している。 即時処理に加え、未来日での決議処理（予定日到達）の運用も想定している。 個人住民税給与特徴の組替とは、特徴義務者の期別の額定額と納付額が不一致となり同一年度内で過不足分が発生していた場合、元月から先月へ入金を移動させる処理を想定している。	必須	—		
	3.2.3.	1	自動充当	0140186	過納が発生している納税義務者に対し、納期到来前に未納があれば、自動充当できること。自動充当にあたっては、納期限限・本税優先に充当されること。	標準オプション機能	未納期別への自動充当は運用する地方団体も限られると想定されることから、標準オプション機能とした。	不要	—		
	3.2.3.	1		0140187	自動充当の除外条件が設定できること。任意の除外条件を設定できること。 除外条件： 死亡者・還付加算金有・他税目未納有・分割納付計画有・滞納処分予定・滞納処分の停止中	標準オプション機能		不要	—		
	3.2.4.	1	充当取消	0140188	充当処理の取消ができること。 ただし、出納閉鎖後は充当処理及び充当処理の取消が行えないように制御すること。	実装必須機能	自動充当されたものも含め、個別に取消ができることを想定している。	必須	—		
	3.2.5.	1	充当適状日	0140189	充当適状日は法令通り自動設定されること。また、手動で変更できること。	実装必須機能	法令通り自動設定されることとしているが、納期未到来前に充当する場合等でシステム上正しく反映されない場合に手動で変更することを想定している。	必須	—		
	3.2.6.	1	還付加算金	0140190	対象の税目、期別へ法令どおり還付加算金加算した金額を充当できること、 反映した還付加算金については金額の変更ができること。	実装必須機能		必須	—		
		1		0140442	還付加算金の計算では、還付事由が変更されても、自動で再計算処理ができること。 再計算前に職員が確認できること。	標準オプション機能		必須	—		
	3.2.7.	1	通知書	0140191	充当を行った税目、期別の対象者について還付充当通知書が一括及び個別で出力できること。 還付充当決議書を出力できること。	実装必須機能	還付充当通知書を一体型で出力し、充当のみの場合は充当に関する項目のみが入力され、一部充当一部還付にも対応できるものとしている。 還付充当通知と合わせて、対象者一覧及び決議書も出力されることとしている。	必須	—		
	3.2.7.	1		0140192	給与特別徴収の個人充当については、個人用の充当通知書を出力できること。	実装必須機能		必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
3.2.7.	1		0140193	通知内容の文言・運付充当情報については、自由に登録・編集できること。 対象者の一覧を出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	2		0140194	通知書のタイトルについて、運付のみの場合は「運付通知書」、充当のみの場合は「充当通知書」、運付充当の場合は「運付充当通知書」として出力できること。	標準オプション機能		ワーキングチームにて必要との意見があったが、一部の地方団体の運用のため標準オプション機能とした。	必須	—		
	1	充当先の選択	0140195	他税目・他宛名への充当ができること。 他の宛名へ充当をした際には、充当元の充当額が自動で変更されること。	実装必須機能		充当処理は、複数期別に対し本税だけでなく延滞金、督促手数料へも充当できることとしている。	必須	—		
	1		0140196	延滞金へ充当ができること。	実装必須機能			必須	—		
	1		0140197	複数期別への充当ができること。	実装必須機能			必須	—		
	1		0140443	滞納処分費へ充当する場合、充当の事実として充当時の金額、充当元期別、日付を管理（設定、保持、修正）できること。	標準オプション機能		滞納処分費へ充当したことが把握できるよう、滞納処分費の金額を入力し、その分を過誤納金から差し引くことができる必要がある。また、滞納処分費に充当した事実を把握できるよう、その時の金額、充当元期別、日付なども管理する必要があるため要件化した。ただし、滞納処分費を財務会計システムで管理する地方団体もあることから、標準オプション機能とした。 なお、滞納処分費の調定機能は滞納管理システムで対応しているため、収納管理システムで調定情報として管理することは想定していない。	不要	—		
	1	0140199	納税通知書発送前の充当はできないこと。	標準オプション機能			必須	—			
	2	0140200	充当先の候補となる同一宛名番号の税目・期別が自動表示されること。	標準オプション機能		充当処理は、複数期別に対し本税だけでなく延滞金、督促手数料へも充当できることとしている。	必須	—			
	2	0140201	督促手数料へ充当ができること。	標準オプション機能			不要	—			
	2	0140202	被相続人について発生した過誤納金を相続人に対して充当の処理を行う際に、相続人に未納徴収金がある場合には、相続人の未納徴収金への充当処理ができること。	標準オプション機能			必須	任意の充当先を検索して追加できること。			
	3.2.9.	1	納期未到来対象への充当	0140203	納期未到来分への充当処理ができること。充当の際、アラートが表示されること。	実装必須機能			必須	—	
3.2.10.	1	運付加算金の充当	0140204	運付加算金が発生した場合、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目の期別へ充当入力ができること。	実装必須機能			必須	—		
3.3. 運付処理											

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.3.1.	1	過払処理	0140205	抽出した過誤納一覧を基に、還付入力ができること。	実装必須機能		必須	—		
	3.3.1.	1		0140206	過誤納一覧に拠らず、直接税目・期別を検索・指定して還付入力ができること。	実装必須機能		必須	—		
	3.3.1.	1		0140207	過誤納になっていない税目・期別からも強制的に還付できること。	実装必須機能	徴収（換価）猶予の決定がなされたにも関わらず、口座振替の停止が間に合わなかったものや地方団体の事務処理ミス等により納付された場合に対応するため、過誤納状態になっていなくても還付できることとしている。	必須	—		
	3.3.1.	1		0140208	還付額は過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。	実装必須機能		必須	—		
	3.3.1.	1		0140209	還付入力を行った日付、還付を決定した日（決議日）、還付金の請求日、還付日（予定日）、通知日、還付理由、メモを入力できること。	実装必須機能		必須	—		
	3.3.1.	1		0140444	個人住民税の株式配当割・株式譲渡割控除不足額を一括還付できること。 個人住民税・森林環境税の当初賦課決定時における年金特徴還付分を一括還付できること。	実装必須機能	個人住民税の当初賦課の一括還付とは、年金特徴徴収分（4～8月分）の複数納税義務者に対する一括還付である。	必須	—		
	3.3.1.	1		0140211	還付処理は、税目・還付入力を行った日付・還付理由・測定年度・還付日（予定日）通知日・還付口座の有無等の条件を指定して一括及び個別でできること。	実装必須機能		必須	—		
	3.3.2.	1		0140212	還付の支払日に即時で還付できること。 また、未来日の還付登録が可能なこと。ただし、通知書発送までの期間は還付情報の修正・削除が可能なこと。	実装必須機能	決議日と納税義務者の支払日は異なることが想定されるため、それぞれ管理できることとしている。 支払日に未来日の設定も可能とし、支払日に還付処理がされることとしている。	必須	—		
	3.3.2.	1		0140213	還付処理結果の照会ができること。	実装必須機能		必須	還付の振込状況や振込予定日の確認が可能であること。 上記機能実装が困難である場合については、要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
	3.3.2.	1		0140214	還付の履歴管理ができること。	実装必須機能		必須	—		
	3.3.2.	1		0140215	還付日、金額、税目は納付履歴に反映されること。	実装必須機能		必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.3.3.	1	還付取消	0140216 還付処理の修正・取消ができること。 出納閉鎖後の還付の場合は還付処理の修正・取消が行えないように制御すること。 口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の取消ができること。	実装必須機能		支払いが不能となった場合等に還付処理を取消し、未処理または保留状態とし、再度還付処理ができることを想定している。ただし、口座情報の誤入力等は還付処理を取消さなくとも修正で対応できることを想定している。	必須	—		
	3.3.4.	1	歳入還付・歳出還付の判定	0140217 還付額の、会計上の支出財源（戻出還付現年・戻出還付滞納繰越・歳出還付）を、還付支出日（予定日）・賦課年度・過誤納金発生年度・期別・収入年月日から自動で判断できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.4.	2		0140218 会計年度末までに納入された滞納繰越分に係る税の過誤納金が出納整理期間中に発見された場合は、歳入還付または歳出還付のどちらかを地方団体が選択できること。	標準オプション機能			不要	—		
	3.3.5.	1	法人住民税の還付	0140219 確定申告等による減額、重複納付等による過誤納について、還付できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.5.	1		0140220 還付発生事由・申告区分・申告日・更正請求日等の組み合わせから、正しい還付加算金起算日の判定ができること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.5.	1		0140221 同一申告内で還付発生事由が複数ある場合は、それぞれ正しい計算ができることを追加する。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.5.	2		0140445 法人住民税の中間納付額の還付や過誤納金を一括還付できること。 一括還付の除外条件が設定できること。	標準オプション機能	（除外条件） 解散法人・還付加算金有・他税目未納有・分割納付計画有・滞納処分停止中		必須	除外条件は設定できなくとも可とする。		
	3.3.6.	1	還付加算金	0140223 還付対象の税目、期別へ法令どおり（還付加算金特例基準割合含む）加算金の計算ができること。	実装必須機能		還付加算金は法令通り自動計算できるとしているが、手動計算は以下のケースを想定している。 ・一部充当等の場合、加算金除算期間に応じた正しい自動計算がシステム上不可能の場合 ・還付決議前に加算金額を算出する必要がある場合（歳出予算残額との兼ね合い等） ・地方団体要綱等による固定資産税の返還金に付随する返還加算金の計算が必要と 還付加算金の終算日は充当日、充当適伏日など地方団体が任意に設定できることを想定している。	必須	—		
	3.3.6.	1		0140224 終算日は任意に設定できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.6.	1		0140225 除算期間の開始日と終了日を設定できること。	実装必須機能		還付加算金の除算期間は設定できるとしているが、適用有無は地方団体の運用によるものと考えている。	必須	—		
	3.3.6.	1		0140226 還付通知書の作成前において、計算された加算金の変更ができること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.3.6.	1	0140227	口座振込での送付を考慮し、現実には支払いができる状態になる予定日を、送付加算金の計算最終日に設定し計算し、送付充当通知書の発行ができること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.6.	1	0140228	申告税特有の同一事業年度における充当・送付などについて、税法に則った送付加算金の計算が可能であること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.7.	1	0140229	送付加算金の計算経過を確認できること。 加算金計算書として出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.8.	1	0140230	送付先の口座を税目別に登録できること。過去に送付・振替を行った履歴情報から口座を選択できること。	実装必須機能		送付先の口座登録については、税目別及び複数税目への一括登録のいずれもできるとしている。	必須	—		
	3.3.8.	1	0140231	複数税目の口座送付の際、一括登録できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.8.	1	0140232	該当する口座が不明または確認が必要な場合は、送付請求書を出力できること。また、再出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.8.	1	0140233	口座送付ができない場合、窓口送付した事実を管理できること。	実装必須機能	現金送付の処理は、システム上の特別な処理は必要ないが、現金送付した事実のみ、履歴管理できればよいこととしている。		必須	—		
		1	0140446	隔地送付した事実を管理できること。	標準オプション機能			不要	—		
	3.3.8.	2	0140234	口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されること。	標準オプション機能		口座振替の登録がある場合に、その口座を登録するか、送付請求書により納税義務者に確認するかは地方団体によって運用が異なるため、履歴からの選択機能は実装必須機能とし、自動登録は標準オプション機能としている。	必須	—		
	3.3.8.	2	0140235	法人住民税において、eLTAXの申告情報を読み、送付口座として登録できること。	標準オプション機能			任意	機能の提供が困難な場合、法人市民税のeLTAXの申告情報の口座情報を取り込むための代替案の提案を行うこと。		
3.3.8.	2		0140236	送付請求書等のCSVデータ等から送付口座情報を一括して登録できること。	標準オプション機能		外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、標準オプション機能とした。	任意	機能実装が困難である場合については、送付請求書等のCSVデータ等から送付口座情報を登録するための代替運用の提案を行うこと。		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.3.8.	2	0140237	該当する口座が不明のときは、隔地払いに対応するために、金融機関へ持参すれば現金と引き換えできる書類及び通知文が出力できること。	標準オプション機能		隔地払いや窓口還付の対応は地方団体により異なるため、標準オプション機能とした。	不要	—		
	3.3.8.	2	0140238	窓口において現金還付する場合、納税義務者が押印（サイン）する領収書を出力できること。	標準オプション機能			不要	—		
	3.3.9.	1	0140239	税目を選択し、還付の口座振込依頼データを全銀協フォーマットで作成できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.9.	1	0140240	集計表、内訳表を出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.9.	1	0140241	任意の時点（還付入力日、支払い予定日等）で支払い済にできること。	実装必須機能		支払い済みになるタイミングは、処理日や支払い予定日到達など、地方団体によって考え方が異なることから、任意のタイミングで支払い済みにできることとしている。	必須	—		
		2	0140447	案件ごとに口座振込依頼データを作成しない設定ができること。	標準オプション機能		通常の振込スケジュールよりも早く還付しなければならない場合などに、税システムではなく、財務会計システムで個別に口座振込依頼データを作成する運用があるため、標準オプション機能とした。	不要	—		
	3.3.10.	1	0140242	還付の時効管理(起算日の設定)ができること。（時効完成した場合は、時効であることを表示する。） 時効完成日を自動計算できること。	実装必須機能		還付充当通知の発送日、再発送日を基に自動で時効完成日が計算され、設定されることとしている。	必須	—		
	3.3.10.	1	0140243	還付充当通知を発送したものに対して時効の更新を行えること。また、返戻があったものに対しては、時効の更新を解除すること。	実装必須機能		時効の更新について、還付充当通知の出力、再出力、または勧奨通知のいずれを起算日にするかは地方団体によって選択できることを想定している。	必須	—		
	3.3.11.	1	0140244	期間を指定し、還付時効日を迎えるデータを抽出できること。 時効完成時点における還付未済の一覧を抽出できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.12.	1	0140245	還付登録時に、還付先として納付義務者本人、法人、または他の宛名を選択できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.12.	2	0140246	一つの過誤納額から複数人の遺族等に対し、法定相続分に依りて過誤納額を切り分けて還付できること。	標準オプション機能		本人死亡後に還付する場合など、遺族に法定相続分の還付をすることが求められることが想定されるため、一つの還付に対して複数人の還付先を登録できることを標準オプション機能としている。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンタ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.3.12.	2	0140247	運付先を複数人設定した場合にそれぞれ独立して処理をかけられること。	標準オプション機能			必須	複数の運付先へ金額を指定して運付充当処理を実施すること。 一括処理ではなく、個別処理でも可とする。		
	3.3.13.	1	0140448	個人住民税・森林環境税（給与特別徴収）の過誤納金について、特別徴収義務者の運付登録時に、運付先として納税義務者個人を選択できること。 運付充当通知先は特別徴収義務者及び納税義務者を設定できること。	実装必須機能		給与特別徴収分については、特別徴収義務者または納税義務者個人を選択でし、登録に応じて運付充当通知を送付できることとしている。	必須	―		
	3.3.13.	2	0140249	運付先として納税義務者個人を選択した際は、当該個人の調定情報の異動履歴を参照することによって運付額が自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。	標準オプション機能		納税義務者個人を選択した場合の運付額の設定は、3.3.1.で「設定された金額の変更もできること」で対応可能と想定しているため、自動設定は標準オプション機能としている。	不要	―		
	3.3.14.	1	0140449	個人住民税・森林環境税（年金特別徴収）の過誤納金について、返納先として年金保険者を選択できること。	実装必須機能			必須	―		
	3.3.14.	1	0140251	死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への返納が判明するまで一括で保留にできること。保留の対象者を抽出できること。	実装必須機能			必須	―		
	3.3.14.	1	0140252	年金保険者への返納になった対象について、個別で運付処理ができること。 過誤納金の一部を年金保険者に返納し、残額を相続人等に運付することができること。	実装必須機能			必須	―		
	3.3.14.	2	0140253	年金保険者への返納になった対象について、一括で運付処理ができること。	標準オプション機能		年金保険者への一括運付処理は大規模団体で必要な機能のため標準オプション機能とした。	不要	―		
	3.3.15.	1	0140254	運付通知出力後、運付処理が未済のものを期間を指定して抽出できること。	実装必須機能			必須	―		
	3.3.15.	1	0140255	運付未済対象者に対して、運付充当通知書を一括及び個別に再発行できること。	実装必須機能			必須	―		
	3.3.15.	1	0140256	時効が来たものに対して運付欠損処理が行えること。	実装必須機能			必須	―		
	3.3.15.	2	0140257	運付未済対象者に対して、未払いのお知らせ（勧奨通知）を一括及び個別で出力できること。 未払いのお知らせを出力した際には、出力日を管理（参照）し、時効が更新されること。	標準オプション機能		勧奨通知の送付は地方団体により運用が異なるため、標準オプション機能としている。	任意	個別出力の機能実装が困難な場合、運付未済対象者に対して未払いのお知らせ（勧奨通知）を出力するための代替案の提案を行うこと。		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.3.16.	1	0140258	遅付未済であるものを、税目・支出の区分・時効・賦課年度・過誤納発生年度に分けて集計できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.17.	1	0140450	遅付を行う税目、期別の対象者について遅付充当通知が出力できること。 遅付充当決議書を出力できること。 一括出力と個別出力を選択できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.17.	1	0140260	給与特別徴収の個人遅付については、個人用の遅付充当通知書を出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.17.	1	0140261	宛名・金額を修正できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.17.	1	0140262	対象者本人が死亡しているときには、相続人向けの遅付充当通知書が発行できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.17.	1	0140263	通知日を変更して再発行できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.3.18.	1	0140264	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、遅付金の振込先口座として利用できること。	実装必須機能		公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、公金受取口座の対象事務（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年12月デジタル庁令第10号）第二条各号に規定する事務）を有する基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として定義している。	必須	—		
	3.3.18.	2	0140265	取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。	実装不可機能			—	—		
4.滞納整理											
4.1 延滞金処理											
	4.1.1.	1	0140266	延滞金の情報及び計算結果、計算内容（計算式）を管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		各税目からの調定情報及び納付情報を基に算出した延滞金の計算結果及び計算式を管理できることとしている。 延滞金計算の一部の機能を課税システムにて実装することは問題ない。	必須	—		
	4.1.2.	1	0140267	法令に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 延滞金は起算日から自動的に算出されること。	実装必須機能		延滞金の計算は法令に基づき自動で計算されるものとしている。ただし、徴収（換価）猶予等で自動計算不可能な場合などを想定し、手動でも計算できることとした。 延滞金減免機能については、滞納管理システムにて定義しており、主たる計算は収納管理システム、減免に係る例外的な計算は滞納管理システムで行うものとする。 条例による減免措置は含まない想定である。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.1.2.	1	0140268	除算期間の開始日と終了日を設定できること。	実装必須機能			必須	—		
	4.1.2.	1	0140269	延滞金について収入年月日でなく、領収年月日で計算できること。 ただし、差押、交付要求等による納付が発生した場合は、終算日を任意に設定でき、領収年月日でなく終算日で延滞金を計算すること。	実装必須機能		収入年月日（地方団体の公金日）と領収年月日（納税義務者が納付した日）には差があることが想定されるため、領収年月日に基づき起算日が自動で設定され、算出されるものとした。ただし、差押、交付要求等により収納が発生した場合には、起算日を任意に設定することも必要と考えられるため、領収年月日によらない計算もできることとした。	必須	—		
	4.1.2.	1	0140270	調定異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。 一部納付等、納付額に異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。	実装必須機能		課税システムでの調定異動や一部納付等により、延滞金の再計算が必要な場合が考えられるため、再計算もできることとした。	必須	—		
	4.1.2.	1	0140271	再計算の結果、延滞金の納付済額が調定額より大きくなった場合は過 誤納とできること。	実装必須機能			必須	—		
	4.1.2.	1	0140272	延滞金の試算が行えること。 試算結果が記載された計算書を出力できること。	実装必須機能		未納であっても現在日や未来日で納付があった場合の延滞金計算内容と結果を確認できるよう、試算が行えることとしている。	必須	—		
	4.1.2.	2	0140273	起算日を手動で設定する際には、アラートが表示されること。	標準オプション機能			不要	—		
	4.1.3.	1	0140451	申告税（法人住民税）の延滞金計算について、法令に則った正しい計算を行うことができること。 以下の条件を考慮した延滞金計算ができること。 ・申告区分 ・申告(更正)日 ・期限内申告か否か ・監査延長法人か否か ・国税申告(更正)に基づくものか否か ・国税申告(更正)日 ・確定申告から1年経過しているか否か	実装必須機能			必須	—		
	4.1.3.	2	0140275	申告税（法人住民税）の延滞金計算について、法令に則った正しい計算を行うことができること。 以下の条件を考慮した延滞金計算ができること。 ・重加算税の有無	標準オプション機能		法人住民税システムにおいて、重加算税に関する項目が標準オプション機能に緩和されたことから整合を取るために収納管理システムでも標準オプション機能とした。	任意	課税側（その他税含む）から加算金の調定情報を取り込めること。 その上で、主たる収納情報（税目）と従たる収納情報（加算金）を紐づけて管理できること。		
	4.1.3.	3	0140276	減額更正後の増額に関する延滞金計算（平成28年度税制改正対応）ができること。 延滞金計算の起算日をデータ保持しておくこと。	標準オプション機能			必須	—		
	4.1.4.	1	0140277	確定延滞金	0140277	本税完納時に確定延滞金を算出し、請求対象者を抽出できること。	実装必須機能		必須	—	

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.1.4.	1	0140278	確定延滞金算出後であっても、調定異動が発生した場合、確定延滞金の再計算ができること。 再計算される確定延滞金額が職権修正した確定延滞金額と異なる場合、その対象者を把握できること。	実装必須機能		分納誓約等で手計算している場合が想定されるため、強制入力している場合は、システムの自動再計算で上書きされないために、対象者を把握できることとしている。	必須	—		
	4.1.4.	1	0140279	本税が完納した場合、延滞金のみの徴収ができること。	実装必須機能			必須	—		
	4.1.4.	2	0140280	システム外で計算した確定延滞金のCSV等のデータを取り込むことで、確定延滞金を一括で追加、修正を行うことができること。	標準オプション機能		外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、標準オプション機能とした。	不要	—		
	4.1.5.	1	0140452	差押・徴収（換価）猶予・滞納処分停止、減免等の滞納管理システムから連携される情報に連動して延滞金を計算できること。	実装必須機能		滞納管理システムから処分情報を連携し、延滞金計算に反映できることとしている。	必須	—		
	4.1.6.	1	0140282	暦年及び期間設定で延滞金計算率を設定できること。	実装必須機能			必須	—		
	4.1.7.	1	0140283	延滞金計算結果について、強制入力ができること。 強制入力したものについては、延滞金の自動計算及び延滞金減免入力ができないこと。または、再計算時にリストやEUCで確認できること。	実装必須機能			必須	—		
4.2.督促処理											
	4.2.1.	1	0140453	納期限から指定期間以上経過している本税及び未確定延滞金、確定延滞金のみの滞納がある収納情報のうち、督促状が未発布であるものを抽出（一覧及びCSV）できること。 抽出条件、抽出除外条件が任意に設定できること。申告税・賦課税・特別徴収分でそれぞれ抽出条件を設定できること。 <抽出条件> ・納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納 ・督促未発布 ・調定年月日 ・死亡者 <抽出除外条件> ・速報データ取込済 ・繰上徴収 ・徴収（換価）猶予 ・督促停止 ・納税通知書返戻 ・督促状返戻	実装必須機能		抽出条件を設定し、督促状発行の対象者を抽出することは業務上必須のため、実装必須機能としている。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2		014045 4 納期限から指定期間以上経過している本税及び未確定延滞金、確定延滞金のみ滞納がある収納情報のうち、督促状が未発布であるものを抽出（一覧及びCSV）できること。 抽出条件、抽出除外条件が任意に設定できること。申告税・賦課税・特別徴収分でそれぞれ抽出条件を設定できること。 <抽出除外条件> ・該当期別における滞納処分停止者	標準オプション機能			任意	執行停止者は督促対象外とすること。 EUC対応も可とする。		
	4.2.1.	1		014028 5 本税未納及び延滞金未納について、速報（仮消込）額を含めた状態で計算されていること。 速報（仮消込）額を含むかどうかは地方団体により運用が異なるため、パラメータ等で設定できること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.1.	2		014028 6 任意で作成した対象者の一覧を取り込み対象者として抽出できること。 承継・連帯納税義務・第二次納税義務についても抽出対象とすること。	標準オプション機能		外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、標準オプション機能とした。	不要	—		
	4.2.2.	1	督促停止	014028 7 指定された期別または納税義務者について督促発行停止ができること。 条件指定により、督促停止処理を一括でできること。 <想定される条件> ・国税徴収（換価）猶予等による地域指定 ・徴収（換価）猶予 ・繰上徴収 ・過誤納未済	実装必須機能		想定される条件から条件指定をし、一括で処理できることとしている。	必須	地域・住所指定による督促停止が可能であること。 EUC対応も可とする。		
	4.2.2.	1		014028 8 督促停止した期別または義務者について、督促停止の解除ができること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.2.	2		014028 9 停止条件を指定して、督促停止の一括解除ができること。	標準オプション機能			不要	—		
	4.2.3.	1	督促状作成	014029 0 抽出した対象者を基に、督促状を一括及び個別で出力ができること。金額を手動で修正できること。	実装必須機能		速報データや分割納付等に対応するため、金額を修正できることとしている。	必須	—		
	4.2.3.	1		014029 1 納付書兼用の督促状と、納付書なし督促状を、税目ごとに選択できること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.3.	1		014029 2 死亡者においては、課税情報で登録された相続人または相続人代表者に対して督促状を出力できること。 法人が解散した場合は清算人、破産管財人等に対して督促状を出力できること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	技術	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.2.3.	1	0140293	固定資産税の未納については納税義務者だけでなく共有者にも督促状を出力できること。共有者への督促状出力可否を選択できること。	実装必須機能		共有者への督促状出力については、課税側で納税通知書を発行した共有者に対して、督促状を発行することを想定している。	必須	—		
	4.2.3.	1	0140294	軽自動車税（種別割）の未納については車両番号も記載されること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.3.	1	0140295	法人住民税の未納については事業年度、申告区分、課定年度が記載されること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.3.	1	0140296	督促状の個別発行・再発行もできること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.3.	1	0140297	督促状の不作成者リストを作成できること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.3.	1	0140298	督促状を発送したのに対して時効の更新を行えること。また、督促返戻があったものに対しては、時効の更新を解除すること。	実装必須機能		督促状の発行、返戻に連動して時効中断及び解除が行われるものとしている。 時効の更新について、督促状の出力、再出力、または勧奨通知のいずれを起算日にするかは地方団体によって選択できることを想定している。	必須	—		
	4.2.3.	2	0140299	口座振替対象者については振替不能事由が記載されること。	標準オプション機能		口座振替不能通知を発行していない地方団体もあるため、振替不能事由を督促状に出力することを標準オプション機能と定義している。なお、振替不能事由は備考に記載されることを想定している。	任意	不能分納付書に振替不能理由を記載できること。 上記機能実装が困難である場合については、現行運用のヒアリングを行った上で要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
	4.2.4.	1	引き抜き 0140301	督促状出力後、発送までの期間に引き抜き条件に該当するものについて、引き抜きリストが出力できること。また、任意にも引き抜きできること。 <引き抜き条件> ・納付・充当されたもの ・課定額が変更により完納となったもの ・コンビニ納付等の仮消込データが有るもの ・転居 ・宛名異動 ・徴収（換価）猶予 ・納期限変更 ・繰上徴収 ・不能欠損 ・送付先変更 ・納税通知書返戻	実装必須機能	督促状出力の履歴管理を収納管理システム側で行わず、滞納管理システム側で行う場合は、収納管理システムから滞納管理システムへの督促状出力履歴の連携は不要。	督促状出力後、発送までの期間に督促状の送付が必要な対象者でなくなる場合が想定されるため、対象者を条件により抽出し、引き抜きリストを出力できることとしている。	必須	—		
	4.2.4.	1	0140302	引き抜き対象者の履歴を管理できること。	実装必須機能		引き抜いた対象者については、督促履歴を自動削除できることとしているが、引き抜いた履歴も管理できることとしている。	必須	—		
	4.2.4.	1	0140303	引き抜いた対象者について、対象者の一覧データを基に督促状出力の履歴を自動削除するかどうかを地方団体が選択できること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘタ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	4.2.4.	1	0140304	収納管理システムで、地方団体が選択した自動削除を反映済みの督促状発送履歴を滞納管理システムに連携すること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.5.	1	0140305	督促状を発送した対象者に対して、督促手数料を調定情報に登録できること。	標準オプション機能		督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—		
	4.2.5.	1	0140306	更正調定取込時、期別の調定が0円になった場合には、督促手数料調定も0円に変更されること。	標準オプション機能			不要	—		
	4.2.5.	1	0140307	督促手数料は、修正ができること。	標準オプション機能			不要	—		
	4.2.6.	1	0140308	固定資産税・都市計画税の共有者に対するものを含め、督促状の発送履歴を管理（設定・保持・修正）できること。 < 発送履歴情報 > ・通知書番号 ・通知年月日	実装必須機能		問い合わせや返戻管理のため、発送履歴は実装必須機能としている。	必須	—		
	4.2.6.	1	0140309	督促対象が本税・確定延滞金が識別できること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.6.	1	0140310	発送履歴は記事情報として管理できること。 税目、期間を指定して発送履歴を抽出できること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.6.	1	0140311	督促状の発送履歴（再発送含む）を滞納管理システムに連携できること。	実装必須機能			必須	—		
	4.2.6.	2	0140312	確定延滞金が発生した税目について、督促対象が本税・確定延滞金か、履歴管理できること。	標準オプション機能			不要	—		
5.決算											
5.1.繰越処理											
5.1.1.	1	1	0140313	過年度分の繰越調定を抽出し、繰越処理ができること。過年度分の過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。	実装必須機能		繰越処理について現年度分と過年度分を分けて個別に処理を行うこととしている。	必須	—		
	1	1	0140314	現年度分の繰越調定を抽出し、繰越処理ができること。現年度分の過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。	実装必須機能			必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンタ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	5.1.1.	1	0140455	会計年度が未来（現年度の翌年度）となっている調定情報と納付情報について、会計年度を未来にする（繰越する）機能があること。（個人住民税・森林環境税特別徴収の4・5月分を想定）	実装必須機能			必須	—		
	5.1.1.	1	0140456	繰越額が確認可能な帳票を出力できること。	実装必須機能			必須	—		
		1	0140457	対象者が確認可能な帳票を出力できること。	標準オプション機能			不要	—		
	5.1.1.	1	0140317	繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留できること。	実装必須機能			必須	—		
	5.1.1.	1	0140318	締日（現年度分の締日、過年度分の締日）を管理できること。	実装必須機能		現年度分、過年度分の締め日を管理し、締め日時点での未納額で繰越処理ができるとしている。	必須	—		
	5.1.1.	1	0140319	締日時点の未納額を把握できること。 締日時点の未納額で滞納繰越できること。	実装必須機能			必須	—		
	5.1.1.	1	0140320	不納欠損調定を抽出して時効の事由ごとに集計できること。	実装必須機能			必須	—		
	5.1.1.	1	0140321	任意の日付で調定異動や消込処理ができること。	実装必須機能		繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留とし、任意の日付で調定異動や消込処理ができるとしている。	必須	—		
	5.1.1.	2	0140322	保存年限を超える完納分・不納欠損分等が削除できること。なお、左記の情報は、保存年限等業務上必要な期間まで保存できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準率換システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準率換システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	不要なデータの削除は大規模団体にて必要な機能のため、備考欄に※の記載を追加した。	必須	—		
	5.1.1.	3	0140479	個人住民税・森林環境税の按分率、固定資産税・都市計画税の按分した数字で繰越処理ができること。なお、1円未満の端数を切り捨てられること。	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。		
	5.1.2.	1	延滞金調定の繰越 0140324	確定延滞金について、未納分を抽出し、繰越処理ができること。	実装必須機能			必須	—		
	5.1.2.	2	0140325	督促手数料について、未納分を抽出し、繰越処理ができること。	標準オプション機能		督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	5.1.3.	1		会計年度の切り替え	0140326	システム上の会計年度を切り替えられること。 会計年度の切り替え後は、過去の会計年度のデータが訂正できないよう制御ができること。	実装必須機能		必須	—	
	5.1.3.	2			0140327	繰越処理時に調定前の消込エラーデータが残っていた場合、消込先の仮調定が自動作成され、消込処理がされること。 その収入一覧がCSVやリスト、もしくはEUC等で確認できること。	標準オプション機能	調定がない場合に調定が自動で作成され消込処理できることは大規模団体にて必要な機能のため、標準オプション機能としている。	不要	—	
	5.2 調定処理										
	5.2.1.	1		調定情報管理	0140328	課税システムから作成された調定情報に対して、調定情報の修正ができること。	実装必須機能	調定処理は各課税システムにて実施することを想定しているが、収納管理システムで新規登録や修正が必要なケースは以下を想定している。 ・申告がない、または見込納付の場合は課税システムで調定がない状態で収納管理システムに入力するケース等	必須	—	
	5.2.1.	1			0140329	調定情報の新規登録ができること。新規登録された調定情報に対して、調定情報の修正ができること。	実装必須機能		必須	—	
	5.2.1.	1			0140330	期間を指定し、調定情報の異動情報が抽出できること。	実装必須機能		必須	—	
	5.2.1.	2			0140331	課税システムと収納管理システムで調定額に差がある対象納税義務者を抽出できること。 取り込んだ結果、過年調定減更正による滞納繰越調定減額が集計できること。	標準オプション機能		不要	—	
	6.交付										
	6.1.納付書等発行（再発行）										
	6.1.1.	1		納付書即時発行	0140332	納付書の出力ができること（金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した統一様式の納付書を出力できること）。	実装必須機能	納付書の再発行の回数は制限されないことを想定している。	必須	—	
	6.1.1.	1			0140333	指定期限を設定できること。	実装必須機能	課税システムから連携された納期限以降の納付に対応するため、指定期限を設定できることとしている。	必須	—	
	6.1.1.	1			0140334	選択した期別、全納、一部納付の納付書が出力できること。	実装必須機能		必須	—	
	6.1.1.	1			0140335	出力の際、レビュー表示ができること。	実装必須機能		必須	—	

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.1.1.	1	0140336	出力の際、納付額（本税、延滞金）、宛名を変更して出力できること。	実装必須機能		分割納付等への対応や課税システムでの出力後に納税管理人等が設定された場合に対応するため、納付額（本税、延滞金）、宛名を変更して出力できることとしている。	必須	—		
	6.1.1.	1	0140459	納付書を出力する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。	実装必須機能	< 主なエラーまたはアラート > ・未納がない納税義務者 ・口座振替登録がある納税義務者 ・取消込情報がある納税義務者 ・当初賦課処理後、納入通知書が発送されるまでの間の現年度分 ・分割納付者 ・納税通知書が返戻となっている納税義務者 ・税額更正後、更正通知書が発送されるまでの間の現年度分 ・不納欠損分 ・滞納処分停止分 ・時効到来分 ・処分情報がある納税義務者	過誤納の発生等を発生させないため、納税義務者ごとの情報に応じて、アラートを表示または再発行できないこととしている。 納税通知書が返戻となっている納税義務者へのアラートは、返戻となった納税通知書と発行しようとする納付書の年度・税目・期別が全て同一である場合のみ表示されることを想定している。	必須	—		
	6.1.1.	2	0140338	出力の際、納付額（督促手数料）を変更して出力できること。	標準オプション機能		督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—		
	6.1.1.	2	0140339	一括停止、一括廃止した振替口座について期間を設定して抽出し、同期間中の納付書を一括作成できること。	標準オプション機能		振替口座を停止・廃止した場合は、納付書の発行が必要になるが、一括処理は地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、標準オプション機能とした。	任意	自動または一括で納付書の出力を可能とすること。 上記機能実装が困難である場合については、現行運用のヒアリングを行った上で要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
	6.1.1.	2	0140340	法人住民税について、課税システムで定義する納付書または収納管理にて定義する納付書を選択して出力できること。	標準オプション機能		法人住民税については、収納管理システムで再発行する際に、他税目と同様に収納管理システムで定義する納付書を使用する地方団体もあるため、選択できることを標準オプション機能としている。	任意	—		
	6.1.2.	1	0140341	郵便局での振込の際に使用する払込取扱票の出力ができること。 出力の際、レビュー表示ができること。 出力の際、納付額を変更または空欄として出力できること。 払込取扱票にはOCR出力できること。	実装必須機能		郵便局での振り込みを使用するため、払込取扱票の出力ができることとしている。 分割納付中で毎回の納付額が一定でない場合に対応するため、金額欄を空欄とできることとしている。	必須	—		
	6.1.3.	1	納付書仕様 0140342	納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に対応していること。	実装必須機能		納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に準拠したもので統一する。 納付書に関する基本機能として、収納管理システムの標準仕様書に記載するが、各課税システムも本機能を参照することとする。	必須	—		
	6.1.3.	1	0140343	マルチペイメント使用期限は初期設定され、かつ、任意に設定できること。 マルチペイメント使用期限の初期設定の仕方は「帳票発行日から●日（年）後」・「納期限または指定期限の●日後」のいずれから選択可能とすること。	実装必須機能		納期限が過ぎた場合でもマルチペイメント納付が可能とする運用も想定されるため、マルチペイメント使用期限は別途設定できることとしている。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンタ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.1.3.	1	0140344	地方税統一QRコード格納情報をデータとして組み立てることができること。 地方税統一QRコードを生成し、納付書に印字できること。	実装必須機能		地方税統一QRコードには将来的にURL等のバイナリデータを格納する可能性も考慮しておく必要がある。したがって、二次元コードの生成にあたっては、格納するデータのタグごとのデータ種別が異なっても、最適なサイズの二次元コードを生成できるようにすること。	必須	—		
	6.1.3.	1	0140345	案件特定キー及び確認番号等を納付書に印字できること。	実装必須機能			必須	—		
	6.1.4.	1	0140346	納付書の納期限とは別に、コンビニコードの使用期限を設定できること。 使用期限については、システムで初期設定され、かつ、任意に変更できること。	実装必須機能		納期限が過ぎた場合でもコンビニ納付が可能とする運用も想定されるため、コンビニコードの使用期限は別途設定できることとしている。	必須	—		
	6.1.4.	1	0140347	過年度分についても、現年度分と同様にコンビニコードが使用できること。	実装必須機能			必須	—		
	6.1.5.	1	0140348	コンビニコードを出力しないよう制御条件を設定できること。 <主な制御条件> ・30万円を超える場合 ・コンビニ使用期限を超過している場合（再発行時） ・コンビニ納付に対応していない税目の場合（その税目の延滞金、督促手数料を含む）	実装必須機能			必須	—		
		2	0140412	バーコードを出力できない理由を納付書に出力できること。	標準オプション機能			不要	—		
	6.1.6.	1	0140349	本税・延滞金を納付することができる納付書を出力できること。 本税に計算延滞金が発生している場合、本税の納付書発行に当たり計算延滞金の記載有無を選択できること。	実装必須機能			必須	—		
	6.1.6.	2	0140350	督促手数料を納付することができる納付書を出力できること。	標準オプション機能			不要	—		
	6.1.7.	1	0140460	個人住民税（給与特別徴収） 個人住民税・森林環境税（特別徴収）の納入書を出力できること。納付書側で金額訂正できる納入書であること。 納期特例の納入書を出力できること。 退職分離課税の納入書を出力できること。 特別徴収の納入書には、延滞金を出力できること。	実装必須機能	個人住民税の振票要件における通し項番39「特別徴収納入書」を出力する。		必須	—		
	6.1.7.	2	0140352	特別徴収の納入書には、督促手数料を出力できること。	標準オプション機能			不要	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.1.8.	1	法人住民税	0140353	調定が連携されている法人住民税について、納付書の種類（申告区分）を選択し納付書が出力できること。	実装必須機能	法人住民税の振票要件における通し項番24「納付書（汎用紙）」、通し項番25「納付書（専用紙・複写なし）」または通し項番26「納付書（専用紙・複写あり）」を出力する。	必須	—		
	6.1.9.	1	軽自動車税（種別割）	0140354	軽自動車継続検査証付き納付書を出力できること。 検査不要な車種や発行時点で過年度滞納（延滞金・督促手数料も含む）がある場合は、備考欄に軽自動車継続検査証が無効である旨を出力できること。	実装必須機能	軽自動車継続検査証部分の出力項目は軽自動車税用納税証明書に準ずる想定。	必須	—		
	6.1.10.	1	固定資産税	0140355	固定資産税の共有宛名に対しても納付書を出力できること。	実装必須機能		必須	—		
	6.1.10.	2		0140356	複数人の相続人に対して、納付書を出力できること。	標準オプション機能	それぞれの宛名に金額指定して、発行する運用も可とする。	任意	—		
	6.1.11.	1	合算納付書	0140461	同一課税年度かつ同一賦課年度の複数期別を纏めた合算納付書を出力できること。	実装必須機能	督促等で複数期別を纏めて納付を促すために必要性が高いことから、実装必須機能としている。 滞納管理システムにて実装することも問題ない。	必須	—		
	6.1.11.	2		0140358	同一賦課年度の複数期別を纏めた合算納付書を出力できること。	標準オプション機能	6.1.11.1で課税年度を実装必須機能としているが、本機能を実装する場合には、賦課年度毎に纏めることを想定している。課税年度と賦課年度がいずれも一致するものを纏めるという趣旨ではない。	任意	機能実装が困難な場合、合算納付書を出力するための代替運用の提案を行うこと。		
	6.1.11.	3		0140359	合算できる期別の上限を設定できること。	標準オプション機能		不要	—		
	6.1.11.	3		0140360	合算納付書の場合でも領収証書部分には各期別内容が表示されること。	標準オプション機能		不要	—		
	6.1.12.	1	発行情報・送付状況管理	0140361	選択した対象者に対して発行した全期前納付書・期別納付書・分割納付書・合算納付書・督促状・口座不能通知書の出力情報が確認できること。	実装必須機能	問い合わせや返戻管理に必要なため、実装必須機能としている。	必須	—		
	6.1.13.	1	滞納管理システムで発行した納付書	0140462	滞納管理システムにて発行した納付書について、時効更新有無区分を管理できること	実装必須機能	滞納管理システムの機能ID.0150286にて出力した納付書について、時効更新有無を収納管理システムにて管理し、収納履歴情報に含めて滞納管理システムへ連携することを想定している。 なお、滞納管理システムによる納付書発行機能が実装必須機能であることに合わせ本機能も実装必須機能としている。	必須	—		
6.2.証明書発行											
6.2.1.	1	各種納税証明書発行	0140362	指定した税目・賦課年度の納税証明書を個別に発行できること。発行可能年数を任意に制御できること。	実装必須機能	発行可能年数は、少なくとも法定納期限が請求日の3年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡れること。	発行可能年数は地方団体により運用が異なるため、任意に制御できるとしているが、少なくとも法令通り、法定納期限が請求日の3年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡れることとしている。 収納情報がシステムに登録されていない場合でも、領収書等での確認にも対応できることとしている。	必須	請求日の属する会計年度を含め、6会計年度分の証明書発行を行えること。 上記要件は任意とする。		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.2.1.	1	0140363	年度を指定して当該期間すべてに市税の未納がない証明（完納証明）を発行できること。非課税の場合でも発行できること。滞納がある場合、発行できないこと。ただし、徴収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。	実装必須機能			必須	事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住住宅利活用促進税も含めて税目横断的に収納情報を管理できること。上記要件は任意とする。		
	6.2.1.	1	0140364	発行時にレビュー表示できること。	実装必須機能			必須	—		
	6.2.1.	1	0140365	出力の際、宛名・金額を変更して出力できること。備考欄に自由に追記できること。	実装必須機能			必須	修正の履歴が残ること。 アクセス権限で本機能の利用可否を設定できること。 備考欄について、定型文登録が可能であること。 上記要件は任意とする。		
	6.2.1.	1	0140366	出力される宛名は、地方団体が把握する最新の宛名であること。	実装必須機能			必須	—		
	6.2.1.	1	0140367	共有宛名の表記は「代表者名外●名」と表記すること。	実装必須機能			必須	「代表者名」部分を共有者名へ切り替えが可能であること。 上記要件は任意とする。		
	6.2.1.	2	0140368	滞納処分を受けたことがない証明書を発行できること。滞納処分を受けている場合は発行できないこと。	標準オプション機能			必須	—		
	6.2.1.	2	0140369	指定した税目以外の滞納者に対して納税証明書を発行する際、アラートが表示されること。	標準オプション機能		納税証明書発行の機会を捉え納付を促すため、滞納者へのアラートが表示されることを標準オプション機能としている。	不要	—		
	6.2.1.	2	0140370	納税義務者の証明対象該当明細(同一年度・同一税目)が徴収（換価）猶予の場合、徴収（換価）猶予中と記載して発行できること。	標準オプション機能			不要	—		
	6.2.2.	1	0140371	証明書の発行履歴を保持できること。 履歴の参照が可能であること。 納付額等、交付内容が確認できること。	実装必須機能			必須	証明書の記載番号から履歴検索が可能であること。 上記要件は任意とする。		
	6.2.3.	1	0140372	納期限以前に納税証明書の発行処理を行う場合、その調定額は、納期未到来額として計算されること。（滞納扱いにならない）	実装必須機能			必須	納税証明書に納期未到来であることが明記されること。		
6.2.4.	1	納税証明書発行（個人住民税）	0140373	納税証明書は、普徴・年特・給与特別徴収母、課税年度毎に内訳が表示できること。	実装必須機能		特別徴収義務者向けの事業者の納付を反映した証明書が出力について、事業所が納期特例を適用している場合、特別徴収義務者が納期限の前に証明書を発行する際も滞納とならないことを想定している。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンタ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.2.4.	1	0140374	特別徴収義務者向けの事業者の納付を反映した証明書が出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	6.2.4.	1	0140463	個人住民税・森林環境税（特別徴収）の対象となる納税義務者に対して発行する際、特徴事業所が滞納している場合はアラートが表示されること。	実装必須機能			必須	—		
	6.2.5.	1	0140464	軽自動車で車検があり、口座振替で引き落としできたものに、継続検査用納税証明書を一括及び個別で出力できること。 車検があるもののうち、個別を指定して発行できること。	実装必須機能			必須	—		
	6.2.5.	1	0140377	マルチペイメントネットワーククレジット、スマホ払い、共通納税で納付したものに、継続検査用納税証明書が一括及び個別で出力できること。（金融機関からの一括伝送分は除く）	実装必須機能			必須	—		
	6.2.5.	1	0140378	条例による減免、非課税の場合、その旨を明記できること。	実装必須機能			必須	継続検査用ではない、軽自動車税（種別割）の納税証明書には、非課税・減免サインに対応した文言（「非課税」、「減免」、「課税免除」等）の印字を可能とすること。 上記要件は任意とする。		
	6.2.5.	2	0140379	金融機関・コンビニにて、一括納付書による納付を行った納税義務者について、全ての対象車両の継続検査用納税証明書を一括で出力できること。	標準オプション機能		一部の地方団体において、複数車両の納付書を名寄せした一括納付書の運用を行っているため、当該納付方法の対象者への納税証明書の一括発行については標準オプション機能とした。	不要	—		
	6.2.6.	1	0140380	消込前の段階でも、仮消込の状況（マルチペイメントネットワーク速報分、コンビニ速報分、窓口納付等オンライン登録分、共通納税納付情報ファイル（納付日）受信分など）で、証明書を出力できること。	実装必須機能		仮消込を納付済みとすることが地方団体により運用が異なるため、パラメータで設定した上で出力できることとしている。	必須	—		
	6.2.6.	1	0140381	出力する前にアラートが表示されること。	実装必須機能			必須	—		
	6.2.6.	1	0140382	仮消込状態の金額を証明書に反映する・しないについて、納付チャネルごとにパラメータ等で選択できること。	実装必須機能			必須	—		
	6.2.6.	2	0140383	消込前の段階でも、窓口納付オンライン登録分は、一括納付書による納付を行った納税義務者について、全ての対象車両の継続検査用納税証明書を一括で出力できること。	標準オプション機能		一部の地方団体において、複数車両の納付書を名寄せした一括納付書の運用を行っているため、当該納付方法の対象者への納税証明書の一括発行については標準オプション機能とした。	不要	—		
7.統計											
7.1.統計資料作成											
	7.1.1.	1	0140465	各種統計資料作成 地方財政状況調査における市町村税の徴収実績（表番号6）に必要なデータを抽出できること。	標準オプション機能			任意	「標準税率超過収入済額」を出力できること。 EUC対応も可とする。		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝組	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	7.1.1.	2	0140466	口座加入率の集計ができること。	標準オプション機能			必須	—		
8.その他											
8.1.他業務システム連携											
	8.1.1.	1	0140467	収納管理システムから滞納管理システムへ以下の情報を連携できること。 <滞納管理システムへ連携する情報> ・異動情報（調定情報・納付情報・延滞金等） ・督促免布履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴（固定資産税共有者分含む） ・宛名情報（納税管理人、口座情報、送付先情報、電話番号） ・延滞金情報 ・取消込情報	実装必須機能		督促状出力の履歴管理を収納管理システム側で行わず、滞納管理システム側で行う場合は、収納管理システムから滞納管理システムへの連携も同様。	必須	—		
	8.1.1.	1	0140468	滞納管理システムから収納管理システムへ以下の情報を連携できること。 <滞納システムから連携される情報> ・充配当データ（充当額、充当先の税データ（税目、期別、金額等）等） ・異動情報(処分情報・滞納処分の停止情報・猶予情報・不納欠損情報、減免情報等) ・滞納管理システムで変更した納期限 ・滞納管理システムで設定した納付書発行にかかる指定期限 ・滞納管理システムで変更した延滞金 ・納付書発行情報 ・納付済通知書を一意に特定する番号	実装必須機能		「充配当データ（充当額・充当先の税データ（税目・期別・金額等）等）」については、滞納管理システム2.8.12.で示す充配当データの作成機能を持つシステムについてのみ実装する必要がある。	必須	—		
		2	0140469	滞納管理システムから収納管理システムへ以下の情報を連携できること。 <滞納システムから連携される情報> ・分割納付を口座振替で実施するための情報	標準オプション機能			不要	—		
	8.1.2.	1	0140387	軽自動車税納付確認システム（軽 J N K S）との連携	実装必須機能		軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更改時期（※）に合わせて、オンライン手続により行うことを可能とする。 ※自動車登録検査業務電子情報処理システム等の更改時期：令和 5 年 1 月予定。	必須	—		
	8.1.2.	1	0140388	作成する納付情報データは、過去 3 年度以内で保有し得る情報（同一車両（同一の車両番号・車台番号）に紐づく全ての納税義務者の情報）から未納（課税保留含む）が無いかを総合判断し、「一車両・一データ」で移転した車両も対象に、過年度の納付履歴から総合判断して納付情報データを作成する。 なお、現年度の課税分については、納期限前日までは「現に滞納がない」扱いとなる点に留意して総合判断すること。	実装必須機能		納付情報データの作成にあたっては、減免、課税免除等により調定が発生していない車両についても総合判断することを想定している。	必須	—		
	8.1.2.	2	0140389	地方税共同機構がオプションで提供する軽JNKS自動連携機能と連携できること。（作成した納付情報データをLGWANネットワーク内の所定のフォルダに自動で格納できること。）	標準オプション機能			必須	—		
	8.1.3.	1	0140390	eLTAXとの連携（納付書情報等の連携）	実装必須機能		本機能は、収納管理システムで実装されることを想定しているが、課税システムで実装し、収納管理システムに連携する方法でも差し支えない。 詳細は地方税共同機構の仕様書等を確認すること。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	8.1.4.	1		014039 1	eLTAXにアップロードするアップロード情報ファイル（全件アップロード又は選択アップロード）を作成できること。	実装必須機能		eLTAXで納税者が納付するために必要となる納付書情報をアップロードするためのファイルを作成する。 本機能は、収納管理システムで実装されることを想定しているが、課税システムまたは滞納管理システムで実装されることも差し支えない。全税目を対象とする。（賦課税目に加え、申告税目における延滞金・加算金等の税額確定分を含む。） eLTAXとの連携（納付書情報のアップロード）方法は以下の3パターンがあり、標準仕様書に影響を及ぼすのは②、③となり、②については8.1.4.、③は8.1.7上定義している。 ＜eLTAXとの連携（納付書情報のアップロード）方法＞ ①画面からの手入力 ②ファイル連携 ③API連携	必須	—		
	8.1.6.	1		014039 2	eLTAXにアップロード済みのアップロード情報ファイルの内容に変更がある場合（延滞金の発生や共通納税以外のチャネルでの納付など）、変更内容を設定したアップロード情報ファイルを作成できること。	実装必須機能		納付書発行やアップロード依頼とは別のタイミングで、地方団体が納付済みとなり発行済み納付書に延滞金が発生した場合に、eLTAXの情報を最新化するためのデータを作成する。	必須	—		
	8.1.7.	1		014039 3	APIにより納付書情報登録ファイルを共通納税IFSへ連携・アップロードできること。 「共通納税IFSAPI仕様書」に記載される機能を実装すると共に必要となるデータを管理できること。	標準オプション機能		本機能の実装にあたってはマイナンバー利用事務系からLGWAN系に通信することになるため、地方団体において「情報セキュリティポリシーガイドライン（令和4年3月版）」を踏まえて情報セキュリティポリシーを見直すことや連携サーバを設置することが必要となるため、標準オプション機能として定義した。	任意	機能実装が困難な場合、納付書情報登録ファイルの共通納税IFSへのアップロード作業の負担軽減のための代替運用を提案し、京都市と協議すること。		
		2		014047 0	eLTAXへアップロードを行った後、処理結果検索キーを保持し、納付書情報登録処理結果を取得できること。取得した結果、エラーファイルがある場合、エラーとなった案件及びエラー内容を特定できること。	標準オプション機能		共通納税IFSより出力する「処理結果ファイル(エラーファイル)」は、処理結果検索キー（案件特定キー、確認番号、税目・料金番号）は含まないため、収納管理システムで処理結果検索キーを保持する必要がある標準オプション機能として追加した。	不要	—		
		3		014048 0	APIにより納付情報管理ファイル、納付情報ファイル（納付日ベース）、納付情報ファイル（入金日ベース）を共通納税IFSから連携・ダウンロードできること。 「共通納税IFSAPI仕様書」に記載される機能を実装すると共に必要となるデータを管理できること。	標準オプション機能		共通納税IFSの画面操作による手動での連携・ダウンロードも可能であるため、標準オプション機能としている。	不要	—		
	8.1.8.	1	他の標準準拠システムへの連携	014041 3	庁内データ連携機能（デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	実装必須機能	統合収納管理機能・統合滞納管理機能との連携は、デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能・統合滞納管理機能に従うこととする。		必須	財務会計システムへの連携データを出力可能であること。 EUC対応も可とする。		
		2	独自施策システム等への連携	014041 4	標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとデータ連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様によることとする。	標準オプション機能		税務システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。	必須	他税目と同様にその他税システム（事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税、非居住宅地利活用促進税）との連携を可能とすること。 上記機能実装が困難である場合については、要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。		
	8.2 納付義務者の監視管理											
	8.2.1.	1	納税管理人の設定	014039 4	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管理人、相続財産管理人、清算人(代表清算人)を設定できること。 各課税システムから連携し、設定されること。	実装必須機能		データ管理の効率性の観点から、各課税システムに既に登録されている情報を取り込み、収納管理システムへ登録できることは実装必須機能とする。	必須	—		

009006_4_機能要件_014収納管理

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンタ回答）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	8.2.1.	1	0140395	死亡者・転出者に対して、相続人代表者・納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること。 設定済みの対象者を抽出できること。	実装必須機能			必須	—		
	8.2.1.	2	0140396	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産管理人、清算人(代表清算人)を設定し、その設定期間を管理できること。	標準オプション機能		年度ごとに管理するかは地方団体の運用によるため、標準オプション機能とした。	不要	—		
	8.2.2.	1	0140397	税目毎に送付先、連絡先（電話番号等）を設定できること。 電話番号は自宅/勤務先/携帯とし複数登録できること。	実装必須機能			必須	—		
	8.2.2.	2	0140398	課税システムの送付先情報を引き継げること。	標準オプション機能			必須	—		
8.3.検索											
	8.3.1.	1	0140399	各税目の調定情報、納付情報、滞納情報、口座情報、還付・充当情報、督促情報及び異動履歴（帳票発行履歴、メモ等を含む）を照会できること。	実装必須機能		検索機能は共通要件にて定義しているが、検索対象・検索条件については個別に定義している。	必須	—		
	8.3.2.	1	0140481	氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、住所（市内・市外）、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、税目、年度、通知書番号、世帯番号での検索ができること。 氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。 複合検索が可能なこと。	実装必須機能			必須	—		
		2	0140472	住民区分（住民・外国人住民・住民登録外・法人・共有者）での検索ができること。	標準オプション機能			必須	—		
	8.3.2.	1	0140482	旧姓、旧住所、住所（丁別・番地別）、電話番号、法人種別（N P O法人、財団法人、医療法人、国立大学法人）、消除者、現存者、過渡納番号、納付番号、帳票整理番号での検索ができること。 軽自動車税（種別割）について、標識番号、車台番号での検索ができること。 法人住民税について、事業年度、申告区分、整理番号（申告情報の登録連番）、整理番号（税務署の管理番号）、での検索ができること。	標準オプション機能	帳票整理番号とは、収納管理システム及び滞納管理システムから発行する帳票（督促状等）を特定する番号を表す。帳票整理番号の検索にて直接個人画面へ遷移することを妨げるものではない。 なお、帳票に印字する場合は、見出しとして帳票整理番号：から番号を始めること。	大規模団体においては、大量のデータから検索するため、より詳細な検索条件を標準オプション機能としている。	不要	—		
	8.3.3.	1	0140402	特別徴収指定番号、車両番号での検索ができること。	実装必須機能			必須	—		
8.4.その他											

009006_4_機能要件_014収納管理

項番		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
									機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	8.4.1.	1	納税組合	0140403	納税組合と納税義務者の紐づけができること。納税組合情報は開始日・終了日を設定できること。	標準オプション機能		納税貯蓄組合が設立されているかどうかは地方団体によるため、標準オプション機能としている。	不要	—		
	8.4.1.	1		0140404	納税組合コードによる検索ができること。 納税組合に所属している納税義務者の情報を参照ができること。	標準オプション機能			不要	—		
	8.4.1.	1		0140405	納税組合が解散した場合、一括して脱退できること。	標準オプション機能			不要	—		
	8.4.1.	1		0140406	組合ごとの納付状況が把握できること。	標準オプション機能			不要	—		
	8.4.2.	1	前納報奨金	0140407	前納報奨金の交付率、交付限度額が設定できること。 口座振替による全期前納の場合、報奨金を差し引いた金額で振替依頼データの作成ができること。	標準オプション機能		前納報奨金制度を導入している地方団体は一部のため、標準オプション機能としている。 口座振替は収納管理システムにて対応し、納付書による納付の場合は、各課税システムで報奨金を差し引いた金額で納税通知書を作成できることとする。	不要	—		

009006_5_機能要件（指定都市）_014収納管理

項番	機能名称	機能ID	機能要件	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 賦課・収納情報管理									
1.1. 賦課・収納情報管理									
1.1.1.	賦課情報取込（当初）	0148001	各課税システムから当初課税データ（個人住民税(給与特微・年金特微、普通徴収)、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）を受け取り、任意の日付を指定して調定情報として取り込めること。 <調定情報> ・課税単位（市町村/行政区） ・行政区コード ・行政区名称 ・市税事務所コード ・市税事務所名称	市町村全体の機能要件（収納管理）の1.1.1.に付随	指定都市においては、行政区ごとに調定処理を行っている指定都市が存在することから、行政区の項目が必須であるため定義している。	必須	—		
		0148002	固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。行政区毎に案分率を管理できること。	全ての行政区をまとめた管理も可能とする。	指定都市においては、制度上行政区単位で按分率を設定しているため、行政区ごとの管理を定義している。	必須	—		
	権限設定	0148003	他の行政区、市税事務所で管理する滞納期別について、参照できること。		・指定都市によっては他の行政区、市税事務所の滞納期別について督促といった処分を実施しないため、それらの期別の参照機能を持たせることとした。	必須	—		
		0148004	他の行政区、市税事務所で管理する滞納期別について、督促の実施可否を選択できること。		・上記参照機能に加え実施を制御するような機能を定義した。なお、行政区、市税事務所だけでなく市長権限での賦課徴収を実施する指定都市もあることから、制御については指定都市が任意に選択できることとする。	必須	—		
2. 収納									
2.1. 入金・消込処理									

009006_5_機能要件（指定都市）_014収納管理

項番	機能名称	機能ID	機能要件	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項			
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	要求事項への対応予定（ベンダ回答） 対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.1.	消込用データの管理	0148005	消込データの項目として行政区・市税事務所を管理できること。	市町村全体の機能要件（収納管理）の2.1.1.に付随全ての行政区をまとめた管理も可能とする。	指定都市においては、行政区・市税事務所ごとの消込用データの管理が必要であるため定義している。	必須	—	
	2.1.2.		0148006	取り込んだ消込データの照会・修正・削除ができること。 照会・修正対象のデータは行政区・市税事務所で絞り込みができること。	—	—	必須	—	
	2.1.3.	日計/月計表作成	0148007	取り込んだ消込データの照会・修正・削除ができること。 照会・修正対象のデータは行政区・市税事務所で絞り込みができること。	市町村全体の機能要件（収納管理）の2.1.18.に付随	指定都市においては、行政区・市税事務所ごとの集計が必要であるため定義している。	必須	—	
	2.1.4.	対応方針の詳細及び補足事項	0148008	滞納繰越分は税源移譲による案分率変更に対応できるよう、賦課年度により区分して抽出できること。		税源移譲は指定都市固有の要件であるため、指定都市要件として定義している。	必須	—	
2.2.口座振替処理									

009006_5_機能要件（指定都市）_014収納管理

項番	機能名称	機能ID	機能要件	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.1.	口座情報管理	0148009	行政区ごとに賦課根拠が異なる場合、対象税目毎に、口座情報（行政区コード・行政区名称）を管理（設定・保持・修正）できること。 区間異動があった対象者を抽出できること。 個人住民税（普通徴収）の場合には、区間異動情報により区間異動後の情報に更新できること。	市町村全体の機能要件（収納管理）の2.2.1.に付随	指定都市においては、行政区ごとの口座情報管理が必要であるため定義している。	必須	—	
	2.2.2.		0148010	（新所有者に口座振替の手続きを案内するために、）相続等を原因とした所有権移転があり、新所有者が口座振替登録をしていないものを固定資産の属する行政区・市税事務所ごとに抽出できること。	—	—	必須	—	
3. 還付充当									
3.1. 過誤納対象者抽出									
	3.1.1.	過誤納抽出	0148011	行政区・市税事務所を元に過誤納一覧を抽出できること。	市町村全体の機能要件（収納管理）の3.1.1.に付随	指定都市においては、行政区・市税事務所ごとの過誤納対象者の管理が必要であるため定義している。	必須	—	
3.2. 還付処理									
	3.2.1.	還付処理	0148012	行政区・市税事務所を元に還付対象者一覧を抽出できること。	市町村全体の機能要件（収納管理）の3.3.1.に付随	指定都市においては、行政区・市税事務所ごとの還付処理が必要であるため定義している。	必須	—	

009006_5_機能要件（指定都市）_014収納管理

項番	機能名称	機能ID	機能要件	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	本市要求事項	要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
							固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.2.2.	口座還付	0148013	還付先口座は市単位または区・市税事務所単位の管理を選択できること。	市町村全体の機能要件（収納管理）の3.3.8.に付随	指定都市においては、行政区・市税事務所ごとに還付先口座を管理する場合があるため定義している。	必須	—	
4. その他									
4.1. 納付義務者の拡張管理									
	4.1.1.	納税管理人の設定	0148014	行政区・市税事務所毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産管理人、清算人(代表清算人)を設定できること。	市町村全体の機能要件（収納管理）の8.2.1.に付随	指定都市においては、行政区・市税事務所ごとに納税管理人等の管理が必要であるため定義している。	必須	—	
	4.1.2.	送付先等管理	0148015	行政区・市税事務所毎に送付先、連絡先（電話番号等）を設定できること。	市町村全体の機能要件（収納管理）の8.2.2.に付随	指定都市においては、行政区・市税事務所ごとに送付先の管理が必要であるため定義している。	必須	—	
5. システム共通									
5.1. 検索条件									
	5.1.1.	検索条件	0148016	以下の条件で検索できること。 ・行政区指定／市税事務所指定／市内全域	市町村全体の機能要件（収納管理）の8.3.2.に付随	指定都市が事務を行う上で、各種調査や問合せ対応等を効率的に行うため、行政区単位で検索することが必要となることから、本機能を定義している。	必須	—	
6. 帳票出力全般									
	6.1. 帳票出力								

009006_5_機能要件（指定都市）_014収納管理

項番	機能名称	機能ID	機能要件	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
							固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
6.1.	6.1.1.	内部帳票出力	0148017	各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に指定した行政区・市税事務所単位の出力及び集計ができること。	指定都市においては、各種統計や調定表の集計、業務上の事務分掌（行政区単位・市税事務所で担当者を割り振っている場合）などで行政区・市税事務所単位での帳票出力を要する場面があることから、内部帳票の共通的な機能として定義している。	必須	—			
	6.1.2.	外部帳票出力	0148018	各種証明書や通知書を含む外部帳票を一括で作成する際に指定した行政区・市税事務所単位の出力ができること。	指定都市においては、業務上の事務分掌（行政区単位・市税事務所で担当者を割り振っている場合）などで行政区・市税事務所単位での帳票出力を要する場面があることから、外部帳票の出力の際に行政区単位での条件指定が必要となることから、本機能を定義している。	必須	—			
	6.1.3.		0148019	外部帳票における以下の項目について行政区単位での制御ができること。 <対象項目> 通知者名 公印 問い合わせ先	指定都市の制度上、行政区単位での課税となることから、左記の機能要件に記載した印字項目については行政区単位で制御を行う必要がある。	必須	—			
	6.2. 帳票印字項目									
	6.2.1.	外部帳票	0148020	・行政区名称 ・行政区コード	行政区ごとに調定処理を行っている指定都市が存在することから、納付書の消込業務等が必要として追加。	必須	—			

【様式第5号】

（記入要領）

※シート「機能要件一覧」に基づいて記載しています。シート「機能要件一覧（指定都市）」については内容を適宜読み替えて参照ください。

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

000005_4_補助案件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本要件実装		基本要件への対応手段（ペナジ機能等）	
									固有の事項等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1.滞納情報管理												
1.1.滞納情報管理												
	1.1.1.	滞納情報取込	150330	収納管理システムから個人住民税・森林環境税（特別徴収・普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、法人住民税、に係る納付情報を連携または参照できること。 個人住民税・森林環境税（給与特徴）の未納期別は、事業者（特別徴収義務者）画面に表示されること。	実装必須機能	個人住民税・森林環境税（年金特徴）については、納期限直前に納付され、消込データが反映される前に滞納判定される懸念があるため、滞納判定として表示、判定されないような仕様としている。	・各項目における最新の収納情報を把握する必要があり、「実装必須機能」とした。収納情報をもとに、納期間を過ぎた期別については滞納情報として管理される。 ・個人住民税・森林環境税（年金特徴）は、納期限当日に年金支払者から直接市町村に納入され、滞納となることがないことから、「実装必須機能」とした。 ・特別徴収（給与）については、未納は従業員ではなく事業者になるため、事業者画面に未納が表示されるよう、「実装必須機能」とした。	必須	—			
			150331	収納管理システムから個人住民税・森林環境税（年金特別徴収）に係る納付情報を連携または参照できること。 個人住民税・森林環境税（年金特徴）については滞納判定として表示・判定されないこと。	標準オプション機能	一部の地方団体においては、課税課の特典⇨普徴の切り替え忘れで実際に滞納になった場合のチェックや、収納状況や滞付情報の連携のために必要性があるため、標準オプション機能とした。	不要	—				
		1.1.2.	滞納情報参照	150002	滞納者管理画面で、重要情報が、画面表示の色を変更するなどして強調表示できること。 <重要情報> ・処理注意者 ・処理注意情報 ・処分の有無 ・直近の期効 ・不納欠損 ・死亡者 ・生活保護等	実装必須機能	本機能に記載のない事項については、メモ機能や任意フラグ機能で管理する想定。 滞納者管理画面は、滞納者のトップ画面を指す。	・滞納者管理画面には多くの情報が記載されるため、重要情報を強調する機能がなくては見落としのリスクが考えられるため、「実装必須機能」とした。	必須	—		
2.滞納整理												
2.1.滞納情報管理												
2.1.1.	1	滞納者情報管理	150332	以下の個人情報、調定情報、収納情報、分割納付誓約情報、滞納処分情報等を滞納者管理画面で確認できること。また、滞納処分費を管理できること。 <個人情報> ・年齢 ・勤務先 ・特別徴収先情報（会社名、宛名番号、住所等） ・生活保護 ・担当署名 <調定情報> ・課税情報（賦課年度、課税年度、期別）（個人住民税・森林環境税（普通徴収、特別徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）） ・所得 ・控除 ・申告区分 ・法人代表者氏名 ・法人設立年月日 ・所有する不動産、軽自動車 <収納情報> ・収納税目 ・収納額 ・督促・催告の発送・停止 ・公示送達 ・滞納区分 ・収納履歴（徴収年月日、収入年月日） ・納付方法 ・振替口座情報 ・連絡情報等	実装必須機能	滞納者管理画面は、1画面にすべてを収めるのが難しい場合もあるため、複数ページや複数タブにわたって表示することも可とする。 「滞納区分」：滞納している税金状態の分類 例）現年のみ、現年過年、完納、全件滞納処分停止、延滞金のみ 等の滞納の状態を表すもの。 ※滞納区分については、滞納期別の状態をもとに、自動で設定されている区分。 上記のとおり、機能要件2.1.8に記載の「滞納者区分（ランク）」と、上記「滞納区分」は定義が異なることに留意する。 最終接触日については、交渉経路上で管理される日付、交渉方法の組み合わせや、日付の有無を元に管理される項目を想定。	・滞納者に関する情報を一目で把握するため、滞納者管理画面に表示される項目を列挙し「実装必須機能」とした。なお、実際にどの項目を滞納者管理画面に表示させるかは、ペナジに参画することとする。 ・個人情報は、完全管理システムなどから連携される。滞納者個人の情報を確認するために記載した ・調定情報は、調定情報に対し、実際に納付された額などを確認するために記載した。滞納の有無は、この収納情報から確認可能となる。 ・なお、個人情報については、共通要件で管理する情報以外の情報を記載している。 ・分割納付誓約情報は、2.4.9に記載している。 ・滞納処分情報は、2.8.2に記載している。	必須	滞納者管理画面での情報表示の際に期別ごと／税目年度ごとの両方が表示されること。			
			150004	滞納原因、照理を管理できること。 <個人情報> ・納税組合加入状況	標準オプション機能		不要	—				
			2	150005	滞納原因	標準オプション機能		不要	—			
			2	150006	照理	標準オプション機能		不要	—			
	2.1.2.			150007	滞納整理票が出力できること。 また、交渉経過、滞納明細書も同時に出力できること。	実装必須機能	滞納整理票は、滞納者の基本情報（氏名、住所等）を1枚の帳票にまとめたもの。	・滞納整理票とは、滞納者の基本情報を1枚の帳票にまとめたものを指す。訪問課戸等において、紙ベースで滞納者情報を把握するために使用されているケースがあるため、「実装必須機能」とした。	必須	—		

000005_4_自治体案件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本要件定義		要件定義への対応方法（バリエーション）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2.1.3.		150008	滞納者のフツク管理が自動でできること。 （想定されるランクアップパターン） ①滞納額 ②催告書送付回数 ③年度 ④差押履歴 ⑤差押中 ⑥滞納年数 ⑦所得額 ⑧口座登録有無 ⑨滞納処分停止中 ⑩50音 等	標準オプション機能		・滞納管理を公平のみに管理するため、いくつかの基準によって滞納者をランク付けする機能を定義した。 ・本機能は、人口規模によって必要性に差が生じると想定する。例えば人口規模の大きい地方団体の場合、催告書発送業務を個別でなく、特定の要件フツクで抽出し、一括発送する方が、担当者の負担軽減につながる。一方、人口規模の小さい地方団体の場合、個別の発送でも対応可能と思われるため、「標準オプション機能」とした。	不要	—			
	2.1.4.		150009	滞納者の個人情報について、写真やスキマで取り込んだ画像データの管理（設定・保持・修正）ができること。	標準オプション機能		・滞納処分を見込む財産（不動産・車両）の写真等をシステム上管理できれば業務の利便性が向上するため、定義した。 ・本機能は、人口規模によって必要性に差が生じると想定する。例えば滞納処分件数が少ない地方団体の場合、庁内サーバなどのシステム外対応でも対応可能と思われるため、「標準オプション機能」とした。	必須	個人情報に紐づく形での画像データの管理を行えること。また、データ管理に際しては該当データの区分・分類情報が付られ検索が可能であること。			
	2.1.5.	1	メモ	滞納者管理画面において、メモを記載できること。 滞納管理システムを使用する課等の所管ごとにメモを切り替えることができること。	実装必須機能		・滞納者管理画面上、交渉経過等で管理しきれない情報や引継ぎ内容等を記録するメモ機能を「実装必須機能」とした。 ・滞納管理を複数の課等で使用することを想定し、権限ごとにメモの切り替えできるよう、本機能を定義した。	必須	—			
	2		150011	滞納管理システムを使用する課や係ごとにメモを登録できること。	標準オプション機能		・任意の抽出条件で滞納者を抽出する機能を定義した。具体的な抽出条件は2.1.6で記載している。 ・抽出条件、フツクを複数組み合わせたり、フツクのマスク管理される情報で抽出したり、柔軟な抽出機能を求めている。	任意	実行業務に依りて1段階に2段階対応区分（収入徴収と収入徴収で担当課が分かれている）を管理しているため、担当課間で参照できないメモを管理が行えること。 上記機能実装が困難である場合については、実行運用のヒアリングを行った上で要求要件実現のための代替運用の提案を行うこと。			
	2.1.6.	1	フツク	滞納者に対して、任意にフツクを管理（設定・保持・修正）できること。フツクによるデータ抽出を行うことができること。 フツクのマスク管理（名称等）ができること。 抽出した滞納者に対し、一括でフツク管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能		・滞納者に任意にフツクを立てることで、抽出条件を自由に作成し、滞納者抽出ができるようになるため、「実装必須機能」とした。複数のフツクを組み合わせて抽出することで必要に応じた条件による滞納者の抽出を行うことを想定している。 ・フツクには名称や始期・終期などをマスク管理することで、地方団体内共通のフツク・担当者独自のフツクを実装したり、時限式のフツクを実装したり、運用に幅を持たせることが可能。 ・例えばCSVで取り込んだ複数の滞納者に、一斉にフツクを紐付けることで、担当者の業務負担が軽減できるため、定義した。	必須	—			
			150334	フツクのマスク管理（始期、終期）ができること。	標準オプション機能		始期・終期に関する機能は自治体によって要不要が異なることから、標準オプションとした。	不要	—			
	2		150013	使用頻度の高いフツクを登録し、随時同じフツクを利用できること。	標準オプション機能			不要	—			
	2.1.7.	1	滞納者抽出	各課税（個人住民税・森林環境税・法人住民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税）の滞納者を抽出できること。	実装必須機能		・任意の抽出条件で滞納者を抽出する機能を定義した。具体的な抽出条件は2.1.6で記載している。 ・抽出結果をもとに、複数の滞納者によつて財産部会・催告書送付等を行えるため、業務効率化に資する機能であり、「実装必須機能」とした。	必須	—			
		1		複数のフツクを組み合わせ、除外でデータ抽出できること。フツクの名称、始期、終期等で抽出できること。	実装必須機能		・抽出条件、フツクを複数組み合わせたり、フツクのマスク管理される情報で抽出したり、柔軟な抽出機能を求めている。	必須	—			
2.1.8.	1		150336	以下の抽出条件により滞納者を抽出できること。 不納欠徴対象の場合、欠徴事由での抽出ができること。 日時項目がある条件（滞納処分・猶予の有無・財産部会等）については、期間を指定して抽出できること。 抽出結果は、滞納者情報管理画面への展開・各機能の一括処理・各機能の一括出力ができること。 < 抽出条件 > ・宛名番号 ・個人番号 ・住所 ・送付先 ・滞納額（本税・延滞金） ・税目 ・延滞年度 ・課税年度 ・期別 ・分割納付実行中 ・分割納付不履行 ・分割納付完了 ・滞納処分・減免の有無	実装必須機能	抽出した一覧から指定した滞納者参照画面に展開する運用などが想定される 滞納処分・猶予の有無については、起案中／決裁済で区別される想定 最終接触日については、交渉経過上で管理される日付、交渉方法の組み合わせや、日付の有無を元で管理される項目を想定。 領収年月日について、指定した日付以降の領収の有無についても抽出できる機能を想定。（最終接触日と同様、最後に領収した日をもとに抽出する機能を想定）	滞納者の抽出条件として、各地方団体が使用する条件を確認し、多く使用されているものを中心に記載した。滞納は、他税目と異なり、多くの切り口（条件）で検索し、滞納処分を進めるために、様々な抽出条件が必要となる。 ・日時に関する条件は、自宅を入力することで、期間指定したの抽出が可能となるため、「実装必須機能」とした。 ・抽出結果をもとに、滞納者管理画面へ移ること、個別の滞納者を行えるため、「実装必須機能」とした。 ・一括処理機能、各機能の一括印刷は、業務効率化の観点で有用であるため「実装必須機能」とした。 ・抽出結果をもとに出力する機能（CSV等を想定）は、データの加工を施し内部での分析検討に用いるなど活用可能であるため、「実装必須機能」とした。					

000005_4_課税要件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	基本要件定義		要件定義への対応手段（オプション機能）	
									固有の事項等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
				・住所区分・都庁の所属 ・住所の種別・滞納処分の停止の有無 ・住所経過 ・地区 ・電話番号・電話番号の有無 ・滞納区分 ・死亡者 ・生活保護受給の有無 ・特効完成予定者 ・個人住民税・森林環境税の情報（所得・控除種類別・特効義務者） ・処分中の財産種類 ・通知番号 ・滞納処分の管理番号 ・督促交付の有無 ・特効対象の有無 ・不納欠損の有無 ・死亡年月日 ・共有固定資産かどうか ・収納履歴（徴収年月日/収入年月日） ・住定日 ・異動予定／確定日 ・担当者 ・滞込／返済込 ・催告書の発送履歴（発送年月日） ・最終接触日 等					必須	本抽出機能等を用いて帳票作成を行う場合には、作成を行った帳票単位で抽出条件等がわかること。 なお、帳票タイトルなどで抽出条件等の管理が行える場合には、当該管理を行えること。		
	2		150017	・条件、交付要求等の処分をした期別について、処分期別が完納となった対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・滞納者区分（ランク）	標準オプション機能		・完納に伴い滞納等の処分を解除する必要があるため、滞納等の処分をした期別について、処分期別が完納となった対象者を抽出する機能を実施した。ただし、すべての地方団体が使用するわけではないため、「標準オプション機能」とした。	任意	条件、交付要求等の処分をした期別について、処分期別が完納となった対象者を抽出できることについては必須とし、滞納者区分による抽出条件については任意とする。			
	2		150018	・個人情報情報の異動者	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。ただし、帳票要件の(D0150531) 氏名・住所変更リストが実施される場合には不要とする。			
	2		150019	・滞納額（督促手数料）	標準オプション機能		・督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—			
	2		150020	・滞納処分の停止の有無（金件停止、一部停止を区別して抽出できること。）	標準オプション機能		・滞納処分の停止の有無について条件と一部を区別して抽出する地方団体があるため、標準オプション機能としている。	不要	—			
2.1.0	1		150021	・地方税滞納整理機構、都道府県への連携データを作成・出力できること。	標準オプション機能		・地方税滞納整理機構、地方税法に基づく県による個人住民税・森林環境税の直接徴収を実施する地方団体向けに、移管する連携データを作成・出力する機能を定義した。 ・本機能は、地方団体によって実施の有無が異なるため、「標準オプション機能」とした。	不要	—			
	1		150022	・連携データを取り込むことができること。	標準オプション機能			不要	—			
	1		150023	・移管分について、連携データ上で督促状発布済の事実が把握できること。	標準オプション機能			不要	—			
2.1.1 0.	1		150024	・確定延滞金のみ滞納者を抽出できること。	実装必須機能		・本税完納後、確定延滞金残った滞納者について抽出し、残額の納付案内を行うなどの事務が考えられるため、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2		150025	・督促手数料のみの滞納者を抽出できること。	標準オプション機能		・督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—			
2.1.1 1.	1		150026	・抽出条件について、使用頻度の高い抽出条件を登録し、随時同じ条件を利用できること。	実装必須機能		・特定の抽出条件を毎月等、定期的に使用する機会に鑑み、抽出条件を登録する機能を定義した。	必須	—			
	2		150027	・担当者単位で抽出条件を登録できること。	標準オプション機能		・特定の抽出条件を毎月等、定期的に使用する機会に鑑み、抽出条件を登録する機能を定義した。	不要	—			
2.1.1 2.	1	関連者登録管理	150028	・納税義務者単位で複数の宛名情報が存在している場合に関連者登録して管理（設定・保持・修正）できること。 ・世帯構成成員および関係者（家族、共有者、納税管理人、承継人、代表となっている法人、同居人、勤務先、承継人、第二次納税義務者、関連者等）について、同時に折衝をおこなう者を関連者登録して管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能		・通常 1 対象につき 1 宛名が附番されると、主に住居外課税により同一納税義務者にもかかわらず宛名が複数附番されるケースがある。滞納管理システム上、それぞれの宛名を紐づけ、滞納整理をできるだけ簡便に行えるよう、「実装必須機能」とした。 ・関係者として列挙した事例は、どれも同名同士を紐づけることで、滞納整理をひとまとめに行いやすくなると考え、例示した。	必須	—			

000005_4_補助案件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	基本型実装	署名要件への対応手段（オプション機能）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		1	150029	関連者を登録したものは滞納者参照画面に一覧表示し、関連者本人の参照画面にも展開できること。	実装必須機能		・関連者を登録した対象は滞納者管理画面で一旦で見られると、担当者の作業流れを防止することができるため、「実装必須機能」とした。また、関連者を登録した対象本人の滞納者管理画面に展開できれば、再度本人の名前で検索する手間が省けるため、業務効率の向上に資することから、「実装必須機能」とした。	必須	—		
		1	150030	納税義務者単位で複数の宛名情報が存在している場合の関連者は、滞納明細も宛名ごとの期別をまとめて出力できること。滞納処分、滞納処分の停止、異子、分割納付等、期別を任意に選択する機能について、同様まとめて出力されること。	実装必須機能		・同一納税義務者について、明細票を出力する際、1つの帳票にまとめて出力できれば、実際の交渉時や滞納処分機票の出力時に視認性が高くなるため、必要性が高く、「実装必須機能」とした。	必須	—		
		2	150031	個人番号が同一の宛名を自動関連者登録できること。	標準オプション機能		・関係者として列挙した事例は、どれも宛名同士を紐づけることで、滞納整理をひとまとめに行いやすくなると考え、例示した。	不要	—		
		2	150032	期間を指定して、送付先の設定・変更・住所異動の対象者を抽出できること。	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。		
		2	150033	世帯構成成員および関係者（家族、共有者、納税管理人、承継人、代表となっている法人、同居人、勤務先、関連者等）について、自動登録もできること。	標準オプション機能			任意	世帯構成成員・納税管理人については自動登録ができること。		
		2.1.1 3.	1	150034	関連者登録された世帯構成成員及び関係者の個人情報、収納情報が参照できること。 <個人情報> ・宛名番号	標準オプション機能	・2.1.12で関連者登録した対象本人の滞納者管理画面に展開する機能を定義したが、滞納者管理画面で詳細な個人情報、滞納情報を確認できれば、さらに業務効率が高上がるため定義した。 ・滞納者管理画面のレイアウト次第では画面表示が困難なケースも想定されることに加え、2.1.12の機能があれば必須とは言えないと判断し、「標準オプション機能」とした。	必須	滞納者画面から、氏名、続柄、生年月日、滞納額、住民登録有無が参照できること。 宛名番号については任意とする。		
		1	150035	・続柄氏名	標準オプション機能			必須	—		
		1	150036	・生年月日	標準オプション機能			必須	—		
		1	150037	・住民登録有無	標準オプション機能			任意	関連者の滞納者管理画面を参照することで確認ができること。		
		1	150038	・性別	標準オプション機能			必須	—		
1		150039	・所得	標準オプション機能			任意	関連者の滞納者管理画面を参照することで確認ができること。			
1		150040	<収納情報> ・関係税目	標準オプション機能			任意	関連者の滞納者管理画面を参照することで確認ができること。			
1		150041	・合計調定額	標準オプション機能			任意	関連者の滞納者管理画面を参照することで確認ができること。			
1		150042	・合計収納額	標準オプション機能			任意	関連者の滞納者管理画面を参照することで確認ができること。			
1	150043	・過納額	標準オプション機能			任意	関連者の滞納者管理画面を参照することで確認ができること。				
1	150044	・滞納額	標準オプション機能			必須	—				
1	150045	・納期未到来額	標準オプション機能			任意	関連者の滞納者管理画面を参照することで確認ができること。				
2.1.1 4.	滞納明細管理	150337	滞納者について、個人情報、調定情報、収納情報、滞納処分情報、その他情報等をもとに、滞納期別ごとの詳細が分かるよう、滞納明細情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <その他情報> ・納期限 ・変更後納期限 ・欠損年月日 ・督促発布履歴／返戻履歴（返戻年月日）／公示履歴等	実装必須機能	・督促発布履歴は、督促状発送年月日、公示履歴は公示年月日を管理できる項目。	・滞納期別の詳細を管理する機能。 ・個人情報からは、氏名、住所などを参照できる（滞納明細上に記載される） ・調定情報からは、滞納期別の調定額、納期限、通知書番号等を参照できる ・収納情報からは、調定額のうち、いつに納付されたかな等を参照できる ・滞納処分情報からは、現在執行中の滞納処分・滞納処分の停止等の期別を参照できる ・その他情報からは、時刻、督促状の発送状況等を参照できる ・なお、返戻履歴は返戻日の管理についても求められるため、返戻年月日までを管理することとする。	必須	—			
1		150047	当初納通については、発送履歴を課税システムから参照できること。 課税システムから法定納期限等を参照できること。	標準オプション機能		本機能は課税側では標準オプション機能としているため、滞納管理側も標準オプション機能としている。	不要	—			
2		150048	また、表示の絞り込み、ソート機能があること。	標準オプション機能		・滞納期別を税目で絞り込んだり、納期限でソートすることで、滞納者の現状の確認がスムーズになると考えられるが、全体に必須とは言えないため「標準オプション機能」とした。	必須	—			

000005_4_課税要件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	基本要件整理		要件整理への対応予定（バグ/改善案）	
									固有の事項等	機能要件対比方針	対応方針の詳細及び補正事項	
2.1.1 5.			150049	延滞金計算年月日は任意の日付を設定できること。	実装必須機能	任意の日付を指定しない場合は、現在の日付がセットされる。 3.1.1.納付書即時発行についても同様とする。	・滞納期切この延滞金計算日を任意の日付で計算することで、本来日の滞納額を計算し、滞納者との折衝に用いる等が考えられるため、「実装必須機能」とした。なお、任意の日付を指定しない場合は現在日を設定されることがなるが、折衝時に現在日の延滞金額を確認する際、担当者が操作なしで確認できた方が作業効率が高くなるため、定義した。 ・延滞金計算の根拠となる内容を滞納者から求められるケースに鑑み、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2.1.1 6.		150338	延滞金加算中の場合、〈計算を要す〉等、延滞金加算を示す文言が表示されること。	実装必須機能	滞納明細などの延滞金を記載する帳票上、〈計算を要す〉と記載する場合は、印字項目・ 諸元表の定義によらず、全角7桁で記載すること。	・延滞金の計算は、期前ごとに自動計算されていることで、担当者が一旦で延滞金額を把握できることから、「実装必須機能」とした。 ・延滞金計算は地方税法、滞納者の公表する特種基準割合の通りに行われる必要があるため、明示した。また、1,000円未満の延滞金額の場合、小数切捨てのため〈計算を要す〉のような文言が記載されることで、延滞金計算中の旨を示すよう定義した。 ・法人住民税については、延滞金計算が複雑になることから、延滞金計算に必要な申告期間などの日付を法人住民税システムから参照し、計算ができるよう記載した。	必須	—			
	2.1.1 7.	担当者設定	150051	滞納管理システムで扱う納税義務者にかかる担当者・グループ（班等）は自由に作成できること。担当者名をマスタ管理し、滞納者に設定できること。	実装必須機能	担当者・グループ（班等）の具体例 担当者名：税務 太郎 / グループ：1班 等 なお、本機能におけるグループ（班等）については、担当者名＝グループ名として扱うこととし、担当者名≠グループ名とする場合は、直下の機能を活用することを想定している。	・滞納者ごとに滞納管理を行う担当者もあてて運用が一般的と想定されるため、「実装必須機能」とした。また、担当者は個人だけでなく団体・班等複数名の担当者からなるグループで担当する場合もあるため、定義した。合わせて、担当者・グループを自由に作成し、地方団体の運用に柔軟に対応できるように記載した。 ・一般的な担当者と滞納者の紐づけ方法は、地区による紐づけが多い。よってデフォルトで地区ごとに紐づけられることとしたが、それ以外の紐づけ方法については、2.1.1.8で定義した。	必須	実行業務においては徴収区、所属（課）、担当者の3層により担当者管理を行っている。ついでには、実行に際する担当者の管理と同様の形で機能実装が困難である場合については、代替運用の提案を行うこと。			
			150339	滞納管理システムで扱う納税義務者にかかるグループ（班等）は自由に作成できること。グループ（班等）名をマスタ管理し、滞納者に設定できること。	標準オプション機能	本機能におけるグループ（班等）については、担当者名≠グループ名として扱うことを想定している。		任意	機能ID0150051参照			
	2		150052	滞納管理システムで扱う納税義務者には、担当者・グループ（班等）が自動で設定されていること。	標準オプション機能			任意	機能ID0150051参照			
	2		150053	設定される担当者は、地区・市外地区（国轄等）→個人・法人等とともに、滞納者に紐付けすること。	標準オプション機能			任意	地区・市外地区（国轄等）については必須とする。			
	2		150054	担当者設定後、担当者ごとの宛名件数をシミュレートできること。	標準オプション機能			不要	—			
	2		150055	担当者変更前後における、担当する滞納者の一覧を出力できること。	標準オプション機能			不要	—			
	2		150056	作成されたグループについて、グループ作成日と現在日の対象者数、完納者数、未納者数、未納額等を参照できること。	標準オプション機能			必須	EUC等を用いて抽出を行う形でも可とする。			
	2		150057	共有者、関連者については、同一担当者が自動で設定できること。	標準オプション機能		・地方団体によって、共有者、関連者については同一担当者を自動設定することが一般的という意見と、基本は地区設定に委ね、同一担当者を設定する場合は手動で対応でもよいという意見が分かれていることから、標準オプション機能として定義した。	不要	—			
2.1.1 8.	1		150058	滞納者ごとに担当者（正・副）・グループ（班等）を個別に一括で管理（設定・保持・修正）できること。 滞納者抽出結果をもとに、担当者の一括設定ができること。	実装必須機能		・担当者一人が不在の場合、代わりの担当者を対応する場合に鑑み、正・副の担当者を管理できるよう、「実装必須機能」とした。 ・また、担当者設定を定期的に行う地方団体が多いこと、個別に担当者設定するは担当者への負担が大きいため、2.1.8で抽出した滞納者データをもち、一括での設定ができるよう「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2		150059	担当者登録理由を設定し、登録理由で担当者の自動設定する／しないが決定すること。	標準オプション機能		・担当者登録理由とは、例えば共有固定資産において、共有者と代表者の住所が異なる場合、担当者が分属してしう。共有固定資産は共有者まできて納税義務者のため、一人の担当者が担当した方が作業効率が高いという、自動設定による担当者の分属を回避できるように定義した。職場に地区などのルールで決定する地方団体には使用されない等、一部の地方団体の使用にとどまると考えられるため、「標準オプション機能」とした。	不要	—			
	2		150060	ランク管理をもとに、担当者の一括設定ができること。	標準オプション機能		・2.1.3.のランク機能が「標準オプション機能」であるため、ランク機能での一括設定は「標準オプション機能」としている。	不要	—			
	2		150061	CSV等で取り込んだデータをもとに、担当者の一括設定ができること。	標準オプション機能			任意	本機能要件即ち、以下の内容を実施する ・一括取込機能の実装等により担当者設定が個別ではなく一括で行えること 機能ID0150058において一定のルールを基に担当者の一括設定が行える場合には本要件は不要とする。			
	2		150319	担当者変更をしない場合はフラグを設定できること。	標準オプション機能			必須	—			
2.1.1 9.		滞納明細作成	150062	滞納明細情報に基づき、滞納明細を出力できること。	実装必須機能		・滞納明細情報をもとに、滞納期切この情報をひとまとめにした滞納明細を出力する機能を記載した。主に滞納者との折衝時、滞納明細をもとに分割納付が高の確定などを行うため、「実装必須機能」とした。 ・システム上で対応できない場合はある場合、滞納明細を出力（CSV等を想定）し、加工することで帳票を作成する等が考えられるため、「実装必須機能」とした。	必須	—			

000005_4_徴収要件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	基本要件要望	要望事項への対応予定（バージョン別）	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.1.2.0.	1		150340	滞納明細について、出力する期別を任意に選択できること。金額は任意に修正できること。延滞金のみでも出力できること。 表示する期別、表示されない期別は併用できること。 滞納明細の出力する期別は帳票によって異なるため、シート「補足 帳票ごとに必要な期別一覧」に定義される期別を出力すること。	実装必須機能	・納期限は、繰上徴収した場合、繰上徴収後の納期限を示す。	・滞納明細に出力される項目の削除の「ボタン」は、地方団体によって異なる想定される。例えば催告書に添付する場合の明細書には督促状送附の期別を出力制御するなど考えられる。そこで【表示されない期別】として、一般的に滞納明細に記載されることのないワースも、デフォルトで表示されないこととした。 ・時効完成分、不能文書分 →徴収不可のため、全ての帳票に印字不可 ・滞納処分停止分 →交付要求及び自主納付（納付計画、催告、滞納明細）は可能の任意印字としたが、それ以外は徴収不可のため印字不可 督促状未発送及び発送後10日未経過 →基本的に出力することはないものの将来の滞納処分（差押、参加差押、交付要求、催告）、催告を見越して帳票作成する場合があるため任意印字とした。それ以外はデフォルト印字とした。 ・督促状発送10日経過 →制約がないため、全ての帳票にデフォルト印字とした。 ・納期未到来 →徴収終了は納期未到来でも実施可能のデフォルト印字とし、それ以外は任意印字とした。 ・なお、シート「補足 帳票ごとに必要な期別一覧」における〇の期別については自治体とベンダ間で、デフォルトで明細に印字されるかどうかを決定することとする。×については明細に記載することは想定していない。	必須	—		
	2		150064	督促手数料のみでも出力できること。	標準オプション機能		・督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—		
	2		150065	表示の絞り込み、ソート機能があること。	標準オプション機能			不要	—		
	2.1.2.1.	承認・滞納納税義務・第二次納税義務	150066	納税義務者に対して「承認納税義務者」「滞納納税義務者」「第二次納税義務者」の設定を行い、登録できること。 複数名に設定できること。	実装必須機能	承認・滞納納税義務・第二次納税義務の通知と、納付書作成、督促状作成を一連の流れで実施できる運用も想定される	・納税義務者において、「承認納税義務者」「滞納納税義務者」「第二次納税義務者」の場合、その設定を行い、2.1.12の関連者登録機能などに活用する。 ・複数名存在するケースも考えられるため、複数人設定する機能を追加した。	必須	—		
2.2 催告処理											
2.2.1.	1	対象抽出処理	150341	以下の抽出条件により、任意に催告対象となる滞納分を抽出できること。抽出結果を出力できること。除外対象についても抽出できること。 抽出条件・除外条件を任意に選択し、組み合わせることができること。 <想定される任意抽出条件> ・年度（現年度/過年度） ・期別 ・税目 ・滞納区分・滞納額（本税のみ/本税＋延滞金/延滞金のみ） ・発送年月日 ・公示送達年月日 ・納期限 ・督促状発送有無または繰上通知発送有無 ・固定年月（開始月、終了月）（法人住民税のみ） ・担当者名 ・フラグ ・（分割納付計画の）誓約年月日 ・催告期限 ・国難 ・連絡先の有無 ・最終接触日 <想定される発送除外条件> ・督促告停止（停止開始年月日・停止解除年月日・期別・停止理由（引取・停止）を登録した場合） ・取消込 ・分割納付誓約中 ・徴収（後償）猶予中 ・滞納処分中 ・滞納処分の停止中 ・特別期別 ・特別徴収対象者（給与特別徴収／年金特別徴収） ・死亡者（相続人未設定） ・居所不明（調査）者 ・海外転出者 ・本税完納済の年度 ・繰上徴収 ・フラグ ・納期の特例	実装必須機能	連絡先の有無とは、電話番号のデータの有無を示す。 発送年月日とは、前回の催告日を示す。 催告期限とは催告時に担当者が任意にスケジュール登録する期限を示す。 最終接触日については、交渉経路上で管理される日付、交渉方法の組み合わせや、日付の有無を元に管理される項目を想定。	・催告書の発送は、個別と一括で出力する場合があり、本機能は一括出力の際の抽出条件を記載した。	必須	—		
	2		150068	以下の抽出条件により、任意に催告対象となる滞納分を抽出できること。	標準オプション機能	「実装しなくても良い機能」にある「電話催告対象者」は、電話催告システムの連携がある場合の利用を想定 他機関移管対象者とは、2.1.9で記載の、都道府県や滞納整理機構等に移管した対象者を想定	・催告書の発送は、個別と一括で出力する場合があり、本機能は一括出力の際の抽出条件を記載した。	必須	—		
	2		150069	抽出結果を出力できること。除外対象についても抽出できること。	標準オプション機能			任意	互換機能要件の以下の部分は必要ない。 ・除外対象についても抽出できること。		

000005_4_譲渡案件_015簿籍管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本要件実装		署名要件への対応方法（インジケータ実装）	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2		150070	抽出条件・除外条件を任意に選択し、組み合わせることができること。 ＜任意抽出条件＞ ・電話報告対象者	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。			
	2		150071	・ランク	標準オプション機能			不要	—			
	2		150072	・他機関移管対象者	標準オプション機能			不要	—			
	2		150073	・滞納額（督促手数料）	標準オプション機能			不要	—			
	2		150074	＜発送除外条件＞ ・ランク	標準オプション機能			不要	—			
	2		150075	・他機関異動対象者	標準オプション機能			不要	—			
	2		150076	・納付受託	標準オプション機能			必須				
	2		150328	・生活保護受給者	標準オプション機能			任意	生活保護受給者情報がデータ連携により画面表示できる場合のみ実装を要する。			
	2		150329	・最終接触日	標準オプション機能			任意	—			
2.2.2	報告書作成	150354	抽出条件を指定し、報告書を一括及び個別に出力できること。 個人画面から、報告書を個別に出力できること。 報告書の出力時、住所や郵便番号、担当省でのソフト機能を有すること。 報告書引取りリストを出力できること。また、引取りリストの対象者は、報告書発送履歴（交渉経過を含む）を自動で削除することができること。 ＜引取り条件＞ ・出力年月日から発送年月日までの消込・仮消込 ・調定額の変更 ・転居 ・滞納処分、滞納処分の停止、猶予 ・死亡者 ・住民票の強制削除 ・分割納付誓約中	実装必須機能		・一括出力だけでなく、個別での報告書出力も「実装必須機能」とした。 ・報告書を一括出力した際、配布する郵便局や担当省ごとに帳票をソートする運用が考えられため、「実装必須機能」とした。	必須	—				
		150355	報告書引取りリストについて、一部納付などの場合、報告書引き取りを行わないことも可能であること。	標準オプション機能		・複数報告が報告対象で1回のみの納付がある場合等において、引取りリストの対象者でも（一部の納付のため）報告書を発送するケースがある。ただし、地方団体によっては一部納付の際は引取りを行うケースがあることから、自治体によって対応が異なるものとして、「標準オプション機能」とした。	不要	—				
2.2.3	1	150078	滞納者の状況に応じて、報告書の印字項目（タイトル、文面、注意文（備考）、指定期限）を任意に編集できること。 帳票要件上の定義の報告書のフォーマットをもとに、編集、登録が可能であること。登録した報告書は、以後任意に選択して出力できること。	実装必須機能		・報告書にはバリエーションを持たせ、状況に応じた報告書を用意するよう「実装必須機能」とした。デフォルトの報告書を帳票要件上定義し、一般的な状況に対応できるように記載した。 ・とはいえ、帳票要件上の定義の報告書だけでは対応しきれないと考えられる。個別の滞納者ごとに記載内容も異なるため、報告書の内容を自由に作成する機能は必須と考えられる。また、一度作成した報告書は複数種類登録できることで、地方団体ごとの報告書を定義できるよう「実装必須機能」とした。	必須	—				
	1	150079	報告書の発行者については、首長名、自治体名、担当課名、徴税吏員等を任意に選択できること。	実装必須機能		・報告書の発行者については、首長名、自治体名、担当課名、徴税吏員等の記載が地方団体によって異なるため記載した。	必須	—				
	2	150080	外国語の報告書を作成できること。	標準オプション機能		・外国人が多く居住する地域の地方団体においては、外国語での報告書も必要であるため、「標準オプション機能」とした。	不要	—				
2.2.4		150081	延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別ごとに計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。	実装必須機能		・まずは本税を完納してから延滞金の納付に移るため、計算中の延滞金を表示せずに報告書を発送するケースを想定。延滞金の記載の有無を選択できるよう「実装必須機能」とした。 ・延滞金を表示させる場合、延滞金の計算日を任意の日を設定できるようにすることで、一斉滞りなど、未末日で発送する際にも有効と思われることから、「実装必須機能」とした。なお、通常は出力日に発送されると考えられるため、デフォルト値は現在日としている。	必須	—				
2.2.5		150082	一斉報告、個別報告時の報告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目、滞納者ごとに選択できること。 納付書出力時において、出力される納付書は、納付書様式及び払込取扱票の様式を選択することができること。払込取扱票の場合は金額未記入を選択できること。 報告書に付随する納付書は、報告書で設定する延滞金計算日で延滞金計算が行われること。	実装必須機能		・報告書の出力に合わせて、報告書に記載される原則の納付書の同時出力機能を「実装必須機能」とした。報告書に記載の延滞期間までに使用される予定。ただし、納付書納付でなく、地方団体方針に準拠し、分割納付計画の策定を要する報告書も考えられることから、納付書出力の有無を税目、滞納者ごとに選択する機能を記載した。 ・出力される納付書は、通常の納付書と払込取扱票から選べるよう記載した。払込取扱票の場合、金額を納税義務者に記載してもらう運用も考えられることから、金額未記入を選択できる機能を記載した。なお、納付書の延滞金額は報告書で設定する延滞金計算日による計算と一致している必要があるため、記載した。	必須	—				

000005_4_補助案件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本要件定義	要件定義への対応手段（バリエーション）	
									固有の事柄等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.2.6.	1	催告書発送情報管理	150083	催告書/督促状の発送情報の管理（設定・保持・修正）が期別単位でできること。収納管理システム上の督促状出力データが連携され、期別ごとに督促状発送の有無が自動登録されること。 また、催告書の発送停止情報については、個人単位・期別単位のみでも設定できること。停止の終了日時を指定できること。 発送情報/発送停止情報の設定は、抽出結果をもとに一括で行えること。削除の際は、アラートなどが表示されること。 <催告書/督促状の発送情報> ・発送履歴 ・発送有無 ・発送年月日 ・指定期間 ・催告区分（催告/差押予告等） ・発送停止情報 ・納付書種類（一般、郵便振替）	実装必須機能		・滞納管理システムで発送した催告書の発送情報を管理する機能を、「実装必須機能」とした。 ・収納管理システムで発送した督促状の発送情報が連携され、督促状発送の有無が滞納明細上判断できる。	必須	—		
	2		150084	<催告書/督促状の発送情報> ・催告発送時の合計金額	標準オプション機能	催告発送時の合計金額は、催告書に記載される滞納明細の合計金額を指す（催告時点での滞納額ではない）	「標準オプション機能」の「催告時の合計金額」は、催告時の還元数が多い地方団体に、特に必要と思われるため実装した。	必須	—		
	2.2.7.		150085	催告書に記載の指定期限を基に、担当者スケジュールに自動で反映できること。	標準オプション機能		・催告書の指定期限をもとに、スケジュール上に自動反映されることで、財産調査の開始や滞納処分の実行等、次のステップに移れるよう「標準オプション機能」とした。	不要	—		
2.3 交渉・催告処理											
2.3.1.	1	交渉経過管理	150086	滞納者に対する交渉経過項目を個別・一括で管理（設定・保持・修正）できること。削除の際は、誤って消すことに対する防止措置が取られていること。 任意の交渉経過については、強調して表示できること。 交渉経過の見出し、本文を作成、編集できること。作成した見出し、本文、交渉経過項目の組み合わせで検索し、抽出できること。 CSVでの一括登録ができること。 <交渉経過項目> ・記録コード ・日付 ・場所 ・時刻 ・内容 ・見出し ・担当者 ・対応者 ・約束情報 ・交渉方法（面戸/来庁/電話応対/催告/文書催告/送金あり/調査/整理方針等） 上記のうち、対応者は、ログインしている担当者コードがデフォルトで設定されること。	実装必須機能		・納税義務者とのやり取りの詳細を記録する機能は、滞納管理に必須機能であるため、「実装必須機能」とした。 ・特定の記録については納税義務者の抽出結果をもとに、一括で登録、削除することで作業効率を向上させられるため、記載した。 ・交渉経過が誤って削除された場合、納税義務者から得た情報を確認できなくなるなど影響が大きいため、削除の防止措置は「実装必須機能」とした。 ・交渉経過のうち、特に確認すべきものは色を変えるなど強調することで、見落としの防止に貢献する。 ・交渉経過の見出し、本文は自由に文章を作成、編集することで、誤った記録の修正や、記事の更新等ができるため、記載した。また、それらをもとに納税義務者の抽出ができる機能も記載した。 ・外部で作成された交渉経過をまとめて滞納管理システムに登録するため、CSVでの一括登録機能を「実装必須機能」とした。 ・交渉経過のデータ項目を定義し、その組み合わせでも納税義務者の抽出ができる機能も記載した。	必須	—		
	2		150087	過去の交渉経過を複製できること。	標準オプション機能			不要	—		
	2		150088	交渉経過の削除は、権限によって削除制限がかけられること。	標準オプション機能			任意	ワークの決さん手前切た時に削除及び修正に集る情報が行入ること、なれ、実行画面において一般職員は当日のみ修正・削除が可能、役職者は過去分を含めて修正・削除が可能である運用を行っている。 上記運用の中で対応可能な範囲を明示した上で実装すること。		
2.3.2.	1		150089	定型語句を登録することにより、引用することができること。	実装必須機能		・交渉経過は、共通する質疑応答や、状況説明の文章を記載することになるため、定型語句の登録は作業効率の向上に資するため「実装必須機能」とした。	必須	—		
	1		150090	滞納者抽出結果を基に交渉経過を個別又は一括で出力できること。	実装必須機能		・交渉経過を印刷し、過去の経緯を時系列に表せるよう「実装必須機能」とした。	必須	—		
2.3.3.			150091	世帯員及び2.1.12「関連者登録管理」で登録した関連者（別世帯の親族、同一世帯の非親族（同居人等））にも同様の交渉経過内容の登録を選択できること。	実装必須機能		・関連者登録管理した関連者の分の交渉経過を一括して記録することで、同内容の交渉経過を何度も入力することがない。作業効率等の向上に資するため「実装必須機能」とした。 なお、例えば家族で分割納付計画を立てつつ、個別の分割納付計画を策定した場合等も考えられるため、選択できるように記載した。	必須	—		
2.3.4.			150092	期間を指定して、交渉経過を出力できること。	実装必須機能		・交渉経過を印刷し、過去の経緯を時系列に表せるよう「実装必須機能」とした。	必須	—		

000005_4.徴収要件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能設置分類	基本要件基準	署名要件への対応予定（EUC対応）	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.3.5.	1	交渉経過自動入力	150093	以下の場合、交渉経過に自動的に履歴として追加されること。それぞれ自動で追加されるかは、システム上で設定あるいは都度任意で選択できること。 納付に限らない約束（来庁、訪問等）も管理できること。 <自動登録項目> ・納付書出力（個別・一括） ・期金文書出力（個別・一括） ・催告書出力（個別・一括） ・分割納付登録時、分割納付誓約書出力時、分割納付取消・解除 ・処分概要出力時（差押、交付要求、繰上徴収等） ・処分強制執行出力時（滞納処分の停止、強制、延滞金減免） ・財産調査結果入力時 ・処分、処分強制の解除時 ・不納欠損処理時	実装必須機能		特定の処理をした場合、自動で交渉経過に記録される機能を記載した。納付を行う処理や、交渉経過記載の消滅を防止したい処理については交渉経過を都度入力するのでは担当者の負担が大きいため、「実装必須機能」とした。 ・列挙した項目は、いずれも重要な交渉経過として記載されるべき項目を記載している。ただし、地方団体によって記載すべきかの判断もある程度差があることが見込まれるため、自動追加機能をシステム上設定したり、都度任意に選択できる機能を「実装必須機能」とした。	必須	現行業務では都度任意で設定できるため、任意で設定できない場合には、業務負担の増えない運用について提案を行うこと。		
	2		150094	収納管理システムで督促を出力した場合、滞納管理システムの交渉経過に自動で記録されること。 <自動登録項目> ・督促状出力（個別・一括）	標準オプション機能	標準オプション機能の、<自動登録項目>・督促状出力（個別・一括）は、収納管理システムから連携されるデータを想定している。	・収納管理システムで督促状の発行した場合、滞納管理システムの交渉経過に自動で記録されることで、滞納処分の執行の前援として必要な督促状に関する記録がとれる。ただし、開始後で出力されるため、交渉経過の数が膨大化することから、必要性は低いとする意見もあるため、「標準オプション機能」とした。	必須	—		
	2		150095	・取消込登録	標準オプション機能			不要	—		
	2		150096	・担当者変更	標準オプション機能			不要	—		
	2		150097	・滞納管理上の返戻・公示送達時	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。		
	2		150098	・分割納付不履行時	標準オプション機能			不要	—		
	2		150099	・滞納者抽出時	標準オプション機能			不要	—		
	2		150100	・時効更新、完成年月日の手動修正時	標準オプション機能			任意	—		
	2		150101	・固定・収納履歴の修正・削除時	標準オプション機能			不要	—		
	2		150102	・納税通知書出力・返戻時	標準オプション機能			不要	—		
	2		150103	・納税通知書、督促状公示送達時	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。 納税通知は実装不要とする。		
	2		150104	・納付受託時	標準オプション機能			必須	—		
2.3.6.	1	約束情報管理	150105	以下の約束情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <約束情報> ・契約年月日 ・納付予定年月日 ・納付予定金額 ・差押予定年月日等	実装必須機能			必須	—		
	2		150106	納付予定年月日、差押予定年月日を基に、担当者スケジュールに自動で反映されること。	標準オプション機能		・交渉経過と併せて、滞納者との約束の結果、約束内容を管理しスケジュール上に反映することで、納付の確認や次回約束の準備などが可能となるため、「標準オプション機能」とした。	不要	—		
	2		150107	担当者間でスケジュールを共有できること。	標準オプション機能		・納付約束のスケジュールを係内や上長が管理するケースがあるため、担当者間でスケジュールを共有できる機能を「標準オプション機能」とした。	任意	—		

2.4.分割納付処理

000005_4_徴収要件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本要件事項		要件事項への対応手段（バリエーション）	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
2.4.1.	1	分割納付計画策定	150108	以下の分割納付情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 ＜分割納付情報＞ ・受付年月日 ・契約有無 ・誓約年月日（毎月／隔月） ・支払い方法 ・分割回数 ・納付金額 ・開始年月日 ・終了年月日 ・取消年月日 ・分割納付取消理由	実装必須機能	端数金額については、分割回数を決めて計画を作成した場合、端数を最初に払うか、最後に払うか、の設定が可能 分割納付に関しては、誓約（納付誓約、債務承認）と分割納付計画作成を一連の流れで実施できる画面遷移を想定している （毎月／隔月）は、分割納付の期間を毎月／隔月で管理できる機能を指す 金額や回数等、一部項目を入力することで、その他分割納付に必要な項目が自動で入力されるような運用を想定している 納付金額は、固定の金額を示す。5千円と決めたら、定期的に5千円の分割納付となることを想定	・分割納付計画の策定は、適用上、多くの団体で取り入れられていることから、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	1		150109	分割納付期別の優先順位を任意に設定できること。期別、納期限、本税優先でのソート機能を有すること。	実装必須機能		・分割納付期別の優先順位について、基本的に納期限の古い順から設定されるが、例外的な対応を求めるケースに鑑み、「実装必須機能」とした。また、並び替えの機能を記載した。 ・なお、期別、納期限、本税優先でのソート機能を有すること」の中で、任意に選択できること、という趣旨で作成しており、完全に任意（例えば、01234→0211→1234→1324）は想定していない。完全に任意のソートについては、直下の標準オプション機能を参照のこと。	必須	役目、納期限、年度・期別での毎年優先、過年優先を選択し、優先順位の設定が柔軟にできること。 上記要件については、任意とする。			
	1		150358	分割納付期別の優先順位を、完全に任意に設定できること。	標準オプション機能		・上記機能と異なり、どのような優先順位であっても設定できる機能を実装した。	任意	—			
	1		150110	分割納付計画策定時、分割納付期別の時効が更新できること。	実装必須機能		・分割納付計画策定時に対象期別の時効の更新を選択できる機能を記載した。納付誓約をとらなくとも、口頭の分割納付計画策定で時効更新事由を満たす適用の地方団体に鑑み、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	1		150111	本税、延滞金のみの場合でも分割納付計画が設定できること。	実装必須機能		・本税のみ、延滞金のみでも、どの期別が残っていたとしても分割納付計画は策定されなければならないため、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	1		150112	滞納処分中の期別も分割納付計画に組み込めること。	実装必須機能		・滞納処分中の期別については、納付を受け入れるかどうかは滞納者の財産状況次第で変わると思われるため、分割納付計画に組み込むことができるよう定義した。	必須	—			
	1		150113	月に複数回分割納付設定できること。	実装必須機能		・毎週納付など、ひと月に複数回納付するケースに対応できるよう記載した。	必須	—			
	1		150114	分割納付計画が完了しないまま終了/完了した分割納付情報を抽出できること。	実装必須機能		・分割納付計画が完了しても滞納が残る滞納者については、継続して連絡をとり、分割納付計画の再度策定などを行う必要があるため、抽出する機能を定義した。	必須	—			
	1		150115	端数金額の処理ができること。	実装必須機能			必須	—			
	1		150116	口座振替している期別を、分割納付計画に含めるか選択できること。	実装必須機能			必須	—			
	2		150320	口座振替での分割納付登録ができること。	標準オプション機能		・分割納付用の口座振替情報は、収納管理システムID0140118「分割納付用の口座は別途管理できること。」にて管理される想定。	不要	—			
	2		150117	分割納付計画の誓約年月日に応じて自動計算された延滞金で、分割納付計画が策定されること。	標準オプション機能		・策定される分割納付計画は、分割納付計画の納付日ごとに延滞金を計算した状態を想定する。1度目の納付を計画日に実施される想定で、2度目の納付日の延滞金額を計算する。	任意	—			
	2		150118	誓約年月日を基に、担当者スケジュールに自動で反映されること。	標準オプション機能		・分割納付計画は、誓約年月日をもとにスケジュールに自動で反映され、スケジュール上で納付履行の監視を行えるよう定義した。	不要	—			
	2		150119	分割納付計画が完了しないまま終了/完了した分割納付情報を抽出したものを、一括で取消できること。	標準オプション機能		・分割納付計画の期間が終了したケースについて、分割納付計画履行中は履行中のフラグが立ち続ける（2.4.16）ため抽出条件等に影響することから、一括して取消ができるような機能を記載した。	不要	—			
2.4.2.	2		150120	分割納付計画を設定している期別は、口座振替できないよう、収納管理システム側に分割納付情報期別を連携すること。	標準オプション機能			任意	—			
	2		150121	分割納付計画が完了した分割納付情報は、指定した期間を経過した後に自動で削除できること。	標準オプション機能			不要	—			
	2		150122	督促手数料のみの場合でも分割納付計画が設定できること。	標準オプション機能		・督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—			
			150123	一人の納税義務者に対して、複数の分割納付誓約が登録できること。	実装必須機能		・税目を分けたり、毎年分と滞り分を分けて分割納付計画を策定するケースが考えられるため、「実装必須機能」とした。	必須	—			

000005_4_補助案件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能属性分類	基本要件分類	要件詳細への対応手段（バリエーション）	
									固有の事柄等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.4.3.	1		150124	分割納付計画策定時に任意の日付の延滞金を分割納付計画で策定できること。 本税に未確定延滞金、確定延滞金を含めた/含めない分割納付計画策定ができること。	実装必須機能		・分割納付の開始年月日や、分割納付計画策定日で延滞金額を計算するケースに鑑み、任意の日付で延滞金を計算して分割納付計画を策定する機能を「実装必須機能」とした。 ・2.4.1の誓約年月日に応じて自動計算する機能は、滞納者が計画通りに納付しなければ当初の延滞金の計算と異なる金額が算出されてしまうため、本税と延滞金（未確定延滞金、確定延滞金）をどのように組み合わせた計画を策定してもよいように記載した。	必須	—		
	2		150125	本税に督促手数料を含めた/含めない分割納付作成ができること。	標準オプション機能		・督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—		
	2.4.4.		150126	分割納付対象期別を選択できること。 金額について任意に設定できること。	実装必須機能		・分割納付計画の期別は、特定の期別を除外するケースに鑑み、滞納期別から選択できるよう「実装必須機能」とした。 ・分割納付計画の金額は、2.4.1で毎月固定の金額を定義できるよう記載したが、毎月の手付額が異なる場合に鑑み、任意に設定できる機能を「実装必須機能」とした。	必須	—		
	2.4.5.		150127	任意の指定期限を一括で設定できること。 また、設定した指定期限を個別に変更可能なこと。 祝日を任意に設定できること。デフォルトで、国民の祝日が設定されていること。	実装必須機能		・指定期限は、個別に日付を設定することも必要なケースがあると考えられるため、「実装必須機能」とした。 ・一度設定した誓約年月日について、個別に必要なケースがあると思われるため、「実装必須機能」とした。 ・分割納付計画上、平日を誓約年月日に設定するケースが多いため、祝日を滞納管理システム上任意に設定する機能を「実装必須機能」とした。	必須	—		
	2.4.6.		150128	同一世帯での分割納付、関連者間分割納付が設定できること。	実装必須機能		・関連者登録された同一世帯や関連者で分割納付計画を策定するケースに対応できるよう、「実装必須機能」とした。	必須	—		
	2.4.7.		150129	納期未到来期別も分割納付に含められること。	実装必須機能		・未達の滞納分について分割納付計画に含めるケースに対応できるよう、「実装必須機能」とした。	必須	—		
2.4.8.	1	分割納付計画シミュレーション	150130	分割納付の計画策定における延滞金計算について、シミュレーションができること。 集計時に利用しても使用できること。	実装必須機能		・分割納付計画策定前に延滞金計算のシミュレーションを行い、滞納者と合意するために使用されたいと考えられるため、「実装必須機能」とした。	必須	—		
	2		150131	シミュレーション結果は、分割納付策定前でも計画書で出力できること。	標準オプション機能		・シミュレーション結果は換算として出力し、滞納者との折衝に用いる場合もあると考えられる。両面で金額を確認し、口頭で伝えるだけで対応可能なため、「標準オプション機能」とした。	任意	—		
2.4.9.		分割納付誓約情報管理	150132	分割納付誓約（納付誓約、債務承認）情報を管理（設定・保持・修正）できること。 分割納付計画上、時刻が到来する期別が含まれた場合にアラートが表示されること。 ＜分割納付誓約情報＞ ・誓約日 ・誓約履歴 ・未日納付分 ・登録履歴 ・取消	実装必須機能		・分割納付計画策定に当たり、誓約をとる場合の機能である。 ・分割納付計画に当たり、将来的に時になりうる期別が含まれないよう記載した。	必須	—		
2.4.10.			150133	納付計画内容と滞納額に差異が生じ、納付計画を変更すべき場合は、対象者を抽出できること。	標準オプション機能		・全団体に必須の機能ではないものの、記録システムで税額更正が発生した場合など、分割納付計画を変更すべき場合に、対象を抽出できるよう「標準オプション機能」とした。	任意	—		
2.4.11.			150134	分割納付誓約書の文面は修正が可能であること。	実装必須機能		・帳票の文面の修正機能も必要性が高いため、同様に定義した。	必須	—		
2.4.12.	1	分割納付誓約による時刻更新処理	150135	納付誓約に伴う時刻の処理を行えること。	実装必須機能		・分割納付計画を実施するに当たり、時刻への影響が発生する。分割納付計画を策定した期別に納付した際、分割納付計画した期別の時刻すべてを延長するケースと、納付された期別の時刻のみ延長するケースがある。一般的には納付された期別の時刻のみ延長されるため「実装必須機能」とした。	必須	—		
	2		150136	分割納付期別、分割納付誓約期別への納付時、当該年度の期別全ての時刻を更新できること。	標準オプション機能		・分割納付計画を実施するに当たり、時刻への影響が発生する。分割納付計画を策定した期別に納付した際、分割納付計画した期別の時刻すべてを延長するケースと、納付された期別の時刻のみ延長するケースがある。分割納付計画した期別の時刻すべてを延長するケースについては「標準オプション機能」とした。	不要	—		
2.4.13.			150137	誓約日を必要に応じて変更し（または承認日を設定し）、当該変更日（または承認日）の翌日を時刻の経算日とすることができること。	実装必須機能		・分割納付誓約の誓約日を変更した際、時刻更新事由の経算日も併せて変更する必要があるため、「実装必須機能」とした。	必須	—		
2.4.14.	1		150138	分割納付約束については、時刻に影響のない分割納付処理を行うことができること。	実装必須機能	分割納付約束は、分割納付誓約と異なり、時刻の更新を行わない性質と想定	・納税義務者以外と分割納付計画を策定した際に、時刻に影響しない分割納付の処理を行う必要があるため、「実装必須機能」とした。	必須	—		
	2		150139	分割納付計画が完了した分割納付情報は、自動で取消できること	標準オプション機能	分割納付約束は、分割納付誓約と異なり、時刻の更新を行わない性質と想定	・分割納付取消を履行された案件ごとに管理し、分割納付取消を行うと時間がかかることから、自動取消機能を実装した。なお、地方団体の規模によっては、自動でなくとも対応可能と想定されるため、「標準オプション機能」とした。	不要	—		

000005_4_徴収案件_015滞納管理

項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	運用要件要素		運用要件対応方針	
								国庫の事務等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.4.1 5.	分割納付履行状況管理	150140	分割納付計画に対する履行状況（履行中、不履行、分割納付完了）を管理（設定・保持・修正）できること。 納付計画額と実際の納付額を比較し、履行状況を把握できること。 また、履行状況は自動で反映・更新されること。	実装必須機能		・分割納付計画の履行状況を確認する必要があるため、正しく履行しているか、履行していないか、分割納付計画が終了したか、を管理する機能を「実装必須機能」とした。 ・履行状況については、分割納付計画で決定した金額と、実際の納付額を比較し、不履行判定を行う ・分割納付の履行状況は、日々確認する必要があるため、最新の消込情報をもとに自動で反映・更新されたい必要がある。	必須	—			
	分割納付不履行管理	150141	分割納付者について、履行状況毎に抽出できること。 また、不履行回数ごとに抽出できること。抽出した分割納付情報について、取消状態のフラグ付けを一括で行えること。	実装必須機能		・履行状況（履行中、不履行、分割納付完了）、特に分割納付不履行者を抽出し、催告等を一括で行うために「実装必須機能」とした。	必須	—			
		150142	通報データを含めた収納額が、納付約束額以上の納付でない場合、不履行と判定できること。 分割納付計画から発行した納付書以外の納付手段で納付した場合に、履行／不履行いずれにするか、地方団体が選択できること。 分割納付の順序が異なる場合、不履行扱いになること。 不履行判定日を管理できること。不履行判定日は、指定期間から●日経過などの条件を任意に定めることができること。	実装必須機能		・不履行回数ごとに対応が異なると思われるため、不履行回数ごとの抽出を記載した。 ・不履行となった分割納付計画について、継続させなくともよいため、抽出して削除できるようフラグ付けする機能を「実装必須機能」とした。 ・不履行判定には、通報データも活用することが可能とした方がよいため、「実装必須機能」とした。	必須	—			
		150143	不履行と判定するまでの猶予日数について、任意に設定できる機能を有すること。	標準オプション機能		・不履行判定について、実際の納付日と消込日の差を考慮する必要があるため、指定期間から猶予日数を任意に設定できる機能を、定義した。なお、納期間を過ぎて特定の日数経過後に履行確認をする運用でも充足するため、「標準オプション機能」とした。	必須	—			
		150144	分割納付者について、分割納付種類（納付書、口座振替）毎に抽出できること。	標準オプション機能			不要	—			
	2.4.1 7.	150145	分割納付不履行者リストを出力できること。	実装必須機能		・抽出した分割納付不履行者をリスト化し、出力する機能を「実装必須機能」とした。	必須	—			
		150146	納付回数ごとの履行有無が参照可能であること。	実装必須機能			必須	—			
		150147	分割納付計画が完了しないまま終了/完了後にも滞納額が残存する対象者を抽出できること。	実装必須機能			必須	—			
		150148	納付書ごとの履行有無が参照可能であること。	標準オプション機能		・例えば使用する納付書を入通った納付した場合にも、納付の有無を確認できるよう、履行状況を納付回数ごとに参照できる機能を記載した。	任意	—			
	2.4.1 8.	分割納付計画に基づく分割納付書の出力	150149	分割納付計画に基づいて分割納付書を出力できること。 分割納付書を指定回数ごとに個別または一括で出力できること。分割納付書を出力した回を把握できること。 分割納付計画を変更せずに、指定期間を変更した分割納付書を出力できること。納付された場合、当該分割納付計画の履行状況に反映できること。	実装必須機能	「分割納付計画を変更せずに、指定期間を変更した分割納付書を出力できること。」という機能については、新たに分割計画を立てという運用も可とする。	・分割納付計画に基づいた分割納付書の作成は、分割納付計画を正しく履行いただくため「実装必須機能」とした。また、作成枚数の指定は、滞納者の希望によって作成枚数が異なるため、記載した。 ・発行する分割納付書は、任意の回について出力可能とすることで、例えば毎月の納付のタイミングで毎回送付するケースに対応可能となるため、「実装必須機能」とした。その点も含め、どこまで出力するか、次回はどの回について出力すべきかを判断できるよう、分割納付書を出力した回を把握できる機能を記載した。 ・例えば、分割納付計画の納付期限に納付が間に合わず、例えば前回分と今回分をまとめて納付する場合、分割納付計画の再策定（必要書類の再提出も不要）を行わずに分割納付計画に追いつくことができるため、「実装必須機能」とした。	必須	—		
150150			複数期別を纏めた分割納付書を出力できること。	標準オプション機能			任意				
150151			合算できる期別の上限を設定できること。	標準オプション機能			不要	—			
150152			延滞金のみの場合でも同様に一枚の分割納付書で発行できること。	標準オプション機能			必須	—			
分割納付書		150356	分割納付書における印字項目「指定期間」については、納付計画書上の納付予定日を記載できること。	標準オプション機能		・滞納者が分割納付する際に、各回で使用する納付書と、納付予定日をわかりやすくするため策定した。なお、手書き運用で代替できる機能であることから自治体によって実装判断が分かれると思われるため、標準オプションとしている。	必須	—			
		150357	分割納付書には、納付計画書上の計画回を記載できること。	標準オプション機能		・滞納者が分割納付する際に、各回で使用する納付書と、納付予定日をわかりやすくするため策定した。なお、手書き運用で代替できる機能であることから自治体によって実装判断が分かれると思われるため、標準オプションとしている。	必須	—			
		2.4.1 9.	150153	分割納付書の様式は、収納管理システム6.1の仕様と同一であること。	実装必須機能		・分割納付書様式について、収納管理システムで定義する再発行納付書と同一の仕様とするため記載した。	必須	—		
		2.4.2 0.	150154	不履行者に対して（分割納付）催告書を個別及び一括出力できること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと譲和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準滞りシステムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準滞りシステムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	・分割納付不履行者に対して一括して催告書を送付することで効率的に滞納整理をすることができるとため、「実装必須機能」とした。	必須	—		

000005_4.譲渡案件_015簿帳管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本型実装		署名事項への対応予定（ペーパー化前提）	
									固有の事項等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.5.徴収（換価） 譲予処理												
2.5.1.	1	徴収（換価） 譲予の管理	150155	徴収（換価） 譲予、譲予の期間延長について、期別を選択して管理（設定・保持・修正）できること。 < 譲予に係る登録情報 > ・譲予区分（当初／延長）（徴収／換価） ・申請年月日 ・許可区分（許可／不許可） ・不許可事由（要件不該当／申請期限後の申請／補正期限後の申請／繰上徴収事由該当／不審并検査拒否／不当な目的での申請／その他） ・決定年月日 ・開始年月日 ・終了年月日 ・決議年月日 ・譲予事由（徴収譲予：災害等／病気等／事業の廃止／事業の損失／それに類する事実があったとき／賦課遅延、換価譲予：事業継続困難／生活維持困難／徴収上の有利／その他） ・延滞金の利率 ・取消起算年月日 ・取消決議年月日 ・取消事由（先納／更正・賦課取消／換価譲予事実の解消／分割納付不履行／担保提供・確保の不協力／繰上徴収／滞納処分等の停止／徴収上有利の解消／新たに市税を滞納したとき／譲予継続不適當／その他） ・担保の設定有無 ・起算年月日 ・文書番号	実装必須機能	申請年月日＝申請書を受領した日を想定している	・徴収（換価） 譲予の管理機能は、納税者の情報を管理をする必要があるため「実装必須機能」とした。譲予は期別を選択して管理することができるように記載した。	必須	—			
	2		150156	譲予期間経過後の対象を抽出し、一括で取消ができること。あるいは、自動で譲予状態が終了されること。	標準オプション機能			不要	—			
	2		150157	差押解除申請書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能				不要	—		
	2		150158	徴収譲予申請等の補正要求通知書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 < 譲予に係る登録情報 > ・申請事由	標準オプション機能				不要	—		
	2		150159	・補正内容	標準オプション機能				不要	—		
2.5.2.			150160	徴収（換価） 譲予を設定した場合には、分割納付計画を連動して作成できること。	標準オプション機能		・徴収（換価） 譲予時は、併せて分割納付計画を設定する必要があるため、「実装必須機能」とした。	任意	—			
2.5.3.			150161	徴収（換価） 譲予について、時効の進行が法令どおり管理されること。	実装必須機能		・時効の進行について、申請を伴う譲予については、承認で時効が更新、譲予が認められれば譲予期間は時効が完成せず、譲予期間満了後に時効が進み出すよう管理される。また、申請を伴わない換価譲予については、承認がなく時効は更新しないが、譲予期間中は時効が完成しない。譲予期間終了後は譲予期間前に進出した期間から時効期間が進み出すよう管理される。	必須	—			
2.5.4.			150162	徴収（換価） 譲予取消の要因となる事実が生じた以後の期間に係る延滞金の免除の有無を選択できること。	実装必須機能		・何らかの事情で徴収（換価） 譲予取消となった場合、地方税法の定める規定により譲予ごとに減免のままだ減免しないか選択できる機能が必要であるため、「実装必須機能」とした。	必須	—			
2.5.5.			150321	決定年月日等が未入力の期別を抽出できること	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。			
2.6.納付委託処理												
2.6.1.	1	納付受託情報管理	150163	以下の納付受託情報、証券情報を管理（設定・保持・修正）できること。 < 納付受託情報 > ・交付年月日	標準オプション機能	証券種類として、小切手、約束手形、為替手形を想定	・納付受託情報の管理機能は、納付手段の拡張（例えば法人の滞納を、法人名義の小切手での分割納付等）のために必要である。一方で、地方団体ごとの使用頻度が異なることから、「標準オプション機能」とした。	任意	納付委託に係る運用については、運賃的な機能実装を要しないが納税者と顧客が生じない記録等が行えること。また、納付受託関連の内容については運用提案を行うことについては必須とする。			
	1		150164	・決定年月日	標準オプション機能			必須	機能ID0150163参照			
	1		150165	・取消年月日	標準オプション機能			必須	機能ID0150163参照			
	1		150166	・取消事由	標準オプション機能			必須	機能ID0150163参照			
	1		150167	< 証券情報 > ・証券番号	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照			
	1		150168	・券面額	標準オプション機能			必須	機能ID0150163参照			

000005_4_調査案件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	基本要件事項		調査対象への対応予定（オプション機能）	
								機能要望分類	固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1		150169	・管理番号	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150170	・振出年月日	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150171	・振出人	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150172	・振出地	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150173	・支払期日	標準オプション機能			必須	—		
	1		150174	・支払人	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150175	・支払地	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150176	・決済年月日	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150177	・返却年月日	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150178	・不渡年月日	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150179	・組戻年月日	標準オプション機能			任意	—		
	1		150180	・代金取立依頼日	標準オプション機能			任意	機能ID0150163参照		
	1		150181	証券情報については複数管理ができること。	標準オプション機能		・納付受託情報に複数の証券情報を紐づけて管理する必要があるため追加した。	必須	機能ID0150163参照		
2.6.2	1		150182	納付受託について、内訳計算の充当順位設定を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能		・納付受託の対象順別の充当順位を設定する機能は、分納納付計画と同様の機能だが、納付受託の使用頻度が地方団体ごと異なることから、「標準オプション機能」とした。 ・統計などに用いるため、納付受託での納付かどうか区別できるように記載した。 ・納付受託の延滞金計算について、地方税法に基づき延滞金の減免の設定を行う機能は収納管理の機能要件4.1.2に記載。	必須	機能ID0150163参照		
	1		150183	納付受託分として収納管理システムで区別して消込ができるよう、消込用に納付受託期別分として区別できる納付書出力、消込データの作成等ができること。	標準オプション機能			不要	—		
2.7 財産調査結果											
2.7.1	1	実態調査書作成	150184	他団体に対し、調査対象の滞納者を選択し、実態調査書・回答書を一括及び個別に作成できること。 調査依頼を行う地方団体については、全国役場マスタから選択し、依頼文を作成できること。 なお、一括照会センター等の宛先を全国役場マスタに任意に登録できること。	実装必須機能	2.1.6.2.1.7.2.1.8で抽出した滞納者に対し、一括調査が可能となる運用を想定	・実態調査書の作成機能は、他団体への滞納状況調査のため一般的に実装／利用されている機能と考えられるため、「実装必須機能」とした。 ・調査先の地方団体については、全国地方団体マスタで管理することで、調査文書作成の負担軽減を見込める。また、一括照会センターのような地方団体への照会をまとめる団体についても全国地方団体マスタに新規に登録できる機能を記載した。	必須	書類作成に当たっては、文書番号を自動発番できること。		
	2		150185	個人向けの実態調査について、当年1月1日時点で市内に住民票を有さない滞納者を抽出できること。	標準オプション機能			不要	—		
	2		150186	法人向けの実態調査について、以下の項目を管理できること。 ・住所	標準オプション機能			不要	—		
	2		150187	・移転先住所	標準オプション機能			不要	—		
	2		150188	・本店所在地	標準オプション機能			不要	—		
	2		150189	・代表者氏名	標準オプション機能			不要	—		

000005_4_調査案件_015簿籍管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請区分	基本要件実装		調査事項への対応予定（バリエーション実装）	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2		150190	・代表者住所	標準オプション機能			不要	—			
	2		150191	・業務内容	標準オプション機能			不要	—			
	2		150192	・課税状況（均等割・法人税割・申告区分）	標準オプション機能			不要	—			
	2		150193	・電話番号	標準オプション機能			不要	—			
	2		150194	・管轄法務局	標準オプション機能			不要	—			
	2		150195	・所有不動産（土地・建物ごとに、地目、所在地、地番、家屋番号、面積、評価額）	標準オプション機能			不要	—			
	2		150196	・納税状況その他	標準オプション機能			不要	—			
	2		150322	・管轄税務署	標準オプション機能			不要	—			
2.7.2	1	各種明会等作成	150197	各種財産の明会については、明会先ごとにマスタ登録され、選択し、依頼文を作成できること。 タイトル、明会内容を自由に作成できる。フリーの明会文書を出力できること。	実装必須機能	2.1.Bで抽出した準納者に対し、一括明会が可能となる運用を想定	・各種財産の明会文書作成機能は、他団体への財産調査のため一般的に実装／利用されている機能と考えられるため、「実装必須機能」とした。 ・「世帯会、生命保険、損害保険、株式、船等の明会については、全国地方税務協議会が作成した統一様式のとっどり作成されるよう記載した。 ・各明会先はマスタで管理することで、明会文書作成の負担軽減を見込める。 ・明会する財産について、デフォルトの欄外以外にも対応できるよう、タイトル、明会内容を自由に作成できる明会文書の作成機能を「実装必須機能」とした。 ・統一様式の文書の変更は不要な機能であるため、「実装しない機能実装必須機能」とした。	必須	—			
	2		150198	定期的に明会する明会先をグループで登録し、グループの明会先すべてに一括して明会文書を出力できること。	標準オプション機能			任意	—			
	3		150323	課税情報から勤務先情報を連携し管理項目として登録し、給与明会の際に勤務先の管理項目から選択して出力できること。 手動で宛先を修正できること。	標準オプション機能			任意	課税画面から情報を参照し転記する形で可とする。			
2.7.3			150199	明会文書・回答文書の文面、住所、氏名、タイトルを、自由に編集できること。	実装必須機能		・明会する財産について、項目の追加などができるよう、明会文書・回答文書の文面、宛名、氏名、タイトルを自由に編集できる機能を「実装必須機能」とした。	必須	—			
2.7.4			150342	金融機関等への明会について、金融機関・行政機関の情報連携検討会で定義する電子明会利用フォーマット（必須項目、任意項目）及び電子明会サービスを提供している事業者が独自で定める独自フォーマットに、明会に必要なデータを出力できること。 また、回答を電子データで一括して取り込むことができること。 明会対象者、回答を出力できること。	実装必須機能 （※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、「標準オプション機能」とへ緩和して位置付ける。ただし、当該取組には、あくまで標準準拠システムへの移行前における調査的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	・金融機関・行政機関の情報連携検討会において、LGWAN・ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）による電子利用システムが開始されている背景に鑑み、「実装必須機能」とした。電子ファイルで抽出して明会し、回答についても一括での取込みを想定している。 また、抽出した明会対象者、回答データは口座残高や取引履歴をエクセル等で分析し準納者別に利用するケースが考えられるため、「実装必須機能」とした。	必須	—			
2.7.5			150201	他機関からの実態調査の明会に対し、回答書を出力できること。システムで保持している項目は自動作成されること。ただし、項目を指定して出力を制限できること	実装必須機能		・他機関からの実態調査の回答書の作成は、基本業務と考えており「実装必須機能」とした。 ・回答書のうち、管理しているデータで自動作成が可能な項目については自動作成できることとし、作業効率の向上に資するよう記載した。	必須	—			
2.7.6	1	回答情報の管理	150202	各調査書・明会書・申請書から得られた回答情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 財産は債権・不動産・自動車等、動産・無体財産・振替口座等、その他の区分と、詳細（例：債権の場合 預貯金、船身、保険等）の管理ができること 回答先を登録する際、マスタから選択できること。	実装必須機能		・各調査書・明会書・申請書の回答情報の管理は、明会結果を記録するため一般的に実装／利用されている機能と考えており「実装必須機能」とした。 ・財産は区分を分けて管理することで、2.8.準拠区分処理の運用等に活用できるよう「実装必須機能」とした。 ・回答先を入力するときは、手入力ではなくマスタから選択できることを入力ミスや業務の効率化につながるため、2.7.2調査先マスタから選択できるように「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2		150203	各回答情報と併せて、財産状況フラグ（調査予定、調査済み、処分可能、処分中、処分解除）を管理できること。	標準オプション機能		・財産調査の結果が判明した時点では、ちょうど分割納付の約束等が判別要件を行わない等の場合に鑑み、各回答情報から是非可能フラグを管理し、抽出機能を設けることで、是非財産の選別のないように記載した。 ・標準オプション機能については、個別の準納者管理画面への展開不要で一括して回答情報の取り込みができる機能を想定している。	不要	—			
	2		150204	一括でシステム外で作成した回答情報を登録できること。	標準オプション機能		・一括読入回答を一括して登録する場合があるため、「標準オプション機能」とした。	不要	—			

000005_4_資産案件_015簿帳管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能設置分類	基本要件定義	要件定義への対応予定 EUC/IT対応	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2	150205	換価執行に関する情報を管理できること。 <換価執行に関する情報> ・回答（同意／不同意）	標準オプション機能			不要	—		
		2	150206	・同意、不同意の理由	標準オプション機能			不要	—		
		2	150207	・同意年月日	標準オプション機能			不要	—		
		2	150208	・取消事由	標準オプション機能			不要	—		
		2	150209	・換価執行日	標準オプション機能			不要	—		
	2.7.1	1	150210	給与、年金等の継続収入の債権については、調査結果より差押可能額が自動で計算できること。 また、計算結果を出力できること。	標準オプション機能		・給与、年金等の継続収入の債権に係る差押可能額の計算は、システム外で行う団体もあるため、「標準オプション機能」とした。	必須	計算ツールを作成し提供する形で可とする。 なお、本市において利用可能なものであればExcel等の表計算ソフトを用いる形を認める。		
		1	150211	生計同一親族数を任意に入力できること。	標準オプション機能		・差押禁止財産の計算のため、生計同一親族数を任意に入力できる機能を記載した。	任意	機能ID0150210参照		
		1	150212	支払先が2か所以上の場合でも自動で計算できること。	標準オプション機能		・支払先が複数の場合に対応できるよう機能を記載した。	任意	機能ID0150210参照		
2.8.差納処分管理											
2.8.1.		財産・権利者情報管理	150213	処分財産の管理及び権利者情報（債権の場合は第三債務者、無体財産の場合は第三債務者等、後発の執行機関、担当権者等）の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、処分財産、権利者情報の文章について、編集機能を有すること。 処分財産を基に、差納処分ができること。 預貯金の第三債務者を管理する際は、金融機関マスタから登録できること。 ・権利者情報 ・郵便番号 ・住所 ・名前 ・担当部署 ・電話番号 等	実装必須機能		・処分財産、権利者情報等の管理機能は、処分調査作成の際に必要となるため、「実装必須機能」とした。権利者情報は、処分財産を管理する第三債務者であったり、先行、後発の差押権者を想定している。この処分財産とともに、差納処分が行われる運用を想定している。 ・処分財産、権利者情報を差納処分の際事に記載されるが、その文章の編集機能を設けることで、様々な財産に対応可能となるため、記載した。 ・預貯金の第三債務者については、金融機関マスタで管理する情報をもとに登録することで、第三債務者情報作成の負担軽減を見込める。	必須			
2.8.2.	1	差納処分管理	150343	以下の差納処分情報の管理ができること。 <差納処分情報> ・差納処分種類（繰上徴収、差押処分、参加差押処分、交付要求処分、捜索） ・起算年月日 ・決裁年月日 ・到達年月日 ・発送年月日 ・解除の起算年月日 ・解除の決裁年月日 ・終了年月日（処分其自然消滅年月日） ・破産開始決定年月日 ・一部解除年月日	実装必須機能		・差納処分情報は、差納処分執行に際し必要であり、「実装必須機能」とした。		—		
	1		150215	各差納処分の解除情報を管理（設定・保持・修正）できること。差納処分執行した財産について、差納処分の一部解除（返金に伴う一部解除等）が可能であること。	実装必須機能		・差納処分の情報に併せて、解除情報も管理する機能が必要であり、「実装必須機能」とした。なお、差納処分の一部解除（一部返金）等にも対応できるよう記載した。	必須	—		
	1		150216	共有、連帯納税の差納納期別を記載できること。その旨を差納処分における滞納明細上に記載できること。	実装必須機能	滞納明細内に個人分別別と共有分別別の両方が記載されている場合は、共有分別別の課税情報欄に共有者●名と表示する	・差納処分について、宛名でなく関連単位で作成することにより、差納者も差押金額の把握が容易になることから、「実装必須機能」とした。	必須	—		
	1		150217	差押については、履行期限を編集できること	実装必須機能		・差押時の履行期限について、即時取り、後ほどの取立か等を示す必要があるため、「実装必須機能」とした。	必須	—		
	2		150218	決裁年月日、交付年月日等が未入力の期別を抽出できること	標準オプション機能		・念頭で必須ではないものの、差納処分の交付年月日入力をもとに、システム上差押入り、再納に影響する場合が多いため、交付年月日が入力とならないよう、抽出する機能を「標準オプション機能」とした。	任意	EUC対応も可とする。		
2.8.3.			150219	指定する管理番号で、差納処分情報を管理（設定・保持・修正）し、出力できること。	実装必須機能		・差納処分ごとに一意に定められる番号を登録し、抽出などに用いるため、「実装必須機能」とした。	必須	差納処分においては処分管理番号（＝部切処分管理番号）と一致する番号であり大抵番号とは異なる番号）の管理ができること。 なお、番号を画面表示するが元々は、以下の通りとする。 →差の差納処分が起ったことが明示されているのであれば、表示することとする。 →差の差納処分が起ったことが明示されていないければ、表示不要である。		

00005_4_債権要件_015簿帳管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本要件実装		要件実装への対応手段（オプション付加）	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2.8.4.		150220	納期表、法定納期限等を参照し、滞納処分帳票の滞納明細に出力できること。また任意で変更できること。	実装必須機能	「変更」とは、暫定的な変更でなく、変更後の値が保持されることを示す	・滞納処分の期別この納期表、法定納期限等を管理し、適宜の滞納処分のほか、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律による滞納処分についても対応できるよう、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2.8.5.		150221	交付要求執行機関情報を管理（設定・保持・修正）し、任意に選択できること。 滞納処分の停止中の期別に対しても交付要求、参加差押できること。 ＜交付要求執行機関情報＞ （執行機関名、執行機関番号、事件番号、対象となる財産（複数可）、要求年月日、差押年月日、解除年月日、交付要求の完了年月日、郵便番号、住所、担当、電話番号）	実装必須機能		・交付要求の執行機関情報の管理機能は、交付要求帳票に記載されるため、一般的に実装／利用されている機能と考えており、「実装必須機能」とした。 ・国税徴収法に基づき、交付要求は滞納処分の停止中の期別に対しても可能であるため、記載した。	必須	—			
	2		150222	破産手続における交付要求データ選択画面での期別選択時、システム側にて自動的に各期別明細の情報を判断し、債権種類の区分（破産法に基づく対価債権／優先的破産債権／劣後的破産債権）、破産情報を管理（設定・保持・修正）できること。 延滞金指数については、法令どおりとすること。 ＜破産情報＞ ・破産手続開始決定日 ・破産管財人 ・裁判所 ・先行差押年月日 ・解除年月日 等	実装必須機能	交付要求情報の管理の仕方について、債権種別を個別に管理し、その明細として対価債権／優先的破産債権／劣後的破産債権を分けて出力できることも妨げない	・破産情報は、破産に係る帳票に記載されるため、一般的に実装／利用されている機能と考えており、「実装必須機能」とした。 ・破産交付要求について、対価債権、優先的破産債権、劣後的破産債権を自動で判断できる機能は、担当者のヒューマンエラー防止の観点で必要性が高く、「実装必須機能」とした。 ・破産における延滞金計算は、劣後的破産債権における、破産手続開始から開始に至るまでの期間の年数が1年未満であるとの延滞金指数の切り捨てについても、「実装必須機能」とした。 ・備考について、①対価債権／破産債権（優先的破産債権／劣後的破産債権）ごとに個別に管理する（決裁用の帳票も分かれる）か、②処分対象となる破産事件1件から区分けされる形で対価債権／破産債権（優先的破産債権／劣後的破産債権）をまとめて管理する（決裁用の帳票は一つとまとまる）か、①・②どちらの場合も可とする。	必須	—			
	2.8.7.		150223	交付要求時に、国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の区分を選択することにより、自動的に文言が帳票に反映できること。	実装必須機能		・国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律について、交付要求時、自動的に文言が帳票に反映される機能は、業務効率に資するため「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2.8.8.		150224	滞納処分要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、滞納処分要件を満たさない期別については、手動で滞納処分期別として選択できること。 滞納処分要件を満たさない期別を選択した場合、アラートなどが表示されること。	実装必須機能	滞納処分要件の期別について、以下が自動選択されない想定。 ・差押（時効／文損／督促状発布後10日未経過／納期未到来／滞納処分の停止） ・交付要求（時効／欠損／納期未到来） ・繰上徴収（納期限到来（滞納期前すべて））	・差押要件を満たさない期別の差押、差押要件を満たしたにもかかわらず差押から遅れるケースなど、ヒューマンエラー防止の観点から、「実装必須機能」とした。滞納処分要件を満たさない期別については、仮に選択した場合、アラートの表示などを行い、同様にヒューマンエラーを防止するため記載した。 ・滞納処分要件を満たす期別は、差押、交付要求、繰上徴収によって異なるため、備考に詳細を記載した。	必須	—			
	2.8.9.	1	滞納処分の処分調書等作成	150225	入力された財産情報や権利者情報をもとに、滞納処分に係る関連帳票を個別に作成できること。 処分年月日は手入力できること。 滞納処分調書の文書について、編集機能を有すること。文書は複数登録できること。 滞納者の住所、氏名、金額、法定納期限等について、修正できること。	実装必須機能	入力された財産情報、権利者情報等がすでに入力された状態で、滞納処分に係る関連帳票の作成ができる機能を想定。 滞納法による差押及び交付要求を行う場合は、一度の入力で差押と交付要求を行うことも可とする。	・滞納処分の内容に応じた調書の作成は、法定の業務であると考えており、「実装必須機能」とした。 ・内部決裁等と処分年月日が起算から数日後になるケースに鑑み記載した。 ・滞納処分調書の文書は、個別の箇所を編集して財産などの特定を行うため、「実装必須機能」とした。 ・帳票に記載される情報の修正機能も必要であるため記載した。	必須	処分画面で未納額に遅延係を反映すること。		
	1		150226	首長名、自治体名、担当課名、徴税定員等を任意に選択できること。	実装必須機能		・滞納処分帳票の発行率については、首長名、自治体名、担当課名、徴税定員等の記載が地方団体によって異なるため記載した。	必須	—			
	2		150227	財産の引渡し命令書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能	・取立日は債権の取立日を表す。債権現在額の金額算出日を示すために必要と想定。		任意	EUC対応も可とする。			
	2		150228	占有調書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。			
	2		150229	先押財産算出調書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜データ項目＞ ・引渡期限	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。			
	2		150230	・引渡場所	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。			
	2		150231	・占有日	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。			
	2		150232	・搬出日	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。			
	2		150233	処分理由の文面は編集ができること。	標準オプション機能			任意	大抵の処分理由の記入は利用者の入力によって行われるため、実装必須機能として記載しなかった。			

000005_4_徴収案件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	基本要件事項	算入要件への対応予定（バリエーション）		
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
2.8.1 0.	1	配当計算書作成・管理	150344	配当計算書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <管理項目 例> 市区町村コード、行政区、処分コード、財産情報管理番号、宛名番号、債権現在額、他機関の債権額、残余金、配当時の延滞金額、延滞金計算年月日、受入額、滞納処分費、残余金交付、交付期日、交付時刻、交付場所、備考、更新者ID、更新年月日、更新時刻	実装必須機能		・配当計算書の情報管理入力力は、配当計算書作成のための「実装必須機能」とした。同時に、配当計算書は滞り財産換価時に必要である。	必須	—			
	1		150235	差押範囲をもとに、配当計算書を作成できること。 また、配当処分のもととなる滞納処分の内容として、換価財産等、第三債権者の項目を自動で入力し、その内容を編集できること。 一つの滞納処分に対し複数の配当計算書の出力ができること。 差押財産の一部換価（預金の一部換価等）についても、配当計算書を出力できること。	実装必須機能		・配当計算のもととなる差押の範囲からデータを引用して自動入力され、配当計算書を作成することができるよう記載した。 なお、自動入力された内容は編集し、内容の修正に対応できるよう記載した。 ・差押財産の一部換価についても対応が必要であるため、記載した。	必須	—			
	1		150236	債権現在額、他機関の債権額、残余金の自動計算機能を自動計算できること。また、計算結果については修正できること。 配当時の延滞金額について、延滞金計算年月日を任意に設定できること。	実装必須機能		・配当に当たっては、自団体の債権現在額、他機関の債権額、残余金を自動で計算し、事務効率の向上に資するよう記載した。 ・延滞金の計算の時期は、差押した金額はその差押の日、第三債権者から給付を受けた金額はその給付を受けた日とされているため、延滞金計算年月日を任意で設定する機能を「実装必須機能」とした。	必須	—			
	1		150237	換価代金等の交付期日は、配当計算書を発した日から7日を経過した日が自動で設定され、かつ任意で修正できること。	実装必須機能		・換価代金等の交付期日は、通常配当計算書を発出した日から7日を経過した日であるとともに、短期が指定されるものであるため、「実装必須機能」とした。自動で設定については、「反映ボタンを押下した際に、7日を経過した日が休日等の場合は自動的に自然日目に設定される。」といった運用でも可とする。	必須	—			
	1		150238	差押財産の一部換価（預金の一部換価等）についても、配当計算書を出力できること。	実装必須機能		・継続債権の取り立てなどのケースに組み記載した。	必須	—			
	2.8.1 1.		150239	配当計算書作成上、頻度が高い債権者、第三債権者（所在・名称）を、随時選択できること。	実装必須機能		・継続債権等、記載される頻度が高い債権者、第三債権者の所在・名称を定期的に使用する機会に鑑み、登録し随時選択する機能を定義した。	必須	—			
2.8.1 2.	1		150345	充当通知明細書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <管理項目 例> 市区町村コード、行政区、充当管理番号、宛名番号、充当入力年月日、充当決議年月日、充当年月日（予定日）、通知年月日、充当理由、処分備考、更新者ID、更新年月日、更新時刻	実装必須機能	消込データを作成し、収納管理システムに消込データを連携する場合、消込用の納付書は発行しなくてもよい想定 督促手数料を徴収する自治体においては、滞納処分費に督促手数料を含むこととする。	・充当通知書の作成は、滞り財産換価時に必須のため、「実装必須機能」とした。 ・充当される期別は、基本的に納期順の古い順に充当されるため、自動で充当されるよう記載した。また、充当先や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できる必要があるため、手動の修正機能を記載した。 ・延滞金計算について、地方税法に基づく延滞金の減免の設定を行う機能は収納管理の機能要件4.1.2に記載。	必須	—			
			150241	充当期別分の納付書出力できること。充当期別分の納付書は、随時の更新が行われない 充当期納付書であること。 充当分として収納管理システムで区別して消込ができるよう、消込用に充当期別分の充当期納付書出力、消込データの作成等ができること。 なお、消込データの作成の場合は、消込データの作成後に修正、削除ができること。	実装必須機能		・充当期別分の消込について、納付書を実行する運用と、消込データを収納管理システムで作成し、収納管理システムに連携する機能があるため、いずれか、または充足可能なその他の手段で対応できるよう記載した。また、いずれも従来の収納と区別できること／充当期は随時の更新が行われないよう記載した。 ・充当期納付書について、払出日でなく、任意の日付（取立日を想定）で延滞金計算の計算期とし、消込を含んだすべての処理を行う。	必須	—			
			150242	差押財産の一部換価（預金の一部換価等）についても、充当通知書を出力できること。	実装必須機能		・差押財産の一部換価についても対応が必要であるため、記載した。	必須	—			
			150243	充当の際は、差押期別について滞納処分費、本税及び延滞金等の順番に自動で充当されること。充当期別、充当期（本税、延滞金）、充当後の残額は、手動で修正できること。	実装必須機能		・充当される期別は、基本的に納期順の古い順に充当されるため、自動で充当されるよう記載した。また、充当先や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できる必要があるため、手動の修正機能を記載した。	必須	—			
			150244	任意の延滞金計算日を指定できること。	実装必須機能			必須	—			
			150245	充当後の残預金について、データを保持できること。	標準オプション機能		・充当後の残預金は、地方団体の規模によっては随時請求がすぐに来ないケースが多く、管理しやすさが求められる場合があるため、「標準オプション機能」として追加した。	不要	—			
			150246	充当期別、充当期（督促手数料）、充当後の残額は、手動で修正できること。	標準オプション機能		・督促手数料については、地方団体の条例によるため機能標準オプション機能としている。	不要	—			
	2.8.1 3.		150247	債権現在額申立情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、債権現在額申立てのもととなる滞納処分の内容を自動で入力し、その内容を編集できること。	実装必須機能		・債権現在額申立書の作成は、交付要求時等に必須のため、その情報を管理する機能を「実装必須機能」とした。 ・債権現在額申立のもととなる滞納処分範囲からデータを引用して自動入力され、債権現在額申立書を作成することができるよう記載した。なお、自動入力された内容は編集し、内容の修正に対応できるよう記載した。	必須	—			

000005_4_譲渡条件_015簿納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本要件実装		要件実装への対応予定（バリエーション）	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
2.8.1 4.			150248	繰上徴収情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 変更後の納期限は時間の管理ができること。 法定納期限以前の繰上徴収により、法定納期限等が変更されること。 <繰上徴収情報> ・起算年月日 ・決算年月日 ・繰上納期限 ・繰上納期限時刻 ・繰上徴収理由 ・取消起算年月日 ・取り消し年月日 ・繰上徴収取消理由（更正／賦課取消／その他）等	実装必須機能		・繰上徴収情報は、納期限変更に必須のため、その情報を管理する機能を「実装必須機能」とした。 ・例えば、徴収事件等において、変更した納期限当日に交付要求を行う場合、その前後関係を明確にする必要があるため、時間の管理機能を記載した。	必須	—			
	2.8.1 5.	検索	150346	検索情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <管理項目 例> 市区町村コード、行政区、検索管理番号、検索情報、画像データ、更新者ID、更新年月日、更新時刻	実装必須機能		・検索情報の管理機能は、滞納者の財産情報等を管理するために必要であるため「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2.8.1 6.	利害関係者情報管理	150250	債権者、第三債務者、執行機関、権利者、破産管財人（所在・名称）を、マスタ管理できること。帳票作成時に参照できること。	実装必須機能		・滞納処分に係る利害関係者の情報をマスタ管理することで、入力ミスや業務の効率化につながるため、「実装必須機能」とした。 ・帳票作成の際は、上記マスタから選択できるように記載した。	必須	—			
2.9 公売管理												
2.9.1.	1	公売管理	150347	公売情報について管理（設定・保持・修正）ができること。 公売情報に関する期間や日ごとの管理については年月日だけでなく、時間まで管理できること。 同一公告時の各滞納者において、複数の物品の公売、及びそれらに対する複数の落札者に対応できること。 <公売情報> ・公売期間 ・開札日時 ・売却決定日時 ・買受代金納付期限 ・公売保証金納付期間 ・対象財産 ・公売価額 ・公売方法 ・買受人 ・入札者数 ・入札取消 ・売却区分番号 ・漸納処分費 ・公売保証金額 ・見積価額 ・落札金額 ・入札場所 ・開札場所等	実装必須機能	公売方法は、「入札」「振り売り」の区分が選択できることを想定している。 売却決定日時および買受代金納付期限は、最高価、次順位それぞれ管理できることを想定している。	・公売情報の管理機能は、公売結果に記録される情報であるため、「実装必須機能」とした。 同一公告時に複数の物品の公売、複数の落札者は一般的に考えられるため、記載した。	必須	—			
	2		150252	猶予等、公売を行えない状態において、公売ができないよう制限がかかること。	標準オプション機能		・猶予等の場合、公売は漸納処分の一環であることから、誤って公売を行わないような制限が必要となる。公売を行う件数が多いほどコミュニケーションが増えるため、地方団体によって必要性が異なることから、「標準オプション機能」とした。	不要	—			
	2		150253	最高価申込者・次順位買受申込者の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <申込者情報> ・最高価申込価額	標準オプション機能			不要	—			
	2		150254	・最高価申込者氏名（名称）	標準オプション機能			不要	—			
	2		150348	・最高価申込者の決定日時	標準オプション機能			不要	—			
	2		150324	・最高価申込者の取消日時	標準オプション機能			不要	—			
	2		150256	・次順位買受申込価額	標準オプション機能			不要	—			
	2		150257	・次順位買受申込者氏名（名称）	標準オプション機能			不要	—			
	2		150349	・次順位買受申込者の決定日時	標準オプション機能			不要	—			

000005_4_徴収要件_015滞納管理

		機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能実装分類	基本要件実装		署名要件への対応予定（ペンタ計画）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2		150260	・売却決定場所	標準オプション機能			不要	—			
	2		150261	・取消理由	標準オプション機能			不要	—			
	2		150262	<公売情報> ・中止理由	標準オプション機能			不要	—			
2.10.滞納処分の停止処理												
2.10.1.	1	滞納処分の停止管理	150350	滞納者に対する滞納処分の停止情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 ＜滞納処分の停止情報＞ ・起算年月日 ・決裁年月日 ・滞納処分の停止種類（無封鎖、生活困窮、所在不明、即時消滅） ・滞納処分の停止理由 ・滞納処分の停止年月日 ・取消起算年月日 ・取消決議年月日 ・滞納処分の停止取消年月日 ・取消理由 ・管理番号 等	実装必須機能		・「滞納処分の停止要件を満たした期別」とは、賦課後、時効・欠損でなく、滞納処分も受けていない期別で、現状滞納処分の停止を受けていない期別を指す。 また、滞納処分を受けていない期別とは、現状処分されていない期別を指す。	必須	—			
	1		150264	滞納処分の停止を取消する期別について、任意に選択できること。滞納処分の停止要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、滞納処分の停止要件を満たさない期別については、手動で滞納処分の停止期別として選択できること。	実装必須機能		・滞納処分の停止要件を満たした期別について、自動で選択されている機能は、ヒューマンエラー防止の観点から、「実装必須機能」とした。なお、滞納処分の停止要件を満たさない期別を選択する場合を想定し、手動で選択できる機能も追加している。	必須	納期未到来分の期別を処理対象に選択できること。			
	1		150265	滞納処分の停止情報の文章について、編集機能を有すること。文章を複数登録できること。	実装必須機能		・滞納処分の停止調査の文書は、個別の箇所を編集して停止の理由の説明を行うため、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	1		150266	指定する管理番号で当該情報を管理し、出力できること。	実装必須機能			必須	—			
	1		150267	交付要求と滞納処分の停止が重複する期別について、滞納処分の停止による徴収権の消滅が優先されること。	実装必須機能		・滞納処分の停止中に交付要求をした場合、滞納処分の停止後3年経過による消滅が、時効に優先するため、記載した	必須	—			
	1		150268	滞納処分の停止種類・滞納処分の停止理由が法令どおりであること。	実装必須機能		・滞納処分の停止の種類、理由が地方税法に合致している必要があるため、記載した。	必須	—			
	2		150325	決裁年月日等が未入力の期別を抽出できること	標準オプション機能			任意	EUC対応も可とする。			
	2.10.2.		150269	滞納者に対し他の滞納処分中の場合、アラートなどを表示して滞納処分の停止の処分対象の範囲外にできること。	実装必須機能		・滞納処分の期別に対し滞納処分の停止をした場合、重押を解除することが地方税法で規定されており、ヒューマンエラー防止の観点から、滞納処分の停止期別への重押に係る警告機能を「実装必須機能」とした。	必須	—			
2.10.3.		150270	滞納処分の停止の要因となる事実が生じた以後の期間に係る延滞金の免除の有無を選択できること。	実装必須機能		・何らかの事情で滞納処分の停止取消となった場合、減免する機能が必要であるため、「実装必須機能」とした。	必須	—				
2.11.時効処理												
2.11.1.	1	時効管理	150271	時効完成年月日を期別ごとに管理（設定・保持・修正）できること。 時効完成した滞納者に対して、時効完成期別が否かを自動で識別でき、滞納期別から除外されること。	実装必須機能		・納期限は期別ごとに設定されているため、期別ごとに時効完成年月日を管理する機能は必須であり、「実装必須機能」とした。 ・時効完成した期別は滞納扱いされないため、滞納期別から除外される機能を記載した。	必須	—			
	2		150272	時効完成年度が否かを識別できること。	標準オプション機能			不要	—			
2.11.2.		150273	起算日の判断条件・時効更新・完成猶予要件について任意で登録・設定できること。 充当による納付の場合は時効延長を行わないこと。 時効計算は徴収日を起点とすること。	実装必須機能		・時効起算日、時効更新・完成猶予要件の任意設定は、システム上で管理される事由をもとに時効を計算する必要がある場合に用いられるため、「実装必須機能」とした。 ・時効の自動計算機能は、2.11.4に記載。	必須	—				
2.11.3.	1		150274	確定延滞金についても時効の管理（設定・保持・修正）ができること。	実装必須機能		・確定延滞金の時効管理についても必須と思われるため、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2		150275	督促手数料についても時効の管理（設定・保持・修正）ができること。	標準オプション機能		・督促手数料については、地方団体の条例によるため標準オプション機能としている。	不要	—			

000005_4_徴収要件_015滞納管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能置設分類	基本型と拡張型		署名要件への対応予定（ペーパー型）	
									固有の事項等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
2.11.4.		時効完成日自動計算	150276	時効の計算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成年月日を期別単位、年度単位で法令どおりに自動計算できること。	実装必須機能		・滞納処分の執行と同時に時効の更新ができる等、時効入力の手軽化に資することから、「実装必須機能」とした。	必須	—			
2.11.5.		時効完成猶予予定対象リスト作成	150277	時効完成猶予予定対象を抽出できること。 抽出結果を出力できること。	実装必須機能		・時効完成猶予予定対象者に対し、不納欠損を避けるため、滞納処分による時効更新や、催告による完成猶予等の対応を行う必要性があるため、「実装必須機能」とした。 ・時効完成猶予予定者を抽出するため、出力機能（CSV等を想定）を記載した。	必須	—			
2.12 不納欠損処理												
2.12.1.		不納欠損処理	150278	以下の抽出条件で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。期間の指定ができること。 不納欠損は期別単位で処理できること。 <抽出条件> ・本税の有無 ・延滞金の有無 ・法令 ・年度 ・税目 ・時効完成年月日等	実装必須機能		・不納欠損予定者の欠損判定・処理は、時効完了した期別を徴収不能として処理するため、「実装必須機能」とした。期別ごとに時効が設定されるため、不納欠損も期別単位での判定・処理となる。	必須	—			
			150279	不納欠損処理後、不納欠損期別は表示、非表示を切り替えられること。不納欠損の取消処理ができること。非表示とした欠損額は、表示することでもできること。	実装必須機能		・不納欠損期別は、徴収不可能な期別であることから、システム上非表示とする。ただし、過去の欠損額を確認することもあるため、表示することでもできる機能を、「実装必須機能」とした。	必須	—			
	2.12.2.	2.	不納欠損（即時欠損含む）について、個別一括処理ができること。また、不納欠損の一覧表を作成できること。	150280	不納欠損（即時欠損含む）について、個別一括処理ができること。また、不納欠損の一覧表を作成できること。	実装必須機能	・不納欠損の一括処理は、年度末に年度中に時効完了した不納欠損予定者を一斉に消滅運用等を想定し、「実装必須機能」とした。 ・不納欠損の一覧表を法載に用いるため、不納欠損に係る項目が明記されたものが、出力（CSV等を想定）できるよう記載した。	必須	—			
				2.12.3.	1 3.	不納欠損について、本税部分を集計できること。 集計時は年度・税目・期別単位で実施されること。	150281	不納欠損について、本税部分を集計できること。 集計時は年度・税目・期別単位で実施されること。	実装必須機能	本税の不納欠損処理の集計機能は必ず必要となるため、本税の集計機能を「実装必須機能」、延滞金の集計機能を「標準オプション機能」として定めた。延滞金の集計機能を実装する場合において、本税と延滞金を合わせて集計するか、分けて集計するかは、ペーパー実装を兼ねることとする。徴収管理システム5.1.1.1の記載と整合性を確保のため、年度・税目・期別単位で実装される旨を通知した。	必須	—
	2	不納欠損について、延滞金部分を集計できること。	150282				不納欠損について、延滞金部分を集計できること。	標準オプション機能	・全国意見開会での意見数を見て一部の地方団体に必要な機能と思われるため、「標準オプション機能」とした。	必須	—	
			2	不納欠損について、督促手数料部分を集計できること。	150283	不納欠損について、督促手数料部分を集計できること。	標準オプション機能		不要	—		
	2.12.4.	1 4.			不納欠損情報の管理（設定・保持・修正）ができること。出納閉鎖後は修正、削除できないこと。 不納欠損情報を一意に特定できる番号が管理できること。 <不納欠損情報> ・起算年月日 ・決裁年月日 ・欠損年月日 ・年度 ・税目 ・期別 ・調査担当者 ・メモ ・確認事項 ・欠損額等	150284	不納欠損情報の管理（設定・保持・修正）ができること。出納閉鎖後は修正、削除できないこと。 不納欠損情報を一意に特定できる番号が管理できること。 <不納欠損情報> ・起算年月日 ・決裁年月日 ・欠損年月日 ・年度 ・税目 ・期別 ・調査担当者 ・メモ ・確認事項 ・欠損額等	実装必須機能	・欠損後に減額更正等が発生したことにより、欠損額が変更になる場合の対応について、以下の方針とする。 「出納閉鎖後に減額更正等により欠損額が変更になった場合」 →減額更正等の欠損額への反映は行わない 「出納閉鎖前に減額更正等により欠損額が変更になった場合」 →減額更正等の欠損額への反映を行うかどうかは各自治体の運用に委ねる。	・滞納者ごとに不納欠損情報を管理する機能は、欠損処理実行のためのデータとして必要であり「実装必須機能」とした。 ・欠損情報を一意に特定できる番号で管理することで事務担当の向上に資するため、記載した。	必須	—
			2	決裁年月日等が未入力の期別を抽出できること		150285	決裁年月日等が未入力の期別を抽出できること	標準オプション機能		不要	—	
2.12.5.		欠損者とした滞納者に対して、税目ごとに欠損期別が否かを識別できること。			実装必須機能			必須	—			
3.交付												
3.1 納付書等発行（再発行）												
3.1.1.	1	納付書即時発行	150286	納付書の出力ができること（金融機関・郵便局・コンビニで使用できる、クレジット納付、マルチポイントに対応した統一様式の納付書を出力できること）。 指定期間を設定できること。 選択した期別、一部納付の納付書が出力できること。 出力の際、プレビュー表示ができること。 出力の際、納付額（本税、延滞金）、宛名を変更して出力できること。 納付書を出力する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。 納付書によって時効延長の有無を、選択できること。	実装必須機能		<主なエラーまたはアラート> ・未納及び時効がない納税義務者 ・口座振替登録がある納税義務者 ・仮消込情報がある納税義務者 ・当初賦課処理後、納入通知書が発送されるまでの間の現年度分 ・分割納付者 ・納税通知書が返戻となっている納税義務者 ・税額更正後、更正通知書が発送されるまでの間の現年度分 ・不納欠損分 ・時効完成 ・滞納処分の停止による債権消滅	備考列に記載の主なエラーアラートは、滞収管理システムから出力されるすべての納付書が対象である。	必須	—		
			150287	出力の際、納付額（督促手数料）を変更して出力できること。	標準オプション機能			不要	—			

000005_4_課税要件_015簿帳管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	基本要件事項	課税要件への対応手段（バリエーション）	
									固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
4.1.2			150288	納使用での振込の際に使用する払込取扱票の出力ができること。 出力の際、プレビュー表示ができること。 出力の際、納付額を変更または空欄として出力できること。 払込取扱票にはOCRを出力できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.1.3.	納付書仕様	150289	納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に対応していること。 マルチペイメント使用期限は任意に設定できること。 地方税統一QRコード納納情報タグとして読み取ることができること。 地方税統一QRコードを生成し、納付書に印字できること。 案件特定キー及び確認番号等を納付書に印字できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.1.4.	コンビニコード仕様	150290	納付書の納期限とは別に、コンビニコードの使用期限を設定できること。使用期限について は、システムで初期設定され、かつ、任意に変更できること。 過年度分についても、現年度分と同様にコンビニコードが使用できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.1.5.	1	150291	コンビニコードを出力しないよう制条件を設定できること。 <主な制条件> ・30万円を超える場合 ・コンビニ使用期限を経過している場合（再発行時） ・コンビニ納付に対応していない税目の場合（その税目の延滞金、督促手数料を含む）	実装必須機能			必須	—		
		2	150317	バーコードを出力できない理由を納付書に出力できること。	標準オプション機能			任意	左記要件については以下内容がある。 バーコード印字がない場合、コンビニ等で使用できない旨の記載をすること。		
	3.1.6.	1	150292	本税・延滞金を納付することができる納付書を出力できること。 本税に計算延滞金が発生している場合、本税の納付書発行にあたり計算延滞金の記載有 無を選択できること。	実装必須機能			必須	—		
		2	150293	督促手数料を納付することができる納付書を出力できること。	標準オプション機能			不要	—		
	3.1.7.	発行情報・送付状況管理	150294	各納付書、払込取扱票に関して、出力情報を文渉経通に自動に登録できること。 <出力情報> ・出力金額 ・出力履歴 ・出力年月日 ・指定期限 等	実装必須機能			必須	—		
	3.1.8.	1	150295	送付先を管理（設定・保持・修正）できること。登録履歴を残せるようにすること。	実装必須機能			必須	—		
		2	150296	送付先を登録後に、納税者が住居記録の住所を変更した場合、送付先の住所に送付され ないよう制条件、またはアラートが表示されること。	標準オプション機能	「標準オプション機能」の制条件については、送付先を自動で解除する機能等を想定		任意	送付先住所がシステム上更新管理できること。 アラートが表示できない場合、滞納管理で設定する送付先については都度入力する等、誤送 付を防ぐ対策を行うことについては必須とする。		
	3.1.9.		150297	収納管理システム側から連携される送付先と、滞納管理システム側で独自に設定する送付 先のうち、優先送付先を設定できること。	実装必須機能			必須	—		
	3.1.1 0.		150298	指定された送付先以外の情報（納税管理人が納税義務者名と異なる場合等）宛名に 併記されること。	実装必須機能			必須	—		
4.その他の機能											
4.1.その他の機能											
4.1.1.		権限設定	150299	各税について、担当者・グループ（班等）単位で操作権限・閲覧権限を設定できること。 また、個別機能に操作権限を設定できること。	実装必須機能		・操作権限の設定は、担当者・グループ単位（班等）で設定するのが一般的であるため、「実装必須機能」とした。 ・共通要件1.8.4で権限についての記載があるが、本機能では、滞納管理システムで管理しているグループ（班等） についても機能毎に権限を設定する必要があると思われるため、定義している。	必須	—		

00005_4_課税要件_015簿帳管理

項目	段階	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	事業要否基準		署名要件への対応基準（ペーパー化前提）	
									固有の事務等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	4.1.2	1		担当者のスケジュール管理（設定・保持・修正）できること。 また、期間を指定したスケジュールを閲覧できること。	実装必須機能	スケジュール管理画面から、個人別画面へ閲覧できるような画面遷移を想定している。また、画面先で通常の処理が実施可能な想定である。	・担当者のスケジュール機能は、定期的に確認して作業の抜け漏れを無くするため、一般的に実装／利用されており、「実装必須機能」とした。 ・スケジュールは特定の期間を指定することで、月、週等の単位でスケジュールを確認できる。	必須	—			
		2		報告書に記載の指定期間、約束情報、分割納付計画を基に、スケジュールに反映されること。	標準オプション機能		・約束情報、分割納付計画、報告書等をもとに、スケジュールに情報を自動反映することで、作業効率の向上に資するため、記載した。	不要	—			
	4.1.3	1		延滞金減免情報管理（設定・保持・修正）できること。 充足を押による延滞金の免除に対応できること。 ＜延滞金減免情報＞ ・対象の税目 ・年度 ・期別 ・申請年月日 ・申請者 ・免除金額 ・免除率 ・免除期間	実装必須機能	各地方団体独自の減免制度を想定 延滞金減免にかかる申請事由については、交渉経過への記載を想定	・延滞金減免申請は団体独自の減免制度により差があるが、列挙した情報のパラメータを管理できれば、およそ実装可能であるため「実装必須機能」とした。 ・国税通則法に適切に対応するため、充足差押による延滞金の免除を「実装必須機能」とした。 ・延滞金について、地方税法、財務省の公表する特例基準前合の通りに行われるが、条例対応等、手修正の場合が考えられるため、免除率を記載している。	必須	—			
		3		申請のない延滞金減免について対応可能であること。	標準オプション機能		・条例対応にて、申請がない場合についても地方団体が指定する期間の減免を行う場合があるため、標準オプション機能として記載した。	必須	—			
		4		延滞金減免における延滞金計算について、シミュレーションができること。	標準オプション機能		・一部地方団体への必要性が高いという意見が見られたため、滞納者に減免許可後の延滞金額を案内できるような標準オプション機能で追加した。	必須	—			
	4.1.4			開庁日の管理 分割納付誓約・分割納付約束・納付約束・償還制度の期間等、指定期間が発生する場合、土日祝日を考慮し、自動的に翌開庁日が設定されること。 土日祝日においても任意で設定できること。	実装必須機能		・指定期間が発生する場合、土日祝日が該当日にならず、翌開庁日に設定されるよう記載した。また、コンビニ納付等、地方団体の開庁日を問わない納付方法が主流である現在、土日祝日であっても指定期間に設定できるような要件を求める意見があったことから、土日祝日においても任意に設定できる機能を追加した。	必須	—			
	4.1.5			外部デバイスとの連携	標準オプション機能		・自宅への訪問時等、紙でなく外部デバイスにデータを連携する地方団体の運用に鑑み、「標準オプション機能」とした。	不要	—			
	4.1.6			教示文	実装必須機能	税以外に徴収するケースは本仕様書上定義しない。		必須	—			
	4.2. 他業種システム連携											
	4.2.1	1		収納管理システムとの連携 ＜収納管理システムから以下の情報を連携できること。＞ ・収納管理システムの異動情報（固定情報／納付情報／延滞金等） ・督促発行履歴・期別履歴・返戻履歴・公示送達履歴（固定資産税共有者含む） ・宛名情報（納税管理人・口座情報・送付先情報・電話番号） ・延滞金情報 ・滞納管理システムから収納管理システムへ、以下の情報を連携できること。 ＜収納管理システムに連携する情報＞ 充配当データ（充当額・充当先の税データ（税目・期別・金額等）等） 異動情報(処分情報・滞納処分停止情報・償還情報・不納欠徴情報・減免情報等) ・滞納管理システムで変更した納期限 ・滞納管理システムで設定した納付書発行にかかる指定期限 ・延滞金情報 ・納付書出力情報 ・取消込情報 ・一意に特定できる番号 ・分割納付計画情報	実装必須機能	・「充配当データ（充当額・充当先の税データ（税目・期別・金額等）等）」については、滞納管理システム2.8.1.2で示す充配当データの作成機能を持つシステムについてのみ実装する必要がある。 ・法定納期限等は収納管理システムへの連携不要 ・宛名情報については、固定資産税システムの共有情報（固定資産税システム4.2.1.1）を収納管理システムで受け取った（収納管理システム1.1.2.1）ものを受領する想定	・収納管理システムから滞納管理システムに連携する情報の詳細を記載する。 ・督促状の送戻日は、滞納処分にかかるため、連携する ・督促状の公示日は、督促状を公示送達した場合、その日を起点に10日経過すると滞納処分を執行できるため連携する ・収納管理システムの異動情報（固定情報、納付情報、延滞金等）は、滞納情報を随時更新するため連携する ・督促発行履歴・期別履歴・返戻履歴・公示送達履歴は、督促上発行の事実を滞納管理システム上管理するための連携する ・宛名情報（納税管理人、口座情報、送付先情報、電話番号）は、納税義務者への最新の連絡先を管理するため連携する ・延滞金情報は、収納管理システムで延滞金を主に計算するため、その計算結果などを連携する ・滞納管理システムから収納管理システムに連携する情報の詳細を記載する。 ・充配当データ（充当額、充当先の税データ（税目・期別・金額等）等）は、差配担当時の充当データを納付書を用いて収納管理システムに連携する際に行われる ・繰上徴収、差押等の情報、異動情報(処分情報、滞納処分停止情報、償還情報、不納欠徴情報等)は、督促状の発行に影響するため、連携する ・滞納管理システムで変更した納期限、変更した本税、延滞金情報は、収納管理システムの設定情報を修正する必要があるため、連携する。指定期間については納付書発行時に必要な情報であるため、同様に連携する。 ・納付書発行情報は、収納管理システム内で履歴管理しているため、連携する	必須	—			
		2		滞納管理システムから収納管理システムへ、以下の情報を連携できること。 ＜収納管理システムに連携する情報＞ ・分割納付を口座振替で実施するための情報	標準オプション機能			不要	—			
	4.2.2			課税資産情報の参照	標準オプション機能	課税資産情報とは、2.1.1に記載の不動態、軽自動車情報以外を想定している。（不動態、軽自動車税以外の情報としては、例えば船舶記載の動産先情報等）	・課税物件などの、課税資産情報を参照できる機能は、地方団体の情報によっては連携せずシステム外でのやり取りで対応可能であるため「標準オプション機能」とした。	必須	市たばこ税、事業所税、入道税、宿泊税、多世帯住宅利用促進税等を含めて参照できること。			
	4.2.3	1		他の標準準拠システムへの連携 「データ連携機能（アジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するデータ連携機能という、以下同じ。）に該当すること。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	実装必須機能	統合収納管理機能・統合滞納管理機能との連携は、アジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能・統合滞納管理機能に従うこととする。		必須	—			

000005_4_国政案件_015簿籍管理

項目		段階	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要覧分類	基本要件事項		要件事項への対応手段（バリエーション）	
										固有の事項等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	2		独自施策システム等への連携	150316	標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能	税務システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。	任意	左記要件については以下の内容を求める。 ・市たばこ税、事業所税、入湯税、宿泊税、非居住宅毛利用促進税とデータ連携できること。 以下については任意とする。 ・国及び地方団体からの部会データの部会・回答データの連携機能（税務システム標準仕様書【第5.0版】では必須機能となっている）を有すること。				
	4.2.4.		国税連携システムとの連携	0150361	国税局及び税務署から照会があった準納情報に対する照会情報を取り込めること。	実装必須機能		必須	—				
	4.2.5.			0150362	国税局及び税務署から照会があった準納情報に対する照会情報に対する回答をCSV形式で出力できること。	実装必須機能		必須	—				
	4.2.7.			0150363	国税局及び税務署に対して照会する準納情報に対する照会情報をCSV形式で出力できること。	実装必須機能		必須	—				
	4.2.8.			0150364	国税局及び税務署から回答があった準納情報を取り込めること。	実装必須機能		必須	—				
4.3.検索													
	4.3.1.		検索対象	150311	各税目の設定情報、納付情報、準納情報、督促情報及び異動履歴（帳票出力履歴、メモ等を含む）を照会できること。	実装必須機能		・検索機能は共通要件にて定義しているが、検索対象・検索条件については個別に定義している。	必須	—			
	4.3.2.	1	検索条件	150359	氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、住所（市内・市外）、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、税目、年度、通知書番号、世帯番号での検索ができること。 氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。 複合検索が可能になる。 準納の有無で絞り込みができること。	実装必須機能		必須	—				
	2			150353	住民区分（住民・外国人住民・住民登録外・法人・共有者）での検索ができること。	標準オプション機能		必須	税目における検索もしくは絞り込みが可能であること。				
	2			150360	旧姓、旧住所、電話番号、帳票整理番号での検索ができること。	標準オプション機能	帳票整理番号とは、収納管理システム及び準納管理システムから発行する帳票（催告書、処分帳票 等）を特定する番号を表す。帳票整理番号の検索にて直接個人画面へ遷移することを妨げるものではない。 なお、帳票に印字する場合は、見出しとして帳票整理番号：から番号を始めること。	必須	—				
	4.3.3.			150314	特別徴収指定番号、車両番号での検索ができること。	実装必須機能		必須	—				

009005_5_機能要件（指定都市）_015滞納管理

項目	機能名称	機能ID	指定都市においてのみ実施必須機能	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
						機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 滞納管理									
1.1. 滞納情報管理									
1.1.1.	滞納者抽出	0158001	以下の抽出条件により滞納者を抽出できること。 不納欠損対象の場合、欠損事由での抽出ができること。 抽出結果は、滞納者情報管理画面への展開・各機能の一括処理・各帳票の一括出力ができること。 <抽出条件> 行政区名称 行政区コード 市税事務所	市町村全体の機能要件（滞納管理） の2.1.8.に付随	指定都市においては、管轄（行政区、市税事務所）で管理する滞納者を抽出し、一括対応する必要があるため、実装必須機能とした。	必須	—		
1.1.2.	担当者設定	0158002	滞納管理システムで扱う課税対象者には、行政区、市税事務所が自動で設定されていること。 行政区、市税事務所は自由に作成できること。 宛名情報（住居）異動があった場合、行政区、市税事務所が自動・手動で異動できること。	外部帳票の問い合わせ先においても、指定都市の場合、管轄（行政区、市税事務所）を記載する。 市町村全体の機能要件（滞納管理） の2.1.17.に付随	指定都市においては、管轄（行政区、市税事務所）単位で徴収業務を行うため、担当者・グループ（班等）に管轄（行政区、市税事務所）を加える必要があることから、実装必須機能とした。	必須	—		
1.1.3.		0158003	滞納者ごとに行政区、市税事務所を個別・一括で管理（設定・保持・修正）できること。 滞納者抽出結果をもとに、行政区、市税事務所の一括設定ができること。	市町村全体の機能要件（滞納管理） の2.1.18.に付随	・管轄（行政区、市税事務所）設定を、個別に担当者設定するのは担当者への負担が大きいことから、一括での設定ができるよう「実装必須機能」とした。	必須	—		
1.1.4.	権限設定	0158004	他の行政区、市税事務所で管理する滞納期別について、参照できること。	市町村全体の機能要件（滞納管理） の4.1.1.に付随	・指定都市によっては他の行政区、市税事務所の滞納期別について催告や差押といった処分を実施しないため、それらの期別の参照機能を持たせることとした。	必須	—		
1.1.5.		0158005	他の行政区、市税事務所で管理する滞納期別について、催告、滞納処分（差押、交付要求等）の実施可否を選択できること。	市町村全体の機能要件（滞納管理） の4.1.1.に付随	・上記参照機能に加え実施を制御するような機能を定義した。なお、行政区、市税事務所だけでなく市長権限での賦課徴収を実施する指定都市もあることから、制御については指定都市が任意に選択できることとする。	必須	—		
2. 帳票出力全般									
2.1. 帳票出力									
2.1.1.	検索条件	0158006	以下の条件で検索できること。 ・行政区指定／市内全域		指定都市が事務を行う上で、各種調査や問合せ対応等を効率的に行うため、行政区、複数の市税事務所で担当地区を割り振る指定都市にあっては市税事務所単位で検索することが必要となることから、実装必須機能とした。	必須	—		
2.1.2.	各種帳票作成	0158007	執行機関（処分庁）について、区長名を選択できること。		指定都市によっては、区長名で処分、照会を行う団体があることから、実装必須機能とした。	必須	—		
3. 帳票出力全般									
3.1. 帳票出力									
3.1.1.	内部帳票出力	0158008	各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に指定した行政区・市税事務所単位の出力及び集計ができること。		指定都市においては、制度上行政区・市税事務所単位で滞納管理を行うため、内部帳票の出力の際に行政区・市税事務所単位での条件指定が必要となることから、実装必須機能とした。	必須	—		
3.1.2.	外部帳票出力	0158009	外部帳票における以下の項目について行政区・市税事務所単位での制御ができること。 <対象項目> 処分庁名（通知者） 公印 問い合わせ先		指定都市の制度上行政区・市税事務所単位での滞納管理となることから、左記の機能要件に記載した印字項目については行政区単位で制御を行う必要があることから、実装必須機能とした。	必須	—		
3.1.3.		0158010	・行政区名称 ・行政区コード		行政区ごとに調定処理を行っている指定都市が存在することから、納付書の消込業務等に必要として追加。	必須	—		

【様式第5号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		5	0160005	法人の宛名基本情報として以下を管理（参照、登録、修正）できること。 <法人の基本情報> ・宛名番号 ・行政区（地区管理） ・管内管外の区分 ・組織区分 ・名称 ・名称カナ ・代表者名 ・本支店区分（本店、支店の別、不明） ・前継区分（法人格と名称の位置関係（前後）の別） ・設立年月日 ・閉鎖年月日 ・郵便番号 ・所在地（方書含む。本店、支店ごとに管理） ・所在地の住所コード（本店、支店ごとに管理） ・電話番号 ・法人番号 ・法人番号公表の同意 ・法人種別（特許事業者等） ・法人の異動事由 ・屋号 ・法人の連絡先区分（法人代表者/経理等） ・法人の担当部署 ・登録部署（情報を登録した課・係など） ・異動年月日、処理年月日 ・住民区分（住民、住登外者、法人の別） ・eLTAX納税者ID	実装必須機能		検査1のとおり	必須			
		6	0160006	住民、住登外者、法人の送付先・連絡先情報として以下を管理（参照、登録、修正）できること。 <住民、住登外者、法人の送付先・連絡先情報> ・宛名番号 ・行政区（地区管理） ・管内管外の区分 ・名称 ・名称カナ ・送付先（送付先の住所（方書を含む。）又は所在地（方書を含む。本店/支店）、送付先の郵便番号） ・連絡先区分（自宅/勤務先/携帯） ・電話番号 ・メモ ・登録日 ・利用廃止日	実装必須機能		検査1のとおり	必須			
		7	0160007	有効期間（開始年月日・終了年月日）を指定して、期限付きの送付先を管理（参照、登録、修正）できること。	標準オプション機能		納税義務者が特定の期間転出するなど送付先が変更される期間が判明している場合の送付先管理方法として有用な面がある。一方で、税務システム等標準化検討会の構成員によって当該機能の要否が異なることから「標準オプション機能」とする。	任意			
		8	0160008	氏名優先区分（例：外国人住民について、郵便物の送付先・各種証明書・各種通知書の氏名の記載として通称のみを希望するか、本名のみを希望するか。）を管理できること。	標準オプション機能		住民記録システム標準仕様書に準じる。 住民記録システムにおいても「標準オプション機能」であるため、氏名優先区分については、税務として独立して管理する項目として定義しているが、住民記録システムや宛名管理システム等との共通的な管理は可とする。	必須			
		9	0160119	氏名優先区分を税目ごとに管理できること。	標準オプション機能			必須			
		10	0160120	氏名優先区分について、本名と通称又は旧氏の併記の記載も選択できること。	標準オプション機能			必須			
		11	0160009	氏名優先区分を住民記録システムから連携できること。	標準オプション機能		住民記録システムからの連携についても併せて、「標準オプション機能」とする。	必須			

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
			12	0160121	住民、住登外者、法人の代理人等情報として以下を管理（参照、登録、修正）できること。	実装必須機能	世帯番号、行政区（地区管理）、管内管外の区分、氏名、名称、名称カナ、郵便番号、住所コード、住所（方書含む。）、死亡年月日（閉鎖年月日）、送付先、電話番号、MEについては、宛名番号にて住民、住登外者、法人と代理人等を紐づけることで、代理人等の宛名マスクを参照する方法も可とする。	必須			
			1.1.2.	1	0160011	上記宛名基本情報のうち送付先・連絡先情報及び代理人等情報については、宛名・税目単位で管理できること。加えて、送付先・連絡先・代理人情報については、税目共通・収滞納の項目を管理できること。	実装必須機能	税務では、住登外者も納税義務者になり得るため、住登外者の宛名情報を管理する必要があるが、当該納税義務者が私人や再転出した場合、宛名情報の同一性の維持が必要となる。よって、同一人の紐づけ機能や、同一人の可能性がある対象の出力機能を定義することで、業務運用の効率化が図られると考え、「実装必須機能」として定義している。	必須		
				1	0160012	同一人で複数の宛名が存在する場合に、宛名番号の関連付けを行い、関連付けした宛名の中で、代表して使用する宛名を管理（設定・解除）できること。	実装必須機能	送付先情報等は、各団体の規模や体制によって、税目横断で共通で利用する場合と、税目ごとに利用する場合がある。よって、宛名単位で管理する共通の送付先情報等とは別に、税目単位で管理する送付先情報等を確保する構成とし、各税目の送付先情報等の登録が無い場合は共通の送付先情報等を利用して業務を実施することを想定している。	必須		
				1	0160013	同一人の可能性のある者について、任意のタイミングで出力できること。 任意の登録・更新日を期間指定し、住登者若しくは同一人の可能性のある住登外者の宛名情報を出力できること。	標準オプション機能	なお、宛名登録の運用としては、まず必要になった税目で宛名（税目共通の宛名）を作成し、他の税目（又は地方税以外での業務）でもそのまま利用できる場合はそのまま利用し、送付先などが異なる場合は当該税目用に個別の送付先設定をすることを想定しているため、必要に応じて税目単位への紐等する機能の実装でも問題ない。	任意		
				1	0160122	不要宛名を抽出できること。また、一括して削除することができること。	標準オプション機能	過去5年間どの税目でも利用がない宛名を削除する運用を想定しているもの。抽出条件は事業者の実装に委ねることとする。	任意	一定期間更新のない、かつ税目で利用されていない宛名（不要宛名）をEUCで抽出する方法でも良いものとする。またこの場合、EUCのセットアップまでを実施すること また一括削除は対応してもしなくても良いものとする。	
				1	0160014	宛名情報を使用している業務（税目）の割合ができること。	標準オプション機能		必須		
				2	0160015	任意の付番ルールに基づき付番管理ができること。また、宛名番号及び世帯番号について任意の番号による付番管理ができること。	標準オプション機能	宛名番号及び世帯番号については、各団体に多様な採番ルールを採用しているため、機能として網羅的に定義しないこととした。一方で、現行の採番ルールを活かし、各団体に効率的な業務運用ができるよう、各パッケージ製品に標準的に実装されている自動採番機能については、事業者の実装に委ねるため「標準オプション機能」として定義している。	必須		
			1.1.3.	1	0160016	市町村合併時の転出先住所の一括更新ができること。	標準オプション機能	－	必須	法人宛名でも同様に市町村合併時に一括更新ができること。また区画整理時にも一括して住所更新ができること。	
				1	0160017	国税庁の法人マスターデータの取込ができること。	標準オプション機能		任意		
				1	0160018	法人番号情報提供サイトからダウンロードできる法人情報を取込み、名称や住所等で一致した宛名に対し、法人番号を一括で反映できること。	標準オプション機能		必須		

項目				機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	本市要求事項	要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
				機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	固有の事情等			
1.1.4.	1	メモ	0160019	個人・法人・課税客体等を単位とし、入力数及び登録日時ごとに記載事項を限定しないメモの入力が可能であること。 個人・法人・課税客体等を単位に複数件のメモの登録が可能であること。 宛名システム等の画面上で業務共通のメモを管理でき、業務間で情報共有できること。 また、メモを登録した税目が画面上で容易に確認できること。 メモは入力権限及び閲覧権限を設定できること。 メモの期限管理も設定できること。 1件当たり2000文字管理できること。	実装必須機能	課税客体は税務システムの課税対象となる軽自動車、土地、家屋、償却資産を指す。	税務共通要件で定義しているメモ機能は、原則として各税目のシステムに共通的に実装されるべきメモ機能を定義している。ただし、宛名管理システムで宛名基本情報を管理し、税務システムで参照するシステム構成の製品の場合は、宛名管理システム（宛名基本情報画面等）にも同等の機能を求めることとする。 各税目別宛名に決められるメモに関する機能は、各税目の機能要件で個別に定義することとした。例えば、個人住民税では年度ごとにメモを管理したいといった意見を受けて、当該要件を個別に定義している。 税務システムは、個人・法人・課税客体ごとに台帳管理されるため、メモもそれらの単位ごとの管理を定義している。 管理文字数については、データ移行の阻害要因となり得るため、文字数の上限を定義している。 メモ機能の性質上、運用の中で増殖してしまう傾向があるといった意見を受けて、期限管理を定義している。期限の到達によりメモを自動削除し、不要なメモの増殖を予防することを想定している。 特定の情報管理画面等へ展開せずとも、メモの登録有無を把握できると大きく業務効率化に寄与するといった意見を受け、個人画面でメモが登録されていることの気付き機能を定義した。なお、メモアイコンの点灯やポップアップ等実現方法は問わないこととしている。 メモへの登録内容を定型文としてテンプレート化したといった意見があったが、メモの汎用性が損なわれるため、定義しない。 特定の文言を対象者のメモに一括登録したいといった意見があったが、RPA等を活用した業務効率化が可能な領域であるため、定義しない。	必須					
			0160020	世帯を単位とし、記載事項を限定しないメモの入力が可能であること。	標準オプション機能	メモ内容の補正情報として、画像ファイルを登録したいといった意見があったが、少数意見であり効果も限定的であるため、標準オプション機能として定義している。 メモで管理している文字列を対象にキーワード検索できる機能について要望があったが、少数意見であり効果も限定的であるため、「標準オプション機能」として定義している。	必須						
			0160021	世帯を単位に複数件のメモの登録が可能であること。	標準オプション機能	同上	必須						
			0160022	メモのタイトルを管理できること。	標準オプション機能	同上	必須						
			0160023	宛名個人画面でメモが登録されていることの気付き機能（メモアイコンの点灯やポップアップ等）を管理できること。	標準オプション機能	同上	必須						
			0160024	メモ内文字列について、キーワード検索ができること。	標準オプション機能	同上	任意						
			0160025	メモに画像ファイルを登録できること。	標準オプション機能	同上	不要						
	1.1.5.	入力場所・入力端末	0160026	システムログや各種証明書発行管理に使用するため、システムを使用する場所として、本庁、支所、出張所、システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。 指定都市においては、行政区（総合区を設置している場合は総合区、以下同じ。）（区役所）を管理できること。	実装必須機能	住民記録システム標準仕様書に準じる。	必須						
			0160027	住民の住所については住民記録システムから取得すること。 当該システムにおいて、住所登録が必要な場合は、住所マスを保持すること。	実装必須機能	デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務機能的な整合性を取る形で記載した。	必須						
			0160028	全国の役場マス（役場名、住所等）を管理すること。 一括でデータ等を読み込、役場マスを一括更新できること。 ただし、宛名管理システム等の外部データベースと連携し、税務システムでは情報を保持せず、照会する形式での実装も可とする。	実装必須機能	－	必須						
1.1.8.	金融機関マスタ	0160029	金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関名、金融機関名かな、支店コード、支店名、支店名かな）を管理できること。 ただし、収納や口座システム等の外部データベースと連携し、税務システムでは情報を保持せず、照会する形式での実装も可とする。 金融機関マスタデータを修正する権限（修正の可否・範囲）を特定ユーザーに限定できること。 各地方団体の収納代理金融機関以外の振替依頼申請をエラーとして設定できること。	実装必須機能	不正防止のため、金融機関マスタの修正範囲・権限を特定ユーザーに限定する権限制御機能を定義している。 業務効率化と精度向上のため、各地方団体の収納代理金融機関以外の振替依頼申請をエラーとする機能を定義している。	必須							
		0160030	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。	標準オプション機能	デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務機能的な整合性を取る形で記載した。	必須							

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項				要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項		
		3	0160031	金融機関マスターデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号、利用開始日、利用終了日）を管理できること。	標準オプション機能		デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務機能的な整合性を取る形で記載した。 また、枝番1は全国銀行協会フォーマットを想定したものであるが、当該フォーマット以外では利用開始日、利用修正日を取らねばならないと読み取れる項目を標準オプション機能とした。	必須	指定金融区分コードを管理できる場合、本要件を満たしているものとする。				
	1.1.9.	1	0160130	発行者及び職務代理者の公印が管理できること。また、発行者及び職務代理者毎に複数種類の公印が管理でき、帳票ごとに公印の種類を設定できること。 職務代理者の指定期間を設定できること。 システムから出力される公印印字に対応する各種証明書・各種通知書には、帳票ごとに、発行者又は職務代理者の職名・氏名・公印、発行者年月日等印字の有無及び公印の種類（発行者又は職務代理者の印）が選択できること。また、発行者又は職務代理者の職名を印字する場合は、都道府県名を印字すること。ただし、指定都市においては都道府県名を省略することも可能とする。 なお、公印は電子公印に対応し、種類（発行者又は職務代理者の印、証明書専用の印）が選択できること。また、「公印省略」はこの印は黒色です等の注釈の箇定文書が印字できること。 なお、本庁・支所ごとの登録管理は不要とする。	実装必須機能	税務システム標準仕様書 本編30ページ【標準様式・帳票・共通項目】 項目7 自治体名型について説明するもの。	電子公印のサイズは、住民記録システム標準仕様書に準じる。 市区長村長印と職務代理者印の切替え時のミスを防ぐため、職務代理者の指定期間を設定する機能を定義している。 複数の公印を保有し、帳票の印字余白の大きさを広くによって使い分けられている地方団体が多いため、市区町村長及び職務代理者のそれぞれ複数の公印を管理する要件を定義している。	必須					
		2	0160131	支所・出張所の専用公印を持つこと。	実装不可機能	税務システム標準仕様書 本編30ページ【標準様式・帳票・共通項目】 項目7 自治体名型について説明するもの。	住民記録システム標準仕様書に準じる。 同一帳票につき、事務を所管する課が異なることを理由に異なる公印を持つことについても同様であると想定している。	不要					
	1.1.10	1	0160034	各種証明書・各種通知書の発行者は、市区町村長、市区町村長に代わって市区町村長から事務の委任を受けた者及び職務代理者の3件について、職名・氏名を管理できること。 また、期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職務代理者期間の管理ができること。 指定都市においては、市長、市長に代わって市長から事務の委任を受けた者、市長の職務代理者、区長、区長に代わって区長から事務の委任を受けた者及び区長の職務代理者を管理ができること。	実装必須機能		住民記録システム標準仕様書に準じるとともに、地方税法第3条の2に基づき定義している。	必須					
		2	0160035	各種証明書・各種通知書の発行者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。	標準オプション機能		税務では、選挙期間中においても事前に各種通知書の大量印刷を実施することが想定されることから、首長などの氏名をあえて印字しないことで、各種通知書の差替えを防止する運用も見込まれるため、首長などの氏名を空欄とする機能を「標準オプション機能」として定義している。	必須					
	1.1.11		0160036	パラメータ設定等にて、アプリケーションへの変更なしで改元に対応できること。 また、年度途中でも事前に登録した改元施行日に、新元号に自動的に切り替わること。	実装必須機能		令和の改元作業での課題も踏まえ、プログラム改修なしで改元対応できる要件を追加している。	必須					
1.2. 検索・帳票													
	1.2.1.	1	0160037	必要な条件を設定して、検索が可能であること。 システム利用者（ID機能）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。 また、それら検索履歴を選択することによって、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用することによる新たな検索にも対応できること。 複数検索キーによる検索ができること。	実装必須機能		窓口や電話の問合せ対応による検索業務において、処理の中断と再開を繰り返して進行するため、直近の検索履歴を活用した検索業務の実現は、業務効率化に寄与する有益な機能となる。 検索キー等の必要な条件については各税目の機能要件において、代表的なものがあれば記載を行っている。 ただし、どのような検索キーを実装すべきかについては、問い合わせ対応の際などに最小限の画面遷移で個人や法人、課税客体系を絞り込み、対象画面を表示する手段として考える必要があり、実際には各システムベンダの創製工夫の範囲である。 上記の意図から、各社のシステムにおいて、操作性を向上させる目的で各税目で定義されている検索キーの省略や追加を行うことは差し支えない。	必須					
		2	0160038	照会を行った別名番号の履歴を保持し、再検索の条件に活用できること。	標準オプション機能		操作性に係る機能ではあるが、全ての地方団体にとって有用な機能であると考えられるため、別名番号の履歴からの再検索機能について、「標準オプション機能」として定義している。	必須					
	1.2.2.	1	0160039	検索後の同個人名一覧・同法人画面一覧等に課税ある税目を表示することができること。	標準オプション機能		検索対象の正確な絞り込みを行う必要性から、複数検索キーによる検索機能を定義した。 検索結果から即時に検索対象を特定できるように、検索後の同個人名一覧・同法人画面一覧等に課税のある税目を表示する機能を、「標準オプション機能」として定義している。	必須	本要件については、特定の別名に対して、どの業務で使用されているかが分かる機能があれば、要件を満たすものとする。				
		1	0160040	旧氏による検索ができること。	標準オプション機能		旧氏併記の法改正により旧氏で検索するケースが増えることに鑑み、旧氏検索を「標準オプション機能」として定義している。	必須					
	1.2.3.	1	0160041	氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字を包含した検索を除く）ができること。	実装必須機能		デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務機能的な整合性を取る形で記載した。	必須					

		項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）		
										固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
		2		0160042	以下のあいまい検索ができること。 ・検索文字から、真体字や正字も包含した検索ができること。 例：検索文字の例 「辺」で検索時は 「邊」、「辺」、「邊」、「邊」等、 「浜」で検索時は 「濱」、「濱」、「浜」等、 「屋」で検索時は 「簷」、「簷」、「簷」等が検索対象文字となる。	標準オプション機能			不要					
	1.2.4.	1	支援措置対象者照会	0160043	照会した支援措置対象者（併せて支援を求める者を含む。）に該当する個人の情報を確認する場合（検索結果画面等も含む）において、常に支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認できること。 検索結果・照会画面等に支援措置対象者が含まれる場合、表示時に該当者の住所が直ちに表示されないこと。 なお、支援措置対象者が所属する世帯、固定資産の共有者を閲覧する場合も同様とし、対象者が明示されないこと。	実装必須機能		住民記録システムの標準仕様の内容を基に、業務フローや操作が多岐にわたる税務の特性に応じて、機能を具体化している。中でも、検索や各種処理にて不要な個人情報の表示を避けるための機能へのニーズが高いと判断し、「実装必須機能」として定義している。	必須					
		2		0160044	支援措置対象者の住所を画面に表示する場合、閲覧理由を入力できること。また、入力した閲覧理由は、閲覧者・日時と合わせて履歴管理できること。	標準オプション機能			不要					
		2		0160045	支援措置終了後であっても、支援開始日及び支援終了日が確認できること。	標準オプション機能			任意					
		2		0160124	宛名番号の関連付けを行っている場合、関連付けした宛名全てに支援措置対象者情報が連携されること。	標準オプション機能		宛名の関連付けを行っている場合、支援措置対象者の情報の連携漏れが発生するリスクがあるため要件化したもの。	必須					
	1.2.5.	1	処理注意者照会	0160046	照会した処理注意者に該当する個人の情報を確認する場合（検索結果画面等も含む）において、処理注意者である旨が明示的に確認できること。 検索結果・照会画面等に処理注意者が含まれる場合、該当者が「他団体における支援措置対象者」であるなど、表示時に支援措置対象者と同等の対応が必要な該当者については、住所が直ちに表示されないこと。 なお、処理注意者が所属する世帯、固定資産の共有者を閲覧する場合も同様とし、対象者が明示されることとする。	実装必須機能		処理注意者においても、検索や各種処理にて不要な個人情報情報の表示を避けるための機能へのニーズが高いと判断し、「実装必須機能」として定義している。	必須					
		2		0160047	処理注意者の住所を画面に表示する場合、閲覧理由を入力できること。また、入力した閲覧理由は、閲覧者・日時と合わせて履歴管理できること。	標準オプション機能			不要					
		2		0160048	終了後であっても、開始日及び終了日が確認できること。	標準オプション機能			任意					
		2		0160125	宛名番号の関連付けを行っている場合、関連付けした宛名全てに処理注意者情報が連携されること。	標準オプション機能		宛名の関連付けを行っている場合、処理注意者の情報の連携漏れが発生するリスクがあるため要件化したもの。	必須					
	1.3. 停止発生													
		1.3.1.	支援措置対象者への発行停止	0160049	支援措置対象者（併せて支援を求める者を含む。）が含まれる各種証明書・各種通知書の発行を実施しようとする際、エラーとすることができること。審査の結果、各種証明書・各種通知書の発行を行う場合には、エラーを解除できること。なお、発行停止を一時的に解除した場合、一定期間経過後又は一定回数証明書を発行した後に自動的に発行停止が再設定されること。 さらに、支援措置期間及び仮支援措置期間の設定は、住民記録システム等と同期することを想定しているが、支援措置期間及び仮支援措置期間中に転出したものについては、ただちに支援措置対象者外とせず、継続して支援措置対象者と同等の管理を実施できる機能を備えること（終期は手動更新することや処理注意者としての管理に切り替わること等の機能を想定している）。 発行停止の対象となる帳票について、支援措置対象者本人以外からの請求があった場合は、住所欄を「記載省略」等として発行できること。 発行停止の解除機能について、権限設定が可能であること。	実装必須機能	なお、法人の所在地については公開情報であることから、発行停止の対象外とする。	住民記録システム標準仕様の記載を基にしているが、支援措置対象者の情報は住民記録システム等から連携し、税務システムでは情報を設定・修正しない運用を想定しているため、支援措置期間中の請求等に際する機能は実装していない。ただし、税務では住外移入への各種証明書・各種通知書の発行を実施するため、支援措置期間中に転出者した場合などにシステム上ただちに支援措置対象外とする実装とした場合、本来発行を停止すべき状況の方への各種証明書・各種通知書の発行がなされるリスクがある。このため、支援措置期間中の転出者について、支援措置対象者と同等の管理を実施できる機能を「実装必須機能」として定義している。 また、行政からの支援措置対象者の情報の開示はあってはならないと考えるため、再設定や情報の表示・印刷における誤差防止のための機能を定義している。	必須	・支援措置対象者、処理注意者の登録・解除処理時に、マイナンバー連携システムに対して「自動応答不可フラグ」、「不開示フラグ」の登録・解除の電文を送信できること。 （補足）マイナンバー連携システムへの電文送信については、準リアルタイム又は日次で連携する必要がある。 ・最新の宛の支援措置対象者、処理注意者の一覧について、「自動応答不可フラグ」、「不開示フラグ」の登録電文形式でデータ抽出できること。また、当該データについてマイナンバー連携システムに送信できること。 なお、連携については、API連携の手法等により抽出から連携（電文送信）まで自動で実施できること。 （補足）マイナンバー連携システムへの電文送信については、日次で連携する必要がある。				
		1.3.2.	1	処理注意者への発行停止	0160050	住外移入等の個人対象者に対し、税務システム固有の処理注意情報を管理（参照、登録、修正、削除）すること、支援措置対象者と同様の発行停止ができること。なお、同一人として関連付けられた宛名すべてに対して、発行停止が有効となること。なお、処理注意者に該当する個人の情報を確認する場合（検索結果画面等も含む）において、常に処理注意者である旨が明示的に確認できること。 <処理注意情報> ・処理注意区分（処理注意となる事由の分類） ・氏名 ・開始日及び終了日	実装必須機能		支援措置対象者の情報とは別に、税務個別での処理注意者情報の管理が必要であることから、処理注意者情報の管理・外部帳票の発行停止機能を定義している。 なお、住民への住民票の発行を主とする住民記録業務とは異なり、住外移入への課税や証明書発行など必要となるため、同一人とする宛名についても、継続的に処理注意者情報を管理できる機能を定義している。	必須				

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2		0160051	処理注意書きについては、処理注意区分に応じて、支援措置対象者と同様の発行停止と、発行時のアラート表示が選択できること。	実装必須機能			必須			
1.3.3.		他システム連携	0160052	印止対象者設定及び解除について、住民記録システムからのデータ取込もしくは必要に応じた照合ができること（宛名管理システム等を経由しても可）。 支援措置対象者に異動があった場合、異動を検知できる仕組みがあること。	実装必須機能	税務システムでは、住民記録システム（「ちくく」は宛名管理システム等）から連携された支援措置対象者の情報を扱い、発行停止を実施することを想定している。	住民記録システムから支援措置情報が連携され手動で印止設定が必要な場合及び 輸出などにより処理注意書きとしての設定が必要な場合などを想定し、異動/引込などの異動を検知できる仕組みを機能として定義した。	必須			
1.4.施設・税・税計算											
1.4.1.		施設処理・税計算方針	0160053	適年度更正における税額等の計算について、対象年度に実施した計算方式を再現できること。	実装不可機能		本取の組みでは、税務システムにおけるカスタマイズ要因の排除を目的に、施設処理方式の標準化を定義している。施設処理の標準化を実施するには、適年度更正における施設処理についても同様に標準化する必要があるため、「適年度分の施設処理の再現」は「実装不可機能」として定義している。ただし、適年度更正における税額等の計算・算出をシステム外で行うことについてまで規定しているものではない。 本機能は施設計算についても記載している為、制度的な算出方法の変更があった場合に、当時の課税年度における税額計算を行うことを否定するものではない	不要			
1.5.証明・通知											
1.5.1.		送付先の記載	0160126	各種通知書の送付について、宛名管理及び住所マスタを参照して、住民、住居外番又は法人の基本情報に記録された住所・所在地（本店/支店）及び氏名・名称を設定すること。 また、設定に際しては、①税目個別の代理人等情報、②税目共通の代理人等情報、③税目個別の送付先・連絡先情報、④税目共通の送付先・連絡先情報、⑤基本情報の優先順位で設定できること。 なお、各項目において税目共通と税目個別の両方の設定がある場合は、税目個別の設定を優先させる。 方番については、省略せず、全ての各種通知書に必ず記載すること。 各種証明書については、住所の記載省略を選択して印刷できること（本人以外への発行の場合）。	実装必須機能		納税通知書などを郵送する際、納税義務者本人の住所以外への送付が想定される。このため、相続人などの代理人等が設定されている場合は代理人への送付を優先する。また、代理人等が設定されていない場合でも、本人が希望する送付先住所が設定されている場合は、送付先住所を優先する。 なお、代理人等や送付先については、税目（収納・滞納含む）で一つ設定できることに加え、税目共通でも設定できるようにする。 各種証明書の住所省略は、本人以外への交付時を想定している。	必須	送付先氏名の印字については、「[送付先氏名]」を基本とすること。「[送付先氏名]」様（本人氏名様分）としないこと。※本人氏名を伏せる印字を基本設定とする。		
1.5.2.	1	発行番号	0160055	各種証明書の発行単位ごとに発行番号を記載できること。 複数部数発行する場合は、一部ずつ異なる発行番号とすること。	標準オプション機能		住民記録システム標準仕様書を基に作成している。 発行番号から、発行履歴や発行ログをシステム画面等により確認することで印刷日時やプリンタが特定できる考えられるため、発行番号の標準ルールとして、発行年月日や発行通本番、プリンタ番号などは表示しないこととする。ただし、製品によって発行番号から発行年月日や発行場所が特定できる実装とすることを妨げるものではない。	不要			
	2		0160056	発行場所を各種証明書に記載できること。 発行通番の表示・非表示の選択や番号の編集が可能であること。	実装不可機能		発行通番の表示・非表示や編集機能について、意見照会において要望があったが、発行内容が過疎でなくなるため、「実装不可機能」に追加することとした。	不要			
1.5.3.		公用表示	0160057	各種証明書に「公用」の表示（印字）ができること。	実装必須機能		庁内会議や外部の公的機関に提出する各種証明書等を想定し、「公用」を表示（印字）する機能を定義している。	必須			
1.5.4.		文字溢れ対応等	0160058	各種証明書・各種通知書の出力帳票については、文字数が多くひびく文字溢れが生じる場合や未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過/カット及び未登録外字/カットを出力して、文字溢れした情報や未登録外字の情報を確認できるようにすること。また、文字溢れや未登録外字が含まれる場合は、出力帳票の印字幅/小判/は該当項目の空欄出力が可能であること。	実装必須機能		各種証明書・各種通知書に正しく印字されない文字溢れや未登録外字については、職員に注意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要があるため。 また、文字溢れや未登録外字の印字仕様（縮小印字、空欄出力 等）は限定しないこととした。	必須			
1.5.5.	1	カスタマーバーコード	0160059	カスタマーバーコード情報を印字すること。カスタマーバーコードの印刷に際しては、郵便局が示す印字領域内に印字できること。 カスタマーバーコードが生成できない場合は、印刷時に注意喚起が行われること。	実装必須機能		原則として外部帳票は全てカスタマーバーコードが必要と想定されるが、帳票ごとの制約を考慮する必要があるため、カスタマーバーコードが必要な帳票は各税目の印字項目で定義している。 出力件数に応じてカスタマーバーコード印字要件が異なることが想定されるため、帳票ごとにカスタマーバーコード印字を制御する機能を定義している。	必須			
	2		0160060	カスタマーバーコードの出力制御ができること。	標準オプション機能			必須	本要件については、カスタマーバーコードの出力が可能であれば、要件を満たすものとする。		
1.5.6.	1	窓あき封筒に対応した送付先の印字出力	0160061	検索結果や処理結果の対象者に対して、窓あき封筒に封入した際に窓から見える状態で印字できること。	実装必須機能		住民記録システム標準仕様書を基に作成している。 封入・封緘時の作業量/のリスクが少ない窓あき封筒を、住民への各種通知書を送送する際の標準的な運用として位置付ける。	必須			

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2	窓あき封筒に対応した問合せ先の印字出力	0160127	帳票の連絡先（問合せ先）について、窓あき封筒に封入した際に各項目（住所、部署名、電話番号等）が窓から見える状態で印字できる帳票を出力できること。また、対象者の住所などによって問合せ先の印字を変更できること。	標準オプション機能		指定都市などの大規模自治体では、納税通知書や催告状などの送付物に関する問合せ先についても区や市税事務所などで分けている場合があるため、本機能を「標準オプション機能」として定義する。	必須	本要件中「窓から見える状態で印字できる」について、窓に合わせて印字位置を調整できていれば要件を満たすものとする。		
		3		0160128	検索結果や処理結果の対象者に対して、窓あき封筒の窓に対応した送付先及び連絡先（問合せ先）のみを印字した帳票を出力できること。	標準オプション機能		機能ID 0160123にて該当帳票レイアウトの変更が難しい場合については、窓あき封筒の窓に対応した送付先及び連絡先（問合せ先）のみを印字した帳票が同封できるよう、本機能を「標準オプション機能」として定義する。	必須	送付先のみを印字した帳票を出力できる場合、本要件を満たすものとする。		
	1.5.7.	宛名シール	0160062	・1.1.1.宛名管理で定義する送付先から任意に宛名シールを作成できること。 ・検索結果や処理結果の対象者に対して、宛名管理及び住所のみより、郵便番号・送付先の住所、氏名・名称、カスタマー・バーコードを記載した宛名シールを一括出力できること。 ・INPUTファイルによる出力ができること。	実装必須機能		運用の中で任意の対象者に対する宛名シールを作成するシーンが想定されることから、1.1.1.で定義する送付先に対して、任意に宛名シールを作成する機能、対象者のINPUTファイルによる出力機能を定義している。ただし、具体的な実現方法は限定していない。	必須				
	1.5.8.	文書番号	0160129	各種証明書・各種通知書に文書番号を出力できること。地方団体が指定する漢字・記号・数字を組み合わせた番号体系に採番できること。（例：（記号）△第＋任意の番号＋号） 帳票ごとに文書番号の表示/非表示を制御できること。	実装必須機能		税務では各種証明書・各種通知書に文書番号を印字するケースがあるため、文書番号の印字機能を定義している。 特に文書番号の印字の必要性が高いといった意見の多かった帳票について、印字項目にて文書番号を定義している。 その中でも、用途に応じて表示/非表示を出し分けていることから、当該機能についても定義している。	必須	帳票（証明など）、税目、所管課ごとに文書番号を設定し、採番ができること。 「地方団体が指定する漢字・記号・数字を組み合わせた番号」の設定に上限があれば示すこと。 なお、以下の場合、「地方団体が指定する漢字・記号・数字を組み合わせた」を3通りとカウントする。 証明発行・・・税証明第〇〇〇号 個人市民税・・・税市債第〇〇号 法人市民税・・・税市法第〇〇号			
	1.6.高度・公示連携											
	1.6.1.	1	返戻者情報管理	0160064	各種通知書の返戻者情報の管理（参照、登録、保持、修正）ができること。 <返戻者情報> 税目 課税年度 登録日 返戻日 返戻事由 通知書番号 返戻物の種別 納税義務者（氏名、住所） 再発送日 公示送達日	実装必須機能	※特別徴収の場合は、納税義務者の項目については特別徴収義務者の名称、所在地を読み替える。	税務では、納税義務者への通知書の送付など、郵送を利用する工程が非常に多く存在するため、郵送物の返戻においてもシステムでの情報管理が必要と考え、本要件を「実装必須機能」として定義する。 なお、納税義務者（氏名、住所）については、宛名番号にて紐づけ、宛名マスタ（納税義務者マスタ）での管理（照会）でも可とする。	必須			
		2		0160065	返戻者情報に追加で、調査・返戻処理段階の区分（未調査、調査中、再送付、公示送達など）、調査記録（調査日時、担当者、調査方法、調査内容/結果など）が管理（参照、登録、保持、修正）ができること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、【標準オプション機能】と整理して位置付ける。ただし、当該取扱い、あくまで標準業務システムへの移行期における適度的なものとして整理しており、今後、標準業務システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	返戻件数が少ない地方団体においては、調査・返戻処理段階の区分、調査記録の項目を実装しない場合でも、メモでの管理が可能であると想定されるが、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	必須			
		3		0160066	返戻者情報に追加で、再送理由、公示送達事由が管理（参照、登録、保持、修正）ができること。	標準オプション機能		運用上、納税義務者のメモや調査記録にて状況は判明できると想定されることから「標準オプション機能」とした。	不要			
		4		0160067	返戻者情報に追加で、更新者、担当者が管理（参照、登録、保持、修正）ができること。	標準オプション機能			不要			
		5		0160068	任意の期間で返戻者の一覧が出力できること。	標準オプション機能			任意			
		1.6.2.	返戻者情報のバーコード登録	0160069	送付物にバーコードを印字することで、返戻となった場合、バーコード読み取りによる返戻者情報の登録が可能であること。バーコード読み取りの際、登録日・返戻日などのバーコードから読み取りできないデータ項目については、画面から一括登録ができること。	標準オプション機能		大規模な団体においては、返戻となる各種通知書の件数が大量となることから、バーコードによる取込による地方団体の業務の効率化を期待し、本機能を「標準オプション機能」として定義する。	不要			
		1.6.3.	返戻者情報の一括取込	0160070	送付対象者の一覧などから加工したCSVデータなどを取り込むことで、返戻者情報の一括取込が可能であること。一括取込で登録できないデータ項目については、画面から一括登録ができること。	標準オプション機能		帳票によってはバーコードの印字がない場合などにおいては、EUCなどで出力した送付対象者の一覧データなどから、返戻者分のみを導出抽出し、税務システムへの一括取込を実施することで、業務の効率化を期待できる。よって、本機能を「標準オプション機能」として定義する。	任意			

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.6.4.	処理保留	0160071	必要に応じて、納税義務者又は物件への課税や更正等の処理保留の設定ができること。	実装必須機能	なお、本機能は遅延処理と連動している必要はない。 ※特別徴収の場合は、納税義務者の項目については特別徴収義務者と読み替える。	遅戻となった場合、該当納税義務者への課税等の通知が実施できず、課税を前戻とした更正などの処理についても処理を保留する必要があるため、本機能を「実装必須機能」として定義する。	必須			
	1.6.5.	再発行	0160072	調査結果より住所が判明した納税義務者に対し、納期限及び送付先を再設定の上、遅戻となった横票を再発行できること。	実装必須機能	※特別徴収の場合は、納税義務者の項目については特別徴収義務者と読み替える。 一括で出力することも妨げない。	調査により納税義務者の住所が判明した場合は、納期限を変更の上、正しい送付先へ送付する必要があるため、本機能を「実装必須機能」として定義する。	必須			
	1.6.6.	遅戻時住所管理	0160073	遅戻時の住所についても、履歴を管理できること。	標準オプション機能		調査により納税義務者の住所が判明した場合でも、遅戻時点の住所を保持することで、再遅戻時の照会や也税目との情報共有が可能となるため、一部団体から一定のニーズがあると判断し、本機能を「標準オプション機能」として定義する。	不要			
	1.6.7.	公示送達登録	0160074	個別に納期限の登録・修正ができること。	実装必須機能		調査により納税義務者の住所が判明しなかった場合は、公示送達の実施を以て通知したものとみなす。その際、公示送達日より法定納期限を設定する必要があり、また、必要に応じて納期限を変更する場合も考慮し、本機能を「実装必須機能」として定義する。	必須			
			0160075	遅戻者情報への公示送達日の登録に連動し、パラメータ設定に基づき自動で対象者の納期限が変更されること。	標準オプション機能		＝	任意			
			0160076	対象者を設定し、一括で納期限の登録・修正ができること。	標準オプション機能		＝	必須			
	1.6.8.	公示送達対象の出力	0160077	公示送達日登録を行った対象者又は指定納期設定（納期変更）の対象者を抽出し、リストの出力を紙及びCSVで出力できること。 また、指定納期設定（納期変更）については、変更前/変更後の情報をリスト出力できること。 <出力項目> 通知書番号 納税義務者（宛名番号、氏名、住所） 公示送達日 ※公示送達日登録の場合 納期限（変更前/変更後） ※指定納期設定の場合	実装必須機能	※特別徴収の場合は、納税義務者の項目については特別徴収義務者と読み替える。	公示送達の登録を行った対象者等を出力し、公示送達文書の作成を実施する必要があるため、本機能を「実装必須機能」として定義する。なお、記載の項目を網羅し、公示送達対象者及びその内容を把握できればデザインやレイアウトは問わないが、どの団体でも取り扱える汎用的な形式として紙及びCSVと定義した。	必須			
	1.6.9.	公示送達対象の異動の確認	0160078	公示期間中に住所や送付先の異動があったものを出力できること。	実装必須機能		公示送達中に異動があった場合、新たに住所などが判明し各種通知書を直接送付できる可能性がある。よって、システム上、公示送達中の異動を把握できる仕組みが具備されている必要があると考え、本機能を「実装必須機能」として定義する。	必須			
	1.6.10.	公示送達対象の照会	0160079	公示送達対象者が実行した場合、納税義務者や課税台帳等の画面にて、公示送達対象者であることが容易に特定できること。 <想定する機能の例> -納税義務者の検索結果（一覧画面等）に公示対象であることが表示される。 -対象者の基本情報を参照した際に、公示対象であることが表示される。	標準オプション機能	※特別徴収の場合は、納税義務者の項目については特別徴収義務者と読み替える。	公示送達対象者が実行した場合、即座に適切な対応が可能となるよう、公示送達対象者であることを迅速かつ確実に把握したいというニーズがある一方で、公示送達対象者が実行するケースは稀と考えられるため、「標準オプション機能」として定義する。	任意			
	1.6.11.	公示送達文書の出力	0160080	科目、年度、期別毎に公示送達文書を出力できること。	標準オプション機能		公示送達文書については手作業で作成している団体はほとんどであるが、システムから直接出力したいという要望もあるため、公示送達文書の出力機能を「標準オプション機能」として定義する。	任意			
1.7. 連携											
	1.7.1.	団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能	0160081	団体内統合宛名機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能もいう。以下同じ。）における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。 団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPでダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。	実装必須機能		デジタル化による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務横断的な整合性を取る形で記載した。	必須			
			0160082	情報照会の結果、「不開示」で提供された情報について、対象者の課税台帳等の照会画面において注意喚起が行われること。	標準オプション機能			不要			

本市要求事項										要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
固有の事情等										機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
項目	技術	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類			
	1.7.2.	1	他の標準事業システムへの連携	0160084	庁内データ連携機能（デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する庁内データ連携機能を用い、以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準事業システムへの情報連携、または他の標準事業システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	実装必須機能	統合収納管理機能・統合滞納管理機能との連携は、デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能・統合滞納管理機能に従うこととする。	必須			
				2	独自構築システム等への連携	0160085	標準事業システム以外のシステム（独自構築システム等）のうち、当該標準事業システムを利用する地方公共団体が標準事業システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能	税務システムから独自構築システム等の標準事業システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」の独自構築システム等連携仕様に従うこととする。	必須	
	1.7.3.		eL-TAXからの情報の取込	0160086	eL-TAXからの利用届出情報の連携ファイルを取り込み、税務システム上の納税義務者情報又は法人基本情報における氏名（法人名）・住所などとの実合を実施し、候補となる納税義務者を出力できること。候補として出力した納税義務者に対し、紐づけ処理を実施することで、納税義務者に納税者IDを登録できること。 候補となる納税義務者が存在しないなど、実務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。なお、エラー及びアラートとなった場合でも、検査により納税義務者を特定することで、紐づけ処理が実行できること。 eL-TAXからの連携方式について、各地方団体のセキュリティポリシー等に応じて以下の2方式から選択できること。 ・外部電子媒体を経由しての電子ファイル一括取込ができる ・外部電子媒体を経由することなく（システムに直接）自動で連携できる	実装必須機能	eL-TAXに関しては、利用届出情報以外の情報連携については、各税目において定義している。	今後のオンラインによる行政手続きの拡大に鑑み、eL-TAXとの情報連携は、税務システムとして実装必須機能と定義している。実現方式としては、各団体内のセキュリティポリシーやネットワーク構成等により、外部電子媒体の経由の有無を選択できることとした。	必須		
				1.7.4.	1	eL-TAXからの情報との紐づけ	0160087	eL-TAXからの情報取込において、税務システム内であらかじめ登録したeL-TAX納税者ID、法人番号又は個人番号を用い、eL-TAXからの情報と税務システム内の情報の紐づけができること。 ただし、宛名管理等の外部データベースと連携し、税務システムでは情報を保持せず、照合する形式での実装も可とする。	実装必須機能	eL-TAXから取り込んだ情報と、税務システム内の情報の実合については、予め登録した、納税者ID、個人番号、法人番号を基に実施する運用を想定している。	必須
	2	0160088	eL-TAXからの情報取込において、税務システム内であらかじめ登録した氏名・住所を用い、eL-TAXからの情報と税務システム内の情報について紐づけされること。また、紐づけについて複数の候補がある場合は、該当情報を通知し、システム画面にてどの情報と紐づけするか選択できること。	標準オプション機能			氏名、住所を用いた紐づけについては、対象者の特定誤りの可能性などから当該機能の利用について慎重な市区町村持ちである一方で、多くの団体にとって効率的であると考えられることから、「標準オプション機能」として定義した。	必須			
	1.7.5.		eL-TAXへの情報送信	0160089	eL-TAXへの送信データについては、eL-TAXの取込仕様に合せ、1,000件を超える場合は1,000件ごとのファイルに分割する機能を持つこと。	実装必須機能	業務の省力化のため、eL-TAXの取込仕様に合わせ、ファイルを分割する機能を定義している。	必須			
	1.7.6.	1	個人番号カードによる各種証明書の交付	0160132	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書に基づきコンビニ等の端末における下記証明書交付に対応していること。 公的個人認証サービスを用いた各種証明書の電子申請に対応していること。 ＜対象証明書＞ ・所得証明書 ・（非）課税証明書	実装必須機能	今後のコンビニ交付の利用拡大に鑑み、コンビニ交付における連携対応は必須とする。 ただし、コンビニ交付サービスを提供するかは、市区町村の状況に鑑み、選択できることとする。	住民記録システム標準仕様書に準じる。 税証明書のコンビニ交付については、地方団体によって対象としている帳票が大きく異なるため、多数の地方団体が共通して交付している証明書を実装必須機能、その他証明書を実装必須機能※として整理している。	必須		
				2	0160133	・その他証明書	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あまで標準事業システムへの移行期における適時的なものとして整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。 左記証明書のうち、導入先の地方団体に現在コンビニ交付を行っており、移行後も継続運用を希望する証明書については、地方団体と協議の上実装すること。	税証明書のコンビニ交付については、地方団体によって対象としている帳票が大きく異なるため、多数の地方団体が共通して交付している証明書を実装必須機能、その他証明書を実装必須機能（※）として整理している。 その他証明書については、すべての証明書がコンビニ交付できることを求めるものではないが、導入先の地方団体が現在コンビニ交付を行っており、かつ、移行後も継続交付を希望する証明書については地方団体と協議の上実装する必要がある。	必須	・本市で現在コンビニ交付対応している証明書は、最新年度の所得証明書、課税証明書のみである。 ・標準化後においては、納税証明書にも対応ができることとし、発行できる証明書の期間は最新年度＋2年以上発行できること。 ・なお、納税証明書については個人住民税については必ず対応することとし、他税目については協議により決定すること。
1.8. 共通管理											
1.8.1.	1	EUC機能	0160091	E U C 機能（デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するE U C 機能を用い、）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 E U C 機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト」の規定に従うこと。（税務システムとE U C 機能間一時的に連携する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。） なお、機能別連携仕様に他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	実装必須機能		デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務横断的な整合性を取る形で記載した。	必須			

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.8.2.	1	アクセスログ管理	0160092	<ログの取得> 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パブリケーション自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。 ●操作ログ 取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力（履歴追加）、④異動入力（履歴修正）、⑤異動入力（履歴削除）、⑥バッチ処理（帳票出力）、⑦バッチ処理（データ更新）、⑧画面ハードウェア、⑨データ出力（EUC） ※③から⑨までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。 記録対象：操作者 ID、日時、ファイル名、宛先名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、処理・交付場所、個人番号へのアクセス有無 ●認証ログ ログイン及びログインのエラー回数等 ●イベントログ 税務システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報 ●通信ログ Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等 ●印刷ログ 印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷機未名）、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、各種証明書の場合には発行番号等の情報、各種通知票等の場合には文書番号情報	実装必須機能	住民記録システム標準仕様書を基に作成している。 ログの保管期間は、各市区町村の開示請求の対応期間と同じであることが望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占めることになる。 保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等において長期的にログを残したい地方団体に対する追加料金等の理由も明確になる。特に、特定個人情報に関わるログに関しては、内部監査及び外部監査人（情報保護委員会による監査等を含む。）にも対応できるように、監査証跡としての役割も果たすことが必要である。（特定個人情報へのアクセスログについては、安全管理措置でログの取得と定期的な分析・確認が義務づけられており、ログ取得機能を提供できないシステムは番号法違反となり、導入できない。） なお、印刷ログについては、プリンタ名では印刷場所の特定が困難な場合があるため、その場合は省略することも、印刷機未名をもって代えることも可としたこと。	必須			
		2	0160093	<ログの取得（枝番1の続き）> ●設定変更ログ 管理者による設定変更時の情報 ●エラーログ 税務システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による設定変更時の情報 取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・出力・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がとれること。	実装必須機能	同上	必須				
			3	0160094	<ログの分析> システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力ができること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パブリケーション自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。 [分析例] ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID 別ログイン数一覧 ・大量検索実行一覧 ・宛名番号等から該当者の検索実行一覧	実装必須機能	同上	必須			
	1.8.3.		保存年限	0160095	法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。 個人番号利用事例においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムから削除できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	実装必須機能		デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務機能的な整合性を取る形で記載した。	必須		
1.8.4.	1	操作権限管理	0160096	システムの利用者及び管理者に対して、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び権限が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者IDとパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初回化ができること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。	実装必須機能		デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務機能的な整合性を取る形で記載した。 認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するかを問わない。	必須			
		2	0160097	パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。	実装必須機能	同上	必須				
		3	0160098	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。	標準オプション機能	同上	必須				
		4	0160099	認証に当たっては、シングルサイン・オンが使用できること。	標準オプション機能	同上	必須				

本市要求事項								要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）			
項目	仕様	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.8.5.	1	ヘルプ機能	0160100	システムの操作方法や運用方法等について、オンラインマニュアルを有していること。 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル（画面上に表示されるマニュアル類）が提供されること。	実装必須機能	住民記録システム標準仕様書を基に作成している。 オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索などによって、知りたい情報に容易にアクセスできる。 オンラインマニュアルの一部として、Q & A（よくある質問＆回答）集が提供されることが望ましい。	必須			
		2		0160101	システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。	標準オプション機能	市区町村によっては冊子のマニュアルが使用されているが、オンラインマニュアルで代替できるため、不要とする。	不要			
	1.8.6.		「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づく出力	0160102	デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ出力機能が提供されること。また、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。 なお、システム契約期間の終了時には、その時点でのデジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」で定義された表形式、XML形式又はCSV形式でデータ提供ができること。	実装必須機能	標準化対象業務である税務システムにおいて、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づきデータ出力は必須となる。	必須			
	1.8.7.		バッチ処理	0160103	バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時刻、毎日、毎週○曜日、毎月××日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。 前回設定のパラメータは、一部修正ができること。 修正パラメータ留所については、修正した箇所が判別し易くなっていること。 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。 バッチの実行結果がエラー連の作業で最終的な提出物とXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。	実装必須機能	デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、業務機能的な整合性を取る形で記載した。 税務では、作業工程が多岐にわたるためバッチ処理は必須であると判断し、「実装必須機能」とした。	必須			
1.9. エラー・アラート項目											
1.9.1.			エラー・アラート項目	0160104	論理的に成立し得ない入力その他の停止すべき入力等（少なくとも各業務で規定したエラー・アラート項目に記載したものは、エラー（※）として停止すること。エラーは、当該内容で本登録することを停止することが目的であり、その実装方法としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすること、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可にすることで対応することも差し支えない。また、本登録段階でエラーメッセージを表示して制止すること、いずれもエラーの実装方法として許容される。 論理的には成立するが特に注意を要する入力等（少なくとも各業務の仕様書に記載のものは、アラート（※）として注意喚起すること。 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の停止すべき入力等について、停止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの。 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。 エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えらる。	実装必須機能	エラー・アラート機能については、各税目にて業務上必要な機能が異なるため、税目ごとの定義することとしている。一方で、各パッケージ製品を正常稼働させる上必要なエラー・アラート（データベース仕様上、数字項目以外への入力は不可 など）についても定義する必要があることから、共通要件として全般的な定義を実施している。 また、各税目におけるエラー・アラート発生の詳細な条件については、各団体の規模や体制、製品の仕様に応じて多様であるため、業務上必須と考えられるエラー・アラートの大きな条件や機能についてののみ標準仕様書に定義し、詳細な条件の網羅的な定義は実施せず、一例を参考資料として標準仕様書の別冊として整理している。各団体は当該参考資料を活用し、各パッケージ製品の実装状況を確認することで、自団体に適したパッケージ製品を選定することを想定している。	必須			
1.9.2.			一括処理などにおけるエラー・アラート	0160105	一括処理などにおいて、業務上確認・調査が必要な項目がある場合は、エラー及びアラートとして通知されること。また、エラー及びアラートとなったデータ項目の修正や修正後の再処理などが可能であること。	実装必須機能	本書では、所謂バッチ処理とオンライン処理の別については、実装方式によるものとして、明確な定義を実施していない。一方で、実運用においては、バッチ処理などの一括処理においてエラー及びアラートが発生した場合はこれを検知し、速やかに処理を再開させる必要がある。このため、一括処理などにおけるエラー及びアラートの検知とその後の修正、処理の再開について、「実装必須機能」として定義する。	必須			
1.9.3.			エラー・アラート項目の選択	0160106	各地方団体の組織体制・業務状況等に応じて、各パッケージ製品に実装しているエラー及びアラート項目の発出有無を選択できること。 また、エラー（処理不可）とするか、アラート（処理可）とするかを切り替えらる。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況などの差異があることを踏まえ、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付けらる。ただし、当該取扱い、あくまで標準事業システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	必須			
1.10. 様式・帳票出力											
1.10.1	1		データ出力	0160107	各種通知書について、印刷の外部委託を実施するためCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 I P A M 明細フォントで出力すること。 二次元コード（カタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの額をファイルに格納すること。 一覧形式の内部帳票については、CSV等の汎用的かつ加工可能な形式で出力できること。	実装必須機能	税務では、税額通知書などの外部帳票を一括で印刷するため、負担軽減策として印刷業務のアウトソーシングが一般的である。どの外部帳票をアウトソーシングの対象とするかについては、各団体の体制や費用対効果に依らるため、画一的に定めることは困難である。一方で、税務システムが未対応であることによって、各団体の体制に応じた業務の最適化が阻害されることは避けるべきであるとの観点により、一括での印刷が必要と考えらる「各種通知書」については、標準化対象業務範囲で記載内容を統一し、印刷テキストファイルでの出力を「実装必須機能」として定義している。	必須			

項目			柱	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要 考 え 方・理 由	本市要求事項		要件事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
										機能要請分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2		0160134	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについて印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	標準オプション機能			デジタル庁による全標準化対象20業務への修正指示に基づき、印刷イメージファイルでの出力は「標準オプション機能」としている。	必須			
		3		0160109	印刷データの出力においては、帳票印刷作業の都合に合わせて、当該帳票の出力項目を用いて山分け条件やソート順を設定できること。	実装必須機能（※）	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じた機能の実装状況にかなりの差異があることを鑑み、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該施設には、あくまで標準事項システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準事項システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	取扱い件数の少ない地方団体においては、山分け条件やソート順の任意設定についてのニーズがあまりないが、必要とする地方団体もいくつか備考欄に※の記載を追加した。	必須				
		4		0160110	当該帳票の出力項目以外のデータ項目を用いて、山分け条件やソート順を設定できること。	標準オプション機能		税務では、山分けや引き置き、同封物の封緘などの印刷後の下流工程があり、当該作業の効率化のため、各種通知書等のソート順を指定する必要がある。ソート順については各団体の体制などに依るため画一的な仕様を定めることが困難と考え、印字項目でのソート順の指定を「実装必須機能」として定義する。各団体は、標準事項システム導入時に事業者と協議の上、ソート順を指定することを想定している。また、印字項目以外の項目（住所地のグループ化をした地区コード等）でのソート順指定については、各パッケージ製品の实装によるものとし、「標準オプション機能」として定義している。なお、山分けやソートについては、地区や郵便局の集配局、重量などで行われることができるようにすることが考えられる。	必須				
		5		0160111	各種通知書については、各票の内容を1コードとし、一画形式で出力できること。 なお、当該データの出力においてはCSV等の汎用的かつ加工可能な形式で出力できること。	標準オプション機能		同上		必須			
		6		0160112	帳票の連絡先（問合せ先）について、各項目（連絡先、部署名、氏名等）を任意に設定・修正できること。	標準オプション機能		同上		必須			
		1.10.2	1	印刷	0160113	出力部数を設定できること。 帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。 帳票発行時にPDFが紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。 税務システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。 印刷した帳票の印刷履歴が保持・照会できること。 一括出力：個別出力、再発行に対応すること。 一括出力：特定の条件などの指定により複数の対象に対して一括で帳票を出力する方式 個別出力：特定の対象を指定し各ずつ帳票を出力する方式 再発行：過去に出力した帳票と同一の帳票を出力する方式 第三者に対して各種証明書・納付書等を発行する場合、住所欄を「記載省略」等として印字できること。	実装必須機能	税務では、課税資産の共有者等の第三者に対して各種証明書・納付書等を発行するケースがある。個人情報保護のため、第三者に対して各種証明書・納付書等を発行する場合、住所欄を隠匿する機能を定義している。	必須				
	2		0160114	アクセスログが取得できないOS独自の印刷ができること。	実装不可機能				不要				
1.10.3		交付履歴	0160115	税務システムにて発行する各種証明書については、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 ・交付年月日時 ・交付場所 ・交付対象者 ・各種証明書の種別 ・交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付） ・記載事項 ・枚数 ・発行番号 ・署名名、発行者ID ・区分情報（誤って発行した証明書を処分した場合にはその旨の記録。） また、上記交付履歴の項目について、コンドミで交付・広域交付された場合も同様に管理すること。	実装必須機能	1.8.2.アクセスログ管理と同等項目については、そちらの管理でも問題ない。	住民記録システム標準仕様書に準じる。	必須					
1.11. データ要件													
1.11.1		データ構造	0160116	データ構造については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。				デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」において、データに関する要件等が定められている。					
1.11.2		文字	0160117	文字要件については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。				デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」において、文字に関する要件等が定められている。					
2. 非機能要件													
2.1.													

項目	技術	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要件分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.1.	非機能要件	0160118	—			通用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件」によるものとする。				

【様式第5号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等に対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等に対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

009001_4_機能要件_020事業所税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ペンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 基本情報管理											
1.1. 基本情報登録・修正											
1.1.1		基本台帳管理		以下の基本情報を登録できること（他税情報からの取り込み及び事業所税担当の入力）。 <基本情報> ・宛番号、マイナンバー ・名称（フリガナ）、所在地、郵便番号、担当部署、電話番号 ・代表者名、担当税理士名、電話番号 ・事業年度、決算月、資本金、業種区分、設立・廃止年月日等 ・特殊関係者情報 ・特記事項欄 ・送付先 ・電子申告チェック欄 ・申告区分（申告義務有・無、免税点以下、申告義務以下、そのほか（管理外））、資産割課税区分、従業者割課税区分 ・完結区分（市内事業所が全廃止、または500㎡以下になったもの） ・申告書の送付区分（一式送付、納付書送付、送付しない） ・貸付No.、別冊No. ・他税目の課税状況(事業所用家賃合計㎡、貸付㎡、借受㎡その差、法人市民税の均等割課税区分、従業者数) ・経過記録（メモ）・送付情報 ・図面等（別冊） ・当該法人担当者 ・各種進捗状況（ステータス） 例：調査予定・調査中・貸付調査予定・貸付調査中・修正申告まち、更正請求待ち申告動員中 など <台帳整理> 完結となって7年間変更がない場合（管理対象にならない場合）は、事業所税として基本情報は削除対象とする。 基本情報を削除してもよいものを識別するためのフラグを立てることができること 宛名情報に変更があった場合には自動連携され、更新内容を任意に確認できること（EUCでの抽出による方法でも可とする） 法人市民税システムの法人基本情報の変更は、事業所税システムでは自動更新させず、法人基本情報の更新内容を任意に確認できること（EUCでの抽出による方法でも可とする） 法人基本台帳との自動更新有無が選択できること 法人市民税システムにおいて送付先情報に変更された場合に、変更があったことを把握できること（EUCでの抽出による方法でも可とする）		住民基本台帳情報を引用（ただし引用する項目は今後検討する）。 法人の場合と個人の場合で登録項目を区別する必要がある（決算月は法人のみである、など） 【関連帳票等】 送付書（宛名印字） 送付書（自由記入） 送付先ありのものについて、送付書に送付先を印字する。	必須				

009001_4_機能要件_020事業所税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.2	課税台帳管理 (申告書受付)		申告内容の登録・課税調定ができること。 事業所等明細により前年度情報から、修正・削除又は新規登録ができること。 固定資産税システムの家屋情報と事業所税システムの貸付情報から、所有物件面積合計、借用面積及び貸付面積合計を把握できること（EUCでの抽出による方法でも可とする） 登録内容によって入力エラー表示ができること（事業年度、納期限、計算エラー等）。 文書決裁用の帳票を出力できること。 文書決裁後、決定日を入力できること。 非課税、特例、減免情報は対応するコードを入力することにより自動で必要な計算が行われること 申告書等送付の際の別表必要枚数を管理できること <事業所等明細情報の登録> 申告書第44号様式、別表Ⅰ～Ⅳ、減免 ・行政区コード ・行政区名称 ・事業所名称 ・家屋の所有者・住所・氏名 ビル名 ・事業所ごとの床面積・従業員数・給与総額・使用期間 ・事業所ごとの新設・廃止年月日 ・事業所ごとの届出年月日 ・非課税明細書 ・課税標準の特例明細書 ・共用部分の計算書 ・みなし共同事業に関する明細書 ・障害者・65歳以上の従業員及び雇用改善助成対象者給与支払明細書 ・休止施設届出書 ・減免 <台帳整理> 現年度を除き過去7年分の課税情報は保管することとし、7年間を経過したものは削除すること。		少なくとも、現年度の除いて過去7年分の調定等のデータの保存が必要 登録項目については今後変更の可能性あり		必須			
	1.1.3	課税台帳管理 (加算金決定)		期限後申告を抽出し、該当するものについて加算金決定の有無を正しく判定できること。 加算金決定の有無の判定のため、収納管理システムから収入日情報を取得できること。 各種加算金の対象者について決定を行い、加算金決定通知書・納付書の作成ができること。加算金決定通知書は文書決裁前には日付等を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付等を入力したものを再出力できること。 また、金額について収納管理へ連携できること。 整理番号を採番できること。		期限後申告納期内納付があった場合において、期限後1か月以内の申告に加算金を課さない取り扱いについては、過去5年において1回限り課さない規定あり。 【関連帳票等】 不申告/過少申告加算金決定書 不申告/過少申告加算金決定通知書（月毎・年毎） 不申告/過少申告加算金決定一覧表 納付書 期限後申告リスト 加算金チェック表		必須			

009001_4_機能要件_020事業所税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.4	課税台帳管理 (更正・決定)		調査等により課税決定したものについて登録、更正請求のあったものについて調定額の変更ができること。その際、更正・決定通知書、納付書を作成・送付することができること。 更正決定通知書は文書決裁前には日付等を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付等を入力したものを再出力できること。 エラーチェック（対象期間の齟齬や減免等の計算チェック等）機能を実装のうえ、エラーがあれば登録できないよう制御されること。 増額更正があった場合には、加算金計算及び決定も同時に処理できること また、更正・決定後の調定額を収納管理へ連携するとともに、更正後のデータを最新の申告データとして保管できること。 遅付情報を収納管理へ連携できること 整理番号を採番できること。		【関連帳票等】 更正決定書 更正決定通知書 更正決定一覧表（月毎・年毎） 調定遅付決定書（歳入・歳出） 納付書（増額更正・決定）		必須			
	1.1.5	課税台帳管理 (修正申告)		修正申告内容の登録、調定額の変更が出来、収納管理へ連携できること。 郵送等での申告の場合、元申告情報を呼び出し、修正申告での変更点を入力して登録できること。 エラーチェック（対象期間の齟齬や減免等の計算チェック等）機能を実装のうえ、エラーがあれば登録できないよう制御されること。 電子申告の場合、登録の内容を職権修正できること。 確定したデータは修正内容のみではなく、正しい申告のデータとして保管し、次年度は修正後のそれを引用できるようにすること。 整理番号を採番できること。				必須			
	1.1.6	課税台帳管理 (経過等記録)		事業年度選択画面から、過去7年分の申告状況を表示させることができること。 事業年度選択画面から対象の事業年度を選択し、申告内容を表示できること。 <事業年度選択画面> ・事業年度、申告区分、申告日、調定月、事業所税額、資産割サイン、従業者割サイン、減免サインの表示させることができ、一覧性の高いもの。 ・事業所等明細の一覧画面により事業所所在地情報、床面積、使用期間、従業者数、従業者給与総額、非課税、課税標準の特例、減免情報、みなし共同事業の明細情報を表示でき、一覧性の高いもの。		高齢者・障害者明細書と 休止施設の届出書は、京都市独自様式のため別途検討する。		必須			
	1.1.7			各種書類送付履歴や事業者対応及び折衝等の経過を記録できること。 自由記入欄等に日付と調査・経過記録を入力し、表示できること。		現在、折衝記録を紙台帳にメモを挟んでいるが、システムに入力することにより、端末上から経過を確認できるようにする。 記録項目については今後検討のうえ追加の可能性あり 【関連帳票等】 各種加算金決定通知書 更正決定通知書 未申告催告書 貸付申告書		必須			
	1.1.8			添付資料や図面等の資料をスキャナ等で読み込み、保存できること。		現在、添付資料や図面は台帳もしくは別冊ファイルに紙で保存している。 新システムでは、データで保存できるようにする。		必須			
	1.1.9	課税台帳管理 (調査票索引簿)		調査票索引簿を作成し出力できること。 行政区単位で、事業所税コード、名称、基本情報をデータ出力できること。 （区別、申告義務有無別、申告義務者については決算月別とする）		データから台帳単位に担当が目次を作成する（年次処理）。 【関連帳票等】 調査票索引簿		必須			

009001_4_機能要件_020事業所税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ペンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.1.10	貸付情報管理 （貸付申告書入力）		貸付申告書、貸付明細書の登録を行えること。 ・名称（ビル名）、所在地、一棟の床面積の明細 ・使用者の詳細画面に展開し、貸付状況明細書の内容（使用者の名称・所在地・電話番号・床面積・貸付年月日等）を入力する。 事業所税システムの貸付物件の情報と固定資産税システムの家屋情報との突合が出来、変更分が把握できること（EUCでの抽出による方法でも可とする）				必須			
	1.1.11			登録内容を表示できること。 任意の期間における異動分のリストを出力でき、異動（テナントビルの変更のみならず、貸付フロアの増減等、貸付内容の変更も含む）のあったものについては確認票を出力できること。 異動情報は使用者ごとに名寄せできること 登録されている貸付申告書（1棟の建物毎）を一覧表示できること。 登録の修正・新規登録を行えること。 入居・退出日、床面積の入力ができること。		【関連帳票等】 貸付申告書異動確認票		必須			
	1.1.12			使用者ごとに名寄せをし、合計面積が500㎡超・800㎡超のものを抽出し、リスト作成できること。		【関連帳票等】 使用者ごと名寄せリスト		必須			
	1.2. 調査票送付										
	1.2.1	調査票送付		法人市民税システムから法人市民税の均等割データ、固定資産税システムから前年度からの異動データを受領できること（各システムからEUC抽出されたファイルをシステム外で受領する方法で可とする） 他税目情報に基づき調査予定登録及びステータス更新ができること ステータス情報はメモ機能などで登録でき、検索・閲覧ができること 調査予定登録が一定数溜まった段階で、調査予定登録されている事業者への送付票を出力できること。 「送付票（調査票の送付状）」は、調査種類ごとに文言（レイアウト）を定義でき、個別に文言の修正ができること。 調査種類別の文言は職員がメンテナンスでき、単発での送付にも対応できること（EUCによる実現も可とする）。		【関連帳票等】 送付票		必須			
2. 申告書受付											
2.1. 申告案内・納付書作成											
	2.1.1	申告勧奨 （申告書・納付書発行）		指定した決算年月の法人・個人を対象に、行政区ごと管理番号順に出力順を制御できること。 例月での出力のほか、随時（単発）での出力もできること。 例月処理の場合、対象月、対象行政区単位でも出力できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。送付書・宛名シールの作成できること。 登録情報により出力帳票を選択できること。 直近の事業年度での申告情報がある場合は、当該内容を印字できること。 発送管理簿兼受付簿を作成し、申告の有無・返戻を管理できること。 減免申請書、別表Ⅰ～Ⅳ、高齢者・障害者明細書、休止施設届出書、みなし共同事業に関する明細書等の必要枚数を印字させる。必要枚数を申告書に同封し送付することができること。 各種印刷物を送付する際の送付書が出力できること。 送付書は例月出力の場合は定型、随時出力の場合は自由記述欄がある様式とすること。 発送簿兼受付簿は、対象者の情報、送付物の種類（申告書、納付書、別表枚数等）が確認できること。なお、「発送簿兼受付簿」は行政区・決算期ごとの申告者ベースのもの（発送者ベースではない）。eLTAXシステムへのプレ申告データの送付ができること。		経過記録に発送日と送付物を表示させる。 ※「申告書等」と表記する場合、44号様式、別表Ⅰ（事業所等明細書Ⅸ、別表Ⅱ（非課税明細書）、別表Ⅲ（特例明細書）、別表Ⅳ（共用部分の計算書）、別表Ⅴ（給与支払明細書）、別表Ⅵ（みなし事業明細書）を指すものとする 【関連帳票等】 送付書 申告書等 納付書 休止届 減免申請 お知らせ 発送管理簿兼受付簿 申告書発送件数表 宛名番号簿		必須			

009001_4_機能要件_020事業所税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.2	申告勧奨 (未申告催告書出力)		指定した対象年度・月現在で未申告となっているものを抽出し、未申告者リストとして出力できること。 未申告催告書及び未申告催告書発送者リストを出力できること。未申告催告書は文書決裁前に出力でき、文書決裁後に日付等を更新したものを再出力できること。 過年度にも未申告がある場合には、当該未申告情報を未申告催告書に印字して出力できること。 未申告催告書の発送履歴を記録できること。		経過記録に発送日と送付物を表示させる。 【関連帳票等】 未申告催告者リスト 未申告催告書 未申告催告書発送者リスト		必須			
	2.1.3	申告勧奨 (貸付申告書発送)		指定された対象年度・月から貸付申告書を提出すべき義務者を抽出し、貸付申告書、及び貸付明細書を出力できること。貸付申告書、又は貸付明細書を出力した場合、貸付申告書発送者リスト、及び貸付申告書送付票を出力できること。 貸付申告書の発送履歴を記録できること。		経過記録に発送日と送付物を表示させる。 【関連帳票等】 貸付申告書送付票 貸付申告書 貸付明細書 貸付申告書発送者リスト		必須			
2.2. 申告書登録・課税作成											
	2.2.1	課税台帳管理 (申告内容入力 申告書変換 電子申告連携)		前事業年度の最新申告情報及び申告書サンプルをもとに事業所ごとの床面積・従業者数・給与総額・使用期間・非課税明細書、特例施設明細書、休止施設届出書、みなし共同事業に関する明細書を表示し、入力時に修正ができること。 電子申告データについては、仮登録ができること。 郵送等での申告の場合、前年度の修正、更正があれば、修正後、更正後の値を引用できること。また、それ以降に当該年度の申告書サンプルを作成している場合は当該サンプルを引用できること。 エラーチェック（対象期間の齟齬や減免等の計算チェック等） 機能を実装のうえ、エラーがあれば登録できないよう制御されること。 電子申告の場合、仮登録の内容を職権修正できること。 月割計算は、事業所ごとの新設・廃止年月日を登録することで自動計算ができること。 フォーマットエラーチェックを行い、申告書調定の取り込みファイルへ出力すること。				必須			
	2.2.2			紙の申告書について、個人住民税のイメージファイリング機能により申告書データを取り込めること。				必須			
	2.2.3			eLTAX等の電子申告のデータの取り込みを行えること。 フォーマットエラーチェックを行い、申告書調定の取り込みファイルへ出力すること。				必須			
	2.2.4	課税台帳管理 (訂正・削除)		最新の申告情報について、訂正入力（入力内容の修正）及び削除ができること。				必須			
	2.2.5			申告書変換後のファイルから申告書情報を取得する等により、課税調定ができること。調定結果及びエラー情報をリストに出力できること。		申告内容精査・点検 【関連帳票等】 調定額報告書 調定額一覧表 調定額集計表 エラーリスト（各種） 調定不能リスト		必須			

009001_4_機能要件_020事業所税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.2.6	調定事務 (収納管理へ連携)		調定額を収納管理システムへ連携できること。 収入額と不一致分リストを作成し、過誤納・還付のものについて、収納管理システムへ振替・還付依頼できること。 未納者リスト・納期限後納付リストにより加算金の判定を行えること。		収入管理への調定データ取り込み時期を確認する。 【関連帳票等】 徴収状況一覧表 収入金ノンマッチリスト 過誤納者リスト 未納者リスト 納期限後納付リスト		必須			
3. 減免											
3.1. 減免基本情報管理											
	3.1.1	課税台帳管理 (減免情報管理)		減免申請書を基に事業所ごとに減免情報を登録できること。 減免情報を登録する際、前年度の減免申告内容を引用できること。 減免前の税額と減免後の税額を表示できること。 減免後の調定額を収納管理へ連携できること。 減免決定書及び減免決定通知書を出力できること。減免決定通知書は、文書決裁前には日付等を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付等を入力したものを再出力できること。		【関連帳票等】 減免決定書 減免決定通知書		必須			
4. 調定処理・統計資料作成											
4.1. 統計表作成											
	4.1.1	調定資料 統計資料 (課税状況調 交付税資料作成)		対象年度を入力し、課税状況調・交付税資料作成のための各種統計資料を作成・出力できること。		【関連帳票等】 課税状況調（第36・38表） 交付税資料		必須			
	4.1.2	調定資料 統計資料 (決算資料作成)		3月決算分の調定確定後に当該年度の納税義務者・調定額（行政区別・全市計）・納付額集計表を作成できること。資産割・従業者割別、非課税・特例・減免の各種内訳表を作成できること。		各種内訳表（全市計・行政区別、現年度・過年度分別） 非課税・特例・減免内訳表（コード別） 納税義務者集計 納付額内訳集計表 業種別・資本金別課税内容表 【関連帳票等】 調定額報告書（年度別） 調定額一覧表（年度別） 調定額集計表（年度別） 納付額内訳集計表（年度別） 各種内訳表 加算金一覧表 減額更正一覧表		必須			
	4.1.3	調定資料 統計資料 (調定資料出力)		任意で指定する月の納税義務者・調定額（行政区別・全市計）・納付額集計表を作成できること。 調定額・過年度・申告区分（修正・更正・決定）、従業者割、資産割等の項目ごとの小計が算出できること。		【関連帳票】 調定額報告書（月別） 調定額一覧表（月別） 調定額集計表（月別） 納付額内訳集計表（月別）		必須			
5. システム共通											
5.1. 検索条件											
	5.1.1	検索条件		市内全域を対象に検索を行えること以下の条件で検索できること。 ・行政区指定／市内全域		法人市民税標準仕様書による		必須			

009001_4_機能要件_020事業所税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
6. 帳票出力全般											
6.1. 帳票出力											
6.1.1		内部帳票出力		各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に指定した行政区単位の出力及び集計ができること。全市計の出力及び集計もできること。				必須			
6.1.2		外部帳票出力		過年度修正があった場合に、正しく反映させたものも含め、適切な納税証明書の発行が可能であること。		【関連帳票等】 納税証明書		必須			
6.1.3				外部帳票における以下の項目について市単位で同一の内容を出力できること。 <対象項目> 通知者名 公印 問合わせ先				必須			
6.2. 帳票印字項目											
6.2.1		申告書		・管理番号 ・名称				必須			
6.2.2		納付書		・整理番号 ・区分 ・算定期間		加算金に係る納付書も出力できること		必須			

【様式第5号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

本市要求事項							要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）				
項目	校舎	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 基本情報管理											
1.1. 基本情報登録・修正											
1.1.1		基本台帳管理		鉱泉浴場経営申告書に基づき、以下の基本情報の登録・変更・削除ができること。 また、基本情報の追加・削除・訂正・照合ができること。 なお、複数の鉱泉浴場を経営する特別徴収義務者について、鉱泉浴場毎に宛名情報と入湯税の基本情報の登録を行うことができること。 同一法人や個人が複数施設を運営する場合があるので、経営者ごとに名寄せができること。 許可書などPDFデータなどを保存し、管理できること。 当該管理に当たり、他税目（法人市民税等）において管理されている宛名情報を基に、必要な宛名情報を参照又は連携できること。 <基本情報> ・指定番号（施設ごとに手動採番できること） ・特徴義務者名、所在地、郵便番号、担当部署、電話番号 ・施設名 ・旅館業許可日・温泉利用許可日・公衆浴場営業許可日・経営開始/廃止・異動年月日等 ・施設情報（種類・利用区分・浴槽数・営業時間等） ・特記事項欄 ・送付先 ・電子申告チェック欄 ・台帳除却サイン欄（施設廃止等で、申告書等出力不要のもの）				必須			
1.1.2		課税台帳管理 (申告書登録・調定入力・収納管理連携)		特別徴収義務者から提出された入湯税納入申告書の記載内容を確認し、登録・課税調定を行うことができること。 登録済みの課税情報の削除、取消、再登録及び照合ができること。 施設を指定して、申告書の課税内容登録及び管理ができること。 申告書ごとに申告年月日が管理できること。 課税情報は、更正・決定も含めて時系列順に管理できること。 月ごと・年度ごとの入力内容が、課税状況一覧（施設一覧）及び調定額一覧として管理・表示できること。 登録（調定）や収納管理への連携は日次で行うことができること。（調定の決裁は月次で行う） 文書決裁用の帳票を出力できること。 <申告内容の登録> ・入湯税額（宿泊客／日帰り客別・計） ・入湯客総数（宿泊客／日帰り客別・計） ・課税免除客数（宿泊客／日帰り客別・計） ・課税対象入湯客数（宿泊客／日帰り客別・計）		少なくとも、現年度の除いて過去7年分の調定等のデータの保存が必要 登録項目については今後変更の可能性あり 【関連帳票等】 課税状況一覧（入湯客別） 調定額一覧（施設別）		必須			
1.1.3		課税台帳管理 (加算金決定)		期限後申告の内の、各種加算金の対象者について決定を行い、加算金通知書を送付することができること。 対象期間において加算金決定の有無について、判定できること。 また、その額について、収納管理へ連携できること。 取り消した情報が収納管理へ連携できること。		【関連帳票等】 加算金決定通知書 加算金決定通知書 入湯税納入書 加算金決定一覧表		必須			
1.1.4		課税台帳管理 (更正・決定)		調査等により、課税決定・更正した場合に、決定・更正通知書を作成・送付することができること。 また、その額について、収納管理へ連携できること。		【関連帳票等】 更正決定通知書		必須			
1.1.5		課税台帳管理 (経過記録)		各種書類発送記録も含めた経過記録が作成・保存できること。		【関連帳票等】 加算金決定書 更正決定通知書		必須			
2. 申告書受付											
2.1. 申告案内・納付書作成											
2.1.1		申告書等出力		納入申告書・納入書（特徴義務者・施設名・指定番号を印字）・帳簿（徴収原簿）を出力し、送付することができること。 送付書・宛名シールの作成ができること。 指定する期間の申告書・納入書を随時作成できること。 納入申告書・納入書・送付書の再発行（オンライン発行）ができること。 再発行の履歴を管理できること。		随時（新設分） 年次（例年2月中旬に翌年度分（3月～翌年2月分）を送付 【関連帳票等】 納入申告書 入湯税納入書 送付書		必須			
2.1.2		申告書等出力 (未申告催告書出力)		指定した対象年度・月現在で未申告となっているものを抽出し、未申告一覧表として出力できること。		【関連帳票等】 未申告催告書 未申告一覧表		必須			
3. 決算資料・統計資料作成											
3.1. 統計表作成											

009001_4_機能要件_021入漏税

項番		校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
										固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.1.1		決算資料 各種調定資料 (調定表出力 課税状況調作成)		以下の帳票を作成できること。 ・調定原簿（月次・年次） ・調定・申告履歴簿 ・徴収簿 ・課税状況一覧（入湯客別） ・調定額一覧（施設別・宿泊/日帰り客別）（月次・年次） ・課税状況調 等 各帳票について、年度推移の表示ができること。 徴収簿を収納管理に連携することができること。		【関連帳票等】 調定・申告履歴簿 調定原簿 徴収簿 課税状況一覧（入湯客別） 調定額一覧（施設別） 課税状況調		必須				
4. システム共通													
4.1. 検索条件													
	4.1.1		検索条件		以下の条件で検索できること。 ・市内全域 ・整理番号		法人市民税標準仕様書による		必須				
5. 帳票出力全般													
5.1. 帳票出力													
	5.1.1		内部帳票出力		各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に全市単位の出力及び集計ができること。				必須				
	5.1.2		外部帳票出力		過年度修正があった場合に、正しく反映させたものも含め、適切な納税証明書の発行が可能であること。		過年度修正しているものに注意。 【関連帳票等】 納税証明書		必須				
	5.1.3				外部帳票における以下の項目について市単位で同一の制御ができること。 <対象項目> 通知者名 公印 問い合わせ先				必須				
5.2. 帳票印字項目													
	5.2.1		申告書		・管理番号 ・名称				必須				
	5.2.2		納付書		・整理番号 ・区分 ・算定期間 ・指定番号（整理番号） ・特徴義務者名（施設名）				必須				
	6.1.1.		税務統計資料出力		月別に納税義務者数・売り渡し本数・調定額等を集計したファイルを出力できること。 通常課税と手持品課税を合わせて集計できること。				必須				
	6.1.2.		交付税資料出力		交付税資料第5表総括表、附表を出力できること。				必須	「交付税資料第5表総括表、附表への転記の基となるデータをEUCで抽出する方法でも良いものとする。またこの場合、EUCのセットアップまでを実施すること			
	6.1.3.		調定表出力		調定表、調定内訳表、調定明細表を出力できること。				必須				
7. 帳票出力全般													
7.1. 帳票出力													
	7.1.1.		内部帳票出力		各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に全市計の出力及び集計ができること。				必須				

009001_4_機能要件_021入漏税

項番		校番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能要望分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
										固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
	7.1.2.		外部帳票出力		外部帳票における以下の項目について市単位で同一の制御ができること。 <対象項目> 通知書名 公印 問合わせ先		項目についてはさらに検討の上、追加・整理を行う予定。		必須				
8. システム共通													
8.1. 検索													
	8.1.1.		検索照会		基本情報及び課税情報を検索及び照会できること。				必須				
	8.1.2.		収納状況		課税情報の照会画面から、収納状況を照会できること。				必須				
	8.1.3.	1	検索条件		検索条件を指定して、事業者を検索できること。除外要件も設定できること。 ※義務者名、義務者住所、電話番号、宛名番号、管理フラグ等				必須				
		2			複合検索ができること。				必須				
		3			基本情報検索及び課税情報検索において、一度照会した事業者の検索履歴を保持し、検索履歴から選択して照会画面を開くことができること。				必須				
		4			一度照会した事業者の検索履歴を保持し、他税目等情報閲覧できること。				必須				
8.2. 保守機能													
	8.2.1.	1	マスク保守		各種設定コードのメンテナンスができること。		設定するコードについては要件定義時に決定。		必須				
		2			税額計算に使用する税額・税率を期間ごとに設定できること。それぞれを柔軟に変更できること。				必須				
		3			保存期間が過ぎたデータを削除できること。				必須				
		4			データのバックアップができること。				必須				
		5			権限管理ができること。				必須				
8.3. CSV出力													
	8.3.1.		CSV出力		CSV出力ができること（条件について予めセットすることもできること）。				必須				

【様式第5号】

（記入要領）

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

009001_4_機能要件_022市たばこ税

項目	技術	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	本市要求事項	要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 基本情報管理											
1.1. 基本情報登録・修正・照会											
1.1.1.		基本台帳管理		納税義務者からの新規事業者の連絡（手持品課税の場合は申告書）をもとに、納税義務者情報の管理を行えること。 また、登録にあたり、必要に応じて、他税目（法人市民税等）において管理されている宛名情報を取り込むことにより入力負担を軽減できること。 また、登録済みの納税義務者情報の照会・変更・削除ができること。			管理項目については、今後追加・整理予定。	必須			
1.1.2.		課税台帳管理		通常課税または手持品課税の納税義務者から提出された申告書及び修正申告書の記載内容を確認し、課税情報の登録を行えること。 登録済みの課税情報の照会・変更・削除ができること。 なお、課税対象区分（通常課税／手持品課税）の変更はできないものとする。			管理項目については、今後追加・整理予定。	必須			
2. 申告書受付											
2.1. 納付書発行											
2.1.1.		納付書発行		指定する期間の市たばこ税納付書（通常課税用）を随時発行できること。			納付書の年度、申告区分、年度分、月別、税額等の金額欄及び納期限は必要に応じて手書きする	必須			
2.2. 申告書登録											
2.2.1.		申告入力		申告内容を登録し、収納管理へ連携ができること。			管理項目については、今後追加・整理予定。	必須			
2.2.2.		修正申告入力		修正申告内容を登録し、収納管理へ連携ができること。			管理項目については、今後追加・整理予定。	必須			
3. 更正・決定処理											
3.1. 更正処理											
3.1.1.	1	更正処理		調査等により課税決定したのについて登録、更正請求のあったものについて調定額の変更ができること。 その際、更正（決定）通知書の作成・発行ができること。 更正（決定）通知書は文書決裁前には日付・文書番号を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付・文書番号等を入力したものを再出力できること。 更正・決定後の調定額を収納管理へ連携するとともに、更正後のデータを最新の申告データとして保管できること。			更正機能は通常課税及び手持品課税いずれにも必要	必須			
	2			増額及び減額更正の税額が自動計算できること。 更正により加算金が発生する場合には加算金計算も同時にできること。				必須			
3.1.2.		更正処理取消		更正処理の取り消しができること。				必須			
3.1.3.		加算金決定		加算金の対象者を抽出し、調定額の計算ができること。 その際、加算金決定通知書の作成・発行ができること。 また、金額について収納管理へ連携できること。				必須			
3.1.4.		加算金決定取消		加算金決定の取り消しができること。 取り消した情報が収納管理へ連携できること。				必須			
4. 未申告報告											
4.1. 未申告報告											
4.1.1.		未申告抽出		月別の申告書等未登録の申告者の一覧を出力できること。				必須			
5. 統計資料作成											
5.1. 統計表作成											
6.1.1.		税務統計資料出力		月別に納税義務者数・売り渡し本数・調定額等を集計したファイルを出力できること。 通常課税と手持品課税を合わせて集計できること。				必須			
6.1.2.		交付税資料出力		交付税資料第5表総括表、附表を出力できること。				必須	「交付税資料第5表総括表、附表への転記の基となるデータをEUCで抽出する方法でも良いものとする。またこの場合、EUCのセットアップまでもを実施すること		
6.1.3.		調定表出力		調定表、調定内訳表、調定明細表を出力できること。				必須			
6. 帳票出力全般											

009001_4_機能要件_022市たばこ税

項目		検索	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	機能要請分類	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
										固有の事情等		機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
6.1. 帳票出力													
	6.1.1.		内部帳票出力		各種一覧や集計表を含む内部帳票を作成する際に全市計の出力及び集計ができること。				必須				
	6.1.2.		外部帳票出力		外部帳票における以下の項目について市単位で同一の制御ができること。 <対象項目> 通知番名 公印 照合わせ先		項目についてはさらに検討の上、追加・整理を行う予定。		必須				
7. システム共通													
7.1. 検索													
	7.1.1.		検索照会		基本情報及び課税情報を検索及び照会できること。				必須				
	7.1.2.		収納状況		課税情報の照会画面から、収納状況を照会できること。				必須				
	7.1.3.	1	検索条件		検索条件を指定して、事業者を検索できること。除外要件も設定できること。 ※義務番名、義務番住所、電話番号、宛番番号、管理フラグ等				必須				
		2			複合検索ができること。				必須				
		3			基本情報検索及び課税情報検索において、一度照会した事業者の検索履歴を保持し、検索履歴から選択して照会画面を開くことができること。				必須				
		4			一度照会した事業者の検索履歴を保持し、他税目等情報閲覧できること。				必須				
7.2. 保守機能													
	7.2.1.	1	マスタ保守		各種設定コードのメンテナンスができること。		設定するコードについては要件定義時に決定。		必須				
		2			税額計算に使用する税額・税率を期間ごとに設定できること。それぞれを柔軟に変更できること。				必須				
		3			保存期間が過ぎたデータを削除できること。				必須				
		4			データのバックアップができること。				必須				
		5			権限管理ができること。				必須				
7.3. CSV出力													
	7.3.1.		CSV出力		CSV出力ができること（条件について予めセットすることも可）。				必須				

【様式第5号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装できれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 施設情報管理												
1.1. 施設情報マスタ管理												
1.1.1.	1	データ管理項目		施設情報を課税台帳上で管理できること。 ＜施設情報＞			項目についてはさらに検討の上、追加・整理を行う予定。		必須			
1.1.2.	1	施設情報管理		経営申告書等に基づき、施設情報を登録・変更できること。					必須			
	2			施設情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー又はアラートとして通知できること。 ＜エラーアラート条件例＞ ・施設所在地重複等（廃業新規チェック）					必須			
1.2.1.	1	施設番号		施設番号を自動採番できること。					必須			
1.2.2.	1	休止施設状況確認		ステータスが休止中の宿泊施設を抽出し、滞納整理等に関する進捗管理の記録や該当施設に対する状況確認資料を出力できること					必須			
2. 納税義務者管理												
2.1. 納税義務者マスタ管理												
2.1.1.	1	納税義務者マスタ管理		施設ごとに、納税義務者情報を設定できること。 ＜納税義務者情報＞ ・宛名情報（住所、方書、名称、代表者名、電話番号） ・個人番号 ・法人番号 ・納税者ID（eLTAX利用者）			項目についてはさらに検討の上、追加・整理を行う予定。		必須			
2.1.2.	1	宛名情報		住民記録システム・宛名システムから最新の宛名情報を参照できること。宛名情報のないものについては、申告等に基づき登録ができること。					必須			
	2			納税義務者情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。					必須			
2.1.3.	1	個別指定		個別指定申請時に納税義務者を変更し、あらたな施設番号を自動付番できること。					必須			
	2			特別徴収義務者指定（解除）通知書を出力できること。通知書は文書決裁前には日付及び文書番号を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを再出力できること。 また、再発行もできること。 通知書は、新たに指定される特別徴収義務者と従前の特別徴収義務者それぞれに向けた帳票として出力でき、従前の特別徴収義務者に対しては、指定番号は空欄で出力できること。					必須			

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.4.	1	納税管理人	納税管理人を設定できること。また、通知書を出力できること。通知書は文書決裁前には日付及び文書番号を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを再出力できること。 また、再発行もできること。				必須			
	2.1.5.	1	変更届（送付先設定）	送付先を設定できること。また、申請書を出力できること。 また、再発行もできること。				必須			
3. 申告書受付											
3.1. 申告案内・納付書作成											
	3.1.1.	1	申告書、納入書作成	指定する期間の申告書、納入書を随時作成できること。送付書及び送付先（義務者）宛名シールを発行できること。また、稼働中の施設を対象に、申告書、納入書、一覧表を一括で作成できること。（年次処理）		年次処理は大量印刷となるため、出力方法については要検討		必須			
3.2. 申告書登録・課税作成											
	3.2.1.	1	申告登録	施設を指定して、申告書の課税情報の登録及び管理ができること。（申告は月単位） 申告ごとに、申告年月日が管理できること。 課税情報は、更正・決定、再更正も含めて時系列順に管理できること。 【管理項目】 ・年度相当 ・期別 ・区分（申告、更正、決定） ・対象年月 ・調定年度 ・電子申告・eLTAXフラグ ・申告日 ・更正請求日 ・決定日 ・宿泊数（税率区分ごと及び合計、課税免除泊数） ・税額（税率区分ごと） ・申告納入期限※納期限について【法定納期限】、【具体的納期限】、【指定納期限】、【延長納期限】を保有し、適切に時効等の管理が行えること。		・左記の記載に関わらず現行システムにより管理される項目は実装が必要 ・項目についてはさらに検討の上、追加・整理を行う予定。		必須			
	3.2.2.	1	訂正・削除	最新の申告情報について、訂正入力（入力内容の修正）及び削除ができること。		修正申告と区別するため、修正ではなく「訂正」としている。		必須			
		2		調定締め処理を行える機能を有し、調定締め後は対象申告の削除を制御できること。		0円での申告は収納への連携対象から除外する。		必須			
		3		収納管理システムでの決算処理により、会計年度が切り替わった後には、調定年月が過去の会計年度となる申告情報は「更正」のみ異動入力を可能とし、訂正又は削除できないよう制御すること。				必須			
	3.2.3.	1	入力	申告書の内容を入力できること。（随時処理） 対象月、税額などをもとに、入力された申告税額が適正か申告月の重複がないか等をチェックできること。誤りがある場合はエラーとしてアラート表示すること。				必須			
	3.2.4.	1	取込	申告書パンチデータファイルを一括で取り込み、課税情報の更新及び調定を行い、申告一括処理結果を作成できること。 このとき、申告された対象月、税額などをもとに、申告税額が適正か申告月の重複がないか等をチェックできること。 誤りがある申告書についてはエラーとなり、申告一括処理結果（エラーリスト）に出力されること。		エラー判定、調定年度判定等の詳細の設定が必要。		必須			

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2			eLTAX及び他の電子申告システム（※）とも連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新及び調定ができること。取り込んだデータについて、エラーチェックを行い、エラーとなったものは申告一括処理結果（エラーリスト）に出力されること。		eLTAXと要調整 現行、eLTAX及び京都市府市町村共同電子申請システムの2種類あり ※京都市・市町村共同電子申請システムに代わるシステム導入の可能性があり、それを想定したもの		必須			
	3.2.5.	1	納入書発行		納入申告データの登録がある対象月は、納入額が印字された納入書を発行することができること。また、金額を任意に設定（ブランクを含む）できること。 金額ありの場合は、eL-QRに対応すること。		申告データor収納マスターを使用する。		必須			
4. 更正・決定処理												
4.1. 更正処理												
	4.1.1.	1	更正処理登録		対象月について更正前の課税情報を自動表示し、更正処理ができること。 更正通知書の決定日は、更正処理時に任意に設定できること。納期限は自動設定されること。 納期限は（パラメータ）（示すロジック）により設定できること。				必須			
		2			増額及び減額更正の税額が自動計算できること。 更正により加算金が発生する場合には加算金計算も同時にできること。				必須			
		3			更正処理時に、決定事由の選択ができること。 また、選択した更正事由に加えて、任意の文字列を入力して、更正決定通知書に出力できること。		更正・決定事由の区分が不足した場合の対応や、詳細な理由の記載が必要になった場合の対応		必須			
		4			更正の根拠となる条文及び更正理由を選択して、更正決定通知書に出力できること。		提出資料による更正と更正請求による更正で根拠・理由が異なる。		必須			
		5			更正処理は、随時だけでなく、京都市の設定によりカレンダー機能（または締め処理後に設定される次回日付）で指定した日付で一括処理ができること。更正を登録しても即時で調定はせず、指定日に一括して調定すること。 また、更正の登録時に指定した通知年月日が初期表示され、調定予定の更正に関する更正決定通知書も一括で作成できること。				必須			
	4.1.2.	1	更正処理取消		更正の取消処理ができること。 調定について、調定取消又は減額調定などにより整合性を取れること。				必須			
	4.1.3.	1	更正処理履歴		更正の履歴を管理し、課税情報照会画面で履歴が照会できること。				必須			
	4.1.4.	1	決定処理		更正処理と同様の入力機能で、未申告の施設に、課税決定処理が行えること。				必須			
	4.1.5.	1	更正決定通知書作成		更正・決定処理後に、更正・決定対象一覧を出力できること。 また、再発行もできること。 対象の施設番号や宛名が存在しない場合等は、エラーとしてアラート表示すること。				必須			

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		2		更正・決定処理後に、更正・決定通知書を発行できること。文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを出力できること。 再発行もできること。				必須			
		3		増額更正・決定の場合は、納付額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。 eL-QRに対応すること。		再発行時の通知書番号（納付書番号）の発行のロジックについては検討中。（同じ番号にするか新規番号を発行するか）		必須			
4.2. 加算金決定処理											
4.2.1.	1	加算金処理		申告データ及び更正・決定データに基づき、加算金対象者を抽出し、対象者一覧が作成できること。 また、申告額（更正額・決定額）及び申告年月日から加算金の金額の計算ができること。		不申告加算金、過少申告加算金、重加算金を要件毎に設定。		必須			
4.2.2.	1	9 項適用審査		加算金対象者について、9 項適用の可否等審査ができ、9 項適用される対象者はフラグ等により識別できること。 <審査項目> ・申告期限から1か月以内に申告書を提出している。 ・納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。 ・過去5年において、加算金の決定及び9 項の適用を受けていない。 上記の審査結果に関わらず、任意に9項適用の追加削除ができること。 9項適用された対象者のリストを出力できること。				必須			
4.2.3.	1	一括処理		加算金決定処理は、随時だけでなく、地方団体ごとの設定によりカレンダー機能（または締め処理後に設定される次回日付）で指定した日付で一括処理ができること。加算金決定を登録しても即時で調定はせず、指定日に一括して調定すること。また、加算金決定の登録時に指定した決定日が初期表示され、調定予定の加算金決定に関する決定通知書も一括で作成できること。				必須			
4.2.4.	1	加算金取消		加算金の取消処理ができること。調定について、調定取消又は減額調定などにより整合性を取れること。				必須			
4.2.5.	1	加算金履歴		加算金決定（9項適用により加算金不適用となった場合を含む。）の履歴を管理し、課税情報照会画面で履歴が照会できること。				必須			
4.2.6.	1	加算金決定通知書作成		加算金決定処理後に、加算金決定対象一覧を出力できること。 また、再発行もできること。		加算金の調定年度は、加算金決日が属する年度になるように（現行システムでは本税の調定年度に引っ張られる仕様）		必須			
	2			加算金決定処理後に、加算金決定通知書を発行できること。文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを出力できること。 再発行もできること。				必須			

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		3		加算金額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。 eL-QRに対応すること。				必須			
5. 申告納入期限の特例											
5.1. 申告納入期限の特例処理											
5.1.1.	1	特例適用審査		特例申請の内容を登録し、申請内容に基づき、特例適用の可否等審査ができること。（随時処理） 特例適用とは、以下の条件を満たす場合に、通常毎月申告納入を行うべきところを、3箇月に1回の申告納入とする特例制度のことをいう。特例適用により、申告納入期限が変更される。また、以下の条件について、見直しがあった場合に柔軟に条件変更ができること。 <適用条件> ・申請書の提出前12箇月間（以下、対象期間）の宿泊税額の合計が240万円以下であること。 ・（過去に本特例の取消しを受けた場合は）当該取消しの日から1年を経過していること。 ・対象期間において、加算金の決定を受けていないこと。 ・対象期間において、期限後申告が2回未満（2回以上は対象外、0円申告は対象外）。 ・旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出受理から1年を経過していること。 ・前項の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する施設は、申請書を提出する日までに許可または届出受理がされていること。 ア 宿泊定員50名以下（旅館業に係る施設） イ 床面積が165平方メートル以下（住宅宿泊事業に係る施設） ・滞納がないこと。				必須			
5.1.2.	1	特例の申請・通知書作成		（不）承認通知書を出力できること。通知書は文書決裁前には日付及び文書番号を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを再出力できること。 また、再発行もできること。				必須			
5.1.3.	1	特例適用取消処理（一括）		特例適用を受けている施設のうち、適用条件を満たさなくなった施設を抽出し、一覧を抽出できること。 適用条件は京都市において設定できること。				必須			
5.1.4.	1	特例取消通知書作成（一括）		特例取消通知書を出力できること。特例取消決定対象一覧を出力できること。通知書は文書決裁前には日付及び文書番号を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを再出力できること。 また、再発行もできること。				必須			
	2			特例取消決定処理後に、決定通知書を発行できること。通知書は文書決裁前には日付及び文書番号を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを再出力できること。 再発行もできること。				必須			
5.1.5.	1	特例適用情報管理		特例適用に係る情報の変更・削除等の処理ができること。				必須			
6. 申告納入期限の延長											
6.1. 申告納入期限の延長											
6.1.1.	1	期限延長申請・通知書作成		申請書及び通知書を出力できること。再発行もできること。 対象月の申告納入期限を任意の日付まで延長し、延長納期限として管理できること。				必須			

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	6.1.2.	1		期限延長決定処理後に、決定通知書を発行できること。通知書は文書決裁前には日付及び文書番号を空欄としたものを出力でき、文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを再出力できること。 再発行もできること。				必須			
7. 未申告調査											
7.1. 未申告施設調査											
	7.1.1.	1	未申告抽出	課税情報を基に申告期限が到来し未申告となっている施設を抽出し、未申告施設一覧が作成できること。 指定した任意の期間内に申告や送付先情報の変更等があった事業者の一覧表を引き抜き対象一覧として出力できること。				必須			
	7.1.2.	1	申告勧奨通知	未申告の期間や対象月を指定して未申告対象者を抽出し、任意に対象を選択のうえ、申告勧奨通知（申告指導文等）を一括で作成できること。該当の施設を選択して個別での申告勧奨通知の発行もできること。決定対象一覧を出力できること。 また、再発行もできること。 また、申告勧奨通知のタイトル及び本文を任意に設定できること。		未申告指導文、警告文		必須			
		2		申告勧奨通知の発送履歴（発送年月及び発送有無）を施設ごとに管理できること。（経過記録）				必須			
8. 経過記録											
8.1. 経過記録											
	8.1.1.	1	経過記録	施設ごとに申告指導等の経過記録を入力できること。 <データ管理項目> <経過記録> ・施設番号 ・施設名 ・施設住所 ・特別徴収義務者氏名 ・特別徴収義務者住所 ・区分（架電、受電、来庁、訪問、現地調査、帳票送付（警告文、更正、決定等）、その他・・・） ・年月日 ・時刻 ・対応者（職員名） ・概要（タイトル） ・詳細（本文）		項目についてはさらに検討の上、追加・整理を行う予定。		必須			
		2		指定した対象年月の経過記録を出力できること。				必須			
		3		他の宿泊施設についても、経過記録のコピーができること。（同一特別徴収者が運営する宿泊施設についてはコピー対象とするか表示すること）				必須			
		4		施設ごとに写真やPDFデータを保存し、ユニークなキー（例：施設番号）と紐づけて管理できること。				必須			
		5		経過記録の日付ごとに一覧を抽出できること。 照会した経過記録について一覧表示が可能であり、一覧から個別の経過記録へ展開できること。 （業務管理のために、その日付に入力されたすべての経過記録を確認するため）				必須			
9. 測定処理・統計資料作成											
9.1. 測定処理											

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	9.1.1.	1	調定処理	課税情報を元に調定額を確定し、調定処理を行えること。 申告処理、更正決定処理、減免処理に係る調定は収納システムに連携されること。				必須			
		2		課税情報（更正・決定及び減免を含む）登録時に、調定年度が自動で設定されること。				必須			
	9.2. 調定表作成										
	9.2.1.	1	調定表作成	調定表（現年度分及び過年度分）を作成できること。調定表は、月計又は年計を指定して集計できること。				必須			
10. 事務補助金											
10.1. 事務補助金											
	10.1.1.	1	対象者抽出	課税情報、納入情報を基に補助金交付額を自動計算し、事務補助金交付対象施設を抽出、一覧が作成できること。また、作成した一覧についてデータ出力できること。年度ごとに補助率や交付上限額等の設定ができること。		項目についてはさらに検討の上、追加・整理を行う予定。		必須			
	10.1.2.	1	補助金対象候補者一覧	補助金対象の候補となる事業者をCSV等により一覧で出力できること。 システムで補助金対象・対象外のフラグを立てた当該一覧を、取り込むことができること。				必須			
	10.1.3.	1	補助金減額対象更正一覧	前年3月以降に前回の交付対象期間（前々年3月分～前年2月分）に対して減額更正を行った施設の一覧及び任意の対象期間内に更正を行った一覧を作成できること。				必須			
	10.1.4.	1	申請書作成	補正後のデータを取り込み、申請書発行サインが立った対象者について、申請書を作成できること。（一括、随時） また申請書発行サインが立った対象者について一覧を作成し、データ出力できること。 補記・エラー一覧を作成し、データ出力できること。				必須			
	10.1.5.	1	申請書・審査	申請書の提出があった対象者について、指定する日時点で納期限が到来している市税（全て）の収納状況をチェックできること。 滞納がある者については、「滞納者へのお知らせ」を出力できること。				必須			
	10.1.6.	1	交付決定通知書作成	交付決定者一覧データを取り込み、交付決定通知書を作成できること。文書決裁後に日付及び文書番号を入力したものを出力できること。 また、再発行もできること。				必須			
11. 経営申告提出状況管理											
11.1. 経営申告書提出状況											
	11.1.1.	1	経営申告書管理マスク	旅館業許可に係る申請、住宅宿泊事業に係る届出、違法施設の連絡リスト等に基づき経営申告書管理マスクを作成できること。 旅館業許可に係る申請、住宅宿泊事業に係る届出等を取り込み、経営申告書管理マスクに自動で反映されること。紐付けできない等の理由で自動反映できない場合はエラーリストを出力するとともに手動で反映できること。		項目についてはさらに検討の上、追加・整理を行う予定。 旅館業・宿泊と違法分について、同じ管理で良いか検討が必要。		必須			
		2						必須			
		3		施設番号付番前の施設についても、経過記録を登録できること。 <施設番号> 1 施設ごとに付番されるユニークキーを想定				必須			

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		4		施設番号付番後も、施設番号付番前の経過記録を引き継ぐことができること。				必須			
	11.1.2.	1	申告書出力	経営申告書及び送付票を出力できること。				必須			
12. その他帳票関係											
12.1. 帳票出力											
	12.1.1.	1	還付関係帳票	還付・充当に関する帳票が作成できること。		上記にない帳票関係		必須			
		2	照会文書	照会文書（水道照会、登記事項照会等）が作成できること。不動産登記に関する照会の際は、固定資産の情報を用いること。		上記にない帳票関係		必須			
	12.1.2	1	一括処理	下記検索条件で抽出した施設を複数選択し、一括して指定した帳票（経営申告書等）やリスト等が出力できること				必須			
		2	一括処理	下記検索条件以外にも自由に帳票出力可否をコントロールできるフラグ設定を施設ごとにできること。				必須			
	12.1.3	1	電子公印	決定通知書等、押印が必要な帳票に電子公印を出力できること				必須			
13. システム共通											
13.1. 検索											
	13.1.1.	1	検索照会	施設基本情報及び課税情報を検索及び照会できること。 施設基本情報は、異動履歴を含めて照会できること。該当する施設が複数ある場合（同一納税義務者）は、検索結果一覧に施設番号、施設名及び施設所在地等が表示されること。 課税情報は、照会した施設について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。				必須			
	13.1.2.	1	収納状況	施設基本情報及び課税情報の照会画面から、該当施設の収納状況を照会できること。				必須			
	13.1.3.	1	検索条件	検索条件を指定して、施設を検索できること。除外要件も設定できること。 ※施設番号、施設名、施設所在地、義務者名、義務者住所、電話番号、宛番号、廃止、休止、経過記録区分（受電等）、管理フラグ等		部分一致もできること。		必須			
		2		複合検索ができること。 （例：施設名かつ施設所在地など）				必須			
		3		施設基本情報検索及び課税情報検索において、一度照会した施設の検索履歴を保持し、検索履歴から選択して照会画面を開くことができること。				必須			

009001_4_機能要件_023宿泊税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
		4		最新の施設基本情報における施設名だけでなく、旧施設名及び旧施設名からの検索ができること。				必須			
		5		一度照会した施設の検索履歴を保持し、他税目等情報閲覧できること。				必須			
	13.2. 保守機能										
	13.2.1.	1	マスタ保守	各種設定コードのメンテナンスができること。		設定するコードについては要件定義時に決定。		必須			
		2		税額計算に使用する税額・税率を期間ごとに設定できること。それぞれを柔軟に変更できること。				必須			
		3		保存期間が過ぎたデータを削除できること。				必須			
		4		データのバックアップができること。				必須			
		5		権限管理ができること。				必須			
	13.3. CSV出力										
	13.3.1.	1	CSV出力	CSV出力ができること（条件について予めセットすることもできること）。				必須			

【様式第5号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた機能要件一覧	項番（大項目）	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	項番（中項目）	B		
	項番（小項目）	C		
	枝番	D		
	機能名称	E		
	機能ID	F		
	機能要件	G		
	実装区分	H		
	備考	I		
	要件の考え方・理由	J		
本市要求事項	機能要望分類	K	本市における機能要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	L	本市の運用に必要な詳細な機能要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	機能要件対応方針	M	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	N	「機能要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等に対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「機能要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「機能要件対応方針」が「×（一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージシステム又は外付けシステム等に対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも、代替方法を用いても対応できない要件がある

009001_4_機能要件_Q24非居住宅利活用促進税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実施区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
1. 課税情報管理											
1.1. 住宅台帳管理											
1.1.1.		住宅台帳管理		固定資産税課税支援システム（サブシステム）から受領する住宅データ（住宅に該当する家屋のデータ及びその家屋に対応する土地のデータ）を取り込み、住宅台帳を作成できること。 住宅データはスケジュールによる自動取込ができること。取込日時の指定はパラメータ等で設定できること。		住宅データはCSV形式とする。		必須			
1.1.2.				住宅台帳では次の住宅情報を年度ごとに管理できること。 ＜住宅情報（家屋情報）＞ ・固定資産税 家屋登記情報 （不動産番号、所在地、家屋番号、種類、床面積、敷地権の主たる土地の所在及び地番・地目、敷地権の種類・割合） ・固定資産税 家屋現況情報 （主たる用途区分、現況地番、所在）		住宅台帳で管理する項目については、現段階で想定しうる項目であり、今後の検討により項目の追加・変更が生じる。		必須			
								必須			
1.1.3.				住宅情報のうち現況所在等一部の項目は、手入力により修正できること。				必須			
1.1.4.				住宅データを任意のタイミングで取り込み、住宅台帳の更新ができること。 住宅台帳の更新時は、更新前の住宅台帳を履歴として退避したうえで、更新が行えること。 住宅の用途など非居住宅利活用促進税の事務において登録・更新を行う項目については、更新除外設定ができること。 更新した住宅台帳について、タブ等により保存している各世代（11月台帳、3月台帳）の情報を表示し、画面の切替により情報の比較ができること。 更新内容が課税標準に影響がある場合は、住宅台帳にサインを立てられること。		住宅データの取込みは、11月（当初処理時）と3月（固定資産税データ確定後）、4月以降の例月処理タイミングを予定している。 11月に翌年度向けのデータを新規作成し、以後の取込みでは、最新の固定資産税の情報を基に更新を行うもの。 取込は固定資産税の課税台帳の保存年限である5年間継続される。		必須			
1.1.5.				翌年度課税向けの住宅台帳の履歴は3世代（11月台帳、3月台帳、最新の台帳）保存できること。 翌年度課税向け住宅台帳作成時に現年度の11月台帳、3月台帳は削除すること。 住宅台帳は課税の根拠となることから、年度単位で作成・管理できること。 住宅台帳は5年間（もしくは20年間）保持すること。 現年度以後の住宅台帳は固定資産税の課税の見直しを自動で取込・反映できること。 履歴として保存した住宅台帳は、必要に応じ、参照できること。				必須			
1.2. 調査台帳管理											
1.2.1.		調査台帳管理		調査対象の住宅について、文書調査、現地調査の調査状況・調査結果を台帳管理できること。 調査台帳は住宅台帳の住宅に紐づけて管理できること。 ＜調査台帳情報＞ ・文書調査送付先情報 （送付先氏名、送付先住所、問合せ番号） ・文書調査情報 （回答受付日、回答者氏名、回答者住所、回答者連絡先、回答項目、回答添付資料、回答期限、ステータス（未発送、発送済、回答済など）、発送日） ・文書調査結果審査情報 （審査担当者氏名、審査担当者メモ） ・現地調査情報 （調査実施日、調査員氏名、調査項目、調査添付資料、調査員メモ、ステータス（未着手、着手中、完了など）） ・現地調査結果審査情報 （審査担当者氏名、審査担当者メモ） ・備考		歴史的建築物に該当せず、家屋価値割の課税標準率が免税点以上である非居住宅を調査対象とする。		必須			
1.2.2.				現地調査は複数回実施することがあるため、調査ごとに現地調査情報を記録できること。 各調査における記録内容はタブの切替え等により、それぞれの調査ごとに確認できること。				必須			
1.2.3.				文書調査票の送付先として、対象家屋の固定資産税の納税義務者を設定できること。 対象家屋の固定資産税において納税管理人が設定されている場合は、文書調査票の送付先に納税管理人を設定できること。		文書調査票は、固定資産税の納税通知書の送付先に送る想定としている。		必須			
1.3. 課税台帳管理											

009001_4_機能要件_Q24非居住宅利活用促進税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.3.1.	課税台帳管理		課税対象の住宅について、課税に係る情報を台帳管理できること。 課税台帳は住宅台帳の住宅に紐づけて管理できること。 <課税台帳情報> ・税額関連情報（税額、課税標準） ・納税義務者情報 ・納税管理人情報 ・課税免除関連情報 ・減免関連情報 ・徴収猶予関連情報 ・納税義務免除情報 ・納税通知書情報（通知書番号、発送日等）				必須			
	1.3.2.			固定資産税の納税義務者を、非居住宅利活用促進税の納税義務者として登録できること。				必須			
	1.3.3.			納税管理人申告書に基づき、非居住宅利活用促進税の納税管理人として登録できること。				必須			
	1.3.4.			納税義務者情報及び納税管理人情報について、必要に応じ修正できること。				必須			
1.4. 台帳の切り替え											
	1.4.1.	台帳の切り替え		住宅台帳をキーにして、タブの切り替え等により調査台帳及び課税台帳が開覧できること。 それぞれの台帳は全ての住宅について作成されること。 調査台帳については、1.8～1.17の各マッチング／居住判定の結果、調査対象となった住宅についてのみ活性化すること（編集可能となること）。 課税台帳については、1.10の歴史的建築物マッチングで歴史的建築物に該当すると判定された住宅又は1.18、1.19の各調査の結果、課税対象と判断され（減免や徴収猶予の対象とされたものを含む。）、若しくは課税免除の対象とされた住宅についてのみ活性化すること（編集可能となること）。				必須			
1.5. 台帳検索											
	1.5.1.	台帳検索		各台帳について、指定するキーから検索できること。 住宅の調査状況や課税状況など、住宅台帳に調査台帳、課税台帳を紐づけて検索できること。 AND検索、OR検索、あいまい検索ができること。 検索結果や抽出された台帳情報を出力できること。				必須			
1.6. 年度更新											
	1.6.1.	年度更新		新たな年度の課税処理を開始するときに、過年度の台帳情報が引き継げること。 過年度の調査結果等の台帳情報が確認できること。				必須			
1.7. 過年度の台帳管理											
	1.7.1.	過年度の台帳管理		返還金に対応できるよう、過年度の台帳を20年間保持できること。				必須			
1.8. 住民記録データの取込											
	1.8.1.	住民記録データの取込		住民記録システムから連携された住民記録データを保持できること。 <住民記録データ> ・1月1日時点で京都市に住民票を置く者の住所等の住民情報		住民記録データの取り込みは、11月（当初処理時）と1月（住民記録データ確定後）を予定している。 住民記録データについては取込頻度が多くないことから、手動による取込で差し支えない。		必須			
1.9. 住民住所とのマッチング											
	1.9.1.	住民住所とのマッチング		住宅所在地と、住民記録データの住民住所地をマッチングし、住民記録データにおいて住宅が住民住所として登録されているかを判定できること。（住宅所在地に住民票が置かれているかを判定できること。） 固定資産税データと住民記録データの間での表記ゆれを正規化したうえで、マッチングできること。 住宅が区分所有家屋である場合は、部屋番号等を特定のうえ、マッチングできること。		11月（当初処理時）、1月（住民記録データ確定後）及び3月（固定資産税データ確定後）に判定を行う。 当初処理時においては、処理時点での最新データを基に仮判定を行う。 マッチングはデジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を用いる想定である。		必須			
	1.9.2.			住民記録データの住民住所とのマッチングの結果、住民記録データにおいて住民住所として登録されている住宅又は登録されていない住宅をそれぞれ画面上で絞り込んで表示できること。 絞り込んだ結果は画面上で一覧で確認できること。				必須			

009001_4_機能要件_Q24非居住住宅利活用促進税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.9.3.			住民記録データの住民住所とのマッチングの結果は、履歴として残せること。		11月（当初処理時）、1月（住民記録データ確定後）、3月（固定資産税データ確定後）の各処理時点において、マッチング結果に差異が生じたものを確認する。		必須			
1.10. 歴史的建築物リストの取込											
	1.10.1.	歴史的建築物リストの取込		国登録有形文化財や重要京商家等の歴史的建築物リストを保持し、オンラインによる登録及び編集ができること。		初期セットアップとして、既存のリストをもとにデータ登録をすること		必須			
1.11. 固定資産税課税状況の判定											
	1.11.1.	固定資産税課税状況の判定		家屋の固定資産税が非課税又は課税免除とされている住宅を判定できること。		11月（当初処理時）と3月（固定資産税データ確定後）に判定を行う。当初処理時には、処理時点での最新データを基に仮判定を行う。		必須			
	1.11.2.			判定の結果、固定資産税が非課税又は課税免除とされている住宅をそれぞれ画面上で絞り込んで表示できること。 絞り込んだ結果は画面上で一覧で確認できること。				必須			
	1.11.3.			判定の結果は、履歴として残せること。		11月（当初処理時）と3月（固定資産税データ確定後）の各処理時点において、判定結果に差異が生じたものを確認する。		必須			
1.12. 免税点判定											
	1.12.1.	免税点判定		住宅の家屋価値額の課税標準率が免税点以上か、免税点未満かを判定できること。 併用住宅にあつては、住宅割合を踏まえて免税点判定ができること。 居住割合は固定資産税データから取得するものとするが、文書調査などの結果に基づき、入力ができること。		11月（当初処理時）と3月（固定資産税データ確定後）に判定を行う。当初処理時には、処理時点での最新データを基に仮判定を行う。		必須			
	1.12.2.			判定の結果、免税点以上の住宅又は免税点未満の住宅をそれぞれ画面上で絞り込んで表示できること。 絞り込んだ結果は画面上で一覧で確認できること。				必須			
	1.12.3.			判定の結果は、履歴として残せること。		11月（当初処理時）と3月（固定資産税データ確定後）の各処理時点において、判定結果に差異が生じたものを確認する。		必須			
1.13. 個人住民税データの取込											
	1.13.1.	個人住民税データの取込		税務システムから個人住民税データを参照し、以下のデータを保持できること。 ＜個人住民税データ＞ ・住民登録外課税の対象の納税義務者情報 ・他団体課税の対象の納税義務者情報		個人住民税データの取り込みは、8月（個人住民税データ確定後）及び8月以降の例月での処理を予定している。		必須			
	1.13.2.			更新した個人住民税データについて、タブ等により保存している履歴の情報を表示し、画面の切替により情報の比較ができること。				必須			
1.14. 住登外者の居住判定											
	1.14.1.	住登外者の居住判定		住宅所在地と、住登外者（住民票は京都市外に置いているが、実際は京都市に居住しており、京都市に住民税を納めている者）の居住所地をマッチングし、住宅が住登外者の居住所地に該当するかを判定できること。 （住宅に住登外者が居住しているかを判定できること。） 固定資産税データと個人住民税データの間の表記ゆれを正規化したうえで、マッチングできること。 住宅が区分所有家屋である場合は、部屋番号等を特定の上、判定できること。		マッチングはデジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を用いる想定である。		必須			
	1.14.2.			住登外者の居住所地とのマッチングの結果、住登外者が居住している住宅又は居住していない住宅をそれぞれ画面上で絞り込んで表示できること。 絞り込んだ結果は画面上で一覧で確認できること。				必須			

009001_4_機能要件_Q24非居住住宅利活用促進税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.14.3.			住登外者の居住所地とのマッチングの結果は、履歴として残せること。		8月（個人住民税データ確定後）と以降の例月処理の各処理時点において、マッチング結果に差異が生じたものを確認する。		必須			
1.15. 他団体課税者の住所データ作成											
	1.15.1.	他団体課税者の住所データ作成		他団体課税者（京都市に住民票を置いているが、実際は京都市外に居住しており、京都市以外の市町村において住民税を納めている者）について、1月時点の住民記録データから住民票上の住所を抽出し、他団体課税者の住所データを作成する。		他都市から地方税法第294条第3項に係る通知を受けている者等の「他団体課税者」は、住民票上の住所とは異なる場所に生活の本拠があると考えられる。この場合、住宅所在地が住民記録データの住民住所地と一致していても、実際は非居住住宅の可能性がある。 他団体課税者の住所データは、個人住民税データの取込み後に作成する。		必須			
1.16. 他団体課税者住所の居住判定											
	1.16.1.	他団体課税者住所の居住判定		他団体課税者の住民票が置かれている住所について、他団体課税者本人以外が居住するかを以下の手順により判定する。 なお、住宅が区分所有家屋である場合は、部屋番号等を特定の上、判定できること。 ①住宅台帳から、他団体課税者住所と一致する住宅を抽出する。 ②1月時点の住民記録データにおいて、抽出した住宅に他団体課税者本人以外の住民住所が置かれているかを判定する。 ③他団体課税者本人以外の住民住所が置かれていない場合は、居住者なしと判定する。		8月（個人住民税データ確定後）及び8月以降例月で判定を行う。 住民記録データ上の住民住所地と異なる場所に居住しているケースもあることから、そうしたケースが調査・課税対象から漏れないよう本処理でチェックを行う。		必須			
	1.16.2.			居住判定の結果、居住者ありの住宅又は居住者なしの住宅をそれぞれ画面上で絞り込んで表示できること。 絞り込んだ結果は画面上で一覧で確認できること。				必須			
	1.16.3.			居住判定の結果は、履歴として残せること。		8月（個人住民税データ確定後）と以降の例月処理の各処理時点において、判定結果に差異が生じたものを確認する。		必須			
1.17. 区分所有家屋の居住判定											
	1.17.1.	1 区分所有家屋の居住判定		居住判定は、賃貸マンションや戸建ては構単位、区分所有家屋は戸（専有部分）単位で判定できること。		賃貸マンションの場合は、その建物内に生活の本拠を有する個人が全く存在しないときに限り非居住住宅に該当すると判定する。		必須			
1.18. 文書調査											
	1.18.1.	文書調査		1.8～1.17の各マッチング／居住判定の結果、調査対象と判定した住宅については、文書調査対象としてサインを立て、住宅台帳に紐づいた調査台帳が活性化する（編集可能となる）こと。				必須			
	1.18.2.			文書調査対象の住宅ごとに文書調査票をCSV形式又はPDF形式で出力できること。 文書調査票は選択した住宅ごとまたは未調査の住宅を一括して出力できること。 <文書調査票> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所） ・調査項目 ・提出期限		文書調査票の印刷及び発送は外部委託することも想定されるため、印刷事業者に受渡し可能な形式で出力できること。		必須			
	1.18.3.			住宅台帳で管理する固定資産税の家屋現況情報及び納税義務者情報を基に、文書調査票の調査対象住宅情報を設定できること。				必須			
	1.18.4.			住宅台帳で管理する固定資産税の納税義務者情報を基に、文書調査票の送付先情報を設定できること。				必須			
	1.18.5.			あらかじめ作成した調査項目のテンプレートを基に、文書調査票の調査項目を設定できること。 調査項目は専用住宅、併用住宅、区分所有家屋等の種別ごとに複数のテンプレートを作成できること。				必須			

009001_4_機能要件_Q24非居住宅利活用促進税

項目	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.18.6.			文書調査票ごとまたは一括で提出期限（回答期限）を設定できること。				必須			
	1.18.7.			文書調査票はオンラインフォームでの回答も可能とするため、文書調査票に調査対象住宅のオンラインフォームの二次元コードを設定できること。				必須			
	1.18.8.			宛先不明等のため郵戻りした文書調査票を管理できること。				必須			
	1.18.9.			文書調査のステータス（発送済み、回答受領済み、担当者確認済みなど）を管理できること。				必須			
	1.18.10.			提出期限を過ぎても文書調査票の提出がない調査対象住宅について、督促状を出力できること。 督促状を送付する場合は、文書調査票を紛失している可能性があるため、必要に応じ文書調査票を再出力できること。 <督促状> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所） ・提出期限				必須			
	1.18.11.			提出された文書調査票の回答者及び回答内容のパンチデータを取り込めること。 オンラインフォームにより回答があった文書調査票について、CSV形式またはXML形式により取り込めること。 文書調査票に根拠資料などの資料が添付されている場合は、添付文書についても取り込めること。 取り込んだ添付文書は文書調査票の回答と紐づけて、ファイルイメージとして管理できること。 添付文書の取込時は、ストレージ容量を圧迫しないよう、画像圧縮を行うこと。				必須			
	1.18.12.			文書調査により把握した住宅の用途（別荘、事業用家屋など）を住宅台帳に設定できること。 住宅の用途が「別荘」とされているなど、あらかじめ設定した判定条件により非居住宅と判定できる場合は、課税対象として住宅台帳にサインを立て、課税台帳を作成できること。 非居住宅の判定条件は、任意に変更できること。				必須			
	1.18.13.			文書調査票の回答内容について、職員が電話等による追加確認を行った場合は、確認日や確認内容などを自由記入により記録できること。				必須			
	1.18.14.			文書調査の結果、納税義務者の死亡や変更が確認された場合は、住宅台帳に変更前の納税義務者情報を残したまま、変更後の納税義務者情報を設定できること。 変更後の納税義務者が未定の場合は、未定の状況を記録できること。		固定資産税システム側で変更され、当該変更内容が反映される方法でも可とする		必須			
	1.18.15.			文書調査票の回答内容や電話等による追加確認の内容を基に、職員が審査した結果、非居住宅宅として判定した住宅について、システム内で承認権限を持つものが承認できること。また承認を経た非居住宅住宅について、課税対象としてサインが立てられること。				必須			
	1.18.16.			審査を行った職員の氏名、審査日を記録できること。 職員が行った審査について、上司が承認できること。 承認を行った上司の氏名、承認日を記録できること。				必須			

009001_4_機能要件_Q24非居住住宅利活用促進税

項番	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ペンタ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.18.17.			調査の進捗状況の確認等のため、文書調査対象の非居住住宅について、調査のステータスごとに画面・上に一覧表示ができること。 一覧画面において未了件数などの確認ができること。				必須			
1.19.現地調査											
	1.19.1.	現地調査		文書調査の結果、居住／非居住の判定ができなかった住宅について、現地調査対象としてサインを立てられること。				必須			
	1.19.2.			現地調査対象の住宅をリストとして出力できること。 <現地調査対象リスト> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・文書調査回答情報（回答者氏名、回答者住所、回答者連絡先） ・文書調査審査情報（審査担当者氏名、審査担当者連絡先）				必須			
	1.19.3.			現地調査対象の住宅ごとに現地調査票を出力できること。 <現地調査票> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・文書調査回答情報（回答者氏名、回答者住所、回答者連絡先、回答項目） ・調査項目				必須			
	1.19.4.			あらかじめ設定した調査項目を、現地調査票の調査項目に設定できること。 調査項目の追加、変更、削除ができること。				必須			
	1.19.5.			マンション等区分所有家屋にあつては、対象住宅情報を一機ごとに名寄せした管理会社宛ての調査票を作成できること。 <管理会社宛調査票> ・対象住宅情報の一覧（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・管理会社情報（管理会社名、管理会社担当部署名、管理会社担当者名、管理会社住所） ・調査項目 ・提出期限		マンション等区分所有家屋にあつては、調査員が立ち入り、調査することができない場合があることから、現地調査に代えて、管理会社への確認を行う。		必須			
	1.19.6.			調査台帳に管理会社情報を設定できること。 マンション等区分所有家屋については、調査台帳に管理会社情報を一括で設定できること。				必須			
	1.19.7.			あらかじめ設定した調査項目を、管理会社宛調査票の調査項目に設定できること。 調査項目の追加、変更、削除ができること。				必須			
	1.19.8.			管理会社宛調査票ごと又は一括で提出期限（回答期限）を設定できること。				必須			
	1.19.9.			管理会社宛調査票はオンラインフォームでの回答も可能とするため、管理会社宛調査票に調査対象住宅のオンラインフォームの二次元コードを設定できること。				必須			
	1.19.10.			宛先不明等のため郵戻した管理会社宛調査票を管理できること。				必須			
	1.19.11.			提出期限を過ぎても管理会社宛調査票の提出がない調査対象住宅について、督促状を出力できること。 督促状を送付する場合は、管理会社宛調査票を紛失している可能性があるため、必要に応じ管理会社宛調査票を再出力できること。 <督促状> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先（管理会社）情報（管理会社名、管理会社担当部署名、管理会社担当者名、管理会社住所） ・提出期限				必須			

009001_4_機能要件_Q24非居住宅利活用促進税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	1.19.1 2.			現地調査（区分所有家屋に対する調査を含む。）の調査状況（未調査、依頼済、調査済、職員対応など）を管理できること。				必須			
	1.19.1 3.			紙又はデータ（PDF）により提出された現地調査票及び紙で提出された管理会社宛調査票のバーナデータを取り込めること。 現地調査票等に写真等の根拠資料が添付されている場合は、添付文書についても取り込めること。 取り込んだ添付文書は回答に紐づけて管理できること。				必須			
	1.19.1 4.			現地調査員が、現地調査における確認事項や引継事項を自由記入により記録できること。				必須			
	1.19.1 5.			現地調査の結果、納税義務者の変更や死亡が確認された場合に、変更前の納税義務者情報を残したまま、変更後の納税義務者情報を設定できること。 変更後の納税義務者が未定である場合は、未定の状況を記録できること。		固定資産税システム側で変更され、当該変更内容が反映される方法でも可とする		必須			
	1.19.1 6.			現地調査の結果を基に、職員が審査した結果、非居住宅と判定した住宅について、システム内で承認権限を持つものが承認できること。また、承認を経た非居住宅について、課税対象としてサインが立てられること。 事業の用に供している又は賃借人を募集しているなどの理由により、課税免除と判定した住宅について、課税免除となる理由等を選択肢又は自由記入欄により記録できること。 非居住宅ではないと判定した住宅について、その判定の理由等を選択肢及び自由記入欄により記録できること。 審査を行った職員の氏名、連絡先、審査日を記録できること。				必須			
	1.19.1 7.			調査の進捗状況の確認等のため、現地調査対象の非居住宅について、調査のステータスごとに画面上に一覧表示ができること。 一覧画面において未了件数などの確認ができること。				必須			
1.20. 課税免除											
	1.20.1.	課税免除		課税免除の許可理由（該当する要件）を記載できること。 該当する要件を記載した課税免除決定通知書を出力できること。 課税免除該当期間を登録できること。 課税免除の不許可理由を記載できること。 不許可である旨及びその理由を納税通知書に記載して出力できること。 課税免除としている住宅を抽出できること。				必須			
2. 当初課税準備											
2.1. 賦課処理											
	2.1.1.	賦課処理		非居住宅について、賦課期日時点の固定資産評価額を基に、非居住宅利活用促進税の税額計算が行えること。 一括納付、年4回の分割納付のそれぞれに応じた納付額計算が行えること。 税額等は、住宅台帳に紐づけて住宅ごとに課税台帳で管理できること。				必須			
	2.1.2.			非居住宅に該当する併用住宅にあっては、住宅割合を踏まえて税額計算が行えること。				必須			
	2.1.3.			管理者が以下のパラメーターを設定・変更できること。 ・免税点 ・家屋価値割の税率 ・立地床面積割の税率 ・徴収猶予解除時の徴収猶予期間終了から納期限までの期間（日数）				必須			

009001_4_機能要件_Q24非居住宅利活用促進税

項番	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	2.1.4.			変更できるパラメータは、過年度の結果に影響を及ぼさない5年度ごとに管理できること。				必須			
2.2. 調定処理											
	2.2.1.	調定処理		非居住宅について、賦課処理後に、調定処理ができること。 非居住宅一戸ごとに調定できること。				必須			
2.3. 名寄処理											
	2.3.1.	名寄処理		当年度の名寄処理を行い、納税義務者又は共有者グループごとに名寄情報が管理（設定・保持・修正）できること。 物件ごとに作成される納税通知書（猶予期間満了予定通知書（3.2.9）、徴収猶予税額試算書（3.2.13）及び税額変更通知書（3.4.4）を含む。）、課税明細書、納付書を納税義務者ごとにまとめて封入・発送できること。				必須			
2.4. 納税通知書等発行											
	2.4.1.	納税通知書等発行		賦課処理後に、納税通知書、課税明細書、納付書をCSV形式又はPDF形式で一括又は個別に出力できること。 納税通知書等は納税義務者ごとにソートして出力できること。 納税義務者又は納税管理人を送付先に設定できること。		納税通知書等の印刷及び発送は外部委託することも想定されるため、印刷事業者に受渡し可能な形式で出力できること。		必須			
	2.4.2.	引抜		納税通知書等の印刷から発送までは一定の期間を要するため、その期間中に更正処理や送付先情報の変更が行われた場合は、引き抜きが行えること。 指定した任意の期間内に更正処理、送付先情報の変更があり、引き抜きの必要がある納税通知書について、一覧を出力できること。				必須			
3. 更正											
3.1. 減免											
	3.1.1.	減免		納税義務者からの減免申請書又は前年度の減免状況に基づき、非居住宅の減免情報を登録できること。 減免情報は課税住宅台帳で管理できること。 <減免情報> ・減免決定日 ・減免事由 ・減免割合 ・減免期間				必須			
	3.1.2.			申請による減免の場合、許可、不許可決定が行えること。 不許可決定を行う場合は、不許可事由の登録が行えること。 減免決定通知書を出力できること。 減免許可（全額減免）の場合、該当する要件並びに減免前税額及び減免後税額を記載した減免決定通知書を出力できること。 減免許可（一部減免）の場合、該当する要件並びに減免前税額及び減免後税額を納税通知書に記載して出力できること。 減免不許可の場合、不許可である旨及びその理由を納税通知書に記載して出力できること。				必須			
	3.1.3.			減免としている住宅を画面上で絞り込んで表示できること。 絞り込んだ結果は画面上で一覧で確認できること。				必須			
3.2. 徴収猶予											
	3.2.1.	徴収猶予		納税義務者からの徴収猶予申告書に基づき、非居住宅の徴収猶予情報を登録できること。 徴収猶予情報は住宅台帳で管理できること。 <徴収猶予情報> ・徴収猶予決定日 ・徴収猶予事由 ・徴収猶予税額 ・徴収猶予期間 ・徴収猶予取消日 ・徴収猶予取消事由				必須			

009001_4_機能要件_Q24非居住宅利活用促進税

項番	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.2.2.			徴収猶予申告について、許可、不許可決定が行えること。 不許可決定を行う場合は、不許可事由の登録が行えること。 徴収猶予決定通知書又は徴収猶予不許可決定通知書を出力できること。				必須			
	3.2.3.			徴収猶予税額は、本来納めるべき税額から既納額を差し引いた金額の範囲内とすること。 徴収猶予とする場合に、調定データがある場合は、調定データを削除できること。 既納額がある場合は、既納額を現年度分の納税額として、調定データを変更できること。		既納額については還付は行わない。 納税義務が免除される場合に限り、還付を行う。		必須			
	3.2.4.			徴収猶予を決定した非居住宅について、調定処理、納税通知書等発行処理を行うおとした場合は、エラーとすること。		当初課税の段階で徴収猶予を決定した場合は、当該物件に係る調定及び納税の告知（履行請求）は行わず、徴収猶予の決定通知書のみを納税義務者に送付する。		必須			
	3.2.5.			徴収猶予としている非居住宅について、納税義務者、家屋現況地番、徴収猶予税額、徴収猶予期間等を画面上で一覧表示できること。 徴収猶予の一覧について、課税年度や、徴収猶予決定日が属する年度、徴収猶予期間の終了日が属する年度ごとに絞り込みができること。				必須			
	3.2.6.			指定した年度又は期間において、徴収猶予の対象となっている非居住宅を一覧表として出力できること。				必須			
	3.2.7.			指定した期間内に徴収猶予期間満了となる非居住宅について、納税義務者、家屋現況地番、徴収猶予税額、徴収猶予期間等を画面上で一覧表示できること。 徴収猶予期間満了予定の一覧について、課税年度や、徴収猶予決定日が属する年度、徴収猶予期間の終了日が属する年度ごとに絞り込みができること。				必須			
	3.2.8.			指定した期間内に徴収猶予期間の満了を迎える非居住宅を一覧表として出力できること。 月ごとに翌々月に徴収猶予期間の満了を迎える非居住宅を一覧表として出力できること。				必須			
	3.2.9.			徴収猶予期間の満了を迎える非居住宅について、猶予期間満了予定通知書を出力できること。 徴収猶予に係る税額を計算できること。 徴収猶予税額について、調定処理ができること。このとき、納期限は猶予期間満了日を設定すること。 猶予期間満了予定通知書を出力し、発送するまでの間に、更正処理や送付先情報の変更があり、引き抜きの必要がある猶予期間満了予定通知書について、一覧を出力できること。 猶予期間満了予定通知書と合わせて納付書、課税明細書を出力できること。		猶予期間満了予定通知書は、満了日の1箇月前までに届くよう発送する。		必須			
	3.2.10.			猶予期間満了予定通知書を発送した非居住宅について、猶予期間満了日や通知書発送日を管理できること。				必須			
	3.2.11.			徴収猶予取消申出書又は職権により、徴収猶予の取消しが行えること。 徴収猶予の取消しに伴い、これまで徴収猶予としていた税額を納めてもらうため、徴収猶予税額を計算できること。 徴収猶予税額について、調定処理を行えること。 徴収猶予税額に係る納税通知書、課税明細書、納付書を出力できること。				必須			
	3.2.12.			徴収猶予の取消しを行った非居住宅について、徴収猶予取消通知書を出力できること。				必須			

009001_4_機能要件_Q24非居住宅利活用促進税

項目	校番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
								機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	3.2.13.			各年度において徴収猶予中の非居住宅について、徴収猶予税額（当該年度及び徴収猶予対象の過年度の税額）を計算ができること。 計算した徴収猶予税額について、徴収猶予税額試算書を出力できること。 徴収猶予税額試算書を出し、発送するまでの間に、更正処理や送付先情報の変更があり、引き抜きの必要がある徴収猶予税額試算書について、一覧を出力できること。				必須			
3.3. 納税義務免除											
	3.3.1.	納税義務免除		徴収猶予を行っている非居住宅が、徴収猶予期間中に非居住宅でなくなった場合又は一定の課税免除事由に該当した場合は、納税義務免除申告書に基づき、納税義務免除情報を登録できること。 <納税義務免除情報> ・納税義務免除許可（不許可）決定日 ・納税義務免除許可（不許可）事由 ・納税義務免除税額				必須			
	3.3.2.			納税義務免除申告について、許可、不許可決定が行えること。 不許可決定を行う場合は、不許可事由の登録が行えること。 納税義務免除決定通知書又は納税義務免除不許可通知書を出力できること。				必須			
3.4. 更正処理											
	3.4.1.	更正処理		評価額変更や減免による税額変更等の固定資産評価の見直しがあった場合に、更正処理ができること。 更正処理をする際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。 過年度分については、各年度の計算方法に応じて、更正処理ができること。		返還金の対応を考慮し、最大20年間に遡り、課税台帳から返還金を計算できること。		必須			
	3.4.2.			固定資産評価の見直しに基づき、税額の再計算ができること。 期別税額の更正に当たっては、到来済みの納期限に係る期別税額ではなく、未到来の納期限に係る期別税額が変更されること（税額がゼロとなるなど、到来済みの納期限に係る期別税額の変更が避けられない場合を除く）。				必須			
	3.4.3.			更正処理後の税額に基づき、調定処理ができること。				必須			
	3.4.4.			更正処理を行った非居住宅について、税額変更通知書を出力できること。 税額変更通知書を出し、発送するまでの間に、更正処理や送付先情報の変更があり、引き抜きの必要がある税額変更通知書について、一覧を出力できること。 税額変更通知書と合わせて、納税通知書、課税明細書、納付書が出力できること。				必須			
4. 交付											
4.1. 証明書発行											
	4.1.1.	証明書発行		証明書発行申告書に基づき、非居住宅の課税証明書、公課証明書を発行できること。				必須			
	4.1.2.			「DV被害者等の住所に代わる事項」が設定されている非居住宅についての証明書等を発行する際は、住所に代わる事項が印字されること。				必須			
	4.1.3.			「DV被害者等の住所に代わる事項」が設定されている非居住宅についての証明書等を発行する際は、アラートが表示されること。				必須			
4.2. 課税台帳等出力											
	4.2.1.	課税台帳等出力		課税台帳及び名寄帳（課税台帳を納税義務者ごとにまとめたもの）を印刷できること。				必須			
5. 収納管理											
5.1. 収納管理											

009001_4_機能要件_Q24非居住住宅利活用促進税

項目		枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答欄）	
									機能要望分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
	5.1.1.		収納管理		測定データを収納管理システムに連携できること。 収納管理システムにおいて、他の税目と同様に収納管理できること。 収納管理データから納付状況を確認できること。				必須			
6. 滞納管理												
6.1. 滞納管理												
	6.1.1.		滞納管理		滞納管理システムにおいて、他の税目と同様に滞納管理できること。				必須			
7. その他												
7.1. 納税義務者管理												
	7.1.1.		納税義務者管理		住民記録システム・宛名システムから連携される宛名情報を保持し、納税義務者情報を更新できること。 納税義務者情報の更新は自動又は手動により、一括更新できること。				必須			
	7.1.2.			文書調査や現地調査等により、変更や死亡が確認された納税義務者について、家屋現況地番、変更前の納税義務者、変更後の納税義務者などを一覧表示できること。 一覧表示した情報について、CSV形式により出力できること。				必須				
7.2. マンション情報管理												
	7.2.1.		マンション情報管理		マンション等区分所有家屋について、マンションごとにマンション名、戸数、部屋番号、管理会社情報等を管理できること。		セットアップデータは本市が用意する。		必須			
7.3. 各種通知書等の印字												
	7.3.1.		各種通知書等の印字		出力する各種通知書等に、送付先、発行番号、文書番号、カスタマーコードなどを印字できること。				必須			
7.4. 統計情報												
	7.4.1.		統計情報		非居住住宅利活用促進税については、「条例の施行後5年ごとに検証を行う」とこととしている。検証のため、次の統計が確認できること。 ・非居住住宅の件数推移 ・非居住住宅の用途・種類の分布 ・行政区・町ごとの非居住住宅の件数 ・文書調査や現地調査において確認した非居住住宅である理由の分類 など				必須			
7.5. 操作権限管理												
	7.5.1.		操作権限管理		システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し、制度管理者、システム管理者、課税担当、調査員等、担当する業務や役割に応じて、利用権限レベルが設定できること。				必須			
7.6. 制度開始前の通知作成												
	7.6.1.		お知らせ作成		令和12年度からの課税開始に備え、課税開始前の令和11年度中に、課税対象となり得る方へ「お知らせ」（課税の予告及び居住の有無等の回答を求める文書）を送付するため、以下の機能を備えること。 ・機能要件1.1. 住宅台帳管理～1.17. 区分所有家屋の居住判定のマッチングにより、課税対象となりうる方を抽出し、外部委託による印刷データを作成できること データ対象時点：令和11年1月1日 ※関連機能：1.1. 住宅台帳管理～1.17. 区分所有家屋の居住判定 ※令和11年4月に令和11年1月1日時点のデータを基に、住宅台帳を作成。市民税データについては8月に取り込み。 ・「お知らせ」の送付状況を管理し、画面表示できること ・当初送付以降も、課税対象となりうる方を再度抽出できること				必須			
	7.6.2.		回答結果取り込み		送付対象者からの回答結果（居住の有無など）を以下の方法により取り込み、管理できること ・システムへの直接入力 ・オンラインフォーム入力結果のデータ取り込み（CSV形式またはXML形式） 上記機能の利用時期：令和11年5月頃				必須			

【様式第6号】

（記入要領）

※シート「帳票要件一覧」に基づいて記載しています。シート「帳票要件一覧（指定都市）」については内容を適宜読み替えて参照ください。

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

2 / 16 ページ

009005_7_編纂要件_010個人住民税

利用 区分 区分	編 集 種 別	帳票名称	帳票ID	帳票説明（帳票の用途）	出力出力条件	実行区分	印刷 （印刷機能）	印刷サイズ （印刷機能）	代替可能 （代替機能）	帳票実行上の対応	備考	要件の考え方・理由	本所課課業務		課長課課への対応予定（〇：申請書）	
													要領分類	課長の承認事項	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	16	申告書作成対象者リスト	0100016	申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票	申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票		実行必須機 能			1.3		---	必須	当該年度に申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票		
内部	17	申告書作成対象者リスト	0100017	住民税申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票	住民税申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票		実行必須機 能			1.3		---	必須	当該年度に申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票		
外部	18	住民税申告書作成通知	0100018	申告書作成通知（住民税申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票）	申告書作成通知（住民税申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票）		標準オプシ ョン機能	汎用紙		1.3		---	不要			
外部	19	申告書作成	0100019	申告書作成（住民税申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票）	申告書作成（住民税申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票）		標準オプシ ョン機能	汎用紙		1.3		---	不要			
外部	20	申告書作成（上記と標準オプション機能）	0100020	申告書作成（上記と標準オプション機能）	申告書作成（上記と標準オプション機能）		実行必須機 能	A4縦		1.4		---	必須			
内部	21	申告書作成（上記と標準オプション機能）	0100021	申告書作成（上記と標準オプション機能）	申告書作成（上記と標準オプション機能）		実行必須機 能			1.4		---	必須			
内部	22	同一人物確認リスト	0100022	同一人物確認（住民税申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票）	同一人物確認（住民税申告書作成対象者として指定された個人住民税課の帳票）		実行必須機 能			1.1		---	必須			
内部	23	申告書作成（上記と標準オプション機能）	0100023	申告書作成（上記と標準オプション機能）	申告書作成（上記と標準オプション機能）		標準オプシ ョン機能			2.1		---	任意	上記機能に上記一覧出力機能		
内部	24	住民税申告書作成通知（一覧表）	0100024	住民税申告書作成通知（一覧表）	住民税申告書作成通知（一覧表）		実行必須機 能			1.4		---	必須	住民税申告書作成通知（一覧表）		
外部	25	住民税申告書作成通知（一覧表）	0100025	住民税申告書作成通知（一覧表）	住民税申告書作成通知（一覧表）		実行必須機 能	汎用紙		1.4		---	必須			
外部	26	住民税申告書作成通知（一覧表）	0100026	住民税申告書作成通知（一覧表）	住民税申告書作成通知（一覧表）		実行必須機 能	汎用紙		1.4		---	必須			
内部	27	住民税申告書作成通知（一覧表）	0100027	住民税申告書作成通知（一覧表）	住民税申告書作成通知（一覧表）		実行必須機 能			1.4		---	必須			
外部	28	住民税申告書作成通知（一覧表）	0100028	住民税申告書作成通知（一覧表）	住民税申告書作成通知（一覧表）		実行必須機 能	汎用紙		1.4		---	必須	住民税申告書作成通知（一覧表）		
外部	29	住民税申告書作成通知（一覧表）	0100029	住民税申告書作成通知（一覧表）	住民税申告書作成通知（一覧表）		実行必須機 能	汎用紙		1.4		---	必須	住民税申告書作成通知（一覧表）		
内部	30	住民税申告書作成通知（一覧表）	0100030	住民税申告書作成通知（一覧表）	住民税申告書作成通知（一覧表）		実行必須機 能			1.4		---	必須	住民税申告書作成通知（一覧表）		
内部	31	住民税申告書作成通知（一覧表）	0100031	住民税申告書作成通知（一覧表）	住民税申告書作成通知（一覧表）		実行必須機 能			2.1		---	必須			

4 / 16 ページ

5 / 16 ページ

009005_7_帳票要件_010個人住民税

[illegible]

7 / 16 ページ

8 / 16 ページ

9 / 16 ページ

10 / 16 ページ

009005_7_編纂要件_010個人住民税

利用 区分 区分	編 集 種 別	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	集計区分	機能 （内外機能）	帳票サイズ （内外機能）	代替可否 （内外機能）	帳票要件との対応	備考	要件のあり方、理由	本所要求事項		請求書提出への対応状況（○：対応済）	
													要項分類	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	149	日常マニフェスト（普通徴収関係正常系）	0100149	福利金受給者を確定する為の資料 福利金受給者が給与支払報告書・給与所得報告書又は報告書以外で、特別徴収正常系に該当しない資料請求情報 を提出する場合、所得報告書提出が必須となる。		標準マニ フェスト			代替不可	2.1.		---	必須			
内部	170	給与又は受給者に対する福利金受給マニフェスト	0100170	給与又は受給者に対する福利金受給内容を確認する為の資料 給与又は受給者に対する福利金受給内容を確認する為、特別徴収・給与又は受給者に対する福利金受給マニフェストに 記載する。		標準マニ フェスト			給与で代替可	2.1.		---	任意	給与で代替可だが、対象者が把握できれば可		
内部	171	特別徴収関係一覧	0100171	給与又は受給者に対する福利金受給内容を確認する為、特別徴収関係（特別徴収・給与又は受給者に対する福利金受 給マニフェスト）に記載する。		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.1.		---	必須	給与で代替可		
内部	172	給与支払報告書提出関係（給与）	0100172	給与支払報告書提出関係（給与）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.4.		---	必須	給与で代替可だが、対象者が把握できれば可		
内部	173	給与支払報告書提出関係（給与）	0100173	給与支払報告書提出関係（給与）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.1.		---	必須	給与で代替可		
外部	174	給与・支払関係一覧	0100174	給与・支払関係一覧		標準マニ フェスト			給与で代替可	3.3.		---	任意	給与で代替可だが、対象者が把握できれば可		
内部	175	給与・支払関係一覧	0100175	給与・支払関係一覧		標準マニ フェスト			給与で代替可	3.3.		---	不要			
内部	176	給与・支払関係一覧	0100176	給与・支払関係一覧		標準マニ フェスト			給与で代替可	2.1.		---	任意			
外部	177	給与支払報告書提出関係（給与）	0100177	給与支払報告書提出関係（給与）		標準マニ フェスト			給与で代替可	3.1.		---	必須	給与で代替可だが、対象者が把握できれば可		
内部	178	特別徴収関係人対帳票関係表	0100178	特別徴収関係人対帳票関係表		標準マニ フェスト			給与で代替可	4.1.		---	任意	給与で代替可		
内部	179	特別徴収関係人対帳票関係表	0100179	特別徴収関係人対帳票関係表		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.1.		---	必須	給与で代替可		
内部	180	給与支払報告書提出関係（給与）	0100180	給与支払報告書提出関係（給与）		標準マニ フェスト			給与で代替可	3.1.		---	必須	給与で代替可だが、対象者が把握できれば可		
内部	181	二重課税関係マニフェスト	0100181	二重課税関係マニフェスト		標準マニ フェスト			給与で代替可	2.1.		---	必須			
内部	182	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100182	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.4.		---	任意			
内部	183	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100183	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.4.		---	任意			
内部	184	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100184	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.4.		---	必須			
内部	185	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100185	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.1.		---	必須			
内部	186	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100186	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.1.		---	必須			
内部	187	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100187	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.1.		---	任意			
内部	188	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100188	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.4.		---	任意			
内部	189	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100189	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.4.		---	不要			
内部	190	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100190	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	6.1.		---	必須			
内部	191	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）	0100191	給与支払報告書（給与支払報告書・給与支払報告書）		標準マニ フェスト			給与で代替可	1.1.		---	必須			

12 / 16 ページ

[illegible]

14 / 16 ページ

009005_7_編纂要件_010個人住民税

税額 区分	適用 種別	税額名称	税額ID	税額概要（税額の用途）	主な出力条件	算出区分	税額 （内訳機能）	税額サイズ （外訳機能）	代替可否 （内訳機能）	補償要件との対応	備考	要件の考え方、理由	本所課税要件		課税要件への対応状況（○：対応済）	
													要領分類	課税の要領等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補正事項
内部	課税54	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019054	上記の課税対象者が課税対象となる27-222。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		
内部	課税55	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019055	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		
内部	課税56	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019056	上記の課税対象者が課税対象となる27-222。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		
内部	課税57	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019057	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		
内部	課税58	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019058	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		
内部	課税59	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019059	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：任意	本所税額に必須である条件	任意	SLC機能代替可		
内部	課税60	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019060	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	代替不可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		
内部	課税61	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019061	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	代替不可		算出方針：任意	本所税額に必須である条件	任意	SLC機能代替可		
内部	課税62	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019062	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		
内部	課税63	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019063	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		
内部	課税64	市県民税所得 27-222（課税対象所得 （全額））	019064	市県民税において、税額が「市県民税所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力」。	市県民税（市県民税所得）税額において、課税後の課税対象所得が27-222の範囲にあり、税額で定めら れるものについて出力		—	—	なしで代替可		算出方針：必須	本所税額に必須である条件	必須	SLC機能代替可		

009005_8. 納税要件（指定都市）_010個人住民税

利用 区分	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票範囲（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （内部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の発生方・理由	全市課税事項		課税事項への対応手続（ハンズ作業）	
													要望分類	国庫の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	1	課税表	0108001	課税年及び過年分、所得割及び均等割並びに市 区町村民税及び都道府県民税等の課税情報 集計対象とする異動事由を任意に選択できる	<実施必須出力条件> ・課税年度（課税年度、過年度（年度単位）並びに課税年度及び過年度（年度単位）） ・課税年度 ・徴収区分（普通徴収（年金含む）、普通徴収（年金含まない）、普通徴収（年金のみ） ・特別徴収（年金含む）、特別徴収（年金含まない）、特別徴収（年金のみ）及び 全体分） ・特別徴収の課税年度及び課定年度（特別徴収・前年度課税当該年度課定分、特別徴 収・当該年度課税当該年度課定分及び特別徴収当該年度課税分翌年度課定分） ・異動のみ 【指定都市要件】 <実施必須出力条件> ・課税区分・市税事務所 <出力項目> ・市区町村民税・都道府県民税・森林環境税 ・均等割・所得割 ・前月分、今月増分、今月減分、今月増減及び累計の額と件数 ・異動理由（課税取消分、新課税分、前年特別徴収から普通徴収への切替分、普通 徴収から前年特別徴収への切替分、年金特別徴収から普通徴収への切替分、減免分及び 差額分額分）この額と件数 ・課税年度 ・課税年度 ・徴収区分 ・特別徴の額と件数 非課税については以下の取り扱いとする。 【均等】 ・該当する徴収区分ごとに1件として計上する（重複して計上）。 ・均等割の件数については、重複しないよう計上する。 【均等】 ・該当する徴収区分ごとに振り分け計上する（重複しない）。				EUCで代替可				必須			
内部	2	課税資料別一覧表	0108002	各年度に入力された課税資料の集計表	<実施必須出力条件> ・課税年度 ・課税年度 ・出力項目 ・課税資料別の集計件数（課税者、非課税者、町別及び条件） 【指定都市要件】 <出力項目> ・課税資料別の集計件数（区別）								必須			
内部	3	事業所別受給者別課税額確認リスト	0108003	事業所の各月の従業員ごとの月別の課税額を確認 するためのリスト	<実施必須出力条件> ・特別徴収義務者指定番号 ・従業員数（〇人以上又は以下、範囲で指定） 【指定都市要件】 ・実施必須出力条件 ・課税区分 ・市税事務所				EUCで代替可			従業員が多い事業所等の特定の事業所の各月の従業員ごとの課税額を一覧 形式で抽出し、従業員ごとの総額からの引き算と課税額の比較確認を行うた めに利用する運用を想定している。		必須		
内部	4	扶養家族確認用リスト	0108004	同一世帯内や世帯間の扶養関係を確認する 際のリスト	【指定都市要件】 ・実施必須出力条件 ・課税区分				EUCで代替可				EUCで抽出するなど、対象者が把握できれば 可		必須	
内部	5	納税通知書出力明細書	0108005	納税通知書の出力件数の集計表	<出力項目> ・納税通知書出力件数（過年度、前月払増分、当初分、一般、口座振替及び年金特別 徴収分） ・納税通知書と税住所が異なる者 ・2号課税 ・普通徴収切替分 ・前M Y 分金納税期間通知 【指定都市要件】 ・出力項目 ・納税通知書出力件数（課税区分）								必須			
外部	6	所得証明書	0108006	個人の所得証明書 課税証明書及び非課税証明書としても利用する	<実施必須出力条件> ・課税年度 ・納税義務者 課税項目（課税標準額、所得控除、税額控除等）及び扶養・本 人控除項目等を含む 非課税額（市区町村民税及び都道府県民税それぞれの所得割 額、均等割額、減免額）について、税額控除前後の額を印字でき ること。		汎用紙	A4縦/横			課税項目（課税標準額、所得控除、税額控除等）及び扶養・本 人控除項目等を含む 非課税額（市区町村民税及び都道府県民税それぞれの所得割 額、均等割額、減免額）について、税額控除前後の額を印字でき ること。	所得証明書であるが、課税証明や非課税証明としても利用する帳票。 利用目的に応じて、控除額等の項目については、発行時に印字有無を選択する こととしている。		必須		

【様式第6号】

(記入要領)

※シート「帳票要件一覧」に基づいて記載しています。シート「帳票要件一覧（指定都市）」については内容を適宜読み替えて参照ください。

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009005_7_帳票案件_011法人住民税

利用 区分 内/外	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （内切線 mm）	用紙サイズ （内切線 mm）	代読可否 （内切線 mm）	機能要件との対 応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
													裏面分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	1	営業証明書	011000 1	法人台帳の登録内容を証明するもの。入札関係の添付書類や営業車両の車庫証明などに活用されている。		実装必須帳 票	汎用紙	A4横	—	5.1.		一定数の地方団体において、主に車庫証明の申請用途などで利用されているものであり、未対応だけでなく支店の登録情報も出力できることが必要であることから、出力内容は法人基本情報のみ・支給している。	必須			
外部	2	更正決定通知書	011000 2	地方税法に基づき、更正・決定があった場合に、法人に対して更正・決定の内容を通知するもの。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	3.1.		出力項目については、更正・決定の内容を詳細に説明できる帳票を求める意見と強固性を確保すべきとする意見があったが、通知対象が法人であることもあり、説明責任の観点からはより詳細な内容を通知する方が望ましいと考え、「各種控除」止丸めて出力するのではなく、控除額の詳細を出力することとしている。また、差引法人税割額と納付すべき法人税割額（更正増減額）の整合性を明確にするために租税条約の実施に係る法人税割額の増減額を出力することとしている。 文章番号については、各地方団体により運用が様々であることから、帳票印字項目では標準オプション項目としている。 また、レイアウトは、更正決定前後（2列）、更正決定前後及び徴収額（3列）で表示する2パターンが考えられるが、課税標準額や各種控除額の増減よりも、納付税額又は還付税額を的確にするため、法人税の更正決定決定通知書の様式と同様2列表記を採用した。 また、更正事由については、その帳票本文を選択式で出力できることとするが、選択項目だけで対応し切れない場合を想定して、自由入力項目を設けたこととした。更正決定理由となる帳票本文は、地方税法第321条の1第1項から第3項（更正・決定・再更正）のみであるため、選択式としても煩雑ではなく、業務効率性を確保できることから選択式を採用した。	必須			
内部	3	更正決定決議書	011000 3	地方税法に基づき、更正・決定を行う場合に、内部で更正・決定の内容を決議するもの。		実装必須帳 票	—	—	代読不可	3.1.	-	-	必須			
外部	4	減免決定通知書	011000 4	各地方団体で定める法人住民税の減免に関して、法人に対して減免内容を通知する通知書。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	6.1.		各地方団体の条例で定める減免理由について、通知書に出力する地方団体があるため、減免理由を選択して出力できることとした。 また、減免申請の内容と別に決定しない場合も考慮して、教示文を必須としている。	必須			
内部	5	減免決議書	011000 5	各地方団体で定める法人住民税の減免に関して、内部で減免内容を決議するもの。		実装必須帳 票	—	—	代読不可	6.1.	-	-	必須			
内部	6	減免決議法人一覧	011000 6	減免決議登録を行った法人の一覧。 法人管理番号、法人名、減免額などを出力。	・減免決定通知日	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	6.1.	-	-	必須			
外部	7	みなす申告通知書	011000 7	予定申告が期限内に入出されない場合に、申告があったものとみなす旨を納税義務者に通知する通知書。		標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.2.		みなす申告通知は法令上義務付けられたものではないが、納付思源、納付文書を円滑に行う目的などで通知している地方団体が一定数あることから、標準オプション帳票としている。 また、みなす申告通知は行政処分にあたらないことから、教示文は不要とした。	必須			
内部	8	みなす申告決議書	011000 8	決議書。		標準オプション 帳票	—	—	代読不可	2.2.	-	-	任意			
外部	9	予定申告書（納付書一体型）	011000 9	予定申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「9-2_帳票印字項目」課元素（法人住民税）の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーコード		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1		紙の申告書の送付は、行政サービスの一端として行われるものであり、電子申告の普及が進むにつれてその必要性が低下していくものと考えられる。 そのため、事務コストをなるべく軽減する目的で、汎用紙による出力を実装必須帳票として、複写式・専用紙が必要とされる納付書一体型申告書（標準オプション帳票）としている。 また、納付書一体型ではない申告書用紙についても、OCR用のデザイン用紙、複写式などの専用紙は標準オプション帳票としている。 その他の申告書も同様の考え方で定義している。	不要			
外部	10	予定申告書（汎用紙）	011001 0	予定申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	2.1.	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	-	必須			
外部	11	予定申告書（専用紙）	011001 1	予定申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1		-	任意			
外部	12	中間申告書（納付書一体型）	011001 2	中間申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「9-2_帳票印字項目」課元素（法人住民税）の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーコード		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1.		-	任意			
外部	13	中間申告書（汎用紙）	011001 3	中間申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	-	任意			
外部	14	中間申告書（専用紙）	011001 4	中間申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1		-	任意			
外部	15	確定申告書（納付書一体型）	011001 5	確定申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「9-2_帳票印字項目」課元素（法人住民税）の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーコード		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1.		-	不要			

009005_7_帳票案件_011法人住民税

利用 区分 内/外	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 (外形寸法 mm)	用紙サイズ (内容用紙 mm)	代読可否 (内容用紙 mm)	機能要件との対 応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘッダ留意）	
													要領分類	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	16	確定申告書（汎用紙）	011001 6	確定申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	2.1.	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	第20号様式の申告書は必須であるが、添付書類（課税標準の分割に関する前払金など）や税率表などの申告手引きに該当するような資料は別紙印刷した共通的な様式で記載することから、法人住民税システムでの出力は必須ではないとして定義していない。	必須			
外部	17	確定申告書（専用紙）	011001 7	確定申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1.		-	任意			
外部	18	均等割申告書（納付書一体 型）	011001 8	均等割申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「19-2_商業印字項目」諸元表「法人住民税」の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーコード		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1.		-	不要			
外部	19	均等割申告書（汎用紙）	011001 9	均等割申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	2.1.	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	-	必須			
外部	20	均等割申告書（専用紙）	011002 0	均等割申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1.		-	任意			
外部	21	清算予納申告書（納付書一体 型）	011002 1	清算予納申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「19-2_商業印字項目」諸元表「法人住民税」の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーコード		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1.		-	任意			
外部	22	清算予納申告書（汎用紙）	011002 2	清算予納申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	-	任意			
外部	23	清算予納申告書（専用紙）	011002 3	清算予納申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1.		-	任意			
外部	24	納付書（汎用紙）	011002 4	納付書様式を出力（A4、3面の汎用紙）。		実装必須帳 票	汎用紙	A4横	—	2.1.	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	現状の「ペーजシステム」に実装されている（適用されている）納付書には以下のような様々な種類があるが、納付書の統一といった収納代行事務の事務コストや、用紙・印刷コストなどを最小化するため、A4の汎用紙及びOCR用紙サイズ用紙（複写なし）のみを実装必須帳票として定義し、ドットインパクトプリンタが必要な複写式は標準オプション帳票とした。 【適用が確認できた用紙種類】 ① 用紙サイズ A4 3面のシン目 汎用紙 ② 用紙サイズ B5 3面のシン目 汎用紙 ③ 用紙サイズ A4 納付書部分はB5で印刷可能な用紙（余白部分に金融機関など指定文字列を出力） ④ OCR用紙（フォームなし）1面 3枚複写 ⑤ OCR用紙（フォームなし）2面 3枚複写 ⑥ OCR用紙（フォームなし）3面 複写なし ⑦ 省令様式ではなく、独自様式を使用（主にOCR対応分） ⑧ 省令様式ではなく、マルチペイメントネットワーク標準帳票を使用	必須			
外部	25	納付書（専用紙・複写なし）	011002 5	納付書様式を出力（OCR対応専用紙・複写なし）。		実装必須帳 票	専用紙	不定形	—	2.1.		-	必須			
外部	26	納付書（専用紙・複写あり）	011002 6	納付書様式を出力（OCR対応専用紙・複写用紙）。		標準オプション 帳票	専用紙（複 写式）	不定形	—	2.1.		-	任意			
外部	27	申告書送付案内（法人送付）	011002 7	申告書・納付書を送付する際の案内文書。	・申告書・納付書の出力 条件と同一	実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	2.1.		各地方団体では、申告書発送の際に様々な同封物を作成して封入している。この同封物には、納付場所や税率情報などを記載しているが、納付書への印字する場合や法人住民税システム出力外の案内用紙などに記載している場合など運用は様々であり、申告書や納付書の用紙が別紙印刷されたデザイン用紙であるか否か、納付書一体型申告書等を送付先が申告書に印字されるものか否かなどにより印字すべき内容が異なるため、統一可能な印字内容の定義が困難である。そのため、同封物の印字内容がどのような場合でも対応できるように、案内文書に一定の自由入力欄を設けることとした。 また、申告納付期限延長前の法定納期限や申告期限延長月数を出力するなどの機能もあったが、法人住民税システムから出力する印字項目をシンプルなものとする観点から、申告納付期限を出力項目とした。 なお、出力項目として申告区分を定義し、自由記載欄に「地方団体が独自の文書を入付される仕様」としては、申告区分別、あるいは電子申告専用での案内文書については、別途定義せず、本項目に対応することとした。	必須			
外部	28	申告書送付案内（税理士送付）	011002 8	申告書・納付書を送付する際の案内文書。窓あき封筒に対応する。関与税理士ごとに作成する。	・税理士別の申告書・納 付書の出力条件と同一	標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.		-	任意			

009005_7_帳票要件_011法人住抜税

利用 区分 内/外	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外切線 mm）	用紙サイズ （内切線 mm）	代読可否 （内切線 mm）	帳票要件との対 応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		審査事項への対応予定（ベンダ側面）	
													審査分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	29	申告書作成法人一覧	011002 9	・指定した決算年月で申告義務のある法人の一覧。 ・申告納付義務がある法人について、事業年度、所在地、送付先住所、申告書・納付書送付区 分（電子申告等）と対応すべき法人を含む）、法人の申告期限延長有無（延長期間、電子 申告利用の有無、法人基本情報の最新異動区分、分割区分など）が出力できる。 ・件数集計（全件、申告書発送対象、納付書発送対象の件数）を出力できる。 並び順は、申告書・納付書の出力順で表示。	・決算年月 ・申告区分 ・送付区分（指定なし/ 申告書・納付書／納付 書ののみ／送付なし） ・電子申告有無（リスト 上で特別できる場合は必 須ではない） ・分割区分	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	2.1.	最新の現況を表示することで、当該法人への申告書 出力要件などの確認が行える。	法人住民税システムにおいて、ある時点で申告義務があるが判断され た法人が全て出力され、そのうち申告書等の発送が必要なものを確認 できる状態としている。 なお、本帳票は、申告書等を作成した法人の一覧ではなく、申告義務 のある法人の一覧であることから、申告書・納付書の作成区分を出力 している。また、発送の際の同封物が変わる可能性を考慮して、作成 区分ごとにリスト出力ができることも定義している。	必須			
内部	30	プレ申告データ作成対象法人リス ト	011003 0	eTAXPL/申告データを作成した法人の一覧。		実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	2.1.		-	必須			
内部	31	法人基本情報異動リスト	011003 1	法人基本情報が更新された場合の法人別更新箇所の一覧。	・届出（受付）年月日の 範囲指定 ・異動年月日の範囲指定	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	1.1. 8.1.		法人基本情報の新規登録内容や異動内容を確認するためのリストで あるが、確認手段として、異動部分だけを抽出するのではなく、法人住 民税システムの登録内容と入力した届出等の内容が合致していること を確認したいとの意見が多数であったため、EUCで法人基本情報を一 定の条件で抽出することの対応も可能とした。	必須			
内部	32	法人基本情報削除リスト	011003 2	法人基本情報を削除した法人の一覧。除却法人は含まない。		標準オプショ ン帳票	—	—	EUCで代読可	1.1.		-	任意			
内部	33	法人番号未設定法人一覧表	011003 3	法人基本情報の登録があり、法人番号が登録されていない法人の一覧。		実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	8.1.		番号法に定める法人番号をキー情報として利用することを促進するた め、法人番号が登録されていない法人を抽出し、確認するためのリスト を定義している。法人番号が空欄となっている法人を抽出できれば足り るため、EUCで代読することも可能としている。 なお、宛先・法人基本情報自体が未登録である「未届法人通知 書」、「未届法人調査票」などを実装している地方団体もめったが、多く の地方団体では業務上の必要性が認められなかったことから不要とし た。	必須			
内部	34	申告チェックリスト	011003 4	任意の期間を指定して、申告登録内容を一元化し、入力漏れをチェックするリスト。 ＜標準オプション機能＞ 以下の出力順で出力できること。 ・届出コード順 ・申告整理番号（庁内処理用の申告書登録番号）順	・申告区分（リストマ スは全区分） ・申告年月日（範囲指 定可） ・調査年月 ・電子申告を含む／含ま ない／電子申告のみ	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	2.2.		申告書と法人住民税システムに登録した内容が一致しているかを確認 するためのリスト。帳票で確認するニーズも一定あったが、ペーパーレスの 観点から電子データの利用を推進するためEUCで代読することも可能 とした。 なお、みなす申告の決定に使用する一覧表が必要な場合にも、本帳 票を代読的に活用することを想定している。	必須			
内部	35	調査エラーリスト	011003 5	申告書の一紙調査をシステムにおいて、一括調査時に調査エラーアラートがある申告を確認す るための帳票。		標準オプショ ン帳票	—	—	代読不可	2.2.	申告書情報を一括調査するシステムで、申告登録時 には一定の計算誤不一致なども許容する場合に、実 装が必要となる帳票。	-	任意			
外部	36	申告勧奨通知	011003 6	期限内に申告がない法人に対して申告を報告する書面。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.1.		法令上の義務ではないが、全国意見照合において実装を希望する意 見が多数であったことから、実装必須帳票としている。 納税義務者への説明内容を充実させるため、申告期限も出力する。	必須			
内部	37	未申告法人一覧	011003 7	申告義務があり、期限内に申告がない法人の一覧（申告期限の延長適用を加味して出力） 法人管理番号、法人名、申告区分、事業年度、最新異動区分（事務所等なし／解散／清算結 了／事務所廃止など）等を含む。	・単年度分別（予定・中 間、確定、均等割） ・申告期間別（申告予 定月の期間指定）	実装必須帳 票	—	—	代読不可	4.1.		-	必須			
内部	38	未申告法人一覧（減免）	011003 8	申告義務があり、期限内に申告がない平均等割課税法人のうち、法人基本情報の減免区分で減免 対象となっている法人の一覧。 法人管理番号、法人名、事業年度、最新異動区分（事務所等なし／解散／清算結了／事務 所廃止など）等を含む。		標準オプショ ン帳票	—	—	EUCで代読可	4.1.		申告がなければ減免は行えないため実務上必須であるといえず、ま た、EUCで作成可能であることも踏まえ、標準オプション帳票として定義 している。	任意			
内部	39	未申告法人調査票	011003 9	未申告の法人に対して、調査した結果を把握し、内部用に決定する帳票。法人基本情報など、シ ステム登録されている情報から活用できる項目は活用する。		標準オプショ ン帳票	—	—	代読不可	4.1.		-	任意			

009005_7_帳票要件_011法人住抜税

利用 区分	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部用 mm）	用紙サイズ （内部用 mm）	代替可能 （内部用 mm）	機能要件との対 応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		請求事項への対応予定（ヘッダ欄参照）	
													要領分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	40	業種別市町村税調（集計表）	011004 0	業種別（大分類）の調定金額（法人税割・均等割・合計）・件数の集計表。	・調定年月範囲指定	実装必須帳 票	—	—	代替不可	7.2.		各地方団体で統計や予算編成資料として活用することを想定してい る。 なお、出力は大分類としており、中分類以下のより柔軟な運用につい ては各地方団体の分析用途によりさまざまであることから、EUC等での出 力・集計でも対応可能とするため、その詳細までは定義していない。	必須	EUCにて下記の条件をもつて出力可能とするため汎用的な集計 VIEWを構築すること。 ・行政区・業種・単独分割別で、該当年度の法人件数と法人税 割調定額を出力 ・月ごとの行政区・業種・単独分割・税率・延長有無・税額有無 における法人税割額件数・法人税割調定額を出力 ・行政区・業種・法人種類・資本金等の額・法人税割税率・延 長有無・単独分割・税額有無・現年過年ごに、法人件数と法 人税割調定額を出力 ・行政区・業種・法人種類・資本金の額・税率・延長有無・単独 分割・税額有無・現年過年ごに、法人件数と法人税割調定額 を出力 ・月ごとの行政区・決算月・業種・税率における法人件数と法人 税割調定額を出力 ・該当期間中の均等割税率・法人種類・単独分割・現年過年・ 行政区にて、均等割件数・法人数・均等割額を出力 ・調定月・申告区分・行政区ごとに、該当年度の均等割額・申 告数を出力（税額がないもの（0円申告分）の内訳も別集計） ・行政区・申告区分・現年過年ごの法人件数表を出力		
内部	41	税割調定増減上位リスト	011004 1	法人別の前年度・現年度の調定額増減リスト。 増減が大きい法人別の前年度・現年度の法人税割調定額と増減額を一覧出力。	・調定年度 ・調定年月範囲指定 ・出力件数（上位○○ 法人）※任意入力項目	実装必須帳 票	—	—	EUCで代替可	7.2.		交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用 を想定している。 リスト形式で出力したものに様々な加工する可能性があることから、 EUCによる対応を可能としている。	必須			
内部	42	高額納税者リスト	011004 2	調定額の上位法人リスト。 法人名／法人税割／均等割／合計（法人税割・均等割）調定額などを出力。	・調定年月範囲 ・法人税割額（○○円 以上）※任意入力項目 ・合計（法人税割・均等 割）調定額（○○円以 上）※任意入力項目 ・出力件数（法人税割 額、上位○○法人）※ 任意入力項目	実装必須帳 票	—	—	EUCで代替可	7.2.		交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用 を想定している。 リスト形式で出力したものに様々な加工する可能性があることから、 EUCによる対応を可能としている。 出力条件が「法人税割額（○○円以上）※任意入力項目」を 基準として想定している。	必須			
内部	43	月別調定額内訳表（法人申告 別・現年度分）	011004 3	年度別の調定の内訳表。法人名、事業年度、申告区分、課税標準額、法人税割額、均等割 額、調定額などを出力。	・調定年月	実装必須帳 票	—	—	EUCで代替可	7.2.		-	必須			
内部	44	月別調定額内訳表（法人申告 別・過年度分）	011004 4	年度別の調定の内訳表。法人名、事業年度、申告区分、課税標準額、法人税割額、均等割 額、調定額などを出力。	・調定年月	実装必須帳 票	—	—	EUCで代替可	7.2.		-	必須			
内部	45	還付（マイナス調定）一覧（法 人別）	011004 5	還付（マイナス調定）が発生した法人の一覧（調定年度別・月別）。	・調定年月	実装必須帳 票	—	—	代替不可	7.2.		-	必須	申告データにより調定額が低減され、「調定額＜納付額」となっ たものを出力したいため、下記の条件に出力可能とするこ （EUCによる輸出でも可）。 管理番号、申告区分、事業年度、調定異動額、還付金額		
内部	46	月別調定額集計表（税率別）	011004 6	指定年月の税率別の各申告や還付の集計表。 指定した調定月分と年度累計が表示される。	・調定年月	実装必須帳 票	—	—	代替不可	7.2.		交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用 を想定している。 特に、超過税率など複数の税率がある場合に、税率別での対象法 人・税収効果などを確認するために活用可能としている。	必須			
内部	47	月別調定額一覧表（税率別）	011004 7	指定年度の月別・税率別の調定集計月の一覧。 法人税割・均等割別の標準税率分・超過税率分・合計を表示。	・調定年度	実装必須帳 票	—	—	EUCで代替可	7.2.	※主に、交付税資料や予算調製の確認に使用。 ※法人税割と均等割を別帳票にすることも可。	交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用 を想定している。 一つの帳票の9年4月～(N+1)年3月までの調定集計額を出力した 帳票。	必須			
内部	48	月別調定額集計表（月別集計 表）	011004 8	調定年月単位の調定集計。法人税割・均等割・合計額と件数を、現年度・過年度分・合計分で 出力。 該当調定月、該当調定年度累計の調定額・調定件数を出力。	・調定年月	実装必須帳 票	—	—	代替不可	7.2.	現年度分・過年度分で帳票を分けるとも可とする。 その場合、合計分の出力は不要とする。	調定決算などの根拠資料として必須であると想定し定義している。 現年度と過年度を、1枚の帳票で項目出力できる場合と、それぞれを 1枚の帳票で出力する場合があるが、そのいずれでも適用は可能であ るとして、帳票の形式は固定しないこととした。	必須			
内部	49	調定額異動集計表	011004 9	現年分・過年分、法人税割/均等割の前月末までの累計、当月末累計、当月の増減額の集計表 および前年度同月末の合計と増減額。	・調定年月	実装必須帳 票	—	—	代替不可	7.2.		調定の増減を確認し、各地方団体での予算編成や執行管理に活用 することを想定している。 地方団体における需要が大きい帳票であるため、実装必須帳票とし ている。	必須			
内部	50	繰越控除対象一覧	011005 0	税割控除・租税免除に基づく繰越対象法人の一覧。 法人管理番号、法人名、事業年度、減額更正日、控除対象額、控除未済額、控除対象期間の 終了年月日などを出力。		標準オプション 帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.		-	任意			

009005_7_帳票案件_011法人住抜税

利用 区分	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外切線 mm）	用紙サイズ （内切線 mm）	代読可能 （内切線 mm）	印刷要件との対 応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		審査事項への対応予定（ヘッダ留意）	
													審査分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	51	法人索引簿	011005 1	法人の名称、法人区分、住所、現況（最新異動）、事業年度など出力される一覧表。	・法人名称及び住所 ・異動毎月日範囲 ・法人区分 ・分割区分 ・異動区分 ・申請番号 ・決算年月	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	8.1.		各地方団体において、法人住民税システムに登録されている法人の 様々な状態等を指定して出力し、調査や分析、業務処理の確認を行 うことが定まれる。この用途に対応するため、法人基本情報の出 力に特化したEUC機能として本帳票を定義している。	必須			
内部	52	法人台帳	011005 2	法人基本情報の台帳情報を掲載。	力） ・法人名称カナ（単件出 力） ・法人管理番号の範囲指 定（複数件出力） ※同一番号で単件も可	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	8.1.		法人索引簿よりさらに出力項目を増やし、より詳細な情報を確認し て運用に役立てていくニーズが想定されている。ただし、法人基本 情報画面での確認やEUC機能によって対応することも可能。	必須			
内部	53	課税台帳	011005 3	法人ごとの申告課税の内容を掲載。	・法人名称（単件出 力） ・法人名称カナ（単件出 力） ・課税年月（単月の複数 件出力） ・法人管理番号の範囲指 定（複数件出力） ※同一番号で単件も可	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	8.1.		申告チェックリストよりも詳細な情報を出力する場合に使用する。画面 の確認やEUC機能によっても目的を兼ねることから、実装形式は問 わない。	必須			
内部	54	通算法人又は連結法人一覧表	011005 4	通算法人/連結法人の一覧表。通算/連結税法人及び通算/連結子法人の確認が可能。		標準オプション 帳票	—	—	EUCで代読可	1.1.	-	-	任意			
内部	55	税理士間与法人一覧	011005 5	税理士ごに間与している法人の一覧表。税理士がマスタ管理されている場合を想定。		標準オプション 帳票	—	—	EUCで代読可	1.1.	-	-	任意			
内部	56	課税標準通知データ突合リスト （未登録）	011005 6	eTAXから税理士間の課税標準通知データと突合した結果として、法人基本情報又は法人番号 が未登録で結びつきできなかった法人の一覧。	・全体 ・通知年月	標準オプション 帳票	—	—	代読不可	2.3.	-	-	任意			
内部	57	課税標準通知データ突合リスト （取込結果・不一致）	011005 7	eTAXから取込んだ課税標準通知データと突合した法人番号・発行番号・法人管理番号・法 人名・申告区分・事業年度・突合結果・不一致箇所などを表示するリスト。	・全体 ・不一致 ・通知年月	標準オプション 帳票	—	—	代読不可	2.3.	-	-	任意			
内部	58	課税標準通知データ未処理リ スト	011005 8	課税標準通知データとの突合状況が処理済になっていない課税情報の一覧。法人管理番 号、法人名、申告区分、事業年度、申告年月日などを表示する。	・申告区分別（確定／ 修正／更正／決定等） ・申告年月	標準オプション 帳票	—	—	EUCで代読可	2.3.		機能要件2.3.10に対応する帳票。課税標準通知データが未受 領で突合処理できていない課税情報の適正性を確認する等の業務を 可能とする処理帳票として定義している。 なお、他の課税標準通知データ突合の処理と異なり、取込→突合 →結果出力という一連の流れとは異なり出力されるものであり、法人 住民税システムに登録されている確定申告書及び修正申告書の課税情報 の存在の有、処理済になっていないもの以外のもを抽出できれば足りる ことからEUCで代読することも可能とした。	任意			
内部	59	申告一括処理結果（eTAX課 税）	011005 9	eTAX連携データを取り込み、取込処理できた申告、エラー・アラートとなった申告の法人名、事業 年度、申告区分、エラー・アラート内容などを申告別に出力するリスト。	・申告毎月日範囲指定 ・取込可能分 ・エラー分	標準オプション 帳票	—	—	代読不可	2.2.		eTAXデータを取込んだ際に、取込可能なデータエラーとなったデー タ、取込可能だが注意すべきデータを振り分けて確認するための帳票で ある。 ただし、取込んだ申告データの確認は申告チェックリストその他の帳票で も対応可能であるため、エラー・アラートとなつた申告書特定して確認 作業を効率的に進めることが可能な場合には、ペーパーレスの観点か ら、画面確認により代読することを可能としている。 この場合の画面確認とは、帳票を出力する場合と同等の運用ができる ことを前提としているため、法人ごとの申告書登録画面に開閉せず、 も、各種エラー・アラートとなっている申告書を一元化し確認でき、エ ラー・アラート分を効率的に登録・更新することが可能な構成が必要と なる。	任意			
内部	60	申告一括処理結果	011006 0	パンチOCRデータを取り込み、取込処理できた申告、エラー・アラートとなった申告の法人名、事業 年度、申告区分、エラー・アラート内容などを申告別に出力するリスト。	・申告年月日範囲指定 ・取込可能分 ・エラー分	標準オプション 帳票	—	—	代読不可	2.2.		eTAXと同様に、パンチデータOCRデータを取込取込処理した場合の結果 を出力することを定義している。なお、パンチOCRデータの取込は標 準オプション機能であるため、当該機能を実装する場合に限り、併せて 実装することを想定している。	任意			
内部	61	更正決定対象リスト	011006 1	更正決定通知書を送る法人の一覧表。 法人管理番号、法人名、対象の事業年度、更正後の法人税額・均等割額・合計額、差引税額、 更正請求日、更正決定日などを出力。	・更正決定の通知日	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	3.1.		更正決定決議を行う際に、決議文書に添付することを想定している。 各地方団体で更正決定決議がシステムでの、詳細な議事内容別の 決議書で確認することが前提となることから、本帳票はその補完的な位 置付けとなる。したがって、更正決定決議を行う対象件数などの最低 限の内容がなければ足りるから、EUC機能による対応でも可とした。 なお、業務処理に際しては、本帳票をみなす申告通知書を送る 法人の一覧表として使用することも許容する。	必須			
内部	62	除却法人一覧	011006 2	除却登録を行った法人の一覧。 法人管理番号、法人名称、所在地、最新異動区分、除却年月日などを出力。	・除却年月日範囲指定	実装必須帳 票	—	—	EUCで代読可	1.1.	-	-	必須			
内部	63	分割異動変更法人一覧	011900 1	一覧には京都市本店法人の、法人名、事業年度、法人税割額、修正前後の分割基準が記載さ れている。		京都市独自 帳票	—	—	EUCで代読可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		

利用区分	通番	帳票名称	帳票ID	帳票画面（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙（外枠幅mm）	用紙サイズ（外枠幅mm）	代替符号（内枠幅mm）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市重要事項		要求事項への対応予定（〇×付両方）	
													要領分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補正事項
内部	64	番号簿	0119002	かたしもの。 各行政区（担当署）ごとに分けて、新規法人へ附属する際に空白番号欄のため使用		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	65	中間申告書対象注意リスト	0119003	税額であるが中間申告必要と登録されたものリスト（法人税額が一年換算20万円を超える場合で中間申告が必要とされている場合、20万円以下の場合は中間申告が必要とされている場合）。再確認用。		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	66	戻込納付金作リスト	0119004	戻込決定した内容の一覧		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	67	延滞・延滞・延滞・延滞	0119005	付額がすでに入力された予定申告の金額と異なる場合など。出力されるエラーリスト。 エラー対象は下記の通り。 ・予定・中間申告入力時、前期確定申告・決定がない場合、前期確定申告・決定の法人税額と一致しない場合。 ・予定・中間修正および更正入力時、該当事業年度に予定・中間申告が無い場合、予定・中間申告額・控除額が一致しない場合に出力。 ・確定申告・決定入力時、該当事業年度に予定・中間申告及び戻込決定が無い場合、戻納付額と予定・中間申告額及び戻込決定額が異なる場合に出力。 ・確定修正申告・更正入力時、同一事業年度の確定申告・決定がない場合、入力する戻納付額と直前の決定額が異なる場合に出力。		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	68	固定異動作成エラーリスト	0119006	である場合にその対象をリスト出力したもの。一般的に許容されない事項であり、その事由確認のため。		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	69	C 3 1 1 集計表	0119007	入力されたデータと実際に発生したデータの入力件数・エラー件数・エラーコード・エラーコードごとの件数を出力するもの。 エラーとは、下記のものをいう。 ・二重決定となる場合 ・超過する前申告データがない場合 ・超過する前申告データ一致すべき金額が一致しない場合		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	70	繰戻マスタ・穿孔データ編集エラーリスト	0119008	エラーの種類と管理番号、エラー名など項目を出力 本エラーとは下記のものをいう。 ・前期繰戻マスタエラー ・繰戻調整額不一致エラー ・還付法人税不一致エラー ・欠損発生事業年度異動エラー ・当期繰戻調整額エラー		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	エラー一覧をEUC機能にて出力することを想定		
内部	71	繰戻マスタ・正常分 / 注釈エラーリスト	0119009	エラー・エラーコード・エラー名など項目を出力 し入力されたデータのチェック項目は下記の通り。 ・前期繰戻未済額があるか ・前期繰戻未済額・当期繰戻前繰戻未済額が一致しているか ・欠損（繰戻戻付）発生事業年度に誤りがないか ・申告データの当期繰戻額と差異がないか		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	72	特定寄附金税額控除適用分申告書内容リスト	0119010	交付税機資料作成部での使用 特定寄附金税額控除のある申告内容出力 管理番号・事業年度・申告区分・決定月・特定寄附金税額控除が最低限出力必要		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	73	仮装経理の税額控除適用分申告書内容リスト	0119011	交付税機資料作成部での使用 仮装経理の税額控除のある申告内容出力 管理番号・事業年度・申告区分・決定月・仮装経理の税額控除が最低限出力必要		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	74	租税条約に係る税額控除適用分申告書内容リスト	0119012	交付税機資料作成部での使用 租税条約に係る税額控除のある申告内容出力 管理番号・事業年度・申告区分・決定月・租税条約に係る税額控除が最低限出力必要		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	75	A表（均等割税率表、法人種類別決定額表）	0119013	統計・減額対応で使用 該当期間中の均等割税率・法人種類・単独分額・現年過年・行政区ごとで、均等割税率・法人数・均等割額を出力するもの。		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	EUCにて下記条件をもって出力可能とするため汎用的な集計VIEWを構築すること。 ・該当期間中の均等割税率・法人種類・単独分額・現年過年・行政区ごとで、均等割税率・法人数・均等割額を出力する		
内部	76	B表（調定月別、申告区分別、納付均等割決定額表）	0119014	統計・減額対応で使用 調定月・申告区分・行政区ごと、該当年度の均等割額・申告数出力（税額がないもの（0円申告分）の内訳も別集計）するもの。		京都市独自帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	EUCにて下記条件をもって出力可能とするため汎用的な集計VIEWを構築すること。 ・調定月・申告区分・行政区ごと、該当年度の均等割額・申告数出力（税額がないもの（0円申告分）の内訳も別集計）する		

009005_7_帳票要件_011法人住民税

利用 区分 P1/P2	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部用 mm）	用紙サイズ （内部用 mm）	代替可能 （内部用 mm）	機能要件との対 応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		請求事項への対応予定（ベンダ側面）	
													要項分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	77	区分件数表	011901 5	統計・議会対応で使用 該当年度（期間）における行政区・申告区分・現年過年ごとの件数表を出力するもの。		京都市独自 帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	EUCにて下記の条件をもつて出力可能とするため汎用的な集計 VIEWを実装すること。 ・該当年度（期間）における行政区・申告区分・現年過年ごとの 件数表を出力する		
内部	78	法人市民税事業所税用リスト	011901 6	事業所税登録があり、法人市民税で均等割が2か所以上課税されている法人及び、事業所税に 課税なく、法人市民税に3か所以上の行政区において課税されている法人について、事業所税コード、決算月、減免サイン、法人名、法人市民税管理番号、事業年度、均等割課税されている行政区を出力するもの。		京都市独自 帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	79	法人市民税事業所税用リスト （リンク無し70人分以上）	011901 7	事業所税の課税額証明用 従業員数が80名以上の法人について事業所税コード、決算月、減免サイン、法人名、法人市民税 管理番号、事業年度、均等割課税されている行政区を出力するもの。		京都市独自 帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	80	法人市民税・証明停止マスター 異動確認票	011901 8	証明停止した管理番号・事業年度・法人名を出力するもの。 証明停止中の法人をリスト出力でも可		京都市独自 帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		
内部	81	公益法人等中間申告書対象注 意リスト	011901 9	中間申告不要法人に適用中間申告書のデータが入力された票出力するもの。 管理番号・法人名・法人種類を出力		京都市独自 帳票	—	—	EUCで代替可	-	-	-	必須	必要なデータをEUC機能にて出力することを想定		

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

全市型登録事項												登記記録・評価地価による特種の帳票		登記記録・評価地価による特種の帳票		登記記録・評価地価による特種の帳票	
区分	用途	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用途（外部確認）	用紙サイズ（外部確認）	代替用紙（内部確認）	印刷制作の有無	備考	製作の考え方・理由	要証分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補記事項	
外部	1	土地（補充）課税台帳（閲覧用）	0120001	資産ごとの情報に特に関するものの帳簿。土地一筆ごとに所有者の氏名・住所や、所在地・地目・地積などが記載されている。 都市計画図に添った項目も記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる地区を指定できること。> <対象となる納税義務者を指定できること。（一物件一筆票となること。）>	実施必須帳票	汎用紙	A4横	—	1.1. 1.2 11.1.		規定資産課税台帳の閲覧については、納税義務者以外の者も、閲覧できる場合がある。 その場合、納税義務者が所有している固定資産のうち特定の固定資産のみの情報を閲覧に供する必要があるため、本帳票を要件化している。 短番番号（納税義務者番号を含む。）については、当該番号から個人情報を特定できる可能性が高いため、匿名番号を帳票上に併記することを禁止している団体もあることから、標準仕様書においては短番番号の項目印字を定めない。 ただし、各団体の申請において、毎年番号帳票（メーカ付）を送付することは可能なものとする（全ての帳票について同様、FAG No.3.1と同様の方針）。 「外部帳票・内部帳票において印字される定型文（通知内容、数式文、お問い合わせ先、納付場所）については、地方団体において条約等で定める内容も多いため、本社帳票において詳細な変更は行っていない。また、設定文言は各地方団体の帳票とは帳票の色違いと記載する旨の注記を付す。（全ての帳票について同様、税務・税務システム標準仕様書「外部帳票・内部帳票」における定型文の取扱いと同様の方針。」	下記項目を印字すること。 「地域情報理由」「地域情報理由」(注)備考欄に印字すること（登記記録・評価地価による特種の帳票）。 「課税標準額の区分」（当該課税標準額の場合、「小規模住宅用地・一般住宅用地・存在宅用地」と別を表示。 なお、すべて小規模住宅用地に当てはまる場合は「課税標準額の区分-小規模住宅用地」のみに小規模住宅用地の名称を表示。 ただし、評価地価が市況化区域地域の場合は「市況化区域地域」と表示、農地課税の場合は「農地」と表示し、山林課税の場合は「山林」と表示。 ただし、評価地価が生産緑地地区内宅地、農業施設用地の場合は「生産緑地地区内宅地」、「農業施設用地」と表示、山林課税の場合は「山林」と表示。				
内部	2	土地（補充）課税台帳（内部用）	0120002	資産ごとの情報を確認するための帳簿。土地一筆ごとに所有者の氏名・住所や、所在地・地目・地積などの記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる地区を指定できること。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	標準オプション帳票	—	—	代替不可	1.1. 1.2.			不要				
内部	3	土地登記情報システムの異動確認表	0120003	土地登記情報システム上の異動入力結果を確認するための帳簿。 指定した任意の期間内に発生した年度の土地登記情報システム上の情報の異動入力があった土地の一覧表で、各土地について、異動前後の情報（所有権移転事由を含む。）が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <確認の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる地区を指定できること。> <異動事由を指定できること。> <土地の地目を指定できること。> <標準オプション出力条件> <届出者（入力者）を指定して出力できること。>	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	1.1.		-	必須				
内部	4	土地課税台帳の異動確認表	0120004	土地課税台帳及び土地権利課税台帳上の異動入力結果を確認するための帳簿。 指定した任意の期間内に発生した年度の土地権利課税台帳上の情報の異動入力があった土地の一覧表で、各土地について、異動前後の情報（所有権移転事由を含む。）が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <確認の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる地区を指定できること。> <異動事由を指定できること。> <土地の地目を指定できること。> <標準オプション出力条件> <届出者（入力者）を指定して出力できること。>	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	1.2.		-	必須				
内部	5	課税標準額算出表	0120005	課税標準額の算出過程を確認するための帳簿。 指定した年度における特定の資産の課税標準額の算出の過程を表す帳票で、課税標準額、負担水準率が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。（一物件一筆票となること。）>	実施必須帳票	汎用紙	—	EUCで代替可	1.2.		過年度更正時の確認や、市民からの問合せ時に、職員が本帳票を参照に説明することが想定される。	必須				
内部	6	仮換地定期借入れ一覧表	0120006	換地契約までの間、仮換地に付された仮換地租を確認するための帳簿。 定期地である土地の一覧表で、各土地について、指定された仮換地の所在地等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる地区を指定できること。>	標準オプション帳票	—	—	EUCで代替可	1.2.		-	不要				
外部	7	家屋（補充）課税台帳（閲覧用）	0120007	資産ごとの情報に特に関するものの帳簿。家屋一筆ごとに所有者の氏名・住所や、床面積・構造などが記載されている。 都市計画図に添った項目も記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる家屋を指定できること。> <対象となる納税義務者を指定できること。（一物件一筆票となること。）>	実施必須帳票	汎用紙	A4横	—	2.1. 2.2. 11.1.		規定資産課税台帳の閲覧については、納税義務者以外の者も、閲覧できる場合がある。 その場合、納税義務者が所有している固定資産のうち特定の固定資産のみの情報を閲覧に供する必要があるため、本帳票を要件化している。	必須				
内部	8	家屋（補充）課税台帳（内部用）	0120008	資産ごとの情報を確認するための帳簿。家屋一筆ごとに所有者の氏名・住所や、床面積・構造などが記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる家屋を指定できること。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.1. 2.2.			不要				
内部	9	家屋登記情報システムの異動確認表	0120009	家屋登記情報システム上の異動入力結果を確認するための帳簿。 指定した任意の期間内に発生した年度の家屋登記情報システム上の情報の異動入力があった家屋の一覧表で、各家屋について、異動前後の情報（所有権移転事由を含む。）が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <確認の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる家屋を指定できること。> <対象となる地区（市区町村）を指定できること。> <異動事由を指定できること。> <家屋の用途を指定できること。> <標準オプション出力条件> <届出者（入力者）を指定して出力できること。>	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	2.1.		-	必須				
内部	10	家屋課税台帳の異動確認表	0120010	家屋課税台帳及び家屋権利課税台帳上の異動入力結果を確認するための帳簿。 指定した任意の期間内に発生した年度の家屋権利課税台帳上の情報の異動入力があった家屋の一覧表で、各家屋について、異動前後の情報（所有権移転事由を含む。）が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <確認の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる家屋を指定できること。> <対象となる地区（市区町村）を指定できること。> <異動事由を指定できること。> <家屋の用途を指定できること。> <標準オプション出力条件> <届出者（入力者）を指定して出力できること。>	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	2.2.		-	必須				
外部	11	償却資産申告書（償却資産課税台帳）（専用紙か複写式）	0120011	地方税法施行規則第26号様式に基づき、帳簿。	<対象となる納税義務者を指定する。> <償却資産の種類・用途の有無を指定できること。> <マイワラジラジの設定の有無を指定できること。> <前年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。> <事業種目を指定できること。> <償却税額引当金の有無を指定できること。> <特別徴収引当金の有無を指定できること。> <前年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以上の納税義務者に係る（または申告の有無）を指定できること。> <標準オプション出力条件> <前年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者に係る（または申告の有無）を指定できること。>	標準オプション帳票	専用紙（複写式）	—	—	3.1.		紙の申告書の交付は、行政サービスの統一化に向けて行われるものであり、電子申告の普及が進むにつれてその必要性は低下していく。 そのため、事務コストをなるべく軽減する目的で、汎用紙による出力を実績後帳票として、電子式・専用紙による出力を標準オプション帳票としている。	紙の申告書の交付は、行政サービスの統一化に向けて行われるものであり、電子申告の普及が進むにつれてその必要性は低下していく。 そのため、事務コストをなるべく軽減する目的で、汎用紙による出力を実績後帳票として、電子式・専用紙による出力を標準オプション帳票としている。	不審			

009005_7_ 様式要件_012固定資産税

利用区分		通し番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	提出出力条件	実施区分	用紙（外部帳票）	用紙サイズ（外部帳票）	代替可否（内部帳票）	帳票群対応の有無	備考	案件の考え方・理由	本市置式帳票		置式帳票への対応予定（ペーパー削減）	
外部	内部													要否分類	固有の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	12		償却資産申告書（償却資産課税台帳）（専用紙）	0120012	地方税法施行規則第26号様式に基づく帳票。	-対象となる納税義務者を指定する。 -電気伝導フリの設定の有無を指定できること。 -サリ入力フリの設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税類型の設定の有無を指定できること。 -特例類型の設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプション出力条件> -申告年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	標準オプション帳票	専用紙	—	—	3.1.		同上	不要			
外部	13		償却資産申告書（償却資産課税台帳）（汎用紙）	0120013	地方税法施行規則第26号様式に基づく帳票。	-対象となる納税義務者を指定する。 -電気伝導フリの設定の有無を指定できること。 -サリ入力フリの設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税類型の設定の有無を指定できること。 -特例類型の設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプション出力条件> -申告年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	実施必須帳票	汎用紙	—	—	3.1.	本帳票は汎用紙のため、色指定は地方自治体の制約に要する。	同上	必須			
内部	14		償却資産評価調査書	0120014	償却資産評価調査書の情報は、償却資産課税台帳の情報をもとに、評価額や決定価格、課税標準額等の情報が記載されている。	-対象となる年度を指定する。 -対象となる納税義務者を指定する。	実施必須帳票	—	—	代替不可	3.1.		処分が市町村長であるため、外部帳票ではなく、内部帳票として処理した。	必須			
外部	15		種類別明細書（全資産用・フリ申告用）（専用紙かつ複写式）	0120015	地方税法施行規則第26号様式別表1に基づく帳票。	-対象となる納税義務者を指定する。 -電気伝導フリの設定の有無を指定できること。 -サリ入力フリの設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税類型の設定の有無を指定できること。 -特例類型の設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプション出力条件> -申告年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	標準オプション帳票	専用紙かつ複写式	—	—	3.1.	他の申告書の提供は、行政サービスの一環として行われるものであり、電子申告の普及が促進につれてその必要性が低下していく。 そのため、事務コストをなるべく軽減する目的で、汎用紙による出力を実績必須帳票として、複写式・専用紙による出力を標準オプション帳票としている。	不要				
外部	16		種類別明細書（全資産用・フリ申告用）（専用紙）	0120016	地方税法施行規則第26号様式別表1に基づく帳票。	-対象となる納税義務者を指定する。 -電気伝導フリの設定の有無を指定できること。 -サリ入力フリの設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税類型の設定の有無を指定できること。 -特例類型の設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプション出力条件> -申告年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	標準オプション帳票	専用紙	—	—	3.1.	同上	不要				
外部	17		種類別明細書（全資産用・フリ申告用）（汎用紙）	0120017	地方税法施行規則第26号様式別表1に基づく帳票。	-対象となる納税義務者を指定する。 -電気伝導フリの設定の有無を指定できること。 -サリ入力フリの設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税類型の設定の有無を指定できること。 -特例類型の設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプション出力条件> -申告年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	実施必須帳票	汎用紙	—	—	3.1.	本帳票は汎用紙のため、色指定は地方自治体の制約に要する。	同上	必須			
外部	18		種類別明細書（増減資産用）（専用紙かつ複写式）	0120018	地方税法施行規則第26号様式別表2に基づく帳票。	-対象となる納税義務者を指定する。 -電気伝導フリの設定の有無を指定できること。 -サリ入力フリの設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税類型の設定の有無を指定できること。 -特例類型の設定の有無を指定できること。 -申告年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプション出力条件> -申告年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	標準オプション帳票	専用紙かつ複写式	—	—	3.1.	同上	不要				

009005_7_ 様式案件_012固定資産税

利用 区分 区分	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	提出出力条件	実施区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	帳票作 成の対 応	備考	案件の考え方・理由	本市置業事項		置業事項への対応予定（ペナジ設置）		
													要望分類	固有の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
外部	19	種類別明細書（増減資産用）（専用紙）	0120019	地方税法施行規則第26号様式附表2に基づく帳票。	-対象となる納税義務者を指定する。 -電気伝送装置の設置の有無を指定できること。 -サリ入力プログラムの設置の有無を指定できること。 -前年度又は一定期間（複数年度）の申告の有無を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税期間の設置の有無を指定できること。 -特例期間の設置の有無を指定できること。 -前年度又は一定期間（複数年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプシ出力条件> -前年度又は一定期間（複数年度）の決定価額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価額を指定できること。	標準オプ シ ン 帳 票	専用紙	—	—	3.1.		同上	不要				
外部	20	種類別明細書（増減資産用）（汎用紙）	0120020	地方税法施行規則第26号様式附表2に基づく帳票。	-対象となる納税義務者を指定する。 -電気伝送装置の設置の有無を指定できること。 -サリ入力プログラムの設置の有無を指定できること。 -前年度又は一定期間（複数年度）の申告の有無を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税期間の設置の有無を指定できること。 -前年度又は一定期間（複数年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプシ出力条件> -前年度又は一定期間（複数年度）の決定価額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価額を指定できること。	課税必 須 帳 票	汎用紙	—	—	3.1.		同上	必須				
外部	21	償却資産課税台帳（簡便用）	0120021	地方税法施行規則第26号様式に基づく帳票。 前年度又は前年度の償却資産課税台帳の情報を閲覧の用に供する（自治体によっては交付するケースもある）ための帳票。	-対象となる年度を指定する。 -対象となる納税義務者を指定する。	課税必 須 帳 票	汎用紙	—	—	3.1.		出力条件の「対象となる年度」は、償却資産課税台帳の取得情報を閲覧用に出力する場合、指定する条件である。	必須	本帳票は事業者からの申請に基づき閲覧の用に供することを想定した帳票。			
外部	22	種類別明細書（簡便用）	0120022	地方税法施行規則第26号様式に基づく帳票。 前年度又は前年度の固定資産税システム上で発行している償却資産課税台帳の情報を閲覧の用に供する（自治体によっては交付するケースもある）ための帳票。	-対象となる年度を指定する。 -対象となる納税義務者を指定する。	標準オプ シ ン 帳 票	汎用紙	—	—	3.1.		出力条件の「対象となる年度」は、償却資産課税台帳の取得情報を閲覧用に出力する場合、指定する条件である。	必須	本帳票は事業者からの申請に基づき閲覧の用に供することを想定した帳票。			
内部	23	償却サリ入力確認シート	0120023	償却資産申告書でサリ入力結果を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に指定した年度の償却資産課税台帳に、申告された数値等の入力があった納税義務者の一覧表で、各納税義務者について、パンチ入力後の情報が記載されている。	-対象となる年度を指定する。 -課税の対象となる処理を行う期間を指定する。 <標準オプシ出力条件> -対象となる納税義務者を指定できること。	課税必 須 帳 票	—	—	EUCで代替可	3.1.	サリ入力は、種類別明細書を確認せずに、償却資産申告書のみに確認する。	-	必須				
内部	24	償却資産差額迅速整理簿	0120024	償却資産申告書等の発送先住所を確認するための帳票。 当該年度の償却資産申告書等を発送する納税義務者の一覧表で、各納税義務者について、発送先住所が記載されている。	-対象となる年度を指定する。 <標準オプシ出力条件> -対象となる納税義務者を指定できること。	課税必 須 帳 票	—	—	EUCで代替可	3.1.		-	必須				
内部	25	抹消指示確認シート	0120025	「非課税期間」や「申告書」や「課税標準」を修正しない納税義務者に対して、システムに抹消指示を行う際に確認するための帳票。 パナミ実行時に指定した年度の償却資産課税台帳上の情報の登録があり、登録となった納税義務者の一覧表で、抹消ごとに課税標準額が記載されている。	-対象となる年度を指定する。 <標準オプシ出力条件> -対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ シ ン 帳 票	—	—	EUCで代替可	3.1.		地方団体によって、適用が異なることから、標準オプシ帳票として整理した。	不要				
内部	26	償却サリ申告書作成済資産一覧	0120026	償却資産のサリ申告を作成していない納税義務者を確認するための帳票。 当該年度の償却資産のサリ申告対象の納税義務者であるものの、課税対象となる償却資産がない場合などパナミ申告を作成していない納税義務者の一覧表で、納税義務者の氏名・名称が記載されている。	-対象となる年度を指定する。 <標準オプシ出力条件> -対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ シ ン 帳 票	—	—	EUCで代替可	3.1.		-	不要				
内部	27	償却サリ申告書作成済資産一覧	0120027	償却資産のサリ申告を内蔵して作成した納税義務者を確認するための帳票。 当該年度の償却資産のサリ申告対象の納税義務者のうち、償却資産のサリ申告を内蔵して作成した納税義務者の一覧表で、納税義務者の氏名・名称が記載されている。	-対象となる年度を指定する。 <標準オプシ出力条件> -対象となる納税義務者を指定できること。	課税必 須 帳 票	—	—	EUCで代替可	3.1.		-	必須				
外部	28	償却申告書内（汎用紙）※ 課税期日前の申告書内	0120028	課税期日前に納税義務者に対して、償却資産の申告を案内するための帳票。	-前年度申告の有無を指定できること。 -対象となる納税義務者を指定できること。 -前年度又は一定期間（複数年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -電気伝送装置の設置の有無を指定できること。 -サリ入力プログラムの設置の有無を指定できること。 -前年度又は一定期間（複数年度）の申告の有無（申告書（申告書交付日の指定なし）又は課税区分（申告書））を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税期間の設置の有無を指定できること。 -特例期間の設置の有無を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプシ出力条件> -前年度又は一定期間（複数年度）の決定価額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価額を指定できること。	課税必 須 帳 票	汎用紙	A4縦向き（2倍）	—	3.1.		償却資産申告書と併せて納税義務者別に交付することとされている。	必須	連絡先（問合せ先）については、税共通 機能ID：01601122以降の方針である（「お問い合わせ先」の項目が変更されている帳票について同様。）。「帳票の運用（問合せ先）」について、各項目（連絡先、担当者、氏名等）を任意に設定・修正できること。」			
外部	116	償却申告書内（はがき）※ 課税期日前の申告書内	0120116	課税期日前に納税義務者に対して、償却資産の申告を案内するための帳票。	-前年度申告の有無を指定できること。 -対象となる納税義務者を指定できること。 -前年度又は一定期間（複数年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 -電気伝送装置の設置の有無を指定できること。 -サリ入力プログラムの設置の有無を指定できること。 -前年度又は一定期間（複数年度）の申告の有無（申告書（申告書交付日の指定なし）又は課税区分（申告書））を指定できること。 -事業種目を指定できること。 -非課税期間の設置の有無を指定できること。 -特例期間の設置の有無を指定できること。 -申告種類（eLTAX申告の有無）を指定できること。 <標準オプシ出力条件> -前年度又は一定期間（複数年度）の決定価額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価額を指定できること。	標準オプ シ ン 帳 票	専用紙	はがき（2面）	—	3.1.		本帳票は「標準オプシ帳票」として定義しているが、汎用紙を利用する（償却申告書内（汎用紙）※ 課税期日前の申告書内）との整合のため、標準レシートを標準化対象としている。	必須				

009005_7_ 様式案件_012固定資産税

利用 区分 の項	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	提出出力条件	実施区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	帳票製 作との対 応	備考	案件の考え方・理由	本市置式事項		重要事項への対応予定（ペナリ該当）	
													要領分類	固有の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	29	償却申告書内（はがき）※課課用日目の申告書内	0120029	課課用日前に納税義務者に対して、償却資産の申告を案内するための帳票。 前年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 ・電話応接フックの設置の有無を指定できること。 ・サリ入フックの設置の有無を指定できること。 ・前年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無（未申告（申告受付日の設定なし）又は課税区分（みなし課税））を指定できること。 ・事業種目を指定できること。 ・非課税類型の設置の有無を指定できること。 ・特例期間の設置の有無を指定できること。 ・申告種類（eLTAx申告の有無）を指定できること。 ＜標準オプシ出力条件＞ ・前年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	標準オプ ション帳 票	専用紙（圧 縮はがき）	はがき（3面）	—	3.1.		本帳票は「標準オプシオン帳票」として定義しているが、汎用紙を利用する「償却申告書内（汎用紙）」も課課用日目の申告書内」上の整合のため、帳票レイアウトを標準化している。	不要				
外部	30	増減確認はがき（明細なし）	0120030	前年度の申告状況が一定の条件に該当する事業業に送付する帳票。本帳票に事業業が返送し、返送することを想定している。 同業種として、資産の増減の明細が記載されている。	・前年度申告の有無を指定できること。 ・対象となる納税義務者を指定できること。 ・前年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 ・電話応接フックの設置の有無を指定できること。 ・サリ入フックの設置の有無を指定できること。 ・前年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。 ・事業種目を指定できること。 ・非課税類型の設置の有無を指定できること。 ・特例期間の設置の有無を指定できること。 ・申告種類（eLTAx申告の有無）を指定できること。 ＜標準オプシ出力条件＞ ・前年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	標準オプ ション帳 票	専用紙（圧 縮はがき）	はがき（2面）	—	3.1.		増減確認はがきの種類としては、2つに分類され、資産の増減等ののみを申告させる増減確認はがきと、一定額以下の資産増減の場合はその種類別明細を記載して、確認した上で、増減等を申告させる増減確認はがきとがある。 増減確認はがきを利用する場合団体数が少ないことから標準オプシオン帳票とした。	不要			
外部	31	増減確認はがき（明細あり）	0120031	前年度の申告状況が一定の条件に該当する事業業に送付する帳票。本帳票に事業業が返送し、返送することを想定している。 同業種として、資産の増減の明細の他に、種類別明細が記載されている。	・前年度申告の有無を指定できること。 ・対象となる納税義務者を指定できること。 ・前年度又は一定期間（償却年度）の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。 ・前年度の資産増減額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の資産増減額を指定できること。 ・電話応接フックの設置の有無を指定できること。 ・サリ入フックの設置の有無を指定できること。 ・前年度又は一定期間（償却年度）の申告の有無を指定できること。 ・事業種目を指定できること。 ・非課税類型の設置の有無を指定できること。 ・特例期間の設置の有無を指定できること。 ・申告種類（eLTAx申告の有無）を指定できること。 ＜標準オプシ出力条件＞ ・前年度又は一定期間（償却年度）の決定価格が一定額以下の納税義務者を抽出する際の決定価格を指定できること。	標準オプ ション帳 票	専用紙（圧 縮はがき）	はがき（3面）	—	3.1.		同上	不要			
内部	32	償却申告状況一覧	0120032	償却資産の申告状況を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に、指定した年度分の償却資産の申告の状況（未申告も含む）を示した納税義務者の一覧表で、納税義務者の氏名・名称、住所等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ ション帳 票	—	—	EUCで代替可	3.1. 6.6.		-		必須		
内部	33	法人基本情報確認リスト	0120033	償却資産の納税義務者について、法人住民税システム上の法人基本情報（又は税務システム上の同名基本情報）に法人基本情報）を確認するための帳票。 指定した年度において、償却資産の納税義務者の一覧表で、各納税義務者について、法人住民税システム上の法人基本情報（又は税務システム上の同名基本情報）における法人の基本情報（名称、代表者名、設立年月日、開業年月日、法人の代表者、開業年月日等）が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必 須帳票 （注）	—	—	EUCで代替可	3.1.	※本案件については、団体の人口情報や組織体制に基いて帳票の表示状況にかなりの差異があることを留意し、当の他、【標準オプシオン帳票】へ反映して配置する。ただし、当該他は、おまで標準事業システムへの移行期における過渡的な対応として、今後、標準事業システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解決を図っていく予定である。	必須				
内部	34	未申告者一覧表	0120034	償却資産申告書の未申告を確認するための帳票。 申告を受け付けていない納税義務者の一覧表で、各納税義務者について、住所・電話番号、前年度課税標準額、死亡年月日・閉鎖年月日、申告書送付区分等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・当該年度における申告の有無（「未申告（申告受付日の設定なし）」又は課税区分（みなし課税））を指定する。 ・申告の有無を指定できること。 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	6.6.		本帳票により、未申告者を把握し、催告処理等を行う対象者を確認することとしている。	必須			
外部	35	償却資産の申告について（催告）（圧縮はがき）※申告期限後の申告書内	0120035	申告期限後に未申告である事業業に対して、償却資産の申告を催告するための帳票。	・対象となる年度を指定する。 ・当該年度における申告の有無（未申告（申告受付日の設定なし）又は課税区分（みなし課税））を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必 須帳票	専用紙（圧縮はがき）	はがき（3面）	—	6.6.		地方団体によっては催告書と呼ばれている帳票。 本帳票の用途は、圧縮はがき、はがき及び汎用紙を要件化しているが、圧縮はがきの利用が地方団体が多数であったため、圧縮はがきを必須必須帳票とし、それ以外の用紙を標準オプシオン帳票として整理した。	必須			
外部	36	償却資産の申告について（催告）（はがき）※申告期限後の申告書内	0120036	申告期限後に未申告である事業業に対して、償却資産の申告を催告するための帳票。	・対象となる年度を指定する。 ・当該年度における申告の有無（未申告（申告受付日の設定なし）又は課税区分（みなし課税））を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ ション帳 票	専用紙	はがき（両面）	—	6.6.		用紙は圧縮はがきではなく、普通はがき。	本帳票は「標準オプシオン帳票」として定義しているが、圧縮はがきを利用する「償却資産の申告について（催告）（圧縮はがき）」も課課用日目の申告書内」上の整合のため、帳票レイアウトを標準化している。	不要		
外部	37	償却資産の申告について（催告）（汎用紙）※申告期限後の申告書内	0120037	申告期限後に未申告である事業業に対して、償却資産の申告を催告するための帳票。	・対象となる年度を指定する。 ・当該年度における申告の有無（未申告（申告受付日の設定なし）又は課税区分（みなし課税））を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4縦	—	6.6.		本帳票は「標準オプシオン帳票」として定義しているが、圧縮はがきを利用する「償却資産の申告について（催告）（圧縮はがき）」も課課用日目の申告書内」上の整合のため、帳票レイアウトを標準化している。	不要			
内部	38	大店・知事配分一覧表	0120038	納税義務者ごとの大店配分・知事配分の決定価格、課税標準額、税額を確認するための帳票。 指定した年度において、大店配分・知事配分別の納税義務者の一覧表で、各納税義務者について、所有する大店配分・知事配分資産の決定価格、課税標準額、税額及びそれらの合計額が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる決定区分（大店配分・知事配分）を指定できること。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.		-		必須		
内部	39	償却申告異動経路確認リスト	0120039	償却資産の申告内容の異動状況を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に指定した年度の納税義務者情報の一覧表で、各納税義務者について、氏名や所属者氏名等の前年の情報も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・確認の対象となる異動を行った期間を指定する。 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ ション帳 票	—	—	EUCで代替可	3.1.		-		必須		

009005_7_ 様式案件_012固定資産税

利用 区分 内分	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	提出仕方の条件	実施 区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	帳票群 件との対 応	備考	案件の考え方・提出	本市課式案件		重要事項への対応予定（ペナジ紐番）	
													要領分類	固有の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	40	償却資産動経通帳リスト	0120040	償却資産の申出内容の異動状況を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に指定した年度の納税義務者の一覧表で、各納税義務者について、償却資産申出費の種別別の取得価額等の入力前後の情報が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「確認の対象となる処理を行った期間を指定する。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.	-	-	必須			
内部	41	償却一品異動経通帳リスト	0120041	償却資産一品の入力結果を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に指定した年度の納税義務者の償却資産一品の一覧表で、一品ごとに資産名称等の入力前後の情報が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「確認の対象となる処理を行った期間を指定する。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.	-	-	必須			
内部	42	償却異動入力確認リスト	0120042	種別別所屬費の入力結果を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に指定した年度の償却資産課税台帳に、申告された数値等の入力があった納税義務者の一覧表で、一品ごとに資産名称等の入力前後の情報が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「確認の対象となる処理を行った期間を指定する。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプシ帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.	-	-	必須			
内部	43	eLTAXサマリ確認リスト	0120043	eLTAXによる償却資産申告書のデータがサマリ取り込み結果を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に指定した年度のeLTAXのサマリ取り込みがあった納税義務者の一覧表で、各納税義務者について、取得価額等の情報が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「確認の対象となる処理を行った期間を指定する。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.	-	サマリ入力時は、種別別所屬費を登録せずに、償却資産申告書のみを登録すること。	必須			
内部	44	eLTAX所屬確認リスト	0120044	eLTAXによる種別別所屬費のデータの取り込み結果を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に指定した年度のeLTAXの種別別所屬費データの取り込みがあった納税義務者の納税義務者の一覧表で、一品ごとに取得価額等の情報が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「確認の対象となる処理を行った期間を指定する。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.	-	-	必須			
内部	45	新設・廃業事業開始チェックリスト	0120045	償却資産申告書等の提出対象者の更新のために利用する帳票。 指定した任意の期間内で開業または廃業した納税義務者の一覧表で、各納税義務者ごとに当該年度分の償却資産の有無が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「開業・廃業の別を指定できること。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.	-	法人基本情報の「収益事業開始年月日及び終了年月日」にて開業または廃業の別を判別する。	必須			
内部	46	過年度所屬登録忘れ一覧	0120046	過年度所屬の登録漏れを確認するための帳票。 指定した年度の過年度の種別別所屬費の登録漏れのある償却資産の一覧表で、一品ごとに取得年等の情報が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「開業・廃業の別を指定できること。」 ・対象となる資産の増加事由を指定できること。 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.	-	法人基本情報の「収益事業開始年月日及び終了年月日」にて開業または廃業の別を判別する。	必須			
内部	47	償却資産調査結果リスト	0120047	償却資産に係る調査結果を確認するための帳票。 指定した年度の償却資産に係る調査結果の一覧表で、事業場ごとに調査方法、確認結果が記載されている。	「対象となる調査日を指定できること。」 「対象となる調査方法（電話確認、資料提供依頼、実地調査）を指定できること。」	標準オプシ帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.	-	本帳票は不要とする地方団体や、EUC機能による出力を想定している地方団体があるため標準オプシ帳票として整理した。	不要			
内部	48	宛名情報異動一覧	0120048	宛名情報に異動があった納税義務者を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に個人情報に異動があった納税義務者の一覧表で、氏名、住所及び異動事由等の情報が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「異動の有無を指定できること。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・国外転出の有無を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	4.1.	-	-	必須			
外部	49	共有者氏名表（外部用）	0120049	共有者グループを構成する共有者を記載した帳票。 共有者の一覧表で氏名、住所、持分割合等が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「対象となる固定資産（土地・家屋）を指定する。」 「対象となる共有者を指定できること。」	実施必須帳票	汎用紙	A4横	—	4.2.	-	土地・家屋に係る共有者を印字するための帳票である。	必須			共有権証書に支拂調書対象等が含まれる場合、住所について、マスキング等の配慮ができること。
外部	50	共有者氏名表（償却資産）（外部用）	0120050	共有者グループを構成する共有者を記載した帳票。 共有者の一覧表で氏名、住所、持分割合等が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「対象となる固定資産（償却資産）を指定する。」 「対象となる共有者を指定できること。」	標準オプシ帳票	汎用紙	A4横	—	4.2.	-	償却資産に係る共有者を印字するための帳票である。利用している地方団体がないため、標準オプシ帳票として整理した。	不要			
内部	51	共有者氏名表（内部用）	0120051	共有者名を構成する共有者を確認するための帳票。 共有者の一覧表で氏名、住所、持分割合等が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「対象となる共有者を指定できること。」	標準オプシ帳票	—	—	EUCで代替可	4.2.	-	「共有者氏名表（外部用）」では、申請者に応じて、一部非表示とされる記載事項についてすべて記載された帳票であり、職員が共有者を確認するもの。	不要			
内部	52	非課税リスト	0120052	非課税の対象となっている納税義務者又は固定資産を確認するための帳票。 指定した年度において、非課税となっている納税義務者又は固定資産の一覧表で、非課税となつた事由及び非課税開始年等が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「対象となる地区を指定できること。」 「対象となる資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。」 「対象となる非課税の類型を指定できること。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.	-	-	必須			
内部	53	非課税所有権変更リスト	0120053	非課税の適用を受け固定資産が「所有権が変更された固定資産を確認するための帳票。 指定した年度において、非課税の適用を受け固定資産のうち、所有権が変更された資産の一覧表で、非課税の類型ごとに所在地、変更前後の所有権氏名等が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「対象となる地区を指定する。」 「対象となる固定資産（土地・家屋）を指定できること。」	標準オプシ帳票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.	-	-	不要			
内部	54	課税標準事項の特例異動リスト	0120054	特例の対象となっている課税標準事項又は固定資産を確認するための帳票。 指定した年度において、特例の類型ごとに、特例の対象となっている納税義務者又は固定資産の一覧表で、特例を適用させた課税標準事項等が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「対象となる地区を指定できること。」 「対象となる固定資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる特例の類型を指定できること。	実施必須帳票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.	-	-	必須			
内部	55	課税標準事項特例変更リスト	0120055	指定した年度において特例の対象でなくなった納税義務者又は固定資産を確認するための帳票。また、指定した年度において、前年度と異なる特例事項を設定している固定資産を確認することも可能。 指定した年度において、特例の対象でなくなった（特例事項が変更した）納税義務者又は固定資産の一覧表で、納税義務者の一覧表の場合には、特例の類型ごとに、氏名、住所等が記載され、固定資産の一覧表の場合には、特例の類型ごとに、所在地等が記載されている。	「対象となる年度を指定する。」 「対象となる特例の類型を指定できること。」 「対象となる固定資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。」 ＜標準オプシ出力条件＞ ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプシ帳票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.	-	-	必須			

009005_7_ 様式案件_012固定資産税

利用 区分 の 区分	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	提出出力条件	実施区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	帳票管 理の 区分	備考	案件の考え方・提出	本市置業事項		置業事項への対応予定（ペナジ設置）	
													要領分類	関係の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	56	税額の減額申請書(1)	0120056	税額の減額申請書の対象となる固定資産を確定するための帳票。 指定した任意の期間内に指定した年度分の税額の減額申請書の対象となる固定資産の一覧表で、各固定資産について、課税台帳及び補正課税台帳上の所在地、軽減税率等が記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる税目(土地・家屋)を指定できること。 対象となる資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。 対象となる課税を指定する場合には、家屋の構造の別を指定できること。 対象となる特例の適用を指定できること。	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.		-	必須			
外部	57	名寄帳票（補欠）課税台帳（土地・家屋・償却資産）	0120057	納税義務者ごとに、課税標準額の合計額が税額が記載され、当該納税義務者が所有する資産ごとに、評価額、課税標準額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定する。	実施必 須帳票	汎用紙	A4横	—	6.2. 11.1.			必須			
外部	58	名寄帳票（補欠）課税台帳（土地・家屋）	0120058	納税義務者ごとに、課税標準額の合計額が税額が記載され、当該納税義務者が所有する資産ごとに、評価額、課税標準額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定する。	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4横	—	6.2. 11.1.		「外部帳票におけるフォントサイズや特例の印字位置等については、地方団体において調整可能としている。（全ての帳票について同様。税務システム標準仕様書「外部帳票の定義と関係の注釈。」） 各項目間の位置関係など、横書き(landscape)と縦書き(portrait)と大幅な差異があれば、帳票の完全な再現を要するものではない。その際にして、項目の追加や帳票の変更などがない限り、項目の表示・非表示の制御（印字項目・横書きで項目の表示・非表示を定義している項目に限る。）や色(文字・色)の変更、スプレッドの指定などは可とする。	必須	「地価補正理由(注帳票欄)に印字できること		
外部	59	土地価格等軽減税帳票	0120059	地方税法施行規則第33号の2様式に基づく帳票。 土地（補欠）課税台帳に登録された価格等が記載された帳票で、土地に係る固定資産税の納税者の総覧に供する。	対象となる年度を指定する。 対象となる土地を指定する。 対象となる地区を指定する。 対象となる土地の地区を指定する。	実施必 須帳票	汎用紙	A4横	—	1.2.		-	必須			
外部	60	家屋価格等軽減税帳票	0120060	地方税法施行規則第33号の3様式に基づく帳票。 家屋（補欠）課税台帳に登録された価格等が記載された帳票で、家屋に係る固定資産税の納税者の総覧に供する。	対象となる年度を指定する。 対象となる土地を指定する。 対象となる地区を指定する。	実施必 須帳票	汎用紙	A4横	—	2.2.		-	必須			
内部	61	課税表	0120061	課税結果を確認するための帳票。 当初課税結果、税額更正処理等のタイミングで、当該処理によって発生した指定年度の固定資産税の明細税額、年税額等が、個人(法人・商号区分(土地・家屋・償却資産))ごと等に分割して記載されている。	対象となる年度を指定する。 集計の対象となる特定点を指定できること。 対象となる個人・法人の別を指定できること。	実施必 須帳票	—	—	代替不可	9.1. 11.1.		集計の対象となる特定点は、当初課税時点、更正・ 減額特定点及び出納管理特定点を想定している。	必須			
外部	62	納税通知書（土地・家屋・償却資産）	0120062	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税（土地・家屋・償却資産）の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定できること。	実施必 須帳票	専用紙	不定形（納付 書サイズ）	—	8.1. 11.1.		当初課税と更正・減額の場合で、納税通知書を分けたい適用もあるものの、本仕 様書においては、当初課税と更正・減額のうち同一の帳票を利用する整理した。また、 更正・減額の場合には、更正（課税）決定通知書や更正（償却）決定通知書 もあわせて送付する適用を想定している。	必須			
外部	63	納税通知書（土地・家屋・償却資産）	0120063	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税（土地・家屋・償却資産）の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定できること。	実施必 須帳票	汎用紙	A4横	—	8.1. 11.1.		当初課税と更正・減額の場合で、納税通知書を分けたい適用もあるものの、本仕 様書においては、当初課税と更正・減額のうち同一の帳票を利用する整理した。また、 更正・減額の場合には、更正（課税）決定通知書や更正（償却）決定通知書 もあわせて送付する適用を想定している。	必須			
外部	64	納税通知書（土地・家屋）	0120064	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税（土地・家屋）の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ ション帳 票	専用紙	不定形（納付 書サイズ）	—	8.1. 11.1.		当初課税と更正・減額の場合で、納税通知書を分けたい適用もあるものの、本仕 様書においては、当初課税と更正・減額のうち同一の帳票を利用する整理した。また、 更正・減額の場合には、更正（課税）決定通知書や更正（償却）決定通知書 もあわせて送付する適用を想定している。	不要			
外部	65	納税通知書（土地・家屋）	0120065	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税（土地・家屋）の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4横	—	8.1. 11.1.		当初課税と更正・減額の場合で、納税通知書を分けたい適用もあるものの、本仕 様書においては、当初課税と更正・減額のうち同一の帳票を利用する整理した。また、 更正・減額の場合には、更正（課税）決定通知書や更正（償却）決定通知書 もあわせて送付する適用を想定している。	必須	「荷表として代表者のみを送付すること」 「口座振替に関する各欄について、非該当の場合は空白とする。」		
外部	66	納税通知書（償却資産）	0120066	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税（償却資産）の税額等を通知する文書。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ ション帳 票	専用紙	不定形（納付 書サイズ）	—	8.1.		当初課税と更正・減額の場合で、納税通知書を分けたい適用もあるものの、本仕 様書においては、当初課税と更正・減額のうち同一の帳票を利用する整理した。また、 更正・減額の場合には、更正（課税）決定通知書や更正（償却）決定通知書 もあわせて送付する適用を想定している。 なお、地方団体によっては、当該帳票を土地及び家屋と償却資産を分けて送付する 適用を行っている地方団体もあることから、変更することとした。	不要			
外部	67	納税通知書（償却資産）	0120067	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税（償却資産）の税額等を通知する文書。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4横	—	8.1.		当初課税と更正・減額の場合で、納税通知書を分けたい適用もあるものの、本仕 様書においては、当初課税と更正・減額のうち同一の帳票を利用する整理した。また、 更正・減額の場合には、更正（課税）決定通知書や更正（償却）決定通知書 もあわせて送付する適用を想定している。 なお、地方団体によっては、当該帳票を土地及び家屋と償却資産を分けて送付する 適用を行っている地方団体もあることから、変更することとした。	必須			
外部	68	課税明細書	0120068	課税税額となる土地・家屋又は家屋一種ごとの所在地・税目・税額・課税標準額等の明細を記載した帳票。 都市計画税に係る項目も記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定できること。	実施必 須帳票	専用紙	不定形（納付 書サイズ）	—	8.1. 11.1.		全部が課税固定資産に係る項目の印字が無 システム導入時に地方団体が選択できること。	必須			
外部	69	課税明細書	0120069	課税税額となる土地・家屋又は家屋一種ごとの所在地・税目・税額・課税標準額等の明細を記載した帳票。 都市計画税に係る項目も記載されている。	対象となる年度を指定する。 対象となる納税義務者を指定できること。	実施必 須帳票	汎用紙	A4横	—	8.1. 11.1.		全部が課税固定資産に係る項目の印字が無 システム導入時に地方団体が選択できること。	必須			
外部	70	納付書	0120070	納付書(1)の納税義務者に対して、納税通知書とあわせて送付する帳票。		実施必 須帳票	専用紙（マルチ ハイアント紙 一様式）	不定形	—	8.1.		用紙や印字項目については、収納管理の要件 に従う。	必須			
内部	71	納税通知書作成表	0120071	納税通知書の出力条件が集計され記載されている帳票。	対象となる年度を指定する。 集計の対象となる特定点を指定する。 ＜標準オプス出力条件＞ ・郵便物の集配用を指定する。 ・納付方法（一納（口座）を指定する。 ・対象となる市町村を指定する。	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	8.1.		集計の対象となる特定点は、当初課税時点 を想定している。	-			

009005_7_ 補課案件_012固定資産税

利用 区分 区分	通し 順番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	発注仕様の条件	実施区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	帳票開 作上の対 応	備考	案件の考え方・理由	本市置業基準		置業基準への対応予定（ベンダ担当）	
													要置分類	固有の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	72	喪失簿	0120072	発行した納税通知書の記入番号に対応する居住者住所を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に発行した納税通知書の一覧で、各納税通知書について、納税義務者氏名、居住者住所等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <一覧表示出力条件を指定する。> <標準オプシヨンの出力条件> <対象となる納税義務者を指定できること。>	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	8.1.	-	-	必須			
内部	73	納税通知書引換一覧	0120073	発行した納税通知書の中から引き抜く対象となる納税通知書を特定するための帳票。 指定した任意の期間内に発行した納税通知書の更新及び変更があった納税通知書の一覧で、各納税通知書につ いて、封入番号等が一覧で記載されている。	<対象となる期間を指定する。> <標準オプシヨンの出力条件> <対象となる納税義務者を指定できること。>	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	8.1.	-	-	必須			
内部	74	区分所有に係る部分課税一覧表	0120074	区分所有の区分の部分課税を確認するための帳票。 区分所有の物件における当該年度の区分所有権の一覧表で、各区分所有権について、各建物上の部分 税課税等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる区分所有物件を指定する。> <対象となる区分所有権を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	—	—	EUCで代替可	2.2. 6.2.	-	-	不要			
内部	75	死亡一覧	0120075	納税義務者等が死亡したことを確認するための帳票。 納税義務者等の中から指定した任意の期間内における死亡一覧で、各死亡一覧について、氏名、住所、 死亡年月日等の情報が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる期間を指定できること。>	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	4.1.	-	-	必須			
外部	76	相続人代表者指定（変更） 票	0120076	この帳票 指定した年度に死亡した納税義務者について、氏名、住所、死亡年月日等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる納税義務者（相続人）を指定する。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.1.	-	本帳票をシステムから出力するか否かについては、地方団体によって運用が異なること から、「標準オプシヨンの帳票」にして要件化している。	必須			
外部	77	固定資産現所有権申告書	0120077	この帳票 指定した年度に死亡した納税義務者について、氏名、住所、死亡年月日等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる納税義務者（相続人）を指定する。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.1.	-	本帳票をシステムから出力するか否かについては、地方団体によって運用が異なること から、「標準オプシヨンの帳票」にして要件化している。	不要			
外部	115	相続人代表者指定（変更） 届書固定資産現所 有権申告書	0120115	帳票ID:0120076及び0120077の2枚の	<対象となる年度を指定する。> <対象となる納税義務者（相続人）を指定する。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.1.	-	本帳票をシステムから出力するか否かについては、地方団体によって運用が異なること から、「標準オプシヨンの帳票」にして要件化している。	不要			
内部	78	減免リスト	0120078	減免対象となる固定資産を確認するための帳票。 指定した任意の期間内において、減免の類型ごとに、指定した年度分の減免の対象となった固定資産の一 覧表で、各固定資産について、課税台帳及び補完課税台帳上の所在地、減免額等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる納税対象（土地・家屋）を指定できること。> <減免の類型を指定できること。> <標準オプシヨンの出力条件> <対象となる納税義務者を指定できること。>	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.	-	-	必須			
内部	79	減免所有権変更リスト	0120079	減免の適用を受けける固定資産のうち、所有権が変更された固定資産を確認するための帳票。 指定した年度において、減免の適用を受けける固定資産のうち、所有権が変更された資産の一覧表で、減免 の原因ごとに所在地、変更前後の所有権氏名等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる期間を指定できること。> <対象となる固定資産（土地・家屋）を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.	-	-	必須			
内部	80	期間付減免等リスト	0120080	指定した年度が減免及び非課税の適用を受ける継続年度である固定資産を確認するための帳票。 指定した年度において、減免及び非課税の適用年度を認める固定資産の一覧表で、減免の類型及び非 課税の期間ごとに、所在地、減免名称等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる減免の期間を指定できること。> <対象となる非課税の期間を指定できること。> <対象となる固定資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.	-	-	不要			
外部	81	減免決定通知書（土地・家屋・償却資産）	0120081	減免の申請書に対して、減免を行うことが決定した旨を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る減免申請による減免税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。> <対象となる固定資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。>	実施必 須帳票	汎用紙	A4縦	—	8.1. 11.1.	-	-	必須			
外部	82	減免決定通知書（土地・家屋）	0120082	減免の申請書に対して、減免を行うことが決定した旨を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る減免申請による減免税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。> <対象となる固定資産（土地・家屋）を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4縦	—	8.1. 11.1.	-	-	不要			
外部	83	減免決定通知書（償却資産）	0120083	減免の申請書に対して、減免を行うことが決定した旨を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る減免申請による減免税額等が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。> <対象となる固定資産（償却資産）を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	A4縦	—	8.1.	-	-	不要			
内部	84	更正対象一覧	0120084	更正処理前後の税額を納税義務者ごとに確認するための帳票。 指定した任意の期間内に発生した年度の更正処理を行った納税義務者の一覧表で、期別税額、年税額 等の更正前後の情報が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <対象となる期間を指定できること。> <標準オプシヨンの出力条件> <更正内容（増減割合）を指定できること。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.2. 2.2. 3.1.	-	-	必須			
内部	85	更正（償還）決定決議書（土地・家屋・償却資 産）	0120085	税額更正処理における決議事項を行うための帳票。 指定した任意の期間内に対象となる納税義務者に係る固定資産税の更正前後の年税額等が記載されて いる。	<対象となる年度を指定する。> <通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	実施必 須帳票	汎用紙	—	代替不可	8.1. 11.1.	-	-	必須			
内部	86	更正（償還）決定決議書（土地・家屋・償却資 産）	0120086	指定した任意の期間内に土地（補完）課税台帳、家屋（補完）課税台帳及び償却資産課税台帳上 の情報の更正があった資産（土地・家屋・償却資産）の一覧表で、各資産について、更正前後の情報が記 載されている。	<対象となる年度を指定する。> <通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	実施必 須帳票	汎用紙	—	代替不可	8.1. 11.1.	-	-	必須			
内部	87	更正（償還）決定決議書（土地・家屋）	0120087	指定した任意の期間内に対象となる納税義務者に係る固定資産税の更正前後の年税額等が記載されて いる。 都市計画税に係る項目も記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	—	代替不可	8.1. 11.1.	-	-	不要			
内部	88	更正（償還）決定決議書（土地・家屋）	0120088	税額更正処理における決議事項を行うための帳票。 指定した任意の期間内に土地（補完）課税台帳及び家屋（補完）課税台帳上の情報の更正があった資 産（土地・家屋）の一覧表で、各資産について、更正前後の情報が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	—	代替不可	8.1. 11.1.	-	-	不要			
内部	89	更正（償還）決定決議書（償却資産）	0120089	税額更正処理における決議事項を行うための帳票。 指定した任意の期間内に発生した年度の更正処理を行った納税義務者の一覧表で、期別税額、年税額 等の更正前後の情報が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	—	代替不可	8.1.	-	-	不要			
内部	90	更正（償還）決定決議書（償却資産）	0120090	税額更正処理における決議事項を行うための帳票。 指定した任意の期間内に発生した年度の更正があった資産（償却資産）の一覧表で、各 資産について、更正前後の情報が記載されている。	<対象となる年度を指定する。> <通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。> <対象となる納税義務者を指定できること。>	標準オプ ション帳 票	汎用紙	—	代替不可	8.1.	-	-	不要			

009005_7_ 帳票要件_012固定資産税

利用 区分 区分		帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	提出仕方の条件	実施区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	帳票 制作の 可否	備考	要件の考え方・理由	要領分類	本市設置事業		重要事項への対応予定（ペナド追加）
要件対応方針																対応方針の詳細及び補足事項
外部	91	更正（課税）決定通知書（土地・家屋・償却資産）	0120091	指定した任意の期間内に対象となる納税義務者に係る固定資産税の更正前後の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.1. 11.1.			必須			
外部	92	更正（償却）決定通知書（土地・家屋・償却資産）	0120092	指定した任意の期間内に土地（償却）課税台帳、家屋（償却）課税台帳及び償却資産課税台帳上の情報の更正があった資産（土地・家屋・償却資産）の一覧表で、更正対象となった資産について、更正前後の情報が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.1. 11.1.			必須	従前年度の固定資産税評価額が記載できること。		
外部	93	更正（課税）決定通知書（土地・家屋）	0120093	指定した任意の期間内に対象となる納税義務者に係る固定資産税の更正前後の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.1. 11.1.			必須			
外部	94	更正（償却）決定通知書（土地・家屋）	0120094	更正届受理を納税義務者に通知するものの帳票。 指定した任意の期間内に土地（償却）課税台帳及び家屋（償却）課税台帳の情報の更正があった資産（土地・家屋）の一覧表で、更正対象となった資産について、更正前後の情報が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.1. 11.1.			必須	従前年度の固定資産税評価額が記載できること。		
外部	95	更正（課税）決定通知書（償却資産）	0120095	税額算定を通知するものの帳票。 指定した任意の期間内に対象となる納税義務者に係る固定資産税の更正前後の年税額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.1.		地方団体によっては、当該帳票を土地及び家屋と償却資産を分けて送付する運用を行っている地方団体もあることから、定義することとした。	必須			
外部	96	更正（償却）決定通知書（償却資産）	0120096	税額算定を通知するものの帳票。 指定した任意の期間内に償却資産課税台帳上の情報の更正があった資産（償却資産）の一覧表で、更正対象となった資産について、更正前後の情報が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.1.		地方団体によっては、当該帳票を土地及び家屋と償却資産を分けて送付する運用を行っている地方団体もあることから、定義することとした。	必須			
内部	97	税額変更一覧表	0120097	税額変更対象となる土地・家屋・償却資産を確認するための帳票。 指定した任意の期間内に提出した申告や税額変更の対象となった土地・家屋・償却資産の一覧表で、各土地・家屋・償却資産について、納税義務者名、住所、税額等の項目、区分等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・通知等の対象となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。 ・申告で申告した年度と同一年度の申告となる処理を行った期間を指定する。 ・対象となる資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。 ・対象となる地区を指定できること。 ・標準オプション出力条件等 ・対象となる納税義務者を指定できること。	標準オプション 帳票	—	—	EUCで代替可	6.5.	出力条件「対象となる変更税額の下書きを指定できること」については、指定した課税以上の税額算定を行った対象を一覧で確認することを目指すとしている。	-	任意の期間を指定し、税額変更前後の評価額を記載すること。	必須		
外部	98	資産証明書	0120098	一の納税義務者が所有する土地・家屋ごとに、登記簿、地籍情報等が記載され、資産の区分（土地・家屋）ごとに、それぞれの合計の簿価・評価・課税額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実施必須 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2.	-	-	必須	「地籍相連理由」を備考欄に印字できること		
外部	99	償却資産証明書	0120099	一の納税義務者について、その所有する償却資産の区分（構築物、機械及び装置、船舶、航空機等）ごとに、簿価、課税標準額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実施必須 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2.		記載事項証明書を参照用で整理した結果、定義した帳票。	必須			
外部	100	無償証明書	0120100	市区町村別に所有を有していない県について、土地（償却）課税台帳及び家屋（償却）課税台帳に所有する資産が登録されていないが記載されている。 ※同名が無い場合は、同名欄に記載することができること。	・対象となる資産を指定する。 ・同名が無い場合は、同名欄に記載することができること。	実施必須 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2.	-	-	必須			
外部	101	評価証明書（土地・家屋）	0120101	土地・家屋ごとに評価額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。 ・対象となる固定資産（土地・家屋）を指定できること。	実施必須 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2.	-	-	必須	「地籍相連理由」を備考欄に印字できること		
外部	102	評価証明書（償却資産）	0120102	償却資産の区分（構築物、機械及び装置、船舶、航空機等）ごとに評価額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実施必須 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2.	-	-	必須			
外部	103	公開証明書（土地・家屋・償却資産）	0120103	土地・家屋ごとに、評価額・課税標準額・相当税額等が記載され、その所有する償却資産の区分（構築物、機械及び装置、船舶、航空機等）ごとに、評価額・課税標準額・相当税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。 ・対象となる固定資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2. 11.1.		土地・家屋及び償却資産の公開証明書を必要とするか否かは、地方団体によって異なることから、「標準オプション帳票」として要件化している。	不要			
外部	104	公開証明書（土地・家屋）	0120104	土地・家屋ごとに、評価額・課税標準額・相当税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。 ・対象となる固定資産（土地・家屋）を指定できること。	実施必須 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2. 11.1.		「地籍相連理由」を備考欄に印字できること	必須			
外部	105	公開証明書（償却資産）	0120105	一の納税義務者について、その所有する償却資産の区分（構築物、機械及び装置、船舶、航空機等）ごとに、評価額・課税標準額・相当税額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	実施必須 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2.		地方団体によっては、当該帳票を土地及び家屋と償却資産を分けて送付する運用を行っている地方団体もあることから、定義することとした。	必須			
外部	106	課税証明書（土地・家屋・償却資産）	0120106	一の納税義務者ごとに、土地・家屋・償却資産それぞれ別の課税標準額、固定資産の合計課税標準額及び税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.2. 11.1.		本帳票は「標準オプション帳票」として定義しているが、カタミズが発生しやすい帳票であることが確認できたため、標準化の主旨に鑑み、帳票レイアウトを標準化対象としている。	不要			
外部	107	課税証明書（土地・家屋）	0120107	一の納税義務者ごとに、土地・家屋の合計課税標準額及び税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目も記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.2. 11.1.		本帳票は「標準オプション帳票」として定義しているが、カタミズが発生しやすい帳票であることが確認できたため、標準化の主旨に鑑み、帳票レイアウトを標準化対象としている。	不要			
外部	108	課税証明書（償却資産）	0120108	一の納税義務者ごとに、償却資産の課税標準額及び税額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	8.2. 11.1.		本帳票は「標準オプション帳票」として定義しているが、カタミズが発生しやすい帳票であることが確認できたため、標準化の主旨に鑑み、帳票レイアウトを標準化対象としている。	不要			
外部	109	台帳登録登記事項証明書	0120109	一の納税義務者が所有する土地・家屋の一覧表で、土地・家屋ごとに登記上の地目・地積、構造・用途・用途区分が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定する。 ・対象となる登記名義人を指定する。 ・対象となる固定資産（土地・家屋）を指定できること。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2.		登記事項については、登記簿により確認できるところ、本帳票の必要性は地方団体によって異なる。したがって、本帳票は「標準オプション帳票」として要件化する。	不要			
外部	110	滅失証明書	0120110	対象となる資産が滅失したことを証明する帳票。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる地区の指定ができること。	標準オプション 帳票	汎用紙	A4横	—	8.2.		本帳票は「標準オプション帳票」として定義しているが、カタミズが発生しやすい帳票であることが確認できたため、標準化の主旨に鑑み、帳票レイアウトを標準化対象としている。	不要			
内部	111	農地条件リスト	0120111	農地法施行規則第102条に基づいて国庫に対する国庫のための帳票。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる地区の指定ができること。	実施必須 帳票	—	—	EUCで代替可	8.1.	-	-	必須			

009005_7_様式案件_012固定資産税

利用 区分 / 用途	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	提出出力条件	実施区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	帳票異 同との対 応	備考	案件の考え方・項目	本市置式票紙		置式票紙への対応予定（ベンダ設置）	
													票紙分類	国札の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	112	償却資産評価調査集計表	0120112	当該年度における償却資産の課税台帳上の情報を集計結果を確認するための帳票。 償却資産の種類ごと、個人・法人の別等で、集計された取得価額、納税義務有数等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる償却資産を指定できること。 ・対象となる個人・法人を指定できること。	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.		-	必須			
内部	113	償却資産年税額明細リスト	0120113	当該年度における償却資産の課税台帳上の情報を確認するための帳票。 年税額明細に、納税義務有ごとに課税台帳上の情報が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる時点を選択する。 ・対象となる償却資産を指定できること。	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.		-	必須			
内部	114	課税決定決定簿	0120114	課税決定する際に、内部で決定するための帳票	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる固定資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。	標準オプ ション帳 票	—	—	EUCで代替可	6.3.		-	不要			

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との 対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘッダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	1	課税台帳	0130001	紙媒体での保管、課税対象の確認、他機関への照会回答、決裁時の別添資料として用いるため、システム上で管理している課税台帳を印刷したもの。		実施必須帳票	—		代替不可	1.1.		紙媒体での保管、課税対象の確認、他機関への照会回答、決裁時の別添資料等のいくつかの用途が想定される。 画面のハードコピー等で代替しているケースがあるが、住民情報を扱う内容であることから、課税システム内で権限制御や履歴管理が行えることが望ましいため、システムで取り扱う帳票としている。	必須			
内部	2	標準交付状況及び回収状況一覧	0130002	各種標準の交付状況及び回収状況に於いて任意の情報を抽出した一覧。		実施必須帳票	—		EUCで代替可	1.1.		—	必須			
内部	3	試乗標準交付状況及び回収状況一覧	0130003	試乗標準の交付状況及び回収状況に於いて任意の情報を抽出した一覧		標準オプション帳票	—		EUCで代替可	1.1.		—	必須			
内部	4	試乗標準未返却一覧	0130004	試乗標準が未返却となっている対象者の一覧。 主な印字内容は、申告者情報（氏名、住所、連絡先）標準番号、交付年月日、貸与期間。		標準オプション帳票	—		EUCで代替可	1.1.		試乗標準管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税の車両台帳情報とは別途管理している事例もあるが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされている場合は有効である旨の意見があったことから、標準オプション帳票とする。	必須			
外部	5	試乗標準更新案内通知	0130005	試乗標準を貸与中の対象者に対し、試乗標準の更新にかかる標準交付申告手続きについての案内文書。		標準オプション帳票	汎用紙		—	1.1.		試乗標準管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税の車両台帳情報とは別途管理している事例もあるが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされている場合は有効である旨の意見があったことから、標準オプション帳票とする。	不要			
内部	6	試乗標準更新案内通知発送者一覧	0130006	試乗標準更新案内通知を作成した対象者の一覧。 対象者について宛名基本情報、標準番号等を記載した一覧。		標準オプション帳票			EUCで代替可	1.1.		試乗標準管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税の車両台帳情報とは別途管理している事例もあるが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされている場合は有効である旨の意見があったことから、標準オプション帳票とする。	不要			
外部	7	并償金納付書	0130007	標準を紛失した際に指定納付場所にて并償金を納付するためのもの。		標準オプション帳票	専用紙		—	1.1.		并償金情報管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また并償金情報を軽自動車税の車両台帳情報とは別途管理している事例もあるが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされている場合は有効である旨の意見があったことから、標準オプション帳票とする。	不要			
内部	8	并償金納付者リスト	0130008	指定期間内に并償金が発生した乗客者のリスト、測定時用の資料。 主な印字項目は、出力範囲（指定期間）、出力年月日、并償金納付番号、宛名基本情報、収納の有無、備考、合計件数、標準番号。		標準オプション帳票	—		代替不可	1.1.		并償金番号は、并償金納付書に添付される当該納付書を特定するための一意の番号を想定。	—		不要	
内部	9	車両異動登録一覧	0130009	入力内容のチェックのため車両台帳情報の異動入力が行われた対象について、軽自管理番号、車両番号（標準番号）、種別、車両番号、宛名基本情報、異動事由、異動年月日、処理年月日、総排気量又は定格出力、初年度検査年月等を記載した一覧。 期間及び異動区分等を指定して作成を行う。		実施必須帳票	—		代替不可	1.2.		—	必須			
内部	10	異動集計表	0130010	種別及び異動区分（新規登録・変更登録・廃車登録）ごとに対象件数を集計した集計表。		実施必須帳票	—		EUCで代替可	1.2.		—	必須			
内部	11	職場廃車（三輪以上）車両一覧	0130011	申し立てより職場廃車を行っている三輪以上の車両の一覧。 期間及び種別を指定して抽出し、事後的に実際に廃車されているか自動車リサイクルシステムで調査する際に活用する。 主な印字内容は、宛名基本情報、軽自管理番号、車両番号（標準番号）、異動年月日、異動事由、種別、車両番号、総排気量又は定格出力等。		実施必須帳票	—		EUCで代替可	1.2.		—	必須			
内部	12	異動一括処理アラートリスト	0130012	異動に係る一括処理を行った際にアラートとなった対象の一覧。		標準オプション帳票	—		代替不可	1.2		—	必須			
内部	13	異動一括処理結果リスト	0130013	異動に係る一括処理を行った処理結果の一覧。		標準オプション帳票	—		EUCで代替可	1.2		画面確認による代替でも問題ない。	必須			
内部	14	電子申告データ取込済みリスト	0130014	軽自動車OSS経由の電子申告データの取込が正常に完了した結果の一覧。		実施必須帳票	—		代替不可	1.2		令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。	必須			
内部	15	電子申告データ取込エラーリスト	0130015	軽自動車OSS経由の電子申告データの取込を行った際に取込エラーとなった一覧。		実施必須帳票	—		代替不可	1.2		令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。	必須			
内部	16	車検証データ取込済みリスト	0130016	軽自動車OSS経由の車検証データの取込が正常に完了した結果の一覧。		標準オプション帳票	—		代替不可	1.2		—	不要			

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件と の対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘッダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	17	車検証データ取込エラーリスト	013001 7	軽自動車OSS経由の車検証データの取込を行った際に取込エラーとなった一覧。		標準オプション 帳票	—		代替不可	1.2		—	不要			
内部	18	パンチデータ取込済みリスト	013001 8	パンチデータの取込が正常に完了した結果の一覧。		標準オプション 帳票	—		代替不可	1.2		—	必須			
内部	19	パンチデータ取込エラーリスト	013001 9	申告書のパンチデータ取込を行った際に取込エラーとなった一覧。		標準オプション 帳票	—		代替不可	1.2		—	必須			
内部	20	検査情報取込エラーリスト	013002 0	J-LIS、全国軽自動車連合会、又は自動車検査登録情報協会から連携される検査情報の取込を行った際に取込エラーとなった車両の一覧。		実装必須帳 票	—		代替不可	1.3.		—	必須			
内部	21	検査情報取込済みリスト	013002 1	J-LIS、全国軽自動車連合会、又は自動車検査登録情報協会から連携される検査情報の取込を行った際に正常に取込む処理が完了した車両の一覧。		実装必須帳 票	—		代替不可	1.3.		—	必須			
内部	22	アンマナリスト	013002 2	J-LIS、全国軽自動車連合会、又は自動車検査登録情報協会から連携される検査情報の取込を行った際に対象車両の特定ができなかったアンマナリ分の車両の一覧。	＜実装必須出力条件＞ 検査情報のみ記載がある車両 台帳情報（システム上）のみ記載がある車両 廃車後7年が経過した車両（台帳情報）の除外	実装必須帳 票	—		代替不可	1.3.		—	必須			
内部	23	検査情報不一致項目リスト	013002 3	同一車両として特定済みの車両について、検査情報と車両台帳情報に不一致の項目がある対象の一覧。	＜実装必須出力条件（不一致のものを判定する対象項目）＞ 種別 車名 初度検査年月 燃料の種類 総排気量又は定格出力 営業用・自家用区分 用途 所有者（氏名（名称）・住所（所在地）） 使用者（氏名（名称）・住所（所在地）） 定置場（使用の本拠） 経年車重課対象区分 グリーン化特例（軽課）対象区分 また、自動車検査登録情報協会から小型二輪に係る情報を取込む場合の 実装出力条件として以下を想定。 ＜実装出力条件（不一致のものを判定する対象項目）＞ 車名 総排気量又は定格出力 所有者（氏名（名称）・住所（所在地）） 使用者（氏名（名称）・住所（所在地）） 定置場（使用の本拠）	実装必須帳 票	—		代替不可	1.3.		—	必須	不一致項目として「車台番号」を出力すること。 【関連要件】 ・機能ID 0130083 （詳細機能要件） 不一致項目として「車台番号」を判定できること。		
内部	24	検査情報更新結果確認リスト	013002 4	更新を行った対象車両について、軽自管理番号、車両番号（標識番号）、車名、各項目の更新前/更新後等の情報が記載された一覧。		実装必須帳 票	—		代替不可	1.3.		—	必須	検査情報の車台番号で車両台帳情報を自動更新された場合に も、当該結果を出力すること。 【関連要件】 ・機能ID 0130084、 0130085 （詳細機能要件） 取込結果において、検査情報と車両台帳情報の車両番号（標識番号）が一致かつ車台番号が不一致の場合に、検査情報の車台番号で車両台帳情報を自動更新すること。		
内部	25	課税車両一覧	013002 5	課税区分が「課税」となっている車両の納税義務者宛名基本情報、車両番号（標識番号）、種別等の一覧。		実装必須帳 票	—		EUCで代替可	2.1.		—	必須			
内部	26	当初課税対象者税額リスト	013002 6	当初課税の対象者について、納税義務者ごとの合計税額のリスト		実装必須帳 票	—		EUCで代替可	2.1.		—	必須			
内部	27	非課税一覧	013002 7	報告資料等の作成のため、非課税対象者について、宛名基本情報及び車両台帳情報（種別、車両番号（標識番号）、初度検査年月）、新旧税率、経年車重課対象/グリーン化特例（軽課）対象区分）等を記載した一覧。 非課税の事由（官公署非課税等）ごとに作成を行う。		実装必須帳 票	—		代替不可	2.1.		—	必須			
内部	28	課税情報の調査中一覧	013002 8	課税区分で「課税情報の調査中」と設定されている対象者について、軽自管理番号、宛名基本情報、開始年月日、開始事由、経過年数、当該課税区分等を記載した一覧。	＜実装必須出力条件＞ 条件 指定した日付の前倒りでの宛名基本情報に異動あり	実装必須帳 票	—		代替不可	2.1.		—	必須			

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 順番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代読可否 （内部帳票）	機能要件と の対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	29	課税情報の調査中総括表	013002 9	年度内に課税情報の調査中に設定された車両の集計表。総製作成時の参考資料。 主な印字項目は、種別、特別区分、件数、合計税額、税率。		実装必須帳 票	—		EUCで代読可	2.1.		—	必須			
内部	30	課税免除一覧	013003 0	課税免除対象者について、宛名基本情報等を記載した一覧。		実装必須帳 票	—		代読不可	2.1.		—	必須			
内部	31	一括納税対象者一覧	013003 1	一括納付を行う納税義務者における一括納付対象車両の一覧。		標準オプション 帳票			EUCで代読可	4.1.		—	不要			
内部	32	経年車重課区分・グリーン化 特例（軽課）対象区分一覧	013003 2	抽出時点での課税年度においてグリーン化特例（軽課）対象区分及び経年車重課対象区分が設定されて いる対象者の宛名基本情報、軽自動車管理番号、申告年月日、車両番号、車台番号、種別、車名、型式、初 度検査年月、総排気量又は定格出力、燃料の種類、税額、経年車重課/グリーン化特例（軽課）対象区 分等を記載した一覧。		実装必須帳 票	—		EUCで代読可	1.1.		—	必須			
外部	33	経年車重課対象区分・グリーン化 特例（軽課）対象区分 適用のお知らせ	013003 3	経年車重課対象区分又はグリーン化特例（軽課）対象区分の車両について、次年度から適用される区分に 変更がある車両の納税義務者に対し、その旨を通知する文書。		標準オプション 帳票	汎用紙		—	1.1.		納税通知書の印字項目にグリーン化特例（軽課）対象区分又は経 年車重課対象区分の説明書様を記載しているため、当該お知らせは各 地方団体が任意で取り行う帳票として整理した。	不要			
内部	34	経年車重課対象区分・グリーン 化特例（軽課）対象区分 適用のお知らせ発送一覧	013003 4	経年車重課対象区分・グリーン化特例（軽課）対象区分適用のお知らせを作成した対象者の一覧。 対象者について、宛名基本情報、初度検査年月・重課開始年度・重課適用前後税額・通知文・問合せ先・ 通知車両番号等を印字した一覧。		標準オプション 帳票	—		EUCで代読可	1.1.		同上	不要			
外部	35	軽自動車税（種別割）の課 税決定及び減免申請の手続結 束についてのお知らせ	013003 5	前年度の減免対象者に対して、当初納税通知書発送前に今年度の課税決定と減免申請の手続きについて、 お知らせをするための通知。 減免申請書と同時に送付を行う。		標準オプション 帳票	汎用紙		—	1.1.		基本的には納税通知書の通知後に減免手続きが行われるが、一部の 地方団体では当初納税通知書発送前に減免に関する手続きを行う運 用としているため標準オプション帳票とした。	不要			
外部	36	納税通知書（納付書払い） （納付書一体型専用紙）	013003 6	納付書払い対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書。 必要条件としている用紙（納付書用の専用紙）の標準仕様では納税証明書（継続検査用）や納付書が一 体となった様式を想定している。	<実装必須出力条件> 全件 市内/市外（指定した都道府県内/外）/海外 前年度減免対象者（該当/非該当当） 死亡者（該当/非該当当） 支援措置対象者/処理注意者（該当/非該当当） <標準オプション出力条件> 前年度未納者（該当/非該当当） 納税貯蓄組合 金融機関（特定の金融機関を指定しての出力） 現年度減免対象者（該当/非該当当） 現年度の新規経年車重課対象（該当/非該当当） 郵便番号（指定した範囲） 通知直枚数（指定した範囲） 指定した同一世帯番号 一括納税対象者（該当/非該当当）	実装必須帳 票	専用紙	不定形	—	4.1.		地方税法第463条の18第2項に規定される納税通知書のうち実装 必須帳票としている。 本帳票は納付書及び納税証明書（継続検査用）が一枚となる様式 を想定しているが、納付書及び納税証明書（継続検査用）の様式に ついては収納管理の帳票要件で定義されたものを適用するものとする。	必須			
外部	37	納税通知書（納付書払い） （納付書一体型圧着はがき）	013003 7	納付書払い対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書。 必要条件としている用紙（納付書用の専用紙）の標準仕様では納税証明書（継続検査用）や納付書が一 体となった様式を想定している。	<実装必須出力条件> 全件 市内/市外（指定した都道府県内/外）/海外 前年度減免対象者（該当/非該当当） 死亡者（該当/非該当当） 支援措置対象者/処理注意者（該当/非該当当） <標準オプション出力条件> 前年度未納者（該当/非該当当） 納税貯蓄組合 金融機関（特定の金融機関を指定しての出力） 現年度減免対象者（該当/非該当当） 現年度の新規経年車重課対象（該当/非該当当） 郵便番号（指定した範囲） 通知直枚数（指定した範囲） 指定した同一世帯番号 一括納税対象者（該当/非該当当）	標準オプション 帳票	専用紙（圧着 はがき）	はがき（3 面）	—	4.1.		圧着はがきに対応した様式については、専用フォルダを輸入することが前 提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
外部	38	納税通知書（一括納付書払 い）	013003 8	一括納付書による納付書払いの対象者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文 書。 対象となる車両それぞれに対し個別に発行した様式の納税通知書を想定している。 各納税通知書については、一括納付書と同時に対応した納税義務者へ送付される。		標準オプション 帳票	汎用紙	不定形		4.1.		一部の地方団体において、複数車両の納付書を名寄せした一括納付 書の適用を行っているため、対応する納税通知書については標準オプ ション帳票とした。 なお、軽自動車税における一括納税の運用については、「対象車両分 の納税通知書を全件出力して一括納付書と同時送付するパターン」と「納 税通知書も名寄せして一括納税通知書兼一括納付書として一体型 の様式を利用するパターン」がある。 継続検査用納税証明書は、一括納付書による納付データを受納管理 システムにおいて再送後に送付する流れとなる。	不要			

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との 対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘッダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	39	一括納税通知書（一括納付書払い）	0130039	一括納付書による納付書払いの対象者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書。 対象となる車両について、名寄せして印字を行うため、一括納付書と一体となった様式を想定している。		標準オプション帳票	専用紙	不定形		4.1.		同上	不要			
外部	40	納税通知書（口座振替） （汎用紙）	0130040	口座振替対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書。 なお、複数車両を所有している対象者には名寄せして印字を行う。	<実装必須出力条件> 全件 市内/市外（指定した都道府県内/外）/海外 前年度減免対象者（該当/非該当） 死亡者（該当/非該当） 支援措置対象者/処理注意者（該当/非該当） <標準オプション出力条件> 前年度未納者（該当/非該当） 納税貯蓄組合 金融機関（特定の金融機関を指定しての出力） 現年度減免対象者（該当/非該当） 現年度の新規経年車重課対象（該当/非該当） 郵便番号（指定した範囲） 通知量枚数（指定した範囲） 指定した同一世帯番号 一括納税対象者（該当/非該当）	実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	4.1.		地方税法第463条の18第2項に規定される納税通知書のうち、口座振替対象者に送付するものは納付書払いのものと同様式となるため、別途実装必須帳票として定義している。 なお、納付書払いの様式を用いるケースとは異なり、納税証明書が別途送付される運用を想定している。そのため、印字項目については複数車両の所有者への通知を行う場合を考慮して、対象車両情報や課税情報を明確対象の項目としている。	必須			
外部	41	納税通知書（口座振替） （圧縮はがき）	0130041	口座振替対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書。 なお、複数車両を所有している対象者には名寄せして印字を行う。	<実装必須出力条件> 全件 市内/市外（指定した都道府県内/外）/海外 前年度減免対象者（該当/非該当） 死亡者（該当/非該当） 支援措置対象者/処理注意者（該当/非該当） <標準オプション出力条件> 前年度未納者（該当/非該当） 納税貯蓄組合 金融機関（特定の金融機関を指定しての出力） 現年度減免対象者（該当/非該当） 現年度の新規経年車重課対象（該当/非該当） 郵便番号（指定した範囲） 通知量枚数（指定した範囲） 指定した同一世帯番号 一括納税対象者（該当/非該当）	標準オプション帳票	専用紙（圧縮はがき）	はがき（両数任意）	－	4.1.		圧縮はがきに対応した様式については、専用フランクを導入することが前提となるため標準オプション帳票としている。実装する地方自治体によっては、当該様式を採用できることが望ましい。	不要			
外部	42	課税明細	0130042	複数車両の所有者単位で課税根拠となる車両台帳情報、税額などの明細を記載した帳票。	<出力条件> 指定した所有車両台数	標準オプション帳票	汎用紙		－	4.1.	納税通知書と課税明細が一体型となった様式の実装も可とする。	税務システム等標準化検討会及び全国意見照会を踏まえ、一部の地方団体で納税通知書を送付する際に所有車両の台数が多い納税義務者に対して課税した車両の明細を送付する運用が見受けられた。各市町村の住民サービスの考え方により利用の有無を判断する帳票となるため、標準オプション帳票とする。	必須			
内部	43	納税通知書（納付書払い） 発送者一覧	0130043	納税通知書（納付書払い）を作成した対象者の一覧。 対象者について、通知量番号、軽自動車管理番号、宛名基本情報、種別、車両番号（標識番号）、年税額等を出力条件別/出力順に記載する。		実装必須帳票	－		代替不可	4.4.	－		必須			
内部	44	納税通知書（一括納付書払い） 発送者一覧	0130044	納税通知書（一括納付書払い）を作成した対象者の一覧。 宛名基本情報、車両番号、税額等を記載する。		標準オプション帳票	－		代替不可	4.4.	－		不要			
内部	45	一括納税通知書（一括納付書払い） 発送者一覧	0130045	納税通知書（一括納付書払い）を作成した対象者の一覧。 宛名基本情報、車両番号、税額等を記載する。		標準オプション帳票	－		代替不可	4.4.	－		不要			
内部	46	納税通知書（口座振替） 発送者一覧	0130046	納税通知書（口座振替）を作成した対象者の一覧。 対象者について、通知量番号、軽自動車管理番号、宛名基本情報、種別、車両番号（標識番号）、年税額、口座情報等を出力順に記載した一覧。 一括出力条件ごとに作成を行う。		実装必須帳票	－		代替不可	4.4.	－		必須			
内部	47	納税通知書発送通数集計表	0130047	送付先の区分ごとに、台数や通数、通知書の通数が記載されている。納税通知書発送時の郵便料の計算に使用する。 主な印字項目は、区分（一般市内、一般市外、一般海外、一般減免市内、一般減免市外、口座市内、口座市外、印字エラー（一般/口座））、台数、通数、件数、通知量番号。 記入用項目として、引き抜き等による通数の増減、差引通数、郵便料金、封筒の種類、備考の欄を設けて運用する。		標準オプション帳票	－		EUCで代替可	4.4.	－		不要			

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代読可否 （内部帳票）	機能要件との 対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内/外																
内部	48	納税通知書引続き対象者 一覧（納付書込み）	013004 8	通知書発送前に、税額変更処理や住所変更（海外転出含む）、前年度減免対象者、支援措置対象者、死亡、職権消滅があった該当者や印字エラー、納税通知書（一般/口座）が指定の枚数以上になるもの の引続きや差し替えを行うために利用する。 主な印字項目は、通知書番号、宛名基本情報、車両番号（標識番号）、税額、納税通知書（一般/口座）枚数、引続き差し差しの事由、軽自管理番号。	<実装必須出力条件> <対象者による抽出条件 死亡者 職権消滅者 転出者 支援措置対象者/処理注意者 法人の吸収合併による異動 その他別名又は課税に係る異動 >通知書の印字エラーによる抽出条件 送付先（宛名住所が海外に設定されているもの） 郵便番号（000-0000などの異常値） 氏名（印字上限の文字数を超えるもの） 住所（印字上限の文字数を超えるもの） 未登録外字を含むもの <標準オプション出力条件> >通知書の印字エラーによる抽出条件 住所（海外に設定されているもの） >障害者情報（障害程度、障害名、障害等級）	実装必須帳 票	—		EUCで代読可	4.4.	一括発行を行った帳票については送付前に引続き作業が発生する ケースがあるため、該当する条件を指定したリスト作成の機能を実装必 須出力条件とした。 条件のうち、住所が海外に設定されている対象者については、代理人の 送付先が設定されているなど送付先の条件に該当しないものであれば 引続きを行わない適用のケースと、念のため引続き対象として送付 先の確認を行うケースがあることから標準オプション出力条件とした。 納税通知書を作成したものであって、開課期日以前に廃棄がなされて いたことが判明した場合は、「その他別名又は課税に係る異動」に 該当し、引続きリストの出力が可能である。	必須			下記標準オプション出力条件で 抽出ができること。 ・通知書の印字エラーによる抽出 条件 ・住所（海外に設定されているも の）	
内部	49	納税通知書引続き対象者 一覧（口座変更分）	013004 9	口座振替から一般納付又は、一般納付から口座振替への変更があった対象者の一覧。 期間を指定して対象者を抽出し作成する。	<実装必須出力条件> <対象者による抽出条件 死亡者 職権消滅者 転出者 支援措置対象者/処理注意者 法人の吸収合併による異動 その他別名又は課税に係る異動 >通知書の印字エラーによる抽出条件 送付先（宛名住所が海外に設定されているもの） 郵便番号（000-0000などの異常値） 氏名（印字上限の文字数を超えるもの） 住所（印字上限の文字数を超えるもの） 未登録外字を含むもの <標準オプション出力条件> >通知書の印字エラーによる抽出条件 住所（海外に設定されているもの）	実装必須帳 票	—		EUCで代読可	4.4.	一括発行を行った帳票については送付前に引続き作業が発生する ケースがあるため、該当する条件を指定したリスト作成の機能を実装必 須出力条件とした。 条件のうち、住所が海外に設定されている対象者については、代理人の 送付先が設定されているなど送付先の条件に該当しないものであれば 引続きを行わない適用のケースと、念のため引続き対象として送付 先の確認を行うケースがあることから標準オプション出力条件とした。	必須				
内部	50	納税組合リスト	013005 0	納税組合毎の義務者数・課税台数・固定額を把握するために使用する一覧。		標準オプション 帳票	—		EUCで代読可	4.4.	—	—	不要			
内部	51	減免対象者一覧	013005 1	指定の条件で抽出を行った減免対象者の一覧。 減免対象区分、車両情報（種別、車台番号、車両番号（標識番号）、形状、用途）、納税義務者情報 （宛名基本情報）、申請年月日、障害者情報（氏名、住所、障害名、障害等級、所有者との関係、電話 番号、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、再認定年月日、納税義務者との関係、生計 をともにする親族の有無）、運転免許情報（氏名、住所、電話番号）、減免割合、減免額、減免期間（開始 年度、終了年度、開始決定年月日、終了決定年月日）、課税額、××等を印字する。	<実装必須出力条件> 減免対象区分 減免対象年度 対象者に異動（転出・死亡等）あり 対象車両に異動（変更登録・廃車登録）あり	実装必須帳 票	—		EUCで代読可	3.2.	—	必須				
外部	52	減免申請書（汎用）	013005 2	減免の申請を行うための様式。	<実装必須出力条件> 対象全件	実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	3.2.	前年度減免対象者などへ送付する際は申請者の 情報や前年度の減免情報、前年度からの変 更の有無等を印字する ケースあり。	地方税法第463条の23（種別割の減免）により、地方団体の条例 の定めにより減免を執行するための様式を用意する必要があることか ら実装必須帳票としている。	必須			
外部	53	減免申請書（障害者用）	013005 3	障害者減免の申請を行うための様式。	<実装必須出力条件> 対象全件	標準オプション 帳票	汎用紙		—	3.2.	前年度減免対象者などへ送付する際は申請者の 情報や前年度の減免情報、前年度からの変 更の有無等を印字する ケースあり	地方税法第463条の23（種別割の減免）により、市町村の条例の 定めにより減免を執行するための様式を用意する必要がある。 本帳票については条例等で記載しているパターンをもとに定義してい るが、全国意見照会での意見では障害者用の様式を別途用意してい ないとする地方団体も多いため状況であったため、標準オプション帳票とい う。	不要			
内部	54	減免申請書送達者一覧	013005 4	減免申請書を作成した対象者の一覧。 対象者について、宛名基本情報、車両番号（標識番号）、軽自管理番号等を記載した一覧。		標準オプション 帳票	—		代読不可	4.4.	—	必須				
内部	55	減免未申告一覧	013005 5	減免申請書を送達したが申請のなかった対象者の宛名基本情報、車両番号（標識番号）、減免区分、軽 自管理番号等を記載した一覧。		標準オプション 帳票	—		代読不可	3.2.	—	不要				
外部	56	減免決定通知書（汎用） （汎用紙）	013005 6	減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書。	<実装必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.2.	地方税法第463条の23（種別割の減免）により、市町村の条例の 定めにより減免を執行するための様式を用意する必要があることか ら実装必須帳票としている。	必須				

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 順番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代読可否 （内部帳票）	機能要件と の対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	57	減免決定通知書（汎用） （圧着はがき）	0130057	減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書。	<実施必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	専用紙（圧着 はがき）	はがき（面数 任意）	－	4.2.		圧着はがきに対応した様式については、専用ランタを導入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
外部	58	減免決定通知書（障害者 用）（汎用紙）	0130058	障害者減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書。	<実施必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	汎用紙		－	4.2.		地方税法第463条の23（種別割の減免）に於て、市町村の条例の定めに応じ減免を執行するための様式を用意する必要がある。本帳票については条例例で記載しているパターンをもとに定義しているが、全国意見研究会での意見では障害者用の様式を別途用意していない地方団体も多い状況であったため、標準オプション帳票としている。	不要			
外部	59	減免決定通知書（障害者 用）（圧着はがき）	0130059	障害者減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書。	<実施必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	専用紙（圧着 はがき）	はがき（面数 任意）	－	4.2.		圧着はがきに対応した様式については、専用ランタを導入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	60	減免決定通知書発送者一覧	0130060	減免決定通知書を作成した対象者の一覧。 対象者について、宛名基本情報、通知書番号、軽自管理番号、車両番号（標識番号）、減免区分、備考等を出力順に記載した一覧。		実施必須帳 票	－		代読不可	4.4.	－		必須			
外部	61	減免不許可（却下）通知書 （汎用紙）	0130061	減免の要件を満たさない申請者に対し、申請を不許可とする旨を通知する文書。	<実施必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	汎用紙		－	4.2.		・減免の審査に関する項目 基本的には減免申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし、許可事由の項目を必須とする。各地方団体における減免審査事例によって審査に差異がある審査結果、不許可事由、減免期間、減免割合、減免後の項目は標準オプション帳票とする。 したがって審査結果が不許可となった場合に通知する運用も地方団体によって実情有無に相違が出るため、不許可である旨を通知する帳票も標準オプション帳票とする。	必須			
外部	62	減免不許可（却下）通知書 （圧着はがき）	0130062	減免の要件を満たさない申請者に対し、申請を不許可とする旨を通知する文書。	<実施必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	専用紙（圧着 はがき）	はがき（面数 任意）	－	4.2.		圧着はがきに対応した様式については、専用ランタを導入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	63	減免不許可（却下）通知書 発送者一覧	0130063	減免不許可（却下）通知書を作成した対象者の一覧。 対象者について、宛名基本情報、通知書番号、軽自管理番号、車両番号（標識番号）、減免区分、備考等を出力順に記載した一覧。		標準オプション 帳票	－		代読不可	4.4.	－		必須			
外部	64	障害者減免対象者情報変更 依頼書	0130064	減免対象者である障害者が死亡した際に納税義務者へ送付する手続依頼通知。		標準オプション 帳票	汎用紙		－	3.2.	障害者と納税義務者が異なる場合に送付する帳票	現時点で当該帳票の運用は一部の地方団体に限定されるため標準オプション帳票としている。	必須			
内部	65	障害者減免対象者情報変更 依頼書発送者一覧	0130065	障害者減免対象者情報変更依頼書を作成した対象者の一覧。		標準オプション 帳票	－		EUCで代読可	4.4.	同上		必須			
外部	66	障害者減免対象者転出変更 依頼書	0130066	減免対象者である障害者が転出した際に通知し、新規減免申請が必要なことを納税義務者連絡する文書。		標準オプション 帳票	汎用紙		－	3.2.	現時点で当該帳票の運用は一部の地方団体に限定されるため標準オプション帳票としている。		必須			
内部	67	障害者減免対象者転出変更 依頼書発送者一覧	0130067	障害者減免対象者転出変更依頼書を作成した対象者の一覧。		標準オプション 帳票	－		EUCで代読可	4.4.	同上		必須			
内部	68	税額変更費リスト	0130068	システムで税額変更処理を行う前に対象者を確認するための一覧。 対象者について、課税年度、課税年度、課税年度、種別、車両番号（標識番号）、宛名基本情報、異動年月日、異動事由、税額変更年月日、税額変更事由、変更前税額等を記載した一覧。 なお、当該帳票においては最新の納税通知書出力時点の年度を印字する。	<実施必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	－		代読不可	3.3.	－		必須			
内部	69	税額変更決議書	0130069	税額変更に係る決議を行うために用いる税額変更通知書と同様の項目内容の決議資料。 帳票は銀票単位とわり、一括又は個別で作成を行う。	<実施必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	－		代読不可	3.3.		税額変更に関する決議の運用方法によって地方団体ごとで本帳票の要否が異なる状況であるため、標準オプション帳票とする。	不要			
内部	70	税額変更決議集計表	0130070	税額変更に係る異動分について、種別、税額変更事由、課税年度ごとに税額、件数等、それぞれの合計を集計した資料。 決議、報告用。		実施必須帳 票	－		代読不可	3.3.	－		必須			

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代読可否 （内部帳票）	機能要件と の対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘッダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	71	税額変更に関する連絡票	013007 1	収納部門に対して税額変更の内容を連絡するために用いる税額変更通知書と同様の項目内容の連絡票。 帳票は領票単位となり、一括又は個別で作成を行う。	<実装必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	—		代読不可	3.3.		税額変更に関する収納部門への連絡方法によって地方団体ごとで本帳票の要否が異なる状況であるため、標準オプション帳票とする。	不要			
内部	72	税額変更処理結果確認用一覧	013007 2	税額変更に係る一括処理結果の一覧。 当該処理を行った対象車両ごとに対象年度、種別、車両番号（標準番号）、税額変更年月日、税額変更事由、処理年月日、宛名基本情報、納期割、変更前税額、変更後税額、差引税額等を記載した一覧。		実装必須帳 票	—		代読不可	3.3.		—	必須			
外部	73	税額変更通知書（汎用紙）	013007 3	対象者に対し税額変更がある旨を通知する文書。	<実装必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.2.		延滞期日後に税額変更（随時課税、課税取消含む。）を行った際に、その内容を納税義務者へ通知する必要があることから実装必須帳票としている。 印字項目について、掲載年度に対して税額変更が行われた場合を想定して、対象車両情報や課税情報を明確対象の項目としている。	必須			
外部	74	税額変更通知書（圧着はがき）	013007 4	対象者に対し税額変更がある旨を通知する文書。	<実装必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（面数任意）	—	4.2.		圧着はがきに対応した様式については、専用プリンタを導入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	75	税額変更通知書発送者一覧	013007 5	税額変更通知書を作成した対象者の一覧。 対象者について、通知車番号、軽自動車番号、宛名基本情報、種別、車両番号（標準番号）、変更前税額、変更後税額、税額変更年月日、税額変更事由等を出力欄に記載した一覧。 期間を指定して作成を行う。		実装必須帳 票	—		代読不可	4.4.		—	必須			
外部	76	課税取消通知書（汎用紙）	013007 6	課税取消の対象となった車両の納税義務者に対し、取消事由や取消税額等を通知する文書。	<実装必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	汎用紙		—	4.2.		年度途中に課税取消となった場合には、原則として税額変更通知に当該内容を押印して送付する運用を前提としている。 ただし全国意見照会を踏まえ一部の地方団体では課税取消通知書を送付する運用が執行されている状況であるため、当該帳票を標準オプション帳票としている。	不要			
外部	77	課税取消通知書（圧着はがき）	013007 7	課税取消の対象となった車両の納税義務者に対し、取消事由や取消税額等を通知する文書。	<実装必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（面数任意）	—	4.2.		圧着はがきに対応した様式については、専用プリンタを導入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	78	課税取消通知書発送者一覧	013007 8	課税取消通知書を作成した対象者の一覧。		標準オプション 帳票	—		EUCで代読可	4.4.		—	不要			
外部	79	課税免除決定通知書（汎用紙）	013007 9	課税免除の対象となった車両の納税義務者に対し、課税免除が決定した旨を通知する文書。	<実装必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	汎用紙		—	4.2.		課税免除を行う対象は各地方団体で定める範囲となるが、地方団体によって商品車両等特定の車両に対し課税免除を行い通知する場合があるため、当該帳票を標準オプション帳票として定義している。	必須			
外部	80	課税免除決定通知書（圧着はがき）	013008 0	課税免除の対象となった車両の納税義務者に対し、課税免除が決定した旨を通知する文書。	<実装必須出力条件> 月別全件 指定した日付の範囲	標準オプション 帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（面数任意）	—	4.2.		圧着はがきに対応した様式については、専用プリンタを導入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	81	課税免除決定通知書発送者一覧	013008 1	課税免除決定通知書を作成した対象者の一覧。 対象者について、通知車番号、軽自動車番号、宛名基本情報、種別、車両番号（標準番号）を記載した一覧。		標準オプション 帳票	—		代読不可	4.4.		—	必須			
外部	82	課税物件異動通知書（汎用紙）	013008 2	他の地方団体の車両台帳に登録のある車両の廃車受付（原付・小型特殊）を行った際に該当団体へ、その旨を知らせる文書。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.2.		他の地方団体の廃車受付（原付・小型特殊）を行った場合には、重複課税を避けるために当該地方団体に対し当該課税物件（車両）の廃車を行った旨を通知する必要があることから、当該帳票を実装必須帳票とする。	必須			
外部	83	課税物件異動通知書（圧着はがき）	013008 3	他の地方団体の車両台帳に登録のある車両の廃車受付（原付・小型特殊）を行った際に該当団体へ、その旨を知らせる文書。		標準オプション 帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（面数任意）	—	4.2.		圧着はがきに対応した様式については、専用プリンタを導入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	84	課税物件異動通知書発送者一覧	013008 4	他の地方団体に対して課税物件異動通知書の送付を行った対象車両、納税義務者、異動内容の一覧。		実装必須帳 票	—		代読不可	4.4.		—	必須			
内部	85	異動者一覧	013008 5	異動者のうち当該地方団体内に車両登録のある対象者の宛名基本情報、代理人の宛名基本情報、軽自動車番号、車名、車両情報、×その有無等を記載した一覧。	<実装必須出力条件> 指定した日付の範囲 宛名の異動事由（転出/死亡/法人の吸収合併等） 市登録分/都道府県（軽自協会・陸連協）登録分/全件	実装必須帳 票	—		代読不可	4.2.		車両台帳に登録のある車両の納税義務者又は名義人が転出した場合には、当該車両も市外に変更となる可能性があるため、当該条件を実装必須出力条件としている。 また、納税義務者が死亡した場合は、変更登録の手続きが必要となるため、当該条件も標準オプション出力条件としている。	必須			
外部	86	転出者変更依頼書（汎用紙）	013008 6	転出者に対し、車両台帳に登録のある車両の変更又は廃車手続きを促す文書。	<実装必須出力条件> 対象全件	実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.2.		車両台帳に登録のある車両の納税義務者又は名義人が転出した場合、対象者に対して定置場の移転がある場合は、廃車登録の手続きが必要となる旨を通知する必要があるため、当該帳票を実装必須帳票としている。	必須			

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件と の対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘッダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	87	転出者変更依頼書（圧縮はがき）	0130087	転出者に対し、車両台帳に登録のある車両の変更又は廃車手続きを促す文書。	<実装必須出力条件> 対象条件	標準オプション帳票	専用紙（圧縮はがき）	はがき（面数任意）	－	4.2.		圧縮はがきに対応した様式については、専用フランクを挿入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	必須			
外部	88	定置場変更依頼書（汎用紙）	0130120	転出者を除く定置場変更の必要がある者に対して、定置場の変更手続きを促す文書。	<実装必須出力条件> 対象条件	標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	4.2.		転出以外の定置場変更の場合に使用するが、転出の場合より限定的な場合と想定されるため、標準オプション帳票としている。	不要			
外部	89	定置場変更依頼書（圧縮はがき）	0130121	転出者を除く定置場変更の必要がある者に対して、定置場の変更手続きを促す文書。	<実装必須出力条件> 対象条件	標準オプション帳票	専用紙（圧縮はがき）	はがき（面数任意）	－	4.2.		圧縮はがきに対応した様式については、専用フランクを挿入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	90	転出者変更依頼書発送者一覧	0130088	転出者変更通知書を作成した対象者の一覧。 対象者について、通知書番号、送付先有無、送付先氏名、送付先住所、宛名基本情報、軽自管理番号、通知年月日、種別、車両番号（標準番号）、車台番号、型式認定番号、総排気量又は定格出力等を記載した一覧。		実装必須帳票	－		代替不可	4.4.		－	必須			
外部	91	名義変更依頼書（汎用紙）	0130089	死亡者の相続人等に対し、車両台帳に登録のある車両の変更・廃車手続きを促す文書。	<実装必須出力条件> 対象条件	実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	4.2.		車両台帳に登録のある車両の納税義務者又は名義人が死亡した場合には、相続人等に対して変更登録の手続きが必要となる旨を通知する必要があるため、当該帳票を実装必須帳票としている。	必須			
外部	92	名義変更依頼書（圧縮はがき）	0130090	死亡者の相続人等に対し、車両台帳に登録のある車両の変更・廃車手続きを促す文書。	<実装必須出力条件> 対象条件	標準オプション帳票	専用紙（圧縮はがき）	はがき（面数任意）	－	4.2.		圧縮はがきに対応した様式については、専用フランクを挿入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	93	名義変更依頼書発送者一覧	0130091	名義変更依頼書を作成した対象者の一覧。 対象者について、通知書番号、送付先有無、送付先氏名、送付先住所、宛名基本情報、軽自管理番号、通知年月日、種別、車両番号（標準番号）、車台番号、型式認定番号、総排気量又は定格出力等を記載した一覧。		実装必須帳票	－		代替不可	4.4.		－	必須			
外部	94	放置バイク通知（汎用紙）	0130092	放置車両について問い合わせがあった際、車両所有者本人に通知するための文書。	<標準オプション出力条件> 対象条件	標準オプション帳票	汎用紙		－	4.2.		放置バイクの連絡があった際に地方団体が登録している標識情報をもちょうそ輸入廃止を促す通知を行うケースがあるが、税務システム等標準化検討会において運用している地方団体が一部であったため標準オプション帳票としている。	不要			
外部	95	放置バイク通知（圧縮はがき）	0130093	放置車両について問い合わせがあった際、車両所有者本人に通知するための文書。	<標準オプション出力条件> 対象条件	標準オプション帳票	専用紙（圧縮はがき）	はがき（面数任意）	－	4.2.		圧縮はがきに対応した様式については、専用フランクを挿入することが前提となるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	96	放置バイク通知発送者一覧	0130094	放置バイク通知を作成した対象者の一覧。 対象者について、宛名基本情報、通知書番号、軽自管理番号、車両番号（標準番号）、備考等を出力順に記載した一覧。		標準オプション帳票	－		代替不可	4.4.		－	不要			
内部	97	通知書（共通）引き抜き対象者一覧	0130095	各種通知書において、発送前に住所変更（海外転出含む）、支拂滞り対象者、死亡、職権消滅があった該当者や印字エラー等の要因で引き抜き対象となっているものの一覧。	<実装必須出力条件> ・対象者による抽出条件 死亡者 職権消滅者 転出者 支拂滞り対象者/処理注意者 法人の吸収合併による異動 その他宛名又は課税に係る異動 ・通知書の印字エラーによる抽出条件 送付先（別名住所が海外に設定されているもの） 郵便番号（000-0000などの異動値） 氏名（印字上限の文字数を超えるもの） 住所（印字上限の文字数を超えるもの） 未登録外字を含むもの <標準オプション出力条件> ・通知書の印字エラーによる抽出条件 住所（海外に設定されているもの）	実装必須帳票	－		代替不可	4.4.		一括発行を行った帳票については送付前に引き抜き作業が発生するケースがあるため、該当する条件を指定したリスト作成の機能を実装必須出力条件とした。 条件のうち、住所が海外に設定されている対象者については、代理人の送付先が設定されているなど送付先の条件に該当しないものであれば引き抜きを行ない運用のケースと、念のため引き抜き対象として送付先の確認を行うケースがあることから標準オプション出力条件とした。	必須			
外部	98	標識交付証明書	0130096	第33号の5様式（第16条関係）に基づき申告に対し、地方団体から標識の交付を行ったことを証明する文書。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	4.3.		地方団体及び行政で標識を交付した際にその旨を証明する必要があることから実装必須帳票としている。	必須			
外部	99	試乗車用標識交付証明書	0130097	地方団体が試乗用標識の交付を行ったことを証明する文書。		標準オプション帳票	汎用紙		－	4.3.		試乗標識管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税の車両台帳情報とは別途管理している事例もあるが、税務システム等標準化検討会や全国意見協会において軽自動車税システムでの対応がされている場合は採用である旨の意見があったことから、標準オプション帳票とする。 本帳票は標準オプション帳票だが、税務システム等標準化検討会において、実装イメージとして印字項目の検討を行い、帳票レイアウトは標準化対象外としている。	不要			

009005 7. 帳票要件 013 軽自動車税（種別割）

利用 区分	通 番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との 対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	100	試乗用標識返却申告受付書	0130098	試乗標識の返却を受けた際に交付する文書。		標準オプション 帳票	汎用紙		—	4.3.		試乗標識管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報や軽自動車税の車両台帳情報とは別途管理している事例があるが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされている場合は有効である旨の意見があったことから、標準オプション帳票とする。	必須			
外部	101	廃車申告書兼登録返納書 （原動機付自転車・小型特殊自動車）	0130099	原動機付自転車及び小型特殊車両の廃車申告を行う際に利用する第34号様式（16条関係）。 廃車受付の際にすでにシステム登録されている納税義務者情報や車両台帳情報を印字して出力する。		実装必須帳 票	汎用紙		—	4.3.		当該帳票は記入様式であるが、転出する対象者に対してシステムの情報を印字した申告書を送ることで市民の記入負担の軽減になる点で有効であるため、実装必須帳票とした。	必須			
外部	102	廃車申告受付書	0130100	原動機付自転車及び小型特殊車両の廃車時や変更登録時に、廃車に係る申告を受け付けた旨を証する文書。 自賠責保険の解約や変更手続きを行う際にも用いる。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	4.3.		廃車に伴い、地方団体及び行政区で交付した標識を返納した旨を証明する必要があることから、実装必須帳票としている。 譲渡証明書類の考え方については、税務システム等標準化検討会において別途帳票として出力されるよりも廃車申告受付票と一体の様式となっている方が窓口での対応時間を短縮できると想定している。 なお、譲渡証明書類の要旨は申告書によって異なるため上記の運用を行う上で印字有無を選択する機能要件は実装必須機能としている。 また、自賠責保険の解約用の部分についても一体型の様式を前提とし印字項目の定義を行った。	必須			
外部	103	廃車申告受付書（簡易様式）	0130122	原動機付自転車及び小型特殊車両の廃車時や変更登録時に、廃車に係る申告を受け付けた旨を証する文書で他の地方団体からの廃車等を想定した簡易様式。		標準オプション 帳票	汎用紙	A4縦	—	4.3.	印字項目は以下を想定。 標準番号、車両番号、申告者氏名、受付印、備考	他の地方団体の廃車受付（原付・小型特殊）を行った場合に簡易様式を出力する運用があることを踏まえ、標準オプション帳票としている。	不要			
外部	104	住民票の照会について	0130101	返戻調査の際、地方団体間で住民票の照会・回答するための文書。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	5.1.		通知書の返戻があった際に他の地方団体に対して住民票照会が必要となるケースが考えられるが、全国の地方団体事務における全体最適の観点から地方団体間での照会回答の様式は標準化されていることが望ましいため実装必須帳票としている。	必須			
外部	105	戸籍の照会について	0130102	返戻調査の際、地方団体間で戸籍の照会・回答するための文書。 照会文書は、照会を受けた団体において保管ができるよう印刷し可能な様式を想定。		実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	5.1.		通知書の返戻があった際に他の地方団体に対して戸籍照会が必要となるケースが考えられるが、全国の地方団体事務における全体最適の観点から地方団体間での照会回答の様式は標準化されていることが望ましいため実装必須帳票としている。	必須			
外部	106	照会事項回答書（汎用）	0130103	他の地方団体、税務署、警察（公安委員会）等からの照会事項への回答様式。	<標準オプション出力条件> 警察（公安委員会）等からデータで照会された際の、照会データ取込分全件	実装必須帳 票	汎用紙	A4縦	—	5.1.		外部機関からの照会があった際の回答書作成について、標準仕様として要件化されることで、事務負担の軽減や地方団体ごとの回答書形式による対外的な分かりやすさを向上することを考慮して、実装必須帳票とする。 WTにて構成員から「登録」は登録簿のみの制度であり、軽自動車等は「届出」、原付は「申告」との意見があったことを踏まえ、文書を修正した。	必須			
外部	107	照会事項回答書（警察（公安委員会）等指定様式）	0130104	警察（公安委員会）等が指定した照会事項への回答様式。	<標準オプション出力条件> 警察（公安委員会）等からデータで照会された際の、照会データ取込分全件	標準オプション 帳票	汎用紙		—	5.1.		一部都道府県において、照会を行う警察（公安委員会）等から回答様式の指定があるケースがあることから当該機関への回答書作成は標準オプション帳票とする。 なお、回答様式の指定がない場合は照会事項回答書（汎用）の利用を想定している。	不要			
外部	108	物件調査票	0130105	陸運支局、軽自動車検査協会、他の地方団体等の行政機関に対して車両台帳情報等の照会を行うための調査様式。	<標準オプション出力条件> 検査情報と軽自動車税システムの車両台帳情報に一致項目がある車両	標準オプション 帳票	—		代替不可	5.1.		調査票の様式は外部機関ごとに指定される場合があることから、標準オプション帳票機能とする。	不要			
内部	109	調査表（集計表）	0130106	調査を行うために必要な項目を集計した表。 指定項目ごとに、調査額あるいは調査の減額となる金額、納税義務者数、車両台数等の集計を行う。 なお、複数年度の集計を行った場合は各年度の合計値を算出する。	<実装必須出力条件> 課税年度/届課年度 項年度 過年度（各年度） 調査年月日 <標準オプション出力条件> 歳出歳付 滞納繰越 <指定項目> 種別 納税義務者 課税区分及び事由 課税/届課年月 期/旧標準税率 軽自動車税種別割（重課税率/軽課税率）	実装必須帳 票	—		代替不可	6.1.		調査表で必要な集計項目については地方団体ごとに差異があるが、集計条件について体系的に要件化を行うことで調査表作成事務の効率化を図る。 軽自動車税で管理している項目については指定条件及び指定項目として集計機能を実装必須機能で定義している。一方で、通常軽自動車システムで管理を行っていない歳出歳付や滞納繰越の条件については課税業務側で調査事務を行っていないケースがあることや、システム構成等により実現性にも差異が生じることから標準オプション出力条件とする。 調査表で必要な集計項目については地方団体ごとに差異があるが、集計条件について体系的に要件化を行うことで調査表作成事務の効率化を図る。	必須			

009005 7. 帳票要件 013軽自動車税（種別割）

利用 区分	通し 項目	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代読可否 （内部帳票）	機能要件と の対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンダ回答）	
													要求分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	110	調定表（増減集計表）	0130107	課税に係る異動分の調定を行ったために必要な項目を集計した表。 指定項目ごとに、調定額あるいは調定の減額となる金額、納税義務者数、車両台数等の集計を行う。	<実装必須出力条件> 課税年度/課税年度 現年度（各年度） 過年度（各年度） 調定年月日 <標準オプション出力条件> 流出還付 市納税額 <指定項目> 種別 納税義務者 課税区分及び事由 課税/課税年月 新/旧標準税率 軽自動車税種別割（標準税率/軽減税率）	実装必須帳票	—		代読不可	6.1.		同上	必須			
内部	111	登録、廃車件数リスト	0130108	該当年度内に登録、廃車された車両の出力拠点での集計表。前計用資料。 原付等の地方団体で受付を行う車両が否かで区別し、区別した対象車両ごとに作成する。 主な印字項目は、集計区分（新規登録、廃車、差引（登録件数－廃車件数））集計区分ごとに種別、月別の件数、過年度の件数、合計件数、月ごとの合計件数。		実装必須帳票	—		代読不可	1.2.		過年度の件数とは、該当年度内にシステムで処理された車両について実際の取得・廃車が過年度となる車両の件数を指す。 （例：システムへの登録は令和4年4月に行われたが、実際の取得日は令和4年3月である場合、過年度件数として出力する）	必須			
内部	112	車両一覧	0130109	車両台帳に登録のある車両台帳情報の一覧。		実装必須帳票	—		EUCで代読可	1.1.		—	必須			
内部	113	初年度検査年月不明対象車両一覧	0130110	初年度検査年又は月が不明な車両の一覧。		標準オプション帳票	—		EUCで代読可	1.1.		—	必須			
内部	114	盗難車一覧	0130111	廃車事由又は課税情報の調査中に係る事由等において盗難車として登録のある車両の軽自管理番号、車両番号（郡県番号）、宛名基本情報、種別、車台番号等を記載した一覧。		実装必須帳票	—		EUCで代読可	1.2.		—	必須			
内部	115	所有台数一覧	0130112	複数車両を所有する納税義務者について、所有する台数を集計した一覧。	納税通知書の封入作業の際に、所有台数と封入する通知書の枚数があっているか確認するために用いる。	標準オプション帳票	—		EUCで代読可	1.1.		—	必須			
内部	116	定置場一覧	0130113	種別ごと、定置場の住所順に標準番号、定置場、宛名基本情報、未納年度を記載した帳票。各種調査で使用する。		標準オプション帳票	—		EUCで代読可	1.1.		調査の目的・方法は地方団体によって種別の事情があり、当該帳票の要否についても地方団体ごとに異なるものと指定されるため標準オプション帳票としている。	不要			
内部	117	税額シミュレーション資料	0130114	翌年度の税額シミュレーション（経年率重課やグリーン化特例（軽減）の件数予測・標準税率及び旧税率の予測・全体の税額予測等）を行う際の根拠資料。		実装必須帳票	—		代読不可	8.2.		—	必須			
外部	118	駐留重篤車人私有車両軽自動車税証紙	0130115	日米地位協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に基づく駐留米軍重篤車人等の証紙徴収を行う際に用いる様式。		標準オプション帳票	専用紙		—	8.2.		管轄区域内の在日米軍基地の有無によって地方団体間で要否が異なる帳票のため標準オプション帳票とする。	不要			
外部	119	納付書（米軍車両）	0130116	日米地位協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に基づく駐留米軍重篤車人等の徴収を行う際に用いる英語表記に対応した納付書。		標準オプション帳票	専用紙		—	8.2.		管轄区域内の在日米軍基地の有無によって地方団体間で要否が異なる帳票のため標準オプション帳票とする。 なお、当該帳票は納付書のため収納管理システムでの実装でも問題ない。	不要			
内部	120	駐留重篤車人私有車両軽自動車税未納者一覧	0130117	軽自動車税が未納となっている駐留重篤車人私有車両の納税義務者の一覧。 駐留車未納者の居住、車両台帳情報を米軍基地車両登録課に確認するために使用する。		標準オプション帳票	—		EUCで代読可	8.2.		管轄区域内の在日米軍基地の有無によって地方団体間で要否が異なる帳票のため、標準オプション帳票とする。	不要			
外部	121	軽自動車税（種別割）機械所有証明書	0130118	都道府県への免稅輕油使用者証交付申請の際に添付を求められる証明書。 車名、郡県番号、車体番号、型式、形状、総排気量又は定格出力等を記載する。		標準オプション帳票	汎用紙		—	8.2.		免稅輕油使用者証交付申請の際に添付を必要とするかどうかは地方団体によって異なり、当該帳票の運用は一部の地方団体に限定されるため、標準オプション帳票としている。	不要			
外部	122	所有状況調査について	0130119	指定の年数以上未納が続いており廃車されていない車両について、納税義務者又は名義人に所有状況を確認する文書。		標準オプション帳票	汎用紙		—	8.2.	収納管理側での実現可	複数年度に亘って未納が続く車両は廃車されている可能性があることから当該帳票で所有状況の確認を行うことを想定しているが、未納の車両に対する対応は地方団体によって異なるため標準オプション帳票とした。	不要			

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

000006_7_機能要件_0144収納管理

利用区分 内/外	連携 連携	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側面）	
													機能要件分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	1	特徴年度更正リスト	0140001	会計年度を確定し、当年度に年度更正すべきものを抽出したリスト。	-当年度4～5月分が前年度中に納入されたもの	実装必須帳票	-	-	EUCで代替可	1.1.		機能要件5.1.1年度繰越処理にて、個人住民税（特別徴収）の繰越ができることとしており、その対象リストとして定義している。	必須	—		
内部	2	更正チェックエラーリスト	0140002	繰越エラーが発生した更正データのリスト。 項目に「エラーの理由」が出力されること。 更正された期間で絞り込めること。	-エラー分	実装必須帳票	-	-	EUCで代替可	1.1.			必須	—		
内部	3	収入集計表	0140003	月以前に確定するために、年度、税目、件数、収入の詳細（本税、延滞金、督促手数料等）を記載した集計表。 税別、納付チャネル別等で抽出条件を指定できること。		実装必須帳票	-	-	EUCで代替可	1.1.			必須	—		
内部	4	年金特徴収納集計表	0140004	年金保険者からの回付情報による特徴取除機関・年金保険者毎での徴収金額の集計表。 年金保険者毎の件数が分かること。		実装必須帳票	-	-	代替不可	1.1.			必須	—		
内部	5	収納簿	0140005	当該年度の収入の会リスト。	-会計年度	標準オプション帳票	-	-	EUCで代替可	1.1.			不要	—		
内部	6	消込集計表	0140006	消込の集計表。 税別、納付チャネル別等で抽出条件を指定できること。 月次や年次で抽出条件を指定して出力できること。 収入日の期間を指定して出力できること。	-月次 -年次 -任意の期間	実装必須帳票	-	-	EUCで代替可	2.1.			必須	—		
内部	7	繰上延滞金対象者一覧	0140140	延滞金決定額が1円以上で確定になった対象者を抽出して出力できること。		実装必須帳票	-	-	EUCで代替可	2.1.			必須	—		
内部	8	消込エラー更正済対象者一覧	0140007	消込エラーだった納付について、更正済（消込済）となった時点で出力される対象者一覧。 日々の処理を行ったタイミングで自動出力できること。 エラー内容が分かること。	-エラー分	実装必須帳票	-	-	EUCで代替可	2.1.	ただし、消込エラーの更正（消込）を画面から個別に実施する場合は帳票出力は任意とする		必須	—		
内部	9	消込エラー集計表	0140008	消込エラーである収納の集計表。 納付明細が分かること。	-エラー分 -税目	実装必須帳票	-	-	EUCで代替可	2.1.			必須	—		
内部	10	連絡分納付リスト	0140009	連絡所帳に届いた納付対象者リスト。 納税義務者情報、納税情報、変更号等が分かること。		実装必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	—		
外部	11	徴収書	0140010	窓口で納付を受けた際に発行する徴収書。 納税義務者、納税情報、納付方法、現年度/過年度の内訳等が分かること。		標準オプション帳票	汎用紙	-	-	2.1.		窓口で納付を受けた際に納税義務者へ徴収書を発行する必要があるが、必ずしもシステムから出力すべきものではないため、標準オプション帳票としている。	不要	—		
内部	12	収入年月日毎収納リスト	0140011	指定された日付、期間の収納について、収納額等を記載したリスト。	-日次 -任意の期間	実装必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	—		
内部	13	連絡リスト	0140012	バーコード・クレジット納付等の連絡があった対象者を抽出するリスト。 納付方法が分かること。		実装必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	—		
内部	14	連絡取消リスト	0140013	バーコード・クレジット納付等の連絡取消があった対象者を抽出するリスト。		実装必須帳票	-	-	EUCで代替可	2.1.			必須	—		
内部	15	確認リスト	0140014	バーコード・クレジット納付等の確認があった対象者を抽出するリスト 納税義務者情報、納税情報（税目、現年度/過年度、納付額等）、納付方法が分かること。		実装必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	—		
内部	16	連絡エラーリスト	0140015	バーコード・クレジット納付等の連絡について発生したエラー対象のリスト。 項目に「エラーの理由」、「納付済通知書を一括に特定する番号」、「徴収日」等が分かること。	-エラー分	実装必須帳票	-	-	代替不可	2.1.	帳票の用途を満たす場合、帳票ID 0140008（消込エラーリスト）と同一帳票でも可とする（エラー条件の想定） -原則上、取り交さない値となっているデータが存在する -既に連絡データを受領済み -バーコードの読取取りにより、実際とは異なる納付書番号等が登録されたデータを受領		必須	—		
内部	17	連絡取消エラーリスト	0140016	バーコード・クレジット納付等の連絡取消について発生したエラー対象のリスト。 項目に「エラーの理由」が出力されること。	-エラー分	実装必須帳票	-	-	画面で代替可	2.1.			必須	—		
内部	18	確認エラーリスト	0140017	バーコード・クレジット納付等の確認について発生したエラー対象のリスト。 項目に「エラーの理由」、「納付済通知書を一括に特定する番号」、「徴収日」等が分かること。	-エラー分	実装必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	—		
内部	19	納付情報管理確認リスト	0140018	地方税共用機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にて出力される帳票。		実装必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	ログによる確認も可とする。		

000006_帳票案件_014収納管理

利用区分 内/外	通し番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市重要事項		重要事項への対応予定（ベンチ計画）	
													機能要件分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	20	納付情報管理エラーリスト	0140019	地方税共同機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にてエラーが発生した際に出力される帳票 項目に「エラーの理由」が出力されること。	・エラー分	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	ログによる確認も可とする。		
内部	21	納付情報管理エラーリスト （税込調定不足警告あり）	0140020	地方税共同機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にて、納税者！Dが賦課額に登録されていない場合に出力される帳票。		実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	－		
内部	22	納付情報確認リスト （徴収年月日ベース）	0140021	地方税共同機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にて出力される帳票。	・徴収日	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	ログによる確認も可とする。		
内部	23	納付情報エラーリスト （徴収年月日ベース）	0140022	地方税共同機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にてエラーが発生した際に出力される帳票 項目に「エラーの理由」が出力されること。	・徴収日	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	ログによる確認も可とする。		
内部	24	納付情報管理エラーリスト （税込調定不足警告あり） （徴収年月日ベース）	0140023	地方税共同機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にて、納税者！Dが賦課額に登録されていない場合に出力される帳票。	・徴収日	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	－		
内部	25	納付情報確認リスト （収入年月日ベース）	0140024	地方税共同機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にて出力される帳票。	・収入日	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	ログによる確認も可とする。		
内部	26	納付情報エラーリスト （収入年月日ベース）	0140025	地方税共同機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にてエラーが発生した際に出力される帳票 項目に「エラーの理由」が出力されること。	・収入日	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	ログによる確認も可とする。		
内部	27	納付情報管理エラーリスト （収入年月日ベース）	0140026	地方税共同機構から提供される共通納税システムの納付情報管理データ取込処理にて、納税者！Dが賦課額に登録されていない場合に出力される帳票。	・収入日	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	－		
内部	28	年金特例減込データ作成状況表	0140027	年金特例減込データ中での年金保険者まで減込データが作成されているかを確認する為の帳票。		標準オプション帳票	－	－	EUCで代替可	2.1.			必須	－		
内部	29	減込エラーリスト	0140028	減込結果のエラーリスト 項目に「エラーの理由」が出力されること 税目ごとに抽出できること（個人住民税・森林環境税は、特別徴収（給与、年金）・普通徴収で）。	・エラー分	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	－		
内部	30	M P N 受信エラーリスト	0140029	MPN納付についてのエラーが発生したリスト 項目に「エラーの理由」が出力されること。	・エラー分	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	ログによる確認も可とする。		
内部	31	OCR/ハンデータエラーリスト	0140030	OCRに、PDFでの減込データ取込について、論議エラーが発生したリスト 項目に「エラーの理由」が出力されること。	・エラー分	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.1.			必須	－		
外部	32	口座振替開始（変更）通知（汎用紙）	0140031	振替口座登録完了、口座振替開始の旨を納税者宛てに通知する帳票。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		口座振替の申し込みに対し、登録が完了した旨を納税者宛へ通知する必要があることから実装必須帳票として定義した。口座を新振替に登録した場合及び変更した場合においても本帳票にて通知することを想定している。 地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。 印字項目が「登録内容の適用開始年月日」は、年度開始と適用開始年月日を併記することとしている。「備考」は、各期納付・全期前納、加入理由等の記載を想定している。	必須	－		
外部	33	口座振替開始（変更）通知（圧着はがき）	0140032	振替口座登録完了、口座振替開始の旨を納税者宛てに通知する帳票。		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3 画）	－	2.2.		地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）、専用紙（はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。 なお、本帳票は「標準オプション帳票」として定義しているが、汎用紙との整合のため、帳票レイアウトを標準化対象としている。	不要	－		
外部	34	口座振替開始（変更）通知（はがき）	0140033	振替口座登録完了、口座振替開始の旨を納税者宛てに通知する帳票。		標準オプション帳票	専用紙（はがき）	－	－	2.2.		地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）、専用紙（はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。	任意	上、業務負担軽減の提案を行うこと。		
内部	35	口座振替開始通知出力リスト	0140034	口座振替開始通知を出力した対象者リスト。	・口座振替開始通知と同一	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.2.		外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、EUC代替不可としている。	必須	－		
外部	36	口座振替済通知書（圧着はがき）	0140035	口座振替の内訳、口座情報等を通知する帳票。		実装必須帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3 画）	－	2.2.		口座振替が完了した旨を納税者宛へ通知する必要があることから、実装必須帳票として定義した。 複数納付を口座振替としている場合、1 通でまとめて通知できることを想定している。 印字項目が「口座番号」については、一部を「」の表示により隠蔽できること。	必須	－		
内部	37	口座振替済通知書発行リスト	0140036	口座振替済通知書を発行した対象者リスト。	・口座振替済通知書と同一	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.2.		外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、EUC代替不可としている。	必須	－		

000006_7_帳票案件_014収納管理

利用区分 P/V外	通し通帳	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市重要事項		重要事項への対応予定（ベンゾ調査）	
													機能要件分類	国庫の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	38	口座振替不能通知書 納付書（圧着はがき）	0140037	何らかの理由で、口座振替が不能となった場合、督促状発行前のお知らせとして通知し、未納の税を納付するための納付書。		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	2.2.		何らかの理由で口座振替が不能となった場合に、納税義務者へ督促状発行前にその旨を通知するとともに納付を促す必要があるため納付書一体型とし、実装必須帳票としている。 なお、口座振替不能通知を送付するか、再振替のお知らせを送付するかは地方団体の運用により選択できるものと考えている。 地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。 納付書部分は、帳票ID0140129「納付書」または法人住民税用の納付書と同一項目。 なお、本帳票は「標準オプション帳票」として定義しているが、汎用紙との整合のため、帳票レイアウトを標準化対象としている。 圧着はがき型の納付書に印字されるOCRラインの行数や桁数については、帳票レイアウト上に大きな印字位置のみを参考として記載し、印字項目・顔元表では詳細な仕様を定義しないこととしている。	不要	－		
外部	39	口座振替不能通知書 納付書（専用紙）	0140038	何らかの理由で、口座振替が不能となった場合、督促状発行前のお知らせとして通知し、未納の税を納付するための納付書。		実装必須帳票	専用紙	不定形	－	2.2.		地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、専用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。 納付書と一体型のため、専用紙としている。	必須	－		
外部	40	口座振替不能通知	0140039	何らかの理由で、口座振替が不能となった場合、督促状発行前のお知らせとして通知する帳票。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		納付書一体型ではなく、払込取扱票を別途出力することを想定している。	必須	－		
内部	41	口座振替不能通知発行リスト	0140040	口座振替不能通知を送出した対象者のリスト 不能理由が分かること。	・口座振替不能通知と同一	実装必須帳票	－	－	代替不可	2.2.		外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、EUC代替不可としている。	必須	－		
外部	42	再振替のお知らせ（汎用紙）	0140041	口座不能の対象者に、再振替の通知と、入金依頼を行う帳票。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		何らかの理由で口座振替が不能となった場合に、納税義務者へその旨を通知するとともに入金依頼を行う必要があるため、実装必須帳票としている。 なお、再振替のお知らせを送付するか、口座振替不能通知を送付するかは地方団体の運用により選択できるものと考えている。	必須	－		
外部	43	再振替のお知らせ（はがき）	0140042	口座不能の対象者に、再振替の通知と、入金依頼を行う帳票。		標準オプション帳票		はがき	－	2.2.		税務システム標準化等検討会にて圧着はがきではなくはがきが必要との意見があったが、一部の地方団体の運用のため標準オプション帳票としている。	不要	－		
外部	44	再振替のお知らせ（圧着はがき）	0140043	口座不能の対象者に、再振替の通知と、入金依頼を行う帳票。		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	2.2.		地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。	不要	－		
内部	45	再振替のお知らせ発行リスト	0140044	再振替のお知らせを発行した対象者のリスト。		実装必須帳票	－	－	代替不可	2.2.		外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、EUC代替不可としている。	必須	－		
外部	46	納付書（口座緊急用）	0140045	緊急徴込のため、銀行が納付書を使って納付するために発行する納付書。	・緊急分	標準オプション帳票	専用紙	－	－	2.2.		一紙で実装する口座振替とは別の緊急のタイミングで、納税義務者から口座振替依頼があった場合に、銀行宛に納付書を送付する必要があるため定義している。 口座振替依頼書通知書(緊急分)と本帳票をあわせて銀行宛に送付する。 地方団体により本帳票に係る業務の実施有無に差異があることから、標準オプション帳票として定義している。	必須	－		
外部	47	口座振替登録申込書	0140046	納税者が口座振替の登録依頼を行う申込書。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		納税義務者から口座振替の登録申し込みをする場合に必要となる帳票であるが、納税義務者が記入するのであり、必ずしもシステムから出力すべきものではないため、標準オプション帳票としている。	不要	－		
外部	48	口座振替廃止通知	0140047	口座振替廃止届を提出した納税義務者に、正確に廃止手続き完了を通知する帳票。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		口座振替の廃止届に対し、手続きが完了した旨を納税義務者へ通知する必要があることから定義した。 地方団体により本帳票に係る業務の実施有無に差異があることから、標準オプション帳票として定義している。	不要	－		
外部	49	口座振替依頼書	0140048	口座振替の金融機関に、地方団体の口座への振替を依頼するための依頼書。		標準オプション帳票	専用紙（金融機関向け仕様）	－	－	2.2.		データ伝送先対応の金融機関に対して、口座振替を依頼する必要があるため定義した。 ただし、機能要件にて口座振替依頼データ作成できることしており、データ加工して印刷することも対応可能と考えられるため、標準オプション帳票としている。	必須	－		
内部	50	口座振替請求明細書	0140049	金融機関等を指定し、口座振替の詳細を抽出した明細書。		実装必須帳票	－	－	代替不可	2.2.			必須	－		
外部	51	口座振替報告書	0140050	金融機関が、口座振替の結果を地方団体に報告する帳票。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		金融機関から地方団体へ報告する帳票であるが、地方団体側で帳票を作成し、金融機関へ送付する運用している地方団体もあるため、標準オプション帳票として定義している。	必須	－		
外部	52	口座振替依頼書兼通知書(緊急分)	0140051	緊急で口座振替いたただけに、納付書と併せて送付し、口座振替を依頼する帳票。	・緊急分 ・納付書（口座緊急用）と同一	標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		一紙で実装する口座振替とは別の緊急のタイミングで、納税義務者から口座振替依頼があった場合に、銀行宛に通知する必要があるため定義している。 納付書（口座緊急用）と本帳票をあわせて銀行宛に送付する。 地方団体により本帳票に係る業務の実施有無に差異があることから、標準オプション帳票として定義している。	任意	実装が困難な場合は、運用を確認の上、業務負荷低減の提案を行うこと。		
外部	53	口座振替停止依頼	0140052	依頼済みの口座振替について、金融機関に停止を依頼するもの。	・口座振替停止分	標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		金融機関へ口座振替依頼後、何らかの理由により停止をする必要がある場合に使用することから定義している。 地方団体により本帳票に係る業務の実施有無に差異があることから、標準オプション帳票として定義している。	必須	－		
内部	54	口座振替集計表	0140053	金融機関ごとの、税目ごとの件数、請求額、振替額、振替不能額等の集計表。		実装必須帳票	－	－	代替不可	2.2.			必須	－		
内部	55	口座振替停止確認リスト	0140054	依頼済みの口座振替について、口座振替を停止した対象者のリスト。	・口座振替停止依頼と同一	標準オプション帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			不要	－		

000006_7_帳票要件_014収納管理

利用 区分 内/外	通し 通帳	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実行区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンチマーク）	
													機能要件分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	56	口座振替リスト	0140055	口座振替対象者のリスト。 納税義務者の住所が分かること。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			必須	－		
内部	57	口座振替リスト（緊急分）	0140056	口座振替対象者（緊急分）のリスト。	緊急分	標準オプション帳票	－	－	代替不可	2.2.			不要	－		
内部	58	口座振替結果リスト	0140057	口座振替済み、口座不能を含めた対象者リスト。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			必須	－		
内部	59	口座振替済対象者リスト	0140058	指定された振替日で、口座振替が完了した対象者のリスト。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			必須	－		
内部	60	口座振替不能者リスト	0140059	口座振替の不能者リスト。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			必須	－		
内部	61	口座振替滞延不能者リスト	0140060	口座振替が連続で不能となった対象者のリスト。 期間中の口座振替の依頼回数、期間中の口座振替の振替不能回数が把握できること。	口座不能回数 ・不能区分 ・任意の期間	実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.	滞延金額によって実際に振替される期別が異なるため、期間や期別の指定のない不能の連続回数などの判定では実態を把握できないことがあることから、振替期別の合計期別を要件に記載		必須	－		
内部	62	口座情報変更対象リスト	0140061	口座情報（金融機関、支店等）を変更した対象者のリスト。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			必須	－		
内部	63	口座登録異動リスト	0140062	死亡、支店統廃合により口座登録を異動する必要がある対象口座のリスト。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			必須	－		
内部	64	口座振替廃止通知出力リスト	0140063	口座振替廃止通知と同一の対象者を出力し、対象者を確認するリスト。		標準オプション帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			不要	－		
内部	65	死亡者リスト	0140064	一定期間の間に新たに死亡が判明した口座振替登録済みの納税義務者の対象者リスト。 任意の時期に税目ごとに抽出可能であること。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.			必須	－		
内部	66	口座振替結果未登録分警告リスト	0140065	口座振替の結果が未登録の対象者リスト。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.	口座振替の結果をCSV等で取り込んだ際、何らかの理由で登録されなかったエラーを想定している。 口座振替の結果が未登録の対象を帳票の0140065(「口座振替不能者リスト」)にて、「その他」という分類で出力することで、本帳票の代替とすることが可とする。 口座振替結果のデータ取り込み時に、エラーとして検知し、取り込みを完了させない仕様とすることで、本帳票の代替運用とすることを可とする。		必須	－		
外部	67	口座振替前のお知らせ	0140066	口座振替仮受付状態（地方団体のシステム上で振替口座登録がされているが、金融機関で振替口座登録処理が終わっていない状態）で、口座振替に関に合ななかったことを納税義務者に通知する帳票。		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	－	－	2.2.		口座振替仮受付状態で口座振替に関に合ななかったことを納税義務者に通知するため定義している。 地方団体により本帳票に係る業務の実施有無に差異があることから、標準オプション帳票として定義している。 地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙と専用紙（圧着はがき）をそれぞれ定義している。	不要	－		
外部	68	口座振替前のお知らせ	0140067	口座振替仮受付状態（地方団体のシステム上で振替口座登録がされているが、金融機関で振替口座登録処理が終わっていない状態）で、口座振替に関に合ななかったことを納税義務者に通知する帳票。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		口座振替仮受付状態で口座振替に関に合ななかったことを納税義務者に通知するため定義している。 地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙と専用紙（圧着はがき）をそれぞれ定義している。	不要	－		
内部	69	口座振替前のお知らせ発行リスト	0140068	口座振替前のお知らせの対象者リスト。		標準オプション帳票	－	－	代替不可	2.2.		外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、EUC代替不可としている。	不要	－		
外部	70	口座振替未登録のお知らせ	0140069	口座振替の申込みに関に合なかったため不能となったことを通知する帳票。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	2.2.		地方団体により本帳票に係る業務の実施有無に差異があることから、標準オプション帳票として定義している。	不要	－		
内部	71	口座加入率集計表	0140070	口座加入率の集計表。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	7.1.			必須	－		
内部	72	口座情報滞延使用可否確認チェックリスト	0140071	指定資産の所有有変更、持分割合変更等が生じた納税義務者について、既に登録している口座情報での振替可否を確認するためのチェックリスト		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	2.2.	指定資産税システムからの出力も可とする		必須	－		
内部	73	過誤納金整理票	0140072	過誤納金ごとに過誤納金の収納情報、過誤納情報、還付充当情報を一覧化した帳票。	過誤納発生日の範囲	標準オプション帳票	－	－	代替不可	3.1.			必須	－		
内部	74	過誤納者リスト	0140073	過誤納金整理票で出力された過誤納者を一覧化したリスト。 過誤納金ごとに過誤納金の収納情報、還付の形態、過誤納情報、還付充当情報、還付理由、死亡しているかどうか、振替口座（還付対象口座）の登録有無が分かること。		実装必須帳票	－	－	代替不可	3.1.			必須	－		

000006_7_帳票案件_0144収納管理

利用区分 P/V/外	通付 通帳	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実務区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市重要事項		重要事項への対応予定（ページ面数）	
													機能要件分類	国庫の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	75	過払納金組替済リスト	0140074	組替分（住民への通知不要な納付の付替）対象のリスト。		実係必須帳票	－	－	EUCで代替可	3.2.	組替とは、調定額と納付額が不一致となり同一年度内で過不足分が発生していた場合、元月から先月へ収入を移動させる処理を指す。		必須	－		
内部	76	過払納金組替済集計表	0140075	組替分（住民への通知不要な納付の付替）の集計表。		実係必須帳票	－	－	EUCで代替可	3.2.	組替とは、調定額と納付額が不一致となり同一年度内で過不足分が発生していた場合、元月から先月へ収入を移動させる処理を指す。		必須	－		
外部	77	還付充当通知書（枚出力）	0140076	還付、充当の際に通知する帳票。		実係必須帳票	汎用紙	A4縦	－	3.2.	なお、帳票ID0140076還付充当通知書と帳票ID0140149還付充当通知書はいずれも実係必須帳票であるが、いずれか一方の帳票を省略すれば要件を満たしているものとする。	還付または充当のみ、一部充当→一部還付のいずれも本帳票を使用することを想定している。 還付ID0140080還付請求書（郵送）を同時に出力するかどうかは、還付口庫の確認の必要性の有無、除算期間満ちの発生等、地方団体の運用により選択できることを想定している。 複数の過払納金が発生した場合にはまとめて通知できることを想定しているため、印字項目「過払納の詳細」はまとめて繰り出すこととしている。	必須	－		
外部	78	還付充当通知書（1枚出力）	0140149	還付、充当の際に通知する帳票。		実係必須帳票	汎用紙	A4縦	－	3.2.	なお、帳票ID0140076還付充当通知書と帳票ID0140149還付充当通知書はいずれも実係必須帳票であるが、いずれか一方の帳票を省略すれば要件を満たしているものとする。	地方団体の要望により、過払納明細及び充当先明細を1枚の帳票で出力できるよう定義している。 還付または充当のみ、一部充当→一部還付のいずれも本帳票を使用することを想定している。 還付ID0140080還付請求書（郵送）を同時に出力するかどうかは、還付口庫の確認の必要性の有無、除算期間満ちの発生等、地方団体の運用により選択できることを想定している。 複数の過払納金が発生した場合にはまとめて通知できることを想定しているため、印字項目「過払納の詳細」はまとめて繰り出すこととしている。 また、本帳票の使用を想定している場合で、過払納明細及び充当先明細が複数枚にまたがる際も、2枚目以降の帳票として本帳票を使用すること。	必須	－		
内部	79	過払納金充当済リスト	0140077	過払納金のうち、充当したものについて、充当詳細（充当元、充当先等）が記載されたリスト。		実係必須帳票	－	－	EUCで代替可	3.2.			必須	－		
内部	80	過払納金充当済集計表	0140078	指定された税目、会計年度について、過払納金当された税額の集計表。		実係必須帳票	－	－	EUCで代替可	3.2.			必須	－		
内部	81	組替集計表	0140079	組替分（組替＋充当）他税目、他期別への充当分の集計表。		実係必須帳票	－	－	EUCで代替可	3.2.	組替とは、調定額と納付額が不一致となり同一年度内で過不足分が発生していた場合、元月から先月へ収入を移動させる処理を指す。		必須	－		
外部	82	還付請求書（郵送）	0140080	発生した過払納の還付を、納税者が地方団体に請求するための請求書。	地方団体の運用により条件を選択できること ・条件 ・口座振替がない納税義務者	実係必須帳票	汎用紙	A4縦	－	3.3.	・還付事務は口座還付が一般的であることから、帳票ID0140083還付請求書（窓口）と異なり、本帳票を必須としている。	過払納が発生した場合、納税義務者へ還付する必要があるため、定義している。 還付請求書が一般的であることから、本帳票を実係必須帳票として定義している。 個人番号の記載欄を設けるかどうか自治体によって判断が異なることから、個人番号の記載欄は標準オプション項目としている。	必須	－		
内部	83	還付請求書（郵送）発行リスト	0140081	還付請求書（郵送）を発行した対象者のリスト 還付請求書（郵送）を一括作成時に、リストも作成されること。		実係必須帳票	－	－	代替不可	3.3.	・外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、代替不可としている	外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、EUC代替不可としている。	必須	－		
外部	84	口座振込依頼書	0140082	金融機関に、還付請求書の口座への振込を依頼するための依頼書。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	3.3.		伝送未対応金融機関に対して振込を依頼するために使用することを想定している。 機能要件2.2.4「伝送未対応の金融機関向けに、口座振替依頼書の帳票出力ができること」を標準オプション機能として定義しているため、これに対応し標準オプション帳票として定義している。	必須	－		
外部	85	還付請求書（窓口）	0140083	窓口において、発生した過払納の還付を、納税者が地方団体に請求するための請求書。 徴収書部分を含むこと。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	3.3.	・還付事務は口座還付が一般的であることから、窓口還付用帳票である本帳票は、標準オプション帳票として定義している。	過払納が発生した場合、納税義務者へ還付する必要があるため定義しているが、口座還付が一般的であり、一部の団体で適用している窓口還付の際に使用する本帳票は、標準オプション帳票として定義している。	必須	－		
外部	86	還付金支払日確定通知書	0140150	還付通知書送付時の還付加算金と還付金支払時の還付加算金が異なる場合を考慮して、振込確定時に支払日と支払金額を通知する帳票。		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	－	3.3.		除算期間の適用がなく、還付通知書送付時の還付加算金と還付金支払時の還付加算金が異なる場合に使用することを想定している。なお、適用によっては帳票ID0140076還付充当通知書もしくは帳票ID0140149還付充当通知書で通知することも可能であるため、標準オプション帳票として定義している。 地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙と専用紙（正着はがき）をそれぞれ定義している。	不要	－		
外部	87	還付金支払日確定通知書	0140151	還付通知書送付時の還付加算金と還付金支払時の還付加算金が異なる場合を考慮して、振込確定時に支払日と支払金額を通知する帳票。		標準オプション帳票	専用紙（正着はがき）	はがき（3 面）	－	3.3.		除算期間の適用がなく、還付通知書送付時の還付加算金と還付金支払時の還付加算金が異なる場合に使用することを想定している。なお、適用によっては帳票ID0140076還付充当通知書もしくは帳票ID0140149還付充当通知書で通知することも可能であるため、標準オプション帳票として定義している。 地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙と専用紙（正着はがき）をそれぞれ定義している。	不要	－		
内部	88	還付対象者集計表	0140084	財務会計処理を行うために必要な項目（対象者の住所、氏名、還付番号、口座情報、地方自治法上の区分（国庫→滞納繰越・歳出）等）が記載された集計表。		実係必須帳票	－	－	EUCで代替可	3.3.			必須	－		
内部	89	口座還付支払対象者リスト	0140085	内訳の確認を行うために必要な項目（対象者の住所、氏名、還付番号、口座情報、地方自治法上の区分（国庫→滞納繰越・歳出）等）が記載された口座還付支払いをした対象者のリスト。		実係必須帳票	－	－	EUCで代替可	3.3.			必須	－		
内部	90	還付決定対象者リスト	0140086	還付充当通知書を出力する処理を行った対象者のリスト。 還付口座あり分、還付口座無分を分けて抽出できる。	・還付対象者	実係必須帳票	－	－	代替不可	3.3.			必須	－		
内部	91	窓口還付支払対象者リスト	0140087	窓口還付支払処理を行った対象者のリスト。		標準オプション帳票	－	－	代替不可	3.3.	帳票ID0140084還付対象者集計表と帳票ID0140085還付決定対象者リストを1つのリストとし、窓へぐで分ける方式でも可。		必須	－		

000006_7_帳票案件_014収納管理

利用 区分	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実務区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側面）	
													機能要件分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	92	一括選付対象外リスト	0140088	通常一括選付される対象者のうち、も記憶号に記憶の対象者を抽出したリスト。	-個別保留分 ・未納者 ・加算金対象者 ・死亡者	実保必須帳票	-	-	代替不可	3.3.	-個別保留分・未納者・加算金対象者・年金特徴以外の死亡者		必須	-		
内部	93	返納リスト	0140089	年金特徴の対象者における、年金機構への返納者、返納額のリスト。		実保必須帳票	-	-	代替不可	3.3.			必須	-		
内部	94	選付（返納）支払未 済リスト	0140090	選付（返納）未済を抽出するリスト。 納付期満分/未納異分での抽出ができること。 リスト作成時に、未納の有無を判定すること。 税目ごと、本税・督促手数料・延滞金が区別できること。		実保必須帳票	-	-	EUCで代替可	3.3.			必須	-		
内部	95	選付（返納）済リスト	0140091	選付（返納）済を抽出するリスト。		実保必須帳票	-	-	EUCで代替可	3.3.			必須	-		
内部	96	選付充当通知書発行 リスト	0140092	選付対象者のうち、選付充当通知を発行した納税義務者のリスト。	-選付充当通知書と同一	実保必須帳票	-	-	代替不可	3.3.		外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、EUC代替不可としている。 選付決定対象者リストを定義しているが、機能要件3.3.4にて選付処理の取消ができることとなり、選付通知書発行までの間に取消される場合があるため、別帳票として定義している。	必須	-		
内部	97	選付更新確認票送 りリスト	0140093	納税期間を適用する場合に利用するリスト。 選付リスト（決議済、選付通知送前）。		標準オプション帳票	-	-	代替不可	3.3.	-選付充当通知書発行リストが発行時のリストであるのに対し、本帳票は口座振込依頼書を受領し、選付予定日が確定した際に作成されるリスト		不要	-		
内部	98	選付停止リスト	0140094	一括選付を停止した対象者のリスト。		標準オプション帳票	-	-	EUCで代替可	3.3.			必須	-		
内部	99	選付支払更新リスト	0140095	選付支払い結果のデータ更新処理の対象リスト。		標準オプション帳票	-	-	EUCで代替可	3.3.			不要	-		
内部	100	選付支払更新エラー リスト	0140096	選付支払結果のデータ更新処理を行う際のエラーリスト。 項目に「エラーの理由」が出力されること。		標準オプション帳票	-	-	代替不可	3.3.		税引システム標準化等検討会を踏まえ定義したが、一部の地方団体の適用のため標準オプション帳票としている。	不要	-		
内部	101	選付充当決議書	0140097	過額納金の選付、充当について、決議を得るために用いる決議書。 指定の期間の対象者について発行できること。 選付先/充当元、充当先の科目毎のリストについても同時に出力されること。		実保必須帳票	-	-	代替不可	3.2. 3.3.			必須	-		
内部	102	一括選付充当決議書	0140098	一括選付・一括充当の決議を得るために用いる決議書。 指定の期間の対象者について発行できること。 選付先/充当元、充当先の科目毎のリストについても同時に出力されること。		実保必須帳票	-	-	代替不可	3.2. 3.3.	-一括選付は、個人住民税の株式配当割・株式譲渡割控除不足額、当初賦課決定時における年金特徴選付分を対象に想定 -一括充当は、個人住民税の株式配当割・株式譲渡割を対象に想定		必須	-		
内部	103	選付加算金計算書	0140099	すべての税目の選付加算金計算過程を掲載した計算書。		実保必須帳票	-	-	代替不可	3.2. 3.3.			必須	-		
内部	104	未払いのお知らせ（勤 労通知）	0140100	選付未済対象者へ通知する帳票。		標準オプション帳票	-	-	代替不可	3.3.			必須	-		
内部	105	未払いのお知らせ（勤 労通知）送付リスト	0140101	未払いのお知らせ（勤労通知）を送付した対象者リスト。		標準オプション帳票	-	-	代替不可	3.3.			必須	-	CSVによる出力も可とする。	
内部	106	延滞金計算書	0140102	すべての税目の延滞金計算過程を掲載した計算書。		実保必須帳票	-	-	代替不可	4.1.			必須	-		
内部	107	延滞金手動計算対象者 リスト	0140103	延滞金手動計算対象者のリスト。		実保必須帳票	-	-	EUCで代替可	4.1.	徴収要件等でシステム計算不可能な場合などを想定している。		必須	-		
外部	108	督促状票納付書（個人 住民税・森林環境税） （専用紙）	0140104	滞納後、一定期日経過した納税義務者に発送する、督促状票納付書。	地方団体により条件を選択 できること ・金庫 ・特別徴収以外 ・作成時点で滞納がない納 税義務者 ・督促する税目・期日で口座 振替不能通知書を発行して いない 等	実保必須帳票	専用紙	不定形	-	4.2.		地方団体により納付書を一律一括で出力するまたは個別に出力する運用が分かれているため、督促状（納付書）と督促状（非納付書）をそれぞれ定義している。 また、地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙を実装必須帳票、専用紙（圧縮はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。 印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第4号様式を参考に定義している。 納付書と一体型のため、専用紙としている。納付書部分は、帳票ID0140129「納付書」または個人住民税の帳票番号における帳票ID010026「特別徴収納入票」とする。 なお、個人住民税の特別徴収に関する督促状票納付書についても納付書部分は、帳票ID0140129「納付書」として差し支えない。	必須	-		
外部	109	督促状票納付書（法人 住民税）（専用紙）	0140105	滞納後、一定期日経過した納税義務者に発送する、督促状票納付書。		実保必須帳票	専用紙	不定形	-	4.2.		印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第4号様式を参考に定義している。 納付書と一体型のため、専用紙としている。納付書部分は、帳票ID0140129「納付書」または法人住民税の納付書（法人住民税の帳票要件における帳票ID0110024「納付書（汎用紙）」、帳票ID0110025「納付書（専用紙・複写なし）」または帳票ID0110026「納付書（専用紙・複写あり）」とする。	必須	-		

000006_7_帳票案件_014収納管理

利用区分 P/V/外	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市重要事項		重要事項への対応予定（ベンチマーク）		
													機能要件分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
外部	110	督促状集納付書（税金納税票（種別期））（専用紙）	0140106	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する。督促状集納付書。		実装必須帳票	専用紙	不定形	－	4.2.		印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第4号様式を参考に定義している。	必須	－			
外部	111	督促状集納付書（固定資産税・都市計画税）（専用紙）	0140107	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する。督促状集納付書。		実装必須帳票	専用紙	不定形	－	4.2.		印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第4号様式を参考に定義している。	必須	－			
外部	112	督促状集納付書（個人住民税・森林環境税）（圧着はがき）	0140109	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する。督促状集納付書。 ・地方団体により条件を選択できること ・条件 ・特別徴収以外 ・作成時点で滞納がない納税義務者 ・督促する税目・期別で口座振替不能通知書を発行していない 等	地方団体により条件を選択できること ・条件 ・特別徴収以外 ・作成時点で滞納がない納税義務者 ・督促する税目・期別で口座振替不能通知書を発行していない 等	標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	4.2.		地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、専用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。 圧着はがき型の納付書に印字されるOCRラインの行数や桁数については、帳票レイアウト上に大きな印字位置のみを参考として記載し、印字項目・顔元素では詳細な仕様を定義しないこととしている。	不要	－			
外部	113	督促状集納付書（法人住民税）（圧着はがき）	0140110	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する。督促状集納付書。			標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	4.2.			不要	－		
外部	114	督促状集納付書（税金納税票（種別期））（圧着はがき）	0140111	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する。督促状集納付書。			標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	4.2.		本帳票は「標準オプション帳票」として定義しているが、専用紙との整合のため、帳票レイアウトを標準化対象としている。 圧着はがき型の納付書に印字されるOCRラインの行数や桁数については、帳票レイアウト上に大きな印字位置のみを参考として記載し、印字項目・顔元素では詳細な仕様を定義しないこととしている。	不要	－		
外部	115	督促状集納付書（固定資産税・都市計画税）（圧着はがき）	0140113	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する。督促状集納付書。			標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	4.2.		本帳票は「標準オプション帳票」として定義しているが、専用紙との整合のため、帳票レイアウトを標準化対象としている。 圧着はがき型の納付書に印字されるOCRラインの行数や桁数については、帳票レイアウト上に大きな印字位置のみを参考として記載し、印字項目・顔元素では詳細な仕様を定義しないこととしている。	不要	－		
外部	116	督促状（個人住民税・森林環境税）	0140114	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する督促状。 ・地方団体により条件を選択できること ・条件 ・督促対象者のうち督促状（納付書）を発行していない納税義務者	地方団体により条件を選択できること ・条件 ・督促対象者のうち督促状（納付書）を発行していない納税義務者	実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	4.2.	・納付書は、別途再発行する運用を想定	地方団体により納付書を一体で出力するまたは個別に出力する運用が分かっているため、督促状（納付書）と督促状（準納付書）をそれぞれ定義している。 地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。 印字項目は、地方税法施行規則第4号様式及び第四号の2様式とする。	必須	－			
外部	117	督促状（法人住民税）	0140115	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する督促状。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	4.2.	・納付書は、別途再発行する運用を想定	印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第四号様式を参考に定義している。	必須	－			
外部	118	督促状（税金納税票（種別期））	0140116	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する督促状。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	4.2.	・納付書は、別途再発行する運用を想定	印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第四号様式を参考に定義している。	必須	－			
外部	119	督促状（固定資産税・都市計画税）	0140117	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する督促状。		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	－	4.2.	・納付書は、別途再発行する運用を想定	印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第四号様式を参考に定義している。	必須	－			
外部	120	督促状（個人住民税・森林環境税）（圧着はがき）	0140119	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する督促状。 ・地方団体により条件を選択できること ・条件 ・督促対象者のうち督促状（納付書）を発行していない納税義務者	地方団体により条件を選択できること ・条件 ・督促対象者のうち督促状（納付書）を発行していない納税義務者	標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	－	－	4.2.	・納付書は、別途再発行する運用を想定	地方団体により印刷環境や外部委託の運用等が異なるため、汎用紙を実装必須帳票、専用紙（圧着はがき）を標準オプション帳票としてそれぞれ定義している。 印字項目は、地方税法施行規則第四号様式とする。	必須	－			
外部	121	督促状（法人住民税）（圧着はがき）	0140120	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する督促状。		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	4.2.	・納付書は、別途再発行する運用を想定	印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第四号様式を参考に定義している。	必須	－			
外部	122	督促状（税金納税票（種別期））（圧着はがき）	0140121	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する督促状。		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	4.2.	・納付書は、別途再発行する運用を想定	印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第四号様式を参考に定義している。	必須	－			
外部	123	督促状（固定資産税・都市計画税）（圧着はがき）	0140122	※納税、一定期日経過した納税義務者に発送する督促状。		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	はがき（3面）	－	4.2.	・納付書は、別途再発行する運用を想定	印字項目及びレイアウトは、個人住民税の地方税法施行規則第四号様式を参考に定義している。	必須	－			
内部	124	督促状引当リスト	0140124	納税者情報、収納情報等が記載された督促状を発行したが、発送しないものリスト。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	4.2.			必須	－			
内部	125	督促状発行リスト	0140125	納付書との整合が可能とするための項目（納税者情報・収納情報等）を具備した督促状を発行しうるものリスト。 ・一括出力をした際に打ち出し件数等の集計表が出力されること。		実装必須帳票	－	－	代替不可	4.2.		外部帳票を発行した対象者リストは、発行と同時に帳票が自動出力されることが望ましいため、EUC代替不可としている。	必須	－			
内部	126	督促状未発行リスト	0140126	督促の発行を停止し、未発行となったものリスト。 当分の督促発行停止分に数らず、継続して発行停止となっているものについて出力可能であること。 発行停止理由が分かること。		実装必須帳票	－	－	EUCで代替可	4.2.			必須	－			
内部	127	滞納繰越集計表	0140127	税目ごとの、決算内訳の確認するための項目（滞納繰越の人数、期別、固定額等）が記載された集計表。 決算監査資料においても利用できること。 収入簿単位の数と期別件数にも対応できること。		標準オプション帳票	－	－	代替不可	5.1.			必須	－			

000006_7_編纂要件_014収納管理

利用区分 内/外	通し 通番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実務区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要素事項		要素事項への対応（ベンチマーク）	
													機能要件分類	国庫の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	128	確定・納付額の不一致リスト	0140128	決定額と納付額の不一致リスト。		実務必須帳票	－	－	代替不可	52.	個人住民税・森林環境税、法人市民税において通収納を把握するために利用することを想定している		必須	－		
外部	129	納付書	0140129	未納の税を納付するための納付書（再発行）。 様式のほか、コンビニ納付期限が記載されることが タイトルには地方団体名が出力されること。		実務必須帳票	専用紙（マルチペイ メント統一様式）	不定形	－	6.1.		・マルチペイメントネットワーク標準帳票がドメインにおける標準帳票仕様書に準拠した様式としているが、 Pay-easy（ペジー）の導入は必須ではなく、地方団体の運用に任せることとしている。 ・マルチペイメントネットワーク地方税統一QRコードを利用する場合について）、ゆーちー銀行における「地方税統一QRコード」納付書の作成基準等）等を参照すること。 ・徴収書部分のレイアウトは、個人住民税・固定資産税用、軽自動車税（種別別車別割）用、各税目の 合算納付用の3パターンであり、軽自動車税（種別別車別割）用は継続使役専用納税証明書を重ねる。帳 票レイアウトでは、軽自動車税（種別別車別割）用の徴収書部分は個人住民税・固定資産税用の7ミリ公 程所収しているが、かつ、合算納付書も選択できるとする。 専用紙の納付書一体系の他帳票についても、帳票レイアウトでは個人住民税・固定資産税用を明示してい るが、3パターンのいずれかを使用することとする。 ・法人住民税の納付書については、課税システムで定義した仕様とする。 ・当初課税の際は課税システムで出力し、再発行の際は収納管理システムから出力することを想定している。 ・納付書一体系の督促状等は、圧着はがきを「標準オプション帳票」として定義しているが、専用紙との整合の ため、帳票レイアウトを標準化対象としている。 ・機能要件2.12.6①ー③に特定する番号①には以下①～③から設定することを想定している。なお、帳票レイ アウトについて、納入済通知書ではQRコード及びコンビニ・バーコードに含められぬ印字異状及び帳票レイアウト には定義していない。 ①②③番号 ②③④の納付書を一括に特定するための通番」または「税目毎の通番（税目・通番を組み合わせたこ で一意に特定できるような通番）」 ・同一課税年度かつ同一課税年度の機能別期別をまとめる合算納付は実務必須機能(様式は納付書・合算 納付書を用いない)、徴収証書部分への期別明細印字は標準オプション機能(様式は合算納付書)としてい る。	必須	－		
外部	130	納付書（送付先付）	0140130	未納の税を納付するための納付書（再発行）。 様式のほか、コンビニ納付期限が記載されることが タイトルには地方団体名が出力されること。 督促状兼納付書等と合わせ、送付先欄を数右面に配置すること。		標準オプション帳票	専用紙（マルチペイ メント統一様式）	不定形	－	6.1.			必須	－		
外部	131	払込取扱票	0140131	郵便で、未納の税を納付するための取扱票。		実務必須帳票	専用紙（払込取扱 票）	－	－	6.1.		払込取扱票については、ゆーちー銀行指定様式に準拠することとし、本仕様書では印字項目及び帳票レイア ウトを定義していない。	必須	－		
外部	132	納税証明書	0140132	指定の年度の納税証明事項を記載した帳票。	・賦課年度 ・事業年度 ＜標準オプション出力条件＞ ・票間単位	実務必須帳票	汎用紙	A4横	－	6.2.		賦課年度・課税年度ごとに複数の税目とまとめて出力できるようにすること。また、賦課年度とするが課税年度と するが、及び複数の税目とまとめて出力するか、税目単位で出力するかは選択できるとする。 法人住民税については事業年度単位で出力する(事業年度に11明細を標準)。 本帳票に記載する税額には、督促手数料や延滞金は含まれない(特定である。督促手数料や延滞金を含む 金額を記載する場合は、備考欄に督促手数料や延滞金を含む金額であることを記載することも可とする。	必須	－		
外部	133	継続使役専用納税証明書（圧着はがき）	0140133	継続使役利用可能な納税証明書。	地方団体により条件を選択 できること ・種別（小型二輪車、それ 以外など） ＜標準オプション出力条件＞ 一括納付対象の納税義務 者に紐づく全ての車両	実務必須帳票	専用紙（圧着はが き）	はがき（3面）	－	6.2.		口座振替やMAPN等、手元に継続使役専用の納税証明書部分が残らない場合に、納税義務者に送付する。 令和5年からの納税確認の電子化が導入される予定であるが、システムからの納税証明書も活用が必要とな ると考えられるため、定義している。 印字項目の「備考」には、条例による減免・歩課税の場合はその旨を明記できると、また、基準日（4月1 日）以降に中古車等を取得した場合は、当年度の軽自動車税（種別別）については課税対象外である旨 を明記できると。 証明書の有効期限については、平成22年3月30日付総務市第17号通知の通り、証明書の交付後、最初に 到来する納期限の前日とする。ただし、口座振替での納付は、納期限日に引き落とされた後、納付確認及び 証明書の発行に数日を要することから、有効期限を延長する地方団体もあることを鑑み、地方団体の運用に 応じた設定を可能とする。	必須	－		
外部	134	継続使役専用納税証明書（汎用紙）	0140134	継続使役利用可能な納税証明書。	地方団体により条件を選択 できること ・種別（小型二輪車、それ 以外など） ＜標準オプション出力条件＞ 一括納付対象の納税義務 者に紐づく全ての車両	実務必須帳票	汎用紙	A4横	－	6.2.		納税義務者に窓口で手交すること想定しているため、印字項目「納付済年月日」について、システム上で納 付済みの場合は自動入力、口座振替等で確認する場合に手入力することを想定している。 証明書の有効期限については、平成22年3月30日付総務市第17号通知の通り、証明書の交付後、最初に 到来する納期限の前日とする。ただし、口座振替での納付は、納期限日に引き落とされた後、納付確認及び 証明書の発行に数日を要することから、有効期限を延長する地方団体もあることを鑑み、地方団体の運用に 応じた設定を可能とする。	必須	－		
内部	135	継続使役専用納税証明書 再発行リスト	0140135	継続使役専用納税証明書を発行した対象者リスト。		実務必須帳票	－	－	EUCで代替可	6.2.			必須	－		
外部	136	完納証明書	0140136	地方団体の税に係る徴収金に滞納がないことを証明する帳票。	地方団体により条件を選択 できること ・本税のみでなく、延滞金や 督促手数料も含む税金に係る 徴収金に滞納がない ・本税のみ滞納がない	実務必須帳票	汎用紙	A4横	－	6.2.		納税義務者から完納証明書の請求があった場合、発行する必要があるため実務必須帳票としている。 本税延滞金や督促手数料を含む税金に係る徴収金に滞納がないことを証明する。	必須	－		
外部	137	滞納販売免許申請用 証明書	0140137	滞納販売免許を取得するための帳票。 完納/滞納処分を受けたことがないことを証明する。		標準オプション帳票	汎用紙	A4横	－	6.2.	滞納処分を受けたことのない期間指定：滞 納販売等は過去2年間	滞納義務者から滞納販売免許申請用証明書の請求があった場合、発行する必要があるが、必ずしもシステ ムから出力すべきものではないため、標準オプション帳票としている。	必須	－		
外部	138	滞納処分を受けたこと がない証明書	0140138	過去に滞納処分を受けたことがないことを証明する帳票。 期間を指定した出力ができること。		標準オプション帳票	汎用紙	A4横	－	6.2.	・期間指定の例：滞納販売等：過去2年 間、公設法人：過去3年間	滞納義務者から滞納処分を受けたことがない証明書の請求があった場合、発行する必要があるが、必ずしもシ ステムから出力すべきものではないため、標準オプション帳票としている。	必須	－		

000006_7_帳票案件_014収納管理

利用 区分	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実務区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ側面）	
													機能要件分類	固有の事情等	機能要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	139	日計表	0140139	指定された日付の収入額、収入件数等の詳細情報の集計表。 日々の消込処理を行ったタイミングで自動集計でき、出力タイミングは任意に選択できること。 利用区での集計ができること。 保留額（滞付保額・消込保額）も含まれることとし、含まれない場合には、別途リスト等で保留額が把握できること。	-日次 -現年度分 -滞納繰越分 -課税年度 -課税年度	実務必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	—		
内部	140	日計集計表	0140140	会計管理窓口毎の収入金と金額を統合できる項目（日毎の収入額、充当額等）の集計表。		実務必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	—		
内部	141	月計表	0140141	指定された月の収入額、収入件数、延滞金等詳細情報について、日ごとの詳細を記載した集計表。 月締めを行ったタイミングで自動集計でき、出力タイミングは任意に選択できること。 度分率による内訳を作成できること。 保留額も含まれることとし、含まれない場合には、別途リスト等で保留額が把握できること。 給与特徴分については、出納閉鎖期間／それ以外を分けて内訳を出力できること。 税額（本税・暫定手数料・延滞金）、滞付額、充当額、指定額から収入額・不納欠損額・滞納処分額の停止額を算出した金額の内訳が確認できること。 会計科目毎の課定額、収入実績が分かること。 納付チャネル、期別が分かること。	-月次 -現年度分 -滞納繰越分 -課税年度 -課税年度	実務必須帳票	-	-	代替不可	2.1.	徴収状況の分析に必要な項目（徴収率・滞納処分状況・分納暫約状況・納付チャネル等）は、帳票ID0140144[収入額集計表]での出力も可		必須	—		
内部	142	滞納繰越リスト	0140142	滞納繰越となった対象者情報（氏名、期別、住所、課税年度、賦課年度、科目、通知書番号、課定額、繰越額等）のリスト。 分納中・未分納中の区分け、その中で度分率の有無、税目・人数・金額が出力されること。 本税、延滞金が分かること。		標準オプション帳票	-	-	EUCで代替可	5.1.			不要	—		
内部	143	決算繰越総括表	0140143	決算の課定額、収入額、欠損額、滞納処分停止中の額、過誤納額、滞付額、滞付未決済等（度分率による内訳含む）、納期内納付（税目別・件数・金額）等の集計表。 廃入/廃出の区分けがなされていること。 新道市県民税・市町村民税・森林環境税合算及び内訳の数字で帳票を出力できること。 決算に関わるボタ処理を行った際に自動で帳票が集計されること。	-全件 -現年度分 -課年度分 -課税年度 -課税年度	実務必須帳票	-	-	代替不可	5.1.			必須	—		
内部	144	収入額集計表	0140144	税目ごとに、各期別の収納実績（課定額、収納率、収納率、不納欠損、滞付額、滞付未決済、充当額、未納額、等）を掲載した集計表 金額だけでなく件数も出力可能とすること。	-年次 -月次 -全件 -現年度分 -滞納繰越分	実務必須帳票	-	-	代替不可	2.1.			必須	—		
内部	145	一括納税対象者一覧	0140145	新自動車税（個別期）の一括納税を行う納税義務者における対象車両の一覧。 対象車両の期別や継続後使用納税証明書納税証明書を同一の封筒に封入する際などに利用する。		標準オプション帳票	-	-	EUCで代替可	2.3.			不要	—		
外部	146	一括納税利用不許可通知書	0140146	一括納税利用申請が不許可となった対象者に通知する文書。		標準オプション帳票	汎用紙	A4横	-	2.3.			不要	—		
外部	147	一括納付書	0140147	新自動車税（個別期）の一括納税を行う対象者について、対象となる車両の納付すべき額を合算した納付書。		標準オプション帳票	専用紙	-	-	2.3.		一部の地方団体において、複数車両の納付書を名寄せした一括納付書の運用を行っているため、標準オプション帳票とした。	不要	—		

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容

【様式第6号】

◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009005_7_帳簿要件_015簿記管理

帳簿区分 内/外	通し 番号	帳簿名称	帳簿ID	帳簿概要（帳簿の用途）	主な出力条件	実証区分	用紙 （外部帳簿）	用紙サイズ （外部帳簿）	代替可能 （内部帳簿）	帳簿要件との対応	備考	要件の考え方・理由	企業要求事項		請求事項への対応予定（ベンダ側）	
													整備計画	関係の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	1	決算決算書※決算用	0150001	決算用の決算書	財務情報	実証必須帳簿	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
				借貸財産の換価時等に、充当先を通知する帳簿							以下のうち1の金額を出力する時は地方団体によって異なるため、ベンダの実装に要することとする。		必須	—		
	2	充当通知明細書	0150002			実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.	①充当に係る処分処分額の簿納合計額から充当金額を差し引いた金額 ②充当通知発行時点の全簿納額別の簿納合計額から充当金額を差し引いた金額		必須	—		
外部	3	充当明細書	0150003	充当先の銘柄、金額の内訳を記載する帳簿		実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.		充当先の銘柄・銘柄ごとの充当額内訳を示す必要があることが作成した。	必須	—		
内部	4	配当計算書※決算用	0150004	決算用の決算書	財務情報	実証必須帳簿	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
				借貸財産の換価時等に、配当先、配当金額等を示す際、簿納者に送付する帳簿							借貸対象の簿納額に対し、借貸財産の換価時に配当先を通知する必要があることから作成した。		必須	—		
	6	配当計算書（請求）※簿納者用	0150005			実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	6	配当計算書※権利者用	0150006	借貸財産の換価時等に、配当先、配当金額等を示す際、権利者に送付する帳簿		実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.		地方自治体以外の執行機関が利用している場合、執行機関に対し、借貸財産の換価時に配当先を通知する必要があることから作成した。 本帳簿は請求に同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	7	配当計算書別紙	0150007	配当計算書の支払い内容を一元化して示す帳簿		実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	8	債権者別紙	0150008	配当先の債権者のリスト		標準オプション帳簿	汎用紙	—	—	2.8.		配当先の債権者のリストは、配当計算書（請求）に記載される想定だが、記載されない場合は本帳簿で記載される必要があるため、追加した。	不要	—		
				配当先ごとの内訳（税目や期別）を示す帳簿									必須	—		
	9	配当計算書付属書類	0150009			標準オプション帳簿	汎用紙	—	—	2.8.		配当先の配当額、配当金額について、この税目・税別で配当する必要があることから作成した。 以下の理由から、標準オプション帳簿とした。 ・税目・税別の充当額内訳は、充当通知書上でも記載があるため ・充当計算書上から示すこと、配当計算書の記載事項等に関する事項に求められていないため	不要	—		
内部	10	借貸決算書※借貸通 当決算書（不動産）※ 貸借側用	0150010	決算用の決算書	財務情報	実証必須帳簿	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
				不動産を差し押さえる際、簿納者に送付する帳簿									必須	—		
	11	借貸書（不動産）※ 借貸側用	0150011			実証必須帳簿	—	—	代替不可	2.1.			必須	—		
外部	12	借貸通知書（不動産）※ 権利者用	0150012	不動産を差し押さえる際、権利者（生命保険会社等）に送付する帳簿		実証必須帳簿	—	—	代替不可	2.1.		生命保険会社が不動産を担保にしている場合等、権利者に対し、不動産を差し押さえることを通知する必要があることが作成した。	必須	—		
外部	13	借貸通知書（不動産）※ 交付受取2条 執行機関用	0150013	強制執行の開始決定があった不動産を差し押さえる際、執行機関（裁判所）に送付する帳簿		実証必須帳簿	—	—	EUCで代替可	2.1.			必須	—		
				借貸等の理由を記載した帳簿									必須	—		
	14	処分理由	0150014			実証必須帳簿	—	—	代替不可	2.1.		自治体ごとに処分理由に記載する内容の配列が異なり、帳簿本文内に処分理由が印字可能な自治体もあり、そういった自治体は帳簿本文内に印字すること代替する運用が可能であるため、標準オプション帳簿とする。	必須	—		
外部	15	借貸通知書（不動産）※ 交付受取2条 執行機関用（送達書）	0150015	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送付する帳簿		標準オプション帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			不要	—		
内部	16	借貸書（不動産）※ 借貸側用	0150016	借入として保管する帳簿		標準オプション帳簿	—	—	代替不可	2.8.		保管用の帳簿は、簿納費用などの別帳簿を2部印刷する運用で実用され、実装しなくても良いものとする。	任意	借貸用帳簿については原本に当たるものを求める。原本に当たらない場合には、本要件については要求を行わないものとする。		
				決算用の決算書		実証必須帳簿	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
	17	借貸解除決算書※ 借貸解除通知決算書※ 決算用	0150017										必須	—		
外部	18	借貸解除通知書（不動産）※ 簿納者用	0150018	不動産の差押を解除する際に、簿納者に送付する帳簿		実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
				不動産の差押を解除する際に、権利者に送付する帳簿									必須	—		
	19	借貸解除通知書（不動産）※ 権利者用	0150019			実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳簿は請求1と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	20	借貸解除通知書（不動産）※ 交付受取2条 執行機関用	0150020	強制執行と強制執行等との手続の区別に関する法律第29条において、不動産の差押を解除する際に、執行機関に送付する帳簿		実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
内部	21	借貸決算書※借貸通 当決算書（債権）※ 決算用	0150021	決算用の決算書	財務情報	実証必須帳簿	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
				債権を差し押さえる際、簿納者に送付する帳簿									必須	—		
	22	借貸書（請求）※ 簿納者用	0150022			実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	23	借貸通知書（債権）※ 権利者用	0150023	債権を差し押さえる際、権利者に送付する帳簿		実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
				債権を差し押さえる際、第三債務者に送付する帳簿									必須	—		
	24	債権借貸通知書（債権）※ 第三債務者用	0150024			実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	25	債権借貸通知書（債権）※ 第三債務者 （送達書）	0150025	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が地方団体に送付する帳簿		実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	26	債権借貸通知書（債権）※ 交付受取2条 執行機関用	0150026	強制執行による差押があった債権を差押えた際、執行機関（裁判所）に差押を通知する		実証必須帳簿	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		

4 / 26 ページ

009005_7_帳票案件_015簿記管理

帳票区分 内/外	帳票 種類	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	異議区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票案件との対応	備考	案件の考え方・理由	案件要求事項		請求事項への対応予定（ペーパー帳票）	
													要望分類	議料の事項等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補記事項
外部	56	差押證書（原本） （動産）※差押書費用	0150005	動産を差し押さえる際、簿納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	58	差押通知書（動産） ※権利書費用	0150006	動産を差し押さえる際、権利者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	57	差押證書（動産）※ 立金入用1	0150057	動産を差し押さえる際、立金入に受交する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	請求56差押證書（動産）※立金入用2と、帳票内容は同一である	本帳票は請求53と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	58	差押證書（動産）※ 立金入用2	0150058	動産を差し押さえる際、立金入に受交する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	請求55差押證書（動産）※立金入用1と、帳票内容は同一である 立金入用1も2も同一する箇所でも可とする。ただし、立金入用1と記載内容が異なる部分は空欄で出力すること。	本帳票は請求55と、帳票内容は同一であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
内部	59	差押證書（動産）※ 保管用	0150059	預入として保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、差押書用紙との別帳票を2部印刷する適用で実現できれば、実装しなくても良いものとする。		任意	保管用帳票については原本に当たるものを求める。原本に当たらない場合には、本案件については要求を行わないものとする。		
内部	60	〔差押解除〕差押解除 決定書差押解除通知書（動産） ※決裁用	0150060	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
外部	61	差押解除通知書（動産） ※差押書費用	0150061	動産を差押解除する際に、簿納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	62	差押解除通知書（動産） ※権利書費用	0150062	動産を差押解除する際に、権利者、差押機関等に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
内部	63	差押決議書差押解除 決定書（自動車） ※決裁用	0150063	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.	不動産差押機能による代読ス適用でも可とする。		必須	—		
外部	64	差押書（自動車）※ 権利書費用	0150064	自動車差押書を送付する際、簿納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求10と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	65	差押通知書（自動車） ※権利書費用	0150065	自動車差押書を送付する際に、権利者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求11と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
内部	66	差押證書（自動車） ※保管用	0150066	預入として保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、差押書用紙との別帳票を2部印刷する適用で実現できれば、実装しなくても良いものとする。		任意	保管用帳票については原本に当たるものを求める。原本に当たらない場合には、本案件については要求を行わないものとする。		
内部	67	〔差押解除〕差押解除 決定書差押解除通知書（自動車） ※決裁用	0150067	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.	不動産差押機能による代読ス適用でも可とする。		必須	—		
外部	68	差押解除通知書（自動車） ※差押書費用	0150068	自動車差押解除する際に、簿納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	69	差押解除通知書（自動車） ※権利書費用	0150069	自動車差押解除する際に、権利者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
内部	70	差押證書（差押社債） ※決裁用	0150070	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	担保財産差押機能による代読ス適用でも可とする。		不要	—		
外部	71	差押證書（原本） 〔差押社債〕※差押書費用	0150071	差押社債を差押する際に、簿納者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	担保財産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求10と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
外部	72	差押通知書〔差押社債〕 ※差押機関費用	0150072	差押社債を差押する際に、差押機関に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	担保財産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求11と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
外部	73	差押通知書〔差押社債〕 ※差押機関費用返送用	0150073	差押社債を差押する際に、差押機関が地方団体に返送する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	担保財産差押機能による代読ス適用でも可とする。	「差押通知書（差押社債）※差押機関費用」について、割付機能のため返送用の帳票を用意する必要のあることが確認した。 本帳票は請求46と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
外部	74	差押通知書〔差押社債〕 ※発行機関費用	0150074	差押社債を差押する際に、発行機関に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	担保財産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求11と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
外部	75	差押通知書〔差押社債〕 ※発行機関費用返送用	0150075	差押社債を差押する際に、発行機関が地方団体に返送する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	担保財産差押機能による代読ス適用でも可とする。	「差押通知書（差押社債）※発行機関費用」について、割付機能のため返送用の帳票を用意する必要のあることが確認した。 本帳票は請求46と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
内部	76	差押證書〔差押社債〕 ※保管用	0150076	預入として保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、差押書用紙との別帳票を2部印刷する適用で実現できれば、実装しなくても良いものとする。 担保財産押機能、動産差押機能による代読ス適用でも可とする。		不要	—		
内部	77	差押解除證書〔差押社債〕 ※決裁用	0150077	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	担保財産押機能、動産差押機能による代読ス適用でも可とする。		不要	—		
外部	78	差押解除通知書〔差押社債〕 ※差押書費用	0150078	差押社債を差押解除する際に、簿納者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	担保財産押機能、動産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
外部	79	差押解除通知書〔差押社債〕 ※差押機関費用	0150079	差押社債を差押解除する際に、差押機関に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	担保財産押機能、動産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
外部	80	差押解除通知書〔差押社債〕 ※発行機関費用	0150080	差押社債を差押解除する際に、発行機関に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	担保財産押機能、動産差押機能による代読ス適用でも可とする。	本帳票は請求16と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
内部	81	参加差押決議書参加 差押通知書決議書 （不動産）※決裁用	0150081	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
外部	82	参加差押通知書（不動産） ※差押書費用	0150082	不動産差押通知書を送付する際に、簿納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		

009005_7_帳票案件_015簿帳管理

帳票区分 内/外	帳票 種別	帳票名称	帳票ID	帳票説明（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票案件との対応	備考	案件の考え方・理由	業務要求事項		請求事項への対応予定（ペーパー面）	
													要望分類	議料の事項等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補記事項
外部	83	参加差押通知書（不 動産）※権利利用	0150083	不動産を参加差押する際に、権利者に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	84	参加差押書（不動産） ※執行機関用	0150084	不動産を参加差押する際に、執行機関（実行差押権者）に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求81と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	85	参加差押書（不動産） ※執行機関（送達）	0150085	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送達する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			不要	—		
内部	86	参加差押書（不動産） ※保管用	0150086	預えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、簿納費用などの別帳票を2回印刷する用途で実用であれば、実施しなくても良いものとする。		任意			保管用帳票については原本に当たるものを求める。原本に当たらない場合には、本案件については要求を行わないものとする。
内部	87	参加差押解除決議書 （参加差押解除通知決議書（不動産）※決 裁用）	0150087	決裁用の決議書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
外部	88	参加差押解除通知書 （不動産）※権利利用	0150088	不動産を参加差押解除する際に、権利者に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	89	参加差押解除通知書 （不動産）※権利利用	0150089	不動産を参加差押解除する際に、権利者に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	90	参加差押解除通知書 （不動産）※執行機 関用	0150090	不動産を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求86と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
内部	91	参加差押決議書 （参加差押通知決議書（参加加入権）※決 裁用）	0150091	決裁用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	92	参加差押通知書（電 話加入権）※簿帳管 理	0150092	電話加入権を参加差押する際に、簿帳者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
外部	93	参加差押通知書（電 話加入権）※権利利 用	0150093	電話加入権を参加差押する際に、権利者、差押権者等に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
外部	94	参加差押通知書（電 話加入権）※NTT用	0150094	電話加入権を参加差押する際に、NTTに送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
外部	95	参加差押通知書（電 話加入権）※NT（送 達）用	0150095	NTTの到達確認の際、NTTが地方団体に送達する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
外部	96	参加差押書（電話加 入権）※執行機関用	0150096	電話加入権を参加差押する際に、執行機関に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
外部	97	参加差押書（電話加 入権）※執行機関送 達用	0150097	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送達する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
内部	98	参加差押書（電話 加入権）※保管用	0150098	預えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、簿納費用などの別帳票を2回印刷する用途で実用であれば、実施しなくても良いものとする。		不要	—		
内部	99	（参加差押解除）参 加差押解除通知決議書 （参加差押解除通知決議書（電話加入権）※決 裁用）	0150099	決裁用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	100	参加差押解除通知書 （電話加入権）※簿 帳管理	0150100	電話加入権を参加差押解除する際に、簿帳者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
外部	101	参加差押解除通知書 （電話加入権）※電 利利用	0150101	電話加入権を参加差押解除する際に、権利者、差押権者等に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
外部	102	参加差押解除通知書 （電話加入権）※NT T用	0150102	電話加入権を参加差押解除する際に、NTTに送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
外部	103	参加差押解除通知書 （電話加入権）※執 行機関用	0150103	電話加入権を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -使用頻度が低いと考えられるため	不要	—		
内部	104	参加差押決議書 （参加差押通知決議書（参加加入権）※決 裁用）	0150104	決裁用の決議書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
外部	105	参加差押通知書（動 産）※簿帳管理	0150105	動産を参加差押する際に、簿帳者に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求80と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	106	参加差押通知書（動 産）※権利利用	0150106	動産を参加差押する際に、権利者に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求81と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	107	参加差押書（動産） ※執行機関用	0150107	動産を参加差押する際に、執行機関に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求81と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	108	参加差押書（動産） ※執行機関（送達） 用	0150108	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送達する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求83と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
内部	109	参加差押書（動 産）※保管用	0150109	預えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、簿納費用などの別帳票を2回印刷する用途で実用であれば、実施しなくても良いものとする。		任意			保管用帳票については原本に当たるものを求める。原本に当たらない場合には、本案件については要求を行わないものとする。
内部	110	（参加差押解除）参 加差押解除通知決議書 （参加差押解除通知決議書（動産）※決 裁用）	0150110	決裁用の決議書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		

009005_7_帳票要件_015滞納管理

滞納 区分	申し 渡す 債権	債権名称	債権ID	債権内容（債権の用途）	主な出力条件	異議区分	用紙 （外部用紙）	用紙サイズ （外部用紙）	代替可能 （内部用紙）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	発注要求事項		請求事項への対応予定（ペナ計画）	
													要望分類	議料の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補正事項
外部	111	参加費滞納通知書（勧進）※滞納費用	0150111	勧進を参加費滞納解除する際に、滞納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	112	参加費滞納通知書（勧進）※権利費用	0150112	勧進を参加費滞納解除する際に、権利者、後発の差押債権等に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	113	参加費滞納通知書（勧進）※執行機関費用	0150113	勧進を参加費滞納解除する際に、強制執行機関に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
内部	114	参加費滞納通知書※参加費滞納通知書※（自勘察）※決裁用	0150114	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。		必須	—		
外部	116	参加費滞納通知書（自勘察）※滞納費用	0150116	自勘察を参加費滞納解除する際に、滞納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。	本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	119	参加費滞納通知書（自勘察）※権利費用	0150119	自勘察を参加費滞納解除する際に、権利者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。	本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	117	参加費滞納通知書（自勘察）※執行機関費用	0150117	自勘察を参加費滞納解除する際に、強制執行機関に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。	本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	118	参加費滞納通知書（自勘察）※強制執行機関（送達）用	0150118	執行機関の到達確認の部、執行機関が地方団体に送達する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。	本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
内部	119	参加費滞納通知書（自勘察）※保管用	0150119	借入として保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、滞納費用などの加算額を2部印刷する適用で実現できれば、兼用として取り回す。		注意	※帳票内容について任意に変更する必要がある。任意に変更しない場合には、本要件については変更を行わないものとする。		
内部	120	「参加費滞納解除」参加費滞納通知書※参加費滞納通知書※（自勘察）※決裁用	0150120	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。		必須	—		
外部	121	参加費滞納通知書（自勘察）※滞納費用	0150121	自勘察を参加費滞納解除する際に、滞納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。	本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	122	参加費滞納通知書（自勘察）※権利費用	0150122	自勘察を参加費滞納解除する際に、権利者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。	本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	123	参加費滞納通知書（自勘察）※執行機関費用	0150123	自勘察を参加費滞納解除する際に、強制執行機関に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	不動産差押債権による代金も適用でも可とする。	本帳票は請求66と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
内部	124	交付要求決議書※交付要求通知書※決議書※決議書※	0150124	決裁用の決裁書 ※特種徴収法印鑑、滞納処分と強制執行等との手続の設置に関する法律第10条の模範法文を使い分けられること。		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
外部	125	交付要求通知書※滞納費用	0150125	各種法律に基づき交付要求する際に、滞納者に送付する帳票 各種交付要求の模範法文を使い分けられること		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	126	交付要求通知書※権利費用	0150126	各種法律に基づき交付要求する際に、権利者に送付する帳票 各種交付要求の模範法文を使い分けられること		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	127	交付要求通知書※執行機関費用	0150127	各種法律に基づき、交付要求する際に、執行機関に送付する帳票 各種交付要求の模範法文を使い分けられること		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求124と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	128	交付要求書※執行機関（送達）用	0150128	執行機関の到達確認の部、執行機関が地方団体に送達する帳票 各種交付要求の模範法文を使い分けられること		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			不要	—		
内部	129	交付要求解除決議書※交付要求解除通知書※決議書※決議書※	0150129	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
外部	130	交付要求解除通知書※滞納費用	0150130	交付要求の解除の際に、滞納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
外部	131	交付要求解除通知書※権利費用	0150131	交付要求の解除の際に、権利者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求129と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	132	交付要求解除通知書※執行機関費用	0150132	交付要求の解除の際に、執行機関に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は請求129と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
内部	133	「請求交付」交付要求決議書※交付要求通知書※決議書※決議書※	0150133	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.8.	決議料は、討債債権、破産債権に「ずれも本帳票1種類で対応して、2種類に分けて対応」として取り扱う。	①備考について、討債債権のみの完結といった解除事由が発生した場合は、必ずこのパターンを想定している。 ②討債債権／破産債権（優先的破産債権／劣後的破産債権）ごとに個別に管理する（※決裁用の帳票も分かれる）場合は、個別に交付要求の解除することとなる。 ③処分対象となる破産事件1件が処分される形で討債債権／破産債権（優先的破産債権／劣後的破産債権）をまとめて管理する（決裁用の帳票は一つにまとめる）場合は、一律処分を解除した上で、個別に交付要求を作成しなおす対応を想定している。	必須	—		
外部	134	交付要求通知書（討債債権）※滞納費用	0150134	破産交付要求を行う際、討債債権について滞納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、模範法文は同一だが、届け出られる債権の種類は、討債債権である。	必須	—		
外部	135	交付要求通知書（討債債権）※権利費用	0150135	破産交付要求を行う際、討債債権について執行機関に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、模範法文は同一だが、届け出られる債権の種類は、優先的破産債権／劣後的破産債権である。	必須	—		
外部	136	交付要求通知書（執行機関）※破産管理人（送達）用	0150136	執行機関の到達確認の部、執行機関が地方団体に送達する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			不要	—		
外部	137	交付要求通知書（破産債権）※滞納費用	0150137	破産交付要求を行う際、破産債権について滞納者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.	特殊財産差押債権による代金も適用でも可とする。	本帳票は破産における交付要求の帳票を規定したものであり、模範法文は同一だが、届け出られる債権の種類は、優先的破産債権／劣後的破産債権である。	必須	—		

009005_7_帳票要件_015簿納管理

												運用管理事項		帳票要求への対応予定（ペナリ指摘）		
帳票区分 内/外	帳票 番号	帳票名称	帳票ID	帳票説明（帳票の用途）	主な出力条件	英訳区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	帳票分類	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補正事項
外部	138	交付要求書（債権債権）※裁判利用	0150138	債権交付要求を行う際、債権債権について執行機関に送付する帳票		実益必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は債権における交付要求の帳票を規定したものであり、債権法令は同一だが、届け出られる債権の種類は、優先的財産債権／劣後的財産債権である。	必須	—		
外部	139	交付要求通知書（債権債権）※裁判利用（送達）用	0150139	執行機関の到達確認の際、執行機関が地方団体に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		「交付要求通知書（債権債権）」は裁判利用について、貸借保証のため送達用の帳票を使用する必要のあることが作成した。	不要	—		
内部	140	「債権交付帳票」交付要求情報決済書（債権債権）※債権債権決済書※決済書	0150140	決裁用の決裁書		実益必須帳票	—	—	代替不可	2.8.	決裁時は、対債権債、債権債権いずれも本帳票1種類で対応しても、2種類に分けて対応しても良いこととする。	「備考」について、対債権債のみの宛先といった例外事由が発生した場合は、以下の2パターンを想定している。 ①対債権債／債権債権（優先的財産債権／劣後的財産債権）ごとに個別に管理する（決裁用の帳票も分かれる）場合は、個別に交付要求の解除をすることを想定している。 ②交付が可能な債権債権1件から紐付けされる形で対債権債／債権債権（優先的財産債権／劣後的財産債権）をまとめて管理する（決裁用の帳票も一つにまとまる）場合は、一度処分を解除した上で、個別に交付要求を作成しなおす対応を想定している。	必須	—		
外部	141	交付要求解除通知書（債権債権）※債権債権利用	0150141	対債権債について、債権交付要求の解除をする際に、債権者に送付する帳票		実益必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は債権における交付要求の帳票を規定したものであり、債権法令は同一だが、届け出られる債権の種類は、対債権債である。	必須	—		
外部	142	交付要求解除通知書（債権債権）※債権債権利用	0150142	対債権債について、債権交付要求の解除をする際に、債権者に送付する帳票		実益必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は債権における交付要求の帳票を規定したものであり、債権法令は同一だが、届け出られる債権の種類は、対債権債である。 本帳票は請求140に同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	143	交付要求解除通知書（債権債権）※債権債権利用	0150143	債権債権について、債権交付要求の解除をする際に、債権者に送付する帳票	※140の帳票と同一の帳票で出力できる形式でもよい	実益必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は債権における交付要求の帳票を規定したものであり、債権法令は同一だが、届け出られる債権の種類は、優先的財産債権／劣後的財産債権である。	必須	—		
外部	144	交付要求解除通知書（債権債権）※裁判利用	0150144	債権債権について、債権交付要求の解除をする際に、裁判所に送付する帳票		実益必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		本帳票は債権における交付要求の帳票を規定したものであり、債権法令は同一だが、届け出られる債権の種類は、優先的財産債権／劣後的財産債権である。	必須	—		
外部	145	受領の回答依頼について	0150145	参加費等・交付要求する際に、先行する要件行より要件項目の回答を確保するための帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策等については必須とする。	任意	—		
内部	146	債権現在帳中立案※決裁用	0150146	決裁用の決裁書		実益必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
外部	147	債権現在帳中立案	0150147	債権債権や裁判所に、地方団体の債権現在帳を申し立てる帳票		実益必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—		
内部	148	債権債権の取立決裁書※決裁用	0150148	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			任意	—		
外部	149	債権債権の取立通知書	0150149	債権中の債権の取立執行の際に第三債権者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2.8.		第三債権者に対し、債権中の債権について取立執行の際も通知する必要があることが作成した。	必須	—		
内部	150	債権債権※決裁用	0150150	決裁用の決裁書		実益必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		
外部	151	債権債権（標準）※決裁費用	0150151	債権者の自宅等を確保する際に、債権者に手交する帳票		実益必須帳票	汎用紙	—	—	2.8.		外部機関に送付がないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	152	債権債権（標準）※立会人用1	0150152	債権者の自宅等を確保する際に、立会人に手交する帳票		実益必須帳票	汎用紙	—	—	2.8.	項目153請求調書※立会人用2と、帳票内容は同一である	外部機関に送付がないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	153	債権債権（標準）※立会人用2	0150153	債権者の自宅等を確保する際に、立会人に手交する帳票		実益必須帳票	汎用紙	—	—	2.8.	項目152請求調書※立会人用1と、帳票内容は同一である 立会人用1と「2」を適用でも可とする。ただし、立会人用1に記載内容が異なる部分は空欄で出力すること。	外部機関に送付がないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	154	債権債権（標準）※占有費用	0150154	債権者の自宅等を確保する際に、占有者に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.	債権利用を2つ～する適用でも可とする。ただし、債権利用に記載の適用部分については、空欄で出力すること。	外部機関に送付がないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策等については必須とする。 なお、両付可である。		
内部	155	債権債権※保管用	0150155	控えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、債権利用は2別帳票を2別印刷する適用で実用であれば、実証しなくても良いものとする。	保管用の帳票については請求に当たるものを求める。原本に当たらない場合は、必要時にについて請求を行わないものとする。	任意	—		
内部	156	財産の引渡命令書（債権者あり）※決裁費用	0150156	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			任意	実益が図れる場合は、他都市事務所を預託の上、運用回避策の策定を行うこと。		
外部	157	財産の引渡命令書※決裁費用	0150157	自衛隊等を差押えた際、それを徴収吏員が占有するため、引渡しを命じるために、債権者に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成要素の履行システムでシステム外出力が大々である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策等については必須とする。 なお、両付可である。		
内部	158	財産の引渡命令書（占有者あり）※決裁費用	0150158	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	159	財産の引渡命令書※占有費用	0150159	自衛隊等を差押えた際、それを徴収吏員が占有するため、引渡しを命じるために、占有者に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成要素の履行システムでシステム外出力が大々である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策等については必須とする。 なお、両付可である。		
外部	160	財産の引渡命令書※決裁費用	0150160	自衛隊等を差押えた際、それを徴収吏員が占有するため、引渡しを命じるために、占有者に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成要素の履行システムでシステム外出力が大々である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策等については必須とする。 なお、両付可である。		

009005_7_帳票要件_015簿納税理

情報区分 内/外	通し 繰番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	異議区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	企業要求事項		請求事項への対応予定（ペーパー面）	
													要望分類	要件の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補記事項
内部	161	簿計財産占有図書 （自動車）※決裁用	0150161	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	162	占有図書（標準）※ （自動車）※簿納書 用	0150162	自動車等を差押えした際、それを権限実員が占有する際に、簿納書に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成員の発行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
内部	163	取上図書※決裁用	0150163	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	164	取上図書（標準）※ 簿納書用	0150164	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを権限実員が取り上げる際、簿納書に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
外部	165	取上図書目権利書用	0150165	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを権限実員が取り上げる際、権利書に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
外部	166	取上図書※立会人用 1	0150166	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを権限実員が取り上げる際、立会人に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.	第167号取上図書※立会人用2と、帳票内容は同一である	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
外部	167	取上図書※立会人用 2	0150167	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを権限実員が取り上げる際、立会人に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.	第166号取上図書※立会人用1と、帳票内容は同一である 立会人用1をベースで運用を可とする。	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	不要	—		
内部	168	取上図書※決裁図書 （動産）※決裁用	0150168	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	169	取上図書引図書	0150169	差押えた債権証書、動産等について、簿納書に引き渡す際に必要となる手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成員の発行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
内部	170	取上図書（動産）※ 保管用	0150170	控えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、簿納書用などの別帳票を2部印刷する運用で実現できれば、実装しなくても良いものとする。		不要	—		
内部	171	簿計財産占有図書※ 決裁用	0150171	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	172	簿計財産占有図書 （標準）※簿納書用	0150172	差押え中に差押した財産のうち、保管命令を出したもののについて、権限実員に引き渡すよう指示する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成員の発行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
内部	173	簿計財産占有図書※ 保管用	0150173	控えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、簿納書用などの別帳票を2部印刷する運用で実現できれば、実装しなくても良いものとする。		不要	—		
内部	174	標準・輸出図書（動 産）※決裁用	0150174	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	175	標準・輸出図書（標準） ※簿納書用	0150175	差押え中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、照会に輸出の必要があるものがある際、簿納書に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成員の発行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
外部	176	標準・輸出図書（標準） ※簿納書用	0150176	差押え中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、照会に輸出の必要があるものがある際、権利書に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成員の発行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
外部	177	標準・輸出図書（標準） ※占有書用	0150177	差押え中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、照会に輸出の必要があるものがある際、占有書に手交する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・構成員の発行システムでもシステム外出力が大半である ・使用頻度が極めて少ないため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用円滑化等により必須とする。 なお、再入力可である。		
内部	178	標準・輸出図書※保 管用	0150178	控えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	保管用の帳票は、簿納書用などの別帳票を2部印刷する運用で実現できれば、実装しなくても良いものとする。		不要	—		
内部	179	公示公債書 異議権照 分※決裁用	0150179	決裁用の決裁書		実装必須帳票	—	—	代替不可	2.9.			必須	—		
内部	180	公示財産一覧表	0150180	公示財産の目録リスト		実装必須帳票	—	—	ELCで代替可	2.9.			必須	—		
外部	181	公示公債書異議権照 公示	0150181	公示権照を公示するための用いられる。また、異議権照を決定した場合、公示する際に用いられる		実装必須帳票	汎用紙	—	—	2.9.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	182	公示公債（別紙）	0150182	入札に関する事項、売却決定に関する事項が記載された、公示条件等を示す帳票		実装必須帳票	汎用紙	—	—	2.9.		公示条件等、公債に係る文書が記載されれば良いので、印字項目を作成していない。	必須	—		
外部	183	受領証	0150183	売却決定された公示財産の受領証		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		売却決定がされた場合、買受人から公示財産の受領証を提出いただく。 で、その後のツプスを返送するのに必要となるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・他方団体の規模によって使用頻度に差があるため	不要	—		
内部	184	公示通知書※決裁用	0150184	決裁用の決裁書		実装必須帳票	—	—	代替不可	2.9.			必須	—		
外部	185	公示通知書※簿納書 用	0150185	債権取込通知書に基づき、公示公債がなされた場合に、簿納書に通知する帳票		実装必須帳票	汎用紙	—	—	2.9.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		

009005_7_ 帳票案件_015簿納管理

帳票区分 内/外	帳票 種類	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実証区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替用紙 （内部帳票）	帳票案件との対応	備考	案件の考え方・理由	業務要求事項		帳票事項への対応予定（ペーパー面）	
													要望分類	議料の事項等	案件対応方針	対応方針の記録及び確認事項
内部	186	公共通知書承認申請書 送付決定書	0150186	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.9.			必須	—		
	187	公共通知書承認申請書 送付決定書	0150187	公共通知と、公共財産への横断現在額申立廃存を権利者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	—	—	2.9.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	188	債権現在額申立廃存 決定書	0150188	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
	189	債権現在額申立廃存 書	0150189	地方団体が債権した財産を配為するにあたり、権利者から債権現在額申立を提出してもらうための帳票書		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由により標準オプション帳票とした。 -実証上、必ずしも廃送する帳票ではない（地方団体によって使用に差がある）	任意	以下に対応による出力、類似帳票の活用等による通用回数削減については必須とする。 なお、両行字で可。と。		
外部	190	債権現在額申立書 （送信用）	0150190	執行機関の到達確認の助、執行機関が地方団体に送達する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由により標準オプション帳票とした。 -実証上、必ずしも廃送する帳票ではない（地方団体によって使用に差がある）	不要	—		
	191	債権現在額申立書 審判保管用	0150191	控えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.	併行性の帳票は、簿納帳票以外の別帳票を2回印刷する適用で実用であれば、実証しなくても良いものとする。		不要	—		
外部	192	最高債申込者の決定 書	0150192	債権回収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、公告する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
	193	最高債申込者の決定 書	0150193	債権回収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、簿納者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	194	最高債申込者の決定 書	0150194	債権回収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、権利者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
内部	195	最高債申込者の決定 等の公告用決裁書	0150195	決裁用の決裁書	最高債申込者の決定	標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.9.			不要	—		
外部	196	最高債申込者の決定 書	0150196	債権回収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、最高債申込者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	197	次順位受入者申込者の 決定書	0150197	債権回収法106条に基づき、最高債申込者の決定となる申込者が決定した場合、公告する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	198	次順位受入者申込者の 決定書	0150198	債権回収法106条に基づき、最高債申込者の決定となる申込者が決定した場合、簿納者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	199	次順位受入者申込者の 決定書	0150199	債権回収法106条に基づき、最高債申込者の決定となる申込者が決定した場合、権利者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
内部	200	次順位受入者申込者の 決定等の公告用決裁書	0150200	決裁用の決裁書	次順位受入者申込者の決定	標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.9.			不要	—		
外部	201	次順位受入者申込者の 決定書	0150201	債権回収法106条に基づき、最高債申込者の決定となる申込者が決定した場合、最高債申込者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
内部	202	売却決定通知書 （非決裁用）	0150202	決裁用の決裁書	売却決定通知	実証必須帳票	—	—	代替不可	2.9.			必須	—		
	203	売却決定通知書 （第三債務者等用）	0150203	債権回収法116条に基づき、買受人がその買受代金を納付したときに、第三債務者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	不要	—		
外部	204	売却決定通知書 （買受人用）	0150204	債権回収法116条に基づき、買受人がその買受代金を納付したときに、買受人に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	—	—	2.9.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	205	売却決定取消通知書 （非決裁用）	0150205	決裁用の決裁書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.9.			必須	—		
	206	売却決定取消通知書 （買受人用）	0150206	債権回収法117条に基づき、買受代金の納付前に売却が確認された場合、買受人に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	—	—	2.9.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	207	最高債申込者決定の 取消通知書	0150207	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.9.			不要	—		
	208	最高債申込者決定の 取消通知書	0150208	債権回収法基本通達117条等、最高債申込者決定を取り消す際に、簿納者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、最高債申込者決定の取り消された場合も、利害関係者である権利者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	209	最高債申込者決定の 取消通知書	0150209	債権回収法基本通達117条等、最高債申込者決定を取り消す際に、権利者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、最高債申込者決定の取り消された場合も、利害関係者である権利者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	210	最高債申込者決定の 取消通知書	0150210	債権回収法基本通達117条等、最高債申込者決定を取り消す際に、最高債申込者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.9.		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、最高債申込者決定の取り消された場合も、利害関係者である権利者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		

009005_7_帳票案件_015滞納管理

滞納 区分	通知 種類	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	機能 （外部機能）	機能サイズ （外部機能）	代替可能 （内部機能）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	業務要求事項		顧客要望への対応予定（ベンダ側面）	
													要望分類	顧客の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	211	滞収払戻金受入申請決定の取消通知書※滞納費用	0150221	決裁用の決裁書		標準オプション機能	—	—	代替不可	2.9.			不要	—		
外部	212	滞収払戻金受入申請決定の取消通知書※滞納費用	0150212	国庫徴収法基本通達117条等、滞収払戻金決定を取り消す際に、滞納者に送付する帳票		標準オプション機能	汎用紙	—	—	2.9.		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、滞収払戻金受入申請決定が取り消された場合も、利害関係者である滞納者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション機能とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	213	滞収払戻金受入申請決定の取消通知書※滞納費用	0150213	国庫徴収法基本通達117条等、滞収払戻金決定を取り消す際に、滞納者に送付する帳票		標準オプション機能	汎用紙	—	—	2.9.		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、滞収払戻金受入申請決定が取り消された場合も、利害関係者である滞納者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション機能とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	214	滞収払戻金受入申請決定の取消通知書※滞収払戻金申請費用	0150214	国庫徴収法基本通達117条等、滞収払戻金決定を取り消す際に、滞収払戻金申請者に送付する帳票		標準オプション機能	汎用紙	—	—	2.9.		売却決定が取り消された場合、売却決定取消通知が買受人、第三債務者等に通知されるように、滞収払戻金受入申請決定が取り消された場合も、利害関係者である滞納者に通知する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション機能とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
内部	215	公売中止通知書※決裁費用	0150215	決裁用の決裁書		標準オプション機能	—	—	代替不可	2.9.			不要	—		
外部	216	公売中止通知書※滞納費用	0150216	公売手続途中で、公売を中止する際に、滞納者に送付する帳票		標準オプション機能	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション機能とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	217	公売中止通知書※滞納費用	0150217	公売手続途中で、公売を中止する際に、権利者に送付する帳票		標準オプション機能	汎用紙	—	—	2.9.		以下の理由で標準オプション機能とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
内部	218	延滞金減免申請書※決裁費用	0150218	決裁用の決裁書		実証必須機能	—	—	代替不可	4.1.			必須	—		
外部	218	延滞金減免申請書	0150218	延滞金減免の申請書		実証必須機能	汎用紙	—	—	4.1.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	219	延滞金減免許可決定通知書	0150219	延滞金減免申請書に対し、減免決定を通知する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	4.1.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	220	延滞金減免許可決定通知書	0150220	延滞金減免申請書に対し、減免即下を通知する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	4.1.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	221	滞収競争の許可通知書※決裁費用	0150221	決裁用の決裁書		実証必須機能	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	222	滞収競争の許可通知書	0150222	滞収競争を地方団体に申請する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	223	滞収競争期間延長申請書	0150223	滞収競争期間延長を地方団体に申請する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	224	滞収競争の許可通知書※決裁費用	0150224	決裁用の決裁書		実証必須機能	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	225	滞収競争の許可通知書	0150225	滞収競争の申請に対し、許可決定を通知する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	226	滞収競争取消通知書※決裁費用	0150226	決裁用の決裁書		実証必須機能	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	227	滞収競争取消通知書	0150227	滞収競争の取消をする際に、送付する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	228	滞収競争の不許可通知書※決裁費用	0150228	決裁用の決裁書		実証必須機能	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	229	滞収競争の不許可通知書	0150229	滞収競争申請に対し、不許可決定を通知する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	230	滞収競争の期間延長許可通知書※決裁費用	0150230	決裁用の決裁書		実証必須機能	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	231	滞収競争の期間延長許可通知書	0150231	滞収競争期間延長申請に対し、許可決定を通知する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	232	滞収競争の期間延長不許可通知書※決裁費用	0150232	決裁用の決裁書		実証必須機能	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	233	滞収競争の期間延長不許可通知書	0150233	滞収競争期間延長申請に対し、不許可決定を通知する帳票		実証必須機能	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	234	弁明要求決議書※決裁費用	0150234	決裁用の決裁書		標準オプション機能	—	—	代替不可	2.5.			不要	—		
外部	235	弁明要求書	0150235	滞収競争取消の際、滞納者に弁明を要求する帳票		標準オプション機能	汎用紙	—	—	2.5.		以下の理由で標準オプション機能とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	—		ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策について必須とする。
外部	236	滞収競争における異議解紛申請書	0150236	滞収競争において、異議解紛を地方団体に申請する際に必要となる帳票		標準オプション機能	汎用紙	—	—	2.5.		以下の理由で標準オプション機能とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	237	滞収競争申請書及びその添付書類の不備等があった場合に通知する	0150237	滞収競争申請書及びその添付書類の不備等があった場合に通知する		標準オプション機能	汎用紙	—	—	2.5.			不要	—		

009005_7_帳票要件_015簿納管理

帳票区分 内/外	帳票 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	業務要求事項		審査事項への対応予定（ペーパー面）	
													審査分類	審査の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補正事項
内部	238	帳簿による換価権予 通知書※決裁用	0150237	決裁用の決裁書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	238	帳簿による換価権予 通知書	0150238	帳簿による換価権予を許可する際の通知書		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	240	帳簿による換価権予 取消書※決裁用	0150239	決裁用の決裁書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	240	帳簿による換価権予 取消通知書	0150240	帳簿による換価権予を取消する際の通知書		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	240	換価延長通知書※決 裁用	0150241	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.5.			任意	—		
外部	240	帳簿による換価権予 期間延長通知書	0150242	帳簿による換価権予の期間延長の通知書		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	240	申請による換価権予 申請書	0150243	換価権予の申請書		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	240	申請による換価権予 期間延長申請書	0150244	換価権予の延長申請書		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	240	申請による換価権予 の期間延長申請書※決 裁用	0150245	決裁用の決裁書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	240	申請による換価権予 の許可通知書	0150246	申請による換価権予を許可する際の通知書		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	240	申請による換価権予 取消書※決裁用	0150247	決裁用の決裁書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	240	申請による換価権予 取消通知書	0150248	申請による換価権予を取消する際の通知書		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	250	申請による換価権予 の許可通知書※決裁 用	0150249	決裁用の決裁書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	250	申請による換価権予 の許可通知書	0150250	申請による換価権予に対し、不許可決定を通知する帳票		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	250	申請による換価権予 の期間延長許可通知 書※決裁用	0150251	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	250	申請による換価権予 の期間延長許可通知 書	0150252	申請による換価権予の期間延長を許可する際の通知書		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	250	申請による換価権予 の期間延長不許可通 知書※決裁用	0150253	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.5.			必須	—		
外部	250	申請による換価権予 の期間延長不許可通 知書	0150254	申請による換価権予期間延長に対し、不許可決定を通知する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.5.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	250	申請による換価権予 に付ける意見照会申 請書	0150255	申請による換価権予において、意見照会を地方団体へ申請する際に必要となる帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.5.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	250	申請による換価権予 申請書の提出要請通 知書	0150256	申請による換価権予申請書及びその添付書類に不備等があった場合に通知する		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.5.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	250	債予における割付計 画書	0150257	債予の際の分割割付計画書	各債予の債票発行後、分割割付計画を策定 した時点	実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.5.		各債予における、分割割付の具体的な計画書を、債納税に提供するため作成した。 本帳票は、原簿427割付計画書と同様のレイアウトを想定している。	必須	—		
外部	250	債予に付ける割付計 画明細書	0150258	債予の際の分割割付計画明細書		実施必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.5.		各債予における、分割割付の具体的な計画書の詳細な明細書を、債納 税に提供するため作成した。 本帳票は、原簿428割付計画明細書と同様のレイアウトを 想定している。	必須	—		
内部	260	債納区分の停止決裁 書※決裁用	0150259	決裁用の決裁書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.10.			必須	—		
内部	260	債納区分の停止請求	0150260	債納区分の停止を行うにあたり、停止理由や実施回数、財産調査の結果をまとめた帳票		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.10.			必須	—		
外部	260	債納区分の停止通知 書	0150261	債納区分の停止をした際に、債納税に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.10.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
外部	260	債納区分の停止通知 書※期間延長	0150262	債納区分の停止期間延長をした際に、債納税に通知する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.10.		以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	債票本文が明記されている場合は債の執行停止と同通知でも可能す る。		
内部	260	債納区分の停止取消 決議書※決裁用	0150263	決裁用の決裁書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.10.			必須	—		
外部	260	債納区分の停止取消 通知書	0150264	債納区分の停止の取消をする際に、債納税に送付する帳票		実施必須帳票	汎用紙	—	—	2.10.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	260	強制執行等の執行決 定決議書※決裁用	0150265	決裁用の決裁書		実施必須帳票	—	—	代替不可	2.8.			必須	—		

009005_7_横断案件_015滞納管理

判断区分	通知経路	横断名称	横断ID	横断概要（横断の用途）	主な出力条件	実施区分	所属（外部組織）	掲載サイズ（外部組織）	代替可否（内部組織）	横断要件との対応	備考	判断の考え方・理由	重要度事項		留意事項		留意事項への対応予定（ペナルティ）	
													重要度区分	留意事項	要件対応方針	対応方針の詳細及び補記事項		
内部	267	「担保権実行」・執行決定通知書が保留用	0150226	借入として保管する横断		標準オプション横断	—	—	代替不可	2.8.	担保権の横断は、滞納費用などの担保権を2回印刷する適用で実用とされ、実装しなくても良いものとする。		任意	—				
外部	268	強制執行等の執行決定通知書	0150247	強制執行が決定した場合、滞納催告手続9条、12条において準用する強制執行法第91条に基づき、権利者等に送付する横断 強制執行決定の横断法を記載し分けられること		実装必須横断	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—				
内部	269	強制執行等の留保決定通知書（滞納費用）	0150268	滞納費用の決定		実装必須横断	—	—	代替不可	2.8.			必須	—				
外部	270	請求書等に対する回答	0150289	権利者の意見書に対して回答する横断		実装必須横断	汎用紙	A4縦	—	2.8.			必須	—				
内部	271	強制執行決定に関する意見書が保留用	0150270	滞納費用の決定		標準オプション横断	—	—	代替不可	2.8.			不要	—				
外部	272	強制執行決定に関する意見書（執行権限）	0150271	先行差押権者に対し、強制執行の意思を確認する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		催告もして強制執行しない場合、執行権限の問題を併せて強制執行決定を行う必要があるため、作成した。 以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	EUC対応による出力、類似横断の活用等による適用回避策については必須とする。				
外部	273	強制執行に関する意見書	0150272	強制執行決定に関する意見書に対する回答書		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		「強制執行決定に関する意見書（執行権限）」について、回答を収容するため、回答用横断を使用する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	EUC対応による出力、類似横断の活用等による適用回避策については必須とする。				
内部	274	参加差押財産換価権催告決議書が保留用	0150273	滞納費用の決定		標準オプション横断	—	—	代替不可	2.8.			不要	—				
外部	275	参加差押財産換価権催告書	0150274	参加差押した財産について、先行差押権者に換価を催告する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		参加差押した差押財産が相当期間内に換価に付されない時は、換価の催告を執行権限に付す必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
内部	276	差押換価支払催告決議書が保留用	0150275	滞納費用の決定		標準オプション横断	—	—	代替不可	2.8.			不要	—				
外部	277	差押換価支払催告書（第三差押権者等）	0150276	差押財産の換価に応じない第三差押権者に、換価の支払を催告する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		第三差押権者の支払いについて対応しない第三差押権者等が考えられる。換価の支払いを催告する必要があるため作成した。 以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	EUC対応による出力、類似横断の活用等による適用回避策については必須とする。				
内部	278	強制催告について（回答）（滞納費用）	0150277	滞納費用の決定		標準オプション横断	—	—	代替不可	2.8.			不要	—				
外部	279	強制催告について（回答）	0150278	差押財産換価催告書に対する回答書		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		「参加差押財産換価催告書」について、回答を収容するため、回答用の横断を使用する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
内部	280	強制執行決定決議書が保留用	0150279	滞納費用の決定		標準オプション横断	—	—	代替不可	2.8.			不要	—				
外部	281	強制執行決定告知書（滞納費用）	0150280	参加差押をした地方団体が換価を執行する際に、執行権限（先行差押権者）に送付する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		「強制執行決定に関する意見書（執行権限）」の結果、強制執行を決定した場合、執行権限（先行差押権者）に送付する必要があるため作成した。 以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
外部	282	強制執行決定通知書（請求）（執行権限）	0150281	執行権限の到達確認の際、執行権限が地方団体に返送する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		「強制執行決定告知書（執行権限）」について、回答を収容するため、回答用横断を使用する必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
外部	283	強制執行決定通知書（滞納費用）	0150282	参加差押をした地方団体が換価を執行する際に、滞納者に送付する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
外部	284	強制執行決定通知書（権利者）	0150283	参加差押をした地方団体が換価を執行する際に、権利者に送付する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
内部	285	強制執行決定決議書が保留用	0150284	滞納費用の決定		標準オプション横断	—	—	代替不可	2.8.			不要	—				
外部	286	強制執行決定告知書（権利者）	0150285	参加差押をした地方団体が換価を執行する際に、執行権限（先行差押権者）に送付する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
外部	287	強制執行決定告知書（滞納費用）	0150286	参加差押をした地方団体が換価の取消しをする際に、滞納者に送付する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
外部	288	強制執行決定告知書（権利者）	0150287	参加差押をした地方団体が換価の取消しをする際に、権利者に送付する横断		標準オプション横断	汎用紙	—	—	2.8.		以下の理由で標準オプション横断とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—				
内部	289	強制執行決定決議書（滞納費用）	0150288	滞納費用の決定		標準オプション横断	—	—	代替不可	2.8.			不要	—				

009005_7_帳票要件_015簿納管理

帳票 区分	帳票 区分 内/外	帳票 名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	実施要件事項		帳票要件への対応予定（ヘッド項目）	
													新設付録	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び確認事項
外部	294	税務執行決定取消通 知書兼公平手続の結 行通知書（簿納書 用）	0150289	参加差押をした地方団体が換換を取り消し、公平手続を行う際に、簿納者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		税務執行決定取消の旨、簿納者に対して通知する必要がある。事情があつて取り消したものの、公平手続は執行する機会も考えられるから、「税務執行決定取消通知書（簿納書用）」とは別帳票として作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	295	税務執行決定取消通 知書兼公平手続の結 行通知書（簿納書 用）	0150290	参加差押をした地方団体が換換を取り消し、公平手続を行う際に、簿納者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		税務執行決定取消の旨、簿納者に対して通知する必要がある。事情があつて取り消したものの、公平手続は執行する機会も考えられるから、「税務執行決定取消通知書（簿納書用）」とは別帳票として作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		
内部	296	納付（納入）受託証 書（決裁）	0150291	決裁用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.6.			不要	—		
外部	296	納付（納入）受託証 書	0150292	納付受託による分別納付を受け付ける際に用いられる		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.6.		分別納付を有価証券をもに行う際、有価証券の受託を証明する際に必要となるため作成した。 印字項目については、地方税法施行規則第1号の2様式で定義されるレイアウトをもとに、各税目の帳票を変更しているため、印字項目を作成していない。	任意	—	—	—
外部	296	納付受託明細	0150293	納付受託証書に記載の、納付受託対象の税目等情報に記載する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.6.		「納付（納入）受託証書」について、いづの税目、にのち追加されるかを定めるため作成した。 印字項目については、地方税法施行規則第1号の2様式で定義されるレイアウトをもとに、各税目の帳票を変更しているため、印字項目を作成していない。	不要	—		
内部	296	納付（納入）受託証 書添付添付書	0150294	控えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.6.		印刷回数によってヘッドが変化する対応を可能にする。	不要	—		
内部	296	納付（納入）受託証 書 取消決定書併決裁書	0150295	決裁用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.6.			不要	—		
内部	297	納付受託明細	0150296	納付受託証書に記載の、納付受託対象の税目等情報に記載する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.6.			不要	—		
内部	298	納付受託証書取消決 裁書	0150297	納付受託による取消について、証券種類、記号番号、事業金額、支払場所等を記載し一覧化したリスト		標準オプション帳票	—	—	印刷で代替可	2.6.			不要	—		
内部	299	参加受託管理簿	0150298	納付受託で受託した証券を一覧化した管理簿		標準オプション帳票	—	—	印刷で代替可	2.6.			不要	—		
内部	300	金融機関の預貯金等 の調査証（現い）	0150299	決裁用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			不要	—		
外部	301	金融機関の預貯金等 の調査証	0150300	金融機関に差押等で臨場した際、調査権を証明する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		金融機関に照会や臨場する場合、調査権を金融機関に対して提示する必要があるため作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -税務執行決定取消する地方団体のため	必須	—		
外部	302	金融取引等の調査証	0150301	金融機関に差押等で臨場した際、調査の所定を一覧で行うための帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		金融機関に一括照会するために臨場する場合、調査権を金融機関に対して提示する必要があるため作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -税務執行決定取消する地方団体のため	不要	—		
内部	303	電子納金明細	0150303	電子納金の結果（帳票の回答）		実証必須帳票（照）	—	—	印刷で代替可	2.7.		口座情報と取引履歴が表示される。 帳票は少なくとも問題ないという意見があったことが確認された。また、帳票要件の該当箇所が実証必須帳票（照）となつたことから、実証課 については足並みを揃えている。	必須	—		
内部	304	電子納金明細結果一 覧	0150304	「電子納金の結果（一覧）」		実証必須帳票（照）	—	—	印刷で代替可	2.7.		金融機関名や最終残高等の項目を確認し、差押可否を確認したのち個別の口座情報や取引履歴を確認するために必要となるため作成した。なお、帳票出力のみならず問題ないという意見があったことが確認された。また、帳票要件の該当箇所が実証必須帳票（照）となつたことから、実証課 については足並みを揃えている。	必須	—		
内部	305	現行金等の調査につ いて（調査）（現 い）	0150305	決裁用の決議書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.7.		全国地方税務協会作成の金融機関照会様式を想定 なお、様式の住所所在地欄に郵便番号を併記すること。	必須	—		
外部	306	現行金等の調査につ いて（調査、回答）	0150306	簿納者の現行金等を調査する帳票		実証必須帳票	汎用紙	—	—	2.7.		口座の残高、口座番号、口座の入出金の履歴などの調査に必要となるため作成した。 簿納者は調査結果における基本的な情報と見られるため、必須とした。 なお、全国地方税務協会の統一様式も併用する。文書の編集はでき ないこととする。	必須	—		
内部	307	現金支取書 簿納 書等（一覧現い）	0150307	決裁用の決議書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.7.			必須	—		
外部	308	現行金等の調査につ いて（調査、回答）	0150308	簿納者の現行金等を調査する帳票	簿納者提出結果	実証必須帳票	汎用紙	—	—	2.7.		「現行金等の調査」について（調査、回答）「同一」で照会する場合に必要となるため作成した。 簿納者は「現行金等の調査」について（調査、回答）「同一」で、照会の対象となる簿納者「対象者名」欄に、かみ文を本欄で示す構成。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	必須	—		
内部	309	生命保険契約につ いて（調査）（現い）	0150309	決裁用の決議書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.7.		全国地方税務協会作成の保険契約照会様式を想定	必須	—		
外部	310	生命保険契約につ いて（調査、回答）	0150310	簿納者の生命保険契約を調査する帳票		実証必須帳票	汎用紙	—	—	2.7.		全国地方税務協会作成の保険契約照会様式を想定	必須	—		
内部	311	現金支取書 生命 保険（一覧現い）	0150311	決裁用の決議書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2.7.		生命保険番号、解約返戻金額、満期日等の調査に必要となるため作成した。 生命保険は簿納者向けに基本的な情報と見られるため、必須とした。 なお、全国地方税務協会の統一様式も併用する。文書の編集はでき ないこととする。	必須	—		

009005_7_概要要件_015滞納管理

滞納区分 内/外	申し 渡	催告名称	催告ID	催告細則（催告の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部用紙）	用紙サイズ （外部用紙）	代替用紙 （内部用紙）	催告要件との対応	備考	要件の考え方・理由	実施要件事項		請求事項への対応予定（ペナリ細則）	
													滞りかけ	滞りの事項等	要件対応方針	対応方針の記載及び確認事項
外部	210	生命保険契約について（催告、回答）	0150209	複数の滞納者の生命保険契約を調査する結果対象者名簿、催告文、催告書の結果を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる催告文と別様の回答を得られること。	滞納者抽出結果	実施必須結果	汎用紙	—	—	2.7.		「生命保険契約について（催告、回答）」は一括で調査する場合に必要となるため作成した。 催告理由は「生命保険契約について（催告、回答）」と同一定が、催告の対象となる滞納者に対する催告事項ではない。ため本文を本欄で示す構成。 全国地方税徴収協議会の様式が定め、印字項目を作成していない。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	必須	—		
内部	210	障害保険契約について（催告）（問い合わせ）	0150210	決裁用の決裁書		実施必須結果	—	—	代替不可	2.7.	全国地方税徴収協議会作成の保険契約割合様式を想定		必須	—		
外部	210	障害保険契約について（催告、回答）	0150211	滞納者の障害保険契約を調査する結果		実施必須結果	汎用紙	—	—	2.7.	全国地方税徴収協議会作成の保険契約割合様式を想定	回答保険番号、解約返戻金額、満期日等の調査に必要となるため作成した。 回答理由は「障害保険契約について（催告、回答）」と同一定が、催告の対象となる滞納者に対する催告事項ではない。ため本文を本欄で示す構成。 全国地方税徴収協議会の様式が定め、印字項目を作成していない。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	必須	—		
内部	210	借入金返済書 借入金返済書（一括問い合わせ）	0150212	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
外部	210	借入金返済書 借入金返済書（一括問い合わせ）	0150213	複数の滞納者の借入金返済契約を調査する結果対象者名簿、催告文、催告書の結果を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる催告文と別様の回答を得られること。	滞納者抽出結果		標準オプション結果	汎用紙	—	—	2.7.	「借入金返済書について（催告、回答）」は一括で調査する場合に必要となるため作成した。 催告理由は「借入金返済書について（催告、回答）」と同一定が、催告の対象となる滞納者に対する催告事項ではない。ため本文を本欄で示す構成。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
内部	210	電気料金支払い状況の調査について（催告）（問い合わせ）	0150214	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
外部	210	電気料金支払い状況の調査について（催告、回答）	0150215	滞納者の電気料金を調査するため、電力会社に関する結果		標準オプション結果	汎用紙	—	—	2.7.		管轄の電力会社に対し、電気料金の支払いに関する調査に必要となるため作成した。 以下の理由で標準オプション結果とした。 -地方団体の規模によって、使用細則に差があるため	任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
内部	210	借入金返済書 借入金返済書（一括問い合わせ）	0150216	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
外部	220	電気料金支払い状況の調査について（一括問い合わせ）	0150217	複数の滞納者の電気料金を調査するため、電力会社に関する結果対象者名簿、催告文、催告書の結果を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる催告文と別様の回答を得られること。	滞納者抽出結果		標準オプション結果	汎用紙	—	—	2.7.	「電気料金支払い状況の調査について（催告、回答）」は一括で調査する場合に必要となるため作成した。 催告理由は「電気料金支払い状況の調査について（催告、回答）」と同一定が、催告の対象となる滞納者に対する催告事項ではない。ため本文を本欄で示す構成。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
内部	220	水道料金支払い状況の調査について（催告）（問い合わせ）	0150218	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
外部	220	水道料金支払い状況の調査について（催告、回答）	0150219	滞納者の水道料金を調査するため、地方団体に調査する結果		標準オプション結果	汎用紙	—	—	2.7.		管轄の水道局等に対し、水道料金の支払いに関する調査に必要となるため作成した。 以下の理由で標準オプション結果とした。 -地方団体の規模によって、使用細則に差があるため	任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
内部	220	借入金返済書 水道料金（一括問い合わせ）	0150220	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
外部	220	水道料金支払い状況の調査について（一括問い合わせ）	0150221	複数の滞納者の水道料金を調査するため、地方団体に調査する結果対象者名簿、催告文、催告書の結果を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる催告文と別様の回答を得られること。	滞納者抽出結果		標準オプション結果	汎用紙	—	—	2.7.	「水道料金支払い状況の調査について（催告、回答）」は一括で調査する場合に必要となるため作成した。 催告理由は「水道料金支払い状況の調査について（催告、回答）」と同一定が、催告の対象となる滞納者に対する催告事項ではない。ため本文を本欄で示す構成。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
内部	220	ガス会社への調査について（催告）（問い合わせ）	0150222	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
外部	220	ガス会社への調査について（催告、回答）	0150223	滞納者のガス料金を調査するため、ガス会社に関する結果		標準オプション結果	汎用紙	—	—	2.7.		管轄のガス会社に対し、ガス料金の支払いに関する調査に必要となるため作成した。 以下の理由で標準オプション結果とした。 -地方団体の規模によって、使用細則に差があるため	任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
内部	220	借入金返済書 ガス会社（一括問い合わせ）	0150224	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
外部	220	ガス会社への調査について（一括問い合わせ）	0150225	複数の滞納者のガス料金を調査するため、ガス会社に関する結果対象者名簿、催告文、催告書の結果を以て構成すること。回答書は、それぞれ元となる催告文と別様の回答を得られること。	滞納者抽出結果		標準オプション結果	汎用紙	—	—	2.7.	「ガス会社への調査について（催告、回答）」は一括で調査する場合に必要となるため作成した。 催告理由は「ガス会社への調査について（催告、回答）」と同一定が、催告の対象となる滞納者に対する催告事項ではない。ため本文を本欄で示す構成。 印字項目は同一となるため、印字項目を作成していない。	任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		
内部	220	携帯電話契約について（催告）（問い合わせ）	0150226	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			必須	—		
外部	220	携帯電話契約について（催告、回答）	0150227	滞納者の携帯電話契約について調査するため、携帯電話会社に関する結果		標準オプション結果	汎用紙	—	—	2.7.		携帯電話事業者に対し、定額制の調査に必要となるため作成した。 現在事務用にて、携帯電話契約の割合様式の整備中であり、印字項目、レイアウトについては、協議の要となる。（印字項目は作成していない）	必須	—		
内部	220	借入金返済書 携帯電話（一括問い合わせ）	0150228	決裁用の決裁書		標準オプション結果	—	—	代替不可	2.7.			任意	標準要件の追加に即した調査を行う結果による適用回避や、汎用的な問合せ作成による適用対応も可とする。		

票要件_015 滯納管理

調査事項確認												調査事項への対応予定（ペーパーレス化）					
調査事項		調査事項の概要		調査事項の概要		調査事項の概要		調査事項の概要		調査事項の概要		調査事項の概要		調査事項の概要			
内/外	区分	通称 課名	帳簿名称	帳簿ID	帳簿の概要（帳簿の利用法）	主な出力条件	実施方法	用紙 （外部提出）	用紙サイズ （内部利用）	代替可能 （外部提出）	印刷要件との対応		備考	案件の考え方／理由	審査分類	審査事項確認	審査事項への対応予定（ペーパーレス化）
外部	322		携帯電話契約について （問合せ、回答）	0190329	複数の事業者の携帯電話契約について調査するため、携帯電話会社に係る各事業所従業員等に 対象者数、所在地、当該者の所属を以て検索すると、担当者等、それぞれ異なる請求文と 同様の回答を得られること。	標準オプショナルグループ情報	汎用紙	—	—	—	2.7.			[携帯電話契約について（問合せ、回答）]同一で取得する場合に必要な場合にのみ提出。 併記の場合は「携帯電話契約について（問合せ、回答）」と同じだが、併記の場合には「携帯電話契約」の対象者名順に掲載し、かつ全文を確認できず構成、印字間隔は同一ではない。（印字間隔は作成していない。）	任意	審査要件の欄に記入した調査を行う場合による添付書類や、 汎用的な照会作成ツールによる運用対応も可とする。	
内部	323		証券取引に関する調書 について（調査）	0190330	金融用の決裁書	実証必須情報	—	—	—	代替不可	2.7.		全国地方税務協会協会の様式を想定		必須		
外部	324		証券取引に関する調書 について（調査、回答）	0190331	金融用の証券取引を調査する情報	実証必須情報	汎用紙	—	—	—	2.7.		全国地方税務協会協会の様式を想定 延滞は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。 なお、全国地方税務協会からの統一様式を使用するため、本文の記載はできないこととする。	必須			
内部	325		給与等の支払について （調査）	0190332	金融用の決裁書	実証必須情報	—	—	—	代替不可	2.7.		全国地方税務協会協会の給与明細表様式を想定		必須		
外部	326		給与等の支払いについて （調査、回答）	0190333	金融用の給与、貸与、返還金等を調査する情報	実証必須情報	汎用紙	—	—	—	2.7.		全国地方税務協会協会の給与明細表様式を想定 給付、各種保険、住居上控費などないが関係連帯者の申告が必要となるため作成した。 延滞は滞納処分における基本的な財産と思われるため、必須とした。 なお、全国地方税務協会からの統一様式を使用するため、本文の記載はできないこととする。	必須			
内部	327		クレジット加盟店等の 取組について（調査）	0190349	金融用の決裁書	標準オプショナルグループ情報	—	—	—	代替不可	2.7.				必須		
外部	328		クレジット加盟店等の 取組について（調査、回答）	0190334	法人のクレジット加盟契約について、クレジット会社に係る情報を掲載	標準オプショナルグループ情報	汎用紙	—	—	—	2.7.		クレジット会社に対し、滞納者（法人等）がクレジットカード保持している場合は、クレジット会社が支払われる金額の調査に必要なため、作成した。 以下の理由で使用標準オプション情報とした。 - 地方自治体の規模によって、使用頻度に差があるため	必須			
内部	329		クレジット契約の取り扱 いについて（調査）	0190335	金融用の決裁書	標準オプショナルグループ情報	—	—	—	代替不可	2.7.				任意	審査要件の欄に記入した調査を行う場合による添付書類や、 汎用的な照会作成ツールによる運用対応も可とする。	
外部	329		クレジット契約の取り扱 いについて（調査、回答）	0190336	クレジットカードの使用状況を把握するため。クレジット会社に係る情報を掲載	標準オプショナルグループ情報	汎用紙	—	—	—	2.7.		クレジット会社に対し、滞納者がクレジットカード保持している場合、支払いに際して銀行口座情報の提供が必要なため、作成した。 以下の理由で使用標準オプション情報とした。 - 地方自治体の規模によって、使用頻度にある違いがあるため	任意			
内部	340		年金債権等について （調査）	0190337	金融用の決裁書	実証必須情報	—	—	—	代替不可	2.7.				必須		
外部	341		年金債権等について （調査、回答）	0190338	年金の受給状況、振り込み方法等について調査するため。年金債権に係る情報を掲載	実証必須情報	汎用紙	A4縦	—	—	2.7.		日本年金機構に対し、滞納者が年金受給中の場合、年金債権が支払われる年金額、振込先に違時の調査に必要なため、作成した。 年金は給与と同様、滞納処分において基本的な財産と思われるため、必須とした。	必須			
内部	342		戸籍・住民票などの 交付について（問い合わせ）	0190339	金融用の決裁書	実証必須情報	—	—	—	代替不可	2.7.				必須		
外部	343		戸籍・住民票などの 交付について	0190340	他地方団体前で得た戸籍・住民票などの交付申請書	実証必須情報	汎用紙	A4縦	—	—	2.7.		居住者氏名住所登記記録の必要があれば、手書きを想定		必須		
内部	344		裁判係属債権について （調査）	0190341	金融用の決裁書	実証必須情報	—	—	—	代替不可	2.7.				必須		
外部	345		裁判係属債権について （調査、回答）	0190342	地方団体が差し押さえた不動産の前払借賃額を調査するため。当債権を設定した金融機関に係る情報を掲載	実証必須情報	汎用紙	A4縦	—	—	2.7.		地方団体が差押執行を予定する不動産に対して、銀行が抵当権を設定している場合があり、地方団体が勝訴により配分が自地方団体に認めらることがあるため、査察前に調査が必要となるケース等と考えられため、作成した。	必須			
内部	346		電話加入料・買掛原簿について （調査）	0190343	金融用の決裁書	標準オプショナルグループ情報	—	—	—	代替不可	2.7.				不要		
外部	347		電話加入料・買掛原簿について （調査、回答）	0190344	電話加入機について、前月に発生する情報	標準オプショナルグループ情報	汎用紙	—	—	—	2.7.		地方団体が差押執行を予定する電話加入機については、すでに差押が入っているか、現在の乗換機能およびラック等の機械的な点検が必要になるため、作成した。 以下の理由で使用標準オプション情報とした。 - 使用期間短縮により考えられため	不要			
内部	348		実地調査について （調査）	0190345	金融用の決裁書	実証必須情報	—	—	—	代替不可	2.7.				必須		
外部	349		実地調査について （調査、回答）	0190346	他の執行機関の滞り状態を調査する情報	実証必須情報	汎用紙	A4縦	—	—	2.7.		滞納処分／滞納処分の停止に向けて、実地調査する際に用いるものとして、他地方団体に提出した滞納者（個人）の現況（勤務先、所得、財産等）を把握し、適切な滞納処分／滞納処分の停止を行つために必要なものと作成した。 実地調査の際は、他地方団体が実地調査を受けの際の図説としても用いられており、参考値も活用された。	必須			
外部	350		実地調査について （法人）（調査、回答）	0190347	法人の滞り率について、他の執行機関の滞り状態を調査する情報	標準オプショナルグループ情報	汎用紙	—	—	—	2.7.		滞納処分／滞納処分の停止に向けて、実地調査する際に用いるものとして、他地方団体に提出した滞納者（個人）の現況（勤務先、所得、財産等）を把握し、適切な滞納処分／滞納処分の停止を行つために必要なものと作成した。 以下の理由で使用標準オプション情報とした。 - 法人の実地調査は使用範囲が個人のみに限られていて、地方団体によって使い分けがあるため	任意			
内部	351		実地調査報告書（簡易版） （問い合わせ）	0190348	金融用の決裁書	標準オプショナルグループ情報	—	—	—	代替不可	2.7.		回答者は、債務345の実地調査について（問合せ、回答）の回答様式で行うことになる。		必須		
内部	352		売却債権等調査票 （調査）	0190350	金融用の決裁書	標準オプショナルグループ情報	—	—	—	代替不可	2.7.				任意	審査要件の欄に記入した調査を行う場合による添付書類や、 汎用的な照会作成ツールによる運用対応も可とする。	

17 / 26 ページ

009005_7_ 帳票要件_015滞納管理

滞納区分 内/外	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	異議区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	案件審査事項		審査事項への対応予定（ペナ計画）	
													審査分類	議料の事情等	要件対応方針	対応方針の記録及び確認事項
外部	376	電機保証分償金の請求について（請求、回答）	0150372	電機分償金保証分償金を請求するため、供託先に請求する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		他機関に対し、電機分償金保証分償金の請求に必要となるため作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
内部	376	在野機関の調査について（調査）（問い合わせ）	0150373	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
外部	377	在野機関の調査について（請求、回答）	0150374	対務所等在所機関を調査するため、対務所等に請求する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		留滞住所持所に所し、在所機関の調査に必要となるため作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
内部	378	職務状況の調査について（調査）（問い合わせ）	0150375	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
外部	378	職務状況の調査について（請求、回答）	0150376	対務所等職務先、職務状況を調査するため、対務所等に請求する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		矯正留置に対し、職務先、住所証明書交付等の調査に必要となるため作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
内部	380	児童手当口座金の請求について（調査）（問い合わせ）	0150377	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			不要	—		
外部	381	児童手当口座金の請求について（請求、回答）	0150378	滞納者の児童手当口座金を請求するため、地方団体に請求する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		地方団体に所し、児童手当の振込口座の調査に必要となるため作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -滞り金請求により滞納の事実が判明するとも多く、利用頻度は多くないため	不要	—		
内部	382	確定申告開発申請書（問い合わせ）	0150379	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
外部	383	確定申告開発申請書	0150380	確定申告の資料を閲覧するため、税務署に申請する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		税務署に対し、確定申告開発申請に必要であるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
内部	384	確定申告税戻金の請求について（調査）（問い合わせ）	0150381	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
外部	385	確定申告税戻金の請求について（請求、回答）	0150382	確定申告税の戻税権利の取得を確認する図表を調査するため、地方団体に申請する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		他地方団体に所し、確定申告税の戻税権利の取得を確認する図表を調査する必要があるため作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
外部	386	国会常任所長（兼、副所長）	0150383	各調査対象の滞納者の、現住所以前の住所リスト		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.		各滞納者文書において、各地方団体に把握する現在の住所と、国会先が把握する住所が異なる場合がある。地方団体に把握する住所を照会し、照会に基づいて把握することで、本人の特定がしやすくなることから作成した。 対象となる滞納者滞納者の住所が一覧化されて把握できればいいため、印字図表を作成していない。	不要	—		
内部	387	外国人出身登録票及び出入国記録等の交付について（問い合わせ）	0150384	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
外部	388	外国人出身登録票及び出入国記録等の交付について（申請）	0150385	外国人出身登録票及び出入国記録等を請求するため、入国管理局宛てに申請する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.7.			任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
内部	389	組合員等の身分の払戻等請求の可否決定書（決裁用）	0150386	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	390	組合員等の身分の払戻等請求の可否決定書（組合等利用）	0150387	信用金庫等の出資金を差押えたり、払い戻し請求の手続きを行う際、組合等に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		差し押さえ時からの払い戻しの請求に用いる。信用金庫などの組合等の組合員、会費について、脱退可能である、かつ特分の一部の払い戻しができる場合、有利権に所し、払い戻しの請求を必要とする必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	ELC対応による出力、類似帳票の活用等による運用促進促進により、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
外部	391	組合員等の身分の払戻等請求の可否決定書（権利利用）	0150388	信用金庫等の出資金を差押えたり、払い戻し請求の手続きを行う際、権利者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		差し押さえ時からの払い戻しの請求に用いる。信用金庫などの組合等の組合員、会費について、脱退可能である、かつ特分の一部の払い戻しができる場合、権利者に所し、払い戻しの請求を必要とする必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
内部	392	組合員等の身分の払戻等請求の可否決定書（表示管理用）	0150389	控えとして保管する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.		保管用の帳票は、滞納費用などの別帳票を2部印刷する運用で実現できれば、実質、いくともないものとする。	不要	—		
内部	393	組合員等の身分の払戻等請求決定書（決裁用）	0150390	決裁用の決裁書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.8.			不要	—		
外部	394	組合員等の身分の払戻等請求決定書（組合等利用）	0150391	信用金庫等の出資金を差押えたり、払い戻し請求の手続きを行う際、組合等に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		差し押さえ時からの払い戻しの請求に用いる。信用金庫などの組合等の組合員、会費について、脱退可能である、かつ特分の一部の払い戻しができる場合、権利者に所し、払い戻しの請求を必要とする必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	帳票要件の随知に即した調査を行える帳票による運用促進や、汎用的な取合作成ツールによる運用対応も可とする。		
外部	395	組合員等の身分の払戻等請求決定書（権利利用）	0150392	信用金庫等の出資金を差押えたり、払い戻し請求の手続きを行う際、権利者に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.8.		差し押さえ時からの払い戻しの請求に用いる。信用金庫などの組合等の組合員、会費について、脱退可能である、かつ特分の一部の払い戻しができる場合、権利者に所し、払い戻しの請求を必要とする必要があることから作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	不要	—		

009005_7_ 帳票要件_015簿帳管理

帳票区分 内/外	通し 繰越	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部用紙）	用紙サイズ （外部用紙）	代替可能 （内部用紙）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	発行者要求事項		請求事項への対応予定（ペーパー面）	
													要望分類	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び確認事項
内部	398	組合員等の身分の記載等請求書送付書	0150393	借入として報告する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2. 8.	組合員の情報は、簿帳利用などの依頼票を2回印刷する適用で実施できれば、実施しなくても良いとする。		不要	—		
内部	399	生命保険解約請求決議書（決議用）	0150394	決議用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2. 8.			不要	—		
外部	398	生命保険解約請求通知書	0150395	送付した生命保険の解約請求書の送付を依頼する際の帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2. 8.		銀行等からの生命保険について、解約を行う場合、生命保険会社に対し、解約の執行を依頼する必要があることとなるため、以下の理由で標準オプション帳票とした。 ・地方団体の規模によって、使用頻度に差があるため	任意	必要要件の増加に際した調査を行える帳票による適用回避や、汎用的な組合作成ツールによる適用対応も可とする。		
内部	398	納期調整変更告知書※（決議用）	0150396	決議用の決議書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2. 8.			必須	—		
外部	400	納期調整変更告知書	0150397	納期調整を変更する際に、関係者に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		・繰上徴収の納期調整等に伴い必要となるため作成した。印字項目、レイアウトは、地方自治体発行用紙第2号様式（個人住民税（森林環境税））を参考に作成している。（全税目共通） ・明細が多岐にわたる場合、同一の印字項目/請求書レイアウト上に、横並びに内容の追加印刷が可能なため、添付すること。縦向きページ内には「（アスタリスク）」表示できること。	必須	—		
内部	401	増減（連帯納税義務者、第二次納税義務者）による納税義務継続通知書	0150398	決議用の決議書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2. 1.			必須	—		
外部	401	増減（連帯納税義務者、第二次納税義務者）による納税義務継続通知書	0150399	納税義務継続について、関係人（連帯納税義務者、第二次納税義務者）に送付する帳票		実証必須帳票	汎用紙	—	—	2. 1.		外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	必須	—		
内部	401	増減（連帯納税義務者、第二次納税義務者）による納税義務継続調整決議書（決議用）	0150400	決議用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2. 1.			不要	—		
外部	401	増減（連帯納税義務者、第二次納税義務者）による納税義務継続調整決議書（決議用）	0150401	納税義務継続全部を変更する際に、関係人（連帯納税義務者、第二次納税義務者）に送付する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2. 1.	関係人は複数名記載できること	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。	不要	—		
内部	402	商業登記簿の交付申請（個別用紙）	0150402	決議用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2. 8.			任意	EUC対応による出力、類似帳票の活用等による適用回避提案について必須とする。 また、帳票要件の増加に際した調査を行える帳票による適用回避や、汎用的な組合作成ツールによる適用対応も可とする。		
外部	402	登記事項証明書交付申請（会社法人用）	0150403	商業登記簿の申請書		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2. 8.		検討中	任意	EUC対応による出力、類似帳票の活用等による適用回避提案について必須とする。 また、帳票要件の増加に際した調査を行える帳票による適用回避や、汎用的な組合作成ツールによる適用対応も可とする。		
内部	402	不動産登記簿の交付申請（個別用紙）	0150404	決議用の決議書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2. 8.			任意	EUC対応による出力、類似帳票の活用等による適用回避提案について必須とする。 また、帳票要件の増加に際した調査を行える帳票による適用回避や、汎用的な組合作成ツールによる適用対応も可とする。		
外部	402	登記事項証明書交付申請書（不動産用）	0150405	不動産登記簿の申請書		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2. 8.		検討中	任意	EUC対応による出力、類似帳票の活用等による適用回避提案について必須とする。 また、帳票要件の増加に際した調査を行える帳票による適用回避や、汎用的な組合作成ツールによる適用対応も可とする。		
外部	406	（兼特）登記簿残差（不動産）	0150406	兼特の登記を行う帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		不動産の兼特を実際に執行するには、法務局に対し登記の帳票を行う必要があるため作成した。	必須	—		
外部	410	（兼特）登記簿取得証明情報（不動産）	0150407	登記簿残差に付属する登記の原簿証明書		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.	本帳票でなく、産所調査を登記簿残差に添付する適用が考えられるが、標準仕様では本帳票を添付する	登記簿残差を行う場合、登記の原簿を表示する必要があり、示された登記簿は、登記簿上での登記の目的に記載されることにより、必ず示す必要があることとなるため、	必須	—		
外部	411	（参加兼特）登記簿残差（不動産）	0150408	参加兼特の登記を行う帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		不動産の参加兼特を実際に執行するには、法務局に対し登記の帳票を行う必要があるため作成した。本帳票は原簿の5C同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	412	（参加兼特）登記簿残差証明情報（不動産）	0150409	登記簿残差に付属する登記の原簿証明書		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.	本帳票でなく、No.87（参加兼特）を登記簿残差に添付する適用が考えられるが、標準仕様では本帳票を添付する	登記簿残差を行う場合、登記の原簿を表示する必要があり、示された登記簿は、登記簿上での登記の目的に記載されることにより、必ず示す必要があることとなるため、本帳票は原簿の5C同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	413	（兼特）登記簿残差（所有権登記名義人表示変更）	0150410	兼特に伴う所有権登記名義人表示変更を行う帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		兼特の不動産について、登記上の所有権の住所移動等、登記名義人を変更する場合の対応のため作成した。 なお、添付書類には住民票等の関連資料を添付すること、法務局に対し、名義人表示変更の帳票を示すこととなる。	必須	—		
外部	414	（参加兼特）登記簿残差（所有権登記名義人表示変更）	0150411	参加兼特に伴う所有権登記名義人表示変更を行う帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		参加兼特の不動産について、登記上の所有権の住所移動等、登記名義人を変更する場合の対応のため作成した。 なお、添付書類には住民票等の関連資料を添付すること、法務局に対し、名義人表示変更の帳票を示すこととなる。 本帳票は原簿の5C同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	415	（兼特）登記簿残差（所有権登記名義人表示変更）	0150412	兼特に伴う所有権登記名義人表示変更を行う帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		不動産の兼特について、登記上の権利者その他の事項における、所有権者の譲与等、登記名義人を更正する場合があるため作成した。 なお、添付書類には戸籍簿等の関連資料を添付すること、法務局に対し、名義人表示変更の帳票を示すこととなる。	必須	—		
外部	416	（参加兼特）登記簿残差（所有権登記名義人表示変更）	0150413	参加兼特に伴う所有権登記名義人表示変更を行う帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		参加兼特の不動産について、登記上の権利者その他の事項における、所有権者の譲与等、登記名義人を更正する場合があるため作成した。 なお、添付書類には戸籍簿等の関連資料を添付すること、法務局に対し、名義人表示変更の帳票を示すこととなる。 本帳票は原簿の5C同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		

009005_7_帳票要件_015簿納管理

帳票区分 内/外	帳票 種類	帳票名称	帳票ID	帳票説明（帳票の用途）	主な出力条件	異議区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	業務要求事項		帳票要件への対応予定（ペーパー帳票）	
													新設分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の記載及び補足事項
外部	417	〔兼押〕登記簿残高書 〔所有権移転〕（地 籍）	010414	権利に伴う地籍による所有権移転を行う帳票書		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		不動産の権利について、当前の登記上の所有権者の権利に代わり、所有権の移転が発生した場合に、「権利移転その他の事項」における所有権移転を要する場合は記載のため作成した。 なお、交付書類には戸籍簿等他の関連資料を添付することで、法務局に対し異議人表示変更の機能を示すこととなる。	任意	帳票要件の趣旨に照らし調査を行う必要による運用回避や、汎用的な取合作成による運用対応も可とする。		
外部	418	〔兼押〕登記簿残高書 〔所有権移転〕（地 籍（広域））	010415	権利に伴う地籍による所有権移転を行う帳票書		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		不動産の権利について、財産分与や贈与に伴い、所有権の移転が発生した場合に、「権利移転その他の事項」における所有権移転を要する場合は記載のため作成した。 なお、交付書類には戸籍簿等他の関連資料を添付することで、法務局に対し異議人表示変更の機能を示すこととなる。 本帳票は関係40と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	任意	帳票要件の趣旨に照らし調査を行う必要による運用回避や、汎用的な取合作成による運用対応も可とする。		
外部	419	登記簿残高証明書 （所有権移転）	010416	登記簿残高書に付属する登記の原簿証明書		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登記簿残高を行う場合、登記の原簿を示す必要がある。示れた登記簿は、登記簿上での登記の目的に記載されることになり、必ず示す必要があることが作成した。 本帳票は関係40と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	任意	帳票要件の趣旨に照らし調査を行う必要による運用回避や、汎用的な取合作成による運用対応も可とする。		
外部	420	〔兼押解〕登記簿残高書 （不動産）	010417	登録解除の登記を行う帳票書		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		不動産の登録解除を実際に執行するには、法務局に対し登記簿残高を行う必要があることが作成した。	必須	—		
外部	421	〔兼押解〕登記簿残高証明書 （不動産）	010418	登記簿残高書に付属する登記の原簿証明書		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.	本帳票でなく、登録解除通知書も登記簿残高に添付する運用が考えられるが、標準仕様では本帳票を添付する	登記簿残高を行う場合、登記の原簿を示す必要がある。示れた登記簿は、登記簿上での登記の目的に記載されることになり、必ず示す必要があることが作成した。 本帳票は関係40と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	422	〔参加登録解除〕登記簿残高書 （不動産）	010419	参加登録解除の登記を行う帳票書		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		不動産の参加登録解除を実際に執行するには、法務局に対し、登記簿残高を行う必要があることが作成した。本帳票は関係40と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	423	〔参加登録解除〕登記簿残高証明書 （不動産）	010420	参加登録解除の登記に付属する登記の原簿証明書		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.	本帳票でなく、参加登録解除通知書も登記簿残高に添付する運用が考えられるが、標準仕様では本帳票を添付する	登記簿残高を行う場合、登記の原簿を示す必要がある。示れた登記簿は、登記簿上での登記の目的に記載されることになり、必ず示す必要があることが作成した。 本帳票は関係40と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	424	登記簿残高書（地方民 道管理用）	010421	権利に伴う地籍管理登記を行う帳票書		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		本帳票について、道路権、保証人負担権として不動産を提供する場合がある。その際、地方団体が地籍管理登記の登記を行い、換領を行うことから、法務局に対し、登記簿残高の提出が必要となるため、作成した。	不要	—		
外部	425	登記簿残高証明書 （地方民道管理用）	010422	登記簿残高書に付属する登記の原簿証明書		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登記簿残高を行う場合、登記の原簿を示す必要がある。示れた登記簿は、登記簿上での登記の目的に記載されることになり、必ず示す必要があることが作成した。	不要	—		
外部	426	登記簿残高書（地方民 道管理用）（登記移 済）	010423	権利に伴う地籍管理登記を行う帳票書		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登録簿について、道路権、保証人負担権として不動産を提供する場合がある。その際、地方団体が地籍管理登記の登記を行い、換領を行うことから、法務局に対し、登記簿残高の提出が必要となるため、作成した。	不要	—		
外部	427	登記簿残高証明書 （地方民道管理用）	010424	登記簿残高書に付属する登記の原簿証明書		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登記簿残高を行う場合、登記の原簿を示す必要がある。示れた登記簿は、登記簿上での登記の目的に記載されることになり、必ず示す必要があることが作成した。	不要	—		
外部	428	登記簿残高書（公衆） （売却決定）	010425	公衆に伴い、登録登記を抹消する登記の帳票書	売却決定通知	標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		公衆の売却決定について、権利者から譲受人に所有権が変更される際、地方団体の登録簿残高の抹消を行う必要があることから、法務局に対し、登記簿残高の提出が必要となるため、作成した。	不要	—		
外部	429	登記簿残高証明書 （公衆）（売却決 定）	010426	登記簿残高書に付属する登記の原簿証明書	売却決定通知	標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登記簿残高を行う場合、登記の原簿を示す必要がある。示れた登記簿は、登記簿上での登記の目的に記載されることになり、必ず示す必要があることが作成した。	不要	—		
外部	430	登記簿残高書	010427	登記簿残高を取り下げる帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登記簿残高に誤りがある場合、法務局に対し、登記を取り下げが必要があるため作成した。	任意	EUC対応による出力、原簿残高の活用等による運用回避等により対応可能とする。 また、帳票要件の趣旨に照らし調査を行う必要による運用回避や、汎用的な取合作成による運用対応も可とする。		
外部	431	〔兼押〕登録簿残高書 （自動車）	010428	自動車の登録における登録簿残高書		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2. 8.		自動車の登録を実際に執行するには、運輸支局に対し、登録簿残高を行う必要があることが作成した。 印字項目は、国土交通省ホームページ掲載のOCR形式ともに作成するため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	432	〔兼押〕登録簿の目的等 （自動車）	010429	登録簿残高書に付属する登録の目的等を記載した帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登録簿残高を行う場合、登録の原簿を示す必要がある。示れた登録簿は、登録事項等証明書上での登録の欄目に記載されることになり、必ず示す必要があることが作成した。	不要	—		
外部	433	〔参加登録〕登録簿残高書 （自動車）	010430	自動車の参加登録における登録簿残高書		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2. 8.		自動車の参加登録を実際に執行するには、運輸支局に対し、登録簿残高を行う必要があることが作成した。 印字項目は、国土交通省ホームページ掲載のOCR形式ともに作成するため、印字項目を定義していない。	必須	—		
外部	434	〔参加登録〕登録簿の目的等 （自動車）	010431	登録簿残高書に付属する登録の目的等を記載した帳票		標準オプション帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登録簿残高を行う場合、登録の原簿を示す必要がある。示れた登録簿は、登録事項等証明書上での登録の欄目に記載されることになり、必ず示す必要があることが作成した。 本帳票は関係40と同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—		
外部	435	〔兼押解〕登録簿残高書 （自動車）	010432	自動車の登録解除における登録簿残高書		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2. 8.		自動車の登録解除を実際に執行するには、運輸支局に対し、登録簿残高を行う必要があることが作成した。 印字項目は、国土交通省ホームページ掲載のOCR形式ともに作成するため、印字項目を定義していない。	必須	—		

009005_7_帳票要件_015 滞納管理

基本事項													審査要領		審査結果の通知方法（オンライン等）		
区分 内/外	通称 名称	審査名称	審査ID	審査概要（審査の用途）	主な出力条件	実施区分	用途 (外部関係)	用紙サイズ (外部関係)	代替可否 (内部関係)	審査要件との対応		備考	審査の方法・理由	審査分類	国庫の手続き等	審査方針	対応方針の詳細及び補正事項
外国	436	「登録帳簿」登録の 目的等（登録費）	010432	登録帳簿に付添する登録の目的等を記載した帳票		標準オプシオン帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登録帳簿を行う場合、登録の理由を示す必要がある。示された登録理由は、登録事務推進時程上の登録の趣旨に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。 本帳票は頁数42枚同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—			
外国	437	「参加登録帳簿」参 加帳簿（登録費）	010434	自動車の参加登録帳簿における登録帳簿		標準オプシオン帳票	汎用紙	—	—	2. 8.		自動車参加登録帳簿を実施し執行するには、運輸文書に利用登録の提出を行う必要があるから作成した。 印字項目は、固定長変換システムベース帳票のOCR形式でも作成するため、印字項目を定義していない。	必須	—			
外国	438	「参加登録帳簿」参 加の目的等（自動車）	010435	登録帳簿に付添する登録の目的等を記載した帳票		標準オプシオン帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 8.		登録帳簿を行う場合、登録の理由を示す必要がある。示された登録理由は、登録事務推進時程上の登録の趣旨に記載されることになり、必ず示す必要があることから作成した。 本帳票は頁数42枚同一の印字項目であるため、印字項目を定義していない。	不要	—			
内閣	439	納付誓約書決定費用	010436	決裁用の決議書		実証必須帳票	—	—	代替不可	2. 4.		納付誓約書を複写したものを活用する場合とする。	必須	—			
外国	440	納付誓約書	010437	納付を誓約する帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 4.		両納税との分別納付、納付時期において、債務を承認した場合、書類で確認を求める運用が一般的である。 印字項目としては、約束した納付日、納付がなかった場合に予定する滞納処分等を記載される。 滞納処分内容を理解した上で提出し、地方団体が保管が必要だから、作成した。	必須	—			
外国	441	納付計画書	010438	納付誓約の計画帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 4.		納付計画において、具体的に約束した納付日、納付回数、負担ごとの金額等、計画の詳細を記載した帳票を通ずる運用が一般的であるため、作成した。	必須	—			
外国	442	納付計画帳票	010439	納付誓約の計画帳票		実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 4.		納付計画において、負担ごとの金額が、どの程度、期間的に投入されるものかの詳細を記載した帳票を通ずる運用が一般的であるため、作成した。	必須	—			
外国	443	不在者連絡帳	010440	訪問場所、不在の場合に役所に送附する帳票	訪問徴収対象者	実証必須帳票	汎用紙	—	—	2. 2.		外部機関に送付されないため、レシート帳票ではないこととする。	必須	—			
外国	444	催告書（催告入票及書）	010441	催告書に書き添している催告書	地方団体により条件が異なるが、選択に支らないと判断した対象者	実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 2.		催告書の一種として定置する。 滞納税に対し、納付を催告するための帳票である。 滞納税が分かたず、滞納税が多額のとき、滞納税は滞納処分に進むことを勧告しても、納付がつかないケースが多い。 そのため、催告について追加しない催告書を作成した。	必須	—			
外国	445	催告書（催告入票及書）	010442	催告書に書き添している催告書		標準オプシオン帳票	専用紙（注意はがき）	—	—	2. 2.		催告書の一種として定置する。 滞納税に対し、納付を催告するための帳票である。 滞納税が分かたず、滞納税が多額のとき、滞納税は滞納処分に進むことを勧告しても、納付がつかないケースが多い。 そのため、催告について追加しない催告書を作成した。 また、地方団体によっては、催告書も大量に出力する必要があるので、圧縮がききを用いて出力をアプリケーション化するケースが増えられたため、作成した。 以下で催告書で標準オプション帳票とした。 地方団体によって使用頻度に差があるため	不要	—			
内閣	446	催告書引き取りリスト （催告入票及書） ¹	010443	一斉催告時の引き取り対象者のリスト		実証必須帳票	—	—	EBCで代替可	2. 2.			必須	—			
外国	447	催告書（催告入票及書）	010444	催告書に書き添している催告書	地方団体により条件が異なるが、選択に支らないと判断した対象者	実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 2.		催告書の一種として定置する。 滞納税に対し、納付を催告するための帳票である。 滞納税が多額のとき、滞納税は滞納処分に進むことを勧告しても、納付がつかないケースが多い。 また、納付しない場合は滞納処分となる。と書面で催告することで、後の滞納処分が楽、後の滞納処分の負担は低減につながるケースが多い。 そのため、催告について追加しない催告書を作成した。	必須	—			
外国	448	催告書（催告入票及書）	010445	催告書に書き添している催告書		標準オプシオン帳票	専用紙（注意はがき）	—	—	2. 2.		催告書の一種として定置する。 滞納税に対し、納付を催告するための帳票である。 滞納税が多額のとき、滞納税は滞納処分に進むことを勧告しても、納付がつかないケースが多い。 また、納付しない場合は滞納処分となる。と書面で催告することで、後の滞納処分が楽になる可能性があるから多い。 そのため、催告について追加しない催告書を作成した。 また、地方団体によっては、催告書も大量に出力する必要があるので、圧縮がききを用いて出力をアプリケーション化するケースが増えられたため、作成した。 以下で催告書で標準オプション帳票とした。 地方団体によって使用頻度に差があるため	不要	—			
内閣	449	催告書引き取りリスト （催告入票及書） ¹	010446	一斉催告時の引き取り対象者のリスト		実証必須帳票	—	—	EBCで代替可	2. 2.			必須	—			
外国	450	分納不履行通知書	010447	分納不払い通知書と重なった際に通知する催告書 分納不履行通知書に添付に記載される滞納帳簿の通知は、任意の分割納付計画の数が掲載されること	分納不払い不履行 滞納の帳票	実証必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2. 4.		催告書の一種として定置する。 分納不払いの滞納税に対し、分納不払いが行われたため、金銭納付を催告するための帳票である。 本帳票交付後に納付がなければ滞納処分を継続する場合、本帳票交付時までに滞納処分計画は変更されなければならない。滞納処分には追いつく必要があるので、地方団体によって運用に差異がある。 しかし、この適用であっても、本帳票を送付する運用自体は一般的であるため、作成した。	必須	—			
内閣	451	分納不履行通知一覧	010448	「分納不履行通知書」の発行元リスト		実証必須帳票	—	—	EBCで代替可	2. 4.			必須	—			

009005_7_帳票要件_015簿納管理

運用管理事項													顧客要求への対応予定（ベンダ側）			
帳票区分 内/外	通し 番号	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	英数区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	運用管理事項		顧客要求への対応予定（ベンダ側）	
													管理分類	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の詳説及び確認事項
外部	452	分納不履行通知書	0150449	分納納付が不履行となった際に通知する報告書			標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	—	—	2.4.	報告書の一様として定案する。 分納納付中の滞納処分に対し、分納納付が不履行となったため、急遽納付を催促するための帳票である。 本帳票送付後に分納納付が完了した場合は滞り継続する場合や、本帳票送付時点で分納納付計画は変更されたとしても、滞納処分に移る場合もあるなど、地方団体に委ねる運用に定案する。 また、地方団体の運用によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアプリケーションソースとするケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の運用によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	453	滞押予告書	0150450	滞押直前の報告書	地方団体の滞りより条件が異なるが、滞押の直前の対象者		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.2.	報告書の一様として定案する。 地方団体の滞り滞留で、滞押可能な対象が判明した場合に、滞押前の最終通知として送付する運用が多い。 本帳票は「報告書（滞押先及滞り）」よりも具体的に、具体的な滞押対象について記述する運用が多い。このため、後の滞納処分の内容等に対応に十分なことが多くある。 また、地方団体の運用によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアプリケーションソースとするケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の運用によって使用頻度に差があるため	必須	—		
外部	454	滞押予告書	0150451	滞押直前の報告書			標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	—	—	2.2.	報告書の一様として定案する。 地方団体の滞り滞留で、滞押可能な対象が判明した場合に、滞押前の最終通知として送付する運用が多い。 本帳票は「報告書（滞押先及滞り）」よりも具体的に、具体的な滞押対象について記述する運用が多い。このため、後の滞納処分の内容等に対応に十分なことが多くある。 また、地方団体の運用によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアプリケーションソースとするケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の運用によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	455	滞押財産の公示について（予告）	0150452	滞押財産の公示直前の報告書	地方団体の滞りより条件が異なるが、滞押中の財産の公示直前の対象者		実装必須帳票	汎用紙	—	—	2.9.	外部機関に送付されないため、レイアウト標準化しないこととする。 報告書（滞押先及滞り）と同一印刷項目のため、印刷項目は作成しないこととした。	必須	—		
外部	456	滞押財産の公示について（予告）	0150453	滞押の公示直前の報告書			標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	—	—	2.9.	報告書の一様として定案する。 現在滞押中の財産について、公示に付する直前の最終通知として送付する運用が多い。 本帳票は送付する際に、適切な分納納付計画の確定や一括納付が見込まない場合、地方団体に公示を以て滞納処分の完結を促すこととなる。 本帳票を通知することで、後の滞納処分の内容等に対応に十分なことが多くあるため、公示を以て滞納処分を回避する運用が多い。 また、地方団体の運用によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアプリケーションソースとするケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の運用によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	457	滞納市税の滞納通知書	0150454	地方団体への実行に要及する報告書	地方団体の滞りより条件が異なるが、一度実行に要及する滞り市税		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.2.	報告書の一様として定案する。 地方団体の滞りによって、実行に要及する滞り市税を行う場合がある。その場合、滞り滞納するだけでなく、滞納の予定を伝えて実行に要及する必要があるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の運用によって使用頻度に差があるため	必須	EC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策について必須とする。		
外部	458	滞納市税の滞納通知書	0150455	地方団体への実行に要及する報告書			標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	—	—	2.2.	報告書の一様として定案する。 地方団体の滞りによって、実行に要及する滞り市税を行う場合がある。その場合、滞り滞納するだけでなく、滞納の予定を伝えて実行に要及する必要があるため、作成した。 また、地方団体の運用によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアプリケーションソースとするケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の運用によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	459	延滞金請求書（滞押先及滞り）	0150456	本税が完納した後、確定した延滞金を請求する通知			実装必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.2.	報告書の一様として定案する。 本仕様書上に定めた報告書については、文面に柔軟性がなく、個別の滞納額の事項を制約した記載ができない。そこで、報告書のレイアウトはそのままに、タイトルや文意を自由に作成できる報告書が必要となるため、作成した。 報告書（滞押先及滞り）と同一印刷項目、レイアウトのため、印刷項目、レイアウトは作成しないこととした。	必須	—		
外部	460	延滞金請求書（滞押先及滞り）	0150457	本税が完納した後、確定した延滞金を請求する通知	地方団体の滞りより条件が異なるが、滞押に定まる制約した対象者（延滞金のみ滞納）		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	—	—	2.2.	報告書の一様として定案する。 本仕様書上に定めた報告書については、文面に柔軟性がなく、個別の滞納額の事項を制約した記載ができない。そこで、報告書のレイアウトはそのままに、タイトルや文意を自由に作成できる報告書が必要となるため、作成した。 また、地方団体の運用によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアプリケーションソースとするケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の運用によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部	461	延滞金請求書（滞押先及滞り）	0150458	本税が完納した後、確定した延滞金を請求する通知	地方団体の滞りより条件が異なるが、滞押に定まる制約した対象者（延滞金のみ滞納）		実装必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.2.	報告書の一様として定案する。 本仕様書上に定めた報告書については、文面に柔軟性がなく、個別の滞納額の事項を制約した記載ができない。そこで、報告書のレイアウトはそのままに、タイトルや文意を自由に作成できる報告書が必要となるため、作成した。 報告書（滞押先及滞り）と同一印刷項目、レイアウトのため、印刷項目、レイアウトは作成しないこととした。	必須	—		
外部	462	延滞金請求書（滞押先及滞り）	0150459	本税が完納した後、確定した延滞金を請求する通知	地方団体の滞りより条件が異なるが、滞押に定まる制約した対象者（延滞金のみ滞納）		標準オプション帳票	専用紙（圧着はがき）	—	—	2.2.	報告書の一様として定案する。 本仕様書上に定めた報告書については、文面に柔軟性がなく、個別の滞納額の事項を制約した記載ができない。そこで、報告書のレイアウトはそのままに、タイトルや文意を自由に作成できる報告書が必要となるため、作成した。 また、地方団体の運用によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧着はがきを用いて出力をアプリケーションソースとするケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体の運用によって使用頻度に差があるため	不要	—		

009005_7_帳票要件_015簿帳管理

帳票区分 内/外	帳票 種類	帳票名称	帳票ID	帳票説明（帳票の用途）	主な出力条件	英訳区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	企業要求事項		企業要求事項への対応予定（ベンダ側）	
													新建分類	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の記録及び確認事項
外部		463 フリー報告書	01S0460	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書		英訳必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.2.		報告書の一環として定義する。 本仕様書上に定義した報告書だけでは、文面に柔軟性がなく、個別の簿納帳の事項を網羅した記載ができない。そこで、報告書のレイアウトはそのままに、タイトルや文章を自由に作成できる報告書の必要となるため、作成した。 報告書（様式A表及B表）と同一日字項目、レイアウトのため、日字項目目、レイアウトは作成しないこととした。	必須	—		
外部		464 フリー報告書	01S0461	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書		標準オプション帳票	専用紙（圧縮はがき）	—	—	2.2.		報告書の一環として定義する。 本仕様書上に定義した報告書だけでは、文面に柔軟性がなく、個別の簿納帳の事項を網羅した記載ができない。そこで、報告書のレイアウトはそのままに、タイトルや文章を自由に作成できる報告書の必要となるため、作成した。 また、地方団体によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧縮はがきを用いて出力をアナログ化するケースが考えられるため、作成した。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部		465 フリー報告書（様式あり）	01S0462	地方団体がタイトル、文章等を自由に作成できる報告書		標準オプション帳票	専用紙（圧縮はがき）	—	—	2.2.		報告書の一環として定義する。 本仕様書上に定義した報告書だけでは、文面に柔軟性がなく、個別の簿納帳の事項を網羅した記載ができない。そこで、報告書のレイアウトはそのままに、タイトルや文章を自由に作成できる報告書の必要となるため、作成した。 また、地方団体によっては、報告書を大量に出力する必要があることから、圧縮はがきを用いて出力をアナログ化するケースが考えられるため、作成した。 また、地方団体によっては、納付書用紙を併せた報告書を用いることもあるが、一冊単位は異なることから、フリー帳票のみに納付書用紙を付するものとした。 以下の理由で標準オプション帳票とした。 -地方団体によって使用頻度に差があるため	不要	—		
外部		466 送付状	01S0463	京あき計画用の資料が記載された帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	3.1.		宛先情報のみが記載された帳票。 および施設費や、その他地方団体がシステム外で作成する、明先の記載のなし帳票を送付する際に用いる。 宛先情報のみが記載され、日字項目を付していない。	必須	—		
内部		467 不納欠損決議書（決裁用）	01S0464	決裁用の決議書		英訳必須帳票	—	—	代替不可	2.12.			必須	—		
内部		468 不納欠損対象リスト	01S0465	不納欠損者のリスト 多支と欠損後の比較ができること 個人情報、不納欠損情報等の記載される		英訳必須帳票	—	—	日改で代替可	2.12.			必須	—		
内部		469 不納欠損集計表	01S0466	不納欠損部分の計算表、法支、税支、欠損金額等を一元化した集計表 不納欠損情報等の記載される		英訳必須帳票	—	—	日改で代替可	2.12.			必須	—		
内部		470 簿納票一覧	01S0467	簿納書の個人情報、世帯構成表、簿納明細情報（支分経過項目等）1枚のカードとしてまとめた帳票		英訳必須帳票	—	—	代替不可	2.1.			必須	—		
内部		471 経過詳細一覧	01S0468	支分経過を時系列に記載した一覧		英訳必須帳票	—	—	代替不可	2.3.			必須	—		
外部		472 簿納明細	01S0469	簿納書の簿納明細の明細書		英訳必須帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.		該当の帳票に記載しきれなかった場合、別紙で出力する必要があることから作成した。以下の帳票の種類の帳票において、簿納明細を記載しきれない場合は当該帳票の帳票部分を除いて送付する場合、本帳票（同一の日字項目/請求元表・レイアウト）上に、各帳票出力時の該当明細を出力し、添付すること。 当該、帳票が多く複数枚出力する場合、最終ページは※（アスタリスク）表示すること。 <帳票の種類の場合> 各種費計、参加費計、交付費計、債権現在額中位償還、債権現在額中位上償還、延滞金請求、競争・債権回収の停止、組合員等の持分の払戻等請求書、納税滞戻承認、納税滞戻変更、報告書等	必須	—		
外部		473 財産目録	01S0470	財産情報が記載された目録		英訳必須帳票	汎用紙	—	—	2.7.		該当の帳票に記載しきれなかった場合、別紙で出力する必要があることから作成した。以下の帳票の帳票に記載しきれない明細が記載されれば良いことから、本帳票に日字項目は付していない。以下の帳票の種類の帳票において、財産を記載しきれない場合は当該財産部分を別紙として送付する場合、本帳票（同一の帳票）上に、帳票出力時の帳票部分を出力し、添付すること。 <帳票の種類の場合> 各種費計、参加費計、交付費計、債権現在額中位償還、債権現在額中位上償還、中心金請求と取崩、前払金債権について、電話加入金・滞納部庫について、生命保険解約請求通知書、登記簿返却明細書、登録の目的等	必須	—		
内部		474 送達一覧	01S0471	複数の送付先に送付する報告の送付先のリスト		標準オプション帳票	—	—	代替不可	4.1.		以下の帳票の種類の帳票において、複数の送付先に送付する場合、送付先の一致した本帳票を出力し、添付すること。 <帳票の種類の場合> 各種費計、参加費計、交付費計、債権現在額中位償還、債権現在額中位上償還、延滞金請求、競争・債権回収の停止、組合員等の持分の払戻等請求書、納税滞戻承認、納税滞戻変更、報告書等	不要	—		
外部		475 対象者名簿	01S0472	一括調査における同一の調査先・団体からの集約調査に対する回答先について、調査する連絡先を一覧化した帳票		英訳必須帳票	汎用紙	—	—	2.7.		以下の帳票の種類の帳票において、対象者のデータをまとめて記載する一紙であり、このようにレイアウトでも問題ないため、日字項目のみを定義する。 <帳票の種類の場合> 各種一括調査、集約調査回答書	必須	—		
内部		476 延滞金計算内訳書	01S0473	延滞金の計算過程の内訳書		英訳必須帳票	—	—	代替不可	2.1.			必須	—		
内部		477 給金等の差押金額計算書（内払い給金計算書）	01S0474	差押えた給金等の取立可能額計算書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			任意	—	帳票ID150210Cにおいて、Excel等により運用回避を行う場合、当該帳票から、出力できることもとする。	
内部		478 給金の差押金額計算書	01S0475	差押えた年金の取立可能額計算書		標準オプション帳票	—	—	代替不可	2.7.			任意	—	帳票ID150210Cにおいて、Excel等により運用回避を行う場合、当該帳票から、出力できることもとする。	
内部		479 補助完成一覧表	01S0476	補助完成者のリスト 個人情報、補助情報等が記載される	補助金・月日経理指定 補助金・月日経理指定 本税・延滞金の有無 補助金交付の決定の有無 納税滞戻報告書	英訳必須帳票	—	—	日改で代替可	2.1.		期間指定で時分指定についても自動的に輸出できる	必須	—		

009005_7_帳票要件_015簿帳管理

請求書集計表													請求事項への対応予定（ペナ計画）			
帳票区分	帳票名称	帳票ID	帳票説明（帳票の用途）	主な出力条件	実証区分	所属（外部帳票）	掲載サイズ（外部帳票）	代替可能（内部帳票）	機能要件との対応		備考	要件の考え方・理由	要望分類	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の詳説及び補記事項
内部	436	簿帳区分の停止集計表	0150477	簿帳区分の停止の件数 個人控帳、簿帳区分の停止情報等が記載される 注意の期限を特定して出力できること	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.10.				必須	—		
内部	437	控帳手数料・延滞金率集計表	0150478	控帳手数料、延滞金の率別分を総額年度、税目ごとに一覧化した集計表	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	438	簿帳区分（ラング）別集計表	0150479	簿帳区分（ラング）別の人数や未納額等の集計表	標準オプション機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				不要	—		
内部	439	収納一覧表	0150480	納付日、税目、担当費等対象者の収納額を抽出し、一覧化した集計表	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	444	年度別課定収納集計表	0150481	指定した年度、税目ごとの課定額、収納額等を一覧化した機能	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	445	収納総集計表	0150482	毎月の収納件数、収納金額等を一覧化した機能	月次	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.			必須	—		
内部	446	簿帳一覧表	0150483	簿帳者ごとの簿帳額の総額、合計を、税目、税別、年度ごとに一覧化したリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	447	簿帳区分集計表	0150484	簿帳者ごとの集計財産、簿帳総額、受入金額等を一覧化した集計表	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	448	差押集計一覧表	0150485	現在差押中の財産、差押件数、差押対象の税目などを一覧化したリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.8.				必須	—		
内部	449	区分後収納額一覧表	0150486	差押財産ごとの差押対象税別の金額、収納額等を一覧化したリスト 収納済みの対象税別について集計区分が取得できるよう表示を行うこと	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.8.				必須	—		
内部	450	簿帳要徴別集計表	0150487	請求の人数や簿帳額の割合、合計額等を一覧化したリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	451	簿帳要徴別未納者一覧	0150488	簿帳区分ごとに抽出した未納者を一覧化したリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	452	簿帳者一覧表	0150489	簿帳者を抽出し、簿帳金額合計などを一覧化したリスト 金額を範囲指定できること	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	453	簿帳者一覧集計表	0150490	担当者ごとに簿帳者を抽出し、簿帳額（簿帳区分の停止税別毎の簿帳額）、合計額等を集計したリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	454	課金予定一覧表	0150491	財産課税予定者について、課金先で抽出した対象者のリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.7.				必須	—		
内部	455	課金状況一覧表	0150492	財産課税者について、課金先で抽出した対象者のリスト 課金先グループ、課金先、簿帳者ごと 等で抽出できること	標準オプション機能	—	—	EDCで代替可	2.7.				必須	—		EUC対応による出力、課税帳票の活用等による運用円滑化について必要とする。
内部	456	追加区分一覧表	0150493	税に区分を行っている簿帳者に、新たに簿帳が発生している場合、追加区分候補として抽出した対象者リスト	標準オプション機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				不要	—		
内部	457	収納対象者一覧表	0150494	収納日を指定して、簿帳者ごとに収納税目、収納額等を一覧化したリスト	日付指定	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.			必須	—		
内部	458	差押集計未収納者一覧表	0150495	交渉経過経緯、収納経緯がない対象者のリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	459	催告対象者確認一覧表	0150496	催告書を出した対象者のリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.2.				必須	—		
内部	500	催告書提出一覧表	0150497	催告書提出前に納付設定した対象者のリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.2.				必須	—		
内部	501	催告書送達停止者一覧表	0150498	催告書における発送停止情報の対象者リスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.2.				必須	—		
内部	502	分納契約リスト	0150499	契約日等を指定して抽出した、分納契約の対象者リスト	契約日指定	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.4.			必須	—		
内部	503	分納契約履行状況一覧表	0150500	分納契約の履行状況のリスト	分納履行状況指定	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.4.			必須	—		
内部	504	一括発行明細	0150501	分納納付書に発行した分納納付書の明細書	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.4.				必須	—		
内部	505	不履行対象者一覧表	0150502	分納契約の不履行者リスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.4.				必須	—		
内部	506	分納減額一覧表	0150503	分納契約が終了し、解除の必要がある対象者リスト	標準オプション機能	—	—	EDCで代替可	2.4.				不要	—		
内部	507	公示集計リスト	0150504	公示に付された財産、件数などを記載したリスト	公示期間指定	標準オプション機能	—	—	EDCで代替可	2.9.			不要	—		
内部	508	徴収期一覧表	0150505	徴収期中の対象者のリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		
内部	509	徴収期終了者一覧表	0150506	徴収期を終了した対象者のリスト	実証必須機能	—	—	EDCで代替可	2.1.				必須	—		

009005_7_帳票要件_015滞納処理

滞納 区分 内/外	通知 種類	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （内部帳票）	代替可能 （内部帳票）	帳票要件との対応	備考	要件の考え方・理由	実務要件事項		請求事項への対応予定（ペナリ適用）	
													要望分類	譲与の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	510	滞債照写一覧表	0150507	後払照写一覧表のリスト		実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.1.			必須	—		
内部	511	滞手終了者一覧表	0150508	滞手終了者一覧表のリスト		実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.1.			必須	—		
内部	512	死亡者一覧表	0150509	死亡対象者のリスト		実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.1.			必須	—		
内部	513	滞納処分停止一覧表	0150510	滞納処分の停止中の対象者のリスト 決定情報、滞納処分の停止情報を記載する		実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.1.			必須	—		
内部	514	文書対象一覧表	0150511	本給文書の対象者・残れ者の対象者リスト 決定情報、欠徴情報を記載する		実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.1.			必須	—		
内部	515	重複リスト	0150512	異なる税番号等で、氏名、住所、生年月日等が同一の人物を出力するリスト	重複項目（住所、氏名などの個人情報）	実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.1.			必須	—		
内部	516	財産一覧表	0150513	財産が利用している滞納者について、財産の種類、財産状況（調査済、処分中、処分解除等）を一覧化した帳票		実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.7.			必須	—		
内部	517	状況対象者一覧	0150514	個人情報、決定額、収納額、滞納額等を一覧化した帳票		標準オプション帳票	—	—	紙で代替可	2.1.			任意	EUC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策について必須とする。		
内部	518	処分異動履歴照会	0150515	滞納者の処分異動履歴、処分項目を、期別ごとに一覧化した帳票		標準オプション帳票	—	—	紙で代替可	2.8.			不要	—		
内部	519	納付履歴照会	0150516	滞納者の納付履歴を一覧化した帳票		実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.1.			必須	—		
外部	520	送達記録書	0150517	文書を地方団体職員が滞納者自宅等に直接送達したことを記録する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	4.1.		滞納処分の際、郵送だけでなく、納税係員が滞納者自宅等に直接送達する場合があるため、作成した。 以下の理由により標準オプション帳票とした。 -地方団体のによって使用頻度に差があるため	任意	EUC対応による出力、類似帳票の活用等による運用回避策について必須とする。		
外部	521	納付書	0150518	未納の税を納付するための納付書（両面印刷） 様式のほか、オンラインで納付情報が発信されること タイトルには地方団体名称が出力されること		実施必須帳票	専用紙（マルチペイメント統一様式）	—	—	2.1.		マルチペイメントネットワーク標準納付書ライブラリにおける標準標準化機能に準拠して様式化しているが、Pay-easy（ページ）の導入は必須ではなく、自治体の運用に依存することになる。 郵政書留部分のレイアウトは、個人住民税・森林環境税・固定資産税・軽自動車税（自動車税）のシステムで統一、軽自動車税（自動車税）は継続使用納税促進啓蒙書を参照する。 法人住民税の納付書については、滞納システムで定義した仕様とする。 当該納付書の運用は滞納システムに依存し、滞納の開始収納滞納システムから出力することを想定している。 なお、納付書一律型の受付等では、注意が書き込み標準オプション帳票として定義しているが、専用紙のため、標準レイアウト標準化対象外としている。	必須	—		
外部	522	払込取扱票	0150519	郵便局で、未納の税を納付するための取扱票		実施必須帳票	専用紙（払込取扱票）	—	—	2.1.		払込取扱票については、ゆず45納付書決定様式に準拠すること、本体様式では印字項目及び標準レイアウトを定義していない。	必須	—		
内部	523	充当納付書	0150520	滞納財産を充当する際に使用する納付書 納付済通知書部分に差押日が出力されること		実施必須帳票	専用紙	不定形	—	2.8.		配当性資産の充当処理において用いる。 納付済通知書部分に差押日記載のため、滞納財産の成立のタイムラインがわかることから、差押日は出力している。 なお、納付書部分のレイアウトは、収納滞納システムで定義する。再発行納付書同一、項目として、差押日が追加されていることを想定。	必須	—		
外部	524	徴収書	0150521	窓口で納付を受けたい際に発行する徴収書 納税義務者、収納情報、徴収額・過年度別の内訳等が分かること		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.1.		窓口で納付を受けたい際に納税義務者へ徴収書を発行する必要があるが、必ずしもシステムから出力すべきものではないため、標準オプション帳票としている。 収納滞納システムで印字項目を定義するため、滞納滞納システムでは印字項目を作成していない。	不要	—		
内部	525	交渉経過一覧	0150522	対応者・日付・交渉方法・約束情報・内容 等の輸出条件をもとに抽出した一覧		標準オプション帳票	—	—	紙で代替可	2.3.			必須	—		
内部	526	催告書	0150523	窓口徴収等の入金額を累計し催告用に出力する帳票		標準オプション帳票	—	—	代替不可	4.2.			不要	—		
内部	527	滞納処分時の滞納額内訳表	0150524	滞納処分時の滞納額の内訳を確認するための帳票		標準オプション帳票	—	—	紙で代替可	2.8.			不要	—		
内部	528	滞納処分対象一覧	0150525	滞納処分している期別に対して滞納がある等情報のある対象者の一覧		実施必須帳票	—	—	紙で代替可	2.8.			必須	—		
外部	529	手形取立依頼書	0150526	納付受託に係る約束手形の取立について、金融機関に依頼する帳票		標準オプション帳票	汎用紙	—	—	2.6.			不要	—		
内部	530	証券受渡日計表	0150527	納付受託に係る約束手形の受け渡しについて、約定した日時における、現金化した金額等が記載される帳票		標準オプション帳票	—	—	紙で代替可	2.6.			不要	—		
内部	531	充当集計表	0150528	配当性資産の充当先について、期別を指定し、充当先の期別（税別、過年・過年等）が記載される集計表。	期別指定	標準オプション帳票	—	—	紙で代替可	2.8.			不要	—		
内部	532	対象者送付先一覧	0150529	収納滞納システム側から連携される送付先情報があるものの対象者一覧	期別指定	標準オプション帳票	—	—	紙で代替可	4.2.			不要	—		

009005_7_帳票要件_015簿納管理

帳票 区分	帳票 種別	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	異称区分	開帳 （外部帳票）	開帳サイズ （外部帳票）	代替可能 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	基本要件事項		基本事項への対応予定（ベンダ仕様）	
													要請分類	固有の事項等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補記事項
内部		帳票変更リスト	0100530	帳票を指定し、帳票変更有情報と、帳票変更（収納管理システムの認定情報）にかかる異動情報（前後の詳細）が記載された帳票	帳票指定		標準オプション帳票	—	—	既定で代替可	4.2.		任意	帳票が出力できない場合においては、画面で一覧が閲覧できるなどの形で情報が見ることが可能。		
内部		氏名・住所変更リスト	0100531	期間を指定し、氏名、異動年月日情報と、異動事象等の詳細が記載された帳票	期間指定		標準オプション帳票	—	—	既定で代替可	4.2.		任意	帳票が出力できない場合においては、画面で一覧が閲覧できるなどの形で情報が見ることが可能。		

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様の帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容及び京都市独自要件を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：標準仕様上実装不可、または本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	標準仕様書に明記されていないものの、本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009005_7_帳票要件_016税務共通

利用 区分	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
													要望分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
独自帳票																
内部	1	支援措置 対象者リス ト	0169001	支援措置対象者の一覧	固有の事情等を充足する項目とする。		—	—	EUCで代替可	1.3		—	必須	・支援措置対象者に関しては、一斉に通知書を送送する際等に対象者の通知書等が抜き出せるように引き抜きリストを作成している。 ・当該事務を実施するために必要な帳票を作成することを要件とする。		
内部	2	支援措置 対象者異 動確認リス ト	0169002	支援措置対象者の異動状況を確認 できる一覧	固有の事情等を充足する項目とする。		—	—	EUCで代替可	1.3			必須	・支援措置対象者一覧表を毎月出力し、支援措置の状 況に異動があったかを確認している。 ・支援措置状態の異動を抽出するリストであり、現状は 「異動前の状態」と「異動後の状態（現状）」を比 較して、状態が変わっていたらリストに出力している。 ・当該事務を実施するために必要な帳票を作成すること を要件とする。 ・出力する詳細項目については要件定義工程において決 定することとする。		
内部	3	名寄せ候 補者リスト	0169003	同一人物の可能性のある者につい て、候補者ごとにとまとめて一覧表示す る帳票	固有の事情等を充足する項目とする。		—	—	EUCで代替可	1.1			必須	・同一人物の可能性のある者について、任意のタイミン グで候補者リストを出力できること。 ・本帳票は機能ID0160013の機能を補助するために使 用する。		

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等に対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等に対応する

【様式第6号】

△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009001_7_帳票要件_020事業所税

[illegible]

009001_7_様式要件_020事業所税

評価 区分	課税 種類	課税名称	種類ID	課税基礎（課税対象品）	支払能力要件	課税区分	開帳 （外部開帳）	開帳区分 （外部開帳）	代納可否 （内部開帳）	帳簿要件との対応	備考	要件の電文上への扱い	要件の審査事項		課税事項への対応処理事項（内部処理）	
													審査分類	課税の審査事項	要件対応方針	対応方針の明確化と確認事項
内部	48	加除金一覧表		報告书上対象年度・月報告の加除金決定一覧	法人情報等、加除金決定情報	課税必須情報	—	—	EUCI代替可	4.1.2			必須			
内部	49	加除更正一覧表		報告书上対象年度・月報告の加除金修正決定一覧	法人情報等、加除金修正決定情報	課税必須情報	—	—	EUCI代替可	4.1.2			必須			
外部	50	送付書		課税期との支払対する送付状	法人名称	課税必須情報	内開紙	A4版	—	1.2.1			必須			
内部	51	各種計算資料		下記に該当する資料を提出する資料 ①年度分 事業所税 一部不課税内訳書 ②年度分 事業所税 特別控除内訳書 ③年度分 事業所税 特別控除内訳書（税年度） ④年度分 事業所税 特別控除内訳書（税年度） ⑤年度分 事業所税 減価内訳書 ⑥年度分 事業所税 納税基礎書 ⑦年度分 事業所税 負担開帳 ⑧課税期別課税（12） ⑨課税期別課税（12）減価内訳書（12） ⑩課税期別課税表（一括） ⑪年度分 事業所税 課税基礎課税表（税年度） ⑫年度分 事業所税 課税基礎課税表（税年度） ⑬年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ⑭年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ⑮年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ⑯年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ⑰年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ⑱年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ⑲年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ⑳年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉑年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉒年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉓年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉔年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉕年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉖年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉗年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉘年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉙年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉚年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉛年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉜年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉝年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉞年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㉟年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊱年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊲年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊳年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊴年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊵年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊶年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊷年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊸年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊹年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊺年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊻年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊼年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊽年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊾年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度） ㊿年度分 事業所税 納付課税課税表（税年度）	課税必須情報	—	—		必須							

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009006_7_帳票要件_021入湯税

利用 区分 内/外	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）		
													要望分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
独自帳票																	
内部	1	調定原簿（月次／年次）		各施設ごとの申告内容を調定の際に一覧にし、月の調定額を納税推進課に報告 同じ様式で年度計も出力	各月ごとの施設の調定内容と税額	実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.1			必須				
内部	2	入湯税課税状況（入湯客別）		月ごとの入湯客別（日帰り、宿泊、免除人数）合計と累計	各月ごとの調定合計を入湯客別（日帰り、宿泊、免除人数）に一覧にしたもの	実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.1			必須				
内部	3	入湯税調定額一覧（施設別）		月ごとの施設ごとの合計と累計	各月ごとの調定合計を施設ごと一覧にしたもの	実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.1			必須				
外部	4	入湯税更正決定決定通知書		更正決定者へ送付する通知書	法人番号、法人名、通知の理由、金額、指定番号、施設名等	実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	EUCで代替可	1.1.4			必須				
外部	5	入湯税加算金決定通知書		加算金納入の対象者へ送付する通知書	法人番号、法人名、通知の理由、金額等	実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	EUCで代替可	1.1.3			必須				
外部	6	入湯税納入書		特別徴収義務者が徴収した入湯税を金融機関で納入する際使用		実装必須 帳票	専用紙	A4縦	—	2.1.1			必須				
外部	7	入湯税納入申告書		入湯税の納入に必要な書類		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.1			必須				
外部	8	送付書		各種書類を外部に送付する際と同封する送付書 宛名を印字する		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.1			必須				
内部	9	加算金決定書		加算金決定の文書決裁を行う際に 回付する文書		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	1.1.3			必須				
内部	10	加算金決定一覧表		当月の加算金を一覧にし、収納担当へ連携する		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	1.1.3			必須				
内部	11	未申告一覧表		指定した対象年度・月現在における 未申告者のリスト	指定した対象年度、月現在における未申告者	実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	2.1.2			必須				
内部	12	各統計資料		調定・申告履歴簿 徴収簿 課税状況調		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	3.1.1			必須				

【様式第6号】

（記入要領）

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

（選択肢）

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009001_7_帳票要件_022市たばこ税

利用 区分 内/外	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
													要望分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
独自帳票																
外部	1	市たばこ税納付書（通常課 税用）		市たばこ税の納付のための用紙		実装必須 帳票	専用紙	—	—	2.1.1			必須			
外部	2	加算金通知書		加算金決定に係る通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	EUCで代替可	3.1.3			必須			
外部	3	更正通知書（通常課税 用）		税額更正をした場合の更正通知書 （通常課税用）		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	EUCで代替可	3.1.1			必須			
外部	4	更正通知書（手持品課税 用）		税額更正をした場合の更正通知書 （手持品課税用）		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	3.1.1			必須			
外部	5	決定通知書（通常課税 用）		納入申告によらず税額を決定した際 の決定通知書（通常課税用）		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	EUCで代替可	3.1.1			必須			
外部	6	決定通知書（手持品課税 用）		納入申告によらず税額を決定した際 の決定通知書（手持品課税用）		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	3.1.1			必須			
内部	7	未申告一覧表		未申告の一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	4.1.1			必須			
内部	8	外字・オーバー一覧		各種一覧を出力した際の外字・文字 オーバーの一覧		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	4.1.1			必須			
外部	9	各種統計資料		-調定表 -調定内訳表 -調定明細表 -未登録・外字あり・桁オーバーリスト -集計明細表		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	5.1.3			必須			

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。（選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009001_7_帳票要件_023宿泊税

利用 区分 内/外	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）		
													要項分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項	
独自帳票																	
外部	1	経営申告書		事業者から提出させる資料		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	11.1.2			必須				
外部	2	送付票		経営申告書を送付する際に同封する送付票		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	EUCで代替可	11.1.2			必須				
外部	3	送付宛名書（窓開封簡用）		文書送付時の宛名印刷		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.2			必須				
内部	4	折衝経過一覧表		折衝（対応）記録		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	8.1.1			必須				
外部	5	納入申告書		宿泊税の申告のための用紙	・指定した任意の期間 ・稼働中の施設	実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	3.1.1			必須				
外部	6	納入書		宿泊税の納入のための用紙		実装必須 帳票	専用紙	—	—	3.1.1			必須				
外部	7	状況確認資料		休止届が提出された事業者へ送付する経営状況・稼働状況の確認・調査資料	・休止中の施設	実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	EUCで代替可	1.2.2			必須				
外部	8	郵便振替払込取扱票（カク公）		宿泊税の納入のための用紙（郵便局専用）		実装必須 帳票	専用紙	—	—	3.1.1			必須				
外部	9	宿泊税特別徴収義務者指定通知書		特別徴収義務者を指定する場合の通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.3			必須				
外部	10	宿泊税特別徴収義務者指定解除通知書		特別徴収義務者の指定を解除する場合の通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.3			必須				
外部	11	宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する承認通知書		特例の申請受領後、承認する場合の通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	5.1.2			必須				
外部	12	宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する取消通知書		特例の要件を満たさなくなった場合の取消通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	5.1.4			必須				
外部	13	宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する不承認通知書		特例の申請受領後、不承認とする場合の通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	5.1.2			必須				
内部	14	宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する判定結果資料		文書決裁用の証跡資料		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	5.1.1			必須				
外部	15	納税管理人に関する承認通知書		納税管理人承認申請に対する承認通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.4			必須				

009001_7_帳票要件_023宿泊税

利用 区分 内/外	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ回答）	
													要項分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	16	納税管理人に関する不承認 通知書		納税管理人承認申請に対する不承認 通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	2.1.4			必須			
内部	17	9項適用対象者リスト		9項適用対象者の一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	4.2.2			必須			
外部	18	加算金通知書		期限後申告等に係る加算金通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	4.2.6	文書番号と日付（文書管理シ ステム上の決定日）、宛名を 印字		必須			
外部	19	加算金納入書		同加算金に係る納入書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	4.2.6			必須			
内部	20	加算金一覧表		加算金決定対象者の一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	4.2.6			必須			
外部	21	更正通知書		税額更正もした場合の更正通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	3.2.2			必須			
内部	22	更正通知書作成一覧表		更正通知書の作成一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	4.1.5			必須			
外部	23	（更正用）納入書		更正に伴う更正税額の納入書		実装必須 帳票	専用紙	—	—	4.1.5			必須			
外部	24	決定通知書		納入申告によらず税額を決定した際 の決定通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	4.1.5			必須			
内部	25	決定通知書作成一覧表		決定通知書の作成一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	4.1.5			必須			
外部	26	（決定用）納入書		税額決定に伴う納入書		実装必須 帳票	専用紙	—	—	4.1.5			必須			
内部	27	未申告指導対象一覧表		未申告指導文の作成一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	7.1.1			必須			
外部	28	未申告指導文		未申告者への指導文（期限後 2 0 日程度で送付）		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	7.1.2			必須			
内部	29	警告文作成一覧表		警告文の作成一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	7.1.1			必須			
外部	30	警告文		未申告者への警告文（期限後約 3 か月後に送付）		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	7.1.2			必須			

009001_7_帳票要件_023宿泊税

利用 区分 内/外	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実装区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	要件の考え方・理由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンダ回答）	
													要項分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	31	補助金候補者一覧		宿泊税特別徴収事務補助金の交付対象候補者の一覧	・宿泊税システムに登録されている全事業者	実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	10.1.1			必須			
外部	32	補助金申請書		宿泊税特別徴収事務補助金に係る申請書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	10.1.4			必須			
内部	33	補助金申請書作成一覧表		同補助金申請書に係る作成一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	10.1.4			必須			
外部	34	補助金交付決定通知書		補助金申請に対する交付決定通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	10.1.6	宛名（送付先・交付対象者）、文書番号、発布日、申請日、補助金交付額を印字		必須			
外部	35	補助金不交付決定通知書		補助金申請に対する不交付決定通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	10.1.6			必須			
内部	36	補助金交付決定通知書作成一覧表		補助金交付決定書の作成一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	10.1.6			必須			
内部	37	補助金不交付決定通知書作成一覧表		補助金不交付決定書の作成一覧表		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	10.1.6			必須			
外部	38	期限延長申請書		災害その他やむを得ない理由により期限内に申告できない場合の申請書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	6.1.1			必須			
外部	39	期限延長に関する承認通知書		期限延長申請書に対する承認通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	—	6.1.2			必須			
外部	40	期限延長に関する不承認通知書		期限延長申請書に対する不承認通知書		実装必須 帳票	汎用紙	A4縦	EUCで代替可	6.1.2			必須			
内部	41	照会文書		水道使用量や登記情報等を照会するための文書		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	12.1.2			必須			
内部	42	年度別調定収納額集計表		調定額収納額の集計に使用する帳票		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	9.2.1			必須			
内部	43	申告実績一覧表		申告状況の統計に使用する帳票		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	—			必須			
内部	44	アクセスログ一覧表		アクセスログ		実装必須 帳票	—	—	EUCで代替可	—			必須			

【様式第6号】

(記入要領)

分類	項目	列	説明	要回答
標準仕様に準じた帳票要件一覧	利用区分 内/外	A	標準仕様書4.0版に記載されている内容に準じて、京都市独自要件等を記載しています。	
	通し項番	B		
	帳票名称	C		
	帳票ID	D		
	帳票概要（帳票の用途）	E		
	主な出力条件	F		
	実装区分	G		
	用紙（外部帳票）	H		
	用紙サイズ（外部帳票）	I		
	代替可否（内部帳票）	J		
	機能要件との対応	K		
	備考	L		
	要件の考え方・理由	M		
本市要求事項	要望分類	N	本市における帳票要件の要否判断状況を記載しています。 必須：本市の税業務において欠かせないもの。 任意：実装がなくても業務は可能だが、実装されれば効率化に資するもの 不要：本市にて不要と判断したもの。	
	固有の事情等	O	本市の運用に必要な詳細な帳票要件や、本市固有の事情・要件等を記載しています。 E U C 対応の可否等についても記載しています。	
要求事項への対応予定（ベンダ回答）	要件対応方針	P	貴社システムにおける対応状況（今後の予定含む）をご記入ください。 （選択肢は下表「①対応方針の選択肢」を参照） ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○
	対応方針の詳細及び補足事項	Q	「要件対応方針」が「◎（すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する）」の場合、外付けシステムで対応する際は、その内容をご記入ください。 「要件対応方針」が「△（すべてまたは一部を代替方法で対応する）」の場合、代替方法についてご記入ください。 例）EUCで抽出した機能を手作業で加工することで代替可能 等 「要件対応方針」が「×（一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある）」の場合、部分的にでも対応可能な要件があればご記入ください。 ※実装不要の要件は回答不要のためグレーで網掛けしています。	○

(選択肢)

①対応方針の選択肢

区分	内容
◎	すべてをパッケージ帳票又は外付けシステム等で対応する
△	すべてまたは一部を代替方法で対応する（職員による手作業や運用対応に頼る部分がある） （例） ・EUCを用いた対応を想定しているもの ・EUCを用いて抽出後、並び替え・集計作業等手運用の対応を想定しているもの ・帳票の控え分の出力はシステムで対応せず、コピーでの対応を想定しているもの
×	一部でも代替方法を用いても対応できない要件がある

009001 7. 帳票要件 024非居住宅宅利活用促進税

利用 区分 内/外	通し 順番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	事件の考え方・理 由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘタ回答）	
													基礎分類	固有の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	1	住宅台帳異動一覧表		住宅台帳の更新時に、新たに追加された住宅や、非居住税の課税に影響のある項目（具体的には、所有者＝固定資産税納税義務者など、調査に影響のある項目を想定）が更新された住宅を確認する。（詳細は画面確認とするが、要確認となる住宅を一覧で出力するもの。）	指定した期間内に住宅台帳の異動があった住宅	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.1.2	<出力項目> ・異動対象住宅情報		必須			
内部	2	所有者変更リスト		課税対象者（課税免除、減免、免税点、徴収額予含む）のうち、所有者が変更されたもののリスト。使用状況が変わる可能性があるため。	指定した期間内に所有者の変更があった住宅	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.1.2	<出力項目> ・所有者変更対象住宅情報		必須			
外部	3	文書調査票		居住実態を調査するために対象事業者に送付する調査票。利用状況を確認するとともに、課税免除や減免、徴収額予等についても案内する。 住宅種別ごとにあらかじめ設定された調査項目を出力する。	・住民住所やヤングなどの結果、課税対象候補と判定された住宅 （＝調査対象住宅）	実施必 須帳票	汎用紙	A4縦	—	1.18.2	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所） ・調査項目（案：①利用状況、②課税免除該当性（→申告案内）、③減免該当性（→申請案内）、④徴収額予該当性（→申告案内）、⑤納税管理人必要性（→申告・申請案内）） ・提出期限		必須			
内部	4	文書調査票発送整理簿		文書調査票の送付先リスト 文書調査票の送付先住所を確認するための帳票 指定した任意の期間内に文書調査票を送付した対象の一覧表で、各文書調査票について、納税義務者氏名、送付先住所等が記載されている。	指定した年度又は期間内に文書調査票を送付した対象	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.18.2	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所） ・送付日		必須			
外部	5	督促状（文書調査）及び 文書調査票		提出期限を過ぎても文書調査票の提出がない調査対象住宅に対する督促状及び文書調査票（再送付分）	指定した任意の日付までに文書調査票の提出がない調査対象住宅	実施必 須帳票	汎用紙	A4縦	—	1.18.10	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所） ・督促状タイトル ・督促状本文 ・文書調査票		必須			
内部	6	督促状（文書調査）発行 リスト		文書調査に係る督促状を発行したもののリスト 指定した任意の期間内に督促状（文書調査）を送付した対象の一覧表で、各督促状（文書調査）について、納税義務者氏名、送付先住所等が記載されている。	指定した年度又は期間内に督促状（文書調査）を送付した対象	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.18.10	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所）		必須			
内部	7	文書調査票本一覧表		文書調査に対して回答が入力されていない住宅の一覧。 文書調査対象の住宅数のうち、どれだけが未となっているかが分かるよう、進捗率（件数、パーセンテージ）を合わせて出力する。	調査台帳において、文書調査の項目に回答が入力されていない住宅	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.18.2	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所）		必須			
内部	8	文書調査回答済一覧表		文書調査に対して回答が完了している住宅の一覧。	調査台帳において、文書調査の項目に回答が入力されている住宅	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	1.18.2	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所）		必須			
内部	9	現地調査票（戸建て）		文書調査の結果や現地調査で確認すべき事項を明示した、戸建て住宅に対する調査票	・文書調査の結果、居住／非居住の判定ができず、現地調査の対象とされた戸建て住宅	実施必 須帳票	—	—	代替不可	1.19.3	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・文書調査回答情報（回答者氏名、回答者住所、回答者連絡先、回答項目） ・調査項目（案：①調査対象物件の有無（滅失確認）、②調査実施の可否（不可の理由）、③戸建使用実態とその理由、④劣り箇し看板等の有無、⑤表札・名札・看板の有無、⑥郵便受けの状況、⑦電気メーターの状況、⑧ガスメーターの状況、⑨カーテンの有無、⑩箱戸の有無と開閉状況、⑪床材・立木の状況、⑫建築物の総築状況、⑬付属工作物（バルコニー、カーポートなど）の設置状況）		必須			
外部	10	現地調査票（区分所有）		区分所有住宅の管理会社に対する文書による調査票	・文書調査の結果、居住／非居住の判定ができず、現地調査の対象とされた区分所有家屋（住宅）	実施必 須帳票	汎用紙	A4縦	—	1.19.5	<出力項目> ・対象住宅情報の一覧（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・管理会社情報（管理会社名、管理会社担当部署名、管理会社担当署名、管理会社住所） ・調査項目（居住実態（管理会社が把握する所有者の住所と対象住宅の住所が一致するか）など） ・調査を行う関係法令及び個人情報保護法との関係		必須			
外部	11	督促状（管理会社）		提出期限を過ぎても調査票の提出がない調査対象住宅（管理会社）に対する督促状	指定した任意の日付までに文書調査票の提出がない調査対象住宅（区分所有）	実施必 須帳票	汎用紙	A4縦	—	1.19	<出力項目> ・対象住宅情報の一覧（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・管理会社情報（管理会社名、管理会社担当部署名、管理会社担当署名、管理会社住所） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所） ・督促状タイトル ・督促状本文 ・調査票		必須			

009001 7. 概要要件 024非居住宅宅利活用促進税

利用 区分 内/外	通し 項目	概要名称	概要ID	概要概要（概要の用途）	主な出力条件	実施区 分	用紙 （外部概要）	用紙サイズ （外部概要）	代読可否 （内部概要）	機能要件との対応	備考	事件の考え方・場 由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘタダ回答）	
													基礎分類	固有の事情等	事件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	12	借受伏（管理会社）発行 リスト		管理会社に対する文書による調査による調査に係る借受伏を発行したもののリスト 指定した任意の期間内に借受伏（管理会社）を送付した対象の一覧表で、各借受伏（管理会社）につい て、納税義務者氏名、送付先住所等が記載されている。	指定した年度又は期間内に借受伏（管理会社）を送付した対象	実施必 須概要	—	—	EUCで代読可	1.19	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・管理会社情報（管理会社名、管理会社担当部署名、管理会社担当 者名、管理会社住所）		必須			
内部	13	現地調査未了一覧表		現地調査未了の住宅の一覧。 現地調査対象の住宅数のうち、および未了であるかが分かるよう、進捗率（件数、パーセンテージ）を合 わせて出力する。	・調査台帳において、現地調査の項目に回答が入力されていない住 宅	実施必 須概要	—	—	EUCで代読可	1.19.2	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所）		必須			
内部	14	現地調査済一覧表		現地調査が完了している住宅の一覧。	・調査台帳において、現地調査の項目に回答が入力されている住宅	実施必 須概要	—	—	EUCで代読可	1.19.2	<出力項目> ・調査対象住宅情報（回答を求める者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所）		必須			
外部	15	課税免除決定通知書		課税免除の申告者に対して、課税免除を行うことが決定した旨を通知する概要。 対象の非居住宅、該当する要件（課税免除事由）を記載する。	・課税免除を行うことが決定した住宅	実施必 須概要	汎用紙	A4縦	—	1.20	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・課税免除情報		必須			
外部	16	課税免除不許可通知書		課税免除の不許可も決定した非居住宅の所有者（納税義務者）に対して送付する課税免除不許可通 知書 課税免除を認めない旨及びその理由を記載する。	基本的には納税通知書に課税免除を認めない旨及びその理由も記 載する想定	実施必 須概要	汎用紙	A4縦	—	1.20	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・課税免除を認めない旨及びその理由		必須			
内部	17	課税免除一覧		課税免除の対象となっている非居住宅を確認するための概要。 指定した年度において、課税免除となっている非居住宅及びその所有者の一覧表で、課税免除事由及び課 税免除開始年度等が記載されている。	・指定した年度において課税免除の対象となっている非居住宅 ・課税免除事由及び課税免除開始年度等を指定できること	実施必 須概要	—	—	EUCで代読可	1.20	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・課税免除事由及び課税免除開始年度等		必須			
内部	18	調査表		調査結果を確認するための概要。 当初届課処理、税額更正処理等のタイミングで、当該処理によって確定した指定年度の非居住宅利活 用促進税の期別税額、年税額等が、個人・法人ごと等に分かれて記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・集計の対象となる時点を指定する。 ・対象となる個人・法人の別を指定できること。 ・税額更正処理の場合は、結果として（増額、減額の別）に出力で きる。 ・集計の対象となる期間を指定する。	実施必 須概要	—	—	代読不可	2.3.1			必須			
外部	19	納税通知書		納税義務者に送付する納税通知書 納税義務者に対し、該当年度の非居住宅宅利活用促進税の税額等を通知する概要。 対象となる納税義務者に係る非居住宅宅利活用促進税の年税額等が記載されている。 課税免除・減税に関して、以下のとおり記載されている。 ・課税免除不許可の場合→不許可である旨及びその理由を記載 ・減免決定（一部減免）の場合→該当する要件並びに減免前税額及び減免後税額を記載（困難な場合 は、納税通知書と減免決定通知書に分けて送付することも可） ・減免不許可の場合→不許可である旨及びその理由を記載	・課税対象とされた住宅	実施必 須概要	専用紙	A4縦	—	2.4.1	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・税額情報 ・納期 ・課税免除（不許可）・減免情報		必須			
外部	20	納付書		納税義務者に送付する納付書	・課税対象とされた住宅	実施必 須概要	専用紙	—	—	2.4.1			必須			
外部	21	課税明細書		納税義務者に送付する課税明細書 課税根拠となる家賃・種ごとに所在地、床面積・居住割合、家賃価額割税率、立地床面積割税率等の明 細を記載した概要。	・課税対象とされた住宅	実施必 須概要	専用紙	A4縦	—	2.4.1	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等）		必須			
外部	22	課税明細書		課税根拠となる土地・家賃又は家賃・種ごとに所在地・単位当たりの評価額、床面積・居住割合、評価割 率、立地床面積率等の明細を記載した概要。		実施必 須概要							必須			
内部	23	納税通知書件数表		納税通知書の出力件数が集計され記載されている概要。	・指定された年度又は時点において出力された納税通知書	実施必 須概要	—	—	EUCで代読可	2.4.1			必須			
内部	24	納税通知書発送簿		納税通知書・納付書・課税明細書の送付先リスト 発行した納税通知書の封入番号や対応する送付先住所を確認するための概要 指定した任意の期間内に発行した納税通知書の一覧表で、各納税通知書について、納税義務者氏名、送 付先住所等が記載されている。	・指定した年度又は期間内に通知書を送付した対象	実施必 須概要	—	—	EUCで代読可	2.4.1	<出力項目> ・納税義務者情報（氏名等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・送付日		必須			
内部	25	納税通知書引致一覧		指定した任意の期間内に更正や送付先情報の変更があった納税通知書の一覧表	・指定した任意の期間内に更正や送付先情報の変更があった納税 通知書	実施必 須概要	—	—	EUCで代読可	2.4.1			必須			

009001 7. 概要要件 024非居住宅利活用促進税

利用 区分	通し 項番	概要名称	概要ID	概要概要（概要の用途）	主な出力条件	実施区 分	用紙 （外部用紙）	用紙サイズ （外部用紙）	代替可否 （内部用紙）	機能要件との対応	備考	事件の考え方・理 由	本市要求事項		審査事項への対応予定（ヘタ印置）	
													審査分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	26	減免決定通知書		減免の申請者に対して、減免を行うことが決定した旨を通知する概要。 対象の非居住宅、該当する要件（減免事由）並びに減免前税額及び減免後税額を記載する。	・減免（全額減免に限る。）を行うことが決定した住宅 ※一部減免は納税通知書で置きる想定	実施必 須概要	汎用紙	A4縦	—	3.1.1	＜出力項目＞ ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・減免情報（減免決定日、減免事由、減免前税額・減免後税額など）		必須			
外部	27	減免不許可通知書		減免の不許可を決定した非居住宅の所有者（納税義務者）に対して送付する減免不許可通知書 減免を認めない旨及びその理由を記載する。	（当初届受理理前の減免申請） ・納税通知書に減免を認めない旨及びその理由を記載する想定であ り、基本的に減免不許可通知書が必要となる場面はない。 （当初届通知事後の減免申請） ・納税通知書送達後であるため、減免の不許可を決定した場合は、 減免不許可通知書を送付する。	実施必 須概要	汎用紙	A4縦	—	3.1.1	＜出力項目＞ ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・減免を認めない旨及びその理由 ・減免不許可決定日		必須			
内部	28	減免一覧		減免対象となる非居住宅を確認するための概要。 指定した年度又は期間において、減免となっている非居住宅及び納税義務者の一覧表で、減免事由及び 減免開始年度等が記載されている。	指定した年度又は期間において減免の対象となっている非居住宅 ・減免事由及び減免開始年度等を指定できること	実施必 須概要	—	—	EUCで代替可	3.1.2	＜出力項目＞ ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・減免事由及び減免開始年度等		必須			
内部	29	期限付き課税免除及び減 免一覧		指定した年度が課税免除及び減免の適用を受ける最終年度である非居住宅を確認するための概要。 指定した年度において、課税免除・減免適用の最終年度を迎える非居住宅及び納税義務者の一覧表で、 課税免除・減免事由及び課税免除・減免開始年度等が記載されている。	指定した年度において課税免除・減免の適用を受ける最終年度と なっている非居住宅 ・課税免除・減免事由を指定できること	実施必 須概要	—	—	EUCで代替可	1.20 3.1.2	＜出力項目＞ ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・課税免除・減免事由及び課税免除・減免開始年度等		必須			
外部	30	徴収猶予決定通知書		徴収猶予決定者に対して送付する徴収猶予決定通知書	・徴収猶予を行うことが決定した住宅	実施必 須概要	汎用紙	A4縦	—	3.2.2	＜出力項目＞ ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・徴収猶予決定日 ・徴収猶予事由 ・徴収猶予期間満了日		必須			
外部	31	徴収猶予不許可通知書		徴収猶予の不許可を決定した非居住宅の所有者（納税義務者）に対して送付する徴収猶予不許可決 定通知書 徴収猶予を認めない旨及びその理由を記載する。 ※納税通知書とは別途送付（条例14条3項）	・徴収猶予の申出を認めないことが決定した住宅	実施必 須概要	汎用紙	A4縦	—	3.2.2	＜出力項目＞ ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・徴収猶予不許可決定日 ・徴収猶予不許可事由及びその理由		必須			
外部	32	徴収猶予税額試算書		徴収猶予対象者（納税義務者）の便宜に資するため、猶予期間中の毎年度、徴収猶予に係る税額を試算 し、送付する徴収猶予税額試算書 おまて試算であり、納税義務者を確定する効力を有するものではなく、これに対する不服申立ても認められない （不服申立ての指示不要）。	・徴収猶予対象者	実施必 須概要	汎用紙	A4縦	—	3.2	＜出力項目＞ ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所） ・徴収猶予税額 ・徴収猶予期間満了日		必須			
内部	33	徴収猶予税額試算書発送 簿		徴収猶予税額試算書の送付先リスト	・指定した年度又は期間内に試算書を発送した対象	実施必 須概要	—	—	EUCで代替可	3.2	＜出力項目＞ ・納税義務者情報（氏名等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所）		必須			
内部	34	徴収猶予税額試算書引抜 一覧		指定した任意の期間内に送付先情報の変更があった試算書の一覧表	・指定した任意の期間内に送付先情報の変更があった試算書	実施必 須概要	—	—	EUCで代替可	3.2			必須			
外部	35	猶予期間満了予定通知書		徴収猶予期間の経過後も当該住宅が引き続き非居住宅であると見込まれる住宅の所有者（納税義務 者）に対して送付する猶予期間満了予定通知書（納税通知書）	・（月次で）翌々月中に徴収猶予期間を満了する徴収猶予対象 者	実施必 須概要	汎用紙	A4縦	—	3.2.7	＜出力項目＞ ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先住所） ・猶予期間満了日 ・猶予税額情報（猶予期間内の全ての年度の税額に係る情報） ・納期（＝猶予期間満了日）		必須			
内部	36	猶予期間満了予定通知書 発送簿		猶予期間満了予定通知書の送付先リスト	・指定した年度又は期間内に通知書を発送した対象	実施必 須概要	—	—	EUCで代替可	3.2.7	＜出力項目＞ ・納税義務者情報（氏名等） ・送付先情報（送付先氏名、送付先住所）		必須			
内部	37	猶予期間満了予定通知書 引抜一覧		指定した任意の期間内に更正や送付先情報の変更があった猶予期間満了予定通知書の一覧表	・指定した任意の期間内に送付先情報の変更があった通知書	実施必 須概要	—	—	EUCで代替可	3.2.7			必須			

009001 7. 概要要件 024非居住宅宅利活用促進税

利用 区分 内/外	通し 順番	概要名称	概要ID	概要概要（概要の用途）	主な出力条件	実施区 分	用紙 （外部用紙）	用紙サイズ （外部用紙）	代替可否 （内部用紙）	機能要件との対応	備考	案件の考え方・場 由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ヘンク回答）	
													要請分類	固有の事情等	案件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
外部	38	徴収猶予取消通知書		徴収猶予の取消しを決定した非居住宅宅の所有者（納税義務者）に対して送付する徴収猶予取消通知書 徴収猶予を取り消す旨及びその理由を記載する。 ※納税者からの申出によるない取消しの場合、あらかじめ、徴収猶予を取り消す旨及び引明の機会が付与される旨記載された書面を送付する。	・徴収猶予の取消しの対象者	実施必須標準票	汎用紙	A4縦	—	3.2.9	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・徴収猶予を取り消す旨及びその理由		必須			
外部	39	納税義務免除決定通知書		納税義務免除の申告者に対して、納税義務を免除することが決定した旨通知する納税義務免除決定通知書 対象の非居住宅宅、該当する要件（納税義務免除事由）及び納税義務免除税額を記載する。	・納税義務を免除することが決定した住宅	実施必須標準票	汎用紙	A4縦	—	3.3.1	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・納税義務免除決定日 ・納税義務免除事由 ・納税義務免除税額		必須			
外部	40	納税義務免除不許可通知書		納税義務免除の不許可を決定した非居住宅宅の所有者（納税義務者）に対して送付する納税義務免除不許可決定通知書 納税義務免除を認めない旨及びその理由を記載する。	・納税義務免除の申告を認めないことが決定した住宅	実施必須標準票	汎用紙	A4縦	—	3.3.1	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・納税義務免除不許可決定日 ・納税義務免除不許可事由及びその理由		必須			
内部	41	徴収猶予一覧		徴収猶予の対象となる非居住宅宅を確認するための概要。 指定した年度又は期間において、徴収猶予となっている非居住宅宅及び納税義務者の一覧表で、徴収猶予事由（事実発生日等）が記載されている。 適用開始年度、適用終了年度が記載されていること	・指定した年度又は期間において徴収猶予の対象となっている非居住宅宅 ・徴収猶予開始年度及び徴収猶予終了年度等を指定できること	実施必須標準票	—	—	EUCで代替可	3.2.6	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・徴収猶予事由（事実発生日等）、徴収猶予開始年度及び徴収猶予終了年度等		必須			
内部	42	徴収猶予満了予定リスト		月次で翌々月中に徴収猶予期間が満了する非居住宅宅を確認するための概要。 対象となる非居住宅宅及び納税義務者の一覧表で、徴収猶予決定日、徴収猶予事由、徴収猶予税額（延滞額）、徴収猶予期間が記載されている。	・（月次で）翌々月中に徴収猶予期間が満了する非居住宅宅	実施必須標準票	—	—	EUCで代替可	1.20 3.1.2	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・徴収猶予決定日、徴収猶予事由、徴収猶予税額、徴収猶予期間		必須			
外部	43	税額変更通知書		更正（税額変更）結果を納税義務者決定者に対して通知する税額変更通知書 対象の非居住宅宅、変更理由並びに変更前税額及び変更後税額を記載する。	・更正（税額変更）対象者	実施必須標準票	汎用紙	A4縦	—	3.4.3	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・送付先情報（送付先名、送付先住所） ・税額変更情報（税額変更決定日、変更理由、変更前税額・変更後税額など）		必須			
内部	44	更正対象者一覧		更正処理前後の税額を納税義務者ごとに確認するための概要。 指定した任意の期間内に指定した年度の更正処理を行った納税義務者の一覧表で、期別税額、年税額等の更正前後の情報が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる期間を指定できること。 ・対象となる課税客体を指定できること。 ・更正内容（増減防等）を指定できること。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実施必須標準票	—	—	EUCで代替可	3.4	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等） ・税額変更情報（税額変更決定日、変更理由、変更前税額・変更後税額など）		必須			
外部	45	課税台帳（閲覧用）		課税対象物件ごとに、課税台帳に記載されている事項が記載された概要 出力項目は任意に選択できること。	・納税義務者からの申出	実施必須標準票	汎用紙	A4横	—	1.3	<出力項目> ・課税台帳記載項目		必須			
内部	46	住宅台帳（内部用）		物件ごとに、住宅台帳に記載されている情報を確認するための概要	・指定した物件・年度・納税義務者	実施必須標準票	—	—	代替不可	1.1			必須			
外部	47	課税証明書（公課証明書）		証明書発行を申告した納税者に対して送付する課税証明書	・納税義務者からの申請	実施必須標準票	汎用紙	A4縦	—	4.5.1	<出力項目> ・税額情報 ・送付先情報（送付先名、送付先住所）		必須			
外部	48	共有者氏名表（外部用）		共有者グループを構成する共有者を記載した概要。 共有者の一覧表で氏名、住所、持分割合等が記載されている。 ※税金を持ち分て所掌すると共に使用されることを想定。土地と家屋の所有者が異なっても問題ないが、土地の所有者が家屋の分を請求する等。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる指定家屋（土地、家屋）を指定する。 ・対象となる共有者を指定できること。	実施必須標準票							必須			
内部	49	住宅敷地未特定リスト		住宅部分のあると思われる家屋の敷地が特定されていない家屋の一覧。	・実所在地前項目に入力されていない住宅	実施必須標準票	—	—	EUCで代替可	1.1.2	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等）		必須			
内部	50	住宅敷地非課税リスト		住宅部分のあると思われる家屋の敷地が非課税である場合、誤って特定されていないか確認する。	・実所在地前項目に入力されている土地が非課税である住宅	実施必須標準票	—	—	EUCで代替可	1.1.2	<出力項目> ・対象住宅情報（所有者（固定資産税の納税義務者）、所在地等）		必須			

009001 7. 帳票要件 024非居住宅利活用促進税

利用 区分	通し 項番	帳票名称	帳票ID	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	実施区 分	用紙 （外部帳票）	用紙サイズ （外部帳票）	代替可否 （内部帳票）	機能要件との対応	備考	事件の考え方・理 由	本市要求事項		要求事項への対応予定（ベンダ設置）	
													基礎分類	固有の事情等	要件対応方針	対応方針の詳細及び補足事項
内部	51	死亡者課税一覧リスト		（要検討） ※行々増点は、所有者変更等の理由を登録しておく機能が必要。売却、相続、死亡など。		実施必 須帳票							必須			
内部	52	課税決定決定表		課税決定する際に、内部で決裁するための帳票	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる固定資産（土地・家屋・償却資産）を指定できること。	実施必 須帳票							必須			
内部	53	統計資料		京都市税務統計対応用 ○課税客件数 ○納税義務者数 ○課税標準額（市計） ○調定額（市計） ○課税免除件数・額 ○減免件数・額（明細も） ○京都市非居住宅利活用促進税条例第14条第1項に基づく徴収の猶予（課税の一時停止）件数・ 納税義務者数・課税標準額・調定額 ○京都市非居住宅利活用促進税条例第15条第1項に基づく徴収猶予の取消しにより課税すること になった件数・納税義務者数・課税標準額・調定額 ○京都市非居住宅利活用促進税条例第16条第1項に基づいて納税義務を免除した件数・納税義務 者数・課税標準額・調定額 ○非居住宅の課税未納額 ○免除点未満家数（非居住宅の調査はしていない） ○免除点未満家数分佈（免除判定＝居住割合×家数評価額） ○現年度課税現年調定（収納から） ○過年度課税現年調定（収納から）	指定した年度における指定した項目の件数等	実施必 須帳票	—	—	EUCで代替可	7.4.1		必須				
内部 ・外部	54	納税証明書 完納証明書 還付決定書（決裁用） 還付決定通知書		収納管理機能で実施される帳票について、非居住宅税においても発行可能とする。		実施必 須帳票					必要性については今後検討		必須			

【様式第7号】非機能要件_凡例

項目		説明
ガバメントクラウドに構築するシステムの非機能要件の標準	項番	ガバメントクラウドに構築するシステムの非機能要件の標準の内容を記載している。 ※「備考」欄の「利用ガイド」とは、「非機能要求グレード（地方公共団体版）利用ガイド」（平成 26年3月・JLIS作成）を指す。 ※「備考」欄の【京都市の備考】に本市として求める要件を追記している。
	大項目	
	中項目	
	メトリクス（指標）	
	メトリクス説明	
	レベル	
	クラウド調達時の扱い ¹	
	利用ガイドの解説 ²	
	選択レベル（デジタル庁の標準）	
	選択時の条件	
	備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	
選択レベル（京都市）	—	非機能要件の標準に対し、本市として求める選択レベルを記載している。
対応方針回答欄	対応方針	本市として求める非機能要件に対する対応方針をご記入ください。 ○・・・本市の求める要件を満たす。 ×・・・本市の求める要件を満たせない。
	対応方針の詳細説明及び補足事項	対応方針の詳細説明及び補足事項をご記入ください。 ○の場合・・・制約や条件がある場合は対応方針の詳細説明及び補足事項に記述すること。 ×の場合・・・選択レベルを下げる合理的な理由や代替方法等を対応方針の詳細説明及び補足事項に記述すること。

非機能要求グレード活用シート I 全庁的要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い ¹	利用ガイ ドの 解説 ²	選択レベル (デジタル庁 の標準)	選択時の条件	【+】【-】 条件 ³	レベル							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)	対応方針回答欄				
										-	*	0	1	2	3	4			5	対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項		
C.1.2.2	運用・保守性	通常運用	外部データの 利用可否	外部データによりシステムのデータが復旧可能かどうか確認するための項目。 外部データとは、当該システムの範囲外に存在する情報システムの保有するデータを指す（例：住民基本4情報については、住基ネットの情報がある等）。	○		2	システムの復旧に外部データを利用できない	全データを復旧するためのバックアップ方式を検討しなければならないことを想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部データによりシステムの全データが復旧可能	外部データによりシステムの復旧に外部データを利用できない				【注意事項】 外部データによりシステムのデータが復旧可能な場合、システムにおいてバックアップ設計を行う必要性が減るため、検討の優先度やレベルを下げて考えることができる。 外部に同じデータを持つ情報システムが存在するため、本システムに障害が発生した際には、そこから抽出したデータによって情報システムを復旧できるような場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる可以考虑される。	2	システムの復旧に外部データを利用できない			
C.2.3.5	運用・保守性	保守運用	OS等/パッチ適用 タイミング	OS等/パッチ情報の展開とパッチ適用のポリシーに関する項目。 OS等は、サーバー及び端末のOS、ミドルウェア、その他のソフトウェアを指す。 脆弱性に対するセキュリティパッチなどの緊急性の高いものは速やかに適用する。	○	P29	4	緊急性の高いパッチは速やかに適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	緊急性の高いパッチを除くと、定期保守時にパッチを適用するのが一般的と想定。 [-]外部と接続することが全くない等の理由で緊急対応の必要性が低い場合（リスクの確認がとれている場合）。 [-]外部と接続することがある等の理由で緊急対応の必要性が高い場合（リスクの確認がとれている場合）。	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	緊急性の高いパッチは速やかに適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	緊急性の高いパッチは速やかに適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	新規のパッチがリリースされる場合に適用を行う	【注意事項】 リリースされるパッチの種類（個別パッチ／集合パッチ）によって選択レベルが変わる場合がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること（E.4.3.4）。 また、マイナンバー利用事務系のOSについては最新のパッチを速やかに適用すること。 なお、パッチを適用する際には事前検証を実施した上で速やかに適用することが望ましい。 【外部とは】 インターネットに接続した環境又は閉域環境の条件を満たさない環境。閉域環境とは「L2SW/L3SWによる通信経路の限定を行い、かつ、ファイアウォールによる通信プロトコルの限定等を行うことで必要な通信に制限をしている環境」を指す。	4	緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う		
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・制約条件	遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	ユーザが遵守すべき情報セキュリティに関する規程やルール、法令、ガイドライン等が存在するかどうかを確認するための項目。 なお、遵守すべき規程等が存在する場合は、規定されている内容と矛盾が生じないよう対策を検討する。 （例） ・情報セキュリティに関する法令 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・その他のガイドライン ・その他のルール	○		1	有り	セキュリティポリシー等を遵守する必要があることを想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り				【注意事項】 規程やルール、法令、ガイドライン等を確認し、それらに従い、セキュリティに関する非機能要求項目のレベルを決定する必要がある。 【京都市の備考】 個人情報保護法、京都市セキュリティポリシー、システム標準化の基本方針及びその他の各標準仕様書等に遵守する必要がある	1	有り			
E.2.1.1	セキュリティ	セキュリティリスク分析	リスク分析範囲	システム開発を実施する中で、どの範囲で対象システムの脅威を洗い出し、影響の分析を実施するかの方針を確認するための項目。 なお、適切な範囲を設定するためには、資産の洗い出しやデータのライフサイクルの確認等を行う必要がある。 また、洗い出した脅威に対して、対策する範囲を検討する。	○		1	重要度が高い資産を扱う範囲	重要情報が取り扱われているため、脅威が現実のものとなった場合のリスクも高い。そのため、重要度が高い資産を扱う範囲に対してリスク分析する必要がある。 [-] 情報の移動や状態の変化が大きい場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	分析なし	重要度が高い資産を扱う範囲	対象全体			【レベル1】 重要度が高い資産は、各自治体の情報セキュリティポリシーにおける重要度等に基づいて定める（重要度が最高位のものと同等）。 【京都市の備考】 京都市情報セキュリティ対策基準の「重要性1」に該当する情報資産を対象（原則として全ての個人情報等は対象）。	1	重要度が高い資産を扱う範囲			
E.4.3.4	セキュリティ	セキュリティリスク管理	ウイルス定義ファイル適用 タイミング	対象システムの脆弱性等に対応するためのウイルス定義ファイル適用に関する適用範囲、方針及び適用のタイミングを確認するための項目。	○	P30	2	定義ファイルリリース時に実施	ウイルス定義ファイルは、ファイルが公開されるとシステムに自動的に適用されることを想定。 [-]ウイルス定義ファイルが、自動的に適用できない場合（例えばインターネットからファイル入手できない場合）。	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	定義ファイルを利用しない	定期保守時に実施	定義ファイルリリース時に実施			【注意事項】 定義ファイルを適用するには事前検証を実施した上で速やかに適用することが望ましい。 最新のウイルス定義ファイル適用時に、ウイルス検索エンジンのアップデートも検討すること。	2	定義ファイルリリース時に実施			

非機能要求グレード活用シート I 全庁的要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い ¹	利用ガイ ドの 解説 ²	選択レベル (デジタル庁 の標準)	選択時の条件	【○】 ³ 条件 ³	レベル							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)	対応方針回答欄	
										-	*	0	1	2	3	4			5	対応方針
E.5.1.1	セキュリティ	アクセス・ 利用制限	管理権限を 持つ主体の 認証	資産を利用する主体(利用者や機器等)を識別するための認証を実施するか、また、どの程度実施するのかを確認するための項目。 複数回、異なる方式による認証を実施することにより、不正アクセスに対する抑止効果を高めることができる。 なお、認証するための方式としては、ID/パスワードによる認証や、ICカード認証、生体認証等がある。	○	P31	3 複数回、異なる方式による認証	攻撃者が管理権限を手に入れることによる、権限の乱用を防止するために、認証を実行する必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	実施しない	1回	複数回の認証	複数回、異なる方式による認証			3 複数回、異なる方式による認証		
E.5.2.1	セキュリティ	アクセス・ 利用制限	システム上の 対策における 操作制限	認証された主体(利用者や機器など)に対して、資産の利用等を、ソフトウェアにより制限するか確認するための項目。 例) ソフトウェアのインストール制限や、利用制限等、ソフトウェアによる対策を示す。	○		1 必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみ許可する。	不正なソフトウェアがインストールされる、不要なアクセス経路(ポート等)を利用可能にしている等により、情報漏洩の脅威が現実のものとなってしまうため、これらの情報等への不要なアクセス方法を制限する必要がある。 (操作を制限することにより利便性や、可用性に影響する可能性がある)		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみ許可する。					1 必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみ許可する。		
E.6.1.1	セキュリティ	データの 秘匿	伝送データの 暗号化の有 無	暗号化通信方式を使用して伝送データの暗号化を行う。 インターネットに直接接続せず、内部ネットワークのみに接続する情報システムの伝送において、意図のある攻撃から重要なデータを保護するための対策。	○	P31	2 すべてのデータを暗号化	インターネットに直接接続せず、内部ネットワークのみに接続する情報システムを想定。 【-】 インターネットに接続していない①を満たす閉域環境における伝送データにおいて、以下の②③双方の条件も満たす場合 ①L2SW/L3SWによる通信経路の限定を行い、かつ、ファイアウォールによる通信プロトコルの限定等を行うことで必要な通信に制限していること。 ②通信ログを取得していること。 ③インシデント管理及び対応を行うこと。	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	一部のデータを暗号化 (自治体の判断により暗号化対象とする伝送データを選定する)	すべてのデータを暗号化				2 すべてのデータを暗号化		
E.6.1.2	セキュリティ	データの 秘匿	蓄積データの 暗号化の有 無	ファイル・フォルダを暗号化するソフトウェアや、データベースソフトウェアの暗号化機能を使用して暗号化を行う。	○	P32	3 すべてのデータを暗号化	蓄積するデータについては、第三者に漏洩した場合でも、内容の判読ができないようすべてのデータの暗号化を実施する。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	認証情報のみ暗号化	重要情報を暗号化	すべてのデータを暗号化			3 すべてのデータを暗号化		
E.7.1.1	セキュリティ	不正追跡・監視	ログの取得	不正を検知するために、監視のための記録(ログ)を取得するかどうかの項目。 なお、どのようなログを取得する必要があるかは、実現する情報システムやサービスに応じて決定する必要がある。 また、ログを取得する場合には、不正監視対象と併せて、取得したログのうち、確認する範囲を定める必要がある。	○		1 必要なログを取得する	不正なアクセスが発生した際に、「いつ」「誰が」「どこから」「何を実行したか」等を確認し、その後の対策を迅速に実施するために、ログを取得する必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	取得しない	必要なログを取得する					1 必要なログを取得する		

非機能要求グレード活用シート I 全庁的要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の扱い ¹	利用ガイ ドの解説 ²	選択レベル (デジタル庁 の標準)	選択時の条件	【*】【-】 条件 ³	レベル							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)		対応方針回答欄	
										-	*	0	1	2	3	4	5			対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項
E.7.1.3	セキュ リティ	不正追 跡・監視	不正監視対 象(装置)	サーバ、ストレージ、ネットワーク機器、端末等 への不正アクセス等の監視のために、ログを 取得する範囲を確認する。 不正行為を検知するために実施する。	○		1 重要度が 高い資産 を扱う範 囲	脅威が発生した際に、それらを検知し、その後の 対策を迅速に実施するために、監視対象とする サーバ、ストレージ、ネットワーク機器、端末等の 範囲を定めておく必要がある。 【*】システム全体の監視が必要な場合	○	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	無し	重要度が 高い資産 を扱う範 囲	システム 全体						1 重要度が高い資産を扱う範 囲	
E.10.1. 1	セキュ リティ	Web対策	セキュアコー ディング、 Webサーバの 設定等による 対策の強化	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関 する対策を実施するかを確認するための項 目。Webシステムが攻撃される事例が増加して おり、Webシステムを構築する際には、セキュ アコーディング、Webサーバの設定等による対 策の実施を検討する必要がある。	○	P32	1 対策の強 化	オープン系の情報システムにおいて、データベ ース等に格納されている重要情報の漏洩、利用者へ の成りすまし等の脅威に対抗するために、Web サーバに対する対策を実施する必要がある。		仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	無し	対策の強 化						【京都市の備考】 「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様 モデルプラン」に基づき、必要な対策が取られていることの確 認を求める場合がある。	1 対策の強化	
E.10.1. 2	セキュ リティ	Web対策	WAFの導入 の有無	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関 する対策を実施するかを確認するための項 目。 WAFとは、Web Application Firewallのことであ る。	○	P33	0 無し	インターネットに直接接続せず、内部ネットワー クのみに接続する情報システムを想定。		仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	無し	有り						【注意事項】 インターネットに接続したWebアプリケーションを用いる場合 は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考え られる。 【京都市の備考】 ただし、ガバメントクラウドの構成上、特に必要があると認め られる場合は別途対応を行うこと。	0 無し	

1 クラウド調達時の扱い ○:クラウドの対象と成り得る項目 △:クラウドの対象となる場合がある項目 ー:通常クラウドの対象とならない項目
なお、本項目でクラウド調達に必要な項目を網羅している訳ではない。
2 利用ガイドの解説 Pxx: 利用ガイドのマトリクス詳細説明ページ
3 【*】【-】条件 ○:レベルの変更に条件がある項目

非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い ¹	利用ガイ ドの解説 ²	選択レベル	選択時の条件	【注-1】 条件 ³	レベル							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)	対応方針回答欄		
										-	*	0	1	2	3	4			5	対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項
A.1.3.1	可用性	継続性	RPO(目標復旧地点)(業務停止時)	業務停止を伴う障害が発生した際、バックアップしたデータなどから情報システムをどの時点まで復旧するかを定める目標値。 バックアップ頻度・バックアップ装置・ソフトウェア構成等を決定するために必要。	○	P35	2	1営業日前の時点(日次バックアップからの復旧)	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	復旧不要	5営業日前の時点(週次バックアップからの復旧)	1営業日前の時点(日次バックアップからの復旧)	障害発生時点(日次バックアップ一時保存データからの復旧)		3	障害発生時点(日次バックアップ一時保存データからの復旧)			
A.1.3.2	可用性	継続性	RTO(目標復旧時間)(業務停止時)	業務停止を伴う障害(主にハードウェア・ソフトウェア故障)が発生した際、復旧するまでに要する目標時間。 ハードウェア・ソフトウェア構成や保守体制を決定するために必要。	○	P35	2	12時間以内	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	1営業日以上	1営業日以内	12時間以内	6時間以内	2時間以内		3	6時間以内		
A.1.3.3	可用性	継続性	RLO(目標復旧レベル)(業務停止時)	業務停止を伴う障害が発生した際、どこまで復旧するかレベル(特定システム機能・すべてのシステム機能)の目標値。 ハードウェア・ソフトウェア構成や保守体制を決定するために必要。	○	P36	2	全システム機能の復旧	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	一部システム機能の復旧	全システム機能の復旧			2	全システム機能の復旧			
A.1.4.1	可用性	継続性	システム再開目標(大規模災害時)	大規模災害が発生した際、どれ位で復旧させるかの目標。 大規模災害とは、火災や地震などの異常な自然現象、あるいは人為的な原因による大きな事故、破壊行為により生ずる被害のことを指し、情報システムに甚大な被害が発生するか、電力などのライフラインの停止により、システムをそのまま現状に修復するのが困難な状態となる災害をいう。	○	P37	2	一ヶ月以内に再開	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	再開不要	数ヶ月以内に再開	一ヶ月以内に再開	一週間以内に再開	3日以内に再開	1日以内に再開	2	一か月以内に再開		
A.1.5.1	可用性	継続性	稼働率	明示された利用条件の下で、情報システムが要求されたサービスを提供できる割合。 明示された利用条件とは、運用スケジュールや、目標復旧水準により定義された業務が稼働している条件を指す。その稼働時間の中で、サービス中断が発生した時間により稼働率を求める。 一般的にサービス利用料と稼働率は比例関係にある。	○	P38	3	99.5%	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	95%	99%	99.5%	99.9%	99.99%	3	99.5%		

非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の扱い ¹	利用ガイ ドの解説 ²	選択レベル	選択時の条件	【注】 条件 ³	レベル								備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)	対応方針回答欄	
										-	*	0	1	2	3	4	5			対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項
B.1.1.1	性能・ 拡張性	業務処理 量	ユーザ数	情報システムの利用者数。利用者は、庁内、 庁外を問わず、情報システムを利用する人数 を指す。 性能・拡張性を決めるための前提となる項目 であると共にシステム環境を規定する項目で もある。また、パッケージソフトやミドルウェア のライセンス価格に影響することがある。	○		1 上限が決 まっている	基幹系システムの場合は、業務ごとに特定のユー ザが使用することを想定。		仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	特定ユー ザのみ	上限が決 まっている					【注意事項】 標準システムにおけるマトリクス「ユーザ数」を検討する際は、レベルを 選択した後にユーザ数を特定するのではなく、利用用途を踏まえてユーザ数 の数値化をした上でレベルを特定する。 例1) 標準システムの利用者は、一意のユーザ(ユーザA(担当課)、ユーザB (情報システム部門))であり、当分変更の余地はないため2名分を想定(レ ベルは「0:特定ユーザのみ」となる) 例2) 標準システムの利用者は、担当分担や組織変更などの利用人数変更を 考慮し、最大15名分あれば十分と想定(レベルは「1:上限が決まっている」と なる) 数値化された内容によっては、用意するクラウドサービスについて高コストな ものが求められる可能性があるため、精緻な数値化を行うとともに、要求する 数値(レベル)の必要性を十分に検討する必要がある。 なお、ベンダーとの調整において、当該項目の数値化を要しない等の整理が 行われた場合においては、必ずしも数値化を要するものではない。 この場合、自治体は「*ベンダーによる提案事項」を選択し、ベンダーの提案 事項を踏まえ検討する。	1 上限が決まっている		
B.1.1.2	性能・ 拡張性	業務処理 量	同時アクセ ス数	同時アクセス数とは、ある時点で情報システム にアクセスしているユーザ数のことである。 パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価 格に影響することがある。	○		1 同時アク セスの上 限が決ま っている	特定のユーザがアクセスすることを想定。		仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	特定利用 者の限ら れたアクセ スのみ	同時アク セスの上 限が決ま っている					【注意事項】 標準システムにおけるマトリクス「同時アクセス数」を検討する際は、レ ベルを選択した後に同時アクセス数を特定するのではなく、以下のように、利用 用途を踏まえて同時アクセス数の数値化をした上でレベルを特定する。 例1) 標準システムの利用者は、特定の業務担当者のみが利用し、同 時に最大2名がアクセスすることを想定 (レベルは「0:特定利用者の限られたアクセスのみ」となる) 例2) 標準システムの利用者は、業務の繁忙期などを鑑み、15名利用 者がいる前提で、最大10名の同時アクセスが発生することを想定 (レベルは「1:同時アクセスの上限が決まっている」となる) 数値化された内容によっては、用意するクラウドサービスについて高コストな ものが求められる可能性があるため、精緻な数値化を行うとともに、要求する 数値(レベル)の必要性を十分に検討する必要がある。 なお、ベンダーとの調整において、当該項目の数値化を要しない等の整理が 行われた場合においては、必ずしも数値化を要するものではない。 この場合、自治体は「*ベンダーによる提案事項」を選択し、ベンダーの提案 事項を踏まえ検討する。	1 同時アクセスの上限が決まっ ている		
B.1.1.3	性能・ 拡張性	業務処理 量	データ量(項 目・件数)	情報システムで扱うデータの件数及びデータ 容量等、性能・拡張性を決めるための前提とな る項目である。	○		0 すべて のデータ 件数、デー タ量が明 確である	要件定義時には明確にしておく必要がある。		仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	すべての データ件 数、デー タ量が「明 確」であ る	主要な データ件 数、デー タ量のみ が明確で ある					【レベル】 主要なデータ量とは、情報システムが保持するデータの中で、多くを占める データのことを言う。 例えば、住民記録システムであれば住民データ・世帯データ・異動データ等 がある。 なお、適切な構成でクラウドサービスを利用することで、拡張性を容易に確保 することが考えられる。 【注意事項】 レベル0は標準システムにおいて取り扱うすべてのデータ件数やデータ 量が特定できている場合を選択する。 レベル1は標準システムにおいて取り扱うすべてのデータ件数やデータ 量を特定することが困難な場合(少なくとも主要なデータの件数やデータ量 は明確になっている場合)を選択する。 レベル1の場合は、明確になっていないデータ件数やデータ量を考慮すると、 システム設計中や運用中において、データ件数やデータ量が変わり得る。将 来的なデータ容量枯渇やパフォーマンスなどの観点から検討した構成の検討、 および継続的なデータ件数やデータ量の監視を行う必要がある。 全部のデータ量が把握できていない場合は、国が示した「選択レベル」からレ ベルを上げることが考えられる。 数値化された内容によっては、用意するクラウドサービスについて高コストな ものが求められる可能性があるため、精緻な数値化を行うとともに、要求する 数値(レベル)の必要性を十分に検討する必要がある。 なお、ベンダーとの調整において、当該項目の数値化を要しない等の整理が 行われた場合においては、必ずしも数値化を要するものではない。 この場合、自治体は「*ベンダーによる提案事項」を選択し、ベンダーの提案 事項を踏まえ検討する。	0 すべてのデータ件数、デー タ量が明確である		

非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い ¹	利用ガイ ドの解 説 ²	選択レベル	選択時の条件	【注-1】 条件 ³	レベル							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)		対応方針回答欄			
										-	*	0	1	2	3	4				5	対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項	
B.1.1.4	性能・ 拡張 性	業務処理 量	オンラインリ クエスト件数	単位時間ごとの業務処理件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	○		0	処理ごと にリクエ スト件数 が明確で ある		仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	処理ごと にリクエス ト件数が 明確である	主な処理 のリクエス ト件数の みが明確 である						0	処理ごと にリクエスト 件数が 明確である			
B.1.1.5	性能・ 拡張 性	業務処理 量	バッチ処理件 数	バッチ処理により処理されるデータ件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	○		0	処理単位 ごとに処 理件数が 決まってい る		仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	処理単位 ごとに処 理件数が 決まってい る	主な処理 の処理件 数が決ま っている						0	処理単位ごと に処理件数が 決まっている			
B.2.1.4	性能・ 拡張 性	性能目標 値	通常時オンラ インレスポ ンスタイム	オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンスが必要かについて確認する。 アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・アクセス集中時・撤退運転時ごとにレスポンスタイムを決める。 具体的な数値は特定の機能又はシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。(例: Webシステムの参照系/更新系/一覧系など)	○	P39	3秒以内	管理対象とする処理の中で、通常時の照会機能などの大量データを扱わない処理がおおむね目標値を達成できれば良いと想定。 【-】遅くても処理出来れば良い場合、又は代替手段がある場合 【+】適用の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいことが明らかである場合	○	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	規定しない	10秒以内	5秒以内	3秒以内	1秒以内			3	3秒以内			
B.2.1.5	性能・ 拡張 性	性能目標 値	アクセス集中 時のオンラ インレスポ ンスタイム	オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンスが必要かについて確認する。 アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・アクセス集中時・撤退運転時ごとにレスポンスタイムを決める。 具体的な数値は特定の機能又はシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。(例: Webシステムの参照系/更新系/一覧系など)	○	P40	2	5秒以内	○	仕様の対 象としない	ベンダー による提 案事項	規定しない	10秒以内	5秒以内	3秒以内	1秒以内			3	3秒以内			

非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	クラウド 既適用の扱い 1	利用ガイ ドの解 釈2	選択レベル	選択時の条件	【注-1】 条件3	レベル								備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)	対応方針回答欄	
										-	*	0	1	2	3	4	5			対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項
B.2.2.1	性能・拡張性	性能目標値	通常時・ピーク時レスポンス遵守度合い	パッチシステム利用時に要求されるレスポンス。システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス(ターンアラウンドタイム)が必要かについて確認する。更に、アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時(※)・ピーク時・撤退運転時ごとに遵守度合いを決める、具体的な数値は特定の機能またはシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。 (例: 日次処理/月次処理/年次処理など) ※「通常時」とは、運用保守期間のうち、繁忙期間(住基業務であれば転入・転出の多い年度末・年度当初、個人住民税業務であれば確定申告時期・当初課税時期等)及び想定量を超える処理が発生した期間を除いた期間をいう。	○		2 再実行の余裕が確保できる	管理対象とする処理の中で、通常時のパッチ処理を実行し、エラーが発生するなどして処理結果が不正の場合、再実行できれば良いと想定。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	遵守度合いを定めない		所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる				【注意事項】 再実行をしない場合又は代替手段がある場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げるが考えられる。	2 再実行の余裕が確保できる		
B.2.2.2	性能・拡張性	性能目標値	アクセス集中時のパッチレスポンス遵守度合い	パッチシステム利用時に要求されるレスポンス。システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス(ターンアラウンドタイム)が必要かについて確認する。更に、アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・撤退運転時ごとに遵守度合いを決める、具体的な数値は特定の機能又はシステム分類ごとに決めておくことが望ましい。 (例: 日次処理/月次処理/年次処理など)	○		2 再実行の余裕が確保できる	管理対象とする処理の中で、ピーク時のパッチ処理を実行し、エラーが発生するなどして処理結果が不正の場合、再実行できる余裕があれば良いと想定 ピーク時に余裕がなくなる場合にはサーバ増設や処理の分割などを考慮する必要がある。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	遵守度合いを定めない		所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる				【注意事項】 再実行をしない場合又は代替手段がある場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げるが考えられる。 【京都市の備考】 繁忙期の処理が集中する時期においても、翌日の事務開始までに、適切な余裕を確保して実行が可能であること。	2 再実行の余裕が確保できる		
C.1.1.1	運用・保守性	通常運用	運用時間(平日)	業務主管部門等のエンドユーザが情報システムを主に利用する時間。(サーバを立ち上げている時間とは異なる。)	○	P40	1 定時内での利用(1日8時間程度利用)	開庁時間を定時と想定。 ※住民記録システム等、開庁時間の定時内において常時利用するシステムにおいては、選択レベル未満のレベルを採用することは想定されない 【-】不定期に利用する情報システムの場合 【+】定時外も頻繁に利用される場合、頻度ではないが計画された稼働延長がある場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定無し(不定期利用)	定時内での利用(1日8時間程度利用)	繁忙期は定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)	定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)	24時間利用		【注意事項】 情報システムが稼働していないと業務運用に影響のある時間帯を示し、サーバを24時間立ち上げても、それだけで24時間停止とは言わない。一般的に、クラウドサービスにおいては、仮想サーバやコンテナなど、サービス起動時間に対して費用が発生する。運用時間を必要最低限に留め、サービスを停止させることでクラウドにかかるコストの削減が見込まれる。 【京都市の備考】 繁忙期については1日12時間程度利用を想定する。	2 繁忙期は定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)		
C.1.1.2	運用・保守性	通常運用	運用時間(休日等)	休日等(土日/祝祭日や年末年始)に業務主管部門等のエンドユーザが情報システムを主に利用する時間。(サーバを立ち上げている時間とは異なる。)	○	P40	1 定時内での利用(1日8時間程度利用)	休日等の窓口開庁がある場合を想定。 【-】 休日の窓口開庁や休日出勤がない場合 【+】 定時外も頻繁に利用される場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定無し(原則利用しない)	定時内での利用(1日8時間程度利用)	定時外も頻繁に利用(1日12時間程度利用)	24時間利用			【注意事項】 一般的に、クラウドサービスにおいては、仮想サーバやコンテナなど、サービス起動時間に対して費用が発生する。運用時間を必要最低限に留め、サービスを停止させることでクラウドにかかるコストの削減が見込まれる。	1 定時内での利用(1日8時間程度利用)		
C.1.2.5	運用・保守性	通常運用	バックアップ取得開隔	バックアップ取得開隔	○	P41	4 日次で取得	全体バックアップは週次で取得する。しかし、RPO要件である、1日前の状態に戻すためには、毎日差分バックアップを取得しなければならないことを想定。 【-】 RPOの要件が【-】される場合 【+】 RPOの要件が【+】される場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	バックアップを取得しない	システム構成の変更など、任意のタイミング	月次で取得	週次で取得	日次で取得	同期バックアップ	【注意事項】 「全体・バックアップ」の「全体」は「データの全体」を指し示す。 【京都市の備考】 バックアップとアーカイブとを含めて障害発生時点までの復旧を行う。バックアップの方式は問わない。	5 同期バックアップ		
C.4.3.1	運用・保守性	運用環境	マニュアル準備レベル	運用のためのマニュアルの準備のレベル。	○		2 情報システムの通常の運用と保守運用のマニュアルを提供する	運用をユーザが実施することを想定。 【-】通常運用に必要なオペレーションのみを説明した運用マニュアルのみを作成する場合、又はユーザによる運用を想定していない場合 【+】 ユーザ独自の運用ルールを加味した特別な運用マニュアルを作成する場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	各製品標準のマニュアルを提供する	情報システムの通常の運用のマニュアルを提供する	情報システムの通常の運用のマニュアルを提供する	ユーザのシステム運用ルールに基づくカスタマイズされたマニュアルを提供する			【レベル】 通常運用のマニュアルには、サーバ・端末等に対する通常時の運用(起動・停止等)にかかわる操作や機能についての説明が記載される。保守運用のマニュアルには、サーバ・端末等に対する保守作業(部品交換やデータ復旧手順等)にかかわる操作や機能についての説明が記載される。 障害発生時の一次対応に関する記述(系切り替え作業やログ収集作業等)は通常運用マニュアルに含まれる。バックアップからの復旧作業については保守マニュアルに含まれるものとする。 なお、クラウドサービス上でのメンテナンス(一部サービスの提供終了や廃棄を含む)への対応に関するマニュアルについても想定される。	2 情報システムの通常運用と保守運用のマニュアルを提供する		
C.4.5.1	運用・保守性	運用環境	外部システムとの接続有無	情報システムの運用に影響する他システムや外部システム(自治体が管理に関与しないシステム)との接続の有無に関する項目。	○		1 他システムと接続する	庁内基幹系システムとして、住基と税などのように連携する他システムが存在することを想定。 【-】データのやり取りを行う他システムが存在しない場合 【+】外部システムに接続して、データのやり取りを行う場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	他システムと外部システムと接続しない	他システムと接続する	外部システムと接続する				【注意事項】 庁外の民間クラウド等で稼働する場合でも、内部ネットワークで接続する場合は庁内のシステムと位置づけること。 また、接続する場合には、そのインターフェース(接続ネットワーク・通信方式・データ形式等)について確認すること。	1 他システムと接続する		
C.5.2.2	運用・保守性	サポート体制	保守契約(ソフトウェア)の種類	保守が必要な対象ソフトウェアに対する保守契約の種類。	○		2 アップデート	ソフトウェアがバージョンアップした場合に、ベンダーがアップデートすることを想定。 【-】アップデート権を必要としない場合、かつ、バージョンアップの要否を都度検討し、必要な場合に依りて別契約によりバージョンアップを行う場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	保守契約を行わない	問い合わせ対応	アップデート					2 アップデート		

非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い ¹	利用ガイ ドの解 説 ²	選択レベル	選択時の条件	【注-】 条件 ³	レベル								備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)		対応方針回答欄		
										-	*	0	1	2	3	4	5				対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項	
D.1.1.2	移行性	移行時期	システム停止可能日時	移行作業計画から本稼働までのシステム停止可能日時。(例外発生時の切り戻し時間や事前バックアップの時間等も含むこと。)	○		4	利用の少ない時間帯(夜間など)	業務が比較的に少ない時間帯にシステム停止が可能。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し(必要な期間の停止が可能)	5日以上	5日未満	1日(計画停止日を利用)	利用の少ない時間帯(夜間など)	移行のためのシステム停止不可	【注意事項】 基幹業務システムにおいては、システム停止可能な日や時間帯が極めて限定的である。長期のシステム停止期間においても、システム停止可能日とその時間帯をあらかじめ定めておく必要がある。 なお、レベル5の「移行のためのシステム停止不可」は、一般的に並行稼働する複数システム間の移行において可能であり、移行作業に要する人的コストや必要機器等を考慮すると、移行リスクは低減できるが必要コストの負担が大きくなる可能性に留意すること。 停止可能日・時間を増やす場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げるが考えられる。 【レベル】 レベル0は情報システムの制約によらず、移行に必要な期間のシステム停止が可能であることを示す。レベル1以上は、システム停止に関わる(業務などの)制約が存在する上での、システム停止可能日時を示す。レベルが高くなるほど、移行によるシステム停止可能な日や時間帯など、移行計画に影響範囲が大きい制約が存在することを示している。	4	利用の少ない時間帯(夜間など)		
D.3.1.1	移行性	移行対象(機器)	設備・機器の移行内容	移行前の情報システムで使用していた設備において、新システムで新たな設備に入れ替え対象となる移行対象設備の内容。	○	P44	3	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える	業務アプリケーションも含めた移行がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	移行対象無し	移行対象設備・機器のハードウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のハードウェア、OS、ミドルウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替えて、さらに統合化する	【レベル】 移行対象設備・機器が複数あり、移行内容が異なる場合には、それぞれ合意すること。 【注意事項】 業務アプリケーション更改が無い場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げるが考えられる。 業務アプリケーションの更改程度が大きい場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げることが考えられる。	3	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える			
D.4.1.1	移行性	移行対象(データ)	移行データ量	旧システム上で移行の必要がある業務データの量(プログラム、移行データに含まれるPDFなどの電子帳票類を含む)。	○	P45	*	ベンダーによる提案事項	移行前システムのデータを抽出した上で、移行対象データを決定する必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	移行対象無し	1TB未満	10TB未満	10TB以上		【注意事項】 データベースの使用量をそのまま使用すると、ログデータなど移行には必要のないデータも含まれる場合がある。	*	ベンダーによる提案事項			
D.5.1.1	移行性	移行計画	移行のユーザ/ベンダー作業分担	移行作業の作業分担。	○		1	ユーザとベンダーと共同で実施	移行結果の確認等、一部を自治体職員が実施する形態を想定。 (注) 標準仕様標準のシステムから標準仕様標準のシステムに移行する場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	すべてユーザ	ユーザとベンダーと共同で実施	すべてベンダー			【注意事項】 最終的な移行結果の確認は、レベルに関係なくユーザが実施する。なお、ユーザデータを取り扱う際のセキュリティに関しては、ユーザとベンダーで取り交わしを行うことが望ましい。 ベンダーに移行作業を分担する場合については、既存システムのベンダーと新規システムのベンダーの役割分担を検討する必要がある。 【レベル】 共同で移行作業を実施する場合、ユーザ/ベンダーの作業分担を規定すること。特に移行対象データに関しては、旧システムの移行対象データの調査、移行データの抽出/変換、本書システムへの導入/確認、等について、その作業分担を規定しておくこと。	1	ユーザとベンダーと共同で実施			
F.1.1.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	構築時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省) ・個人情報保護法などシステムに関連する法令 ・ISO/IEC27000系など	○		1	制約有り	庁内規約などが存在する場合を想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り					【注意事項】 情報システムを開発する際に、機密情報や個人情報等を取り扱う場合がある。これらの情報が漏洩するリスクを軽減するために、プロジェクトでは、情報利用者の制限、入退室管理の実施、取り扱い情報の暗号化等の対策が施された開発用環境を整備する必要がある。 また運用予定地での構築が出来ず、別地に環境設定作業場所を設けて構築作業を行った上で運用予定地に搬入しなければならない場合や、逆に運用予定地でなければ構築作業が出来ない場合なども制約条件となる。	1	制約有り(重要な制約のみ適用)		
F.1.2.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	運用時の制約条件	運用時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省) ・個人情報保護法などシステムに関連する法令 ・ISO/IEC27000系など	○		1	制約有り	設置に関して何らかの制限が発生するセンターやマシンルームを前提として考慮。ただし条件の調整などが可能な場合を想定。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り					【京都市の備考】 ガバメントクラウドの利用に当たり、必要な制約を遵守すること。	2	制約有り(すべての制約を適用)		

1 クラウド関連時の扱い
2 利用ガイドの解説
3 【注-】条件

○:クラウドの対象と成り得る項目 △:クラウドの対象となる場合がある項目 ー:通常クラウドの対象とならない項目
なお、本項目でクラウド関連に必要な項目を網羅している訳ではない。
Pxx:利用ガイドのマトリクス詳細説明ページ
○:レベルの変更条件がある項目

非機能要求グレード活用シート Ⅲ実現方法要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 関連時の 扱い ¹	利用ガイ ドの解 説 ²	選択レベル	選択時の条件	【注】 条件 ³	レベル							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)	対応方針回答欄			
										-	*	0	1	2	3	4			5	対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項	
A.3.1.1	可用性	災害対策	復旧方針	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害時の業務継続性を満たすための代替の機器として、どこに何が必要かを定める。	○	P48	2	同一の構成で情報システムを再構築 災害発生後に調達したハードウェア等を使用し、同一の構成で情報システムを再構築することを想定 【-】運用の実現性を確認した上で、限定された構成等で情報システムを再構築することが許容できる場合 【+】運用の実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	復旧しない	限定された構成で情報システムを再構築	同一の構成で情報システムを再構築	限定された構成をDRサイトで構築	同一の構成をDRサイトで構築	【レベル】 レベル1及び3の限定された構成とは、復旧する目標に応じて必要となる構成(例えば、冗長化の構成は省くなど)を意味する。 【注意事項】 データセンター等の庁舎外にサーバを設置する場合は、庁舎がDRサイトの位置づけとなる場合もある。 DR(Disaster Recovery)サイトとは、災害などで業務の続行が不可能になった際に、緊急の代替拠点として使用する施設や設備のこと。 【京都市の備考】 複数リージョン利用のほか、ガバメントクラウド以外のクラウド、本市庁舎、データセンタ等をDRサイトに位置付けることも差し支えない。ただし、ネットワークの復旧も検討に含めること。	3	限定された構成をDRサイトで構築			
A.3.2.1	可用性	災害対策	保管場所分散度(外部保管データ)	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管する。	○		2	1ヶ所(遠隔地) 遠隔地1ヶ所 【+】運用の実現性を確認した上で、可用性を高めたい場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	1ヶ所(近隣の別な建物)	1ヶ所(遠隔地)	2ヶ所(近隣の別な建物と遠隔地)	2ヶ所(遠隔地)	【注意事項】 ここで遠隔地とは、主系サーバ等の設置場所と同時被災の恐れがない遠隔地であり、庁舎等の利用場所から見ての遠隔地ではない。 A.3.2.2(保管方法(外部保管データ))と合わせて考慮し、整合するようにレベルを選択すること。	2	1ヶ所(遠隔地)			
A.3.2.2	可用性	災害対策	保管方法(外部保管データ)	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するための方法。	○	P49	1	媒体による外部保管(バックアップ)、またはネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップ A.3.2.1と同じ拠点へのリモートバックアップを想定。 【+】媒体での外部保管とネットワーク経由でストレージへの遠隔保管による運用(バックアップ)の両方を必要とする場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管(バックアップ)しない	媒体による外部保管(バックアップ)、またはネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップ	媒体による外部保管(バックアップ)及びネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップの兼用			【注意事項】 A.3.2.1(保管場所分散度(外部保管データ))と合わせて考慮し、整合するようにレベルを選択すること。 近年のランサムウェアによるセキュリティインシデントが多発していることに鑑みると、リモートバックアップに加えて媒体による外部保管(バックアップ)を取得することも考えられる。	2	ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む			
C.1.2.3	運用・保守性	通常運用	データ復旧の対応範囲	データの損失等が発生したときに、どのようなデータ損失に対して対応する必要があるかを示す項目。	○	P50	1	障害発生時のデータ損失防止 障害発生時に決められた復旧時点(RPO)へデータを回復できれば良い。 【+】職員の作業ミスなどによって発生したデータ損失について運用の実現性を確認した上で業務への支障が起きることは明らかな場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	バックアップを取得しない	障害発生時のデータ損失防止	職員の作業ミスなどによって発生したデータ損失防止			【注意事項】 職員が一度正常に処理したデータについては、回復するデータには含まれない。	1	障害発生時のデータ損失防止			
C.1.3.1	運用・保守性	通常運用	監視情報	情報システム全体、あるいはそれを構成するハードウェア・ソフトウェア(業務アプリケーションを含む)に対する監視に関する項目。 監視とは情報収集を行った結果に応じて適切な処置に発報することを目指す。本項目は、監視対象としてどのような情報を発信するべきかを決定することを目的としている。 セキュリティ監視については本項目には含まない。【E.7.1 不正監視】で別途検討すること。	○	P51	4	レベル3に加えてリソース監視を行う 夜間の障害時にも、管理者に状況を通知し、すぐ対処が必要なのかどうかを判断するため、詳細なエラー情報まで監視を行うことを想定。 【-】障害時は地方公共団体の情報システム管理者又は地方公共団体より運用業務を委託され管理権限を保持する事業者がすぐに情報システムにアクセスできるため、詳細なエラー情報まで監視する必要がない場合 【+】通常よりも処理が集中されることが予想できパフォーマンス監視が必要な場合	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	監視を行わない	死活監視を行う	レベル1に加えてエラー監視を行う	レベル2に加えてエラー監視(トレース情報を含む)を行う	レベル3に加えてリソース監視を行う	レベル4に加えてパフォーマンス監視を行う	【レベル】 死活監視とは、対象のステータスがオンラインの状態にあるかオフラインの状態にあるかを判断する監視のこと。 エラー監視とは、対象が出力するログ等にエラー出力が含まれているかどうかを判断する監視のこと。トレース情報を含む場合は、どのモジュールでエラーが発生しているのか詳細についても判断することができる。 リソース監視とは、対象が出力するログや別途収集するパフォーマンス情報に基づいてCPUやメモリ、ディスク、ネットワーク帯域といったリソースの使用状況を判断する監視のこと。 パフォーマンス監視とは、対象が出力するログや別途収集するパフォーマンス情報に基づいて、業務アプリケーションやディスクの入出力、ネットワーク転送等の応答時間やスループットについて判断する監視のこと。 【運用コストへの影響】 エラー監視やリソース監視、パフォーマンス監視を行うことによって、障害原因の追究が容易となったり、障害を未然に防止できるなど、情報システムの品質を維持するための運用コストが下がる。 また、定期報告会には、リソース監視結果、パフォーマンス監視結果の報告は必須ではない。	4	レベル3に加えてリソース監視を行う		
C.5.9.1	運用・保守性	サポート体制	定期報告会実施頻度	保守に関する定期報告会の開催の要否。	○		3	四半期に1回		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	年1回	半年に1回	四半期に1回	月1回	週1回以上	【注意事項】 業務ごとの定期報告会の頻度を指す。 また、障害発生時に実施される不定期の報告会は含まない。 保守に関する報告事項が予め少ないと想定される場合、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる考えられる。 保守に関する報告事項が予め多いと想定される場合、国が示した「選択レベル」からレベルを上げる考えられる。	3	四半期に1回		

非機能要求グレード活用シート Ⅲ実現方法要求事項シート

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	メトリクス説明	クラウド 関連時の 要否 ¹	利用ガイ ドの 解説 ²	選択レベル	選択時の条件	【注】 条件 ³	レベル						備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)	対応方針回答欄				
										-	*	0	1	2	3			4	5	対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項	
C.5.9.2	運用・保守性	サポート体制	報告内容のレベル	定期報告会において報告する内容の詳しさを定める項目。	○		3	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	障害報告のみ	障害報告に加えて、運用状況報告を行う	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う		3	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う				
C.6.2.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	問い合わせ対応窓口の設置有無	ユーザの問い合わせに対して単一の窓口機能を提供するかどうかに関する項目。	○	P52	1	ベンダーの既設コールセンターを利用する		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問い合わせ対応窓口の設置について規定しない	ベンダーの既設コールセンターを利用する	ベンダーの常駐等専用窓口を設ける			【注意事項】 ここでは、ユーザとベンダー間における問い合わせ窓口の設置の有無について確認する。問い合わせ対応窓口機能の具体的な実現方法については、別途に具体化する必要がある。 問い合わせ対応窓口を設置する必要がある場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる可以考虑される。 運用の実現性を確認した上で、常駐作業員がいらない適切な保守・運用ができないと考えられる場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げ可以考虑される。 【京都市の備考】 一次受付をコールセンターとすることは許容されるが、専任の担当者による即時対応着手を目標とする。	2	ベンダーの常駐等専用窓口を設ける			
C.6.3.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	インシデント管理の実施有無	システムで発生するインシデントの管理を実施するかどうかを確認する。インシデント管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△		2	ベンダーに委託し、既存のインシデント管理のプロセスに従う		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	インシデント管理について規定しない	自治体において実施し、既存のインシデント管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存のインシデント管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規にインシデント管理のプロセスを規定する		【注意事項】 運用管理契約を行わない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる可以考虑される。 新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げ可以考虑される。	1	既存のインシデント管理のプロセスに従う			
C.6.4.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	問題管理の実施有無	インシデントの根本原因を追跡するための問題管理を実施するかどうかを確認する。問題管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△		2	ベンダーに委託し、既存の問題管理のプロセスに従う		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問題管理について規定しない	自治体において実施し、既存の問題管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存の問題管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規に問題管理のプロセスを規定する		【注意事項】 運用管理契約を行わない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる可以考虑される。 新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げ可以考虑される。	1	既存の問題管理のプロセスに従う			
C.6.5.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	構成管理の実施有無	リリースされたハードウェアやソフトウェアが適切にユーザ環境に構成されているかを管理するための構成管理を実施するかどうかを確認する。構成管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△		2	ベンダーに委託し、既存の構成管理のプロセスに従う	○	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	構成管理について規定しない	自治体において実施し、既存の構成管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存の構成管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規に構成管理のプロセスを規定する			1	既存の構成管理のプロセスに従う			
C.6.6.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	変更管理の実施有無	ハードウェアの交換やソフトウェアのパッチ適用、バージョンアップ、パラメータ変更といったシステム環境に対する変更を管理するための変更管理を実施するかどうかを確認する。変更管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△		2	ベンダーに委託し、既存の変更管理のプロセスに従う		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	変更管理について規定しない	自治体において実施し、既存の変更管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存の変更管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規に変更管理のプロセスを規定する		【注意事項】 運用管理契約を行わない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる可以考虑される。 新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げ可以考虑される。	1	既存の変更管理のプロセスに従う			
C.6.7.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	リリース管理の実施有無	承認された変更が正しくシステム環境に適用されているかどうかを管理するリリース管理を実施するかどうかを確認する。リリース管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△		2	ベンダーに委託し、既存のリリース管理のプロセスに従う		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リリース管理について規定しない	自治体において実施し、既存のリリース管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、既存のリリース管理のプロセスに従う	ベンダーに委託し、新規にリリース管理のプロセスを規定する		【注意事項】 運用管理契約を行わない場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる可以考虑される。 新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げ可以考虑される。	1	既存のリリース管理のプロセスに従う			
D.1.1.1	移行性	移行時期	システム移行期間	移行作業開始から本稼働までのシステム移行期間。	○		4	2年未満		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	システム移行無し	3ヶ月未満	半年未満	1年未満	2年未満	2年以上	【注意事項】 期間短縮の場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる可以考虑される。 さらに長期期間が必要な場合は、国が示した「選択レベル」からレベルを上げ可以考虑される。	5	2年以上		
D.1.1.3	移行性	移行時期	並行稼働の有無	移行作業から本稼働までのシステムの並行稼働の有無。	○		1	有り		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	有り				【レベル1】 並行稼働有りの場合には、その期間、方法等を規定すること。 【注意事項】 移行のためのシステム停止期間が確保可能であり、並行稼働しない場合、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる可以考虑される。	1	有り			

非機能要求グレード活用シート Ⅲ実現方法要求事項シート

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹	利用ガイ ドの解説 ²	選択レベル	選択時の条件	【注】 条件 ³	レベル							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	選択レベル (京都市)	対応方針回答欄			
										-	*	0	1	2	3	4			5	対応方針	対応方針の詳細説明 及び補足事項	
E.3.1.2	セキュリティ	セキュリティ診断	Webアプリケーション診断 (指標)	Webアプリケーション診断とは、Webサイトに対して行うWebサーバやWebアプリケーションに対するセキュリティ診断のこと。	○		1 実施	内部ネットワーク経由での攻撃に対する脅威が発生する可能性があるため対策を講じておく必要がある。		仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	不要	実施						【注意事項】 内部犯を想定する必要がある場合、インターネットに接続したWebアプリケーションを用いない場合、国が示した「選択レベル」からレベルを下げる ことが考えられる。	1 実施		

1 クラウド調達時の扱い

2 利用ガイドの解説

3 【注】条件

○:クラウドの対象と成り得る項目 △:クラウドの対象となる場合がある項目 ー:通常クラウドの対象とならない項目
なお、本項目でクラウド調達に必要な項目を網羅している訳ではない。
Pxx: 利用ガイドのメトリクス詳細説明ページ
○:レベルの変更条件がある項目

システム構成図(1/1)	作成日 : xxxx/xx/xx
※ガバメントクラウド、データセンター等、各システムの範囲が分かるよう記載ください。	

ソフトウェア構成一覧表

[illegible]

※備考には、OS、DBMS、パッケージ、ミドルウェア等の区別を記述すること。

※区分は、以下の記号を記入すること。

- ：開発機器関係のソフトウェア
 ■：本番・保守関係のソフトウェア

(サンプル) ソフトウェア一覧表

[illegible]

※備考には、OS、DBMS、パッケージ、ミドルウェア等の区別を記述すること。

※区分は、以下の記号を記入すること。

□：開発機器関係のソフトウェア

■：本番・保守関係のソフトウェア

業務システムサーバ構成一覧表

[illegible]